蘇武綠郎編著

明治史總覽

東京
明治史刊行會

緒言

一　本書は從來の歴史型を打破し、その題簽の示すが如く、主に明治初期に於ける我が國の文化を中心として編纂したもので、その方面に於ては傳來の由來、發生の起原を究明し、眞に明治初期の文化史としての使命を明かにした積りである。

二　本書編纂頭初の計畫は明治時代を全四巻（四册）に分ち、幕末から明治十年（西南役）までを第一巻、同十一年頃から同二十七八年頃までを第二巻、日清戰役後から日露戰役後までを第三巻、明治時代の歴史圖錄と目次を併せて第四巻として菊判約壹千頁のものを全四巻に纒め、各巻に政治・經濟・軍事・外交・敎育・宗敎・科學・文藝・美術工藝・風俗の十章を設けて詳說する豫定で編纂に着手したのであるが、ロ村信郎の分擔した幕末維新史と蘇武綠郎の受持つた經濟篇等が意外に枚數が多くなり、編纂上に非常な狂ひを生じ、爲めに豫定を急變し全五巻に分册して發行する事になつたので、內容見本の示すが如く第一巻を二册に分ちて第一巻、第二巻とし、第一巻には政治・經濟・軍事・科學・美術工藝・風俗の六篇を收め、第二巻には政治（第一巻の殘部）・經濟（同上）・外交・敎育・宗敎・文藝・美術工藝（第一巻の殘部）の七篇を收めて發行する事にした。

三　第一卷の第一章政治篇は口村佶郎が西村眞次博士の國民の日本史、井野邊茂雄博士の幕末維新史の研究、藤井甚太郎學士の綜合日本史大系明治編等を參考として書いたもの、軍事篇は今關良雄が吉野作造博士の明治文化全集軍事篇を參考として編述したもの、科學篇は江藤均が長崎と海外文化・富士川游博士の醫學史及び博文館の發行せる江戸時代の科學を參考として編纂したものであるから、茲に特記してその出所を明かにして置く。

四　前記の如く、第一卷・第二卷は頁數の都合上、一冊を二卷に分冊するの止むなきに至つたが、第三・第四の兩卷は豫定通りの內容に正常化すべく努力してゐるから、特にこの點は御諒承を願ひたい。

五　本書の編纂に際し參考に供した書籍の主なるものは前記井野邊博士・西村博士・富士川博士及び長崎市役所・博文館等の諸書の外、明治大正史・近代世相全史・明治文化版畫大鑑・明治時代文化記錄集成・明治大正昭和歷史資料・幕末明治新聞全集・明治大年表・明治事物起原・明治政治年表・歷史年表・國史大年表・明治財政史綱・明治金融史・明治政黨史・明治議會史・明治文藝史・日本工業史・日本商業史・明治大正文化講話・明治思想史・明治商工誌・橫濱開港五十年史・橫濱市史稿・明治財政史・橫濱沿革誌・橫濱みやげ・橫濱社會辭彙・橫濱奇談(譚)・橫濱はなし・長崎夜話草・長崎先民傳・開國五十年史・印刷局沿革錄・本木昌造、平野富二傳・明治工

業史・明治文化全集・秀英舎沿革誌・鐵道五十年史・教育制度五十年史・明治新史・明治史要・明治開化史・明治外史・明治沿革史・太政紀要・明治政覽・明治太平記・通俗近世史略・明治政史・明治歴史・明治日本政記・明治史等であるが、漫淡明治初年、幕末回顧錄・江戸は過ぎる・明治百話・維新前後・江戸から東京等の如き回顧錄等を始め、島田一郎五月雨日記の如き明治草双紙・ピストル强盜清水定吉・自轉車お玉等の如き明治探偵實話に至つてはその數實に約四百種を參考としたから、玆に特記して是等諸書の著者及び發行所に對し、心から敬意を表する。

六　本書の編纂に際し鈴木重瓊麿・石川巖・鈴木清太郎の三君から直接間接指示を受けた、就中材料の蒐集に就ては石川巖君、明治堂の三橋彥次郎君、同支店の齋藤桃介君、沼津市古典社の渡邊太郎君、赤春堂の山路信君、辰巳屋主人から絕大な援助を受けた。これ亦玆に特記して謝意を表する。

昭和十一年一月二十日

編纂代表者　蘇武綠郎

明治史總覽　第一巻

目次

第一章　政治篇

第二章 經濟篇

第三章 軍事篇

第五章　美術工藝篇

第六章　風俗篇

幕末の國際關係
黒船の渡來
米國水師提督ペルリの來航
戸田伊豆守氏榮
プリモウス サラトガ
中島三郎助
堀 辰之助
旗艦サスクエハンナ號
ミスシツピー號
海軍大尉コンチー
國書捧呈

第一章 政治篇

第一節 幕末の國際關係

一 黒船の渡來

嘉永六年六月三日、米國水師提督ペルリは軍艦サスクエハンナ・ミスシツピー・プリモウス・サラトガの四隻を率ゐて突如浦賀灣頭に現れたが、やがて方向を轉じ江戸灣を指して航行し、鴨居邊に投錨した。實に青天の霹靂だつた。この意外の突發事件に驚異の眼を瞠つたのは浦賀奉行戸田伊豆守氏榮で、彼は直に城兵百餘名を小舟十數艘に分乘せしめ黒船に漕ぎ付けたが、米艦は之を近寄せず、艦上から武器を以つて威嚇した。そこで伊豆守は更に與力中島三郎助に通譯堀辰之助を付し、米艦に赴かしめて交渉を開始した。中島三郎助等は佛文で認めた來港拒絶書を携へ、旗艦サスクエハンナ號に赴いて交付したが、受領せざるを以て、更にミスシツピー號に赴いて交付した、然るに同艦でも何等回答を與へないので、止むを得ず再びサスクエハンナ號に赴いて交渉した結果、同艦の通譯は、「この艦隊司令官は日本に於ける最高の地位にある人でなければ面會をせぬ、早々歸れ」といふ、極めて傲慢な回答だつたが、中島等は强ひて上艦を要求した結果、漸く梯子を下されて艦長室へ案内された。併しペルリは出て來らず、僅かに海軍大尉コンチーが面會し、國書を持參して來てゐるから、之が交渉には相當高位に在る人を出されんことを望むと述べた。中島はかゝる談判は從來一切長崎に於て爲すべき慣例を說き、この艦隊を長崎に廻航し、彼地の役人と交渉されんことを望むと答へたが、コンチーは之れに應ぜず、貴國の慣例は然りとするも 長崎は江戸に遠くして不便である、この

平和通商を求む

地は江戸にも近いし、貴國政府との交渉には好適の地であるから、他地方に轉ずる事はできない。一刻も早く國書を受取るべき御手配をせられたい。米國の目的は唯貴國と平和通商を開始するにある、御安心されて宜しいと言ふのであつた。中島は、然らば明日上役の者が參るであらうと告げて奉行所へ歸り、委細を奉行伊豆守に復命した。戸田氏榮は直ちに騎馬に鞭打つて、急使を江戸へ走らせた。

浦賀住民の周章狼狽

この夜の光景を見るに、浦賀の住民はスワ一大事が始まれりとなし、炬火を點じ半鐘を打ち鳴らし、今にも戰爭が始まるものとなし、周章狼狽なす所を知らず、或る者は早や逃げ支度を調へて東奔西走し、警固の武士は嚴めしく山上山下に幔幕を張り廻し、焚き連ねた篝火は炎々天を焦し、旌旗は風に飜つて、ひたすら疑惧と不安のうちに夜は次第に更けて行つた。

急使江戸に到着す
將軍德川家慶
江戸城會議
老中阿部正弘

急使は江戸に着した。黑船來る、との飛報が江戸市民に知れわたると、さながら世界破滅の豫報の如き觀を呈し、三百年の泰平に醉へる江戸城中の驚愕は言語に絕した。折しも病中の將軍家慶は深く之を憂ひ、直ちに老中阿部正弘をはじめ諸役人を召し、會議を開かしめたが、何れも意外の變に驚いて爲す所を知らず、言を發する者さへ無かつた。唯當面の處置として、夷艦が不意に內海に乘り込み來りて無法な擧動あるやも測り難いから、差當り應急策として先づ毛利・細川・蜂須賀等の大藩に命じて品川・洲崎・神奈川・本牧・伊豆の下田・大島邊の海岸を嚴重に防備せしめる事にした。命を受けた諸藩は卽時に人數を繰り出し持場持場の海岸に大砲を据付け、家紋のついた旌旗を飜し、示威的警戒をなした。併し大砲が不足してゐたので、滑稽にも釣鐘、半鐘の口を揃へて大砲に擬したといふ風說も傳はつてゐるが、恐らく訛傳であらう。

海岸防備
久里濱國書受授
戸田伊豆守
伊東石見守
林大學頭
國書の捧呈

一方米艦に對しては其儘に放置するわけにも行かないので林大學頭を浦賀に遣して命を傳へ、同六月九日浦賀から約三十町を隔つる久里濱に於て國書を受取ることゝなり、戸田伊豆守、伊東石見守、林大學頭の三人がその任に當ることに定められた。この日浦賀に於ては早朝から準備を整へ、法螺貝が響きわたると先驅

香山榮左衛門
ブカナン大佐
ペルリ久里濱に上陸す
戸田釆女正
松平大和守
松平下總守
井伊掃部頭
松平肥後守
黒川十太夫
國書を江戸に送致
米國大統領の書翰

につゞき、同心五十人が劍銃を執つて進發し、奉行戸田伊豆守は二本道具馬印一本、長柄二十本、銃砲四挺を携へて二騎兵卒二百人を從ひ、伊東石見守は二本道具銃砲二挺、馬印二本を携へて兵百人を從へ、浦賀を發して直ちに久里濱に着いた。與力香山榮左衛門、中島三郎助等は通辯を從へて米艦に赴き、米使の案内者となる。米艦も亦準備をとゝのへ、旗艦の短艇を卸し、艦長ブカナン大佐は先頭に立ち、提督ペルリ以下將校水兵等は正裝して乘込み、劉喨たる音樂の吹奏と共に出發し、隊伍整然、威容堂々として久里濱に上陸した。久里濱には南方住吉神社の下から北方平作川までの間に幔幕を張り、間口十間、奥行五間の應接所を設け、此處にペルリを導き、伊東、林、戸田の三委員がペルリと會見し、國書を受取つた。この日我が警兵の配置は、戸田釆女正の兵が百八十人、浦賀與力の引率する兵が五十人、松平大和守の兵が五百三十八人、松平下總守は兵船五十一艘に兵を五百人、井伊掃部頭の兵が二千百六十八人、松平肥後守の兵船が百二十一艘、黒川十太夫の兵が四千百六十八人、總勢約六千人で嚴重に四方を守備したので相當の示威にはなつたらしかつた。斯くて國書受取の事は、同日正午滯りなく濟み、受取つた國書は紫の袱紗に包んでこれを黒塗紋付の小箱に納め、更にそれを朱塗の具足箱に入れ林大學頭が之れを携へて江戸に歸り、閣老の許へ差出した。

當日幕府の受理した公書の中、大統領から贈つたものを横濱開國五十年史から再錄すると、

北米合衆國大統領ミルラード、フヒルモーア、謹んで書を日本國皇帝に贈る（當時外國帝王、大統領から幕府に贈れる國書の宛名は皆日本國皇帝とある）

友愛なる日本皇帝、我は艦隊指令長官マツソー・シー・ペルリを派し、日本皇帝に左の事を證言することを命じたり。曰く今回使を派遣するは他意なし、唯日米兩國和親及び通商を圖らんとするにあり。合衆國の憲法、法律は他國の宗教及び政治に干涉するを許さず、特にペルリには日本の平和安寧を攪擾するの舉

あるべからざるを命じたり。我が領內カリフォルニヤの一州は一箇年に金を產出すること六千萬弗、銀、水銀、其他貴重の鑛物、貴重の貨物に乏しからず。日本亦富國なり、貴重の貨物多し、我は思ふ、兩國の通商貿易は兩國を益するものなりと。日本の古法和蘭・支那の外、外國貿易を許さざることは、我も之れを知る。然れども世界の形勢は一定不變なる能はず、其形勢に從ひ、新法を制定するは、國家に取りて必要なり。日本が外國貿易を禁じたると略ぼ同時に、我が合衆國は歐羅巴人に依りて、發明せられ、當時我が國は人口稀少にして、人民亦餘財なかりし。今は然らず、人口增殖し、貿易擴張せられたり。我國民は思ふ、貴國にして舊法を一變するの改革を爲さば、兩國の幸なりと。若し日本皇帝にして祖法を廢し、外國貿易を開くを不安なりと思はゞ、試みに五年若くは十年之を行ひ、貿易が國利にあらざる曉には、舊法を復活するも不可なきにあらずや。合衆國は近年まで數々外國の條約に制限を加へたることあれども、之れを緩ふするも、制限するも、本國の隨意自在にして、決して一定不變のものにあらず。

我は皇帝陛下に上言せんことを、國使に命じたる他の一事あり、每年カルフオルニア州より、支那に行く我が國の船舶、鯨獵をなす我が國多數の人民、貴國の沿岸を通航する時、暴風に遇ひ、破船することあり。其場合に當り我は望む、貴國は我が遭難人民を親切に待遇し、その財產を保護し、米本國より船舶の行くを待て、之れを引渡されんことを。貴國の領內に多量の石炭あることは、我之れを知れり。大洋航行の際我が船舶石炭に缺乏し、本國に歸るを得ざることあり。此場合に當り我は望む、貴國は石炭・糧食・飲用水を給與せられんことを。我が人民は無論その給與品に對し代價を拂はん。而して我は要望す、貴皇帝は我が國の船舶に便利なる貴國南部の港灣に碇泊することを許されんことを、この一事我の最も希望する所とす。

不腆の品、我は提督に命じて、陛下に進呈せしめたり。是素より高價物にあらず、唯是等の物品が我が

合衆國にて製造せられたる標本たることを陛下に示し。我が敬意と懇親とを表するに過ぎず。伏して祈る上帝は陛下を愛護し、福祉を與へられんことを。

證據のため、我は米國首府和盛頓に於て國璽を印し、我が名を記入したり、千八百五十二年十一月第十三日

大統領ミルラード・フヒルモーア

國務卿エドワード・エベレット

と云ふ文面であつたが、その裏面には若し許諾せぬ場合は兵端を開くといふ意味も含まれてゐる如く感ぜられたので、將軍は非常に心配された。そこで再び諸役人を召し、速に衆議を決し、諸侯の意見をも徴し、急ぎ公平至當の處置を執るべしと命じた。茲に於て老中以下諸役人は又も額を鳩めて日夜凝議する所あつたが衆論區々で更に決定する模樣が見えなかつた。かゝる間にペルリは頻りに返答を迫つたので、浦賀奉行は幕府の指揮を仰ぐと共に、刻々の形勢を報告するため絶えず江戸へ急使を發した。ために浦賀と江戸を往來する使者の馬と駕籠の音は日夜絶えることなく、如何にも風雲の穩かならざるものがあつた。

江戸市民種々の浮說に惑はさる

戰時狀態

町奉行池田播磨守

井戸對馬守

當時江戸市中は騷然として、いよ／＼事態は戰爭にまで進展するものと考へ、武士は俄に武器の準備に忙はしく、東奔西走してゐた。また市民は種々の浮說に惑はされ、その恐慌は一層甚しく、市中は勿論近郷に至るまで漸く戰時狀態を呈し、貨財を運ぶもの、隱匿するもの、避難者は織るが如く、人心の動搖は一方でなかつた。町奉行池田播磨守。井戸對馬守等はこの動搖に驚き、必死となつて浮說の流布を防止すると共に市民を說諭して極力官動の鎭靜に努めた。城中の評議は更に決せず、徒らに日を送るのみであつた。然るに米艦は頻りに回答を督促するので、いまは幕府も止むことを得ず、窮餘の一策を案出し、左の如く回答したことはペルリの航海日誌にあると傳へられる。卽ち

米合衆國大統より差出したる書面及び其寫は正に受領す、之れを我が皇帝に交附すべし。
長崎の外は、外國事務取扱を爲すを得ざる旨、數回通話したけれども水師提督は浦賀に於て、國書の授受を爲さざるを以て、國使を侮辱する者なりとの說を爲し、日本政府は其說の正當なるを認めたるが故に我が國法に反するにも係はらず、此地（浦賀）にて之れを受領す。
此地は外國人と交渉する場所にあらず、此國書受理の上は速かに此地を去るべき者なり。

第六月第九日

戸田伊豆守
伊東石見守

明年の再來を約してペルリ浦賀を退去す

米國は相當の敬禮をつくして國書及び贈物を獻じたが、幕府は非禮にもその領收證として大國の國使に對し、速かに此地を去るべしと强要したので、遉がのペルリも多少憤激を感じたが、當時ペルリは急遽支那南部に赴くべき命を受けてゐたし、最初豫期の如く九隻の軍艦を引率して來航することが出來なかつた事情と且つ薪水食料に餘裕がなかつたので、幕府の非禮に對し何等反擊的抗議をも提出せず、一面初めの會見に於て幕府を憤怒せしむるの不利を覺つたので、近海を測量し得たのを得として、同年六月十二日明年再び來るべしと言明し、四隻の軍艦を率ゐて浦賀を出發し、その翌日波浪の都合により、サラトガ號は上海に、プリモウス號は琉球方面に向ふべきを命じ、他の二艦（サスクエハンナ。ミスシツピーの兩艦）は琉球那覇に向ふことに定めて出立したのである。

二　露艦頻りに我が北境を荒らす

露艦頻りに我が北境を荒らす

白子幸太夫

露國の軍艦が初めて我が國に來航したのはよほど前のことで、寛政四年漂流民白子幸太夫等を送つて來た

幸太夫一行護送せらる

露艦互市を求む

ホウストフ

ダウイトフ

幕府拱手して北邊の領土を失ふ

南部津輕兩藩兵露兵を擊退す

松前奉行の防備

露人の跋扈跳梁

プーチヤチン

時に始まる。幸太夫は伊勢の船頭で、航海中駿河灘に於て暴風に遇ひ、天明二年露領アシセスク島に漂着して勘察加に送られ、それからシベリヤ各地を經て九年後の寛政三年露都に達し、露帝カザリス二世に謁した時に露帝は之を我國に送還すべく命じたので、翌四年露國軍艦は幸太夫一行を護送して東蝦夷へ來たのである。その時露艦は互市を求めたが、幕府は之れを許さず、僅かに米二百俵を與へて歸らしめた。幸太夫は江戶城中に召され、吹上御殿に於て漂流談を述べたが、幕府の有司は之を以て北防の參考に供するの意なく唯異國の奇聞を樂んだに過ぎなかつた。これを以て見ても當時幕吏が毫も世界の大勢を知らず、如何に無知無能であつたか、その一斑を想像するに難くない。

爾來から露艦は再三蝦夷に來り互市を求めると共に、漸次北邊に於ける我防備の欠陷に乘じ、恣に跋扈跳梁を逞しうするに至つた。亞いで文化四年五月、艦長ホウストフの座乘せるユノナ號、同ダウイトフの座乘せるフォン號の二隻は擇捉を侵して名蘭穗の番小屋を燒き、三名の番卒と記帳方五郎次なる者とを捕虜にし同島に露國領土と刻せる銅標を建て、進んで舍那を侵したが、此處には南部・津輕兩藩の兵三百人が駐在警戒してゐたので、奮戰の上露兵を擊退した。然るに露兵は倉庫を燒き、貨物を掠奪し去り、更に樺太に轉じて蘭高の番小屋を燒いた。又利非尻島に上陸し、亂暴狼藉を働いて立去つた。此報が一たび幕府に達するや大に驚き、松前氏の封を他に移して蝦夷を幕府の直轄となし、松前奉行を置いて多少の防備的施設を爲せしも何等積極的に施す所が無かつたので、その後北邊に於ける露人の跋扈跳梁は益々甚しく、ために樺太は大半露人に占據せられ、露國は遂にプーチヤチンを長崎に遣してその境界を定むることを求めるに至つた。

事情斯の如くなるが故に、樺太問題に對しては、むしろ我より進んで主張する所あるべきが當然なるに斯くても幕府は猶疑懼して明答を與へなかつたので、プーチヤチンは幕府の優柔不斷を責めて長崎を去り、江戶へ赴かんとした。長崎奉行は大に驚き、其由を幕府へ急報した。幕府では本艦の退去によつて漸く安堵せ

筒井政憲・川路聖謨露使と會見

露使長崎退去

し矢先、今又露艦が來て再び壓迫を加へられることは到底忍ぶべきでない。いかに之を處置せんかと評議したが、大目付筒井政憲、勘定奉行川路聖謨等は速に回答するを可なりと上申し、議之に決し幕府は筒井・川路の二人を長崎に遣し露使と交渉せしめる事にした。命を受けた筒井・川路等は急ぎ長崎に赴き、同年十二月十四日初めて露使と會見して答書を交付した。答書の要旨は『貿易往來のことは國禁の故を以て拒絶し、境界のことに關しては愼重に調査の上ならでは明答し難き故、到底今日に於て辯じ得べきにあらず』といふにあつた。然るに露使はその回答に滿足せず、ために十數回の交渉を重ね、川路等は『各國の地圖は皆北緯五十度を以て境界となし居るが故に之れに據る事とし、東蝦夷は得撫までを日本の所屬とする』ことを主張したが、露使は之を承認せず、結局彼我の兩使節が現地に出張して臨檢の上決定すべきことを約し、翌安政元年正月八日露使は長崎を去つたのである。露使は去るに臨み、樺太に於て露人は既に五十度以南に住し、日本人は僅に其南隅に在るのみと揚言して、暗に其主張の要綱を仄めかして去つたのである。

レザノフ使節

ホウストフ・ダウイトフ等の狼藉

主戰論の志士平山行藏・蒲生君平・柴野栗山

松平定信の開國論

石坂武兵衛

文化元年露國は再び使節レザノフを遣し、嚮に受領せる信牌を携へて長崎に入港し、同じ要求を重ねた。然るに當時の幕府は開國を非としてその要求を郤け、さきの信牌を沒收した。レザノフは幕府の反覆常なきかゝる態度を憤り、歸航の途上早くも日本に對する示威運動を胸中に描いてゐた。文化三年から同四年に及んだ、露米商會員ホウストフ及びダウイトフ等の千島並に樺太に於ける騷擾はその現はれと見るべきで、これが爲めにいたく世論の沸騰を促し、遂に平山行藏・蒲生君平・柴野栗山等は露國に對し主戰論を强調し、憂國の志士をして血涙を濺がしめるに至つた。この時幕府は露艦の追拂令を布いたが、衷心は開戰を恐れてゐた。これは寛永の鎖國以來、外國と事端を開くことを不可とせる傳統政策に基因してゐる。當時松平定信が開國の議を定めたのも、畢竟この傳統政策を踏襲せる結果に外ならぬ。偶々同年ロシヤ海軍少佐ゴローニンの座乘せる露艦ヂヤナ號は測量のために我が擇捉島に寄港したが、同所警固の任に在つた石坂武兵衛は、同地の

露艦國後に漂著す

奈佐政長

ゴローニンの上陸

ゴローニン獄に投ぜらる

リコルト

ホウストフ罰せらる

リコルト利井尻島に來る

ゴローニン等九人の放還要求

高田屋嘉兵衛の観音丸露艦に襲はる

日本領土なる事を告げて立去らしめた。然るに露艦は逆風に遭ふて吹流され、廿七日國後の東端ケムライ岬に漂着した、それと見るより同所を警備してゐた松前奉行の配下奈佐政長は直ちに防戰の準備を爲すと同時に、烽火を揚げて急を根室へ報じた。一方ゴローニンは士官を上陸せしめて、薪水糧食を求むるの外、他意なきことを告げしめたが、言語通ぜざるため互にその眞意を解することが出來ぬので、政長は艦長の上陸を促し、ゴローニンを上陸せしめ、直ちに之れを捕へ、函館に護送して獄に投じた。之れは前年亂暴狼藉を極めたるホウストフと誤認した爲めであつた。

ヂヤナ號の副長リコルトは艦長の捕へられたことを聞いて大いに驚き、艦をオコツクに還し、事情を總督に報告したので、露國はホウストフを罰すると同時に、前年捕へた五郎次等を送還し、兼ねてゴローニンの放還を求むべきことをリコルトに命じた。リコルトは五郎次等四人を伴ひて八月四日利井尻島に來り、四人を還し、更に其兵八人を國後の泊崎なる警備所に遣して、前年の暴行は政府の與り知らざる所以を辯疏し、ゴローニンの引渡しを請求したが、言語不通の爲め、警備兵は露兵八人を捕へ、且軍艦を砲撃したので、リコルトは已むなく立去つた。

文化九年八月リコルトは再び利井尻島に來り、豫て俘虜となりし日本人二名を上陸せしめてゴローニン等九人の放還を要求したが、我は夫れに答へず、直ちに發砲の用意を示すと、リコルトはこの度も何等得るところなく立去つた。彼は再三の失敗に鑑みて今は陸上交渉は何等效がない。寧ろ通航の日本船を捕へてゴローニンの消息を知るを得策とし、蝦夷近海を游弋して日本船の通行を見張つて居た。

然るに同八月十四日高田屋嘉兵衛は所有船観音丸に乘組み、水夫二十五人を指揮し擇捉を發して函館に向ふ途中、此露艦の爲めに襲撃された。嘉兵衛は直ちに防戰の準備をなしたが、露艦はボートを卸し、その水兵は観音丸に乘り、拔刀して嘉兵衛を脅迫の上、嘉兵衛と水夫二人とを本艦に拉し去り、観音丸は其儘放還

〔露國の逃口上〕

してカムチヤツカに赴いた。斯くて嘉兵衛はペトロパウスクの舘舍に置かれたが、其間熱心に露語を修得し所要を辯ずるに支障なきに至り、リコルトの意のある所を聞き、之に答へて、ゴローニンの健在なることを告げ、且つ『往年ホウストフの暴行は全く露國政府の與り知らざる所、この事情を明にせば日本の意も解けゴローニンは必ず放還せらるべし』と述べた。リコルトは大いに喜び、イルクツク總督の手書を得て、文化

〔高橋三平〕〔嘉兵衛の審問〕〔松前奉行服部貞勝〕

十年五月嘉兵衛等を伴ひカムチヤツカを發し、同六月五日國後灣に着し、嘉兵衛を上陸せしめ手書を交付せしめた。吟味の役、高橋三平はリコルトの齎したる手書を受け、更に嘉兵衛を審問して其事情を明かにし、幕府に報じて指揮を乞うた。同年九月二十五日松前奉行服部貞勝から『嚮きに掠め去つた器械及び俘犯を謝する旨の書を獻ずれば、ゴローニンを釋放すべし』との報が到着したので、之れを傳へしに、リコルトは大いに喜び直ちに艦を廻して函館に至り、謝書を獻じ器械を還したので、ゴローニン以下九人を放還した。リコルトは物を獻じて厚くその恩を謝したが、奉行は之れを受けず、米及び薪水を與へて還らしめた。

三　日英の接觸

〔日英の接觸〕

英吉利はこれまで屢々日本を脅してゐた、即ち延寶元年、長崎に一度來て貿易の復舊を要求したが、幕府は英吉利が耶蘇教國として最も幕府の嫌惡するスペインと婚嫁を通ずる故を以てこれを拒絶した後は、英國も斷念して再び之れを迫らなかつた。然るに同國の捕鯨業者等は、捕鯨場を北太平洋方面に選定せんが爲

〔糧食掠奪鬪爭〕

め、寛政以來次第に我沿岸に近づき、文化文政の頃に至りては最も甚しく、屢々我が港灣に入つて薪水を求むることがあり、且つまた往々糧食を掠奪し、土民と鬪爭を開くことが尠くなかつた。これは概ね言語不通に基因してゐたが、されど當時ロシヤの南下によつて、海外諸國の壓迫に漸く敏感となつてゐた日本人は寧ろ不安を抱き、戒心を加へざるを得なかつた、その頃の日本人の頭には捕鯨船とか商船とか軍艦とかの區別

ペリュー提督

松平康英

康英の自殺

時人英國を敵視す

政治改革論の勃興

はない、外船をすべて我が近海を窺ふ匪賊であると考へてゐた。然るに寛永十一年の鎖國以來國民の意氣は頗る惰沈し、泰平文弱の弊に陷り、保守退嬰因循となつてゐたのであつた。

文化五年、英吉利のペリュー提督はフエートン號に乘組み、時恰も英佛開戰の最中だつたので、オランダ商船捕獲の目的を以て長崎に入港して、オランダ人を捕へたり、港内を隈なく捜索せる後、その商船なきを知り、書を長崎奉行松平康英に贈つて薪水食料の供給を求め、若し之れに應ぜざる時は、市中を砲撃すると威嚇した。康英はいたくその不遜なる態度を憤り、擊沈しやうと企てたが、兵力が不足で果さず、彼れの要求を納るべく餘儀なくされた。そのため職責上、康英は英艦の出帆と同時に自刄し、國威を辱めた罪を謝した。時人は皆な康英の態度を賞揚し、その靈に對し深甚な敬意を表したと云ふ。之れより國民の英吉利に對する感情は著しく惡化し、遂に敵國外患の意識を以て英吉利を見るに至ると共に、その勢力の漸次日本に近づきつゝあるの實狀を曉り、非常な危險を感じるに至つた。かくの如く日本がイギリスに對して不安の情を抱き始めた時、恰もその捕鯨船が盛んに我が近海に出沒したのだから、我が國人がこれに對して好意を持たぬことは勿論である。眇たる一漁船の出沒に驚き、兵を派して沿岸を警固するに至つたのも、斯る永い因緣に基いてゐるのである。

四　政治改革論の勃興

嘉永以來、外船が頻りに來航して我が國に開國を迫り、交易の開始を促すに及び、我が識者の間には期せずして國防論が興つたが、國防論は更に一步を進め、國防を完備するには國力の充實が必要であり、國力を充實するには、根柢から政治を改革することが必要であるといふので、政治改革論が有力になつて來た。然るに因循なる幕府は、なほ日本の沿岸に打寄せる海外勢力の波動が、未だ微弱なるを好機會とし、出來るだ

攘夷論起る

蘭學者の開國論

開國論提唱

け外國との接觸を避けること、卽ち絕對に外國を近づけぬ策を取り、他方その間に國力を充實するの策を採つたのである。且つ頽廢せる士氣を引立てるには、敵國外患の意識をはつきりさせ、これを國民の腦裡にきざみつけ、各自の自覺を促す必要ありとし、其政治改革論は自ら對外政策と結び着いた。これが卽ち攘夷論である。この時に當り既に開國論が行はれて、世上にこれに和するものも尠なくなかつた。蓋し蘭學系統の人々は、西洋の經濟學說を受け容れた影響にもよるであらうが、王朝時代に、或は海外と交通し、或は遠略のことなどのあつた雄大なる功績を回顧せる結果、漸く不自然なる鎖國の狀態に滿足せず、盛んに開國論を主張した。然るに植民政策による領土の占有、武力を後援とする商權の擴張は、歐洲諸國の常套手段であるが、微弱なる國家は、恒にその侵略を蒙るものある事實を知ると共に、國力のいまだ充實せざる以前に、通商關係を開始することの危險なるを思ひ、それまで之れを延期する方が得策だと信じ、自ら開國の說を束擱して攘夷論に豹變した。されどこれと同じ理由に基き、別の意味に於て開國論を提唱するものを生じたことは注意しなければならぬ。卽ちその主張は外國勢力と衝突するのは危險ゆへ、寧ろ國を開き貿易を許し、事變の發生を未然に防ぐが宜しいといふのである。要するに此頃の攘夷論も、開國論も、共に等しく政治論にして、經濟的見地の上に立脚するものではない。煎ずる所はいづれも開國論に歸着するが、要は唯その開國の時期であつた。

五　尊王攘夷論と佐幕開港論の對立

尊王攘夷論と佐幕開港論の對立

尊王攘夷論の本質

二元的勢力の對抗

攘夷論も開國論も政治上の策論であつて、時勢の變化に鑑みて大變革を行ひ、國力を充實しなければならぬといふ點は、兩者に共通せる一致の見解であつた。然るに幾何もなく攘夷論者は、現在の姿に因循しては到底國力の充實を目的とする大改革は出來ない、殊に公家、武家の二元的勢力が東西に對立してゐることは

新舊思想の對立

藤田東湖と古賀洞庵の對立

阿片戰爭と天保薪水令

鎖國政策の緩和

開國說に傾く

開國の機會來る

最大の障害である。宜しく先づ現狀を打破し、政治上の機構を立直し、然る後ち改革に着手するのが至當の順序であると稱し、更に尊王論と結び着けて、王政復古を必須條件とするやうになつた。卽ちそれが尊王攘夷論である。之に反し開國論者の政治改革論は、依然現狀に卽して施行せんとするが故に、自から佐幕に傾いた。かくて尊王攘夷論と開國佐幕論との對立を見るに至つた。これ實に文政、天保の交に於ける情勢で、水戶學派の人々は前者の代表であり、古賀洞庵は後者の代表者であつた。

六　阿片戰爭と天保薪水令

當時支那は阿片事件で英吉利と戰ひ、連戰連敗の末、辛くも土地を割讓し、償金を拂つて共局を結んだ。之れが阿片戰爭である。このことが日本にどう響いたか、支那を使した英國は早晚同じ手段を以て我が日本を壓迫するに違ひない。最早一刻も油斷はできぬといふのが當時日本一般識者の意識であつた。それで幕府は、文政打拂令の存在が彼我衝突の素因たるべきを察し、天保十三年之れを撤回して、沿岸に來れる外國船の爲めに、薪水食料を給與することに改めた。所謂天保薪水令である。尊王論者といへども、この薪水令の精神には止むを得ず同情の意を表した。爾來幕府は漸次鎖國政策を緩和したが、尙且つ一步進んで開國の決心を定め得ないのは、國勢の不振によるものと察せられる。元來海外の諸國と事端を開くことを不可とすることは、幕府の傳統的鐵則であつた。

七　開國說に傾く

外國の壓迫は今や潮流の如く押寄せて來た。そして彼我勢力の衝突は到底早晚免れ難い形勢で刻々に迫つてゐた。若し依然鎖國政策を持續するとすれば、危險之れより大なるはない。國を開くより外はない、之れ

が時勢の變化に對應する唯一の生きる良策である。その機會は遂に嘉永六年に來た。卽ち米國政府の派遣せるペルリ提督の渡來は實にその機會を作つたのである。

米淸間の通商條約成立

一八四四年（弘化元年）米淸通商條約が締結されて以來、支那との貿易は年と共に榮え、遂に兩國間に直通航路を開かんとする議があつた。随つて米國が我が國に開國を迫り、修好通商條約の締結を求めたのは、つまり我が國は米淸航路の中間に位し、石炭の貯藏所を設け、又は石炭の補給を受くるには絶好の場所であり、また太平洋方面に出動せる多數の捕鯨船の爲めに我が國に適當な避難港を求め、且亦た薪水食料の供給を受けやうとの計畫に出たのであつた。

ビットル提督

アメリカの日本開國論

十二隻の大艦隊

かくて米國政府は一八四六年（弘化三年）提督ビツドルを日本に派遣したが、其拒む所となりて目的を果さず、偶々一八四九年（嘉永二年）漂流民受領の爲めに長崎に來たグリーン中佐が歸國するや、アメリカで盛んに日本開國說を唱へ、且兵力を以て之を促せば必ず成功すべき旨を論じたので、同國政府は一八五二年（嘉永五年）嘗てメキシコ戰爭に驍名を轟かしたる提督ペルリに十二隻からなる大艦隊を授け、この武力の後援により、日本に强要して其目的を達せんとする使命を遂行せしめたのである。そこでペルリは卽ち嘉永五年十一月アナポリス港を解纜して萬里遠征の途に上つた。然し種々の事情の爲め、實際ペルリの麾下として日本に出動した軍艦は前後四隻に過ぎなかつた。かくて卷頭に述べた如くペルリは嘉永六年六月三日浦賀に現れたのである。

八　露艦の來航

露艦の來航

プーチヤチン

露國の樺太侵入

ペルリが浦賀に來てから間もなく、嘉永六年七月十七日露國の使節プーチヤチンは軍艦四隻を率ゐて長崎に來航し、國書を長崎奉行に交附した。その書面に依ると、米國の如く單に開港通商を求むるに止まらず、その中には樺太の境界を明にしたいとの一項目があつた。當時露人は樺太に侵入し、北方から頻りにその移

露國は國境の確立と通商貿易を要求す

民を逐り、殆どその大半を侵略してゐた。然るに、當時我が幕府ではこの樺太を蝦夷地奉行に一任したる儘、永く放棄して置いたので、邦人は僅に南方の一角に住み、其餘は土人のアイヌ等が南樺太に散在するに過ぎず、樺太の大半は露人の占領に委せられてゐた。かゝる狀勢にあつたので露使が來て境界を定めんことを求めたのは、寧ろ必然なことであつた。

當時幕府がもう少し世界の大勢に通じ、早くから樺太に意を用ふる處があつたなら、露人の侵入を防止することは易々たるものであつたが、久しく放任して置いた結果、彼我の間に面倒な問題を惹起すに至つたのである。

プーチヤチン長崎に再航す

露使の來航は勿論米國に對する政治上の意味を含んでゐたことは云ふまでもない、萬一米國にして、兵力を以て日本に臨むが如き場合には、日本を助けて恩を賣り、徐ろに將來の地盤を作らんとする計畫を有してゐたと傳へられる。かくてプーチヤチンもまた四隻の艦隊を率ゐ、同年七月十八日に長崎に入港した。其態度は頗る溫和で、最初から和平の意を示し、ペルリの威嚇的なのとは全く相反してゐた。時に幕府は既に蘭人からの報によつて其渡來を豫知してゐたことと、米國の國書受領後であつたから、旨を長崎奉行大澤乘哲に授け、同じく國書を受領せしめ、其國書に對する返答は、蘭人を介して傳達すべく、若し強て之を望まば江戸表より沙汰あるまで滯在せしむべしとの腹で指令した。然るにプーチヤチンは交渉の開始を希望したので遂に應接使の派遣を見るに至つたが、それには先づ幕府の對外政策に就て説明しなければならぬ。

長崎奉行大澤乘哲

九 幕府の對外政策

幕府の對外政策

對外政策は從來幕府のいたく心痛の種で、たゞ彼我の間に衝突の生ぜんことのみを憂へ、何とかして之を避けたいものと苦心してゐた。然るにペルリの態度は頗る強硬にして、武力に訴へても解決しようと威嚇し、

徳川齊昭幕政參與

藤田東湖
戸田蓬軒
會澤正志齋

君臣一致して國難に當る

一歩を誤らば開戰を見んとするまでの逼迫狀態を示した。併し幕府は戰を避くるために開國を決したので、若し出來得べくんば之れを幾年間延期しようといふ下心であつた。よつて國家の一大事は廣く意見を徴するの要ありとし、先づ前水戸藩主德川齊昭を拔擢して幕政に參與せしめた。水戸藩は三家の一として重きを成し、加ふるに齊昭は夙に賢明の聞え高く、藤田東湖・戸田蓬軒等の俊傑を用ひて、藩政改革の治績の如きも見るべきもの多く、所謂水戸學なるものもこの時東湖及び會澤正志齋等によつて完成され、其主眼たる尊王攘夷論は天下を風靡したもので、齊昭は賢君の譽れ一世を蓋ひ、水藩の勢力は海内に振るつた。然るに其所見は往々にして幕府の施設と相容れざるものがあり、之れが爲に罪を幕府に得て、弘化元年隱居謹愼を命ぜられた。併し幕府は、永く水藩の勢力を幕府より離反せしむることの不得策なるを思ひ、漸次其感情を融和することに努めた。同じく弘化三年齊昭の愛子慶喜をして、一橋家を相續せしめたことなどは顯著なその一例である。されば幕府が未曾有の國難と信じたペルリ渡來に就て、齊昭を廟堂に迎へたのも不思議はない。

かくて幕府はまた米國國書の寫を諸大名及び布衣以上の諸有司に示して、其の意見を徴した。蓋し君臣合體上下一致して、國難に當らんとする用意に出でたもので、從來史家の誤解せる如く、和戰の間に彷徨し自ら決すること能はずして、諸大名の助を借りようとしたのではない。要するに天下の大事は擧國一致を必要とし、幕府はこの趨勢に從つて其實を擧げんとしたに過ぎぬ、立派な用意である。然るに齊昭は幕府の開國延期の策に異議なく、諸大名、諸有司等も、米國と戰端を開く可からざることを論ずる者が多數であつた。茲に於て幕府は、其對外政策が國論と矛盾せざるを知り、同年十一月米艦再渡來の際、その處分の方針を萬石以上以下に布達した。卽ち諾否の明答を與へず、穩やかに應接する積りであつたが、彼より兵端を開くやうな事がないとも限らない、宜しく必戰の覺悟を定め、防禦の策を講じなければならぬといふので、防備を布達すると同時に開國を遷延せんとする政策を取つたのであつた。

第二節　鎖國主義を撤し世界への進出

一　開國の決議

幕府は既に對米政策を中外に公布したが、事を外國と構へる事の不可なるを信じ、閣議は既に開國に決してゐた。たゞ其準備として數年の歲月を要するが故に、暫く之れを延期せんとするに過ぎない。されば目前の急に逼れる露國使節プーチヤチンの要求に對しても、此の意を以て答ふる所あらんとし、特に大目付格西丸留守居筒井政憲、勘定奉行川路聖謨を應接使として長崎に派遣したのである。當時クリミヤ戰爭が將に起らんとし、歐州の風雲は啻ならず、露國と英佛との關係は漸く切迫してゐたので、プーチヤチンもまた後難の憂ありしものゝ如く、十月下旬一旦長崎を去つて上海に赴き、這般の情勢を探つた後、十二月初旬再び長崎にやつて來た。そこで筒井、川路等は卽ちプーチヤチンと會見を重ね、貿易の開始に就ては、いま直ちに之れに應ずる事は出來ないが、數年後には事自ら定まるであらうから、暫く猶豫してもらひ度いとて確答を避け、又國境に就ては擇捉以南を日本領とし、樺太は五十度の地點において境界を分つべき旨を主張した。然るに彼は擇捉の日本領たることを承認したが、樺太に至りてはその南端大泊附近のみ日本に屬する旨を反覆して議が容易に一致せず、よつて日本側は吏員を派遣して調査せしめたる後、改めて再議する旨を答へ、貿易に關しては彼また深く追及せず、近き將來に國を開くべしといへる言明に滿足し、安政元年正月歸國の途に上つた。蓋しクリミヤ戰爭の成行を考慮せるが爲に、其の解決を他日に讓らざるを得なかつたからであらう。

ペルリ再び來る
將軍家慶薨去
阿部正弘
德川齊昭
ペルリの再來に對する幕府の懸念
幕府蘭領印度總督を介してペルリ再來の延期を策す

二　ペルリ再び來る

嘉永六年六月十二日、米國水師提督ペルリは明年再び來るべしと言明し、浦賀を去つたが、その後のことに就き、横濱開港五十年史に『同月（六月）二十二日將軍家慶薨ぜり（公文には七月二十二日とあれども事實六月二十二日なり）、家慶は超群有爲の人にあらざるも、幕府の形勢日に非なるを憂へ、命旦夕に迫る時、阿部正弘を枕邊に呼び寄せ、託するに後事を以てし、外船の入港あらば水戸前中納言齊昭（烈公）に計れと遺言し、瞑目したと云ふ。此時幕吏の最も氣遣ひし所は、明年再來すべしと云ひしペルリの一言なり、幕吏の中には從來外船の再來を約して再來せざる者少からず、ペルリ再來の約も、深く意に介するに足らずと云ふ者もあり、然らずと云ふ者あり、然れども西海の風潮日を追ふて險惡なり、來らざるを頼んで若し來らば、前回の狼狽を再演することとならん、如かず早く將軍薨去の報を米國に知らしめ、彼再來の期日を緩くせんにはと、長崎出島の蘭國貿易所に此事を傳達し、貿易事務官は之を蘭領印度總督に傳へて、米使ペルリに傳達せしめたり。其大意は

日本皇帝は米國の國書受領後、間もなく死亡せり、日本の法律は喪に服するの期間甚だ長く、又帝位繼承の典禮甚だ鄭重、國家重大の事は、喪中執行し難し、先きに受領したる米國國書の如きも、忌服の終らざる間は、其利害得失を考査するを得ず。

米使ペルリは此變牒を得しも半信半疑なり、元來日本の外交は秘密と欺瞞とを以て充たされたり、將軍薨去の報も或は一時の權略なるやも知れず、縱し之を事實とするも、支那帝國の法律を見るに、皇帝死亡の場合には、七週間歌舞音曲及び會社の營業を禁ずることあるも、皇帝の相續人は直ちに即位し、政府の事務は一日も停止することなし、此種の典禮は日本に未だ之を見ざるも、支那の典禮は大抵日本の取用する所とす、

ペルリ蘭領印度總督に答書を贈る

日本國皇帝死去の報事實なりとするも、我の本國より受けたる大任は一日も躊躇すべからずと、直ちに蘭領印度總督に左の答書を贈れり。

出島貿易事務官より閣下の受領したる報告、今正に謹んで領收す。此報告は日本國皇帝の死去を報じ、此死去の結果、日本國政府は日米修交通商の交渉を進捗せしむるを得ずと云ふにあり。

我は深く閣下が、此報告の勞を取られしを謝す、然れども我は信ず、日本の主權者は我が先きに進呈したる大統領の希望を歡受したるが故に、今後とても兩國間の交渉に、重大なる障害を與ふることなかるべし。

千八百五十四年一月二十三日

エム、シー、ペルリ

ペルリ那覇港に貯炭所を設く

ペルリが日本開國の使命を達せんとする趣旨は金石より堅し、此間如何なる障害あるも彼は日本に向ふの志を撓る者にあらず、彼思らく米國の意、始より日本と戰端を開くことを好む者にあらず、然れども萬一日本にして種々の口實を設け我使命を拒むあらば、我は此迄日本が米國の難破船を虐待したる罪を鳴し、琉球を占領すべしと聲言し、壓力を以て日本に望まば、縱し十分なる目的を達せざるも少なくも兩國間の交誼を厚くし、米國捕鯨船のために薪水糧食を得るの道を開くを得んと、那覇港を出立する前、彼は其引率したる若干人員を同港に留め置き、石炭貯藏所を建設し、艦隊傷病者を容るゝが爲め、寺院を借用せり、此間琉球人は好意を以て米人に便利を與へたれども、日本より派遣の探偵吏あり、始終彼等の擧動を監察するが故に島民は他日禍の來らんを恐れて、米人の爲に十分の勞を取る能はざりし。琉球にてあらゆる支度は整ひたり

米使ペルリ琉球を出發す

提督思らく帆船と汽船とは速力同じからず、同時に伴續することと不便ならんと、即ちマセドニア、ヴァンダリア、レキシントン、サウサンプトンの四船は艦長アボット指揮の下に、嘉永七年正月四日（提督彼理には嘉永六年十二月三十日とある）に那覇港を解纜せしめ、サスクエハンナ・ポーハツタン・ミスシツピーの三

幕臣一致して一時鎖港攘夷に傾く

松平河內守川路左衛門尉江川太郎左衛門

旗本及家人等に武備のため拜借金を許す

大船製造禁止令の廢止

諸大名の配置

艦は提督自ら之れを率ゐ、同月十日（提督彼理には嘉永七年一月九日とある）同地を解纜したり。

米艦の擧動斯の如し、幕府も亦不十分ながら彼等の再來に對する準備に忙し、薩長土肥加越等の大名は勿論、大目付、目付、海防掛等に令し、米國國書に對する意見を徵したるに、何れも斥攘意見ならざるはなく、中に彥根の城主井伊直弼の意見のみ、少しく他の建白に異なる所あるも、是れ亦未だ開國の二文字を言明するものにあらざれば、何れも鎖港攘夷說なりと判斷するより外なし。

嘉永六年八月二十三日、幕府は松平河內守、川路左衛門尉、江川太郎左衛門等に內海警衛、臺場建設の御用を命じ、九月に至り幕府は旗本及び御家人の祿高に應じ、二百兩（九千石より五千石迄）以下十五兩（二百石及び百石迄）の拜借金を爲すことを許し、之れを以て武備に供する資金と爲さしめ、九月十五日大船製造禁止の令を廢し、同十一月伊勢守の名を以て、諸大名に米船亂暴の擧動ある節は、不覺を取らざる樣との達書を出し、而して各所の要害に諸大名を配置すること左の如し。

諸大名の配置

品川一の臺場（當時普請中）	武州川越松平誠丸
同二の臺場（同　上）	奧州會津松平肥後守
同三の臺場（同　上）	武州行田松平下總守
御城守護	伊賀上野藤堂和泉守
鐵砲津佃島	播州姬路酒井雅樂頭
下總海岸總後詰	仙臺藩伊達陸奧守
江戶海岸守護	加州金澤城主前田宰相
芝浦守護	作州津山城主松平越後守

袖浦及神奈川海岸後詰	鹿兒島藩島津薩摩守
御殿山守護	福井城主松平越前守
深川洲崎	桑名城主松平越中守
鮫洲	鯖江城主間部下總守
鈴ヶ森	伊豫松山城主松平隱岐守
品川口	土州山內土佐守
羽田	德島城主蜂須賀阿波守
大師河原	筑後柳川城主立花飛驒守
神奈川口	播州明石城主松平兵部大輔
本牧	因州鳥取城主松平相模守
八王子西一の谷二の谷三の谷	因州分家松平佐之進
本牧關門入口	池田兵部大輔
北方より根岸迄	細川越中守
相州宮田	萩城主毛利大膳太夫
三崎城ヶ崎	彥根城主井伊掃部頭
浦賀鴨居走水	熊本城主細川越中守
豆州眞鶴ヶ崎	小田原城主大久保加賀守
同下田	沼津城主水野出羽守
房州洲の崎	岡山城主池田內藏頭

下總銚子　　高崎城主松平右京太夫
同檢見川　　佐倉城主堀田備中守
房州勝山　　酒井安藝守
同館山　　稻葉兵部大輔
上總久留里　　黑田豐前守
御濱御殿守護　　旗本面々
箱根山　　勢州藤堂佐渡守
伊豆大島　　豐後竹田中川修理太夫

轉じて黑船如何と云ふに、彼等が相模灣に來りしは、嘉永七年正月九日なれども、此日暴風海を卷き、航海自在ならず、夜は伊豆大島の蔭に隱れて海伯の暴威を避け、翌十日風の治るを待つて進行を始めたるに、遠山波濤の如く、近山は舊識あれども、山粧は昨年と全く變化せり、萬丈の白扇倒に東海に懸るものは富嶽なり、周圍の群山昨は綠衣長裾、彼等に一見新知の禮を取りし者、今は肉落ち骨出で、風光蕭寂、病後の老人起つて遠來の客を慰むるが如し、戰艦將に陸地に近かんとする時、二帆船の碇泊するを見る、近けば卽ち其友船たるマセドニア及びヴアンダリア號にて、マセドニア誤つて此に擱岩したるなり、提督の率ゐたる三艦は、彼を救助する間は、他の友船も來り、又德川政府も少からざる好意の助を與へて船漸く安全なるを得たり云々』とあり、ペルリ再來までの徑路を察知するに難くない。唯同文中に四帆船の那覇解纜を嘉永七年正月四日とし、三艦の同港解纜を四月十日として、全艦隊の相模灣着を嘉永七年正月十日とせるは全く不可解なことで、四月十日は同月十日の誤りとするも、同日中に那覇港から相模灣に達すべしとは想像されない。米山梅吉著提督彼理は前記の如く帆船の出發を嘉永六年十二月三十日とし、汽船は一週間後に出發したとあるから翌七年

一月五日に出帆したことになる。大森金五郎著增補最新日本歷史年表には、ペルリの浦賀再來を嘉永七年一月十四日としてあるが、どうもこの方が正しいやうに思はれる。特に記して識者の參考に供する。

ペルリ憤慨す

この時も幕府は林大學頭を遣し、談判地に就いていろ〳〵な小細工をなし、遷延に遷延を重ねたので、米使ペルリは大いに憤慨し、嚴重に督促の結果、漸く正月二十七日朝に至り幕府の全權は返書を出した。內容は想像に難くない。この時艦長アダムスが出て應對したが、返書を得たので、これを提督に送達しようと乘船ヴァンダリアに出航を命じ、本艦隊の碇泊地に向はふとすると、早くも殘餘六隻の軍艦船は江戶を指して進航してゐた。これはペルリが江戶の近海に進出し、優柔不斷な幕吏の心膽を寒からしめ、萬事を一擧に解決しようとの策に出たものである。この警報が一たび江戶に傳はるや、前回にも增して江戶の騷擾は非常なもので町々の半鐘は夜を徹して亂打され人馬の往來は織るが如く、今にも日米間に戰端が始まりさうな形勢であつた。かくて米國の艦船は二十八日の午前神奈川沖に投錨した。こゝに於て米吏と幕吏との間に會見地に就いて又々押問答を繰返したが、やつと此の日兩使の間に米艦隊碇泊地の前面なる橫濱村附近に於て會見を行ふことに交涉がまとまつた。日本の委員は林大學頭・井戶對馬守・伊澤美作守・鵜殿民部少輔等で、通譯は森山榮之助であつた。

會見地の決定

幕府の委員
林大學頭
井戶對馬守
伊澤美作守
鵜殿民部少輔
森山榮之助

三　神奈川協約

神奈川協約

日米使節橫濱に會見す

ペルリが再び我が國に來航してから既に二十五日、茲に始めて彼我の使節が會見して昨年の國書に對する幕府方の返書を受取ることゝなつた。橫濱の海岸には應接所が新築せられ、こゝに於て委員林大學頭、井戶對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔、通譯森山榮之助は米使ペルリと會見し、大學頭はペルリに一書を與へた。これは昨年の國書に對する幕府の返事で、その要旨は橫濱開港五十年史にあるから、これを再錄して參

考に供する。即ち、

外國と通商貿易は祖宗の法に違ふ、今直ちに之に應ずる能はず、然れども徒に舊法を墨守するは、時代の精神を解する者の擧にあらず、唯君主新たに位に就き、國内多事、俄に如斯大事を決する能はず、新君主は即位の始め、天下の諸大名に祖先の法を嚴守すべしと命じたり、今にして彼等に舊法を變更せよと命ずること、事情之を許さず、近頃長崎に著したる露船も之を以て歸帆せしめたり、薪水糧食の供給、難船若くは漂流人の救助は、固より之を與ふることを辭せず、開港の如きは、今より五箇年を經るにあらざれば、設備を爲し難し、先づ明年正月長崎に於て、石炭賣買を以て貿易の端緒とすべし。

埋葬地の讓與要求

埋葬地を與ふ

といふ文面であつた。これに關し米山梅吉著提督彼理には『彼理（以下片假名にて書す）は之を讀畢て、全權委員記名の上明日之を送らんことを求め、直に語を次で曰く、兩國の爲めに計るに、其間に米國が支那に於けるが如き條約を締結するは必要にして、其の來るは初めより之が爲め而已と、支那條約の寫を以て參考に供し、且つ添るに自己の意見書を以てす、要するに其開國の必要と貿易の利益を說き、例を擧げて之を慫慂し事成て滿足なる復命をなす能はずんば日本を去ることなからんと云ふに在り。話頭忽ち一轉して埋葬地讓與の事に及ぶ、則ちミスシッピー號乘込の一水兵病の爲めに死せるものあるを以て、地を得て之を葬らんことを求むるなり、委員躊躇暫く一室に退く、此間酒食の饗應あり、已にして出でて再び接す、協議の末事遂に聞かれて横濱一寺院の墓地を以て之に充つ、此に於て此日の會見を終る、之を我が二月十日（嘉永七年）彼が三月八日とす。その翌日約に從て葬式の事あり、軍艦附屬の宣教師其式を司り、日本の僧侶亦之に與る。一日を越へ、艦長アダムスは上陸して應接所に幕府の委員を見る、其前日受けたる日本政府の返書に對する領收證を渡し、且つ促すに條約締結の事を以てし、一週日の中、一艦を米國に送て、談判の結果を報ぜんとの希望を告ぐ、更に一日を越へて、携帶の贈品荷揚の事あり、積むに幾艘を以てし、士官兵士之を衛る、此

二月十五日米國の贈品を受領す

日天氣平ならずして浪高し。然れども幸に一物の損害なく、林以下出でて其授受を了り、應接所の傍に贈品陳列所を設け、日々之れが開展に忙にして、且つ汽車の試驗に供すべき地を劃して鉄軌を布き、電線を張るがために柱を立て、其他の器具の組立着々として進めり、其準備漸く整ふの時、軍艦より士官機關師及譯官等行て之が說明の任に當る。電線兩端の距離は殆ど一哩に亙り、石火忽ち英蘭若くは邦語によりて其信を通ず、之を見るもの啞然たり、汽車の運轉亦た鬼神の如く、其模型は固より小にして僅かに三歲の兒を容るゝに足るのみ、幕吏即ち其屋に攀ぢ、車の走るに從ひ其衣を風に飄へして欣々然たりしが如き、其好奇の心を滿足せしめたるや知るべきなり。此等の贈品は今や靜岡德川氏の倉庫に其片影を止るに過ぎずして、之を知るもの少しと雖も、當時の目錄は實に夥多にして、今僅に其一班を擧れば左の如し、其中皇帝に宛てたるものあり、委員に贈れるものあり、或は衆庶分配のためにせるものあり。

一 蒸汽機關客車及鉄軌等	一 電信機並附屬品一切
一 ホール銃	一 メーナード銃
一 軍用小銃	一 砲騎兵用劍
一 馬銃	一 銃丸及帶裝丸入
一 書籍	一 海圖
一 香水	一 ホイスキー、シヤンペーン並葡萄酒
一 望遠鏡	一 フランセス救助船
一 時計	一 スタンダード度量衡
一 馬鈴薯	一 農具諸式等

斯くて双互の往來は益々頻繁にして、自ら相親むに至れり。蓋し其日に薪水を軍艦に送るあり、又た幕吏の

幕吏いたく西洋文明に驚嘆す

軍艦を訪ふや、必ず艦內を巡視して諸器械を檢し、其用法を問て之を紙に圖寫し、其他士官兵士の衣帶帽履の末に至るまでも之を檢し、一個の鈕を拾ふも尙ほ之を珍重せる如き、早己に西洋文明の效果を學で、其實用を知らんとするの切なるを示せり。然るに之に反して問ふに日本の事を以てすれば、常に國禁を說て之を拒み事の秘密に屬せざるものも尙之を說明するを欲せず、其內部の事情を知るに苦むに隨て彼が好奇心を强からしめたるは自然と謂ふべきなり』と其間の事情を縷說してゐる。

日米協約成立す（二月二十五日）

二月十八日（嘉永七年）卽ち彼の三月十六日、提督ペルリは上陸して愈々談判を開始した。然るに委員林大學頭は飽迄日本當時の思想を代表して長崎港を除くの外は開港し難きを辯じたが、ペルリは卽ち長崎の一港を蘭人同一の待遇を以て滿足し難きを答へ、且つ將來米國のために五港を開かんことを希望し、差當り浦賀或は鹿兒島・松前・那覇三港の開港を要求した。こゝに於て種々交涉の結果、同月二十五日に至つて遂に兩全權の間に下田港の外別に函館の一港を開く事に決したのである。

幕吏米使を饗應し種々の寄贈品を呈す

開港の談判は略々無事に解決したので、曩に米國から受けた贈品に對し、我が幕府でも答禮として贈品をなす事に決し、林大學頭はペルリ以下を陸に招き、應接所で饗應した後、我が贈品の目錄を讀上げ、森山榮之助は之れを通譯した。當時の光景は橫濱開港五十年史に『當日提督の一行上陸して應接所に進む、委員恭しく一行を迎ふ、室內は日本の意匠を凝らしたる裝飾を爲し、寄贈の珍品順を追ふて羅列せらる。座定り林大學頭高聲に贈物目錄を朗讀し、榮之助（森山）は之を蘭語に譯しポルトマン英語に譯す。式終りて委員は別室に提督を招く、到れば此に日本の施條銃三、日本貨二包、日本刀二口、恭しく裝置せらる、是れ則幕府が特にペルリに贈りし者にて、彼は非常に厚意を感じたり、其故は貨幣の外出は當時の國禁にて、幕府は此法外の彼に與へたればなり、寄贈物には將軍よりせし者、阿部閣老を始め、林其他委員よりせし者、其數五十餘種之を米國よりの寄贈物

に比すれば其規模其價値、同日の者にあらざれども、幕府の好意はペルリ深く之を感じたり。將軍よりの進物は

大統領へ

一金泥硯箱　一副　一金泥紙函　一副　一金泥書棚　一架
一漆塗机　一張　一銀飾花形香爐　一座　一花瓶　一具
一香合函　一具　一熨爐　二個　一紅光絹　十疋
一素光絹　十疋　一花縐紗　十疋　一紅纐縐紗　五疋

提督へ

一硯筐　一副　一紙筐　一副　一紅光絹　五疋
一素光絹　二疋　一花縐紗　二疋　一紅纐紗　三疋

其他通譯ボルトマン及びウイリヤム等へ夫れ夫れ贈物ありたり、提督は幕府の待遇に對し快感限なし、贈答式終り、將に場を出んとする時、委員曰く尙一箇の貴覽に入れざる進物あり、謹んで大統領に呈せん。提督曰く諾と、夫より委員に導かれ海岸に進みたるに米二百俵山の如く堆し、委員曰く我國の產米謹んで大統領に呈すと、米使の一行喫驚啞然たりし』とある。この日我が幕府では鏡岩、小柳、猪王山等の相撲を演じて遠路の旅情を慰めたが、これ又米俵と共に米人を抱腹せしめたと傳へられる。次いで同月二十九日ペルリは日本委員を招待して饗應の宴を開いた。越えて三月三日に至り、ペルリは從者と共に上陸して應接所に來り英蘭淸三國の文字を以て記した條約書を日本全權に渡し、日本全權も之れと同時に日本、支那、和蘭の文字を以て記した條約書をペルリに交付したが、その末尾には林大學頭、井戶對馬守、伊澤美作守、鵜殿民部少輔が署名した。これ則ち嘉永七年三月三日のペルリ條約で全十二條からなり、その全文は左の如し。

ペルリ艦内に日本委員を招待して饗應す

ペルリ條約（神奈川條約とも稱す）の調印

第一條　日本國と合衆國とは其人民永世不朽の和親を取結び、場所人柄の差別無之事
第二條　伊豆下田、松前函館の兩港は、日本政府に於て亞米利加船薪、水、糧食、石炭缺乏の物を、日本人にて調候丈けは給し候爲め、渡來の儀差し許候、最も下田港は條約書面調印の上、卽時相開き、函館は來年三月より相始候事
第三條　合衆國の船、日本海濱漂著の時救助致し、其漂民を下田又は函館に護送致し、本國の者受取可申所持の品物も同樣に可致候、最も漂民諸雜費は兩國互に同樣の事故不及償候事
第四條　漂民或は渡來の人民取扱の儀は、他國同樣緩優に有之、閉籠候儀致間敷、乍併正直の法度に服從致候事
第五條　合衆國の漂民其他の者共、當分下田函館逗留中、長崎に於て唐和蘭人同樣閉籠窮屈の取扱無之、下田港內の小島回り七里の中は、勝手に徘徊致し、函館の儀は追て取極候事
第六條　必要の品物、其他相叶候事は相方談判の上取極候事
第七條　合衆國の船、右兩港へ渡來の時、金銀錢竝に物品を以て、入用の品相調候を差許し候、最も日本政府の規則に相從可申候事、且つ合衆國の船より差出候品物も、日本好まずして差返し候節は、受取可申候事
第八條　薪、水、食糧、石炭竝に缺乏の物を求むる時には、其他の役人にて取扱ひ凡て私の取引すべからざる事
第九條　日本政府外國人へ、當節亞米利加人へ差不免候廉相許候節は、亞米利加人へも同樣差免し可申、右に付談判猶豫不致事
第十條　合衆國の船、若し難風に遇はざる時は下田、函館兩港の外猥に渡來不致候事

下田會商

條約十二箇條附錄の決議

ミスシッピー・ポーハッタンの二艦琉球に滯す

琉球を獨立國と認めて條約を結ぶ

琉球王ペルリを饗應し巨鐘を贈る

ペルリ我が琉球を去る

第十一條　兩國政府に於て無據儀有之、模様に依り合衆國官吏の者、下田に差置候儀も可有之、最も條約調印より十八箇月後に無之候ては不共儀候事

第十二條　今般條約相定候上は、兩國の者堅相守可申、最も合衆國大統領及び元老院の承諾と、日本大君承諾の上、今より十八箇月内に、批准交換を了すべき者とす。

日米條約も今は批准交換をするばかりになつたので、ペルリは神奈川沖を去つて下田に至り、次いで函館を視察したが、その間に日米條約に種々の不備な點を發見したので、下田で更に日米委員の會見となり、漸く旬餘の交渉で條約附錄十二箇條を決議するに至つた。こゝに於て盛んに告別の禮を行ひ、ペルリが下田に來航してから三週間目で、いよ〱ペルリは出發した、時に初夏の新綠したゝる六月四日であつた。

これより先きサラトガ號は艦長アダムスに率ゐられて條約書の批准を得るために米國に向ひ、次いでサスクエハンナ號は公使マクリーンの用に供するため支那に向つて解纜し、またヴアンダリヤ號は函館から支那に直行し、サウサンプトン號も亦支那に向ひ、プリマウス號は始めより同國に留つて艦隊の再來には加はらず、レキシントン號は琉球に滯在してゐたので、下田を出發する頃はミスシッピー・ポーハッタンの二蒸汽船とマセドニア及びサップライの二號に過ぎなかつたが、後の二船は艦長アボット指揮の下に石炭取調べの事に關して臺灣に送り、それからヒリッピン群島を經て支那へ廻航せしめ、ミスシッピー・ポーハッタンの二艦は琉球の那覇に向ひ、三日目に同地に著するや、先きに留めて置いた米國水兵と島民の間に起つた紛爭に關し、那覇官吏に交渉を開始し、副艦長ベント及び通譯官ウイリアムは上陸して琉球を獨立國と認め、條約を結ばんことを求めた。種々交渉の結果、遂に極めて簡單な條約を作り、ペルリは上陸して國王と會見し互に署名を終はるや國王は盛んな饗應をなし、且つペルリに巨鐘を贈つて、謝意を表した。こゝに於てペルリは全く素志を達したので、レキシントン號を先發せしめ、ミスシッピー・ポーハッタンは彼が七月十七日琉

日米和親條約の批准交換

球を出發し、こゝに愈々我が國に最後のグツド、バイをなした。

先きに神奈川の日米條約書を携へて歸還せる艦長アダムスはサラトガ號に乘じて布哇に赴き、それから他の汽船に乘じて桑港よりパナマを經て華盛頓に著した。大統領は直ちに上院の協贊を經て之れが批准を了した。依つてアダムスは卽ちこれを携へて再び日本に向ひ、香港からポーハツタン號に乘じ、翌千八百五十五年一月二十日下田港に著した。時に正に安政大地震（安政元年十一月四日及び同五日）の直後で、下田の光景は頓に一變して頗る慘憺を極め、轉た桑海の感に堪えざるものがあつた。斯くて艦長アダムスは玆に條約の批准を了へ、和親條約が成立（我が安政二年正月五日）したので、同月七日再び米國に向つて下田を出發したのである。

四　幕府英露蘭の三國と和親條約を締結す

幕府英露蘭の三國と和親條約を結ぶ

世界の日本

英國水師提督スターリングの長崎入港

クリミヤ戰爭中寄港の申込み

水野忠德

日英協約

安政の大震災大海嘯

ペルリは幕府を勸說して、日米條約を締結したが、これがため鎖國日本は世界の日本となり、引續き他の諸國と條約の交換を行ふことになつたが、安政元年閏七月十五日、英國水師提督スターリングは軍艦四隻を率ゐて長崎に來り、露國と交戰中ゆへ便宜上日本の諸港へ入る事を許して貰ひ度いとの申込みをなした。これが卽ちクリミヤ戰爭である。然し幕府は固辭したが、若し單に食料薪水を求むる意ならば、長崎、函館の二港を開くも差支なしとて、長崎奉行水野忠德をして應接の任に當らしめたので、彼も漸くこれを承認し、八月二十三日簡單な日英協約を締結した。この時プーチヤチンはクリミヤ戰爭で露國が英佛二國と開戰し、ために自國の軍事に奔走してゐたが、日米條約締結を知るや、英佛艦隊の監視を冒し、八月下旬函館に至り九月大阪に赴き、十月下旬には更に下田に入港した。筒井政憲、川路聖謨等は再び應接に當り、交涉中、會々同年十一月四日、大震災大海嘯が勃發した。ために下田附近はその災害最も甚しく、プーチヤチンの乘船

ヂヤーナ號の大破

日露和親條約の締結

戸田村の造船

日蘭和親條約の締結

米國總領事ハリスの來朝

貿易の開始

ボーリング

ヂヤーナ號も亦大破し、尋で沈沒した。プーチャチンは幕府に請ひ、乗組員を戸田村に置き、新船の製造に着手すると共に、自分は下田の近郊柿崎の玉泉寺に寄寓し、依然談判を續けた。この時幕府は島中分界の議を郤けて樺太全島の日本領土たることを提議したが、これは吏員調査の結果で、彼も亦た前議を改め、同じく全島露領たる旨を論じたので、議は遂に協はず、已むを得ず日露兩國の共有とする事を承認すると共に、千島の境界は擇捉と得撫の間にありとし、擇捉は日本の所領、得撫以北は露國の所領たるを約束し、且つ下田、箱館、長崎の三港を開いた。十二月二十一日に締結せる日露和親條約及び其附錄に規定せる所が即ちそれである。かくてプーチャチンは翌安政二年二月米國商船を雇入れて、船員の一部を歸國せしめ、尋で戸田村の造船が成るに及び、同年三月下旬自ら之に乗じて下田を去つた。なほ殘留せる船員は亦た、同年五月下旬米國商船によりて歸途に就いたのである。また三百有餘年の交誼ある和蘭に對しては既に英・米・露と和親條約を締結せる以上、これと正式の通商を敢て拒むべきでないので、安政二年十二月二十三日和親條約を締結した。

五　米國總領事ハリスの來朝

安政三年七月二十一日、タウンセンド、ハリスは米國總領事として下田に來着し、同年八月五日柿崎の玉泉寺を假りに領事館と定め、翌六日初めて米國の國旗を揭揚した。尋いで同年九月二十七日書を幕府に呈し出府して大統領の書翰を將軍に捧げ、日本と關係ある重大事件を報告した。この時幕府は船中の缺乏品を供給するといふ名義の下に、事實上小規模の貿易を行ひ、織物・漆器・蒔繪等の輸出を行つたが、尙ほ正式の貿易は時機を見て開始する意向であつた。これは英國の香港總督ボーリングの通商條約意見によつて、米國のハリスを始めその他の諸國と折衝した結果、幕府は初めてその意嚮を決した。當時幕府も開國は時勢の要求

で人力の最早如何ともし難きを覺り、觀念したのであつた。

通商條約と貿易章程の議定

　安政五年正月十二日、幕府は通商條約及び貿易章程を議定した。即ち公使の在府、領事の開港場駐在及び國內旅行の權を認め、神奈川・長崎・函館・兵庫・新潟の五港と、江戶・大阪の兩市を開く件であつた。調印は朝廷の勅許を仰ぐ必要上、堀田正睦が自ら上京したが、端なくも朝幕の間に異議を生じた。

朝幕の對立

六　先覺者の開國論

先覺者の開國論

渡邊華山捕はる

英人モリソン

高野長英捕はる

　天保九年十月英人モリソンが我漂流民七人を護送し、浦賀に入らうとしたが、幕府は之を擊攘すべしと一決した。この時不可なりと唱へた渡邊登（華山）は、後幕吏のために捕へられて下獄したが、遂に屠腹した。これと同時に蘭學者高野長英も捕へられて入獄し、捕吏と格鬪して死んだ。

佐久間象山と吉田松陰捕はる

眞田幸教

　佐久間象山と吉田松陰は子弟の關係を結び、海外渡航を企圖して成らず、當時尙ほ米國渡航は日本の國禁なりとの理由で、松陰は國法違反で獄に投ぜられ、象山は藩主眞田幸教に引渡され、鄕里に蟄居を宣告された。

橫井小楠

　幕府が米・蘭・露・英の四國に三港を開くことを許すに及んで、國論は一層喧噪を極めた。幕府では上田の二侯、幕府の外交官及び蘭學者の多くが列國の形勢や文明の事情に通じ、また民間では熊本の橫井時存（小楠）が實にその首領で「一國の富强獨立は唯國を開いて外國と交はり、萬里の波濤を開拓するに在り」といひ、純然たる自由貿易の議論を主張し、當時の大勢力たる尊王攘夷論に向つて正面攻擊を敢てした。

藤田東湖

西鄕隆盛

大久保利通

　藤田東湖は松陰と同じく進戰開國論の首魁である、各藩に於て通常攘夷黨と稱せられた者の中、最も時勢に通じた首領等は大抵この意見を有つてゐた。即ち維新の功臣たる西鄕隆盛、大久保利通等を始め、薩州の新人等は槪ね東湖の敎を蒙り、その感化を受けたのである。

開港不可の朝議

傳奏久我建通

蜂須賀齊裕書を闕下に上る

德川齊昭

關白藤原政通

關東倚任の勅書文案

都築峰重
長野主膳

島田正辰
堀田正睦の御馳走政策

第三節　安　政　條　約

一　開港不可の朝議

開港を實行する件につき、幕府は勅許を仰ぐため堀田正睦が入京し、奏請した。朝廷はこれに基き、安政五年正月公卿三十五名に命じて米國約款を議せしめた。各公卿の意見は、諸侯に勅して建言せしめ、それを參考として決定した方がよいといふことに一致した。この意外なる朝旨に正睦は大に驚き、斯くては米使に對し幕府の威信を失墜するのみならず、其督促に對して答ふるの辭なき故、少しく其朝旨の文を改めんことを請ふた。傳奏久我建通は『否、此書は關白の命なりと雖も、卽ち上の旨である。速に之を江戸に達すべし』と言つて、儼乎として其乞を斥けた。已むを得ず急使を馳せてその由を江戸に報じた。幕府では直ちに評議を開いたが、老中連署の書を認め又も急使を京に遣はし『米使が若し迫らば之を如何にすべきか』と言ひ送ると共に、正睦には急ぎ歸東せしめた。次いで安政五年二月、蜂須賀齊裕は密に書を闕下に上つて外國の形勢を奏上し、兵を進めて闕を守り、以て皇恩に報ぜんことを請ひ、また德川齊昭は書を前關白政通に呈して天下の安危この一決にあり、切に貴下の愼重事に處せられんことを望むと述べた。

二　關東倚任の勅書文案

正睦は再び上京し、本能寺を旅館として事件の解決に努めたが、幕府と朝廷の中間に立つて進退谷まり、困惑してゐた時、偶々陪衛の士都築峰重が正睦に建言して曰く、『彦根藩士長野主膳は關白の臣島田正辰と親密なるを幸ひ、之れに由て關白を說かしめなば必ず勅許を得るの道あらん』と述べた。窮餘の正睦は之を

關白尙忠

甘露寺尙長
東坊城聽長

德大寺實堅

開港不可の朝議

中山忠能

萬里小路正房

廣橋光成

關白尙忠、正睦に勅書を授く

正睦の策畫餅に歸す

都築峰重自殺す

朝廷に於ける一橋派の勢力

聞いて大いに喜び、直ちに主膳を呼び旨を授けて正辰を說かしめ、更に關白尙忠を說かしめた。それより多方囊錄を求め、多大の金を散じて傳奏議奏其他樞要の地位にある人々を饗應した爲め、公卿中正睦に傾くものが漸く多くなつた。斯くて三月に至り、尙長は聽長と謀り、勅書の文案を下して廷議に附したが、その文中に『凡そ奏陳する所、擧げて關東に倚任す』との語があつた。之れは正睦の畫策が効を奏して、聽長が陰にこの議を主張し德大寺實堅が之を援けた爲で、此議にして決せば正睦は其希望を達して關東へ歸ることが出來たのである。正睦の奏請が俄然一變して關東に倚任すといふので、列座の公卿は皆色を變じて驚愕した。豫て正睦と通ぜる公卿は此機に乘じて一擧に議を決しようとしたが、中山忠能はその不可なるを痛論し、議奏萬里小路正房も亦『臣は固より開市を不可とす、之を以て封祿を奪はるゝとも同意する能はず』と辭色激しく極言し、左右を顧みて其意を諮うた。正睦に謀られた人々の外は、多く此意見であつた爲め、列座の公卿は皆之れに從つた。是に於て忠能等八十餘人は傳奏廣橋光成によつて上奏し、勅文を改めんことを請ふた天皇は深くその忠直を嘉し、勅して報案を改めしめ給うた。是に於て朝議はまた公議を採らしむべきことに一決したのである。是に於て關白尙忠は、安政五年三月二十日正睦を召し、旨を傳へて『米使の要請は事態容易でない。人心の向背、國家の安危、實にこの一擧にある。主上深思、宸憂日に切也。往年下田の事既に聖意に副はず、況んや復た諸港を開き、信を各國に結ぶことをや、恐らくは患を後世に貽さん、誠に輕々しく決し易からず、宜しく三家及び諸侯と議し、以て處置の宜しきを奏すべし』と述べて勅書を授けた。正睦の謀つたことは畫餅に歸して、非常な窮地に陷つたが、併し既に勅書が下つた以上、最早施すべき手段はない。正睦は勅書を奉じて旅館に退き、使を以て之れを江戸に送達せしめた。斯くして正睦の京都に於ける運動は、莫大なる金を費消したのみで全く失敗に終つたので、之れを勸めた都築峰重は自殺して正睦に謝した併し當時朝廷に於ける一橋派の勢力は非常なもので、從來の如き措置では國步艱難の際に當り、時局を匡救

することが出來ない。宜しくまづ幕府を改造せねばならぬ。それには年長にして賢明な一橋慶喜を西丸に入れて、將軍の補佐たらしむることが、目下の急務であるとの說が、島津齊彬等によつて提唱せられ、公卿の大半も亦之れに贊同を表した。

三　井伊直弼と安政條約

井伊直弼と安政條約

朝議は容易に開港を許さない。而も列藩の公議を採れといふ、外國の使臣は強硬に開港を迫り、幕府の地位は今や進退維れ谷まるの窮境に陷つた。この時に當り、偶々井伊掃部頭直弼は大老の地位に就き、この難局に當ることになつた。時恰も隣國支那は阿片事件で英佛聯合軍の進擊を受けつゝあるの時であつた。

井伊直弼大老となる　阿片戰爭

安政五年六月十三日ハリスは米艦二隻を率ゐて復た下田に來り、尋で露艦一隻も復下田に來り、何れも英佛軍艦の大擧して來らんことを報じた。下田奉行は大いに驚き、直ちにハリスに就いて英佛軍艦が何故に大擧して來航するやを問うた。ハリスは之れに答へて『英佛の聯合軍は既に淸國と戰ひ、將に北京へ進擊せんとするの時である。必ずや其勢に乘じて來り、迫つて日本の開港を促かさずには措かぬであらう。今速に日米條約を締結するならば、自分が二國を諭して、調和することに努めるであらう』と述べた。奉行は之れを幕府に報じた、有司は今更狼狽して急遽幕議を開き、何れも事態既に斯くなる以上は猶豫すべき時にあらず、速かに調印して後難を免れんと主張する者が多く、中に一、二、朝旨が公議を採るべしとある以上は、列藩の意見を徵して然る後勅許を奏請すべし、英佛艦隊海を蔽うて來ると雖も、未だその帆影だも見えざるに非ずや、風聲鶴唳に驚いて輕擧事を決せば、違勅の責を免るべからずと、強く反對する者もあつたが、上田侯松平伊豆守は聲を勵まして『方今の形勢は一刻の猶豫を許さず』公議を採るの遑がない。機を失せば國家の大患とならん、速かに決すべし』と主張した。衆は皆之れに和し、幕議は大略一決した。

ハリスの再來　英佛聯合艦隊來航の宣傳　ハリスの威嚇　松平伊豆守の主張　幕議は決す

關白尙忠
甘露寺尙長 東坊城聰長
德大寺實堅
開港不可の朝議
中山忠能
萬里小路正房
廣橋光成
關白尙忠、正睦に勅書を授く
正睦の策畫餅に歸す
都築峰重自殺す
朝廷に於ける一橋派の勢力

聞いて大いに喜び、直ちに主膳を呼び旨を授けて正辰を說かしめ、更に關白尙忠を說かしめた。それより多方彙錄を求め、多大の金を散じて傳奏議奏其他樞要の地位にある人々を饗應した爲め、公卿中正睦に傾くものが漸く多くなつた。斯くて三月に至り、尙長は聰長と謀り、勅書の文案を下して廷議に附したが、その文中に『凡そ奏陳する所、擧げて關東に倚任す』との語があつた。之れは正睦の畫策が効を奏して、聰長が陰にこの議を主張し德大寺實堅が之を援けた爲で、此議にして決せば正睦は其希望を達して關東へ歸ることが出來たのである。正睦の奏請が俄然一變して關東に倚任すといふので、列座の公卿は皆色を變じて驚愕した。豫て正睦と通ぜる公卿は此機に乘じて一擧に議を決しようとしたが、中山忠能はその不可なるを痛論し、議奏萬里小路正房も亦『臣は固より開市を不可とす、之を以て封祿を奪はるゝとも同意する能はず』と辭色激しく極言し、左右を顧みて其意を諮うた。正睦に謀られた人々の外は、多く此意見であつた爲め、列座の公卿は皆之れに從つた。是に於て忠能等八十餘人は傳奏廣橋光成によつて上奏し、勅文を改めんことを請ふた天皇は深くその忠直を嘉し、勅して報案を改めしめ給うた。是に於て朝議はまた公議を採らしむべきことに一決したのである。是に於て關白尙忠は、安政五年三月二十日正睦を召し、旨を傳へて『米使の要請は事態容易でない。人心の向背、國家の安危、實にこの一擧にある。主上深思、宸憂日に切也。往年下田の事既に聖意に副はず、況んや復た諸港を開き、信を各國に結ぶことをや、恐らくは患を後世に貽さん、誠に輕々しく決し易からず、宜しく三家及び諸侯と議し、以て處置の宜しきを奏すべし』と述べて勅書を授けた。正睦の謀つたことは畫餅に歸して、非常な窮地に陷つたが、併し既に勅書が下つた以上、最早施すべき手段はない。正睦は勅書を奉じて旅館に退き、使を以て之れを江戸に送達せしめた。斯くして正睦の京都に於ける運動は、莫大なる金を費消したのみで全く失敗に終つたので、之れを勸めた都築峰重は自殺して正睦に謝した併し當時朝廷に於ける一橋派の勢力は非常なもので、從來の如き措置では國步艱難の際に當り、時局を匡救

井伊直弼と安政條約
井伊直弼大老となる
阿片戰爭
ハリスの再來
英佛聯合艦隊來航の宣傳
ハリスの威嚇
松平伊豆守の主張
幕議は決す

することが出來ない。宜しくまづ幕府を改造せねばならぬ。それには年長にして賢明な一橋慶喜を西丸に入れて、將軍の補佐たらしむることが、目下の急務であるとの說が、島津齊彬等によつて提唱せられ、公卿の大半も亦之れに贊同を表した。

三　井伊直弼と安政條約

朝議は容易に開港を許さない。而も列藩の公議を採れといふ、外國の使臣は强硬に開港を迫り、幕府の地位は今や進退維れ谷まるの窮境に陷つた。この時に當り、偶々井伊掃部頭直弼は大老の地位に就き、この難局に當ることになつた。時恰も隣國支那は阿片事件で英佛聯合軍の進擊を受けつゝあるの時であつた。

安政五年六月十三日ハリスは米艦二隻を率ゐて復た下田に來り、尋で露艦一隻も復下田に來り、何れも英佛軍艦の大擧して來らんことを報じた。下田奉行は大いに驚き、直ちにハリスに就いて英佛軍艦が何故に大擧して來航するやを問うた。ハリスは之れに答へて『英佛の聯合軍は旣に淸國と戰ひ、將に北京へ進擊せんとするの時である。必ずや其勢に乘じて來り、迫つて日本の開港を促かさずには措かぬであらう。今速に日米條約を締結するならば、自分が二國を諭して、調和することに努めるであらう』と述べた。奉行は之れを幕府に報じた、有司は今更狼狽して急遽幕議を開き、何れも事態旣に斯くなる以上は猶豫すべき時にあらず、速かに調印して後難を免れんと主張する者が多く、中に一、二、朝旨が公議を採るべしとある以上は、列藩の意見を徵して然る後勅許を奏請すべし、英佛艦隊海を蔽うて來ると雖も、未だその帆影だも見えざるに非ずや、風聲鶴唳に驚いて輕擧事を決せば、違勅の責を免るべからずと、強く反對する者もあつたが、上田侯松平伊豆守は聲を勵まして『方今の形勢は一刻の猶豫を許さず』公議を採るの遑がない。機を失せば國家の大患とならん、速かに決すべし』と主張した。衆は皆之れに和し、幕議は大略一決した。

井伊直弼の英斷

直弼の決斷

四　井伊直弼の英斷

この時に於ていづれに所決すべきかは、今や井伊大老の双肩にある。直弼は列座の人々の說を一通り聞き了つたので、稍々暫く沈思默考の末、『今や開港は全く避くべからざる時である。たとひ今日よく之れを樽俎の間に退くるとも、外難は到底避け得るものでない。戰つて一旦勝を制するも、必ず淸國の覆轍を免れぬであらう、敗れて後に和を乞ひ、窮迫して條約を結ぶよりは、寧ろ對等の今日に於て條約を締結する方が得策である。萬機は旣に幕府に一任せられてある以上、勅裁なくとも機に臨み變に應じて適應の策を執るは幕府の責任である。勅裁なきが故に躊躇して萬一事端の搆ふるが如きことあらば、如何とする、その爲めに責任を問はるゝことあらば直弼の一身を以て之れに當るであらう』と斷じた。大老のこの一言に依て、開港は決した。

五港開市の條約調印

井上淸直

安政條約

五市の開港

五　五港開市の條約調印

遂に勅許を待たずして條約を締結する事となつた。乃ち下田奉行井上淸直に命じ、神奈川に於て米使ハリスと會商せしめ、日米條約十四箇條を締結して之に調印せしめ、更に貿易章程七則を定め、長崎・函館・神奈川・兵庫・新潟の五港を開いて貿易を許した、これを世に安政の假條約と稱する。尙ほ詳細の事は外交篇參照せられたい。のち露・英・蘭・佛・葡・獨等の諸國とも、米國と大同小異の條約を締結し、さしも紛糾を極めた外國使臣との交涉も一段落を告げ、彼等の壓迫的要求から脫却することが出來たので、幕府の有司は玆に安堵の胸を撫で下したが、當然次に來るべき重大問題にはよもや想到し得なかつたであらう。

一橋慶喜の立嗣說
將軍德川家定
一橋慶喜
德川慶恕
慶喜派
德川慶福
慶福派
井伊大老紀州侯慶福迎立を建白す
松平慶永の反對運動
中根靱負
橋本左內
青蓮院宮
三條實萬
蜂須賀齊裕
鷹司政通
鎌田出雲
西鄉吉之助
堀仲左衞門
慶永邸に於ける慶喜迎立の決議
伊達宗城
山內豐信
水野忠德

第四節　公武の衝突

一　一橋慶喜の立嗣說

井伊直弼の開國斷行は天下の一大快擧である、然るに當時將軍家定は統御の才を欠き、且つ齡既に三十を過ぎて未だ嗣子が定まらず、何人を嗣子とすべきやに就て論議したが、一橋慶喜を迎ふべしとする者が多く尾張侯德川慶恕、越前侯松平慶永等は一橋慶喜が聰明にして聲望があるから、後嗣となすべしと首唱し、閣老中でも堀田正睦は之れに贊成した。然るに慶喜は水戶侯齊昭の第七子なるが故に、齊昭を憚り且つ之れを忌む大老井伊直弼や老中並びに當時城中に大勢力を有せし大奧の女中等は慶喜を排し、幼少なる紀州侯德川慶福を迎へんとし、安政五年四月廿六日直弼は將軍家定に謁して慶福迎立の事を協定した。然るに幼少なる慶福の迎立に反對を唱ふる者に尾張、水戶の二家、親藩中の有力者たる越前侯を始め、薩・筑・阿・仙・宇柳・佐・土等の諸雄藩及び海防掛役人と京都の公卿等があり、就中松平慶永は最も熱心なる反對運動をつゞけ、三月十八日家臣中根靱負を老中水野忠德邸に遣して嚴しく抗議を申込み、四月二日には、京都に在る家臣橋本左內を青蓮院宮及び三條實萬に謁せしめて慶喜迎立の申請をなさしめた。また阿波侯蜂須賀齊裕も同樣の意を前關白鷹司政通に建白し、同月十七日薩摩の家老鎌田出雲は藩士西鄉吉之助（後の隆盛）堀仲左衞門（後の伊知地正治）等と慶喜迎立の事を決議して運動に着手し、同二十一日には松平慶永邸に伊達宗城、山內豐信、水野忠德等の諸侯が會合して同じく一橋慶喜迎立のことを決議し、また幕府內に於ても土岐、永井鵜殿、岩瀨等は同く慶喜迎立に加擔し、その勢力は遂に慶福迎立黨を凌駕してゐた。

二　井伊大老の政策

井伊大老の政策

井伊直弼は水戸藩勢力の破壞に全力を注いだ、その原因には種々あるが、主なるものは條約調印の勅許を得なかつたのも水戸藩策動のためであり、又慶喜を西丸に入れようとする運動も齊昭の宗家を襲はんとする野心から起つたものと信じたからである。要するに一切の禍根は水戸にあると考へた。かゝる考へは、齊昭の反對派たる大老の地位境遇からいへば、當然のことゝ云はねばならぬ。蓋しこの二人及びこの二人を繞つて相對立せる二つの黨派は、互に所見を異にしてゐたので、各々その反對派を以て、國利民福を害ふものと信じた。故に直弼は大老の重職に就き政權を掌握すると共に、まづ一橋派の驅逐を企てた。

野心滿々たる直弼

一橋派の左遷大鹹首始まる　太田道醇　間部詮勝　松平乘全　大久保忠寬　石谷穆清　小笠原長常

是に於て安政五年五月六日大目付土岐頼旨を大番頭に、勘定奉行川路聖謨を西丸留守居に貶したのを手始めとして、老中堀田正睦、松平忠固を罷め、目付鵜殿長鋭、町奉行跡部良弼、京都町奉行淺野長祚を左遷し、新に其の餘黨たる太田道醇、間部詮勝、松平乘全を老中に、大久保忠寬を禁裡附、石谷穆淸を町奉行、小笠原長常を京都町奉行に補して羽翼となした。松平忠固の罷められたのは大老と權を爭ひて、却て排斥せられたのである。この時一橋派の中堅として活動したるものは松平慶永であつたが、形勢の非なるを見るや、更に京都手入の策を講じ、三條實萬によりて慶喜を指名し之れを世子と定むべきよしの御內勅を、幕府に下されんことを圖つたこれは幕府に於て養君內定の公布をなしたが、いまだその姓名を公にせざる爲め、慶永は其點に着眼し、幕府の虛を衝かうと謀つたのである。然るに實萬は躊躇して之れに應ぜず逡巡してゐる間に、日米通商條約が調印せられた。そこで慶永は更に一轉して卽ち違勅問題を提げて大老に迫り、其の職を辭せしむると共に、慶喜擁立の素志を達せんことを企てた、而して水戸齊昭もまた此の計畫に左袒したのである。

京都手入

直弼の違勅問題

幕府と水戸藩の衝突

阿部正弘

幕府と水戸藩の分離

安島帶刀
茅根伊豫之介
鵜飼吉左衞門
鵜飼幸吉

東西呼應し井伊大老排斥

尾張慶勝

條約の勅許を得るまで養君の發表を延期すべし

久世廣周

押懸登城

慶福世子となり名を家茂と改む

三　幕府と水戸藩の衝突

水戸齊昭は阿部正弘の推擧により一時幕政に參與したが、幾何もなく之れを辭し、軍政改革のことを擔當したが、正弘の歿するに及び、堀田正睦のために排斥されて其の任を去つたので、幕府と水戸藩との關係はここに斷絶するに至つた。隨つて水戸藩に正睦の施設に反對する氣勢が著しく高まつた。井伊直弼が大老に就任してからは殊に著しかつた。加之、かの繼嗣問題に就ても、水戸藩の君臣が慶喜の世子たることを熱望して居たことはいふまでもない。然れども嫌疑を憚り、容易に口に出さなかつたが、形勢の不可なるに及び、同藩士安島帶刀、茅根伊豫之介等は京都留守居鵜飼吉左衞門、其の子幸吉と東西相呼應し、公然とこれが渦中に投じた。さればその政敵たる井伊大老を排斥することは、この點から見ても必要であらねばならぬ。齊昭は即ち六月二十四日尾張慶勝を誘ひ、其子慶篤を伴ひ、相共に登城して、大老及び老中を招き無斷で調印する事の違勅なるむねを論じ、且其勅許を得るまでは、幕府でも謹愼の意を表し、養君の發表を延期――幕府では、二十五日に慶福養君の事を公布することになつてゐたを延期すべきこと、及び松平慶永を大老に任ずべきことを說き、慶勝は傍より之を助け、なほ慶喜が西丸に入るべき事を說いたが、却て皆大老の說破するところとなつた。幾何もなく慶永も亦登城し、別席に於て老中久世廣周と會見し、同じく養君發表の延期と、慶喜の迎立とを力說したが遂に幕府を動かすことは不可能であつた。凡そ大名の登城するには一定の例日がある。然るに四侯は之に拘らず、臨時に登城したので、世に之れを不時登城、押懸登城、推參登城などと稱する。其翌日幕府は、紀伊慶福を養ひて將軍の世子となす旨を公表した。時に慶福は十三歲、次いで七月二十一日名を家茂と改めた。

井伊大老の政策
野心滿々たる直弼
一橋派の左遷大始まる
太田道醇
間部詮勝
松平乘全
大久保忠寛
石谷穆淸
小笠原長常
京都手入
直弼の違勅問題

二　井伊大老の政策

井伊直弼は水戸藩勢力の破壞に全力を注いだ、その原因には種々あるが、主なるものは條約調印の勅許を得なかつたのも水戸藩策動のためであり、又慶喜を西丸に入れようとする運動も齊昭の宗家を襲はんとする野心から起つたものと信じたからである。要するに一切の禍根は水戸にあると考へた。かゝる考へは、齊昭の反對派たる大老の地位境遇からいへば、當然のことゝ云はねばならぬ。蓋しこの二人及びこの二人を繞つて相對立せる二つの黨派は、互に所見を異にしてゐたので、各々その反對派を以て、國利民福を害ふものと信じた。故に直弼は大老の重職に就き政權を掌握すると共に、まづ一橋派の驅逐を企てた。是に於て安政五年五月六日大目付土岐賴旨を大番頭に、勘定奉行川路聖謨を西丸留守居に貶したのを手始めとして、老中堀田正睦、松平忠固を罷め、目付鵜殿長鋭、町奉行跡部良弼、京都町奉行淺野長祚を左遷し、新に其の餘黨たる太田道醇、間部詮勝、松平乘全を老中に、大久保忠寛を禁裡附、石谷穆淸を町奉行、小笠原長常を京都町奉行に補して羽翼となした。松平忠固の罷められたのは大老と權を爭ひて、却て排斥せられたのである。この時一橋派の中堅として活動したるものは松平慶永であつたが、形勢の非なるを見るや、更に京都手入の策を講じ、三條實萬によりて慶喜を指名し之れを世子と定むべきよしの御内勅を、幕府に下されんことを圖つたこれは幕府に於て養君内定の公布をなしたが、いまだその姓名を公にせざる爲め、慶永は其點に着眼し、幕府の虛を衝かうと謀つたのである。然るに實萬は躊躇して之れに應ぜず逡巡してゐる間に、日米通商條約が調印せられた。そこで慶永は更に一轉して卽ち違勅問題を提げて大老に迫り、其の職を辭せしむると共に、慶喜擁立の素志を達せんことを企てた、而して水戸齊昭もまた此の計畫に左袒したのである。

幕府と水戸藩の衝突

阿部正弘

幕府と水戸藩の分離

安島帶刀
茅根伊豫之介
鵜飼吉左衛門
同幸吉
東西呼應し井伊大老排斥
尾張慶勝の勅許を得るまで養君の發表を延期すべし

久世廣周

押懸登城

慶福世子となり名を家茂と改む

三　幕府と水戸藩の衝突

水戸齊昭は阿部正弘の推擧により一時幕政に參與したが、幾何もなく之れを辭し、軍政改革のことを擔當したが、正弘の歿するに及び、堀田正睦のために排斥されて其の任を去つたので、幕府と水戸藩との關係はこに斷絶するに至つた。隨つて水戸藩に正睦の施設に反對する氣勢が著しく高まつた。井伊直弼が大老に就任してからは殊に著しかつた。加之、かの繼嗣問題に就ても、水戸藩の君臣が慶喜の世子たることを熱望して居たことはいふまでもない。然れども嫌疑を憚り、容易に口に出さなかつたが、形勢の不可なるに及び、同藩士安島帶刀、茅根伊豫之介等は京都留守居鵜飼吉左衛門、其の子幸吉と東西相呼應し、公然とこれが渦中に投じた。さればその政敵たる井伊大老を排斥することは、この點から見ても必要であらねばならぬ。齊昭は即ち六月二十四日尾張慶勝を誘ひ、其子慶篤を伴ひ、相共に登城して、大老及び老中を招き無斷で調印する事の違勅なるむねを論じ、且其勅許を得るまでは、幕府でも謹愼の意を表し、養君の發表を延期――幕府では、二十五日に慶福養君の事を公布することになつてゐたを延期すべきこと、及び松平慶永を大老に任ずべきことを說き、慶勝は傍より之を助け、なほ慶喜が西丸に入るべき事を說いたが、却て皆大老の說破するところとなつた。幾何もなく慶永も亦登城し、別席に於て老中久世廣周と會見し、同じく養君發表の延期と、慶喜の迎立とを力說したが遂に幕府を動かすことは不可能であつた。凡そ大名の登城するには一定の例日がある。然るに四侯は之に拘らず、臨時に登城したので、世に之れを不時登城、押懸登城、推參登城などと稱する。其翌日幕府は、紀伊慶福を養ひて將軍の世子となす旨を公表した。時に慶福は十三歲、次いで七月二十一日名を家茂と改めた。

齊昭・慶喜・慶永等の處罰
慶喜の登城を停む
久世廣周
家定薨ず
本鄕泰固
岡櫟仙院
家茂家督相續

四　齊昭・慶喜・慶永等の處罰

はじめ齊昭の登城するや、一擧に直弼を郤けて、水戸派の內閣を組織し、且慶喜を世子たらしむべき意氣組であつたが、計畫は全く外れ、却て論破され、齊昭の名聲が頓に衰へると共に、大老の威望は著しく加つた。加之直弼は之が爲めに齊昭等を處罰する機會を得たるを喜び、七月五日齊昭に急度愼、慶勝、慶永に隱居急度愼を命じ、慶喜の登城を停む。此時家定の病が篤かつたので、老中久世廣周は、かゝる折に親藩を處罰するは人心を服せしめる所以でないとて、之に反對したが、直弼は許容しなかつたといふ。かくて翌六日に至り、家定は薨じた。幕府ではその喪を秘して、此の日更に慶篤の登城を停め、若年寄本鄕泰固の職を免じ、奧醫師岡櫟仙院に隱居愼を命じた。泰固の免職は一橋派なるが爲めで、櫟仙院の處罰は誤診の責に任じたことはいふまでもないが、なほまた齊昭と通じて、將軍に毒を奬める企てがあつたとの嫌疑にも基づいてゐると傳へられる。當時兩派の間に於ける感情の阻隔が如何に甚しかつたかは、之れを見てもその一斑を推測するに難くないであらう。幕府では八月八日に至り、遂に將軍の喪を發し、家茂を迎へて將軍となした。

三家大老御召しの勅諚
孝明天皇讓位の勅諚を下し給ふ
關白九條尙忠
左大臣近衞忠煕
右大臣鷹司輔煕

五　三家大老御召の勅諚

さきに幕府の遞送せる日米條約調印に關する宿次奉書は、安政五年六月二十七日朝廷に達した。孝明天皇は之を聞召して、幕府が叡慮を蔑にせるを憤り給ひ、讓位の勅諚を下し賜うた。關白九條尙忠及び左大臣近衞忠煕、右大臣鷹司輔煕、前內大臣三條實萬（實萬は安政五年一月大臣を辭した）等は大いに驚き、暫く御猶豫を願ひ奉ると共に、種々評議する所があつたが、三條實萬等はこの際宜しく三家大老の中一人に上京を命じて、之れを鞠問すべしと唱へた。蓋しこの說は梁川星巖、梅田雲濱（源次郎）の提唱にかゝり、幕府では必

前内大臣・三條實萬・梁川星巖・梅田雲濱

幕政改革の運動起る

橋本左内・鵜飼吉左衛門

三家大老御召の勅江戸に達す

老中間部詮勝の上京

酒井忠義を京都所司代に補す

伏見奉行内藤正綱に京都取締を兼ねしむ

幕府改造の計畫

志士の暗躍

日下部伊三次
勝野豐作
山本貞一郎
梁川星巖
梅田源次郎
賴三樹三郎
伊丹重賢
山田時章

す召命を辭するに相違ないから、その時に及び、改めて勅命を水戸齊昭、尾張慶勝、松平慶永等に傳へ、幕政を改革せしめようとするのである。直弼の黜免と慶喜の擁立とがその主眼であつた。越前藩士橋本左内、水戸藩士鵜飼吉左衛門等を始め、宮公卿の家臣等は皆之れに贊同し、相共に青蓮院宮及び忠熈・輔熈・實萬等に勸說せる結果つひに朝議に上つたのである。關白九條尙忠はこれを躊躇したが大勢には抗し難く、遂に旨を幕府に傳へた。其の書七月六日（安政五年）を以て江戸に達した。然るに直弼は尾張慶勝、水戸齊昭、父子は罪あつて謹愼し、その他は若輩にて上京せしめ難く、己もまた政務多端にして江戸を離れ難き故に、不日老中間部詮勝を上京せしめ、委細の事柄を言上仕るべしとの旨を奉告したのである。茲に詮勝の上京といへるは、條約調印に就いての善後策を講ぜんが爲めに、去る六月二十七日既に其の評議を決定したからであつた。加之直弼はこの機會に京都に於ける一橋派の志士、浪人等を取締る考を抱いてゐた。されば詮勝が上京の使命中にはこの意を含めてあつたことはいふまでもない。かくてこの前後に酒井忠義を京都所司代に補し伏見奉行内藤正綱に京都取締を兼ねしめたのも、やはり之れが爲めであつた。政爭の波瀾は次第に京都にまで移つて行つた。

六　幕府改造の計畫

一橋派の頭目德川齊昭等の責罰と德川家茂の世子確定とは、實に一橋派の致命傷であつた。けれども志士浪人等は、なほその素志を棄てなかつた。即ち朝廷の威力を藉り、あくまでも直弼を郤け、慶喜を立てんと圖つたのである。是に於て薩藩士日下部伊三次、江戸の人勝野豐作、信濃の人山本貞一郎等は前後して京都に赴き、梁川星巖、梅田雲濱（源次郎）賴鴨厓（三樹三郎）及び伊丹重賢、山田時章、丹羽正庸、森寺常安小林良典、春日潛庵、三國幽眠等の宮公卿の家臣と連絡を取り、頻りに青蓮院宮、近衛忠熈、三條實美等の間

丹羽正庸
森寺常安
小村良典
春日潛庵
三國幽眠
志士朝廷の要路に遊說す

に遊說した。抑も日下部等の上京は水戸、薩摩、越前の三藩士の計畫に出づるものであるが、その策未だ熟するに至らず、從つて公卿の間に遊說する所も、統一を缺く所があつた。然れども日下部が水戸藩の京都留守居鵜飼吉左衞門と謀議斡旋せる所は、勅諚を幕府に下して、齊昭等の愼を解き、また慶喜を將軍に、家茂を更にその世子たらしむることを傳ふるにあつたが、其の後幾度か同志と會合の結果、勅諚を幕府に傳へて時局を匡救する策を考慮せしめ、同時に水戸藩にも別勅を賜はることに改變したが、これまた宮公卿の同意を得るに至つた。九條關白はいたく之を不可とせられたが、衆論の爲めに壓せられて、防止することが出來なかつた。そこで朝廷は卽ち安政五年九月八日鵜飼吉左衞門を傳奏萬里小路正房の里亭に召し、勅諚を授けて水戸慶篤に致さしめ、翌九日には禁裡附大久保忠寛に命じて幕府へ勅諚を降さしめたのである。勅諚は共に同文で、條約調印の不都合を述べて、『有司之心得如何と御不審に被二思召一候』といひ、また柳營の羽翼たるべき尾張・水戸・越前の諸藩に謹愼を命じたことが、時宜に適せざるを說き、この上は大老・老中・其他三家・三卿・家門・列藩・外樣・譜代共に、一同群議評定を重ね、内を整へ、外夷の侮を受けざるやう、商議しなければならぬといふので、大老の排斥と齊昭等の赦免とを婉曲に傳宣せるものであつた。その裏面には勿論この機に乘じて一擧に慶喜を擁立しようといふ意味が含まれてゐたことは想像に難くない。水戸藩へは別に、別紙勅諚を三家、家門をはじめ、列藩一同に傳達するようにとの副書があつた。

水戸藩に勅諚を下す
幕府に勅諚を下す
萬里小路正房
大久保忠寛

七　幕府と水戸藩の對立

幕府と水戸藩の對立
鵜飼吉左衞門
同幸吉
水戸藩主德川慶篤勅諚を拜受す

鵜飼吉左衞門は勅諚を拜受した後、卽日その子幸吉に命じ、捧持して江戸に下向せしめた。江戸に着いたのは八月十六日の深更で、翌日之れを水戸藩主德川慶篤に呈した。慶篤は取敢ず請書を朝廷に奉り、尋で其寫を尾張、紀州の兩家、及び田安、一橋の兩邸に傳達すると共に、幕府の指令を仰いだ。かゝる折柄幕府に

岡田德至・武田正生・大場景淑・鈴木重棟

幕府水戸の內政に干涉す

水戸藩の內訌

もまた勅諚が到達したので、直弼は朝廷に對しては間部詮勝が遠からず上京して、御請を申上げる旨を奉答し、水戸藩に對しては勅諚の廻達を停め、且つ水戸藩の家老岡田德至・武田正生・大場景淑等に隱居を命じ、在國の家老鈴木重棟に出府を命じた。岡田等は所謂尊攘派の領袖であり、鈴木は保守派の代表である。かくして幕府は水戸の內政に干涉し、徐ろに壓迫の手を下さんと圖つた。この時に當り水戸藩の過激論者は勅諚の廻達を主張したが、安島帶刀、茅根伊豫之介等は之れを不可として應じなかつた。之がために水戸藩には血で血を洗ふやうな內訌を生じたのである。

八　水戸藩の困惑

水戸藩の困惑

日下部伊三次

鵜飼吉左衛門

安島帶刀

抑も水戸藩へ別勅を賜ることは、日下部伊三次、鵜飼吉左衛門等が京都で計畫したもので、同藩の幹部は關知せざる所である。勿論日下部の上京には安島帶刀も共議に參與してゐるが、それはたゞ幕府に勅命を下すといふことに賛同したので、同藩が自らこれを拜受しようとは豫期してゐなかつた。元來同藩には永年に亘れる黨爭の歷史があるのみならず、齊昭は罪を幕府に得て政治に遠ざかり、藩主慶篤は、かかる場合に臨んで、一藩を指導する器ではなく、殊にその思想感情は尊攘派から俗論と呼ばれたほどでどちらかと云へば保守派に傾き、父の齊昭や、弟一橋慶喜とも融和を缺いてゐた。かゝる形勢の下に、勅諚の廻達を行ひ、幕府の改造を斷行することは到底不可能なことで、この點に於て、鵜飼や日下部等は早く旣に觀察を誤つたものといはねばならぬ。

水戸藩士の憤激

藩政改革の中止

直弼の水戸家に對する政治干與は、水戸の士民を極度に憤激せしめ、數千の人々は江戸に至つて訴ふる所あらんとし、水戸城外に集合して形勢が甚だ不穩となつた。幕府も亦た其形勢の險惡を察知し暫く藩政改革を中止した。

九　間部詮勝の上京

間部詮勝の上京志士の一網打盡

危險刻々に迫る

九條關白辭職

酒井忠義
小笠原長常
近藤茂左衛門
梅田源次郎

小林良典
兼田伊織
鵜飼吉左衛門
同幸吉

日下部伊三次
藤森弘庵
飯泉喜內

直弼は外交の要務を奏する爲めと稱して勤王の志士を一網打盡せしむるため老中間部詮勝を上京せしむるに決し、京都が外交の事を責むるは其根元水戶老公にあり、故に處士と諸太夫とを捕へ、京都を捜索して其證を得、老公を罪に處せば公武の確執は止む、されど將軍宣下を爲さゞれば幕府の權が去るので、先づ宣下を促し、本を固くして後に之れを處置せねばならぬと、驚くべき計畫を熟議の上、九月三日詮勝は京都に向つて出發した。井伊直弼は京都の形勢が時々刻々に危殆に瀕しつゝあるを知りて憂慮に堪へず、速に其禍源と信じたる一橋派の巢窟を覆し、時局の安定を圖らんとて、まづ酒井忠義を登用し、尋で九月三日間部を上京せしめたが、詮勝は同月八日信州和田驛に於て九條關白辭職の報に接した。蓋し在京の志士等は關白が常に井伊大老の爲す所を擁護するを喜ばず、ために詮勝が若し上京せば、その勢力の更に强大になることを憂へ、同志の宮公卿等と共に斡旋頗る努めた結果、九月二日に至り關白は遂に辭表を上つた。四日朝廷ではその請を允して內覽を罷め、近衞忠熙に內覽の宣を賜うた。然れども關白の更迭は幕府の同意を得べき內規あるが故、未だ御裁可がなかつた。されば途中で關白辭職の報に接した詮勝は大いに驚き、急行して十七日京都に着したが、酒井忠義は旣に京都に到り、京都町奉行小笠原長常を指揮し、信濃の人近藤茂左衛門及び梅田雲濱等を捕へてゐた。かくて詮勝の上京するや、病と稱して朝せず、更に鷹司家の諸太夫小林良典、三條家の侍兼田伊織等を始め鵜飼吉左衛門父子を捕へ、公卿の背後に於ける勢力を除くと共に、志士等の計畫を知らんことに努めると同時に江戶に於てもまた之れと策應し、日下部伊三次、藤森弘庵、飯泉喜內等を捕縛したので、在京在府の志士等は、危險の迫れるを察し、身を匿すものが多かつた。

志士浪人等の捕縛・間部詮勝の威嚇

條約調印其他の書を闕下に奉呈す

徳川齊昭 堀田正睦 松平忠固

將軍毒殺の陰謀

安政の大疑獄

飯田忠彥 伊丹重賢 山田時章 高橋俊璹 三國幽眠 入江則賢 若松永福 老女村岡

十　志士浪人等の逮捕、間部詮勝の威嚇

詮勝はかくの如く志士の逮捕によつて、朝廷を威嚇すると共に、酒井忠義をして關白更迭の不可を諫諍せしめた。ために十月十九日に到り、朝廷また關白の辭職を停めて內覽を復し、近衞忠熙の內覽を免じた。關白の復職は幕府勢力の恢復である、是に於て詮勝はその前日忠義と共に參內し、條約調印其他に關する分疏の書を闕下に奉呈した。要は條約を締結したのは、世界の大勢に鑑み、已むを得ざる所である。豫め勅許を仰がざりしは、決して直弼の意志ではない。病氣で登城しない際に乘じて、老中堀田正睦、松平忠固等が、專斷に取計つたものである。而してその根源は水戶齊昭にあり、齊昭は先年罪を幕府に得たるを恨み、慶喜を西丸に入れて野心を逞しくせんが爲めに、密かに外夷と通じて內亂を起さん事を計り、甚しきは前將軍及び現將軍を毒殺せんとするに至つた。正睦はまた齊昭の企に加擔した。然るに今や公家堂上の中に、齊昭の陰謀に參劃するものが尠くない、かくては天下大亂の基である。故に先づ內憂を處置してから、外患に及ばねばならぬといふので、一切の責任を齊昭、正睦、忠固に轉嫁せるものであつた。されば孝明天皇におかせられても幕府のこの御奏聞を御信じあらせられず、ために詮勝は爾來屢々書を上つて、辯疏頗る力めたがなほ御裁可がなかつた。こゝに於て直弼は朝廷の背後に於ける志士、浪人等の勢力が意外に强大なるに驚き、茲に始めて安政の大獄を起すの決心を定め、勅諚の降下、慶喜の擁立に關係せるものはその身分を論ぜず、男女を問はず、悉く皆之れを逮捕し投獄した。宮公卿の家臣では有栖川家の飯田忠彥、靑蓮院の伊丹重賢、山田時章、鷹司家の高橋俊璹、三國幽眠、一條家の入江則賢、若松永福、近衞家の老女、村岡、三條家の森寺常安、常邦父子、丹羽正庸、富田織部、西園寺家の藤井尙弼、久我家の春日潜庵、諸藩士では水戶の安島帶刀、茅根伊豫之介、鮎澤伊太夫、越前の橋本左內、高松の長谷川宗右衞門、長州の吉田松陰、宇和島の吉

森寺常安
常邦父子
丹羽正庸
富田織部
藤井尚彌
春日潛庵
安島帶刀
茅根伊豫之介
鮎澤伊太夫
橋本左内
長谷川宗右衞
門
吉田松陰
吉見長左衞門
池田大學
賴鴨崖
宇喜多一蕙
朝廷の一大脅
威
世古格太郎
成就院信海
勅許は鎖國御
猶豫
直弼の大彈壓
反幕府分子の
排除
青蓮院宮
一條忠香
二條齊敬
三條實美
久我建通
廣橋光成
萬里小路正房
德大寺公純
中山忠能
坊城俊克
裡松恭光
近衞忠熙
鷹司輔熙

見長左衞門、浪人では池田大學、賴鴨崖（三樹三郎）宇喜多一蕙、町人では世古格太郎、僧侶では成就院信海等數十人の多きに達した。而して宮公卿の家臣中から十餘人を出してゐるのは、之れによりて朝廷を威嚇しようとしたことは明かである。かくて詮勝はなほまたかくまで言上しても叡慮なほ解けざるに於ては、妄言虛說を以て聖明を掩ひ奉る者を、嚴重に處分するの外はないと稱し、公家堂上にまで其手を下さんとする態度を示したので、今は天皇に於かせられても如何とも遊ばされ難く、十二月二十四日詮勝、忠義を引見し關東に於て取つた處置の已むを得ざる事情を御氷解あらせられ、方今の處暫く御猶豫遊ばされる、然る上は愈々公武合體して、速に鎖國の良法に引戻すやうにせよとの勅諚をお授けになつたのである。即ち勅許にあらずして、鎖國の御猶豫であつた。詮勝は京都に滯在すること五十餘日、あらゆる手段を盡しても猶且これ以上を望むことの出來なかつたのを見ても、幕府の威力が既に衰頽せる一斑を窺ふに足るであらう。

十一　直弼の大彈壓

井伊直弼は自分に矢をむけたものは片つ端から薙ぎ倒したのであるが、宮公卿等中に尙ほ幕府に對し反抗の態度あるを見て頗る不安に驅られ、之れを何とか排除しようと考へた。そこで旨を間部詮勝、酒井忠義等に傳へ公卿處罰のことを朝廷に迫らしめた。叡慮は之れを不可とされたが、幕府は遂に命を奉ぜずして、安政六年二月には青蓮院宮、内大臣一條忠香、大納言二條齊敬、中納言正親町三條實美、議奏久我建通、傳奏廣橋光成、萬里小路正房に命じ、議奏德大寺公純、中山忠能、傳奏坊城俊克、裡松恭光の出仕を停め、三月には左大臣近衞忠熙、右大臣鷹司輔熙を罷め、四月更に鷹司政通、同輔熙、近衞忠熙、三條實萬の落飾の請を許して愼を命じた。宮公卿等はなほ直弼の指目を免れず、況や大名有司に於てをや。一橋派の與黨を嚴科に處すべきことは、直弼が黨獄を起す際、既に胸中に描かれてゐた豫定の事實であつた。さればこの前後に於

鷹司政通、三條實萬、德川齊昭の永蟄居
同慶篤の差控
一橋慶喜は隱居愼
山內豐信の愼
伊達宗城
本郷泰固
土屋實直
土岐賴旨
川路聖謨
鵜殿長鋭
岩瀨忠震
永井尚志
平山敬忠
平岡圓四郎
井上清直
水野忠德
安島帶刀・鵜飼幸吉
茅根伊豫之介
鵜飼吉左衞門
飯泉喜內
橋本左內
賴三樹三郎
吉田松陰
小林良典
鮎澤伊太夫
吉見長左衞門
丹羽正庸
森寺常邦
伊丹重賢
入江則賢
池內大學
藤森弘庵
山科正植
森寺常安
春日潛庵

て罪を幕府に獲るものが多く、大名では水戸齊昭が永蟄居、同慶篤は差控、一橋慶喜は隱居愼、山內豐信は愼に處せられた。是より先き內旨により伊達宗城と共に隱居してゐた本郷泰固に隱居愼を命じた。諸有司では大阪城代土屋實直、大番頭土岐賴旨を免職、西丸留守居川路聖謨、駿河町奉行鵜殿長鋭は隱居控、作事奉行岩瀨忠震、軍艦奉行永井尚志、書物奉行平山敬忠、小十人平岡圓四郎は差控を命ぜられ、下田奉行井上清直は小普請奉行、軍艦奉行兼勘定奉行水野忠德は西丸留守居に左遷された。而して志士浪人の處罰もこの際に行はれ、安島帶刀は切腹、鵜飼幸吉は獄門、茅根伊豫之介、鵜飼吉左衞門、飯泉喜內、橋本左內、賴三樹三郎、吉田松陰は死罪、小林良典、鮎澤伊太夫は遠島、吉見長左衞門は重追放、丹羽正庸、森寺常邦、伊丹重賢、入江則賢、池內大學、藤森弘庵は中追放、山科正植、森寺常安、春日潛庵、長谷川宗右衞門は永押込、高橋俊璹、飯田忠彥、富田織部は押込、宇喜多一蕙、世古格太郎は所拂となり、藤井尚弼、梅田雲濱、日下部伊三次、僧信海等は獄中で歿した。なほこれに連坐するものが尠くなかつた。また島津齊彬、梁川星巖等は歿したので、處罰を免れた。なほ堀田正睦、松平忠固等が隱居を命ぜられたのは條約調印の罪を二人に轉嫁せられた結果なるべく、老中太田道醇、間部詮勝、伏見奉行兼京都取締內藤正繩、寺社奉行板倉勝靜等が共に其の職を免ぜられたのは、宮公卿の責罰又は黨獄の處分に異議があつた爲めと傳へられる。凡そこの獄に連坐するもの、上は親王より、下は町人に至るまで、百餘人の多數に上り、その範圍の廣く、その處罰の嚴なること、古今未曾有と稱せられた。これ皆直弼がその政敵たる一橋派の勢力を、根底から破壞せんが爲めに行はれたもので、一時之れを彈壓し得た如く思はれたが、遂にその目的を貫徹することが出來なかつた。就中朝幕關係の上に容易ならざる破綻を生じ、倒幕の氣勢を助長せしめたことは、幕府としては恐るべき反動でもあり、且つ直弼自身も亦政敵の襲擊する所となり、悲慘なる最後を遂ぐるに至れるなど、結果は寧ろ幕府の期待を裏切るものが多かつたのである。

森寺常安
常邦父子
丹羽正庸
富田織部
藤井尙弼
春日潛庵
安島帶刀
茅根伊豫之介
鮎澤伊太夫
橋本左內
長谷川宗右衛
門
吉田松陰
吉見長左衛門
池田大學
頼鴨崖
宇喜多一蕙
朝廷の一大脅
威
世古格太郎
成就院信海
勅許は鎖國御
猶豫
直弼の大彈壓
反幕府分子の
排除
青蓮院宮
一條忠香
二條齊敬
三條實美
久我建通
廣橋光成
萬里小路正房
德大寺公純
中山忠能
坊城俊克
裡松恭光
近衛忠熙
鷹司輔熙

見長左衛門、浪人では池田大學、頼鴨崖（三樹三郎）宇喜多一蕙、町人では世古格太郎、僧侶では成就院信海等數十人の多きに達した。而して宮公卿の家臣中から十餘人を出してゐるのは、之れによりて朝廷を威嚇しようとしたことは明かである。かくて詮勝はなほまたかくまで言上しても叡慮なほ解けざるに於ては、妄言虛說を以て聖明を掩ひ奉る者を、嚴重に處分するの外はないと稱し、公家堂上にまで其手を下さんとする態度を示したので、今は天皇に於かせられても如何とも遊ばされ難く、十二月二十四日詮勝、忠義を引見し關東に於て取つた處置の已むを得ざる事情を御氷解あらせられ、方今の處暫く御猶豫遊ばされる、然る上は愈々公武合體して、速に鎖國の良法に引戻すやうにせよとの勅諚をお授けになつたのである。即ち勅許にあらずして、鎖國の御猶豫であつた。詮勝は京都に滯在すること五十餘日、あらゆる手段を盡しても猶且これ以上を望むことの出來なかつたのを見ても、幕府の威力が既に衰頽せる一斑を窺ふに足るであらう。

十一　直弼の大彈壓

井伊直弼は自分に矢をむけたものは片つ端から薙ぎ倒したのであるが、宮公卿等中に尙ほ幕府に對し反抗の態度あるを見て頗る不安に驅られ、之れを何とか排除しようと考へた。そこで旨を間部詮勝、酒井忠義等に傳へ公卿處罰のことを朝廷に迫らしめた。叡慮は之れを不可とされたが、幕府は遂に命を奉ぜずして、安政六年二月には青蓮院宮、內大臣一條忠香、大納言二條齊敬、中納言正親町三條實美、議奏久我建通、傳奏廣橋光成、萬里小路正房に命じ、議奏德大寺公純、中山忠能、傳奏坊城俊克、裡松恭光の出仕を停め、三月には左大臣近衛忠熙、右大臣鷹司輔熙を罷め、四月更に鷹司政通、同輔熙、近衛忠熙、三條實萬の落飾の請を許して愼を命じた。宮公卿等はなほ直弼の指目を免れず、況や大名有司に於てをや。一橋派の與黨を嚴科に處すべきことは、直弼が黨獄を起す際、既に胸中に描かれてゐた豫定の事實であつた。さればこの前後に於

鷹司政通、三條實萬、德川齊昭の永蟄居
同慶篤の差控
一橋慶喜は隱居愼
山內豐信の愼
伊達宗城
本鄕泰固
土屋寅直
土岐賴旨
川路聖謨
鵜殿長銳
岩瀨忠震
永井尙志
平山敬忠
平岡圓四郎
井上清直
水野忠德
安島帶刀・鵜飼幸吉
茅根伊豫之介
鵜飼吉左衞門
飯泉喜內
橋本左內
賴三樹三郎
吉田松陰
小林良典
鮎澤伊太夫
吉見長左衞門
丹羽正庸
森寺常邦
伊丹重賢
入江則賢
池內大學
藤森弘庵
山科正楨
森寺常安
春日潛庵

て罪を幕府に獲るものが多く、大名では水戸齊昭が永蟄居、同慶篤は差控、一橋慶喜は隱居愼、山內豐信は愼に處せられた。是より先き內旨により伊達宗城と共に隱居してゐた本鄕泰固に隱居愼を命じた。諸有司では大阪城代土屋寅直、大番頭土岐賴旨を免職、西丸留守居川路聖謨、駿河町奉行鵜殿長銳は隱居控、作事奉行岩瀨忠震、軍艦奉行永井尙志、書物奉行平山敬忠、小十人平岡圓四郎は差控を命ぜられ、下田奉行井上清直は小普請奉行、軍艦奉行兼勘定奉行水野忠德は西丸留守居に左遷された。而して志士浪人の處罰もこの際に行はれ、安島帶刀は切腹、鵜飼幸吉は獄門、茅根伊豫之介、鵜飼吉左衞門、飯泉喜內、橋本左內、賴三樹三郞、吉田松陰は死罪、小林良典、鮎澤伊太夫は遠島、吉見長左衞門は重追放、丹羽正庸、森寺常邦、伊丹重賢、入江則賢、池內大學、藤森弘庵は中追放、山科正楨、森寺常安、春日潛庵、長谷川宗右衞門は永押込、高橋俊璹、飯田忠彥、富田織部は押込、宇喜多一蕙、世古格太郞は所拂となり、藤井尙弼、梅田雲濱、日下部伊三次、僧信海等は獄中で歿した。なほこれに連坐するものが尠くなかつた。また島津齊彬、梁川星巖等は歿したので、處罰を免れた。なほ堀田正睦、松平忠固等が隱居を命ぜられたのは條約調印の罪を二人に轉嫁せられた結果なるべく、老中太田道醇、間部詮勝、伏見奉行兼京都取締內藤正繩、寺社奉行板倉勝靜等が共に其の職を免ぜられたのは、宮公卿の責罰又は黨獄の處分に異議があつた爲めと傳へられる。凡そこの獄に連坐するもの、上は親王より、下は町人に至るまで、百餘人の多數に上り、その範圍の廣く、その處罰の嚴なること、古今未曾有と稱せられた。これ皆直弼がその政敵たる一橋派の勢力を、根底から破壞せんが爲めに行はれたもので、一時之れを彈壓し得た如く思はれたが、遂にその目的を貫徹することが出來なかつた。就中朝幕關係の上に容易ならざる破綻を生じ、倒幕の氣勢を助長せしめたことは、幕府としては恐るべき反動でもあり、且つ直弼自身も亦政敵の襲擊する所となり、悲慘なる最後を遂ぐるに至れるなど、結果は寧ろ幕府の期待を裏切るものが多かつたのである。

水戸藩を威嚇す

戊午の密勅

安藤信睦

會澤正志齋
桑原治兵衞
久木直次郎
金子孫二郎
高橋多一郎
二派の尊攘派

激派・鎭派

水戸の祖廟に收む

戊午の密勅奉還に付議論二派に分る

十二　水戸藩を威嚇す

彈壓の怪腕を揮つた直弼は、水戸藩に下された勅諚――正規の手續を履行せざるが故に、世に之を戊午の密勅と稱するを幕府の手に廻收し、更に之を朝廷に奉還せんことを企てた。直弼排斥の意を傳宣せられたる勅諚が敵派の手中にあることは、彼の安んぜざる所であるからである。卽ち朝廷に奏請し、返上の御沙汰書を賜つたので、安政六年十二月若年寄安藤信睦を水戸藩邸に遣し、之を慶篤に示して幕府に呈出すべき旨を傳へた。是より先き幕府は同藩に命じて勅諚の廻達を停止するや、保守派の間には勿論異議がなかつたが尊攘派の間には會澤正志齋、桑原治兵衞、久木直次郎の如く藩力が叡旨を遵奉するに堪へざる實際の有樣と親藩として幕府に對する情誼の上から、之に從ふことを可とする者があり、また金子孫二郎、高橋多一郎等の如く飽迄も叡慮を奉じ、直弼を排斥しなければならぬといふものもあり、廻達是非の論が囂しかつた。かくて尊攘派は二派に分れて相爭ひ、廻達を是とするものを激派といひ、否とするものを鎭派といつた。然るに安島帶刀、茅根伊豫之介等は鎭派と所見を同じうし、藩情に鑑みて暫く之を延期するの已むを得ざるを思ひながら、而も今更朝廷に返納しては申譯がない。宜しく水戸の祖廟に收めて時機を待つべきであるとて群議を排して實行せんとする際、偶々安政の大獄が起り、安島、茅根の二人はまた縛についたので之れが爲めに一時遷延されたが、安政六年十一月に至り、藩廳は遂に之れを水戸に送つて祖廟に收めた。然るにその翌月幕府から返納の事を命ぜらるゝに及び、議論は更に沸騰した。激派は依然反對し、いまは鎭派も、勅命とあらば已むを得ないが、朝廷から直接賜つたものであるから、朝廷へ直納しなければならぬと稱し、幕府に交附することを肯じなかつた。そこで藩主慶篤は卽ち直納の事を幕府に請願したが、幕府は之れを拒み、且つ命に脊かば、水戸家の存亡にも關するやも知れずと威嚇したので、慶篤は幕府に脊き難く、勅諚を水戸の本

金子孫二郎 高橋多一郎

志士水戸街道に屯集

長岡勢

邸から取寄せる外はないと覺悟したのである。時に金子孫二郎、高橋多一郎等は本國にあり、いたく幕府の態度に不滿を抱き、同志を指揮して、勅諚の南出を遮らんことを謀つた。されば激派の士は水戸街道なる長岡驛に屯集し、江水間の往來を遮斷し、形勢は漸く險惡の狀を呈した。世に之を長岡勢と稱する。是に於て慶篤は高橋、金子等を捕縛しようとしたが、二人は早くも出奔して行方をくらました。そこで今度は兵を發して長岡勢を討たうとすると、屯集等は四散して隻影をも止めなかつた。これは實に萬延元年二月二十日の事であつた。ところがこの長岡勢の行動は、井伊直弼襲撃の計畫と密接な關係を持つてゐる。

十三　井伊直弼襲撃の計畫

井伊直弼襲撃の計畫

金子孫二郎 高橋多一郎 鮎澤伊太夫 有馬新七

鵜飼吉左衛門 同幸吉

鵜飼父子の捕縛

有馬新七 高崎五六 伊地知貞馨 有村雄助 同次左衛門 山口三齋

大久保利通・海江田信義の策應

抑も金子孫二郎、高橋多一郎等が形勢の非なるを見て、非常手段に訴へようとの考へを起したのは安政五年八月初旬の頃であつた。鮎澤伊太夫及び薩摩藩士有馬新七等も、後この計畫の謀議に參加してゐた。これと殆んど同時に京都に於ても亦鵜飼吉左衛門、同幸吉等と志士、浪人等との間に最後の手段としての談話が交換されて居たが、併しそれはいづれも具體的の計畫ではなかつた。會々戊午の密勅が水藩に下り、廻達非廻達の議論が起つて內訌が漸く激甚となり、京都では鵜飼父子が捕縛さるゝ有樣で、水戸藩士を中心とせる謀議計畫は暫く中止せらるゝに至つたが、これに代つて活躍したものは有馬新七、高崎五六、伊地知貞馨、有村雄助、同次左衛門、山口三齋等の薩藩士であつた。然るに勅諚廻達の事が到底行はれざる事の明かとなるに及び高橋、金子等はその議に參加し、安政六年八月に至り、愈々來月中旬を以て事を擧ぐるの約束が成立したのである。この時の計畫によると、井伊直弼、間部詮勝を屠ると共に、兩藩の兵を以て京都を守護し更に朝廷を擁して幕府に臨まうといふ大計畫であつた。而して在國の薩藩士大久保利通、海江田信義等は亦遙に之れと策應してゐた。されど決行に先立ちこれを朝廷に奏聞して置きたいといふので期日を延ばし、そ

高崎五六・關鐵之助等の上京

田中直之進
山口三齋
有村雄助
同次左衛門

大老襲撃の計畫具體化す

西鄕隆盛と僧月照

間部詮勝

平野國臣

隆盛・月照の入水

のために高崎五六と水戸藩士關鐵之助が上京したが、有志の宮公卿等は皆蟄居を命ぜられたゝめ遂に志を得ず空しく江戸に歸つた。幾何もなく勅諚返納の幕命に接し爲に水藩は動搖し、長岡勢の屯集を見るに至つたのである。この時高橋、金子等は、一方で勅諚の南出を遮ると共に、一方では薩藩の志士と謀議し前日の計畫を進めるために、萬延元年正月同志を出府せしめた。折しも高崎、伊地知等は本國に歸り、薩藩志士の藩邸に留るものは僅に田中直之進、山口三齋、有村雄助、同次左衛門等に過ぎなかつた。是に於て田中、山口二人は同志の出府を促さんが爲めに、歸國の途に上つた。然るに高橋、金子は水戸藩の壓迫が日に增し甚しくなるので、今は薩藩同志の機會を待つに遑あらず、水藩士を主力として事を擧ぐるに決し、前後して水戸を脫走した。かの長岡の屯集を解散したのも、この計畫に參加せしめんが爲であつた。

十四　西鄕隆盛と僧月照

間部詮勝の辛辣な手は一網打盡的に志士浪人を捕へ、之を悉く江戸に檻送した。當時詮勝が逮捕の豫定中には隆盛も加はつてゐた。隆盛は危險の身に迫るを感ずるや僧月照と連立ち博多に遁れたが、この時は既に幕府の手が伸び、今は身を隱すべき所のないのを悟り、折柄會せし平野國臣等と共に舟に乘じて鹿兒島に落ち延びた。然るに此處にも捕吏が隆盛を待つてゐた。隆盛は更に日向に逃れたが、追及が頗る急で殆ど遁る餘地なく、進退全く谷まり、船に身を托して海上に遁れた。折しも干潮の爲め船が停つたのを幸ひ、錨を投じて薩摩潟の月を眺めつゝ、皎々たる月に對して悲憤の情を寄せた。時に月照は和歌二首を詠じて隆盛に示した、歌は『大君のためには何か惜しからむ薩摩の瀨戸に身は沈むとも』、『曇りなき心の月の薩摩潟沖つ浪間に今ぞ入りぬる』といふのであつた。月照は今を限りと意を決したのである。隆盛は豫て月照と生死を共にすべく約してゐたが、是に至つて感極り相抱いて海に投じた。

西郷隆盛の流謫

この意外な出來事に國臣は大いに驚き、直ちに舟夫等と協力して二人を救ひ上げ、百方手當をしたので隆盛は蘇生したが、月照は遂に落命した。隆盛は月照を死なしたことは義に於て忍びずといつて、再び入水しようとしたが、國臣は嚴しく其死を責めて漸く思ひ止まらしめた。是に於て隆盛は捕へられて大島に流謫され、變名して大島三右衛門と稱してゐたが、後ち赦されて再び藩政に參與することになつた。

十五　露國總督橫濱に來る

露國總督橫濱に來る

ムラヴイエフ

洪秀全

遠藤但馬守・酒井右京亮等ムラヴイエフと會見す

露國樺太の奪取を企つ

安政六年七月八日、露國東部シベリヤ總督ムラヴイエフは自ら軍艦七隻を率ゐて橫濱に來り、その中四隻は直ちに品川灣に廻航した。ムラヴイエフは曩に清國が洪秀全の匪亂に苦しみ、外には阿片事件に關し英佛兩國と戰端を開き、內外多事なるに乘じ、露帝に勸めて黑龍江右岸の地を侵略し、安政五年清國に迫つて愛琿條約を結び、黑龍江を以て兩國の疆界となし、後更に北京條約によつて沿海州を加へる等頗る辣腕を揮ひ露國の東方侵略に巨大なる足跡を印した人である。

この侵略家が我邦の內海に侵入し、深く品川灣に入つて來たのである。幕府は直ちに追加修好條約を交換したが、ムラヴイエフは徐ろに樺太全島露國領有の提案を爲した。是れは實に今回彼の來朝した所以である是に於て七月二十三日我が全權若年寄遠藤但馬守、酒井右京亮は品川灣なる露艦に赴いてムラヴイエフと會見し、樺太境界の商議を試みた。ムラヴイエフはこの時『露國は近ごろ淸國と商議して露淸間の國境を定め黑龍江北一帶の地を擧げて露領とした。然るに樺太はもと黑龍江一帶の地に附屬した一島地に過ぎない。故に樺太全島は當然露國の版圖に屬すべきものである』と主張し、淸國を屈服せしめたると同一手段を以て高壓的に樺太問題を一決しようとした。如何に幕府の外交が軟弱なるにもせよ、斯くの如き暴論に屈服することは出來ぬ。我が全權は之れを反駁して『樺太は黑龍江附近の地と毫も相關する所でない、此島の既に兩國

雜居と定められしは貴國全權プーチャチンとの條約に明記する所である』と述べたが、ムラヴイエフは之を肯ぜず、飽迄其の非望を達せんとして『プーチャチンには素と國境を定むるの權なし、故に前日の條約には一も之れを定めない。是を以て、予自身が今來つて之れを定めんとするのである。且つ之を樺太の實際に就て見るも、日本は殆んど外敵に對する防備を施さずにゐる。此の如くにして一朝外國の侵略を受くることあらば、既に樺太の大半を領有する露國は多大の損害を被るであらう。之れは到底露國の忍ぶ能はざる所である。貴國が防備を施さゞる以上、之れを露國に一任すべきである』と主張したが、我が全權は斯くの如き非理に屈して其領土を放棄することは忍ぶ能はざる所なるが故、頑として之れに應じなかつた。是に於て流石剛腹なるムラヴイエフも之れを奈何ともすること能はず、依然として境界を決せず、非望を達することを得ず、艦を率ゐて歸還した。

我が全權强硬に反駁す
露國總督空しく去る

十六　志士斬に處せらる

志士斬に處せらる
安政の大獄
松陰の間部詮勝狙擊陰謀
井伊直弼
吉田松陰起つ
時勢論
大原重德
間部詮勝

井伊直弼は漫りに權力を揮つて三家を疎斥し、國憲を把弄し、就中外國條約の如きは奏請を經ずして擅に之れを締結せしため、天皇は震怒し給ひ、志士等は痛憤の極に達した。是に於て吉田松陰は復た幕府の諫むべからざるを知り、慨世の見・痛憤の情を筆に托して時勢論を著し、之を公卿大原重德に呈した。重德はその意氣を壯とし、その識見に感じ、篤く之れを奬勵した。是に於て松陰は益々激勵して尊王攘夷の大義を唱へ、熱烈なる意氣を吐いて子弟を鼓舞し、士氣を作興して、報國の赤誠を防長の天地に漲らせた。

偶々老中間部詮勝が西上して勤王の志士を一網打盡せしと聞くに及び、松陰の憤激は極度に達した。今は思慮も自重も云ふべき時にあらず、身を以てこの奸賊を除き、天下の爲め勤王の志士の烈々たる意氣を示さざるべからずと爲し、奮然死を決して詮勝を狙擊せんと企て、書を父兄に遺して家を去つた。憤恨骨髓に徹

松陰捕はる

し、詮勝を討たずんば已まずと心に期して家を出でし松陰は、事志と違ひ、機を得ずして竟に事を果さず、却つて本藩のために捕へられた。本藩は物議を憚り、復た之れを獄に投じた。幕府は松陰に間部詮勝狙撃の密謀ありしことは知らざりしも、豫て注目せし志士なるため長州藩に引渡しを要求し、之れを江戸に檻送して傳馬町の獄に入れた。幕吏は松陰を目して、匿名の書を禁中に投じ、又梅田雲濱等と事を謀りしものと爲し、その自白を迫つて糺問した。然るに松陰の攘夷論は佐久間象山の唱へし開國進戰の攘夷論であつて、雲濱の鎖國攘夷論とは素より相容れない。投書の事も全く知らぬ所である。故に明かにその誣を辯じ、却つて書を廷臣に呈した事と、間部詮勝を狙撃せんと圖つて果さなかつたことを述べた。是に於て幕吏は愕然として驚き初めてその意外な密謀のあつたことを知り、安政六年十月二十七日遂に松陰を斬罪に處した。時に年三十であつた。

松陰江戸に送らる

松陰斬に處せらる

梅田雲濱獄中に死す

梅田雲濱は江戸に護送されて後ち、江戸小倉藩邸の獄舍に投ぜられて連日糺問を受けた。幕府は雲濱を責めて公卿を罰すべき材料を得んとし、最も殘酷なる拷問を加へたが、雲濱は斷じて幕吏の望むが如き白狀をしなかつた。併し如何に士氣凛烈なるも、雲濱は元來蒲柳の質である。毎日數回の拷問に身體は弱り果てゝ見る影もなく痩せ衰へた。彼は自ら終焉の期の近づきしを知り、「君が代を思ふ心の一筋に、わが身ありとは思はざりけり」と詠じ、獄中に於て歿した。

橋本左内

左内獄中に資治通鑑を註す

橋本左内は曩に藩主松平慶永の密旨を受けて京都に赴き闕下に周旋して國事に盡瘁し、偶々江戸に下つた所を捕へられた。幕府は密旨に就いて嚴しく糺問した。併し左内は『既に密旨といふ以上は、明言する限りでない』と抗辯し、斷乎として之れに應じなかつた。獄中にて慨然と感ずる處あり、資治通鑑を註し、漢紀に至つた時、江戸小塚原で斬罪に處せられた。時に安政六年十月七日、年僅に二十六であつた。

賴三樹三郎

賴三樹三郎は安藝の人、賴山陽の第三子、名は醇、通稱は三樹三郎、古狂生または鴨厓と號した。初め幕

三樹三郎刑に臨み一詩を賦して時弊を諷す

吏の獄を按ずる時、三樹三郎の罪は死に當らなかつたが、吏に對して毫も屈せず、口を極めて時弊を罵り、慷慨激烈、眼中幕府無きが如くであつた爲め、吏の憎む所となり、安政六年十月七日江戸小塚原で斬罪に處せられた。時に年三十五であつた。刑に臨み半紙を乞ひ、「排レ雲欲三手掃二妖熒一　失脚墜來江戸城。井底痴蛙過二憂慮一　天邊大月缺二高明一　身臨二湯鑊一家無レ信。夢斬二鯨鯢一劍有レ聲。風雨多年苔石面。誰題日本古狂生」と書し、從容として刑に就いた。

櫻田事變

第五節　櫻田事變

一　井伊大老要撃の謀議

井伊大老要撃の謀議

青蓮院宮

間部詮勝

島田左近

長野主膳

間部詮勝老中を罷免せらる

水戸藩士の激昂は頂點に達した。直弼は水戸侯以下の處分を終り、京都に於ては青蓮院宮を、相國寺中の桂芳軒に御蟄居とし、諸公家の處置も意の如く行はれ、今や直弼の政策を妨ぐるものなきに至り、新たに外國奉行五人を任命し、又遣米使節を任命した。この時に方り間部詮勝は京都に於ける成功は自己の功なりと誇り、島田左近は我が功なりとし、長野主膳は亦我が功なりとして互にその功を爭ひ、主膳は直弼を恃みて詮勝、左近を罵り、詮勝と左近は主膳の自負を憤つた。爾來詮勝と直弼は互に不快の感を懷いて相對し、詮勝は功を誇つて直弼に屈せず、遂に勅書問題に就て衝突を來し、安政六年七月十四日直弼は詮勝の老中を罷めた。斯くして直弼は斷獄其他の處置を終り、天下の事萬事意の如くならざるなきに到つたが、玆に唯一つ氣にかゝるのは、攘夷の勅書が水戸家に存する事であつた。

水戸家に對し勅書の返上を促す

直弼はこの勅書を水戸家から奪うて朝廷に返納せざれば枕を高くして眠ることが出來ない。そこで水戸家に對し、勅書の返上を促した。然るに水戸藩主德川慶篤は、この勅書を密かに水戸に送つて祖廟に納めたの

九條關白
安藤信睦
德川慶篤
横山甚左衛門
勅書返上問題の紛擾
池田慶德
水戸藩遂に幕府の指令に從ふ
鈴木安之助
勅書問題に關し水戸藩士大いに憤慨す
高橋多一郎
金子孫二郎
佐野竹之助上使を斬らんとす

で、直弼が屢々返上を督促しても、應じなかつた。直弼は水戸家が尋常に返上すべからざるを知るや、九條關白に頼り、返上を命ずる旨の勅旨を乞ひ受け、同年十二月十六日、老中安藤信睦を小石川の水戸邸に遣し、勅書を示して返上を迫らしめた。是に於て德川慶篤は『勅命とあらば之れを奉ずべきも、勅書は水戸の祖廟に納めたるが故に、早速國元へ通達して返上せしむべし』と答へて信睦を歸らしめ、直にその臣横山甚左衛門に命じ、馳せて水戸に赴き父齊昭に報告せしめた。よつて水戸城中に於ては此問題に就き如何に處置すべきかを協議せしめたが、勅命とあらば止むを得ない、水戸家から直接朝廷に返上すべしと決して之れを江戸邸に報じたので慶篤はその旨を老中信睦に報告した。然るに直弼は『直接返上は不可である、幕府に納めよ』と迫り、水戸家は直接朝廷に返上すべしとて互に相讓らざりしが、齊昭の第五子にして因幡鳥取藩主たる池田慶德は深く之れを憂へ、水戸家に赴き『苟も勅命とある以上、之れに違背するは甚だ不可である。速に幕府に返上するが可なるべし。然らざれば一層老公の罪を重からしむるの恐がある』と諄々として說いたので、衆議も漸く之れに傾き、幕府の指令に從ふことになつた。併し返上の勅命といふが、怪しむべき點がある。眞に勅命なるや否やを確めた上返納するも遲きに非ずと決議し、翌安政七年（萬延元年）正月六日、密かに鈴木安之助を西上せしめ、內情を探らせしに、果して間部詮勝が東歸の際、九條關白と謀つて作り來りしものであることが知れたので、再び前議を飜して直接朝廷へ返上すると幕府に告げたが、直弼は之れを聽かず、幕府に納むべしと云ひ、督促は彌々嚴になつて來た。この時水戸藩士の激昂は極度に達した。之より先き齊昭が水戸に禁錮を命ぜらるゝや、高橋多一郎、金子孫二郎等は、其徒一千餘人を率ゐて出府し齊昭の寃を訴へんとし、宣告の上使が水戸邸に至つた時は、有無を云はさず斬捨つべしと激し、佐野竹之助等三十餘人は門前にて上使を待ち受け、之れを斬らうとしたが、藩主父子の制止により僅かに事無きを得たが、既に老公齊昭は水戸に禁錮せられ、直弼の水戸家に對する彈壓は益々酷烈を極めたので、水戸藩士等は

切齒して憤慨し、好機だにあらば之れに報いて大いに爲す所あらんと、密かに扼腕して待機してゐた。然るに今や勅書問題の沸騰すると共に、憾へに憾へし鬱憤は一時に爆發して、血氣の壯士は決然事を擧げんとするに至つた。この時同志の首領高橋多一郎、金子孫二郎の二人は、その徒を鼓舞し、『今勅書を納めなば、水戸累世尊王の名義を讓り、また幕府天下を統轄するの權を失ふに至らん、その關係する所が至大である。臣子報國の情を以て之れを論ずれば、誓つて之れを納めてはならぬ。されど藩の有司は皆小人にして目前の安きを希ひ、老公（齊昭）も彼等に擁せられて小人の言を用ひらるゝであらう。苟も勅書が國境を出づるが如きことあらば、我が徒は斷じて遮らねばならぬ」と激勵し、同志の徒百餘人は水戸を距る五里の長岡驛に集まり更に大老要擊の議が決せられた。

大老要擊の議決

二　薩藩士の斬奸計畫

薩藩士の斬奸計畫
堀仲左衛門
高崎猪太郎
樺山三圓・有村雄助・有村次左衛門・田中直之進・齋藤監物・關鐵之助
高橋多一郎
金子孫二郎
大場一眞齋
安島帶刀
茅根伊豫之介
野村彝之助
鮎澤伊太夫
木村權右衛門
下野隼次郎

井伊大老の專横を憤慨するものは、單に水戸藩士に止まらず、苟も勤王の志あるものは直弼の血を見ずんば止まぬ勢を示した。薩藩人士も夙に大老要擊の事を計畫し、安政五年の冬から既に其の機會を覗ひつゝ、江戸在住の薩藩士堀仲左衛門（後の伊地知正治）高崎猪太郎（後の五六）樺山三圓、有村雄助、同治左衛門田中直之進等は水戸藩士と提携して直弼を要擊せんと欲し、高崎猪太郎は水戸に至り、齋藤監物、關鐵之助等と協議してその贊成を得、更に高橋多一郎の家に多一郎及び金子孫二郎、大場一眞齋、安島帶刀、茅根伊豫之介、野村彝之助、鮎澤伊太夫、木村權右衛門、下野隼次郎、關鐵之助、齋藤監物等と相會して密議を凝らしたが、何れも斬奸の事に同意し、大老を斃し東西相呼應して一擧大義を唱へんことを約し、高崎猪太郎は江戸に歸つて同志にその旨を報告した。既にして水戸の金子、高橋、關等二十餘名は江戸に出で、薩摩の堀、高崎、樺山、有村等と會合して、更に斬奸の密議を重ねたが、この一擧は國家の一大事なるが故に、宜し

關鐵之助
齋藤監物
高橋多一郎・
關鐵之助の上
京
中川宮朝彥親
王・近衞忠熈
大久保正助
西鄕隆盛の決
死隊
斬奸計畫の發
覺
斬奸計畫の中
止
櫻田門外の要
擊
直弼の首級を
打取る
稻田重藏
廣岡子之次郎
山口辰之助
鯉淵要人
有村次左衞門
大關和七郎
森五六郎
杉山彌一郎
森山繁之助
佐野竹之助
蓮田市五郎
黑澤忠三郎
齋藤監物
關鐵之助
岡部三十郎
廣木松之助
增子金八
海後磋之助

く先づ直弼の罪狀を敍し、上は天子に奏聞し、下は諸侯に告げ、正々堂々たる態度を執るべしと決議し、高橋、關の兩人は直ちに中仙道を經て京都に至り、中川宮朝彥親王及び近衞忠熈に、井伊の罪狀書を提出した。

斯くて一部の薩藩士は水戶の志士と連絡して大老要擊の計畫を進め、安政六年七月六日堀、有村の兩人は鹿兒島なる大久保正助（後の利通）に書を送つて斬奸の計畫を通知し、八月九日兩人は同志を糾合する爲め鹿兒島へ歸つた。乃ち大久保正助及び大島から歸つて菊池源吾と變名してゐた西鄕隆盛等は、直弼斬奸の決死隊を募つて總勢四十九人を得た。

右の計畫は水戶藩士の發覺及び齟齬から、薩藩主島津忠義が大久保正助に對し、志士の鎭撫を命じたため、大久保は主命を拒むに由なく同志に主命を傳へて、暫く斬奸計畫を中止せしむるに至つた。是れ實に安政六年十一月五日のことである。

併し水藩士に有村治左衞門を加へた十八人は、直弼襲擊の大任に當る事になり、高橋は先發して京都に赴き薩藩同志の來會を待ち受け、金子孫二郎と有村雄助は當つて計畫の遂行を掌り、事畢るの後また高橋の後を逐ひ、現場の指揮は關鐵之助が之れに當り、水戶藩士下野隼次郎は後事を擔任し、京都の消息を待ち、同志を率ゐて蹶起するのであつた。かくて萬延元年三月三日、關鐵之助に率ゐられたる刺客は、井伊直弼が節句の賀儀に登城するを櫻田門外に要擊して遂にその首級を擧げた。刺客中稻田重藏は現場に鬪死し、廣岡子之次郎、山口辰之助、鯉淵要人、有村治左衞門は重傷のために自殺し、大關和七郎、森五六郎、杉山彌一郎、森山繁之助は肥後藩邸に、佐野竹之助、蓮田市五郎、黑澤忠三郎、齋藤監物は老中脇坂安宅邸に自首し、關鐵之助、岡部三十郎、廣木松之助、增子金八、海後磋之助等は遂電した。而して佐野と齋藤とは幾何もなく傷の爲めに死し、他の六人は翌年七月斬首に處せられた。關、岡部の兩人はまた相前後して縛につき斬に處せられた。廣木は後に鎌倉にて自刄した。餘命を全ふせるは增子、海後の二人に過ぎなかつた。

三　金子孫二郎等の捕縛

金子孫二郎等の捕縛

金子孫二郎、有村雄助等はその日品川鮫洲の旗亭にあつて、同志等の直弼を斃したことを聞き、直ちに東海道を急行したが、途中で薩州藩吏のために捕はれ、有村は本國に護送され、金子は伏見奉行の手に渡された。而して高橋は江戸に來らず、水戸から直ちに上京する積りで大阪に赴き、形勢を見てゐたが薩藩士は未だ到着せざるのみならず、櫻田の變報が傳つて、幕府の偵察は日に嚴密を加へ、遂に捕吏の追跡する所となり、天王寺境内で自殺した。

薩藩の齟齬

薩藩士の來會せざりし事に就ては、原因があつた。同藩では島津齊彬の歿後、その弟久光の子なる忠義が家督を相續したが、まだ丁年に達せぬので、久光が後見となり藩政を左右してゐた。然るに久光は藩を擧げて王事に勤めんとする意見を有してゐたから、藩士の輕擧を許さず、固く之れを抑制せるを以て、當日出府加盟を約せる大久保利通等も遂にその機會を得ず、已むを得ず同志の一人たる伊地知貞馨を江戸に派遣し、情を水戸藩に告げしめようとしたが、いまだ到着せざる以前に、櫻田の事件が起つたのであつた。

伊知地貞馨

水戸藩志士の公武合體論

要するに櫻田の事變は、水戸藩の事情が猶豫を許さなかつたほど切迫してゐた。それが爲め種々違算を生じ、辛くも井伊直弼を斃したが、その主眼とする所は、朝廷を擁して、幕府を改革するにあつた。この時に當り水戸藩の志士及びその同志は、公武合體擧國一致して國難に當らんことを希望してゐた。櫻田の一擧は、かゝる機會を招來せしめんが爲めの手段に過ぎなかつた。公武合體擧國一致といふことは、井伊直弼といへども、恐らく異議なかつたであらう。然しその政見の根本に於て、著しき距りのあることを認めねばならぬ。即ち尊攘主義の贊否如何に存する。當年の志士は慨ね水戸藩によりて宣傳せられたる尊攘主義の信者であるから、努めて水戸藩の勢力を藉り、時局を匡救せんことの思潮に反し、直弼等は之れを撲滅せんとした、そ

兩派の政爭

こに妥協すべからざる矛盾があつたのである。志士等が一橋慶喜を幕府に迎へようとしたのも、單に慶喜が年長にして英明なるが爲めではない。また實に慶喜が水戸藩の出身であつたからである。從つて兩派の軋轢は單に政權の爭奪を目的としたものであることが解るであらう。要するに主義の爭であつた。これが卽ち政爭の激甚であつた所以である。かくて直弼は一旦その政敵を政界から驅逐して勝利を收めたが幾何もなく非業の最後を遂げ主義に殉じた。その後の政治界が如何に變化するかは、豫見することが出來るが、尊攘主義は天皇を中心として、社會機構を改革しようとするのであつた。最後の使命はいふまでもなく王政復古にあつた。されど其處に到達するのには、尙ほ多くの難關を突破しなければならなかつた。

公武合體

第六節　公武合體

安藤信睦とその施政方針

一　安藤信睦とその施政方針

幕府の衰兆

安藤信睦(信正)

老中安藤信睦の政策と改革

久世廣周
松平乘全
脇坂安宅
本多忠民
松平信義
藥師寺元眞
小笠原長常
水野中央

井伊直弼の死と共に、幕府の衰頽は漸次加重して行つた。直弼死後の幕府を代表すべき人物は、老中安藤信睦である。直弼は信睦を若年寄に推擧し、尋で老中に進め、專ら大老を輔けて、その政敵を壓迫することに全力を傾けてゐたのであるが、今や天下の形勢は一變した。信睦は差當り徐に人心を收攬し、漸く幕府から背離せんとする輿望を繋がうと企てた。卽ち直弼の布いた强硬政策を調整するためには、朝廷の怒にも觸れず世間の同情も集めなければならぬが、信睦はそこに苦心を拂つたのである。その手始めに先づ、井伊大老と合はずして其職を去つた久世廣周を再任し、老中上座となして施政の變化を天下に暗示すると共に、尋でまた松平乘全、脇坂安宅を罷め、本多忠民、松平信義を入府せしめ、更に大老の股肱たりし御側御用取次藥師寺元眞(もと侍頭)及び志士逮捕の衝に當つた京都町奉行小笠原長常を罷め、紀州家附家老水野中央に隱居

徳川齊昭一橋慶喜松平慶永山內豐信太田道醇本郷泰固石河政平岡櫟仙院水戸慶篤

和宮御降嫁奏請

久世廣周

親子內親王

徳川家茂

關白九條尙忠

觀行院・橋本實麗

田中繪島

公武一和・久我建通・岩倉具視

千種有文・富小路敬直等の內應

衞門內侍堀河紀子

少將內侍今城重子

謹愼を命じ、八月二十八日に至り水戸齊昭。尾張慶勝。一橋慶喜。松平慶永。山內豐信。太田道醇。本郷泰固。石河政平。岡櫟仙院等の謹愼を解き。水戸慶篤の差控を免じた。水戸齊昭は八月十五日に薨じ、まだ喪を發しなかつたが、二十八日に至りて慶喜、慶勝と同じく赦宥の恩命に接するに及び、その翌日喪を發したのである。蓋しこれ等の行政は何れも皆信睦の苦心した所であるが、併し斯る微溫的政策を以てしては、未だ幕府の信用を恢復することは至難であつた。

二　和宮御降嫁奏請

信睦は就任早々久世廣周と謀り、公武合體の名に於て、皇妹和宮の御降嫁を奏請した。これは既に直弼が公武關係の破綻を彌縫せんが爲めに孝明天皇の御妹和宮、(親子內親王)を徳川家茂に御降嫁あらんことを希ひ、密に關白九條尙忠との間に相談を進めてゐたのが、實現せずに櫻田の事變を見たのである。信睦もその遺志を踏襲し、公武合體の實を示したいとの考へから、萬延元年四月和宮の降嫁を奏請したが、天皇は和宮が既に有栖川宮熾仁親王と御婚約になつてゐる許りでなく、先帝遺腹の妹宮を手離すに忍びないと仰せられて容易く勅許あそばさなかつた。和宮は仁孝天皇崩御後の御降誕である。また宮御自身にも、關東に下向することを御好みにならなかつた。こゝに於て幕府は有栖川宮家と交渉して、降嫁を拜辭すべき內諾を得、更に宮の御生母觀行院、觀行院の兄なる橋本實麗及び御乳人田中繪島に壓迫を加へると共に、傍ら公武御一和の爲めに、是非共御降嫁あらせられたき旨を奏してゐた。この時議奏久我建通及び天皇の近臣岩倉具視、千種有文、富小路敬直等は密に奏上して曰く『幕府が名を公武合體に朝威を藉いて天下に臨まうとするのは、明かにその勢力の衰へた事を示すものである。宜しくその請を許して聖恩を施し、これ迄御委任あらせられし政權を、隱然朝廷に回復遊ばさねばならぬ。その機會は將に今日にある』と。而して天皇の寵妃衞門內侍堀

幕府の十年計畫

攘夷の期限を言上す

和宮降嫁の勅許

和宮江戸入御

岩倉具視・千種有文は安藤信睦・久世廣周と會見す

塙次郎

河紀子は具視の妹、同少將內侍今城重子は有文の妹であつたから、二人はまた二嬪を介して屢々その旨を言上したので、叡慮も漸く動き給へるもの丶如く、蠻夷を拒絶するか、然らずんばせめて嘉永以前の有樣に復することが出來るならば、再考して見ようと仰せられた。これに對し幕府は卽ち七八箇年乃至十箇年の內には武備を充實し、條約を引戻すか、又は征討するか、その一を選び、以て宸襟を安んじ奉るべしと奉答した。是より先き幕府は安政五年に條約の勅許を仰がんが爲めに、將來必ず鎖國の良法に引戻すべしと奏上し、今また七八箇年乃至十箇年の後には、攘夷すべき由を言上に及ぶなど眼前の無事を希ふの餘り、心にもなき事を述べて、天聽を欺罔し奉れることは、誠に恐れ多い次第であつた。併し幕府も亦之れが爲めに自繩自縛に陷り、他日非常なる苦境に陷つたことは次第に判明するが、幕府は旣に勅命を奉じて攘夷の期限を言上したので、天皇は和宮を慰撫し給ひ、漸く勅許の御沙汰を賜うた。實に萬延元年十月十八日の事であつた。かくて翌文久元年十月和宮親子內親王殿下は京都を發して關東に御下向あり、十一月江戸に御着きになり一時城內の淸水邸に御住ひあそばしたが、十二月本丸大奧に移らせ給ひ、同二年二月將軍家茂と御婚禮の式を擧げられたのである。この時供奉の列に加つてゐた岩倉具視・千種有文は、安藤信睦・久世廣周等と會見して叡旨を傳へ、且幕府の釋明と同意とを求めた。卽ち幕府では秘かに廢立を行はんとする計畫があるといふ事旣に攘夷の勅命を奉じながら、却て諸外國と親交を重ね、殊に廣周、信睦等が、交情兄弟の如くなるは何故なりやといふ事、及び鷹司政通以下入道の面々を復歸出仕せしめ、その他の輩も大赦あらせられたき事などが重なる箇條であつた。幕府に廢立の企ありとの事は嘗て安政年間にも井伊直弼の朝廷に對する威嚇と同時に喧傳せられたが、其後萬延元年七八月の交に至りて再び起り、文久元年に至りては殊に甚しく、信睦が和學講談所の塙次郎に命じ、その故例舊慣を調査せしめたなどとの流言さへあつたので、いつしか天聽に達したのであらう。また幕府が攘夷の勅命を奉ずべき旨を奉答したのは、一時の彌縫策に過ぎない。故に歐米諸

葡萄牙と修好通商條約を締結す

普魯士と修好通商條約を締結す

將軍家茂不臣の行なき旨の誓詞を上る

信睦等の失敗

志士浪人の公武合體論

國との交際は次第に親密を重ね、締盟各國は孰れも公使・領事を派遣せるのみならず、萬延元年六月には葡萄牙、同年十二月には普魯士と修好通商條約を締結し各開港場における貿易は年と共に榮えた。從つて公使領事との接觸の機會が多い。天皇がそれ等の事實を御指摘あそばして幕府を責められたのは御尤の事である是に於て家茂は老中と共に、不臣の行なき由の誓詞を上り、且外國に對して信義を失ふのは、軈て日本の國辱を招くものであるから、今の場合交情を溫めるのは已むを得ざる旨を辯疏し、大赦に就いては、篤と取調べた上で、言上すべき旨を答奏した。即ち井伊直弼の遺策に從ひ、安藤信睦が專ら計畫せる和宮御降嫁の事は、幾多の曲折を重ねて漸くその目的を達した。蓋し信睦等の期する所は、所謂公武合體の實を擧げ、幕府の地位を擁護するにあつたが、結果は却て之れに反し、七八箇年乃至十箇年の後には、攘夷すべき言質を負ひ、更に廢立を圖るが如き不臣の行爲なき旨を認めたる前古未曾有の誓約を上るべく餘議なくせられた。加之和宮の御地位は從來の御臺所とは比較すべくもあらず、これ等の點に於て朝威は既に幕府を壓した。況や志士浪人等は、暴力を以て和宮の御東下を促し、人質に擬し奉るのは不都合であるとて、幕府罪案の一に數へてゐる。要するに公武合體の計畫は不成功に畢つたのである。併し當時志士浪人の間に、別の意味に於ける公武合體策を講ずるものがあつた、卽ち一橋慶喜を中心として幕府を改造し、前に戊午の密勅に仰せられた所を實行しようとするのである。

三　幕府改造と丙辰丸の盟約

幕府改造と丙辰丸の盟約

金子孫二郎

高橋多一郎

野村彝之助

幕府改造の中心人物たる金子孫二郎、高橋多一郎等の同志、之れに加はる參謀格の野村彝之助、原市之進等は先輩の遺志を繼ぎ、再び同一計畫を踏襲することに決した。時恰も長藩士木戸孝允・松島剛藏等もまた之れに參加し、萬延元年六月に至り水戸藩士西丸帶刀・岩間金平等と品川灣に碇泊せる長藩の軍艦丙辰丸に於

原市之進
木戸孝允・松島剛藏・西丸帶刀・岩間金平等丙辰丸內の盟約
安藤信睦
長井雅樂
毛利慶親
丙辰丸盟約實行の延期

水戸及び宇都宮兩藩の合流
大橋訥庵の皇室復興を圖る

攘夷の擧兵
菊池教中
小山春山
幕政改造の第一着手
一橋慶喜
松平慶永
西丸帶刀
平山兵助
小田彦三郎
河邊佐次衞門
黑澤五郞
高島房次郞
兒島强介
横田大介
同藤太郞
河野顯三
河本杜太郞
吉田健藏
横田藤四郞
椋木八太郞

て盟約を爲した。即ち時局を匡救する方法は幕府の改造にあり、幕府の改造には勿論水戸藩は破壞を擔當し長藩は建設に力を致すといふ盟約で、之れを成破の盟約と稱した。此時の盟約には、水戸側は老中安藤信睦を斃して形勢一變の端緒を開き、長藩士は幕府動搖の機に乘じ、奸を退け賢を進め、以て勅命を奉ぜしめようとするにあつた。かくて兩藩士は互に往來して協議した結果、長藩では長井雅樂の建議を用ひ、藩主毛利慶親の名によつて公武合體のことを朝幕の間に周旋すべきことを確定してゐるので、木戸、松島の主張するが如き直接行動には賛同しなかつた。爰に於ていまだ機の熟せざるを覺り、暫く盟約の履行を遷延せんことを、水戸藩の同志に傳ふるの餘議なきに至つたのであつた。

四　水戸及び宇都宮兩藩の合流

別派の攘夷運動に取掛つたものに宇都宮藩士大橋訥庵がある。彼れは之れによつて徐ろに皇室復興の機運を齎さうと畫策したが、時恰も和宮御降嫁の議が決定し、廢帝說の流布されるに及び、彌々その志を固め、相共に兵を擧げんことを水戸藩の同志に訴へたのである。然るに同藩は成破の盟約に望を屬し、寧ろ安藤信睦等を斃し、幕府を改造するの急務を說いた。大橋は初め躊躇の色ありしも、その後義弟菊池教中、野州眞岡の人小山春山等と謀つて漸く之れに應じ、相談の略ぼ熟したのは文久元年十一月の事であつた。その計畫によると、事變の後勅使の東下を仰ぎ、時局匡救の勅諚を幕府に傳へ、一橋慶喜、松平慶永等を登庸せしむるにあつた。かくて西丸帶刀、岩間金平は旨を木戸孝允に通じて蹶起を促したが、木戸は藩情を述べて之れを辭した。されば水戸、宇都宮の志士等は自己の手に依りて計畫全部を遂行するに決した。即ち刺客として水戸からは平山兵助、小田彦三郎、河邊佐次衞門（以上水戸藩士）黑澤五郞、高島房次郞（以上常陸の人）宇都宮の同志からは兒島强介（宇都宮）横田大介、同藤太郞、河野顯三（下野）河本杜太郞（越後）吉田健藏（生

嶺丹平衞門正親町三條實愛

宇都宮藩主戸田氏と三條實愛の關係

信睦要擊の決定

刺客の人選に齟齬を來す

決死隊の江戸潜入

大橋訥庵捕はる

岡田眞吾。松本錤太郎等の擧兵計畫山本繁三郎の變心

家老の密告安藤信睦坂下門外に要擊せらる

信睦傷つく、河邊佐次衞門横田藤四郎

國不詳）等が之れに當り、事が畢れば横田藤四郎（下野）椋木八太郎（津和野藩士）嶺丹平衞門（下總）の三人が急行して京都に赴き、正親町三條實愛によりて狀を朝廷に奏せんとした。蓋し賜勅のことを依賴する積りであらう。實愛は宇都宮藩主戸田氏の親戚であつた。即ち文久二年正月十五日を期し、安藤信睦の登城を俟つて坂下門外に要擊することに決定した。二藩は最初もう少し多數の刺客を集める豫定であつたが、當時水戸藩には過激なる鎭激兩派の衝突があり、幕府また之れに乘じて壓迫を加へたので、同志中にその厄に遭ふものが續出し、ために刺客の人選に少なからず齟齬を來し、僅に五名を送るの止むなきに至つた。加之宇都宮の同志にも種々の障害を生じ十分の活動が出來ず、殊に兒島は病に罹り、兩横田は故ありて刺客の列を離れたので、人數は著しく減少し、遂に同勢僅七人に過ぎなかつた。斯くて是等の人々は決死隊となり、江戸に潜入した。

五 大橋訥庵捕はる

文久二年正月十三日、謀主の第一人者大橋訥庵は江戸に於て捕縛せられた。これは宇都宮藩士岡田眞吾、松本錤太郎等が一橋慶喜を擁して攘夷の兵を起さうと謀り、大橋の紹介で一橋家の近習山本繁三郎に就き、書を慶喜に上らうとした。山本は一旦之れを承諾したが後ち漸く危懼の念を抱き、同家の家老に密告した。仍て家老は之れを幕府に訴へたので、大橋・岡田・松本等が捕へられた。爲めに計畫に違算を生じたことは勿論であるが、而も刺客の面々は豫定の行動を迫り、正月十五日に安藤信睦を坂下門外に要擊した。併し櫻田の變後幕府の有司等は皆萬一の事を慮り、その警戒に周到を究めてゐたので刺客等は遂に衆寡敵せず、僅に信睦を傷つけたに過ぎなかつた。刺客等は皆現場に斃れた。同志の中、河邊佐次衞門は時刻を誤りて變に臨まず 即日長州邸に木戸孝允を訪ね、後事を託して自刃した。なほ横田藤四郎は前約に從ひ、刺客と共に現場

信睦要撃の失敗

討幕運動

志士の討幕計畫

安藤信睦の失脚

皇室中心の國家統一

清河八郎

田中河内介

眞木和泉

平野國臣

宮部鼎藏

小河一敏

有馬新七

清河八郎の活躍

共同作戰の成立

島津久光

平野國臣の奔走

大久保利通

に臨んだが事の成らざるを見て上京を見合せたので、京都奏上の事も行はれなかつた。

第七節　討　幕　運　動

一　志士の討幕計畫

坂下事變によつて彌々幕府の威信は地に墜ち、安藤信睦も遂に失脚するに至つた。隨つて幕府改造の端緒が之によつて開くるに至つたことは、該事變の副産物と謂はねばならぬ。薩長の所謂公武間周旋の如きはその第一歩であるが、併しいづれも見るに足るべき幕府改造運動とは言ひ得なかつた。それは彼等の思想が未だ尊王攘夷以上に出でず、固陋な舊思想に過ぎないからである。彼等には開國進取の積極的行動に出でて世界進出の第一歩を踏むといふ理想がなかつた。されば少しく心ある諸藩の志士浪人は幕府改造、公武合體の如きは、迂遠の拙策なりとし、密に討幕の事に熱中してゐた。即ち天下の機運は既に動き、人心は皇室に嚮向してゐる。宜しく此機に乘じ王政を復古しなければならぬ。幕府の存在は既に過去に屬し、今日は海外諸國の情勢に對抗するため、まづ皇室を中心とする國家の統一を企策しなければならぬ。これ等の一味徒黨は出羽の清河八郎、元中山家の侍田中河内介、筑前久留米水天宮の祠官眞木和泉、筑前藩士平野國臣、肥後藩士宮部鼎藏、豐後竹田藩士小河一敏、薩藩士有馬新七等はその領袖であつた。安政以來互に意見の交換をしてゐたが、未だ盟約するほどにはなつてゐなかつた。文久元年十一月、清河八郎が京都の田中河内介を訪ひ、青蓮院の令旨を奉じ、中山忠光を仰いで主將となし、兵を擧げんことを圖り、更にその策を齎して九州諸國を遊説するに及び、初めて玆に共同作戰の約束が成立した。偶々島津久光が東上の計畫ある由が傳へられたので、平野國臣は直ちに鹿兒島に赴き、大久保利通等と會見して擧兵討幕の策を進めると共に、久光の贊同

久光の獨立公武合體派
眞木和泉の入薩
志士の謀議
志士の京阪集合
久坂義助（玄瑞）の策應
長井雅樂公武合體開國遠略を説く
毛利慶親公武合體の失敗
幕府の改造に着手す
島津久光の入京
近衛忠房
久光公武合體の意見書を提出す
久世廣周
朝廷及び幕府の改造
志士等寺田屋に會合す

を得たい旨を説いた。然るに久光は單に公武合體を期し、且つ諸國志士の力を藉りることを喜ばなかつたので、遂に平野の策は容られなかつた。尋で眞木和泉も亦入薩したが、矢張り目的を果すことが出來なかつた。是に於て志士等は相謀り、久光を入京の途に要し、强て擧兵の事に同意せしめん事を企て、前後して皆京坂の地に集つた。之れを聞知した諸藩の志士中その志を同じくするものは續々參會した。而して在京の長藩士久坂義助等も亦之れに策應した。長井雅樂が公武合體、開國遠略の策を朝廷に說き、表向き勅許を仰ぐべく入京したのもこの時であつた。長井の所見は固より志士等と一致せぬ爲に、志士等は長井を以て國を誤るものとなし、盛んに長井を非難した。ために久坂等は長井を斬つて、藩論を覆へさうとしてゐたので、長井には到底勅許を得る望がなかつた。毛利慶親は形勢の非なるを察し、長井に歸府を命じた。是に於て長井は獨り悄然と江戸に歸つたが、幾何もなく安藤信睦は罷免せられて幕府の中心を失つたので、長藩の期待せる公武合體策は玆に全く不成功に終つた。

二　幕府の改造に着手す

文久二年四月十六日、島津久光は入京し、直ちに近衛忠房を訪ひ、公武合體の意見書を提出した。卽ち朝廷は宮公卿の愼を解き、九條關白を罷め、近衛忠煕を關白となし、また幕府では一橋慶喜を宥免し、慶喜を後見に、松平慶永を大老となして安藤信睦を卻け、且つ久世廣周に上京を命じて奉行とすべき旨の朝命を傳へるといふので、要は朝廷及び幕府の改造であつた。朝廷は之れに從ひ、卽夜久世廣周に上京を促した。然し斯の如き改革は京阪地方に來集せる諸藩志士の期待に添ふものではなかつた。是に於て彼等は獨力その事に任じ、先づ九條關白と所司代酒井忠義とを斃して事端を開かんことを圖り、四月二十三日の夜伏見なる旅宿寺田屋に會合し、將に京都を衝かんとした。薩藩の志士有馬新七もこの中にゐた。久光は之れを聞知して

寺田屋事變
奈良原喜八郎
有馬新七
田中謙助
橋口傳藏
同壯助
柴山愛次郎
弟子丸龍助
西田直五郎
森山新五左衞門
漸次討幕の機運熟す
公武一和の失敗
久世廣周
面會及び文書の往復を許す
大原重德別勅使の東下
板倉勝靜

大いに驚き、奈良原喜八郎等を派遣し、藩士の暴擧を戒諭せしめたが、命に應じないので、遂に有馬新七・田中謙助・橋口傳藏・同壯助・柴山愛次郎・弟子丸龍助・西田直五郎・森山新五左衞門等を斬つた。是に於て餘衆は事の爲すべからざるを慮り、奈良原等に伴れて京都の薩摩邸に入り、尋で各その本國に護送せられた。世に之を寺田屋事變といふ。討幕の實地計畫は實にこの時が初めであつた。天下の形勢は既に討幕の機運に向つてゐたのである。

三　公武一和の失敗

久世廣周は島津久光の上京と共に、四月二十五日一橋慶喜・尾張慶勝・松平慶永・山内豐信等に對し、面會若くは文書往復の禁を解き罪科全部を宥免し、更に青蓮院宮・鷹司政通・近衞忠熙・鷹司輔熙の赦免を請うた。朝廷は之れを納れて、四月晦日政通、忠熙の參朝を許し、青蓮院宮の永蟄居、輔熙の謹愼を解いた。久光の朝廷に勸說せることの一部分は、命せずして既に行はれたのである。蓋しその勅命となつて傳宣せられた時、幕府の力では最早之れを拒むことが出來ないから、豫め自己の意志によつて行うたといふ形式を保ち、幾分なりとも幕府の威信を落すまいとの政策に過ぎない。然れども上京の御沙汰に對しては、薩藩の勢力を恐れて容易に應じなかつた。

是に於て朝廷は久光の建議を納れ、大原重德を別勅使として東下せしめ、久光にも同行斡旋の事を命ぜられた。かくて重德等が江戸に着いた時には、廣周は既に其の職を退き、老中板倉勝靜が專ら幕府の中心となつてゐた。蓋し廣周は長藩に依賴して公武一和を圖らうとしたが、事意の如くならず、同藩の計畫が全く失敗に歸したので、安んじて其地位に居ることが出來なかつたのである。

四　松平慶永政事總裁となる

松平慶永政事總裁となる

重德登城して家茂に勅諚を傳ふ

板倉勝靜水戸藩を嫌忌す

慶喜再び一橋家後見職となる

外樣大名の政治干涉

大原重德

幕府の勢威漸く失墜

生麥村の英人殺傷事件

文久二年六月六日大原重德は江戸城に登城し、將軍家茂に勅諚を傳へた。即ち一橋慶喜を後見に、松平慶永を大老に輔任せよとの旨であつた。もうこの時は井伊直弼在職當時の老中は一人も居なかつた。板倉勝靜の如きは其頃寺社奉行でありながら、直弼と合はずして斥けられた者であるが、なほ且つ幕府の傳統的政策に基づいて水戸藩の勢力を嫌忌すること甚しく、政權を慶喜、慶永等に委ねることを好まなかつた。故に辭を左右に託し、勅命を拒まうとしたが、勅命の重きと、久光が武力を以ての威嚇とは漸く其の功を奏し、七月朔日に至り、慶喜に再び一橋家を相續せしめて後見職となし、九月慶永を政事總裁に補した。政事總裁は即ち大老と同じ職掌であるが、越前家は家門の筆頭であり、大老となるべき家柄よりも高貴なるが爲め、特にその名稱を改めて優遇の意を明かにしたものと傳へられる。外樣大名が幕府の政治に干涉して、遂に能くその目的を達したのは、實に此の時に始まる。されど久光の干涉は之れに留まらず、越へて二十七日大原重德は慶喜、慶永を招き、所司代松平宗秀、大阪城代松平信古を罷め、和宮の爲めに御守殿を營み、皇姉敏宮（淑子內親王）の用度を增し、皇子女出家入道の制を改め、山陵を修理し、京都の窮民を撫恤し、大赦を行ひ、和宮の御上京を促し、併せて二人（慶喜慶永）就任の後政績の見るべきもの無きを非難したるが如き、蓋しまた久光の意見を代表せるものであつた。この時慶喜等は所司代、大阪城代の罷免と、和宮の御守殿を營むことに拒んだ外は、何れも之れを實行し、若くは調査した上で言上すべき旨を答へ、なほ政績の擧らざるを陳謝し、勉勵して事に當ることを誓うた。幕府の威勢が衰へて、朝廷の御威光が關東を壓したることは、之れを以ても相像に難くない。かくて八月下旬重德、久光等は前後して江戸を發し、歸京の途に上つた。偶々久光の生麥村（武州橘樹郡）に至るや、その從士等は英人數名を殺傷した。これが所謂生麥事件である。

之が爲めに、面倒な外交問題を惹き起した事は、いづれ後節に述べる。

五　志士浪人の擡頭

志士浪人の擡頭

志士浪人の殺害事件

有馬新七

久坂義助

長藩は幕府の爲めに朝廷の反省を望むに反し、薩藩は朝廷の爲に幕府の反省を促す點に於て、兩藩は全く相反してゐた。隨つて長藩は諸藩の志士浪人から惡評を蒙り、遂に朝廷の信用を薄くした。當時志士浪人は旣に社會の一大勢力となつてゐたから、志士浪人と合體すると否とは、直ちにその藩の勢力に關係するに至つた。而もこの志士浪人等は長藩に對すると同じく、薩藩に對してもまた慊焉の情を抱いてゐた。何となれば島津久光は彼等の期待せる討幕計畫を破壞し、且つ彼等の同志たる薩藩士有馬新七等を伏見の寺田屋で殺害したのである。彼等の同志の中には、久坂義助等の長藩士があつた。久坂等が長井を排斥せる事情は、前に述べたが、その主張を撤回せざる限り、藩論を討幕に一變せしめざれば已まぬことも、また自然の歸嚮といはねばならぬ。

六　破約攘夷論の變遷

破約攘夷論の變遷

毛利慶親

長藩の焦慮

破約攘夷論と內政改革

破約攘夷論則ち尊王攘夷論

政治機構の改組王政復古の斷行

毛利慶親は京都に於ける失敗の善後策を講ずると共に、薩藩の崛起に對して別に一旗色を樹てる必要を感じ、その子定廣をして先發せしめ、尋で自らも亦久光の江戶に着する以前之れと引違へて上京した。長藩が其態度を決すべきは將に此時にあつた。是に於て慶親は久坂等激派の意見を採用し、所謂破約攘夷の藩論を定めたのである。破約攘夷とは現在の修好通商條約は、幕府が專斷に調印したものであるから、その效力を承認することは出來ない、海內決戰の覺悟を定めて、一旦之れを破棄しなければならぬ。內政の改革はたゞ諸般の施設を整理するのみでは充分でない。宜しくまづ政治機構を立て直し、朝廷・幕府對立の二元的勢力

志士浪人擧げて破約攘夷論に共鳴す

攘夷論は頓に討幕に轉化す

を破壞し、王政を復古することが必要だといふので、尊王攘夷論となつた。而して尊王攘夷論は、志士浪人多數の共鳴する所である。加之志士浪人等の擧兵の策を按ずるや、いまだ充分なる討幕の名義を得ない。是に於て名を攘夷に託して事端を開くことは、その常に慣用せる手段である。長藩の破約攘夷も亦之と其の規を一にしてゐる。即ち名は攘夷なれども、衷心に期する所は尊王の實を擧ぐるにあつた。攘夷論は玆に至りて漸く其の意義を異にし、討幕論の別名に變化した事は討幕史を讀むもの丶、特に注意を要する點である。長藩が開國論から攘夷論に豹變せるのも亦怪むに足らない。要するに攘夷は討幕の口實に過ぎないのである。

七　長藩志士浪人と結ぶ

長藩志士浪人と結ぶ

更に討幕計畫を策す

關白九條尙忠の辭職

近衛忠熈關白となる

毛利定廣の東下

水戸齊昭に大納言を贈り志士浪人を大赦すべき旨を傳奏せしむ

島津久光大原重德

久光勅諚の改竄を强請す

久光長州藩に含む

重德勅諚を改竄す

長藩が開國論から攘夷論に豹變したことは對外政策の變化を意味するものでなく、從來の公武合體の意見を束擱し、新に討幕の旗色を鮮明にしたものに過ぎない。是に於て諸藩の志士浪人等は、前に薩藩を動かさうとして失敗に了つた擧兵計畫を、長藩に就いて遂げんことを希ひ、爾來長藩の傘下に集つた。長藩はまた喜んで彼等を迎へ、志士浪人の勢力を羽翼として、討幕計畫を進めた。されば長藩の威名は俄に振ひ、島津久光の公武合體策の如きは、殆んど之れを顧みるものがなくなつた。是より先き六月二十三日九條關白の辭表は聽許せられ久光の推擧せる近衛忠熈が關白となつたが、時既に遲く最早如何ともすることが出來なかつた。朝廷には長藩の形勢に從ひ毛利定廣に東下を命じ、水戸齊昭に大納言を贈り、安政五年以來罪を幕府に得たる諸藩の志士浪人を大赦すべき旨を幕府に傳奏せしむる事になつた。かくて定廣は八月三日京都を發して、十九日江戸に着した。當時島津久光は大原重德と共に未だ滯在中であつたが、大赦の勅諚中に伏見寺田屋で鬪死せる薩藩士を含む由を聞いて大いに憤り、その改竄を重德に迫りて已まず、更にかゝる勅諚を

幕府有司の處分

信睦・廣周その封を削らる

井伊直弼の遺領十萬石を削る

間部詮勝
脇坂安宅
酒井忠義
松平乘全
小笠原長常
藥師寺元眞
石谷穆清
堀田正睦
松平頼胤
松平宗秀
水野忠寛
松平康正
大久保忠寛
松平近韶
駒井朝溫
黑川盛泰
岡部豐常
淺野氏祐
久貝正典
池田頼方

一橋慶喜の新政

洋式陸軍の創設

山陵の修理

奏請した長瀋に對しても怒りを含み、二藩の間に衝突を惹起せんばかりの狀態を呈したので、重德は專斷を以てその字句を削り、朝命なりと稱して之れを長瀋に授けた。長瀋は已むを得ず之れを受領し、重德、久光が歸京の途に上つた數日の後、卽ち同月二十四日江戸城に登り、勅諚を將軍家茂に傳へたのである。

八 幕府有司の處分

松平慶永の政事總裁となるに及び、老中と共に連署の書を朝廷に上り、從來の失敗は之れを安藤信睦。久世廣周の罪に歸し、爾來叡旨を奉じて公武一和上下一致の實を擧げることを奏上すると共に、信睦、廣周に隱居急度愼を命じ、信睦の封三萬石廣周の封一萬石を削つた。猶この前後に井伊直弼の遺領十萬石を削り、間部詮勝に隱居急度愼、脇坂安宅に急度愼、酒井忠義に隱居蟄居、松平乘全、小笠原長常、藥師寺元眞に隱居石谷穆清に隱居差控、堀田正睦、松平頼胤、松平宗秀、水野忠寛、松平康正、大久保忠寛、松平近韶、駒井朝溫、黑川盛泰、岡部豐常、淺野氏祐、久貝正典、池田頼方等に蟄居を命じた。堀田正睦を除くの外は、いづれも皆安政中井伊直弼の政策を幇助せる人々である。こゝに於て將軍家茂は自ら不安を感じ、官位一等を拜辭せんことを奏請したが、之れは御許がなかつた。かくて安政の政界に活動せる幕府の諸有司は、概ね皆處罰せられて、悲慘なる結果を見るに至つたのである。

九 一橋慶喜の新政

幕政の改革を行ひ、文教を振興し、洋式の陸軍を創設し、或は服制や年中行事を簡易にするなど、繁文縟禮の餘弊を嵩むると共に、なほ又關白大臣及び武家傳奏の任命には、豫め朝廷の御諮問に預るの舊慣を辭し武家傳奏が誓紙を幕府に呈出する制度を廢し、山陵の修理に着手し、更に諸大名參覲交代の制度を改めて、

幕府は祖宗以來の政綱を變革す

慶永の幕府擁護策失敗に歸す

妻子の歸國を許した。就中その朝廷及び諸藩に對する政策の如きは、德川幕府三百年の繁榮の基礎を築き、能く中央集權の實を擧げ得た政策で、最も重要な對藩策の一つであつたが、いまや幕府は自ら祖宗以來の政綱を變革するの止むなきに至つた。假令幕府が之れが變革を好まないとしても、朝廷は幕府に諮問せず、傳奏は誓紙を出さず、諸大名が勝手に歸國した場合、當時幕府には最早之れを取締る丈けの威力がなかつたので、機先を制し時代の要求に順應して改革を斷行したのに過ぎないのである。由來江戶時代の平和は朝廷・幕府、大名の三角關係が調和を保つて維持されて來たのであるが、茲に於て俄然その調和は破られ、政治の大權が皇室に復歸すべき時期が、到來したのである。この時に當り、百千の改革を行うても効果の見るべきものなかるべく、慶永の斷行せる幕府の權勢と地位を擁護するための政策は、全然失敗に畢れるものと言はねばならぬ。

十　京都守護職を置く

京都守護職を置く

松平容保京都守護職に補せらる

島津久光の入京以來浪士盛んに横行す

所司代酒井忠義襲はれ二條城に遁入す

文久三年閏八月、京都守護職を置いた。京都守護職は京都所司代の上に位し宮闕を守護し、兼ねて近畿の治安を圖り、幕府の勢力を上國に代表するものである。これは從來所司代の司る所であつたが、これより先き島津久光の上京、寺田屋の事變、志士浪人の破壞運動が勃發したが、當時所司代は微力にして、到底之れを制馭し能はざる實狀を暴露したので、幕府はその威信を保ち、失墜せる勢力を回復すべき必要を感じ、即ち幕府の親藩中、門閥兵力共に勝れたる會津藩主松平容保を擧げて京都守護職に任じた。當時の京都は島津久光が兵を率ゐて入京以來、諸國の浪士は雲霞の如く京都に集り來り、遂に關白及び所司代酒井忠義を襲はふと圖つたゝめ、忠義は驚愕狼狽して二條城に遁入し、浪士の横行を制止するを得ず、幕府の權勢は全く地に墜ちて威令は毫も行はれず、町奉行も今は手を下すに由なく、與力も同心も畏縮して空しく浪士の爲す所

本莊宗秀京都所司代となる
新撰組
近藤勇

に委するの狀態であつた。斯くては幕府の威信にも關すること故、幕府は忠義が安政大獄の衝に當つたので天下の怨府となつてゐることを察し・六月晦日所司代の任を免じて、大阪城代の本莊宗秀を京都所司代としたが、宗秀も少なからず斷獄に與りしため、志士は之れを憎んで頻りに公卿の間を遊說し、朝廷の威力を以てその就任を拒まんと圖るのみならず、若し入京せば之れを要擊せんとするの形勢を示した。そこで容保は長く京都に留まり、闕下鎭護の要任に當つて、尊攘派の計畫を破壞することに全力を傾注すると共に、浪人を以て組織し・近藤勇を隊長とせる新撰組を配下に置き、專ら志士浪人の取締に任ぜしめた。

勅使再び關東に下る

十一　勅使再び關東に下る

幕府の威力著しく減ず
尊王攘夷派の勃興
急進黨の勢力
薩・長・土三藩の建白
勅使三條實美姉小路公知京都を出發す
山内豐範兵を率ゐて先驅をなす
毛利慶親蜂須賀齊裕松平容保に上京中止の勅諚を下す

朝廷の威權一たび重きを加へてより、幕府は一を屈し、二を屈して自立の力漸く危ふく、益々屈して益々苦しみ・今や唯々として朝命をこれ奉ずるの狀となつた。京都に於ては既に幕府黨たる九條關白尙忠は罷められ、公武合體論者たる岩倉・千種等の四卿は斥けられ、尊攘派が獨り勢力を張り、急進論のみ盛んに行はれて三條實美・姉小路公知等の如き急進派の公卿はいづれも長藩主父子と氣脈を通じて破約攘夷を唱道し・土佐藩主山内豐範も長州藩と步を一にして攘夷督促の聲は朝野に喧しくなり、三條實美卿は幕府へ勅使差遣の事を建議し、又薩長土三藩は『此度の勅使東下に就ては屹度關東へ仰出され・速かに攘夷の決議を開召さるべく假令猶豫を願ふが如きことありとも許容あらせられず、斷然攘夷の勅諚を仰出されんことを請ふ』と建白した。斯くて文久二年九月二十三日三條實美に勅使を・姉小路公知に副使を命じ・山内豐範に隨行を仰付けられ、豐範は十月十一日兵五百人を率ゐて勅使の先驅を承り京都を出發し・翌十二日三條、姉小路の二卿は出發した。朝廷は更に毛利慶親に對して叡旨貫徹に力を盡すべきを命じ、蜂須賀齊裕へも同樣の沙汰をなした。尋で十四日、薩。長。土。仙臺。肥前。肥後。筑前。安藝。因幡。備前。津。阿波。〃留米・岡山の

勅使江戸に着す

勅使登城

將軍家茂に勅書を賜はる

御親兵設置を傳へ給ふ

將軍家茂の奉答

『臣家茂』

浪士英國公使館を燒く

高杉晉作

久坂玄瑞

各藩へも王事に竭すべきの勅諚を發し、一方京都守護職松平容保には上京を中止すべき勅命を下した。

勅使一行が江戸に近づくや、政事總裁松平慶永をはじめ幕府の重臣は皆出で、勅使一行を品川に迎へ、十月二十八日龍ノ口なる傳奏屋敷に入ると、幕府の重臣及び諸藩主は皆伺候して賀詞を述べ、登城の際には將軍が親しく迎へた。斯くの如きは德川幕府開設以來曾て見ない所で、朝廷の威權を重からしめたること、大原勅使下向の時と同日の談ではなかつた。勅使は江戸城に入つて大廣間上段に著座し、勅書を將軍に授け、將軍は謹んで拜讀した。其要旨は『攘夷は先年來の叡慮にして今日に至るまで、御變動あることなし。幕府に於て追々新政を施行し、朝旨を遵奉すること叡感斜ならず、然るに攘夷のこと一定せざるに於ては人心一和にも至り難く、國亂の程も如何かと叡慮を惱まさるれば、宜しく攘夷の策を決して速に諸大名に布告すべし。策略の如きは武將の職掌なれば、速に衆議を盡し、至當の公論を決して醜夷を拒絕すべし』といふので、別に御沙汰書が一通あり、御親兵設置のことを傳へられた。其後幕府は勅使を饗應したが、前例にないほど鄭重を極めたものであつた。十二月五日、將軍は勅使を江戸城に迎へ、恭しく奉答書を捧げた。其要旨は『勅諚の趣畏り奉る。策略の議等御委任ありたれば、衆議を盡して上京の上、委細奏聞し奉るべし』とあり、年月日の下には「臣家茂」とした。之れ德川氏としては前例なきことであつた。

十二　浪士英國公使館を燒く

この月(文久二年十二月)幕府が高輪御殿山に新築した英國公使館が愈々竣成し、英公使の引移る前夜、十三日夜、何者かゞ之れに火を放ちて燒拂つた。之は幕府が三萬金を投じて建築したもので、志士等は幕府のこの行爲を最も憤慨してゐたが、長藩士高杉晉作、久坂玄瑞等は橫濱の異人館燒拂を計畫して其機會を得ず扼腕してゐた矢先、この英國公使館の竣成を見たので遂に之れに火を放つて燒拂つたのであるが、當時何人

の所爲か判明しなかつた。亦幕府に於ても浪士の激昂を恐れて深く追及せずに放置したとも傳へられる。幕府が御殿山に外國公使館を建設するに至つた動機及びその燒失事件に就き、横濱開港五十年史には『文久元年五月、浪人高輪東禪寺なる英國假公使館を襲撃し、其翌年松平丹波守の家來伊藤軍兵衛の英人殺害事件あり、之れが爲め東禪寺を公館とするは危險なりの說英使と幕府との間に起り、雙方協議の上、品川御殿山に五箇の公使館を建設し五箇國の公使を之れに住居せしめんと決し、政府は最先に英國公使館の建設に著手したり、國內あらゆる良材を集め、建築費八千磅（約八萬圓）の豫算にてありければ、當代の建物としては人目を引きたり、土地は高燥なり、四季の觀は良し、地勢は江戶市街に接近す、德川政府は之れを以て外人の不滿を慰する一助とせんとしたるものなるべし、然れども此選擇は不幸にして失策となれり、御殿山と云ふは慶長元和の頃時の將軍此に別邸を築き、大和國吉野より櫻樹を移し來りて將軍遊樂の用に供し、三代將軍家光は之れを江戶人民に下付し、市民の歡樂場としける者なり、外國使臣を寺院に住居せしむるすら、國民一般不快の念を懷く時なりしに、江戶名所の一なる此歡樂場を外人の用に供し、加ふるに當時稀に見る宏壯の家屋を建築して外國使臣の住居とするは斥攘熱を鎭撫するの道にあらず、文久二年十一月晝九ツ時、侍體の者一人、總髮の者一人、從者樣の者二人を引き連れ、品川臺なる茶屋傳藏宅に來り尋る樣、此屋敷內に外國人引移りしや、將た未だしや、事實のまゝを申し告げよと脅迫す、傳藏恐懼して外國人未だ引移り申さずと答へしに、彼は事實に相違なきや、若し僞あらば此一刀にて切り捨てん、余は久しく畜類を切らざる故、刀面銹を生じたりと長刀を拔き放し、此後外人引移らば必ず注進致せよ、其節は褒美として金百兩を汝に與へんと云ひたり、傳藏恐る〳〵其姓名を聞きたるに、姓名は名乘る限にあらずと答へ、其內總髮の者一人、暫く影を隱したるが、程たく出で來り、同僚を手招し、相伴ふて二本榎の方に急ぎ行きけりとは、右茶屋傳藏の口上書にあり。又此時品川臺場普請詰役人よりの訴狀に「御用屋敷脇假番人兩人の內一人便所へ罷越候內番所に殘

居候作助と云ふ者、右の腕並に胴等へ五六寸程切り付けられ打倒居候に付、早速醫師召寄せ、療養爲致候處最早絶脈と相成、右は全く猿茶屋傳藏申立候、總髮の者の所業にも候哉、其節の事情見屆候者無之候。」御殿山を外國公使館とするは、獨り浪人仲間の不平のみならず、幕府部内に於ても不同意をいふ者ありたり、同年十一月某日、村垣淡路守、一色山城守外六名は意見書を閣老に呈出せり、其趣意は將軍御上洛（此時三條及姉小路二卿は勅使として東下し將軍の上洛を促し居たり）も程近くあれば、品川公使館造營の儀は、事情を詳細に京都御所へ申上げ、將軍歸御の上、改めて御沙汰あること宜しからん、否らざれば叡慮を和ぐるの道なしと陳情したり、閣老も十一月二十七日の變後は御殿山に公館を新設したるの非を覺りし者の如し（中略）御殿山の放火は、文久二年十二月十三日、卽ち閣老が英使に此懇談を爲せし四日後なり、水野痴雲其筆記に之れを記して曰く、十二月十三日夜、品川御殿山に建築せし外國公使館の內、英國館は已に落成し、作事方にて番人付置きしが、出火して盡く灰燼となる、佛國館は未だ取建中なりしが是は殘れり、但し一時に出火せし際、火藥の發したる音も響きて、如何にも烈敷燃出したるなり、素より、空館にて火氣もなき所なり、殊に發火したるより、番の者駈付たる頃、外にて砲聲四五發響き、六七人も人形見え、英館の外にヤーケル砲一挺、鋸一挺、下駄片足、遊女の文も落しありし云々」とあり、以て參考とすべし。

第八節　浪士の跋扈

浪士の跋扈

一　浪士の狼籍

浪士の狼籍

國學者塙次郎斬らる

品川御殿山の英國公使館燒失事件と同時に何人と知れず國學者塙次郎を斬り、その罪狀を記して、「次郎は逆賊安藤信睦の密囑を受け、廢帝の前例を檢す、因て天誅を加ふ」と傍示してあつたと云はれる。

尊氏・義詮・義滿の木像を三條磧に梟す

賀川肇慶喜の館に生首を投ず

岩倉具視・千種有文に腕を贈る

青木孫太郎・板倉勝靜に攘夷の斷行を迫る

石谷因幡守

横濱襲撃の策謀

横濱襲撃の決死隊

淸河八郎・松平慶永に建策す

松平主税之助

鵜殿鳩翁

窪田次郎右衛門・山岡鐵太郎・石坂周造

池田德太郎

壬生浪人

新徵組

新撰組

浪士等は元來公武合體を非とし、漸く討幕の氣運に傾き、今や公武を分離せんとして暴行益々甚しく、天誅を名として恣に殺戮を行ひ、或は等持院に安置せる足利尊氏・同義詮・義滿の木像を引出してその首を斬り、三條磧に梟して幕府に諷すると共に士氣を鼓舞した。又或人が慶喜に迫つて攘夷の期を問うたのに對し慶喜は『將軍の入京を待つて決する』と答へたゝめ、浪士等はその因循を憤り、千種家の家臣賀川肇を殺して慶喜の館に投じ、『攘夷の血祭を爲す』と云ひ、また其左右の腕を斬つて岩倉具視と千種有文に贈り『公等は肇の奸策を信ずるが故に之を献ずる』と申告した。

當時江戸に於ても英館燒拂の爲め物情騷然たる折柄、幕臣に青木孫太郎なる猛烈な攘夷論者があつて、攘夷斷行を老中板倉勝靜に迫つた。板倉は軍用金なきため攘夷の困難なる旨を答へしに、青木は軍用金は調達すべしと答へ、同志と共に藏前の札差に強請して金四千兩、米四百俵を出させ、之れを南町奉行石谷因幡守役宅に運び入れて攘夷の斷行を迫つた。併し板倉は固より其實行に意なかりしため、偶々その同志の決死者七十余人が本所小梅に集合して横濱襲撃の策を講じつゝある時、幕府のために制止された。是に於て彼等は深川村木問屋某方より金千五百兩を奪取し、更に日本橋呉服商某が外國人と密賣買するを聞いて六百兩を出させる等、頻りに横行して傍若無人の振舞ひをなし、他にも浪士の暴行は頻出した。幕府はこれ等の浪士を鎭壓するために苦心したがこの頃出羽の人淸川八郎は書を松平慶永に贈り、浪士を敵視して追窮するの不可を論じ寧ろその徒を幕府に集めて國事に盡さしむべしと建策した。幕府はこの策を採用し浪士を糾合して一隊を編成し以て幕府の用を爲さしめんとし、松平主税之助・鵜殿鳩翁に浪人取扱を命じ、窪田次郎右衛門、山岡鐵太郎等を取締役とした。斯くて浪士淸河八郎、石坂周造、池田德太郎等をして其徒を糾合せしめ、凡そ二百五十人を得たので、鵜殿鳩翁を統轄者として京都に遣り、浪士の取締りを爲さしむる事にした。この一隊は別に隊名なく、京都壬生村に屯せしため、世に之を壬生浪人と稱したが、後に別れて新徵組、新撰組との

二際となつた。

二　攘夷期日の督促

攘夷期日の督促

松平容保の上京

浪士の跋扈跳梁

久坂玄瑞轟武兵衞近衞忠熙の辭任

慶喜上洛の目的

攘夷の御祈願

文久三年正月一橋慶喜の上京前、松平容保は將軍家茂入洛の素地をなし置く必要を感じ、急遽入京して守護職の任に就いた。時に浪士の横行は最も甚しくその跋扈跳梁は言語に絶したので、當時之れを嚴重に取締るべしと主張する者も尠くなかつたが、容保は後難を慮つて寛大に取扱ふべきを主張し、頻りに懷柔策を行つたが毫も効果がなかつた。攘夷黨の浪士が盛んに當路の公卿を脅しつゝある時、國事掛り参政以下十三名は勅を奉じて攘夷の期を定めんことを慶喜に逼り、三月に至り、長州藩士久坂玄瑞、肥後の轟武兵衞等は關白近衞忠熙に迫つて攘夷の期日を明示せんことを請ふて已まぬため、忠熙は深くこの情勢を憂へて遂に辭職し、鷹司輔熙が代つて請を奏することゝなつた。天皇は深く宸襟を悩まし給ひ、幕府に勅して速かに之れを定めしめ給うた。慶喜は五旬の後に之れを爲さんことを請ひて玆に攘夷の詔勅は發せられた。一體慶喜の上洛は、將軍上洛以前に於て、諸公卿の間を奔走して攘夷の期を緩和し、公武合體派の連合を計畫するにあつたが、攘夷派の勢力が盛んなるため悉く失敗に終つた。かくて三月二日天皇には攘夷御祈願の加茂行幸は仰出された、ために京都の形勢は事毎に幕府に非にして、將軍上洛が目前に迫るにつれ、慶喜、慶永等の苦心は實に一方でなかつた。

三　將軍家茂の上洛

將軍家茂の上洛

將軍朝覲の復興

將軍家茂は文久三年二月十三日、江戸を發し、兵三千餘を從へ、儀容堂々として東海道を上り、三月四日京都に着して二條城に入つた。元來德川氏は定禮として、歷代の將軍朝覲の典を行ふべき筈なるに、寛永年

二條城に慶喜慶永・容保等會す

慶喜參內奏上

庶政將軍委任

加茂行幸

島津久光の上洛

討幕論の勃興

長藩大いに振ふ

眞木和泉の上書

清河八郎平野國臣尊王討幕の際壯に先つ

間三代將軍家光が朝覲したる後、久しくその事が絶え、天機を奉伺せずにゐたが、寛永以來二百年を經て、玆に再び朝覲の慶典が復興したので、天皇にはいたく御滿足に思召された。慶喜は將軍の上洛前、庶政關東御委任の御沙汰を得て政令二途の弊を除き置かんと考へ、關白鷹司輔熙に依つて朝廷に建言せんことを請ひ未だ勅許のない中に將軍が着京したので、慶喜は二條城で松平慶永、松平容保其他重臣等と會し、政令一途の急務を議し、三月五日慶喜は將軍名代として參內し、小御所に於て天顏に咫尺し、先づ幕府從來の失政を謝し奉り、又和宮御降嫁の御禮を奏上した後、庶政關東へ御委任あらんことを奏請した。天皇は之れを聞召され、玉音朗らかに、『庶政は舊に依つて將軍に委任す、夫れ勵精して夷を攘へ』と勅し給うた。慶喜は拜謝して退出したが、是に由つて將軍の責任は大いに重くなつた。越えて七日將軍家茂は參內して天機を奉伺し、庶政御委任の御禮を言上し、御請書を捧呈して退出した。この時將軍は宮中へ黃金百枚・白銀千枚・机硯・香爐・掩障屏風・掛書・錦・綿等を獻上し、親王、諸公卿へも多くの進物を贈つた。

四　加茂行幸

これより先き、慶喜は松平容保、山內豐範等と共に中川宮、近衞忠熙等と氣脈を通じ、島津久光を後援として公武合體派の一新生面を開かんと努力したが、攘夷派の勢力が盛んなるため失敗に終つたが、三月十四日島津久光が上京して公武合體派の振はぬのと、將軍上洛して只鼻息を窺ふのみなるに憤慨し、在京僅かに四日にして馬首を回して薩摩に歸つた。斯る間に長州藩の勢力は愈々加はり夙に諸藩の有志と聯絡して攘夷實行の計畫を急ぎ、二月二十日には加茂兩社及び泉涌寺行幸の建議をなし、以て攘夷親征を圖ると同時に討幕親征の素地をも作つた。また久留米の人眞木和泉は王政復古の封事を上つて討幕親征の軍を發すべきを首唱し幕府の浪人利用を建議せし清河八郎は、之に贊して其實行を計畫し、平野國臣はまた盛んに回天の業を

幕府窮地に陷る

石淸水八幡宮行幸

攘夷の節刀を辭す

親征を奏請す

將軍家茂の節刀拜辭と志士の憤慨

尊王攘夷は一轉して倒幕論と化す

叫び、諸所に尊王討幕の聲を聞くに至つた。斯くて長藩は再び書を上つて石淸水行幸を奏上した。三月十一日、天皇は加茂神社に行幸あらせられた。この日關白鷹司輔熙以下公卿が供奉し、將軍家茂は諸侯を率ゐて前後を警衞し、その鹵簿の盛んなること德川幕府開設以來曾て見ない程であつた。

五　幕府窮地に陷る

加茂行幸に次いで、四月十一日、男山へ行幸し給ひ、石淸水八幡宮祠前に於て將軍家茂に攘夷の節刀を賜る事となつた。この御儀式は實に天下の大患を救はせ給はんとの叡慮に出で、朝野之れを聞いて感泣せざる者はなかつた。この日公武の供奉警護共に甚だ壯んにして、朝廷の尊嚴を示すこと近代無比と稱せられたが幕府は之に由つて再び進退谷まるの窮地に陷つた。然るにこの日節刀を拜受すれば直ちに攘夷のことに從はねばならぬ。茲に於て將軍家茂は病と稱して出でず、慶喜をして代らしめたが、慶喜も亦病と稱して之れを辭した。この時慶永は時局の困難を慮り、既に辭表を提出しその許容を待たず、夜に乘じ京を脫して歸國したので、爲めに節刀を拜受するものがなかつた。

六　親征を奏請す

幕府はその立場に困惑して竟に攘夷の節刀を受けることを避けたが、是に於て天下の志士は大いに幕府の不敬を憤り「咄、懦夫事を共にするに足らず」と憤り遂に天皇の親征を請ふに至つた。朝廷は深く其志を嘉し之れを慰撫したが、是より浪士等は啻に開港論を排斥するのみならず、幕府を憤るの情が益々深刻となり、先づ幕府を倒して、然る後にその宿望を達しようと決するに至つた。卽ち尊王攘夷論は茲に一轉して討幕論と化し、尊王倒幕論が次第に力強く擡頭して來たのである。

志士浪人等の直接行動
池内大學斬らる
中山忠能・三條實愛職を辭す
近衛忠凞關白を辭す
鷹司輔凞關白となる
賀川肇を殺し右腕を千種有文邸に左腕を岩倉具視邸に投ず
慶喜の旅館に賀川の首級を贈る
庄屋惣助の首級を山内豐信に贈る
九條尙忠・久我建通・岩倉具視・千種有文・富小路敬直等重愼を命じらる
三輪田綱一郎等は足利三代の木像の首を三條磧に梟す
攘夷期限決定
攘夷は即ち討幕

七　志士浪人等の直接行動

かくて志士浪人の直接行動は次から次へと行はれ、正月二十日には池内大學が變節したといふので之を斬り、その耳を中山忠能、正親町三條實愛の邸に投じ、添ふるに脅迫文を以てしたので、兩卿は危懼の念を抱き遂に議奏を辭した。二十三日に忠凞が關白を罷め鷹司輔凞が之に代つたのも、その影響を受けて居るのであらう。されど猶内亂を保留せるは、薩藩士の希望によるものといはれて居る。越えて二十八日には千種家の臣賀川肇を殺し、その右腕を千種有文の邸に、その左腕を岩倉具視の邸に投じ、更に其首級を一橋慶喜の旅館なる本願寺の太鼓樓の下に置き攘夷の血祭として獻上すと稱し、二月六日には唐橋村の庄屋惣助を殺しその首級を山内豐信に贈つた。是に於て朝廷は彼等の期待に添はんが爲め、九條尙忠、久我建通、岩倉具視千種有文、富小路敬直に重き愼を命じたが、同月二十二日に至り伊豫松山藩士三輪田綱一郎等は等持院なる足利三代の木像の首を拔き取りて之を三條河原に梟し、而して之れに註して曰く『今世にこれらの奸賊に超加する者があるが、その黨は甚だ多く、且つその罪惡の甚しきは足利氏の右に出て居る。もし其舊惡を悔い忠節を抽でなければ、滿天下の有志が大擧して、罪科を正すであらう』といへる高札を建てた。志士の眼中には最早幕府などはない。加之是と策應せる參政、寄人等は朝命を奉じ、一橋慶喜の旅館に臨みて攘夷期限の勅諚を傳へ、長藩は攘夷御祈願として加茂兩社に行幸の儀を上り、尋でまた攘夷親征として石淸水行幸の儀を上つた。攘夷は卽ち討幕であつた。彼等の目的がどこにあるかは說明を俟たずして自ら明白であらう。かくて慶喜は四月中旬を攘夷の期限と定めるよしを奏上したが、また敢て實行の意志あるにあらず、たゞこの奏上は尊攘派の鋭鋒を避けんが爲めの彌縫策に過ぎなかつたといはれる。

對外紛擾
生麥の英人殺傷事件
英國代理公使ニールの嚴談
岡野新助
英國東洋艦隊を派遣して威嚇す
英國代理の公使幕府に十萬磅を要求す
小笠原長行
一橋慶喜江戸に歸る
將軍家茂巡視の途に上る
償金交附
將軍家茂歸京す
討幕の密議は將軍の不在を便とす

第九節　對外紛擾

一　生麥の英人殺傷事件

文久二年八月薩藩主島津久光が勅使大原重徳に從ひ江戸を發して武州橘樹郡生見尾村大字生麥にさしかゝつた時、英國人四名が馬に乘つて來り、久光の行列を横斷したので、從士等は大いに怒り、その一人を斬り二人を傷つけた。神奈川奉行はこれを聞いて驚き、吏を遣して詰問せしめた。時に久光は英人を殺傷したものは曩に脱藩せる岡野新助であるから、我が藩には關係がないと答へた。然るに英國代理公使ニールは幕府に對し罪人を極刑に處し、被害者を救助し、英國政府に償金を十萬磅出すべしと要求したので、幕府は愈々その處置に困惑した。翌同三年に至り、英國は東洋艦隊を横濱に派遣し、更に幕府に對し嚴談に及び、暗に開戰をほのめかし、態度頗る强硬を極め、ために關東の人心は甚しく動搖した。慶喜は卽ち鷹司關白諒解の下に償金交附の議を定め、內意を老中小笠原長行に含めて歸府せしめたる後、自ら其處分を講じ、且攘夷の實行を期せんことを請ひ、直ちに江戸に歸り將軍家茂は英艦攝海に來るの恐ありと稱し、その防備を整へるを辭柄として巡視の途に上つた。この時慶喜は將軍の名に於て、攘夷期限を五月十日と確定せる旨を奏上してゐる。これ蓋し一切の懸案を關東に移し、徐ろに善後策を講ぜんとする慶喜の建策に基づけるものであつた。されば慶喜は歸府の後、內政整ひ人心安定の上でなくては掃攘し難き旨を辯疏して、攘夷の不可なる事を諫諍し、又小笠原長行の專斷といふ名義の下に、生麥の償金をも交附した。かゝる折しも家茂は攝海の巡視を畢へて歸京したが、償金授與の報に接すると共に、關東に下向して情實を糺し、速に攘夷を成功せしめんことを請ひ勅許を得、六月九日東歸の途に就いた。かく朝廷で將軍家茂に容易く御暇を賜つたのは、尊攘

長藩米船を砲擊す
毛利慶親歸國して兵備を整ふ
米國商船夜襲
フランス軍艦砲擊
小倉藩領田の浦を占領す
正親町公董使番中根一之丞
幕府長州藩の暴擧を詰問す
長藩の行動は幕府に對する不言の宣戰である
志士浪人朝廷に迫る
益田親施・根來上總の建白
眞木和泉學習院出仕
五事の建白
中川宮
二條齊敬
近衞忠熙
德大寺公純

派の間に、討幕の計畫が將に熟せんとする際なるを以て、寧ろ將軍の不在を便とした爲めであらう。

二　長藩米船を砲擊す

當時長州毛利慶親、定廣父子は本國に歸り、政事を革新し、軍備を擴充するなど、變に應ずるの準備に着手してゐたが、攘夷期限と定められたる五月十日、豐前田の浦に碇泊せる米國商船を夜襲し、尋でまた佛蘭西の軍艦をも下ノ關海峽に砲擊を加へ、更に對岸なる小倉藩が應援せざるを憤り、其所領田ノ浦を占領した。朝廷は直ちに天皇の叡感斜ならずとの御沙汰を賜ひ、尋で寄人正親町公董を攘夷監察使として長州に派遣し、褒賞の勅諚を傳へられた。然るに幕府では是より先き攘夷期限を諸大名に公布せる時、彼より襲來せば掃攘すべしと託して、輕擧せざる樣に戒めたのであるから、長州藩の取つた今回の行動を命令に違背せるものと爲し、却て使番中根一之丞を遣はしてその暴擧を詰問せしめた。然るに長藩の過激派は中根一之丞を捕へて殺害し、その搭乘せる軍艦朝陽艦をも一時抑留した。この度長藩の取れる攘夷の實行、田の浦の占領、幕使の殺害等は、言はゞ皆これ幕府に對する不言の宣戰である。隨つてこれと殆んど同時に、京都に於ける攘夷親征の運動は頓に活氣を呈し、尊攘派の公家堂上と志士浪人とは、交々攘夷親征の急務なるを論じて朝廷に迫り、長藩も亦家老益田親施、根來上總等をして同じ事を建白せしめた。ために朝議は漸くその說に傾き眞木和泉を學習院出仕となし、國事の諮問に與らしめた。眞木は討幕論者中の翹楚であり、且人物識見共に秀でてゐたので、上下の推服する所となり、長藩の計畫もまたその指導に出たものと云はれる。有名なる眞木の五事の建白とは、攘夷の權を攬る事、親征の部署を標し在京の兵を算せしむる事、攘夷使諫官を置く事、土地人民の權を收むる事、蹕を浪華に移す事の諸條を論じたもので、名を攘夷に托して幕府を倒し、王政を復古するにあつた。攘夷親征論の意義はこれを見ても明かであらう。然るに宮公卿では中川宮・二條齊敬・近衞忠

近衞忠房
池田義政
池田慶德
蜂須賀茂龍
上杉齊憲
山內豐積
志士浪人の直接行動
滋賀右馬之允
二條寛齊
大藤幽叟
浪士の脅迫狀頻りに到る
親征の軍議を催さる
薩・長・土・加賀・肥後・久留米の六藩に親征費各十萬兩を課す
木戶孝允
土方久元
水野溪雲齋
宮部鼎藏
平野國臣

熙・徳大寺公純、近衛忠房（以上國事掛）在京諸大名では池田義政（備前）・池田慶德（因州）・蜂須賀茂龍（阿州）・上杉齊憲（米澤）・山內豐積（豐信の弟）等が之れに反對したので、朝廷いまだ決せず、是に於て志士浪人の直接行動はまた起り、德大寺家の臣滋賀右馬允、二條家の落胤と稱せらるゝ二條寛齊、備前吉備津宮神職大藤幽叟等は凶刄に斃れ、二條家の臣北小路治部少輔は其の襲撃を受けて僅に免かれた。また中川宮・近衞・二條・德大寺の諸家に投書して威嚇するものがあり、其の刺激も可なり大きかつたに相違ない。されば八月十三日に至り朝議が初めて決し、攘夷御祈願の爲めに大和國に行幸あり、神武天皇の御陵、及び春日神社等に御參詣の後、暫く蹕を止めて親征の軍議を催され、その上神宮へ行幸あるべき旨を仰出された。然れども眞の目的は討幕にあるが故に、薩長土及び加賀・肥後・久留米の六藩に親征の費用各十萬兩を課し、長州藩士木戶孝允・土佐藩士土方久元・肥後藩士宮部鼎藏・久留米藩士水野溪雲齋・筑前藩士平野國臣等十二人をも學習院出仕となして、軍務に參與せしめた。かくて四月二十七日には京都御發輦の豫定であつた。

朝廷の革新
朝廷の刷新
孝明天皇の叡慮
三條實美・姉小路公知と志士浪人
お召しの勅諚を島津久光に賜ふ

第十節　朝廷の革新

一　朝廷の刷新

志士浪人以外に公武合體派の諸大名が合從して、朝廷を革新しようと企てた時は、孝明天皇の叡慮は寧ろ之を嘉し給へるものゝ如くに拜せられた。蓋し天皇は急激なる改革を好ませられず、何事も漸を以て進まんとの穩健な政是を有せられておいでになつた。故に三條實美、姉小路公知等が長藩及び志士浪人と策應し、參政、寄人の諸卿を率ゐ、過激の說を主張せることに御同意がなかつた。然れども幕府の力では最早時勢を匡救することが出來ないと思召したるにや、四五月の頃勅諚を島津久光に賜うて頻りにその上京を促された

姉小路公知暗殺せらる

薩藩と長藩との反目激甚

薩藩の面目保持策

天皇大和行幸は衷心同意し給はず

中川宮・近衞忠熙と薩藩士高崎五六等の謀議

薩藩會津の連合と二條齊敬・德大寺公純・近衞忠房等の策應

中川宮の參內

稻葉正邦薩藩の乾門守衞を復す

三藩の兵宮門守衞

三條實美等十九卿の參內及び他人面會を禁ず

參政寄人の廢止

のである。恐らくこれは薩藩の勢力を以て、叡慮を遂行せしめ給はんとの御考へに相違なかつたのであらう。

會々五月二十日の夜姉小路公知が、何者かに朔平門外に於て暗殺せられた。

薩藩は文久二年公武間周旋の開始以來長藩と、衝突し常に反目を重ねてゐたが、玆に至りて殆んどその絶頂に達した。尊攘派の勢力を破壞しなければ薩藩の面目は立たない。今日まで薩藩は長藩の爲めに朝譴を蒙り、ために上京の御召勅を奉承する機會も失はれてゐたのである。かくて薩藩士は切齒して今日まで之に報ゆる機の到來を待つて居た。かゝる折しも大和行幸の朝議が決したのである。若し長藩の計畫が豫定の如く行はれたならば、薩藩は遂に其の後塵を拜さなければならぬ。薩藩は之を忍ぶことが出來なかつた。然るに天皇は衷心行幸のことに御同意あらせられぬ。尊攘派の公卿等の強請に、餘儀なく御許しになつた。否御許しになつたといふよりは、彼等の爲すがまゝに御放任せられるより外に、御手段がなかつたのである。天皇の左右に輔弼の良臣を缺けることは誠に此上もない御不幸であつた。天皇は石淸水行幸の折でさへ之れを御厭ひになつて居られた。當時の行幸よりも更に過激の計畫を伴へる大和行幸が、叡慮に添はざりしは明白な事實である。是に於て中川宮、近衞忠熙等は密かに在京の薩藩士高崎五六等と謀議を重ねてゐたが、遂に高崎の意見に基づき、守護職松平容保を誘ひ、薩州。會津二藩連合の兵力を以て、朝廷を革新すべき策を決したのである。會津藩は喜んで之れに應じた。即ち二條齊敬、德大寺公純、近衞忠房等を語らひ、その結束を固くせる後、八月十六日中川宮は參內して朝廷革新の議を上つた。天皇は之れを御裁可あらせられたので、十八日午前一時、中川宮を初め近衞、二條、德大寺の諸卿等が參內して宸斷を仰ぎ、勅を傳へて守護職、所司代稻葉正邦を召し、また薩藩の乾門守衞を復し、その兵を徵した。かくて三藩の兵を以て宮門を守り、更に在京諸大名にも急ぎ參內を命じ、警衞全く成るに及び、中川宮が勅を宣して、大和行幸を停め、三條實美を始め、激派の公卿十九人に參內及び、他人面會を禁じ、參政、寄人の職を廢し、長藩の境町門警衞を罷めた。

長藩の境町門警衞を罷む

長藩の攘夷斷行
幕府の不誠意
長藩の攘夷的兵備

三條實美等の西走
七卿西落
三條西季知・東久世通禧・四條隆謌・壬生基修・錦小路頼徳・澤宣嘉の八月十八日政變
島津久光・松平慶永・山内豐信・伊達宗城等に上京を命ず
天誅組
藤本鐵石・吉村寅太郎・松本奎堂
主將前侍從中山忠光
十津川の變、藤本鐵石戰死す

關白鷹司輔熙さへ、長州に加擔せるの故を以て、此の議に參與せざりしを見ても如何に秘密の間に、而も咄嗟の間に遂行せられたかその一斑を窺ふに足るであらう。

二　長藩の攘夷斷行

五月十日を攘夷の期と定め、幕府はその旨を列藩に通告したが、幕府自身は逡巡して更に攘夷斷行の意志なく、唯一時を糊塗して徒に苟安を圖つてゐた。然るに長藩主毛利慶親父子等は大義を唱へ、必ず上旨に應じて攘夷を斷行せねばならぬとし、長門の要害の地點に多くの砲臺を築き、専ら討攘の計畫を樹てゝゐた。

三　三條實美等の西走

疾風迅雷的な二藩連合の朝廷革新に對しては長藩士等もまた對策を試みるの遑なく、文久三年八月十九日三條實美・三條西季知・東久世通禧・四條隆謌・壬生基修・錦小路頼德・澤宣嘉の七卿を擁して本國長門に歸つた、眞木和泉・宮部鼎藏等の志士も之れに隨行した。世に之を八月十八日の政變といふ。尋で朝廷は實美等七人の官位を褫ひ、留守役一兩名の外、悉く長藩士の歸國を命じ、島津久光・山内豐信・松平慶永・伊達宗城に上京を命じた。大和に行幸はいふまでもなく討幕の實行にあつた。されば其の計畫の遂行に聲援を與へ、且は事件の發展をより有効ならしむるが爲め、備前の人藤本鐵石、土佐の人吉村寅太郎、刈谷藩士松本奎堂等は前侍從中山忠光を主將に仰ぎ、八月十七日兵を大和五條に擧げたが、幾何もなく京都政變の報に接し、計畫に大なる齟齬を來した。然れども今更中止も出來ないので、已むを得ず十津川の險に據つて徐ろに後圖を爲さんとする折柄、諸藩の兵に包圍されて藤本以下皆戰死し、忠光は僅かに身を以て免かれ、京都の長藩邸に投じ、後長州に遁れた。是より先き平野國臣は三條實美の命を含み藤本等の擧兵を制止せんが爲

三條實美長州・因州の兩藩士と謀り擧兵を圖る

平野國臣生野に擧兵

澤宣嘉の逃亡

平野次郎斬罪に處せらる

めに五條に赴いたが、その窮境に陥れるを見て坐視するに忍びず、密に長州、因州兩藩士と謀り、別に兵を擧げて之を救ふべきを約束した。また平野國臣は長州に赴き、同地に滯在せる澤宣嘉を誘ひ、但馬生野に於て事を爲す積りであつた。然るに五條の敗報が傳はり、最早擧兵の意義を失つたが、已み難き事情に迫られ十月十一日尊攘の旗を生野に飜した。されど宣嘉には旣に戰意なく、諸藩の兵の來り迫るを聞き、未だ戰はざるに十三日營を棄てゝ遁走せし爲めに衆また四散し、平野は其途に於て捕へられ、後ち京都六角の獄中で斬られた。かくて何れも皆失敗の歷史を止めてゐるに過ぎないとはいへ、多數の國民は之によりて、天下の機運がどういふ方向に進みつゝあるかといふ事を知つた、卽ち討幕の實物敎育を受けたのである。幕府を倒さんが爲めに戰の開かれたのは、この時が初めてゞあるのを見ても、世上に及ぼせる影響の可なり深刻なるものゝあつたことを察する事が出來よう。

四　公武合體派の會合

公武合體派の會合

二條城會議の開催

朝議參與の制度を設く

文久三年八月十八日の政變で長藩中心の尊攘派勢力の衰へたるを見て、こゝに公武合體派諸大名の會合が再び京都に催された。かくて十月十一月の交に一橋慶喜、松平慶永、山内豐信、伊達宗城、島津久光等が上京したが、慶永の意見によつて二條城會議が催され、久光の提議によつて朝議參與の制度が設けられたのである。二條城會議とは、慶喜等六人及び守護職松平容保が、政變の善後策を議せんが爲めに、二條城に開催せる會議をいひ、朝議參與とは、特に朝命を以て右の六人を、國事に關する朝廷の議定官とせられたのをいふ。有力なる諸大名が、朝廷及び幕府の政治に參加する機關と機會とは茲に開けた。而してそれが大名の要求に出でたものとせば、その勢力の大なること、想像に餘りあるだらう。

幕府政治の末路

将軍家茂の再上京

宸翰を賜はる

國民皆赤子

公武一和

君臣合體

家茂毎歳十五萬俵を獻納す

御誕辰及び朝廷の忌日に仕置を止む

皇子女法體禁制

皇室の經濟

幕府政治の終局近づく

三　幕府政治の末路

元治元年正月將軍家茂は、政權獲得の野心を抱いて上洛し、特に孝明天皇の寵遇を辱うし、二十一日從一位右大臣に任ぜられ、宸翰を賜はつた。卽ちその要は征夷の職掌を盡し、一定不拔の國是を定めて天裁を請ふべき旨を傳へられ、且方今の形勢たる、內は綱紀弛廢して瓦解土崩の色を顯し、外は驕虜五大洲の凌侮を受け將に併呑の禍に罹らうとしてゐる。これ皆朕が不德の致す所、天神地祇それ朕を何とか云はん。朕願くば汝と共に誓つて衰運を挽回したいと思ふ。若し成功すること能はずんば朕と汝との罪である。汝之を勉めよと仰せられたが、二十七日再び宸翰を賜ひ、汝將軍及び各國大小名は朕の赤子である。宜しく和衷共同し朕と共に天下の事を一新せんと仰せられた。眞に公武一和、君臣合體の趣がある。されば幕府でも尊崇の實を擧げんがために、每歳米十五萬俵を上り、又春秋の兩度には諸社へ行幸あるべき事、御誕辰及び朝廷の忌日には仕置を行はざる事、皇子女は成るべく法體にならせられぬよう仕るべき事、將軍は代替り每に、諸大名は家督官位の後御禮として上京すべき事等十八箇條を奏請して勅許を得たのである。朝廷の領地は三萬石であるが是より先き去年六月既に每歳十五萬俵を貢獻してゐるから、この時の增進を併せて、三萬石と三十萬俵の御收入となり、皇室の經濟は殆んど三倍ほどの御增收で著しく豐になつた。然しこれ皆朝廷の鼻息を窺へる結果にあらざるはなく、美事は卽ち美事なりと雖も、斯る手段によつて朝幕の平和を維持して行くことは出來ない。兩度の宸翰は明かに政治の大權が皇室に存在せる旨を御明示されてゐる。而も幕府は舊によつて庶政御委任あらんことを希ひ、かの十八箇條の中に其旨を奏請した。庶政御委任のことは實力を要する、實力を伴はずして庶政御委任のことの行はるべき筈がない。孰んぞ幕府の希望せるが如き範圍に於て公武合體の實を擧げることが出來よう。要するに幕府政治なるものは最早其の終局に近づいたのである。此時に當り、

維新直前の幕府と諸藩

薩藩の對立

島津久光の勢力

二條城會議の自然消滅

鎖港談判使節の派遣

池田筑後守等を歐洲に派遣す

幕府と公武合體派諸大名との間に衝突を來したのも敢て不思議はない。

第十一節　維新直前の幕府と諸藩

一　幕府と薩藩の對立

薩藩は文久三年八月十八日の政變に於てその中心となつたので、功績の大なるはいふまでもない、島津久光の勢力は朝廷を壓してゐた。かの將軍家茂に賜つた兩度の宸翰は久光の建議に基づき、その草案も亦實に久光の提出にかゝる。幕府は之を見て忌憚の情なきを得ない。殊に久光が松平慶永、山內豐信、伊達宗城等と共に朝議幕政に參與せることは、その最も喜ばざる所であつた。故に二條城會議は將軍上洛の後自然に消滅し、朝議參與の如きも幕府の諷示により前後して皆な之を辭任するに至つた。加之幕府は薩藩か開國說を主張せるを聞いて、殊更に攘夷論を採るまでに、感情の阻隔を來したのである。

二　鎖港談判使節の派遣

幕府は既に攘夷期限を定めし旨を朝廷に奏上しながら遷延月餘を過ぎ、尙その始末に窮し、朝廷及び世間への申譯に遁辭なから鎖港談判の使節として、外國奉行池田筑後守等を歐洲に派遣することゝなり、使節一行は文久三年十二月品川を出帆した。併しこれは成算あつての派遣ではない。ただ使節が各國を遍歷して歸國するまでには尠くとも數ヶ年を要し、其の間には多少國內の形勢も變化しようと考へた結果に外ならぬ。而して使節の出帆と同じ日に、將軍家茂が上洛の途に就いたので、幕府に依然として攘夷奉承の形式を藉り、以て公武合體の實を擧ぐべき政策を有して居たことが想像せられる。これ蓋し幾度か攘夷の御請をした責任上、

開國說有力

容易に豹變し難い爲めであるが、一面に於て薩藩に對する政策を含んでゐたのである。然るに今や京都に來會せる島津久光を始め、松平慶永・山内豐信・伊達宗城等は皆開國の說を唱へ、擧つて鎖港談判の使節を派遣せる愚劣さを論じて已まず、速に開國の國是を定むべきことを主張した。加之孝明天皇はまた家茂に賜はれる書翰の中に同じく開國の叡慮を示されてゐる。幕府にして若し長い間の困厄から免れようとするならば誠に良い機會であるといはねばならぬ。而もかくすることの出來なかつた所に苦しい立場があつた。

孝明天皇開國の叡慮

三　薩藩の野心

薩藩の野心

薩藩の野心は公武間の斡旋を餌として、常に一藩の隆昌を夢み、機に臨み折にふれてその鋒鋩を現して居たことは、文久二年勅使に從ひて東下の際、久光を藩主たらしむべき運動が行はれ、又勅使の口を藉りて、叙位任官の內旨さへ傳へられた程で、共に幕府の拒む所となつた。更に同年の冬、久光に守護職となる野心滿々たるものがあつたが、今や遂に朝廷を動かし、朝議參與の際、四位の少將に叙任されて漸く其目的を達したのみならず、尙また攝海防禦の任に當らんことを希望し、密かに朝廷に勸說せる事實に徴して、その一斑を窺ふに足るであらう。蓋し同藩はその勢力を上國に扶植せんことに就て、絕えず苦心してゐた。朝議、幕政に參與せるが如きも、その片鱗を現はしたものに過ぎない。殊に其施設が概ね隱密の間に行はれ、長州のやうに露骨でなかつたゞけ、それだけ根强く老獪なところがあつた。隨て時に幕府の忌憚に觸れる事も、蓋し已むを得なかつたであらう。然るに松平慶永・伊達宗城等は、薩州の勢力を幕府より離反せしむることは幕府の得策ではないと考へてゐたので、常にその提議を容れて共同一致の態度を示し、山内豐信さへも、なほ且つ異論を唱へなかつた。かくて薩・越・土・宇の四藩は自ら合從の姿を呈した。されば幕府猜忌の情は延いて他の三藩にも及ばざるを得ない。かくて四藩と幕府との對立は到底免れぬのである。

島津久光四位少將に叙任

薩摩・越前・土佐・宇和島・四藩の合流

幕府と四藩との衝突

幕府開國說を拒む

慶喜薩藩の野心を看破す

慶喜と四藩との破綻

薩藩の形勢一變

伊地知貞馨中山中左衞門

西鄕隆盛大久保利通

勸修寺宮濟範法師還俗

山階宮晃親王の朝權回復

四　幕府と四藩との衝突

かくて幕府は、薩藩を盟主とせる公武合體派諸大名の開國說を拒んだ。四藩側では幕府の老中等は兎も角一橋慶喜は必ず自分達に同意するであらうと信じてゐた。然るに慶喜は薩藩の野心を疑へるもの〻如く、これに反對せるのみならず、時に酒を藉りて、久光。慶永・宗城等を罵るやうな事もあつた。彼等は慨ね安政以來慶喜の同志であり、また嘗ては慶喜をして幕府を相續せしめんが爲めに努力斡旋し、その爲めに處罰せられた。言はゞ慶喜黨であつた。蓋し慶喜と雖も幕府の有司としては、薩藩並に其の餘黨に對しては充分の警戒を加へざるを得なかつたであらうが、この爲めに慶喜と四藩の交情にも破綻を生じた。事玆に至りては四藩の滯在は其の意義を失へるを以て共に志を時局の匡救に絕ち、前後して皆歸國するに至つた。

五　薩藩の形勢一變

一方薩藩でも形勢が一變した、從來島津久光の麾下に、伊地知貞馨、中山中左衞門等は參謀役を勤め、衷心公武合體を支持して來たが、寺田屋事變に罪せられた同藩の尊攘派が、漸く勢力を回復し、伊地知・中山等は自ら郤けられ、西鄕隆盛、大久保利通等が專ら樞機に任ずるやうになつた。その意見が漸次久光を通じて現はれるのは當然で、かくて本年正月に、朝廷及び幕府に强要したる結果、天保年間勅勘を蒙り、親王を停められた勸修寺宮濟範法師の還俗となり、新に一家を起して山階宮晃親王と稱せられしが如き、更にその翌月には祠宇を湊川に建て〻、護良親王。楠正成等を奉祠せんことを奏請せるが如きはその一斑に過ぎないが南朝の回顧が江戸時代に於ける尊王思想の發達と密接な關係を有し、而して山階宮が朝權回復の志を有し給へる事と倂せ考へて、情勢の漸次革まり行くを推察することが出來る。かくして薩藩もまた日を逐ふて尊攘

派の色彩を濃くした。

公武合體派の解體
將軍家茂の歸府
一橋慶喜禁裏御守衞總督・攝海防禦指揮となる
慶喜禁裡御守衞總督となる

久光の歸國が公武合體派の連合を全く解體し、將軍家茂も亦五月歸府した。一橋慶喜は旣に後見を辭し、新に禁裏御守衞總督、攝海防禦指揮となつてゐるのは、後顧の憂があつたからである。蓋し京都所司代の勢威が衰へ京都守護職の設置を見たが、なほ十分の勢力を上國に代表することが出來なかつたので、卽ち幕府の一族中最も傑出せる慶喜をして更に其の上に立ちて、臨機處分の重任に當らしめるに至つたのである。なほ攝海防禦指揮の任は、久光に野心があるといふので、外藩覬覦の念を絕たしむる爲めであつたと傳へられる。

六　長藩の畫策

長藩の畫策
有栖川宮熾仁親王
中山忠能
天狗黨
藤田小四郎の筑波山擧兵
田丸稻之衞門
宮部鼎藏
松田重助
北添佶摩
石川潤次郎
淵上郁太郎
古高俊太郎
宮城に放火を企つ
新撰組の包圍
近藤勇
池田屋騷動

本國蟄居の長藩は頻りに政變に對する善後策を講じ、將軍及び島津久光等が前後して京都を去つたその隙に乘じ、密かに有栖川宮熾仁親王、正親町三條實愛、中山忠能等を說き、また因州・備前・水戶・對州の諸藩士と謀つて、再び前のやうな尊攘派の朝廷と爲し、討幕の素志を貫徹せんとする計畫を進めた。元治元年三月水戶藩士藤田小四郎が同藩の町奉行田丸稻之衞門を主將と仰ぎ、兵を常陸の筑波山に擧げたのも、五六月の交、肥後藩士宮部鼎藏・松田重助・土州藩士石川潤次郎・北添佶摩・久留米藩士淵上郁太郎・京都の商人古高俊太郎等が京都に於て爆發しようと企てたのも、並に之と策應せるものであり、共に長藩士が關係してゐた。宮部等の計畫は烈風に乘じて火を內裏に放ち、中川宮と守護職松平容保との急參內を、その途中に要擊する計畫であつた。然るに六月五日の早曉古高が先づ縛に就き、その夜志士の集合所たりし三條小橋の旅館池田屋もまた新撰組近藤勇一派の包圍する所となり、宮部等七人は鬪死し、松田等二十餘人は捕縛され、淵上等數人は僅かに身を以て免れた。その他重傷のために脫走の途上で橫死したものもあつた。世に之を池

京都を包圍す禁門の變

眞木和泉

毛利定廣
福原越後
益田親施
國司信濃
來島又兵衛
久坂義助
眞木和泉
吉川經幹

長藩の兵京都を包圍す

七月十八日三道の兵進軍

長藩の犯闕

蛤門の變

田屋の騷動と云ふ。

七　京都を包圍す・禁門の變

客將眞木和泉は、專ら長藩の軍議に參與してゐたが、頻りに兵力に訴へても勢力を回復すべきことを說いた。長藩士の之れに贊同する者も亦多く、ほゞ出兵の策を定めたが、偶々藤田小四郎の擧兵があり、ついで池田屋の騷擾事件も傳へられたので、毛利定廣は家老福原越後・益田親施・國司信濃・同藩士來島又兵衛久坂義助及び眞木和泉等に兵を授けて先發せしめたる後、定廣は自ら本軍に將として支族吉川經幹と共に、三條實美等を擁して續發したのである。かくて先鋒の諸將は六七月の交前後して皆洛外に著し、伏見、山崎嵯峨等に屯集して京都を包圍し、書を朝廷に上り、長藩有志歎願の趣旨を辯明せんことを請ひ奉つたが、朝廷は之れを許さなかつた。そこで更に松平容保誅伐の表を上つたが、朝廷では亦お許しがなかつた。是に於て七月十八日の夜三道の兵は並び進みて京都に入り、十九日宮門に迫つた。朝廷は卽ち一橋慶喜に命じて、之れを討たしめ給うた。かくの如く長藩が犯闕の姿に陷つたのは、有栖川宮熾仁親王・正親町三條實愛・中山忠能等が豫て策應する所あり、文久三年八月十八日の政變に倣ひ、その入京に先だち、天顏に伏奏して朝廷を革新すべく、若しそれが成らざる場合は密に乘輿を促して、長軍にお迎ひ奉るべき密謀があつたからで因州・加州の二藩もその謀議に參加してゐた。然るに豫定の事が行はれず、而して因州藩も約に背いたので長軍は早くも戰を開いたのである。之れが爲めに違算を生じたことは、長軍をして非常に不利ならしめたものゝ如く、諸門の戰は皆利あらず、全軍悉く潰え、久坂・眞木等は皆戰死し、福原・益田・國司等の三家老は敗兵を收め辛うじて本國に潰走した。世に之れを禁門の變、または蛤門の變といふのは、この日會津藩の守備せる蛤門の戰が最も激烈であつたからであると傳へられる。之れを聞いて毛利定廣は途中から引返した

有栖川宮・三條實愛・中山忠能等の參內を禁ず

幕府の衰亡

長州追討の勅命

長藩の宮城攻擊

長藩追討令

三十四藩の兵部署

朝廷毛利一族の官位を褫奪す

尾張總督大阪城に軍令を發す

廣島總督府

松平茂昭

小倉の副將府

また內應を約した加州の世子前田慶寧も進退谷まつて、本國に引揚げたと稱せられる。かくて朝廷は有栖川宮及び實愛・忠能等の參內を禁じ、他人との面會も禁止した。

第十二節　幕府の衰亡

一　長州追討の勅命

長藩が一擧朝廷を革新せんが爲めに兵を率ゐて禁闕に迫つたことは、由々しき國家問題として、天下の耳目を聳動した。長藩が禁闕に發砲したといふので、遂に犯闕の賊徒として取扱ひを受けることになつた。元治元年七月二十四日朝廷は、長藩追討の命を幕府に傳へた。幕府は尾張慶勝を總督に、松平茂昭――越前藩主、松平慶永の養子――を副將とし三十四藩の兵を部署して、同年八月三日長州征伐を行はしめ、また毛利慶親・定廣父子。長藩の三末家なる毛利玄蕃、(德山藩主)。毛利元周(府中藩主)。毛利元純(淸水藩主)及び支族吉川經幹の官位を褫ひ、かつ慶親父子に授けたる松平の稱號と將軍の偏諱を停めた。この時から慶親は敬親、定廣は廣封と改名した。

總督尾張藩主德川慶勝は十月下旬諸將を大阪城に會して軍令を頒ち、十一月十八日を以て長州討入の期日と定めたる後、藝州に下向し、總督府を廣島に置き、松平茂昭はまた豐前に赴きて副將府を小倉に置いた。蓋し海陸の五道より防長二州を包圍する戰略であつたからである。然れども慶勝は心密かに必戰の覺悟を持たない。この時長藩と思想感情を同じうせる諸藩は、長藩が禁闕に迫れる心事を諒し、朝敵として之れを遇することに同意せざるのみならず、折しも英・米・佛・蘭四國の軍艦が、下の關を砲撃せんとする由の報道さへ傳つたので、ますます同情を寄せ、外患に乘じて兵を加ふることの不可を論ずるもの尠くなかつた。藝州

因州・阿州・備前・津和野諸藩の如きは、その重なる代表者であつた。然るに是等の諸藩は追討の命を受けて、その部署に就いたのであるから、軍容の振はざりしを察するに難くない。況して衰頽に瀕したる幕府はその威力を十分に發揮することの困難なことは言を俟たぬ。それ故に尾張慶勝は薩藩士西鄕隆盛の建策を納れ、專ら遊說により、長藩の謝罪恭順せんことを望み、家臣及び西鄕等を防州岩國に派遣して、吉川經幹に說かしめたのである。

西鄕隆盛の建策を容る

二　四國艦隊の下關砲擊

四國艦隊の下關砲擊

吉川經幹

一方長藩は三家老以下參謀を處罰し、罪を朝廷に謝する筈で、吉川經幹がその依賴を受けて善後策を講じてゐた。然るに未だその緒に就かざる內に、英・米・佛・蘭四國艦隊の襲擊を受け、非常なる窮境に陷つたのである。蓋し去年五月長藩が外船を砲擊せることについて賠償を求め、且は下關海峽の通過を安全ならしめんが爲めであり、また砲擊を蒙らぬ英國の加つてゐるのは、長藩が依然同海峽を扼するを以て其の利權を害するものとせるが爲めであつた。かくて十八隻より成る聯合艦隊は八月初旬に下關を侵し、諸砲臺を陷るゝに及び、長藩は遂に海峽の守備を撤し、償金を出すを約して和議を講じた。但しこの償金は後ち四國公使から幕府に要求した。世に之を下關償金といふ。長藩は既に外患を弛めることが出來たので、更に全力を朝幕との關係に注がんとするに當り、保守派の輩は俄に勢を占め敬親を擁して萩に移つた。萩は保守派の巢窟であつた。爾來同藩は幕府の壓迫に意を用ふると共に、降を幕府に請ひ、毛利氏の社稷を存せんことに苦心した。尾張總督は使を岩國に派して謝罪恭順を促したのは實に此秋であつた。長藩は直ちに之れに從ひ、三家老に切腹を命じ宍戸左馬之介・佐久間佐兵衞・竹內正兵衞・中村九郞等を斬り、三家老の首級を總督の實驗に供して降を請うた。總督は即ち敬親父子自判の謝罪書を出し、山口城を毀ち、三條實美等五人――七

下關砲臺陷る

下關償金

長藩の保守派敬親を擁して萩に據る

三家老切腹す

宍戸左馬之介佐久間佐兵衞竹內正兵衞・中村九郞等を斬罪に處す

山口城破毀

人の内錦小路賴德は死亡し澤宣嘉は生野の變後蹤跡を晦ました——を、薩州・筑前・肥後・久留米の五藩に一人づゝ幽閉すべき旨を命じた。長藩ではその命を奉じたが、五卿の幽閉に至つては、同藩士の間に異議があり、遂に總督府の諒解を得て筑前太宰府に置き、五藩共同して警衛することになつた。是に於て慶勝は、追討諸藩に撤兵を命じ副將松平茂昭と相前後して京都に引揚げその處分を他日に讓つた。蓋し慶勝は最初から兵を用ひないといふ方針を定めて居たので、その處分を行ふとせば相當に日數がかゝり、又それが爲めに紛擾の生ぜんことを恐れたからで、總督府の態度が既にかくの如く、ひたすら小心翼々で、幕府の威光は全く臺なしに終つたのである。

五卿の幽閉

三　長藩の形勢一變

長藩の形勢一變

毛利敬親父子に隱居永蟄居を命じ封十萬石を削る

佛國公使ロッシュの聲援

松前崇廣　酒井忠毗　小栗忠順（上野介）

尾張總督は不甲斐なくも兵を引揚げると共に毛利敬親父子に隱居永蟄居を命じ・封十萬石を削り、且暫く之れを同藩に預けて置くといふ處分案を幕府に提案した。然るに幕府は慶親勝意見を以て寬大に過ぐるものとなし、且つ未だ其の處分をも講ぜずして勝手に兵を引揚げたことに就て、多大の不快を感じたので、遂にその提案を郤け、更に幕府自ら處分を行はんが爲めに、敬親父子及實美等を江戸に招致しようと企てた。こゝに注意すべきは、幕府の有司中には、飽くまで長州を屈服せしめて、幕府の勢力を回復しようと考へて居る者が多かつた。幕府と最も親善の關係を有する佛國公使ロッシュは、その爲めに兵器軍艦及び軍費を貸與すべきを提議した。フランス援助の下に、幕府掉尾の活躍を試みたいといふのである。老中松前崇廣、若年寄酒井忠毗、勘定奉行小栗忠順等はその主唱者であつた。また或一派の人々は長藩が容易に降伏したのを見て充分謹愼の意を表したものとなし、この機に乘じて强力なる威壓を加へ幕府の威力を示すべきであると考へてゐた。されば尾張總督の態度に慊焉たりし當時の幕閣はかくの如き情勢の下に敬親等を江戸に招致するの

長藩尊攘派の活躍
高杉晋作山口を占領す
毛利元純・同廣篤等高杉晋作と策謀す
再び長藩征討の決議をなす
將軍家茂自ら長藩征討の途に上る
條約勅許の御沙汰
英・米・佛・蘭の軍艦兵庫に入港

策を定めたのであるが、諸藩の間に異論があつてこの策も遂に行はれなかつたが、この間に長藩の形勢が一變したことは想ふに幕府の豫期しなかつた所であらう。

四　長藩尊攘派の活躍

慶應元年正月尊攘派の領袖高杉晋作は兵を擧げて山口を占領し、將に萩に迫るの形勢を示した。支藩毛利元純・毛利廣篤を始め之に應ずるものが多く、交々敬親を勸說したので敬親も亦高杉の主張に從ひ、保守派を卻けて再び居を山口に移した。爾來長藩の態度は全く一變し、藩力を賭して幕府と決戰すべき覺悟をなすに至つたのである。然るに幕府は未だその實狀を詳にせず、誤つて尊攘派の蠢動せるものとなし、再び征討の議を決すると共に、同年五月將軍家茂は自ら兵を率ゐて上京し、長藩再征の事由を伏奏せる後、大阪城に入り、命を長藩に傳へて末家、家老の上阪を促した。これ蓋し敬親父子召致の命令が行はれないので、之れに代へると共に、藩情不穩の始末を糺問するにあつた。然れども斷然兵を加へるだけの決意はなかつた。尾張慶勝はその境に臨めるだけでも、既に謝罪恭順の意を表した。今若し將軍親征の途に上つたといふ事が傳つたならば、必ず面縛して降を請ふであらうとは、幕府有司の心算であつたといふ。されば徒らに其聲を大にして降使の來るのを待ち、出征の部署も未だ定めずにゐたのである。

五　條約勅許の御沙汰

折柄英・米・佛・蘭の公使は、慶應元年九月十六日軍艦を率ゐて兵庫に入港し、條約の勅許と兵庫の開港とを迫つた。この事は既に先年以來四國公使間に意見が交換されて居たので、要するに外國交際に關して、日本國內紛擾の絕えないのは朝廷に異議があるからである。故に先づ朝廷をして現行條約を批准せしめねばなら

老中阿部正外松前崇廣開港に應ず

阿部正外・松前崇廣等の官位を褫奪し謹愼を命ぜらる

將軍家茂辭表を闕下に捧呈せんとす

一橋慶喜參內して兵庫開港の勅許を請ふ

ぬ。兵庫開港の期日は慶應三年二月であるけれども、下の關償金三分の二を免除する代りに、卽時開港して貰ひたいといふにあつた。在阪の老中阿部正外、松前崇廣等は大に驚き、その要求に應ずることに決したが朝廷は之れを聞くと共に其專斷を憤り、二人の官位を褫ひ、國許にて謹愼すべき旨を傳へた。朝廷で幕府の有司を處罰するなどは未だ曾て見ざる所で、當時朝幕の關係が如何に危殆に瀕して居たかその一斑を窺ふに足るであらう。こゝに於て幕府君臣の憤激は一と通りでなかつた、卽ち將軍家茂は闕下に辭表を上り、將に關東に歸らうとした。一橋慶喜はいたくその不可を論じ、十月四日の夜自ら將軍の名代として參內し、條約の勅許と兵庫の開港とを請ひ、强要の結果漸く條約勅許の御沙汰を賜つたが、兵庫開港の事は遂に御許しにならなかつた。されど慶喜はそれ以上の望み難きを知り、强いて此以上を迫らなかつたと稱せられる。また各國公使も敢て强要しなかつた。これは先期開港といふことが、元來無理だからである。かくて十月上旬公使等は江戸に歸つた。

六　永井尚志の廣島派遣

永井尚志の廣島派遣

先鋒總督紀伊茂承

諸大藩の反對

佛國の援助不能

幕府財政上の困難を懸念す

條約勅許問題の爲めに、長州處分は一時束擱せられたが、其局を結ぶに及び、十月下旬大目付永井尚志等に藝州派遣を命じ、長州の末家家老を廣島に招いて鞠問を遂げしむることゝなり、十一月この旨を諸藩に傳へると共に、鞠問の次第によりては長藩を追討すべき旨を告げ、薩州以下三十一藩に出兵の用意を命じ、且その部署を定め、紀伊茂承を先鋒總督に任じた。當時幕府は旣に長州再征の旨を奏上したがなほ未だその罪狀が明らかでないので、有力なる大藩は孰れも皆異論を唱へ、就中薩藩は極力之れに反對してゐた。加之佛國の援助を求めることも、漸次不可能となつて來た。然るに外援なくして、幕府の獨力を以て長藩を討つことは財政上非常な困難を來し、假令兵を動かしても、容易に勝算がないといふので、內心密かに平和の解決

長藩必戰を決す

家老宍戸備後助正使となる

木梨彥右衞門副使となる

永井尙志宍戸等を鞫問す

小笠原長行

長藩主及び三末家以下の出藝

長藩幕府の命に從はず

幕府三たび長藩征伐の師を出す

豐後小倉には陣營を布く

を希望してゐた。然るに長藩は必戰の覺悟を定めて居たが、出來るだけ隱忍して、開戰の責任を幕府に負はしめ、且つ世上の同情を失はざらしめんが爲め、先きに三家、末家等が上阪の命に接するや、直ちに家老宍戸備後助を出發せしめた。然るに備後助が途中廣島に滯在せる間に、重ねて出藝の幕命に接したのである。是に於て同藩は改めて宍戸を正使、木梨彥右衞門を副使として應接の任に當らしめた。幾何もなく永井尙志が到着し、宍戸、木梨等を鞫問すること數回に及んだが、遂に要領を得ない。そこで永井は卽ち敬親父子が今もなほ去年尾張總督に謝罪せる時と同じく、謹愼恭順の意を失はざる旨を記した二人連署の自判書を出さしめ、之れを携へて京都に歸つた。是に於て幕府は長藩の誠意を認めたといふ名義の下に、その兵を解かんことを圖り、朝敵の罪名を除き、その封十萬石を削り、敬親に隱居蟄居を命じ、家督は廣封の子元昭をして承けしむるの議を定め、その命令を達せんが爲めに、慶應二年二月老中小笠原長行は命を受けて廣島に赴き、敬親、廣封、元昭及び三末家、家老に出藝の旨を傳へた。長藩は卽ち宍戸備後助を藩主父子孫三人の名代として、三末家及び吉川氏の名代と共に廣島に派遣した。長行は五月朔日名代の者を召して裁許狀を授けたが、長藩は遂にその命に服しないで、いまは騎虎の勢ひ已むに已まれず、戰を開くべく餘儀なくせられたのである。是に於て紀伊茂承は總督府を廣島に設け、小笠原長行は九州諸藩の指揮を掌る爲めに、豐前小倉に、その陣營を定めた。

七　薩長二藩の和解連合

薩長二藩の和解連合

薩長二藩の相異

長州が幕府の裁許に服從しなかつたのは豫定の行動ではあつたが、他の一面には、薩州と和解連合が成立せることとも見遁してはならぬ。抑もこの二藩は互に相爭ふべき歷史的因緣があつたのではない。公武間周旋を開始するまでは、兩藩の志士は氣脈を通じて幕府改造の運動に從事してゐたが、然るに文久二年二藩が共

に藩力を擧げて國事に盡力することになるや、玆に端なくも勢力の衝突を來したが、その最大原因は開國と攘夷、佐幕と討幕との相違にあつた。薩藩の所見は必ずしも佐幕と稱するを得ないが、公武合體を唱へて討幕に反對したので往々幕府を擁護するが如き奇觀を呈した。これが即ち二藩の相容るゝ能はざりし原因であつた。然れども薩藩の尊攘派と長藩及びその他の志士浪人との間には、なほ且つ靈妙な一種の精神的結合があつた。殊に文久二年から文久三年の初葉にかけて、薩藩主島津久光の帷幄に參劃せる伊地知貞馨、中山中左衛門等は共に過激な討幕論に同情を寄せて居なかつた。越えて文久三年の夏に至り伊地知・中山等が失脚して過激派の西鄕隆盛。大久保利通等の勢力が之れに代るに及び、薩藩の態度に變革を來したことは寧ろ當然の成行であらう。西鄕。大久保等は尊攘派の領袖であるから、同藩は日を逐うて尊攘派の色彩を帶びて行つた隨て八月十八日の政變後、公武合體派の諸大名と幕府との間に衝突を來したのは、主として之れに原因するものと傳へられる。第一回長州征伐の際、西鄕が尾張總督を輔けて長藩に遊說したのは、要するに土藩尊攘派の領袖で、且つ薩長二藩の尊攘派と親密な交際のあつた阪本龍馬、中岡愼太郎等を媒介者として、二藩の握手を企てたものに過ぎないのである。

伊地知貞馨
中山中左衛門

薩藩の態度一變す

尊攘派の領袖

阪本龍馬
中岡愼太郎

然るにその後幕府は薩藩が尾張總督を通じて試みた長州處分案を破壞し、再び追討を企てたので、薩藩の幕府に對する反感は著しく助長せられ、又長藩では特に幕府の包圍を受けんとして、心密かに外援を望んでゐた時なので薩長兩藩の接近は敢て怪しむに足らぬ。かくて慶應二年正月に至り、兩藩の間に提挈の約束が成立した。されば幕府で長藩を再討すべく決して、薩藩に對し出兵の命を下すや薩藩は之れを拒絕したのである。

二藩提挈成る

八　長州征伐の失敗

長州征伐の失敗

江戸及び京阪の豪商に御用金を命ず
第二回長州征伐軍振はず
幕府の敗績
濱田城陥る
幕府の威信全く地に墜つ
將軍家茂の薨去
小倉城陥る
一橋慶喜相續
勅諚によつて征長軍を停止
追討兵撤去す
慶喜は再び公武合體派の諸大名を京都に招く
有力な大名は一藩も來會せず
松平慶永の背命

幕府の追討軍は長藩再征に際して軍資に窮し、江戸及び京阪の豪商から莫大な御用金を徴發したが、その兵力は薩藩が既に長藩と聯合して出兵を肯ぜず、その他尾張・越前・肥前・安藝等の大藩を始め、再征に反對して出兵せぬ藩が多いので、第一回の長州征伐に比し著しく劣勢なるのみならず、士氣も亦た甚だ振はなかつた。追討軍は下の關・藝州口・石州口・小倉口の四口方面から攻撃を加へたが、藝州口方面に於て、ほゞ互角の勢を保ち得たが、他の諸口は概ね幕府の敗績に歸し、就中石州口の如きは、連戰連敗して濱田城遂に陥り、石州一帶の地は長軍の占領に歸し、小倉口また其の逆襲を受け、豊前大里を敵手に委ねるなど、主客全く顛倒の形勢であつた。これは即ち前にも述べた如く追討を命ぜられた諸藩中、出兵を肯んぜず、或は款を長藩に通じ又或は形勢を觀望するものが尠からざるのみならず、幕府自らも必戰の覺悟なく、體面上已むを得ず兵を動かした爲に、士氣が甚だ振はざるに反し、長藩は上下一致して奮戰力闘した結果に外ならぬ。第二回長州征伐の失敗は以ていたく幕府の名望を傷け、威信は全く地に墜ちてしまつた。かくて幕府は又々進退兩難に陥つたが、更に慶應二年七月二十日に至り將軍徳川家茂が薨去したのである。その報道の小倉に達するや老中小笠原長行は夜に乗じて遁走したので、小倉城も亦陥つた。

九　一橋慶喜相續

將軍家茂が薨去の後、一橋慶喜は家督を相續したが、征長のことは最早手の下しやうがないので、朝廷に內願し、暫く休戰を宣すべき勅命を拜受し、九月十六日勅諚によつて征長軍を停止し、之れを長藩に傳へると共に、追討の兵を撤したのである。然るに長藩はなほ石州、豊前の兩地を占領し、何時でも進擊を開始すべき形勢を示した。慶喜は再び公武合體派の諸大名を京都に招き、幕府に有利なる善後策を講じようと試みたが、有力なる大藩は一藩も來會せず、島津久光は勿論のこと、山內豊信・伊達宗城等亦た之れに應ぜず、就

中松平慶永の如きは在京中にも拘らず、命に脊いて歸國するに至つたのである。よつて慶喜は家督相續と同時に行はるべき將軍職に就任することも出來ないので、頻りに宮公卿及び諸藩の間に遊說を試み、その推擧によるといふ形式の下に十二月五日漸く宣下を蒙つたのである。當年の幕府は、幕府自身の意志を以て、當然其家附の將軍職にすら就任する事を躊躇しなければならぬ程、極度に衰頽に瀕してゐた。かくて慶喜は十五代將軍の職に就いたとは云へ、たゞ官位を存するのみで、將軍としての實權もなければ、幕府としての威信もなかつた。その滅亡は、たゞ時の問題に過ぎないとされるに至つた。

第十三節　維　新

一　孝明天皇の崩御　明治天皇の御即位

孝明天皇の崩御

明治天皇の御即位

慶應二年十二月二十五日孝明天皇が崩御あらせられた。御年僅に三十六歲。越えて翌三年正月九日皇太子睦仁親王が御踐祚あそばされた。即ち明治天皇に在ます、御年十六。

關白二條齊敬政を攝す

御幼年の故を以て關白二條齊敬が政を攝した。謹みて按ずるに孝明天皇は極めて公平なる、而してまた極めて穩健なる政見を有し給うたので、何事も秩序を逐ひ順應して、政革の業を進めて行きたいとの叡慮であつた。故に未だ時到らざるに兵を舉げて幕府を討つが如きは御贊成にならなかつた。然れども最早幕府の力で國家の治安を保つことの出來ないことは十分に御承知であらせられた。恐らくは適當の時機に於て王政を復古し給はんとの思召があつたに相違ない。

岩倉具視

殊に慶應二年に至り、數回その意を密奏に及べる岩倉具視を赦免して、股肱の謀臣たらしめんとの聖意のおはしましたことは、畏き限りである。然るに一世の奇傑岩倉具視の登庸なくして登遐し給へるは、畏れ多い次第であるが、天皇の御不運と申さねばならぬ。

二 解兵令を發す

（解兵令を發す）（江戸・大阪・新潟・兵庫の開港期迫る）

家茂薨去に付き征長軍を撤せる慶喜は、再び御大喪を名として、慶應三年正月二十三日解兵令を布き、且之れを長州藩に傳達し、なほまた寛大の處分を行ふべき旨をも通告した。而して江戸。大阪。新潟。兵庫の開市開港の期日が目前に迫つてゐるので、この二事件は焦眉の政治問題となり、端なくも一大紛擾を生ずるに至つた。

三 開港勅許奏請

（開港勅許奏請）（開市開港の旨を通達す）（島津久光・松平慶永・山内豐信・伊達宗城等上京す）（四藩開市開港に反對す）（幕府の失政）

江戸。大阪の兩市と兵庫。新潟の兩港を開くべき期日は、慶應三年十二月七日であつた。然し前年英・米・佛・蘭四國の公使が兵庫に入津して、その先期開港を迫れる際、遂に朝廷の同意を得ること能はずして、其儘になつてゐた。是に於て慶喜は同年三月上書して、兵庫開港の勅許を奏請する傍ら、四國公使を大阪に招いて、期日には必ず開市開港すべき旨を通告した。朝廷は即ち有力な大藩の意見を徵し、且つその上京を命じた。そこで島津久光。松平慶永。山内豐信。伊達宗城等は相前後して京都に參集した。慶喜はまたこれら四藩の力を藉り、開港の勅許を得たいと考へたが、四藩は元治元年春夏の交抑へ難き不平を抱いて歸國せし以來、最早慶喜の親緣ではなかつた。殊に長藩處分に就いて見解を異にするが故に、相共に開市開港の不可なる所以を陳述するに至つた。即ち兵庫の開港は急務であるが、長幕の處分は更に一層の急務である。抑も今日の如く救ふ可からざる世態を現出したのは、幕府年來の失政に基くとは云へ、無名の兵を動かして、長藩を威壓せんとしたのが最大原因である。長藩は既に尾張總督の軍門に降伏したのであるから、有罪とはいへない。故に之れを討つべからざるは勿論、宜しく其官位を復し、その入京を許し、削除の命を停め、幕府自

兵庫開港の勅許を賜はる

四藩と幕府の反目

開港の準備をなす

藝藩幕命を固辭す

吉川經幹

四藩の反幕

薩藩の陰謀

ら共の罪を悔い改め、反省の實を示した後、兵庫開港の事に及ばねばならぬと主張した。然るに慶喜はこの主張に耳を傾けず、五月二十三日自ら參內して、兵庫の開港と長藩處分の寛大とを奏請し、二日一夜に亘れる大紛擾の後、漸く勅許を賜つたのである。

四　幕府と四藩の反目

勅許を得た將軍慶喜は、直ちに各國公使に通告を發し、開港準備をなすと共に、その固執せる長藩歎願形式の履行を希ひ、藝藩に命じて內意を傳達しようとしたが、藝藩は四藩と同じ見解を有し、且つ假令之を傳達するも、長藩が命を奉ぜぬことが明かなので、固辭して幕命に應じなかつた。仍つて慶喜は忽ちその希望を撤回し更に藝藩を通じて、長藩末家の一人、吉川經幹及び家老の一人に上阪すべき旨を長藩に傳へしめた。蓋し所謂寛大の處分を申渡さうとするのであるが、如何なる程度の寛大なるかはなほ成案がなかつたといふ。但し四藩の主張せる官位復舊、入京赦免、削封中止の事は、慶喜も四藩に同意の旨を告げてゐるから、せめて毛利定廣を罷免して家をその子元昭に讓らしめるといふ前令を履行しなければ、幕府の面目が立たない譯でこれも松平慶永に語れるを見るに大體その邊の見込であつたかに思はれる。四藩が斯く幕府の政策に反對したのは再征前後の行動が、その意に滿たざるが爲めであり、而して又未だ勅許を得ざるに開港の事を各國公使に聲明したことが、最も不快の念を與へたからである。加之薩藩はそれ以上更に別の意味で反對したことは明かで、卽ち現在の窮境から長藩を救ひ、活躍の素地を得せしむると共に、外交問題を國內の政治問題と結び着けて、幕府を窮地に陷れるといふ陰謀の爲めであつたと云はれる。薩藩が當時旣に長藩と和解連合をなしてゐるからこれは寧ろ當然の行動であらう。併し他の三藩はそれ程までの考へはなかつた、故に幕府と薩藩との間に立ちて、或程度まで妥協せしめようと圖つた事もあるが、慶喜との間に容易ならざる隔

四藩相ついで京都を去る

りが生じてゐたから、互に胸襟を開いて相談することが出來なかつた。殊に慶喜及び有司等は三藩が薩藩と共に、兵庫開港の奏請に異論あるを見て、最初から慊焉の情あるを免れざりしとせば、なほ更の事である。かくて幕府は四藩の闕下滯在を以て、徒に政局を紛糾せしむるものとなし。その退京を諷するに至つたので四藩もまた慶喜に平らかならず、機を見るに敏な山内豐信は、慶喜が二事を奏請する以前、既に京都を去り尋で八九月の交、松平慶永・島津久光・伊達宗城等は歸國の途についた。

五　土藩の政權返上論

土藩の政權返上論

品川彌二郞
山縣有朋
小松帶刀
西鄕隆盛

大政奉還

後藤象二郞

坂本龍馬の八策

かくて四藩と幕府は再び衝突を惹起するに至つた。但松平慶永は幕府の一族であり、山內豐信・伊達宗城は、祖先以來德川氏の高恩に浴してゐるので、假令慶喜の行政に不平があつても、敢て幕府に背くことが出來ないが、薩藩は何等德川氏の恩惠を蒙らざるのみならず、關ケ原合戰の際は敵味方であつたといふやうな古い歷史もあり、他の三藩とその立場が全く異なる。是に退京以前、既に舉兵討幕の決心を定めてゐた。即ち同年六月久光はかねて薩藩邸に潜居せる長藩士品川彌二郞・山縣有朋に其志を告げ、小松帶刀・西鄕隆盛等も種々打合せる所があつたので、品川・山縣等は大いに喜び、急行して本國に歸つた。折しも偶々土藩の政權返上論が提唱せられたのである。土佐の坂本龍馬は倒幕論者だがまた必ずしも本格的な討幕論者ともいひ得なかつた。殊に藩主山內家が德川氏に對する關係上、幕府を討伐すべき完全な名義のない限り、舉兵討幕に忍びざる實狀に鑑み、寧ろ幕府をして政權を朝廷に奉還せしむると共に、所謂公議政體を以て將來の國是となすの急務なるを論じ、之を以て土佐の藩論となすべき旨を、同藩の參政後藤象二郞に說き、後藤もまた之れに賛成した。こゝに亦龍馬の立案せる八策と稱するものがある。即ち幕府をして政權を奉還せしめ、政令はすべて朝廷より出づべき事、上下の議政局を設け、議員を置いて萬機公論に決すべき事、有爲の公卿諸

歐米の立憲思想

封建政治組織の撤廢上下兩院議會制度

後藤象二郎の活躍

薩土兩藩の盟約

後藤の政權奉還建白書

侯及び天下の人材を顧問に備へ、官府を賜ふべき事、廣く公議を採つて、外國と至當の條約を締結すべき事、古來の律令を折衷し、新に無窮の大典を選定すべき事、海軍を置いて帝都を守衞せしむべき事、金銀諸物價宜しく外國と平均の法を設くべき事といふのがその大要であつた。世に之を公議政體論と稱するが、公議政體とは議院政治の事である。抑も天下の政治は公議輿論に基いて行はなければならないとの考へは、海外諸國の壓迫を感じてから、以來識者の常に論議する所で、かゝる思想は日を逐ふて濃厚になりつゝあつた折柄、歐米の立憲思想が輸入せられたのである。要するに坂本の八策なるものは、先覺の主張を、外國將來の器に盛つたものと見るのが妥當であらう。而して論者は封建政治組織の撤廢と上下兩院より成る議會制度の採用にあつた事は言を俟たぬ。かくて後藤はこの案文を薩藩に示して、その同意を求めた。薩藩でも表向之れに反對するだけの理由がない。已むを得ず後藤の要求に應じ公議政體を定めて、王政を復古すべき事に關する薩、土兩藩の盟約が締結せられたのである。そこで後藤は卽ち藩主山內豐信を說く爲めに本國に歸り、坂本は國務を帶びて長崎に赴いた。然るに豐信も亦之れに賛意を表したので、よつて九月初旬後藤は政權奉還の建白書を携へて再び上京した。

六　薩長藝三藩の攻守同盟

薩長藝三藩の攻守同盟

辻將曹

薩長兩藩の協議書成る

植田乙次郎

先きに薩藩が土藩の提議に應じたのは、拒絶すべき正當の理由がない爲めでもあるが、而もその討幕計畫の十分に熟しない以前に、土藩と正面衝突を避けたいといふのも主要な原因の一つであつた。然るに後藤の不在なる二箇月の間にほゞ成案を得たので、後藤の上京した時には最早前約を守る意志なく、密かに藝藩の辻將曹を說き、之れに荷擔せしめた後、九月十七日島津久光が大阪を發して歸國の際特に大久保利通を長州に遣し、擧兵の順序を議定せしめた結果、同月十九日に至り薩長二藩の協議書が成立した。尋いで藝藩の使者

長藝兩藩の協議成る

吉川監物

長藩の陰謀
毛利平六郎
宮庄主水
毛利内匠

岩倉具視の復活

香川敬三

坂本龍馬・中岡愼太郎

岩倉具視・三條實美の握手
精神的連盟
岩倉具視朝權回復の密奏をなす

植田乙次郎は長州に入り、長・藝の協議も亦締結されたが、これは純然たる攻守同盟であつた。されば長藩では八月下旬幕府から三末家の一人吉川監物並に家老一人の上阪を傳達せらるゝに及び、これを好機とし、之に應ずる名義で出兵の策を定め、末家毛利廣篤の子毛利平六郎・吉川經幹の宗老宮庄主水及び毛利内匠等に兵を授け、前後して上阪の途に上らしめた。然るに藝藩は長藩使節の上阪を誘導するが如き風を裝ひて共に兵を出し、薩藩はその前後に本國から兵を繰り出すことに三藩の間に手筈が出來てゐたのである、

七　岩倉具視の復活

薩藩が長藝二藩と謀り擧兵討幕の策を定めた時、朝廷には之れに策應せる宮公卿が多かつたが、事實上その中心となつて活躍したのは岩倉具視であつた。具視は文久中幕府の奏請を納れて和宮の降嫁に盡力したといふので、尊攘派志士の忌む所となり。遂に罪を得て辭官落飾を命ぜられ、洛外に蟄居してゐたが、それは必ずしも佐幕の爲めではなかつた。寧ろこの奏請を利用して聖恩を施し隱然政權を朝廷に回收すべき端緒を開くにあつたことは前文に述べた通りである。されば蟄居の後もなほ素志を翻さず、密かに時機を伺つて居た。然るに慶應元年の頃偶然水戸藩尊攘派の志士香川敬三の訪問を受けたのを始めとし、爾來諸藩の志士と往來して、密に畫策してゐた。はじめ諸藩の志士等は具視を佐幕の奸物と信じて居たが、親しく其の風采に接するに及び、智略、識見、器宇共に勝れてゐるのに驚き、公家、堂上の中にも、斯る人物もあるかと今更ながら前に奸物の名を負はせたことを後悔するに至つたと云はれる。かくて具視は志士の悦服する所となり土藩の坂本龍馬、中岡愼太郎等を介して、遂に太宰府なる三條實美と握手せしめ、大久保利通、西郷隆盛によりて、薩藩との間に鞏固なる精神的連盟が結ばれたのである。加之具視はまた在廷の公卿中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之とも相結ぶことが出來た。隨つて具視はこれ等の人々と相謀つて再び朝權回復の密謀

中川宮・二條齊敬・近衞忠房の反對

宮公卿四十餘人の幽閉を解く

具視入洛を許さる

毛利敬親等の官位復舊

岩倉具視討幕及び松平容保・定敬誅伐の御沙汰書・錦旗・目錄を薩・長二藩に授く

討幕の密勅藝藩を除外す

德川慶喜政權奉還の上表提出

土藩の大政奉還建白

後藤象二郎

永井尚志

後藤象二郎必死の努力

を廻らし、孝明天皇の御在世中、既に其の策を密奏したこともあつた。當時天皇は具視を赦免し左右に侍せしむべき叡慮もましましたが、賀陽宮(中川宮の改稱)や關白二條齊敬や內大臣近衞忠房等の反對で折角の朝權回復は行はれなかつた。然るに天皇が崩じて明治天皇の即位し給ふに及び、中山忠能は外戚に當り漸く勢力を占むると共に、賀陽宮御勢力は次第に衰へ、具視の意見は忠能を通じて漸く實現せらるべき機會に達したのである。慶應三年正月朝廷は從來長藩の志を助け、又は賀陽宮、二條攝政等を排斥せんとして處罰せられた激派の宮公卿四十餘人の幽閉を解き、具視の入洛を許したので、これ等の人々はいづれも京都に入ることが出來たが、いまだ歸仕を許されなかつたのも、また實に具視の畫策であつた。されば薩・長・藝三藩の攻守同盟が成るに及びては、具視は只管忠能・實愛・經之等を督勵して密奏を遂げ、その結果十月十三日に至り、毛利慶親父子官位復舊の御沙汰書を、具視の手を經て長藩に授け、十四日の朝さらに討幕の詔書及び松平容保・松平定敬誅伐の御沙汰書・錦旗・目錄とを正親町三條實愛の邸において薩・長の二藩に授けた、世に之れを討幕の密勅といふのは正規の手續を經ざるが爲めであり、又この場合特に藝藩を除外したのは、同藩が衷心土藩の公議政體論に共鳴したので、薩・長二藩は藝藩を機密に參與せしむることを好まざる爲めであつた。然るに此日德川慶喜は政權奉還の上表を提出し、尋で勅許を賜はつたので、討幕の密勅は自ら其の意義を失ひ、討幕の中止を命ぜらるゝと共に、敬親父子官位復舊の事も、自ら停廢せらるゝに至つたのである。

八　土藩の大政奉還建白

後藤象二郎は豫め山內豐信の建白書提出に關して薩藩に下相談を試みたが、簡單に贊同を得ることが出來なかつた。そこでまづ土藩だけで提出しようと決心し、之れを若年寄永井尚志に說き、尚志を介して漸く老

薩藩漸く後藤象二郎を諒解す

土藩幕府の大政奉還を建議す

後藤象二郎寺村左膳福岡孝弟神山左多衛

德川慶喜大政を奉還す

原市之進將軍慶喜に議じ大政奉還を決す

原市之進暗殺さる

外藩の橫議を怒る

中岡愼太郎

中板倉勝靜の諒解を得た。然るに薩藩は後藤象二郎必死の努力により、辛つと異論を撤回したので、十月三日初めて之れを幕府に提出したのである。豐信の建白には、內外の形勢最早幕府の存在を許さゞることを述べて慶喜の決心を促し、更に後藤象二郎・寺村左膳・福岡孝弟・及び神山左多衛の連署せる別紙を添へ、それには彼の坂本の八策を敷衍し、公議政體の意味が記してあつたといはれる。

九　德川慶喜大政を奉還す

將軍慶喜は夙に幕府の權威地に墜ち、德川氏の運命が窮まれるを見て、國利民福を進めるには德川氏の社稷を犧牲に供するも已むを得ざる所と決心し、『幕府には背くとも朝廷には背くべからず』といへる德川光圀以來の水戶の家訓に從ひ、機を見て政權を奉還するのが、幕府有終の美を濟す所以であると考へてゐた。そこへ土藩の建白書の出たので、これを好機とし直ちに意を決し、帷幕の謀臣原市之進に諮つた。市之進は『尤もの次第、臣も亦夙に是れを考へて居りました。王政復古は時代の要求であります。併し其方法が宜しからず、一歩を誤りますと、非常な紛亂を招かうかと存じます。また假令この事を斷行せらるゝにしても之れを奉行する人がありませうか、今の老中にては其任に堪ふる者なく、旗本御家人中には人材なきにはあらねど俄に登庸するは制度の許さぬ所であります。故に今少し待たれては如何です』と述べたので、慶喜も市之進の言に從ひ、將軍職を襲いだのであるが、原市之進は其の政敵のため八月十四日二條城外で殺害せられたので、謀臣を失つた慶喜は心快々として樂しまず。且つ父齊昭から承けた勤王心は頻りに動き、內外の事に關して叡慮の安からざるを憂へ居たる折柄、土藩の建白書に接したので、その心は大いに動いたが、親藩其の他譜代の士中、外藩の橫議を怒る者が多く、俄に之れを決する事が出來なかつた。

この時在京の薩長兩藩士及び土藩の急進派中岡愼太郎等は、後藤象二郎が舉兵を違約して建白書を出した

坂本龍馬西郷の討幕準備
乾退助（後の板垣）
小松清廉
慶喜親藩松平慶永の意見を徴す
二條城の會議
後藤象二郎・坂本龍馬等背水の陣を布く
坂本龍馬激勵
海援隊
後藤・福岡二條城に參會す
將軍慶喜登城
板倉勝靜

のを見て、事態切迫の今日後藤等が因循の策を弄して時機を誤るものと認めて大いに怒つたので、坂本龍馬は極力之を慰め且つ制したが、西郷隆盛は既に鹿兒島に赴いて準備を爲し、此月（十月）二十四五日を期し、薩長藝三藩の兵は三田尻に集まつて公然兵を擧げる手筈に定まつて居り、土佐でも乾退助（後の板垣）等は西郷の一報次第で隊を組み押し出す手筈を整へてゐた。象二郎は是等の事情を能く承知して居るので、薩藩の小松清廉（帶刀）と共に頻りに將軍慶喜に大政奉還を勸めた。併し慶喜は幕府の事情に鑑みて容易に決することが出來ず、建白書を手にしてから一週間も考慮し遂に松平慶永の意見を徴した。然るに親藩たる慶永の態度は案外にも公明で、大政奉還の建議は御採用あつて然るべしと回答した。是に於て慶喜は在京四十八藩の重臣に命を下して、この月（十月）十三日二條城に會議を開く事になつた。この會議に土藩からは後藤象二郎福岡孝弟等が出席することになつて居たので、坂本龍馬は後藤に對して『必死の覺悟を以て採用方を勸告すべし、もし貴殿が下城せぬ場合は海援隊一手を以て將軍の參内を待受け天下のため讐を報じ自分も死して地下で面會しよう。建白の中、一切の政刑を擧げて朝廷に歸還すとある一項は最も大切な眼目であるから、この一項が除かれては他の諸項が皆容れられても何の效もない。若し貴殿が失策のためにこの天下の大機會を失するならば、其の罪天下に容るべからず、自分も亦西郷はじめ薩長兩藩の士に對して合はす顏がない。死は勿論のことである。充分な覺悟を以て事に當られたい』と激勵した。海援隊とは坂本龍馬が隊長となつて組織して居る海軍の一隊であるが、單に船を乘り廻すばかりでなく、坂本の命に從つて頻りに國事に奔走して居た健兒の一團である。

斯くて十三日、後藤は福岡と共に二條城に赴くと、既に各藩の重臣等は集まり、麻裃の折目正しく正殿に居並んでゐた。將軍慶喜は板倉勝靜を從へ、上段に着座して、次の直書を板倉に朗讀せしめた。

我が皇國時運の沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平の亂、政權武門に移つてより、我祖宗

滿座自失

辻將曹

慶喜四氏、後藤・福岡・小松・辻の意見を徵す
大政返上の議決す

慶喜の政權奉還の上表
諸大名に上京を命ず

に至り、更に寵眷を家り、二百餘年、子孫相承、我其職を奉ずると雖も、政刑當を失ふ不少。今日の形勢に至りたる畢竟薄德の致す所、不堪慙懼。況んや當外國の交際日に隆なるより、愈々政權一途に不レ出候ては、紀綱難レ立候間從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下の廣議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護せば、必ず海外萬國と並立すべく、我國家に盡す所不レ過レ之候。乍去猶見込の議も候はゞ、聊忌諱を不レ憚可ニ申聞一候。

慶喜は此案によつて諸士の意見を諮詢したのであるが、事頗る意外に出たゝめ、滿座自失せんばかりに驚愕して一語を發する者もなかつたが、薩藩士小松淸廉。土藩士後藤象二郎等は聲を同じうして、將軍の申渡は最も時宜と適せる旨を切論し、速かに之れを上奏せんことを慫慂した。其他の藩士に至つては之れに贊否を表し得る者なく、藩邸に歸り藩主と相談の上意見を定めて言上すると答へて退出した。この時慶喜は特に土藩の後藤・福岡・薩藩の小松・藝藩の辻將曹の四人に居殘りを命じて、親しく意見を聞いたので、四人は赤誠を吐露して奉還の已むべからざることを縱橫に論じた。是に於て慶喜はその勞を犒ひ胸襟を開いて談じ遂に意を決して、明十四日大政返上の議を奏上する旨を告げたので、後藤等は『曠古未曾有の御英斷、皇國の慶事是れに過ぐるものなし』と言上して退出した。

將軍慶喜は十月十四日大政奉還の上表を闕下に上つた、これは實に彼の討幕の密勅が薩長二藩へ下れると同日であつた。翌十五日勅許があり、更に『國家の大事件及び諸藩に關する事項の外は、諸大名上京の上御決定あるまで、暫く舊によるべし』との御沙汰を賜ひ、また諸大名一般に上京を命ぜられた。尋で二十四日慶喜は征夷大將軍の辭表をも捧呈したが、やはり『諸大名上京の上御沙汰あるまで、從前の通り心得べし』とてなほ勅許がなかつた。蓋し朝廷は諸大名の意見を徵し、衆議公論により、國是を定めようとせられたのである。されば大政は奉還せられたがいまだ其の實は舉らず、德川氏は新に委任せられたる範圍内に於て、政務

幕府遂に亡ぶ

を施行することゝなつた。然れども江戸幕府なるものは、事實上既にこの時を以て亡んだのである。即ち鎌倉幕府以來七百餘年に亘れる武家政治はこゝに最後の幕を下したのである。然るに其の善後策に就いて、公議政體派と討幕派の間に容易ならざる確執を生じ、遂に十二月九日の王政復古令となつたのである。

王政復古

第十四節 王政復古

政權奉還直後の情勢

一 政權奉還直後の情勢

假りに慶喜に政務を執らしむ

諸侯に上京を命じ給ふ

江戸城の大會議

諸大名諸有司の總登城

幕府兵を上京せしむ

將軍徳川慶喜は既に大政を奉還したが、當時朝廷には未だ如何にして王政を復古すべきかに就ての政綱成案がなかつた。仍て差當り假りに慶喜をして從來通り政務を執らしめ、これと同時に廣く輿論によつて國是を定むる爲めに、諸大名に上京を命じた。然るに當時薩・長・土の外は未だ大義に通ぜず、或は幕府の政權返上に寧ろ不滿を懷くものが尠なくなかつたので、萬石以上の大名中朝廷の御召に應じたのは、薩・長の二藩、尾張の徳川慶勝・福井の松平慶永等僅に十六人に過ぎなかつた。此時江戸に於ては、政權奉還の報に接するや愕然として驚き、遽に老中以下諸有司の大會議を開き、速かに旗下の兵を上京せしめて反幕派に戰端を開かしめその機に乘じて闕下を淨め、將軍を江戸に歸還せしめ江戸城に據つて關東を固め、以て關西の諸藩に對抗せしめる事に議決すると共に、諸大名諸有司に總登城を命じ、續々幕兵を上京せしめた。

簾前盟約

坂本龍馬

一方朝廷に於ては期待せる如く諸藩會議を開催することが出來なかつたので、坂本龍馬は再び上京し、簾前盟約の說を唱へた。即ち國是を定むる事は今日の急務であるから、假令諸侯の來會を見ずとも、有名な大名さへ上京したら直ちに會議を開いて國是を定め、御簾前にて請約をしたいといふので、その會議に附すべき官制改革案の起草に着手したが、未だその緒に就かずして、慶應三年十一月十五日京都見廻組の佐々木只四

坂本龍馬暗殺さる

後藤象二郎辻將曹溝口昭雲

公議政體

薩藩の反對

公議政體派と用兵派の對立

山內豐信

薩長藝三藩の出兵

島津茂久兵を率ゐて上京す

淺野茂勳亦兵を率ゐて上京す

郎の率ゐる隊士の爲めに暗殺せられた。爾來後藤象二郎が坂本に代つて諸藩の間に遊說し、尾張慶勝・松平慶永及び藝藩の家老辻將曹・肥後藩の家老溝口昭雲等の同意を得、且つ中山忠能・正親町三條實愛等も之に左袒したので、土藩の主張は次第に實現の可能性が多くなつて來た。而して其の所見は公議政體にあり、上下兩院の開設にあるは云ふまでもなく、尙また德川慶喜にも相當の地位を與へ、共に新政府を組織しようとする計畫であつた。然るに薩藩は公議政體論に反對なるのみならず、慶喜を新政府に採用することを喜ばなかつた。これ蓋し王政復古後の政府は有力なる大藩を基礎とせる新勢力を以て中心としなければならぬ。然るに舊幕府の勢力を交へては根本の改革は行はれぬ、故に維新の政を布かんには、一旦先づ舊勢力を破壞して、萬事を新に立て直す必要があるといふ見解を有してゐたのである。かくて土藩を中心とせる公議政體派と薩藩を中心とする用兵派とは互に相反目して爭ひ、政界の風雲が漸く急を告げるに至つた。

然るに公議政體派の說に贊同する者が日々に多きを加へ、土藩の勢力が上國を風靡するに至つたので後藤象二郎は遠からず上京することゝなつてゐた山內豐信の到着を待ち、その所謂旒前盟約の實を擧げるつもりで、尾・越・藝・肥の四藩と謀り、中山・正親町三條の二卿を說き、その準備に努力してゐたが、薩・長・藝三藩の兵が早くも京阪の地に到著したので、形勢は之れが爲に一變するに至つた。

二　薩長藝三藩の出兵

薩藩の兵は京都に相當居たが、藩主島津茂久は父久光に代り、兵三千餘を率ゐて十一月二十三日入京し、尋で藝藩世子淺野茂勳も亦、手兵三百を提げて上京したがこれは前日の攻守同盟に基づき、德川氏を討たんが爲めの準備であつた。加之長藩の家老毛利內匠の兵七百餘人は、藝藩の總督岸九郎兵衛の率ゐた千五百人の兵と共に、海路播州打出濱に入り、上陸の後陣營を西宮に移した。又その別軍たる德山藩の世子毛利平六郎、吉川

毛利內匠兵を率ゐて打出濱に上陸す
岸九郎兵衛兵を率ゐて打出濱に上陸す
毛利平六郎。宮庄主水等は尾の道に待機す
朝議開會
薩藩の破壞運動
溝口昭雲
細川慶順
山內豐信
中山忠能
正親町三條實愛
中御門經之

家の家老宮庄主水の兵五百餘人は稍後れて十二月八日本國を發し、暫く備後尾の道に滯留して、密かに京都の形勢を窺つてゐた。この時二條攝政は長藩の兵が西の宮に到著せるを聞き、その再び禁門事變のやうな事の起るべきを憂慮せるのみならず、多數の公卿もまた同じく大いにその事態を危懼せざるを得なかつたのである。かくて長藩の罪を免じ、その入京を許し、以て恐るべき暴動の發生を未然に防がねばならぬといふので、十二月八日二條攝政は國事掛、議奏、及び在京の諸大名、幷にその重臣を召集して朝議を開き、遂に三條實美等七人及び毛利父子、三末家、吉川經幹の罪を宥してその上京を許し、岩倉具視の蟄居を免じた。この朝命は孰れも翌九日の早曉夫々傳達されたが、驚天動地の一大政變は、之れと殆んど時を同じうして行はれたのである。

三　薩藩の破壞運動

薩藩は土藩の提唱せる公議政體論に反對であつた、事の是非を論ぜず、必ず一度は德川氏を討たねばならぬと考へてゐた。然るに土藩の勢力が次第に伸張して、尾越の二藩も既に之れと策應し、肥後藩の家老溝口昭雲もまた急使を本國に馳せて、藩主細川慶順父子の上京を促すやうな有樣となつたので、若しこの際山內豐信が上京せば、その勢力は殆んど制し難く、簾前盟約の事が將に行はれやうとする狀を呈したので、薩藩の憂慮は非常なものであつた。土藩をして其の志を爲さしむることは薩藩の忍びざる所であつた。是に於てそれが對策に腐心中、偶々島津茂久、淺野茂勳が上京し、薩長藝三藩の兵が亦京阪に到着したので、この機に乘じて、一擧に土藩の計畫を破壞しようと企てた。蓋し薩長二藩の勢力を基礎として新政府を組織したいといふのがその心組であつた。即ち之れを岩倉具視に告げてその同意を得、更に中山忠能、正親町三條實愛中御門經之にも說いた。中山、正親町の二卿は既に土藩の提議に共鳴して居たので躊躇の色があつたが、具

薩・長・尾・越・土・藝諸藩の同盟

岩倉具視五藩の重臣を自邸に招く

十二月九日の政變

中山忠能・正親町三條實愛・尾張慶勝・松平慶永・淺野茂勳

視の斡旋によつて、後ち遂に左袒した。茲に於て八月十八日の政變に倣つて、政權をその手中に收むる策を定め忠能の手を經て密奏を遂げ御裁可を蒙つたのである。抑も彼の八月十八日の政變は、薩會二藩の兵力を基礎として行はれ、その相手は一長州であつたから、充分にその効を收めることが出來たが、今や將に行はれんとする政變は、必戰の覺悟で德川氏の勢力を破壞するにあるが故に、單に薩長二藩のみでは德川氏を屈服せしめて、完全に自己の勢力による新政府を組織するには多大の不安があつた。是に於て有力な大藩の味方を必要とし、即ち尾州。越前。土州。藝州の四藩を語らひ、六藩連合の勢力によつて事を擧げることに決定し、それ〲手を盡して勸說に努めた。此時藝州は土州に通じてゐたが、表面は猶薩長との盟約を重んじ上國に出兵せる程であるから、薩の申込みに異議なく加盟した。土州と尾越二藩は固より反對であつた。然れども土藩の後藤象二郎が薩藩から相談を受けたのは十二月二日、尾越二藩が薩土二藩から交涉を受けたのは同月七日で、期日は既に數日の後に迫り、最早對策を試みるの餘裕はなく、また遂に同意せざるを得ない立場にあつた。但し後藤は德川氏に對する處分の過酷なる可からざる旨を中山忠能に說き、略々その諒解を得たが、幾何もなく忠能は岩倉具視の說破する所となり、土藩の主張が遂に行はれず、公議政體派が功を一簣に缺き、薩長をして其志を爲さしむるや否や勝敗の決は實に危機一髮の間にあつた。かくて同月八日具視は五藩の重臣を自邸に招き、王政復古に關する御沙汰書を授け、各藩主に明九日早朝參內すべき旨を傳へ且つその兵を徵した。この日山內豐信は漸く京都に到著した。

四　十二月九日の政變

慶應三年十二月八日の夜、長州處分に關する朝議があり、三更に及んで事初めて定まり、九日の拂曉二條攝政以下悉く退朝したが、中山忠能。正親町三條實愛。尾張慶勝。松平慶永。淺野茂勳等は事に託して猶宮

岩倉具視
中御門經之
有栖川宮熾仁親王
山階宮晃親王
仁和寺宮純仁親王
五藩の兵を以て九門を固む
大原重德
萬里小路博房
山內豐信
島津茂久
王政復古の宣布
攝政・關白・國事掛・議奏・傳奏・征夷大將軍・京都守護職・京都所司代を廢す
新に總裁・議定・參與を置く
長谷信篤
橋本實梁
德川氏の處分を決せしめ給ふ
將軍職辭表聽許
慶喜大阪城に移る

中に留まつた。幾何もなく岩倉具視・中御門經之等が參內し、中山・正親町三條の二卿と共に宸斷を仰いだ後、五藩の兵を以て九門を固め、その出入を許さず、また有栖川宮熾仁親王・山階宮晃親王・仁和寺宮純仁親王(後の小松宮嘉彰親王)・大原重德・萬里小路博房・山內豐信・島津茂久等を召され、その入朝するに及び、中山忠能が勅を宣して王政復古の令を布き、攝政・關白・國事掛・議奏・傳奏・征夷大將軍・京都守護職・京都所司代を停廢し、會桑二藩の宮門警衛を罷め、新に總裁・議定・參與の三職を置き有栖川宮を總裁に、山階宮・仁和寺宮・中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之・尾張慶勝・松平慶永・淺野茂勳・山內豐信・島津茂久を議定に、大原重德・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本實梁・及び五藩士各三名を參與に任じた。この時人選が未だ定まらなかつたが、次いで間もなく薩藩の西鄕隆盛・大久保利道・岩下方平・土藩の後藤象二郎・福岡孝弟・神山佐多衞(君風)・尾張の田宮如雲・田中不二麿・丹羽淳太郎・越前藩の中根雪江・酒井十之丞・毛受鹿之助・藝藩の辻將曹・櫻井與四郎・久保田平司を補任し、賀陽宮・二條齊敬・近衞忠房父子・鷹司輔熙等二十一人の參朝を停止した。是に於て朝廷は全く一變して、勢力は岩倉具視と西鄕隆盛・大久保利通等に歸した。この夜明治天皇は總裁・議定・參與及び五藩士を小御所に召して、德川氏の處分を議せしめ給うた。即ち慶喜の辭表を聽許すると共に、慶喜は嘉永以來幕府失政の罪を負ひ、官位一等を辭し、土地人民を奉還して、反省の實を擧げしむるにあつた。山內豐信・松平慶永・後藤象二郎等は辭官納地の不可を論じたが、大勢は既に定まり、最早朝議を飜すことが出來なかかつた。かくて翌十日慶勝、慶永等は朝命を含みて二條城に赴き、將軍職辭表聽許の御沙汰書を慶喜に投け、且辭官納地の二事を內諭した。

五　慶喜大阪城に移る

十二月九日の政變が行はるゝや、德川氏の諸有司、諸隊幷に會桑二藩士等の憤激は一方ならず、慶喜をし

將軍慶喜の處分に對し幕軍憤る

二條城の結束

三條實美參與となる

毛利内匠・同平六郎・宮庄主水等の兵入京す

政變の裏面に潛む用兵策

て朝議に列せしめざるのみならず、禁闕に向つて發砲せる毛利敬親さへ赦免の御沙汰を蒙つて居るのに、政權奉還の功ある德川氏に對して官位を貶退し、土地人民を奉還せよとは何事であるか、これ恐らくは薩藩が二三の公卿と謀り、幼帝を挾みて野望を逐ぐるものに相違ないとして、薩藩に對する憤激は頂點に達した。是に於て相結束して二條城に集まり、將に薩藩と戰はうとした。時に薩藩の兵も亦二條城外を往來して、戰を挑むものゝ如く、危機旦夕の間に迫つた。然るに慶喜は異變の闕下に生ぜんことを恐れ、同月十二日二條城を水戸藩に托して大阪城に移つた。麾下の諸隊及び會桑の二藩また後を逐うて至り、薩藩追討の事を慶喜に迫つたが、慶喜は之れを許さなかつた。この時三條實美は太宰府から歸京して新に議定となり、岩倉具視と相並んで廟堂に重きを爲すと共に。長藩の毛利内匠・毛利平六郎・宮庄主水等の兵もまた入京して薩藩と合體したので、用兵派の勢力は益々振ふに至つた。

六　政變の裏面に潛む用兵策

抑も十二月九日の政變は、政權奉還後の處分を講じ、王政復古の實を擧げるにあるは勿論、德川氏の勢力を破壞し、政治舞臺から之を葬つてしまふことが寧ろ重大なる使命であつた。慶喜を朝議に列せしめず、又辭官納地の内命を下したのも、要するに其手段に過ぎなかつた。蓋し德川家の君臣を激せしめて、用兵の機會を捕へようと謀つたのである。德川氏は嘉永以來失政を重ねたが、然し未だその罪を鳴らして、正々堂々たる勤王の義旗を飜すに値するやうな暴逆の振舞はなかつた。故に幷て長藩を盟主とせる志士浪人等は、名を攘夷に託して兵を擧げる積であつた。然るに今や國情が既に革つて、攘夷は最早輿論の聲ではない。されば薩長二藩が討幕の策を定むるに及びいたくその名目のないのに苦しんだ。そこで王政復古の名に於て、事端を開かうとしたのである。從つて德川氏に對する政策に無理の多いのも、蓋し已むを得ざる所といはねばなら

山內豐信盟主となつて公議政體派の合從連衡を計る

ぬ、尾・越・土の三藩は政變の際その對策を試みるに遑あらず。また王政復古の實を擧ぐる事には異議がないので、之に參加したが、德川氏を激せしめて事端を開くことには、勿論同意しなかつた。是に於て山內豐信は自ら盟主となり後藤象二郞と共に、公議政體派を合從連衡して再び薩長二藩の計畫を挫かうと試みた。而してこの所謂公議政體論には當時共鳴者が相當に多かつた。加之尾越二藩は勿論同論であり、藝藩の如きも既に土藩の說に傾いてゐた。加之在京の阿波・筑前・肥後・久留米・盛岡・柳川・二本松の諸藩士等も皆之に應じ、殊に肥後藩士溝口昭雲・津田山三郞・柳川藩士十時攝津の如きは新に參與を命ぜられたにも拘らず公議政體派に贊じ、また議定となつた伊達宗城も常に荷擔した。されば議定、參與の中武家出身者は薩を除くの外、悉く皆公議政體派であり、公家出身の議定では中山、正親町三條の二卿が同意見であつた。かくて土藩を中心とせる公議政體派の勢力は侮るべからざるものがあつた。土藩は之れに乘じ、尾越二藩と共に遊說頗る努めたので、朝廷も亦之に鑑み、慶喜をして官位一等を辭せしむるの豫命は、單に現官（內大臣）を辭することに改まり、謝罪反省の爲めの納地は、朝廷の政務に必要なるだけを、領地の中から、天下の公論を以て獻上することに革まつたのは、蓋し岩倉具視等の苦心した所であらう。尚三藩は具視を說き、慶喜自ら上京して右の二件を奏請せば、議定に補任すべきことをも承諾せしめた。かくて慶喜上京の內命は、尾越二藩を通じて慶喜に下つた。然るに薩藩暴動の飛報が一度關東に達するや、遂に鳥羽伏見の變を激成し、公議政體派は重ねて功を一簣に缺くの餘儀なきに至つた。

溝口昭雲　津田山三郞　十時攝津　伊達宗城　公議政體派の共鳴者漸次增加す

朝廷輿論に鑑み慶喜の處分を緩和す

七　薩藩の幕府攪亂策

薩藩の幕府攪亂策

薩藩が岩倉具視を擁して十二月九日の政變を遂行したのは、用兵の名儀なきに苦しみ、事端を開かんとする手段であつたことは、既に述べたが、政變の中心人物たる西鄕隆盛は、同樣の計畫の下に薩藩士益滿休之

西郷隆盛益満休之助伊牟田尚平江戸城二の丸焼失酒井忠篤幕府三田の薩摩屋敷及支藩佐戸原藩邸を襲撃せしむ

鳥羽伏見の變

江戸薩藩邸砲撃の報大阪城に達す

津山兵京軍に内應す

慶喜大阪を脱出す。

助・伊牟田尚平を江戸に派遣し、浪人を三田の薩邸に狩り集めて關東を擾亂せしめた。かくて彼等は江戸城の二の丸を燒き、府內取締の任に當つてゐた酒井忠篤の營所に發砲し、忠篤の愛妾を奪ふ等種々の計略を用ひたのみならず、江戸の豪商民合の資財を掠奪した。また相州荻野の陣屋を襲うて、武器軍用金を奪つた。次いで野州の太平山・岩舟山・出流山等に於て暴行を逞うし、甲府城の燒討をも企てた。是に於て十二月二十五日の夜江戸の老中は、命を酒井忠篤に傳へて、三田の薩藩邸及びその支藩佐土原藩邸を襲撃せしめた。幕府は遂に薩藩に對して火蓋を切つたのである。

八　鳥羽伏見の變

大阪城中の主戰論はその後益々盛であつたが、德川慶喜が抑制したので一時鎭靜したが、薩長二藩との衝突は到底免るべからざる情勢にあつた。二藩また兵を鳥羽、伏見の兩道に屯して機會の到るのを待つてゐた。折しも江戸薩藩邸燒討の報道が十二月二十八日大阪城に達したので、大阪城中の將士等は遂に慶喜の命を奉ぜず、直ちに討薩の檄を諸藩に傳へて兵を徵し、翌明治元年正月二日より進軍を開始し、鳥羽、伏見の兩道より京都に迫つた。然るに二藩の兵は邀へ討つて、之れを破つた。大阪兵は退いて淀城に據り後圖を爲さんとしたが、同城はこれに應ぜざるのみならず、山崎の關門を守つてゐた津山の兵が遽に京軍に內應した爲め、六日に至りて全軍は悉く潰え、皆大阪城を望みて敗走した。依つて慶喜は同三日書を大阪在留の各國公使に贈り、交兵の由を陳べその人民をして條約を確守せしめ、其軍艦兵器を私賣し、未開港場に至るを禁じた。然るに慶喜は形勢の非なるを見て、大阪城を尾越二藩に託し、この日松平容保・松平定敬・板倉勝靜と共に密かに大阪城を脱し、汽船に乘じ海路から江戸に歸つた。

慶喜追討及び處分

九　慶喜追討及び處分

鳥羽伏見の戰端を開くに當り、正月四日朝廷は、仁和寺宮を征討大將軍として大阪兵を討たしめ、同月七日に至り、德川慶喜の罪を聲し征討の大號令を頒布し、諸藩の去就を決せしめた。その書に曰く、

德川慶喜天下之形勢不得已ヲ察シ、大政返上將軍職辭退相願候ニ付、朝議ノ上斷然被聞食、唯大政返上ト申而已ニテ於朝廷土地人民御保チ不被遊候テハ御聖業難被爲立候ニ付、尾越二藩ヲ以テ其實效御訊問被遊候節、於慶喜ハ奉畏入候得共、麾下幷會桑之者共承服不仕、萬一暴擧可仕哉モ難計ニ付、只管鎭撫ニ盡力仕居候旨尾越ヨリ及言上候間、朝廷ニハ慶喜眞ニ恭順ヲ盡シ候樣被思食 既往之罪不被爲問寛大之御處置可被仰付候處、豈圖ランヤ大阪城ヘ引取候ハ素ヨリノ詐謀ニテ、去ル三日麾下ノ者ヲ引率シ、剩ヘ前ニ御暇被遣候會桑等ヲ先鋒トシ闕下ヲ奉犯候勢、現在彼ヨリ兵端ヲ開候上ハ、慶喜反狀明白、始終奉欺朝廷候段、大逆無道最早於朝廷御宥恕ノ道モ絕果、不被爲得已追討被仰付候。兵端既ニ相開候上ハ速ニ賊徒御平治萬民塗炭之苦ヲ被爲救度叡慮ニ候間、今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候ニ付テハ、是迄偷安怠惰ニ打過或ハ兩端ヲ抱キ候者ハ勿論、假令賊徒ニ從ヒ譜代臣下ノ者タリトモ悔悟憤發爲國家盡忠之志有之候輩ハ寛大之思食ニテ御採用可被爲在候。依戰功此行末德川家ノ儀ニ付歎願ノ義モ候得バ其筋ニヨリ御許容可有之候。然ルニ此時節ニ至、不辨大義、賊徒ト謀ヲ通ジ或ハ潛居爲致候者ハ朝敵同樣嚴刑ニ可被處候間、心得違無之樣可致候事。

但シ征討將軍被置候上ハ、即時前件ノ號令可被發ハ勿論候得共、猶旗下粗暴之徒壅蔽爰ニ至リ候事哉ト彼是深重ノ思召ヲ以テ御遲延ノ處、三日ヨリ今七日ニ至リ、阪兵日々雖敗走益出兵吳々不被得止、斷然本文之通被仰出候。各藩陪從吏卒ニ至迄方向ヲ定メ爲天下奉公可有之候事。

松平容保
松平定敬
板倉勝静
若州・大垣・鳥羽・延岡等五藩の入京を停止す
各國公使に局外中立を申込む
東久世通禧
レヲン、ロッシュ
明治天皇大阪行幸
慶喜東叡山大慈院に屏居して恭順の意を表す
ロッシュ再擧を勸む
勝安房

同時に朝廷は慶喜及び前守護職松平容保。前所司代松平定敬。老中板倉勝静以下二十餘人の官位を褫ひ、兩道に出兵せる若州・大垣・鳥羽・延岡等五藩の入京を停止せしめた。

朝廷では德川慶喜征討の大號令を發すると同時に、同月二十一日外國事務總督東久世通禧に命じて各國公使に書を送つて局外中立を申込んだ。その書に曰く、

以手紙致啓上候。然ハ今般德川慶喜致反逆候ニ付、仁和寺二品親王へ征討將軍被命征討相成居候。右ニ付貴國政府ニ於テハ何方ニモ偏頗無之筈ニ付、德川慶喜又ハ其命ヲ承ル大名ノ兵卒ヲ運送シ、又ハ武器軍艦ヲ輸入シ、又ハ貴國之指揮官兵卒ヲ貸ス之類總テ彼ノ兵力ヲ助候儀有之間敷候間、此旨各國臣民へ御申達被下、其政府ヨリ御取締可被下候、此段御掛合申入候以上。

右政府の掛合申入れに對し、同月二十五日に至り、佛國公使レヲン、ロッシュの發意に由り、米國公使が之れに唱和し、各國公使は遂に局外中立を布告するに至つた。これは當時基礎の未だ確立せぬ政府の外交上に於ける非常な成功と稱せられた。然るに慶喜は既に東走したので、幾何もなく仁和寺宮の軍務を解き、二月三日改めて車駕親征の令を布き、有栖川宮を東征大總督に補し、東海・東山・北陸三道の軍を統べて慶喜を討たしめ給うた。尋で明治天皇は三月二十一日京都を發して大阪に行幸し給ひ、蹕を東本願寺に留め給うた。之れより先き慶喜は江戸に歸つた後、直ちに書を闕下に上つて歎願したが、朝廷は之れをお宥しにならなかつた。そこで慶喜は二月十二日江戸城を出でて東叡山大慈院に屏居し、恭順謹愼の意を表して罪を俟つた。時に麾下の將士中主戰論を主張するものが多く、佛國公使ロッシュまた再擧を勸めたが、慶喜は遂に耳を借さなかつた。然るに三月五日大總督宮は駿府に着し給ひ、八日三道の先鋒總督に、十五日を期して江戸に進擊すべき旨を傳へられた。然るに慶喜は王軍に抗するの意なく、勝安房に命じ、降を軍門に乞はしめたので、大總督宮は進擊の令を停め、德川氏の處分に就て朝旨を仰ぎ給うた後、四月四日官軍の先鋒は江戸に入

慶喜を水戶藩に幽閉す

江戶城を收む

田安家達德川氏の處分を終はる

江戶に鎭臺及び三裁判所を置く

り、勅命を傳へ、慶喜の死一等を減じて水戶藩に幽し、江戶城及び軍艦、銃砲を收め、且その封を奪ひ、家臣を郭外に屛け、與謀者を罪せしめた。次いで同十一日、江戶城を取り兵器を收めた。そこで大總督宮は江戶城に入り給ひ、こゝを大本營と定められた。これは關東奧羽の地がまだ平定せぬ爲めであつた。明治天皇は慶喜が降伏したので閏四月八日京都に還幸あらせられた。而して德川家の血統は田安家達をして之を承けしめ、五月二十四日新に駿府七十萬石を賜うた。これで德川家の處分は終つたのである。

これより先き政府は江戶統治の便法として臨時職制を定め、江戶の治安維持に努めた。即ち同年五月十九日江戶に鎭臺を置き、社寺・市政・民政の三裁判所を設け、大總督熾仁親王をして統管せしめた。次いで同年七月十七日江戶を東京と改稱し、東京在勤の諸職を置いた。詳しいことは『江戶を東京と改稱す』の條を參照せられたい。

第十五節　諸國の叛亂

諸國の叛亂

一　關東の騷亂

關東の騷亂

天野八郎

輪王寺宮公現親王彰義隊

榎本武揚品海を脫す

大鳥圭介の奮戰

鳥羽・伏見の變後、舊幕旗下の將士中には、主戰論を固持し、慶喜の恭順を喜ばず、薩長に一矢を報いようとするものが多かつた。天野八郎は輪王寺宮公現親王（後の北白川宮能仁親王）を擁して東叡山に據り東北の諸藩と氣脈相通じ大に爲すあらんとし、號して彰義隊と稱した。また海軍總裁榎本武揚は軍艦を率ゐて品海を脫し、下總に航した。步兵奉行大鳥圭介は陸軍を率ゐて、これ亦下總に據つた。大總督府は五月十五日東叡山を包圍して彰義隊を破り、輪王寺宮は榎本の艦隊に投じ、尋で奧州に走り給ひ、大鳥の兵はその後結城、宇都宮の二城を陷れ、一時勢力旺盛を極めたが、東山道總督の兵と戰ひて利あらず、敗軍を收めて

奥羽北越の騷亂

仙臺米澤の二藩奥羽の諸藩を糾合して白石同盟を結ぶ

白石同盟

奥羽北越三十餘藩の大同盟

輪王寺宮

官軍の追討

會津藩に投じた。これで關東は平定したが、奥羽・北陸方面は容易に鎭定を見るに至らなかつた。これは諸藩が聯合して、官軍に反抗したからである。

二　奥羽北越の騷亂

朝廷はまた會桑の二藩に追討令を下した。この二藩は久しく闕下に於て尊攘派の壓迫に全力を注ぎ、鳥羽伏見の變には幕兵の主力であつた、桑名藩はその領地が近畿にあり防戰に便ならざるが故に、早く王師に降つたが、會津藩は松平容保が歸國するに及び、必死と防戰準備を整へてゐた。然るに仙臺・米澤の二藩は、政變を以て薩長二藩の野心に出づるものとなし、いたく不快の念を抱けるが爲め、會津追討の事に異議を唱へ遂に盛岡・二本松・守山・棚倉・中村・三春・山形・福島・上ノ山・龜田・一ノ關・矢島・秋田・弘前・新庄・八戸・平・松前・本庄・泉・湯長谷・下手渡・天道等の諸藩を說き、その重臣を白石城に會して盟約を結んだ。世に之を白石同盟といふ。かくて仙臺・米澤の二藩が盟主となり、相共に書を朝廷に上りて會津藩の爲めに哀訴し、追討の兵を收めんことを請うた。然るに朝廷は之れを肯んぜぬので、こゝに奥羽諸藩は合從連衡して官軍と戰ふことになつた。蓋しその目的とする所は專ら薩藩にあつたのである。會々庄內藩も亦江戸藩邸の燒討以來、薩藩と隙を生じて居るので、遂に追討の運命を免るゝ能はざるを信じ、漸く反抗の色を顯はすと共に、北陸地方にありては、新發田・村山・黑川・三日市・村松・長岡・三根山の諸藩が孰れも皆仙臺・米澤の二藩と同じ見解を有せるが故に、遙かに白石同盟と策應し、奥羽、北越三十餘藩の大同盟が成立したのである。かゝる折しも輪王寺宮は東叡山の戰に敗れて仙臺に來られたから、同盟の諸藩は宮を奉じて軍務總裁となし、大いに威勢を振ふに至つた。

三　官軍の追討

九條道孝
高倉永祜
仁和寺宮
鷲尾隆聚
四條隆謌
會津戰爭
白虎隊飯盛山上に自刄す
會津城陷る
庄內藩降る
榎本武揚函館五稜廓に據る
大鳥圭介
土方歲三
淸水谷公考

奥羽鎭撫總督九條道孝、北陸鎭撫總督高倉永祜は兩地方に進軍した。諸藩は皆會津を助けて王命を奉じないので、更に仁和寺宮を會津藩征討越後口總督に、鷲尾隆聚を奥羽征討白河口總督、四條隆謌を仙臺追討總督となし、大總督府の命を奉じて越後口。白河口。平潟口の三道から之れを征討せしむる事になつた。かくて三道の大軍は並び進み、六七月の交頻りに諸城を陷れた。然るに秋田藩が官軍に內通するに及び、同盟を脫するものが漸く多く、次いで仙臺、米澤の二藩がまた大勢に鑑みて官軍に降り、輪王寺宮は四條總督に就いて、罪を謝せられたので、官軍は大擧して會津に迫り、八月二十一日十六橋の要害を奪ひ、二十三日遂にその外廓を陷れるに及び、白虎隊の生存者十六人は飯盛山に自刄して、悲壯な最後を遂げた。城兵はなほ死守して容易に降らなかつたが、糧食彈藥既に盡きて最早如何ともすること能はず、九月二十二日遂に降つた。庄內藩も風を望んで、その翌日降を請ひ、さしも數ヶ月に亘れる騷亂も、こゝに漸く平定した。朝廷は罪の輕重に從ひ、或は封を奪ひ、或は封を削り、また或は永禁錮謹愼等に處したが、藩主は一人も死罪に行はずたゞその重臣十一人を斬首して處分を解決した。

四　蝦夷地の戰亂

榎本武揚が品海を脫出したのは、蝦夷地に據りて後圖を企つるにあつた。然るに奥羽列藩が同盟して官軍に抗するを聞き、之を援助する考で、八月下旬仙臺領まで落延びたが、同盟は既に解體し、仙臺領も亦窮境に陷つてゐたので、榎本は最初の目的を擲ち同地に滯在せる舊幕府の步兵奉行大鳥圭介、新撰組の土方歲三等三十餘人を伴ひて、蝦夷地に赴いたのは十月の下旬であつた。かくて箱館府知事淸水谷公考を五稜廓に擊破して之に據り、分營を松前、江差、箱館、室蘭に置き、全島を奄有すると共に、書を朝廷に上り、德川氏の血胤を奉じて、蝦夷地開拓の任に當らんことを請うた。朝廷は之れを肯んぜず、公考を青森に總督として之れを

宮古港の海戰

榎本武揚の降服

黑田清隆・勝安房・大久保一翁・山岡鐵太郎・澁澤榮一・前島密

官賊融合

討たしめ、翌二年の春更に海陸の大軍を派遣するに至つた。榎本は官軍の軍艦を宮古港で撃破せんとしたが戰利あらずして一艦を失つた。所謂宮古港の海戰として世に名高い。幾何もなく同年四月官軍蝦夷地に至り、頻りに榎本の軍を破り又その艦船を傷けた。初め榎本の引率せる軍艦は凡て八隻であつたが、その蝦夷地に到着せる以前既に二隻を失ひ、その後或は傷つき、或は沈み、今は僅かに回天、蟠龍の二艦を殘すに過ぎなかつた。然るに五月十一日に至り二艦も撃沈され、函館もまた陷つた。これに於て榎本は遂に降を請ひ、蝦夷地は全く平定した、實に同月十八日であつた。榎本・大鳥・永井・松平等は斬罪を覺悟してゐたのだが明治五年正月、北海道開拓使黑田清隆等の斡旋によつて皆赦免されたのみならず、却つて政府に重用さるゝに至つた。之よりさき、舊幕臣中の勝安房・大久保一翁・山岡鐵太郎・澁澤榮一・前島密等の有能敢爲の士は既に政府に推薦せられた。

王政復古、戊辰戰役の論功行賞として、軍功諸臣には八十萬石、復古賛襄諸臣には二十萬石を、いづれも廩米で支給された。

戊辰戰役は、もと〳〵感情の行違ひが主なる原因で、それに新舊思想の衝突とも見るべく、また薩長側が强ひて東北を激發せしめた結果とも云ひ得るのである。これはたゞ國內的軋轢に過ぎない。朝廷に對する忠誠に至つては、双方共一致し、絕對に甲乙のあるべき筈がないのであるから、たゞ各地の戰亂が鎭定すると忽ち双方の感情が一變して恰も晴雲の一掃せられたるが如く、相互の理解と尊重とがあり、往年の敵對行爲は全く消失して仕舞ひ、擧國官民一致協力して、新國家の建設に沒頭するに至つたのである。

第十六節　維新直後の善後措置

維新直後の善後措置

太政代官を設置す

三條實美・岩倉具視を副總裁に任ず

九條道孝の邸に始めて太政官代を置く

近衛忠房

各條約國に大政復古を通告す

東久世通禧

一　太政官代を設置す

明治元年正月七日朝廷は徳川慶喜討伐の大號令を頒布して幕府征討を敢行せしむると同時に、同月九日議定三條實美・岩倉具視を副總裁に任じ、同月十三日始めて太政官代を九條道孝の邸に置いた。これより先き左大臣近衛忠房が太政官以下八省を興して古制に復せんことを建議し、是れに由つて官廳の計畫が略ぼ定つたものだと傳へられる。

二　各條約國に大政復古を通告す

明治元年正月十五日、參與外國事務取調掛東久世通禧は佛蘭西公使レヲン、ロツシユ。英吉利公使兼總領事ハルリー、ヱス、パークス。伊太利公使ロント・ド、ラ、トウール。孛漏生代理公使エム、フオン、ブランド和蘭公務代理總領事ド、テ、クラフ、フアン、ホルスブロツク。米利堅公使アルビー、フヲン、フアルケンボルク等と兵庫に會し、大政復古の國書を付した。其書に曰く、

日本國天皇、告二各國帝王及其臣人一。嚮者將軍徳川慶喜請レ歸二政權一。制允レ之。内外政事、親裁レ之。乃曰、從前條約用二大君名稱一。自今而後、當三換以二　天皇稱一。而各國交接之職、專命二有司等一。各國公使諒二知斯旨一。

慶應四年戊辰正月十日　　御名御璽

また詔を下して曰く、

外國ノ儀ハ先帝多年ノ宸憂ニ被爲在候處、幕府從來之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候折柄、世態大ニ一變シ大勢誠ニ不被爲得已、此度朝議ノ上斷然和親條約被爲取結候。就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實シ國威ヲ海外萬國ニ光輝セシメ、祖宗先帝ノ神靈ニ對答可被遊叡慮ニ候間、天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事。

但是迄於幕府取結候條約ノ中弊害有之候件々、利害得失公議之上御改革可被爲在候。猶外國交際之儀ハ宇內之公法ヲ以取扱可有之候間、此段相心得可申候事。

右の御詔書に依つて、當時既に條約改正の御意圖のあらせられた事は明かである。

三　初めて職制を定む

始めて職制を定む

太政官中に七科を設置す

明治元年正月十七日職制を定め、太政官中に神祇。內國。外國。海陸軍。會計。刑法。制度の七科を置き總裁が之れを總理し、議定はこれを分督し參與をして之れを分掌せしめた。即ち其分課は左の如くで、明治政史に詳記されてゐるから、之れを再錄して參考に供する。

總裁

○總裁　宮

萬機を總裁シ、一切ノ事務ヲ決ス

議定

○議定　宮　公卿　諸侯

事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス

內國事務總督

內國事務總督

京畿庶務及諸國水陸運輸驛路關市都城港口鎮臺市尹ノ事ヲ督ス

外國事務總督

外國事務總督

海陸軍務總督
會計事務總督
刑法事務總督
制度寮總督
參與
內國事務掛
外國事務掛
海陸軍務掛
會計事務掛
刑法事務掛
制度寮掛
徵士

外國交際條約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

海陸軍務總督

海軍陸軍務練兵守衛綏急軍務ノ事ヲ督ス

會計事務總督

戶口賦役金穀用度貢献營繕秩祿倉庫ノ事ヲ督ス

刑法事務總督

監察彈糺捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

制度寮總督

官職制度名分儀制撰敍考課諸規則ノ事ヲ督ス

○參與

事務ヲ參議シ、各課ヲ分務ス

內國事務掛

外國事務掛

海陸軍務掛

會計事務掛

刑法事務掛

制度寮掛

徵士　無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者撰擧拔擢參與職ニ任ズ。下ノ議事所ニ在リ、則議事官タリ。又分課ニ因テ其課ノ

貢士
大藩・中藩・
小藩
中山忠能　正親町三條實愛　德大寺實則　松平慶永　山内豐信　辻維岳　大久保利通　田宮篤輝　廣澤眞臣　神山君風　中根師質　三條實美　晃親王　伊達宗城　東久世通禧　後藤元曄　岩下方平　岩倉具視　嘉彰親王　島津忠義　西鄕隆盛　中御門經之　淺野茂勳　西四辻公業　小原忠寛　長谷信篤　細川喜延　十時維惠　津田信弘

掛トナル者其事ヲ專務ス。

選擧ノ法公議ヲ執リ拔擢セラレ、則徵士ト命ズ。在職四年ニシテ退ク。廣ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若シ其人當器尙退クベカザル者ハ又四年ヲ延ベ在職八年トス衆議ニ執ルベシ。

貢士　大藩三員　中藩　二員　小藩一員　諸藩士其主ノ選ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出者ヲ貢士トス。則議事ニ與リ輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員アツテ年限ナシ。其主ノ進退スル所ニ任ス。又其人ノ才能ニ因テ徵士ニ選擧スベシ。

諸侯議定職徵士參與職共ニ改テ今年正月ヲ以テ受命ノ月トナシ（以後年限ノ見付且月給ノ次第之ヲ以テ定ムベシ）。下參與徵士ノ命ヲ受ケザル者ハ改テ貢士トナスベシ、且新ニ大中小藩ノ定員ヲ以テ貢士ヲ置クベシ。

大藩　四十萬石以上
中藩　十萬石以上三十九萬石ニ至ル
小藩　一萬石以上九萬石ニ至ル

即日議定中山忠能を以て神祇事務總督を兼ねしめ、議定正親町三條實愛・德大寺實則・松平慶永・山内豐信は内國事務總督を兼ね、參與辻維岳・大久保利通・田宮篤輝・廣澤眞臣。神山君風。中根師質は内國事務掛を兼ね・議定副總裁三條實美。議定晃親王。伊達宗城・參與東久世通禧は外國事務總督を兼ね。參與後藤元曄・岩下方平は外國事務掛を兼ね、議定副總裁岩倉具視・議定嘉彰親王。島津忠義は海陸軍務總督を兼ね。參與廣澤眞臣・西鄕隆盛は海陸軍務掛を兼ね。議定副總裁岩倉具視。議定中御門經之。淺野茂勳。參與西四辻公業（前大夫）は會計事務總督を兼ね、參與三岡公正（八郎。福井藩士）。小原忠寛（仁兵衛。大垣藩士）は會計事務掛を兼ね。議定長谷信篤・細川喜延は刑法事務總督を兼ね・參與十時維惠（攝津・柳川藩士・津

萬里小路博房
福岡孝弟
田中輔
有栖川熾仁親王
白川資訓

田信弘（山三郎、熊本藩士）は刑法事務掛を兼ね・參與萬里小路博房は制度寮總督を兼ね、參與三岡公正・福岡孝弟・田中輔には制度寮掛を兼ねしめた。また有栖川熾仁親王・白川資訓を以て神祇事務總督となし、六人部某（雅樂）・樹下茂國（石見守）・谷森種松（大和介）を同掛に任じた。以上五人は議定參與に非ず特撰によるもので、これ後世官省を分つの濫觴となつたものである。

四　職制の改革

職制の改革

太政官代を二條城に移す

總裁局

明治元年正月二十七日太政官代を九條道孝邸から二條城に移したが、この日參與大久保利通を總裁局顧問に任じた。次いで同二月二日近衛忠房を神祇事務總督に任じ、鷹司輔凞を制度寮總督を爲し、小松淸廉（帶刀）を總裁局顧問に任じ、參與大久保利通の顧問を解任した。亟いで同二月三日職制を改革し、三職八科を更めて總裁局及び神祇・內國・外國・軍防・會計・刑法・制度の七局となし、總裁局には正副總裁及び輔弼（副總裁以下議定が之れを分掌する）顧問辨事（參與が之れを分掌する）史官筆生官掌を置き、七局に督（議定が之れを分掌する）正權輔（議定參與が之れを分掌する）正權判事（參與が之れを分掌する）書記筆生局掌を置いた。即ち、

三職

三職
〇總裁職　宮　副總裁ハ公卿諸侯
萬機ヲ統ベ・一切ノ事務ヲ裁決ス
〇議定職　宮公卿諸侯
事務各課ヲ分督シ、議事ヲ定決ス
〇參與職　公卿諸侯徵士

八局
徵士貢士

八局　事務ヲ參議シ、各課ヲ分務ス

○總裁局

○神祇事務局

神祇祭祀祝部神戸ノ事ヲ督ス

○內國事務局

京畿庶務及ビ諸國水陸運輸驛路關市都城港口鎭臺市尹ノ事ヲ督ス

○外國事務局

外國交際條約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

○軍防事務局

海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

○會計事務局

戸口賦稅金穀用度貢獻營繕秩祿倉庫及ビ商法ノ事ヲ督ス

○刑法事務局

監察彈糾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

○制度事務局

官職制度名分儀制撰叙考課諸規則ノ事ヲ督ス

徵士貢士

○徵士　無定員

諸藩士及ビ公都鄙有才ノ者公議ニ執リ、抜擢セラル、則徵士ト命ズ。參與職各局ノ判事ニ任ズ。又其一官

ヲ命ジテ參與職ニ任ゼザル者アリ。在職四年ニシテ退ク。廣ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若其人當器尙退クベカラザル者ハ又四年ヲ延テ八年トス衆議ニ執ルベシ。

○貢士　大藩四十萬石以上三員、中藩十萬石以上三十九萬石ニ至ル二員、小藩一萬石以上九萬石ニ至ル一員。

諸藩士其主ノ撰ニ任セ下ノ議事所ヘ差出ス者ヲ貢士トス、卽議事官タリ。輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員アツテ年限ナシ、其主ノ進退スル所ニ任ス。又其才能ニ因テ徴士ニ選擧スベシ。

總裁			有栖川宮
副總裁	議定		三條大納言
同	同		岩倉右兵衛督
輔弼	同		中山前大納言
同	同		正親町三條前大納言
顧問	參與	當分外國事務兼掛	小松帶刀
同	同	同	後藤象二郎
同	同		木戸準一郎
辨事	同		東園中將
同	同		坊城侍從
同	同		松尾但馬
同	同		松尾伯耆
同	同		十時攝津
同	同		神山左多衛

同	同	毛受鹿之助
同	同	田中國之輔
史官		生形三郎
同	同	菱田文藏
神祇事務		
督	議定	白川三位
輔	同	津和野侍從
同	參與	吉田侍從三位
判事	同	平田大角
權	同	植松少將
同		谷森內舍人
同		樹下石見守
同		六人部雅樂
內國事務		
督	議定	德大寺大納言
輔	同	越前宰相
權	參與	岩倉侍從
同	同	秋月右京亮
判事	同	中川對馬

同　同　辻　將曹
同　同　廣澤兵助
同　同　大久保一藏
同　同　中根雪江
同　同　青山小三郎
同　同　土肥謙藏
權　同　五辻太夫
同　玉松操
同　山中靜逸

外國事務

督　議定　山階宮
輔　同　宇和島少將
權　參與　東久世前少將
同　議定　肥前侍從
判事　參與　岩下佐次右衛門
同　同　町田民部
同　同　伊藤俊助
同　同　五代才助
同　同　寺島陶藏

同　同　井關齋右衛門
同　同　井上聞多
軍防事務
督　議定　仁和寺宮
輔
權　參與　烏丸侍從
判事　同　吉田遠江
同　同　吉井幸輔
同　同　津田山三郎
同　同　土肥典膳
會計事務
督　議定　中御門大納言
輔　同　安藝新少將
權　參與　長谷美濃權介
判事　同　戸田大和守
同　同　鴨脚加賀
同　同　三岡八郎
同　同　小原二兵衛
權　同　石山右兵衛權佐

刑法事務

督	議定	近衛新前左大臣
輔	同	細川右京太夫
權	參與	五條少納言
判事	同	溝口弘雲
同	同	木村得太郎
同	同	土倉修理助

制度事務

督	議定	鷹司前大臣
輔		
權	參與	堤右京太夫
判事	同	松室豐後
同	同	福岡藤次
權		井上石見

諸藩に令して貢士を徵す

次いで同月十日に至り、諸藩に令して貢士を徵し、以て公議輿論を取るの制を立てた。その御沙汰書左の如し。

一 大藩　三員
一 中藩　二員
一 小藩　一員

右ハ今般王政御一新仰出サセラレ輿論公議ヲ執リ候御趣意ヲ以テ、各藩ヨリ貢士トシテ太政官ヘ差出候樣被仰付候條、其御趣意ニ相基キ國々ノ國論ニモ可相代者人撰差出候樣御沙汰候事

同翌十一日また左の如く仰出された。

自各藩徵士被仰付候者ハ奉命即日ヨリ朝臣ト相心得、勿論諸藩ニ全ク關係混合無之御趣意ニ候間、此旨厚相心得可申事

任官の異動を行はる

然るに同二月二十日に至り、議定德大寺實則をして內國事務局督を兼ねしめ、議定晃親王は外國事務局督を兼ね、議定嘉彰親王は軍防事務局督を兼ね、議定中御門經之は會計事務局督を兼ね、また熾仁親王を議定兼神祇事務局督と爲し、近衞忠房を議定兼刑法事務局督に任じ、參與後藤元曄を總裁局顧問に任じ、參與故の如しと爲したが、同月二十七日に至り議定熾仁親王の神祇事務局督を罷め、參與兼神祇事務局督白川資訓を議定兼督となした。

二月廿八日の詔

五　二月廿八日の詔

朕夙ニ天位ヲ紹キ、今日天下一新ノ運ニ膺リ、文武一途公議ヲ親裁ス。國威ノ立不立蒼生ノ安不安ハ朕カ天職ヲ盡不盡ニ在レバ、日夜不安寢食甚心思ヲ勞ス。朕不肖ト雖モ　列聖之餘業　先帝ノ遺意ヲ繼述シ、內ハ列藩萬姓ヲ撫安シ、外ハ國威ヲ海外ニ耀サン事ヲ欲ス。然ルニ德川慶喜不軌ヲ謀リ天下解體遂及騷擾．萬民塗炭之苦ニ陷ントス。故朕不得已斷然親征ノ議ヲ決セリ。且已ニ布告セシ通リ外國交際モ有之上ハ將來ノ處置尤重大ニ付、天下萬姓之爲ニ於テハ萬里之波濤ヲ凌ギ身ヲ以テ艱苦ニ當リ、誓テ國威ヲ海外ニ振張シ祖宗先帝之神靈ニ對ント欲ス。汝列藩朕カ不逮ヲ佐ケ、同心協力各其分ヲ盡シ、奮テ國家ノ爲ニ努力セヨ

六　始めて各外國公使を朝見す

始めて各外國公使を朝見す

明治元年二月晦日、佛國公使レヲン・ロツシユ及び船將二人・和蘭公務代理總領事ド・デ・クラフ。フアン・ボルスブロツクが朝見した。この日英國公使スル・ハルリー。エス・パークスも朝見する豫定であつたが、參内の途上で刺客に襲はれ、ために同日は參内を中止し、三月三日に至つて朝見した。之れを各國公使の朝見の始めとする。次いで翌四日に至りその首謀者朱雀操（本名は林田勝三郎、從衛を衝いた時衛士のために斬られた）。三枝蓊を梟示した。朝廷では暴徒に自殺せしめようとしたが、英國公使パークスは之れを遮り、日本士人は自殺を以て名譽となしてゐるから、自殺せしめたのでは刑罰にならぬ、宜しく梟首に處すべしと主張したので、朝廷でも之れに從つて梟首したものだと傳へられる。

各外國公使朝見の始め

朱雀操

七　五ヶ條の御誓文

五ヶ條の御誓文

明治元年三月十四日、明治天皇は紫宸殿に出御あらせられ、公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、五ヶ條の御誓文を宣せ給うた。明治政史に『是より先き嘉永癸丑の歳外國の難起り幕府の措置宜きを失ひしより以來先帝叡慮を惱し給ふこと斜めならず、屢々幕府に勅して列藩の公議を採り、以て聞せしめ給ひたる事あつて公議の二字漸く天下に重ぜられたるが、是に至つて更に輿論の字を加へて、公議輿論の四字は勢ひ破竹の若く尤も朝廷の重ずる所と爲りたり』とある。この五ヶ條の御誓文は我が國民保全の大道であり、わが國是の基礎であるから、人民も亦此御趣旨を體し、協心努力せよとの大詔である。

五ヶ條の御誓文

誓文草案作成
福岡孝弟
由利公正
簾前御規約草案
木戸孝允

一　廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一　上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一　官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
一　舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一　智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯ノ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。

戊辰三月　御諱

公卿諸侯はこの御誓ひを拜して皆感奮し、乃ちいづれも死を誓ひ黽勉從事し、以て宸襟を安じ奉るべき旨を奉答し、左の御請けを上つた。卽ち、

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ堪ヘズ、今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ツ可ラス。臣等謹ンデ叡旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ黽勉從事、冀クハ以テ宸襟ヲ安ンシ奉ラン。

戊辰三月　總裁宮卿諸侯(各名印)

當時之れを五ケ條の御誓文と申し、爾來明治政府は之れを國是の大本とし、政治開始の基本となしたが、次いで立憲君主制の基礎となつた。

右の誓文の草案作成に方り、第一、第三、第四の三條は福岡孝弟が之れを立案し、第二、第五の二條は由利公正が之れを立案したと傳へられる。二人は初め制度調査の任を奉じ、九條邸の太政官代に於て此案を草したのであるが、他日全國の諸侯を御簾前に會同して、天皇親ら之れを誓はせ給ふ意により、當時は之れを簾前御規約草案と名づけた。後總裁局顧問木戸孝允は之を閲て、最も時勢に適するものであると稱賛したが諸

侯に對して之れを盟約するは覇者の爲す所であつて、天子の爲し給ふべき事でないといふ議があつたので天皇親ら諸侯百官を會して之れを天神地祇に誓はせ給ふことに一決し、乃ちこの御宣誓の擧となつたのである。

察するに之れは從來幕府時代の專制政治から更生して、こゝに民權自由の意志が認められ、徒らに權力ある者に專恣横暴を容さずとの聖旨に出でたものと拜察せられる。而して政治の原則たる議會主義、即ち公議輿論の原則を擴張し、以て健全なる政道を確立されるにあつたのである。

七　億兆安撫の御宸翰

億兆安撫の御宸翰

宸翰の御下賜

同日更に次の如き億兆安撫の宸翰を下し給うた。

朕幼弱ヲ以テ猝ニ大統ヲ紹キ、爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪ヘザルナリ。竊ニ考フルニ中葉朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ、表ニハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ、億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハザル樣計リナシ、遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ、其ガ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシガ如クニテ朝威ハ倍衰ヘ、上下相離ルヽコト霄壤ノ如シ。斯ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ。今般朝政一新ノ時ニ膺リ、天下億兆一人モ其所ヲ得ザルトキハ皆朕ガ罪ナレバ、今日ノ事朕自ラ身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ、古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ始メテ天職ヲ奉ジテ億兆ノ君タル所ニ背カザルベシ。往昔　列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノ者アレバ自ラ將トシテ之レヲ征シ給ヒ、朝廷ノ政總ヘテ簡易ニシテ此ノ如ク尊重ナラザルガ故、君臣相親ミ上下相愛シ德澤天下ニ洽ク國威海外ニ輝キシナリ。然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ雄飛スルノ時ニ當リ、獨我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ效ヲハカラズ、朕徒ラニ九重ノ中ニ安居シ一日ノ安キヲ偸ミ百年ノ憂ヲ忘ル時ハ、遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ　列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦メンコトヲ恐ル。故ニ

朕コヽニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ、列祖ノ偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦ヲ問ハズ親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ、遂ニ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カント欲ス。汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲ知ラズ、朕一タビ足ヲ擧レバ非常ニ驚キ、種々ノ疑惑ヲ生ジ萬口紛紜トシテ朕ガ志ヲナサヾラシムル時ハ、是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラズ、從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ。汝億兆能々朕ガ志ヲ體認シ、相率キテ私見ヲ去リ公議ヲ採リ、朕ガ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシメバ、生前ノ幸甚ナラン。

右御宸翰ノ通廣ク天下億兆蒼生ヲ思食サセ給フ深キ御仁惠ノ御趣意ニ付、末々ノ者ニ至ルマデ敬承シ奉リ心得違無之、國家ノ爲ニ精々其分ヲ盡スベキ事

三月　　　總裁　輔弼

八　五榜の掲示

同日また舊幕府の掲榜を撤去し、更めて五條を掲示した。之れを五榜の掲示と稱する。即ち、

第一榜

一曰　五倫ノ道ヲ正フスベシ

二曰　鰥寡孤獨癈疾ノ者ヲ憫ムベシ

三曰　人ヲ殺シ家ヲ燒キ財ヲ盜ム等ノ事ヲ爲ス勿レ

第二榜

曰　黨ヲ樹テ強訴シ或ハ相率テ田里ヲ去ルコト勿レ

第三榜

曰　切支丹邪宗門ハ舊ニ仍リテ之ヲ嚴禁ス

以上三榜を永世の定法となした。

第四榜

外國人ニ對シテ暴行ヲ爲スヲ禁ズ

第五榜

逋逃ヲ禁ズ

以上二榜は一時の掲示となした。

各藩に對する革新の命令

九　各藩に對する革新の命令

政府は維新直後の善後措置につき制度の整備を急いでゐたが、明治元年四月十一日江戶城を收むるに及びその翌十二日各藩に對し、左の命令を發して一致協力以て革新を聲明する所があつた。即ち、

先般御誓被爲在御宸翰ヲ以テ御布告被仰出候通、朝政御一新之時ニ膺リ總テ簡易質略ノ思食ヲ以御國體御更張被爲在度トノ御事、依テハ於諸藩モ御趣旨ヲ奉體認速ニ政令ヲ大變革致シ奉安宸襟候樣無之テハ不相濟次第勿論ノ事ニ候。假令慶元以還受封ノ國法制令タリト雖モ、當今ノ時勢ニ不相合ノ儀ハ斷然廢棄致シ一新ノ基本ヲ相立、朝廷諸藩一致ノ全力ヲ盡シ候テコソ日新ノ聖業相顯候御事ニ可有之、然ルニ朝廷將門ノ政權ヲ御取返シ被遊候テヨリ、復古ト申候得ハ只朝廷ノ御事ノミト相心得候者モ有之哉ニ相聞ヘ甚以無謂事ニ候。抑各藩朝旨ヲ奉體認一新ノ基本ヲ建ルハ、第一舊習因循ヲ看破シ賢才ヲ擧ゲ國政ヲ革ムルニ在リ然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセス、專ラ門閥ヲ以テ政柄ヲ爲執候ヨリ、隨テ舊習難改姦吏難ノ可有之患除

哉、今般於朝廷モ攝籙門流ヲ廢候程之事ニ有之候ヘハ、諸藩ニ於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ專ラニシ方今ノ事體ニ不相合、或ハ庸劣任ニ不堪向等ハ速ニ廢黜致シ、非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ、國政十分ニ改正致シ候テ皇國一體復古之御趣旨貫徹致候樣御沙汰候事

右之通被仰出候上ハ諸藩速ニ實效相立可申、若等閑ニ相心得猶因循有之候向ハ、品ニヨリ御取糺可有之、依テハ追々諸國巡察使差向改正ノ政蹟可被聞食候間、此旨相心得可申候事

十　耶蘇教の取締

安政五年、德川幕府が米英蘭露佛の五ヶ國と和親通商條約を締結するに及び、踏繪の制を廢したが、猶未だ全く耶蘇教を禁ずるに至らず、維新の初めに於ても吉利支丹邪宗門は堅く禁制であつた。隨て當時も左の禁制は依然として現存してゐた。

定

キリシタン宗門は累年御禁制たり、自然不審なるもの有之者申出づべし、御褒美として

バテレンの訴人　銀五百枚

イルマンの訴人　銀三百枚

立かへり者の訴人　同斷

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右の通可被下之、たとひ同宿宗門の內たりともいへども、訴人に出る品により銀五百枚可被下之、かくし置き他より顯るゝにおいては、其所の名主並に五人組まで一類共可處嚴科者也、仍下知如件

天和二年五月　奉行

この制札の文面は時代によつて幾分の相違はあつたが、全國の要所々々に『切支丹訴人の制札』と云ふ高札を立て、大金の懸賞で信者に大彈壓を加へる制度は、維新當時といへども、その取締に毫も變りがなかつた。前記『定』中にあるバテレンは西班牙語 Padre の轉訛で、靈父の意。イルマンは同じく西班牙語 Hermano の轉訛で、兄弟の義、司祭にあらざる修士を指す。また立かへり者とは一旦教を棄てたが、再び復歸したもの。同宿並宗門の同宿とは寄宿生の義、教會の學校に養成させて傳道士となつたものを指す。天和二年は五代將軍綱吉の時代であるが、徳川幕府の耶蘇教取締は益々嚴重を究め、幕末に至つても毫も其取締に手心を加へるやうな事はなかつた。

佛國宣教師ジラット

隨つて佛國の宣教師ジラットが横濱で基督教の說教を始むるに及び、幕府は其の說教を聞くものを捕へて獄に投じたので、同宣教師は佛國公使の手を經て幕府に嚴重な抗議を提出し事態は頗る緊張したが、

勝安房

時に勝安房が自ら進んで此事に當り、悉くその囚徒を釋放して漸く事なきを得た。然るに從來九州には該教の流布が甚だしく、幕府は極力之れが撲滅に努めたが、それは表面上に止まり、陰然猶跡を留め、幕末に際し、數千人の天主教徒が長崎浦上村に集合し不穩の擧に出でんとした。依つて幕府は之れが追捕に着手したが、時偶々維新に會し明治政府が之れに代つて、

耶蘇教の取締令

明治元年四月二十二日、朝廷は其の處分を在京諸侯に詢うた。その文は左の如きものであつた。

長崎近傍浦上村之住民先年來竊ニ耶蘇ノ教ヲ奉シ候者有之哉ニ候處、方今追々繁茂致シ、一村擧テ右之教ヲ奉戴シ殆ド三千人ニモ及候樣相成不容易大事之儀ニ付、長崎裁判所ヨリ精々申諭シ候由之處、更ニ悔悟伏罪無之趣ニ候。方今大政更始之折柄右樣追々蔓延致候テハ、實ニ國家之大害ニ相成暫モ難捨置事件ニ候者、右巨魁之者相集メ尙懇々說諭ヲ加ヘ候上速ニ悔悟致候者、右宗旨ノ書像等一切取毀チ改テ神前ニ於テ誓約ヲ爲サシメ、若萬一悔悟不致節ハ不得止斷然巨魁之者數人斬罪梟首致シ、其餘ノ者ハ悉ク他國ヘ移シ夫々役ニ相用、一時ニ根底ヲ勦絕シ、數年ヲ經テ悔悟之實相顯候上歸住相免シ候外有之間敷クカ、實ニ不容

澤宣嘉

易事件ニ付、聊無伏臓各見込之程言上可有之被仰出候事。

且つ閏四月十七日豫め加賀薩摩以下三十四藩に命じて之れを保管せしめた。その達書に云く、

切支丹宗ノ儀年來元幕府ニ於テモ固ク禁止候得共、舊染餘燼絶切不申、近來長崎近傍浦上村之住民窃ニ其教ヲ信仰ノ者追々蔓延イタシ候ニ付、今般廣ク御評議被爲在候上、格別ノ御仁旨ヲ以テ御處置御決定被遊候。

依之別紙之通御預被仰付候事

一　右宗門元來御國禁不容易事ニ付、御預ノ上ハ人事ヲ盡シ懇切ニ教諭致シ、良民ニ立戻リ候樣厚ク可取扱候。若シ悔悟不仕者ハ不得止可被處嚴刑候間、此趣相心得、改心之目途不相立者ハ可屆候事。

一　改心之廉相立候迄ハ住人トハ屹度絶交ノ事。

一　開發地土工金工或ハ石炭掘其外夫役等勝手可召使事。

一　山村ニ住居可爲致候事。

一　當日ヨリ先ヅ三箇年間一人ニ付一人扶持ツヽ、其藩々へ被下候事。但長崎ヨリ差送候間支度次第早々到着所へ其藩々ヨリ人數差向受取可申事。

これより先き閏四月六日、政府は參與木戸孝允を長崎に遣して之れを處分させた。即ち木戸孝允は長崎に抵り澤宣嘉と謀り、まづその巨魁百餘人を逮捕し、之れを長門・福山・津和野の三藩に分付した。同年六月十九日、長門以下三藩を除くの外姑くその令を停め、翌年十月その餘黨を逮捕し、更に加賀・薩摩・尾張・紀伊・福岡・安藝・因幡・津・備前・阿波・土佐・松江・郡山・姫路・松山・高松・大聖寺・富山の十八藩に命じ漸次之れを分付し、翌三年の春了つたが、その總數は實に三千四百三十四人に及んだ。

然るに各國領事は之れを聞くや、長崎府を詰問した。依つて府はその事實なるを告げたが、この報が歐米

に達するや、各國は大いにこの擧を非議し、後在留の各國公使は頻に政府に迫つて囚徒を釋放せんことを勸告したので、同三年正月十七日、外務省から左の如く達せられた。

耶蘇教取締に關する外務省の達

長崎縣近傍浦上村之者共外國教師ノ密々勸誘スルニ迷ヒ切支丹宗信仰致シ、追々多人數ニ及漸不法之所爲有之ニ由リ、同縣ヘ更ニ御下命有之、右切支丹宗ニ迷ヒ候者共ヲ各藩ヘ御分配相成候。抑右ニ付テハ是迄各國公使ト文書ノ往復且應接モ數回ニ及ヒ、其趣意ハ彼ヨリ我政府ニ於テ今度專嚴酷之沙汰ヲ以宗徒ヲ所置シ妻子ヲモ同樣移轉セシメ候テハ、一昨年來ノ約束ニ相違致シ寛宥ノ所分ニ無之、左候テハ全外國一般信仰之教宗ヲ侮辱スルニ近ク、互ニ宗旨ノ論ニ渉候樣云々申立、彼我之見込大ニ相違致シ居、外國ノ交際是ヨリ敗レ、國家之御爲不容易大事ヲモ可引興場合ニ立至候間、我ヨリハ事緒萬端切ニ辯解シ、且宗民共其儘難差置次第ハ他邦ノ教ヲ信仰シ我神明ヲ侮辱シ政府之命ニ背叛致シ官員ニ對シ暴動ノ振舞ニ及ビ候事等一モ許スベカラズ、從來ノ法典ニ依テ所置致シ候得者重キ刑科ニモ可處之所、兼テ各國公使ヘ切支丹宗門ノ儀ニ付テハ約束之趣モ有之候間御交際上ニ取格別之寛典ヲ以刑外之處置ヲ施シ住居ヲ移シ幾重ニモ誨導說諭シ尊上改善之道ニ遷ラシメントス。尤無罪之妻子云々ノ儀ハ是亦我政府ニ於テハ別段着意垂憐致シ一家別離之患ナカラシメントスル所ニテ、舊來之國法ヲ守候時ハ右樣之儀ハ無之、此上藩々預受候所ニテ其者相當ノ產業ニ就シメ、田廬ヲ與ヘ艱難之患ナク活計不差支樣可爲致旨反覆說明致候處、各公使ニ於テモ初テ了解致候旨申立候間、教諭方之儀ハ太政官ヨリ御布告之通一轍可相成候得共、右應接ノ趣意ハ諸藩ニテモ相違不致樣可被相心得候事。

明治六年三月十四日に至り、遂に該囚徒を放免し、路銀を與へて歸村せしめた。前にも記した如く、耶蘇教（切支丹宗門）は固く舊幕府の禁ずる所で、隨つてその高札にも『切支丹邪宗門』と掲示するを定例としたが、維新後明治政府に於ても之れが定例を繼いで常に邪宗門の文字を用ひてゐた。然るに各公使は之れを

以て不都合なりと咎めて曰く、西洋一般の宗教たる耶蘇教に附するに邪宗門とは何事ぞ、交際上に障碍ありとして政府に抗議したので、同年閏四月四日、遂に切支丹邪宗門を改めて單に切支丹宗門と書するに至つた即ち、

先般御布告有之候切支丹宗門は年來固く御制禁に有之候處、其外邪宗門の儀も總て固く被禁候に付ては、混淆いたし心得違有之候ては、不宜候に付、此度別紙の通り相改候條、早々制札調替可有掲示候事、

一　切支丹宗門の儀は是迄御制禁之通固く可相守事

一　邪宗門の儀は固く禁止候事

然るに明治五年に至り條約改正の議が起り、岩倉大使の一行が歐米に發向したが、まづ米國に到り、將に條約改正の談判を開始せんとするや、當時耶蘇教の禁厭がどんな障碍となつたかは、明治政史に『將に條約改正の談判を開かんとするや、忽ち「キリシタン」宗門云々の制札猶公然國中に榜示し在るを以て此談判の不都合を來し、大久保。伊藤の兩副使は該國より引返し、日本の法律中（蓋新律綱領の如き成文律を指す）耶蘇教を禁ずるの正條はなきも、仍ほ其禁令高札中に存するを以て、動もすれば外國より自由信仰を許さざる未開國なりと妄に口實を設けて對等の權利を我に與ふるを拒み改約の議に應ぜざるの情勢あれば、宜く速に此禁令を除くべしと論ぜしに、政府直に其說を納れ、遂に此高札を撤去し且つ耶蘇教解禁の事を各國公使に通知す。然ども當時國內には未だ一片の布告を下さず、且つ行政法に於て該教の法式に依て葬儀を行ふを許さず、犯すものは罰ありき。而して此時に至ては政府も亦既に耶蘇教を盲疑することなく、現に岩倉大使普國に於て某博士と對話の時耶蘇教を以て日本の國教となすの利害を諮問し反て宗教は自由を以て貴しとすることを說かれたる程なりき。其後耶蘇教益々自由を得現に某內閣員は自ら耶蘇教信者なりと公言して憚らず。又前年弔葬式に設けし所の制裁の如きも何時か消滅し、某內閣員は公然耶蘇舊教の式に從ひ、外國の導

切支丹宗禁制の高札を撤去す

師に依り家族の葬祭を行ふに至れり』とあるを以て見るに、我が國に於て耶蘇教の傳道を許したのは全く條約改正の爲であつた事が想像に難くないが、當時亦諸外國は耶蘇教布教の自由權を獲んが爲に、神聖なるべき宗教を政略に濫用したことは推知に難くない。斯くて明治六年二月二十四日、政府は遂に『切支丹宗禁制』の高札を撤去し、その傳道を許すに至つたのである。

太政官中に七官を置く

十一　太政官中に七官を置く

太政官代を禁中に移す

議政官

行政官

神祇官
會計官
軍務官
外國官
刑法官

維新草創の際とて政府の方針が末だ確立せぬ結果にや、政府は又々職制の改革を行ふに至つた。卽ち閏四月二十一日（明治元年）、皇居を二條城に經營することになつたので、假に太政官代を禁中に移し、新に官を定めて三職八局を廢し、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置いた。尙ほその職掌は明治政史に『議政官中上局・下局を設け、上局に議定・參與・史官を置き、議定は親王諸王公卿諸侯を以て之れに充て、内二人は輔相を兼、參與は公卿諸侯大夫士庶人を以て之れに充て政體を創立し法制を造作し機務を決定し、三等官以上を詮衡し賞罰を明にし條約を定め和戰を宣ぶる等の事を掌り、下局に議長二人、議員若干を置き、議長は行政官辨事之れを兼、上局の命を受け、以てその議する所の條件は、卽ち租稅及び驛遞の章程貨幣を造り權量を定め、外國との新條約、内外通商の章程、拓疆、宣戰講和、水陸捕拿、招兵聚糧兵賦を定め、城砦或は武庫を築き、彼藩此藩との爭訟等を議せしめ、全く立法の權を執るの官と爲す。行政官は輔相辨事史官等を置き、輔相は議定官より兼任し、天皇を補佐し議事を奏宣し、國内の事務を督し宮中の庶務を總判するを掌り、全く行法を執るの官となし、神祇・會計・軍務・外國の四官も亦此行法官の中に在り刑法官は法律を總判し、監察糾彈捕亡斷獄等の事を掌り、司法の權を執るの官と爲す。五官に正副知事正權判事書記等を置く。議政官に一司、會計官に七司、軍務官に二局、刑法官に三司あり、其官等は乃ち一等よ

り九等に至る、凡て九階。又地方を分て府藩縣と爲し、府縣に知事判事を置き藩は姑く其舊に仍る。此日三條實美・岩倉具視・中山忠能・正親町三條實愛・德大寺實則・中御門經之・松平慶永・蜂須賀茂韶・鍋島直正（幼名齊正）を以て議定と爲し、實美具視輔相を兼、小松清廉・大久保利通・木戸孝允・後藤元曄・廣澤直臣・副島種臣・横井時存・三岡公正・福岡孝弟を參與と爲す。鷹司輔熙を神祇官知事と爲し龜井茲監（隱岐守、津和野藩主）之に副す。萬里小路博房を會計官知事と爲し、嘉彰親王を軍務官知事と爲し、長岡護美之に副す。伊達宗城を外國官知事と爲し東久世通禧之に副す。

十二　議定參與に任ぜられし人々

慶應三年十二月九日大號令發布以來明治元年閏四月二十一日太政官中に七官を設置せらるゝ迄議定・參與に任ぜられた人々は左の通りであるが、これ等の人々は明治元年正月十七日職制々定後は太政官中の七科を分督分掌したのである。

議定

嘉彰親王	淺野茂勳	晃親王
松平慶永	嘉言親王	山內豐信
中山忠能	長谷信篤	正親町三條實愛
岩倉具視	中御門經之	三條實美
島津茂久（後忠義）	伊達宗城	德川慶勝
德大寺實則	博經親王	鍋島直正
細川喜延（後護久）	蜂須賀茂韶	萬里小路博房

毛利廣封(後元德)　熾仁親王　東久世通禧
鷹司輔凞　池田章政　鍋島茂實(後直大)
池田慶德　白川資訓　島津久光
龜井茲監　大原重德

參與

大原重德　長谷信篤　萬里小路博房
岩倉具視　橋本實梁　後藤元曄
小松清廉　神山君風(後郡廉)　岩下方平
福岡孝弟　西鄉隆盛　溝口貞直
大久保利通　戶田忠至　丹羽賢
津田信弘　田中輔　田宮篤輝
辻維岳　三岡公正　櫻井元憲
十時維惠　久保田秀雄　西園寺公望
中根師質　正親町公董　酒井忠溫
烏丸光德　毛受洪　荒川良知
木戶孝允　林某　東久世通禧
寺島宗則　德大寺實則　町田久成
久我通久　五代友厚　壬生基修
木村貞通　四條隆謌　東園基敬

廣澤眞臣
伊藤博文
楫取素彦
吉井德春（後友實）
長谷信成
高倉永祜
岩倉具定
吉田良榮
土肥實匡
萬里小路通房
三條西季知
五條爲榮
吉田良義
坊城俊章
岩倉具綱
成瀨正肥
荒尾成章
小河一敏
長谷川景隆

鷲尾隆聚
小原忠寬
澤宣嘉
西四辻公業
松尾相保
四條隆平
井關盛良
石山基正
平松時厚
青山貞
鴨脚光長
中院通富
堤哲長
龜井茲監
平田鐵胤
長岡護美
横井時存
副島種臣
井上長秋

井上馨
林通顯
土倉正彦
松尾相永
醍醐忠順
中川元績
柳原前光
土肥某
秋月種樹
愛宕通旭
正親町實則
松室重進
植松雅言
五辻安仲
白川資訓
坊城俊政
橋本實麗
大木喬任
大隈重信

橋本實陳　中山忠愛　大原重朝

いま其出身地を見るに、議定

親王　五　公卿　十二

藩主　十五（薩摩二、長門一、佐賀二、土佐。名古屋。廣島。福井。宇和島。熊本。津和野。德島。岡山。鳥取各一）

なほ參與の出身地は左の如し

公卿	四十三	官人	六
薩摩	九	長門	五
佐賀	三	高知	三
名古屋	五	福井	五
熊本	六	宇都宮支封	一
柳川	一	宇和島	二
大垣	一	岡山	二
廣島	三	鳥取	二
高鍋	一	津和野	一
久保田	一	犬山	一
岡	一		

といふ割當てで、公卿がその數に於て斷然第一位を占めてゐる事は注目に値する。

政體書を頒布す

十三　政體書を頒布す

明治元年閏四月二十七日、太政官から政體書を頒布された。その文は左の如し。

去冬皇政維新纔ニ三職ヲ置キ續テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖モ、兵馬倉卒ノ間事業未タ恢弘セス、故ニ今般御誓文ヲ以テ目的トシ政體職制相改候ハ、徒ニ變更ヲ好ムニアラス、從前未定之制度規則次第ニ相立候譯ニテ、更ニ前後異趣ニ無之候間、内外百官此旨ヲ奉體シ、確定守持根據スル所アツテ疑惑スルナク、各其職掌ヲ盡シ萬民保全ノ道開成永續センヲ要スルナリ。

慶應四年戊辰閏四月　　太政官

政體

政體

大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ルハ御誓文ヲ以テ目的トス

一　廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ

一　上下心ヲ一ニシテ盛ンニ經綸ヲ行フ可シ

一　官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一　舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ

一　知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ

右御誓文ノ條件相行ハレ悖ラサルヲ以テ趣旨トセリ。

一　天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス、則政令二途ニ出ルノ患ナカラシム。太政官ノ權力ヲ分テ、立法・行法・司法ノ三權トス則偏重ノ患ナカラシムルナリ。

一　立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス。但シ臨時都府巡察ト外國應接トノ

如キ仍ホ立法官之ヲ管スルヲ得。

一　親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親レ親敬二大臣一ノ所以ナリ、藩士庶人ト雖モ徴士ノ法ヲ設ケ、猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ。

一　各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ。

一　官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知リ、敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ。

一　僕從ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人小者三人、其以下ハ帶刀二人小者一人、蓋尊重ノ風ヲ除テ上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ。

一　在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ、若シ抱議面謁ヲ乞者アラハ之ヲ官中ニ出シ、公論ヲ經ヘシ。

一　諸官四年ヲ以テ交代ス、公撰入札ノ法ヲ用フヘシ。但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ、二年ヲ延シテ交代ス。斷續宜キヲ得サシムルナリ、若シ其人衆望ノ所屬アツテ難去者ハ猶數年ヲ延サヽルヲ得ス

一　諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ、民安ヲ保ツ所以ナリ、故ニ位官ノ者亦其秩祿官給三十分ノ一ヲ貢スヘシ。

一　各府各藩各縣其政令ヲ施ス亦御誓文ヲ體スヘシ、唯其一方ノ制法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ、私ニ爵位ヲ與フ勿レ、私ニ通貨ヲ鑄ル勿レ、私ニ外國人ヲ雇フ勿レ、隣藩或ハ外國ト盟約ヲ立ツル勿レ、是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ、政體ヲ紊ルヘカラサル所以ナリ。

一　官職

太政官分爲二七官一

○議政官　分二上下二局一管二一司一曰二日誌司一上局

議定　以二親王諸王公卿諸侯一充レ之內二人兼二補相一

掌下創二立政體一造二作法制一決二定機務一詮二衡三等官以上一及明二賞罰一定二條約一宣上二和戰一

參與　以二公卿諸侯大夫士庶人一充レ之掌同二議定一

史官四人　以二大夫士庶人一充レ之餘史官倣レ之

掌下勘二署文案一受レ事上抄及上二造日誌一

筆　生

下　局

議長二人　辨事兼レ之

議員　貢士

議員承二上局命一所レ議條件如レ左

租稅之章程　驛遞之章程　造二貨幣一　定二權量一　與二外國一結二條約一　內外通商章程　拓疆　宣戰講和　水陸捕拿　招レ兵聚レ糧　定二兵賦一　築二城砦或武庫於藩地一　彼藩兵二此藩一爭訟

右一官執二立法之權一

○行政官

補相二人　議定兼レ之

掌下補二佐天皇一奏二宣議事一督二國內事務一總中判宮中庶務上

辨事十人　以二公卿諸侯大夫士庶人一充レ之權辨事亦倣レ之

掌下受二付內外庶事一糺中判宮中庶務上

權辨事

掌同ニ本官ー　餘權官准レ之
史官六人
掌下勘ニ詔奏ー勘ニ署文案ー檢レ出稽上レ失
筆　生
右一官執ニ行法之權ー

○神祇官
知官事一人　以ニ親王諸王公卿諸侯ー充レ之餘知官事倣レ之
掌レ總ニ判神祇祭祀祝部神戸ー
副知官事一人　以ニ公卿諸侯大夫士庶人ー充レ之餘副知官事倣レ之
掌同ニ知官事ー　餘副知官事准レ之
判官事二人　以ニ公卿諸侯大夫士庶人ー充レ之餘判官事倣レ之
掌レ糺ニ判官事ー　餘判官事倣レ之
權判官事　以ニ公卿諸侯大夫士庶人ー充レ之餘權判官事倣レ之
書　記
筆　生

○會計官　管ニ七司ー曰出納司曰用度司曰驛遞司曰營繕司曰税銀司曰貨幣司曰民政司
知官事一人
掌レ總ニ判田宅租税賦役用度金穀貢献秩祿倉庫營繕運輸驛遞工作税銀ー
副知官事一人

判官事二人

權判官事

書記

筆生

○軍務官　管ニ一局四司一曰海軍局曰陸軍局曰築造司曰兵船司曰兵器司曰馬政司

知官事一人

掌レ總ニ判海陸軍郷兵招募守衛軍備一

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

○外國官

知官事一人

掌下總ニ判外國交際一督ニ監貿易一開中拓疆土上

副知官事一人

判官事六人

書記

筆生

右四官分二執行法之權一

○刑法官　管二三司一曰監察司曰鞫獄司曰捕亡司

知官事一人

掌レ總二判執法守律監察糺彈捕亡斷獄一

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

右一官執司法之權

地方官分爲二三官一

○府

知府事一人

掌下繁二育人民一富二殖生產一敦二教化一收二租稅一督二賦役一知二賞刑一兼監中府兵上

判府事二人

○藩

諸侯

○縣

知縣事

掌下繁二育人民一富二殖生産一敦二教化一收二租税一督二賦役一知二賞刑一制中郷兵上

判縣事

一等官

○第一等官

輔相

議定

知官事

一等海陸軍將

○第二等官

參與

副知官事

知府事

二等海陸軍將

○第三等官

議長

辨事

判官事

判府事

一等知縣事

三等海陸軍將

以上三等官外國ニ對シ大臣ト稱ス

○第四等官

權辨事

權判官事

權判府事

二等知縣事

○第五等官

史官

知司事

三等知縣事

一等判縣事

○第六等官

二等判縣事

一等譯官

○第七等官

書記

三等判縣事

判司事

公務人を置く
公務人を公議人と改稱す

副島種臣
福岡孝弟

二等譯官

○第八等官

官掌

守辰

筆生　三等譯官

○第九等官

譯生

使部

一　諸法制別ニ載ス

一　右諸官有司此規律ヲ守リ以テ失フナカル可シ。若改革セント欲スルノ條件アラハ大會議ヲ經テ之ヲ決スヘシ。

また同日（閏四月二十七日）官中一同へ左の達があつた。

今般制度規則被相改、不拔之御政體御確定被爲在度厚キ御趣意ヲ以テ、人材御精選之上諸職御任用被仰付候條、一同奉體認一際盡職掌、速ニ治平之功績ヲ舉ケ、萬民安業國家之大基礎相建候樣、勉勵輔弼可安・宸衷旨御沙汰候事

次いで同年五月二十七日に至り、公務人を置いた。公務人の資格は朝廷に於ては貢士にして、其職は始終朝命を奉じ以て藩論に代るものであつた。然るに同年八月二十日に至り、公務人を公議人と改稱し、その職は議員で朝命を奉じ、藩情を達するを旨とした。

これは御誓文の運用の基準を定め給うたもので、副島種臣・福岡孝弟等の立案になつたものだと傳へられ

福澤諭吉の西洋事情

る。內容は主として福澤諭吉著「西洋事情」に測り、モンテスキューの三權分立主義を骨子として、政治運用の法則としたものである。

政體書の眼目は輿論政治の實現にあつた。官吏公選制を採用せんとするは確に一大革新である。新制が單り中央のみならず、廣く各藩に及ぼし、藩も亦た適當に制を立てよとの趣旨であつて、一般民衆に開放したところに特權が存する。併し封建的遺物たる藩組織を全く芟除すること出來ざる爲め、勢ひ不合理不自然な政治體制が生れて來たのも、時代の狀勢が許さなかつたのであらう。

官制改革

第十七節　官制改革

太政官改革

一　太政官改革

新政府は舊を舍て新に就き、面目更新綱紀伸張するに及び、改革につぐに改革を以てした。初め太政官に七科を置き、二月三日之れを改めて八局となし、科を局と稱した。次いで更に總裁局を設け總裁局には總裁一人、副總裁二人、外に輔弼各一人、顧問四人、幹事若干名、神祇以下の各局には總督一名、外に輔若くは權輔若干名及び判事若干名を置いて、小松淸廉・後藤象二郎・木戶孝允・大久保利通等を總裁局顧問に任じ、總裁熾仁親王を東征大總督に、參謀西鄕隆盛・同正親町公董・同西四辻公業・同林通顯等を大總督參謀に任じたが、三月五箇條の誓勅を發布され、之れに基いて施設をなす事になり、閏四月、三職八局を廢し、太政官を分つて議定・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官とし、立法・司法・行政の三政を分掌せしめ議定官は上局・下局、上局に議定・參與・史官・筆生を置き、下局に議長・議員を置いて、各藩の推薦せし貢士、朝廷より選拔せし徵士、及び公卿の徵士を以て之れに充て租稅・驛遞・造幣・條約・宣戰講和等のこと

を議せしむる事に定めた。

二　縣藩兩治制

縣藩兩治制

九階の等級制

三府二十二縣二百七十三藩

藩を大中小の三等に分つ

行政官（輔相二名、辨事十名、權辨事若干名、吏官及び筆生）、神祇官以下に知事一名、副官一名、判官及び權判官事若干名・書記及筆生等九階の等級制となした。地方を區分して三府、二十二縣、二百七十三藩と京都・江戸・大阪を府とし、府知事一人、府判事二人、舊幕府直轄の諸領地を縣とし、縣知事及び縣判事を置き、其他の藩は總て從前通り藩主をして之を治めしめ、藩治の職制としては藩主の下に執政・參政・公議人及び家知事を置き、諸藩の政治組織を同一ならしむると共に、これ等の役人は門閥によることなく、專ら人材の登用を奬勵した。後ち此執政・參政を改めて大小參事とし、又諸藩を大中小の三等に分ち、四拾萬石以上を大藩とし、拾萬石以上を中藩、一萬石以上を小藩と定めた。尋で同年五月に至り太政官・諸官・諸司・府藩縣の印制を定め、又宣旨鈐印制を定めた。卽ち勅授官（三等以上）は太政官の印を、奏授官（四等官五等官）は行政官の印を、判授官（六等官以下）は其所轄官の印を鈐する事とした。同時に各藩が私に關を置くことを禁じ、又親王・公卿・官人等の私印を以て驛遞人馬を使用することを禁じ、其他諸制度の上に改革する所が甚だ多かつた。

三　職制編成の次第

職制編成の次第

福岡孝弟・副島種臣

令義解・文獻通考・職原抄・雲上明覽・大武鑑・西洋事情

舊制度を一新したのは參與福岡孝弟、同副島種臣の苦心研究の結果であるが、初め職制改革の案を立つるに臨み、太政官中に別に參考とすべき典籍がなく、唯だ僅に令義解・文獻通考・職原抄・雲上明覽・大武鑑及び當時の洋學者福澤諭吉著西洋事情の六種に過ぎなかつた。乃ち二人は主として西洋事情に據り、海外諸

六　江戸を東京と改稱す

江戸を東京と改稱す

明治元年四月四日、官軍の先鋒は江戸に入り、同月十一日城を取り兵器を收めたが、同年七月十七日詔して江戸を東京と改稱し給うた。その詔に曰く、

朕今萬機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス。江戸ハ東國第一ノ大鎭四方輻湊ノ地、宜ク親臨以テ其政ヲ視ルベシ。因テ自今江戸ヲ稱シテ東京トセン。是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ。衆庶此意ヲ體セヨ。

その副書に曰く、

慶長年間幕府ヲ江戸ニ開キショリ、府下日々ニ繁榮ニ趣候ハ全ク天下之勢斯ニ的シ貨財隨テ聚リ候事ニ候然ルニ今度幕府被廢候ニ付テハ、府下億萬ノ人口頓ニ活計ニ苦ミ候者モ可有之哉ト不便ニ被思召候處、近來世界各國通信之時態ニ相成候テハ、專ラ全國ノ力ヲ平均シ皇國御保護ノ目途不被爲立候テハ不相叶御事ニ付屢々東西御巡幸萬民ノ疾苦ヲモ被爲問度深キ叡慮ヲ以テ御詔文ノ旨被仰出候。孰レモ篤ト御趣意ヲ奉戴シ徒ニ奢靡之風習ニ慣レ再ヒ前日之繁榮ニ立戻リ候ヲ希望シ、一家一身ノ覺悟不致候テハ、遂ニ活計ヲ失ヒ候事ニ付向後銘々相當ノ職業ヲ營ミ、諸品精巧物產盛ニ成リ行キ自然永久繁榮ヲ不失樣格段之心懸可爲肝要事。

東京在勤の諸職を置く

右の詔及び副書を頒布すると共に、政府は同日東京在勤の諸職を置いた。即ち、

一　鎭　將（同年十月十八日廢止）

右東國事務を總裁ス

一　議　定

一　參　與

右立法之權ヲ執リ議政官之體ニ法ルヘシ

一　判事分課

諸侯　軍務　社寺　刑法　會計

一　辨　事

右行法之權ヲ執リ行政官ノ體ニ法ルヘシ

一　史官書生

右鎭將被差遣東國政務御委任被仰付候ニ付、駿河甲斐伊豆相模武藏安房上總下總常陸上野下野陸奥出羽十三國管轄致シ、諸侯ノ事件ニ至ル迄總テ取扱可致事、尤大事件ハ時々奏問ヲ遂ケ候樣被仰付候事

一　東京府（以前江戸府）

知府事

掌ニ府内事務ー

判府事

權判府事

輔相三條實美をして鎭將を兼ねしめ、大總督（熾仁親王）は專ら軍務を掌つた。

七　議定參與に機務を商議せしむ

明治元年九月十九日、議政・行政の事務を分劃し難いので、暫く議定・參與の兩職を假りに行政官に入れ機務を商議せしめた。その御沙汰書は左の如し。

議政行政ノ分別ヲ以テ議事ノ制可被爲立筈之處、自然實状ニ於テ議政モ亦行政ノ事ト相成リ、立法官行政官ヲ相兼候樣成リ行キ、遂ニ議事ノ制相立チ難ク候。然ルニ今後天下衆庶ト共ニ衆庶ノ政ヲ爲シ、且ツ會

計ノ事ニ於テモ愈々議事ノ制ヨリ生候樣無之テハ相行ハレ難ク、實ニ皇國御基本モ此事ノ成否ニ關係致シ候。依テ當時實狀ニ隨テ姑ク議政官ヲ被廢、議參兩職並史官共其儘ヲ以テ行政官ニ入リ、輔相之次ニ列シ、職務如舊決定、機務ヲ旨トシ可相勤候、且別ニ議事ノ制取調候一局ヲ開キ、大ニ古制御興立之レ有ル可キ樣被仰出候事。

但姑ク議政官ヲ被廢候得共卽時政體書御變革ニハ不相成候間、本文ノ次第官中ノミ相心得、天下一體ノ儀ハ追々議事ノ制相立候上被仰出候事。

公議振興の詔

この日議定山内豐信を以て議事體裁取調局總裁を兼ねしめ、辨事兼議長秋月種樹・參與福岡孝弟・大木喬任・外國官權判事鮫島尙信(誠藏)・森有禮(金之丞)・一等譯官神田孟恪(孝平)に議事體裁取調掛を命じた。次いで同九月二十一日、公議振興の詔が發せられた。卽ち、

議事院之儀ハ廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スルノ御趣旨ニシテ最重大ノ擧ニ有之、先般公議人ヲ被置議員ニ被充、課目對策御試相成候處、遂ニ空文ニ流レ却テ對策及第等ノ弊風可生勢ニ付、一ト先課目對策被廢止改テ大ニ國家實用ノ輿論公議ヲ被興候思召ニ候。然ル處公議人ハ其材ヲ撰ヒ可代國論旨前以御布令ニモ相成候故、各其材ニ不乏事ニハ可有之候得共、猶又列藩ヲ御達觀被爲遊候ニ、中ニハ藩議未定公議未立向モ有之哉ニ相聞、卽今議事ノ制有之候テモ名實齟齬致シ、朝廷列藩之際氣脈ヲ通シテ公議ヲ興シ候御趣意ニモ不相副徒ニ空論浮議ニ涉リ、一己ノ私見ヲ以テ衆說ニ雷同致ス等ノ弊ヲモ相生スヘク、以テ御遲回被爲在候得共、實ニ一日モ不可缺ハ公議ニ付、彌以テ藩論ヲ一定シ、公議ヲ振起シ、朝廷ニ於テ大ニ議事之制ヲ御興立可被爲在ニ付、追々其制ニ基キ皇國一致氣脈相通シ候樣、銘々可致盡力旨被仰出候事。

藩制を定む

八　藩制を定む

明治元年十月二十八日、朝廷は諸藩に左の令を發した。即ち、

天下地方府藩縣ノ三治ニ歸シ、三治一致ニシテ御國體可相立、然ルニ藩治之儀ハ、從前各其家之立ルニ隨ヒ職制區々異同有之候ニ付、今後一般同軌之御趣意ヲ以テ藩治職制大凡別紙之通相立旨被仰出候事

別紙

藩治職制

執政　無定員

掌ㇾ體二認朝政一、輔二佐藩主一、一藩紀綱政事無ㇾ不ㇾ總。

參政　無定員

掌ㇾ參二政事一、一藩庶務無ㇾ不二與聞一。

公議人

掌ㇾ奉二承朝命一、代二國論一、備二議員一。

一　執政參政ハ藩主ノ所任ト雖モ、從來沿襲ノ門閥ニ拘ラス、人材登庸務メテ公擧ヲ旨トシ其人員黜陟等時々太政官ニ達スヘシ。

一　執政參政ノ外、兵刑民事及庶務ノ職制ハ其藩主ノ定ムル所ナレドモ、大抵府縣簡易ノ制ニ準シ一致ノ理ヲ明ニスヘシ。但職制一定ノ上ヘ之ヲ冊ニシテ太政官ニ達スヘシ。

一　藩主ノ側ニ從來所置用人等ノ職ヲ廢シ別ニ家知事ヲ置キ、敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメス、專ラ內家ノ事ヲ掌ラシムヘシ。

一　公議人ハ執政參政ノ中ヨリ撰出スヘシ。

一　大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ツヘシ。

舊幕府の刑法を釐正す

議事體裁取調所を設置す

內亂の鎭定を各條約國に通告す
伊達宗城

九　舊幕府の刑法を釐正す

同年十月二十九日、政府は舊幕府の刑法を釐正し、假に死・流・徒・笞の四刑を定めたが、明治政史に、
『磔は大逆に止まり、其他重科は梟首に處し、焚刑を禁ず。徒は以て追放所拂に代へ、流は蝦夷地方に限り、窃盜金百圓未滿は死に處せず。凡そ死刑は勅裁を經て之を行ふ。尋で四刑を分て各三等と爲す。死は梟刎絞、流は七年五年三年、徒は二年一年半一年、笞は一百五十三十』とあり、舊幕時代の刑法は幾分緩和されたりと雖も、今日の刑法に比すると、尙ほ蠻味を脱せず、舊幕府の刑法を斟酌して編成せることは論を俟たぬ。

十　議事體裁取調所を設置す

十一月（明治元年）十九日、議事體裁取調所を東京に設置し、諸藩の公議人を管した。

十一　內亂鎭定を各條約國に通告す

十一月（明治元年）四日、東北地方の騷擾が鎭定したので、外國官知事伊達宗城は各條約國に書を送り、局外中立の解消を要求した。即ち、

過日及御布告候通、奥羽ノ地モ鎭靜相成、最早全國平穩ノ事ニ相成候上ハ、我　皇帝陛下之政事一途ニ歸シ申候。就テハ貴國政府ト我國政府ヲ以テ前々之通御親睦ノ交ヲ以テ御接對相成、局外中立ト申儀ハ更ニ無之儀ト我政府ニ於テ相心得可申候。此旨得貴意候ニ付、貴國政府ヘモ御通達有之樣致希望候　謹言。

次いで翌十二月三日輔相岩倉具視は横濱に赴き、英・米・佛・蘭・伊・孛の六ケ國在留公使に面會し、中立廢

止の件につき談判し、同月四日又々書を送つて中立の取消を嚴重に要求する所があつた。當時の書面は左の如し。

以手紙致啓上候。然者當春我國內變動之際兵庫表ニオイテ局外中立之儀ニ付及御賴談、其後德川慶喜恭順致候故、右之儀取止ニ致度旨申入候。一應之御挨拶ハ有之候得共、其節國內未定之譯故ヲ以御不承諾之事ト被察候。然ル處此節ニ至リ奥羽越等ノ叛藩都テ降伏、其主人始臣下ノモノマデ悔悟謝罪各誓紙ヲ出シ、此上ハ如何共只朝廷之裁斷ヲ仰キ候ニ付、政府ニ於テ其願ヲ許容イタシ、右降伏ノ各藩主速ニ東京エ可罷出樣申達候處既ニ會津仙臺米澤等東京エ着シ、其餘モ不日ニ來着之事ニ候。依之我國內ニ於テ干戈ヲ用ヒ政府ニ衛抗スルノ藩吏ニ無之、全國始而平定政令ノ出ル處一途ニ歸候。就テハ右局外中立ト申儀者全ク取止可申事、我政府ニ於テ當然ト存候ニ付、前件夫々篤ト御了察相成、右件速ニ御取消有之度旨御賴談候。尙其餘事細密之儀ハ昨日御面會之節御談申盡置候迠ニ付、御納得ノ事ト存候。右申入度如斯御座候　謹言。

十二月四日　　岩倉右兵衛督

我が國の要求もあり、且つ事實上局外中立存續の必要がなくなつたので、同月二十八日に至り各國公使は局外中立を取消すべき旨を布告した。

十二　公議所を設置す

明治元年十二月五日、東京舊姬路藩邸に公議所を設置し、公議人に暇を賜ひ、明春を期し再び會集せしめた。次いで同月十日公議所に關し諸藩に御沙汰があつた。

一　公議所開議ハ期日未巳年二月十五日ト被仰出候事。

一　公議人人員ノ議ハ是迄大藩三人中藩二人小藩一人之御規則ニ候處、以來各藩一人ツヽ可差出事

一　公儀人ノ儀ハ是迄其藩論ニ可代人材差出候樣、被仰出有之候得共、右ハ執政參政ノ内ヨリ一名選擧致可差出事

一　是迄主人在職之藩々公議人差出ニ不及樣被仰出置候得共、以來主人在職之有無ニ不拘各藩總テ可差出事

遷　都

第十八節　遷　都

大久保利通の遷都建議

一　大久保利通の遷都建議

遷都のことは夙に唱へられたが、明治元年正月二十三日、參與大久保利通は遷都の議を上つた。明治政史に『これより先き利通は總裁熾仁親王に謂つて曰く、近日の擧大に人意を快にす。但た古より一時の功に狃れ苟日偸安遂に事を誤るもの多し。臣の見る所を以てすれば車駕當に速に八幡に幸し蹕を大阪に移し以て行在と爲すべし。外國の交際海陸の軍備皆是に於て之を處せん。今日の計事是より急なるはなしと。總裁嘉納す。時に大業草創人心未だ定まらず、而して利通首に此議を發す。朝貴或は薩長兩藩天下を挾制するの策あるを疑ふ云々』とあるを以て見るも、遷都の容易ならざるを窺ふに足るであらう。玆に於て大久保利通は八方之れが利益を勸說し、遂に遷都の議を上るに至つた。即ち、

遷都の建議文

今日ノ如キ大變態ハ開闢以來未タ嘗テ有ラザル所ナリ。然ルニ尋常ノ定格ヲ以テ豈コレニ應ズベケンヤ。

今一戰官軍勝利トナリ巨賊東走スト雖モ、巣穴未タ鎭定ニ至ラズ、各國ノ交際未タ永續ノ法成リ立タス、列藩離叛方向未タ定マラス、人心洶々百事紛紜トシテ復古ノ鴻業未タ其半ニ至ラス、纔ニ其端ヲ開キタル者ト謂フヘシ。然レバ朝廷ニ於テ一時ノ利徳ヲ計リ永久治安ノ策ヲ爲サヽル時ハ、則北條ノ後ニ足利ヲ生シ

前姦去テ而シテ後姦來ルノ覆轍ヲ踏セラル、モ亦圖ルヘカラサルナリ。依テ深ク天下ニ注目シ觸視スル所ノ形跡ニ拘ラス、廣ク宇內ノ大勢ヲ洞察シ數百年來一塊シタル因循ノ弊ヲ一新シ、國內同心合體シ、一天ノ主ト言フモノハ斯ノ如キノ賴ムヘキモノト上下一貫天下萬民感動泣涕イタス程ノ御實行ヲ擧ケサセラレンコト實ニ今日ノ急務ナリ。舊來ノ如ク主上ト申奉ルモノハ玉簾ノ內ニ在シ人間ニ替ラセ玉フノ形狀ヲ飾リ、僅ニ限リアル公卿ノ外　龍顏ヲ拜シ奉ルコトノナラサル樣成シ來ラハ、民ノ父母タル天賦ノ御職掌ニハ背戾シ甚タ以テ其謂レナキノ至リナレハ、其根本道理ニ適當シタル御職掌コレアリ初メテ內國事務ノ法起ルヘシ。右ノ根本ヲ推究シテ大變革セラルヘキハ遷都ノ典ヲ擧ケラル、ニ在ルヘシ。何トナレハ弊習ト云ヘルハ理ニ在ラスシテ勢ニ在リ、勢ハ觸視スル所ノ形跡ニ歸スヘシ　今其形跡上ノ一二ヲ論センニ、龍顏ハ拜シ難キ物ニ譬へ　玉體ハ寸地モ踏マサルモノト餘リニ推尊シテ、自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノ、如クニ思召サレ、終ニ上下隔絕シテ其形情今日ノ弊習トナリシナリ。夫レ敬上愛下ハ人倫ノ美事、然ルニ過レハ君道ヲ失ハシメ臣道ヲ失ハシムルノ害アルヘシ。臣聞ク當今各國ノ帝王從者一二ヲ率キテ國中ヲ步行シ萬民ヲ撫育シ、曾テ威儀鄭重我邦ノ如クナラス、實ニ君道ヲ行フ者ト言フ可シ。然レハ更始一新王政復古ノ今日ニ當リ、本朝ノ聖時ニ則ラセ外國ノ良政ヲ壓スヘキ基本ヲ開クハ先ツ遷都ノ大英斷ニ在ルヘシ。乃チ是ヲ一新ノ機會トシテ。萬事簡易輕便ヲ本トシ、數種ノ大弊ヲ拔キ民ノ父母タル天職ノ君道ヲ履行セラレ、命令一タヒ下リ天下慄動スル所ノ大基礎ヲ確立シ、皇威ヲ海外ニ輝カシ萬國ニ對峙セラレンコト實ニ所謂急務中ノ最モ急務ナリ。遷都ノ地ハ浪華ニ如クモノナシ、暫ク行在ヲ定メラレ治安ノ體ヲ一途ニ居エ大ニ成スコトアルヘシ。外國交際ノ道富國强兵ノ術攻守ノ大權ヲ取ル事海陸軍ヲ起ス事ニ於テ地形最モ適當ナルヘシ。是國內事務ノ大根本ニシテ今日寸刻モ怠ルヘカラサルノ急務ナリ。此儀行ハレテ內政ノ輪立チ百事始メテ擧ケ行フヘシ。若シ眼前些少ノ故障ヲ懸念シ因循機ヲ愆ラハ　皇國ノ大事終ニ去ルヘシ。仰

キ願クハ大活眼ヲ以テ一決斷急卒ノ御施行アランコト千祈萬禱ス。大久保一藏恐懼謹言

大阪遷都説

遷都のことは全く大久保利通の先見的提唱であつたが、封建の夢から醒むる第一步たる實現は正しく大久保利通の建言の如くこの遷都にあるので、まづ大阪への遷都を計畫し、慶應四年一月十七日聖上に親征を進言し、尋いで同二十三日に至り、前記の如く大阪遷都の建言書を上つたのである。

大阪遷都計畫の失敗

併し之れが實行はむしろ紛擾の虞ありとなし、遷都の準備として一先づ親征の名によつて大阪に行幸し、更に更始一新の實を示して天下の耳目を一新せんと圖つたのだが、大阪親征は駐輦僅か十餘日にして官軍が江戸を收受するに及び、京都に還幸された。

二　明治天皇御即位大禮式

明治天皇御即位大禮式

聖上は明治元年八月二十七日を以て御即位の大禮式を紫宸殿に行はせられた。此日天皇は、黄櫨染の御袍を召し、有紋小撚の御冠を戴き、雲繝張の鞋を穿ち給ひ、侍臣は御劍御璽を捧げて左右に侍し、いと崇高莊嚴を極めたものと拜された。是れ實に近古其の例を見ざる所で、抑も中古以來、皇室式微にして、即位の大禮も其の制を省略し給ふことが多く、往古の如き盛儀を擧げ給ふことがなかつた。然るに維新の大政に當りては總てが復古を尙び給ふの御思召により、此の大禮も再び神武天皇の御創業に倣ひ、森嚴なる盛典を見るに至つたもので、今次の御大禮を擧げらるゝに方り、往古の先例を調査したるも、典據すべき記錄が乏しかつたが、會津藩から珍らしくも直徑二間餘の、軸を南北に貫いた地球儀を献納に及んだ。そこで此の大地球儀を式場に備へ、天皇は親しく左右の御足を擧げて、大地球儀の表面を踏まひ給うたとあるが、萬國に光被すべき盛德を物語るもの、儀は頗る簡なりと雖も、崇高莊嚴を極めたものであつた。

三　御服の新制

當時新に變更の儀があつた。上古に於て天皇の御服は、親しく劍を佩かせ給ふ制であつた。中古以降天皇は親ら兵馬の事を視給はず、遂に唐制に倣ひ、御服の制を定め、侍臣をして御劍を捧げしむる事となつたのである。古儀は非常に改められて居たのであるが、今や開化新政の時代で、王政既に古に復したから、上古の制に則り新に服制を定めて、親しく御劍を佩き給ふべしとの儀があつた。併し此時は未だ其制を定むるに至らず、大禮當日は單に從來の例により侍臣をして御劍を捧持せしめられたが、其後間もなく海外各國の服制を參酌して我邦特有の新制を定め、天皇親ら之に據らせ給ふと共に、文武百官に至るまで皆劍を佩ばしめ給ふ事と定められたのである。

四　改元と一世一元

改元と一世一元

即位の大禮當時は猶ほ慶應四年と稱せしも、九月八日『朕否德ト雖モ幸ニ祖宗ノ靈ニ賴リテ祇ミテ鴻緒ヲ承ケ、躬ラ萬機ノ政ヲ親シクス。乃チ元ヲ改メテ、海內億兆ト更始一新セント欲ス。ソレ慶應四年ヲ改メテ、明治元年ト爲シ自今以後舊制ヲ革易シテ、一世一元、以テ永式ト爲サン』の詔が發せられ、同時に大赦を行はせられた。即ち當日以前の犯罪にして、大逆、故殺、及び犯情赦し難い者を除くの外、皆其刑罰の一等を減ぜられた。又光仁天皇の舊制を復し、九月二十二日、後に太陽曆を採用せらるゝに及び十一月三日は、天皇降誕の日に當らせられるを以て、此日を以て天長節と爲し、海內に令して嘉辰を祝せしめ、この日大赦令を發布し、全國に大赦を行はせられた。

大赦を行はせらる

光仁天皇の舊制を復興す

天長節

東京御遷都

岩倉具視
中山忠能
伊達宗城
池田章政
山內豐範

江戸城を東京城と改稱す

五　東京御遷都

東京遷都は、七月十七日に『朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す。江戸は東國第一の大鎭、四方輻輳の地、宜しく親臨以て其政を視るべし。因て自今江戸を稱して東京とせん。是朕の海內一家、東西同視する所以なり衆庶此意を體せよ』との詔勅によつて、八月二十八日愈々東幸の期日を發表し、翌九月二十日天皇は輔相岩倉具視。議定中山忠能。外國官知事伊達宗城。刑法官副知事池田章政等を從へさせられ、議定山內豐範を先發として京都を御發輦、東幸の途に上らせられた。車駕の順路は東海道を過ぎさせ給うたが、途中神社に奉幣させ給ひ、親しく民の疾苦を訪はせられ、沿道の孝子節婦を表彰あそばし、高齢者には物品を賜うた。ために沿道の庶民は皆聖德仁慈に深く感泣した。かくて車駕は芽出度く東京に着御、大總督熾仁親王、鎭將三條實美は品川に奉迎申上げ、天皇は直ちに江戸城に入らせ給ひ、江戸城を東京城と改稱せられ、西丸を以て皇居と定められた。次いで同月十七日に至り、百官に對し左の詔を給ひ、輔導啓沃直言して忌憚する事勿らしめた。

詔、皇國一體東西同視、朕今幸二東京一親聽二內外之政一。汝百官有司、同心戮力、以翼二鴻業一。凡事之得失可否、宜三正義直諫啓二沃朕心一。

また別に左記の布告を發せられた。

今般非常之聖斷ヲ以テ御東行、既ニ御着輦ニ相成候處、東北略及平定、御滿足被思食候得共、前途內外之形勢深ク御懸念被爲在、皇國一體之御成業彌以御苦慮被爲遊候ニ付、別紙勅書之通、日々臨御萬機御親裁被仰出候。就テハ百官有司質素簡易ニ原キ、至正公平ヲ旨トシ、同心戮力益可勵忠勤、尤御爲筋存付候儀ハ、何事ニヨラス不憚忌諱正議直諫可致候樣御沙汰候事。

公議人への御沙汰

越えて同年十月二十三日、諸藩の公議人へ被仰出書に云く、

議事ノ儀ハ先般京師ニ於テ被仰出候通、藩論ヲ一定シ大ニ國家實用ノ公議ヲ御興立被爲在度思食ニテ、當節議事之制御取調中ニ有之候處、今般各藩公議人ヲ被召寄候儀ハ、東北略及平定候ニ付、益以皇國一致朝廷列藩ノ間氣脈相通シ、乾度中興之御盛業被爲立度、就テハ追々御下問ノ條件モ可有之ニ付、銘々至正公平之御趣意ヲ奉體認、各一藩之定論ヲ以テ可奉答旨被仰出候事。

京都に還幸あらせらる

再び東京行幸

太政官を東京に移す

東京帝都となる

同年十二月八日京都に還幸あらせられた。然し遷都の實を擧げて、天下の耳目を一新するは、維新の政をして最も有效ならしむる一手段であるから、東幸の議が再び起り、翌明治二年三月東京城に行幸あらせられた。この時太政官を東京に移したのを見ても再度の御東行は短日月の御駐輦でないことが想像される。爾來また京都に還幸あらせられず、東京は遂に帝國の首府となつた。而もなほ御東幸とのみ稱して遷都の名を避けられたのは、公家・堂上の間に激烈なる遷都反對の運動があり、騷動も起りかねまじき形勢だつたので、人心の動搖を未然に防がんとの政策に過ぎない。即ち東幸の形式を籍りて遷都の實を擧げたのである。蓋し不言の間に實行せんとの方針であるから、爾來また遂に遷都に關する發令もなく、江戸を東京と改稱する意味の御沙汰書も出て居ないのは、寧ろ當然であらう。

東京遷都

明治二年三月七日、車駕賢所を奉じて再び御東幸し給ひ、伊勢兩宮御參拜の後、主上は二十八日東京に着御、爾來東京を帝國の首都と正式に定められた。この東京遷都以後、「東京時代」と呼んで、それを江戸時代から區分する。之れが政治的文化的中心の地理的稱呼に轉用する從來の時代區劃に從つたものであることは云ふ迄もない。

江戸時代に於ける我が國の主要都市は、京都・大阪・江戸の三都で、京都は王城の地、大阪は商賣の中心地、江戸は政治の中心地となつてゐたが、維新の變革はこれらの都市に大きな影響を與へて、一時孰れも衰

三都の衰頽

頽の狀を呈するに至つた。中でも最も大きな打撃を受けたのは京都と江戸であつた。

江戸

江戸は集權的封建國家の政治的中心として、そこに全國から集る參覲交代の大名と其家來とを吞吐し、總ての軍事的施設はこゝを中心として企劃且つ實行されてゐたのである。けれどもそこは經濟的には、大阪人の所謂「小賣場」であつて、旗本、諸藩の主從等、數十萬の武士階級を消費者とする一大市場であつて、その商業の繁昌振りは、他に類例を見ないほど素晴らしいものであつた。然るに一朝幕府の淩落によつて忽ち衰微の極に達し、殆んど收拾すべからざる狀態に陷つた。併し二年四月、帝都と定められるに及んで漸く恢復の緖に就いたが、明治十年頃になつても、まだ處々に空地があつて、そこには雜草が茫々と生え、人口二百萬と稱せられた大江戸の盛姿華容は見らるべくもなく、維新の革命で人口は著しく激減し、僅に七十四萬の人口を擁する小都市に過ぎなかつた。

京都

文化的中心地

京都は鎌倉時代に政權が武家に移つてから政治上、經濟上の中心としての地位を失つたが、なほ王城の地であり、美術・工藝・學問・宗教等文化の中心地として、相當の繁榮を極めてゐたので、その戶數は三萬戶と云はれたが、文久以來攘夷運動が起つて、諸國武士のこゝに入るものが多く、爲めに其戶數は一躍して七萬戶に上つたといふやうな奇觀を呈した。然るに明治二年、東京遷都が決行せらるゝに及び、こゝも亦戶數が激減し、僅に二萬戶を支ふるに過ぎなかつたといはれる。

大阪

商業機構の弛緩

大阪は地の利と歷史上の關係とによつて、昔から諸國物產の集散地となり、諸藩はこゝに藏屋敷を設け、堂島には米相場が立ち、問屋・仲買・小賣の區別が確立し、金融機關も完備して、商業の繁昌は年と共に著しく、天下の富の七分までは大阪に在ると云はれたが、維新變革の大波濤はこゝにも押寄せて、從來の商業組織を徹底的に破壞した爲め、富豪の倒產するものが續出して、商業都市大阪は一時「天下の臺所」としての經濟的覇權を失ふに至つた。併し都市の疲弊は敢て三都に限つたわけではなく、寧ろ維新變革の際に於ける一般的現象であつたといふべく、全國の大小城下町は

諸國城下町の衰頽

いづれも同一の運命に陷つたことは論を俟たぬ。

遷都中庸說

六　遷都中庸說

東京遷都後こゝに亦西遷の議が起つた。三條（實美）・後藤（象二郎）・板垣（退助）・江藤（新平）等の東京遷都論者は極力反對したが、それは兎も角、東京と京都論者の間に立ちて双方の面目を立つる爲め中庸說が成立した。『一旦京都に還幸して、先帝の三週年忌及び立后の儀を行はれた後、再び東幸して東京を永久の帝都と定めらるべきである』との意見が採用され、元年十二月八日江戸城を御發輦、二十二日京都に還幸せられた。

皇后册立

七　皇后册立

十二月廿八日（明治元年）一條美子を以て女御とし、卽日册立して皇后とせらる。

新に東京遷都

八　新に東京遷都

公議人
公議所

明治二年三月七日、天皇再び御東幸あり、伊勢兩宮御參拜の後、二十八日東京に着御、遷都と同時に維新改革の第一歩たる御英斷は、『凡ソ事ノ得失可否ハ宜シク正義直諫シテ朕ガ心ヲ啓沃スベシ』との聖詔を下し給うたことである。政府は先きに貢士を公務人と改稱したが、之れを公議人と改め、公議所を設け、同二年三月七日諸藩の公議人二百二十七人を召集して會議を開いた

公議所の開議

九　公議所の開議

公議所は曩に明治元年十二月五日東京舊姫路藩邸に置かれたが、當時は歳末でもあり、差當り提案すべき議案もなかつたので公議人に暇を賜ひ、明春を期して再び會集すべき旨を申渡され、その開議期日を明年二月十五日と定められたが、越えて明治二年二月八日改めて公議所の開議期日を二月十五日と決定、以來毎月二七の日と定め、各廳の四等官以上一人之れに參じ、且東京諸學校をして公議人各一員を出さしめた。また仙臺、米澤以下十八藩に令し、各公議人一員を出さしめ、凡そ時務を論ずるものは公議所に於て建言せしめた。次いで同月二十四日太政官を東京に移し、翌二十五日に至り會議御親裁の詔を發せられた。卽ち、

太政官を東京に移す

朕將ニ東臨シ、公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建ントス。抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼ル所以テ輕シク定ム可ラス。今ヤ公議所法則略ホ既ニ定マルト奏ス。宜ク速ニ開局シ局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ專ラ　皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜キニ適シ、先後緩急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ聞セヨ、朕親シク之ヲ裁決セン

また同日議事取調局に命じて

今般御東行ノ上東京城ニ於テ議事所ヲ設ケ、公卿諸侯在官二等以上毎次會議ヲ興シ候樣被仰出候ニ付、右議事所規則等早々取調可致旨沙汰候事。

との御沙汰があり、次いで同日また行政官から

今般御東行被爲在候上、天下ノ衆議公論ヲ以テ國是大基礎御確定可被爲在思食ニ付、東京在勤ノ諸官五等以上ノ者見込ノ儀不憚忌諱、書取ヲ以テ三月十五日迄ニ建言可有之旨御沙汰候事。

鮫島尙信

森有禮

の達があつた。尙ほこの公議所開設につき明治政史に『是より先き薩摩人鮫島尙信、森有禮米國に留學して歸來直に議事取調掛と爲り、頗る米國議院の美を當路諸公に說き、以て公議所開設の事に於て大に力ありしと云ふ』とあり、以て公議所機構に米國議院の制度を取入れた事が想像に難くない。

急進派の文明開化黨
保守派の頑迷固陋黨

議案は主として政府提出に係り、切腹禁止・帶刀廢止・賤稱廢止・人身賣買禁止等を始め多數の提案があり、其他議員提出の議案も少くなかつた。議案を論議するに當り、急進派の文明開化黨と保守派の所謂頑迷固陋黨が互に對抗して一歩も讓らず、故に議事の進行は容易ならず、ために政府が改革案を提げてその實行を期せんとする良案も多數の同意を得ること難く、折角、政府が公議輿論を標榜し公議所を設けながら會議の實狀が斯んな有樣なので、結局政府は自ら之れを厄介視し、未だ我が國體に副はざるものとして、開設早々之れを廢止せんとする廢止論が起つた。公議所そのものは輿論尊重の機關として必要なものであるが、いまだ四圍の狀勢が混沌期を脫せざるを以て、之れが機能を充分に發揮することが出來ないのと、組織の形態內容が一部の特權階級に限定されてゐる以上、民意を容認暢達せしむる餘地がない。言論梗塞、即ち新進氣鋭の士を迎へて充分に主張を暢べることは容易の業でない。志士は鬱憤を漏らしたり、極端派は反動的氣勢をあげて破壞運動や直接行動を取らうとする。彼の土佐藩士の堺浦に於ける佛人十六名に對する殺傷事件、開國論の先驅者たる橫井小楠の暗殺騷ぎの餘炎が何處かに燻つてゐる際なので、政府はこれが緩和策として

待詔局を設く

三月（明治二年）十二日東京城內に待詔局を設け、正義直諫の府として一般大衆の建白進言を受付けることにした。その布告に曰く、

大政更始以來、舊弊一洗言路洞開上下貫徹少モ壅塞無之、天下有志ノ者竭丹誠爲國家無忌憚建言致候ニ付追々御採用相成候得共猶實效之不立廉々有之、畢竟御旨趣貫徹不致、有志之者選擧ニ相洩候哉ト深ク御煩念被爲在候ニ付、此度於東京城待詔局被爲開候間、有志之者草莽卑賤ニ至迄御爲筋之儀早々建言可致、舊ト議論相違其所長ヲ以テ夫々御用可被仰付御趣意ニ候間、向後湮伏隱遁鬱々其志ヲ不達者有之候テハ至誠盡忠之素志ニ相悖リ候間、尙上下一致偏ニ盡力可致旨被仰出候事

次いで同月十七日、辨事からの達に曰く、

今般待詔局被開候ニ付テハ有志ノ者ヨリ建言ノ事柄ニヨリ其關係スル所ノ官員右局ヘ致出席、篤ト可遂議論條被仰出候間、此段爲心得申入候也。

とあるを以て、略ぼその內容を察知するに難くない。

然るに設置以來その目的を誤解又はその趣旨が上下に徹底せぬので同年五月に至り、行政官から左の布告を發せられた。即ち、

先般待詔局被爲開草莽卑賤ノ者ニ至ル迄御爲筋ノ儀献言可致樣御布令相成候ニ付、追々存付申出候。就テハ重大ノ事件ハ上裁ヲ經夫々御取捨相成候得共、各官府縣限リニテ可否決定可相成程ノ事件申出候族ハ、待詔局ニ於テ一應尋問ノ上爲證據局印ヲ押シ其官及府縣ヘ向ケ當人差越書面爲差出候間、其事ノ可否得失ニヨリ取捨可致ハ勿論、假令即今採用難相成儀申出候トモ、懇切ニ說諭ヲ加ヘ言路洞開下情壅塞無之樣トノ御旨趣致貫徹候樣可取計旨被仰出候事

五月　行　政　官

次いで七月に至り、待詔局から左の指令があつた。即ち、

局印ヲ受諸官及府縣ヘ罷出候節、萬一不都合ノ次第有之候ハ、不及爭論猶又當局ヘ可伺出事。但建白書差出候向ハ大意並姓名月日共必表出シ差出ヘシ。

七月　待　詔　局

然るにこの月八日官制の大改革が行はれ、公議所を廢して集議院を設け、待詔局を廢して待詔院を置かれたが、八月十四日に至り待詔下院（待詔院下局）を集議院に併合したので、太政官から左の如く布告された即ち、

待詔院下局ノ議ハ天下ノ才能ヲ待セラルヽ所ニシテ、言路洞開上下壅塞ノ弊ナク草莽卑賤ニ至ル迄各抱負

ヲ盡サセ、其所長ヲ御採用可被爲在御趣意ヲ以テ被設置候處、今度御詮議ニヨリ集議院中ニ於テ是迄待詔院下局ニテ取扱候御用等裁判可致旨被仰出候間、其旨可相心得候事

八月　　太　政　官

これに依つて公議所及び待詔院下局（二年七月十日以後は待詔下院と改稱した）は完全に集議院に併合統一せられた譯である。

第十九節　財政狀態

財政狀態

明治新政府は創立早々財政難に出喰はし、一時非常な危機に直面した。これは徳川慶喜が大政奉還後も尚ほ依然として金穀の權を掌握し政費を朝廷に供しないので、兵亂の起る毎に朝廷は青息吐息の狀態にあり、よつて政府は之れが應急策として明治元年正月準備金を富戸に課し、紙幣を發行することに決した。既に東征大總督が江戸の金銀銅座を收めたから、メキシコ銀を以て通貨を鑄造し、之れを以て諸般の費途に充て、閏四月に至り、遂に明治十三年を限度として紙幣三千二百五十萬兩を發行し、之れを太政官札と稱した。翌五月丁銀、豆板銀を廢して貨幣に代へたが、奥羽征討に際し、國帑頓に缺乏を告げ財政漸々窮迫した。由つて都會の富戸に命じ、金穀を出して軍資に充てた。その額百萬八千兩、京都・大阪・兵庫、大津等の富戸よりは三百二十四萬四千兩、横濱會議所から三十四萬兩を出したが、平定の後、三年間に盡く之れを還附した

通貨の鑄造

太政官札發行

政府の御用金

政府の御用金、主として京阪の實業家の献金は左の如し。

一千兩　三井組（慶應三年十二月二十六日金穀出納所）

一千兩　同　（慶應四年正月二日伏見戰爭の前日薩軍）

二千兩　三井・島田・小野組（慶應四年正月鳥羽伏見戰爭の後始末として）
一萬兩　三井・島田・小野組（慶應四年正月十九日）

政府の借入金

政府の借入金
征東費　東山道鎭撫使、附屬金穀方三井組より
三千兩　大津驛　一月二十四日
一萬兩　大垣　二月二十一日
白米千俵　武藏國蕨宿　三月十三日
二萬五千兩　後一萬兩　板橋本營　四月十六日
征東大總督有栖川宮殿下　三井・島田・小野組より
三萬兩　芝增上寺
御親征費
三井・島田・小野組より各一萬兩を筆頭に十六萬七千二百八十七兩
三條大監察使東下費
二萬兩三井組・島田・小野組各一萬兩を筆頭に約二十五萬兩
外國方入用洋銀
五萬弗（爲替方三井・島田・小野組にて一萬弗、御用掛大阪商人十五名にて四萬弗）
會計臺立金　百十五萬八千二十二兩　（京阪地方の富豪數百人より）

借入金總額

三井組・島田組・小野組はいづれも政府の爲替方で、三井組は前記以外時に應じて少からぬ正金を調達した。慶應三年十二月以來明治二年九月迄の政府借入金總額四百六十四萬九千百七圓の巨額に達したが、悉く

元年度經常歳入

三岡八郎

太政官札の圓滑流通をはかる

プレミヤム付交換禁止

租稅に官札を利用せしむ

二割引を認む

太政官札の正貨償還期を繰上ぐ

民部省札の發行

内債のみでなく、若干は外國商會からの借入れもあつた。明治元年度の政府の經常歳入は地租・海關稅・其他で僅に三百六十六萬圓位しかなかつた。歳出は經常費だけで五百五十萬圓、征東費三百三十五萬圓、隨つて經常歳入三百六十六萬圓では赤字桁はづれ、政府は之れが切拔けに腐心し、已むを得ず御用金政策を採つたのであるが、それでも切拔けられず、今度は紙幣發行によつて急場を救はうとした。よつて當年度に於ては太政官札二千四百三萬圓を發行して臨時歳入を計つた。但し當年度に於て臨時歳入には、借入金紙幣發行以外に尙ほ貸金利子。舊幕殘金・獻納金。諸藩過料金等合せて六十五萬圓程あつた。

太政官札の發行は越前藩士三岡八郎の發案に依るもので、全國の田畑在高に準じて紙幣を發行し、明治十三年頃迄に全部を正貨償還にする意嚮で、慶應四年二月議決し、同年四月十九日太政官札發行として全國に布告、閏四月に早くも其の流布を見た。然るに政府の信用が未だ鞏固ならず、從來の藩札に閉口した社會では、其の流通が圓滑に行はれず、八月行幸の際には道中でそれが不通用であつたと傳へられる。又發行當時は其の額面通りに通用せず、正貨との交換相場は、十と四又は三といつた有樣で、政府は其の價格の差を防ぐために、或はプレミアム付の交換を嚴禁し、(六月二日)或は租稅其の他の諸拂、上納に太政官札を用ふべきことなどを定めた(九月二十一日)が、それでも尙二割位の差額は免れず、政府も遂に十二月其の時價通用を許して、公納價額二割の差額を認めた。後二年五月、太政官札の信用恢復のため、十三年限りの前令を廢して、向後四年間に之を正金に交換するか、又は金札引換公債を以て六分の利子を拂ふべきことを諭告した。

明治初年の財政は全く、紙幣發行によつて一時を糊塗したものである。二年度には太政官札二千三百九十六萬圓、民部省札五百三十五萬圓、計二千九百三十一萬圓を發行し、三年度には民部省札二百十四萬圓發行、二年度に於ける歳入は三千四百四十三萬圓で、その中紙幣發行額は歳入の八割半強を示してゐる。

維新と外交

徳川慶喜の大政奉還と外交關係
慶喜六國公使を招致す
開港を許す
伯爵モンブラン
海外宣言を朝議に附す
新政府の條約履行
東久世通禧
岩下方平
伊藤博文
佛國公使ロッシュ
英國公使パークス
海外宣言
列國局外中立

第二十節　維新と外交

徳川慶喜が大政を奉還したので、歐米諸國との外交上に一頓挫を來した。それは從來歐米諸國が將軍を大君（Tycoon）と呼び、主權者と認めて幕府と直接條約を締結してゐた。然るに慶喜が大政を奉還して將軍を辭するに及び各國公使は其の依據とする所を失ひ、種々幕府に對つて質疑を申込んだ。そこで慶喜は已むなく、英。佛。蘭。米。葡。伊六國の公使を大阪城に招致して『我が國の政府が安定するまで、幕府は舊來の條約を履んで、始終の交際を全うしようと思ふ』と挨拶し、やがて中央政府が成立の際は、政府と各國の間に立つて斡旋の勞を執つた。然るに慶喜のこの態度は不遜であるといつて朝廷の怒りを買つたが、當時の處置としては寧ろ當然の處置と見るべきであらう。

大久保利通はさすがに利け者で、明治維新に關する海外宣傳の草案を佛國人伯爵モンブラン（政務の相談人）に依賴した。その意見によると彼は『第一、萬事を處するに當り日本の主權を以て政務を爲すべし。第二、各藩興廢を共にし得失を等しうすべし。第三、列藩交際を親密にし厚うすべし、右の三項に基き公論を盡し以て歐州各國と交際すべし』といふ原則を示した。之れを利通は慶應三年十二月十八日の朝議に附した此草案中の條約履行につき、一部攘夷論者の反對があつたが、遂に通過し、朝廷は直ちに幕府の後を承けて開港を許すことに一決した。斯くして翌慶應四年正月十五日、外國事務取調掛東久世通禧。參與岩下方平。伊藤博文等は、前年五月開港の兵庫に赴いて、滯在中の佛國公使ロッシュ、英國公使パークス以下の列國公使に國書を交付して、天皇親政のこと、舊條約に於ける大君の稱を天皇の稱に換へることなどを告げた。恰度この時鳥羽伏見の戰爭があつて、慶喜は外國使臣の干渉を憂へ、諸公使に向つて、局外中立を守り、

鳥羽伏見の戰

列國公使幕艦の威壓を計る

米國局外中立嚴守

佛國人横須賀製鐵所を押收す

大隈重信小松帶刀

製鐵所の押收新政府江戸の平定を告げて武器の購入を計る

列國新政府を承認す

日置忠尚三宮驛事變

佛國軍艦の瀉兵十一名仆さる

兵器、軍艦等を兩軍に賣ることなきやうに希望した。慶喜が東歸後、朝廷が東征軍を興した時、列國公使は之れを我が國に於ける東西兩國の合戰であると見做してゐる折柄、政府は東久世通禧を遣して局外中立を求めたので正月二十五日、佛國公使の發意により局外中立を布告し、形勢觀望の態度を執つた。

官軍の東征と共に、外國事務總督の一行も東行し品川に來た。その時は既に江戸城が明渡された後であつたが、榎本釜次郎等の率ゐる幕艦が海上を遊弋して、東征軍がそれを制御することの出來ないのを見て、列國公使は昔時米國から幕府との契約によつて横濱に回航してゐた甲鐵艦を入手し、それで幕艦を威壓しようと盡力したが、米國は局外中立の故を以て容易に授受を承諾しなかつた。當時また幕府が佛國から金を借入れその金で經營してゐた横須賀の製鐵所を佛國人が押收してゐたので、外國官は之を回收しようとしたが、その回收費がないので成功しなかつた。そこで大隈重信、小松帶刀等は、三條關東大監使東下費として、大阪の富豪から募つた二十五萬兩を利用しようと圖つたが、それでは負債三十萬兩を支拂ふことが出來ないので審かに英國公使パークスに盡力を請ひ、その紹介で東洋銀行から五十萬兩の借入金をなし、それで漸く製鐵所を回收することが出來た。併し尚ほアメリカの甲鐵艦はいまだ入手することが出來なかつたので、東久世外國事務總督は、閏四月廿三日、各國公使に書を送つて江戸平定の事を告げ、局外中立を解除して新政府に武器を賣ることを乞ふに至つた。然れども公使團は奥羽聯盟の諸藩を一獨立國と認めて之れに應ぜず、東北地方が全く平定するを俟ち、十二月二十八日に至つて漸く嚴正中立を解き、新政府を初めて我國の中央政府として承認するに至つたのである。

慶應四年正月十五日、外國公使に勅書を賜はると同時に、國内にも詔を下して和親の國是を布告せられたが、攘夷派の激昂は容易に鎭らなかつた。これより先き、正月十一日、備前藩士日置忠尚の從士が、神戸三宮驛で、行列を遮つた英國人と爭つて二人を斬つた。また二月十五日佛國軍艦が堺の近海を測量した時、泡

英國公使パークス襲はる

臺守備の土佐藩士が之れを發見して、其兵十一名を倒した、又二月二十日英公使パークスが拜謁の爲め、初参内の途上刺客に襲はれた。この時は後藤參與が身を挺して僅に之れを救ひ、幸に事なきを得たといふやうな事件が續發した。

これらの似而非憂國者、攘夷論者の暴力行爲は、唯累を新政府に及ぼしただけで、何等効をなさなかつた併し新政府の役人中に、嘗てはこれらの暴力者と同樣に外人の殺害、洋館の燒打を試みて、其都度政府をして被害者の屬する國家に種々の條件を讓歩せしめ、其事項はまた最惠國條欵によつて他國も之れに均霑し、それらを追加條約、或は覺書などに依つて、本來不利な點の多かつた條約を益々不利なものにしてしまつたのであつた。新政府の役人が、かゝる不當條約の改正といふ難事業を背負はねばならなくなつたことは、言はゞ自業自得であつた。

墺國條約

加之運命は更に逆轉して、舊條約の利害得失を公議の上御改革あらせられたにも拘らず、明治二年、オーストリヤ・ホンガリヤ國との間に締結された條約は、一層の不利不合理なもので、言はゞ借金の上塗をした形であつた。當時外交の局に當つた役人は、もと〳〵井中の蛙的な公卿か田舍武士であつたから、失敗は寧ろ當然であらう。政府部内の外國通と云はれた大隈重信でさへ、其頃はまだ治外法權とか、最惠國約欵とかいつたやうなことを知らなかつたから、況して舊條約の缺點などに氣の付く筈もなく、墺國條約によつて初めて條約書の體裁を知つたと述懷してゐるのを見ても、その一斑を窺ふに足るであらう。此條約に英國公使

パークス

澤宣嘉

パークスがオーストリヤ全權に代つて折衝し、外務卿澤宣嘉と締結・調印したもので、パークスは舊來の條約では我儘が充分に云へなかつたところから、此新條約によつて日本の權益を最低限度にまで縮少し、他國は最惠國約欵によつて其權益に均霑しようと企て、前述の如く外交知識の皆無な役人を相手に、海關稅率や

海關稅及居留地問題解決

居留地の問題を極めて有利に解決した條約をうま〳〵と結んだのであつた。

版籍奉還

木戸孝允藩主に版籍奉還を說く

長岡・南部兩藩の藩號撤廢

木戸孝允藩主を說く

その後漸く條約の不利に氣付いた澤外務卿は同年十二月、條約改正の談判を開かうとして、各條約國に照會したが、一國もそれに應ずるものはなかつた。併し幕府締結の外國條約は、締結後十四年、即ち明治五年を以て其改正をなし得る筈になつてゐたので、これを切めてもの望みとして、新政府の外國卿等は自らを慰めてゐた。

第二十一節　版　籍　奉　還

一　木戸孝允藩主に版籍奉還を說く

全國各地に蜂起した戰亂は、函館戰役の終了を最後として漸く鎭定した。隨て諸般の改革が行はれ、政府の陣立も略ぼ完成したので、こゝに豫定の經綸たる藩籍奉還を斷行すると共に中央集權策を樹立したが、之れは王政復古を貫徹せんが爲めである。尤も二百六十七藩の諸侯中、鎭西諸藩の如きは戊辰の歲、藩籍を棄てゝ東軍に投じ、姬路藩も夙にこの議を唱へて以來、他藩でも亦之れを望む者があり、特に苗木藩士族の如きは世祿を辭せんと決議したが、政府は周圍の事情から時期尙早と考へ、容易に許さなかつた。漸くする中長岡、南部の兩藩は藩號の撤去を請ふて縣治に就いたといふので、總裁局顧問木戸孝允は深く之れを憂へ、事態容易ならずとなし、速かに列藩割據の勢力を打破して之れを朝廷に收めねば、一たび成つた維新の鴻業も忽ち崩壞せんと見て取り、之れを大久保利通に謀り、先づ自己の藩主から版籍奉還を實行するに若かずとなし明治元年九月自ら山口に歸り、親しく長藩の前藩主毛利敬親に版籍奉還を建策した。その次第は明治政史に『公餘に天下の形勢を觀て以爲、今に猶列藩割據す、天下の事爲す可らざるなりと。時に長の老侯（毛利敬親）山口に在り。乃ち請ふて藩に歸り人を屏け之に謂て曰く、今や天下一變幕府既に覺る。其今日に至りし

大久保利通賛意を表す

は勢の然らしむる所に出るなり、而して天下の耳目は復之を掩ふ能はず。今若し復古の雄藩をして彼取て代るべしとの念慮を存せしめば、則暴を以て暴に易るなり。人心は直に離れ復古の業復た地に墜ちん。天下今日の事は先名分を正すに在り。抑在昔家祖大江廣元公頼朝を助け覇府を鎌倉に剏む、蓋當時王室萎靡助けて以て治を爲すに足らず。其陽に王家を去る所以は顧ふに深く爲にする所ありしなるべし。宍戸左馬介が詠ずる所の今樣曲に「荊枳(いばらからたち)きり掃ふ鎌倉山に移しても色は變らじ九重の御階の前の櫻花」と云ふが如き即是なり。とも世論なるものあり、皆公を咎めて罪ありとす、之を奈何ともすべきなし。中興の祖元就公嘗て義を朝廷に盡し、善く廣元公の眞意を得たりと云ふべし、今や閣下既に天下に先て義を唱へ、遂に各藩と聯合して王綱を振起するを得たり。今にして名分を正さば則之を公にして國家の亂を絶ち、之を私にしては家門の寃を雪ぐことを得ん。閣下豈意なきか。侯曰く之を爲すこと如何。對て曰く、今各藩の版籍皆朱印を幕府に受く。夫れ國土は幕府の有に非るなり。而して其狀は即恰幕府の封に係るが如し。是れ世に幕府と諸侯とを以て動もすれば君臣の觀をなし、朝廷を蔑如するものあらんとする所以なり。名分の乖戻未だ此の如く甚きものあらず。今日に於て名分を正すは則版籍を奉還するより急なるはなし。顧ふに一度版籍を奉還するも未だ少しも直に封土を失ふべきに非ずと雖も、而も其歸する所は到底朝廷の直管に歸するの意を存せざる可らざる也と。侯默思之を少くして曰く、善し汝善く之が所をなせと。公感泣して退く。既に出づ。侯起て之を呼び還し謂て曰く、予既に之を諾す。然とも今や戰餘士氣激昂汝若し容易に說を發せば恐くは不測の變あらん。當に往て京師に至り、而して後ち機を視て事を爲せと。公歔欷復た言ふ能はず。公既に京師に還り、幾もなく駕に扈して東京に至る』とあるを以て、その間の事情を推知するに難くない。

二　大久保利通賛意を表す

孝允は自らの主張が長藩に實現し得ることを信ずると共に、更に有力な藩に之れを說かんと欲し、九月京都に還つて、間もなく車駕東上の事があり、孝允も隨行した。當時各藩の諸士は皆東北の役に赴き、東京に在る者は甚だ少ないので、孝允は利通に會つて天下の形勢を論じ、版籍奉還の急務なることを告げた。時に

島津忠義の忠誠

薩藩主島津忠義は朝廷財政の困難を甚く心痛し、その所領石高の十分の一を獻ぜんとする意志をもつてゐた際とて、利通は孝允の說を聞き、最も時宜に適する策であるとて、直に之に贊じ、之れが實行に努めんことを誓約した。尋で十二月に入り車駕再び西京に還御し給ふに及び、二人は亦隨行、此時薩長二藩は既に決した爲め、更に土佐。肥前へと順次說いた。この二藩も時勢の嚮ふ所として共に其議に贊成したので、版籍奉還は事實上時の問題となつたわけである。

三　四藩の版籍奉還決議及び郡縣劃一の奏請

四藩の版籍奉還決議及び郡縣劃一の奏請

其。薩。土。肥（佐賀）の四藩は既に版籍奉還を決定した、そこで明治二年正月二十日薩藩主島津忠義。長藩主毛利敬親。佐賀藩主鍋島直大。土佐藩主山內豐範等は連署して版籍奉還の書を上達した。

臣某等頓首再拜。謹テ案スルニ朝廷一日モ失フ可ラサル者ハ大體ナリ一日モ假ス可ラサル者ハ大權ナリ。天祖肇テ國ヲ開キ基テ建テ玉ヒシヨリ、皇統一系萬世無窮、普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシ、是大體トス。且與ヘ且奪ヒ爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ有スルコト能ハス一民モ私ニ攘ムコト能ハス、是大權トス。在昔朝廷海內ヲ統馭スル一ニ此ニ由リ　聖躬之ヲ親ラス、故ニ名實並ニ立テ天下無事ナリ。中葉以降綱維一タヒ弛ヒ、權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者踵ヲ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ、遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク秉ル所ノ權ナクシテ是ヲ制馭スルコト能ハス、姦雄迭ニ乘シ弱ノ肉ハ强ノ食トナリ、其大ナル者ハ十數州ヲ併セ其小ナル者猶士ヲ養フ數千、所謂幕府ナル者ノ

如キハ、土地人民擅ニ其私スル所ニ頒チ以テ其勢權ヲ扶植ス。是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ其視息ヲ窺テ喜戚ヲナスニ至ル。橫流ノ極滔天回ラサルモノ茲ニ六百有餘年。然トモ其間往々　天子ノ名爵ヲ假テ其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ大義上下ノ名分萬古不拔ノ者アルニ由ルナリ。方今大政新ニ復シ萬機之ヲ親ラス。實ニ千歲ノ一機、其名アリテ其實ナカル可ラス。其實ヲ擧ルハ大義ヲ明ニシ、名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ。嚮ニ德川氏ノ起ル古家舊族天下ニ半ス、依テ家ヲ興スモノ亦多シ。而シテ其土地人民コレヲ朝廷ニ受ルト否トヲ問ハス因襲ノ久シキ以テ今日ニ至ル。世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト。吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入リ其貨ヲ奪ヒ是死ヲ犯シテ獲ル所ノモノト云ニ異ナランヤ。庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至ッテハ天下之ヲ怪マス、甚哉名義ノ紊壞スルコト。今ヤ丕新ノ治ヲ求ム、宜ク大體ノ在ル所大權ノ繫ル所毫モ假ス可ラス。抑臣等居ル所ハ卽チ天子ノ土臣等牧スル所ハ卽チ天子ノ民ナリ、安ソ私ニ有スヘケンヤ。今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル。願クハ朝廷其宜ニ處シ其與フヘキハ之ヲ與ヘ、其奪フヘキハ之ヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜ク詔命ヲ下シ之ヲ改メ定ムヘシ。而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ戎服器械ノ制ニ至ルマテ悉ク朝廷ヨリ出テ、天下ノ事大小トナク皆一ニ歸セシムヘシ。然后ニ名實相得始テ海外各國ト並立スヘシ。是朝廷今日ノ急務ニシテ、又臣下ノ責ナリ。故ニ臣等不肖謭劣ヲ顧ミス敢テ鄙衷ヲ獻ス。天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ。臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表。

版籍奉還の令發せらる

德川義宜　蜂須賀茂韶　細川護久　池田慶德

右の奏請あるや、列藩の逐次之れに倣ふものが續出したので、遂に明治二年六月十七日版籍奉還の命を發せられ、自發的に奏請しないものに對しては、政府が積極的に強要するに至つた。こゝに於て陸續版籍奉還を上申し、其數凡そ二百餘藩、殆んど全部が實行に及んだ。殊に尾張侯德川義宜。阿波侯蜂須賀茂韶。肥後侯細川護久。因幡侯池田慶德は、封土版籍を朝廷に收めて、直ちに封建割據の制を革め、郡縣劃一制を建言した。之れに對し、同月（明治二年正月）二十四日、政府から左の御沙汰があつた。即ち、

諸藩の版籍奉還を聽許す

公卿諸侯の稱を廢して華族となす

知藩事の家祿を定む

藩の一門及び舊臣を士族となす

諸制度の改廢

民部官の設置と諸制度の改廢

今度其藩々上書之趣土地人民版籍奉還可致之旨、全忠誠之志深叡感被思食候。尙東京御再幸之上會議を經公論を被爲竭、何分の御沙汰可被爲在候得共、版籍の儀は一應取調可差出之旨被仰出候事

次いで同年六月十七日、勅して諸藩に版籍奉還の請ひを聽許し、未だ版籍奉還の擧に出でざる三十餘藩に對しては之れを諭して奉還せしめ、前田慶寧・島津忠義以下二百六十二人の舊藩主を知藩事となし、挨次宜任二十五日に至つて終つた。またこの日（六月十七日）公卿諸侯の稱を廢し、之れを全部華族に列した。知藩事の職掌に關しては明治政史に『知藩事は藩內の社祠戶口名籍を知とり、士民を字養し敎化を布き、風俗を敦くし、租稅を收め賦役を督し、賞刑を判ち僧尼の名籍を知とり、兼て藩兵を管する事を掌る』とある。以て當時の知藩事はたゞ大小名の名稱を知藩事と改稱したものに過ぎない事が想像に難くない。次いで同月二十五日知藩事の家祿を定め、舊封地實收の石高十分の一を給し、その一門及び舊臣を悉く士族となし、その祿制を定めた。

第二十二節　諸制度の改廢

一　民部官の設置と諸制度の改廢

政府は曩に東京に待詔局を設けて社會政策の片鱗を示したが、次いで同年（二年）四月八日新に民部官を設置して府縣事務を總掌せしめた。明治政史に『其御沙汰書に曰ふ、掌下總ニ判府縣事務ニ督中督戶籍驛遞橋道水利開墾物產濟貧養老等事上』とあれば、この民部官は今日の內務省の如きものであつた事は明かである。政府は民部官を設置すると同時に、之れに伴ひ諸制の改廢を行ひ、人事の異動を斷行した。即ち議定蜂須賀茂韶に民部官知事を兼ねしめ、參與廣澤眞臣に同副知事を兼ねしめた。また待詔局は設置のまゝ知事の任命

内廷職を置く
議事取調局を廢し制度寮を置く
宮堂上諸侯中下大夫上士を上局議事に參せしむ
會計官の章程を更改す
上下議局の開設
議政官を廢す
人材公選入札の制を設く

を見ずにゐたが、同日甲斐府權判事溝岡公張を待詔局知事に任じた。同月十三日に至り議定・參與兩職の行政官に入つて機務を議する制を停止し、再び政體書の制に復し、後日の改正を俟つことゝしたが、この日議定岩倉具視・東久世通禧・鍋島直正・參與後藤元曄(象二郎)・板垣正形(退助)に行政官機務取扱を命じた所を見ると、多數頭機構を廢して或る特殊の寡頭組織に變更した事が判る。越えて翌十四日に至り、新に內廷職を置き、議定德大寺實則を內廷知事に任じた。次いで同月十四日議事取調局を廢して制度寮を置き、總裁以下の職員を任命し、議定兼知學事山內豐信に制度寮總裁を兼ねしめた。同月十八日には諸官の正副知事をして每月五・十の日に行政官に參會せしめ、政務を議せしめた。然るに同年五月七日に至り、宮堂上諸侯及び中下大夫上士に命じて上局議事に參せしめ、同じく五月八日に至り、會計官の章程を變更して、掌レ總ニ判租稅用度秩祿貢献金銀貨幣倉庫撿地榮繕鑛山等一に擴張した。次いで五月十三日、上下議局を開設するので議政官を廢した。明治政史に『初め議政官を建て行政官の上位に置く。之を泰西の制度に倣ひ三權鼎立の制を試み、殊に立法の權を重くし、行政司法の二官は立法官議定せし成規法則を施行するに過ぎざるものゝ如し。然ども行政權は却て立法官の上に出で、立法官は有名無實にして徒に虛位を保つが如し』とある。

二　人材公選入札の制を設く

維新以來諸制度の改廢恒なく、朝令暮改の譏を免れなかつたので、大久保利通は『從來の朝令暮改は要するに在職者の責任であるが、之れが弊を除去するには須らく人材を公選し、任命すべく、而して公選は先づ大臣より始むべし』と提案主張したが、朝議も之れを可とし、玆に役人の公選入札を始むるに至つた。依つて政府はこれが公選入札を二年五月十三日議定官を廢し、新に上下議局を設置されたので、これを機とし公選入札することに快した。同日天皇は政廳に親臨し、三等官以上を公選投票せしめた。被選人の資格は明治政

史に『被選人の資格は内廷職以上は公卿諸侯に限り、參與及六官副知事は貴賤を問はず』とある。これを以て見ると長官に公卿諸侯を入札せしむる以上、名は公選といふも、實は人事の移動を行ふに過ぎないので、この公選制の不結果に終はることは論を俟たぬが、役人を公選に依つて任命することは、當時にあつては確に人事行政上の一大進歩であつた。同日天皇の詔に曰く、

朕惟フニ治亂安危ノ本ハ任用其人ヲ得ルト得サルトニアリ。故ニ今敬テ　列祖ノ靈ニ告ケ、公撰ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス。神靈降鑑過ナカランコトヲ期ス、汝衆其レ斯意ヲ體セヨ。

また政府からは、

去歳閏月政體御造立相成候處、時勢之變遷ニ隨ヒ適宜ノ政體大ニ御確定可有之候得共、千古未曾有御改革之儀ニ付、一時ニ被施行候テハ却テ其宜ヲ失ヒ候儀モ可有之、依テ即今至急御改正無之候テハ不相濟廉々別紙之通御改刪被仰付候事。

別紙

上下議局被相開候ニ付、議政官被廢、左之通被改置候事

上局

議長　副議長　議員

行政官

輔相一人　議定四人　參與六人　辨事

○

輔相。議定。六官知事。内廷職知事

右四職公卿諸侯ノ中ヨリ選擧スヘシ、但三等官以上總會同入札ノ法ヲ用ユ。

參與。副知事
右二職貴賤ニ拘ハラズ選擧スヘシ、但同斷。
輔相一人　議定四人　參與六人
右今日入札選擧被仰付候事
六官知事六人　內廷職知事一人　六官副知事六人
右明十四日入札選擧被仰付候事

公撰次第

○
明治政史に公撰次第が掲載されてゐるから、之れを再錄して識者の參考に供する。即ち、

公撰次第
時刻各以序次着座
　但正服之事
次辨官事讀詔書
次辨官事置入札箱於案上
次各記可擧之人名而納箱
　但史官着座其側
次　出御
次參與等出箱於御座前而披之檢其數史官記之
次　入御
次輔相宣下

次議定參與入札了、辨官事於輔相座前披之檢其數史官記之

然れどもこの公選入札の法に對し投票不可の議論もまた盛んであつたのと、名は公選入札といふも役人同士の選擧にして、その實が之れに伴はぬ結果非難も多かつたので役人の公選入札は一回限りで廢止された。同日公選の結果三條實美は輔相に、同十五日岩倉具視・德大寺實則・鍋島直正を議定に、東久世通禧・木戸孝允大久保利通・後藤元曄（象二郎）・副島種臣・板垣正形（退助）を參與に、中山忠能を神祇官知事に、福羽美靜を同副知事に、松平慶永を民部官知事に、廣澤眞臣を同副知事に、萬里小路博房を會計官知事に、大隈重信を同副知事に、嘉彰親王を軍務官知事に、大村永敏（益次郎）を同副知事に、伊達宗城を外國官知事に、寺島宗則（陶藏）を同副知事に、正親町三條實愛を刑法官知事に、佐々木高行（三四郎）を同副知事に、山內豐信を學校知事に、大原重德を上局議長に、阿野公誠を同副議長に、中御門經之を內廷職知事に、鷹司輔熙を留守長官に、岩下方平を同次官に、大木喬任を東京府知事に任命した。

三　二官六省を設置す

二官六省を設置す

行政官及び上局會議を廢す

公議所を廢して集議院を置く

待詔局を廢して待詔院を置く

明治二年七月八日、政府はまた〳〵新に官制を定め、行政官及び上局會議を廢し、神祇・太政の二官及び民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省、大學校・彈正臺・皇太后職・皇后宮職・春宮坊・海軍・陸軍・留守官・宣教師・開拓使・按察使を置き、公議所を廢して集議院を設け、待詔局を廢して待詔院を置いた。維新以來の官制を見るに、太政官は諸官廳を總括する官名で、行政官の一部であつたが、この改革によつて行政官を太政官の上に置き、以て政教一致の方針を明かにした。その機構は左の如し。

職員令（明治政史による）

神祇官

神祇官

伯一人

掌下相二祭典一、知二諸陵一、監二宣敎一、管二祝部神戸一、總上二判官事一。

大副一人　少副一人

掌同レ伯

大祐一人　權大祐

少祐一人　權少祐

掌レ糺二判官事一。

大史　權大史　少史　權少史

掌下受レ事上抄、勘二署文案一、檢レ出稽上レ失

史生

掌レ繕二寫公文一、餘史生准レ之。

官掌

掌下通二候人一、達二書疏一、檢中使部上。

使部

太政官

太政官

左大臣一人

右大臣一人

掌下輔二佐　天皇一、統二理大政一、總中判官事上。

大納言三人

掌下參二預大政一、獻二替可否一、敷中奏宣旨上。

參議三人

掌同二大納言一

大辨三人　中辨五人　少辨六人

掌ㇾ受二付內外庶務一

大史　權大史

掌下勘二詔奏一、造二日誌一、勘二署文案一、檢ㇾ出稽上ㇾ失。

少史　權少史　掌二受ㇾ事記錄一

主記

掌同二餘史生一

官掌　使部

民部省

卿一人

掌ㇾ總二判戶籍、租稅、驛遞、鑛山、濟貧、養老等事一。

大輔一人　少輔一人

掌同ㇾ卿、餘五省准ㇾ此

大丞二人　權大丞

少丞二人　權小丞

掌ㇾ糺二判省事一、餘五省准ㇾ此。

大藏省 兵部省 刑部省

大錄（サクワン） 權大錄 少錄（サクワン） 權少錄

掌下勘二署文案一、檢レ出稽上レ失、餘五省准レ此。

史生 省掌 使部

大藏省

卿一人

掌レ總二判金穀出納、秩祿、造幣、營繕、用度等事一

大輔（以下同二民部省一、餘四省准レ此）

兵部省

卿一人

掌レ總二判海陸軍、鄕兵、招募、守衛、軍備、兵學校等事一

刑部省

卿一人

掌下鞫レ獄定二刑名一決中疑讞上。

大判事二人 中判事三人 少判事四人

掌下案二覆鞫狀一、斷二定刑名一、及判中諸爭訟上

大解部 中解部 少解部

掌レ問二究爭訟一

逮部長 同助長 逮部

掌二捕亡一

宮内省
外務省
寮
司
待詔院
集議院

宮内省
卿一人
掌下總二判宮内庶務一、管中近臣女官等上。
侍従
掌下常侍規諫、拾レ遺補上レ闕。
大典醫　中典醫　少典醫
掌二供奉診候醫藥一。
外務省
卿一人
掌下總二判外國交際一、監中督貿易上。
大譯官　中譯官　少譯官
掌レ飜二譯外國交通辭令文書一。大譯官。掌二外客入朝、参侍譯語一。
寮
頭一人　權頭　助　權助　允　權允　大屬(サクワン)　權大屬　少屬
司
正一人　權正　大佑　權大佑　少佑　權少佑　大令史　少令史　使部
待詔院
集議院
長官一人

大學校

掌下納ニ議事一、總中判院務上。

次官一人

掌同ニ長官一、他次官准レ之。

判官　權判官

掌レ糺ニ判院務一。

大主典　權大主典　少主典　權少主典　史生　院掌　使部

大學校

別當一人

掌下監ニ督大學校及開成醫學二校病院一、監ニ修國史一、總中判府藩縣學政上

大監一人　少監一人

掌同ニ別當一

大丞三人　權大丞

少丞三人　權少丞

掌レ糺ニ判校事一

大主簿三人　少主簿九人

掌同ニ餘大少錄大少主典一。

大博士八人　中博士十人　少博士

掌下敎ニ試生徒一、修ニ撰國史一、飜ニ譯洋書一、知中病院治療上

大助教　中助教　小助教

掌同二博士一。

大寮長　中寮長　少寮長

掌レ監二督學寮生徒一。

大得業生　中得業生　少得業生

掌下授二句讀一、飜譯、治療等事上

史生

掌下繕二寫公文一、謄中錄書史上。

大寫字生　中寫字生　少寫字生

掌同二史生一

彈正臺（之れより先き六月二十六日九條道孝を彈正尹に任じた）

尹一人

掌三執レ法守レ律、糺二彈內外非違一

大弼一人　少弼一人

掌同レ尹。

大忠三人　權大忠

少忠三人　權少忠

掌下巡二察宮中府中一、糺中彈非違上。

大疏　少疏

掌同二監大少錄、大少主典一。

皇太皇后宮職
皇后宮職
春宮坊

大巡察　少巡察　巡察屬

掌下巡二察府藩縣一、糺中彈非違上。

史生　臺掌　使部

皇太皇后宮職

大夫（ダイブ）一人

掌二吐納啓令一。

亮一人

大進一人　權大進

少進二人　權少進

大屬（サクワン）　權大屬　少屬　權少屬　史生　職掌使部

皇后宮職　官員同二皇太皇后宮職一。

春宮坊

傅一人

掌レ輔二佐東宮一。

學士一人

掌二執經奉說一。

大夫一人

掌三吐納啓令、總二判坊事一。

亮一人

府　藩　縣

大進一人　權大進

少進二人　權少進

大屬　權大屬　少屬　權少屬　史生　坊掌　使部

府

知事一人

掌下知二府內社祠、戶口名籍一、字二養百姓一、布二敎化一、敦二風俗一、收二租稅一、督二賦役一、判二賞刑一、知中僧尼名籍上。但府內有二互市場一、則兼知二貿易事務一。

大參事　權大參事

掌レ參二判府內事務一、藩縣大參事准レ此。

少參事　權少參事

掌レ參二判府內少事一。

大屬　權大屬　少屬　權少屬　史生

藩

分爲二大中少三藩一

知事一人

掌下知二藩內社祠、戶口名籍一、字二養士民一、布二敎化一、敦二風俗一、收二租稅一、督二賦役一、判二賞刑一、知二僧尼名籍一、兼管中藩兵上。

大參事　權大參事　少參事　權少參事

縣

知事一人　權知事

海軍　陸軍　留守官　宣敎使　開拓使　按察使

掌下知二縣內社祠、戶口名籍一、字二養百姓一、布二敎化一、敦二風俗一、收二租稅一、督二賦役一、判二官刑一、知中僧尼名籍上。但縣內有二互市場一、則兼知二貿易事務一。

大參事　少參事　大屬　權大屬　少屬　權少屬　史生

海軍

大將　中將　少將

陸軍　同前

留守官（之れより先き五月十五日、鷹司輔凞は留守長官に任ぜられた）

長官一人

掌レ留二守庶務一。

次官一人　判官　權判官　大主典　權大主典　少主典　權少主典　史生

宣敎使

掌レ宣二布大敎一

開拓使

長官一人

掌レ總二判諸地開拓一

次官一人　判官　權判官　大主典　權大主典　少主典　權少主典　史生

按察使（同二開拓使一）

掌レ按二府藩縣政績一

かくて民部省に地理・土木・驛遞・租稅・監督・通商・鑛山の七司、大藏省に造幣寮・出納司・兵部省に

待詔院下局を待詔下院と改稱す

新興勢力と大久保利通の條陳

兵學寮及び武庫・會計・糺問の三司を設置した。かくして立法・議政の權は全く行政權内に併合せられ、集議院内にその形體を殘すのみとなつた。明治政史によると、同日三條實美は右大臣、岩倉具視・徳大寺實則は大納言、副島種臣・前原一誠は參議、中山忠能は神祇伯、白川資順は同大副、松平慶永は民部卿、廣澤眞臣は同大輔、大隈重信は大藏大輔、卿闕、二品嘉彰親王は兵部卿、大村永敏は同大輔、正親町三條實愛は刑部卿、佐々木高行は同大輔、萬里小路博房は宮内卿・澤宣嘉は外務卿、寺島宗則を同大輔にそれ〳〵任ぜられた。彈正尹九條道孝（彈正臺の條を參照）・留守長官鷹司輔凞（留守官の條を參照）は故の如く、大久保利通・木戸孝允・後藤元曄（象二郎）・板垣正形（退助）の勳勞を賞し劇職を解くべき旨を仰せられ、利通・孝允・正形を待詔院學士（尋で學士を出仕に改む）に補し、元曄を特に留在せしめた。同日また諸藩に令して、更に公議人・公用人を東京に置かしめた。亞で同月九日阿野公誠を待詔院下局（同十日以後は待詔下院と稱した）長官に、翌十日には照幡寛胤を待詔下院次官に任命し、神田孟恪・丸山作樂を集議院下局次官となした。また同十三日に至り蝦夷開拓督務鍋島直正を開拓長官に任じた。越えて同月十七日に至り京都・東京・大阪の三府を除く外、他の藩を悉く縣に改め、同二十二日には待詔院出仕大久保利通を參議となし、大藏大輔大隈重信を民部大輔に任じた。翌二十三日には民部大輔廣澤眞臣を參議となし、淸水谷公考を開拓次官に任命した。明治政史に「利通猶廟堂の根本未た立たざるを憂ひ三事を條陳す。一に曰く先づ標的を定めよ、標的定まらず故に事を處する曖昧、體立たずして用行はる能はず、何を以て前途の遠きを了せん。二に曰く政一途に出づ、當路者各私見を張り異議蜂起左右遷就す、何を以て政令一定するを得ん。三に曰く機事密を要す、布衣貴顯に出入し、卑を以て高を凌ぎ、廟議爲めに動くに至る、何を以て朝廷の威重を示さん」とあるがこれ大久保利通は政府が大隈重信の移動を以て又々朝令暮改的人事異動を始めんとしたので、未然にその弊を除去せんが爲めの警告であつた。然るにこの警告があつてさへ政府は又々同年七月二十四日鷹司輔凞を罷

民部大藏二省の併合

待詔下院を集議院に併合す

免して中御門經之を留守長官に任じ、同次官鳥丸光德を解職して岩下方平を同留守次官に任じた。次いで八月十一日に至り、又々制度の改廢を行ひ、民部大藏の二省を併合し、民部卿松平慶永をして大藏卿を兼ねしめ民部大輔大隈重信をして大藏大輔を兼ねしめた。次いで同八月十四日に至り待詔下院を集議院に併合し、下院長官阿野公誠を集議院次官となした。これ等は全く政府の無定見を暴露したもので、實に猫眼的執政と云ふべきである。曩に大久保利通がなした條陳は全く斯る朝令暮改的な無定見的執政の弊害を除き、政治機構の不動的確立を要望せるに外ならぬが、條陳中の第三は新興勢力に對する舊勢力の不滿的豫防とも見られ得る要素の多分に盛られてゐることも爭はれないのである。

四　集　議　院

集議院

待詔下院を集議院に併合す

集議院規則

明治二年七月八日二官六省の新設と共に、公議所を廢して集議院を置かれ、その職員令發布されたが、同年八月十日集議院に幹事十二員を置き、次いで同月十四日に至り待詔下院を集議院に併合し、下院長官阿野公誠を集議院次官に任命したことは、『二官六省を設置す』の條に述べたが、同月二十日左の如く集議院規則を定められた。

集議院規則

一　集議院中別ニ一局ヲ設ケ天下ノ進言獻策有用ノ材ヲ總ヘ、寄宿セシメ其德行才能ヲ考試スベキ事

一　諸藩士及農工商トモ待詔出仕被仰付候者ハ一應議院ノ考試ヲ經テ任用スベキ事。但人物ニヨリ特命ノ撰擧ハ此限ニ非ス

一　議院ニ關係ノ議事アル節ハ長官次官判官正權トモ參預可致事

一　議員中ヨリ幹事十二名ヲ公撰シ正權判官ニ準シ可相勤事。但權判官ノ次席タルベク候

大原重德

集議院規則追加

建白取扱規則

一　議員中ヨリ名指シ選擧有之節ハ議院ニ於テ長官次官正權判官幹事等其材能可否ヲ熟議ノ上可申出事。

但任用ノ官等職務トモ前以內諭可有之事。

一　議員中名指ナク擧任被仰付候節ハ長官次官正權判官幹事等二名ヲ撰定シテ可伺出事。

一　議員中ヨリ選擧ノ節ハ奏任以上ニ可相任事。

從來建言のものは待詔院に參上したが、この日から集議院に參上せしむる事に改められた。次いで同年九月二日に至り、政府は集議院に命じて賞金處分。新律撰定の二件を議せしめた。同月四日大原重德は集議院長官に任ぜられ、侍讀を兼務せしめられた。然るに同年十月に至り、左の如く集議院規則を追加發表された。

集議院規則追加　　建白取扱規則

一　建言者參院スレバ院ノ使部ニ名刺ヲ出スベキ事。

一　使部建言者ノ名刺ヲ以テ院掌ニ出ス、院掌參院ノ順序ヲ以テ應接所ニ呼出シ、建白建一覽ノ上其主意ヲ表出シ姓名月日ヲ簿記スベキ事。

一　簿記シ了テ其書ヲ大主典ニ出ス、大主典受テ同ク姓名月日ヲ簿記シ權判官ニ出ス、權判官受ケテ之ヲ閱シ落手スベキ事。

一　右了テ院掌落手ノ旨ヲ建白者ニ達スベキ事。

一　每日建白掛ノ幹事一名ツヽ集議院ヘ相詰判官權判官ト同ク諸建白類取調可申事。

一　諸局中ヨリ議員四名ヲ公撰シ一人ツヽ交番三八ノ日ニ幹事一同集會諸建白ヲ議シ可否ヲ付可申事。但二七ノ日タリトモ外ニ議事無之節ハ同斷ノ事。

一　前條會議ノ節建言者ヲシテ自ラ讀上ガ可爲致候事。但讀上迷惑ノ向ハ院中官員ニシテ代讀致シ候事。

一　前條讀上ノ上討論可有之事

右ノ節建白者自ラ辨解致度向ハ任其意又代辨ヲ乞フ者アラバ可爲勝手事。
一　衆議ノ上可否ノ數ヲ問ヒ五分三ヲ以テ決着致候事。但可ト決シ候ハヽ長官ノ酌定ニテ官印ヲ押シ向々へ差遣可申、否ト決シ候ハヽ其旨當人へ諭シ建白書差戻シ候事。
一　可ト決シ候上政府ノ參考ニ備ベキ書ハ大意ヲ提ケ別記シ本書ト幷テ長官次官參朝ノ時之ヲ呈スベキ事
一　向々へ差遣候後時ヲ以テ掛合其成行ヲ承リ可申事。但向々ニテ取捨ノ次第當人伺出候ハヽ爲申聞候事
尙ほ之より先き二年三月、政府は集議院規則を定めて之れを一冊となし刊行したが、その規則は左の如し

集議院規則

規則
一　集議院ハ廣ク衆議ヲ諮詢シ國家治案ノ大基ヲ建タマフ御心ニ體シ奉リ億兆心力ヲ盡スノ場所ナリ、故ニ議事ハ詔書ヲ遵奉シ、太政官ト心志ヲ合シ專ラ政治ノ根本ヲ旨トシ普ク時務ニ涉リ皇國內氣脈睽離セサルヲ要ス。
一　議案ハ太政官ヨリ下スベシ、當院ヨリ立ツル議案ハ太政官ニ白シテ公議ニ付スベシ。但未タ公議ヲ經サル議案ハ發行ヲ許サス。
一　議院ニ關係ノ議事アル節ハ長官次官正權判官トモ太政官ニ參預可致事。
一　議員中ヨリ幹事十二名ヲ公選シ正權判官ニ可相勤事。但權判官ノ次席タルベク候。
一　會議ノ席ニ於テハ議員位次總テ同等タルベキ事。
一　府藩縣トモ議員ハ正權大參事中ヨリ選出スベキ事。
一　議員ノ進退ハ官許ヲ乞フベキ事。
一　議員中ヨリ名指ノ選擧有之節ハ議院ニ於テ熟議ノ上可申出事。但シ任用ノ官等職務トモ前以テ內諭可有之事。

一 議員中名指ナク擧任被仰出候節ハ長官次官正權判官幹事等二名ヲ選定シテ可伺出事。

一 議員中ヨリ選擧ノ節ハ奏任以上ニ可相任事。

一 各自移任或ハ退職スル者ハ速ニ代員ヲ選フベシ、若シ病アツテ六十日ニ滿ル者之ニ準ス。

一 議員ハ二十五歳以上タルベシ在職ハ四年ヲ以テ限トシ、二年毎ニ其半ヲ改選ス。時宜ニ因リ直ニ其人ヲ再擧スルモ妨ケナシ。但操行ヲ按シ勤惰ヲ察シ臨時ニ陶汰スルハ此限ニアラズ。

一 毎月二七ノ日ヲ以テ定日トシ、辰ノ刻着到辰ノ半刻議事ヲ始ム可シ。但議事終ラザレバ翌日再會ス、若シ議事ナケレハ定日タリトモ休ス。

一 毎月鬮ヲ探テ番號ヲ定メ席次評論等ノ順序トス。

一 評論ノ體裁簡易明瞭ヲ主トシ忠厚ノ意ニ基クヲ要ス。但一篇ノ大意ヲ節略シ日誌編輯ニ便ス。

一 鐘四聲ヲ以テ席ニ就キ聲二聲ヲ以テ議事ヲ始終シ聲一聲ヲ以テ討論ヲ止ム、議事終ルト雖モ二聲鐘ヲ聞カサレバ退院ヲ許サズ。

一 毎會議案ヲ頒チ各員受ケ歸リ評論ヲ加ヘ、次會壇上ニテ之ヲ讀ミ異同ヲ討論シ、第三會ニ至リ熟考可否ヲ決ス可シ。但討論ハ虛心易氣ヲ旨トシ務メテ條暢洞悉センヲ要ス、尤評論ノ次第ニ由リ議案ヲ改正シ再三公議ニ付スベシ。

一 凡ソ可否ハ目今行フベキト否トニ就テ之ヲ決ス可シ。

一 議案ト全ク同意及異論コレナキ者ハ評論ノ節其由ヲ別記シ幹事ニ出スベシ。

一 長官議員ノ決答ヲ集メテ之ヲ點檢シ、可トスル者五分ノ三以上ナレバ衆ニ告テ可ト決シ、否トスル者五分ノ三以上ナレバ衆ニ告テ否ト決シ、幷ニ天裁ヲ仰グ。但可トスル者ハ議案ノ右角ニ可字ヲ朱書シ、否トスル者ハ左角ニ否字ヲ朱書シ甲條ヲ可トシ乙條ヲ否トスル者ハ各條上ニ可否ヲ朱書シ皆爵印ヲ押

シ、議案ノ前ニ姓名ヲ表ス。

一　議員闕席ノ者ハ評論幷ニ可否他ノ一員ニ託スベシ。但託ヲ受ケタル者ハ闕員ノ評論ヲ讀ムベシ。

一　一員ニシテ二員ノ託ヲ受クルヲ禁ズ。

一　可否トモ五分ノ三ニ至ラサル時ハ他日ノ會議ニ付ス、若シ即決セント欲スル者五分ノ三ニ至ラバ直ニ再議ス可シ。

一　議員五分ノ二闕席ノ日ハ評論ヲ休ムベシ。

一　議決幷其評論可否ノ多少勅許ノ有無總テ梓行世ニ公ニスベシ。

一　諸官ヨリ出席ノ人員議事ニ加ルモ妨ナシ。但可否ヲ決スルヲ許サズ。

一　議事參聽ヲ欲スル者ハ當院玄關ニ願ヒ出テ許可ヲ受クベシ。但毎會三十人ヲ許ス。

一　集議院中別ニ一局ヲ設ケ、天下ノ進言献策有用ノ材ヲ總ヘ寄宿セシメ其德行才能ヲ考試スベキ事。但右一局ハ集議院寄宿所ト名ヅク、寄宿スル者ヲ集議院寄宿生ト唱フ。

一　諸藩士及農工商トモ待詔院出仕可被仰付者ハ一應議院ノ考試ヲ經テ任用スベキ事。但人物ニヨリ特命ノ選擧ハ此限ニアラズ。

一　待詔出仕ニ命ゼラルベキ者幷進言献策ニヨツテ寄宿セシムル者議事ニ加ラシメ其材能ヲ考試スベシ。

但席次議員ニ準シ可否ヲ決スル權ナシ。

一　臨時ノ規定ハ長官ノ酌定ニヨルベシ。

五　文武功臣行賞

明治二年詔して元年伏見鳥羽から奥羽に至るまでの諸所征討の功を賞し、兵部卿嘉彰親王以下三百三十九

人及び諸兵隊各藩船艦等に祿を賜ひ、官位を進め褒賞慰勞があつた。即ち詔は、

朕惟復ニ皇道之衰一、濟ニ天下之溺一、一資ニ汝有衆之力一。而其建ニ節嚴疆一、宣ニ威遠方一、艱苦盡瘁、無レ所レ不レ至、朕切嘉ニ奬之一。乃領賜以酬ニ有功一。顧前途甚遠矣。厥克翼ニ贊大成一、朕益有レ望ニ汝有衆一。汝有衆其懋哉。

主なる戰功者左の如し。

千五百石	嘉彰親王
二千百石	西郷隆盛
八百石	九條道孝
一千石	大村永敏

また舊大名では

十萬石	毛利敬親（長州藩主）
同	島津忠義（薩摩藩主）
四萬石	山內豐信

次いで同年九月十四日蝦夷征討の功を賞し舊箱館藩知事兼青森口總督清水谷公考以下百三人及び陸海軍舊箱館府兵各藩船艦諸艦長士官以下に祿を給し金子を賜うた。

その詔に、

方ニ凶賊嘯聚一、汝有衆建レ節宣レ威、艱苦盡瘁、克靖ニ北疆一。朕嘉ニ奬之一。乃領賜以酬ニ有功一。汝有衆懋哉。

とある。尋いで同月二十六日に至り、詔して復古の功臣に祿を給し位を進め物を賜うた。

その時の詔は、

朕惟、皇道復古、朝憲維新、一賚二汝有衆之力一。朕切嘉二奨之一、乃領賜以酬二有功一。汝有衆勗哉。

主なる者は左の如し。

五千石	三條實美
五千石	岩倉具視
千八百石　叙従三位	木戸孝允
千八百石　叙従三位	大久保利通
千八百石	廣澤眞臣
千五百石	中山忠能
千石	正親町三條實愛
千石	大原重徳
千石	東久世通禧
千石	小松清廉（帯刀）
千石	後藤元曄（象二郎）
千石	岩下方平
八百石	澤宣嘉
八百石	由利公正（八郎）
五百石	成瀬正肥
四百石	田宮篤輝（如雲）

四百石　福岡孝弟（孝悌）
四百石　中根師質（雪江）
四百石　辻維嶽（將曹）
以上永世祿
五千石 敘正二位　山内豐信（土佐藩主）
千五百石　伊達宗城（宇和島藩主）
百石　江藤胤雄（新平）
百石　島義勇（團右衛門）
百石　北島秀朝
百石　土方久元
百石　西尾爲忠
五十石　新田義雄
以上終身祿
金壹千兩　田中輔
金五百兩　神山君風（左多衞）
以上一時賜金
敘從一位　德川慶勝（名古屋藩主）
敘正二位　松平慶永（福井藩主）
敘正二位　淺野茂勳（廣島藩主）

叙正三位　西郷隆盛

また同年七月詔して、大友帝に追謚して弘文と曰ひ、淡路廢帝を淳仁と曰ひ、九條廢帝を仲恭と曰うた。また賊名を得た德川慶喜・松平容保・伊達慶邦・南部利剛・丹羽長國・松平定敬等の舊臣及び各藩の脱走者六千六十餘人の罪を宥し、容保の舊臣四千七百人を松平容大に還付して米四萬五千石を給與せられた。

招魂社及神社建立と贈位

六　招魂社及神社建立と贈位

二年二月詔して、贈從三位毛利元就が爭亂の世に際し名義を明かにし、朝廷の爲めに盡せし功を追賞し豐榮神社の號を賜はつた、又護良親王の祠を鎌倉に、宗良親王の祠を遠州井伊谷に創建して共に官幣社とした。同年六月東京九段坂上に建てた招魂社の功を竣へ、勅使を遣して王事に盡し、戰死した者を弔祭せられ、毎年正月三日、五月十五日、九月二十三日を以て勅祭の日と定められた。初め安政以來殉難の士を京都東山に合祀せられたが、是に於て殉難者戰死者全部を招魂社に合祀することゝなつた。

出版條例及び新聞紙條例の發布

第二十三節　出版條例及び新聞紙條令の發布

圖書出版條令

一　圖書出版條例

出版條例の始め

政府は明治元年閏四月二十八日刊行の制限を布告し、次いで同年六月八日に至り更に新聞紙の制限令を布達してその濫行を防止して來たが、翌明治二年一月二十七日又々行政官から左の達があつた、即ち

圖書開板之儀其管轄の府藩縣へ可願出、右府藩縣ヨリ稿本並著述者之鄕里姓名等委細相記シ行政官へ可伺出、尤官許上版ノ上製本一部ツヽ行政官へ可相納事。

一　舊來ノ藏版ヲ再刻或ハ大本ヲ小本ニ爲シ、大圖ヲ小圖ニ縮スル等最前出版ノ年月ヲ相記シ可伺出、尤官許上版ノ上行政官へ製本相納候儀可爲前條之通事。

一　是迄藏版ノ圖書題號及著述姓名並ニ官許ノ年月日等委細相記來二月中行政官へ可差出事。

一　圖書重版ノ儀從來制禁ニ付、先般御布告モ有之候處、猶官許ヲ不受本文一字ノ異同無之題號ノミ相換へ出版候者有之哉ニ相聞へ以之外之事ニ候。以來右樣ノ者於有之ハ屹度御咎可有之事。

出版條令の嚆矢

右條例を見るに、當時の圖書出版條例なるものは今日の條例と異り頗る窮屈なもので、一種の制限令と見るべく、屆出主義ではなく總べて許可制であつた。隨て一書を刊行するにも頗る繁雜な手數を要し、豫め稿本をその筋に提出して檢閱を經た上、刊行物の種類によつては稿本をその筋に提出して出版の伺出をなしてから一年二年の後出版したものも尠くなかつた。卽ちこれが我が國に於ける出版條例の嚆矢である。

二　新聞紙條例

新聞紙條例

新聞條例の始め學校に於て新聞紙を管理す

曩に政府は出版條例を發布して圖書刊行を取締るに至つたが、その翌二月（二年）八日學校に於て新聞紙を管理するの制を定むると共に、更に新聞發行を許可して新聞紙印行條例を發布し、並に新聞事業を獎勵せる御觸書を達せられた。卽ち、

御觸書

世上新聞紙出版御許ニ相成候間市中ノ人民ニ至ルマデ遍ク知覺致シ存寄之者ハ學校へ願出候樣可致候事

二月

新聞紙印行條例

新聞紙印行條例

一　各箇ノ新聞紙ハ宜ク各箇ノ表題アルベシ。

一　表題ヲ以テ開板免許ノ上ハ毎號検印ヲ受クルヲ要セス右出版即日二部ヲ官ニ納ムヘシ。
一　各號毎ニ出版ノ處年月日編輯人若クハ出版者ノ姓名及各號ノ號數ヲ載スヘシ。
一　凡記載スル事件ニ付テ吟味スヘキ事アル時ハ編輯人其辨解ヲナス可シ若シ辨解ナキモノハ罰金ヲ出サシム。
一　一切天變地異物價商法政法（政法ハ妄ニ批評ヲ加フルヲ許サス）軍事（其説錯誤シテ改メサル者ハ責アリ）火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飮食諸種ノ官報洋書ノ譯文海外ノ雜話凡ソ世ニ害無キ者ハ皆記載スヘシ。
一　贈答ノ書牘或ハ各人作ル所ノ文若クハ雜説等其姓名ヲ注スヘシ、只詩歌ノ内作者ノ詳ナラザル者ハ此例ニ非ス。
一　新聞中人ノ罪ヲ誣告スル事嚴禁ナリ。
一　妄リニ敎法ヲ説ク事ヲ許サス。

新聞紙印行條例附錄

一　官版ノ新聞紙ハ開成學校ノ關スル所ニアラス。
一　各府縣ニテ出版ノ新聞紙ハ其府縣裁判所ニテ検閲スヘシ。
一　外國人國字ヲ以テ出版スル者ハ各地運上所ニテ之ヲ監シ毎事必ス裁判所ニ報知スヘシ裁判所ハ皆新ニ定メタル條例ニ依テ齟齬スヘカラス。
一　開成學校ニ於テハ專ラ東京中出版ノ者ヲ監ス。
一　東京出版ノ新聞紙若シ條例ニ背クモノアルトキハ開成學校ヨリ之ヲ東京府裁判所ニ告ケ同所ヨリ出版願人ヲ糺問シ罰ニ從テ科斷ス。

學校をして新聞紙を管理せしめたことは元より奇拔な制度であるが、一切天變地異物價商法政法軍事火災嫁娶生死學藝遊宴衣服飲食等々とその記事の種類を列擧せる點は如何にも明治の黎明期らしい條例である。これが即ち我が國に於ける新聞紙條例發布の濫觴である。

三 出版條例の改正

出版條例の改正

然るに同年（二年）五月十三日に至り行政官から左の如き達があり、出版條例は改正された。即ち、

書籍出版モノ是迄議政官ニ於テ改方相成候處、今度學校ニ於テ出版取調所被設候間、向後書籍出版致度者ハ昌平開成兩學校ノ內ヘ願出官許ヲ可受候。依テ出版條例書相達候間堅可相守事

但從來藏版之圖書題號及著述者姓名官許年月等行政官ヘ可屆出旨相達置候處、未タ屆出サル向ハ東京ハ來ル六月中遠國ハ十月迄ノ內兩學校ヘ可差出事。

出版條例

一 出版ノ書ハ必ス著述者出版人賣弘所ノ姓名住所等ヲ記載ス可シ（假令一枚摺ノ品ト雖モ亦然リ）此法ヲ犯ス者ハ罰金ヲ出スベシ

一 妄ニ教法ヲ說キ人罪ヲ誣告シ政務ノ機密ヲ洩シ或ハ誹謗シ及淫蕩ヲ導クコトヲ記載スル者輕重ニ隨テ罪ヲ科ス

著作權保護の始め

一 圖書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ專賣ノ利ヲ收メシム保護ノ年限ハ率ネ著述者ノ生涯中ニ限ルト雖モ其親屬之ヲ保續セント欲スルモノハ聽ス

一 圖書ヲ出版スルニ先チテ書名著述者出版人ノ姓名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ學校ヘ出シ學校ニテ檢印ヲ

押シテ彼ニ付ス此レ即チ免許狀ナリ此免許ノ月日ヲ併セ刻スヘシ

一　出版ヲ願フ者ハ書面中幾月後刻成ヲ待テ其書ヲ納ム可キコトヲ記シ若シ刻成セサレハ別ニ期ヲ延フルヲ請フ

一　刻成ルノ後五部ヲ學校ニ納ムヘシ、此レ各所ノ書庫ニ頒ツ爲メナリ

一　官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者並ニ之ヲ賣弘ムル者アレハ版本及製本ヲ沒入ス、但シ之ヲ賣テ得ル所ノ金モ亦官ニ入ル

一　官許ヲ受ケスシテ僞テ官許ノ名ヲ冒ス者ハ罰金ヲ出サシム、但シ未タ發兌セサル者ト雖モ亦然リ

一　重版ノ圖書ハ版本製本盡ク官ニ沒入シ且ツ罰金ヲ出サシム（是ヲ賣弘ムル者亦同シ）罰金ノ多少ハ著述者出版人ノ損害ノ多少ニ準ス、但シ罰金ハ即チ著述出版ノ本人ヘ附與スル償金トス

一　凡ソ新ニ舶來ノ圖書ヲ翻刻スル者ハ亦專賣ノ利ヲ收メシム舊版漫滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ磨滅ノ度ニ從テ聽ス

一　凡ソ著述及飜譯ノ圖書雙方ヨリシテ願ヒ出ルニ於テハ讓リ渡シヲ得テ出版自在ナル可シ

一　飜譯練兵書類ハ專ラ新式ヲ崇フヲ以テ歲月ノ限アル可カラス、且ツ大圖ヲ縮小シ小圖ヲ拓大ニシ、或ハ舊本ニ評註ヲ加フル等ノ如キ臨時ニ議シテ本人ニ害ナキ者ハ聽ス

一　凡ソ活字ニテ出版スル者亦此例ニ同シ

一　凡ソ圖書肖像戲作等モ亦之ニ準ス（出版願書雛形ハ之ヲ略ス）

附錄

一　學校中出版取調局ヲ設ケ兩黌ノ官員相集テ免許ヲ與フ可キ哉否ヲ議決ス

一　儻シ願書ニテモ議決シ難キ者アレハ時トシテ草稿ヲ出サシム

圖書月報又は新刊月報の始め

一　學校知官事ノ許ニ一箇ノ印ヲ藏シテ免許ノ檢印トス

一　學校中ニ於テ願濟ノ書目ヲ印行シテ書肆ニ付シ毎月或ハ隔月刷出シテ著述者ノ參照ニ便シ剽竊ヲ防ク

一　三都書肆中ノ人ヲ撰ヒ年行司ヲ置テ互ニ相譏察セシム

一　出版ノ法ヲ犯ス者ハ所在裁判局ニ於テ科斷ス

舊例出版檢査ノ法必ス其稿ヲ呈シテ閲ヲ受ク。副本ヲ作リ遠地ニ送リ時日ヲ曠フシ事機ニ後ル丶ノ患アリテ文化ヲ傷スルコト少キニ非ス。本局命ヲ蒙テ出版ヲ監スルヲ以テ、議シテ此法ヲ變シ以テ此患ヲ除ク。然リト雖モ嚴ニ約束ヲ爲サスシテ妄ニ書ヲ刊行シテ世人ヲ惑ハスハ更ニ甚シカラン。故ニ條例ヲ頒ツテ遵守スル所ヲ知ラシム。若シ條令ヲ犯ス者ハ固ヨリ人々得テ責ル所ノ罪アリ。

學校權判事附識

この改正出版條令に於て注意すべきは著作權の保護であるが、出版の取締方を新聞紙と同じく、之れを學校に移したのは他に意味はなかるべく、單に圖書と新聞紙とを一ヶ所で取扱ふことが事務上便宜だからであらう。

諸制度の改廢による整備

第二十四節　諸制度の改廢による整備

大教宣布

一　大教宣布

明治元年神佛分離の政令を出し、僧侶にして神社の別當たることを禁じ、僧の還俗するものを歸正と呼び宮門跡に復飾を命じた。次いで同二年に至り神祇・太政の二官を設け神祇官を太政官の上位に置いて祭政一致の實を明かにしたが、ために廢佛毀釋と同時に神道が大いに勃興した。また宣教師を置いて、大教宣布の任

を委した。同三年正月三日、大教宣布の詔を降し給うた。即ち、

朕恭惟、天神天祖、立レ極垂レ統、列皇相承、繼レ之述レ之、祭政一致、億兆同心、治教明二于上一、風俗美二于下一。而中世以降、時有二汙隆一、道有二顯晦一矣。今也天運循環、百度維新、宜三明二治教一、以宣二揚惟神之大道一也。因新命二宣教使一、布二教天下一、汝群臣衆庶、其體二斯旨一。

横濱開港五十年史に『同年(明治三年)四月宣教使を更に博士となし正・權・大・中・小の別を設け、且つ各地の知事・參事をして大教宣布の職を掌らしめ、若し官員以外に宣教を專掌せしむる時は、其才に應じ之れに命ずるに參事或は屬准席を以てすることゝしたり』とあり、以て大教宣布の機構を想像するに難くない。尙ほ大教宣布及び廢佛毀釋に就いては第二卷の宗教篇、神道の條を參照されたい。

二　集議院を開く

集議院を開く

曩に政府は公議所を廢して集議院を置き、衆議によつて政治を行ふことを表明し、次いで該院の規則を發布したが、明治三年五月二十八日に至り始めて集議院を開いた。同日大政官の達に曰く、

今般開院ニ付テハ昨年詔書ノ趣ヲ遵守シ、愈以公平協議聖旨ニ可奉答候事

かくて同年九月十日に至り集議院を閉ぢて議員を罷歸した。

三　民部大藏を二省に分つ

民部大藏を二省に分つ

民部省を設く

民部大藏の併合

明治二年七月八日、政府は官制の改革を斷行し、神祇・太政の二官を設け、民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省及び諸廳を設けて大いに行政の刷新を圖つたが、翌八月十一日に至り民部大藏を併合し、民部卿松平慶永をして大藏卿を兼ねしめ、民部大輔大隈重信をして大藏大輔を兼ねしめた。然るに政府は翌明治三年

七月十日又々民部大蔵を民部省大蔵省の二省に分ち、民部省の下に地理・土木・驛遞・鑛山・庶務の五司を設け聽訟・社寺・鐵道・電信・燈臺・横須賀製鐵所の六掛を置いた。また大蔵省の下には造幣寮及び出納・用度・營繕租稅・監督・通商の六司並に度量衡改正掛を置いた。かくて時の民部兼大蔵卿伊達宗城を大蔵卿となし、民部兼大蔵大輔大隈重信を大蔵大輔に任じ、東京府大參事大木喬任を民部大輔に任じその後始末をなしたが、尙ほ大納言岩倉具視・參議大久保利通・廣澤眞臣をして民部省事務を兼知せしめた。これは都合上民部卿の任命を見なかつたので、特に岩倉・大久保・廣澤等の合議制として民部省の事務を管理せしめたものであらう。

四　藩制の改革

明治三年九月十日、版籍奉還後第二次藩制改革が行はれた。太政官の布告に曰く、

今般藩制別紙ノ通被仰出候。素ヨリ其綱領ヲ被揭候儀ニテ、節目施設ノ方ニ至テハ篤ト御旨意ヲ奉體シ、藩々其宜ヲ斟酌シ務テ舊弊ヲ除キ有名無實ニ不涉、成績相顯候樣盡力可致事。

（別紙）

藩　制

一　藩分爲三物成十五萬石以上ヲ大藩トシ五萬石以上ヲ中藩トシ五萬石未滿ヲ小藩トス

一　石高ハ草高ヲ不稱物成ヲ以テ可稱事、但雜稅金石ハ兩立ニテ本石高々ニ可結込事

一　藩廳

知　事

大參事　不過二人

權大參事　有無其便宜ニ從フ

少參事　不過五人
權少參事　有無其便宜ニ從フ小藩ハ之ヲ置カス
以上掌見職員令
大屬　權大屬　少屬　權少屬　史生
以上分課專務スル所アルヘシ譬ハ會計軍事刑法學校監察ノ類ノ如シ
右官員ノ多寡大中小藩ニ從テ可爲適宜事
廳掌　使部

一　藩高
譬ハ現米拾萬石
內壹萬石　知事家祿
殘九萬石
但公廨諸費常額追テ可被相定候ヘ共當分左之通
內九千石海陸軍資
但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ半ヲ陸軍資ニ可充事
殘八萬千石
但公廨入費士卒祿ニ充ヘシ尤精々節減シ有餘ヲ以テ軍用ニ可蓄置樣可心掛事

一　官祿藩々ノ適宜ニ任スヘキ事

一　功アッテ祿ヲ增シ罪アッテ祿ヲ褫キ及一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請フヘシ一時ノ賞並ニ流以下ノ刑ハ收祿シテ年末ニ可差出事

公議人の稱呼を廢す

公用人の稱呼を廢す

一　士族卒ノ外別ニ級アルヘカラサル事

一　正權大參事ノ内一人在京集議院開院ノ節卽チ可爲議員事。但半年交代可致尤公議人稱呼廢止ノ事

一　公用人ノ稱呼ヲ廢シ其事務ノ大小ニヨリ參事或ハ屬等ニテ用辨ヲナサシムヘキ事

一　知事朝集三年一度年々四季ニ分チ滯京三ケ月タルヘキ事。但國家重大ノ事件ニヨリ朝集ハ此限ニアラス

一　歲入歲出年々十月ヨリ九月迄ヲ限リ分界ヲ立別紙雛形ノ通明細書ヲ以テ年末ニ可差出事。但雛形ハ追テ可相達事

一　從前藩債ハ一般ノ石高ニ關スル事ニ付其支消ノ法ハ藩債ノ總額ニヨリ支消年限ノ目途ヲ立知事家祿士卒祿其他公廨入費等ヨリ分賦シテ可償却事

一　從來藩造ノ紙幣向後引替濟ノ目的ヲ可相立事

五　工部省を設置す

工部省を設置す

寺院寮を置く社寺掛を廢す

明治三年閏十月二十日、政府は二官六省の外に工部省を增設して從來民部省の管轄下に置いた鑛山・製鐵・燈臺・鐵道・電信等の事を管せしめ、民部省中の鑛山司及び製鐵・燈臺・鐵道・電信等の四掛を廢した。また更に民部省に寺院寮を置き社寺掛を廢し庶務司をして聽訟掛を管轄させた。

二年四月相模の觀音崎にはじめて燈臺を据え付けた、次いで品川・安房・淡路・神戸・箱館の各所に增設し一層航海の便に供した。又二年八月電信を横濱燈臺寮より同所の裁判所に架設し、後に之を長崎、大阪、神戸に架設し、鐵道は五年初めて東京横濱間に敷設し、次で神戸・大阪に及ぼした。

六　祿制の改正

政府は秩祿處分につき先づ復雜なる祿制を整理する必要を認め、明治三年十二月十日に至り、宮華族（元堂上）並に舊官人以下一般の祿制を改正した。その口達に曰く、

後世王室陵夷將門權ヲ握リシヨリ、德川氏ニ至リ尊王ノ大義ヲ表セリト雖モ、朝廷虛器ヲ擁スル、辨髦ノ如キナリ。縉紳諸臣皆幕府ノ朱印ヲ以テ家祿ヲ給シ、攝籙ノ門閥ト雖モ小藩ノ家宰ニ如カス、況ヤ小臣ニ至テハ陪卒ニモ劣レルカ如シ。貴族大臣救ヲ親戚ノ藩ニ仰キ僅ニ家計ヲ爲ニ至ル、小家ニ至テハ其貧窶究困實ニ不堪見也。是天下ノ所慨志士ノ所歎。今也王政復古大權朝ニ歸シ縉紳文武ノ職ヲ執ル。俗情ヲ以テ思フニ、宜ク祿ヲ增シ給ヲ加ヘ主トシテ朝恩ヲ蒙ル可キニ似タリ。然ルニ更始ノ際舊弊ヲ除キ大藩諸侯モ十分一ノ家祿ニ減シ、諸士卒皆削祿セラル、一新釐革更張ノ時宜ク如此ナル可キナリ。縉紳ノ如キハ朝家近臣須ク天下ニ先チ朝意ヲ奉シ自ラ其責ニ當ル可キナリ。朝廷爰ニ於テ內外同視公平無偏ノ處分無ンハ有ヘカラス、若朝廷近臣ニ私シテ祿ヲ增シ給ヲ厚フセハ前古ノ覆轍ヲ招ク必然ナリ。今朝廷華族祿制ヲ定ムル不得止儀也。諸臣宜ク上意ヲ體認シ自ラ反省其分ヲ守リ、勉勵盡力其材ヲ磨キ聖業ヲ可奉扶モノ也。

尙ほ規則及び祿制は左の如くである。即ち、

規則

一　祿制ヲ二十一等ニ分チ、士族ハ十八等ニ止ル事。但シ士族ノ元高十三石ニ滿タズ卒ノ元高八石ニ滿タザルモノハ是迄通リノ事

一　元祿ハ現今ノ石高ヲ以テ標準トスル事

一　舊來同心ノ輩ハ卒ト稱スベキ事

一 禄制ハ凡テ現石高ヲ稱スヘキ事

一 禄制當年ハ是迄通リニテ減額ハ來春ヨリノ事

一 禄ハ凡テ現米ニテ支給スル事

禄制

一 元禄萬石未滿九千石迄	現米	二百五十石
一 同九千石乃至八千石迄	同	二百二十五石
一 同八千石乃至七千石迄	同	二百石
一 同七千石乃至六千石迄	同	百七十五石
一 同六千石乃至五千石迄	同	百五十石
一 同五千石乃至四千石迄	同	百三十五石
一 同四千石乃至三千石迄	同	百二十石
一 同三千石乃至二千石迄	同	百五石
一 同二千石乃至千五百石迄	同	九十石
一 同千五百石乃至千石迄	同	七十五石
一 同千石乃至八百石迄	同	六十五石
一 同八百石乃至六百石迄	同	五十五石
一 同六百石乃至四百石迄	同	四十五石
一 同四百石乃至三百石迄	同	三十五石
一 同三百石乃至二百石迄	同	二十八石

一　同二百石乃至百五十石迄　同　二十　二石
一　同百五十石乃至百石迄　同　十　六　石
一　同百石乃至八十石迄　同　十　三　石
一　同八十石乃至六十石迄　同　十　一　石
一　同六十石乃至四十石迄　同　九　石
一　同四十石乃至三十石迄　同　八　石
一　同三十石以下は是迄通り

また維新の業を翼賛し、王事に勤勞したものに對しては賞典祿を賜つたが、その祿制はやはり以上の祿制に準據したものであつた。尙ほ詳しくは文武功臣行賞の條を參照されたい。

七　新律綱領を頒布す

新律綱領を頒布す

明治三年十月、政府は舊幕府の刑法を釐正し、假に死・流・徒・笞の四刑を定め、磔は大逆にとゞめ、重罪犯人を梟首に處し、焚刑を廢し、從來の追放所拂を廢して之れを徒刑に處する事に改め、流刑は蝦夷地方に限り、窃盜金百圓未滿は之れを死刑にせず、就中死刑はすべて之れを勅裁を經て行ふ事に定めたが、次いで四刑を各三等に分つ等種々の改正を加へて大いに舊幕時代の酷刑を緩和する所があつたが、豫ねて刑部省に勅し明淸律を參酌して新律を編纂中のところ漸く完成したので、同三年十二月二十日政府は新律綱領を頒布した。明治政史に『刑部省に勅し明淸律を參酌して新律を纂定せしむ。寛恕の意を體し務て輕減に從ふ。乃ち新律綱領是なり。凡そ六卷律名十四共に八圖一百九十二條、別に閏刑を設て士族を科し、笞杖は謹愼閉門等に處す。官吏華族は贖金を許す。既にして笞杖以下に懲役法を設け、徒場を懲役場と改む。其律名に曰く、

名例律上下・職制律・戸婚律・賊盜律・人命律上下・闘毆律・罵詈律・訴訟律・受贓律・詐僞律・犯姦律、雜犯律・捕亡律・斷獄律」とある。

八　薩長二藩の對立

薩長二藩の對立

新政府が成立したが薩藩の勢力が頗る大で、文武兩方面に於てその實權を掌握してゐた。然るに長藩の士はいづれも薩藩の下風に立つことを潔しとしない。かく薩長兩藩の對立といふことは後日に禍を貽したものと云ふべきであらう。いま之れを兩藩の出身者に就いて見るに、即ち西郷隆盛は鳥羽伏見の戰爭以來江戸城の受取まで一身に引受けたのでその聲望は非常なものだ。また王政復古以來右大臣岩倉具視を輔けて樞機に參じ、功勞の大なるものに同藩の大久保利通があり、これが文勳第一として推される。

西郷隆盛

文勳第一の大久保利通
大村益次郎
木戸孝允

一方兵部大輔大村益次郎は副總裁三條實美と共に勅命を奉じて江戸に向ひ、彰義隊の剿滅より北海の鎭定に至るまで兵馬の統率者として之れ亦多大なる功績を顯はした。また木戸孝允は版籍奉還を首唱して以來、陰に陽にその實現に盡した功績は決して西郷や大久保に劣らぬ。然るに政府は專ら官制律令の完成を期するため文臣を重用したので、勢ひ文臣が日一日と勢力を增して來た。右大臣三條を始め、德大寺・鍋島・副島・前原・廣澤・大隈・佐々木などは皆文臣から出て勢力の大なるものであるが、ひとり大村永敏だけは武人出身であつた。大久保・木戸・後藤・板垣などは皆劇務を解かれ閑地に就き、島津も西郷も國に退いてしまつた。

二年九月四日、大村永敏（益次郎）は刺客のために刄傷を蒙り、それが原因で十一月五日遂に死去した。正三位に叙し、賻三百兩を賜つた。後ち刺客團島金十郎・金輪五郎・五十嵐伊織・太田光太郎・團伴二郎の五名を捕へ斬に處した。これを動機として文武の功臣が互に相提携して國事に膺るの必要を痛感し、それには薩長の權衡を保つことが最大急務であるといふので、十二月大久保は自身鹿兒島に島津久光、西郷隆盛を訪

利通・孝允再び廟堂に立つ

志士の横死と薩長土の提携

雲井龍雄の謀叛大村益次郎の要擊參議廣澤眞臣の暗殺外務卿澤宣嘉の憤死

新政府の中心勢力

れて種々と國事多端なることを説き入京を促した。木戸孝允も亦た山口に毛利敬親を慫慂した。併し當時島津も西郷も、敬親も皆病の故を以て辭退したので、結局利通と孝允は再び廟堂に立たねばならぬことになつてしまつた。

九　志士の横死と薩長土の提携

版籍奉還斷行の後、廟堂に立つた人物は、曾ては王政復古を唱へ、尊王攘夷を唱へたる非開國黨であるが一度政權を獲得し、朝に立つに及んで忽ち開國黨に早變りし、文明開化の禮讃者として急激なる改革を圖らうとした。而も三尺の長劍、七寸の鞋を以て天下を横行濶歩せる往年の在野政治家が廟堂に列し、衣冠束帶を着くるや、忽ち權勢をのみこれ恃み、ひたすら專恣暴戾の態度に出づる傲慢者流であつた。之れに反して新政府の進歩主義を暗に攻撃する固陋な保守黨と、新政府に取殘されたる連中とは、期せずして反逆的行動を執つた。米澤藩士雲井龍雄の謀叛をはじめ、長州藩士大樂源太郎の企てた政府顚覆の反旗には隨所に荷擔するものが多く、兵部大輔大村益次郎の要擊、參議廣澤眞臣の暗殺、外務卿澤宣嘉の憤死の如き、皆その渦中に投じた志士の悲壯なる横死で、改革に殉じた貴き犧牲であつた。

是等の反逆的行動は一部々々の事象に過ぎず、幸にして之れを未然に防ぎ、若くは既に鎭靜せしめたが、併しこれ等の事件は、朝野識者の腦裡に特別な衝擊を與へ、この際政府を改革して、別に有力なる內閣を組織し、これによつて諸般の根本改造を行ひ、維新の大業たる基礎を確立しなくてはならぬとの意見を有するものが多く且つ之れを强調した。勿論政府の大黑柱となつたものは大久保や木戸には相違ないが、つまり薩長共力して新政府の中心となり、島津や西郷、板垣退助を誘ひ、こゝに薩・長・土の完全な提携と成つたのである。

親兵隊の組織

新参議補任　木戸孝允　大隈重信　板垣退助　大藏大輔大久保利通

四年二月、薩・長・土三藩から歩兵九大隊、砲兵六中隊約一萬の兵を東京に徴集して、親兵隊を組織したなどは餘りにも鮮やかな事態振である。同年六月現任参議が總辭職し、西郷、木戸が新に参議、大久保は大藏大輔、後に佐賀藩を加へて大隈重信及び板垣退助を新参議に補し、三條太政大臣の下に新內閣を組織したのも、西郷の威望、木戸の明智、大久保の果斷は時の內閣を大盤石の上に据えたものと謂はねばならぬ。

十　諸藩の叛亂

諸藩の叛亂

新政府は續々として新法新制を布き、諸般皆刷新を加へて面目を一新したが、進んで舊時代の夢から醒むることの出來ない舊士族等は、漸次反逆の意を表明した。ために各地は騷然、遂に叛亂を起すに至つた。

明治三年二月、山口藩の歩兵・振武、建武等の名を冠せる舊藩兵は亂を起して藩廳を襲うたので、藩兵は邀へ擊つてそれ〲其の巨魁を斬罪に處した。勿論之れは藩の兵制改革に對して反抗したのであつた。次いで同年五月、德島藩の兵は、藩の老臣稻田邦殖の采邑須本を燒打ちした、稻田はもと維新の功勞者として藩屏に列せられるのを嫉んで斯る暴擧に及んだもので、主謀者十人を斬に處し、猶黨與六十人を處刑して鎭定した。又米澤の雲井龍雄は全く方面ちがひのものであり、他の反逆者と同一視すべき性質のものでないが、主として薩長の橫暴に憤慨した餘り、その不完全たる政體を改革して封建に復する運動に從事したがこれ亦中途發覺し、七月二十日遂に捕へられて東京に護送せられ、越えて十二月一味徒黨十九人と共に死刑に處せられた。次いで同月、松代・中野・須坂・椎谷等の藩民等は紙幣兌換、貢米等に反對し隨所に蜂起したが、翌年三月鎭定された。斯の如く舊藩の盛時を追懷して憤懣のあまり、兵を起すの徒は未だ全く迹を絕つに至らなかつた。一時反亂は傳染病のやうに蔓延して隨所に叛亂の狀を呈したのも亦た已むを得ざる反動的社會現象で、蓋し革新には不可避的な餘震であらう。

雲井龍雄の死刑

十一　內閣の改造

內閣の改造

明治四年六月西鄕は板垣大參事と相携へて上京、いよ〳〵新政府の檜舞臺に登場する事になつた。これは前年十二月勅旨を奉じて大久保・木戶・山縣・川村等の入閣勸說を容れたためで、西鄕は、薩長土三藩の兵を以て朝廷護衞の大任を奉じた結果である。かくて三藩の兵二萬人を東京に召集して親兵とし、西鄕、木戶の二人を參議に任じた。參議大久保を免じて大藏卿となした。廢藩の大勢既に定まるを俟ち、こゝに「王臣王土」を實現するの機運に轉向した隆盛は遉がに從來の保守主義を拋擲し、鮮かに時勢の迎合に轉身し、以て孝允と相並んで臺閣の首位を占むるに至つたのである。卽ち同年六月二十五日政府は參議大久保利通・木戶孝允・大隈重信・佐々木高行・齋藤利行・兵部卿熾仁親王・宮內卿萬里小路博房・大輔烏丸光德・民部大輔大木喬任・刑部少輔宍戶璣等を罷免し、鹿兒島大參事西鄕隆盛を參議に任じ、木戶孝允を參議に復した。

新政府の登場人物

また神祇伯兼宣敎長官中山忠能・大副兼神宮祭主近衞忠房・彈正尹九條道孝を解職して麝香間祗候に任じた。但し忠能は特に多年の勤勞を賞し祿五百石を賜うた。次いで同年二十七日に至り、右大臣三條實美を神祇伯宣敎長官の兼務となし、神祇少副福羽美靜を神祇少副兼宣敎次官に任じ、大久保利通を大藏卿となし、大隈重信を大藏大輔に、萬里小路博房を宮內大輔に任じ、翌二十八日には後藤元曄（象二郞）を工部大輔となした。

第二十五節　廢藩置縣と善後整備

廢藩置縣と善後整備

一　大敎の御沙汰

大敎の御沙汰

明治四年七月四日、大教の御趣意につき左の如く諸藩に御沙汰があつた。即ち、

大教ノ旨要ハ神明ヲ敬シ人倫ヲ明ニシ、億兆ヲシテ其心ヲ正クシ其職ヲ効シ、以テ朝廷ニ奉事セシムルニ在リ。教ノ以テ之ヲ導クコトナケレバ其心ヲ正シクスルコト能ハス、政ノ以テ之ヲ治スルコトナケレハ其職ノ効スコト能ハス、是教ト政ト相須テ行ハル、所以ナリ。今ヤ更始ノ時ニ方リ、神武天皇鴻業ヲ創造シ玉ヒ、崇神天皇四方ヲ經營シ玉フ御偉績ニ基カセラレ、時ニ因リテ宜キヲ制シ、大ニ變革更張被遊候處、大教ノ未タ浹洽ナラサルヨリ民心一ツナラス其方向ニ惑フ、是レ宣教ノ急務ナル所以ナリ。夫人ハ萬物ノ靈神明最モ惠顧シ玉フ所ノモノナリ。天孫皇太神ノ勅ヲ奉シ、斯土ニ君臨シ之ヲ撫字シ玉ヒシヨリ、列皇相承亦皆太神ノ心ヲ以テ心ト爲シ玉ハサルハナシ。然リ而シテ大政ノ變更スル所アルモノハ、世ニ古今アリ時ニ汚隆アルヲ以テノコトニテ、元ヨリ斯民ヲシテ其心ヲ正シクシ其職ヲ効シ、以テ昏迷ヲ解キ終始仰テ依ル所ヲ知ラシメント期シ玉フハ前聖後聖其揆一ナリ。故ニ大教ヲ宣布スルモノ誠ニ能ク斯旨ヲ體認シ、人情ヲ省テ之ヲ調攝シ、風俗ヲ察シテ之ヲ提撕シ、之ヲシテ感發奮興シ、神賦ノ知識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ、神明ヲ敬シ其惠顧ノ洪恩ニ負カス、聖朝愛撫ノ盛旨ヲ戴キ、以テ維新ノ隆治ニ歸向セシムヘク候。

是政教一致ノ御趣意ニ候事。

刑部省及び彈正臺を廢す

司法省を設置す

佐々木高行

政府は同月九日に至り、刑部省及び彈正臺を廢して司法省を置いたが、その職掌を見るに、卿は掌レ總二判執法申律折獄斷訟捕亡一とあり、大少輔は掌同レ卿とあつて、その職掌は前の刑部卿と大差がない。また佐々木高行を司法大輔に任じた。これより先き同月四日大木喬任は民部大輔に任ぜられたから、これで大木と佐々木は復活した譯であるが、政府の朝令暮改主義は依然として止まなかつた。

廢藩置縣

二　廢藩置縣

曩に政府は德川氏の直領を收めて之れを府縣に分ち、府縣知事を置いて統治させたが、次いで明治二年六月十七日に至り、勅して諸藩の版籍奉還を許し、二百六十二諸侯をそのまゝ藩知事に任命して之れに現石十分の一の家祿を給し、從來通りその土地人民を管轄統治せしめた。何故その際政府が德川氏の直領に府縣制を布いた如く、諸侯の版籍奉還を好機として當時直ちに縣制を布かなかつたかに就いては學者間に種々の異說があるが、要するに當時は維新の直後で未だ政府の基礎も確立しなかつたのと、版籍奉還後その跡へ直ちに縣制を布き、他から知事を任命派遣して之れを管轄統治せしむることは、急激なる變化にともなひ諸藩に多數の失職士族を出し、ために諸藩を動搖せしめ意外な紛擾を惹起する憂が多分にあつたので、政府は夙に之れに鑑み、先づ諸藩の諸侯をそのまゝ藩知事に任じて舊所領を治めさせることは政府對諸侯の感情を緩和する上に於ても頗る効果があると云ふ高等政策から、他日縣制を布くまでの暫定的措置として藩制をそのまゝ置いたのである。政府の方針としては斯くて徐にまづ政府の基礎卽ち財政兵備を確立し、牢固たる不拔不動のものとした上で、廢藩置縣を斷行するつもりであつた。然るに政府は維新の偉業を成就し、盛んに歐米の文物制度を輸入採用して內容外形の整備を急いだが、政府の收入としては舊德川氏直領に過ぎず、版籍奉還後と雖も諸侯は相變らず藩知事として財政兵權を掌握し、諸國に割據してゐるので、政府の財政は頗る窮乏を告げた。よつて政府は之れが彌縫策として太政官札や民部省札を發行し、以て一時を糊塗したが、財政の困難は益々甚だしく、之れが對策たる收入の增加を計るには奈何しても名實共に中央集權を斷行して藩制を廢し、縣制を布いて土地と人民を政府に收めるより外に良策がないので、財政の危急を救ふべく遽かに縣制の實施を圖るべくその絕好機を捕へるに焦慮してゐた。また一方諸藩にあつては政府の機構が漸次整備して行くに反し、諸藩は紀綱施廢し、次第に財政の窮乏を告ぐるに至り百弊續出し、ために民心の離反するに及び漸くその維持に困却し、日增し士氣沮喪して昔日の俤は失せ、自ら廢藩を請ふものを　ずるに至つた。そ

廢藩置縣を出願せる藩主

鳥尾小彌太
野村靖
井上馨

山縣有朋
西郷隆盛

の實例は藤井甚太郎著　綜合日本史大系、明治時代、第五章第二節廢藩置縣、封建諸藩沒落の條に『自ら廢藩を請へるものは、實に吉井・狹山二藩がその先驅であつた。二年十二月二十六日、朝廷は吉井藩知事吉井信謹・狹山藩知事北條氏恭が上表して職を辭せんことを請へるを嘉納して二藩を廢し、前者を岩鼻縣に、後者を境縣に併せ、その士族、卒を二縣に隷せしめた。翌三年七月十日には、盛岡藩知事南部利恭の辭表を許して、これを盛岡縣としたが、續いて諸藩知事の上表を嘉して、十月二十二日長岡藩を廢して柏崎縣に、四年二月五日多度津藩を廢して倉敷縣に併せ、六月二日龍岡藩を廢して中野・伊那二藩に分屬し、同じく二十二日には大溝藩を廢して大津縣に、二十五日には津和野藩を廢して濱田縣に併せた。何れも舊藩知事に家祿（舊封現石十分の一）を給して、東京に住せしむ。たゞ四年四月四日行はれた丸龜廢藩のみは例外であつて、藩知事京極朗徹が縣知事に任ぜられた。また、鞠山・福本・高須・德山の諸藩は廢藩にこそなつたが、これは宗家たる小濱・鳥取・名古屋・山口の諸藩に合併せられたので、新田と稱して藩名を立てざる支族が、本藩に統一せられたのと同じ例である云々』とあるを以てもその一斑を想像するに難くないであらう。諸藩に於ける斯る運動の勃興こそ實に政府が縣制實施を斷行すべき絶好機であつて、政府は之れに乘じて一擧に廢藩置縣を斷行したが、併し之れが實施に當り西郷・木戸・井上・大久保等の策謀も與つて力のあつたことは爭はれぬ。

即ち廢藩置縣に就き、明治政史に『是より先き天下の形勢漸く變す、會々長州の鳥尾小彌太野村靖の二人廢藩置縣の擧を贊し、相率ひて井上聞多を訪ふ、井上微笑して之を引く。二人容を收めて曰く願くは貴下の頭を受けん。井上笑て曰く吾頭を與ふる甚た難きに非す、然れども察するに吾頭を與ふるを要せざるべし、必す封建絶滅の論を持して來りしならんと。二人手を打つて悅び遂に細に其方略を談す。井上曰く封建を廢する行はるれば可なり、行はれずんば再び兵を動すの決心なかるべからず、宜しく先づ山縣を說き山縣を以て西郷に說かしむべし一方には木戸を說きて發案せしめざるべからずと。是に於てか山縣また西郷に說く。西郷

曰く諾と、復た他事を言はず之を久す。曰く吉之助の一諾死以て之を践まんと。木戸曰く時機今なりと。尋で廷議決す云々』とあり、また大森金五郎著現代日本史に『惟ふに、版籍奉還後、人心はなほ兩方に走り、一は改進の政策を喜ばず、政府の處置に不平を懷いて、或は發して暴動となり、或は當路者の暗殺事件となつた。（中略）他方にもまた自ら進んで藩を廢して縣を置かんことを請願した諸藩もあつた（盛岡・丸龜・津和野を始めとして、熊本・名古屋・德島・鳥取の如き）そこで廷臣側には漸進的の考へを有する者が多かつたにも拘らず、長藩士鳥尾得庵（小彌太）・野村靖等は、機既に到れりとして、廢藩の事を同藩士井上馨に謀る所があつた。井上はこれに贊成して山縣有朋に說き、更に山縣をして西鄕隆盛に說かしめ、一方木戸孝允をしてこれが發案者たらしめた。かくして迅速電擊的に、廢藩置縣の事が行はれたのである』とある。以て廢藩置縣の斷行に際し、その裏面に於ける活動策謀の大略を窺知することが出來るであらう。

在京藩知事を宮中に召す

かく明治四年七月十四日、天皇は在京五十六藩知事を宮中に召し給ひ、廢藩の詔を下し、列藩を廢して縣となした。但し在藩のものは翌十五日在京參事を召して之れを傳宣し、九月を期して悉く歸京せしめた。

廢藩置縣の詔

詔に曰く、

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、內以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セハ、宜ク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム。然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實擧ラサルモノアリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス。是レ務メテ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂ナカラシメントス。汝群臣其レ朕カ意ヲ體セヨ。

明治政史に『又特に島津忠義・毛利元德・鍋島直大・山內豐範ノ版籍奉還を首唱せしを賞し、德川義宣・細川護久・池田慶德・蜂須賀茂韶等郡縣立制の建議其當を得るを嘉賞す。同日（七月十四日）舊藩大參事以下

に命じて假に事務を管理せしめ、大事は朝裁を取らしむ』とあり、以て廢藩置縣に際して政府の採つた措置を知るに難くない。

また廢藩置縣斷行の日（七月十四日）政府は大藏大輔大隈重信、高知藩大參事板垣正形（退助）を參事となし、大納言岩倉具視を外務卿に任じ、民部大輔大木喬任を民部卿となし、民部少輔井上馨（聞多）を民部大輔に拔擢し、兵部少輔山縣有朋を兵部大輔に任じ、大納言德大寺實則・嵯峨實愛（初め正親町三條を稱した）。外務卿澤宣嘉を罷免して實則・實愛を麝香間祇候となした。次いで同月十八日に至り、大學を廢して文部省を置き、江藤胤雄（新平）を文部大輔に任じ制度局のことをも兼知せしめた。更に同月二十日に至り、曩に大納言をやめて麝香間祇候に轉任させた德大寺實則を宮內省出仕となし大輔に準ぜしめた。越えて同月二十四日參議副島種臣を免じた。こゝに於て新に板垣正形（退助）・大隈重信・大木喬任・井上馨・山縣有朋・江藤胤雄等が著しく頭角を現はし、いづれも顯要の地位に就いたのは勿論廢藩置縣に際し行賞の意味も含まれてゐることは言を俟たぬが、薩長土肥の勢力均衡を圖る爲めの人事異動であることは明かである。

大學を廢す文部省を設置す

集議院の廢止

廢藩置縣のため集議院は殆ど有名無實になつた、併し理論上藩選議員の集議院が廢藩置縣と共にその影の薄れることは自然の成行と言はねばならぬ。それに集議院は明治三年五月二十八日初めて開かれし以來僅かに一二回開いたのみで仕事らしい仕事をしないので其後議權を著しく縮少されたが、併し集議院は當時に於ける唯一の公論の場所で、後世の府縣會または國會の基をなしたことは言を俟たぬ。されば明治政史にも『廢藩置縣の擧と共に集議院も亦有名無實に屬す、是れ其藩選議院なるを以ての故なり。前年來此院を開くこと一二回に止まり議權も亦稍縮小せしも、當時の制度に於て公論の場處たりしこと後の地方官會議に勝るも劣ることなく、實に冥々裡に府縣會若くは國會の基を爲したものなりと云ふも可なり。當時廢藩の遲速と議院の興廢に就ては種々の議論あり。

板垣退助

板垣退助嘗て曰く、予は木戸・西鄕の二氏と共に國を出て、在京諸藩の參事を

郡縣の制定まる

訪ふて士民平均の制を行ひ、廢藩置縣の議を建てんことを遊說し、且つ集議院を再興し以て右等の事件を決議せんことを謀りしに、米澤・阿波・越前の如き皆之を贊成したり。廢藩の事殆ど天下の輿論を占むるの勢なれば、朝廷若し天下の輿論に任じ、其成るを收めて以て政を施すあらば、必すしも卒然廢藩の令を下さずして勢自ら玆に至るべきに、豈圖らんや朝廷其輿論の成るを俟たずして布令あらんとは。此令の出たる日予は參議の職に就く、當日予が思想は尚未だ民間に在て爲すことを知らず、唯だ自ら治者の地位に立ち、以て政事の改良を圖るに外ならざりき。時に木戶孝允予に謂て曰く、廢藩の事斷然之を行しと雖も、前途尚百般の改良をなさるべからず、君請ふ努力せよと。予曰く廢藩の事寔に一大英斷と云ふべし。從來朝廷の政を見るに一も自動斷行に出てたるものなく、悉く各藩の公議を採る、今日の廢藩も亦殆ど天下の輿論を占め自ら之を出願するものありしにあらずや。故に宜く先づ集議院を再興し、公議を以て之を決すべかりしなり。然ども事既往に屬す、之を論ずるも益なからん。曩に西鄕君の鹿兒島に在るや、廷議空く狐疑百端の中に在て事多く決行する能はざりしは畢竟人に依るの制なるが故なり。他日予等諸君と共に朝廷を去るも朝廷は依然自立して動くことなからんと欲せば、公議の制を立つるより善きはなし。今や廢藩の後にあり、集議院も再興するに由なからん。果して然らば之に代るに民權の議院を設立し、天下の公議に從て政令を施すべきなりと、衆議或は時尙早しと云ひ、遂に先づ左院を立てゝ、議政の用を試んとするに決す。予乃ち左院の權限に付言を爲して曰く、今日の如く行政官が立法行政の兩權を執るは良法にあらず、宜く左院をして立法權を執らしめ、且つ行政官を彈劾するを得せしむべしと。議一たび之に決したれども後又再議あつて左院の權限大に狹小となり云々』とある。以て同月の太政官大改革に於ける裏面の一斑を推知するに難くないであらう。

　詔勅の下つた後ち新に知事を置き、舊藩知事を華族に列して家祿を給し、藩の事務は一時大參事以下に管理せしめ、各藩士を士族と改めた。廢藩は全國を通じて二百七十六藩に及び、全國を三府七十六縣とし、知

集議院の廢止

事を縣令と改めて中央政府に於て之れを任命し、郡縣の制が茲に初めて定まり藩選の集議院は自ら消滅したかゝる大改革を斷行するに際し何等の騷動もなく、極めて平穩裡に取行はれたといふことは、是れ實に明治の聖代と天下人心の歸嚮の然らしめたところであらう。

四藩聯立第一次内閣

三條實美
岩倉具視
西郷隆盛
木戸孝允
板垣退助
大隈重信
大久保利通
大木喬任
山縣有朋
井上馨
江藤新平
後藤象二郎

三　四藩聯立第一次内閣

政府は薩長土肥の均衡を保つ爲め、木戸・西郷の外に土藩の板垣、肥藩の大隈重信を參議となし、四藩聯立の第一次内閣を組織した。その顔觸れは左の如くである。

太政大臣	（七月二十九日任）	（公）	三條實美
右大臣兼外務卿	（十月十八日任右大臣 七月十四日任外務卿）	（公）	岩倉具視
參議	（六月二十五日）	（薩）	西郷隆盛
同	（六月二十五日任）	（長）	木戸孝允
同	（七月十四日任）	（土）	板垣退助
同	（七月十四日任）	（肥）	大隈重信
大藏卿	（六月二十五日任）	（薩）	大久保利通
文部卿	（七月二十八日任）	（肥）	大木喬任
兵部大輔	（七月十四日任）	（長）	山縣有朋
大藏大輔	（七月二十八日任）	（長）	井上馨
文部大輔	（七月二十八日任）	（肥）	江藤新平
工部大輔	（六月二十八日任）	（土）	後藤象二郎

佐々木高行
萬里小路博房
寺島宗則
民部省を廢す
大木喬任
井上馨
太政官官制の改革
田中不二麿
土方久元
樺太開拓使を北海道開拓使に併合す
神祇官を神祇省となす
福羽美靜
制度局を左院に併合す
集議院を左院に併合す
左院に大中少議生を置く
岩倉大使に歐米に遣はす

司法大輔　（七月九日任）（土）　佐々木高行
宮内大輔　（六月十八日任）（公）　萬里小路博房
外務大輔　（留　任）（薩）　寺島宗則

この役割は比較的公平といはれ、公卿薩長土肥の四藩士とが均等せられてゐるが官職には高下があつた。次で七月二十七日に至り、政府は更に民部省を廢し、租稅寮及び勸業・統計・紙幣・戶籍・驛遞の五司を大藏省に置き・監督・用度・租稅の三司を廢した。また二十八日には大木喬任を文部卿に任じ、井上馨を大藏大輔に任じたが、翌二十九日には更に太政官の官制を改革してその內容の整備を計るに至つた。卽ち新に正院及び左院・右院を設置し、左右大臣以下の諸官を廢し、正院には太政大臣・納言・參議・正權樞密大少史正權大少史等を置いて庶政を總判し、左院には議長及び議員（一等から三等に至る）を置いて諸立法のことを議せしめ、右院をして諸省長官當務の法案を草し、諸省の議事を審調せしめた。卽ち三條實美を太政大臣兼神祇伯宣教長官に任じ、田中不二麿・土方久元を樞密大史となし、西鄕隆盛・木戶孝允・大隈重信・板垣正形（退助）等を元通り參議となした。次いで同年八月四日文部大輔江藤胤雄（新平）を一等議員に任じ、同八月七日に至り樺太開拓使を北海道開拓使に併合し、翌八日には神祇官を神祇省と改稱し、同八月九日神祇大副福羽美靜を神祇大輔に任じた。然るに同八月十日に至り田中不二麿・土方久元を大內史に任じ、江藤胤雄を副議長に命じ、同八月十八日制度局を左院に併合した。また同八月二十日に至り、集議院を左院に併合し同月二十三日には留守官を廢した。集議院の廢止によつて立法議制の權は全く行政官に歸するに至つた。亞いで同九月二十日又々人事の小異動を行ひ、工部大輔後藤象二郎を左院議長に任じ、租稅頭伊藤博文を工部大輔となし、同九月二十七日大藏卿伊達宗城を解職し麝香間祗候となした。越えて同十月四日に至り、政府は左院に大中少議生を置いた。その職掌は明治政史に掌得議長問目議事とある。同月八日外務卿岩倉具視を右

大臣兼特命全權大使となし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳等をその副使となして米・英・佛・西班牙・葡萄牙 白耳義・和蘭・獨逸・露西亞・丁抹・瑞典・以太利・澳地利・瑞西等の十四ヶ國に派遣し、條約改正の事を圖らしめた。同十一月十日岩倉大使及び同副使等東京を出發し、先づ米國に向つた。岩倉具視が歐米に出發するに際し、その留守中閣員の異動を行はぬことに決定せるにも拘らず、その出發前に於てすら異動は頻々として絕えず、卽ち同年十年十五日には侍從長德大寺實則を宮內卿兼侍從長となし、開拓長官東久世通禧を免じて侍從長に任じた。また同二十二日には司法大輔佐々木高行・侍從長東久世通禧・陸軍少將山田顯義・戶籍頭田中光顯、(東京府士族)。文部大丞田中不二麿・造船頭肥田爲良(濱松縣士族)を全權使附屬の理事官となした。

山田顯義
田中光顯
肥田爲良

太政官の職制及び諸省司の章程更定

參議政府

納言樞密史を廢して左右大臣を置く
議員を議官と改稱す
神祇官を神祇省となす
留守官を廢す

四　太政官の職制及び諸省司の章程更定

四年七月二十九日太政官の官制を改めて、太政官を正院とし、左右二院を設置した。正院は天皇臨御し給ひ萬機を總判し、大臣納言が之れを輔弼し奉り、參議が之れに參與し庶政を奬督することに更定し、左院は法制を議定し、右院は諸省長官の機務を審議する所であるが、事實は左右兩院は名のみの存在で、權限は全く正院に集り、參議が大政を專決することになつた。この時以後所謂「參議政府」が始まるに至つた。

八月更に官制等級を改めて太政官を本官、諸省を分官、寮司を官省の支官、官位相當を廢し、官等を十五等に分ち、三等以上を勅任、七等以上を奏任、八等以下を判任、武官は四等以上を勅任、納言樞密史を廢して左右大臣、正權內外史を置き、左右二院の議員を改めて議官と稱し、正副議長を置き、また神祇官を改めて神祇省と爲し、樺太開拓使を北海道開拓使に併合、集議院を廢して左院に屬せしめ、留守官を廢し、太政官職制、給稅規則を定むる等舊制を改めたものが甚だ多かつた。

太政官職制
正院

太政官職制

天皇親臨

正院

太政大臣一員

天皇ヲ輔翼シ、庶政ヲ總判シ、祭祀外交宣戰講和立約ノ權、海陸軍ノ事ヲ統治ス

納言

職掌大臣ニ亞ク、大臣闕席ノトキハ其事ヲ代理スルヲ得ル

參議

大政ニ參與シ、官事ヲ議判シ、大臣納言ヲ輔佐シ、庶政ヲ贊成スルヲ掌ル

樞密大史二員

機密ノ文案ヲ勘シ、位記官記ヲ掌ル

樞密權大史二員

職掌大史ニ亞ク

樞密少史三員

機密ノ文案ヲ草シ、位記官記ヲ造リ並ニ記錄ヲ掌ル

樞密權少史三員

職掌少史ニ亞ク

大史三員

文書記錄傳達受付ヲ掌ル

權大史三員

職掌大史ニ亞ク

少史五員

文書記錄ヲ掌ル

權少史十員

職掌少史ニ亞ク

大主記　權大主記　少主記　權少主記　十五員

監部課

史官主記ヨリ之ヲ兼任ス、他官省其外ヨリ臨時選任スルコトアルヘシ、故ニ定員ナシ

式部局　長　助

內外ノ儀式及圖書ヲ掌ル

大式部　少式部

舍人局　長　助

分番宿直ヲ知リ書疏請謁ヲ申達スルヲ掌ル

大舍人　少舍人

雅樂局　長　助

雅樂ノ事ヲ掌ル

大伶人　少伶人

左院

議長　參議ヨリ兼任シ又ハ一等議員ヨリ任ス

議事ヲ判スルヲ掌ル

一等議員　二等議員　三等議員

諸立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル

書記

文書ヲ檢シ議案ヲ草スル事ヲ掌ル

右院

右院

諸省長官　次官

當務ノ法案ヲ草シ諸省ノ議事ヲ審調スルヲ掌ル

書記　各本官ノ秘錄任之

文案ヲ檢シ法案ヲ草スルヲ掌ル

正院事務章程

正院事務章程

正院ハ天皇臨御シテ萬機ヲ總判シ、大臣納言之ヲ輔弼シ、參議之ニ參與シテ庶政ヲ奬督スル所ナリ

太政大臣ハ一員ヲ限リ納言參議ハ定員ナシ。三職ノ等級ハ官ヲ以テ順次トシ同官ハ位ヲ以テ次トシ同位ハ叙爵ノ先後ヲ以テ次トス、勅任官ノ進退ハ宸斷ニ出ルト雖モ三職之ヲ輔贊スルヲ得ル

本院中奏任官ノ薦擧免黜ヲ司ル、判任官ノ進退ハ其所轄ノ薦擧免黜ノ具狀ヲ得テ之ヲ命ス

凡立法施政司法ノ事務ハ其章程ニ照シテ左右院ヨリ之ヲ上達セシメ、本院之ヲ裁制ス

左院ヨリ上ル奏事行政實際ニ係ル者ハ、右院ニ下シテ利害ヲ案セシメ、其可否ヲ審判シ、之ヲ可トセハ其奏書ニ鈐印シ、制可ヲ得レハ其證印ヲ押シ、然ル後主任ニ付シテ之ヲ處分セシム

左院ヨリ上ル奏事行政實際ノ利害ヲ案セシムルニ及ハサルモノハ右院ニ下サス直ニ其可否ヲ審判シ前條ノ例ニ従テ之ヲ處置ス、右院ヨリ上ル奏事、議員ノ公論ヲ採ルヘキ者ハ左院ニ下シテ當否ヲ議セシメ、其可否ヲ審判シ、前條ノ例ニ従テ之ヲ處置ス

左右兩院ノ奏事取捨ノ便宜施行ノ緩急ハ本院ノ特權タリ

左院議事ノ章程及其開閉或ハ諸官省等ヲ廢立分合スルモ本院ノ特權タリ

凡全國一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件及勅旨特例等ノ事件ハ太政官ヨリ之ヲ發令ス、全國一般ニ布告スル事件ト雖モ制度條例ニ係ラサル告諭ノ如キハ其主任ノ官省ヨリ直ニ布達セシム

勅書ニ加名鈐印スルハ太政大臣ノ任タルヘシ

勅書令條及差除黜陟ノ記錄及機密ノ文書ヲ檢シ法案ヲ草スルハ樞密史官ニ付シテ司掌セシム

既發ノ命令恒例典則トナルヘキモノ及一時處分ノ令ト雖モ後覽照考ニ供スヘキモノハ之ヲ史官ニ命シテ類別編輯セシム、式部、監部、舍人、雅樂ノ事務ヲ管理ス

此章程更ニ增補更正スヘキコトアラハ商議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

右院事務章程

右院ハ各省ノ長官當務ノ法ヲ案シ及行政實際ノ利害ヲ審議スル所ナリ、各省長官次官之ニ任ス

等級ハ官ヲ以テ順次トシ、同官ハ位ヲ以テ次トシ、同位ハ敍爵ノ前後ヲ以テ次トス

凡當務ノ法案其主任ノ長官之ヲ草シテ同官ノ商議ニ付スヘシ

其奏案ヲ草スル制度條例ニ係ル事件ニテ其區分ハ各省事務ノ章程ニ照準スヘシ

各省事務章程掲載セサルノ事件ハ其主任ノ長官其奏案ヲ錄シテ同官ノ商議ニ付スヘシ

同官商議シテ異論アレハ、其異論ノ所以ヲ書シ其奏書ニ付シテ正院ニ上達シ決裁ヲ乞フヘシ

正院ヨリ下問スル事件ハ其主任ノ長官可否ヲ草案シ商議ニ付シ、同官中異論アレハ其異論ノ所以ヲ書シ奏書ニ付シテ正院ニ上報スヘシ

各省當務ノ事件決裁ヲ乞ヒ奏可トセハ、其主任ノ長官之ヲ受ケ其省ニ於テ速ニ之ヲ施行ス

太政官ヨリ各省ニ下シテ施行セシムル事件其主任ノ長官之ヲ受ケ其利害ヲ審考シテ之ヲ不可トスル時ハ同官ニ商議シテ之ヲ覆奏シ又ハ三職ノ許可アレハ正院ニ出席シテ可否ヲ審辨スルヲ得ル、然トモ其事ヲ行フト否サルトハ決シテ之ヲ論スルヲ得ス

凡議事ハ皆機密ニ渉ル故、議中ニ係ル事及正院ニ上達シテ未タ決裁アラサルモノハ各自ノ意見ト雖モ他ニ泄スヲ禁ス

議案及一切ノ公文書類ハ各長官付屬ノ錄ニ命シテ繕寫編輯セシム

此章程更ニ增補更正スヘキ事アラハ商議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

樞密史官事務章程

樞密史官事務章程

樞密史官ハ正院ノ秘書記ニシテ、三職ノ命ニ從ヒ樞密ノ文案ヲ草シ及奏書法案ヲ檢査補正スル處ナリ

大史二員、權大史二員、少史三員、權少史三員ヲ以テ限トス

凡諸法案奏書等三職ヨリ其要旨ヲ指令スレハ、或ハ例格ヲ引テ之ヲ證シ、或ハ內外ノ條規ヲ閱査シテ之ヲ照シ以テ其事ノ審判ヲ便ニス

三職モシ其諸奏書法案ノ要旨妥當ナラストシテ別ニ之ヲ草案スヘキノ命アレハ、其命ニ從テ作爲シ之ヲ命シタル本員ニ呈ス

三職又其諸奏書法案ヲ否トシテ其否トスル要旨ヲ略記スヘキ命アレハ、明ニ其主旨ヲ注シテ之ヲ命セシ本員ニ呈ス

諸奏書法案等制可後之ヲ主任ニ付セシモノハ順次之ヲ編輯シテ後證ニ供シ、其否トシテ返却セシモノト雖モ亦其次第ヲ簿記シ他ノ考案ニ便ス

若シ其諸奏書法案等三職ノ特命ナキモノアレハ、其處分ヲ請問シテ之ヲ沈滯セシメサルヲ要ス

三職ノ命ニヨリ官員進退黜陟ノ書ヲ掌ル、毎日其司掌セシ事務及諸奏書法案等ノ受付又ハ三職ヨリ他ノ各官等ヘ往復ノ書翰アラハ詳明ニ之ヲ日記ニ書載ス、課中秘書ヲ藏スル諸筐箱ハ各員之ヲ分持シ諸法案文書等既判未判ノ事務ヲ論セス堅ク之ヲ監守シ他見他聞ヲ禁ス、若シ樞密ノ事件他ニ漏泄スルコトアリテ推究ノ後此職ヨリ泄出セシ證アレハ、縱令一時ノ過失ニ出ルト雖モ本員免職ノ罰ヲ受クヘシ、樞密史官ハ唯三職ノ命令ニ従ヒ文書上ニ就テ可否ヲ檢案スル事アルトモ、自己ノ意ヲ以テ其事ヲ論スルヲ禁ス

樞密史官ハ自己ノ意ヲ以テ立法施政ノ各省ニ通シテ事ヲ諮詢スルヲ許サス

此章程更ニ增補更正スルコトアラハ商議ヲ盡シ、決裁ヲ經テ定ムヘシ

左院事務章程

左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ

議長ハ一人ヲ限リ參議之ヲ兼任シ又ハ一等議員ヨリ之ニ任ス、議員ハ第一第二第三ヲ以テ其等級ヲ定メ人員ニ定限アル事ナシ

新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規定則ヲ增損更革シ及未タ例規ナキ事ヲ考定スル等、正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス

都テ議長議員ノ衆論ヲ盡シテ之ヲ判決シ、鈐印ノ後正院ニ上達ス

凡議事ハ衆論一決ノ説ヲ採ルヲ本旨トス、故ニ議長議員ノ論説ヲ審議シ同論多キヲ以テ其議ヲ判決ス、若シ同論ノモノ彼此同人數タラハ議長ノ可トスル所ヲ以テ之ヲ決ス、議員五分以上ノ闕席アルトキハ議事ヲ爲ス

ヲ得ス

議事ニ常リテ若シ施政ノ官員ニ諮詢スヘキコトアラハ、正院ニ乞其命令ヲ以テ其人ヲ出席セシメ之ニ推問スルヲ得ル

議事ノ章程及本院ノ開閉ハ皆太政官ノ特裁ニ從フヘシ

議員ノ撰擧免黜ハ正院ノ審判ニアルヘシ

議員ハ唯衆議ニ出テ事ノ可否ヲ決シ或ハ之ヲ論定スルノ權アルモノトス

議長ハ其院中決議ノ事ニ就テハ正院ノ許可アレハ其席ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ル、然トモ其事ヲ行フト否サルトハ決テ之ヲ論スルヲ得ス

凡議事ハ皆機密ニ渉ル、故ニ議中ニ係ル事及正院ニ上達シテ未タ決裁アラサルモノハ各自ノ意見ト雖モ他ニ泄スヲ禁ス

議案及一切ノ公文書類ハ書記ニ付シテ繕寫編輯セシム

史官員

史官員

議案及一切ノ文書ヲ繕寫シ之ヲ編輯ス

此章程更ニ增補更正スヘキ事アラハ商議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

監部課事務章程

監部課事務章程

監部ハ正院耳目ノ官ニシテ、諸官省各局各地方官員奉職ノ怠惰處務ノ奸詐ヲ行走探索スルノ職ナリ

課中ノ官員ハ史官主記ヨリ之ヲ兼ネ、或ハ正院ノ命ニ依テ他ノ官其外ヨリ臨時之ヲ撰任シ、其事ヲ限リ司掌セシム、故ニ人員ノ定限アルコトナシ

監部ノ行走探索ハ都テ三職ノ命令ニ從テ派出スルコトヽス

凡各官省各地方ニ行走シテ諸官員ノ怠惰奸詐ヲ探索シ、其實況ヲ得レハ之ヲ詳記固緘シ其命シタル本官ニ呈ス

凡探索書ハ之ヲ他人ニ泄ス事ヲ禁ス、若シ其事ノ泄洩スルコトアリテ推究ノ後其探索セシモノヨリ泄出スル證アレハ、一時ノ過失ニ出ルト云トモ免官ノ罰ヲ受ク、細作ノ探索書ハ詐僞ナキヲ證スルタメ探索セシモノ自ラ調印シテ呈スヘシ

探索書ノ趣旨ニ據リ諸官員ノ奸詐ヲ發見シ、司法省ニ於テ其罪ヲ究治スルカ又ハ之ヲ糺問スルニ當リ、モシ其實證ナクシテ其罪ニ伏セシムヘキコトナケレハ、之ヲ探索セシモノ、妄中ト造意トヲ推究シテ其官ヲ免シ又ハ當罪ニ處ス

監部ノ官員ハ唯諸官省及各地方官員ノ奉職處務上ノ作惡ヲ探索スルコトニ注意スルヲ要ス、監部ノ官員ハ探索ノ次第ニヨリテ人ノ良否ヲ陳シテ黜陟ノ事ヲ上言スルヲ禁ス

式部局　舍人局　雅樂局

右三局及史官ノ事務章程ハ職制ニ從テ實際ニ就テ便宜商定スヘシ（右三局は同年八月十日に至り廢止された）

同七月二十九日また神祇・大藏・工部・兵部・司法・宮內・外務・文部・開拓使等長官（長官のない所は次官）に左の如く達した（開拓使へは卿を長官・省を使に作る、明治政史）

一　卿ハ天皇ノ庶官ヲ課分シ百揆ヲ統叙セシムル爲ニ其委任ヲ受ル宰臣ニシテ、緫テ部事ノ瀰マラサルヲ以テ己レ其責ニ任シ、縱ヒ失錯アルモ己レ其譴ヲ受ケ聖明ノ累トナスヘカラサル事、但卿ヲ缺クトキハ輔其責ニ任スヘキ事

一　卿ハ專ラ其部事ヲ總判スルノ全權ヲ有ス、敢テ他部ノ權ヲ干犯スルコトヲ許サス、若シ事他部ニ渉ルモノハ小事ト雖モ必ス商議畫定ヲ要スヘキ事

一　卿部屬ノ官員ヲ撰任黜陟スル、勅任官ハ上裁ニ出ルト雖モ、官其人ヲ得ルハ政事ノ大典ナルニ由テ、內旨ヲ卿ニ諭シ卿奉諾シテ然ル後之ヲ任ス、其奏任官ハ奏聞ノ上之ヲ任シ、判任官ノ補闕ハ先ツ任シテ月末ニ開申スヘシ、判任ト雖モ員ヲ增シ新官ヲ置クト並ニ徒以上ノ罪ヲ犯スモノトハ亦奏請ト旨ヲ取ルヘシ、其黜罰ニ至テハ司法ノ典ニ備ハル爰ニ復論セス

一　其省ニテ事例擧行ノ權ハ章程中既ニ任セラレシモノハ、一體ニ判行シ奏聞ニ及ハス附過シテ季末ニ錄上開申スヘシ、章程中任セラレサルモノ及新創ノ事例ハ細事ト雖モ必ス奏請スヘシ、其更革他部ト相涉サルモノハ亦附過開申スルノ例タルヘキ事

右之條々御委任被仰出候事

官制を釐正す

然るに同年八月十日に至り、政府は左の如く官制を釐正して發布した。即ち、

例　言

一　太政官是ヲ本官トシ諸省之ヲ分官トス、寮司ハ官省ノ支官タリ、寮三等司二等官省寮司ヲ論セス各務分課スル所アルモノ是ヲ局ト名ツク、局ノ大小ハ各其官省ノ適宜ニ任ス

一　從前ノ官位相當ヲ廢シ更ニ官等十五ヲ立ツ、三等以上ヲ勅任トシ、七等以上ヲ奏任トシ、八等以下ヲ判任トス、但シ武官ハ四等以上ヲ勅任トス、武官々制ハ別ニ載ス

一　太政大臣左右大臣參議ノ三職ハ天皇ヲ輔翼スルノ重官ニシテ、諸省長官ノ上タリ、故ニ等ヲ設ケス

一　監察使布政使等ノ如キハ常ニ之ヲ置カス臨時選任ノ官トス

一　少輔少丞ノ二官共其置ト置カサルハ適宜ニ任ス

一　事務ノ繁劇ニヨリ臨時員外ノ官ヲ置カサルヲ得ス、員外官ハ幾等出仕ヲ以テ之ヲ命ス

一　皇太后宮職・皇后宮職・春宮坊・集議院・留守官・開拓使・府縣等ノ如キハ追テ改定マテ官名等級從前

ニヨルヘシ

三　職

太政大臣　左右大臣　參議

一等官

議長　諸省卿　宣教長官

二等官

副議長　諸省大輔　宣教次官

大辨務使　文部大博士　大典醫

三等官

大内史　大議官　一等寮頭

諸省少輔　中辨務使　文部中博士

司法大判事　侍從長　中典醫　（以下略す）

五　大藏省職制事務章程を定む

大藏省職制事務章程を定む

伊藤博文を米國に派遣す

明治新政府は維新以來諸制度の改廢を行ひ、盛に歐米の制度を輸入してその整備に沒頭して來たが、草創日淺いため未だその緒に就かず會計の如きも頗る亂雜を極めてゐたが、この會計の事たるや行政機關の基礎をなすもの故、政府に於ても夙に之れに鑑みる所があり、初め金穀出納所を設け、次いで會計事務局を置き後之れを會計官と改稱し、明治二年七月に至り大藏省を設けてその面目を一新するに至つた。然るに同三年九月大藏少輔伊藤博文は米國に航して理財の取調べをなさん事を請うたので、改めて博文を米國に派遣した

が、博文は直ちに米國に赴き、同國大藏省現行規則及び出納條規を取調べて同四年四月歸朝したので、政府はその法規條例などを斟酌して傳票の法規と各局の配置とを議定し、從來の法規に大改正を行ひ、遂に同四年八月十九日大藏省職制事務章程を發表するに至つたのである。

大藏省事務章程

大藏省事務章程

大藏省

管十一寮一司、曰造幣・曰租稅（以上一等寮）、曰戶籍・曰營繕・曰紙幣・曰出納・曰統計・曰檢査（以上二等寮）、曰記錄・曰驛遞・曰勸農（以上三等寮）、曰正算（以上一等司）

卿

本省及各寮司一切ノ事務ヲ總判シ其諸官員ヲ統率スルヲ掌ル、全國民事財政其當ヲ得セシムルノ責ニ任ス

事務章程ニ照シテ制可ヲ乞フノ條ヲ上達シ及專任ヲ得ルノ件ヲ便宜處分スルノ權ヲ有ス

掌管ノ事務ニ於テハ大臣ニ乞フテ正院ニ抵リ其當否ヲ論辨スルヲ得ル

各寮司頭正ヨリ具狀スル事務ノ緩急ヲ審案シテ之ヲ決判取捨スルノ全權ヲ有ス

省中ノ官員奏任以上ノ進退ハ太政官ニ於テ命スト云トモ之ヲ撰薦免黜スルハ此職ノ掌管ニ屬シ、時々要旨ヲ具狀上達シテ太政官ノ命ヲ乞フヘシ

判任以下ノ官員ハ其能否ヲ監別シ、大少丞又ハ各寮司頭正ノ具狀ヲ以テ其撰任免黜ヲ專行ス

各地方ノ官員奏任以上ノ進退黜陟ノ事ニ關與ス

大輔

職掌卿ニ亞ク

能ク卿ヲ輔ケテ共ニ其事務ヲ調理スルノ責ニ任ス

事務アリテ地方へ出張スルカ・又ハ卿ノ闕席アル時ハ一切卿ノ職掌ヲ代理スルヲ得ル、但此際ニ於テハ能ク卿ノ意ニ悖ラサル様注意スヘシ

省掌管ノ　事務ニ於テハ卿ト共ニ正院ニ抵リ其當否ヲ論辨スルヲ得ル

少輔一員

職掌大輔ニ同ジ

右院規則を定む

六　右院規則を定む

曩に太政官々制の大改革を断行して正院及び左右両院を設置し、正院事務章程・左院事務章程・右院事務章程を制定した政府は同年（四年）九月十五日に至り右院規則を定め、左の如く發布した。

右院規則

右院規則

集會　隔日

但シ定日及臨時之休暇ヲ除ク

一　事務他省ニ渉リ或ハ正院ノ決ヲ取ヘキ件々ハ事大小トナク右院ノ協議ヲ經ヘキ事

一　出席ノ官員ハ卿輔ノ内タルヘキ事

一　卿輔差支之節ハ代人タルヘク、尤代人ハ卿輔同様之權ヲ與フヘキ事

一　各省ヨリ出候處ノ議案討論ノ上各自定スヘキ事

一　衆議多端ニ渉ル時ハ各其見込ヲ記シ正院ノ決ヲ取ヘキ事

一　議案ハ出候處ノ順序ヲ以テ史官番號ヲ記置キ其順ヲ以テ議スヘキ事

一　大事件ハ其日ニ局ヲ結ハザルモ妨ナカルヘキ事

一　諸省ヨリ奏任以上ノ官ヲ上奏スル時ハ右院ノ回覽ヲ經ヘキ事
一　出會ハ九字ヲ限トス、若時限ニ後ルヽ時ハ其省ノ事務ヲ議スルヲ得ザル事
一　正院ヨリ臨時出席ノ事
一　諸省之內月番ヲ定メ諸通達ヲ司リ史官ニ命スヘキ事

右院事務章程の改正

左院事務章程の改正

四年十二月二十七日、政府は左の如く左院事務章程を改正した。即ち、

左院事務章程

一　本院ノ務ハ立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル
一　凡制度條例ヲ創立シ或ハ成規規則ヲ增損更革スル事總テ議決ノ上之ヲ正院ヘ上達スヘシ
一　凡一般ニ布告スル諸法律制度ハ本院之ヲ議スルヲ則トス
一　議長院事決議ノ事ニ付、正院ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ト雖モ、之ヲ行ト否トハ固ヨリ論スルヲ得ス
一　凡事ヲ議スル時ハ衆論ノ協同スル所ニ從ヒ、其說ノ多キヲ取ルヘシ、其說ノ多少相伴キ者ハ議長之ヲ決スヘシ
一　議員ヲ黜陟轉任セシムル事正院ノ審辨ニアリト雖モ、亦本院ノ具案ヲ徵スヘシ
一　議事ニ當リ行政ノ官員ニ諮詢スヘキ事アルトキハ、正院ニ乞ヒ其人ヲ出席セシムル事ヲ得ヘシ
一　議事章程及本院ノ開閉ハ特裁ニ據リテ定ムヘシ。但シ之ヲ閉デルコト三十日ヲ過クヘカラス
一　此章程更ニ增補改正スヘキコトアレハ、尙衆議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

郡縣の制を定む

七　郡縣の制を定む

明治四年七月十四日政府は廢藩置縣を斷行したが、次いで同年十一月二日から同月二十二日に渉り、初めて郡縣の制を定めた。之れを制定順に記せば、左の如くである。即ち、

十一月二日

播磨・二丹・但馬・磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥・羽前・羽後及び松前の諸縣を廢して姫路（播磨・次いで飾磨と改む）豐岡（但馬）・平（磐城）・二本松（後福島と改む）・若松（共に岩代）・仙臺（陸前）・一ノ關・盛岡（共に陸中）・青森・（陸奥）・山形・置賜（共に羽前）・秋田・酒田（共に羽後）の十三縣を置いた。

同日知事を縣令（正權）と改稱し、參事（正權）を府縣に置くことに定められた。

十一月十三日

關東七ヶ國及び伊豆の府縣を廢して東京府・神奈川・入間・埼玉（共に武藏）・足柄（相模）・木更津（上總）印旛（下總）・新治・茨城（初め茨木に作る、共に常陸）・橡木（初め櫔木に作る）・宇都宮（共に下野）・群馬（上野、これは舊に依る）の一府十一縣を定む。

十一月十四日

西海道の諸藩を廢し、小倉（豐前）・大分（豐後）・福岡（筑前）・三潴（筑後）・伊萬里・長崎（共に肥前）・熊本・八代（共に肥後）・美々津・都の城（共に日向）・鹿兒島（薩摩）の十一縣を設置した。

十一月十五日

山陰山陽南海十五ヶ國及び駿遠參の諸縣を廢して鳥取（因幡）・濱田（石見）・島根（出雲）・北條（美作）・岡山（備前）・深津（備後）・廣島（安藝）・山口（周防）・名東（阿波）・香川（讃岐）・松山・宇和島（共に伊豫）・高知（土佐）・靜岡（駿河）・濱松（遠江）・額田（三河）の十六縣を置いた。

十一月二十日

北陸道七ケ國及び攝津・飛驒・信濃・甲斐の府縣を廢し、大阪府及び兵庫(共に攝津)・敦賀(若狹)・福井(越前)・金澤(加賀)・七尾(能登)・新川(越中)・新潟・柏崎(共に越後)・筑摩・長野(共に信濃)・山梨(甲斐)・相川(佐渡)の十二縣を定めた。

十一月二十二日

畿內四國及び伊賀・伊勢・志摩・尾張・美濃・近江・紀伊・丹波の府縣を廢し、新に京都府及び奈良(大和)・堺(和泉)・安濃津・度會(共に伊勢)・名古屋(尾張)・岐阜(美濃)・大津・長濱(共に近江)・和歌山(紀伊)の一府九縣を置いた。

卽ち全國を分けて三府七十二縣とし、郡縣の制がはじめて定まつた。次いで同月二十七日に至り縣治條例を頒布した。同月二十九日平縣を磐前縣と、同十二月十三日一ノ關縣を水澤縣と、十二月二十日稿井縣を足羽縣と改稱した。

新國家建設の陣容

第二十六節　新國家建設の陣容

廢藩置縣後の國家はその內容を充實するに從ひ、處々に缺陷を生じた爲め、政府は種々の改革・改正創設・增設を行つたので、實に目の廻るやうに多忙であつた。就中當面の重要問題は、不平等條約の改正、徵兵制度の實施、稅制の確立、教育制度の創設等であつた。以下是等の諸問題に就てその經過を略述して參考に供しよう。

條約改正の問題

一　條約改正問題

不平等條約問題は舊幕府から明治政府へ引繼がれた一つの厄介な荷物であつた。隨つてこれが改正は政府に取つて重大問題であり且つ成立直後の明治政府にとつては頗る難事業であつた。明治二年新政府がオース

トリヤ、ハンガリー國と締結した條約などはその立派な證で、我が國は一層不利な立場に置かれ、その必須要件たる恩惠が最惠國條款によつて條約締盟諸國に均霑され、事實上條約改正は愚か却つて改惡の狀態に陷つた。政府では明治二年頃から條約改正を目論見つゝあつたが、いよ〳〵同年二月を以て條約改正を外務官に一任し、外務卿澤宣嘉は同年十二月既存條約の改正談判を一樣に各國に申込んだが、之れに應ずるものが一國もなかつた。併し條約面によると、明治五年七月四日以後に至れば改正を爲し得る筈になつてゐる以上、政府はその明文に從ひ、條約改正期日の一年前に於て改正の要諦を各國公使に通告し、且つ其の改正談判を東京に開くことに決定した。加之日本の法律を改正して、殘酷な刑罰を除かなければ、外人は條約改正を承諾し難きを察し四年には新に制定した「新律綱領」を飜譯して、之を各國公使に寄贈した。

新律綱領

岩倉大使を派遣す

我が國の如き外交機構の頗る幼稚極まる時代にあつては談判を開くに先立ち、先づ各條約國に使節を派遣して、その準備行動たる彼我の意見交換を行ふのがよいと云ふことになり、岩倉大使一行を歐米に派遣することになつた。

條約改正の上諭

條約改正につき天皇は左の上諭を下し賜うた。

條約改正ノ期ハ逼リテ一年餘ニ出デズ、朕ハ大ニ之ヲ改正シ我ガ國ヲシテ各國ト對等ノ位置ヲ保タシメ其權利ト其實益ヲ全ウセンコトヲ思フ。然ドモ朕ガ國土ノ文物制度亦頗ル外國ト異ルモノアリ、朕ハ直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルコトヲ望マズ、將ニ各國ノ典章ヲ考査シ、其最モ朕ガ國土ニ適スルモノヲ擇ビ、徐ニ我政治ト風俗トヲ改善セシメントス、是ヲ以テ今使節ヲ派シ改善ノ手段ヲ商議セシム。

右の重大使命を奉じた岩倉大使等は、條約改正の下相談ばかりでなく、更に條約改正の準備に必要なる歐米の文物制度の視察を兼ねてゐた。同年十一月四日畏くも、天皇は岩倉全權大使及び副使を御前に召され、親しく米國政府に寄せらるる國書を授けられた。

朕天佑ヲ得テ萬世一系ノ大統ヲ繼キ、此天位ニ昇テ未タ使節ヲ派シテ之ヲ友邦ノ政府ニ到ラシメス。然ルニ今ヤ其切要ナルヲ思フ。依テ朕カ信任ノ宰相右大臣正二位岩倉具視ヲ簡撰シテ特命全權大使ト爲シ更ニ參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尙芳ヲ簡テ之ニ副タラシメ、各其全權ヲ持シ北米聯邦若クハ爾餘ノ政府ニ前往シ朕カ友愛ノ意ヲ表シ其修好ヲ尋テ更ニ之ヲ擴ケ又之ヲ堅クセシム。今顧フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫テ一年有弱ノ時ニ在リ。朕大ニ之ヲ改正シ我國ヲシテ文明ノ諸國ト對頭ノ位置ヲ保タシメ、其權利ト其實益ヲ完フセンコトヲ思フ。然トモ朕カ國土ノ文物制度大ニ外國ニ異ナレリ。是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マス、唯タ方ニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ、其最モ朕カ國土ニ適スルモノヲ撰ヒ、之ヲ採テ之ヲ行ヒ徐ニ我政治ト風俗ヲ改良シ、以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム。是ヲ以テ朕今使節ヲ派シ聯邦政府ニ就テ朕カ國土ノ事情ヲ露示シ、我制度ヲ改良スルノ手段ヲ商議セシム。而シテ朕カ使節ニシテ復命セバ、朕將ニ條約改正ノ事ヲ撰思シ、以テ朕カ平生ノ望ヲ達セン。(以上明治政史に據る)

この國書を拜受後、岩倉大使は當時の國情を察するに當り、まづ彼等が留守中の政治狀態を豫想して明治政府の金科玉條ともいふべき革新主義即ち舊態一新に百事多端の折柄、人心の不安と不平不滿の空氣を此際一掃しないと、亂を好む徒は機あらば內亂を起してその野心を達せんとし、若くは風雲に乘じて漁夫の利を占めようとする徒輩がないとは限らない。都鄙を通じてかゝる不穩な空氣が低迷してゐる時に當つて歐米視察出發の後を引受ける政府の當路者は、西鄕。板垣。江藤。後藤。大木。副島等の如き、反岩倉。反木戸。反大久保に屬する人々である。隨つて再び反動時代の出現を豫想しないものはなかつたのである。

岩倉大使の留守契約

前記の事情により賢明な岩倉は、出發に先立つて殘留閣員達と左の如き盟約を結んだ。一、大使不在中は內外の政治細大となく之れに改革を加へざること。二、文武の官吏は勅任は勿論、奏任に至るまで、妄に黜

盟約反古同然

陟せざること。其他數條を堅く協定したのである。そこで外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳を副使とした總勢十餘名一行は四年十一月十日、横濱解纜、アメリカ經由歐羅巴に渡航した。かくて岩倉大使一行は足掛け三年、その主要目的たる條約改正談判は全く失敗に終つたけれども、泰西の文物制度視察より得たる一大收穫を齎し六年九月十三日歸朝した。（外交篇參照）

さて歸朝後の殘留内閣の實狀を見るに驚くべし、曩きの盟約は全く反古同然で、岩倉・木戸・大久保等の不在を好機とし、政治上の改革や文武官の任免を自由勝手に斷行し、政府部内は宛然西鄕黨を以て結束し、これが爲めに大隈・井上一派は非常な重壓を感じてゐた。西鄕黨は遣外派が條約改正に失敗し、唯徒らに歐米の文物制度に心醉せる歐化主義に反對して、反動的な對外硬論を唱へ機會と口實を見付け次第、事を構へて烽火を上げんとする機運が胚胎してゐた。

因に當外の留守閣員の顔觸は左の通りであつた。

太政大臣	三條實美
參議・陸軍元帥兼近衞都督	西鄕隆盛
參議	大隈重信
外務卿	副島種臣
參議	板垣退助
參議兼文部卿	大木喬任
參議兼司法卿	江藤新平
參議	後藤象二郎

大藏大輔　井上馨
陸軍卿　山縣有朋
海軍大輔　勝安房
開拓次官　黑田清隆
開拓少輔　川村純義
陸軍大輔　西鄉從道

一方岩倉全權大使一行は直に米國に至り、國務卿を訪ふて條約改正の事を諮りたが、この事に關し明治政史に『國務卿曰く、唯だ口頭の談判のみにては他日の確證と爲らざれば、今日豫め其條件を議決するに若かずと。且此時グラント將軍恰も米國に大統領たり。告げて曰く、寧ろ改正を結了せよと。一行其意外の懇切に感ず。然るに大使は條約の全權を我陛下より御委任あらせられざるを以て、先づ我廟議を定め以て條約の全權を得んと欲し、大久保・伊藤の兩副使を歸朝せしめ、我政府に條約改正案を出せり。其趣旨は乃ち左の如し。

一　內地雜居ハ尙早キニ由リ、外國人ヲシテ居留地方ノ規則ヲ遵守セシメンガ爲メ、先ツ開港場ニ於テ何年ノ間ハ何里以內ト定メ、整理スルヲ待テ漸次ニ此區域ヲ廣ムル事

一　條約中ニ裁判所ヲ公開シ、內外人民ヲシテ同一ノ審判ヲ受ケシムルコトヲ揭ケ、裁判權ヲ我ニ復シテ從來ノ治外法權ヲ廢スル事

一　日本ノ法律中ニ外敎ノ明禁ナシト雖モ、尙高札ニ其禁令ヲ揭示スルヲ以テ、外人ハ一概ニ自由信仰ヲ妨グルノ野蠻國ト看做シ對等ノ權ヲ許スコトヲ甘ンゼズ故ニ此高札ノ禁札ヲ除ク事

廟議使節の献策を退く

等なり。然ども廟議斷乎として動かず、使節發途前の議の如く使節は禮聘諮問に止まり條約改正は日本に

於て行ふべきを論されたるを以て、兩副使は爭ふこと能はず復た米國に赴きたり。且他の諸公は華盛頓に在て我望む所の條約案を草し以て談判に着手せしに、米國は此談判を自國に於てするを好まざる情況あるを以て華盛頓の談判を中止し、改正談判は使節歸朝の上日本に於て行ふべしと決し、大久保。伊藤兩使の再航を待て共に歐陸に至り各國を巡回し六年九月歸朝す』とある。以て岩倉大使が歐米に渡航後の消息を推知する事が出來るであらう。

二　樺太千島交換事件

樺太千島交換事件

舊幕府時代より懸案の日露間の樺太半島境界問題は、未決定の儘明治時代に移された。當時樺太半島には日露兩國民が雜居してゐたが、露國民の勢力の俄かに加はると共に、我が政府は明治元年岡本監輔を權判事として樺太の守備に當らしめた。同人は舊幕時代、樺太全島を視察して北邊の事情に通じてゐたからである。

岡本監輔を樺太守備に當らしむ

當時露國人は續々南下してその勢ひ禦ぐべからざるものがあつたが、俄然二年六月、露兵三千人クシュンタンに上陸し、不法にも同地占領を宣言したので、岡本は直ちに之れが、退去を迫つたが露兵應ぜず、止むなく上京して之れを政府に訴へた。政府當局でも捨て置けずとあつて、同年七月蝦夷開拓使を北海道に置いて鍋島直正を開拓使長官に任じ、更に翌三年新に樺太開拓使を置き、蝦夷開拓使次官黑田清隆を長官に任じ、樺太駐在を命じた。然し露國の侵略の手は徐々伸びて、到底我が國は之れに對抗することができなかつた。四年に至り岩倉具視が全權大使となつて、露國ペテルブルグに赴き樺太の境界に就いて商議することゝなつた。然しこの談判は結局不調に終つた。

露兵の南下

樺太開拓使を置く鍋島直正

岩倉全權大使の露國行

元來露國の樺太侵略は外交及び軍事上の立場から門戶を東方に求めんとする極東政策より割り出されたものであるから、その樺太領有慾は頗る根强く、故に我が國の北緯五十度による南北折半說の如きは頭から拒否

露國の極東政策

副島種臣の樺太買收案

露國側の樺太千島交換案

露國の豹變

朝議交換案に傾く黒田の意見

徴兵制度の實施

する態度に出たのである。時に參議副島種臣は四年五月、外務少丞田邊太一を隨へ露領ポシエット灣に赴いて具さに樺太半島を視察し、歸國の後、參議を罷めて外務卿に任ぜられた。副島は視察の結果、曩に慶應二年米國が七億圓を以てアラスカを露國より買收せる例に倣ひ、樺太買收案を立て、之を大藏卿大隈重信に謀つた所、大隈も賛意を表したので買收金の有無を調べると、國庫には充分餘裕があるとの確證を握つたので副島も大に喜び、翌五年、露國代理公使ビツォフを自邸に招き買收交渉を進めた。然しビツォフは斷乎買收を拒み、樺太を全然露國の有とし、其の代りカムチャツカ半島の西の占守島以西の列島即ち千島諸島を日本の有とする交換條件を提出したが、副島之を容れず、遂に會見は物別れに了つた。其の後我が政府に於ては買收か交換かの議容易に決せず、荏苒日を送る中に、露國は樺太に對する日本政府の執着が意外に强固なるを知つて、漸く樺太賣渡しの決意を抱くに至つたが、一旦之を拒絶した行懸り上、露公使は直接交渉を避けて翌六年八月、佛國公使バルテルシーをして竊に之を外務卿副島種臣に告げしめた。

茲に於て樺太買收が九分通り成立せんとした間際に、突如廟議一變し、黒田開拓使次官の意見によつて、樺太千島の交換案が裁決されてしまつた。黒田の意見の大要は『樺太の地は絶域の孤島で陰慘沍寒、内地人の居住に適せざるのみならず、土地は磽确にして栽培を爲し得る所でない。維新以來政府が該島の爲めに費せし所は七十萬圓に近い。しかも未だ一利寸功も得ることなし、今より以後朝廷が忍んで經費を繼續するも數年の後には終に財力缺乏に陷る虞れがあり、國家財政には限りあり、無益な土地に對し徒用せんよりは、寧ろ該島を棄て、別に北海道の經營に使用するのが、尤も策の得たるものである』といふので、當時國情に顧みて廟議も遂に此の說を採用するに至つたものである。

三　徴兵制度の實施

親兵の編成

鎭臺兵の徴集

明治三年十月、海軍は英國式に則り、陸軍は佛國式を採用することゝなり、諸藩に令して陸軍編制を佛式に改めしめた。同十一月十三日徴兵規則を改正、府藩縣に令して士族。平民を論ぜず、一萬石に對し五人宛を兵部省に出すべきことを命じたが政府直轄地たる府縣以外の舊藩は依然兵力の實權を掌握し、强力なる私兵を有するに反し、當時の中央政府は殆んど徒手空拳に等しい、無兵力の狀態に置かれて居た。茲に於て四年二月、薩長土三藩の兵を徴し、親兵(五年三月、近衞兵と改む)と稱し、同時に漁村より、十八歲乃至二十五歲の身體强健なるものを海軍兵卒として募り、同四月二十三日、鎭臺を東山(本營陸前石卷)。西海(本營豐前小倉)の二道に置き府縣より鎭臺兵を徴集、但し西海鎭臺には熊本。佐賀の藩兵各一大隊を配し之れに充當した。

廢藩置縣

全國劃一兵制

明治四年七月の廢藩置縣によつて、中央集權が始めて確實に明治政府の掌中に歸した。

政府は諸藩所管の常備兵を解放し、全國を劃一せる兵制下に置く筈であつたが、刻下必要の內外警備の爲め、義勇兵の名目で一時それ等の常備兵を採用することに決し、之を召集して鎭臺本分營の常備兵としたが一萬石以下の諸縣兵は之を解隊させた。

四鎭臺を置く

同年八月十八日、從來の鎭臺を廢し、東京。大阪。鎭西。東北の四鎭臺を置き、東京鎭臺分營を新潟(越後)。上田(信濃)。名古屋(尾張)に、大阪鎭臺の分營を小濱(若狹)。高松(讃岐)に、鎭西鎭臺(本營小倉、但し當分は熊本)の分營を廣島(安藝)鹿兒島(薩摩)に、東北鎭臺(本營石卷。但し當分は仙臺)の分營を青森に置き同時に全國の城郭を兵部省に收めた。

四　全國皆兵主義

全國皆兵主義

山縣有朋の建議

天皇陛下には兵部大輔山縣有朋の上奏せる全國皆兵の建議を嘉納されて、五年十一月二十八日、全國募兵

の大詔が渙發された。（軍事篇參照）

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制、全國ノ丁壯ヲ募リ、軍團ヲ設ケ、以テ國家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ、中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ。此際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルベカラズ。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立テント欲ス。汝百官有司厚ク朕ガ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。

徵兵令の發布

之れと同時に太政官は告諭を發し、翌六年正月十日徵兵令發布、次に徵兵制度實行に關する告諭が頒布された。その主旨に曰く『兵を徵するの方法は、國家の大典、忽にすべからざる者にして、又之を實踐に行ふの難き、固より言を俟たず。其法たる、古今其制を異にし、各國其趣を同うせずと雖も、要するに一に民兵に因らざるものなし。所謂民兵に二種あり、曰く壯兵、曰く賦兵、是なり。賦兵なる者は全國の壯丁をして兵役を帶ばしめ、陸軍の兵員を充たし、其內沿海の住民、舟楫、波濤に慣れし者を以て海軍の兵に充つ。而して壯兵は自ら兵役を望み出し者にして、服役數年を帶び、普く武技に熟練し、一團精兵となり、頗る其便宜を得る。然れども後日に至り、或は弊害を生ずるなき能はず。是故に壯兵の法を廢し、賦兵一般の制度を建んと欲す』。

「血稅」の誤解
徵兵忌避の農民一揆

然るに右文中に徵兵義務を「血稅」の文字を以て表はしたことが痛く民心を刺激し、彼等は徵兵を以て生血を取られるものと誤解し、朝政を呪ふ不平の徒が之を利用して無智の庶民を煽動した爲めに、各地に農民の一揆蜂起して流血の悲慘事を惹起すに至つた。元來この「血稅」の語は外國語の飜譯で、單に献身報國の意味に過ぎないことは云ふまでもないが、兎に角國民皆兵の新制度は彼等にとつて正に靑天霹靂で、民心を十分惑亂せしむるに足るものであつた。

兵役年限
兵丁區別

兵役年限は、常備が三箇年、後備が第一、第二各二箇年通じて七箇年、それに國民軍を加へ（後ちに豫備を加へて四年）、兵丁を分つて歩・騎・砲・工・輜重の五兵とし、平時は三萬千六百八十人、戰時は四萬六千三百五十人を備へるものである。

兵役免除

徴兵令には兵役免除の項が設けられてあつた。卽ち『一家の戸主・官吏・嗣子・承祖の孫・獨子・獨孫及び父兄に代りて家を治むる者等は兵役を免除し、又何人と雖も代人料金二百七十圓を納むる時は兵役を免除す』といふのである。されば官吏や富者は兵役に服さず、唯だ貧困者のみが兵役の義務あるが如き奇現象を呈したが、後年一切服役を免除せざる事にした。かくして全國皆兵の制がはじめて成立したのである。尙ほ詳細のことは軍事篇を參照せられたい。

五　稅制創設

稅制創設

西村眞次博士著國民の日本史に、政治の大改革につれて稅制の確立は緊要以上の重大なる大事業である。當時の租稅は大部分地租で、畢竟地租改正だ。明治初期の地租は舊時代を踏襲せる金納・物納の二種に分たれ、田畑稅は米・大豆等の現物納稅を指すので、稅率は收穫の豐凶に應じて異なり、必ずしも稅額を豫定する能はず、政府は歲入不定の弊を免れなかつた。之れ地租改正の要ある理由の一つであつた。

地租改正

如上の舊租稅が明治四年迄繼續したが、廢藩置縣の斷行によつて封建制度が壞滅したので、全國劃一の稅法を布くの必要があり、またこれを實施する可能性がありとし逐次地租改正に着手し、六年から此大事業を完成したのであつた。

地券交附

舊租法の不備と弊害を痛論し、之を除かんが爲に新に土地の賣買を許し、土地所有者に地券を附し、地租は地券記載の地價に應じて金納せしむべきことを主張したのは元議院判官神田孝平である（明治三年六月）

租稅案
地租改正案

此主張は甚だ時弊に適中せるものとして、忽ち世論喧しく之れに靡くやうになつた。こゝに於て租稅寮は地租改正の急務を認め、神田孝平と大體同意見の案を審議し、之を大藏省に進めたが、その案は左の如きものであつた。即ち、

一　地所の耕作は其持主の自由に任す可き事
二　地所賣買讓與は勝手たるべき事
三　穀物の輸出入を允許すべき事
四　地所繪圖を精細調製する事
五　地質を定むる事
六　地價に從ひ租稅を定むる事
七　地所持主へ各地券を附與する事

地租改正の建議提出

之れに基づき、四年十月、大藏卿大久保利通。同大輔井上馨は地租改正に關する建議を太政官に提出した

地價

正院は大藏省の意見を採用し、明治五年正月初めて「地券申請。地租規則」二十四條を定め、之を試みに東京府下に施行し、地價百分一を地租としたが、尋いで東京府以外の舊諸藩の城下町及び各邑等にも施行した。同年二月、土地永代賣買の禁を解き、尋いで地所の賣買、讓渡の場合には地券を下附することにし、更に同

土地所有者と納稅

年七月、全國民有の土地には賣買の有無に關せず一般に地券を附與し、且つ十月を以て地券授與を完了すべき旨を各地方官に督令した。斯くして地券附與の制度は全國に普及したが、地券記載の段別及び地價は地主の申立に任した爲め、不正確なものが少なくなかつた。從つて政府は地券課稅の制度を全國に實施するの議を未だ決しなかつたし、市街地以外には新稅法が實施されるに至らなかつた。財政上の基礎を鞏固にする爲め、土地の所有關係を明確にし、租稅納附者を決定することは地租改正事業の眼目で、最も重要なことであ

陸奥宗光の建議案

大藏省の大會議

地租改正法案の起草

地租改正條例の骨子

ろから、政府は地租改正事業の準備として、先づ土地所有者に對して、一々地券を交附し、土地所有の實を證明する方法を採つたのだと一農政史家は說いてゐる。

之より先き、五年五月、租稅頭陸奥宗光も亦た田租改正の建議を爲し、現在實價に隨つて其幾分を課し、それを地租に充てんことを主張した、其論旨は先に神田孝平が建議したところと大同小異であつたが、今や廢藩置縣が斷行され、政權は中央に集まり、集權國家としての諸種事業も稍々其緒に就いた時であつたから忽ち實行の端を開くことが出來た。かうして翌六年四月、政府は各地方の長次官七十餘名を大藏省に會合せしめ、最も重大なる議案としての地租改正の方法を審議せしめた。當時議員の議したところは大體三通りに分れたが、いづれも舊租の積弊を除くことを熱望したものであつたので、議長井上馨は議員若干名を選拔して委員となし、地租改正法案を起草せしめた。偶々井上馨が故あつて其職を辭し、參議大隈重信が大藏省事務總裁となり、代つて議場を總括するに及んで、改正法案を議員に頒示して、逐條審議の後に之を議決せしめた。そこで六年五月十九日、大隈總裁は法案を具して之を正院に上申したが、太政官は同年七月二十八日、地租改正に關する上諭を下し、同時に太政官布告第二百七十二號を以て「地租改正條例」を發布した。

地租改正條例の骨子とする所は、大體次の如くであつた。即ち從來の地租は土地の收穫を標準としたものであつたが、改正法にあつては、土地の價格に應じて課稅し、百分の三を以て定率とした。從來の物納に在つては米穀等の實物を上納したが、新法は總て金納とし、金錢を以て租稅を納付せしめることにした。新稅法の內容は以上の如きものであつたが、地價は地租を決定する根本であつたので、政府はそれを算定する爲めに次のやうな方法を示した。

『地價算出の方法は先づ、田地一段歩の收穫を石代によつて金錢に換算し、種子。肥料。地代。村費を控除したる殘額を純收金とし、之を一定の利率により還元して地價を求む。而して自作地に在りては、全收穫

米を以て直に石代に換算し、小作地にありては、小作米を以てした。然ども一は六分の收益あるものと看做し、一は四分とせるを以て、結局其算出地價に於ては、敢て差異がなかつた。

地租改正事業

地租改正の事業は、明治六年に着手されたが、其完成を告げたのは明治十年頃であつた。漸次實行せられた地租改正は、土地永代賣買禁止の解除、地租の納税者が耕作人より地主に變つたこと、百坪以下の土地の賣買許可、永小作權の無視等によつて、土地の私有權を確認し以て資本主義的農業革命の、一面を解決したことを特色とした。然し金納になつたのは地租だけで、小作料は依然米納であつた爲め、其關係から資本主義化を見ず、曾て領主の有つてゐた封建的搾取の權利が、其儘地主に移されて行つた。

地割制度の廢止

さて爰に述べて置きたいのは、個人名義による地劵の交附によつて、江戸時代まで我が國の各地に行はれてゐた「地割制度」といふ一種の土地共有制度が廢止せられてしまつたことである。地割制度は、一定年期毎に、抽籤によつて、耕作地を決定する土地制度であつたが、地租改正に際して、明治初年に行はれた地割當籤地を永久の私有地と定め、それに地劵を交附した爲めにそれが解消してしまつたのである。我が國にあつて近年まで地割制度が最も完全に行はれたのは琉球で、そこでは奄美大島列島中の島々を除いては、どこへ行つても村落の地割を行はない所はなかつた。村(今の大字)は共有地を有ち、村人は其一部の上に村落を作つて各村民の宅地に充て、不毛の地を村民の墓地とし、その他を耕作地とした。耕地は之を幾つかの部分に區別し、その單位を一地となし、村民は一定の年齡に達すると地を與へられ、一定の年毎に土地の割換が行はれた。かゝる經濟上の問題以外に就ても、琉球の村落は典型的な村落共同態であつた。

典型的村落共同態の實例

如上の精神に基く地租改正が琉球に施行されたのは明治三十六年であつて、此年を以て琉球人は參政權を要求する前提として共有地を分配してしまつた。

雜税の國税編入

ついで明治八年の稅制改正に於て、舊幕時代から各地に行はれ來つた封建的因襲たる雜稅千五百五十餘種

の中、酒類稅・醬油類・船稅・牛馬賣買稅・蠶種生絲稅・銃獵稅・鑛山稅・絞油稅・碇泊稅の九種のみを國稅に編入して他は全廢し、それ以外に數種の新稅目を設けた。かうして新興の集權統一國家は、其歲入を安定せしめて、次第に財政上の基礎を鞏固にし、其上に更に幾多の文化的施設を試みて、それ自身を展開、進步せしむる過程を步んだ』とあるが、詳細なことは本書經濟篇、稅制の條を參照されたい。

六　學制の創設

明治政府の誇るべきものは教育制度でこれは特に注目に値するものであつた。勿論これは戊辰戰爭時代から學事に留意してゐたのであるが、舊幕府が飜譯事業專門ともいふべき開成所を學校とし、明治元年學習院を大學寮代としたのを始め、明治二年六月昌平校を大學校と改稱して開成學校、醫學校及び病院等を管理せしめ、後大學校を大學と改め、開成校を南校（大學南校）と稱し醫學校を東校（大學東校）と稱するに至つたが、三年七月に至り、學制を改め諸藩の學生を選拔して南東の兩校に入學せしめた。之れを貢進生と稱して、其の中から海外留學を命ぜられた者を留學生と稱した。

南校では外人教師を雇ひ、諸藩に命じて、現高十五萬石以上（大藩）は三人、五萬石以上（中藩）は二人、五萬石以下（小藩）は一人づゝの貢進生を送つて、大學に入學せしめ洋學を學ばしめた。これ等の貢進生中からは後日明治時代を造つた幾多の俊傑秀才を輩出した。

明治四年四月七日、大學を改めて文部省となし、教育一切を總括せしめた。文部卿に大木喬任を任じ、五月八日に至り舊來の教育方針を一變し夫々學制を布いた。大中小學區・學區取締・督學局・地方學務專任吏員・大・中・小學科教員、並に師範學校生徒及び試業・海外留學生・學費・授業料等に關する條目を定め、同五年八月二日に至り太政官から一般士民の學業を奬勵する布告を發せられた。

太政官から發せられた學問奬勵の布告

學問奬勵の布告（太政官第二百十四號）

人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニシテ以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長スルニヨルナリ。而シテ其身ヲ修メ智ヲ開キ才藝ヲ長ズルハ、學ニアラサレハ能ハス、是レ學校ノ設アル所以ニシテ、日用常行言語書算ヲ初メ、士官農商百工技藝及法律政治天文醫療等ニ至ル迄、凡人ノ營ムトコロノ事學アラサルナシ。人能ク其才ノアル所ニ應シ勉勵シテ之ニ從事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ。サレハ學問ハ身ヲ立ルノ財本トモ云ヘキ者ニシテ人タルモノ誰カ學ハスシテ、可ナランヤ。夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陷リ、家ヲ破リ身ヲ喪フ徒ノ如キハ、畢竟不學ヨリシテカヽル過ヲ生スルナリ。從來學校ノ設アリテヨリ年ヲ歷ルコト久シト雖モ、或ハ其道ヲ得サルヨリシテ其人方向ヲ誤リ、學問ハ士人以上ノ事トシ、農工商及婦女子ニ至テハ之ヲ度外ニオキ學問ノ何物タルヲ辨セス、又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ國家ノ爲ニスト唱ヘ、身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ、或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ、空理虛談ノ途ニ陷リ、其論高尙ニ似タリト雖ヲ之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス。是卽沿襲ノ習弊ニシテ、文明普ネカラス才藝ノ長ゼスシテ貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ。是故ニ人タルモノハ學ハスンハ有ヘカラス。之ヲ學フニハ宜ク其旨ヲ誤ルヘカラス。之ニ依テ今般文部省ニ於テ學制ヲ定メ、追々教則ヲモ改正シ布告ニ及フヘキニツキ、自今以後一般ノ人民華士族農工商及婦女子必ス邑ニ不學ノ戶ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タルモノ宜ク此意ヲ體認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメサルヘカラサルナリ。（高上ノ學ニ至テハ其人ノ材能ニ任カスト雖モ幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメサルモノハ其父兄ノ越度タルヘキ事）

但シ從來沿襲ノ弊學問ハ士人以上ノ事トシ、國家ノ爲ニスト唱フルヲ以テ、學費及其衣食ノ用ニ至ル迄多ク官ニ依賴シ、之ヲ給スルニ非サレハ學ハサル事ト思ヒ、一生ヲ自棄スルモノ少カラス、是皆惑ヘル

ノ甚シキモノナリ。自今以後此等ノ弊ヲ改メ一般ノ人民他事ヲ抛チ、自ラ奮テ必ス學ニ從事セシムヘキ様心得ヘキ事

次いで文部省は學制百九章を定めて學事を管督奬勵した。

如上の訓示の內容を檢するに、文部省は文部大丞田中不二麿を理事官として岩倉大使に隨行せしめ、歐米先進諸國の學事を視察せしめ、その報告によつて即ち明治五年八月三日、歐米の制度を採擇して學制を制定し之れを頒布する前日太政官から即ちこの學問奬勵の布告を發したものである。

英米の啓發思想

學制の教育精神は、英米流の啓蒙思想功利主義を背景としたもので、福澤諭吉の説いた「學問のすゝめ」がその參考となつたものであらう。英米の功利主義と共に其教育制度は專ら劃一的、拘束的なフランスの型を採つたものといはれる。

監督本局を設く

それは全國を八大學區に分ち、各區に大學校一所を置き。一大學區を分ちて、三十二中學區となし每區に小學校一を置き別に監督の制度を設け、文部省に監督本局を置き、各大學區に督學局一箇處を置いた。

中學校設置

政府の豫定では全國に八大學校、二百五十六中學校、五萬三千七百六十小學校を置く計畫であつた。之れに新精神、新制度に基く小學校教育を普及する爲めに、先づ小學教員の養成に着手し、師範學校を七箇所に創立した。

小學區は大約人口六百を以て一區となし、每區に小學校一つを置き、六歲以上の男女を就學せしめる規定で、小學校には尋常小學。女兒小學。貧人小學。小學私塾。幼稚小學の數種があり、生徒をして授業料を納めしめたが、その設立。經營の費用は、小學區內に於て之れを負擔せしめた。尋常小學は上下二等に分け、下等は六歲より九歲まで、上等は十歲より十三歲まで、上下を通じて八年を在學年限とし、一年の授業を六ケ月と定めた。かやうに學制だけは整つたが、初等普通教育の普及は却々政府の期待した通りには進捗しなかつた。六月の末に至つて、小學區は四萬二千四百五十を算したが、小學校の數は公立七千九百九十五所、私立四千五百六十三所、合計一萬二千五百五十八所に過ぎなかつた。七年には、小學區四萬六千百十四に對

し、公立小學校一萬七千六百九十六所、私立小學校二千三百二十一所、合計二萬十七所で、學校數は區數の半ばにも達しない狀態であつた。中學校は明治五年の學制によつて初めて規程を見たもので、小學を修了したものを收容して、それに普通教育を授け、一中學區に一校を設くべき制度であつた。その過程を上下の二等に分ち、修業年限は下等中學を十四歲乃至十六歲の三箇年とし、上等中學を十七歲乃至十九歲の三箇年とした。前述の如く、小學校を上下の二等に分け、小學校の上に中學校を置いて、それをも上下の二等に分けたことは、教育史家も注意した通り、米國の學校系統を模倣したもので、フランス型の教育制度の中に幾分か米國流の教育系統が混入してゐたと見るべきであつた。

七　社會制度の革新

社會制度の革新

公卿の齒を涅め眉を剃ることを禁ず
曆本の私販賣を禁ず
皇城の五門を解放す
鴉片賣買禁止
外人賣奴禁止
庶民氏を稱す
墨刑廢止
按察使を廢す
國名舊官名等を通稱とするを禁ず
華族東京に移住せしむ
祿制を定む
親王賜姓の制を定む

明治新政府は維新以來政治機構の大革新を斷行して人心の一新に努むると共に、社會全般に涉つても舊弊を一掃して風俗・習慣の面目を刷新する事にも畢生の努力を拂ひ、舊制の改廢に世人の耳目を聳動させるものがあつた。隨つて維新以來社會の狀態は日に月に變化し眞に目まぐるしい程であつた。即ち三年二月には公卿の齒を涅め眉を剃ることを停め、同年四月には曆本の私販賣を禁じ、同六月には皇城西北の五門を開いて公衆の往來に便し、同八月には鴉片の賣買を禁止し、外人賣奴の禁を更に嚴にした。是れは支那人中密に我が國の兒童を誘拐して之れを海外に賣るものがあつたので、更にその取締りを嚴重にしたのである。同九月には庶人に氏を稱することを許した。舊幕府時代には庶人は氏を稱することが出來ず、單に名のみを稱へてゐたが、此時から何人と雖も氏名を稱するを得る事となつた。また此月墨刑を廢し、按擦使を廢した。同十一月に至り舊官人諸大夫、侍中大夫等の位階を停め、國名舊官名等を通稱とすることを禁じ、また華族に命じて悉く東京に移住せしめ、同十二月には皇族、華族及び官人以下の祿制を定めて其采地を收め、政府

庶人に双刀を帶びるを禁ず
士民散髪脱刀立禮許認す
平民に乘馬を許す
羅卒を東京に置く、巡査と改稱
午砲設置
耕作の自由を興ふ
六部の横行を禁ず
盲人の職名を廢す
庄屋、名主、年寄の稱號廢止
正副戸長を置く、
僧侶の妻帶肉食蓄髪を許す
僧官を廢す
僧侶に氏名の呼稱を許す
人身賣買を禁ず
僧侶の托鉢を禁ず
五節句を廢す
紀元節・天長節を祝日と定む
初めて公園を開く
證券印紙發行
榜示を撤退して官令を掲示せしむ

は二世以下に姓を賜ひて華族に列する事とし、庶人の双刀を帶びるを禁じた。次いで四年三月には士民に散髪脱刀立禮を許し、同四月には平民の路上乘馬を許し、同八月には初めて邏卒を東京に置き、市中を巡邏し保安の事に從はしめた。後に之れを巡査と改稱して全國に置き、人民の安寧を保護せしむる事となつた。同九月には正午に午砲を發するの制を設け、又從來田圃には米雜穀蔬菜以外の栽培に制限を加へてあつたが之れが禁を解き、地味に從つて桑、茶、漆、楮等の栽培を許し、同十月には六十六部と稱し、神佛を歷拜し、米錢を乞ふ者を禁じ、同十一月には撿校、勾當等、盲人の職名を廢した。

五年四月に至り、村里の役名たる庄屋、名主、年寄等の稱を廢止して正副戸長を置き、又僧侶妻帶し肉食蓄髪を許した。同八月には僧官を廢止し、同九月には僧侶に氏名の呼稱を許し、同十月には僕婢娼妓等の年期を限り人身賣買に類する者は悉く之を解放し、一般に雇使は一年を限る事とした。この時娼妓は一時全く解放されたが、後又舊時に復するに至つた。同十月には僧侶の托鉢を禁じ、六年一月には五節を廢して紀元節、天長節を祝日とし、この月各地の名區勝境を選んで公園を設け、同二月には證券印紙發行、又府縣に命令して舊時の榜示を撤去し官令を掲示せしめ、此月また父祖の被毆律を改正して復讐を嚴禁し、同三月には天皇は御自ら斷髪を行はせられ、皇太后、皇后には黛を落し、鐵漿を剝ぎ給うた。この月日本人の外人と婚姻する事を許し、その條規を定めた。同五月には初めて洋式の權衡を發行し、同七月には大禮服佩劍の制を定め、火葬を禁じた。以上は其大體であるが、斯くの如く新制は眼の廻るやうに續々と興り、舊制は忽ちにして廢せらるゝに至つたので、かゝる急激な變化を悦ばない地方民は處々に反抗の氣勢を示し、時々騷擾を起したが、勿論たちまち鎭定された。

士族の商法といふ語は明治維新以來の特殊の有名な語り草となつた。これは士族の一半が歸農し、他の一半が商賈に從事したが、大抵はその資本を失ふて零落した結果、通語になつたのであるが、併し中には岩崎

復讐を嚴禁
鐵漿剃落
外人と結婚を許す
洋式權衡を採用す
大禮服佩劍の制を定む
火葬を禁ず
士族の商法
岩崎彌太郎
澁澤榮一
藤田傳三郎
歸農
北海道開墾
內地々方の開墾

彌太郎、澁澤榮一、藤田傳三郎等の如き士族出の大實業家もあつた。

歸農を最も早く實行したのは封地削奪の厄に逢つた諸藩で、德川氏に直屬した舊幕領は靜岡縣に製茶事業を興し、東北諸藩の舊藩士は多く北海道の開墾に從事した。二年八月、東久世通禧が開拓長官となつて、北海道の開墾は漸次進步したが、之れに參加したのは、米澤、弘前、鳥取、岡山、鹿兒島、大泉、斗南、福岡、一關、高知、仙臺、彥根、德島、靜岡、福山、佐賀、廣島、熊本、秋田、名古屋、和歌山、水戶などの諸藩であつた。內地開墾に就ては四年正月の開墾可能地の調査及び官有地の半價拂下等によつて、士族の歸農を援助奬勵することに定め、その政策を西南戰役の頃まで繼續した。斯くて千葉縣の小金ケ原、手賀沼、印旛沼、青森縣の三本木、靜岡縣の三方ケ原等の大開墾を始め、全國に行はれた大小開墾地の數は夥しいものであつた。士族の開墾事業は多く彼等の開墾同盟によつて行はれた。士族の歸農には最う一つの方法があつたそれは藩主の權力を以て地主から相當の田地を獻上せしめ、それを藩士に與へるといふ遣り口であつた。

餘田整理

かうした餘田整理は無償の場合もあつたであらうし、また有償の場合でも、其地價を安く見積り、且つ年賦償還と云つたやうな方法を取つたといはれる。士族の歸農は或る程度まで成功したらしいが、元々彼等は職業に疎いので家產を破つたものが相當に多かつた。隨つて是等の失敗者中には公吏・巡査・敎員を始め公職に就いたものもあつたが、ひどいのになると勞働者に零落したものもあり、又貧困の極その女子を賣笑婦にしたものさへあつた。

四民平等

それから百姓、町人の階級を見るに、彼等は一齊に「平民」と呼ばれたが、維新革命の根本原理は「上下一心」の語中に含まれる四民平等にあつたので、新政府は平民階級に對しても解放の態度を採り、身分上の制限を撤廢して、從來の屈辱的な地位から彼等を自由にしようとした。卽ち前に記述したやうに先づ苗字を公稱することを許可したのを始めとし、種々の特權を與へたのである。

人件、物件の區別

婦人の自由開放

勿論「四民平等」の觀念及び解放は「人類平等」といふ歐羅巴の思想的影響が主で、それに又「一視同仁」の東洋的精神も感化を及ぼしてゐる。是等に基いて人件と物件とを劃然と區別した極めて進歩的な法令が發布せられたこと、即ち人身賣買類似のものを悉く解放したこと、殊に婦人に就て永い間之れを物件視し、妻を殆んど家長の意の儘に取扱つてゐた。例へば婚姻の如き一生の大事に就いても婦人は自由意志を以て賛否を述べる權利を全然持たなかつた。隨つて江戸時代までの法律には婚姻に關して婦人を保護した條項は一箇條も見出されなかつたが、新政府は人道上の精神から必至の勢ひとして婦人の離婚請求權を認めて、多年「七去三從」の不合理な桎梏に苦しめられてゐた女性を解放し、これに自由の權利を與へた。次の法令は明治六年五月に發布されたものであるが、新政府が婦人の人格權を尊重したものとして注目に値するものである。即ち、

「夫婦ノ際已ムヲ得サルノ事故アリテ、其婦離縁ヲ請フト雖モ、夫之ヲ肯ンセス、之ガ爲メ數年ノ久ヲ經テ終ニ嫁期ヲ失ヒ、人民自由ノ權利ヲ妨害スルモノ不少候。自今、右樣ノ事件於レ有レ之ハ、婦ノ父兄或ハ親戚ノ内附添、直ニ裁判所ヘ訴出不苦候事」

斯の如く人民の大多數を通じて、封建的身分制は全く廢棄されてしまつたと云つてもよい狀態にまで社會制度は改良されたのである。

幣制
明治初期の通貨
外國往來及び耶蘇教禁止の令
鎖國主義
安政の修好條約
經費の大膨脹
貨幣の改鑄
幕府財政の窮迫
各藩の財政窮乏
政綱の弛廢
藩札の濫發

第二章　經濟篇

第一節　幣制

一　明治初期の通貨

德川氏は寛永十一年五月二十八日天下に對し外國往來及び耶蘇教禁止の令を發して鎖國主義を採りし以來代々撲守を以て傳統として來たが、第十四代將軍德川家茂の時に至り、內外の情勢は既に鎖國主義の堅持を許さぬものがあつたので、安政五年六月十九日米國と修好條約を締結し、相次いで和蘭（同年八月十日）・露西亞（同年八月十一日）・英吉利（同年八月十八日）・佛蘭西（同年九月三日）の四箇國と修好條約を締結すると共に、順次に長崎・函館・神奈川・兵庫・新潟の五港を開いて貿易港と定め、俄に傳統の國是たる鎖國主義を放棄して諸外國と交通を始むるに及び、忽ち國家的の經費が大膨脹を來し、到底八百萬石の收穫では支へ切れなくなつた。こゝに於て一時財政の窮乏を彌縫せんが爲に貨幣の改鑄を試み、品質を低下せしめて、これから生ずる潤益を以て多端なる國用の一部に充てた。隨て天保中に改鑄せし金銀貨に比し、安政から萬延にわたつて改鑄した金銀貨は著しく劣惡になつたが、これは金銀貨の品質を低下せしめ、それに依つて巨額の潤益を得んとの窮餘の彌縫から生じた一の愚策に過ぎないが、以て當時如何に德川幕府の財政が逼迫してゐたかを想ふに足るであらう。加之、當時漸く德川氏の勢威が衰へ、政綱は頗る弛廢するに至つた。德川幕府に於て既に然り、各藩は全く想像の外で、財政の窮乏、政綱の弛廢は全くその極に達した。こゝに於て幕府の政綱弛廢するや、各藩はこれに乘じて濫に藩札を發行し、盛に劣惡な金銀貨を濫鑄して藩用に供するに

至つた、こゝを以て德川幕府の倒壞せるは實に威望の失墜、政綱の弛廢、財政の窮乏による事を斷言し得られるのである。

幕府倒壞の主因

明治政府の財政窮乏

明治元年大政維新を布告し、三職を置いて新政府が樹てられたが、東北地方の戰亂はいまだ平定せず、剩へ國帑缺乏して頗る困難を極め、ために舊幕時代の末に紊亂せる幣制の如きは、これを顧みるの遑がなかつたのである。明治政府が成立當初の財政窮乏に就いては、河野桐谷著江戸は過ぎる、征東軍の軍資調達の話（太田米華氏談）に『これは隱れた事實ですが、有栖川宮様が征東將軍になつて、いよ／＼東北征伐にお出でになる時、軍用金が二千兩しかなかつた。その時の參謀は西鄕さんや大村益次郎などが參謀として行つたんです。ところがたつた二千兩では、この大きな軍隊を引連れて行くのでは大津までも行けない。それで軍用金を集めた。その時私の家の親戚で熊谷鳩居堂の三代前の熊谷直孝といふものにその加入方の總年寄を命じたので、直孝は京都商人中の金持に之を謀つた。そして直孝が勸誘人になつてみんなに說いて廻りました所、第一番に熊谷の手許に持つて來たのは、津田寅吉といふ鰻屋でした。それが鰻を燒く汚れた着物を着て仕事着のその儘の姿で小判を懷中から三百兩出して、是非これをお役に立てゝ下さいと持つて來た。それから第二番に持つて來たのが有名な蓮月尼です。下河原に住つてゐたそうですが、その人が百兩持つて來た。その次に來たのが三井の手代で、千五百兩持つて來たそうですが、その時分には未だ江戸の勢力が侮り難く、征東大總督宮が行かれても、奧州までの征伐が、或は可能性があるかないかといふことは殆んど半信半疑で、三井はそのために取敢へず手代に千五百兩持たしてよこしたんですが、熊谷は三井の手代をいきなり叱りつけて、三井ともいはれる家が天朝樣の爲めに出すのにこれつぱかりのお金を持つて來る奴があるか、持つてかへれ、主人に出て來いといへといつてえらくおこつた。そのために三井では再び同族から二萬兩の金を出したさうです。それから矢張りその時の話しですが江州の商人に御用金を仰せつけた。この江州商人は算盤

征東軍の軍資金調達

熊谷直孝

鰻屋津田寅吉

蓮月尼

三井から千五百兩

江戸の勢力侮り難し

三井再び二萬兩出す

江州商人に命ず銀で二萬兩

金二萬兩に換へる

金と銀との相場の相違

舊幕時代の幣制を採用

洋銀通用を許す

財政上の實權

田畑の石高に照して金札發行の議に決す

太政官札の發行

民部省札

造幣局設立の取調

香港の造幣局

高いが、わけはよく解つてゐる。それで御用金を二萬兩仰せつけられたんです。それは大本營から云付けたのです。それで銀で二萬兩積んで持つて來た、ところが今度の戰ひは何處まで行くかわからない。それだのにこんな重いものを持つて來ても仕樣がない。ト、云つて叱られた。ところが江州商人は始め仰せつけられる時に金とも銀とも仰つしやらなかつたので、銀を持つて來ましたといつたが、斯なものを持つて來る奴があるか、といつて偉らくしかられた。それで總代で來たものが仕方がないので早速金を持つて參りますといふので、銀二萬兩を預けて置いて、更に又金を二萬兩持つて來て又銀二萬兩を車に積んで持ち歸つたさうです。何しろその時分には、同じ二萬兩でも金と銀とは相場がまるで違ふ。その頃關東では六金といふて、金が六兩で銀が十兩でした。京都では七金でしたから金が七兩で銀が十兩です。だから金二萬兩と銀二萬兩は大變な相違です。そこが江州商人です。唯二萬兩といつたので銀を持つて行つて、叱られたさうです。熊谷直孝は後に正五位を贈られました』とあり、以てその一斑を窺ふに足る。斯の如く政府それ自身が財政の窮乏に困難を感じてゐたので先づ一時姑息な彌縫策を採ることに決し、明治政府としての幣制はこれを他日に讓り、舊幕時代の幣制をその儘採用して洋銀の通用を許し、古金銀貨幣を流通せしめた。德川慶喜は大政を奉還して謹慎したが、各地には未だ諸藩主が蟠居してゐて恰も各自獨立國の如き觀を呈し、制度の大改革を斷行せざる以上、新政府は財政上の實權を掌握することが出來ず、隨て焦眉の急務たる撫民出師の如き費用はいふまでもなく、日常の經費にすら困窮を感ずるに至つた。こゝに於て政府はこの急場を救ふため、全國田畑の石高に照して金札を發行するの議を決し、明治元年五月太政官札を發行した。されど太政官札は大札が多く小札が少ないので民間の不便が甚だしかつたので、更に同二年十月民部省札を發行するに至つた。

然れども政府は夙に幣制確立の急務なることを痛感する所があり、明治元年閏四月造幣局設立の取調を開始した。この時恰も香港の造幣局が創立後期年ならずして廢局となり、その機械が空しく倉庫に藏せられて

三岡八郎
五代才助
寺島陶藏
英國商ガラバ
上野敬輔
大坂川崎村に工場建築
四年二月に竣成
新貨の鑄造
伊藤博文
新貨條例の發布
貨幣條例の發布
金貨本位に改む
各國領事東洋銀行支配人異論を唱ふ
金銀の産出少し
金貨海外に流出
金銀双本位制
貿易銀の通用
官札と民札
大藏省兌換證券を發行
開拓使、兌換證券の發行
獨逸ビー、ドンドルフ會社
新紙幣一億圓

ゐる由を聞き、參與會計官判事三岡八郎（後由利公正と改名）は命を奉じて外國事務局判事五代才助（友厚）寺島陶藏（宗則）に託し、香港にある造幣機械を代金六萬兩にて購入せんことを英國商ガラバと契約せしめ更に横濱裁判所御用掛上野敬輔（景範）を派遣して機械及び建築材料を大阪に移さしめたが、同年十月末に到着した。これと同時に政府は地を大阪川崎村にトして工場の建築に着手したが、この工場は同四年二月竣成して開業式を擧げた。新貨の鑄造に就いては日本商業史に『最初は銀貨本位の計畫なりしが、其後大藏少輔伊藤博文の說をいれて金貨本位の制をとられ、銀銅貨の補助貨を置き、ことに一圓銀貨を鑄造して貿易銀に定めらる。かくて四年五月に至り新貨條例を發布せられ、ついで七年九月舊銀貨の通用を停止せしめられしが、明くる八年六月新貨條例を廢して貨幣條例を發布せらる。これよりさき政府の金貨本位の制に改むるや各國領事、東洋銀行支配人等異論を唱へしも、我政府は斷然金貨本位の制を施行し將來十年の後を期して我邦一般に金貨本位通用の國たらしめんことを希望せり。然るにこの希望は中途にして全く蹉跌するに至れり。これは金銀新貨を鑄造發行すること豫期の如くならざりしと、我邦鑛山金銀の産出甚だ缺乏せしことゝの外、不換紙幣增發のため新鑄の金銀貨、就中金貨海外に流出せしことによれり。こゝに於て寧ろ金銀双本位の制をとるの便利なるに如かずとなし遂に十年五月從來各開港場貿易上の便利の爲、鑄造して各開港場限り通用せしめれし一圓の貿易銀を一般に通用せしむることゝなれり。これ表面上本位の名なしと雖も其實は金貨と共に並行して本位の資格を具へ、金銀双本位となりたるなり』とあり、貨幣條例の改廢、金銀複本位制を採用する迄の幣制を明かにした。

　太政官札はこれを世に官札と稱し、民部省札は民札と唱へるが、政府はこれ等の官札、民札に次いで明治四年十月歲計の不足を補給し造幣用の地金を吸收する目的を以て大藏省兌換證券を發行し、翌五年一月には北海道開拓の資本を充足するために開拓使兌換證券を發行した。次いで同五年四月に至り、獨逸ビー・ドン

ドルフ會社に託して製造せしめた新紙幣壹億圓を發行した。これに就いて日本商業史には『官省札は兵馬倥傯の際、發行せしものにて紙質印刷兩ながら不完全にして僞造のもの多く市場に顯れしかば、その弊害を豫防し且つ從來舊藩に於て發行せし金札錢札に交換して國內の正貨を劃一に歸せしむるため、遂に紙の製造を獨逸のビー・ドンドルフ會社に命じ壹億圓を造らしめ、五年四月より發行せらる』とある。世にこの紙幣を新紙幣と稱する。

豫備紙幣の準備

政府はこの新紙幣の損傷せる時その損傷札と交換すべき豫備紙幣を準備して置く必要を感じ、明治十年七月東京常盤橋畔の紙幣寮構內に豫備新紙幣製造工場の建築に着手し、翌十一年六月竣工するに及び、獨逸ビー・ドンドルフ會社から新紙幣の原版を取寄せ、補充の紙幣製造を開始した。

補充紙幣の製造開始

紙幣に信用を置く

曩に政府は新紙幣を發行するや、この新紙幣をもつて官札省札、舊藩札と交換してその流通を圖つたので、人民はいづれも喜んでこれを受取り、始めて紙幣に對し信用をおくに至つたと稱せられる。

發行制限を破る

西南征討費支辨

歲計不足の補給

然るに政府は明治五年四月獨逸製の新紙幣を發行して人民の紙幣に對する信用を高むるに及び、財政の窮乏が容易に去らざるに苦惱し、漸次發行の制限を破り、或は北海道開拓使へ貸付のために發行し、或は歲計不足を塡補するために發行し、或は爲替會社處分のために發行せられ、或は西南征討費支辨のために發行せらるる等必要に應じ臨機應變に隨時殆ど無制限に發行するに至つた。就中六七年以降は各會計年度の初めに於て、歲計不足の補給をなすため、一時に損傷札豫備の新紙幣を發行する端緒を啓いてから、これが一種の惡慣例となり、益々新紙幣の增發を助長するに至つたのである。これ等の豫備新紙幣に就いては日本商業史に『豫備新紙幣は十四年の冬より回收に從事し、十五年十二月に至り全く回收し了れり』とある。

多數の贋造紙幣を出す

得能良介

王子村に抄紙場設立

維新の初め、政府は太政官札を發行するや、いかにも粗笨にして多くの贋造紙幣を出せしより、其後紙幣を發行する毎に、或は米國に或は獨逸國などに託して製造せしめて來たが、得能良介が紙幣寮頭となるや、外國人に紙幣を製造せしむるの危險なるを論じ、つひにその建議をいれ明治九年二月東京府下王子村に抄紙

銅版彫刻印刷インク改造紙幣

紙幣の信用增大

兌換制度の採用

松方正義明治三十二年三月金貨本位制の實施

新舊貨幣價格表貨幣の種類と換算律

場を設立し、紙幣用紙を抄造せしめ、また銅版彫刻及び印刷インク等を研究せしめた結果、つひに同十二年五月始めて國内に於て完全な紙幣を製造するに至つた。これより大阪の造幣寮と相俟つて盛んに紙幣を製造し、同十四年二月より發行し、新紙幣と交換された。世にこれを改造紙幣と稱せられる。こゝに於て政府紙幣の信用は漸次增大し、隨てその價格は次第に騰貴し、同十八年末には銀紙價格の差は殆ど消滅するに至つたので、政府は不換紙幣制度を革めて兌換制度を採用すべき時機に達したのを認め、先づ銀行紙幣の整理をなすことに決し同十六年五月布告第十四號を以て國立銀行條例を改正し、銀行紙幣合同消却の方法を定め、同三十二年十二月三十一日限りその通用を禁止した。次いで同十八年六月布告第十四號を以て紙幣交換のことを令し、翌十九年一月から一般に紙幣交換の途を啓いた。然れども政府はこの紙幣整理に際し、銀貨兌換の制を採用したので、事實上銀貨本位に復歸せしめた觀を呈するに至つたが、これは紙幣整理上やむを得ない措置であつた。されど世界の經濟界に入る必要があるので金本位制度を確立すべくその好機の至るを俟ちつゝありし所偶々日清戰爭の賠償として清國より巨額の英金を受領するに及び、大藏大臣松方正義は金本位制度を採用すべく計畫し、つひに議會の協賛を得、同三十二年三月貨幣法を發布して金貨本位制を實施するに至つたのである。

尚ほ日本商業史に明治七年八月の調査になれる新舊貨幣價格表が掲載されてゐるから之を再錄して、當時通用せる貨幣の種類とその換算律を知る資料に供する。

新舊貨幣價格表　明治七年八月

慶長	小判	一個	十圓六錢四二
武藏一分判(正德金)		一個	二圓五十一錢六〇
元祿	小判	一個	六圓八十六錢五七
	一分判	一個	一圓七十一錢六四
	二朱判	一個	八十五錢八二

乾字	小判	一個	五圓十五錢六五
	一分判	一個	一圓二十八錢九一
元文	小判	一個	五圓七十五錢八九
	一分判(眞文)	一個	一圓四十三錢九七
文政	小判	一個	五圓一一錢九二
	一分判(草文)	一個	一圓二十五錢七三
文政	二分判(草文)	一個	二圓二十二錢二七
古二朱金		一個	三十六錢四五
安政	小判	一個	三圓五十錢五一
	一分判(正字)	一個	八十七錢六三
新	小判	一個	一圓三十錢四二
	一分判	一個	三十二錢六一
新	二分判	一個	五十四錢三二
元祿	大判	一個	五十九圓二十七錢一〇
享保	小判	一個	十圓十一錢五六
	一分判	一個	二圓五十二錢八九
文政	二分判(眞文)	一個	二圓五十二錢三六
一朱金		一個	十六錢〇一
天保	小判	一個	四圓三十六錢六二
	一分判(保字)	一個	一圓九錢一五
五兩判		一個	十八圓七十錢四四
安政	二分判	一個	九十五錢〇三
新	二朱金	一個	十三錢六一
慶長享保天保吹	大判	一個	七十四圓七十一錢八六
新	大判	一個	二十八圓二十六錢六八

安永　二朱銀	一個	四十錢二六	
文政　一朱銀	一個	十錢三五	
一朱銀	一個	七錢四〇	
安政大形　二朱銀	一個	四十六錢五一	
文政　二朱銀	一個	二十九錢六七	
古一分銀	一個	三十四錢七〇	
一分銀	一個	三十一錢一七	
舊貨幣の量目品位及び改鑄の費用等は紙幣條例備考を參考すべし			

右表記載の外、貨幣には永錢・銅一文錢・眞鍮四文錢（寛永通寶）・眞鍮當百錢（天保通寶）・銅四文錢（文久通寶）・鐵四文錢（寛永通寶）・鐵一文錢（寛永通寶）等があるが、これ等の貨幣は舊幕府に於て寛永以降慶應に至るまでの間に鑄造通用したものである。

貨幣の流通總額

一億四千六百萬圓

また明治大正史、經濟篇に明治二年に於ける貨幣の流通總額が掲載されてゐるから、こゝに再錄して參考に供しよう。即ち『是等の金・銀・銅貨・紙幣などの流通額が何程であつたかは、明確でないが、明治八年大藏省に調査した所の記錄に依ると、明治二年に於ける是等貨幣の流通總額は、一億四千六百萬圓に達してゐたといふ。其の內譯は左の如くである。

金貨流通額	八七、六一〇、六五二圓
銀貨	五二、六六五、七八七圓
銅眞鍮鐵錢	六、〇三三、一二七圓
合計	一四六、三〇九、五六八圓

二分判金二朱金

右貨幣の內金額として最も流通額の多かつたのは萬延・明治に亙り鑄造された二分判金・二朱金であつて、其の流通額は五千三百二十四萬兩、圓に換算して五千九百十一萬五千圓であつた。金貨の流通に於て第二に

古二朱金
一朱銀
銅眞鍮鐵錢
天保通寳
各藩各旗本内の流通札
藩札の數
熊本藩の預り手形
金澤藩の錢札

位するのは古二朱金であつて、七百四十四萬兩、その實價を圓に換算して二千二百十四萬七千圓であつた。銀貨の最も流通の多いのは一分銀であつて、二千八百三十七萬兩、圓に換算して三千六百十四萬六千圓其の次は古一分銀で一千百一萬兩、圓に換算して千五百六十萬九千圓、其の次は一朱銀で九百九十五萬兩、圓に換算して千二百三萬四千圓であつた。銅眞鍮鐵錢は分量に於ては多額であつたけれども、一箇當りの流通價値が低い爲に、金額としての高は多くなかつたが、是等の貨幣の中で最も多かつたのは天保通寳であつて、其の流通額三千八百七十八萬貫、圓に換算して三百八十七萬八千圓であつた。

明治初年に於ける各藩及び各旗本領内の流通札の總額は、三千萬兩内外であつた。尤も此の三千萬兩といふは當時の銀札及び錢札の呼價の數を兩に改算したまでゞあつて、其の實價ではない。其の中で藩札の數は二百八種、金額は二千四百萬圓であつた（是は明治四年七月の流通額である）。其の中にも最も流通額の大きかつたのは熊本藩の預り手形（百九十萬圓）、其の次は金澤藩の錢札（百八十萬圓）、山口の藩銀札（百四十萬圓）、德島の藩銀錢札（百三十萬圓）、和歌山藩の銀錢札（百萬圓）等であつた。舊藩札の名には銀匁あり、錢何貫何百何十匁の稱あり、或は米何石何斗何升札の目あり、或は何兩、何匁、何朱の稱あり、區々錯雜して居たが、玆には明治政府が公定した所の舊藩札價額新比較表に依り、一々換算したものを掲げたのである」とある。

舊貨幣の海外流出
國幣の缺乏

二　舊貨幣の海外流出

王政復古、大政維新を布告して明治政府は成立したが、各地の戰亂はいまだ鎭定せず、剩へ國幣の缺乏甚だしく困難の極に達してゐたので、舊幕府以來多年紊亂せる幣制はこれを匡正する遑がなく、止むを得ず一時の彌縫策を採ることに決し、先づ明治元年二月二十日洋銀（洋銀一枚は我が一分銀三枚に當る）を一般に

古金銀通用停止の解禁

通用せしめ、次いで古金銀通用停止の解禁をなし、民間で自由に時價を以て通用せしめたが、當時國內に流通せる金銀銅の舊貨幣はその總額壹億四千六百萬餘兩（その內譯は幣制、第一節、明治初期の通貨を參照のこと）に達してゐる。

貨幣の比例

然るに舊幕時代開港の當初貨幣の比例が平衡を得てゐないので、例へば金銀貨の比例が甚だ平衡を得ず、銀貨をあまりに高く見積り金貨を安く取扱つてゐた結果、開港以來我が金貨が盛んに海外に流出し、また贋造貨幣が盛んに流入する傾向があつた。

米國公使ハーリスの忠告

この現象を見た米國公使ハーリスは深くこれを憂へ、安政六年十一月二十四日金銀法價の比例が甚だ當を失してゐる事實を一書に認め、これを幕府の執政間部脇坂等に呈して幣制を速かに改正すべきことを忠告した。

金一銀十強

當時現行の貨制は金一銀十強なりしも、民間就中開港場の市價は金一銀十五強に通用してゐる有樣なので、幕府は開港場の奉行に命じて金貨輸出の防止に努めたが、寸效がなかつたと傳へられる。

奸商輩の射利的營業

金貨の流出と贋造貨幣の流入に就ては日本商業史に『明治元年より二年にわたり、ことに奸商輩外國人の巨利に狃れて、濫に金銀貨を買集め、これを外國人に賣渡すを以て無二の射利的營業となせり。

外國人の射利

劣位貨幣（萬延元年より明治二年まで十年間に鑄造發行せし劣惡の二分判金、二朱判金及一分判銀は凡そ七千三百四十九萬三千二百五十八兩、二分にして其中金貨五千四百四十七萬三千六百二十六兩、銀貨千九百一萬九千六百三十二兩二分）の世に行はるゝや、外國人は益々射利を其間に逞らし內國通貨の混亂に乘じ、一方にはいよ〱我舊金銀を買集めて輸出し、他の一方には香港其他便宜の地方に就て盛に我劣位銀一分判を僞造して（墨西哥銀を熔解して鑄造せしもの）我舊金銀貨に交換するの資となせり。（東洋銀行が我政府に呈せし所の書面によれば明治二年正月一箇月中のみにて橫濱より海外へ輸出せし一分銀凡二百萬枚卽五十萬兩なり）

諸大藩の私鑄

初舊幕府の財政に困難を極むるや、劣位二分判金、一分判銀をあまた鑄造して一時彌縫せしが、此際諸大藩も亦私に鑄造して財政の困難を救ひしといふ。其後新政府はたてられしもなほ列藩の私鑄を禁ずること能はざりしかば、東北の叛藩及他の諸大藩其領地において二分判金、一歩判

金銀貨幣签封所の設立

貨幣改所大隈參與

一種の複本位制

金銀貨の改鑄

金銀の比價

海外の貨幣制度

慶長年度の金銀比率

金、二朱判金を鑄造せしもの忽ち流布して贋僞の二分判金江戸・大阪・京都兩換店に出入するもの凡そ十三四種ありて、十中八九は贋金なりきとぞ。されば上下一般に困難し、其弊を除かんことを欲せしかど、其効なかりしに二年正月本邦に駐在する外國公使、領事等濫惡貨幣の弊害を訴へいでて其處分を強請せしかば新政府もつひに同じき年二月、金銀貨幣签封所を東京本町に設け、一般人民に令して諸公納金は必ず其签封を受くることゝし又貨幣改所を京都・大阪・橫濱・兵庫・長崎に置きて檢査せしめらる。又政府は大隈參與を擧げて惡金處分の任に當らしめらる。こゝにおいて同じき年、五月各國公使と會議し會津・仙臺・薩摩・筑前・安藝等贋金を鑄造せしものを罰し、居留外國人所持の濫惡二分判金を墨西哥銀貨並に證券と引換へしめらる』とあり、明治大正史、經濟篇、第二章幣制、第二節『舊貨幣の海外流出狀況』の條には『明治維新の際の我が國の幣制は、慶長年代以來漸次に成立したもので一種の複本位制と見る可きであつた。慶長年代の金銀の複本位制の比率は、慶長小判十兩四十四匁を標準とし、銀貨は金一兩に對し六十匁を標準としたのであるから、當時の幣制では大體金一、銀十四の割合であつた。其の後德川幕府の財政が非常に窮迫して、屢々金銀貨の改鑄が行はれ、金銀の比價は金一に對する銀六の割合となつた。これが我が國の安政開港時代に於ける貨幣制度の狀態であつた。然るに其の當時、海外に於ける貨幣制度の狀勢を見ると、複本位制の國に於ける金銀の比率は、大體金一對銀十五の割合であつて慶長年代に於ける金銀の比率とは大體接近してゐたが、其の當時に於ける我が國の金銀の比率、乃ち金一對銀六とは非常な相違があつた。それ故、洋銀百弗を以て我が金貨に交換すれば、小判三十兩に足らないけれども、洋銀百弗を以て我が一分銀に交換すれば七十七兩三分を得ることが出來た。斯樣な相違がある爲に、外國から銀貨を輸入して之を我が國の銀貨に換へて更に之を我が國の金貨に換へ外國に輸出する時は、倍以上の利益を得ることが出來たのである。それ故に外國の銀貨は滔々として流入され、我が國の金貨に頻りに外國に流出して、數年たらずして我が國の金貨は市

舊銀貨の流出
外國人射利を逞うす
物價の昂騰
舊金銀の輸出
各商品の暴騰
物價の激變
破産者續出

場から影を潜めて、幕末の當時に於ける我が國の貨幣制度は、實際に於ては洋銀本位の銀貨國の如き狀態であつた。單に金貨が外國に流出したばかりでなく、舊銀貨も亦良質のものは外國に流出した。これよりさき萬延元年より明治二年に至る十箇年間に、頻りに劣惡なる二分判金貨、二朱判金貨、一分判銀貨が鑄造發行せられ、其の額新二分判及び二朱判の金貨が五千四百千兩、新一分判及び一朱銀貨が千九百萬兩に達した。此の劣惡なる貨幣が現れた爲に外國人は益々射利を逞うして、優秀なる貨幣を市場より引上げて劣惡なる貨幣のみを流通せしむることゝなつたから、物價は頻りに昂騰することになつた。其の當時東洋銀行が我が政府に進言した書面に依ると（明治二年二月）明治二年正月の一箇月間に於て、横濱から海外に輸出した一分銀貨は凡そ二百萬枚（五十萬兩此價額新貨で凡そ六十三萬六千餘圓）に及んだといふ事である。以て其の當時我が舊金銀の輸出の盛であつた事が推察出來る。斯くの如く幣制が紊亂した爲に、經濟界に非常な惡影響を及ぼして、物價の暴騰を演ずるに至つた。其の當時の記錄によると、天保元年頃に肥後米一石は、銀九十一匁の相場であつたのが、慶應元年頃には二百七匁五分（二倍二八）。同じ期間に大麥一石は銀三十三匁から百六十匁（五倍）に暴騰した。又種油一石は二百五十一匁から千二百二十匁（四倍八六）に、又鹽は四斗入一俵が銀四匁であつたものが、二十五匁（六倍）にそれ〳〵暴騰した。其の他の商品も之に準じて、大概二三倍乃至五倍に暴騰したのである。斯くの如き物價の激變があつた爲に、一方には投機者が一攫千金の利益を收め、他方に於て眞面目なる人々は、産業經營上採算の基礎を破壞せられて、多年の努力によりて築き上げた資産を失ふ者が續出した』とあつて、幣制が如何に物價の騰落に影響するかを推知するに難くないであらう。

三岡八郎
小原二兵衛
改鑄の理由及び事務
久世治作
貨幣分析所
造幣場新設
五代才助
寺島陶藏
香港の造幣機械購入
英商ガラバ
上野敬輔
英建築技師ウオートルス
建築半ばに失火

三　貨　幣

慶應四年二月（この年九月八日明治と改元す）、政府は參與兼會計事務係三岡八郎、小原二兵衛に命じて貨幣改鑄のことを取扱はしめた。この改鑄の理由に就き明治大正史には『是は政府が從來通用してゐる所の金銀貨幣の品目量を改正し、歐米各國に倣つて萬國共通の金銀比率に依つて幣制改革を行はんとする趣意であつた』とあり、また貨幣改鑄の事務に就いては日本商業史に『これよりさき我政府は慶應四年戊辰二月參與兼會計事務係三岡八郎、小原二兵衛の二人に貨貨改鑄の事を命ぜらる。よりて久世治作を擢じて貨幣改鑄取調の事務を專擔せしめ、治作の意見を採用して貨幣分析所を京都二條金座中に設け、我邦慶長以來の古金銀貨を分析すると同時に歐洲各國の貨幣五十餘種をも分析して其品位量目の精粗優劣を審査して金譜一卷を作り、太政官に呈す云々』とある。これに依つて政府は略ぼ金銀貨幣の品位量目に就いて調査を了へたので、愈々貨幣を新鑄することに決し、明治元年四月造幣場新設の取調べを開始した。時偶々香港の造幣局が創立後期年ならずして廢局となり、その造幣機械が空しく放置されてゐる事を聞き、參與兼會計官判事三岡八郎（後の由利公正）は命を奉じて外國事務局判事五代才助（友厚）、寺島陶藏（宗則）に託し、香港にある造幣機械を金六萬兩にて購入することを英商ガラバと約定せしめた。よつて横濱裁判所御用掛上野敬輔（景範）を同地に派遣して機械及び建築材料を大阪に移さしめることに決し、同年十月下旬到着した。これよりさき政府は英商ガラバの推薦によつて英國建築技師ウオートルスを雇聘することが出來たので、早速地を大阪川崎村なる舊幕府米倉跡にトして造幣場新築と定め、ウオートルスを建築の設計及びその監督に任じた。こゝに於てウオートルスは明治元年八月いよ〳〵造幣場の建築に着手した。然るに工事なかばにして同二年十一月十四日誤つて火を失し、工場は全燒し、延いて火は庫内に及び造幣機械の大半を灰燼に歸せしめた。よつて政府は直ちに工場

工場の再築

の再築に着手すると同時に在横濱の東洋銀行に委託して新に英國から造幣機械を買入れた。この時政府は工場の再築及び機械の購入に合計九十五萬五千二百兩餘を費したと傳へられる。再建の造幣場は同四年二月竣成したので、曩に雇聘せる英國造幣技師ウイリアム・ギンドルに命じて新貨の鑄造を試みる事となつたが、

ウイリアム・ギンドル新貨の形狀に關する建議 參與大隈八太郎

新貨の形狀及び貨名改正に就いては明治二年三月四日參與大隈八太郎（重信）、造幣判事久世治作の建議をいれて貨幣の形は圓形を適當とし、その價の貨名は十進法を採用することに廟議は確定した。大隈、久世の建議書に就いては明治大正史に『明治二年三月四日、參與大隈八太郎及び造幣判事久世治作は、貨幣の形は圓形を適當とし其の價の貨名は十進法を依ることが適當であるとなし、新貨幣の形狀及び貨名改正意見を建議した。其の大要は左の如くである。

十進法の採用

貨幣の形狀

一 我國從前ノ金銀貨幣ハ、其形狀方ナルモノ多シ。然レドモ宇內各國貨幣ノ圓ニシテ携帶ニ便ナルモノニ比スレバ、方ナルモノハ甚ダ不便ナリ、故ニ此際新貨幣ヲ鑄造スルニ方リテハ宜シク舊制方型ヲ廢シテ圓型ニ改ムベシ。

貨名改正意見

二 我國從來ノ金銀貨幣、其貨名ノ朱、分、兩ノ數ハ計算上ニ於テ甚ダ不便ナリ、故ニ此際新貨ヲ鑄造スルニ方リ、宜シク舊稱ノ朱・分・兩ヲ廢シテ十進一位ノ貨名ニ改ムベシ。』

貨幣の品位及び比率

とあつて、明治以後我が貨幣の圓形に改鑄された事情を推知されるであらう。こゝに於て政府は明治二年十一月貨幣の品位及びその比率に關する要件を決議して締盟國外國公使及び領事等に通告したが、同三年十一月太政官裁定として新貨幣の品位量を左の如く公表した。

新貨幣品位重量表

新 貨 幣 品 位 重 量 表 （明治三年庚午十一月太政官裁定）

一圓銀貨

一 本位一圓銀貨 品質銀九分、銅一分。徑一吋ト其十分ノ五量。四百十六グレーン、卽チ我ガ七匁一分九厘六毛

五十錢銀貨	二　補助五十錢銀貨　品質銀八分、銅二分。徑一吋ト共十分ノ二。量目二百八グレーン。即チ我ガ三匁五分九厘六毛
二十錢銀貨	三　補助二十錢銀貨　品質銀八分、銅二分。徑一吋ノ十六分ノ十五。量八十三グレーン、即チ我ガ一匁四分三厘八毛六朱
十錢銀貨	四　補助十錢銀貨　品質八分銅、二分。徑一吋ノ十六分ノ十一。量四十一グレーン、即チ我ガ七分一厘九毛三朱
五錢銀貨	五　補助五錢銀貨　品質銀八分、銅二分。徑（缺）、五分（日本商業史）、量二十グレーン、即チ我ガ三分三厘九毛六朱三忽
十圓金貨	六　補助十圓金貨　品質金九分、銅一分。徑一吋ト十分二・五。量二百四十八グレーン、即チ我ガ四匁二分八厘八毛
五圓金貨	七　補助五圓金貨　品質金九分。銅一分。徑一吋ノ十六分ノ十五。量百二十四グレーン、即チ我ガ二匁一分四厘四毛
二圓半金貨	八　補助二圓半金貨　品質金九分、銅一分。徑一吋ノ十六分ノ十三。量六十二グレーン、即チ我ガ一匁七厘二朱
	九　一錢銅貨　徑一吋ト共三十二分ノ三。量百十グレーン、即チ我ガ一匁九分二毛ニ當ル
	十　半錢銅貨　徑一吋ノ十六分ノ十四。量五十五グレーン、即チ我ガ九分五厘一毛
	十一　一厘銅貨　徑一吋ノ十六分ノ十。量十四グレーン、即チ我ガ二分四厘二朱ニ當ル

右太政官の議定せる新貨品位重量表を見ると一圓銀貨を本位貨とし、金貨は一旦すべて補助貨に定められ即ち銀本位制を採用することに決定し、キンドルに命じて同三年十月から銀貨の鑄造を試みしに成績頗る佳

良なるを以て、つひに同四年二月十五日各國公使を請待し、右大臣三條實美は諸官員を率ゐて開業式を擧行するに至つた。然るに是れより先き大藏少輔伊藤博文が財政調査のために歐米に出張し、右の銀本位制の採用を決定した當時は恰度米國に滯在してゐたが、博文は歐洲各國の幣制を調査した結果、金本位は世界の大勢であるから、苟くも我が國に於て新幣制を斷行する場合には宜しく金本位を採用すべく、この際銀本位制を採用するが如きは世界の大勢に逆行するものであるといふやうな意味の意見書を送つてきた。こゝに於て政府は再び貨幣制度に就いて協議を遂げた結果、一旦決定せる銀本位制の實施を中止し、改めて金本位制を採用する事に變更したのである。故に政府は再び各國公使に對し、新貨幣本位更換の議に付て報告書を發した。その時の要領は明治大正史に、

新貨金本位更換の報告書

一圓金を以て原貨とす

一　本位金貨ノ中、一圓金ヲ以テ原貨ト定メ、各種共何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ、其高ニ制限アルコトナシ

各種の銀貨

二　各種ノ銀貨ハ總テ助金ニシテ、其一種又ハ數種ヲ併セテ用フルトモ、一口ノ拂方ニ十圓ノ高ヲ限ルベシ、各種ノ銅貨ハ一口ノ拂方ノ一圓ノ高ヲ限リ用フベシ。

當分の中貿易銀を用ふ

三　各開港場貿易便利ノ爲メ、當分ノ內中外人民ノ望ミニ應ジ、一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ、之ヲ貿易銀トナシテ、通商ノ流用ヲ助クベシ。

四　此一圓銀ハ全ク開港場ノ輸出入物品、其他ノ諸税及ビ日本人外國人通商ノ取引ニ用フルノミニシテ、內地ノ諸税納メ方等、公平ナル拂ヒ方ニ用ヒザルハ勿論、其一般ノ通用ヲ得ザルベシ。併シナガラ私ノ取引ニ付キ、相對ノ示談ヲ以テ受取渡シ致ス分ハ何レノ地ニテモ勝手次第タルベシ。

五　各開港場諸税受取方ニ付テ、一圓銀ト本位銀ト本位貨トノ價格比較ハ、當分銀貨百圓ニ付キ本位金貨百圓ニ付キ本位金貨百〇一圓ノ割合タルベシ。

外國人側の反對

とあるが、右の幣制に對し外國人側から種々の反對意見が出たが、政府では斷乎として本位を變更し、金本

位制を施行する事とし、明治四年五月十日貨幣法を發布した。世にこれを新貨條例と稱する。

新貨條例 (明治四年五月十日)

皇國往古ヨリ他邦貿易ノ事少ク、貨幣ノ制度未ダ精密ナラズ、其品類各種ニシテ其價位モ亦一定セズ、今其概略ヲ擧ゲンニハ、慶長金アリ、享保金アリ、門司金アリ、大小判金アリ、一分金アリ、二分金アリ、二朱金アリ、一分銀アリ、二朱銀アリ、當百錢アリ、大小數種ノ銅錢アリ、其他一時通用ノ貨幣ハ枚擧ニ遑アラズ、甚シキハ一國一郡限リノ貨幣アリテ、今ニ至ル迄僅ニ其一部ヲ通用シ、他方ニ通用セザルモノアリ、各其品類區區ニシテ方圓大小其價ヲ異ニシ、混在雜駁其質ヲ同フセズ。

抑モ貨幣ノ眼目タル量目ト性合トニ至リテハ、殆ド辨知スベカラズ、新舊互ニ雜用シ、品位自ラ低下シ、其間或ハ贋造ノ弊アリ、終ニ今日ノ甚シキニ馴致セリ、偶々良性ノ貨幣ハ徒ニ富豪庫中ノ寶物トナリ、或ハ外國ヘ輸出セシモ亦少カラズ、終ニ諸品換用ノ能力ヲ失ヒ、日常便利ノ途ヲ塞ギ、流通ノ公益殆ド絶エントスルニ至ル。實ニ是レ天下一般ノ窮厄ニシテ、萬民ノ痛心或ハ之ヨリ大ナルモノナシ、今其緣由ヲ尋繹スルニ、全ク一定ノ價位ナクシテ善惡良否ヲ雜用スルノ舊弊ヨリ生ズル事ナリ、方今貿易ノ途彌々盛ンナル時ニ方リ、舊弊ヲ改メテ數量ノ眞正ヲ設ケズ、何ヲ以テ流動ノ途ヲ開キ富國ノ基ヲ立テンヤ、是レ政府ノ責任ニシテ而モ燒眉ノ急務タリ、故ニ去ル明治元戊辰ノ年ヨリ早ク其工ヲ起シ、莫大ノ經費ヲ厭ハズ大阪ニ於テ新ニ造幣寮ヲ建設シ、壯大ナル機械ヲ備ヘ、廣ク宇内各國ノ貨幣ノ眞理ヲ察知シ、金銀ノ性質量目ヨリ、割合ノ差等、鑄造ノ方法ニ至ル迄詳カニ普通ノ性ヲ比較照量シ、以テ精密ノ通用貨幣ヲ鑄造シ在來ノ貨幣ニ併セテ一般ノ流通ヲ資ケントスルノ都合ヲ謀リ、既ニ開寮ノ儀典ヲ完了セリ、サレドモ前ニ云ヘル如ク區々ニ各種ノ貨幣多ケレバ現狀諸品ノ價値ヲ錯亂シ、萬民ノ迷惑ナルコトナレバ、全然新舊ヲ交換シテ在來ノ通貨ヲ悉ク改鑄シ、都テ品種ヲ一定セシメントノ御趣意ナリ、且貨幣ハ天下萬民ノ通寶タ

ル趣旨ニ基キ地金ヲ持參シテ引換ヲ望ム者ヘハ速ニ改鑄シタル通用貨幣ヲ渡スベシ。サレバ今人古來ノ舊習ヲ襲ヒ、重代ノ寶物トセバ、古金銀ノ財モ財トナラズシテ、全ク地金一樣ノ物トナルベケレバ、早々交換流通シテ貨幣ノ眞理ヲ失ハザル樣注意スベキコト肝要ナリ。過去新ニ造幣寮ヲ設ケシモ、偏ヘニ萬民保護ニ任ズルノ職分ヲ盡スノ外アルニ非ザレバ、萬民亦能ク其理ヲ會得シ、各々其務メヲ勉勵シテ天賦ノ職ヲ盡スベシ、仍テ今玆ニ其次第ヲ掲示シ、併セテ新貨幣ノ眞型ヲ摹シ、其量目品位ヲ添ヘ且地金引換ノ規則等詳細ニ附錄シ、普ク國內ニ領布豫告スルモノナリ。

明治四年辛未五月　　太　政　官

（貨幣例目量目公差表新貨幣通用制限）

この布告と同時に貨幣例目、量目公差表、新貨幣通用制限等が公布された。

（貨幣例目）

貨　幣　例　目

（貨幣の稱呼）

一　貨幣ノ稱呼ハ圓ヲ以テ起票トシ、其多寡ヲ論ゼズ都テ圓ノ元稱ニ數字ヲ加ヘテ之ヲ計算スベシ、但一圓以下ハ錢（圓ノ百分ノ一）ト、厘（錢ノ十分ノ一）等ヲ以テ小數ノ計算ニ用フベシ。

（十進一位の法）

一　算則ハ都テ十進一位ノ法ヲ用ヒ、一厘十ヲ合シテ一錢トシ、一錢十ヲ合セテ十錢ト云ヒ、十錢十（乃チ百錢）ヲ以テ一圓ト云フ、一圓ヨリ上、十百千萬ニ至ルト云フモ、皆十數ヲ合セテ一位ヲ進ム、其他半錢五錢、五十錢、五圓ノ如キハ十數ヲ半割シ、二十錢・二圓・二十圓ノ如キモ亦一十ノ數ヲ倍スルマデニシテ、固ヨリ規範ノ外ニ出デズ。

（厘より以下）

一　厘ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖モ、若シ計算ヲ要スレバ毛絲忽微纖ヲ以テ微小ノ數ヲ算スベシ、又萬ヨリ以上ハ十萬百萬千萬ニ至リ、千萬十乃チ萬々ヲ以テ一億トシ、大數ノ計算ヲナスベシ。

一　製貨中金銀純分ノ割合及其量目ハ都テ眞型模寫ノ下ニ表出スルト雖モ、熔和鑄造ノ際僅少ノ差アルヲ免レズ、故ニ今各種ノ貨幣ニ付テ、其已ムヲ得ズシテ生ズル量目竝ニ品位ノ公差ヲ表出シテ、以テ毛絲ノ微

細ヲ辨析ス。

量目公差表

金貨幣

	金	二十圓	十圓	五圓	二圓	一圓
位千分ノ内	純金	九百分	九百分	九百分	九百分	九百分
	混合物	一百分	一百分	一百分	一百分	一百分
純金重量	トロイ、グレーン	四六二、九七	二三一、四八	一一五、七四	四六、二九	二三、一五
	メトリック、ガラム	三〇、〇〇	一五、〇〇	七、五〇	三、〇〇	一、五〇
貨幣重量	トロイ、グレーン	五一四、四一	二五七、二〇	一二八、六〇	五一、四八	二五、七二
	メトリック、ガラム	三三・三分ノ一	一六・三分ノ一	八・三分ノ一	三・三分ノ一	一・三分ノ二
品位	純分千ニ付	二	二	二	二	二
量目ノ差一枚	トロイ、グレーン	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	四分ノ一	四分ノ一
	ミリガラム	三二、四〇	三二、四〇	三二、四〇	一六、二〇	一二、二〇
	枚數	一千	一千	一千	一千	一千
量目ノ差大	トロイ、グレーン	七二、〇〇	四八、〇〇	三六、〇〇	二四、〇〇	一二、〇〇
	メトリック、ガラム	四・六六五	三・一一〇	二・三三三	一・五五五	〇・七七八

銀貨幣

銀	位千分ノ内 純銀	位千分ノ内 混合物	純銀重量 トロイ、グレーン	純銀重量 メトリツク、ガラム	貨幣全量 トロイ、グリーン	貨幣全量 メトリツク、ガラム	品位 純分千ニ付	量目一枚の差 トロイ、グレーン	量目一枚の差 ミリガラム	枚数	量目大差 トロイ、グレーン	量目大差 メトリツク、ガラム
一圓	九百分	一百分	三七四、四〇	二四、二六七、二六	四一六、〇〇	二六、九五六三	二	一、二分ノ一	九七、三〇	一千	九六、〇〇	六、二二一
五十錢	八百分	二百分	一五四、四	一〇、〇〇〇	一九三、〇〇	一二、五〇	二	一、二分ノ一	九七、二〇	一千	二、〇〇	四、六六五
二十錢	八百分	二百分	六一、七六	四、〇〇	七七、二〇	五、〇〇	二	一、	六四、八〇	一千	四八、〇〇	三、一一〇
十錢	八百分	二百分	三〇、八八	二、〇〇	三八、六〇	二、五〇	二	二分ノ一	三二、四〇	一千	二四、〇〇	一、五五五
五錢	八百分	二百分	一五、四四	一、〇〇	一九、八〇	一、二五	二	二分ノ一	三二、四〇	一千	二四、〇〇	一、五五五

新貨幣通用制限

本位金貨幣（即チ二十圓十圓五圓二圓一圓）ノ中一圓金ヲ以テ原貨ト定メ、各種共何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ共高ニ制限アルコトナシ。本位トハ貨幣ノ基本ニシテ、他ノ準據トナルモノナリ、故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ツルヲ要セズ。尤モ一圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定ムトハ、就中一圓金ヲ以テ本位ノ基本ト定メ、他

新貨幣通用制限
本位制貨幣
原貨

ノ四種ノ金貨モ總テ標準ヲ一圓金ニ採レバナリ。

補助貨幣

低位ノ銀貨幣（即チ五十錢二十錢十錢五錢）ハ、總テ補助ノ貨品ニシテ、其一種又ハ數種ヲ併セテ用フトモ、一口ノ拂方ハ十圓ノ高ヲ限ルベシ。

低位ノ銅貨（即チ一錢半錢一厘）ハ總テ一口ノ拂方ニ一圓ノ高ヲ限リ用フベシ。

低位トハ本位貨幣ノ補助ニシテ、制限ニ依リテ其價位ヲ定メテ融通ヲ資クルモノナリ、故ニ通用ノ際之ガ制限ヲ設ケテ交通ノ規定トス。

貿易銀

各開港貿易便利ノ爲ニ、當分ノ內中外人民ノ望ニ應ジ、一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ、之ヲ貿易銀トナシテ通商ノ流通ヲ資クベシ。

此一圓銀ハ全ク各開港場出入ノ物品、其他外國人ヨリ納ムル諸稅及日本人外國人ノ通商取引ニ用フルノミニテ、內地ノ諸稅納メ方等公ナル拂ヒ方ニ用フベカラザルハ勿論、其他一般ノ通用ヲ得ザルベシ、サレドモ私ノ取引ニ付キ相對ノ示談ヲ以テ受取渡シ致ス分ハ何レノ地ニテモ勝手タルベシ。

一圓銀と本位金貨との價格比較

各開港場諸稅受取方ニ付テ、一圓銀ト本位金貨トノ價格比較ハ、當分銀貨百圓ニ付キ本位金貨百〇一圓ノ割合タルベシ。

右通用制限ハ元來貨幣ノ原本補助トノ別アル所以ノ理ニ基キ制定セルモノナレバ、人々取引ノ節右ノ制限ニ照準シ、若シ之ニ越ユレバ誰ニテモ請取渡ヲ拒ムノ道理アルベシ、サレドモ私ノ取引ニ付キ便宜ノ爲メ對談ヲ以テ受取渡シ候儀ハ全ク相互ノ都合ニ從フ筈ナレバ、右制限ニ拘ラズ勝手次第ニ交通シ不苦候事

明治四年辛未五月　大藏省

貨幣條令の改正　新に二錢銅貨鑄造

然るにその後明治五年十一月十四日に至り、貨幣條例の一部に改正を行ひ、舊金銀貨中の寸法と量目を改めた。次いで同六年八月二十九日の布告で新に二錢銅貨を鑄造し、從來の銅貨に圓形の改良を加へ、同七年

舊金銀の通用停止

九月に至つて舊金銀貨の通用を停止した。また政府は新貨の通用を速に全國に普及せしめ、且つ舊金銀貨を東京、大阪に集合せしめて之を改鑄するの策を取り古金銀預證券を發行した。越えて同八年六月二十五日に至り、また〳〵太政官百八號布告を以て改正の點を訂し、新貨條例を貨幣條例と改稱して布告した。この貨幣條例は新貨條例と大差なく、二十圓・十圓・五圓・二圓・一圓等の金貨の中一圓金貨を以て原價と定めた點は新貨條例と同じく、別に補助貨として五十錢・二十錢・十錢・五錢等の銀貨・二錢・一錢・半錢・一厘の銅貨を鑄造したが、新貨條例と多少異なる所は新に二錢銅貨の一種を加へた點で他は、全く同じく、銀貨一口の支拂を十圓、銅貨一口の支拂を一圓と制限せる點も同一である。

金銀復本位制

然るに同十一年五月二十七日、太政官第十二號布告を以て、從來各開港場で貿易上便利のために鑄造し、各開港場に限り通用して來た貿易銀一圓を一般に通用せしむるに至つた。その結果として右の貿易銀は表面上本位貨幣の名稱はないが、實際は一圓金貨と同じ資格を有してゐるのであるから、我が國の貨幣本位は金本位制から金銀複本位に移つたのである。

紙幣

四　紙　幣

大政復古の告諭

慶應三年十月十四日、將軍徳川慶喜は大政を奉還したので、同年十二月十日大政復古を全國に告諭せられた。然れども當時朝廷の土地は頗る僅少の禁領に止まり徳川氏の直領八百拾九萬石内に於ける政權は毫も從來と異なる所なく、其他各地の諸藩、社寺等は各々その所領を有し、朝廷は更に新領を得るの途がなかつたのである。

政府の歳入

その後伏見鳥羽の變が起るに及び、朝廷は明治元年正月七日徳川慶喜の討伐を布告し、次いでその領地を擧げて朝廷の直隷とせらるゝ旨を布告せられた。されど當時政府の歳入は僅か七十餘萬兩に過ぎず剩へいまだ東北の賊徒も鎭定に至らず、財政の窮乏は極度に達した。

紙幣發行の濫觴

こゝに於て時の參與兼會計事務係三岡八郎（由利公正）は種々研究調査の結果極度に窮迫せる政府の財政打開策として、全國の田畑石高に照して

太政官札
金札

紙幣を發行し、一時の急を救ひ十三年後にこれを回收し、代ふるに正貨を以てするの策を建議した。仍つて政府はこの建議をいれ、それに基き三岡八郎をして紙幣製造の事務を管理せしむると同時に、京都府二條兩替町銀座に於て紙幣の製造に着手せしめた。これ我が中央政府が紙幣を製造する濫觴である。斯て明治元年五月明治政府の手になれる最初の紙幣を發行した。世にこれを太政官札と稱する。即ち金札である。

明治元年閏四月二十九日發布せられた太政官札（一名金札と稱す）發行の趣意は明治財政史綱にもあるが全文は左の如きものであつた。

皇政更制ノ折柄富國ノ基礎被レ爲レ建度衆議ヲ盡シ、一時ノ權法ヲ以テ金札御製造被二仰出一、世上一同ノ困窮ヲ救助被レ遊度思召ニ付、當辰年ヨリ來辰年マデ十三年間、皇國一圓通用可レ有レ之候、御仕法ハ左ノ通心得可レ申者也。

但シ通用日限ノ儀ハ追テ可レ被二仰出一候事

一　金札御製造ノ上ハ列藩石高ニ應ジ萬石ニ付一萬兩ヅヽ、拜借被二仰付一候間其筋迄願出候事

一　返納方ノ儀ハ必ズ其金札ヲ以テ毎年暮ノ金高ヨリ一割ヅヽ、差出シ來辰年迄十三ケ年ニテ上納濟切ノ事

一　列藩拜借ノ金札ハ富國ノ基礎被レ爲レ立度御趣意ヲ奉二體認一見ヲ以テ産物等精々取運其國益ヲ引起候樣可レ致候但其藩ノ役場ニ於テ猥ニ遣込候儀ハ決テ不二相成一候事

一　京攝及近鄉ノ商賣拜借願上度者ハ金札役場ヘ可二願出一候金高等ハ取扱候物産高ニ應ジ御貸渡相成候事

一　諸國裁判所始メ諸侯領地內農商ノ者共拜借等申出候ヘバ其身元厚薄ノ見込ヲ以テ金高貸渡産業相立候樣可レ致最尤モ返納ノ儀ハ年々相當ノ元利ヲ爲二差出一候事但遠邑僻陬ト雖モ金札取扱ヒ向ハ京攝商賣ノ振合ヲ以テ取計致事

一　拜借金高ノ內年割上納ノ札ハ於二會計局一截捨可レ申事

但正月ヨリ七月マデ拜借ノ分ハ其暮一割上納七月ヨリ十二月マデニ拜借ノ分ハ五分上納可レ致事

右ノ御趣意ヲ以テ、卽今ノ不融通ヲ御補ヒ、被レ爲レ遊度御仁恤ノ思召ニ候間、心得違有レ之間敷、尤モ金札ヲ以テ返納ノ御仕法ニ付引換ハ一切無之事

太政官札の種類

太政官札は十兩札、五兩札、一兩札、一分札、一朱札の五種に分れ、明治元年閏四月から製造に着手し、同二年五月で完了したが、その製造總額は四千八百九十七萬三千九百七十三兩一分三朱は遂に發行に至らず燒棄したと傳へられる。然るに太政官札の大部分は十兩札でその額は二千萬兩に達し、次は一兩札でその額は千五百萬兩であつた。

價格の下落

政府でこの太政官札を發行するや、人民はその札の使用に慣れないのと、且つは政府に對する信用がいまだ厚くなかつたので其流通は頗る困難を極め、ために價格が非常に下落し、當時この紙幣の流通が相當に行はれた京都・大阪・東京に於てすら紙幣百兩に對し正金僅かに四十兩の相場であつたそこで政府は該紙幣の價格を維持してその流通を容易ならしめ、人民をして安じて紙幣の受授を行はしむるためにまづ、租稅金納の分竝に諸上納金は共に紙幣を以て納付すべき旨を發令すると共に、

紙幣相場の禁止

紙幣の相場を立つることを禁止し、紙幣と正貨との交換に際し切步を取つたものを禁錮刑に處するに至つた。然れども人民の太政官札に對する不安とその下落とは到底法律を以てしてもこれを防ぐことが出來なかつたので、

止むなく公許す

政府も遂に腰を折り明治元年十一月に至り、紙幣は時の相場を以て流通すべきことを公許し、曩に切步を取つて禁錮刑に處せられたものを釋放し、租稅を始め其他人民から政府に納付すべきものは正貨百兩に對し紙幣百貳十兩の割合を以てし、官吏の月給を始め政府から人民に支拂ふものは一箇月中十日平均の相場を以て淸算することに決した。

相場通用の主義を一變す

日本商業史に『さきに時の相場通用の令下りしや、紙幣の相場は益々高低し、紙幣の流通いよ／＼梗塞することゝなれり、且つ政府自ら紙幣の價格を落して受授するは財政上に不利なるを以て僅に五箇月にして紙幣の時相場通用の主義を一變し、二月四日紙幣と正貨と其間に差位を立つることを禁止し、

これと同時に十三年の通用を五年に短縮し、引換の方法を明示せり」とあり、以て政府が紙幣の價格維持に焦慮苦心せしかを想像するに難くない。

小貨幣の缺乏

取引上に困難

當時市場には小紙幣の缺乏が甚しく、商取引上に非常な不便を來してゐた。然るに太政官の發行せる紙幣も壹兩以上のものが多くして壹兩以下のものが極めて少ないため、益々取引上に非常な困難を來した。よつて政府は更に小紙幣二分・一分・二朱を發行し、從來の大札に換へて不便を除くことに決し、民部省通商司をしてその製造に從來せしめ、明治二年九月十七日これが發行を布告した。世に之を民部省札、または略して省札と稱する。民部省札は同二年十月製造に着手し同三年十月全部を完了したが、その製造總額は七百五十萬兩であつた。

民部省通商司

民部省札

民札の發行事情に就き明治大正史、經濟篇には「其の當時市場に於ては小紙幣の缺乏甚しく取引上に不便が多かつたので、此の不便を除く爲に明治二年九月十七日に、一兩以上の金札と引換へに二分・一分・二朱・一朱の民部省札なるものを發行した。其の發行額は明治三年十月迄に七百五十萬兩に達した」とある。

大藏省兌換證券

爲替座三井組

不換紙幣

廢藩置縣（明治四年七月十四日）後、政府の財政窮乏は益々甚だしく、これを補給するため、政府は眞に發行せる太政官札、民部省札の外に、明治四年十月大藏省兌換證券なるものを制定して發行する事になつた。この證券は爲替座三井組の名義を以て發行したものであるが、その發行理由に就き日本商業史は「これより先き明治二年五月廿八日官省札（太政官札、民部省札を略して官省札と稱する）の發行を參千貳百五拾萬兩に限止する旨を内外人に明示せられたるを以て、その後官省札を增發すること能はざると、二分金の不通用より起りたる會計上の困難とを救濟し、併せて二分金の外出を豫防する爲この兌換證券は發行せられたるなり」とあるが、大藏省兌換證券の發行總額は六百八十萬圓であつた。これは正貨兌換の約束の下に發行されたが、額面は十兩・五兩・一兩の三種であつたが、この約束は遂に實行されず、結局不換紙幣となつたのである。

開拓使兌換證券

次いで同五年一月布告を以て開拓使兌換證券を制定した。これは北海道開拓費を調達するために制定したもので、前の大藏省兌換證券と同じく爲替座三井組の名義發行で、額面は十圓・五圓・一圓・五十錢・二十錢・十錢の六種に分れ總額二百五十萬圓にして、正貨兌換の約束の下に發行されたが、大藏省兌換證券と同じく不換紙幣となつた。この發行に就き日本商業史には『又五年一月開拓使兌換證券を發行せらる。前の大藏省兌換證券と同じく三井組の名義なりき。明治二年七月開拓使を建設せられ、北海道一圓を統轄せしめ、一方においては其開拓を勸め他の一方においては北門の守備を修められしが、充分なる資金を供給すること能はざるより定額外の資金を得る爲、大藏省と協議して發行する事となれり』とあり、其間の事情を明細にした。

流通困難

金札百兩と正貨四十兩

藩札

斯の如く明治元年以來、政府は太政官札、民部省札、大藏省兌換證券、北海道開拓使兌換證券の四種、その總額實に六千四百八十萬兩を發行して兎に角財政上の困難を一時彌縫したが、明治政府が成立して日なほ淺く、人民の政府に對する信用が鞏固でないため、流通がなか〳〵容易に行はれなかつた。紙幣の流通困難に就き、明治大正史、經濟篇には『總て紙幣が正貨同樣に流通するのは、之に購買力信用が十分具備してゐなければならぬ。それ故、新政府にて初めて發行した紙幣は、多くの場合に於て流通が圓滑に行はれ難いものである。我が國に於ても、明治元年に太政官札を發行した當時は、其の流通は極めて困難で價格の如きも非常に下落した。偶々人民が金札を領しても、直に兩替店に持參して、相當の割引をなして金貨と引換へた從つて東京大阪の如き都會に於てすらも、發行當時に於ては、金札百兩を以て正貨四十兩と交換するといふやうな有樣であつた。斯くの如く太政官札の流通が困難であり、市價が低落したのは明治政府が新しく成立して信用が鞏固でなかつたからであるのは勿論であるが、其の外に從來發行せられた藩札が、屢々燒棄られ損害を蒙むり、紙幣なるものに懲々して居つたことが、又重大な原因をなしてゐる。それで、政府では明治

元年六月二日の布告を以てプレミアムを附けて正貨と紙幣とを交換することを嚴禁した。併しながら人民は紙幣を信用せず、金札を嫌つて居つた爲に、此の布告に依つてプレミアム附交換を防止することはできなかつたから、之を防ぐの一策として同年九月二十一日に布告を出して、租稅其の他、諸拂上納に一切金札（太政官札）を用ふべきことにした。それでも紙幣下落の狀態は之を防止することが出來ず、金札の價格は依然低落して、正貨に對して二割位の下落は免れなかつた。

二割位の下落

政府にても斯くの如き狀態は法律にて强制すべきものでないといふことを悟つて、明治元年末十二月に至り、終に太政官札の時價通用を許し、租稅其の他の公納價格も正貨に對して二割の差額を認めることになつた。斯くの如く、種々の布告をしたけれども、紙幣の信用は毫も向上せず、東京、大阪、京都の如き大都市に在つては、二割引にて流通したけれども、其の他の地方に於ては、紙幣の下落は更に激しく、殊に金札流通に關する政府の種々の禁令又は官諭の出づる每に却つて增加し、それが法律に觸れて獄に繋がるゝ者も多數に上つた。

入獄者出ず

太政官札の下落が甚しい爲に、明治四年に新貨幣法を制定し、之に依り新貨幣を鑄造して太政官札を新貨幣と交換することゝし、それと同時に政府の金札（太政官札）發行を三千二百五十萬圓以下に制限したので、茲に金札も初めて圓滑に流通する樣になつた。政府は此の機會に乘じて、金札の流通を更に圓滑にする爲に、各府縣石高一萬石に付、金札二千五百兩を配布して、同額の正貨を納付せしめた。是は從來金札が地方に流通せずして、東京・大阪・京都のみに集中して居つたから、此の弊を去り各地方に散布せしむる爲に行つたのである」とある。よくその間の事情を詳說してゐる。かくして太政官札が漸く人民から信用せられ、流通も圓滑に日增し增加しかけた時、茲にその流通の圓滑を阻害するやうな大事件が勃發した。それは官省札（太政官札）（民部省札）共に紙質印刷兩ながら不完全なために官省札の贋造が頻りに行はれ事である。

官省札の贋造

當時官省札の贋造行使は內地ばかりでなく、支那に於て盛んに贋造し之を我が國の開港場に持參して行使を試みるものが續出したので、世人は官省札の眞僞判別に苦しみ、ため

にその流通が一時非常に澁滯するに至つたのである。

通貨劃一新紙幣

こゝに於て政府は贋造紙幣を豫防し、且つ從來舊藩において發行せる金銀錢札の如き錯雜せるものを一掃し、國內の通貨を劃一に歸せしめる目的を以て遂に紙幣の製造を獨逸のビー・ドンドルフ會社に命じ、壹億圓及び豫備紙幣四千餘萬圓を製造せしめ、明治五年四月これを發行した。世に之を新紙幣と稱する。舊藩の金銀錢札に就いては日本商業史に『明治四年七月十四日廢藩の擧あるに際し、政府は斷然藩札を廢止し貨幣は天下一定の品によらしめらる。當時の調査によれば札を發行せしもの藩二百四十四、縣（舊德川氏直領）十四、旗下領九にして、金札・銀札・米札・錢札・永札・傘札・認糸札・轆轤札等大小種々あり、合計千六百九十四種、其流通高新貨に換算して三千八百五十五萬千百三十二圓、其中維新後に發行せしもの三百四萬七千八十六圓餘なりき』とある。

ビー、ドンドルフ會社

獨逸ビー、ドンドルフ會社に命じて製造せしめた新紙幣は百圓・五十圓・十圓・五圓・二圓・一圓・半圓・二十錢・十錢の九種であつた。この紙幣の發行と共に、金札（太政官札）及び省札（民部省札）は之れに引換へ、またその後正貨兌換の約束の下に發行した大藏省兌換證券及び開拓使兌換證券も漸次この新紙幣と引換へらる事となつた。その結果從來四種あつた政府紙幣は明治八九年頃に至り一種に統一することになつたが、政府紙幣の性質はいよ／＼不換紙幣と化するに至つた。

豫備紙幣

政府は獨逸製の新紙幣を發行すると同時に、損傷札引換に供ふべく豫備紙幣を製造する必要を認め、獨逸ビー・ドンドルフ會社から原版を取寄せ、豫備新紙幣製造工場を常盤橋紙幣寮構內に建築すべく明治十年七月工を起し、同十一年六月竣成した。かくて政府は漸次前記の如く新紙幣を以て從來の紙幣及び舊藩札と交換したので、人民は喜んでこれを受授し、始めて紙幣を信用するに至つた。

贋札改所

これよりさき政府紙幣の流通盛なるに從ひ、支那人及び諸藩の中に紙幣を贋造行使するものが頻出して再び政府紙幣の信用を失墜せしむる患があつたので、政府はこれを豫防すべく、東京、大阪、京都の三府及び横濱、神戸の五箇所に贋札改所を

置いてその眞僞を嚴重に檢査せしめたので、これより全く贋造紙幣はその跡を斷つに至つた。

西南役

嚮に政府が新紙幣を發行するに際し、該新紙幣の發行は官省兩札の贋造を豫防し、藩札紛雜の弊を矯正する爲めに行はれたのであるが、その發行高は明治五年二月十五日に於ける太政官札及び藩札兩者の流通現在高を超過しないといふ約束の下に行はれたのである。然るにその後大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、損傷札の引換等によつて到底前の約束を嚴守し難き立場に陷つたのと、新紙幣の原版を獨逸から取寄せて内地に在るので臨機製造し得るといふ便利な立場に置かれてゐる關係上、新紙幣の發行は漸次増加したが、殊に明治十年に至り、西南役の突發するや、その軍費に充てるために又々新紙幣二千七百萬圓を發行したので、同十二年にはその發行高總額は一億四千九百四十四萬一千三百九十六圓九十錢に達し、當初の豫定額を超過すること實に七千五百四十四萬圓餘といふ多額に達した。

三個の缺點

されど大藏省はこの新紙幣にもなほ三箇の缺點あることを發見した。その缺點は日本商業史に「それは各種の紙幣其幅を同うして金額の字樣を異にせざる事、且つ字形の細小に過ぎたるを以て描改し易き事、又其用紙機械製なるを以て彩色のよく浸染せざる事等なり故に姦巧の手段を施せば彩色を變更し、地紋を消滅し易し、加ふに歐洲の紙は脆弱にして破裂し易く、流通未だ年を經ざるに損廢に歸し、交換に無用の勞費を要する事多し」とある。玆に於て同五年十一月、紙幣寮頭得能良介は紙幣を外國に託して製造する事の危險を論じ、内地に於て製造することを建議し、つひに廟議の容るゝ所となり、その準備としてまづ同九年二月東京府下王子村に抄紙局を設置し、諸紙を分析調査して堅い抄紙法を研究せる結果、同十年五月に至り紙幣用の理想的堅紙を發明した、世にこれを局紙と稱する。こゝに於て伊太利人キヨソネを雇聘してその版下を描かしめ、同十二年五月始めて新紙幣の製造に着手した。同十四年二月から發行し漸次獨逸製の新紙幣と交換されるに至つた。世に之を改造紙幣と稱する。改造紙幣は一圓・五圓・十圓の三種にして、その發行總額は六千

抄紙局
局紙
改造紙幣
キヨソネ

發行總額

四百三十九萬九千六百三十九圓であつた。

明治初期に於ける政府紙幣の發行總額は實に二億七千八百六十四萬一千三十五圓九十錢の巨額に達したがその內譯は左の如くである。

		圓
一	太政官札	四八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
二	民部省札	七、五〇〇、〇〇〇、〇〇
三	大藏省兌換證券	六、八〇〇、〇〇〇、〇〇
四	開拓使兌換證券	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇
五	新紙幣	一四九、四四一、三九六、九〇
六	改造紙幣	六四、三九九、六三九、〇〇
	合計	二七八、六四一、〇三五、九〇

金融

第二節　金　融

一　維新前の金融機關

維新前の金融機關
御爲替組・藏元掛屋
兩替商
三井組
島田組
小野組

維新前に於ては今日の銀行の如き金融機關を見るを得なかつたことは論を俟たずと雖も、不完全ながら今日の銀行に類似せる金融機關がないでもなかつた。即ち政府及び各藩に隷屬せる御爲替組及び藏元・掛屋等の用達商があり、其他大小の兩替商があつて、或は租金或は租米を預り、爲替をもつてこれを官庫に納め、或は各藩のために金融を調達し、或は金銀銅各紙幣の交換をなし銀行類似の業務を營み、以て當時の要求に應じた。當時組合の名稱を以て此種の業務を營んだものゝ中で三井組・島田組・小野組等はその最大なもの

- 銀行とは業態を異にす
- 士農工商
- 銀行の發達 第一期
- 爲替會社の設立
- 舊國立銀行
- 小野組破產
- 第二期
- 國立銀行條令

である。然れどもこれ等の御爲替組及び藏元、掛屋は政府及び各藩のために官用を辨ずるを本業とし、唯だ往々公金を預つて之を人民に貸附するに過ぎず、到底今日の銀行とはその業態を異にし、銀行の如く廣く一般公衆から預金を吸收してこれを貸附割引等の方法で十分に金融の圓滑を圖る等の事はなかつた。就中舊幕時代に於て金融の調理流通を阻害したものはその政治機構である。卽ち江戸には幕府といふ中央政府があつて、各藩の政治、經濟上の監督をなせしと雖も、地方には各藩主が轄據し、而もその各藩は一種の獨立國で政治・經濟・軍事・交通等を掌握し、各藩はその境界を嚴守して交通の自由を許容せざるが爲め、商工業の如きは概して區々一小地方に局限せられしのみならず、當時の社會は士を尊び農を偏重し、商工を蔑視するの風があつたので、商工はその事業を擴張するに由なく、隨て金融機關の發達しなかつた事は敢て怪しむに足らないのである。

二　銀行の發達

我が國に於ける銀行の發達はその性質上これを四期に分つことが出來る。卽ち第一期は明治二年に於ける爲替會社の設立から同九年に於ける國立銀行條例の改正までの期間である。この期間の重大出來事を略記すると爲替會社は銀行の先驅として設立されたものであるが、その經營は不幸にして失敗に歸し、また舊國立銀行は堅實主義の下に設立されたものであるが、その紙幣の金貨兌換を維持することが出來ず、剰へ小野組破產のために我が經濟界に恐慌を來たしてその營業を維持することが出來ないやうな難局に陷つたのである第二期は明治九年に於ける國立銀行條例の改正から明治十八年の銀行條令の整價消滅に至るまでの期間にして、この期間に於ては國立銀行の條例の改正に伴ひ各地にて盛んに國立銀行を設立し、その紙幣の流通高が著しく增加すると共に、明治十年に至り偶々西南役が勃發せる結果政府はこれが討伐費として紙幣を增發し

横濱正金銀行
日本銀行

國立銀行紙幣銷却法

第三朝
兌換發期
日清戰爭開始
兌換制度の基礎鞏固となる

第四期

我國の眞價諒解

關西地方の恐慌

第五期
日露戰爭

世界五大强國

產業の繁榮
歐洲大戰の勃發

青島攻略

輸出超過國

關東大震災

た爲めに物價が激變し經濟界は頗る紛淆を極めた。加之横濱正金銀行、日本銀行等が設立せられて我が銀行史上に新紀元を劃し、加ふるに國立銀行紙幣銷却法が制定せられ、ために銀行界は頗る多事を極め、且つ紙幣銷却せられて銀行紙幣の差額が漸く消滅したので日本銀行は明治十八年兌換券を發行するに至つた。第三期は明治十九年に於ける政府紙幣の兌換發行から同二十七年の日清戰爭開始に至るまでの期間である。この期に於ては前期以來次第に正貨を蓄積して兌換制度の基礎が鞏固となり、從來の如く紙幣價格に動搖する危險がなくなつたので、各種の事業が頗る繁榮したが、その後反動來のため經濟界は頗る沈滯し、ために銀行業の進歩も一時停止のやむなきに至つた。第四期は明治二十七年に於ける日清戰爭の開始から同三十七年に於ける日露戰役に至るまでの期間にして、日清戰爭の連勝によつて世界各國は初めて我が國の眞價を諒解せる結果、該戰後の我が產業と銀行は高速度をもつて發達すると共に、各地に諸種の特殊銀行が設立せられ、國家は頗る富强を來たした。偶々明治三十四年に至り關西地方に小恐慌が勃發し、一時險惡の徵候を來たしたが、間もなく鎭靜に歸し、我が財界に微動だも與へなかつた。第五期は明治三十七年日露の開戰から大正末年までの期間にして、日露戰爭は我が國に取り實に皇國の興廢を此一戰に賭けたほどの重大事件であつたが、日清戰爭と同じく日露戰爭は我が軍の連勝によつて終局を告げ、ために我が國は世界五大强國の一となり、東洋に於ける我が國の地位は確立し、產業に未曾有の勃興繁榮を來すと共に、各種の銀行が發達し、海外貿易は頗る增進して國力は非常に伸長した。偶々歐洲大戰の勃發するや、我が國は早くも聯合國側に參加し、獨逸の東洋に於ける唯一の策源地たる支那山東省の青島を攻略してその禍根を除き、不安を一掃し幸ひ東洋は戰亂の慘禍を免れ、俄然歐洲に對して物資を供給すべき地位に急變したので、我が國の產業は異常な發展を來し、數十年來の輸入超過國たる日本は遽に輸出超過國に急轉した爲に、頗る殷賑を招來し、銀行は非常に繁榮した。然れども大正十二年九月一日關東地方に於ける大震火災は未曾有の大慘害にして首都を破

モラトリーム
財界の大パニック
秩序の紊亂
國立銀行創立以前の金融機關
明治元年の我商業社會
我邦の政治社會
東北の饑饉
商業の衰頽
金融機關の停止
農商の奬勵
商法司の設立

壞し、あらゆる金融機關を顚覆せるため、一時モラトリームの發令となり、ために政府は臨時議會を招集して首都の復興を計畫し、金融機關の再建に努力したが、この創痍は後日財界の大パニックとなつて現れるに至つた。

三　國立銀行創立以前の金融機關

維新創業の際政府は國庫の窮乏に困惑し、農工商社會は秩序の紊亂に苦しみ、財政經濟二つながら頗る危殆に瀕した。日本商業史は當時の混亂狀態を記して曰く「元和偃武以來凡そ二百五十年間、幕府をはじめ諸藩に於て苦辛經營せし封建制度の商政をして、一朝政變し爲に破壞し去りて覆滅の運命に陷らしめしかば、明治元年に於ける我商業社會は不意に燎火を滅して暗中に物を探らしむるが如く、實に名狀すべからざる混雜を生じたりき。いづれの國を問はず、政治に變動あるときは多少其國の商業に影響を及ぼし、一時衰頽するは常なれども、商業社會と政治社會と各獨立して發達したる國に於いては其影響さまで大ならざれども、我邦の政治社會は商業社會と最も關係密なりしを以て影響を及ぼしたること亦著かりき。かくの如く俄に幕府政略の羈絆を脱し、人々方向に迷ひて紛擾を極めたるに際し、貨政の紊亂甚だしかりしかば、商業社會は一層困難に陷りたりき。殊に元年二年は我邦の凶年にして東北米產の地方非常の饑饉にて、さなきだに困難なるを、剩へ砲煙血雨處々に起りて久しくやまざりしかば、實に初年の現象は盡く商業を衰頽せしむる一點にのみ傾けり。故に當時信用取引は中止せられ、金融は全く杜塞し商家の閉店するもの多く、百事荒廢せり云々」とあり、以て當時に於ける金融機關停止の一斑を想見するに難くないものがある。こゝに於て政府はその應急策を講ずる必要を痛感し、先づ農商を奬勵して物產を興し、財政經濟の危機を救治する目的を以てつひに明治元年四月二十五日京都に於て會計官中に商法司を設立し、その支署を同月大阪に、次いで同年十

平民から登用

商法會議所
籍館會所
商法大意の布達

間接稅の收入增加

勸商方面にのみ活動

外國貿易の整理

低利資金

通商司

會計官に移屬

二月東京の兩所に開設した。蓋し京都・大阪・東京の三都は政治經濟上樞要の地なので、政府に於ても特にこの三都を選んで商法司を設置したものであらう。その職掌の性質上商法司の官吏は多くの平民から登用し酒造營業規則・商家營業及び株鑑札規則・搾油、醬油等の取締規則を制定し、また別に商法會議所を起し籍館會所と連絡を取り、大いに商業の振起に努めると共に、商法大意を布達して諸仲間に二人の肝煎を置き、諸商賣引當に手元金拜借を許す旨を達する等、一時杜塞せる金融界に多少の光明を與へる所があつた。もと政府がこの商法司を三都に設立せる目的は大いに農商業を振起し、政府のために間接稅の收入を增加するにあつたが、然るに設立後の商法司は秩祿・田宅・租稅・賦役等を管掌し、その職掌は恰も徵稅と勸商とを兼ねその事務が極めて繁雜で充分に農商勸奬の目的を達することが出來ず、重に勸商方面にのみ活動せるに過ぎなかつた。かく政府は內地商業の振興を圖ると共に、他方に於て外國貿易の整理を企て、つひに商法司廢止の一箇月前、即ち明治二年二月二十二日外國官中に通商司を設けて之を各開港場に開設し、專ら外國貿易を管理せしめ、翌三月に至り商法司を廢した。商法司及び通商司の職能に關し、明治商工史には『明治元年（一千八百六十八年）商法司を設立し、翌年之を廢して更に商法司を置きたるものは、則ち財政經濟の危殆を救はんが爲にして以て爲政者の苦心慘憺を察すべし、而して商法司は收稅と勸業とを管掌し低利を以て資金を貸附し、由つて以て商業を鼓舞し物產を奬勵し且つ之が結果として國庫の收入を增加せしめんことを計りたるものなり、又通商司は內外の商業を振作し政府の歲入を豐裕にするを以て其目的とせるものなり』とある。その後通商司は會計官に移屬せしめられたが、明治二年七月民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省を置くに及び、大藏省の管理に屬し、次いで民部省に移管せられ、同三年七月再び大藏省に屬した。

明治初年は中央政府と地方の諸藩とは全く經濟を異にし、政治の實權は中央政府に歸したが、經濟はいまだ全く諸藩の手を離脫するに至らず、中央政府と諸藩とは全く經濟を異にしてゐた。然るに維新の際大打擊

諸藩の財政窮乏
藩籍奉還
米切手
金銀札
藩債募集
産物會所
直接貿易

を蒙りし諸藩の財政經濟は明治に至り益々惡化して窮乏の極に達したが、中央政府の財政もその影響を蒙り非常な困難に陷つた。明治二年藩籍奉還の前後には各所に藩政改革の論が沸騰したが、當時諸藩は財政の窮乏を切抜けるために米切手、金銀札を發行し、或は政府の允准を俟たずして藩債を募集して歳入の缺を補ひ猶且つ足らざるものは勝手に外國人と直接の約定を締結して資金を借入れ、或は開港場に自藩の産物會所を設置して直接貿易を營むに至つた。こゝに於て政府は之が取締の必要を感じ、府藩縣の資格を以て直接外國人と貸借賣買の約束をなすこと、商業上の要地に商會を設立することを嚴禁し、若し止むを得ざる時は必ず通商司を經由せしめる事とし、政府と外國貿易との關係を規定した。

通商司の機構
通商會社及び爲換會社
北海道産物改所

通商司の機構は日本商業史に「本司を東京會計官中に置き、其支署を三都（東京・大阪・京都）各開港場及び堺等の商業要地に設置し、各支署の下に通商會社及び爲換會社を置き、支署をして其監督をなさしめられたり。北海道は大に他の府藩縣と制度を異にし政府の收入する所は重に物品にして、販賣の爲め商業機關を要するを以て、明治二年十月舊商館會所を本司に屬せしめ、北海道産物改所と改稱せらる。通商司は通商會社をして大いに內地の商家を聯合せしめ、專ら外國貿易の衝に當らしめらるゝと同時に、爲換會社をして其融通の資助をなさしめらる。又北海道産物改所を大阪・敦賀・兵庫・堺等の要地に置き、大いに北海道の物産を興して我邦の商業を盛ならしめ、政府の歳入を豐ならしむる計畫なりき。通商會社及び爲換會社の設立は專ら商社の必要を示すにありしかば、通商社定則、商社假規則などの如きものを配布せられき。元來この二會社は互に唇齒輔車の關係をなし、通商司の命令を受けて其事務を執りしかば、この二會社に向ひて政府は特別寛大の保護を與へられたるを以て、二年五六月以來、東京・横濱・新潟・京都・大阪・神戸・大津敦賀の如き商業の要地にこの二會社を設立するに至れり。されど假に政府の勸誘によりて生じたるものなりしかば何れも事業の隆盛を見ず、遂に四年二月七日通商司の爲に最も有用の機關たりし通商會社（元開商會

府縣廳の所轄に歸す

通商司

社と云ふ）は通商司の所管を離れて其所在地府縣廳の所轄に歸し、頓に其勢力を殺がれしが、又大藏省に於て米國の財政組織を採用するに及びて大いに從前の組織を改定し、遂に四年七月五日この通商司は廢せられたり』とある。また明治商工史には『通商司は內外の商業を振作し政府の歳入を豐裕にするを以て其目的とせるものなり、而して其管轄の下に通商會社を設けて內外の商業を經營せしめ更に爲替會社を組織して通商會社の經營の爲めに金融の援助を與へ、其他一般に金融の疏通を謀らしめんことを期せり。此爲替會社は政府が富豪を慫慂して三府及び開港場等の要地に設立せしめたるものにして彼の幕府時代に在て御爲替組たりし三井組・小野組・島田組を首とし、京阪其他、各地の富豪團結して資本を支出したり、而して其性質は組合にして株式會社にあらずと雖も、其目的並に事業より論ぜば是れ實に我國に於ける銀行の嚆矢なりと稱すべし、而して政府の保護に基き前後爲替會社の組織せられたるものは東京・横濱・京都・大阪・神戶・大津・新潟・敦賀の八會社にして之に許可せられたる各種紙幣の發行總額は八百六十四萬八千五百九十五圓餘なりき。斯の如く爲替會社は其經營稍々見るべきものなきにあらざりしと雖も、惜い哉當事者に適材なくして、其經營宜しきを得ず、殊に社會の變遷劇甚なる時期に際して事業に失敗を招くこと多く且つ之が擁護者たりし通商司は行政組織改正の結果終に廢止せらるゝに至りしが故に、社業益々萎靡し、出入相償はずして大抵多額の債務を負擔するに至れり』とあり、よく通商司の內容とその業績の一斑を窺ふに足る。尙ほ當時爲替會社の發行せる紙幣高は日本商業史に明細なれば左にこれを再錄して參考に供しよう。

銀行の嚆矢

當事者に適材なし

通商司の廢止

爲換會社一覽表

爲換會社一覽表

社名	調査年月	身元金	發行券種類	發行高

會社	年月	額	種類	券面	金額
東京爲換會社	六年六月	九四八、五〇〇兩	銀券	三匁七分五厘	五三四、二一〇兩
			金券	貳拾五兩	一、三六八、五〇〇
				壹兩	一三一、五〇〇
			合計		一、五〇〇、〇〇〇
大阪爲換會社	六年三月	四六六、五六五兩	錢券	貳百文	二八三、二〇八、六〇〇文
				百文	一九三、四八三、一〇〇
				壹貫文	四六〇、九九八、〇〇〇
				五百文	四七〇、三四四、五〇〇
			合計		一、四〇八、〇三四、二〇〇
			金券	百兩	一〇〇兩
				五拾兩	五〇
				拾兩	三、四七〇
				五兩	三九二、八三〇
				壹兩	一、四五七、〇〇〇
			合計		一、八五三、四五〇

會社	年月	資本	種類	券面	金額
横濱爲換會社	六年三月	一七八、〇〇〇兩	金券	貳拾五兩	一、四七五、〇〇〇
				壹兩	二五、〇〇〇
			合計		一、五〇〇、〇〇〇
京都爲換會社	六年三月	二三八、五〇〇兩	錢券	五百文	八〇九、九九一、五〇〇文
				貳百文	二九一、七四〇、二〇〇
				百文	一〇七、一一八、八〇〇
				五拾文	六七、四七一、九五〇
			合計		一、二七六、三一三、四五〇
			金券	壹兩	六四〇、〇〇〇兩
大津爲換會社	六年四月	一〇〇、〇〇〇兩	金券	壹兩	二六二、五〇〇兩
神戸爲換會社	六年三月	一一八、〇〇〇兩	金券	貳拾五兩	五〇〇、〇〇〇兩
新潟爲換會社	七年四月	二六八、四四三兩	金券	貳拾五兩	四七、五〇〇
				壹兩	二、五〇〇
			合計		五〇、〇〇〇
敦賀爲換會社	六年二月	四五、六五〇兩	金券	壹兩	四一、〇〇〇兩

國立銀行條例の制定

營業放漫

横濱爲換會社
第二國立銀行

通貨統一
洋銀劵の通用禁止

通商司の廢止せられし翌五年十一月政府は國立銀行條例を制定し、自今此條例に準據する外は總べて紙幣金劵及び通用手形類の發行を禁止し、且從來官許を得て發行した金劵等は速にその通用を中止して正金と引換ふべき旨を規定した。故に從來の爲替會社は該條例を遵奉して國立銀行に轉業するか、それとも債務を整理して廢業するか、最早二者その一を選ばざるべからざる危機に直面したのであるが、爲替會社はいづれもその營業が放漫に流れ、債權債務の整理は頗る困難にして到底その見込が立たないので、止むを得ず廢業に決したが、たゞ獨り横濱爲換會社のみは幸ふじてその機構を變更し、第二國立銀行となつた。また各爲替會社の解散處分に就いては政府がこれに非常な救助を與へ、金劵交換をなし、明治九年に至り漸くこれを完了した。但し洋銀劵は貿易に至大の關係があり、俄にこれが流通を禁止し難いので第二國立銀行をしてその業務を繼續させたが、其後日本銀行に於て兌換劵を發行するに際し通貨統一のため、洋銀劵の通用を明治十八年五月二十六日限りにてこれを禁止し、爾來これが回收を行ひつゝあつたが、同二十三年十二月に至りその回收を完了したのである。

四　國立銀行條例の發布

國立銀行條令の發布

商法司

東京會議所
東京銀行

歐米式のバンク

政府は維新の當初から深く意を財政のことに用ひ、まづ明治元年京都に於て會計官中に商法司を置いて大いに勸農奬商の策を講じ、翌二年には外國貿易を整理增進する目的を以て各開港場に通商司を設置し、その監督下に通商會社及び爲換會社を設けさせて內地の商家と連絡せしむると共に金融の圓滿を圖らしめたが、これ等の諸會社はいづれも時勢に適せずして漸次解散の止むなきに至つた。その後明治四年十二月東京會議所から官民の共有金七百萬兩を資本とし東京銀行と稱する一大銀行を設立し、紙幣發行の特權を得ようと政府に請願したが、允准を得なかつた。これ我が國に於て歐米式のバンク(Bank)に倣うて銀行の設立を企て

伊藤博文

國立銀行設立
米國の實況査察
金貨本位
金札引換公債證書
紙幣發行會社
國立銀行條例制定

た濫觴である。

これより先き明治三年時の大藏少輔伊藤博文は政府に建議し、財政經濟の整理發達は國家經綸の根幹をなすものであるから、これに對して確乎不拔の制度を設くるにあらざれば、經世治民の實を擧げ得ざることを陳べ、自ら歐米に赴いて理財に關する制度、施設及び經營を視察研究せんことを建議した。この建議は直ちに政府の容るゝ所となり、同年十月伊藤博文は理財に關する制度取調べのため米國に派遣せられた。渡米後博文は米國のナショナルバンク（National Bank）の方法により國立銀行設立の議を建白した。この建白の內容は明治商工史に『氏（伊藤博文）は其年十月米國に渡航して其の實況を査察し左の三事を政府に建議したり、一に曰く貨幣の制度は金貨本位を採用すべきこと、二に曰く金札引換公債證書を發行すべきこと、三に曰く紙幣發行會社を設立すべきこと是れなり、當時政府は最も紙幣の處分に苦慮せし際なりしを以て、伊藤少輔の提案は大に廟堂を動かし終に之を取捨折衷して國立銀行條例制定の議を決するに至れり』とありまた日本商業史には『これよりさき明治三年十月大藏少輔伊藤博文理財に關する制度取調のため米國に派遣せられしが、同國滯在中彼國のナショナルバンクの方法により國立銀行設立の議を建白せられしかば、種々の事情ありて果さゞりしに明くる五年十一月國立銀行條例を發布せらる』とあり、また國立銀行條例に就いては東洋經濟新報社發行の明治金融史、國立銀行創設の條に『此條例の主眼とする所を見るに、資本金（五萬圓以上）の六割に相當する政府紙幣を政府に上納せしめ、政府は之と引換に六分利付金札引換公債證書を下附し、銀行は更に之を政府に發行紙幣の抵當として預入れ、同額の銀行紙幣の下附を受け、之を營業資金として世間に貸出すの規定にして、其紙幣は正貨兌換と爲すにあり、而して尙銀行は準備金として資本の十分の四に相當する正貨を保有せざるべからざるものとせり。蓋し米國ナショナルバンクの制に模し、之に英國のゴールドバンクの制を斟酌したるものなり』とある。以て國立銀行設立の趣意及び同銀行の機能を窺知

大阪の第五國立銀行
新潟の第四國立銀行
横濱の第二國立銀行
大阪の第三國立銀行
東京の第一國立銀行
銀行紙幣の信用
經驗甚乏し
四國立銀行の設立

することが出來るであらう。この國立銀行條例に基いて明治六年七月二十日東京の第一國立銀行が設立された、資本金は二百五十萬圓にして紙幣發行許可額は百五十萬圓である。次いで同年十二月十日には大阪の第五國立銀行が設立された。資本金は五十萬圓にして紙幣發行許可額は三十萬圓。翌七年三月一日には新潟の第四國立銀行が資本金二十萬圓、紙幣發行許可額十二萬圓をもつて設立され、同年八月十五日には横濱の第二國立銀行が資本金二十五萬圓、紙幣發行額十五萬圓をもつて設立された。たゞ大阪の第三國立銀行は設立の許可を得たが、株主總會に於て意外の紛擾を來した爲め、開業に至らずして解散の止むなきに至つた。またこれ等の國立銀行に於て發行せる銀行紙幣の信用に於ては明治商工史に『國立銀行が其營業を開始するに當り當業者の最も顧慮せし所は、世人が其紙幣に置く信用の如何にありたれども、幸にして銀行紙幣は能く信用を博して阻碍なく流通するを得たり、然れども當時の銀行業者は營業上の經驗甚だ乏しく金貨兌換の紙幣を發行するときは常に外國貿易の權衡に注意し、之に從つて紙幣の發行高を增減する必要あれども、此等の事に關し周密なる注意を拂ふ智識を有せざりき』とあるが如く、全く同條例は國立銀行紙幣を正貨兌換とせしを以て、銀行紙幣を發行しても直ちに正貨に兌換せられ、紙幣は再び銀行に逆戻りして市場に流通せざる奇現象を呈することは不可避と云はざるを得ないのである。日本商業史は當時の銀行紙幣を說明して『この條例によつて六年七月東京第一國立銀行設立以來、横濱第二國立銀行(七年八月)大阪第三國立銀行(依願解散せり)新潟第四國立銀行(七年三月)大阪第五國立銀行(六年十二月)の四銀行成立せしも、同條例は國立銀行紙幣を正貨兌換せしもの故、銀行紙幣を發行するも直に歸來し市場に流通せざりき。されば横濱第二國立銀行の如きは銀行紙幣一枚をも發行すること能はざりきとぞ。七年六月三十日に於ける銀行紙幣の流通高は百參拾五萬六千九百七拾九圓なりしが、漸々減少し九年六月三十日に於ては僅に六萬貳千四百五拾六圓の流通を保つに過ぎざる有樣となれり』といひ、明治金融史は更に國立銀行設立の失を詳叙して『政府は此規定に依り、民間の金融

計畫の齟齬

不換紙幣の下落

を資け、且財政の基礎を鞏固ならしめんと欲し、銀行紙幣千五百萬圓を製造準備せり、然るに此條例實施の際、此條例の下に開業せるもの僅かに四行、其發行紙幣下附高百四十二萬圓に過ぎずして、結果は全然豫想に相違したり。抑も計畫の斯く齟齬を來せる所以のものは、畢竟するに不換紙幣下落の結果ならずんばあらず、則ち當時政府紙幣の流通高甚だ多く、爲めに正貨に對し其價格著しく下落せり、明治八年六月頃の如き政府紙幣は金貨千圓に對し、十七八圓の打歩を生じ、爲めに物價騰貴し、正貨は海外に驅逐せらるゝの勢ひとなれり、而して國立銀行は條例の明文に依り、正貨兌換の義務を負へるが故に、其銀行紙幣は從つて發行すれば從つて引換に會ひ、須臾も市場に止まらず、各銀行は交換の都度許多の損失を受け、準備金は缺乏して其發行を維持する能はず、横濱第二國立銀行の如き一枚も發行するを得ざるの形況なりき。されば其流通高の如き七年六月に於て百三十五萬六千餘圓を算せるもの、爾來減少し九年六月には僅かに六萬二千餘圓となれり。然るに當時我國立銀行は創業に屬し、信用薄く、預金少なかりしを以て、發行紙幣の流通杜塞するに於ては營業の困難を免るゝ能ず、何んとなれば銀行資本金六割は之を金札引換公債證書に變じ、政府より年六分の利子を受くるのみなるを以て、其發行紙幣を流通すること能はざれば、銀行の運轉資本は僅少の預金と株金十分の四に止まり、當時普通の企業利益を收むること殆ど望むべからざればなり」と論じてゐる。

通貨兌換の請願

ここに於て四國立銀行は連署して、正貨兌換の制を改めて、通貨を以て兌換に充てんことを請願した。されど通貨兌換は條例違犯にして到底許可することが出來ない。さればとて銀行の危機を放置するわけにも行かないので、政府はまづその應急策として八九兩年度にわたつて準備金の中から政府紙幣を貸下げ、同額の銀行紙幣を抵當として國債寮に納めさせ、以て一時を彌縫したのである。

奇現象を呈す

これが爲め實際世に流通せる銀行紙幣は極めて少額にして、大抵は政府に上納して不換紙幣と交換せられたので、明治九年には發行紙幣の抵當として預入れた公債證書は百四十二萬圓なるにも拘らず、銀行紙幣の流通高は僅か六萬二千餘圓に過ぎないと

不換紙幣消却の失敗
國立銀行條例の改正
私立銀行類似會社の勃興
國立銀行の業績不振
私立銀行
組合或は仲間
三井組
小野組
島田組
通商司心得書
福地源一郎
澁澤榮一

いふ奇現象を呈するに至つた。随て政府は恰も豫に銀行に賣渡した公債證書を再び買戻した姿となり、不換紙幣消却の目的は全く水泡に歸して仕舞つた。爰に於て政府は條例にこだはる事は啻に不換紙幣消却の目的を達せざるのみか、引いては銀行業の發達を阻害すべきを憂へ、研究調査の結果、銀行紙幣に正貨兌換の性質を有せしむるの不可を認め、つひに明治九年八月國立銀行條例に一大改正を加へるに至つた。

五　私立銀行類似會社の勃興

國立銀行は設立當初の目的に反し、明治五年から同九年に至る四ケ年に於ける業績は頗る振はず、爲替會社を廢して國立銀行を設立し民間金融通の發展を企圖せる目的は、殆どこれを達することが出來なかつたがこれと殆ど時を同じくして興起した普通の私立銀行に至つては、國立銀行の萎微振はざるに反し、その業績大いに見るべきものがあつた。

古來我が國民は營業上に於て合力併資の思想に乏しく、舊幕時代には組合或は仲間と稱する小規模の團體があつたが、これとても同業者が相寄つて年會、月會などを開催し、唯相互間の親睦を表せしに過ぎず、開闢以來合力併資の營業者としては僅かに三井組・小野組・島田組等があつたに過ぎないのである。されば維新の直後政府はこれに鑑み、結社營業の必要を認め、その範を示すべく通商會社、爲替會社等を設立し、以て鋭意結社營業を勸誘すると共に、地方官に令して盛んに結社營業の必要を慫慂せしむる所があつた。されば通商司心得書中にも『爲替會社を建てしむるは、各國バンクの法に倣ひて、金銀融通自在ならしむるなり尤兩替屋の輩、社を結び同樣の業務を營まんと欲すれば、其資本の高を糺して許容すべし』との一項を規定した位である。これと同時に大藏省は民間に共同企業の知識を扶植するために、明治四年五月福地源一郎記述の會社辨、大藏少丞澁澤榮一編述の立會略則の二書を刊行して頒附した。この二書が出てから漸く結社營

結社營業の必要

巨資を擁す

豐岡縣の浚疎會社
鳥取縣の融通會社
江州會社
東京會社
三井組バンク

小野組バンク

結社營業の有利なる事

業の必要を感じ、明治四年末を皮切りに各地方から私立銀行または銀行類似會社の設立を出願するものが現はるゝに至り、その數一百を超へたと傳へられる。當時大藏省に於ては未だ之を監督覊束すべき條例法規がなかつたので、その內規に抵觸せず、且つ公益を害するものでなければ、概して人民相互間の結約營業に放任するのが例となつてゐた。また大藏省に進達せずに其地方廳限りで許可せるものもあり、或は官に請願允許を得ずして隨意に設立せるものもあつた。しかも是等の銀行會社中には數百萬圓の巨資を擁して嚴然一地方の經濟を左右し、その名稱は國立銀行條例によつて銀行と稱するを得ないが、その實權は遙かに國立銀行を凌駕し、これが盛衰消長は一般公衆の利害に大關係を有するものを生ずるに至つた。例へば豐岡縣の浚疏會社・鳥取縣の融通會社・滋賀縣の江州會社・東京の東京銀行・三井組バンク・小野組バンク等は當時發起せられた金融機關の中で、最も有名なものであつた。就中三井組バンクの如きは七割五分の正貨準備を置いて證券を發行し、一般に政府紙幣を流通せしめんと請願し、廟議も略ぼこれを許可することに決定してゐつたが、後政府はその方針を變じ不許可にした。また東京銀行の如きは明治四年十二月東京會議所から官民共有金七百萬圓の大資本金を以て東京銀行と稱する一大銀行を設立し、紙幣發行の特權を得んことを政府に請願したのであるが、出願の當時政府は恰も國立銀行條例を發行しようとした際なので、允許しなかつた。以て當時如何に私立銀行が發展の機運に熟してゐたかを想像し得られるであらう。

要するに明治五年以降爲替會社に代つて設立された金融機關は紙幣發行の銀行としては國立銀行があり、普通銀行としては三井バンク等の如き銀行類似會社があり、共に純然たる民間の經營で、金融機關としては遙かに爲替會社に優る所があつたが、國立銀行は紙幣發行の不備のため、民間の銀行類似會社は監督法規の不完全のために、充分金融機關としての職能を發揮することが出來ず、隨ていづれも充分發達すること能はずと雖も、結社營業の有利なる事、就中金融業が民間の企業としても充分成功すべしと云ふ信念を一般公衆

國立銀行條令の爲替會社の設立

に與へたことは蔽ふべくもない事實である。されば明治九年國立銀行條例の改正を機として、正に銀行業興隆時代を現出したことは、敢て偶然の事象ではないのである。

六　國立銀行條例の改正

我が國の金融業務が歐米に於ける銀行の營業法に則つて經營せらるるに至つたのは、明治二年に爲替會社を設立したのを以てその濫觴とする。然れどもこれ等の金融機關は明治五年に至るまでは政府保護の下に設立されたのみならず、その營業の如きも一々政府の指揮監督の下に活動したのであるから、毫も民業として自立の基礎を有する金融機關ではなかつたのである。我が國の金融機關が兎に角曲りなりにも初めて自立の基礎を得たのは明治四五年に至り一方に國立銀行が設立せられ、他方民間に於て銀行類似業が勃興した後の事に屬する。然れどもこれ等の金融機關は豫期に反し、一は紙幣發行不備のため、他は監督法規の不完全なために充分に金融機關としての職能を發揮することが出來ず、唯僅かに民業として獨立の命脈を保つに過ぎなかつた。されば大藏省に於ても終に銀行條例改正の止むべからざるを認め、政府紙幣の整理は姑く後日に讓り、先づ金融疏通の目的を達する議を決し、明治九年六月改正を正院に提出し、同年八月新國立銀行條例を公布するに至つた。

國立銀行の設立

新國立銀行條令

政府が新國立銀行條例を公布せるは表面金融疏通の目的を達するにありしと雖も、またこれが改正には實に政治上の事情があつたのである。そは即ち華士族の家祿處分である。當時政府は鋭意歲計の整理を圖り、かの封建時代から因襲せる家祿制度の如きは到底永くこれを存すべからずとなし、遂に從前の祿制を廢して家祿額の多寡に從ひ、金祿公債證書を發行してこれを一時各有祿者に附與することに決し、調査して見た所がその金額は實に一億七千四百餘萬圓に達したのである。然るに一時に斯る巨額の公債を發行すれば市價が

華士族の家祿處分

金祿公債證書の發行

暴落したために華士族は困弊し、延いて國家の治安に容易ならぬ影響を及ぼすことは言を俟たない。よつて政府は種々研究の結果一石二鳥の策を採り、該公債證書を銀行紙幣の抵當となすことを許して運轉活用の途を開き、以て價格を維持し華士族の困窮を豫防救濟しようと圖つたのである。

華士族の困窮豫防

新條例の要點

新國立銀行條例の要點は明治商工史に『新條例の要點は通貨即ち政府紙幣を以て銀行紙幣の兌換に充つることゝなし、更に銀行紙幣及び準備金の割合を改正し、銀行は資本金の八割に當る公債證書を政府に供託して、同額の銀行紙幣を發行し之を政府紙幣と兌換し得ることゝし、尙ほ之が引換準備金は資本金の二割に當る通貨を以て之に充て常に紙幣流通高の四分の一たらしむべしと定めたるにあり』とある。また明治金融史には更にその細部に涉つて『(一)紙幣發行制限を擴張せること、即ち國立銀行は四分利付以上の國債證書なる時は種類の何たるを問はず、實價資本金の十分の八に當るものを大藏省に預入し、同額の銀行紙幣を下附せらるゝこと。(二)銀行紙幣正貨兌換の制を改め、通貨を以て兌換準備をなせること、即ち銀行紙幣の引換準備は通貨、即ち不換紙幣を以て發行紙幣の四分の一を積置くの制となれること。(三)貸付金の利息を年一割以內と爲せること。(四)紙幣製造費を銀行の負擔と爲せること』とあり、これにて改正國立銀行條例の全貌を知ることが出來るであらう。舊條例に比し改正國立銀行條例は銀行に取り、頗る便利となつたので、この恩典に浴せんとして銀行の設立を出願するものが續出し、漸く濫設の弊を生ぜんとしたので、翌十年十二月に至り改正國立銀行條例に『大藏卿はその裁量を以て、國立銀行の創立を許否し、及びその資本金を節減し、兼ねて發行紙幣の員數を制限することを得』との重要な一項を追加するに至つた。

紙幣發行制限の擴張

銀行紙幣正貨兌換の改正

貸付金の利息

紙幣製造費

銀行設立の續出

重要事項の追加

然れども該追加條項はもと銀行の資本金を節減するのが目的でなく、寧ろ發行紙幣の員數を制限する趣意から追加したものであるが故に、銀行側に於て條例の規定に滿つるまで紙幣の發行を增加せぬ場合は、必ずしもその資本金を減殺される憂ひがないのであるから、要するに該追加條項は堅實な銀行に取り不必要な條

追加條項の取り消し

銀行設立熱の旺盛

紙幣下落の勢を助長

目的水泡に歸す

項たるを免れないのである。依つて政府は翌十一年に至り此趣旨を以て條例に改正を加へ、曩に追加した條項を取消して仕舞つた。この時に於ける改正の要點は明治金融史に『此改正に由り國立銀行の發行紙幣總額は二千四百四十二萬圓と定められ、之を地方の商況に據て便宜配分さることゝなれり、爾來創立出願者に對しては、各設立地の經濟狀況、設立者の信用如何を調査し、出願の前後に關せず、之が許否を決したり』とあり、改正の大綱を推知するに難くない。然るに改正條例は大いに銀行の設立を促し、數年ならずしてその數は百五十三行に及んだ。その内譯に就いては日本商業史に『九年に五行、十年に二十三行、十一年に九十八行、十二年に二十七行を創立し、つひに其數百五十三行となりぬ』とあり、以て當時銀行設立熱の如何に旺盛であつたかを窺ふに足るであらう。玆に於て國立銀行數は百五十三行に達し、政府の內定せし國立銀行資本金總額四千萬圓に超過せるを以て、十二年十二月設立の京都第百五十三國立銀行を最終として、以後その設立を禁止した。然れども是等銀行の設立は必ずしも商業其他の必要に應じて起つたものではない、その多くは條例の特典に預らうとして設立されたものであるから、その結果は紙幣下落の勢力を助長し物價を騰貴せしめ、公債證書は非常な下落を見るに至り、初めの目的は全く水泡に歸し、經濟社會に大衝動を起させるに至つたのである。明治金融史に明治六年創設以來、明治十五年の全盛期までの九年間に於ける國立銀行の行數、資本金及び紙幣流通高の表があるからこれを再錄して識者の參考に供しよう。

年次	行數	資本金	紙幣流通高
六年十二月末	二	三、〇〇〇、〇〇〇圓	八五二、五二〇圓
七年十二月末	四	三、四五〇、〇〇〇	八〇二、七三〇
八年十二月末	四	三、四五〇、〇〇〇	一三三三、八六一
九年六月末	四	二、四五〇、〇〇〇	六二一、四五六

九年十二月末	五	二、五五〇、〇〇〇	一、六五四、九七六
十年十二月末	二六	二二、九八六、〇〇〇	一三、〇二一、九七六
		但シ明治金融史―二二、九八六、一〇〇	
十一年十二月末	九五	三三、三五一、一〇一	二四、四九五、一五九
		但シ明治金融史―三三、三五一、一〇〇	
十二年十二月末	一五一	四〇、六一六、一〇〇	三三、九六五、二八二
十三年十二月末	一五一	四三、〇四一、一〇〇	三四、三九八、〇七一
十四年十二月末	一四八	四三、八八六、一〇〇	三四、三七五、九五〇
十五年十二月末	一四三	四四、二〇六、一〇〇	三四、三八五、四二四

國立銀行の繁榮時代

右の表によつて明かなるが如く、明治九年から同十五年までは國立銀行の勃興繁榮時代にして、我が國の銀行業が一種の營業として巨額の純益を得、またこの時代に於て銀行業が民業として確乎たる獨立の基礎を築くに至つたのである。斯くの如く銀行自體がこの時代に於てその基礎を確立せるのみならず、巨額の資金を運轉し、大いに民間の金融を開通したので著しく國內產業の勃興を助長したことは言ふまでもない。銀行業の發達と共に庶民の銀行に對する信用も亦發達し、爲に預金の觀念が普及し、漸次預金の額を增加した。

いま明治金融史から明治六年以降同十五年に至る預金表を再錄して參考に供しよう。

年次	公金預金	民間預金	合計
六年度	不詳	二、八七六、四三七圓	二、八七六、四三七
七年度	同	三、四九一、六三七	三、四九一、六三七
八年度	同	一、四七〇、八一二	一、四七〇、八一二

九年度	同	二、五〇二、〇九九	二、五〇二、〇九九
十年度	同	四、五〇六、六七六	四、五〇六、六七六
十一年度	同	八、〇六七、四四五	八、〇六七、四四五
十二年度	四、四三一、六四八	一一、七九四、三六三	一六、二二六、五一一
十三年度	三、六四六、三〇六	一一、二五一、三七三	一四、九一五、六七九
十四年度	五、八七八、四二九	一三、七〇五、一一三	一九、五八三、五四二
十五年度	六、三〇三、八一九	一三、四一一、一二三	一九、七一四、九四二

七　普通銀行の發達

明治四五年頃から、爲替會社失敗の後をうけ、民間に於て銀行類似會社の設立を企つるものが漸く増加し國立銀行條例の規定によつて是等の金融會社は未だ銀行の名稱を附することが出來なかつたが、その實これ等の金融會社は毫も銀行と異ならざる職能を有し、宛然銀行と同一の勢力を有つてゐたのであつた。然れどもこれ等の銀行類似會社には國立銀行と異なり、紙幣發行の特權がなく、隨てその運用使用資本としては株金の外に公衆の預金を賴みとする外がないのであるが、しかも當時民間には未だ預金の思想が普及せず、加之會社其物の基礎も薄弱であつたので、人民の會社に對する信用が微弱であつたから、預金の吸收も意の如くならず、隨つて偶々銀行類似會社を經營するものがあつても、未だ充分に發達することは出來なかつたのである。

然るに明治九年に至り國立銀行條例が改正せられ、普通の銀行類似會社もまた銀行の名稱を許可される事になつたので、各地に漸次銀行として金融機關を新設するもの、若しくは從來の名稱を廢して銀行と改稱す

民間資金私立銀行に向ふ
三井銀行

るものが輩出し、加之當時これ等の私立銀行を利用することが實業社會の信用を招ぐに便宜であつたために從來銀行類似會社に向つた民間資本は多く轉じて私立銀行に向ふに至つたのである。この時に當り我が國で初めて銀行の名稱を唱へて私立銀行の業務を營んだのは三井銀行である。これ我が國に於ける私立銀行の濫觴とする。いま三井銀行の沿革を見るに、蘇武綠郎著、明治文化版畫大鑑、第壹卷、明治開化編、「私立銀行の始め」の條に『國立銀行條例による國立銀行に對し、一般會社制度によつて、銀行業を開始せんとする向も民間にはかなりあつた。これに對する正規の手續取締法等は當時まだ制定されてゐなかつたが、政府はそれが制定されるまで、便宜の措置を取ることになつた。この方針のもとに始めて許可されたのが三井組バンク（明治四年七月出願）で、わが國私立銀行の嚆矢である。次いで小野組バンク（明治五年二月）、近江の大津爲替會社（同年三月）などが許可された。これ等の諸會社は、資本金なども可なり大がかりなものであつたが、國立銀行條例に依つて、國立銀行以外のものであるため、銀行と稱することは出來なかつた。

私立銀行の嚆矢

明治九年七月（三月認可）從來の三井組バンクは、新らしい株式組織によつて私立銀行として始めて名乘を擧げた。これはこの年銀行條例が改正されて、一般私立銀行も國立銀行同樣、銀行なる商號を稱することを得るに至つた爲めである。斯くて三井銀行は一般私立銀行の勃興の口火を切つたのである。

三井組ハウス

三井組は明治四年秋銀行創立の出願をなしたが、これと同時に銀行建物を兜町海運橋畔に新築し、翌五年六月竣工した。間口十五間奥行二十八間、高さ十二丈、五階造の西洋館で、當時にあつては素晴らしく立派な建物であつた。世に三井組ハウスと稱せられ、東京新名所の一に數へられた。三井家ではもと〳〵單獨で銀行業を營む心算で、このハウスもその目的のために新築されたものであつた。併し政府の勸說に從つて小野組と共營で、一方に第一國立銀行を經營するに至つたので、同ハウスは明治五年九月創立準備中の第一國

立銀行に讓渡して仕舞つたのである。

三井組の歴史

小野組と提携して明治六年八月開業すると共に、三井組は第一國立銀行の經營に努力したが、一方豫て出願中の一銀行單獨經營の宿願を捨てることは出來なかつた。併し三井組はその歴史頗る古く、天和三年五月江戸兩替店の開業以來二百四十餘年に及び、隨つて種々の積弊も多いので一大改革を行ひ、新たに建築した駿河町兩替店に移つて明治七年五月六日、名も爲替バンク三井組と改めて、開業した。これ私盟會社三井銀行の前身で、即ち私立銀行の先鋒である。同建物は三階造西洋館で、屋上に鯱の逆立があつて廣く知られてゐた。その位置は現在敷地の一部である。

三井銀行の前身

明治九年銀行條例の改正によつて、七月一日新たに改稱開業した私立三井銀行は資本金二百萬圓、株數け二萬株、株主數は三百八十三人、營業店は東京本店とも實に三十一箇所であつた。

今、舊三井組と舊三井銀行との間に授受された當時の引繼額を揭げて參考に供しよう。現在のそれと比較する時は、全く隔世の感がある。

預金	金　九百八萬六千九百三十六圓餘
	洋銀二百二十八萬二千百十九弗餘
貸金	金　七百七十八萬二千五百五十六圓餘
	洋銀二百十二萬八千七百九十一弗餘
現在金	金　百四十六萬六千八百二十四圓餘
	洋銀十一萬三千七百二十弗餘

尙、三井銀行は同二十六年六月合名會社三井銀行と改組し、同四十二年株式會社三井銀行と改稱せられ、現在に至つた」とある。

第六節に述べしが如く、明治十年から同十二年の始めまでは全國擧つて國立銀行の創立に熱狂し、絶えて私立銀行の新設を試みるものがなかつたが、同十二年に至り國立銀行は資本の內定額に達するに及び斷然新設を許さぬ事になつたので、既に資本を募入して共同結社したもの、若しくは共計劃に着手したものは轉じていづれも私立銀行を設立するに至り、ために同十六年には其數が俄然增加し、爾來私立銀行及び銀行類似會社は國立銀行と相並んで長足の進步をなすに至つたのである。明治金融史に『當時此種の銀行が其數幾何に達したるやと云ふに、徵すべき材料に乏しく、今に於て俄に其詳細を知るに由なしと雖も、大藏省が嘗て各府縣に照合し、明治十二年六月末に於ける現立會社を調査したる所に由れば、當時私立會社にして銀行事業を營みしもの、全國を通じて其數百六十四個、資本金額五百九萬一千餘圓あり。然れど銀行の名稱を有したる者二行に過ぎざりき。其資本合せて二百十五萬圓なりしと云ふ。然るに翌十三年に私立銀行の數三十九行となり、其資本は六百二十八萬圓に增加し、銀行類似會社は却つて百二十に減じ、其資本は百二十一萬圓に縮少したり。十四年以後は、銀行類似會社も再び其頭を擡げ、漸次其數を增加したりと雖も、發達の速度固より遙に私立銀行に及ばず。十八年以降は漸次減少して其位置を私立銀行に讓り、二十六年同銀行條例の實施に至りて遂に全く其姿を沒したり。斯くの如くにして銀行類似會社は漸次其數を減ぜりと雖も、是れ唯其形を變へて私立銀行となりし迄にして、兩者を合計したる金融機關の總業務に於ては、爾來年を逐うて益々膨脹する計りなりしなり。』

今明治十三年以降二十五年に至る十三年間に於ける、私立銀行及銀行類似會社の箇數、及拂込資本金年末現在高を擧げて機關膨脹の狀態を示せば左の如し。

年次	私立銀行 行數	私立銀行 拂込資本金	銀行類似會社 行數	銀行類似會社 拂込資本金	兩者合計 行數	兩者合計 拂込資本金

一三	三九	六、二八〇、〇〇〇圓	一二〇	一、二二一、六一八圓	一五九	七、四九一、六一八圓
一四	九〇	一〇、四四七、〇〇〇	三六九	五、八九四、六七五	四五九	一六、三四一、六七五
一五	一七六	一七、一五三、〇〇〇	四三八	七、九五八、三六五	六一四	二五、一一〇、三七五
一六	二〇七	二〇、四八七、九〇〇	五七二	一三、〇七一、八三一	七七九	三三、五五九、七三一
一七	二一四	一九、四三二、六〇〇	七四一	一五、一四三、七四八	九五五	三四、五六四、三四八
一八	二一八	一八、七六八、七五〇	七四四	一五、三九七、九八二	九六二	三四、一六六、七三二
一九	二二〇	一七、九九九、〇三五	七四八	一五、三九一、三〇四	九六八	三三、三五〇、三三九
二〇	二二一	一八、八九六、〇六一	七四一	一五、一一七、六七六	九六二	三四、〇一三、七三七
二一	二二一	一六、七六一、六〇九	七一三	一四、四五三、五五三	九二四	三一、二一五、一六二
二二	二一八	一七、四七二、一七〇	六九五	一四、四三二、〇〇四	九一三	三一、八九三、二一〇
二三	二一七	一八、八七六、六一六	七〇二	一四、五一三、六一六	九一九	三三、四八九、二三二
二四	二五二	一九、七九六、八二〇	六七八	一三、八二七、四二四	九三〇	三三、六二四、二五四
二五	二七〇	一三、八五六、一七七	六八〇	一三、九四四、六六四	九五〇	二六、八〇〇、八二一

而して是等の銀行が幾何の民間預金を有したるやは、銀行類似會社に於て明ならずと雖も、私立銀行にありては二十一年末の總額千四百萬圓に達し、二十二年には千八百萬圓に上り、二十五年には二千八百萬圓に増加したるを見ば、此間又相應の預金を吸收し得たる者と云ふべし」とある、以て私立銀行及び銀行類似會社の盛衰を窺ふに足るであらう。

第三節　取　引　所

一　取引所の發達

取引所
取引所の發達
米油の取引
貿易商社
攝津米油會社
米油限月取引
堂島米會所の再興
東京商社
米國の取引所法
株式取引所條令
米穀相場會社準則
米商會所條例
中外商業會社
堂島米商會所
銀行條例改正

維新の直後は米油の取引が盛んに行はれたが、政府が東京、大阪の豪商を勸誘して東京に貿易商社、大阪に攝津米油會社等を設立させた時も、これ等の會社は官許を得て主として米油限月取引をなした。その中に大阪の堂島米會所は空場所なりとて閉塞を嚴命され、久しく米の取引を廢業したが、次いで明治四年四月に至り、官許を得て再興し、爾來盛んに米穀の取引を行つた。東京の貿易商社は東京商社と改稱して之れ亦盛んに米穀の取引を行つた。その後同七年十月に至り、政府は米國の取引所法によつて政府發行の公債證書、借用證券、官准會社の株券等の賣買を許したが、これと同時に米商會所、横濱洋銀取引所なども米國の取引所法に據らしむるに至つた。株式取引所條例は發布せられたが、當時は未だ公債證書、官准會社株券などの取引高も至つて少なく、株式取引所の設立を企つるものがなかつたが、米商會所の方は同八年四月大藏省から米穀相場會社準則が發布せられ、米穀相場會社に對しては手數料を始め、其他現收入總金額十分の四の稅を賦課せられるに至つた。次いで同九年八月政府は米商會所條例を發布したが、同條例によると、營業年限を五ケ年とし、且つ參萬圓以上の資本金を以て組織した株式會社でなければ、米商會所の開設は出來ないことになつたので、東京兜町の東京商社、同じく蠣殼町の中外商業會社、大阪堂島米商會所等はいづれも條例の定むる所によつて米商會所を創立したが、これと殆ど時を同うして大津・赤間關・桑名・新潟・兵庫・金澤松山・名古屋・岡山・京都・德島等にも米商會所が設立された。株式もその後公債證書の賣買が日を逐うて增加したが、就中明治九年八月銀行條例が改正されて、銀行紙幣の抵當に公債證書を代用することを許可され

澁澤榮一小松彰取引所條例改正の請願

五代友厚廣瀨宰平北濱町

取引所條令

取引所條令施行細則

取引所法發布

株式組織會員組織

るに及び、俄然その賣買高が激增したが、取引の公設市場がないために、取引上非常な不便を感ずるに至つた。こゝに於て澁澤榮一・小松彰等は同志を募り、取引所條例中時勢に適せざる部分の改正を政府に請願すると共に、同十年十二月株式取引所の創立願書を大藏卿に提出してその允許を得たが、翌十一年五月に至り新條例が發布せられたので、更に新條例に準據して定款申合規則等に改正を加へて再申書を提出し、同月兜町に於て開業した。この時大阪では五代友厚、廣瀨宰平等が主唱者となつて同年六月新條例によつて株式取引所創立の允許を得、同年八月北濱町において開業するに至つた。されど最初これ等の株式取引所に於て取扱はれたものは新舊公債證書・秩祿公債證書・金祿公債證書・起業公債證書・第一銀行株券・兜町・蠣殼町の兩米商會所株券・堂島米商會所株券・東京株式取引所株券・大阪株式取引所株券・橫濱株式取引所株券(舊橫濱洋銀取引所)等の類に過ぎなかつた。その後米商會所條例及び株式取引所條例は屢々改正されたにも拘らず、尙ほ不完全の點多く、取引所の改正を叫ぶもの漸く多くなつたので、同二十年五月十四日取引所條例を發布し、次いで同年六月一日取引所條例施行細則を發布され、而も從來の米商會所及び株式取引所は、營業滿期を以て廢止し、本條例は同二十年九月一日から施行の旨を達せられた。こゝに於て東京、大阪から取引所設立の出願をなし允准を得たが、米商株式兩取引所から屢々延期を請願するので遂にその延期を許し、同二十二年六月官吏を歐米に派遣して取引所制度を調査せしむるに至つたので、舊新兩取引所からも調査委員を差遣したが、これ等の調査委員の歸朝後東京、大阪の兩新取引所を遂に解散するに至つた。ために二十年五月發布せられた取引所條例は事實上行はれざるに至つた。よつて政府に於てもその施行を憂へ同二十六年三月改めて取引所法を發布し、從來の米商會所條例・株式取引所條例・取引所條例等を廢棄した。新取引所法によると、取引所は株式組織とし、會員を分ちて株式組織と會員組織の二種としたが、その設立は株式組織のものが頗る多く百二十一箇所に達し、會員組織のものは僅かに土浦米穀・高崎米穀・敦賀商品

明石米穀・若松米穀・加東米穀の六箇所に過ぎなかつた。

二　米穀取引所

我が國の米穀取引所は古い歷史を有するものであるが、德川時代にあつては既に東京日本橋伊勢町に米市を創設したのを始めとし、尾張家の蠣殼町藏屋敷・紀州家の濱屋敷・水戸家の本所一ツ目石置場・仙臺伊達家の深川仙臺堀藏屋敷等に於て時々市を開いて廻米を賣出し、また日本橋小網町に諸家納米引受元なるものを創設し、一大市場を開いて盛んに米穀取引をなしたる如きは今日の米穀取引所とは稍々その趣を異にすと雖も、一種の米穀取引所であつたことは明かである。

維新後、明治元年政府は商業の振起を奬勵する目的を以て三井八郎右衞門に諭して東京に貿易商社なる一組合を結成せしめ、八郎右衞門その總頭取となし、鐵砲洲に六千坪並に本所船藏二箇所を下付し、貿易に關する一切の事務を營ましむると共に、東京府下の商人に向つて貿易取引に從事するものは同商社に加入すべきことを勸誘されたので、東京市中の商業家は大抵この商社に加入する事となつた。次いで同二年六月二十四日貿易商社に對して米油限月取引を許可したが、同年十月に至り限月米を禁ぜられた。故に同四年の春まで米穀取引は休業したと稱せられる。然るに同四年三月二十日に至り、限月米商を再び許可せられ、口錢壹割を上納することゝなつた。貿易商社は同年十一月十四日鐵砲洲から海運橋兜町へ移轉し、東京商社と改稱した。同商社は物產引立のため函館・三陸・北越其他へ出張所を設けて活躍したが、戰爭後非常な損失を招き殆ど瓦解せんとしたが、明治五年十一月大藏大輔井上馨は官金を無利子年賦にて貸與し、辛うじて維持したと傳へられる。其後米取引は年を逐うて發達したので、茲に於て政府は一定の規定を設けて之を監督するの必要を感じ、明治七年株式取引所條例を發布し、從來各地に於ける米油限月賣買を廢し、米穀賣買相場取

米穀取引所
日本橋伊勢町米市
日本橋小網町諸家納米引受元
三井八郎右衞門貿易商社
米油限月取引許可
東京商社と改稱
井上馨

三野村利右衛門
頭取辻純平
尾形德次郎
中外商行社
三井權右衛門
攝津米油會社
四藏
武富辰吉
堂島の衰微
田中善助
近藤嘉七

引となさんとするものは會社の規則を設け、政府の許可を受くべき旨を定めた。

これよりさき明治四年三井八郎右衛門・三野村利右衛門・辻純平・荒尾龜次郎・岩塚利兵衛等は米商界の趨勢に鑑み、資本金五萬圓を以て築地に東京商社を設立し、政府の允准を得、辻純平を頭取に推し、米油の定期賣買市場を始め、油米價格の標準を定め、逐年隆盛に赴いたので、同七年兜町に移轉した。ところがこの年六月に至り尾形德次郎、鶴岡忠藏等は中外商行社を起し、限月約定米賣買を出願せしも、當時政府にて會社規則取調中のことゝて許可がなかつたが、人民相互に約定を結び賣買いたす儀は差支なしとの沙汰に接したので、この年八月五日に至り、第一大區十四小區蠣殼町一丁目一番地（今の蠣殼町米穀會所の地）で開業した。

大阪の方は日本商業史に『大阪も東京の如く新政府の勸誘により、三井權右衛門頭となり、越前藩邸（中島公園地）に攝津米油會社をたてゝ米穀の取引をなせしが、なほ堂島においては四藏（肥後・中國・長門・加賀）建米の制行はれていと盛なりき。さるを明治二年二月米穀一時非常に騰貴せし際、武富辰吉（元肥前の商人）多數の米穀を買集めて譴責をうけ、つひに入牢せしが、つゞいて大隈參議京都より來り全く空米相場を禁止せらる。これより堂島の商業衰微し、毎宵夜店を張るに至れり。されば米商仲買人屢々奉行所にいでて嘆願せしも許可せられざりき。こゝにおいて武富辰吉、磯野小右衛門等主として米商會所再興の事に盡力し更に營業規則を調製して三年十二月願書を大藏省にいだせしかば、明くる四年春井上大藏大輔東京より來りて調査せられこの年四月七日許可せらる。ついで大藏省より田中善助・近藤嘉七・武富辰吉・磯野小右衛門の四人を米頭取となし、且つ米油會社の頭取を兼ねしめられ、遂に堂島米會所を開業することを得たり當時の營業規則は馬關の北國問屋米懸つなぎの方法より取りしものなりといふ。堂島米會所も開業後日を逐うて繁榮を來たし、六七年の頃に至りては一日の賣買高數十萬石の多きに達せり。さるを七年十月限の賣買

において古今未曾有の大取組となり、到底期日に現米の受渡を了すべき術なかりしかば、大藏省においては空米賣買に見做され、同期の取組米悉皆消却を命ぜらる』とあり、初期に於ける大阪米穀取引所の沿革を推知するに難くない。

株式取引條例

然るに同七年十月に至り株式取引條例が發布せられ、次いで同年十二月第百二十號布告を以て從來の米油限月賣買を廢止し、曩に發布せる株式取引條例に從はしめられた。

米穀相場會社準則

越えて明治八年四月に至り大藏省から米穀相場會社準則を發布せられ、この年五月米穀相場會社に始めて手數料及び現收入總金額十分の四の税を課せられることゝなり、次いで政府は同九年八月には米商會所條例を發布した。同條例によると營業年限を五ケ年とし、且つ參萬圓以上の資本金を以て設立した株式會社でなければ、米商會所の經營は出來ないのである。

東京商社と中外商行社の競爭

こゝに於て曩に築地から兜町に移轉した東京商社は三井八郎右衛門が改めて官許をうけて東京商社を東京兜町米商會所と改稱し、同九年十月二日開業した。また中外商行社の方は川上助八郎・田中平八・米倉一平等が相謀つて資本五萬圓を以てその內部を改革して更に官許を得、東京蠣殼町米商會所と稱し、同年十月三日開業した。こゝに於て東京には二つの同營業の會社が對峙し、互に猛烈な競爭をなすに至つたが、

兩者併合

同十六年に至り、兩會所の有志が相寄り協議の結果、競爭の不利を悟り、兩者を併合し、資本金拾萬圓を以て兜町に東京米商會所を設立し、同年七月一日營業を開始した。

鴻池善三郎

大阪は米商會所條例が發布されるや同年鴻池善三郎等が發起人となつて米商會所設立の出願をなし、官許を得て同九年十一月二日開業した。東京、大阪の米商會所の外、米商會所條例によつて大津・下關・桑名・新潟・金澤・名古屋等にも相次いで米商會所が設立さるゝに至つた。尚ほ明治十年以前に設立された米商會所を設立年代順に列擧して見ると左の通りである。

取引所名	所在地	賣買物件	設立年月
東京米穀	東京日本橋兜町	米	明治九年九月

大阪堂島米穀	大阪堂島濱通	米	同　九年九月
大　津　米	大津坂本町	米	同　九年九月
馬　關　米	馬關東南部町	米	同　九年十一月
桑　名　米　穀	三重縣桑名町	米	同　十年二月
新潟米穀株式	新潟大川前通	米有價證券	同　十年二月
金　澤　米　穀	金澤十間町	米	同　十年四月
名古屋　米　穀	名古屋米屋町	米	同　十年九月

（會所名及び設立年月は明治商工史に據る）

三　株式取引所

株式取引所

株式取引所條令

明治七年十月、政府は初めて株式取引所條例を發布した。その第一條第一節に於て商業の爲に緊要なりとする地に於て株式取引所を創立することを許可し、同第二節に於ては本政府より發行したる、或は將來發行すべき公債證書、その他官許を得て創立したる商業工業の株式は都てこの條例を遵奉し、株式取引所に於て公に賣買することを得べき旨を公布された。然るに該條例はもと外國（米國だと稱せらる）取引所の規則を參酌して制定されたものなるが故に、當時の我が國情に適せない條項が澤山にあつた。されば明治商工史にも「然るに該條例たる素と外國取引所の規則を取捨參酌して定めたるものなるが故、當時の國情に適せざる條項多々之れあり、就中證據金を賣買約定實價の四分の一として、嚴然之れが制限を設けたるが如きは最も實情に適せざるものなり、今試に其の法文を舉示せんに、條例第二十六條第二節に曰く、

實情に不適

證據金

證據金ハ約定高ヲ當日ノ相場ニ見合實價ノ二割五分宛（四分ノ一）ヲ賣主買主ノ双方ヨリ差入ルベシ、尤モ相場

ノ高低ニ應ジ數度ニテモ增證據金ノ追差ヲ支配人ヨリ相達シ、常ニ一割五分宛ノ高ヲ減ゼシメザルベシ。

例ヘバ

某鐵道株手形	百株	一株百圓
此原價	壹萬圓	
約定相場	壹株ニ付	九十六圓
此賣價	百株ニ付	九千六百圓
此證據金		
賣主差入高	貳千四百圓	
買主差入高	貳千四百圓	

銀行條例の改正

澁澤榮一
澁澤喜作
福地源一郎

豈に愕くべき制限ならずや、蓋し此の一事は當時の株式取引所條例が、未だ完備を得ざる一例として示したるに過ぎず、其の他條文に就て仔細に吟味する時は、幾多の缺點存すること勿論なり、是の故に當時東京府下の紳商中、該條例に遵據して株式取引所を新設せんことを企畫したるものありと雖も、時機未だ熟せざるに尙且つ條例の不備なりしが爲め、竟に成功を告ぐること能はざりき。既にして明治九年八月銀行條例の改正あり、尋で翌十年に及び國立銀行各地に續起し、從て銀行紙幣の發行に對する保證用として公債證書の需求漸く繁多なるのみならず、一般社會も亦頻りに公債を需求するに至りたるを以て、其の賣買日一日に增加せり、是に於て乎世人始めて有價證券賣買取引の公開市場なきが爲め、實際上大に不便を感ずるに至れり。斯の如く社會の趨勢は公開の取引市場を要するに至りたるも、他の一方には取引條例の不備なるが爲め、强て其の下に立ちて取引所を設立するも、實際上何等の便益を社會に與ふる能はざる嫌あり、是に於て乎澁澤榮一・澁澤喜作・福地源一郎・木村正幹・深川亮藏・小松彰・益田孝・小室信夫・三井養之助・三井武之助

大隈重信
改正株式取引所條例
改正增補
設立免許
身元金

三野村利助の諸氏相謀りて、一方には取引所條例改正の意見を具して當局者の採擇を請ひ、他の一方に向ては取引所設立の時機既に熟せるを察し、同志を募集したるに贊同する者多し、斯くて株式取引所創立の議全く調うて、其の創立願書を時の大藏卿大隈重信氏に提出したるは實に明治十年二月二十六日にして、越えて同二十八日始めて創立許可の命に接したり。居ること數月、明治十一年五月、政府は改正株式取引所條例を公布せらる。これを舊條例に比するに其の條文簡明にして、且つ稍々實情に適應する所あり、殊に舊條例中の最大缺點ともいふべき賣買證據金の制限の如き、仲買人身元保證金額の如き大に之れを低減し、其他不適當の點は概ね之れを改正增補したり、是れ一には政府自ら時勢の進歩に促されて此の改正を爲したるなるべしと雖も、抑々亦澁澤等の諸氏が條例改正の意見を具して、當局者の參考に供したる功に由らずんばあらず此の改正條例の發布と同時に、政府は曩に澁澤氏等が裁可を得んが爲めに提出したる定款及申合規則を却下し、更に新條例に據りて改訂再申すべき旨達せられたるを以て、發起人諸氏は新に定款及申合規則を議定し設立願書と共に再びこれを進達し、五月十五日を以て愈々設立免許を得、尋で諸般の設備成るを待ちて、同年六月一日より業務を開始し、以て今日に至る」とあり、また日本商業史には「明治七年十月、始めて株式取引所條例を發布して政府發行の公債證書、借用證券の讓與を公認したるもの、及び官准會社の株券等を賣買取引することを許さる。然れども當時これらの賣買取引をなすもの至て少く且つ仲買人の身元金(五百圓)賣買約定實價四分の一の證據金の如き、其負擔に堪へざりしが如きも幾分か設立を躊躇せしめたりき。其後公債證書の賣買日一日に其數を增加せしが、ことに九年八月銀行條例の改正ありて、銀行紙幣の抵當を公債證書を以てする事を許されしより、俄に其賣買高增加し取引の市場なき爲大いに不便を感ずるに至れり。こゝにおいて澁澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し、同志を募り取引所條例定款中やゝ當時の事情に適せざるものありしかば、條例の改正を政府に請願し、十年十二月二十六日創立請書定款及び申合規則を大藏

官僚時世に適せず

卿に捧呈し、二十八日創立允准の命に接せしも、明くる十一年五月（八號布告）新條例の公布ありしかば、新條例に準據して定款申合規則に改正を加へて再申書をいだせり。この新條例により仲買人の負擔賣買證據金の制の如き大に減少せらる。この年五月二十日開業免狀を下附せられ、東京日本橋兜町五番地において六月一日より開業せり』とある。兩者の說には多少の相異があるが、例へば兩者共に株式取引所條例に過重な負擔規定を設けたことを以て當時の國情に適せざるものとして之を排せる點は一致してゐる。以て當時官僚の時勢に適せざる一斑を知るべく、前者は免狀下附を五月十五日とせるに對し、後者は五月二十日とあるも姑く前說に據ることにする。東京株式取引所が開業の日から市場に於て賣買したのは僅に新舊兩公債、秩祿公債の三公債證書に止まり、極めて閑散なるものであつた。株式取引所條例に依ると、官准の商工業會社の株券も賣買が出來るのであるが、當時會社株券の市場に現はるゝものは殆どなかつたと傳へられる。然るに同年七月に至り、同取引所株券の賣買を始め、次いで金祿公債・起業公債並に兜町及び蠣殼町兩米商會所株券の賣買を開始したが、會社株券の賣買取引高は極めて僅少で、賣買取引の盛んに行はれたのは當時流通のもつとも多い秩祿公債、金祿公債の兩證券であつた。左に明治十一年六月から十二月に至る七ケ月間に於ける諸株式賣買總出來高表を掲げて當市場の賣買狀勢の一斑を窺ふの參考に供しよう。

明治十一年自六月至十二月七ケ月間各種公債及諸株式賣買高

種目	賣買出來高（公債ハ額面）	種目	賣買出來高（公債ハ額面）
舊公債證書	四、七一一、九〇〇圓	第一國立銀行株	一八株
新公債證書	一、七七六、三〇〇	東京株式取引所株	二〇一

大阪

中山信彬 廣瀬宰平

横濱洋銀取引所

横濱洋銀取引所の濫觴

米國弗

運上所

秩祿公債證書	一〇、三一八、四〇〇
金祿公債證書	九、六一三、一〇〇
起業公債證書	一三八、六〇〇
兜町米商會所株	六
蠣殼町米商會所株	二八
合計	二六、五五八、三〇〇圓 二五三株

大阪も新條例に基き、五代友厚・鴻池善右衛門・三井元之助・住友吉左衛門・山口吉郎兵衛・井口新三郎・平瀬龜之助・嘉納次郎右衛門・熊谷辰太郎等が發起人となり、その中五代友厚及び住友吉左衛門代理廣瀬宰平を以て創立委員となし、明治十一年六月四日大阪府廳を經由し大藏省へ株式取引所創立の願書を提出して同月十九日認可を得、八月十五日大阪北濱二丁目舊金相場會所跡に開業し、元兵庫縣權令中山信彬を頭取に廣瀬宰平を副頭取に選任した。當時の仲買人は多く往時金相場に關係せる兩換商であつた爲め、一般の信用もまた頗る良好であつた。大阪株式取引所に於ける賣買取引物件も東京と大差なく、多くは政府發行の金祿秩祿の公債類及び取引所株券類に過ぎなかつた。

四　横濱洋銀取引所

横濱洋銀取引所の濫觴に就ては横濱開港五十年史にその委曲を盡してゐるから、玆にその全文を再錄して參考に供しよう。即ち「横濱の取引所にして趣味多き沿革を殘せるは洋銀取引所なり。抑も外國通貨にして最先に本港に來りたるは米國弗にして、墨西哥銀の輸入ありしは文久三年の頃なりし。而して此の通貨の授受及其の換算法は開港當時常に彼我商人を惱まし、其の一弗の價は凡我が四十五匁（今の七十五錢）に相當したるが、内商は此の弗銀を受取るを嫌ひ、地方荷主中には斷然之れを拒絶するものあり、此頃政府は一歩銀引替に充分の準備なく、三井組は運上所に出張して引替を爲したるも、廣く需要に應する能はず、外國公

三好善右衛門
洋銀取引の濫觴
丸屋三郎兵衛
弗の下落
周旋屋
不正商人
洋銀購買所

使館員、軍艦乘組員等には一人一日銀何枚と箇數を限りて交換するを許し、一時の不便を凌がしむるのみにて、軍艦輻輳の場合の如き銀座に於て弗を一歩銀に改鑄するの暇なく、商人の請に對しては、改鑄三十日をも要し、然かも手數料を引き去りて、正味四十三匁替となる、其不便云はん方なし。文久元年前橋商人三好善右衛門なるもの江戸日本橋室町の兩替屋にて洋銀一枚を我が四十六匁七分餘にて交換する由を聞き、自から進んで自己の荷物に對して洋銀を受取しは洋銀取引の濫觴にして、百斤何百弗と云ふ取引は此時に始れり文久元年頃より弗は四十六匁六分替の相場と爲り、江戸兩替屋十人衆なるものありて、交換し居たるも、弗を持込むもののみにて、交換に差支を生ずる場合多く、外に堀江町に丸屋三郎兵衛といへる油商ありて交換をなし、尙ほ質屋にて右の業を營むもの數戸顯はれたれども、一歩銀の不足は容易に補ふ能はず、需要供給の差愈々離隔するに從ひ、弗は益々下落して三十三匁と云ふ極度に達せり。然れども生絲賣買の利益は莫大なるを以て賣込商人中弗の下落に苦痛を訴ふるものなかりしと云ふ。斯の如く横濱の賣込問屋は生絲さへ賣込めば弗相場の損失には頓着せざる有樣にて、日々馬背に載せて弗を江戸に持込む形勢なれば、其足下を付け込みて奸策を行ふものあり、江戸の質屋には宏壯なる門戸を張りて盛んに弗を吸收し、入質の品を賣却して差益を得るものあり、横濱市中には十七八軒の周旋屋顯はれ、賣買對手の間に立ちて不正の利を營み、賣人買人立會の場合には直ちに十露盤を取り出し、例えば賣人には二十二匁を示し、買人には三十五匁を示し對手の目を盗みて巧に算珠を上下し、手數料の外に不正の利を營む者あり、斯くて明治一、二年の頃横濱全市兩替屋の數八十餘戸に達し、何れも相當の利を收めたれども、弊害云ふべからざるもの多し。文久元年横濱の三井御用所に洋銀購買所を設けたり、一歩銀の拂底斯くの如き時に際し、繁忙を極むべき筈なるに、兩替屋は一人として之れに交換を求むるものなかりしと。畢竟購買所は一の役所にして兩替屋が惡策を試むるの餘地なく、從つて利益薄かりし故なるべし。三井は僅かに一年にして業を止め、次で肥前屋小助は南仲通に

肥前屋小助

通商司吹田四郎

造幣寮

英貨と日本貨の交換割合

金貨單本位

銀本位

西南の役

銀紙の差額

之れを設立したるも、兩替屋の勢力に壓倒せられ、一年餘にして亦閉店せり。然るに政府は遂に此惡弊を等閑視する能はず、明治二年通商司を設け、通商權助吹田四郎橫濱に出張し、威力を用ひて兩替屋を承諾せしめ、彼等と協同して購買所を設けたるが、是れより生絲問屋等は大に便利を得、洋銀十枚に付二十五錢の手數料を拂ふて自在に交換し、賣買約定濟の生絲は一時此の購買所に納めて、金融機關に供せられたり。政府は購買所を設けたりと雖も、橫濱に於ける洋銀は益々相場に變動を起し、此の單純の機關にては商機に應ずる能はざる事となれり。明治五、六年の頃、我政府が造幣寮を大阪に設けて、金銀貨幣の改鑄を行ひたる始めに當りては、我金貨一圓と銀貨一圓と紙幣一圓とは共に其價値を同うして、未だ其相場に差異を生ぜず、外國貿易の通貨たる洋銀一元は概ね我銀貨一圓と其價を同じうし、英國金貨一磅は我銀貨五圓を以て爲替を買入るゝ事を得、只金融の繁閑に依て時々爲替相場の昇降を見るに過ぎず、凡そ英貨四シルリング、佛貨五フラン、米貨一弗、日本金貨一圓に於て同價を保ちつゝありて、彼我換算の上に甚しき面倒を生ずる事なかりき。然るに我が外國貿易の實況を見れば、東洋諸國は悉く銀貨國なるに反し、獨り我國は金貨單本位を取り實際の不便少なからず、之れが爲め便法に依り、一圓銀貨を鑄造して專ら貿易市場に通用せしめ、以て彼の洋銀即ち墨西哥銀を我市場より驅逐するの目的を達したり。斯くの如く我貨幣制度の實狀は金銀兩本位となり、更に轉じて銀本位の國たるが如き狀態と變じたるも、市場に通用するものは紙幣のみにして、金銀貨は眼にだも觸れず、其の中明治十年西南の役あり、政府は四千餘萬圓の紙幣を發行し、更に豫備紙幣を增發したるを以て紙幣は益々增加し、一時政府發行の紙幣一億八千萬圓の巨額に達し、加ふるに國立銀行各地に創設せられて、紙幣發行の許可を得たれば、正貨は日一日海外に流出し、紙幣獨り國内に停留するに至るは、經濟界自然の趨勢なり。是に於て紙幣下落して銀紙の間に莫大の差額を顯せり、橫濱に銀貨に對する相場師起りて廿年間活潑の取引を爲せしは之れが爲めたり。斯くの如く、銀紙の間に價格の差異を生ぜしかば、貿

洋銀先買或は置買

米穀相場營業所

田中平八

相場益々昂騰

易者中には洋銀先買或は置買等一種二様の商賣を爲すもの續々起り、洋銀取引所は設けられ、金穀相場會社は田中平八等十名に依て組織せられ、六年七月米穀相場營業所を高島町八丁目に移し、七年四月更に洋銀相出し商賣を南仲通田中平八店に移し、爾來洋銀相場は南仲通其中心と爲り、米相場所は高島町に限らるゝの觀を爲すに至れり。洋銀相場は其の後益々繁昌し午前午後二回の立會とも、同所の門前立錐の餘地なく、溢れて街路に滿ち、其相場確定の聲を聞くや蜘蛛の子を散らすが如く四方に散じ、市内重なる商家に報知す、立會時間外には南仲通一、二、三丁目の間に櫛比する兩替屋に集合して商談懸引し、近傍には數多の飲食店ありて雜沓を極め、横濱の繁昌は南仲通にあるが如く思はしめ、爾來洋銀相場は駸々として昂騰したり。今洋銀相場の始めて顯はれし元治元年より明治十一年に至る間の主なる變動（其年の平均相場）を擧ぐれば

元治元年	三十五匁二分
慶應元年	十四匁六厘
同二年三年	自三十六匁五分至三十七匁六
明治元年	四十四匁一分
同二年三年	自五十二匁四分四厘至六十四匁
同四年五年	六十二匁內外
同　九年	六十匁
同　十年	六十匁九分三厘
同　十一年	六十二匁八分三厘

次で十二年に至り其相場益々騰昂し、一月には七十三匁と成り二月には七十六匁八分四厘迄上騰したり』とあり、また日本商業史、横濱洋銀取引所の條には『明治の初年より横濱には默許の姿にて、南仲通二丁目

洋銀相場所

洋銀取引の禁止

澁澤榮一
大倉喜八郎
茂木惣兵衞

新取引所の設立

相場の變動頗甚

に洋銀相場所ありて、こゝに出入するものは仲買人及び其手代に限ることにて、其賣買高多き時は百萬圓に上れりといふ。皆直取引にて預合をなしゝとぞ。（市場の景況により日歩をとりしが紙幣の方に取るを逆日歩といひ銀貨の方にとるを順日歩といふ）賣買の預合をなし置く場合には毎日平均直を以て其損益の計算をなし、差金の取遣をなすに過ぎざりき。當時銀貨の取引に從事する者は皆專業者にして東京の米商株式などゝ連絡を通じ居るもの少かりき云々』とある。以て洋銀取引所の發達と同取引所の業態を推知するに難くない。

然るに政府はこれが弊害を認め、明治十二年二月十三日に至り、

從來神奈川縣下横濱港に於て、洋銀相場取引致候者有之候處、右は一切禁止候條自今洋銀取引所設立營業致度者は、昨十一年五月第八號布告、株式取引所條例に準據し、大藏卿に可願出此旨布告候事

の通牒を發して洋銀の取引を禁止し、株式取引所條例によらしめた。こゝに於て澁澤榮一・大倉喜八郎・茂木惣兵衞・吉田幸兵衞・中村惣兵衞・西村喜三郎・田中平八・原善三郎等は協議して新取引所を設立し、同十二年三月十一日開業式を擧げた。大藏省が舊取引所に洋銀の取引を禁止して新取引所の設立を認可したのは一は空相場を豫防し、二は賣主の都合によつて總高の三割まで貿易銀若しくは一圓銀を取り交ぜて受渡をなすことを許し、之れに依つて空相場の變動を鎭壓し、三は洋銀の先物を約定させて輸出入品賣買の初より胸算を爲すに便ならしめる爲めであつた。然るに大藏省のこの豫期は全く裏切られ、相場の動搖は新取引所の設立後に於ても益々甚だしく、同年四月に至り、洋銀相場は七十七匁以上に騰り、六十八匁に下るといふ有樣で一上一下全く常なく、而も四月中の賣買出來高の如きは實に總計一千五百九十九萬三千枚に達し、毎日の平均は七十二萬九千枚であつたといふ。抑も新取引所は横濱開港五十年史にも『新取引所は實物洋銀の取引所にして、内國賣込商は外國より得たる洋銀を以て、之れを内商なる取引商に賣り與へ、而して内商の取引商は外商に拂はんが爲、内商の賣込商より洋銀を買ひ取るものなり。故に横濱の内外貿易にして毎月一百

萬弗なりとすれば、洋銀取引も亦之れと同額ならざるべからず。然るに同年一月頃より五、六月に至る間横濱港の外國貿易は二百萬圓又は三百萬圓なるに拘はらず、洋銀取引のみは一千五百萬圓乃至二千萬圓に居るは畢竟其賣買の十中八九は冒險者流の空弗賣買に過ぎざりしなり。斯くて此空弗賣買は爾來益々盛んに行はれ、

汽車乗客の増加

新取引所設立以來、京濱間の汽車乗客は急に增加し、其多數は取引所往來の客なりしと云ふ。以て其盛況を知るべし』とある。これ大藏省の期待を全く裏切つたもので、政府は取引所を改造して洋銀の暴騰を抑壓せんと策し、却てその暴騰を助長した結果に終つたのである。仍つて政府はこの失敗を償はうとして同年九月、洋銀貿易銀の同價通用を嚴達した。嚴達當座は一寸下落して六十六匁になつたが、貿易銀は實際市場に現はれないので洋銀は又々暴騰して忽ち七十匁以上になり、相場の趨勢は上騰一方なので、政府は再び『

同價通用の嚴達

爾後は悉皆正金札を所持の上にあらざれば洋銀賣買取引不相成』旨を嚴達するに至つた。併し再度の嚴達も暫時の清涼劑にこそなれ、金錢の前に國家のない相場師には賣藥ほどの効果もない。翌十三年には紙幣壹圓七八十錢を出さねば洋銀一圓を得能はぬ相場を現出するに至つた。玆に於て政府は同年四月一日取引所に對し三たび『詮議の次第有之候條、其取引所の營業追て何分の儀相達候迄停止可致此旨相達候事』を嚴達すると同時に、全國の米商會所及び東京株式取引所にも同樣の通達をなして、嚴重に戒飭する所があつた。然れども是又思つたほどの効果もなく、銀貨の內景氣は相變らず高値にて横濱市中にては一圓五十五六錢、外國商館にては一圓六十錢以上にも通用して、正金は外人の買占むる所となり、

密賣買

密賣買群集して南仲通は依然として繁昌を極めたと云はれる。然れども政府は横濱取引所その物を撲滅する意はなく、唯仲買人を戒飭するのが目的であつたので、

新取引所

間もなく取引所の新設を許すに至つた。この新取引所は第二銀行內に開業し、同十三年九月、南仲通三丁目に新築して開業式を擧げ、洋銀諸公債賣買の營業を始めたが、

漸次下落

政府は益々嚴重な制限を加へて之れを監視するの態度に出たので、さしもの銀貨も漸次下落し、同十八年には銀紙の間厘毛の差

遂に休業

交通

乘合馬車

乘合馬車の起原

川名幸左衛門
下岡久之助

共同營業の許可

なきに至つた。こゝに於て多年横濱市を賑はした弗取引所も遂に休業のやむなきに至つた

第四節　交　　通

一　乘　合　馬　車

乘合馬車の起源に就いては明治事物起源に『年表（武江年表）二年四月の條に、芝口一丁目西側家主久右衛門外八人馬車渡世之事願免許せらる。内二階づき馬車といふあり、危きを以て戌（七年）九月御停止とあり、又三年三月人力車仕法書中に「馬車とも達ひ、急迫之儀も無之候間云々」とあるを見れば二年ところには、漸く製造開業の萌を生じたるならん』とある。然るに之れより先き二年二月横濱で乘合馬車渡世を出願したものがある。即ち横濱沿革誌明治二年の條に『二月（二年）横濱吉濱町川名幸左衛門辨天通二丁目下岡久之助・鈴屋喜八・鶴屋仁兵衛・同三丁目三浦屋秀次郎・植木屋與七・三州屋松五郎・南仲通五丁目金太郎の八名連署して横濱より東京乘合馬車營業の儀を神奈川縣裁判所へ出願す、當時外國人持ち乘合馬車を以て東京往復營業をなし居れり、各自各所に營業せば區々に渉るのみならず取締上に關係するを以て特に吉田橋際眞砂町四丁目富竹亭の地に間口八間奥行二十間の官地を貸與して共同營業を許可す。成駒屋と號し五月より開業す、馬匹二頭曳にして乘客六名とす。一名金三分と定め四時間にして東京日本橋に達す、之を本邦乘合馬車の嚆矢とす。外國人營業馬車には何人を不問乘車せしむれ共帶刀人に限り猥に關門に入る事を禁じたり、即ち左の如き横文制札を吉田橋關門脇に建設す（帶刀人に横濱關門内へ鑑札なく入る事を許さゞれば、帶刀の日本人を乘せ來る馬車は關門にて引留可致下乘事。西洋千八百六十九年四月廿一日神奈川縣裁判所）とあれば、横濱東京間の乘合馬車は東京市街乘合馬車と殆ど同じ頃に開業されたことが判る。當時はいまだ京濱

雲助駕籠

乘用馬車

冬は羅紗夏はアンペラ

異人馬車やぐら車馬ひき車

ゴウブ馬車會社文明の利器

下岡久之助

間に鐵道の敷設なく、江戸時代そのまゝの雲助駕籠が横行してゐた時代であつたから、京濱乘合馬車の開業は兩地間往來の人に取り、劃期的な便宜を與へたことは想像に難くない。

乘用馬車は人力車と異なり、本邦人の發明したものではなく、開港以來外國人が自身で携來し、または渡來後自國から輸入して乘用に供せる馬車を模造したものであることは想像に難くないが、慶應元年版の横濱開港見聞誌、前編上に『本町は通り幅廣く異人馬を付て走らする車の上に異女（女異人）二人乘にてかけさせ用事ある所に至りては手綱を引とめ買物など整へ又車に乘りて行く此車に先乘あるもあり冬は羅紗をしき込み夏はアンペラを蒲團の如くに作りたるを敷きこむなり』とあり、既に乘用馬車の行はれたことは明かである。また外人が京濱間に乘合馬車を使用したことゝ明治二年二月川名幸左衛門等が京濱間の乘合馬車營業を出願に就いて、横濱市史稿、風俗編、乘合馬車の條には『横濱開港の兩三年後、外國人が持つて來た馬車を驅つて居留地を乘廻した當時は、之を異人馬車・やぐら車・馬ひき車など稱へ、頗る驚異と感歎とを以て注視したのであつた。（後年邦人が人力車を發明したのは馬車に敎へられたものである）其後横濱の發展に伴ひ、横濱在留の外國領事館と江戸公使館との間の交通便宜の爲め、且つは運動の爲め馬車を乘廻す爲めに、本町から吉田橋方面に至る道路擴開の要求もあり、旁々此附近の土地整理の意向もあつたので、埋築造成の工を起し、慶應三年三月、本町から吉田橋に通ずる馬車通行路が竣成し、此懷しい名が今に存在して居るのである。即ち此馬車の道路が開通したので、港内の交通は便利になり、而して江戸への通路も稍々輕快となつた。當時馬車は外國人所持のものではあつたが、又日本人に便乘を許す程度のものであつたので、同年の秋から、居留地三十七番館ゴウブ馬車會社に營業を許し、爾來京濱間を往復し（賃銀は二弗であつたと云ふ）文明開化の利器として諸人の賞讃を博し、頗る便利重寶のものとされて居たのである。海外文化吸收の先驅者であつた辨天通りの寫眞師下岡久之助（蓮杖）は馬車の至便なる事を感じ、一には賃錢の悉くを外國人の手に落すことを慨いて、明治二年二月江戸横濱間の乘

由良宗正　中山譲治　綿屋仁兵衛　成駒屋久之助　乘合馬車

合馬車開業を出願した折柄、江戸でも紀州の人由良宗正が後藤象二郎の後援で江戸横濱間に馬車營業の計畫のある事を耳にし、直ちに後藤を訪ねて議を纏めたのであつたが、恰も此企と前後して海邊通り二丁目（現今中區海邊通三丁目）中山譲治等の出願に次いで、猶三、四の競願者が出て來たので、當局に於ては出願者の統一と營業場とを統合せしむべく示達した。そこで下岡の外、新濱町（現今、中區尾上町四丁目）川名幸左衛門・辨天通り綿屋喜八・綿屋仁兵衛・三浦屋秀次郎・植木屋與七・三州屋松五郎・南仲通りの金太郎・中山譲治の八名連署し、横濱東京間乘合馬車營業の儀を神奈川縣裁判所へ出願して許可を得た。下岡は後藤象二郎からの借用金と各自の出資金とで、吉田橋脇（現今、中區眞砂町四丁目）角地官有地に、間口八間、奥行二十間の馬車發著所を建設し、東京方は新橋際の三井組持松坂屋店の閉店の後を借入れて溜所とし、日本橋際に立場を置き、横濱營業所を成駒屋と稱して、明治二年五月から營業を開始した。（成駒屋久之助　下田連枝　辨天屋喜八（綿屋號）兩名の經營とも云ふ）馬車は馬匹二頭に牽かせ、乘客六名を定員とし、賃銀三分（七十五錢）にて、京濱の兩地間を四時間費して達した。かくて車臺も馬匹も順次に増加して、二十五臺六十頭を以て往復し、發著度數も增加し、且つ所要の時間の短縮を圖り、當時唯一なる交通便利の乘物として市内を馳驅する人力車と共に、開化の姿相を豊かに漲らして居た（中略）成駒屋と外人經營との兩社は、汽車開通の時まで競爭的に營業して居たが、外人經營のものは東海道筋を小田原まで營業を擴張して、兩三年間繼續してゐた」とあり、京濱間に於ける乘合馬車が開業までの經路を明かにしてゐる。

　この乘合馬車は前記の如く、外國人の乘用馬車からヒントを得て考案されたものである事は論議の餘地がないが、乘合には商人馬車・二階馬車・三階馬車等が行はれたが、就中廣く行はれたのは矢張り後世に傳はつてゐるガタ馬車と稱する乘合馬車である。併し東京市内に乘合馬車の普及したのは明治四年頃で、その營業區域の如きも始めは極めて狹く、新橋、淺草間がはじめてゞ、これを三區に分ち、一區一錢の乘車賃を徴したものだといふ。かくて漸次東京市内の到る處にこの乘合馬車が驅り、大いに市民の交通を扶けたが、明

鐵道馬車の運轉開始

治十五年六月二十五日鉄道馬車の運轉開始と共にさしも東京全市を疾驅した乘合馬車も昔日の勢ひを失ひ、明治四十三年頃には市內からその影を消してしまつた。

郵便開始

ハイカラ

なにしろ當時は江戸から東京に變つたばかりで、その頃の人々は乘物といへば駕籠ばかりだつたし、それに明治といつてもチョン髷時代だつたので、硝子窓のついた箱車を二頭の馬が輓いて駛るといふだけでも、駕籠を唯一の交通機關にしてゐた東京市民には確に青天の霹靂だつたに違ひない。明治三年は乘合馬車の外に人力車の營業が始まり、郵便の配達が開始された、記念すべき年であるが、なにしろ約三百年目で日本が初めて外國と貿易を拓き、諸外國から新興の日本を目がけて旺んに新知識と文明品とが輸入され、それに當時の國民はまるで歐米かぶれで、事の善悪は二の次ぎ裝身具・化粧品・洋服・皮靴・蝙蝠傘は云はずもがな建築・運輸・交通・軍備・教育等に至るまで競うて歐米を模倣し、歐米化する事を無上の光榮と心得、かくする事を當時第一のハイカラと誤解してゐた時代であつたから、今から見ると不恰好な乘合馬車も洋式のハイカラ交通機關の一つに違ひなかつた、馬車の中は兩側に長い据付けの腰掛があつて、そこには高シヤツポをかぶつた官員さん、江戸時代そのまゝのチョン髷商人、赤ケツトを著て大きな風呂敷包をしよつた田舎者、藝妓、ザンギリ頭の若旦那と云つた風の人々がお互ひに睨合ひ、得意然と腰掛けてゐる光景などはとても後世には見られない珍風景だつたと思はれる。

郵便連絡の機關

明治三年郵便の制を開始するに及び、この馬車が郵便連絡の重要な機關となつたことは漫談明治初年にもあるが、いまだ汽車のなかつた時代だけに、馬車で郵便物を遞送することは確にいゝ思ひつきであつたらう之れを郵便馬車と稱し、鐵道開通以前、各地郵便局間の郵便物遞送はすべて郵便馬車を使用した。その後各地に鐵道が敷設せられ、汽車が開通しても、自動車の渡來まで凡そ四十五年の間、東京に於ても市內の各郵便局間は勿論のこと、各局から全國各地の郵便局に遞送すべき郵便物を各驛まで運搬するには、すべて朱塗

米國の馬車

龍吐水

手動式ポンプ
蒸氣ポンプ

荷馬車

の馬車を用ひた。また東京市の各新聞社に於ても之れに倣ひ、自動車の普及前は地方に發送すべき新聞紙の運搬に馬車を用ひた。

舊幕時代から明治五年まで日本の火消道具は龍吐水と稱する一種の押上ポンプを用ひたが、明治五年佛蘭西から槓杆應用の手動式ポンプが輸入せらるに及び、漸く龍吐水は一掃された。次いで輸入されたのは自動式蒸汽ポンプで、消防界に一大革命を起したが、この蒸汽ポンプは無蓋馬車に据付けたもので、東京で採用した蒸汽ポンプは馬二頭輓であつた。

その他當時の馬車は今日の自動車またはオートヴァイと同じ作用をなし、靈柩車、荷物運搬等を始め種々の方面に應用された。いまも自動車のない田舍へ行くと、荷物を專門に運搬すべく考案された荷馬車といふものがある。東京地方では之を車力と呼ぶが、これは乘合馬車からヒントを得て製造したものらしい。明治七年五月刊行、高見澤茂著東京開化繁昌誌、第二編馬車の條には「腕車ノ未ダ出デザル、汽車ノ未ダ有ラザル陸路ヲ馳驅シテ汽船ト速ヲ爭ヒ、其勢ヒ頡頏スル者ハ何ゾヤ。乃チ馬ノ在ル有リ、一馬〔いつぴきだて〕ノ稱スルアリ、駟車〔しひきだて〕ノ稱スルアリ、兩輪アリ、四輪アリ、小ハ一二人ヲ載セ、大ハ十數人ヲ容ル。初メ此ノ車ノ我ニ入ルヤ、僅カニ巨公ノ之ヲ價得テ馳驅、豪奢ニ誇ルアルニ過ギズ。既ニシテ漸ク多ク、漸ク盛ナリ。嘗テ、兩三俠ノ此ヲ結ビ、此ノ車ヲ以テ商法〔商當時の通語流れて今に及ぶ〕ヲ立テ、大利ヲ釣ント欲ス。然テ聞ク數萬ノ財本翼ナクシテ翔リ、脚ナクシテ走リ、淡雪ノ融〔とける〕スルガ如ク、水泡ノ消スルガ如ク、些ノ痕影ヲ殘サズ、唯今日驫馬ノ郵便脚夫ヲ載セテ、時ニ街上ヲ往來スルヲ見ルノミ。盛衰ノ運、蓋シ以テ開化繁昌ノ蹟ヲ見ルニ足ラン。當時其社ノ未ダ淡雪ナラザル、未ダ水泡ナラザル、財本ノ未ダ貲ヲ生ゼズ、未ダ脚ヲ生ゼザル、車ハ數十輛、馬ハ各數百頭、秣槽デ山ノ如ク、糞堆ブシテ丘ニ似タリ、其出ルヤ一往一來、其ノ車ハ美人嬌娃ヲ送リ、其ノ車ハ貴紳富商ヲ載ス。馬ハ勞〔つかれ〕ニ喘ギ、客ハ豪ニ誇ル。錢ノ多キハ速ニ、錢ノ少キハ遲シ

馬夫ノ御ヲ執ル。馬ニ無情ニシテ、錢ニ有意ナリ。可避可避〔はい〳〵〕ノ聲、轆轣磷々ヲ響キ、盲人ヲ驚カシ來テ、小兒ヲ愕カシ去ル。一去一來、熱鬧〔にぎやか〕ノ區ニ至レバ、毎ニ羸馬ヲ鞭韃シテ駿ヲ鬻リ速ヲ衒ル。一邊ハ翁ヲ倒シ、一邊ハ兒ニ傷ツク、馬疲レテ進マズ、肉瘠テ骨肥タリ。鼻息煙ヲ騰ゲ、喘氣霧ヲ生ズ。腹波揺シテ汗雨滴シ、終ニ蹶倒シテ死ヲ致スニ至ル。是レ亦往時江戸ノ繁昌ニ絶テ無キ處ナリ。今ヤ汽車アリ、腕車アリ、價低クシテ行ク事速カナリ。彼社ノ跡ヲ潜メテ、其終ル處ヲ知ラザル所以カ、然ドモ彼社潰テ、此車猶ホ有リ、客ニ待スル者ハ醜惡視ル可ラズ、啻ニ富貴者ノ家ニ有ル者以テ視ル可シ。

馬夫〔べつとう〕逸奔氣色揚々タリ、跟〔かゞと〕時ニ尻ヲ鼓シ、大聲喝道シ來ル看ル、時看ル鐵輪地ヲ轢リ、鐵蹄沙塵ヲ起シ、潘嶽ヲシテ望デ拜セシム。轣轆〔ごろ〳〵〕喧嘩ヲ截キ、雜沓ヲ割ル。之ヲ仰ゲバ、彌高ク、之ヲ瞻レバ忽焉トシテ後ニ在リ。後者ハ乃チ王良造父、熟路ニ就テ之ヲ馳驅ス。亙公ハ手ヲ拱シテ故ニ威嚴ヲ粧フ青蓋日ヲ蔽ヒ、翠風帳ヲ護シ、黄繪左纛、恰モ是レ周公成王ニ朝シ、武侯後主ニ覲ス、一般也似タリ。

一車一馬乃公自ラ御ヲ執ル、馬夫ハ眠テ後ニ在リ、沙塵四ニ揚ツテ、眼外冥朦々タリ。馬夫ノ囈語ハ細ニ昨夜ノ癡ヲ語リ、亞拉伯〔アラビヤ〕ノ放屁ハ暗ニ勅任ノ香ヲ送ル。之ヲ視レバ乃チ神彩秀徹ニシテ、容儀俊邁ナリ。眼晴爛々トシテ人ヲ射リ、氣格昂々トシテ近ヅク可ラズ。左騁右睨日ヲ視テ眩セズ、妓ヲ視テ呵ス。妓一揖シ進デ轡ヲ執ル、馬止テ行カズ、公鞭ヲ歘テ空ヲ拂フ、拂一拂、餘勢後邊ノ馬夫ヲ撻ツ、馬夫豈ニ錯愕セザランヤ、夢豈ニ狼狽セザランヤ、驚キ眼ヲ開ヒテ道フ、速ナル哉衙門〔やくしよ〕ニ達スル、却テ是レ車ノ止マルヲ知ラズ。妓時ニ道フ、必ズ騙スル勿レ、公道フ晩來々々、聲下復一鞭ヲ下ス、馬驚テ馳走ス。鐵蹄地ヲ鳴シテ響キ諸々、公數〔しば〳〵〕内顧ス、馬忽チ歩ヲ失シテ溝洫ニ陷ル、車豈ニ傾覆セザランヤ、物落テ撲然聲有リ、人アリ獨語シテ過グ、曰ク本邦亦墜車僕射ヲ看ル。

肥馬輕車ニ駕シ、洋犬逸奔、馬夫〔べつとう〕ニ代リ來ル、紅毛卷髮〔ちゞれけ〕碧眼白顏、三尺鬚美ナリ、兩三一々

粧ヲ異ニシ、煙ヲ吹キ、唾ヲ吐ク、又挾ムニ紅顏粉面ヲ以テス。甲道フ日本〔ジャパン〕馬鹿々々、人ニシテ牛馬ノ用ヲナス、牛馬ハ畜生學ビ得タリ、畜生ノ業那ノ腕馬〔じんりき〕吾國決テ有ル事ナシ。紅顏道フ、聞ク君頃日彼レニ乘ジテ萬代橋ヲ過ギ、留車〔くるまどめ〕柵內ニ入リ、巡査ノ一喝ヲ喫スト、眞ニ然ルヤ應ヤ、甲道フ、該事虛無〔そのことうそ〕々々、僕那ノ車ヲ好マズ、然テ東京ニ寓スル既ニ五年、叱ヲ受クルガ如キ愚鈍ニ非ズ、蓋シ外人ノ田舍兒ナラン、粉面啄ヲ容レテ道フ、呵呀々々、外國亦田舍アルヤ、猛ニ聞ク下邊響キアルヲ、紅毛粉面驚テ俯視スレバ、是レ腕車ノ鐵輪ニ撞着〔つきあたり〕シテ、其一輪ヲ碎クナリ。喧嘩下ニ沸ク、紅毛疾ク一鞭ヲ下シテ、馬脚速ヲ加ヘ、忽チ數町ノ外ニ至ル、粉面道フ前ノ車夫〔くるまや〕憐ム可キ哉、紅毛齊ク笑テ道フ、日本馬鹿々々。

又看ル馬車ノ泥濘ヲ衝テ來ルヲ、泥飛ビ濘躍ル視ル、時視ル錦袖風ヲ弄シテ馥郁香ナ舞ハシ、金釵日ヲ射テ熒々光ヲ放ツ、巨公微笑シテ洞精矘眄、傲ヲ吹キ偒ヲ噓ク、龍額〔ひたい〕大鼻〔はな〕、眼ハ紫石稜ノ如ク、鬚々蝟毛磔ニ似タリ、是レ猾伯ニ非レバ瑣伯、否ハ笨伯ナラン。髻ヲ前ニシ、輕體ヲ後ニス。紅顏粉面ハ左ニ侍シ、黑面白顏ハ右ニ陪ス。恰モ是レ李化ノ海棠ヲ匿シ、虞美人〔ひなげし〕ノ風尾蕉〔そてつ〕ニ倚ル一般、太タ相似タリ。乃チ比馬花園ヲ楽ク一般光景。

一輛比馬貂蟬車ニ盈ツ、貂足ラズ狗尾續ク、貌侵短小ナル者アリ、蒿肩豺目ナル者アリ、白頭深目ナル者アリ、穀伯ナル者アリ、諞伯ナル者アリ、帽暖ニシテ髭寒シ、西裝嚴然、吏氣揚々タリ。妓者三兩輩ハ右ニ處ハ左ニ、無鹽ノ醜ナクシテ飛燕ノ美アリ。雪膚香濃ニ花顏粧ヒ淡ク、冶ヲ競ヒ、妍ヲ闘ハシテ艷要殆如クリ。一妓衣ヲ搴ム、伴倭ノ歩ヲ送リ來ルヲ、啻ニ左右ヲ轉シテ共ニ眼ヲ慰ム。低々談キ、竊々話ス道フ、呵呼〔おや〕彼レハ菊五郎、此レハ訥升、阿姉〔あねき〕宜ク贅〔おごり〕ス可シ、請フ看ヨ那ノ眼愛ス可ク、那ノ口憐ム可シ、那ノ鼻那ノ耳眞ニ佳シ、那ノ手那ノ足眞ニ佳シ、咄々車ノ疾キ、遂ニ以テ二郎ヲ失ス、惜ト云フ可シ

皆ナ之ヲ聞テ、心太タ悦ヒス、大ニ興ニ阻ム、甲道フ休ヨ、之ヲ置ケ、俳優乞丐ノ徒ノミ、汝等之ヲ挑ムモ彼等他ニ愛幸スル者多シ。妓道フ屠兒且民籍〔へいみん〕ニ入ル、俳優何ゾ乞食ノ徒ナラン。乙他ノ語ヲ被テ道フ彼輩淫奔風ヲ紊シ、俗ヲ敗ル、廟議今將ニ良ニ歸セシメントス。妓道フ、淫奔豈ニ獨リ彼ノミナラン。公等〔あなたがた〕亦少ク心ニ記ル事アラン。皆微笑シテ道フ無々。一妓他ヲ顧ミテ道フ、生憎〔いけすかれ〕ス那ノ娼婦〔じんすけ〕忽チ聞ク地上號泣ノ聲、怪ンデ之ヲ覗レバ、何ゾ圖ラン一婆ノ觸レテ顚倒スルナリ。農相錯愕御者ヲ聲シテ一鞭ヲ撻タシム。馬亦一驚ヲ喫シ、愼ニ駿奔シテ瞬間影ナシ。路人皆目送シテ道フ、愍ム可キハ老婆、惡ム可キハ馬車ナリ。然ドモ其衝笑疾馳スルヲ以テ、亦之ヲ如何トモ爲ス可ラズ。彼輩蓋シ占給郎〔げつきうとり〕ノ上等、否レバ華族、一漢之ニ語テ道フ、彼レ一ハ跋扈將軍、一ハ驕馬御史、一ハ伏獵侍郎、其他ハ之ヲ知ラズ、蓋シ筆刀吏ナラン、無情ノ徒ト謂ツベシ。皆曰ク嗚呼馬車ナル哉。嗚呼馬車ナル哉』とあり、馬車の由來及びその種類を說き、當時に於ける馬車利用者の風俗を明かにしてゐる。

二　人　力　車

人力車

人力車の官許になつたのは明治三年三月二十二日である。明治事物起原、第十類交通、人力車營業の官許の條に當時の願書と許可の指令書が揭載されてゐるから、參考のために左に再錄する。即ち、

乍レ恐以二書付一奉二願上一候

一　箔屋町組合持地借要助、吳服町嘉兵衛地借德次郎、本銀町一丁目平次郎地借幸助、右三人總代要助奉二申上一候、引續諸色高價の折柄、私共渡世向殊之外手透に相成、日々營業出來兼必至難澁至極仕候間、銘々工夫仕、人車自力牽補理家業仕度御座候、尤辨理宜敷儀と奉存候間、別紙雛形仕法書相添へ奉二願上一候間、何卒以二御慈悲一右家業御聞濟被二成下置一候樣、偏奉二願上一候以上。

要助
德次郎
幸助

本銀町一丁目平次郎地借　幸　助
呉服町嘉兵衛地借　徳　次　郎

明治三年三月十七日

箔屋町五人組地借　二人代兼　要　助
町　年　寄　七　兵　衛

東京府御役所

仕　法　書

一　西洋腰掛臺に、小車取附牽歩行候に付、當體の車とは違ひ小振りにて、取廻し宜敷、往來差障にも不二相成一、一人牽にて價安直に當り、車の儀左に

右は幅二尺餘、長五尺五寸にて値小に有之、特に車先にて牽候間、込間中にても、當體より小振りに候間間違等も一切無レ之儀に御座候（以上明治事物起原）

人力車發明記念碑

右の願書に對し東京府廳では同月二十二日許可を與へたので、爰に人力車の營業が始まり、東京の市街にその往來を見るに至つたのである。この人力車の發明に就き明治事物起原に「人力車の發明者につきては各種の記載あり、且つ創業當時の奇談も多ければ、順を追ひて下に列叙すべし。府下、谷中初音町長明寺境内に、人力車發明記念碑あり、全文左の如し。

（篆額）人力車發明記念碑

昔もろこしに十年の洪水ありし時、人民殘りなく水底の藻屑とならんとせしに、禹といへる聖人出でゝ、山を拓き堤を固め逆巻水を疏きやりて、難を救ひ世を治めたり。其大功をなしとげたるは、四種の車の力によりたりとぞ。今や萬里の路程もしばしのまにゆきゝせられ、また巧妙なる種々の器を作りて、世界の便

利を極むるも、車の働きならざるはなし。こゝに筑前の人和泉要助氏、はじめて人力車を發明し、明治三年の春、すみやかに官の許可をうけ、心を碎き力を盡されたる甲斐ありて、わづか二年ばかりに、御國のうちは更なり、遠き支那歐米の國々までも、此車の用ひらるゝことゝなれりとぞ。其績は、禹にも劣らざるべし。御國の人の發明にてかくも世に廣まりたるは、嬉しきかぎりならずや。尾花の浪のはてしなかりし武藏野の原も、開けて帝都となり、海をさへ埋めて陸となし、市街も日に月にいや廣まり、外國人も來りすみて、事業しげき世となりしは、此車の功いよいよあらはれたり。かゝる便利をうけつゝも、此起原の年月と、發明の誰なるやを知らぬ人多く、ましてこれを後の世に傳へおかんは、石に彫りて詳にするにしくはなし、やつかれそのはじめ官にありし頃、この車の事につけては、もつぱら預り知れることありしをもて、此碑をたつるにつけ、一筆しるしてよと、ねもころにこはるゝまゝ、いなみかたくてかくなん

明治二十四年三月　長門豐浦の海邊に釣する研里しるす。　鄉友鶯軒筆を採る

和泉要助の經歷

この他、青山善光寺高野長英の碑に並びて、人力車記念碑あれども略す。實に、發明者の和泉要助なることはこの文の如し』とあり、なほ和泉要助の經歷は同書に『さて、和泉氏が如何にしてこの車を創造せしか又他の二人との關係如何を尋ぬるに、元來和泉氏は、筑前國鞍手郡中泉村長谷川作右衛門の長子にして、文政十二年十一月二十五日に生れたり。嘉永三年福岡藩士出水要の養子となり、要助と稱し、後和泉の字に改めき。翌年藩主に隨ひて江戶に至りしが、明治元年に至り、西河岸割烹店松林亭半右衛門の名義を以て三條公等の賄御用を勤めたり。これより先き、外交開けて馬車の輸入あり、其制の輕快なるを見、馬力に代ふるに人力を以て挽かば更に便利なるべきを思ひ、明治二年始めて人力車製造を發明したり。元來同氏は性諸工事の考案に長じ、曾て種々の製作に着手せしことあり。一たびこの人力車を作らんとの考案を起せしより、百事を抛ちて一意之に從ひたりといふ。已に其成れる跡より見れば、容易なる如くなれども、初め函を作り

二輪を付け、人を乘せて快進し、安座顚覆の憂なきに至らしむるまでの間は、構思百端、屢作りて屢毀ち、僅に下等椅子に踏臺及び兩輪口覆を附けたる如きものを作れり。然れども進行に便なるを以て、之を世に行はんと欲し、福島藏人といふ知人は、東西兩京の諸車の掛官なるを幸ひ、出願の手續を談ぜしに、同人も同意して、願書を製し之を出すべき由の指圖あるを以て、之に隨ひ願書を捧げたるに、福島氏は之を太政官に進達したり。太政官にては實地試驗の上、更に東京府を經て願出づべき旨を令せり。翌三年春に至り、製造全く成り、八百屋德次郎に實地試驗せしめたるに、車輪の轉進すること頗る迅速にして、かごの迂なるとは其趣大に異なるを喜び、此時東京市中を乘り廻りたる故、到る處人皆珍らしき車なりと評し、大評判となれり、府廳之を聽き知り、戸長に尋ねられ、戸長は德次郎を取調べたるに、和泉氏の發明なることを答へしかば、早速和泉氏を呼出して大に質問に及ぶ。同氏は先きに太政官より、試驗の上に出願すべき口達を受け目下試驗中なりと答へたり。さて退きて考ふるに、一人にては諸事不便なり。同盟者を作りて事を共にするに如かずと、兼て知る處の高山幸助、及び八百屋の鈴木德次郎を同盟者と爲し、更に願書を差出したり』とある。

橫濱沿革誌に『同月(明治三年十一月)神奈川川崎間に人力車を創業す。偶々旅客の乘車するを見る、人力車は東京府本銀町一丁目十七番地車工高山幸助同府元御橋川中吉朴と共に發明する所なり。當時車の兩輪棒にして覆輪深く、恰も透し彫の如く、臺は箱製にして中に座蒲團を敷き、梶棒は甚だ短く、故に今日の如く握夫驅使する事を得ず(以上明治三年)明治四年未年正月橫濱より川崎藤澤間に人力車營業を創む。當時何地より何地迄と區域を定め許可を受く。一人乘は車臺に椅子を付し二人乘或は四五人乘あり或は二人以上は四輪車にして車臺の四隅に柱を建て之れに橫木を架し、天井及左右に布を張り車の前後に幕を下げ之れより出入、現今橫濱裁判所前渡船場は東京及神奈川より着船上陸場也。故に車夫屯集して乘車を勸む、乘客滿れば車夫一人に車前、一人は車後にありて挽車す。其進行甚だ迅速ならず、五月頃に至り車製を改造し爾來一年

に改良し現今の製に乘れり』とあり、人力車の發明者を高山幸助、田中古朴とせることは誤謬なるべきも、人力車の種類及び車夫が波止場に屯集して乘車を勸請するの狀を詳述せる點は、以て史家の參考とするに足るものがある。然るに漫談明治初年に『人力の始めて出來たのは、明治二年頃で、その前は大阪から來たのだつた。何でも明治四五年頃は、日本橋から兩國まで、車賃が十錢位だつた。その頃の人力車は贅澤なもので車曳は爪まで砥草で磨いた。イナセな若旦那などが、好んで車曳になつた。一回車を曳いて行つて來ると、ぞろりとした服裝をして居たものです。縮緬の扱帶は車夫から始まつたもので、女などに非常に騷がれたものです、しかし人力車の初まりの明治二年ごろは、そんなものではなく、行燈みたやうな、無恰好なものでした。それから、秋葉大助のものは、籐で編んだやうなものであつたと聞いて居ります。私どもが芝邊に居た時分は、向島の花見に行くには、乘物は何にもないのでテク〳〵歩いた。誠に不自由でした、山の手の牛込あたりの人が、猿若町の芝居を見るのに揚場から舟できて、淺草に一晩泊つて、打出しが夜の十二時です、から、芝居をみて又その晩一泊してかへる。かうして三日がゝりでした』とあり、人力の始めて出來たのを明治二年頃とせるは可なるも、その前は大阪から來たのだつたとあるは、前記の諸書と一致せぬ。異說として爰に揭げ史家の考證を俟つ。

和泉要助が人力車を發明し、その營業を創めた頃は今日の如く車體に日除用の母衣(ほろ)なく、たゞ車上に四本柱を樹てゝこれに輕小なる屋根を設け、左右及び後方に簾を垂れ、車體白木造にて、降雨には油紙をもつて掩うたと傳へられる。三省堂版の日本百科大辭典及び明治事物起原にもあるが如く、人力車は馬車からヒントを得て發明したもので、馬に代ふるに人力を以てしようとて發明されたものだけに、横濱沿革誌・明治四年の條に二人乘、四五人とある點から按ずるに、發明當時は馬車の代用に供せられたことは想像に難くないが、速力遲緩のために餘り用ひられず漸次廢頽した。明治三十四五年ごろまで行はれた俗に相乘と稱せられ

車賃

車曳

内田勘左衛門

る二人乗は明治六七年頃の發明で、一時世に行はれたが、これまた日露戰爭を境として衰滅した。また日本百科大辭典に『人力車に母衣を用ふることは、芝十五番組の中年寄内田勘左衛門の創意に出でたりと云ふ。其頃秋葉大助といふ者人力車製造業の有利なるを察知し、始めて京橋區新肴町に人力車製造業を開き、西洋馬車の製を折衷して車體を舟形に改め、蹴込を設け、車軸の上に彈機を付することを創案し、又車背を黒・黄・朱・青漆・錫粉・梨子地等に塗り、其上に彩色にて山水・名所・人物・武者・俳優・遊女・鳥獸・蟲魚草木・器財等種々の像を畫きて外觀を華麗にす。其後車背に彩繪を施すことを禁ぜられ、同六年の頃には紅無地の車となり。今日にては黒塗の車とはなりぬ。大助また車體の布革を張り、車體各部の金具、裝飾等に潜心苦慮し益々完成に近づきしが、同八年の頃より更に發條を以て母衣を張り、車輪に泥除を付するに至れり。又同六七年の頃より二人乗りの車創造せられ、一時世に行はれしが、其體裁惡しく速度また遲緩なるにより漸く其數を減じ、今はこれを見ること極めて稀になりぬ。是れより先、同四年三月大助は大阪高麗橋一丁目西詰めに支店を設けて販賣せしが、人力車の需要は日々に増加し、抽籤を以て僅に需要に應ずる有様にて同六年八月には車輛の數三萬四千餘輛に達したりと云ふ。其後同八年始めて其製造品を英佛諸國に輸出し

諸外國に輸出

次で支那・朝鮮・印度等の東洋諸國にも輸出するに至り、其製造額は益々増加せりと云ふ』とある。

明治七年三月版、萩原乙彦著東京開化繁唱誌は人力車を評して曰く『馬車の爲には子弟たるべき人力車を棄徒は、極めて鄙賤の凡俗なれば、凶年飢饉歳の用意なンどは、夢にも虱は噛潰せども、其時粥も啜り得す日頃羨み思ふたる、富家に縋寄て救を乞はん、憐むべく又恐るべきは、傳へ聞く方今都下に有る所の人力車其數大約六萬ン許、之を牽者幾萬人ンぞや。蓋是一時の蒼蠅なれば、群り起なば數に勝る、雷聲を發しぬべし。當俗にいふ未來苦勞、翌日の命もしら玉か何ぞと人の問はずとも、露の身を經る世の中に、來年の事をさへ謂へば、鼠が笑ふとやら、貴て三ン年ン先ならば、鴉の所爲に任して措ども、孰の年やら知れもせぬ向

を彼此苦に病ば、昔の生鐵轎東西にて、開化の今には要あらず。然れば從前の駕籠に換たる、人力車の數萬を以て算ふる程の夥しきを、晴雨晝夜の間斷なく、牽達はざる地もなけれども、負郭田間の窮里と雖も、車轍のあらざる路もなし。或は一個の客を乘て、後押前三ン人ンして驀直に馳るあれば、兩客を駕て一個して辛くも牽て過るあり。既々繹々たる勢ひに、道路の泥濘或は又潦あるときは、那必ずこれを避て中偏に拘らず好路を牽ゆへに、往來却てイみて、其行過るを待こと多かり。暫時なれども往々なれば、貧民或は使の者の之が爲に急事を妨ぐ、加旃道普請は屢あれども、横町小路、或は負郭の小町は、度々の地盛の力足らねば忽に捏かへして、舊より惡き泥濘になりぬ。よりて下賤は馬車人力を快しとは思はねども、錢融通の利ものは、怎生にも便利と怡びて、廉價の車代に歩くより、得じやと各乘ものから、駕籠で歸らば十錢も現に減らぬを思はざるは、開化に進む人氣ならまし。或は男女同車にて、夫婦か知らねど匹附合、蝙蝠の相合傘は、和合の惡しきにあらねども、夫婦別ある敎の立し、和漢禮樂尊重の上國人には倣し難かり。凡二人ン駕といふ、人力車廣きに非ず、之に乘ば兩個の間に毛髮も容べからず。然るを男女相駕して、前にはフランケン一枚を共に掛て引張あひ、上には幌を覆たる形容、敢て其醜態を見るまでには至らねども、眞に一帖の春宮圖若夜行ならば猶如何ん、李下の冠瓜田の靴、他の思はんことを慮はゞ、皇國魂ある者は、妻妾たりとも憚るべく、娘と雖も青春なるは決して同車すべからず。他は親子を知らねば、鄙賤にして妻なき者に、羨しく思ふ意を動かさしむるは無益なり。爾乃世に多き頑狼の徒の爲に、思ひもよらぬ耻をや得なん、洋人男女の歩するを見るに、夫婦か親子か知らねども、互に腕を組合て人前を憚らぬは、彼國の風俗ならむ。我邦人にして之を爲さば、背後より敗鞋を擲たれんは必定なり。是人道の明けき、國體の美なる所、則ち東方の君子國にて、自ら禽獸に異る禮義を重んじて、其醜態を惡めばならむ。浩れば他の妻子はさらなり、義理ある親子兄弟も、還暦以上に成らぬ身の男女は同車を憚るべしとは、又理屈の舊弊語、かゝる言を唱へては、廢物兒

と乗られて、開化を何處に問ぺからむ、都盛大なる車の活用、倘遣器械世に行ずば、人々大く不自由すべし』とあり、明治七年五月版、高見澤茂著東京開化繁昌誌には『此車初メ其製拙フシテ且醜クシ、是以テ人ノ之ヲ賃スル者僅ニ日ニ二三、其他一笑シテ去ル而已。既ニシテ開化波及シ、人智進歩シ、其巧ヲ逞シ、其製ヲ換フ、三輪ト云ヒ、家鴨ト云ヒ、双乗ト云ヒ、何ト曰ヒ、何ト曰フ、皆母衣ヲ附シ、一綰一張、日ヲ蔽フ可ク、風ヲ避ク可シ。愈出テ愈巧ニ、随テ新ニ、随テ美ナリ。茲ニ於テカ翻然面目ヲ一變スルニ至レリ。然シテ日ニ月ニ駸々乎トシテ其車ヲ倍シ、方今既ニ三萬ニ向トス。是以テ府廳令シテ、各車背ニ各大小區號ヲ記セシメ、又國字ヲ以テ之ヲ區別ス。而テ此車府中ニ充滿シテ、縣下ニ散在ス。且人々競フテ之ヲ賃シ、争フテ之ヲ儀ス、價低フシテ行速ナリ。肩輿偶過グレバ人々揶揄シテ奇ト云ヒ、珍ト云ヒ、因循ト云ヒ、不開化ト叫ブ。嗚呼肩輿以テ開ト不開トニ管ス。甚哉都人ノ開化ニ奔ル、知ル可シ人情ノ變遷セシヲ。抑萬物ノ靈ヲ以テ牛馬ト共用ヲ同フシ、靦顔愧ル色ナク、氣色却テ揚々タルハ何ゾ、車夫以爲ク肩輿ハ兩尻一客ヲ載ス、是ハ兩腕一夫ヲ送ル、況ヤ小兒ヲ連ネテ三人ヲ挽ク事アルヲヤ。況ヤ其雄奔疾走彼ノ四脚兩尻ニ輸セザルヲヤ夫レ兩夫一客ヲ舁グハ、迂ニシテ智ナシ、未ダ此ノ兩腕一客ヲ挽クノ捷且智ナルニ如カズト。此論一出シテ此車俄然トシテ盛ニ、之ヲ挽ク者亦靄合雲集、西ヨリ東ヨリ、競フテ從事セザル者ナシ、嗚呼繁昌嗚呼開化

車夫ノ業ニ出ルヤ、東天稍白ノ生ジ、飢鴉啞啞トシテ道路偶行人ヲ看ル。此際陸續トシテ他ノ眠リヲ驚カシ、他ノ夢ヲ破ル。各群アツテ地ヲ擇ミ、處ヲ備ヒ、方ヲ取テ行ク、大抵橋畔午道ニ多ク、其他輓車置ヲ禁ズル所ヲ避テ排列群立ス。地ヲ易テ比々皆然リ、然シテ車夫ヤ各一毛絨ヲ携ヘ、之ヲ肩ニスル者アリ、或ハ車中ニ安排シテ之ヲ尻ニシ、一膝ヲ貪ル者アリ。毛絨ノ色紅アリ、白アリ、碧アリ、緑アリ、青アリ、五彩望デ其腕車タルヲ知ルベシ。然テ官員モ之ヲ賃シ、華族モ之ヲ賃シ、士農モ賃シ、工商モ賃ス。老モ乘リ、幼モ乘リ、貴顯モ賤婦モ僧父モ亦乘リ亦乘ス。其他在留外人ノ亦賃シテ乘ラザル者ナシ。況ヤ洋犬鼠夷ノ屬ニ

至ルマデ、亦乘リ亦乘ル、豈ニ盛ナラズヤ。魏勃亦必ズ箒ヲ執テ門ヲ掃ハズ、此車ニ從事ス可シ、衰漢時ニ壯ヲ亦載セテ往キ、美車或ハ醜漢ヲ載セテ來ル。妾ハ斜ニ主ノ顏ヲ眄シテ乘リ、翁ハ懇ニ孫ノ躰ヲ擁シテ乘ル。角觝ハ重ク腕ヲ拱シテ强態ヲ張リ、聲妓ハ輕ク頭ヲ掻ヒテ嬌姿ヲ粧フ。醉人ハ氣ヲ嘘テ笑ヒ來リ、醒人ハ香ヲ嗅テ哭シ去ル。一邊ハ中郎將、一邊ハ大司農、彼處ハ髯參軍、此處ハ短主簿、一車ハ雲耶山耶、之レ落魄ノ書生、一車ハ妙法蓮華、知レ是レ廢寺ノ苾蒭那車ハ泣ヲ送リ、此ノ車ハ怒ヲ輸ス。開化書生ハ故ニ洋藉ヲ閱シテ來リ、文明先生ハ暗ニ風俗ヲ歎ジテ過グ。佳人傍ヲ過テ、夫子時ニ內顧シ、債主遙ニ來テ借主俄カニ左折ス。一見萬狀奇ナラザルハナシ、異ナラザルハナシ。數夫喋々競ヒ出テ、客ヲ呼ブ人ヲ吠ユル犬ニ似タリ。一夫聲シ去テ、一夫來リ、叉去リ叉來ル、蠅叉蚊、聲々媚ヲ挾デ面々笑ヲ含ミ、哀ガ如ク訴ルニ似タリ。其促スヤ巧ニ、其勸ムルヤ妙ナリ。一夫早ク一公子ヲ認メ、促シテ道フ、此ノ車今朝始メテ地ヲ轢ル內外美麗ニシテ、泥金他ノ眼目ヲ射ル、群車中ニ在テ殊ニ衆人ニ注目セラル。然シテ賃セント要スル者既ニ數十人、然ドモ奴敢テ肯ゼズ、公子ノ至ルヲ俟テ、乘ヲ給ハラント待ス。冀クハ奴ガ微衷ヲ憐ミ、行ニ從ハシメヨ。公子曰ク、善哉汝ノ言（此の夫にして此の客あり）速ニ吾ヲ柳橋ニ送レト、聲下身ヲ投ジテ車中ニ踞ス。夫踊躍謝テ道フ、奴頗ル健脚强腕、一日小田原ニ走リ、歸路復タ客ヲ載セテ東京ニ歸ル。往復約四十里、聞ク者驚歎セザルナシ。皆道フ馬モ如カズト。公以テ如何トナス。且語リ且ツ走ル、公子道フ健ナル哉脚也。

ヽ兩婦車夫ト賃ヲ爭フテ道フ、呵呀愚狀誰カ敢テ芳街ニ一朱投ズル者アラン、欲セズ欲セズ、汝去レ、他ヲ賃セン耳。夫敢テ去ラズ、手ヲ揉ミ笑ヲ呈シテ道フ、貴意ノ在ル處知ラズ、幾個錢ナルヤ、道途夫レ如此泥濘ナリ。一婦道フ、四錢猶不廉ヲ覺フ、夫道フ請フ一錢ヲ加ヘヨ、二婦口ヲ同フシテ道フ、欲セズ欲セズ、他ヲ賃セントノミト、步ヲ移シテ去ル。約十數步夫追テ叫聲ス、請フ從ハン、少間之ヲ俟テト、二婦乃チ近傍ノ繪畫舖前ニ立チ、暫ク俳優ノ肖畫ヲ評ス、小斯密ニ道フ、徒觀好マズ汝走レ。

一書生歩間賃ヲ爭フ、車夫道フ、決テ不廉ニ非ズ、決テ不廉ニ非ズ、生道フ否々、不廉極ル、此ノ開化ノ時、豈ニ如此不廉賃ヲ要スル者アランヽ、之ヲ低下セヨ、吾レ汝ニ一小白ヲ與ヘン如何、夫道フ諾、之ニ從ハント、忽チ車ヲ曳テ來ル、生乘リ車走ル。夫道フ郎君ハ横文字ノ先生ナルカ、道フ然リ、汝頗ル活眼愛ス可シ、愛ス可シ、道フ奴性横文字ヲ好ム、學資ニ乏キヲ以テ未ダ之ヲ學バズ、願クバ少ク之ヲ學ビ、他ヲシテ一驚ヲ喫セシメント欲ス、生色頗ニ矜ル。夫問テ道フ、腕車之ヲ何ト謂フ、曰ク未ダ適當ノ語ナシ、「エルボウヱグゴン」ヲ以テ唱シテ可ナリ。客之ヲ何ト謂フ、曰ク「ゲスト」、道路ノ惡キ之ヲ何ト謂フ、曰ク「バツトウヱー」、提灯之ヲ何ト謂フ、曰ク「レンテルン」、最後ニ道フ、文明開化トハ何ノ謂ゾ、年號カ人名カ、奴輩更ニ之ヲ解セズ。生笑テ道フ、決テ年號ニ非ズ、決テ人名ニ非ズ、英語之ヲ「エンライテンド」ト謂フ吾ノ如キ洋學先生ヲ以テ文明開化ノ人ト謂フ可シ、夫道フ其語亦解ス可ラズ、生道フ汝自棄スルヲ休ヨ、若シ一月吾ヲ裁スルニ賃錢ヲ要セズ。之ヲ東脩ニ當ツレバ、汝ヲシテ大家トナサン。夫道フ未ダ如此好ムニハ非ルナリ、請フ之ヲ辭セン云々」とあり、以て俥夫社會の表裏を明かにしてゐる。

駕籠屋の打撃
駕籠宿

人力車が發明され、それが非常なスピードで世に行はれるに至り、大打撃を受けたのは江戸時代に全盛を誇り、陸上唯一の交通機關であつた駕籠屋である。江戸時代の駕籠屋は今日の自動車と同じ作用をなし、交通上の重要な役割を演じてゐたもので、就中江戸には各町に僦籠宿があり、町々の辻々には辻駕籠があつて唯一の交通機關であつたことは今日の自動車と毫も變りがなかつた。併し駕籠を驅逐した人力車も時勢には勝てず、今は唯だ昔懐しい明治文化の思出となつて、よほどの田舍町でないと見られなくなつた。

三　官設鐵道の敷設

官設鐵道の敷設
英公使ハルリ・パークス

明治二年の冬、英國公使ハルリ、パークスは我が政府に交通振作の緊要を説き、鐵道の敷設を力說する所

鐵道建設の議決す

があつた。然れども當時政府は鐵道の建設には巨額の資金を要するをもつて、その緊要なことは認めてゐても遽にその勸說を容れて、手を下すことが出來なかつたのである。英國公使はこの事情を洞察し、英國人に資金を提供させるから、速に借款を起して鐵道を建設すべきことを重ねて進言したので、政府はこれに力を得、同年十一月鐵道建設の議を決定し、先づ東京を起點とし、京都・大阪を經て兵庫に至る幹線竝に東京・横濱及び近江國琵琶湖から敦賀港に達する線路を敷設することに決定した。併しその幹線が東海道を經由すべきか、中仙道を採るべきかは後日の詮議を俟つことゝし、取り敢へず東京・横濱間の支線を建設することになつた。

東京横濱間の支線

ウエストウード

カンフル

舊幕府時代にも鐵道敷設の建議があつたことは、大日本鐵道史に『これよりさき慶應二年佛國領事より徳川幕府へ鐵道敷設を勸說したことがあつた。次で同三年横濱在留ウエストウードより此の間の鐵道敷設を願出でたることあり、また明治二年三月には横濱在住のカンフルより免許の願出でたるなどありて、外人がこの區間の鐵道敷設に著眼する者多きを以て、早晩各國より免許を迫らるゝの日あるべきも之を外人に免許するときは國内民心に悪影響すべければ、飽くまで日本政府の手にて經營せざるべからずと爲し、先づこの區間に政府に於て建設し以て外人をして將來乘ずべき機會を得ざらしむべしとの方案が政府當局者の胸中に決定しつゝあつた。云々』とあるのを以て見るも明かである。

伊達宗城
大隈重信
伊藤博文

いよ〳〵東京・横濱間に鐵道を敷設することに決定すると共に、政府は民部兼大藏卿伊達宗城・大藏大輔大隈重信・大藏少輔伊藤博文をしてその事務を擔當せしめた。然れども當時我が國には鐵道建設に經驗あるものなく、隨てその敷設に幾千の工費を要するや、また開通後の收支に關し如何なる採算あるやを豫め調査する必要があつたので、當時燈臺器械方であつた傭英國人ブラントンに命じてこれが豫算を作成せしめた。ブラントンの調査は大日本鐵道史に『ブラントンに命じてこれが豫算を見積らしめたるに、同氏は此の區間を

英人ブラントン

絶好無二の線路なりとし、興業費は一哩四萬弗と見て、合計八十萬弗、車輛器械等十五萬弗を要し、營業收入は一等客賃金一弗百人にて百弗、三等賃金は其の三分の一、五百人にて百六十七弗、荷物賃三百弗、合計一日の收入五百六十七弗、即ち年額二十萬六千九百五十五弗なれば、假りに其の一年を營業費に支出しても殘額十萬三千四百七十八弗の益金を得、即ち興業費に對し、一割以上の利廻に當るべしと答申した」とある。これにて政府も漸く鐵道に關する概念を得たので、英國公使パークスの提議を好機とし遽に鐵道建設の議を決定するに至つたのである。

琵琶湖から敦賀

また政府に於て琵琶湖から敦賀に至る支線を敷設することに決したのも、英國公使パークスの建議によると傳へられる。大日本鐵道史に「英國公使パークスは明治二年冬鐵道創設の急務なることを政府當局者に說きたりしが、同年十一月三條右大臣邸に於て岩倉大納言・澤外務卿との會見をなし、其の會見の席には財政當局者たる大隈民部兼大藏大輔(重信)・伊藤大藏少輔(博文)を列席せしめたが、其の際公使の曰く、過日進言せし鐵道の議は如何に決せられしやとの問ひに對し、政府は鐵道建立に決定せり、先づ東西兩京間に敷設し、枝線を東京橫濱間に興す計畫なりと、依て公使は卑見と合致す、次きに興すべきは琵琶湖畔より敦賀に到る線なるべし等々と數々の進言をなして後公使は當時英國公使館に滯留中の英國紳士ネルソン、レー氏を紹介し此の人と資金調達のことを協議せらるべしと附言せり」とある。よつて政府は東京・橫濱間に次いで京都・神戶間をも起工すべきことを決定したと云はれる。

岩倉大納言
澤外務卿
大隈重信
伊藤博文

ネルソン、レー

然れども當時民心は鐵道敷設については何等の識見なく、殊に外人の勸誘を容れたこと等に兎角物議を釀しつゝあつたので、政府はこの事を嚴秘に附してゐたが、偶々外間に洩るゝや、彈正臺まづ反對意見を述べ、これに引續いて民間からも幾多の反對建白があり世論囂々として頗る騷擾をきはめ、政府當局者は四面楚歌の苦境に立ち、ために大隈、伊藤兩輔の身邊は一時危殆に瀕し、刺客に襲はるゝこともあつたが、時に谷鳴卿は大いに政府を難詰し、且つ鐵道建設の急務なる

彈正臺の反對意見

谷鳴卿

ことを建白したのは、蓋し當時の卓見と云ふべきであらう。

英國オリエンタル銀行

一割二分の高利

エドモンド、モレル

鐵道建設費の調達に關し英國公使の紹介せるネルソン、レーは明治二年の秋日本に渡來し、知人パークス公使を介して我が政府に鐵道建設費を貸付くべく運動してゐたが、その貸付條件としては日本の關税收入と將來の鐵道益金とを抵當として英貨三百萬磅を調達し、利息を年一割二分と定めた。當時我が政府は横須賀造船所の興業費として佛國にて起債せしを償還せんが爲めに明治元年英國オリエンタル銀行から借入れた時の利息が年一割五分であつたので、レーの提議せる年一割二分の利子はそれに比し三分も安いので異議なく交渉がまとまり、三百萬磅の內差當り壹百萬磅を借入れることゝし、且つ建設職員の雇聘と敷設に要する一切の機械材料及び車輛購入のことをもレーに委託した。今日から見ると、建設費の利率年一割二分は全く高利にちがひないが、當時に於ける我が國の信用程度では蓋し已むを得ざるべく、財政極度に窮乏し、全く其日暮しの狀態にあつた我が政府は、この高利債をしも或は旱天の滋雨と感じたかも知れないのである。斯くて我が政府とレーの契約が成立したので、レーは同年十二月英國に還り、翌三年倫敦に於て、日本政府の代理者として公然募集に著手し、同年三月末日をもつて百萬磅の內七十萬磅は拂込濟となり、殘額三十萬磅も日ならず拂込を了すべき旨を我が政府に報告した。次いでレーの選任せる鐵道建設技師長エドモンド、モレル外數名の建設技師は同三月我が國に著任した。然るに我が政府はレーが倫敦に於て公債を募集せるは契約の旨趣に戻るとの理由でこれが解約をなし、改めてオリエンタル銀行から壹百萬磅（年利九分）を借入れることになつた。レーの公債募集に關し、大日本鐵道史には『然るに我政府が鐵道建設の爲め起債すること英國新聞紙上に公表せられ、しかも其の抵當は日本政府の關税と將來の鐵道益金を以て之に充て利率は年九分なりとありしかば、該新聞紙の日本に到達するや、政府當局者の驚愕一方ならず。抑も鐵道建設は官民共に之に反對しつゝある折柄なれば募債等は一切秘密裡に行はるものと希圖し居りしを俄然新聞紙上に公表せら

解約宣言書
上野景範
前島密

れ、しかも尚年利一割二分の契約に對し公募面九分とあるが如きは、全くレー氏の詐謀にあり、よつて速かに解約すべしとなし、同年六月三日を以て解約宣言書を發し、同時に大藏大丞上野景範、租税權正前島密を英國に派遣し解約の件を處理せしめ、又改めてオリエンタル銀行より資金借入の斡旋をなさしめたり」とあり、以て政府とレーの間の經緯を推察するに難くない。

上野景範・前島密は渡英後レーと交渉の結果、我が政府からレーに對し、解約に關し募集費及び解約金を支拂ふこととしてレーとの關係を斷ち、改めてオリエンタル銀行から年利九分で壹百萬圓を借入れることゝなつた。然るにレーの起債を全部解約するには應募金の拂戻し等に多大の手數と日數と經費とを要し、頗る不利の點が多いので、わが代表者はオリエンタル銀行と協議して募債を繼承するに決し、同銀行の手を經て資金を受領した。當時レーとの解約に關し我が政府がレーに對して募債費二萬九千七百五十磅、解約金二萬二百五十磅、即ち合計金五萬磅を支拂つたと傳へられる。然るに公債額面百磅に付九十八磅で賣出したのであるから、この分二萬磅を差引くと我が政府の手取は結局九十三萬磅、即ち邦貨に換算して四百五十三萬八千四百圓を受取つたのである。

ウイリアム、カーギル

さきに我が政府はレーと鐵道建設資金の借入を契約せる際、鐵道建設職員の選任及び之に要する一切の機械器具車輛の購入方をもレーに委託してあつたが、レーと關係を斷つと共に、之を改めてオリエンタル銀行に委託したので、同銀行では同銀行横濱支店に調達資金出納上の監督員としてウイリアム、カーギルを派遣した。

事務局

これより先き明治三年三月に至り、嚢にレーとの契約によつて選任された建築師長モレルが技師及び多數の職工を率ゐて來着したので、政府は直ちに京濱間の工事に着手することゝなり、同月十九日鐵道掛の事務局を東京築地の舊尾張藩邸に設け、同じく二十二日支局を神奈川縣下野毛町に横濱出張所を創置し、いよい

ことを建白したのは、蓋し當時の卓見と云ふべきであらう。

英國オリエンタル銀行

一割二分の高利

エドモンド、モレル

鐵道建設費の調達に關し英國公使の紹介せるネルソン、レーは明治二年の秋日本に渡來し、知人パークス公使を介して我が政府に鐵道建設費を貸付くべく運動してゐたが、その貸付條件としては日本の關稅收入と將來の鐵道益金とを抵當として英貨三百萬磅を調達し、利息を年一割二分と定めた。當時我が政府は橫須賀造船所の興業費として佛國にて起債せしを償還せんが爲めに明治元年英國オリエンタル銀行から借入れた時の利息が年一割五分であつたので、レーの提議せる年一割二分の利子はそれに比し三分も安いので異議なく交渉がまとまり、三百萬磅の內差當り壹百萬磅を借入れることゝし、且つ建設職員の雇聘と敷設に要する一切の機械材料及び車輛購入のことをもレーに委託した。今日から見ると、建設費の利率年一割二分は全く高利にちがひないが、當時に於ける我が國の信用程度では蓋し已むを得ざるべく、財政極度に窮乏し、全く其日暮しの狀態にあつた我が政府は、この高利債をしも或は旱天の滋雨と感じたかも知れないのである。斯くて我が政府とレーの契約が成立したので、レーは同年十二月英國に還り、翌三年倫敦に於て、日本政府の代理者として公然募集に著手し、同年三月末日をもつて百萬磅の內七十萬磅は拂込濟となり、殘額三十萬磅も日ならず拂込を了すべき旨を我が政府に報告した。次いでレーの選任せる鐵道建設技師長エドモンド、モレル外數名の建設技師は同三月我が國に著任した。然るに我が政府はレーが倫敦に於て公債を募集せるは契約の旨趣に戻るとの理由でこれが解約をなし、改めてオリエンタル銀行から壹百萬磅（年利九分）を借入れることになつた。レーの公債募集に關し、大日本鐵道史には『然るに我政府が鐵道建設の爲め起債すること英國新聞紙上に公表せられ、しかも其の抵當は日本政府の關稅と將來の鐵道益金を以て之に充て利率は年九分なりとありしかば、該新聞紙の日本に到達するや、政府當局者の驚愕一方ならず。抑も鐵道建設は官民共に之に反對しつゝある折柄なれば募債等は一切秘密裡に行はるものと希圖し居りしを俄然新聞紙上に公表せら

解約宣言書

上野景範
前島密

ウイリアム、カーギル

事務局

れ、しかも倚年利一割二分の契約に對し公募面九分とあるが如きは、全くレー氏の詐謀にあり、よつて速かに解約すべしとなし、同年六月三日を以て解約宣言書を發し、同時に大藏大丞上野景範、租稅權正前島密を英國に派遣し解約の件を處理せしめ、又改めてオリエンタル銀行より資金借入の斡旋をなさしめたり」とあり、以て政府とレーの間の經緯を推察するに難くない。

上野景範・前島密は渡英後レーと交渉の結果、我が政府からレーに對し、解約に關し募集費及び解約金を支拂ふことゝしてレーとの關係を斷ち、改めてオリエンタル銀行から年利九分で壹百萬圓を借入れることゝなつた。然るにレーの起債を全部解約するには應募金の拂戻し等に多大の手數と日數と經費とを要し、頗る不利の點が多いので、わが代表者はオリエンタル銀行と協議して募債を繼承するに決し、同銀行の手を經て資金を受領した。當時レーとの解約に關し我が政府がレーに對して募債費二萬九千七百五十磅、解約金二萬二百五十磅、即ち合計金五萬磅を支拂つたと傳へられる。然るに公債額面百磅に付九十八磅で賣出したのであるから、この分二萬磅を差引くと我が政府の手取は結局九十三萬磅、即ち邦貨に換算して四百五十三萬八千四百圓を受取つたのである。

さきに我が政府はレーと鐵道建設資金の借入を契約せる際、鐵道建設職員の選任及び之に要する一切の機械器具車輛の購入方をもレーに委託してあつたが、レーと關係を斷つと共に、之を改めてオリエンタル銀行に委託したので、同銀行では同銀行横濱支店に調達資金出納上の監督員としてウイリアム、カーギルを派遣した。

これより先き明治三年三月に至り、曩にレーとの契約によつて選任された建築師長モレルが技師及び多數の職工を率ゐて來着したので、政府は直ちに京濱間の工事に着手することゝなり、同月十九日鐵道掛の事務局を東京築地の舊尾張藩邸に設け、同じく二十二日支局を神奈川縣下野毛町に横濱出張所を創置し、いよい

ダイアック　小林易知
品川停車場
川崎停車場　鶴見停車場
内田清七
横濱停車場　ブリチンス
八つ山の切り取り
横濱機關庫

よ同月二十五日汐留附近から測量を始め、四月三日には横濱野毛浦海岸から測量を開始した。測量にはモレル監督の下に專ら英國建築師ダイアック及び土木大屬小林易知等が從事した。工事は大日本鐵道史に『斯くて線路は起點を汐留に置き、舊龍野藩邸を汐留停車場（明治五年五月新橋と改稱し、後大正三年十二月舊稱に復す）の位置として舊仙臺、會津の兩藩邸を併せて其の構内とし、之より田町に至り舊鹿兒島藩邸より以南は海岸に沿ふて品川宿附近まで馬踏三間半の埋立地を作り、八ツ山附近に品川停車場を置き、八ツ山の一端を切取り國道を付換へ木橋を以て鐵道線路の上を超ゆるものとし、之より新井宿、蒲田を經て六鄕川に長さ六十三間の橋梁を架し、其の北岸流域に長さ二百八十間の避溢橋を架す、線路は之より進みて堀内に至り川崎停車場を設け、國道に沿ふて進み鶴見川を渡り、鶴見停車場に至り生麥、子安を經て神奈川臺を切取り國道は線上を通過し、神奈川停車場より水面を埋立て對岸に達し、野毛浦埋立地（神奈川平民内田清七の埋立たる地）に横濱停車場を置く、全線十七哩七十一鎖六十二節にして勾配百分の一より急なるものなく、橋梁は凡て木桁とし、開通後漸次鐵橋に改架するの計畫なり、又全線煉瓦を用ひず、專ら石材を用ひ、之が爲め豆州地方より石材を徵したり、汐留横濱停車場本屋は石造二階建（横濱在住米國人造家師ブリチンス之を造る）とし、中間停車場は木造とす。工事は明治三年四月汐留近傍より着手し、六月橋梁を起工し、先づ神奈川第十九番より始め、十月六鄕川橋梁に着手し、同月神奈川臺の切取工事を起し、又八ツ山の切取に着手し、十一月以降諸所の盛土を始め、翌四年二月横濱停車場本屋を起工し、三月汐留停車場本屋に著手し、五月横濱機關庫、十一月汐留機關庫を起工し、同年六月田町品川間の埋立に着手したり。尚神奈川より横濱に至る埋立は或る條件の下に横濱入舟町高島嘉右衛門之を施行せり、四年三月横濱停車場海面三萬坪を埋立て停車場敷地とすることゝし四月同停車場へ往來の爲め本區より洲干町を横斷し、字元辨天より新に橋梁を架し新道を開くの允裁を得て工事を起し、後六年七月辨天橋を竣功し神奈川縣へ引渡したり、云々』とあり、

杉井定吉
平田吉平
高島嘉右衛門

鐵道工事請負の濫觴

セツパルド
デユウィング
鐵道官制

松平慶永

鐵道掛

極めて詳細に説明してゐる。

工事の施行は專ら政府の直營であつたが、請負者には勞力を供給せしめ、又單純な一部の工事を請負はしめた。即ち新橋品川間は杉井定吉、品川六郷間は平田吉平、六郷川横濱間は高島嘉右衛門が請負うて工事を進めた。併し、品川六郷川間の土工は沿線各村住民の請願を容れ、政府監督の下に請負はしめたと稱せられる。蓋しこれは我が國に於ける鐵道工事請負の濫觴であらう。工事監督は傭英國人であつたが、各部分には多數の邦人職員がこれに從事した。傭英國人の擔任者はセツパルドで、同人は明治三年四月雇聘せられし以來建築師長モレルを輔けて工事に鞅掌したが、翌四年九月モレルの病死するや、京濱間の工事を主裁した。同年十一月デユーウイングの著任してセツパルドを補佐したと傳へられる。

なほ我が國最初の鐵道官制に就いては明治二年七月政府は官制を改革して民部・大藏・兵部・刑部・宮内・外務の六省を置いたが、更に同年八月民部・大藏を併合して一廳となし、民部大藏省と改稱した。各省の長官を卿とし、その下に大輔・少輔を置いてその事務を補佐せしめたが、政府は民部・大藏を一廳に併合するや民部卿松平慶永に大藏卿を兼ねしめ、民部大輔大隈重信に大藏大輔を兼務せしめ、同年九月松平慶永が大學別當に轉ずるや伊達宗城を民部卿兼大藏卿に任じた。然るに翌三年三月十九日鐵道事務を創始し、大藏省の監督・出納兩司及び民部省の土木司から吏員を出して鐵道事務を取らしめ、これを鐵道掛と稱し、その事務局を築地元尾張邸（いまの水路部の邊）に設け、同月二十二日には横濱出張所を創置し、同二十七日監督正上野景範に鐵道掛總理を命じた。同年七月十日、民部・大藏の兩省は分離し、民部省には、土木・地理・驛遞・鑛山・庶務の五司竝に聽訟・社寺・鐵道・傳信機・燈明臺・横須賀製鐵所（造船所）の六掛を置き、卿は闕員とし、大輔大木民平をして省務を統轄せしめ、吉井友實を少輔に任じてこれを補佐せしめた。同年八月九日に至り、吉井友實をして鐵道掛を總理せしめ、次いで同月二十九日には庶務權正河口淳を鐵道掛に勤

務させた。これより先き同年三月以降雇聘せる外國建築師長モレル以下來任したので、東京・横濱間の測量に着手し、次いで其工事を起した。同年七月に至り鐵道掛出張所を大阪・神戸間に設置すべくその建築のことを掌らしめた。

工部省設置

京都、大阪間の測量

井上勝

明治三年閏十月に至り工部省を設置し、鐵道掛は鑛山・製鐵・燈明臺・傳信機等と共に同省の管轄下に置き、同年十二月工部省廳舎を京橋木挽町五丁目に定めたので、鐵道掛も亦築地から工部省構内に移轉した。翌四年六月京都に鐵道掛出張所を設け、京都・大阪間の測量に着手せしめた。同年八月十四日工部省に、工學・勸工・鑛山・鐵道・土木・燈臺・造船・電信・製鐵・製作の十寮及測量司を置き、寮を一等・二等に分ち、鐵道を一等寮とした。十五日工部大丞井上勝を鑛山頭に任じ、鐵道頭を兼ねしめた。

後藤象二郎

河瀬眞孝

伊藤博文

工部省設置以來卿を闕員のまゝとし、同四年六月後藤元曄（象二郎）がその大輔となつたが、次いで翌七月には河瀬眞孝が大輔となつた。翌々九月後藤元曄が左院副議長に就任し、河瀬眞孝が侍従長となつたので租税頭伊藤博文が工部大輔に任ぜられて、省務を統べたが、同年十一月十日伊藤大輔は全權副使として岩倉大使（具視）と共に歐米各國へ派遣された。然るに同五年二月二十六日に至り、和田倉門道の糺問司から發火し、延燒して銀座を舐め盡し築地に及んだが、この時工部省も類燒したので、本省を赤坂葵町の勸工寮内に移し、鐵道寮は汐留停車場本屋に移轉した。同年七月葵坂舊佐賀邸跡に新築中の工部省廳舎が竣工したので同八月三十一日鐵道寮は工部省内に移轉した。

明治五年六月二十七日鐵道寮職制を定められ、鐵道寮に頭・權頭・助・權助・大屬・權大屬・中屬・權中屬・少屬・權少屬等を置き、頭を勅任とし、寮中諸官員の首長とした。權頭・助・權助を奏任とし、權頭は一員その職掌責任を頭の次位とし、助は定員なく各課の長となり、權助また定員なく助の次位とした。大屬以下は判任とし、頭・權頭の指令を受くるべきものと定められた。また鐵道寮事務章程を示達せられ、これによ

り寮を主記課・主計課・倉庫課・建築課・運輸課・技術課に分ち、建築課と運輸課を特に横濱に置いた。明治五年四月に於ける鐵道寮員の姓名が大日本鐵道史に掲載されてゐるから、これを再錄して參考に供する。

○鐵道寮　　一　等

頭	正五位鑛山頭	井　上　　勝
權頭（闕）		
助	正　六　位	橋　本　則　順
同	正　六　位	竹　田　春　風
同	正　六　位	佐　藤　政　養
同	正　六　位	佐　藤　勝　敏
權　助	從　六　位	佐　畑　信　之
七等出仕		田　尻　義　隆
同		小　野　廣　胖
同		和　田　義　比
大　屬		伊　東　勅　典
權大屬		渡　邊　　昇
		外　五　名
中　屬		金　生　積　中
		外二十二名
權中屬		二　十　三　名

少　屬　　二十名

權少屬　　二十九名

十四等出仕以下　　三十名

また當時傭外人の鐵道に關與せる狀況を知るため、大日本鐵道史の記事を再錄して參考に供しよう。

明治五年十二月現在傭外國人

國籍	人名	職名	月給額	在勤地
英國	カーギル	鐵道差配人	二〇〇〇	東京
同	ボイル	建築師長	九二三	横濱
同	ダイアック	建築師	四〇〇	神戶
同	エングランド	同	六〇〇	同
同	セツパルド	同	五〇〇	東京
同	ブランドル	同	四〇〇	神戶
同	ウインボルト	同	六五〇	東京
同	デユウキング	同	三〇〇	横濱
同	ロージルス	同	三五〇	神戶
同	ハーデー	同	三〇〇	同
フインランド	ノルデンステツト	同	四〇〇	同
英國	ゴールウエー	運輸長	六〇〇	横濱
同	クリステー	汽車監察方	四〇〇	同

同	オルドリツチ	書記官	三二〇	同
同	グレー	建築助役	一八〇	神戸
同	シヤン	同	一六〇	東京
同	テーマン	波止場建築師	一二〇	神戸
同	パーセル	醫官長	三〇〇	横濱
同	ウイラ	醫師	一〇〇	神戸
米國	ハーリス	同	三〇〇	同

計　高等職員　二十人

外

頭取役一人(英國人)・取締役六人(英國人)・見廻役五人(英國人)・書記役七人(英國人)・鐵條敷方八人(六人は英國人、二人は獨逸人)・連鎖方一人(英國人)、汽車器械方(運轉方)十五人(英國人)・鐵工三人(英國人)・鑢工一人(英國人)・車工三人(英國人)・造家方木工六人(英國人)・石工一人(英國人)・縄工一人(英國人)・倉庫方二人(英國人)・時計師一人(伊太利國人)・時刻看守一人(英國人)・計六十二人である。

クリステー
改正略則
鐵道犯罪罰例
財滿實信
土肥旨一
畑値時

明治五年をもつて東京・横濱間を開業する豫定で、着々工事を急ぐと共に、明治四年七月横濱に運輸課を置き佐畑健助(信之)を掛長に任じ、開業の準備をなさしめた。翌八月に至り、汽車監察方英國人クリステーが來任して車輛の組立に着手した。同五年二月二十八日に至り、太政官布告をもつて鐵道略則が公布せられ、同年五月三日には來七日品川横濱間假營業のことを公布し、翌四日には更に改正略則を發布し、竝に鐵道犯罪罰例が公布された。また中屬財滿實信を品川驛長に、同土肥旨一を横濱驛長にそれ〳〵任命し、車長筆頭(車掌監督)には中屬畑値時を任命した。尙ほ開業の次第は大日本鐵道史に『五年五月七日品川横濱間

を假りに開業し、旅客列車を二回往復し午前八時横濱發八時三十五分品川着、午前九時品川發九時三十五分横濱着、午後四時横濱發四時三十五分品川着、午後五時品川發五時三十五分横濱着とせり、而して中間停車場は未竣功なるを以て開場せず、賃金は片道上等一圓五十錢・中等一圓・下等五十錢とせり』とあるが、然れども明治工業史鐵道篇には『新橋より横濱までの乘客賃金は上中下等の三階級とし、各等を大人と小兒とに分ち、小兒四歳までは無賃、以上十二歳まで大人の半額となしたるが、兩驛間大人上等一圓十二錢五厘(舊貨幣の稱呼を本位として定む)中等七十五錢、下等三十七錢五厘なりき』とあり、また明治事物起原には大日本鐵道史と同じく『上等片道壹圓五拾錢・中等同壹圓下等同五十錢』とある。また、其他の賃金に就ては明治事物起原、最初の鐵道規則の條に『明治五年五月鐵道寮の發布したる本邦最初の時刻表賃金表と乘客心得中の數項を拔きて、當時の幼稚なる一斑を示すべし。

時刻表賃金表

五月八日ヨリ此表示ノ時刻ニ日々横濱並ニ品川(ステイション)ヨリ列車出發ス

乘車セント欲スルモノハ、遲クトモ此表示ノ時刻ヨリ十五分前ニ(ステイション)ニ來リ、切手買入其他ノ手都合ヲ爲スベシ。

手形ハ其日限リ乘車一度ノ用タルベシ。

小兒四歳マデハ無賃其餘十二歳マデハ半賃ノ事

旅客自ラ携フ小包ミドウランノ類ハ無賃ナレドモ損失アラバ自カラ負フベシ、其餘ノ手廻リ荷物ハ目方三十斤迄ハ二十五錢三十斤以上六十斤迄ハ五十錢ヲ拂ヒ荷物掛ヘ引渡請取證書ヲ求メ置クベシ、尤一人ニ付目方六十斤迄ヲ限トス

犬一疋ニ付片道賃錢廿五錢ヲ拂フベシ、併シ旅客車ニ載スルヲ許サズ、犬箱又ハ車長ノ車ニテ運送スベシ尤首輪首綱口網ヲ備ヘテ相渡スベシ。

喫煙車

時刻表

上り	横濱發車	品川到着
	前午八字	前午八字三十五分
	九字	九字三十五分
	十字	十字三十五分
	後午二字	後午二字三十五分
	三字	三字三十五分
	四字	四字三十五分

下り	品川發車	横濱到着
	前午九字	前午九字三十五分
	十字	十字三十五分
	十一字	十一字三十五分
	後午三字	後午三字三十五分
	四字	四字三十五分
	五字	五字三十五分

賃金表

車之等級		
上等	片道	壹圓五拾錢
中等	同	壹圓
下等	同	五十錢

喫煙車ノ外ハ煙草ヲ許ルサズ。
旅客車上中下三等ノ内乘ラント欲スル所ノ賃金ヲ過金取引ナキヤウニ用意致シ來ルベシ」とある。

列車運轉の嚆矢

往復六回

天皇行幸

また其他の停車場に就いては明治工業史、鐵道篇に『本區間に於ては特記すべき大工事難工事なしと雖、前古未聞の事業にして且、建築師長以下職工に至るまで凡て外人にして其の總數七十餘人に達し、邦人にして鐵道建築に經驗あるものなく、又英語を能くするもの少なく、僅かに此等外人の指揮命令に從ひて勞役に服するが如き狀態なりしを以て、其の間意志疏通せず爲に工事以外に於て種々の困難を極めた事は想像するに難からず。然りと雖、當事者の精勵と傭外人の熱心とに依り、工事は豫定の如く進捗し、五年五月七日品川より横濱までの假營業を開始するに至れり。是を我が國に於ける列車運轉の嚆矢とする。五年六月五日神奈川及び川崎兩停車場建築工事落成し、八月廿七日鶴見停車場建築工事竣功し、九月十三日品川新橋間も開業するに至り、茲に本邦最初の鐵道たる京濱間十八哩の全通を見たり』とあり、以て工事の概況を窺ふに足る。六月五日神奈川・川崎の兩停車場が落成すると共に、列車の往復を六回としたが、同七月に至りこれを八回とした。新橋横濱間に停車場を設くること新橋・品川・川崎・鶴見・神奈川・横濱の六個所、茲に我が國最初の鐵道は全通するに至つたので、同五年九月十二日、新橋鐵道館及び横濱停車場に於て、鐵道開通の盛典を擧げた。當日畏くも明治天皇には兩式場へ行幸あらせられ、勅語を賜うた。

開通式の光景

東京に於ける鐵道開通式の光景は明治工業史、鐵道篇に『明治五年壬申九月十二日天氣晴朗、天皇御衣を召され、四馬の御車に召、朝第九字（時）御出門東京府知事大久保一翁騎馬にて前驅近衛騎兵前後を警備し、供奉の衆官亦數輛の馬車に乘じ本式に行裝にて近衛歩兵三大隊を布列したる大手より櫻田御門練兵所脇左へ幸橋外左へ同じく東京鎭臺歩兵三大隊を布列したる街路御通行、新橋鐵道館に行幸。門内右側に近衛歩兵一大隊を横隊に布列し、通御の節捧銃式を行ひ、喇叭オーシヤンの曲を奏し、左側に工部省判任官羽織袴にて立列拜禮す。着御より御發車の際、國旗を擧げ、雅樂萬歲樂を奏す。工部省長官山尾少輔、佐野次官、及び井上鐵道頭、同省奏任官欄廊に奉迎。直に先驅して館內に入御。諸省勅任官並に琉球公子及び外國公使禮服

副島種臣

賀砲祝砲

横濱の状況

にて拜迎。此時公使へ御會釋あり、副島外務卿（種臣）之を傳ふ。畢て井上鐵道頭其掌管する所の鐵道圖一卷を奉献す。此より勅任官並に工部省奏任官及び外國公使供奉の列に加はり、徐々乘車場に御進行、第三車に召させられ、衆官一同列立次第書（略）の通り乘車。第十字　御發車。此時近衛砲兵隊日比谷練兵場に於て祝砲百一發す。又品海碇泊の軍艦二十一發づゝの賀砲を放つ。樂隊又樂を奏す。第十一字横濱鐵道館に着御。此時東京府鎭臺砲隊祝砲百一發す。同港に碇泊せる軍艦亦二十一發づゝの賀砲を放つ云々」とあり、その盛況を想像することが出來る。式後天皇陛下は汽車にて宮城へ還幸あらせられた。また當日横濱の賑はひに就いては明治二十五年刊行、太田久孝著横濱沿革誌に「同月（明治五年九月）十七日（十二日の誤りであらう）東京横濱間の汽車開業式被爲行當日横濱臨幸被仰出しを以て横濱市中に於ては費を要せずして一美擧の工夫あらん事を考察すべしと大江權令より横濱各町戸長へ演舌す是に於て辨天通一二丁目以北戸長小野光景同三四五六丁目戸長島田寛太田町一二丁目以南戸長苅部悦巽同三四五六丁目戸長岡本信行港町四五六入船町羽衣町戸長梅田廣幸等集議し、外國人祝祭には必ず國旗を揭ぐるの例に倣ひ、我國旗及日章を畫ける軒提燈を揭げんと一決し廳に申稟し、毎戸に之を通達し、衆皆奮て其用意を爲し、當日各戸に之を揭ぐ衆皆其新奇の考案を感賞せざるはなし（爾來本邦に於て大祭日に國旗及日章提燈を揭ぐに至りしは之を濫觴とす）横濱停車場正面に式場を設け東より正面に向ひ菊花壇を設置し西より正面に向ひ半月形に棧敷を假設し内外官員紳士參列官員家族等參觀す、午前十一時臨御開業式を被爲擧左の勅語被爲在。

朕親敷開行す自此便利になり貿易愈繁昌庶民益富盛に至らん事を望む

式に三條太政大臣（實美）の祝詞あり、横濱庶民總代高島嘉右衛門答詞を奉り、御式を畢り暫時御休憩の後還幸爲在たり、御式の前後陸海兩軍の奏樂幷大橋及鐵道橋外に烟火を打揚げ、停車場前に本町の山車を練込み、未曾有の賑ひにして、夜は同場内庭園に數千個の球燈を揭げ煙火を打上げ、其群集夜半に至りて猶夥敷

千歳未聞の盛典なりき其翌日も猶ほ場内外の裝飾を存在し、縱覽を許されたれば、當日の如く群集せり」とある。

京濱間の鐵道は斯くて無事開通せるに就き、同年十月二十五日鐵道事業の功勞者に對し、左の如くそれぞれ恩賞を賜はつた。

一、劍　一口（代金六百兩）	參　議	大隈重信
一、劍　一口（同　上）	工部大輔	伊藤博文
一、金四百兩白縮緬壹疋	鐵道頭	井上勝
一、金四百兩	鐵道助	竹田春風
一、金四百兩	七等出仕	伊東勅典

又傭外人其他へは左の通り恩賞を賜はつた。

一、櫻山水蒔繪香箪笥（代金二百兩） 一、銀象眼角形花瓶壹對（代金四十五兩） 一、花鳥蒔繪冠せ蓋香盒付重香箱（代金二百八兩）	オリエンタル銀行
一、梨子地扇散し蒔繪紙臺（代金百六十兩） 一、梨子地花丸蒔繪手箱香盒付（代金九十兩） 一、柿形香箱（代金四十二兩）	鐵道差配役　カーギル
一、黑地井手玉川蒔繪料紙硯箱（代金百三十五兩） 一、梅鶯蒔繪手箱（代金五十兩）	建築師　セツパルド

一、梨子地牡丹蒔繪冠棚（代金七十兩）	建築師デューウイング
一、櫻山水蒔繪手紙箱（代金七十兩）	
一、黑地松島蒔繪料紙硯箱（代金六十兩）	運輸長ゴールウエー
一、黑地浪に散し扇手箱（代金四十八兩）	
一、黑地月に秋草小野道風蒔繪冠棚（代金八十兩）	汽車監察方クリステー
一、梨子地檜扇蒔繪手箱（代金十八兩）	
一、梨子地花丸蒔繪手箱（代金二十八兩）	汽車機械方ハート
一、蜀紅花色蒔繪重香箱（代金三十二兩）	
一、吉野山水蒔繪手箱（代金三十二兩）	頭取役アナント
一、金地軍配形重香箱（代金三十八兩）	
一、黑地牡丹蒔繪料紙硯箱（代金七十五兩）	醫官長パーセル
一、金地菱形小箱香盒入重箱（代金六十五兩）	
一、黑地菊蒔繪料紙硯箱（代金六十兩）	醫師ウイラー
一、六角形重香箱（代金八十兩）	

建築師長モレルは四年九月病死したのでこの事がなかつた。

明治五年の汽車開通に先立ち、その頃は未だ時計が普及されてゐなかつたので、鐵道寮では府下遠近の人民に正刻を知らしめる必要を感じ、芝増上寺の大鐘を愛宕山に移して毎晝夜各一字（時）から十二字（時）まで正刻を撞鳴し、汽車往來發着の定刻を知らしむる時は人民一般の公益なるべしと上申し、明治五年二月工部省はこれを太政官に稟議した。よつて太政官はこれを東京府に命じ増上寺へ諭告せしめた。然るに増上

大阪・神戸間の鐵道
平井義十郎
土肥道慶
エングランド
ダイアック
石屋川隧道
堺煉瓦製造所

寺では『當山梵鐘今般時鐘用に相可成旨奉敬承候然る處延寶度舊幕府祖先爲追福寄附に相成候處既に昨年中も國家之爲時鐘可奉願と內目論見仕候得共外に御引移之義御仁免被成下度尤當山內に愛宕山等同の高臺二三ケ所も御座候間鐘樓引立直し、御用奉願は本意には候得共近年の疲弊其儀は微力に及び難く、且又三門構內に有之目方四千貫目餘有之大梵鐘を引出し候には差障建物取拂不申候而は道筋無之事に候間右等御賢察之上何卒從前の場所において時鐘御用當山へ被仰付下置候此段幾重にも奉歎願候以上』との歎願書を以て梵鐘を愛宕山へ移轉のことを拒絕したので、遂に梵鐘を時計代用にすることは沙汰止みとなつたといふ珍談も傳はつてゐる。

　京濱間の起工に次いで着手したのは大阪、神戸間の鐵道である。即ち明治三年七月大阪及び神戸に出張所を設け、之を關西鐵道局と稱し、土木權正平井義十郎、大阪府少參事兼民部少丞土肥通慶をしてその事務を擔當せしめ、大阪出張所は天滿堀川備前藩邸、神戸出張所は元英國領事館を以てこれに充たが、翌四年六月に至り大阪出張所を更に堂島元中津藩邸に移した。同三年七月大阪・神戸間の測量を開始し、傭英國人建築師エングランド、同ダイアック等がこれに從事した。測量の結果、選定せる線路に付ては大日本鐵道史に『線路は神戸相生町に起り三ノ宮を經て灘を過ぎ石屋川の河底にトンネルを鑿ち住吉に至り、住吉川の河底を貫き蘆屋に於て蘆屋川の河底を通し、西宮を經て武庫川を渡り神崎に至り、神崎川十三川を渡り曾根崎に至り、大阪停車場に達するものとし、哩程二十哩二十七鎖五十六節にして隧道三箇所鐵橋三箇所、木橋は大小四十三箇所あり、勾配は百分の一より急なるもの無く、軌條は六十封度、長さ八碼の兩頭軌條にしてポット、スリーパルに敷置するの設計なり、同年閏十月石屋川隧道の開鑿に着手す、之を本邦に於ける隧道工事の嚆矢とす。而して同年十一月を以て全線の工を起せり、工事に用ひる煉瓦を同年鐵道寮の創設に係る堺煉瓦製造所より供給せり、工事監督は建築師グイアック・ロージルス・グレー等これに當りエングランド之を

ブランドル
槇村正直

河口淳

神戸
三の宮
梅田

高槻電信局

董理す。後シャン・ノルデンステツト等工事監督に參加せり。明治四年四月京都大阪間測量を命ぜらる、依て六月京都に出張所を置き、傭英國人建築師ブランドル測量を擔任し、出仕佐藤與之助出張所の事務を管理す。翌五年二月京都郡參事槇村正直を鐵道寮御用掛とし、三月東本願寺枳殼邸を買收して出張所とす。同月井上鐵道頭は測量の結果に就き上申して云、京都大阪間に甲乙の二線あり、甲は大阪堂島より本庄・中津を經て吹田に至り京都に達す、乙は堂島より神崎に至り此の間既定線と同樣にして神崎より右行し吹田に赴き、吹田以北は甲と同線とす、此の兩途を比較するに建築費に大差なきも甲は捷路なるを以て之に決せられたしと、二月允可の指令下り次で京都大阪間建築を令せらる。明治五年三月堂島元大村藩邸に出張所を置き之を東鐵道寮と稱し、堂島元中津藩邸の出張所を西鐵道寮と稱し大阪神戸間建築を管す。五月鐵道助河口淳本寮より赴任し來り、七月七等出仕和田義比大阪に在勤し、同田尻義隆神戸に在勤す」とある。また工事の過程に就ては明治工業史、鐵道篇に「阪神間の工事は着々進捗し、六年五月には神戸停車場より蘆屋川隧道まで（八哩餘）汽車並に土運車の試運轉をなすに至れり。爾來鋭意工事を督勵したるため、七年五月十一日阪神間（廿哩廿八鎖卅五節）の工事竣工し、神戸・三の宮及び梅田の三停車場を開き、西の宮へ假停車場を設け、假運轉を始め、乘客並に携帶荷物の賃銀表を頒布せり。又是日を以て阪神間鐵道に屬する電線架設竣工し（里程八里十一丁三十七間）梅田・西の宮・三の宮及び神戸の四ヶ所に電信局を開けり。尙ほ六年一月に住吉・神崎の二停車場の營業を開始せり（中略）又京阪間工事も豫定の如く進行し、明治九年七月廿八日大阪より向日町間工事竣工し旅客の運輸を始む、而して中間の停車場は獨り高槻のみを開設せり。越えて八月九日吹田・茨木山崎の三停車場落成し、營業を開始せり。斯くの如く大阪向日町間は既に運轉を開始したりと雖も、京都停車場の工事未だ成らざるを以て、大宮通りに假停車場を開き、九年九月五日より京阪間の運輸營業を開始したり。越えて九年九月廿一日京阪間鐵道に屬する電線架設工事落成、此の日を以て高槻電信局を開けり。十年

二月五日京都停車場工事落成したるを以て、車駕京都・大阪・神戸の三停車場へ臨御、鐵道開通式を行はせられ、各廳勅奏官及び各國公使領事等參會し、共の盛儀京濱間開業の共れに譲らざりき』とある。

これより漸く鐵道の便益をさとり、各地に鐵道が敷設されたが、そはいづれも明治十年後のことである。

第五節　運　輸

運輸

一　陸運會社

陸運會社　山中獻　宿驛役所　驛遞司　驛遞規則　驛遞司

維新後政府は早くも交通運輸の改善に着目し、明治元年內國事務局中に諸國水陸運輸及び驛遞の職を置き徵士山中獻を拔擢して內國事務局權判事に任じ、專ら驛遞の事に當らしめ、勉めて舊慣を改革し、海內一般異同なく助郷課役を命ぜられた。これと同時に京都に宿驛役所を置き、諸道驛遞のことを統轄せしめられたが、その後間もなく官制を改革せられ、同年閏四月會計官中に驛遞司を置き、京都宿驛所を改めて驛遞御役所と稱せられ、ついで驛遞規則を定められた。然るに同二年明治天皇の御東行以來東海道筋の賃銀が俄かに暴騰し、舊賃銀の九倍十倍となり、旅行者の苦痛は名狀すべからざるものがあつたので、政府は之れに鑑み同年七月京都の驛遞司を廢し、更めて民部省內に驛遞司を置き、翌三年に至り郵便規則及び驛遞改正表を發布して、不當賃銀の防止に努めた。當時の運輸通信は未だ德川幕府の、いはゆる驛傳の制度で、傳馬所と定飛脚問屋がその任に當つてゐたのである。

前島密　陸運會社

次いで、明治三年五月、租稅權正前島密が驛遞權正を兼ねるに及び、從來の驛傳制中助郷制度に缺陷が多く且つ驛郷人民を酷使する弊風があつたので、驛傳の制を改革すべく調査に取掛つたが、同四年に至り、各驛の官設傳馬所を廢して民設の陸運會社をして之れに代はらしむる事に廟議を決定し、同年五月先づ東海道

陸運會社規則を制定し、官吏を遣はして各驛を巡回せしめ、その設立を奬勵、又は强制せしめた。斯くて同年十月陸運會社は設立された。陸運會社の設立さるゝや、政府は東海道筋の官用貨物を擧げてこれを陸運會社に遞傳せしめた。

傳馬所助郷制度の廢止

越えて翌五年八月、政府は遂に全國各驛の傳馬所及び助郷の制度を廢止すると共に、各府縣に新に陸運會社を設立して、從來の傳馬所に代つて人馬の遞送をなさしむべきことを布達した。爾來各府縣當局に於て政府布達の趣旨に基き陸運會社の設立を極力慫慂したので、全國各驛に續々陸運會社が設立され、人馬の供給は凡て陸運會社の手に依つて取扱はるゝやうになつた。

陸運元會社

二　陸運元會社

定飛脚問屋

一方、德川時代に於て傳馬所と並んで通信運輸の双璧と稱せられた定飛脚問屋は維新後どうなつたかと云ふに、舊幕府が瓦解して慶應四年七月十七日德川政府の所在地たる江戸は東京と改稱され、同年九月八日、明治と改元あらせられ、明治二年三月二十八日都を東京に遷されたが、當時政府は成立草創の際であり、且つ未だ各地の叛亂が鎭定せず、差當り政府にもこれぞといふ妙案もなかつたので、成案を得るまでの暫定策として從來の定飛脚問屋に東京と京阪間の通信及び貨物を取扱はしめてゐたが、東京御遷都後は兩地間の通信及び貨物の運搬が益々頻繁を加へ、ために定飛脚問屋は頗る繁盛を極めたが、驛遞當局の方針としては從來定飛脚の手で取扱はれてゐる信書の郵便方法は一地方に限られ全國に普及しないので、種々調査研究の結果、歐米先進國の例に倣つて、

郵便官署

これを官業として統一を圖ることゝし、明治三年六月遂に郵便官營に決定した。次いで同四年三月に至り、先づ東海道筋及び東京・京都・大阪の三都間に書狀集函を設け、初めて郵便切手による新式郵便の取扱ひを始めた。政府のこの措置に關し、定飛脚問屋がどんな態度に出たかは、明治大正史、經濟篇にも「新制度は定飛脚問屋が二百年來築き上げた家業を根底より覆すものであつたため、間

問屋側の反對運動

運送業を與ふ

貨物運送

陸運元會社

屋側は同盟して反對運動を起し其の運動者が禁獄さるゝに及んで、遂に政府事業に對抗して極端な競爭を開始することゝなり、玆に官私郵便競爭が勃發した。而も問屋側は二百年の歴史と地盤を有するだけ、却つて官營事業を壓迫するに到つたが、驛遞權正前島密が同年七月英國より歸朝し、驛遞頭に任ぜらるゝに及んで同氏は問屋側に深く說諭するところあり、彼等に飛脚に代るべき運送業を與へるといふことになつたので、局面は忽ち轉換し、郵便事業は政府の獨占に任せ、定飛脚問屋は先祖傳來の信書遞送の業を廢して貨物の運送を專業となすといふことに結着し、こゝに我國運送史上特筆すべき郵便事業と運送業の分離が行はれることになつた。即ち、明治五年六月問屋仲間は前島驛遞頭の指圖を仰ぎ、海外先進國の會社制度を模倣して我が國最初の株式會社（資本金最初五萬圓）を組織し、社名を陸運元會社と呼んだ。而して專ら貨物運送に從事する事を發表すると共に信書遞送業の廢止願を驛遞寮に差出したので、こゝに二百年間町飛脚の手に依つて取扱はれた郵便事業は全く政府の手に歸した』とあり、これに依つて政府が郵便官營と共に從來の定飛脚問屋を救濟する目的で民營の株式會社陸運元會社を設立させた事情を明かに知ることが出來る。

政府の保護

　この陸運元會社は舊飛脚問屋仲間が共同して設立したものであるが、實は政府が郵便を官營にした時その犧牲になり、祖先傳來の家業を抛つて設立したものであるから、政府に於ても深くその立場に同情し、その設立及び經營に於ては多大の保護を加へ、當然驛遞寮に於て取扱ふべき各郵便局支給金の遞送、郵便切手賣下代金の集金、金子入書狀の運送等はすべて之れを陸運元會社をして取扱はしめたが、次いで明治六年六月には更に太政官に稟議し、同月二十七日太政官布告第二百三十號を以て、從來一定の規則もなく、且つ準備資本にも乏しいに拘らず、猥に危難辨償等の口請會を以て通貨物品を引受けて運送してゐるものがあるが、これ等の運送屋中には往々不當の運賃を貪り、或は澁滯紛失の弊害があるので、取引交通の安全を期するため以後運送を營業といたすものは陸運元會社へ入社或は併合するか、又はその規則資本等を詳明具狀し、管轄

免許を受くべき事とす

廳の調査を經て驛遞頭の免許を受くべき事を達せられ、以て飛脚と稱し貨物運送を事業とするものゝ私に營業することを禁止されるに至つた。

內國通運會社

三　內國通運會社

また明治五年八月傳馬所の代りに全國に設立された陸運會社は引續き人馬の供給業を營んでゐたが、その後の營業狀態に就ては、明治大正史、經濟篇に『何分その會社は舊傳馬所の役人を以て組織され、舊傳馬所のやり來つた方法によつて仕事をしてゐたので、單に傳馬所の看板を、陸運會社に塗りかへたにすぎない有樣であつた。然も傳馬所が官制のものであつたに比し、これは營利事業であり相當の利益を收めねばならぬものである。從つて、所謂士族の商法で何れも收支償はなくなり、遂にその損失を補ふために依然宿中に賦課し、或は人馬を徵發し、又相對運賃の名によつて旅客又は荷主より不當の賃錢を貪る等のことあり、其の弊害は次第に甚しくなつた。ここに到つて太政官では、廟議の結果、六年十二月全國の陸運會社を強制的に解散せしめ、陸運元會社として、全國遞傳の任に當らしむることに內定し、直ちに陸運元會社に內報して窃かに其の準備を命ずると共に、準備のなるや明治八年四月內務卿大久保利通の名を以て、同年五月限り全國の陸運會社を解散すべき布告を發表し、強制的に之が解散を斷行した』とあり、設立後に於ける陸運會社の事態と強制解散に至るまでの經緯を察知するに難くないが、たゞ政府が豫め陸運會社に警告を發して不法行爲の矯正に努めずして、一擧に之れが強制解散を斷行し、而も豫め陸運元會社と通謀した形跡の歷然たるもののあるはその間に何かあつたのではないかと後世の史家をして聊かでも疑はしむるが如き暗影を投じたことは、遺憾なきを得ない。

大久保利通陸運會社解散

內國通運會社

これより先き、陸運會社の解散を強行すべき旨の內報に接するや、孜々として陸運會社の解散後に善處す

べく充分の準備を整へ、明治八年三月社名を内國通運會社と改稱したが、同八年五月陸運會社が解散を命ぜられるに及び、國内の驛傳、及び人馬供給事業は之れを全部通運會社に於て引受けることになつたのみならず、明治六年九月以降は先きの太政官布告第二百三十號に基いて陸上貨物の運送業者は陸上運送會社に入社するか、これと併合するか、又はその規則資金等を詳細明記し、管轄廳の調査を經た上驛遞頭の免許を受けなければ絕對に陸上貨物の運送業を營むことが出來ない仕組になつてゐるから、この際新に運送業を起すことは殆ど絕望といつてもいゝ狀態にあつたので、言はゞ陸上遞傳及び運送の業務は名實共に完全に内國通運會社に獨占されることになつたのである。

陸上運送會社

全國に通運網の擴張

獨占に利益のない事業は殆どないのは原始經濟の原則であるが、内國通運會社も明治八年五月政府の盡力庇護によつて全國の驛傳及び人馬の供給を一手に獨占するや、殆ど全國の津々浦々に通運網を擴張し、明治十年の調査によると全國に於ける支社の總數は百四十三ケ所、取次及び繼立所は實に四千九百四十ケ所、總數五千八十三ケ所の店鋪を有するに至つた。またその營業成績を見るに、獨占事業だけに利益も多く、改組前の七年には二割一分の配當に過ぎないが、改組後の八年には實に五割五分と云ふ高率の配當をし、九、十の兩年度には稍々減少して各二割四分を配當してゐる、これすら當時の會社としては法外な高率配當とされてゐた。以て獨占後に於ける内國通運會社の利益を推知するに難くないのである。

高率配當

四　海　運

海運

德川氏の時代に於て道路を開鑿改修して以來、從來に比し稍々陸上の交通を整備せしと雖も、今日の如く陸上に汽車、電車、自動車の通行頻繁なる時代と異なり、駄馬を唯一の運輸機關とせる舊幕時代にありて多量の貨物を運搬するには海路船航にたよる外、他に適當な運輸機關のなかつたことは想像に難くない。

江戸府內の海運狀況

十組積問屋

廻船問屋

日本郵船會社

積問屋

木綿問屋

いま舊幕時代に於ける海運の一斑を知るために、舊幕時代の江戸府內に於ける海上運輸の狀況を見るに、當時江戸に於ける運輸機關の組織は現今の運送兼問屋業とも見るべき十組積問屋と稱するもので、これが府內の各要所々々に設けられ、商業上緊要な機關として盛んに利用された。これは關西・四國・九州・中國等の生產地から其商品を江戸に送達する唯一の機關であつた。この機關の利用に就き明治商工史には「例へば酒造業・吳服太物業・各自單獨に荷物船を傭ひて之に商品を積込み江戸を初め其の他遠隔の得意商店に送るを常としたるも、斯くては其の費用と手續の繁雜なることは到底一般製造業者の堪へ得べき所に非ざるより、茲に初めて共同運送を爲すの頗る便利なるを悟り、吳服・酒造・製紙等若干の製造業者が資力を分擔して一時に各自の商品を同一地方に送達するの方法を取るに至れり、是れ即ち前述十組積問屋の起源にして、之が爲に問屋は常に牛船を備へ置きて各自商品の運搬を計り、又仲買人及び小賣商人に向つて直接商品の取引を爲したるものなり。而して此の積問屋の稍々大規模なるものは廻船問屋と唱へ、彼の三菱會社が維新以後新に日本郵船會社を組織するに當りて、多數の廻船問屋が其の成立に與りて力ありしことは世人の能く知る所にして、事實に於て現今の汽船會社は江戸時代に於ける是等廻船問屋の後身なりと云ふも不可なきなり、更に右積問屋と商品との關係を略說せんに當時江戸の積問屋に於ては取扱ふ商品の主なるものは木綿類を第一となし、其の關西或は東北の各製產地より江戸に向つて運搬せられたる木綿類は必ず先づ一度此の積問屋の手に入りて、而して後更に再び仲買人の手に渡り、仲買人より初めて夫々府內一般小賣商人に頒たるゝ仕組にして、積問屋より直接多量の商品を仕入るゝことは大商店にあらざれば到底よく爲し得る所にあらず、又同種類の商品を一時に一二荷を仕入れ置くが如きは、普通小賣商人に取りては最も苦痛とする所なるを以て、茲に仲買人の必要起れり、仲買人は相當の資本をして各種の木綿類を買込み置きて一二反の少量より小賣商人の望むが儘に之を頒ち與ふるを業となせり、今尙ほ日本橋大傳馬町には此等木綿問屋の大なるもの、軒を並べて

絹類問屋

下り問屋
地問屋

殘存せるを見る。木綿問屋に次いで大なるは絹類問屋にして當時大門町・富澤町・伊勢町河岸に散在せり、絹類問屋には下り問屋と地問屋との二あり、下り問屋は京都西陣織物・江州濱縮緬等に主に關西地方の商品を取扱ひ、又地問屋は武藏八王子・上野桐生・足利等關東產の絹物を取扱ふの傾きありき、而して絹類も亦仲買人の手を經て一般小賣商人に頒たる事木綿類と異なる所なし。江戶府內に於て問屋業を營まんとする時は必ず幕府の許可を得ざるべからざる制度にして、同時に幕府は問屋業者に對しては相當の特權と保護とを與へたり、即ち如何なる大資本の商店と雖も問屋の手を經る事なくして直接地元より商品を仕入ることを許さず從て問屋の株なるものは取引上偉大なる權威を附與せられ、如何なる大商人も容易に動かすべからざる勢力を有せるものなり、斯の如く商業界に異常の特權を與へられたる問屋業は、一面幕府に對して一定の負擔を分たざるを得ざりき、そは卽ち御用金の獻納にして、例へば御城の炎上又は或る土工を起すが如き場合には

御用金の獻納

幕府は問屋の大小に從ひ、御用金の獻納を命令す、而して此の命令に接したる問屋は如何なる工面をなすとも必ず其の義務を果さゞるべからず、如し斯問屋は木綿類は勿論酒・傘・紙・薪炭等各種の商業に涉りて夫々各自の問屋を有し、商品の運搬及び取引上の聯絡を保ちたるものなり。今日に於ても政府の御用商人が陰に陽に政府より優待せらるゝ如く、舊幕時代に於ても御用達なるものは一般商人中特殊の名譽あるものとして

御用商人

他に誇りたるものにして、幕府の御用達たらんとするには相當の資本を有する上に、家柄身柄の善良なる者たらざるべからず、而して幕府の御用達は特に帶刀及び織裃の着用を許され士分の待遇を受けたり、又各藩大名の御用達も三代五代勤續せる家柄に對しては藩士同樣の待遇を與へ、年頭の御目見えをも許され、紋附裃を賜ふの名譽を有したれば、斯かる御用達は身は商人なるも自ら士風を爲し、徒らに錙利を貪るを以て能事となすことなく、已れは賣るべき位置に在りながら猶ほ買ふ者の心を以て心となし、善良なる物品を納めて父祖累代の名譽を傷づけざらんことを心がけ、誠心誠意を以て主君のために御用大事と御奉公したるなり。舊

幕時代に於ては一般商賣取引上の支拂勘定は今日の如く毎月末にすることなく、三月・五月・七月・九月・十二月に於て五節季と稱へて支拂ひをなしたり、是は一は當時の金融の狀態に據ること勿論なるも、要するに商人相互の信用を重んじたるに據るものにして、若し小賣商人にして現金にあらざれば、問屋より商品を仕入るゝを得ざる者ありとせば、そは一人前の商人とは云ひ難く商人として是れ程の耻辱はあらざりしなり』とありて、海運業者の機能を明かにしてゐるが、その他舊幕時代には今日の郵便配達を業とせるものに定飛脚問屋あり、陸上の貨物運搬を業とするものに運送問屋といふものがあつて、小は個人の書狀送達から大は商品の運搬に至るまで、交通機關の不備な時代にあつても猶ほ且つ能く生產者と商人との連絡を保ち、需要供給の道を圓滑ならしめたのである。

英船來航

長崎造鐵所

大船建造の禁を解く

然れども德川幕府は寛永十一年外國往來及び耶蘇教を禁じ同十三年海外渡航を禁じ、次いで同十六年更めて耶蘇教を嚴禁して以來、嚴重な鎖國主義を墨守し、大船の建造を禁じ、極端な攘夷主義を堅持して來たが、寛政九年七月英船が蝦夷地に來航して以來、英船・魯船、蘭船の沿岸を徘徊するもの多く、遂に文化七年幕府は松平定信等に沿岸守備を命ずるに至つたが、文政・天保・弘化に至り益々外船渡來絕えず、當時既に頑迷なる幕府も漸く世界の大勢を知り、嘉永六年九月十五日遂に傳統の國是たる大船建造の禁を解いて、造船を各藩に奬勵すると共に、幕府自らは長崎飽の浦に造鐵所を設立し、浦賀に造船所を起工し、橫須賀に海軍工廠設立を計畫し、橫濱に製鐵所設置の案を樹つる等、海防の急務なるを痛感して俄かに製鐵・造船に着手したが、慶應三年幕府瓦解までの十三年間に幕府及び諸藩の新造または外國から購入した西洋型汽船及び帆船は僅か百三十八隻に過ぎなかつたから、維新直後の我が海軍は依然として在來の菱垣船或は樽廻船及びその他の舊式な和船に依る外はなく、汽船の利用の如きは殆ど望まれなかつた。

菱垣船
樽廻船

內國事務局

然るに維新後政府は勉めて歐米の文物制度を輸入すると同時に、海運發達の必要を感じ、明治元年內國事

貢米運送規則

造船の奬勵

陽谷長鯨廻漕會社

沿岸航路の開始

廻漕會社

高崎長右衛門

日本郵便蒸汽船會社

三菱商會

岩崎彌太郎

九十九商會

務局を置いて水陸運輸及び港口のことを管理せしめ、次いで同二年に至り大いに汽船の購入を奬勵したが、同三年には西洋型汽船所有者に對して特別の保護を加へると同時に、貢米運送規則などを設けて商船の保護奬勵に努むる所があつた。政府の西洋型汽船に對する保護助長策は單に法令上に止まらず、明治三年一月十一日通商司は東京府下の廻船問屋・定飛脚問屋・運送問屋を靈岸島廻漕會所に召集し、郵便物の運送を命じたが同年郵便規則を發布するに及び、陽谷・長鯨の二汽船を廻漕會社に屬せしめて廻漕會社と改稱し、郵便物を始め一般の貨物運搬のため、毎月一の日（月三回一日十一日二十一日）を以て東京大阪の兩地を出帆し、横濱・神戸に寄港せしめ、大いに運輸の便益を圖つたが、偶々他に競爭者が現れ、所期の成績をあぐること能はず非常な悲境に陷つた。然るに翌四年正月に至り爲換會社の人々が新に廻漕取扱所を設立したので、苦境にある廻漕會社はこの廻漕取扱所に併合された。されど社債整理の都合上廻漕會社の名義を存し、汽船貢效丸一隻をもつて東京・尾・勢・參の間に海運業を營んだ。同五年八月十四日、廻漕取扱所頭取高崎長右衛門等が日本郵便蒸汽船會社設立の允許を得、且つ各藩から納付した西洋型汽船の年賦拂下を許可せられ、驛遞頭と頭取との間にこれに關する契約を締結した。西洋型汽船の年賦拂下代金は貳拾五萬圓餘にして、これらの船舶年賦拂下の外、船舶修理料として追々六十萬圓を下附するとの約條であつたと傳へられるから、當時にあつては日本一の大汽船會社であつた。

日本郵便蒸汽船會社と對立し、當時高知・大阪・東京間を航通したのは三菱商會の岩崎彌太郎であつた。三菱商會は明治初年高知藩の所有船紅葉賀・夕顔・鶴丸の三艘を以て海運業を始め、當初は九十九商會と稱せしも、後三州商會と改稱し、次いで三菱商會と改め、盛んに大阪東京間を航行し、日本郵便蒸汽船會社に取り宛然一敵國の觀があつた。

然るに明治七年四月偶々臺灣征討の役が起るに及び、政府は外國から百四十七萬六千八百弗をもつて汽船

臺灣征討

定期郵便船

日本郵便蒸汽船會社の解散

郵便汽船三菱會社

太平洋郵便船會社から買收

彼阿會社

十三艘を購入し、三菱商會岩崎彌太郎に託して兵馬輜重の運輸に充てられたが、事平ぐに及びその船舶を擧げて三菱商會に使用せしめたので、俄然三菱商會は日本隨一の大汽船會社となつた。よつて三菱商會は翌八年二月横濱上海間に定期郵便船の航通を開始した。從來は明治三年以來、北米合衆國太平洋郵便船會社が桑港から横濱に達する航路を開き、更に横濱から神戸、長崎に寄港し、上海に達する定期航通の汽船があるのみで、絶えて我國人の航路を開くものがなかつたのである。

當時既に我が國人中、沿岸航運の業を開くものが増加し、ために同業者間に激烈なる競爭を惹起し、恰も共喰ひの觀があつた。就中曩に廻漕取扱所の人々によつて設立された日本郵便蒸汽船會社の打擊は非常なもので、漸くその維持が困難となり、ついに同八年九月に至り解散したので、政府は同會社の船舶十八艘及び其の他の資産を三十五萬圓で買上げ、之れを三菱商會に交附して郵便汽船三菱會社と稱せしめ、更に貳拾五萬圓の助成金を與へて日本郵便蒸汽船會社の事業を繼續させた。然れども當時三菱會社は啻に內國小會社との競爭のみならず、米國太平洋郵便船會社といふ大會社との間に猛烈な競爭を惹起したので、三菱會社は米國太平洋郵便船會社に對し競爭回避策の交渉を開始し、兩會社の間に談判しつゝあつたが、同八年十月に至り漸く協議が纏つた。その結果三菱會社は米國太平洋郵便船會社の横濱上海間の線路及び船舶、其他南地にある支社及び倉庫等資産全部を擧げて洋銀八十壹萬弗で買收した。當時三菱會社が太平洋會社から買收せる汽船はネヴアダ（一〇六〇噸、後西京丸と改稱）、コスタリカ（一〇八四噸、後の玄海丸）、ゴルデンエイチ（〇五八噸、後の廣島丸）、オレゴニアン（一〇九六噸、後の名古屋丸）の四隻にして、買收費洋銀八拾壹萬圓は內務卿大久保利通の盡力により、廟議を經て政府から貸下げられた。斯くて三菱會社は漸く太平洋會社との競爭を免れたが、翌九年二月に至り英國彼阿會社が現はれ、優秀船を配して横濱上海間に定期航通を開始したので、こゝに於て再び兩社の間に激烈な競爭を惹起し、ために三菱會社の蒙る損失は甚大たもので

競爭に打ち勝つ　西南の役

あつたが、岩崎彌太郎は頑として屈服せず、頻りに攻勢をとつたので遂に彼阿會社は横濱上海間の航路を放棄した。こゝに於て三菱會社の基礎が漸く鞏固となり、いたく官民の信用を得るに至つた。三菱會社は二大競爭に打勝つや、勢に乘じて牛莊・天津・芝罘にその航路を擴張した。然るに翌十年二月に至り九州の南端薩摩に西南役が勃發するに及び、兵馬輜重の運搬に俄然繁劇を加へたので、政府は三菱會社に洋銀拾七萬萬弗を貸與して汽船十隻を購入せしめて軍用に供した。

これを要するに明治十年以前に於ける我が海運は偶々三菱郵便船會社の如き稍々規模の大なる汽船會社がないでもなかつたが、それも獨立資本の經營でなく、政府保護又はその監督の下に經營したもので、未だ舊幕時代の廻船問屋の域を脱しなかつたのである。

第六節　通　信

一　郵　便

通　信　郵　便　書狀逓達の制度　傳馬役　繼飛脚　七里飛脚

往昔の事は暫く措き、近世に於ける書狀逓達の制度は日本百科大辭典、郵便の條に『二千三百年代、德川氏初めて其居を江戸に移すに際し、傳馬役を設けて、土地・給米を供し、傳馬及び駄賃馬の制を定め、ついで天正十八年道中繼飛脚（つぎひきやく）の制を創設したり。道中繼飛脚とは、老中より諸國に發する文書を、驛傳飛脚をして遞次傳送せしむるものにして、各驛これがために受くるところの俸米を繼飛脚給米といへり。此制度は王政維新に至るまで曾て變更することあらざりき。當時諸國の領主、みな其采邑より江戸に往復すべき急飛脚を置かざるものなし。中につき紀州・尾州の如きは、特に其制を異にし、東海道路次毎に一小舍を設けて、各舍に配布する飛脚をして順次相遞傳せしめたり、これを七里飛脚といひき。此他の諸侯

每月三回
三度飛脚
定飛脚
飛脚問屋
抱宰領
大阪飛脚
山中獻
驛遞司

は大抵其下卒を以て飛脚となせり。然れども以上は其事すべて官府に屬せしが、德川氏元和年間に至り、大阪城衞戍の諸士等、東海道各驛々長等と相議し、其家隷を以て飛脚とし、每月三回八の日を以て家信を發送することゝなせり。これいはゆる三度飛脚にして、實に我國に於ける私信遞送の濫觴なりとす。爾後大阪の商賈等竊に此例に傚ひ、飛脚を以て業務となす者出で、其他、衞戍兵の保護により名を其下卒に假り、法被（はつぴ）を着し雙刀を帶び、定飛脚とし三都間の間を往復すること殆ど五十餘年に及びたりき。寬文三年三都の商賈等大に舊制を變革し、大阪衞戍の保護を離れ、自ら獨立して町飛脚問屋、抱宰領（かゝへさいりやう）と稱し、初めて賈人の裝をなして遞送の事業に服し、爾來此町飛脚といふもの民間重要の一業となり重なる都市に町飛脚業を開始するものあるに至れり、當時、信書遞送の方法はかくの如く備はり、これが遞送に要する賃錢頗る高かりしにも拘はらず、其取扱の方法に至りては、未だ幼稚の域を脱すること能はざりき。即ち當時大阪飛脚の江戸に到着するや、其旅亭の戸外に蓮席を敷きて書狀及び貨物を並列し、路人縱覽して、自己の姓名を認むれば即ち就きてこれを受取るに過ぎざりき。爾後二百餘年間、我國の通信はたゞ此一法あるに過ぎざりしのみ」とあり、維新前に於ける我が通信制の一斑を窺ふことが出來る。

維新後に至り、政府は從來の飛脚業諸般の弊害に鑑み、明治元年內國事務局中に諸國水陸運輸及び驛遞の職を置き、徵士山中獻を拔擢して內國事務局權判事に任じ、專ら驛遞の事に當らしめ、京都に宿驛役所を置いて諸道に於ける驛遞のことを統轄せしめた。その後官制の改革にともなひ會計官中に驛遞司を置き、京都宿次御役所を驛遞御役所と改稱し、同年九月驛遞規則を定め、同年十二月まで東京・京都間に公書遞傳の定便を開設して、茲に初めて郵便制度の端緒を啓いた。然るに同二年七月民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省を置き民部省をして地理・土木・驛遞の三司を管轄せしむるに及び、京都の驛遞司を廢し、民部省中に改めて驛遞司を置いて驛遞のことを統轄せしめた。次いで同三年に至り、郵便規則及び賃遞改正表を發

前島密

杉浦讓

郵便賃錢切手
郵便役所

郵便役所
横濱郵便局

布し、同年五月租税權正前島密をして驛遞權正を兼ねしめた。前島密は驛遞權正を兼ぬるに及び、官吏を派遣して東海道各驛を巡回せしめ、人馬驛傳會社の設立を勸奬した。また當時飛脚屋の賃錢が頗る騰貴し、官の仕立便は兩京間三日半で一便凡そ金二十三兩を要し、これに夜間の賊難防禦のため人夫一人を加ふれば其賃錢が十二兩かゝり、一便實に三十五兩を要する有様であつたので、之が改正を行ふべく新式の郵便創設に着手したが、前島密はこの年六月特例辨務使上野大藏大丞に隨行して英國に渡航し、税關國債紙幣製造等の調査を命じられたので、杉浦讓を驛遞權正に任じて驛遞のことに當らしめた。同四年正月飛脚便法を設け、三月より毎日東京・京都間三十六時間、東京・大阪間三十九時間の飛脚を發せしめた。また東海道新式郵便賃錢切手を發行し、東京・京都・大阪の三府に郵便役所及び各地に切手賣捌所を置き信書の集函を設けた。次いで横濱・函館・新潟・長崎・神戸の五港に郵便役所を置いた。この五港に郵便役所を設置せる點に就き明治三十一年五月十八日發行、遞信大臣・官房藏版・遞信史要第二編通信、第一章郵便の條には『創業當時ニ在リテハ郵便物ハ之ヲ書狀ノミト爲シ郵便線路ハ三府ノ間ニ限リシガ事務稍々整頓スルニ及ビテ四港（横濱ハ當初ヨリ郵便線路ニ編入ス）其他ニ擴張シ官廳ノ日誌・新聞紙・書籍類・見本品ノ如キモ亦郵便物トシテ取扱フコト、爲シ明治五年ヲ以テ之ヲ全國ニ及ボセリ』とあるも、日本商業史には『次いで横濱・函館・新潟・長崎・神戸五港に郵便役所を置かる。八月（四年）前島密遞頭となる』とあり、また横濱社會辭彙には『横濱郵便局の創始は明治四年七月にして當初辨天通三丁目四十一番地鹿島屋事山室龜吉所有の家屋に郵便役所を設置し、（中略）明治七年一等に列せられ、八年横濱郵便局と改稱云々』とあれば、遞信史要の記事は信じ難い。同四年八月、前島密は遞頭となつた。從來東海道通行の公用物はすべて各驛傳馬所に於て遞傳せしめたが、同年十月東海道の各驛に新設せる陸運會社の請願をいれて公私一切の荷物を運送することを許された。また同年十一月には公私士民の別なく東海道各驛なる陸運會社の人馬を使用し、相對賃錢をもつて旅行すべき旨を

等一の郵便税徴收

ローランド、ヒルの遠近均一說

葉書の發行

郵便制の實施

佐々木荘助

內國通運會社

郵便制度の普及

驛遞寮

發令された。越えて同五年三月に至り、はじめて改正增補郵便規則を發布し、まづ東京府下に郵便を開き、毎日朝・中・晝の三度信書、新聞紙等を配達した。同時に各驛傳馬所並に助郷を廢止し、公私の荷物をすべて陸運會社をして取扱はしめた。また同六年四月に至り、基日等一の信書は市內郵便及び市外增税の制を除く外、國內を通じて等一の郵便税を徵收する事とした。從來郵便の税率は里程の遠近により區別があつたが斯くては取扱上不便なると近距離の通信に對し不公平たるを免れなかつたので、その税率を均一にしたのであるが、これは西紀一八四〇年英國人ローランド、ヒルの按出した遠近均一說を採用したものであると云はれる。次いで同年十一月郵便葉書を發行し、翌七年九月には郵便爲替規則を發布し、同八年一月よりこれを實施した。かく政府に於て郵便制の實施と共に一時に飛脚業を禁止したため多數の失業者を生じたので、同八年二月陸運元會社總代佐々木荘助は遞頭前島密の指導誘掖により、飛脚商を聯合して內國通運會社を設立した。よつて政府では同年十二月限り陸運會社を解散させ、公私の荷物はすべて內國通運會社をして取扱はしめた。即ち驛遞寮は內國通運會社に命じて各郵便局の收金受授、郵便用の物品運送、貨幣封入郵便送達等のことを取扱はしめた。次いで同年四月郵便貯金制を設け、その取扱を開始した。また同年十月前島密は自ら支那上海に出張して上海に郵便局を設け、それより北京及び開港場に郵便線を延長する計畫を立てたが、翌九年四月つひに上海に郵便局を設置し、郵便汽船三菱會社に助成金二十五萬圓を給與して上海橫濱間に定期郵便線を開かせた。次いで同年十二月には朝鮮釜山浦に郵便局を設置した。郵便制度は明治十一年に至つて略ぼ全國に普及した。

なほ郵便の主管廳に就いては遞信史要に「明治四年三月政府ハ新式郵便ノ制ヲ施行スルニ當リ民部省驛遞司（驛遞司ハ明治元年閏四月會計官中ニ始テ之ヲ置ク、二年四月民部官ヲ置カレ其所管ニ屬ス。同年七月民部官ヲ改メテ民部省ト稱ス）ヲシテ其事務ヲ掌ラシム。同年七月民部省廢セラル、驛遞司大藏省ニ屬シ、同

貯金預課

驛遞局　郵便役所　郵便取扱所

本局　分局

琉球に於ける郵便局

驛遞區編制法

郵便線路

年八月驛遞寮ト改稱ス。六年八月寮中ニ郵便爲替課ヲ置キ爲替取扱ノ方法ヲ調査セシメ、八年一月ニ至リ爲替事務ヲ掌ラシム。七年一月驛遞寮內務省ニ屬ス。是年寮中ニ貯金預課ヲ設ケ、同寮官吏ノ別種貯金ヲ預ラシメ、八年五月以降一般貯金事務ヲ掌ラシム。九年十一月貯金預課改メテ貯金課ト稱ス。十年一月驛遞寮ヲ廢シ、更ニ驛遞局ヲ置ク』とある。また郵便局は遞信史要に『郵便局ハ創業當時ニ在リテハ郵便役所及郵便取扱所ノ二種ト爲シ、六年四月ニ至リ郵便役所ヲ分チテ一等二等三等及四等トシ、七年一月郵便取扱所ヲ併セテ等シク郵便役所ト稱シ從來ノ等級ノ外、更ニ無等ノモノヲ置ク、八年一月更ニ五等ヲ設ケ從來ノ郵便取扱所ヲ以テ之ニ充テ、同時ニ之ヲ郵便局ト改稱シ、且ツ一市內ニ數個ノ郵便局アルモノハ其一局ヲ以テ本局トシ、其他ハ都テ分局トス』とあり、また明治十年前の郵便局數は、遞信史要に『郵便局數ハ明治四年ニ在リテハ郵便區域ヲ三府五港及其沿道各驛等ニ止メタルヲ以テ、其同年末ニ於ケル現數僅ニ百八十ニ過ギザリシガ、五年ニ至リテ北海道後志膽振兩國以北ヲ除キ國內一般縣廳所在地及港津市驛等ニ總テ信書ノ遞傳ヲ爲サシムルコトヽシ、此等ノ各地ニ郵便役所若クハ郵便取扱所ヲ設置シタルニ因リ、其同年中ニ增加セシモノ九百八十一ニ及ビ、尙ホ大ニ其區域ヲ擴張シタルヲ以テ、越テ六年ニハ三百四十一ヲ增シ、七年ニハ千七百四十四ヲ加ヘ（琉球ニ於ケル郵便局ノ如キモ亦是年三月ノ創設ニ係レリ）爾來年々多少ノ增設アラザルハナク、十五年末ニ至リテ五千五百十八ノ多キニ及ビタリ』とあるが、明治十年度の總數は三千七百四十一局であつた。また郵便區に關しては從來一定の制規なく、明治十六年二月驛遞局達梓規十六第七號を以て驛遞區編制法なるものを制定するに及び、始めて郵便局の郵便物集配受持町村に對してこの稱呼を用ひた。

次に明治十年前の郵便線路に就いては遞信史要に『郵便線路ハ通常道路鐵道及ビ水路ノ三種ヨリ成リ當初之ヲ本支ニ大別シ、十六年二月ニ至リテ驛遞局達梓規十六第七號ヲ以テ之ヲ大中小ノ三線ニ改メ、十八年七月同局達甲第百七十六號郵便線路規程ニ於テ始テ其區別ノ標準ヲ明ニシ、都府港市其他人民輻輳ノ地ヲ連絡

大線路
中線路
小線路

郵便規則

速度

取扱規則

種類

シ全國交通ノ大氣脈タルモノヲ大線路トシ、大線路相互ノ間ヲ彌縫スル等其氣脈大線路ニ亞グモノヲ中線路トシ、地方ノ一部又ハ數部ノ交通ニ止マルモノヲ小線路トス。又同規程ニ於テハ郵便物遞送ノ度數及其遞送速度ノ等數ハ線路ノ種類ニ從ヒテ之ヲ定メ、其遞送度數ハ毎日概シテ大線路ハ二度以上、中線路ハ一度以上小線路ハ一度トシ、其速度ノ等級ハ亦概シテ線路ノ大中小ニ應ジテ一等ヨリ三等迄ト定メタリ。明治四年正月布告ノ郵便規則ニ於テハ郵便物ハ總テ一時（明治五年十一月布告第三百三十七號ヲ以テ太陰暦ヲ廢シ、太陽暦ヲ用フルニ及ビ、晝夜十二時ヲ改メテ二十四時トセリ。故ニ當時ニ於ケル一時ハ即チ現今ノ二時ニ恰當ス）五里ノ速度ヲ以テ達スベキモノト爲シ、六年三月驛遞寮達ヲ以テ始テ飛行急行常歩ノ區別ヲ立テ、其速度ヲ分チテ五類トシ、飛行ヲ二時間（舊暦ノ一時間）五里又ハ四里半、急行ヲ四里又ハ三里半及常歩ヲ三里トス。八年五月同寮達調四第八十五號ヲ以テ其速度ヲ改メテ一等二等三等ノ三種ニ區別セリ。此區別ハ現ニ至ルマデ繼續施行セル所ノ制ニシテ、一等速度ハ一時間二里半、二等ハ二里、三等ハ一里半ノ割合トス（此速度ハ人夫遞送及郵便車遞送ノ場合ニ限リテ之ヲ適用シ、郵便車遞送ハ各等孰レモ半里ノ速力ヲ增ス―十八年七月驛遞局達甲第百七十六號―而シテ鐵道及水路ノ遞送ハ汽車又ハ船舶ノ速力ニ從フモノナリトス）而シテ其之ヲ遞送スル郵便行嚢ノ量目ニ關シテモ亦創業以來數次ノ改正ヲ經タルヲ見ル、即チ四年正月布告ノ繼立場驛々取扱規則ニ於テハ郵便行李ハ重量三貫匁ヲ以テ一人ノ限度トシ、六年三月發布ノ驛遞寮達ニ於テハ其速度ノ緩急ニ應ジ三貫匁三貫五百匁四貫匁四貫五百匁五貫匁ノ五種ト爲シ、八年五月驛遞寮達調四第八十五號ニ於テハ之ヲ三貫匁三貫五百匁四貫匁ノ三種トシ（行李ハ此際改メテ行嚢トス）云々」トアル。

また郵便物の種類は明治十年前とその後とにより相違があるが、明治十年前は遞信史要に「明治四年正月布告ノ郵便規則ニ於テハ郵便物トシテ差出シ得ルモノハ單ニ書狀ノミニ止メシガ、同年十一月驛遞寮達ヲ以テ太政官其他ノ日誌並ニ新聞紙書籍類見本品モ亦郵便物トシテ取扱フコト、爲シ、六年三月布告第九十七號

定時刊行物

ヲ以テ物價公報及公文書ノ二種ヲ增シ、同年十一月同第三百八十九號ヲ以テ郵便葉書ノ制ヲ設ケ、七年十二月同第百三十五號ヲ以テ公文書ノ目ヲ改メテ布告布達ト爲シ、八年十二月同第百九十七號ヲ以テ日誌布告布達及物價公報ノ目ヲ廢シ、更ニ定時刊行物ノ制ヲ設ク。定時刊行物トハ雜誌其他每月期日ヲ定メテ刊行スルモノヲ謂フ、而シテ其定時刊行物中ニ新聞紙ヲ加ヘザリシ所以ノモノハ當時新聞紙ハ每月三回以上定時刊行物ハ每月一回以上出版スルモノニ限リタルガ故ナラン。然レ共斯ル區別ハ實際上之ヲ存置スルノ必要ナキガ爲メナルカ云々』とあり、新聞紙を定時刊行物と見做したのは明治十五年以後である。

無稅郵便

明治十年前には通常郵便の外に無稅郵便・書留郵便・別配達郵便・留置郵便・貨幣封入郵便・飛信の六種あつたが、無稅郵便とは、遞信史要に『無稅郵便ニ關シテハ明治五年三月大藏省無號達ヲ以テ始テ郵便規則中ニ其規定ヲ設ケ、凡ソ國ノ大事民ノ大利害ニ關シ官廳宛ニテ差出ス建白、訴訟歎願書ノ類ニシテ上包ナキカ又ハ開封セルモノハ重量三十匁以內ニ限リ無賃トシ（此等ノ書類ニシテ制限外ノ重量ヲ有スルトキハ其超過ノ部分ニ對シテ書籍類ニ等シキ賃錢ヲ課ス。以下之ニ準ズ）又書狀ノ誤達遲達等ニ關シ郵便役所宛ニテ差出ス書狀及諸方出張ノ驛遞官員並ニ各地方郵便掛ヨリ郵便事務ニ關シ送受スル書狀モ亦無賃トス。六年三月同第九十七號ヲ以テ建白訴訟歎願書ノ無稅遞送重量ヲ減ジテ十五匁迄トシ、且ツ一村一市ノ利害ニ關スル建白諸願等ハ無稅ノ限ニ在ラザルコトヲ明定シ、而シテ郵便事務ニ關スル書狀ハ總テ無稅トセリ。同年六月大藏省達第百二號ヲ以テ驛遞寮ノ遞送免許ヲ得タル新聞紙ヘ登載センガ爲メ、其社ヘ送付スル原稿ハ帶封又ハ開封ニテ差出スモノニ限リ、重量四匁迄ヲ無稅トス。同年十二月布告第四百十一號ヲ以テ建白訴訟歎願書ノ無稅遞送重量ノ制限ヲ寬メテ十六匁迄トシ、同時ニ其無稅遞送ハ管轄廳ヲ經由スルモノニ限ラシム。然ルニ七年九月發布ノ第百二號布告ニ於テハ建白書ニ限リ重量ノ多寡及其管轄廳ヲ經ルト經ザルトヲ論ゼズ、總テ無稅トシ、同年十二月ノ第百三十五號布告ニ於テハ衆ノ利害（一村一市ノ利害ヲモ包含スルモノヽ如シ）ニ關

シ、其管轄廳ヲ經テ諸官廳ヘ差出ス訴訟歎願書ハ重量十六匁迄ヲ無税トシ、又郵便事務ニ關スル書狀ハ驛遞寮及郵便局ヘ差出スモノニ限リテ無税ノ取扱ヲ爲スコト丶シ、郵便爲替及貯金ノ事務ニ關スル書狀モ亦郵便事務ニ關スルモノト同一ノ取扱ヲ爲スベキコトヲ定メタリ。九年十月布告第百三十四號ヲ以テ凡ソ勸業上衆ノ利害得失ニ關シ勸業寮ト地方官ノ間及勸業寮若クハ地方官ト人民ノ間ニ逡受スル通報ニシテ上包ナキカ又ハ開封ナルモノハ重量十六匁迄、種子、見本又ハ試驗品等ハ三十二匁迄無税遞送ノ途ヲ開キ、同年十二月同第百五十八號ヲ以テ建白書ニ對スル指令書並ニ郵便及郵便爲替貯金事務ニ關シ、各官衙ノ間ニ往復スル郵便物モ亦總テ無税郵便トス』とあり、明治十五年十二月まで該規定によつた。

書留郵便

書留郵便は遞信史要に『書留郵便ハ明治四年正月布告ノ郵便規則ニ於テ大切ノ書狀ニシテ先方ノ返書又ハ受取書ヲ要スル場合ニ於テハ、倍增ノ賃錢ヲ以テ其返書或ハ受取書ヲ書狀差出人ニ逡達スベキコトヲ規定シタルニ始マレリ。然ルニ此方法ハ手數ヲ要スルコト少ナカラザルヲ以テ、同年十一月改正ノ郵便規則ニ於テハ該方法ヲ廢シテ、更ニ書留郵便ナル一方法ヲ設ケタリ。書留郵便ハ郵便局ノ帳簿ニ其郵便物ヲ登記シ、以テ遞送配達ノ授受ヲ證スルモノナルガ故ニ、其效用ニ於テハ敢テ從前ノ方法ト異ナル所アルヲ見ズ、而シテ其相同ジカラザル所ハ先方ノ返書又ハ受取書ヲ書狀差出人ニ逡達スルコトヲ止メ、書留手續ヲ以テ之ニ代ヘタルト、倍增賃錢ヲ徵セズシテ通常賃錢ノ外其個數ニ對シテ一定ノ手數料（書留手數料ハ初メ遞送里程二十五里以內外ニ依リテ二錢四厘ノ區別ヲ立テ、六年三月總テ四錢トシ、八年十二月更ニ六錢ニ改正セリ）ヲ納付セシムルニ在リ』とある。

別配達郵便

また別配達郵便は遞信史要に『別配達郵便ハ初メ急速配達ヲ要スル各種ノ郵便物ニ對シテ此方法ヲ施行スルノ制ナリシガ、明治六年三月布告ノ改正郵便規則ニ於テ更ニ別仕立郵便ナル一種ノ急速配達方法ヲ設ケタリ、其制ノ別配達郵便ト異ナル所ハ、別配達郵便ノ方法ハ郵便役所又ハ取扱所ノ設アリ、且ツ毎日數回ノ往

復アル地ニ之ヲ施行スルモノナリト雖モ、別仕立郵便ノ方法ハ然ラズ、郵便役所及取扱所ノ設ナキカ、又ハ支線ニシテ毎日ノ往復ナキ地ニ之ヲ施行スルモノトス。又別配達ニ對シテハ豫メ差出人ヨリ一定ノ増税ヲ納メシメ、別仕立ニ對シテハ里程ノ遠近ニ應ジテ屆先ヨリ其地相當ノ賃錢ヲ納メシムルノ差異アリトス』とある。

留置郵便

留置郵便は遞信史要に『留置郵便ハ表記地名ノ郵便局ニ其郵便物ヲ留置キ、受取人ヲ待チテ之ヲ交付スル一種ノ便利方法ニシテ內外ノ旅人其地ニ住所ヲ定メザル者ノ爲メ之ヲ設ケタルモノナリトス。此方法ハ明治六年三月布告ノ改正郵便規則ニ於テ、郵便役所留置書狀ナル一種ノ目稱ヲ設ケテ之ニ關スル規定ヲ示シタルニ濫觴セリ。故ニ當時ニ在リテ留置ト爲スコトヲ得シモノハ、書狀ノミニ限リタリ。且ツ該規定ニ依レバ留置書狀ハ其地ニ幾個ノ郵便役所及取扱所アルモ、其重要ナル役所ニアラザレバ之ヲ取扱ハズ。又其留置書狀ヲ受取ルニハ必ズ書面ノ提出ヲ要スルノミナラズ、若シ其書狀書留或ハ金子入ナルトキハ尙ホ證據人ヲ立ツルノ必要アリ。而シテ其留置期間ヲ三箇月トシ、其期ヲ過グルトキハ差出人ヘ返送シ、差出人ノ住所氏名分明ナラザルモノハ沒書トス。七年十二月同第百三十五號ヲ以テ書狀以外ノ郵便物モ亦留置手續ヲ爲スコトヲ得ルモノトシ、十三年十二月同第五十五號ヲ以テ留置郵便物ハ稅金前納ニ限ルベシトシ、十五年十二月同五十九號ヲ以テ郵便條例ヲ制定スルニ及ビ、留置郵便ハ何レノ郵便局ニ於テモ其手續ヲ爲スベシトシ、又留置郵便物ヲ受取ルニハ書面又ハ口頭ヲ以テ其受取人タルコトヲ證スベシトセリ』とある。

郵便條例

貨幣封入郵便

貨幣封入郵便は遞信史要に『貨幣封入郵便ハ明治五年六月驛遞寮達ヲ以テ金子入書狀遞送規則ナルモノヲ發布シ、之ヲ東京橫濱間ニ實施シタルニ濫觴シ、六年三月布告ノ改正郵便規則ニ依リテ始テ之ヲ全國一般ニ施行スルコト、セリ。當時此制ヲ設ケタル所以ハ郵便爲替法未ダ開施セズ、少額ノ金錢送受上ノ不便尠ナカラザリシヲ以テナリ。而シテ右郵便規則ノ規定セル所ニ依レバ、貨幣封入郵便物ハ陸運元會社（今ノ內國通

運會社）ヲシテ、之ヲ遞送セシムルモノニシテ、其封入スベキ金額五十圓迄トシ、其郵便物ニ對シテハ第一種郵便税ヲ課スルノ外其金額ニ應ジテ尙ホ一定ノ遞送料ヲ納メシム。而シテ其賊難紛失等ニ關シテハ郵便役所ハ其責ニ任ゼズト雖モ、事實止ムヲ得ザルモノ、外該會社ヲシテ之ヲ償ハシム。（中略）而シテ郵便爲替ハ去ル八年一月以來既ニ之ヲ實施セルニモ拘ハラズ仍ホ依然トシテ貨幣封入郵便ノ方法ヲ繼續施行セル所以ノモノハ貨幣封入郵便ハ第一、受取人自宅ニ在リテ配達ヲ受クルノ利便アリ第二、僻地ノ郵便局ニハ猶ホ爲替ヲ取扱ハザルモノ鮮少ナラザルヲ以テナリ』とある。

飛信

飛信は遞信史要に『飛信ハ非常ノ報知及非常ノ節ノ至急報ニ限リテ用フベキ一種ノ飛急便ニシテ明治七年二月太政官達創定飛信遞送規則ニ於テハ陸軍省又ハ各地ノ鎭臺營所或ハ一方出張ノ指揮長官相互ノ間ニ送受スル場合ニ限リテ之ヲ適用スルモノトシ、同年九月同官達第百十五號改正飛信遞送規則ニ於テハ、其送受ノ範圍ヲ擴張シ、各省開拓使各府縣（東京府ヲ除ク）各地ノ鎭臺營所、或ハ一方出張ノ長官相互ノ間ニ適用スルコトヽス。該規則ハ總テ四十九條ヨリ成リ、飛信ノ取扱方差出方及切手保全方ニ關シ、詳審ナル規定ヲ爲セリ』とある。

郵便物制限

次いで郵便の制限に關しては遞信史要に『郵便物ノ制限ニ關スル規定ハ明治四年正月布告ノ郵便規則ニ於テ既ニ其源ヲ發セリ、同規則ニ依レバ書狀ハ總テ長サ曲尺九寸幅三寸迄ニ限ルベシトアリ。當時書狀ニ此制限ヲ設ケタル所以ハ蓋シ郵便トシテ取扱フベキモノハ唯リ書狀ノミニ限リタルヲ以テ遞送上ノ準備甚ダ簡單ナルニモ拘ハラズ、他ノ類似ノ物品ヲ封入シ、其容積ヲ大ナラシメ、以テ遞送ノ不便ヲ來スノ恐ナキ能ハザリシ故ナラン。然ルニ同年十一月驛遞達ヲ以テ太政官其他ノ日誌新聞紙書籍類見本品ノ郵便ヲ增設スルニ及ビ書狀ニ關スル制限ハ復タ之ヲ存置スルノ必要ナキニ至リシヲ以テ、其制限ニ關スル規定ヲ削除シ、更ニ書籍類並ニ見本品ニ關シテ制限ヲ設ケ、此等郵便物ノ重量ハ三百匁大サハ長一尺幅七寸厚三寸迄ニ限ルベシトシ

復アル地ニ之ヲ施行スルモノナリト雖モ、別仕立郵便ノ方法ハ然ラズ、郵便役所及取扱所ノ設ナキカ、又ハ支線ニシテ毎日ノ往復ナキ地ニ之ヲ施行スルモノトス。又別配達ニ對シテハ豫メ差出人ヨリ一定ノ增税ヲ納メシメ、別仕立ニ對シテハ里程ノ遠近ニ應ジテ屆先ヨリ其地相當ノ賃錢ヲ納メシムルノ差異アリトス』とある。

留置郵便

留置郵便は遞信史要に『留置郵便ハ表記地名ノ郵便局ニ其郵便物ヲ留置キ、受取人ヲ待チテ之ヲ交付スル一種ノ便利方法ニシテ內外ノ旅人其地ニ住所ヲ定メザル者ノ爲メ之ヲ設ケタルモノナリトス。此方法ハ明治六年三月布告ノ改正郵便規則ニ於テ、郵便役所留置書狀ナル一種ノ名稱ヲ設ケテ之ニ關スル規定ヲ示シタルニ濫觴セリ。故ニ當時ニ在リテ留置ト爲スコトヲ得シモノハ、書狀ノミニ限リタリ。且ツ該規定ニ依レバ留置書狀ハ其地ニ幾個ノ郵便役所及取扱所アルモ、其重要ナル役所ニアラザレバ之ヲ取扱ハズ。又其留置書狀ヲ受取ルニハ必ズ書面ノ提出ヲ要スルノミナラズ、若シ其書狀書留或ハ金子入ナルトキハ尙ホ證據人ヲ立ツルノ必要アリ。而シテ其留置期間ヲ三箇月トシ、其期ヲ過グルトキハ差出人ヘ返送シ、差出人ノ住所氏名分明ナラザルモノハ沒書トス。七年十二月同第百三十五號ヲ以テ書狀以外ノ郵便物モ亦留置手續ヲ爲スコトヲ得ルモノトシ、十三年十二月同第五十五號ヲ以テ留置郵便物ハ稅金前納ニ限ルベシトシ、十五年十二月同五十九號ヲ以テ郵便條例ヲ制定スルニ及ビ、留置郵便ハ何レノ郵便局ニ於テモ其手續ヲ爲スベシトシ、又留置郵便物ヲ受取ルニハ書面又ハ口頭ヲ以テ其受取人タルコトヲ證スベシトセリ』とある。

郵便條例

貨幣封入郵便

貨幣封入郵便は遞信史要に『貨幣封入郵便ハ明治五年六月驛遞寮達ヲ以テ金子入書狀遞送規則ナルモノヲ發布シ、之ヲ東京橫濱間ニ實施シタルニ濫觴シ、六年三月布告ノ改正郵便規則ニ依リテ始テ之ヲ全國一般ニ施行スルコトヽセリ。當時此制ヲ設ケタル所以ハ郵便爲替法未ダ開施セズ、少額ノ金錢送受上ノ不便勘ナカラザリシヲ以テナリ。而シテ右郵便規則ノ規定セル所ニ依レバ、貨幣封入郵便物ハ陸運元會社（今ノ內國通

運會社）ヲシテ、之ヲ遞送セシムルモノニシテ、其封入スベキ金額五十圓迄トシ、其郵便物ニ對シテハ第一種郵便税ヲ課スルノ外其金額ニ應ジテ尙ホ一定ノ遞送料ヲ納メシム。而シテ其賊難紛失等ニ關シテハ郵便役所ハ其責ニ任ゼズト雖モ、事實止ムヲ得ザルモノ、外該會社ヲシテ之ヲ償ハシム。（中略）而シテ郵便爲替ハ去ル八年一月以來既ニ之ヲ實施セルニモ拘ハラズ仍ホ依然トシテ貨幣封入郵便ノ方法ヲ繼續施行セル所以ノモノハ貨幣封入郵便ハ第一、受取人自宅ニ在リテ配達ヲ受クルノ利便アリ第二、僻地ノ郵便局ニハ猶ホ爲替ヲ取扱ハザルモノ鮮少ナラザルヲ以テナリ』とある。

飛信

飛信は遞信史要に『飛信ハ非常ノ報知及非常ノ節ノ至急報ニ限リテ用フベキ一種ノ飛急便ニシテ明治七年二月太政官達創定飛信遞送規則ニ於テハ陸軍省又ハ各地ノ鎭臺營所或ハ一方出張ノ指揮長官相互ノ間ニ送受スル場合ニ限リテ之ヲ適用スルモノトシ、同年九月同官達第百十五號改正飛信遞送規則ニ於テハ、其送受ノ範圍ヲ擴張シ、各省開拓使各府縣（東京府ヲ除ク）各地ノ鎭臺營所、或ハ一方出張ノ長官相互ノ間ニ適用スルコトヽス。該規則ハ總テ四十九條ヨリ成リ、飛信ノ取扱方差出方及切手保全方ニ關シ、詳密ナル規定ヲ爲セリ』とある。

郵便物制限

次いで郵便の制限に關しては遞信史要に『郵便物ノ制限ニ關スル規定ハ明治四年正月布告ノ郵便規則ニ於テ既ニ其源ヲ發セリ、同規則ニ依レバ書狀ハ總テ長サ曲尺九寸幅三寸迄ニ限ルベシトアリ。當時書狀ニ此制限ヲ設ケタル所以ハ蓋シ郵便トシテ取扱フベキモノハ唯リ書狀ノミニ限リタルヲ以テ遞送上ノ準備甚ダ簡單ナルニモ拘ハラズ、他ノ類似ノ物品ヲ封入シ、其容積ヲ大ナラシメ、以テ遞送ノ不便ヲ來スノ恐ナキ能ハザリシ故ナラン。然ルニ同年十一月驛遞達ヲ以テ太政官其他ノ日誌新聞紙書籍類見本品ノ郵便ヲ增設スルニ及ビ書狀ニ關スル制限ハ復タ之ヲ存置スルノ必要ナキニ至リシヲ以テ、其制限ニ關スル規定ヲ削除シ、更ニ書籍類等ニ見本品ニ關シテ制限ヲ設ケ、此等郵便物ノ重量ハ三百匁大サハ長一尺幅七寸厚三寸迄ニ限ルベシトシ

日誌新聞紙ニ關シテハ別ニ制限ヲ設ケザリキ。其然ル所以ハ此等ノ郵便物ハ當時一個若干ノ割合ヲ以テ稅金ヲ徴收シタルガ爲メナルベシ。故ニ六年三月布告第九十七號ヲ以テ此等ノ郵便物ニ對シ二個以上ヲ一束トシテ一箇所ヘ差出スコトヲ得ベキ規定ヲ設クルニ及ビ、書籍類見本品ト同一ノ制限ヲ附シタリキ（書籍類見本品ノ重量ハ此際二百匁迄ニ改正セリ、又新聞紙ニ關シテハ五年九月發布ノ新聞紙遞送規則ニ於テ既ニ此制限ヲ設ケタリ）然レドモ此等ノ郵便物ハ其性質上容積ニ關スル制限ヲ設クルノ要ナキヲ以テ、八年十二月ノ第百九十七號布告ニ於テハ新聞紙及定時刊行物ノ容積ニ關スル規定ヲ削除セリ。又同布告ニ於テハ書籍類見本品ノ容積ニ關スル規定ヲ改メテ一個ノ大サハ曲尺ニテ長一尺二寸幅八寸厚五寸迄トシ、九年十二月布告第百五十八號ヲ以テ各開港場ノ間ニ船便ヲ以テ往復スルモノハ其長二尺其幅厚サ各々一尺迄トス』とある。

郵便沒書

郵便沒書のことは遞信史要に『郵便沒書ハ配達シ能ハズ、又還付シ能ハザル郵便物ヲ遞信省ニ沒入スルモノニテ、其沒書ハ遞信大臣之ヲ開封シ、記載ノ文書ニ就キテ更ニ其配達又ハ還付ヲ試ミシメ、尙ホ配達又ハ還付シ能ハザルモノハ新聞紙ヲ以テ公告シ、公告後一定ノ期間ヲ經テ始テ之ヲ沒入スルモノトス（內國郵便沒書ノ取扱ハ二十九年十月遞信省公達、第三百六十九號—內國郵便沒書取扱手續—ヲ以テ各一等局ニ分任セリ）而シテ其保存期間ハ當初之ヲ一箇年トシ　明治五年三月大藏省達改正郵便規則）六年十二月布告第四百十一號ヲ以テ改メテ六箇月トシ、八年十二月同第百九十七號ヲ以テ復タ一箇年トシ、十五年十二月同第五十九號ヲ以テ遂ニ分チテ二種ト爲シ、通常沒書ヲ一箇年トシ、沒書中ノ貨幣、諸證書及有價物品ヲ三箇年トセリ』とある。

郵便稅

郵便稅は遞信史要に『郵便稅ハ初メ郵便賃錢ト稱シ路程ノ遠近ニ依リテ其額ヲ異ニシタリシガ、六年四月ニ至リテ之ヲ郵便稅ト改稱シ、同時ニ殆ド遠近均一ノ制ト爲シ、十六年一月全ク其制ニ改メタリ。而シテ各種郵便稅率ノ變遷ハ左ノ如シ。（但シ茲ニハ明治十年前ノ郵便稅ノミヲ摘記ス—編者）

第一種郵便稅　明治四年正月發布ノ郵便規則ニ於テハ書狀ハ重量五匁迄ヲ一通分トシ、以上五匁迄ヲ加フル每ニ半通分ノ賃錢ヲ增ス。而シテ其各通ニ對スル賃額ハ里程ノ遠近線路ノ本支ニ從ヒテ之ヲ定メ（東京ヨリ橫濱ニ至ル―支線―一通分ノ賃錢ハ錢二百文、靜岡迄ハ五百文、名古屋迄ハ一貫百文、京都迄ハ一貫四百文、大阪迄ハ一貫五百文、其他ハ概ネ之ニ準ズ）其各驛近傍地方ヘ配達スルモノニハ重量ノ多寡ニ拘ハラズ其里程ニ應シテ一定ノ增賃錢ヲ納メシム（一里以內ハ百文、以上ハ總テ一里每ニ二百文ヲ增ス）同年十一月驛遞寮達ノ改正郵便規則ハ重量二匁迄每ニ二十五里以內ヲ百文トシ、以上ハ五十里百里二百里內外ノ四段ニ區別シ、一段ヲ加フル每ニ同額ノ賃錢ヲ增シ、市外配達ニ對シテハ總テ一個百文ノ增賃錢ヲ徵收ス。同年十二月同寮達ヲ以テ重量ノ割合ヲ改メテ四匁迄每ニ從前ト同額ノ賃錢ヲ納メシム、故ニ賃額ヲ減ゼズシテ之ヲ減ジタルト同一ノ結果ト爲ル。　六年三月布告第九十七號ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ市內郵便（市內郵便ハ五年二月驛遞寮達ヲ以テ東京府內ニ特殊ノ郵便―配達度數ノ一般郵便ヨリモ多キヲ謂フ―ヲ開設シタルニ濫觴セリ。但シ其賃錢ハ當時ニ在リテハ各地郵便賃錢ノ最低定額ト同額ナリシガ、此ニ至リテ一般郵便稅ノ半額トセリ）及市外增稅ノ制ヲ除ク外里程ノ遠近ニ拘ハラズ、重量二匁迄每ニ二錢トス。同年六月大藏省達第九十七號ヲ以テ各管內限リノ指令書並ニ願伺書等官民往復ノ書類ニシテ開封又ハ帶封ニテ差出シタルモノハ、信書定稅ノ半額トセリ。之ヲ地方郵便ノ創始トス。七年十二月同第百三十五號ヲ以テ地方郵便ノ市外配達ニ關スル增稅ハ、定額ノ半額ニアラザルコトヲ明定セリ。十年十二月同第八十四號ヲ以テ地方管內官民ノ間ニ往復スル指令書願伺願書並ニ公用書狀ノ類ハ重量三匁迄每ニ一錢トス」（以上明治十年迄の分）

第二種郵便稅　明治六年十一月第三百八十九號布告ニ於テハ葉書ハ一市內往復ノモノ（半錢）ト全國一般郵便役所及取扱所アル地（所謂市內）ヘ往復スルモノ（一錢）トニ區別シ、尙ホ其郵便役所及取扱所ナキ地（所謂市外）ヘ往復スルモノニハ別ニ一定ノ增稅（一錢）ヲ課スルモノトシ、十一年十二月ノ第三十八號布

告ニ於テハ各管內限リ官民ノ間ニ往復スル葉書ハ一市內往復ノモノト其稅率ヲ等シクセリ（市內配達ニ關スル增稅ハ全國一般通用ノモノト異ナルコトナシ）（以上明治十一年迄の分

第三種郵便稅

第三種郵便稅　明治四年十一月驛遞寮達ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ、數種ノ郵便物ヲ增設スルニ當リ、太政官日誌ヲ除クノ外日誌類及新聞紙ハ、驛遞寮ヨリ傳輸免許ヲ得タルモノニアラザレバ其定賃錢ヲ以テ之ヲ遞送セズトシ、六年十二月布告ノ改正郵便規則ニ於テハ官務ノ日誌及公文書ハ總テ驛遞寮ノ遞送免許ヲ受クルニ及バズト爲シタリシガ、八年十二月布告第百九十七號ヲ以テ定時刊行物ノ制ヲ設クルニ及ビ、新聞紙並ニ定時刊行物（後二種ヲ合シテ單ニ定時印刷物ト稱ス）ハ驛遞寮（後、驛遞局又ハ遞信省ト改ム）ノ免許ヲ受ケタルモノニ限リテ、其定稅ヲ以テ遞送スベシトセリ。本種ノ郵便稅ニ關シテハ四年十一月改正ノ郵便規則ニ於テ始テ其規定ヲ設ケ、日誌新聞紙ハ重量ノ多寡ニ拘ハラズ一個ニ付キ差出地ヨリ五十里以內ヲ錢四十八文トシ、以上ハ百里二百里內外ノ三段ニ區分シ、一段ヲ加フル每ニ同額ノ賃錢ヲ增シ（五年正月大藏省達第五號ヲ以テ舊銅貨ノ品位ヲ改定シタルニ因リ、郵便賃錢ハ切手改造迄四十八文ハ半錢百文ハ一錢、其他ハ皆此割合ヲ以テ納ムベシトセリ）其市外ニ配達スルモノニハ尙ホ四十八文ノ增賃錢ヲ課スルモノトセリ。五年九月發布ノ新聞紙遞送規則ハ各個ノ賃錢ニ關シテハ、從來ノ規則ヲ改正シ、五十里內外ノ區別（五十里以內ハ五厘、五十里以外ハ一錢）ニ止メシモ、二個以上ヲ一束トシテ差出スモノ（其十六匁迄每ノ賃錢ハ從來一個ニ對スル賃錢ト同額トス）ニ就キテハ、依然トシテ五十里百里二百里內外ノ區別ヲ存セシガ、六年三月布告ノ改正郵便規則ハ里程ニ關スル從來ノ區別ヲ廢止シ、更ニ之ヲ一市內往復ノモノ（半錢）ト全國一般郵便役所及取扱所アル地ヘ往復スルモノ（一個ヲ一錢トシ、二枚以上ヲ一束トシ一箇所ヘ差出スモノヲ重量十六匁迄每ニ一錢半トス）トノ二種ニ區別シ、其郵便役所及取扱所ナキ地ヘ配達スルモノニハ右定稅ノ外尙ホ一定ノ增稅（一錢）ヲ課スルコトトシ、同年十二月布告第四百十一號ヲ以テ日誌新聞紙物價公報及公文書ニ關

スル税率ノ一部ヲ改正シ、二個以上ヲ一束トシテ差出ストキハ重量十六匁迄毎ニ二錢トシ、又各地方官廳ヨリ其管内ニ頒布スル令達類ニシテ印刷ニ附シタルモノハ、公文書定税ノ半額トス（市外増税ハ此限ニ在ラズ）七年十二月同第百三十五號ヲ以テ地方郵便ニ屬スルモノハ書籍類モ亦通常郵便税ノ半額トス。八年十二月同第九十七號ヲ以テ新聞紙及定時刊行物ハ重量十六匁以下ノモノニ限リテ一號分ノ定税（一錢）ヲ課シ、其十六匁ヲ超過スルモノニハ二號以上ヲ一束ニ爲シタルモノト同額（十六匁迄毎ニ二錢）ニシ、地方郵便ニ屬スル書籍類ハ其定時刊行物ト同額ニセリ。九年六月同第九十三號ヲ以テ新聞紙及定時刊行物ハ二十枚以上ニ及ブモノハ書籍ノ定税ヲ課スベシトシ、同年十二月同第百五十八號ヲ以テ新聞紙及定時刊行物ハ一號ノ重量四十八匁ヲ超過スベカラズ、若シ之ヲ超過スルトキハ其全部ニ對シテ書籍税ヲ課スベシトス。十年十二月同第八十四號ヲ以テ新聞紙及定時刊行物ノ紙數ニ關スル規定ヲ削除シ、又地方管内官民ノ間ニ往復スル指令書願伺書並ニ公用書狀ノ税率ヲ低減シテ、重量三匁迄毎ニ一錢トス（以上明治十年迄の分）

第四種郵便税

第四種郵便税　明治四年十一月驛遞寮達ノ改正郵便規則ニ依レバ、當時書籍類及見本品ノ税率ハ重量十六匁迄毎ニ五十里以内ヲ錢四十八文（四十八文ハ今ノ五厘ニ相當ス）トシ、以上ハ百里以内及二百里内外ノ三段ニ區分シ、一段ヲ加フル毎ニ同額ノ賃錢ヲ増スモノトス。六年三月布告第九十七號ヲ以テ右里程ニ關スル規定ヲ削除スルト同時ニ、重量八匁迄毎ニ一市内往復ノモノ一錢、全國一般郵便役所取扱所アル地へ往復スルハ二錢トシ、其郵便役所及取扱所ナキ地へ配達スルモノニハ、別ニ一個一錢ノ増税ヲ納メシム。七年十二月同第百三十五號ヲ以テ各管内限リ送受スル税租戸籍其他ノ公用簿冊ハ書籍定税ノ半額トシ（市内増税ハ半額ニアラズ）八年十二月同第百九十七號ヲ以テ此等ノ郵便物ハ重量三十二匁迄毎ニ二錢トス（以上明治十年迄の分）』とある。

外國郵便

外國郵便は遞信史要に『外國郵便ハ明治五年三月大藏省達ヲ以テ郵便規則中ニ海外郵便手續ナル一個ノ標

題ヲ設ケテ、之ニ關スル事項ヲ規定シタルニ始マレリ。然レドモ當時本邦未ダ外國ト郵便交換條約ヲ締結セザリシヲ以テ、其郵便物ハ皆本邦居留地外國（英・米・佛三國）郵便出張所ヲシテ、之ヲ取扱ハシメシガ、六年（西暦千八百七十三年）八月ニ至リテ北米合衆國ト郵便交換條約ヲ締結シ（七年六月布告第六十二號ヲ以テ其條約ヲ公布シ、八年一月ヨリ實施ス。但シ此條約ハ九年四月布告第四十八號ヲ以テ改正追加セリ）十年（西暦千八百七十七年）三月遂ニ萬國聯合郵便條約ニ加盟シ、同年六月ヨリ之ヲ實施セリ（十年六月布告第四十五號ヲ以テ其條約ヲ公布ス）萬國聯合郵便條約ハ西暦千八百五十年普澳兩國其他ノ間ニ行ハレタル郵便ノ聯合ニ胎胚シ、千八百七十四年瑞西國白倫府ニ於テ開キタル萬國聯合郵便大會議ノ結果トシテ成立シ、翌年七月ヨリ實施セルモノナリ。故ニ我帝國ノ之ニ加盟シタルハ實ニ其成立ヨリ三年ノ後ニ在リ』とある。ここに於てはじめて我が國の郵便は國際的に獨立し、居留地外國郵便出張所の手を經ずに發送する事となつたのである。

郵便出張所

萬國聯合郵便條約

國際的に獨立

郵便創始當時

雪隱と間違へる

　郵便創始當時に就いて、漫談明治初年に本邦郵便の建設者とも云ふべき前島密の談話が掲載されてゐるから、これを拔萃して參考に供する。即ち『或る田舍の人で、今日で謂へば紳士とでもいふ程の者であるが、東京見物に出て來て、明治五年始めて東京市中の辻々に、柱函を建てたのを見ると、白字で郵便と書いてあり、又其信書の差入口の蓋に差入口と書いてある。其紳士は之を見て、便の字の偏が垂といふ字である故、タレベンと讀んで、郵便函を雪隱と間違へたのだが、それにしても、其差入口が餘りに小さいばかりか又甚だ高すぎるので、普通の日本人の用には適しないと、つぶやいたとの事で、本寮中の笑話となつた斯樣な珍談は幾らもあつたが、郵便といふ文字よりは、其呼び聲が忽ち世間の耳に慣れて、誰れ知らない者はないやうになつたのは、必要の然らしめたものであります。（中略）當時日本の紙幣は贋造の多いのに苦んでゐる最中であつたが、其贋造の多く出來る原因は印刷が粗末だからなので、私は之を防ぐには西洋に註文して、精

郵便切手玄々堂

再用防止

消印の事

巧な物を拵へるのが一番であるといふ事の發議者であつたのです。そこで郵便切手も精巧なのを拵へるのに日本で旨く出來るだらうかと言ふ事が第一疑問である。當時日本で銅版印刷を本業として有名なのは、唯玄玄堂松田といふのが一軒あるだけで、是が即ち紙幣の製造人である。だから餘り安心は出來ないのである。處が幸ひ澁澤榮一君が佛蘭西の郵便切手を持つて居られたので、之を玄々堂に示して其製造方を相談した處が其精巧なのに驚いて、迚も出來ませんと言ふ。それで外に仕方がないから餘儀なく玄々堂を說論したり勵ましたりして、强て依賴して拵へさせる事にしました。それから甚だ馬鹿げた樣な事だが、其當時では切手の再用を防ぐ方法に就て、私は苦心したのです。それは消印を押すといふ事に氣が附かなかつたからで、それ故和唐紙のやうな薄くつて弱い紙で拵へたならば、一旦封筒に貼着けたのを剝ぎ取らうとすれば、切手が破れて再貼用は出來ないだらうと考へて、その事にきめたけれども、まだ中々安心は出來ないので、色々苦心して居た處が、幸ひにも此の時洋行を命ぜられたので、明治三年六月二十三日、横濱發の米國船で出帆した、當時私は多年希望して居た洋行をする事が出來て、非常な愉快を感じたに拘はらず、切手再用の問題に就て滿足の解釋を得ないので、日夜苦悶して居た所が、自分の乘つてゐる船が郵便船である事を知つたので船長其外と郵便の事の話をして消印の事が分り、それと同時に以前長崎で米國宣敎師から見せられた切手に、消印のあつた事も思ひ出したので、疑團一時に氷解して實に愉快を覺えたです。それから其日直に此事を手紙に書いて、洋中で行逢つた米國の郵便船に託して杉村靜邏權正に通知しました。最初は切手と言はないで郵便印紙と名づけやうかと思つたが、其頃は印紙などといふ文字は一般の人の眼に新奇であつて、郵便といふ名すら旣に分りにくい上に、又印紙といふ新奇な名を加へた日には、斯業創始の爲に不利益であると思つて、多くの人の耳慣れて居る切手といふ名にしたのです。尤も本省中には切手といふ名は餘り俗で、鰹節屋か何かの樣だといふ非難もありましたが、私は貨錢といふ字と好一對ではないかと答へたので、先づ大笑

ひで濟んだのです。其後郵便賃を税と改稱した時、切手を印紙と改めようかと思つたが、別に害のない以上は、既に一般に知れ渡つた事を變更するにも及ばないと思つて、依然切手の名を用ゐる事にしました。私は又西洋では皆切手の周圍に小孔を穿つて、截るのに便利なのを視て、又英國の租税局で其孔をあける機械を視たので、歸朝の後之を拵へようと思つて、數百兩の私金を抛つて、數人の職工に指圖して試みたけれども明治五年頃の日本の鍛冶屋は實に拙劣な者で、皆徒勞徒費に屬して仕舞つたので、それから西洋から此機械を買はうと思つたが、經費がなか〳〵左樣いふ物迄買ふ程はない。已むを得んから鋼製の櫛のやうな物を拵へてそれを槌で打つて小孔をあける事にしたが、其器械といふのは女の遣ふ毛筋立のやうで幅は二寸程の物ですから、打抜いた孔が不揃なのは勿論、其小孔といふのも實は孔ではなくて、只一列に突き傷を附けたといふばかりなのです。併しそれでも是迄鋏で切取つたよりは、一段の進歩であると思つて、自ら慰めた位でした。

ゴム糊

それから切手の裏面にゴム糊を引く事に就ても、種々職人などに話して見たが、一人も應ずる者がないので自宅で試驗して見ようと思つて、轆轤と銅の薄板などを拵へさせて、いろ〳〵苦心してやつて見たが鐵の轆轤の製造が不完全なので、是も矢張徒勞と徒費であつたのです。當時切手の裏面にゴム糊のなかつた頃は發信人が銘々に糊をつけて封筒に貼る事でした。其頃ある西洋人が江戸橋の本局に來て、切手を買つて直に信書に貼らうとして、裏面を舌で濕しても少しも糊氣がないものだから、局員に外のと取換へてくれと言つたが、局員は日本の切手には總てゴム糊は付いて居ないと答へて、其所に備へてある糊壺を示して是で貼付けるのだと言つたので、その西洋人は指先を糊壺に入れると變な臭ひがしたから、嗅いで見ると臭氣鼻をうち、腐つた瓦斯は眼を衝くといふ有樣だつたものだから、驚いて切手と信書とを投出して歸つたといふ事で、私は之を聞いて實に慚汗に堪へなかつたのです。分業法の成立たない時代には、不思議な事務まで負はせられる者で、切手類の製造監督に任ずる所がないため、其工場を本寮中に設けて、紙幣局印刷部に製造

後金勘定

配達困難

ワーグマン

を託する樣になる迄は、私が其責任を負うたのです。其製造は榛原などといふ商人の請負であつたが、其頃の有樣といふ者は、寮中に印刷屋も小孔打拔屋も行李屋も袋屋も、役人と雜居して居て、長官も矢張其中に混つて居るといふ奇態な役所でありました。併し是が即ち日本帝國の郵便が創業せられた儉素の眞相です。（中略）近年になつては五分の手數料でも郵便切手類の賣下を望む者が多いさうですけれども、最初の頃は一割遣つても前金では承諾する者がなく、後金にして漸く賴むやうにして承諾させたのですが、その後金勘定の煩雜で面倒な事は　到底局外者の夢にも知らない所で、實に局員は、能く其困難を忍んで整理したのです。（中略）又配達の困難であつたのは、何省又は何府縣廳の何局何課にて何某と上書をした郵便物を、其役所の受附に配達して、配達人が還らうとすると受附の役人が、これ郵便屋待て、此手紙は何局何課の誰宛であるから、其人の出勤するのを待つて渡せと言つて叱り付ける。それから兵營では、營中に這入らうとすると制止されるし、門衞に託さうとしても聽いてくれない。一々受信人を呼出して渡すので、一通の信書に二三時間もかゝる事がある、郵便は宛書の所まで配達すれば、其れで務は終るといふ規則である事を、配達人たちは知らないではないが、郵便屋待てといふ一喝に辟易して、其規則に何の效もなかつたので、役所に郵便受取函を拵へさせるに就ても、說明の手數が多くかゝつたのです。昔から日本では、政治家でも學者でも概して通信の事には甚だ漠然としてゐた。だから橫濱などの開港場に外國の郵便局が出來たのを見ても、丁度日本の飛脚屋位に思つて、其役人を飛脚屋の番頭か手代だと思つてゐた位です。明治五年橫濱居留地に幾つも郵便の柱函を建てたが、是は唯內部郵便の爲であつた。然るに其頃ワーグマンといふ英人が發兌する繪入雜誌の中に、郵便柱函の蓋を開けると一つの信書もなくて、中は蜘蛛の巢だらけなのを見て、集配人が茫然としてゐる圖を揭げたので、橫濱の局員はそれを見て、讒謗したものだと言つて大いに憤つた事があつたが當時の有樣から見れば、別段無理な圖ではなかつたのです。これは每日幾回かの開函は怠らないから、ま

驛遞年報

さかに蜘蛛の巣もなかつたらうが、幾月經つても一つの信書も入れてなかつたのは事實なので、或る外國人は極々閑な事を日本の郵便函と言つて嘲つたさうです。其頃は横濱居留地に一の馬車會社があつて、毎日東京との間を往復して、兩地にゐる外國人の信書は皆是で送達してゐたので、明治六年に、信書の遞送配達は政府の獨占といふ事を達せられたけれども、治外法權のために此令を外國人に及ぼすことは出來なかつたが追々我が郵便事業が整頓して來たものだから、之に託する方が便利になつたので、外國人の信書も皆我が郵便で送達するやうになつたのですが、初め外國人が我が郵便を信任するやうになつたのは、驛遞年報を英譯して發刊した爲です。年報の英譯を外國人に公示した始まりは、驛遞寮であつたが、此年報の公示を見て、横濱神戸の英字新聞は大いに賞讃して、日本政府の他の事業も、郵便同樣に公示して貰ひたいと言つた位でした。

芳賀可傳

斯くまで外國人が我が郵便に信用を置いて續々とその信書を託するやうになつたのは、得意の事ではあつたが、また之に對する一つの困難が出來た。それは外でもないが、その頃英語の達者に出來る者は勿論、ペンで書いた草字の讀める者すら極少なかつたので、たまに有ると其俸給が頗る高くつて、本寮の少しばかりの定額經費では、雇に入れる事がむづかしいし、叉實際高い給料を拂つて雇はうと言つても、其人物が容易にない。漸くにして芳賀可傳といふ青年を得て、横濱局即ち本町通の第一回建設の郵便局に在勤させ、それに幾人かの書生を預けて、歐文郵便掛兼英語教師として、其書生は事務見習生と名づけて、郵便局舍內に住居させたから、郵便局は塾舍を兼ねた奇態なものでした。

明治四年に私が歐羅巴から歸ると、直に横濱にある英・米・佛の郵便局を訪問して其局長に面會し、その各國から我が國人に宛てゝ送つて來た郵便物は、どういふ手續で取扱つてゐるかと聞いた處が、其局長は何れも、甚だ面白くないといふ顏付で、通信の道のない國に住んでゐる人民は、氣の毒ながら通信の便がないの

米國との郵便交換條約

であるから、居留地外なれば、近い横濱市内に住んでゐる者にも、全く配達しない。それのみならず、日本政府並に諸官衙に宛てた郵便物でも、別段の手數をしてあるものでなければ、之を配達しない。配達したくとも其道がなく、又其義務もないのであるとの答へだ。因て私は實に、果して然らば日本人宛郵便物の配達しない分は殘らず返戻信書の例に據つて本國に送り返すかと問うた處が、然り外に道はないと答へて函の中から數十通の信書や書籍を取出して、私に見せて、是は即ち配達の道がないから送り返す筈であると言ふから、其郵便物を見ると、東京の人に宛てたのもあれば其役所に宛てたのもあり、中にも横濱在住の人に宛てたのもある。又は鹿兒島其他の地方に送るべき物もあつた。文明國の人民は萬里懸隔てた異域にゐても、矢張隣り同様に通信自在の便利を得てゐるのに、我が國の人は横濱の者が、自分に宛てた信書が萬里の波濤を越えて、すぐ目の前の郵便局まで來てゐるのですが、之を受取ることが出來ないとは、何たる不幸の事であるか慨歎に堪へない。東京にゐる外國人は、外國郵便船の着する毎に、横濱に往つて通信物を受授してゐるのである。併し外國郵便局が配達できないと言ふのを責める道理はないけれども、此方で進んで其道を開く事もしないで、今日までボンヤリしてゐたのは、如何にも殘念な次第である。既往は仕方がないが、將來は是非とも何とかしなければならない。(中略) 外國郵便を始めたのは明治八年一月一日で、即ち米國との郵便交換條約を實施したのが初めである。英佛兩國との條約はまだ出來なかつたが、米國を經由すれば歐羅巴諸國に日本の郵便物を送ることも出來れば、又向うからのも此方に來るだけの通路が開けたので、即ち久しく害されてゐた通信上の國權を恢復する第一段落はこの歳の一月一日に始めて付いたので、帝國史に特筆すべき一大吉辰であるが、當時三千餘萬の帝國臣民はまるで夢中であつて、特にこの吉辰を祝したのは、只私の深川の舊邸に集まつて、祝杯を擧げ、帝國萬歳郵便萬歳を唱へた驛遞の僚屬百餘名だけであつた。この時私の祝辭に、我菊花は今日より其秀麗なる光輝を世界の人眼(ひとめ)に映射せんと言つたのは、菊花章のついた郵便切

外國郵便の取扱開始

米國公使ビンガム

伊藤博文

手が、是からは世界諸國の人の目に觸れるといふ事を言つたので、この語は一生涯忘れられない大壯快な言葉の一つとしてゐるのです。この月の八日には、横濱郵便局で外國郵便の開業式を行つた。この日は各國公使や領事などを招待して、晩餐の大宴を張つて、伊藤參議（博文公）に頼んで英語の祝文を朗讀して貰ひ、米國公使ビンガム氏も祝辭を述べたが、孰れも是から此郵便の門に出つて出入する所の信書は、皆平和安泰の吉報、文明開進の好文章であらうといふ意味であつた。其日は横濱局の樓上樓下に澤山の球燈を吊して、門口には菊花紋形の大瓦斯燈を點じ、海軍樂隊の奏樂もあつた。然るに横濱市民は我國郵便の開業といふ事を知つてる者が殆どないので、色々の裝飾をしたり奏樂をしたりするのが何の爲であるかは知らないが、とにかく盛況であつた爲め、其夜は風が非常に寒かつたのも厭はずに、皆珍らしがつて局の前には人の山を築いたのである。この式も今から見れば、別段盛んな譯でもなく、小さな會社の開業式位の事であつたが、萬事質素な時分であつたから、殆ど空前とも謂ふべき盛況であつたのです。外務卿の天長節の夜會もまだ開けず、赤い球燈を澤山に吊すなどゝいふ事もまだ流行らなかつたのに、まして宴會に海軍の樂隊を傭つて奏樂するといふやうな事は絶えてない時代だつたから、人々が珍らしく思つて見物しに來たのも無理はないのです。

二代目廣重

私は此盛んな景況を廣く世人に知らせたならば、郵便は國家の一大機關であつて、或場合には外國公使までも招いで、盛んな儀式をする事もある。決して取扱役などが、自分の家の片隅で取扱つてゐる事務ばかりでないといふ事が世人に知れて、自然郵便の尊いことも分り、從つて世人が郵便といふものに注意するやうになる利益もあるだらうと思つて、繪師の二代目廣重に言ひつけて、外國郵便開業式の錦繪を拵へさせて、贈り物にしたり、又は賣らせもした所が、これを見て、郵便は我邦開明の先驅者であると言つて賞めたものもあれば、收支の償ふかどうかも覺束ない有樣であるのに、只だ外國郵便の早く開ける事ばかりに熱狂して

開業式だなんて贅澤なまねするとは、當局者の平生にも似ないと言つて非難した者もあり、中には郵便會社はエライ奢りをすると言つて嘲つた者もあつたさうです。

郵便役所と改稱の理由

最初暫時の間は郵便取扱所といつたのを、郵便役所と改め、それから局と改めたのですが、初め役所と改稱した理由は、此處は飛脚屋の營業場でない。政府の通信事務を扱ふ役所であるといふ事を廣く示す爲であつたので、それは大に必要があつたのです。其頃の發信人が當局に來て信書を出すのに、この手紙は目方が輕いとか、屆け先が近いとか言つて、賃錢を半分に負けろの、三分一で宜からうのと談じる者もあれば、茶を出せとか煙草を飮ませろとかいふ者もある。そこで局員が之に向つて、規則上稅額を減ずることは出來ない、又茶や煙草などは出せないと言ふと、この會社は橫着だとか失敬だとか言つて罵る者もあつて、取扱役の氣合を損じることが頗る多く、中にはその爲に辭職するものもあるといふ有樣でしたから、此處は官の通信役所である事を示す爲に郵便役所と改稱して、其看板を揭げたので、其時代には役所といふ名は自然に尊重な意味を人々に感じさせ、從つて役人と言はれて役所の事務を執ることは、地方の人々などは別して名譽としてゐたからです。是も矢張經費を掛けずに虛榮を利用して、斯業を發達させる私の一の方略でした。併し郵便役所と改稱した後も、世間では東京の本局を始め二府又は開港場地などの、官で建築した役所まで、長い間郵便會社と唱へてゐました。時にかういふ事を言つた人がある。昔鯱の形をした鑄物は、城の櫓の上につけて威武を表はしたものであるのに、今では東京に新築した三井商店の屋根の上に乘つてゐる。さうすれば郵便會社の店先に役所といふ文字を揭げても不思議はあるまいと言つた者があつた。實に面白い世の中でした。又郵便役所といふ名を附けたけれども、商店の一部分に置いたものですから、稀には門構へ玄關附の堂々たる所もあつたが、勿論多くは不體裁であつたので、局僚などは、地方の郵便局をせめて理髮店位な獨立の建造にしたいと言つて歎いた事もあつたのです。さういふ憐れな有樣であつたが、追々に地方上流の

宮城市兵衛

廣運社

紳士が任に當るやうになるに隨つて、大に體裁を得て斯業と共に世上の尊敬を受けるやうになりました。本局は江戸橋の南角で舊幕府の魚納屋と言つた役場で、後は當時の小公園とも謂ふべき翁稻荷の北地に密接してゐました。本局の家屋は五六十坪餘の粗末な構造である上に、老朽ちたものですから、柱傾き壁落ちて實にひどい有様でした。或る日一人の屬員が昔將軍を押殺すために、宇都宮で釣天井を拵へたといふ話があるが、今この江戸橋の役所でも釣天井で以て、多くの役人を押潰さうとするのだと、罵つたことがあるが是は局舍の天井が落ちさうになつたのを、荒繩で結び止めて置いた。其繩が切れさうになつたものだから、さう言つたのです。其後事務の進むに隨つて屬員を增した所が、局舍が狹いので、肩と肩とぶつかり、臀と臀と押合ふやうで其窮屈さは實に名狀も出來ない程であつた。私は據なく押入の中棚を取除けて、其處に座を設けた位でした。一體私の本官は大藏省の方で、驛遞頭は兼官でしたから、午前の中は大藏省に出勤して本寮に來るのは何時も午時頃からでしたが、私のゐる席の壁にくつゝいて、小公園の軍談の席があつて、講談の酣な時分になると、張扇の音が喧しく聞えて私の話を妨げるのに、一方には軍鷄鍋屋が繁昌して、肉の煮える臭ひが鼻をついて來て、私の辨當の味を亂るといふ頗る奇態な有様でした。中にも一番苦しかつたのは、暑中夕日が頭の上の低い庇を照りつけて、その熱さは燒かれる如くで精神も身體も弱り切つて仕舞ふのです。私は局員に向つて、君等が詩人の言ふ甑中に坐すといふ趣を知りたければ、驛遞頭になつて此押入の中に坐つて見ろと戲れた程でした。(以下略)』とある。以て創業當時の苦心を窺ふに足るであらう。

また創業當時に於ける郵便配達の困難と從業員の苦勞が並大抵なものでなかつたことは、漫談明治初年に宮城市兵衛の懷舊談が揭載されてゐるから、これを再錄して參考に供しよう。卽ち『昔、驛遞局の時代は、隨分面白いことがあります。當時、神田淡路町から高崎や前橋へは、今のやうに汽車がありませんで、廣運社といふのが馬車を出し、雙方から互ひに三度づつ出しました。拂曉五時に出ますのが、五時便と名づけ夜

十時に出ますのを夜馬車といひ、このほかに臨時が一臺、これを早速（はやおし）と稱して、生絲商人・相場師・急用のお客が乘りました。高崎まで二十八里といふものを、十時間程に往來をしました。夜馬車は郵便御用で、郵便局から五十、六十の袋が參りまして、驛々宿々で配布し、或は取集めて往きますが、この馬車へお客をも乘せ、魚も積みました。尤もこれは內密で、いはゞ社の餘德なんです。賃金は早馬車が二圓五十錢で、五時便が二圓二十五錢、ことに當時の金としては隨分高いもの。而もその上にガタクリ〳〵と動搖が激しいから全くお尻が飛んでしまひさうでした。況して馭者の身になりますと、仇やおろそかでありません。かうした

熊谷堤

幸い動搖のほかに、晝のは平氣ですが、夜馬車は隨分危險でした。郵便の爲替金を預かつてゐるものですから、あの熊谷堤なんかぞツとしませんでしたが、新島といふ男が當番であつた時（この男は後に三條公の馭者をしました）武州熊谷堤で六人の强盜が現はれて、雙方から、鎗を突出したが、そのため新島は長靴を突かれ、鎗先が辷つたので膝足を擦つて手綱の拳を少しく突かれたが、一鞭あてゝ馬車を飛ばし、ヤツとの思ひで危險區域を脫しました。この一件あつて以來、驛遞局から四挺ほどのピストルがお下渡になりましたが六挺がらみで無暗に撃つちやアならず、彈丸を一つ紛失させると、三分の罰金を取られる規約でした。私は一度强盜の入つてゐる家を喇叭で注意したため、强盜の奴が怒つて手むかつて來ましたが、その時一發放したことがありました」とあり、いかにも明治の初期らしい情景である。

二　電　信

電信

電信機の渡來

我が國に電信機のはじめて渡來したのは、嘉永七年アメリカ合衆國の使節が來朝した時、これを幕府に寄贈したのが濫觴であると傳へられる。次いで安政四年薩摩藩主島津齊彬が鹿兒島本丸の休息所から二丸探勝園の茶屋へ電線を架して通信の用に供した。然れども當時は一般に電信は用ひられず、いまだ實用の域

ジョージ、マイルス、キルベルト
宮林道三郎

傳信機役所
電線架設

には達しなかつた。

維新後、政府は郵便制の實施に伴ひ、明治二年八月電信の開設に着手し、横濱辨天燈明臺局内から同所を七町隔てし裁判所樓上に一線を架し、電信技師英國人ジョージ、マイルス、キルベルトを雇聘し、裁判所譯官宮林道三郎を掛員として電信を試驗した。當時のことは明治二十五年刊行、太田久孝著横濱沿革誌に『六月（明治二年）辨天燈臺局内より神奈川裁判所樓上へ假に電線を架設し、電信技師英國人ギルベット傭聘し、神奈川縣裁判所譯官宮林道三郎を掛員とす。電報を試驗す。當時の器械は掛時計の如くにして平假名文字を記し、掛針運轉して文字を指示せり。是本邦電信の起元なり』とある。横濱沿革誌に六月（二年）とあるは八月の誤りで、電信技師ギルベットとあるはキルベルトの間違であらう。當時はいまだ別に官衙を設置するに至らず、燈明臺局事務に附屬して外務省の管轄に屬したが、後民部大藏省に屬し、次いで電信技師キルベルトを雇聘し、明治二年九月神奈川縣をして横濱より東京築地明石町運上所へ電線を架設せしめた。よつて同年十二月横濱裁判所構内に傳信機役所を假設し、同月二十五日横濱東京間の架設工事が竣成し電信が開局せられた。これより先き、同年十一月東京横濱傳信局の名を以て略ぼ左の廣告をなした。

傳信機ハ幾百里相隔ル場所ニテ人馬ノ勞ヲ省キ、線ノ連ナル場所迄ハ音信ヲ一瞬間ニ通達スルノ至妙ノ機關ナリ。依テ通信相願候者ハ左ノ規則ヲ心得ベシ。

東京ト横濱トノ間ニ掛渡セル傳信機ハ、横濱ハ裁判所東角ノ傳信局ニ至リ、東京ハ鐵砲洲運上所右側ノ傳信局ニ至リ、用向有之モノハ申通度、其要用ノ事ヲ成ベク簡略ニカナニテ相認メ、右局ヘ持參可申候事。

代銀ノ定メハカナ一字ニ價銀壹分ノ割合ヲ以テ可拂事、但シ先ノ宿所宛名仕出シ元共何町又ハ家主誰店ト悉敷認可申、尤表面ノ宿所名前ハ別段代銀差出ニ不及事。

右兩所ヨリ相離ル、場所ヘハ早飛脚ヲ以テ相達ル、賃銀一定左通遠近ニ不拘横濱關內急屆銀六分、關外

野毛戸部石崎石川吉田新田元町銀一匁五分、神奈川保土ケ谷一里半積銀二匁五分、藤澤五里半積銀三十匁但半時間相州横須賀七里半積銀四十五匁、但四時限、右ノ外前書ノ割合ヲ以テ里數ニ應ジ、賃銀拂フベシ

東京居留地關内銀五分、關外木挽町汐留新橋數寄屋河岸京橋中橋東京府久保町三十間堀邊以下略ス銀三匁右ノ外ハ一里銀七匁二分ノ割合ヲ以テ拂フベシ。

一方ヨリ通信有之候節便ヲ以テ夫々ヘ相達候ハヾ其名宛ノ者又ハ名代ノモノヨリ其使ヘ刻付ノ請取書差出可申候、尤返答差出候節ハ其使ヘ認メ渡候儀不相成、別段返書認メ持參可申事、諸相場其外秘密ノ儀申遣度節ハ、兼テ諸店共申合ノ隱言葉等ヲ以テ申遣シテヨロシ、役所ニテハ申出ノ儘相認メ封ノ上相達スル事ニ候、若シアラハニ申出候テモ掛役人モ、其往復ノ事一切他言不致掟ニ付洩ル、事ナシ。

來ル十二月二十五日ヨリ相始モノ也（但シ朝第八時ヨリ夕第八時迄開場）

傳信機役所を傳信局と改稱

一般通信の嚆矢

横濱東京の電線架設工事の竣成すると共に傳信機役所を傳信局と改稱し、通信規則及びその料金を定めて公布した。これ我が國に於ける公私一般通信の嚆矢である。

電信寮の設置

傳信より電信となる

いま明治二年八月電線の架設當時から同十年頃までの電信主管廳を見るに、遞信史要に『明治二年八月始テ電線架設ノ工ヲ起スニ當リ、外務省燈明臺役所ヲシテ兼テ其事務ヲ掌ラシム。同年九月電信事務燈臺事務ト共ニ民部大藏省（是年八月民部大藏兩省合併ス）ニ屬シ、三年七月兩省分離スルニ及ビ民部省ニ屬シ始テ傳信機掛ヲ置ク同年閏十月工部省ヲ置カレ、之ニ屬ス。四年八月改テ電信寮ヲ置ク、十年一月電信寮ヲ廢シ、更ニ電信局ヲ置ク云々』とあり、傳信から電信となつた經路を明かにしてゐる。

電信局の設置

電信局の機構

また電信局の機構に就いては遞信史要に『電信局ハ初メ傳信機役所ト稱シ、尋デ之ヲ傳信局ト改メ、五年四月更ニ電信局ト稱ス。六年五月一等ヨリ三等迄ノ等級ヲ立テ、十年一月工部省電信寮ヲ廢シテ、電信局ノ置クニ及ビ、從來ノ電信局ヲ改メテ電信分局ト稱シ、以テ相混ゼザラシム』とある。

電信線は明治二三年の頃から既に東京横濱間・大阪神戸間等に架設したが、これ等は殆ど試驗的施設に過ぎなかつた。その眞に一個の事業として現はれたのは東京長崎線及び東京青森線の架設せられてからで、これ等の二線は明治四年乃至同七年の間に竣工したが、當時開拓使所管の函館札幌線と共に全國電信の脊梁をなすもので、現今の一等局の多くは大抵この脊梁線に設置されてある。次いで同七年乃至同十年の間には九州地方を一環し、同九年乃至十二年の間には四國、同九年乃至十五年の間には山陰・北陸・兩羽の樞要地を連絡し、同十七年乃至二十五年の間には北海道の全島を圍繞するに至つた。

音信料　電報料

明治十年前の電報料は遞信史要に『電報料ハ初メ代銀代錢等規則ヲ定ムル毎ニ其名稱ヲ異ニシ、明治五年ニ至リテ音信料ノ稱アリ、十八年以降更ニ電報料ト改稱ス。而シテ其準率ハ十八年以前ニ在リテハ經由ノ局數ト地方ノ狀況トニ依リテ差等ヲ設ケシガ、十八年七月一市內及壹岐對馬ヲ除クノ外、國內ヲ通ジテ一率トシ、二十四年四月壹岐對馬モ亦內國普通納額ニ依ルコトヽセリ。其詳細ハ左ノ如シ。

東京横濱傳信局布告

明治二年十一月ノ東京横濱傳信局布告ハ兩局間ノ通信代銀ヲ假名一字ニ付キ銀一分（現今ノ一厘六毛餘）トシ、其代銀ヲ課スベキ範圍ヲ音信文ノミトシ、其配達賃錢ハ略々一里銀七匁二分（一匁ハ現今ノ一錢六厘六毛餘ニ相當ス、故ニ七匁二分ハ卽チ凡ソ十二錢ナリ）ノ割合ヲ以テ納メシム。三年四月ノ神奈川縣布告ハ右兩局間ノ歐文通信賃錢ヲ一音信卽チ二十語以內ニ付キ金一歩（現今ノ二十五錢）トシ、十語以內ヲ加フル毎ニ一音信ノ賃銀ヲ增シ、住所氏名ハ六語以內ヲ無賃トシ六語ヲ超ユルトキハ、其字數ヲ音信文ニ算入シ、其配達手數ニ對シテハ二哩以內ヲ無賃トシ、二哩以上ハ一哩每ニ金二朱（一朱ハ現今ノ六錢二厘五毛ニ相當ス、故ニ二朱ハ十二錢五厘ナリ）ヲ徵收スルコトヽス。

大阪神戸傳信布告

同年七月ノ大阪神戸傳信布告ハ二年十一月發布ノ京濱間規則ト略々其趣旨ヲ同ジクシ、唯其通信代錢ヲ假名一字ニ付キ錢十六文トシ、其配達賃錢ヲ概ネ一里八百文ノ割合ト爲シタルノ差アルノミ。四年五月太政官達ヲ以テ御用向通信（卽ち官報）モ亦私信ト等シク料

金ヲ徴收スルコト、シ、局報唯リ無料逓送ノ規則ヲ改メズ。五年四月工部省達ヲ以テ東京長崎間各地ノ音信料ヲ定メ、和文電報モ亦片假名二十字以內ヲ一音信トシ、又和文二十字歐文二十語ヲ超ユルモノハ十字若クハ十語以內ヲ加フル毎ニ半音信トシテ計算シ、住所氏名ハ歐文ニ限リテ悉ク之ヲ音信文ニ算入ス。而シテ其一音信ノ料金ハ東京府內各局間ハ和文五錢、歐文十五錢、其他各地間ハ隣局迄和文七錢、歐文二十五錢トシ一局ヲ加フル毎ニ和文ハ二錢、歐文ハ十錢ヲ增シ、其配達賃錢ハ東京ハ五町以內、西京ハ洛內、大阪ハ府內其他ハ十町以內ヲ無賃トシ、此制限以外ハ五町以內ヲ加フル毎ニ二錢ヲ課スルコト、ス。六年十一月工部省布達第十六號ヲ以テ京都・大阪モ亦各地ト等シク十町以內ニ限リテ無賃トシ、且ツ各地一般二里以外ニ配達スルモノハ總テ之ヲ郵便ニ付スルコト、セリ。又同布告ニ於テハ特別ノ便利アル地方（鐵道ノ設アル地方ノ如キハ之ヲ二十五錢トセリ、是レ之ヲ五十錢ト爲ストキハ、電報依賴者ヲ減少スルノ恐アリシニ因ルナルベシ）ヲ除クノ外ハ、其隣局ヲ五十錢トシ、以上三局若クハ四局ヲ加フル毎ニ五十錢ヲ增スコト、セリ。是レ從來ノ歐文電報料ハ稍々低廉ニ失スルノ嫌ナキ能ハザルヲ以テナリ。七年一月同第二號及同年三月同七號ヲ以テ東京・小樽間ノ音信料ヲ定メタリ。其東京・長崎線ト異ナル所ハ唯和文ノ隣局迄傳送スルモノヲ八錢トシ一局ヲ加フル毎ニ三錢若クハ五錢ヲ增スコト、爲シタルノ點ニ在リ。而シテ該料金ノ東京・長崎線ニ比シテ多キヲ加ヘタル所以ノモノハ、蓋シ其各局間ノ距離長遠ニシテ收支ノ權衡上此區別ヲ立ツルノ必要ヲ認メシニ因ルナラン。然リ而シテ其後ニ於ケル各地ノ音信料ハ殆ド其標準ヲ此二線ニ取ラザルハナシ。八年三月同第五號ヲ以テ二里以內ノ配達料ヲ各線共ニ一通五厘トス」とある。

外國電信の取扱開始

萬國電信公約

大北部電信會社

また外國電信は明治六年東京長崎の竣工以來すでに之を取扱つてきたが、當時我が國はいまだ萬國電信公約に加盟しなかつたので、長崎以外に關する電信の取扱は悉くこれを丁抹國大北部電信會社に委託した。而して其內地に於ける傳送方法に關しては概ね內國電信規則を適用し、その傳送料金に關してのみ特別の規定

を設けて取扱つて來たのであるが、明治十一年三月工部省布達第四號を以て同月二十五日以降は西曆一八七五年（明治八年）露京セントピイタースボルグに於て議定せる萬國通信公報により我が電信局に於て取扱ふことに決定した。然るに同十二年十月布告第四十五號を以て萬國電信條約に加盟せし旨を公布し、翌十三年一月から之を實施した。

電信の取締

電信の取締については遞信史要に『電信創業ノ際ニ在リテハ、線路ノ取締ハ其最モ急務トセシ所ナリ。故ニ明治四年東京長崎線ヲ起工スルニ當リ、其十月沿道各府縣ヘ對シ、東京長崎間ノ電信線ハ内外公私ノ利便ヲ增進センガ爲メ架設スルモノニシテ、國務上重大ノ事件ナルニ因リ萬一此盛業ヲ妨害シ、又ハ電線ヲ毀損スル等ノ所業ヲ爲ス者アルトキハ國威ノ消長ニ關スル鮮ナカラザルヲ以テ、沿道各地方長官ハ豫テ其取締方ニ注意シ、若シ斯ル暴擧ヲ企ツル者アルトキハ臨機相應ノ防護ヲ爲シ且ツ嚴重ノ處分ヲ爲スベキ旨ヲ布告シ、又長崎線ヘ對シテハ丁抹國大北部電信會社架設ノ海陸線ハ我電信線ト連接シ、内外通信ノ便ヲ爲スヲ以テ亦我線ト同一ノ取締ヲ爲シ、其妨害ヲ免レシムベキ旨ヲ達ス。

守線の方法

然ルニ其後電柱ヲ毀損シ、電線ヲ障碍スル等往々粗暴ノ所業ヲ爲ス者之アルニ因リ、五年四月布告第百九號ヲ以テ此等ノ取締ハ沿道地方長官ノ職任ニ屬スルニ因リ、各々其管内ニ於テ嚴ニ守線ノ方法ヲ設ケ、速ニ工部省ヘ具申スベシトシ、七年九月ニ至リ同第九十八號ヲ以テ電信條例ヲ發布セリ。

電信條例の發布

同條例ハ右地方官ノ具狀ヲ參酌シ、線路ノ取締ヲ主トシテ之ヲ制定シタルモノナルガ故ニ其他ノ事項ニ關シテハ僅ニ二三ノ規定ヲ設ケタルニ過ギズシテ、寧ロ之ヲ電信罰則トモ稱スベキモノナリトス、亦以テ當時該取締方法ヲ設定スルノ如何ニ急務ナリシカヲ推知スルヲ得ベキナリ。然レドモ電信ノ取締ハ固ヨリ守線ノ一事ヲ以テ足レリトセズ、事務ノ增進スルニ從ヒテ其設定ヲ要スベキ事項亦漸々增加スルモノトス。故ニ十八年五月布告第八號ヲ以テ從來ノ取扱規則ヲ參酌シ、右條例ヲ改定スルニ當リ、大ニ其取締ニ關スル條項ヲ增設シ且ツ從來ノ規定ヲ改正シテ現行刑法ト權衡ヲ得シメタリ』とある。

海底電線

斯く官民の協力によつて我が國の電信事業はよく短期間に發達したが、いまだ海底電線を有する迄には至らなかつた。然るに丁抹國の大北部電信會社は明治三年八月上海長崎間及び浦鹽斯德長崎間、兩海底電線の起工を計畫してゐたので、これと契約して兩海底電線を長崎に揚陸し、且つ長崎横濱間に海底電線を敷設することを許可し、同時に丁抹公使と談判してこれに關する條約を交換した。日本商業史には『長崎の港口電線の沈布に適せざるを以て肥前國千本の地に陸揚することを許さる』とある。後いくばくもなく上海長崎間及び浦鹽斯德長崎間の兩海底電線が竣成したので、こゝに初めて我が國は海外諸國と電信の交換を實施することを得た。よつて同十一年三月電信開業式を擧ぐるに當り、その委託を解いて我が電信官吏をして直接電信の送受をなさしむるに至つたのである。

農業

第七節　農　業

明治初期の農業政策

一　明治初期の農業政策

農民の解放

檢見制均一の金納制

附加税

姓氏を許す

四民平等

散髪令

裸體禁止

學制頒布

徴兵令

廢刀令

明治維新は王政復古の大革命であるが、これと同時に農民の解放であるとも云ひ得るであらう。これを税制より見る時は舊幕時代の不公平な檢見制による米納を廢し、地價による全國均一の金納制に改め、從來の小成物及び助郷課役を革めて地租による附加税に改めたる如きは、確かに賦課制の大改革であらねばならぬ。また明治三年には平民に姓氏を許し、翌四年には四民平等を布達し、同年八月には散髪令を發し、裸體を禁止して農民の向上を圖つた。同五年には學制を頒布して農民に學問の自由を與へ、同六年には徴兵令を布告して農民にも武士たることを許可した。同九年には廢刀令を發し、武士と農民の區別を完全に撤廢して四民平等の特許を獲得せしむるに至つた。舊幕時代の農民は恰も武士の奴隷に等しく、弊衣破帽に甚かなこと、

蠶卵紙生絲改所の設置
養蠶方法書の頒布
岩山荘太郎
三隅市之助
ジョーヂ、アエッチ、ホール
農事試験場
開拓使官園
霞關試験場
上野國富岡村
ミルラン
生糸の改善
生絲試験所

薬を以て頭髪を束ね、絶對に絹物の衣服を着ること嚴禁せられ、地方役人の往來にさへ土下座をさせられ、耕土の賣買を禁ぜられ、作物栽培の自由すら與へられなかつた。然るに維新後は農業經營の自由、農産物販賣の自由、耕地賣買の自由を與へられ、農家の經濟生活に未曾有の大革新を與へた。

また政府の對農施設としては輸出生絲、蠶卵紙の非難に鑑み明治元年江戸呉服橋内牧野駿河守邸内に蠶卵紙生絲改所を設け、輸出生絲及び蠶卵紙を檢査してこれに印税を賦課し、以て生絲及び蠶卵紙の改善に努めた。翌二年には安房上總の諸牧場に牧牛の試験を行ひ、大いに牧畜を指導し、翌三年に至つては民部省から養蠶方法書を頒布し、また下問書を配布して經驗家の意見を徴し、蠶業施設の資に供すると同時に諸縣に米綿の種子を配布して試作せしめ、また西洋の牧草・甜菜・蕪菁の種子を購入してその栽培を奬勸する所があつた。尋いで同四年には鹿兒島藩の岩山荘太郎・山口藩の三隅市之助を米國に派遣して耕牧事業を研究調査せしめ、米國ジョーヂ、ア、エッチ、ホールを開墾局に雇聘して種藝牧畜の改良に從事せしめ、更に民部省から和蘭棉種を各地に配布して試作せしめた。また東京市郊外上目黒村駒場野八萬坪を開墾して爰に農事試驗場を設け、純洋式の農法を研究せしめ、開拓使官園を東京青山南町・青山北町・麻布新笄町等に設置して外國から輸入した家畜、作物等の風土的試験を行はせ、東京霞關舊廣島藩邸跡に霞關試験場を設置して、米國から輸入した農具を以て西洋の穀類・野菜類を栽培した。就中試験の結果良好な成績をあげた麥類の種子を各縣に配布して麥作の改善に努めた。政府は洋式機械製絲を奬勵する目的を以て上野國富岡村にフランス式機械製絲工場を建築中であつたが、明治五年に至つて開業すると同時に、各地から多くの工女を募集して洋式製絲術を傳習せしめたが、これ等の工女は卒業後全國の各地に分散して、大いに製絲の改善に努めたので、各地に洋式製絲工場が勃興し、我が生絲の面目を一新するに至つた。政府は富岡製絲場に次いで瑞西人ミルランを雇聘し、癸坂に生絲試験所を設けて生絲の改善に努めた。これより民間に於て政府の模範工場

內藤新宿試驗場
種付開始
水蜜桃の栽培
紅茶製造
洋果實の試培
珈琲試培
人工孵化
甜菜の試作
農事作業場
札幌農學校
オレンヂ
レモン
オリーヴ
葡萄
農業經營の自由

に倣うて洋式機械製絲工場を起すものが續出し、ために我が生絲は頓に品質を向上せしめ、その產額を增加するに至つた。その他、この年には東京近傍に散在する十餘ヶ所の小試驗所を併合する目的を以て內藤新宿の內藤賴直邸約十萬坪を買收して爰に內藤新宿試驗場を設置し、農事試驗の統一を圖つた。越えて翌年には家畜の種付を開始し、淸國から水蜜桃の苗木を取寄せてその栽培を勸奬し、同七年には米國產果實種子の試播をなし、紅茶製造の試驗をなす等大いに洋式果實の栽培を勸奬した。また同八年には緬羊飼育の普及を計畫し、珈琲等の試培を行はせ、同九年には甜菜の試作をなし、家禽の人工孵化を試驗し、內藤新宿農事試驗場に農事作業場を設け各府縣から傳習生を募集して技術者の養成に努むると共に、政府は米國からオレンヂ・レモン・オリーヴ等の苗木三萬六千本を輸入し、フランスから葡萄苗二萬本・コルク樹種子一斗を輸入してその普及を圖り、北海道に札幌農學校を設立して農業教育の向上發達を圖る等、政府の農業的施設には相當に努力の跡が窺はれるが、これ等の對農施設中には徒らに歐化主義に卽したものが多く、且つ資金の之れに伴はぬもの等があつて、いづれもその施設には徹底味を缺き折角の施設も中止または廢絕したものが多い。加之かの模範工場等の如きも之れを民間に拂下げるに際し、その目標を民間の團體に置かずして、或る一部の財閥に年賦無利子にて拂下げたる如きは、失當の謗を免れなかつた。

二　農業經營の自由

明治新政府は時勢に鑑み、明治四年九月四日、大藏省をして「田圃ノ種藝ハ米麥ニ限ラズ其ノ土質ニ適スルモノヲ栽培セシムルコト」を令せしめた。これ政府が農民に對し農業經營の自由を與へたもので、農民はこゝに於て經營上作物に就いて從來の如き制限を受くることなく、その土地に適するものを自由に選擇栽培し得ることゝなつた。農民の栽培制限に就いては明治大正史、經濟篇に『從前德川幕府の治下にあつては盲

甘蔗の栽培禁止

姓はその栽培する作物について種々の制限を加へられて居たのであつて、例へば文政元年戊寅十二月の幕府の令に「近來諸國ニ於テ砂糖ノ製作追々相增シ大阪表其ノ外國々ヘ積ミ送ル其ノ高多分ノ趣ニ聞エ右ニ付テハ自然田畑ヘ甘蔗ヲ作リ米穀ニカヘ砂糖製作ヲ專ラニスル事ハ然ル可ラズ之ニ依テ自今以後猥ニ田畑ヘ甘蔗ヲ植ウル事停止タル可シ云々」とあるが如き、或は天保十三年壬寅四月の幕府御觸書に「近來初物ヲ好ム事增長シ殊ニ料理茶屋等ニ於テハ競ヒテ買ヒ求メ高値ノ品ヲ調ヘ料理ヲナスハ不埒ノ事ナリ假令バ胡瓜、茄子隱元豆、豇豆ノ類其ノ外萠物ト唱ヘ雨障子ヲ懸ケ塵芥ニテ仕立テ或ハ室ノ中ヘ炭團火ヲ用ヰ養ヒ立テ年中時候外ニ賣出ス事ハ奢侈ヲ導ク基ニシテ賣出ス者共モ亦不埒ノ至ナレバ以來ハ萠物ノ初物ト唱フル野菜類ハ決シテ作リ出ス間敷旨在々ヘモ觸レ達スベケレバ其ノ旨ヲ存シ堅ク賣買スベカラズ若シ背クモノ之アルニ於テハ吟味ノ上急度咎メ申付クベシ云々」とあるが如き、其の他此の種の農作物を制限拘束する制令は幕府及び諸藩に依つて度々發布せられた』とあり、以て舊幕時代に於ける農作物の栽培に對する制限拘束の一斑を窺ふに足るであらう。

萠物禁止

準禁制品

安政五年舊幕府は米英露蘭露の五ケ國と修好通商條約を締結し翌六年から横濱・函館・長崎の三港を開いて貿易を始めたが、生絲・蠶卵紙・米等を準禁制品とし、出荷に制限を加へて自由輸出を許さず、ために鎖國解消の惠澤は農民に及ばなかつた。舊幕府に於て米・生絲・蠶卵紙の輸出に或制限を加へたに就ては充分に理由のあることで、これ等の無制限輸出は內地の米價騰貴、生絲・蠶卵紙の暴騰を招來することを考慮して制限を加へたのであるが、一方價格の騰貴は農業の發達を來し、養蠶業の勃興を促すに到るべきを思はざるの拙策と言はねばならぬ。加之輸出品中の主要商品たる米・生絲・蠶卵紙の輸出制限は却てその豫想を裏切り密輸出が盛んに行はれたことを知らば、思ひ半ばに過ぐるものがあらう。米・生絲・蠶卵紙の輸出制限にも增して、農業の發達を阻害したものは、舊幕時代に於ける交通制限であつた。

交通制限

舊幕時代に於て諸藩は各々

その領土に轄據して政治・軍事・交通を獨裁し、恰も獨立國の如き觀を呈してゐた。隨て各藩はそれ〳〵糧食自給策を確立する必要に迫られ、以て百姓は米麥作に集中せしめられ、こゝに農業經營上の拘束を受けるに至つたのである。然るに明治維新による中央集權的政治機構の確立は、食糧の供給に就ても國際的、國內的に從來の障碍を取り除くと共に、農作物の栽培に對しては農民の自由に委したので、農民の農業經營は頗る自由となり、農民の生活上に劃期的な便益を與へたのである。

農作物の栽培自由

三　農產物販賣の自由

農產物販賣の自由

販賣の拘束

舊幕時代には農產物の販賣に就ても農民は種々の拘束を受けた。例へば會津藩の蠟漆、鹿兒島藩の砂糖の如きは絕對に農民の自由販賣を許さず、いづれも藩の專賣としてその販賣を統制し、藩主は之れに依つて莫大な利益を壟斷してゐたのである。

前節にも且渡述べたが米・麥・生絲・蠶卵紙は國內の騰貴を慮り、一時舊幕府に於て禁制品に指定し、爾來明治維新後に於てもこの方針を堅持して來たが、然るに明治政府は維新直後急激な變革を避けて租稅法の如きも舊幕時代の物納制をその儘襲踏し、米・麥・豆等を以て徵收したのと、明治四年七月廢藩置縣の際諸藩から受取つた貢米が巨額に達したので、政府はこれが處分に窮し、明治五年一月からその所有米を海外に輸出した。これに對しては種々の非難もあつたが、翌六年八月遂に一般民間に對し米の輸出を許可するに至つた。併し政府が米の海外輸出を斷行したことに就いては相當の根據がある。それは明治三年以來豐作が續いた爲めに全國に多量の米がダブついてゐたが、同四年七月廢藩置縣を斷行した結果、從來諸藩の貢米及び軍用米が一時に政府の手に歸した。加之政府には多量の租米があつた。政府がこれ等の莫大な米を國內で處分して、一時に市場へ放出することは米價の暴落を誘致する結果となる、然る時は豫ねて計畫中の地價の決定

米の海外輸出

に非常な悪影響を與ふるのみならず、地租の金納制を斷行する際農民の蒙る經濟上の打撃は更に深刻であることは論を俟たずして明かなので、茲に於て政府米の海外輸出に依つて一は米價の暴落を防止し、以て農民生活の安定を圖り、一はこれに依つて政府の財政を豐かにしようとの一石二鳥の態度に出たのである。この米の海外輸出に就いては明治大正史、經濟篇に『この政府の米穀輸出は其の後明治七年一月まで續行し、總計百十九萬七千八百四十三石を香港・厦門・上海・汕頭・福建・シドニー・メルボルン・ロンドン・サンフランシスコ等に輸出して四百九十二萬五千九百五圓の收入があつた。何しろ古來禁制の米を初めて輸出した事であつて、海外の經濟事情が不明であつた上に取引を外國商館に委ねた爲に諸經費も案外かゝつたので、內地市場の相場に比較すると結局百四十二萬圓の損失に終つたといはれるが、元々幕府並に諸藩の所有米を新政府が取得したものが大部分であつたから、これも經濟上現實の損失として現はれたわけではなく、一面に於て却つて、內地市場における米價維持、國際貸借關係の改善等有形無形の好影響は大なるものがあつた』とある。米の海外輸出解禁は農産物販賣制限撤廢の一例に過ぎないが、農民の主産物たる米の自由販賣を許しただけでも、農民にどれほどの便益を與へたか、全く想像に餘りある。次いで明治六年七月十五日、政府は太政官布告第二百四十六號を以て『米麥ノ儀是迄海外輸出禁制ノ處國內ノ都合ニ依リ海關無稅ヲ以テ來ル八月一日ヨリ輸出差許候尤時宜次第此布告ヲ變換候節ハ二ヶ月以前ニ可相達此旨布告候事』と達した。

米麥の輸出解禁

かくて米麥の自由輸出と共に農産物はあらゆる取引上の制限から全く解放せらるゝに至つたのである。

農産物の自由販賣に拍車をかけたものは郵便・電信・馬車・鐵道の發達であることは云ふ迄もない。郵便・電信の實施は取引上の一大革命であるが、馬車・鐵道の發達は交通の自由解放であつた。舊幕時代に於ては交通運輸上の不便に加へて、農産物の販賣には種々の拘束あるのみならず、交通上にも嚴重な制限があつて、これを海外に搬出することは極めて至難であつた。然るに維新後はこれ等の諸拘束を撤廢すると同時に陸に

は馬車・鐵道あり、海に汽船があると云ふ有様で、交通運輸の發達と相俟つて農産物の移出は頗る簡易となり、これが農家の經濟に及ぼした影響は實に絶大なものであつた。

四　耕地賣買の自由

耕地賣買の自由

徳川幕府は地主の土地兼併を防ぎ、この土地兼併のために小農階級が流民となつて離散するのを防止すべく、寛永二十年三月田畑永代賣御仕置を定めて耕土の賣買を禁じた。これは小農の保護にあることは言を俟たないが、この禁止令によつて爾來農民は自己の土地と雖も自由に之れを處分することが出來ず、言はゞ農民は幕府から土地の管理を受けたのである。農民の主要收入が米麥で、その米麥は全收入の九割を占むる以上田畑の賣買禁止は農民に取り殆ど全所有地の賣買禁止にひとしい影響を與へたに違ひない。斯の如く徳川幕府は種々の弊害に鑑みて農民の耕土賣買を禁止したが、これが果して文字通り履行されたかといふに、內實は必ずしもさうではない、表面は質入または預入といふ名儀で盛んに脫法行爲が行はれてゐたのである。

土地永代賣買の解禁

然るに維新後明治五年二月十五日、政府は土地永代賣買の禁を解き、次いで同月二十四日大藏省は地券渡方規則を頒布し、こゝに寛永二十年以來賣買禁止中の土地は始めて解禁せられて、農民は名實共に解放せらるゝに至つた。併し政府が土地賣買の解禁をなしたに就ては農民の解放といふよりも、寧ろ政府の稅制改革に原因すると見る方が正しい。維新の直後、新政府は徵租に當り暫く舊慣に從つて物納制（主として米）を採用したが、この制度によると每年政府收入の石高は同一でも米價の變動に從つて國庫の歳入を當込み、一定の歳出豫算を樹てゝ諸般の事業を施行することが出來ない。政府はこれが對策に種々苦心の結果、物納を廢して金納制に改むるの急務を痛感し、從來課稅の對象たる收穫物を廢して、土地に課稅することにした。收穫物を對象として課稅する時は年の豐凶により、政府の收入に增減を生ずるが、土地を對象とする時は土地

の賣買價格を基準として賦課金額を決定するから、每年國庫の歳入は一定する譯である。爰に於て政府は新税制創設のために、先づ農民に耕土賣買の禁を解いて自由に土地の賣買を行はしめ、以て公平な地價を定めようとしたのである。即ち農民に對する耕土賣買の解放は税制改革といふ別な形となつて、やはり農民の重荷となつた。

五　士族の歸農

維新後、舊幕時代に武藝を主職とした士族は維新の革命によつてその存在理由を失ひ、忽ち失業者として新に就職の道を講じなければならなかつた。もつとも彼等の中には新政府の役人とし、官途についたものもあつたが、それは寔に九牛の一毛に過ぎなかつた。政府は維新直後官制改革を斷行し、明治四年七月諸藩を廢して縣を置き、士族に對し家祿を奉還せしめ、士族授産の目的を以てその家祿に應じ一定の割合を以て一時賜金を支給することに決し、秩祿公債證書を發行して之を與へたが、永年遊惰に馴れた士族はこれを以て積極的に産業に從事することなく、徒らに不平滿々として徒食するに過ぎず、折角の政府の對策も何等功を奏しなかつた。

當時の上層知識階級たる士族をこの儘放任して置くことは、一國の經濟上甚だ不利益な許りでなく、當時尙ほ基礎薄弱にして政綱張らず、威令の普からぬ明治政府に取り、これ等の舊幕府の士族が不滿を懷いて各地に散在してゐることは頗る危險な存在であらねばならぬ。彼等は窮乏のあまり、何時何處で叛亂を起さぬと誰が斷言するであらうか。言はゞ新政府に取り、これ等士族の失業群はまさに虎疫にもひとしい寄生的存在である。茲に於て政府も深くこれを慮り、恒産なきものは恒心なしを實地に應用し、積極的にこれ等の失業士族に授産の道を講じ、以てこれを救濟すべく種々の對策を實施するに至つた。その一は士族の歸農奬勵

士族の職業解放

士族の商法

である。卽ちこれが爲に明治三年政府は秩祿を奉還する者に對し、その祿高の三ケ年分を一時に交付して授產の道を講じたが、特に歸農を願ひ出づるものには五ケ年分を一時に交付して起業の資に供した。また家祿を奉還して樺太、北海道等に移住し開拓に從事しようとするものには特に七ケ年分を一時に交付して其便宜を圖るところがあつた。斯の如く秩祿を一時賜金に振替へ得るの道を拓くに及び、爾來この條件の下に家祿の奉還を願ひ出づるものが續出するに至つた。然れども當時士族は家祿を奉還して農商に轉向するものゝ外は、いまだ自由に農商を營むことが出來なかつたので、折角家祿を奉還して一時賜金を交付されても徒食せざるを得なかつた。そこで政府もこれに鑑み、明治四年十二月八日すべて華族士族及び卒族は政府の職にあるものを除き、その他は秩祿奉還の如何に拘らず、自由に農工商の業を營むことを許した。士族に職業の解放を許すと共に、特に歸農商者に限り一時金を交付する必要がなくなつたので、一時金交付制を廢したが、明治六年三月十三日再びこの制を復し、家祿奉還者に對しては三ケ年分の祿米を下賜する事となつた。併しかゝる僅少な資金では到底不充分で、これが爲めに從來の永世祿を棄てゝ他に職を求めることは實に當時に於ては困難であつた。こゝに於て政府はいよ／＼增額することに決し、同六年十二月廿日家祿賞典祿百石未滿のものに限り、奉還を聞届け、その代り奉還者に對し永世祿は六ケ年分、終身祿は四ケ年分を一時に交付した。但しこの一時賜金はその年の貢納石代相場を以て金額に代へ、半數は現金にて半數は公債證書にて交付し、公債證書には年八分の利子を付し、三ケ年据置き、七ケ年償還といふ事にした。加之これ等の賜金受領者には官林荒蕪地拂下規則によつて官有の田畑・城廓跡・荒蕪地・山林等の拂下を出願せしめ、地元・村方・組合村方等に故障なき限り、代價の年額を以てこれを拂下げ得るの特權を與へ、以て起業の便に供する等士族の歸農に就いては相當の施設をなしたが、明治の俗謠に士族の商法とあるが如く、奉還者中には往々恒產を作つたものもあるが、大部分は徒に目前の浮利に迷ひ、一躍その目的を失ひ、路頭に迷ふもの比々相次ぎ、

就中東京及び北條縣の如きは最も甚だしく、その慘狀は目も當てられなかつたと稱される。今日東京人がよく商業の失敗者を目し、又は無經驗者の商業を始めんとするものを嘲つて士族の商法といふがこの言葉は或はこの邊から生れたものではあるまいか。

士族授産

徳川昭武
伊達建千代麿

東久世通禧

北海道移民の奬勵

當時政府が士族授産の目的で士族に歸農を勸奬すると共に、明治元年蝦夷地の開拓を始め、諸藩から希望者を募つて北海道に移住せしめ、開拓に從事せしめた。よつて同二年水戸藩知事徳川昭武、仙臺藩知事伊達建千代麿等を始め、金澤・鹿兒島・靜岡・名古屋・和歌山・熊本・廣島・福岡・山口の各藩もこれに刺戟されて北海道の開拓に從事し、東京府でもまた同年東京の失業士族五百五十名を函館・根室・宗谷等に移住せしめ、同三百餘名を樺太に移住させたと傳へられる。政府は北海道の開拓を始め、諸藩の有志を募つて同地に移住させたのみならず、更に積極的に開拓の實を擧ぐるため、明治二年九月東久世通禧を開拓使長官に任命し、次いで同年十一月北海道移住奬勵規則を制定して募集移民には三ヶ年間の米鹽扶助を給し、農具を與へ、且つ開墾勞費每段金二兩を支給し、また自發的移民には單に每段十一兩を支給して積極的に北海道移民を奬勵し、以て失業士族に授産の道を講ずるに至つた。

開墾局

失業士族の救濟
荒蕪地の開墾

これに次いで政府は明治二年民部省（明治二年七月民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省を置いたが、翌八月民部・大藏を併合し、同三年七月十日滿一年ぶりで民部・大藏は再び分離した）に開墾局を置き、翌三年には開墾規則を制定したが、同四年正月には開墾局員を陸奥・出羽・信濃・越後等の各地に派遣して開墾可能の荒蕪地を調査せしむる所があつた。これ皆士族授産の對策で、これを以て見ても當時政府が如何に失業士族の救濟に苦心したかを推知するに難くないであらう。斯くて政府は荒蕪地の調査をなすと共に、これを無償にて拂下げ、または安價に拂下げ、開墾費を補給し、或は貸下げて西南役まで積極的に荒蕪地の開墾を奬勵助長したので、內地に於ても開墾事業は各地に起り、千葉縣の小金ケ原開墾・手賀沼・印旛沼の

疏鑿開墾・青森縣の三本木原開墾・靜岡縣下の三方ヶ原開墾等を始め全國に大小の開墾が行はれるに至つた。

第八節　鑛　業

鑛業

一　維新前に於ける鑛業

維新前に於ける鑛業

佐渡の相川金山

徳川幕府の直營せる鑛山中もつとも有名なものは佐渡・生野・半田・神岡・大森等にして、これに次いでは足尾・吉岡等の銅山である。佐渡の相川金山は稗史小說にも謳はれたほどの有名な金鑛で、舊幕時代には罪人を使役して採掘せしめたと傳へられる。開坑は慶長六年で、慶長見聞集にも『就中、佐渡島は只金銀を以て築きたる寶の山なり、この金銀を一箱に十二貫目入百箱を五十駄づみの舟に積み、毎年五艘十艘づゝ、よき波風に佐渡島より越後の港へ着岸し、是を江戸に持はこぶ』とあり、幕府唯一の寶庫金穴であつたことが想像される。寛永年間には頗る盛運に達し、佐渡の土といへば金の異名として用ひられるに至つた。

慶長見聞集

各藩の鑛山

南部藩
秋田藩
金澤藩
薩摩藩

これ等幕府直營鑛山の外、各藩に於て開發經營せるものも尠くないが、その內で名高いものは東北地方の南部藩・秋田藩（佐竹）を始め、北陸の金澤藩（前田）・九州の薩摩藩（島津）等である。即ち南部藩は小坂・尾去澤・不老倉・鴇・大葛等の鑛山を經營した。秋田藩は阿仁・院內・日三市・荒川・太良・大葛・八葉等を營み、金澤藩は遊泉寺・倉谷・金平等の鑛山を採掘し、薩摩藩では累代山ヶ野・芹ヶ野・羽島・鹿籠等の金山及び谷山の錫鑛山を經營した。また其他の鑛山に就いては明治工業史、鑛業篇に『大藏鑛山（山形）は新庄藩主戸澤・加納鑛山は加藤嘉明・高玉鑛山は蒲生氏鄉の稼業せしことあり。又草倉（越後）は會津藩、面谷鑛山（越前）は大野藩主土井の管理に屬し、寶滿山（島根）は松江藩主松平、富岡鑛山（高知）は土佐藩主山內、滿部金山（大分）は藩主小笠原、五木（熊本）岩屋の兩銅山は同藩主相良、日平銅山（宮

別子銅山

原は延岡藩等、孰れも各所領藩主の經營に係れり。民業に在りては、大阪の住友は代々數百年間の永きに亙りて別子銅山を經營し、又山形の永松（前名幸生）も鑛山を開發せしことあり。其他、笹ヶ谷銅山（島根）は幕府管轄のもとに開發せし以來、數百年間發見者堀與三右衛門より連綿として子孫の經營に成り、小眞木

堀與三右衛門

松岡・鹿折・持倉・西澤・久根・高根・高昌・銅ヶ丸・帶江・金生・持部・市ノ川・西ノ川・金山・大田・長登等の諸鑛山も亦、開坑以來盛衰斷續常なかりしと雖も、維新前既に所在の舊藩主又は民間個人に依りて經營せられたり』とあり、略ぼ維新前に於ける我が國の鑛業を推知することが出來る。然るにこれ等の鑛山は安政開國後もなほ數百年來の習慣に則り、選鑛の如きも共にきはめて粗雜にして、その含有金屬の一部分を採取するに過ぎない幼稚なものであつた。

二　政府の鑛業政策

政府の鑛業政策

維新後、政府は鑛業を重視し、舊幕時代に幕府又は各藩の直轄に屬し其庇護の下に發達せる鑛山中、重要なる鑛山を官營にするの議を決し、明治元年に生野銀山の官行を決定せしを始めとし、同九年までの間に佐渡

鑛山官營

金山・小坂銀山・三池炭坑・高島炭坑・幌内炭坑・大葛金山・中小坂金山・釜石鐵山・院内銀山・阿仁銅山等を官營にした。元來維新後に於ける政府の鑛山官營は他の產業と同じく當時民間にこれ等の諸鑛山を開發するだけの知識と資力とがないため、政府は自らこれを經營し、以て範を垂れるといふ趣意の方針から出たことは疑ふの餘地がないが、併せて財政的收入を得ることも亦その目的の一つであつたことは想像に難くない。

大阪銅會所

斯の如く明治政府はその創業の當時に於て早くも鑛業の重要性を感知し、主要鑛山を官營に移管すると共に、鑛業法制の整備にも種々の努力をなした。明治元年舊幕府時代の大阪銅座役所を大阪銅會所と改稱し、

鑛山局
金銀銅の專賣制
金銀銅の賣買解禁
鑛山心得
日本坑法
借區
官營時代
生野銀山
相川金山

次いで同會所を更に鑛山局と改め、諸國から産出する金・銀・銅はすべて之を買上げ、人民需要の場合は一々中立つべきことを定めて、專賣制を布いた。また翌二年に至り布告をもつて『鑛山開拓の義は其の地居住者共故障筋無之候はゞ其支配の府・藩・縣へ願之上掘出不苦候府藩縣に於ても舊慣に不泥速かに差免可申事』の旨を發し、鑛山の開發を奬勵する所があつた。次いで銅の自由賣買を許したが、同四年に至り遂に金銀賣買の解禁をなし、諸種の工藝に使用するの自由を與へた。また鑛山の取締に關しては明治大正史に「翌五年には鑛山心得を發布し土地と鑛物とを分離し、鑛物は凡て國有とすることを明かにした。更に翌五年、日本坑法なる成文法を制定し、現行の鑛業法に至るまで一貫せる鑛物國有主義の原則を始め、一私人に對しては借區の名稱を用ひ十五年を限り、開採を許可する等その他諸般の事項を規定した。これが我が國最初の鑛山法であつて、明治二十五年鑛業條例が實施せらるゝまで十九年の久しきに亙つて行はれたのである」とあり明治初期に於ける政府の鑛業政策を窺ふに足る。

三 官營時代

政府は一般鑛業の振興策として、且つ自ら經營の範を示すために明治初年から鑛山の官行を斷行した。即ち明治元年十二月まで生野銀山を官行とし、次いで佐渡の相川金山を官營に移管した。翌二年末には小坂銀山、同四年には重巻銀山、同六年には三池・高島の兩炭山、同八年には院内銀山・大葛金山・寶満山銅山・阿仁銅山・豐川銅山及び釜石・中小坂の兩鐵山等、十數箇所の鑛山を官行となし、いづれも工部省鑛山寮に屬せしめた。政府は優秀坑を官行に移すと共に、これが經營に當りては從來行はれたる幼稚な採掘法、製錬法を廢し、採鑛製錬法には須らく歐米の技術を採用するに若かずとなし、英・米・佛・獨の四ヶ國から土木・地質・採鑛・製錬等に關する學者技師等七十八名を雇聘し、これを各所の鑛山に配屬せしめ、採鑛法・製錬法を

ゴッドフレー
ウォートルス
コアニー
ムーズ
ガワー
ヂヤニン
レー
ネット
フレットシヴ
イル
ピアンジー
メツゲル
バンザ
ロドージング
ガウランド
鎔鑛爐
コアニー
小坂鑛山
大島高任

改良し、よく泰西に於ける文明の利器を應用せしめ、以て官行鑛山をして全國鑛山の模範たらしめた。即ち工部省鑛山寮には英國鑛山技師長ゴッドフレー・同副師長ウォートルスを配屬せしめて顧問となし、生野銀山には佛國人鑛山技師コアニー、地質學者ムーズを配屬せしめ、佐渡の相川金山には英國人鑛山技師ガワー・米國人鑛山兼製鑛技師ヂヤニン・獨逸人鑛山技師レー等を、小坂銀山には佛國人鑛山兼製鑛技師ネットを、大葛金山には英國人鑛山兼製鑛技師フレットシヴイルを、釜石鐵山には獨逸人鑛山兼製鑛技師ピアンジーを阿仁銅山には獨逸人機械師長メツゲルを、院內銀山には獨逸人機械師長バンザ・同熔鑛技師ロエージングを、また大阪造幣局には英國人冶金兼化學技師ガウランド等を配屬せしめて泰西の技師を輸入應用すると共に、全國から鑛業專修の學生を募集して實用的鑛業を傳習せしめ、大いに採鑛・選鑛・製錬法の改善に努むる所があつた。

これ等の外國技師を配屬せる後の各官行山の施設に就いては、明治工業史、鑛業篇に『斯くて政府は明治元年鑛山司生野出張所を生野鑛山に設置し、コアニーをして鑛山諸般の計畫を樹てしめたり。依つてコアニーは溶鑛爐の圖を製し、橫須賀製鐵所に送致して之を製造せしめ、又銀鑛製錬の小機械を米國に依囑して之を設置し、明治四年試驗的に製錬を開始し、其の適切にして收益あるを認むるや、更に同年大機械の設置を計畫し、翌五年、佛人工師・機械師・鑄物溶鑛師等數名を招致し、又坑夫・機械夫・溶鑛夫等の職工をも佛國より招きて採鑛製錬に關する實際的技術の扶殖に力めたり。而して明治九年に至りて、全く其の設備を完成し、同鑛山混汞所に三十二基の混汞樽を設置して之が運轉を開始したり。

小坂鑛山にては創業以來維新に至るも鑛業更に振はざりしが、官行山に屬すると同時に、大島高任技師長として採鑛製錬の業務に從事し、熔爐爐分析所等の建設を起工して舊來の製錬法を改革し、明治三年六月熔鑛爐の落成を俟ちて新製錬法を施行し、全く舊來の面目を改め、事業頗る進捗せり。又同四年三月、同鑛山

十輪田銀山の發見
ネツトー
チヤフオーゲル法の採用
佐渡鑛山
ガワー
院内銀山
バンザ
ロエージング
オーガスチン法
アンチセル
榎本武揚
北垣國道
ライマン

の近傍島越村に十輪田銀山を發見して之を小坂鑛山の管轄支廳となし、同六年十一月、當時東京大學の採鑛冶金科教授たりし獨逸人ネツトーを主任技師として招聘し、製錬法の改良研究に當らしめたり。玆に於て同鑛山にては銀鑛製錬にチヤフオーゲル法採用せられ、また、沈澱場・機械場・焙燒爐等の建設に着手し、同八年七月諸種の設備全く竣工して、爾來逐次產出額を增加し、大いに好成績を上ぐるに至れり。

次に佐渡鑛山に於ては、明治三年八月ガワー來任以來、採鑛及び製錬の設備建設に着手し、同六年更に英國より鑛山師兼製錬師を雇使して鑛業諸般の事務を擔任せしめ、業績大いに上り、同十年頃に至り、混汞金銀の產出額實に巨額に達したり。

又、院内銀山に於ては明治十二年獨逸人バンザ及びロエージング等の計畫に基き、巨萬の起業費を抛ちて採鑛・製錬の設備を起工し、同十五年一月には電氣製銀の計畫を樹て、工事を開始したることあり。此の方法は不適切の故を以て停止したりしが、同年七月、曾つて小坂鑛山にて實行せるオーガスチン法を採用し益々同法の精巧を期したり」とある。

これ等の官行山の外、政府は北海道の鑛山にも深甚な注意を拂つた。卽ち維新後北海道に開拓使を置くに及び、大いに鑛業の開拓に努め、明治四年米國人アンチセルに依囑して諸鑛山を巡檢せしめた。次いで翌五年に至り、時の開拓使榎本武揚は北垣國道をして諸鑛山を視察せしめ、更に同六年米國人ライマンに命じ凡そ三箇年にわたつて全道の地質を調査せしめた。その結果ほゞ全道の地質を知ると共に鑛物分布の概況を明かにし、石炭採掘の有望なることを知り、炭田の實測を行はしめて、將來に於ける採炭事業の基をつくつた然るに同八年本道の各地に於て硫黃鑛が發見せられ、石炭と共に有望視せらるるに至つた。次いで石油・銅鑛・砂金等が發見せられ、北海道の鑛產は漸く重要視せられるに至つた。

第三章 軍事篇

第一部 陸軍

緒言

本卷には明治十年までの沿革を收載した。而して之を三節に分ち、第一節は「兵部省以前」として、維新後、總裁・議定・參與の三職を置き、その分課を定めた時に始まつて、軍防事務局設置を經、明治二年七月八日軍務官廢止に至るまでを記し、第二節は「兵部省時代」として、同年同月同日兵部省設立より五年二月二十七日その廢止に至るまで、「第三節」は陸軍省時代として、同年同月同日陸軍省設立より西南戰爭終結までを編年史體に記述した。

文中諸所に挿入した上申書は、兵制の變遷發達に重要なる交涉を有するものであるから、長文を厭はず之を收錄した。

第一節 兵部省以前

概說

この時期は所謂草創の際で最も混沌を極めてゐる。王政復古後も諸藩は依然その土地人民を私有し、朝廷は何等の財力も兵力も有してゐない狀態である。唯だ當時にあつて一大刷新といふべきものは、明治元年正

海陸軍務總督
海陸軍務掛
陸・海軍省の起原
軍防事務局の設置
御親兵掛
陸軍局の設置
兵學校の設立及び給與規則の制定
軍務官を置く諸藩徵兵細則の發布

月、舊制を根柢から覆して、親王を總裁となし、親王・公卿・諸侯を議定となし、公卿・諸侯・諸藩士を參與として、聊か人材登用の端緒を開いたことである。三職の分課定まり、議定に海陸軍務總督を置き、參與に海陸軍務掛を置くに及んで、始めて海陸軍課の名稱が生れた。これを今日の陸・海軍省の起源とする。二月三日、八局を置くに當り、軍防事務局を設け、督・輔・判事の諸職を置き、議定・參與の中より之を任用して軍政を掌らしめることゝなつて、稍々その面目を改めたものゝ、尙ほその事務の分擔の如きは未だ劃然たる區別は認められなかつた。而も重要地の守備は諸藩の兵を以て之に充て、その給與の如きも一切之を藩費に屬せしめ、特に重大な費用のみ之を朝廷に仰ぐといふ有樣であつた。二月二十五日始めて御親兵掛を置いて軍防事務局の所屬となし、公卿中より之を任命した。而してこの御親兵なるものは、長州藩士を中心とし、十津川、多田等の鄕兵及び諸藩の浪士より成つてゐた。また軍人を進退し、綱紀を維持する等のために別に陸軍局を置き、軍將をして之を司らしめたが、その任に當るものも悉く公卿を以て占め、諸藩士の之に與るを許さなかつた。然しこの間に於ける陸軍の事業は著々として進み、兵學校の設立及び諸藩兵に對する給與規則の制定が施行された。兵學校は養兵の目的を以て建てられたもので、その制度の如きも今日より見れば勿論極めて幼稚で、僅に陣中要務、數學、練兵等の敎授にとゞまり、且つその生徒も堂上・地下・官人の子弟並に在京下大夫等の有志者數十名に過ぎなかつたが、その趣旨は大に注目すべきものである。また諸藩兵の給與規則は、實に後年の給與事務の基本となつたもので、最も重要視されてよい。なほ軍防事務局より發布された其他の命令規則に至つては、今日現存するもの僅に明治元年三月一日に發布せられた軍防局規則の唯だ一あるのみである。

閏四月軍務局を廢し、新に軍務官を置き、知事、副知事、判事等を任命するに及んで、諸藩徵兵細則を發布し、且つ諸藩に對して一萬石に付き京畿常備兵十人、藩地豫備兵五十人、軍資金三百兩を賦課した。茲に

常備軍の制度定まる
伊藤博文の主張
軍務官副知事大村益次郎
軍務局を廢す
軍隊の服裝及び武器
「ゲヘール」・「アルミネー」銃
王政復古
京都守護職松平容保

於て常備軍の制度が始めてその萠芽を現はすことになつた。時に天下漸く平定し、識者の間に兵制改革の必要を說く者甚だ多く、就中兵庫縣知事伊藤博文が北地凱陣兵を以て朝廷の常備隊となさんことを主張した如き、また木戸孝允が軍務官副知事大村益次郎を說いて、政府歳入の五分の三を軍費に供し、國債を起して至當の方法を立てよと論じた如き、何れも時勢に適切なる問題であつて特に注目に値するものである。六月軍務局を廢して局中の諸官を悉く軍務官に出仕せしめた、これは戰亂收まり從つて陸軍局の必要なきに至つた爲めである。然しこの當時の軍務官の諸司は、專ら形式に拘泥して名實伴はず、甚しきは官あつて人なく、妄りに王朝の制を模倣してその實に到らない觀があつた。殊に軍務官出張所なるものを置いた爲めに、地方に出張した諸官は本支二重の命令を受けてその適從に困惑すること屢々であつた。その上官內諸寮司の事務分擔の限界が確定されてゐなかつたのみでなく、各官の分擔すら未だ明確でなかつたので、市中の警衞、降伏人の處分等は凡て軍務官の任務であつた。

尙ほ軍隊に關しては各藩皆な固有の式に從ひ、殊に服裝の如きは一般に洋式の定めではあつたが、中には從來の服裝をそのまゝ襲用するものもあつた。また各藩兵は肩印と袖印とを以て互に區別してゐた。その使用せる武器も大抵「ゲヘール」若くは「アルミネー」銃に過ぎなかつた。

一　王政復古

德川幕府も三百年の久しきに及んでは綱紀漸く弛廢し、所謂黑船渡來によつてその無能振りを遺憾なく暴露することゝなつた。茲に於て幕府の頽勢は決河の勢を以て進み、諸藩の兵士またこの機運に乘じて踵を接して王城の地京都に集り、或は尊王を唱へ、或は攘夷を說き、爲めに輦轂の下、鼎の湧くが如き觀を呈した。

幕府はこの情勢に對して、會津藩主松平容保を京都守護職に任じ嚴に藩士浪人の入京を糺察せしめた。時

薩長土の三藩京都に兵を入る

に薩摩・長門・土佐の三藩が禁闕守護の名目を以て押して京都に兵を入れた。幕府の威令既に行はれざる、これによつて證すべく、三藩の名は頓に重きを加ふるに至つた。

七卿落

文久三年二月、朝議、攘夷を以て幕府の自滅を期せる長門藩の秘策を容れられ、將軍家茂の上洛を促し、終に鎖港攘夷の斷行を承諾せしめた。然るに公武合體の穩健說を支持する薩摩藩と會津藩との提携成り、廟議一夜にして覆り、長門藩は禁闕守護の任を解かれ、三條實美等攘夷論の公卿七人は長門に逃れた。朝廷は是等七人の官位を褫ぎ、長門藩士の入京を嚴禁した。翌年長門藩の老臣福原元僴等兵を率ゐて京都に上り、入京の禁を解かれんことを乞うて許されず、會薩二藩の衞兵と戰を交へて敗走した。

蛤門の變

長州征討

玆に於て幕府は長州征討を奏請し、尾張藩主德川慶勝を總督として西南諸藩の兵を進發せしめた。この時長門藩內には硬軟兩派が對立し、軟論遂に勝を制して福原以下を斬つて罪を謝し、三條實美等を太宰府に遷した。而も幕府の長藩を憎むものは更に朝裁を請うて、藩主毛利慶親父子を蟄居せしめ、祿十萬石を削つたことから藩論終に爆發し敢然之れを斥けた爲めに、慶應二年幕府は再び諸藩に命じて長藩を討たしめた。然し薩藩はこれを無名の師として兵を出さず、密かに長藩と和議を調へた。幕府は老中小笠原長行をして軍を督せしめたが、親藩以外の諸藩には全く戰意なく手を拱いて觀望するのみであつたので、幕軍は爲に大敗を喫し幕府の威望こゝに完全に潰えてしまつた。この最中に家茂大阪城に於て薨じ、慶喜代つて將軍となるや勅命降つて暫く征長の師を停めさせられた。その十二月、孝明天皇崩御あらせられた爲め、國喪の故を以て長藩を諭して戰をやめ實美等を宥して京に歸らしめた。

再度の長州征討

小笠原長行

家茂薨す

斯くて明治天皇御登極の後、征長の師は全く解かれた。而して諸大藩も今や幕府の大政に任ずる能なきを知り、殊に前の土佐藩主山內豐信は書を慶喜に送り、且つその臣後藤象二郎を遣はして之を說かしめ、薩藩の小松淸廉（名は淸廉幼字は尙五郎後ち帶刀と改む。慶應三年十一月參與に任ぜられ總裁局顧問となる、明

小松淸廉

治元年三月從四位に敍せられ、同二年玄蕃頭に任ぜらる。三年六月二十七日病みて卒す。）等も亦安藝、備前の諸藩士と謀つて共に慶喜を說き、慶喜自らも大勢の赴くところを覺つて、遂に慶應三年十月十四日、上表して大政を奉還せんことを請うた。朝廷これを嘉納し、直ちに詔を諸藩に下して政務を諮詢し、特に山內豐信・伊達宗城・島津久光を召し、毛利敬親父子を赦してその入京を許し、三條實美等の官位を復せしめた。

總裁・議定・參與の三職を置く

總裁有栖川熾仁親王

十二月九日、內覽・勅問御人數・國事御用掛・議奏・傳奏・守護職・所司代等の職を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置いて政令を統べしめ、有栖川宮熾仁親王を總裁に任じ、東伏見宮嘉彰親王・山階宮晃親王・中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之・島津茂久・德川慶喜・淺野茂勳・松平慶永・山內豐信を議定に任じ大原重德・萬里小路博房・長谷信篤・岩倉具視・橋本實梁及び薩・長・尾・越・土の藩士各々三人を參與に任じた。玆に於て兵馬の大權また朝廷に歸することゝなつた。

二　軍事總裁を置く

軍事總裁を置く

嘉彰親王

明治元年正月三日、議定嘉彰親王を以て軍事總裁となして守衛の兵士を指揮せしめ、少將東久世通禧、侍從烏丸光德をその參謀とした。これは政權既に朝廷に復したとはいへ、闕下なほ騷然たる狀態にあつたが爲めであつた。この時會々德川慶喜二條城にあつたが、會津、桑名の兩藩士等は朝政の改革を喜ばず、慶喜を擁して大阪城に退き、慶喜は上表して薩藩を討たんことを乞ひ、兵を率ゐて入朝せんとした。この變に遭ふや、朝廷は嘉彰親王を征討大將軍となし、これに錦旗、節刀を賜ひ、長藩の兵四大隊を上京せしめて薩兵と共に伏見、鳥羽に邀へ討たしめた。慶喜は敗れて江戶に走つた。

鳥羽伏見の戰

西園寺公望
橋本實梁
岩倉具定
高倉永祜
四條隆謌

四日、西園寺公望を山陰道鎭撫總督に、橋本實梁を東海道鎭撫總督に任じ、九日、岩倉具定を東山道鎭撫總督に、高倉永祜を北陸道鎭撫總督に任じ、十三日、四條隆謌を中國四國追討總督に任じ、各道鎭撫のこと

海陸軍務總督並に海陸軍務掛

總裁熾仁親王

副總裁三條實美・岩倉具視

廣澤兵助

西郷隆盛（南洲）

陸海軍省の起原

澤宣嘉

再び官制改革

に當らしめた。

三　海陸軍務總督並に海陸軍務掛

十七日、前記三職の分課を定め、總裁をして萬機を總裁し、一切の事務を決せしめ、議定をして事務に參與し、各課を分掌せしむ。時の總裁は熾仁親王であらせられ、三條實美・岩倉具視これが副總裁であつた。軍務に關しては嘉彰親王・岩倉具視・島津忠義（茂久改め）を海陸軍務總督となし、海軍・陸軍・練兵・守衞・綏急軍務の事を督せしめ、廣澤兵助・西郷隆盛（本名吉之助、號は南洲、隆盛は諱である。鹿兒島城下加治屋町に二四八七年に生る。藩主島津齊彬に仕へて幕政の改革に盡瘁し、新政府の樹立後參與職に任ぜられ、次で參議となつたが、明治六年征韓論破れて挂冠歸國し、十年二月篠原、桐野等に迫られて兵を發し、熊本日向に轉戰して利あらず、九月廿四日遂に死す。明治廿二年二月正三位を復し、明治三十五年庶子寅太郎を侯爵として華族に列す。）を海陸軍務掛となす。これを海陸軍務課或は海陸軍課と稱す。實に今日の陸海軍省の起原である。尋いで參與林通顯・土倉正彦亦海陸軍務掛となる。

二十五日、澤宣嘉を九州鎭撫總督に任ず。

二十八日、征討大將軍嘉彰親王京都に凱旋。

四　再び官制改革

二月三日、更に官制を改革し、各課を廢して總裁・神祇・內國・外國・軍防・會計・刑法・制度の八事務局を置き、總裁局に總裁・副總裁・輔弼・顧問・辨事・史官を置き、各事務局に督輔・判事・權判事を置き以て政務を分掌せしむ。總裁及び副總裁故の如し。また議定嘉彰親王、軍防事務局督に任ぜられ、參與烏丸光德、權輔に任

東征大總督

正親町公董
西四辻公業

澤爲量

大總督東征の途に上る

御親兵掛

壬生基修

ぜられ、參與吉田良義・吉井德春・津田信弘、土肥典膳判事に任ぜらる。

同日、親征の詔下り、諸藩に命じて軍備を爲さしむ。

六日、橋本實梁を東海道先鋒總督兼鎭撫使に、岩倉具定を東山道先鋒總督兼鎭撫使に、高倉永祜を北陸道先鋒總督兼鎭撫使に更任す。

五　東征大總督

九日、總裁熾仁親王を拜して東征大總督となし、正親町公董・西四辻公業を參謀となし、尋いで廣澤兵助西鄕隆盛・林通顯を參謀とす。これ、先きに德川慶喜江戸に走るや、諸藩士の猶ほ舊制を慕ふ者所在に相率ゐて之に應じ、朝命に抗するを討たんが爲めである。

同日、親征の兵糧取計ひ及び人馬繼立方を沿道諸藩に命ず。同日、澤爲量を奥羽鎭撫總督に任ず。

六　大總督東征の途に上る

十五日、東征大總督熾仁親王闕下を辭し、錦旗、節刀を賜はり、諸藩の兵を率ゐて東征す。參謀西鄕隆盛以下之に從ふ。

十九日、德川慶喜、江戸城を出で東叡山に屛居して罪を待つ。

七　御親兵掛を置く

二十五日、御親兵掛を置き軍防事務局に屬せしめ、壬生基修（天保六年三月九日京都に生る。庭田重基の三男なり。後壬生道元の養子となる。文久三年二月朝廷國事掛を置くや其の寄人となる。明治元年正月參與

四條隆謌
鷲尾隆聚
平松時厚
萬里小路通房
愛宕通旭

に任ぜられ、尋で東京府知事、元老院議員、貴族院議員等に歴任す。明治三十九年三月五日病歿す、年七十三)、四條隆謌・鷲尾隆聚・平松時厚・萬里小路通房・愛宕通旭を以て之に補す。當時御親兵なるものは長州藩の龜山隊、致人隊を基本とし、鄕兵及び諸藩の浪士より成り、黑谷及び下加茂に屯す。

九條道孝
澤爲量

二十六日、九條道孝を奧羽鎭撫總督に任じ、總督澤爲量を副總督に更任す。

八　兵制を軍防局に委す

兵制を軍防局に委す

この月(日缺)、兵制を軍防局に委ね、諸藩をして石高に應じて兵員を出し、交代を以て親兵を置き、海陸軍の技を練習せしむ。

軍防局規則の制定

三月一日、軍防局規則を制し、願書諸屆の受渡を定む。

五日、大總督熾仁親王駿府城に入る。

九　諸藩兵給與規則

諸藩兵給與規則

月給

糧食

乘馬飼料

八日、初めて諸藩兵の給與規則を定む。從來、闕下に召集された諸藩の兵は俸給、糧食、被服等皆藩制によつて各自その藩より支給を受けてゐたが、玆に至つて之が支給を一定し、その月給は、士官一等金拾兩、二等金八兩、士列一等金六兩、二等金五兩、三等金四兩、糧食は一日一名白米六合、菜代金一朱とし、士官以下卒伍に至る迄均一に之を給し、乘馬飼料は兵卒の糧食二人分に相當する額を給す。また御親兵步兵大隊の月給を定め、大隊令官金百兩、右半大隊令官金五拾兩、左半大隊令官金四拾五兩、中隊令官金四拾兩、小隊令官金參拾兩、右半隊令官金貳拾七兩、左半隊令官金貳拾五兩、旗手右嚮導各々金貳拾兩、左嚮導金拾兩、押伍總嚮導各々金拾五兩、半隊嚮導金拾兩、旗衛及び左翼小頭金七兩、四隅小頭金五兩、兵卒金二兩とす。

糧食は藩兵と同一にして、被服は嚮導以下紺大絨の帽、衣、袴、靴等の現品を給す。
同日、局中に御用掛を置き、安井和介・鴨脚光麗を以て之に補す。

五事の御誓約

十　五事の御誓約

十四日、天皇紫宸殿に出御あらせられ、公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、五事を誓約あらせられる。

同日、徳川慶喜・勝安房・大久保一翁等を高輪に遣はし、參謀西鄕隆盛に就いて謝罪の條款を陳す。隆盛假に明日の進軍を停止す。

十六日、西鄕隆盛駿府に歸り、徳川慶喜謝罪の條款を大總督に稟す。大總督卽ち三道總督に命じてその進軍を止めしめ、隆盛を遣はして狀を奏せしむ。

前島貢吉

十八日、前島貢吉を以て當分の內軍防事務局浪士會計方となす。

御親征

十一　御親征

二十一日、車駕京都を發して親征あらせらる。二十三日大阪に御着輦、本願寺を以て行在所となす。

二十四日、諸藩に令して在京兵の現員を錄上せしむ。

軍監を置く

十二　軍監を置く

二十五日、親征中軍監を置き、參與後藤象二郎・烏丸光德・木村得太郎をして兼勤せしむ。軍監は出征各地に之を遣し、征討濟むの後も尚ほ奧羽・北越及び神奈川並に輦下等守兵の在る處に之を置く。

四月四日、西鄕隆盛行在所より大總督に復命す。卽ち東海道先鋒總督橋本實梁、副總督柳原前光をして江

地方の暴徒を鎭壓せしむ

戸城に入り、勅旨を田安慶賴に傳へしめ、德川慶喜の死一等を減じ、命ずるに實効五事を以てす。

四月五日、諸藩に命じて、地方の暴徒をば所在の諸藩をして鎭壓せしむ。當時大政一新の後、日尙ほ淺きを以て秩序未だ立たず、無賴の徒往々黨を結び。相集つて、民を苦しむる者あるによる。

六日、天皇、諸藩兵の操練を大阪城中に觀給ふ。

江戸城收受

橋本實梁　榎本武揚　大鳥圭介　福田道直

十三　江戸城收受

十一日、東海道先鋒總督橋本實梁江戸城を收め、更にまた幕府の軍艦を收めんとす。幕臣榎本武揚等、夜に及んで船艦八隻を率ゐて館山に走る。大鳥圭介またその黨千六百人を率ゐて市川に走り、福田道直千五百人を率ゐて木更津に走る。而して會津の藩主松平容保、莊內の藩主酒井忠篤等亦各々その邑に歸る。仙臺、米澤諸藩また連合して容保等に應じ、奥羽大に亂る。朝廷、薩長加藝等十二藩に命じて官軍を援け東北の亂を鎭定せしむ。

熾仁親王江戸に入る

十五日、大總督熾仁親王江戸に入る。

十九日、高倉永祜を北陸道鎭撫使兼會津征討總督に更任す。

軍防裁判所を設く

大橋愼三

十四　軍防裁判所を設く

同日、軍防裁判所を設け、頭取、助役、吟味役、取筆、追捕手を置き、大橋愼三を頭取となす。同日、御用掛を置く。

陸軍局を置く

十五　陸軍局を置く

二十五日、陸軍局を元守護職の邸に置き、軍隊の進退・軍紀・風紀・教育其他軍資金等に關する事を司らしむ。

大村益次郎

二十七日、大村益次郎（文政七年三月十日生る。諱は永敏、通稱益次郎、初村田藏六と稱し故ありて大村と改む。幼にして廣瀬淡窓に學び、浪華に行き洋籍を緒方浩庵に學ぶ。慶應二年藩、幕府と隙を生じ幕兵四境に逼る。益次郎兵を率ゐて能く捷つ、尋で伏見の變あり六師東征するに當り益次郎軍務局判事を兼ね、功に依りて兵部大輔に叙任す。其の佛式の軍制を採用せんとして守舊徒の反對に遭ひ遂に兇刄に斃る。明治二年九月四日なり。）を以て軍防事務局判事となし、東下して大總督を輔けしむ。

この月（日缺）、在京諸侯に令して、大藩は百五十人乃至二百人、中藩は百人乃至百五十人、小藩は二十五人乃至百人を京都に留め、殘餘の兵員は各々その藩に就かしむ。

東征第二軍を置く

閏四月五日、東征第二軍を置き、西園寺公望を以て總督となす。

十六　車駕京都に還る

車駕京都に還る

七日、大總督熾仁親王、德川慶喜伏罪の狀を奏す。茲に於て親征を止め、車駕北還し、翌日京都に入り給ふ。

陸軍編制法の制定

二十日、兵を全國に課し、陸軍編制法を定め、一萬石に付兵員十人（當分三人）を出し、京畿の常備及び畿内要衝の地の警備に任じ、五十人を以て在所に備へしめ、金三百兩を年分三度に上納せしめ、兵員の給料に充て、その勤務は一切軍務官の指揮を受けしむ。

官制を改む
太政官に統一
議政・行政、

二十一日、官制を改革し、天下を擧げて太政官に統一し、更に議政・行政・神祇・會計・軍務・外國及び刑法の七官を置き、立法・行政・司法の三權を鼎立せしむ。議政官は上下二局に分れ、上局に議定・參與・史官あり下

神社・會計・軍務・外國・刑法の七官を置く
上局に議定・參與・史官・下局に議長・議員
行政官には輔相・辨事、權辨事
諸官に知官事・副知官事・判官事・權判官事
軍務官
嘉彰親王軍務官知事に任ぜらる
諸藩徵兵細則
軍務官出張所を兵庫に置く
曾我祐準
陸軍局法度を定む

局に議長・議員あり、行政官には輔相・辨事・權辨事等あり、その他の諸官には知官事・副知官事・判官事・權判官等あり。

十七　軍務官

而して軍務官は海軍・陸軍二局及び築造・兵船・兵器・馬政の四司を管す。局に一等・二等・三等軍將を置き、司に知司事、判司事を置く。時に嘉彰親王軍務官知事に任ぜられ、海陸軍郷兵・招募・守衞・軍備を總判す。副知事長岡護美、軍務官判事を大村益次郎とす。築造・兵船・馬政の三司は單にその名目ありて未だ設立を見ず。

十八　諸藩徵兵細則

二十四日、諸藩の徵兵細則を定め、服役年期は三ヶ年とし、十七、八歲より三十五歲頃迄の强壯者を選拔せしめ、當分の內、銃器・寢具等は藩より持參せしめ、軍服・月給・食料等を朝廷より支給し、軍資金は正五九の三月毎に三分一宛上納せしめ、在所の兵隊をして常に戰備を整へしむ。而して當時未だ在京の兵隊を出さゞりし諸藩は、來七月迄に之を差出すべきことゝす。

二十八日、軍務官出張所を兵庫に置き、判事試補曾我祐準を出張せしむ。

二十九日、諸藩貢士に策問し、問ふに三ヶ條を以てす。その軍事に關するもの、軍備は民安を保つ所以、兵制を定め海陸軍を興す。その術如何と。又曰く、東軍未奏成功、人心猶ほ危懼を抱く、不知、何を以て勦殲鎭定その宜しきを得んと。而してその對策遂に傳はらず。

五月三日、陸軍局法度を定め、諸隊の軍紀風紀を戒め、諸藩に命じて諸出征の兵員及びその所在地を錄上

四條隆謌
彰義隊
公現法親王
佐竹義堯
江戸鎭臺
大和鎭臺
大阪鎭臺
兵庫鎭臺

せしむ。七日軍務官を陸軍局に移す。

十三日、三等陸軍將四條隆謌を以て甲府鎭撫使となす。

十九　彰義隊

十五日、大總督諸軍に令して、東叡山屯聚の賊を討たしむ。是れより先き三月二十五日、舊幕府旗下の士にして彰義隊、乳虎隊等と稱するもの相合して東叡山に據る。諸藩逃竄のもの亦來り聚り、公現法親王を奉じて朝命に抗し、勢頗る猖獗なりしも、こゝに至つて敗走し、親王を擁して會津に遁る。大鳥圭介等また官軍と屢々戰ひ、遂に宇都宮・日光に敗れて又會津に走る。關東始めて靜穩に歸す。よつて力を奥羽に專らにし、白河口・越後口より進む。曩に奥羽鎭撫の事に任じたる總督九條道孝、副總督澤爲量は仙臺、米澤諸藩服せざるがため遂に敵中に陷り、道孝は南部に走り、爲量は能代に走る。秋田藩主佐竹義堯之を迎へ、兵を起して賊と戰ふ。

同日、甲府鎭撫使四條隆謌を以て駿府鎭撫使となす。

十六日、德川家達に命じて旗下の隊伍を解かしむ。

二〇　江戸鎭臺

十九日、江戸鎭臺を置き、大總督熾仁親王をして之を督せしめ、橋本實梁・大原重德・西四辻公業を輔となす。鎭臺の名稱はこれより先き正月、大和鎭臺・大阪鎭臺・兵庫鎭臺等を置きしに始まると雖も、元、內國事務局に隷屬せるものにして、後世の鎭臺と同一のものにあらず、而してこの所謂江戸鎭臺なるものも亦、後世の鎭臺とその性質を異にするもの、されども維新後稍々兵馬倥傯の際なるを以て、政務を管する者と雖も

神社・會計・軍務・外國・刑法の七官を置く
上局に議定・參與・史官
下局に議長・議員
行政官には輔相・辨事、權辨事
諸官に知官事・副知官事・判官事・權判官事
軍務官
嘉彰親王軍務官知事に任ぜらる
諸藩徴兵細則

局に議長・議員あり、行政官には輔相・辨事・權辨事等あり、その他の諸官には知官事・副知官事・判官事・權判官等あり。

十七　軍務官

而して軍務官は海軍・陸軍二局及び築造・兵船・兵器・馬政の四司を管す。局に一等・二等・三等軍將を置き、司に知司事、判司事を置く。時に嘉彰親王軍務官知事に任ぜられ、海陸軍郷兵・招募・守衛・軍備を總判す。副知事長岡護美、軍務官判事を大村益次郎とす。築造・兵船・馬政の三司は單にその名目ありて未だ設立を見ず。

十八　諸藩徴兵細則

二十四日、諸藩の徴兵細則を定め、服役年期は三ヶ年とし、十七、八歳より三十五歳頃迄の强壯者を選拔せしめ、當分の內、銃器・寢具等は藩より持參せしめ、軍服・月給・食料等を朝廷より支給し、軍資金は正五九の三月毎に三分一宛上納せしめ、在所の兵隊をして常に戰備を整へしむ。而して當時未だ在京の兵隊を出さゞりし諸藩は、來七月迄に之を差出すべきことゝす。

軍務官出張所を兵庫に置く
會我祐準

二十八日、軍務官出張所を兵庫に置き、判事試補會我祐準を出張せしむ。

二十九日、諸藩貢士に策問し、問ふに三ヶ條を以てす。その軍事に關するもの、軍備は民安を保つ所以、兵制を定め海陸軍を興す。その術如何と。又曰く、東軍未奏成功、人心猶ほ危懼を抱く、不知、何を以て勦殲鎭定その宜しきを得んと。而してその對策遂に傳はらず。

陸軍局法度を定む

五月三日、陸軍局法度を定め、諸隊の軍紀風紀を戒め、諸藩に命じて諸出征の兵員及びその所在地を錄上

せしむ。七日軍務官を陸軍局に移す。

四條隆謌

十三日、三等陸軍將四條隆謌を以て甲府鎭撫使となす。

十九 彰義隊

彰義隊

公現法親王

十五日、大總督諸軍に令して、東叡山屯聚の賊を討たしむ。是れより先き三月二十五日、舊幕府旗下の士にして彰義隊、乳虎隊等と稱するもの相合して東叡山に據る。諸藩遁竄のもの亦來り聚り、公現法親王を奉じて朝命に抗し、勢頗る猖獗なりしも、こゝに至つて敗走し、親王を擁して會津に遁る。大鳥圭介等また官軍と屢々戰ひ、遂に宇都宮・日光に敗れて又會津に走る。關東始めて靜穩に歸す。よつて力を奥羽に專らにし、白河口・越後口より進む。曩に奥羽鎭撫の事に任じたる總督九條道孝、副總督澤爲量は仙臺、米澤諸藩服せざるがため遂に敵中に陷り、道孝は南部に走り、爲量は能代に走る。秋田藩主佐竹義堯之を迎へ、兵を起して賊と戰ふ。

佐竹義堯

同日、甲府鎭撫使四條隆謌を以て駿府鎭撫使となす。

十六日、徳川家達に命じて旗下の隊伍を解かしむ。

二〇 江戸鎭臺

江戸鎭臺

大和鎭臺
大阪鎭臺
兵庫鎭臺

十九日、江戸鎭臺を置き、大總督熾仁親王をして之を管せしめ、橋本實梁・大原重徳・西四辻公業を輔となす。鎭臺の名稱はこれより先き正月、大和鎭臺・大阪鎭臺・兵庫鎭臺等を置きしに始まると雖も、元、内國事務局に隷屬せるものにして、後世の鎭臺と同一のものにあらず、而してこの所謂江戸鎭臺なるものも亦、後世の鎭臺とその性質を異にするもの、されども維新後尚ほ兵馬倥偬の際なるを以て、政務を管する者と雖も

また諸藩の兵を用ひてその地を鎭せざるべからざるにより、この名ある所以なり。故に性質の如何を問はず、姑く之を鎭臺の濫觴となす。

同日、高倉永祜、越後口征討總督に更任す。

二十三日、萩野合慶助を以て軍務官病院掛となす。

同日、第二軍總督西園寺公望を以て北國鎭撫使となす。

二十七日、町奉行組與力心を鎭臺府附となす。

三十日、英國式練兵場を京都陸軍局御馬場に設く。是より先き三日、英式教授方同助教を置きしが、こゝに至つてこの設備の命あり。

六月四日、諸藩兵の京都留衞を免じ、藩に歸つて緩急命を待たしむ。

七日、鷲尾隆聚を以て奥羽追討總督となす。

十日、奥羽追討總督鷲尾隆聚を參謀となし、參謀正親町公董を奥羽追討總督となす。

十四日、軍務官知事嘉彰親王を以て會津征討越後口總督となし、北國鎭撫使兼三等陸軍將西園寺公望、三等陸軍將壬生基脩を參謀となす。これ北越奥羽の容易に鎭定せざるが爲めである。

十八日、諸藩兵隊の肩印・袖印を開申せしむ。以てその制服の區々たりしを察すべし。

二十日、軍務官知事兼會津征討越後口總督嘉彰親王、錦旗節刀を賜ひ、征討の途に上る。

二十二日、軍務官出張所を敦賀に置き、權判事十時信人、判事試補武島新三郎を出張せしむ。知官事嘉彰親王越後口總督として出征せられし故である。

二十七日、北陸道鎭撫使兼會津征討總督高倉永祜の任を解く。次いで陣中に於て歿す。

この月(日缺)、軍務官中に御用掛を置き、岩崎筑前介・加藤有隣・井上文郁・井上鎌三を以て之に任ず。七月

高倉永祜

萩野合慶助を軍務局病院掛に任ず

西園寺公望

町奉行組與力同心を鎭臺府附とす

英國式練兵場を設く

英式教授同助教を置く

諸藩兵の京都留衞を免ず

鷲尾隆聚

軍務官出張所を敦賀に置く

軍務官中に御用掛を置く

鎭臺を廢して鎭將府とす

三日、四條隆謌を仙臺追討總督に更任す。十七日詔して江戶を改めて東京となし、鎭臺を廢して鎭將府を置き、輔相三條實美を鎭將となし、駿河以東十三國を管理せしむ。是より大總督專ら軍務を掌る。

同日、軍務官病院の職員を任免し、諸道の事に隨從せしむ。

正親町公董

久我通久

五日、奧羽追討總督正親町公董を罷免す。二十日、京都軍務官を元所司代邸に移す。二十三日、軍務官副知事心得久我通久を以て東北遊擊軍將となし、出羽に赴き、鎭撫總督に應援せしむ。

兵學校

二一　兵學校

士官學校の起原

八月二日、兵學校を開き、堂上地下諸官人の子弟並に在京の下大夫をして入學せしむ。後日の士官學校の基礎實に玆に成る。

二十三日、府縣に令して、軍務官に於て兵制を一定するに至るまで、隨意に府縣兵の規則を設くるを禁ず

天皇、河東練兵場に諸隊の軍容を觀給ふ

二十七日、天皇紫宸殿に於て卽位の禮を擧げ給ふ。三十日、天皇、河東練兵場に幸し、護衛諸隊の軍容を觀給ふ。

坊城俊章を播泉防禦總督に任ず

同日、三等陸軍將坊城俊章を以て播泉防禦總督となす。

勳功式三等を定む

二二　勳功式三等を定む

この月(日缺)、總督・司令官・兵士の軍功を分ち、各々上下三等となし、督府列藩及び參謀・軍監・長官をしてその姓名、等級を錄上せしむ。その勳功式三等なるものは左の通りである。

上功

總督(副總督、參謀等之に準ず)は、能く衆議を容れ、畫策、籌謨其宜を得、以て大に四方を鼓舞し、終に天下平定の績を成すものを上功とし、能く一方を維持し、以て强敵を挫き、終に天下平定の業を助くるものを

中功

中功とし、又諸隊に挺んじて賊衛を奪ひ、全軍長驅の勢を遂せしむるの類之に準ぜしめ、以、多當、軍勝敗亡

下功

獲相等きものを下功とす。又營壘要地等を固守し、全軍の潰敗を維持する類之に準ぜしむ。司令官（諸隊長之に準ず）は、使令其宜しきを得、其隊をして同心協力進退坐起自ら法に合し、以て大敵を破り、要地を抜き、全捷を取るものを上功とし、寡を以て衆を挫き、諸隊之が爲めに勇猛振起其力を終に全軍に及ぼすものを中功とし、率先勇進すと雖も隊下死傷多きもの概して下功となし、或は强敵を受け、所部を指揮し、營壘要地等を固守するもの之に準ず。兵士は奮戰衆に超へ、堅きを摧き鋭を挫き、其身銃丸鋒鏑に罹るものを上功とし、又勇進して衝敵斫壘、終に命を殞すもの、或は率先奮激終に敵を破り良を獲るの類、或は其他敵の大砲要器を擊攘し、輜重糧食を捕拿するもの之に準ぜしめ、勵戰衆に先だち、或は一隊に殿して力戰部伍を收め、其身重創を被るの類概して中功とし、敵軍披靡勢に乘じ、追擊して首級を獲るもの下功とし、又力戰創を被るもの之に準ぜしむ。

二三　若松城落つ

若松城落つ

九月二十二日、會津藩主松平容保城を開いて降を請ふ。よつて之を妙國寺に幽す。是より先き諸藩の官軍相合して若松城を圍むこと三旬、會津の兵善く拒ぎしが、力屈して遂に降る。大鳥圭介等逃れて寒風澤に於ける榎本武揚の軍に投ず。莊內・長岡・盛岡等風を望みて相次いで降り、東北平定す。

東北平定

裁判所及び御用掛を廢す

二十五日、裁判所及び御用掛を廢す。

二十八日、諸藩在京の兵をして日を定めて河東操練場に於て練兵せしむ。

兵隊假病院を設く

十月一日、兵隊假病院を山下門內に設く。

十日、府縣に令し、非常警備の外私に諸藩兵を徵發するを禁ず。十三日、車駕東京に幸す。十四日、軍務官をして諸浪士の處分を管せしむ。

十六日、東北平定せるを以て、諸藩に命じて征討の兵を罷め、隊長をして之を引率し、歸途東京を經過せしむ。

二四　伊藤博文北地凱陣兵の處分を論ず

伊藤博文北地凱陣兵の處分を論ず

十七日、兵庫縣知事伊藤博文、北地凱陣兵の處分を論ず。

その略に曰く『本邦の政體は上古に在りては文武共に權朝廷に在り、文以て敎え、武以て鎭し、其樞機皆天子より出で、一人の之を冒すなし。中世に至り文敎漸く盛なるに及び、兵權遂に下に移り政令全く將門に歸し、遂に今日に至りて其制を革むる能はず。是れ他なし、中古以來公卿大臣逸を貪り、勞を厭ひ、徒に言辭を以て武臣を使ひ、遂に國家の大弊となれり。今や幸に復古の時に至り、文武の權朝廷に歸せしと雖も其賊を討せし者は皆諸侯より出でて、朝廷猶ほ一卒の衞なし。復た何を以て諸侯を鎭壓し、海外諸國に當らんや。治國の術豈仁德を以て論ずべけんや。兵威も亦盛ならしめざるべからず。此方を立る如何。又衆賊已に平定せり。何を以て此征討者を重賞せんや。論者曰く、此地既に平定せしと雖も餘孽尙あらん。故に總督を始め兵士に至るまで其土を割き與へば、一は感賞の道となり、一は鎭撫の術ともならんと。然れども自今文明の治敎を施し、五洲各國と竝立せんと欲するや、世祿の制を以て國政を立つる能はざるは人の知る所なり。況んや諸藩忠勇の將士其身を顧みざるは憂國の赤心より出で求むる所ありて然るにあらざるに於てをや、然るに今之を封境の臣となし、僻陬の地に置かんか、皆自ら以て諱憚せらるゝものとなし、決して默々として止むことあらざるべし。況んや之を其藩に退かしめ、藩主に於て尋常の賞を行ふも、將士等之を以て足れりとせざるべきに於てをや。故に此機會に乘じ、北伐の兵を以て改めて朝廷の常備隊となし、總督軍監參謀以下皆至當の爵位を與へ、之に兵を司らしめ、歐洲各國の制を折衷し、以て我兵制を改革し朝廷親しく之を統

御せば、以て内は不逞を制し、外は萬國に對して恥なかるべし。此に於てか始めて文武の二權天子に歸し、國威を皇張し、復古の勢全く成るべし。則ち一に征討の兵士を治め、二に朝廷を助け、三に威武を海外に輝かさん。是れ今日の急務なり。』

御用掛を廢す

十八日、御用掛を廢す。

二五　鎭將府を廢す

鎭將府を廢す

同日、鎭將府を廢す。

十九日、軍務官出張所を東京城内に置く。

榎本武揚

大鳥圭介

二十日、榎本武揚・大鳥圭介（天保四年二月廿五日播州赤穗郡の一小村に生る。諱は純彰、如楓と號す。幕府に事へて歩兵頭たり。明治元年脫走し上總・日光・會津に官軍を惱まし、榎本武揚と共に五稜廓に據る歸順の後、工部大學校長・朝鮮國駐劄公使・樞密顧問官等に歷任、明治三十三年男爵を授けられ、同四十四年六月十五日正二位に敍せらる。此日を以て薨ず。年七十九。）等奥羽より逃れて南蝦夷鷲木に入る。箱館府知事淸水谷公考、兵を出して之を拒ぐ。

二十三日、軍務官判事大村益次郎を以て軍務官副知事となす。同日、東征大總督熾仁親王上表して東北平定を奏し、その任を解かんことを請ふ。二十四日、軍務官に令して兵制の基礎を立てしむ。

二六　榎本武揚五稜廓に據る

榎本武揚五稜廓に據る

箱館の官軍利あらず知事淸水谷公考青森に遁る。榎本武揚（天保七年八月二十五日江戸に生る、通稱釜次郎、梁川と號す、幼時昌平黌に學び、後長崎に遊學又和蘭に留學し慶應二年歸朝海軍奉行に任ぜらる。慶應

木戸孝允、大村益次郎に說く

敦賀出張所を廢す

八王子同心

車駕西還

軍務官市中取締を管す

三年五稜廓に據りて官兵に抗す。降を請ひ囹圄に在ること數年、後海軍卿・遞信大臣・文部大臣・農商務大臣等に歷任し二十年五月子爵に、廿九年十月正二位に敍せられしが、四十一年十月廿六日病氣にて逝く。年七十三）等進んで五稜廓に據る。

十一月二日、手詔して東征大總督熾仁親王の成功を賞し、その任を解く。よつて親王錦旗節刀を奉還す。參謀西郷隆盛等皆罷む。

四日、軍務官知事兼越後口總督嘉彰親王東京に凱旋す。詔してその功を賞す。親王、錦旗節刀を奉還す。

二七　木戸孝允大村益次郎に說く

六日、木戸孝允、大村益次郎に說いて曰く『大政一新の實を擧げ、皇威を海外に輝かさんと欲せば、須くその大本を立てざるべからず。乃ち天下の入を五分し、三分を海陸軍、一分を政府の費用、一分を救恤及び萬民の利便を計るの用に充て、尙海軍の如きは尤も必要なれば、海內の人員貧富當を分ち、共に報國の精神を以て倩を募り、至當の方法を立つべし』と。大村、善しとなし、その基本を立てんと欲し自ら任じて事に當る。

二十六日、敦賀出張所を廢す。十二月十四日、軍務官をして八王子同心を管せしむ。

二十二日、車駕西還す。この月（日缺）、陸軍局に令して兵隊の仕法を變更せしむ。

二年正月四日、東北戡定したるを以て、手詔して前途恢張の旨を諭し、百官將士を獎勵せらる。

二八　軍務官市中取締を管す

同八日、軍務官をして東京市中取締諸藩兵の進退を管せしむ。

兵學校を兵學所と改む

二十五日、箱館府兵を解隊す。この月(日缺)、兵學校を改めて兵學所と稱す。
二月十日、東北平定せしを以て、その兵を歸休せしむ。
同日、薩長土三藩、奏して九門を警衛せんと請ふ。聽さず。唯だ兵をその邸に置き、不虞に備へしむ。次いで薩摩藩に中宮御所・長門藩に大宮御所・土佐藩に桂宮を警衛せしむ。

有馬頼咸

十二日、軍務官副知事心得有馬頼咸を以て副知事となす。

軍功賞典取調御用掛

二九　軍功賞典取調御用掛

大山綱良

同日、軍務官判事河田景與に軍功賞典取調御用掛を命じ、大山綱良(初め格之助と稱し、島津氏に仕へて茶坊主たり。茶道を好み、武術を善くす。擊劍は稱して藩中第一となす。戊辰の役、奧羽征討の參謀となる軍功を以て賞典祿八百石を賜ひ、鹿兒島藩參事となり尋で縣令に進む。私學校黨起るに及び西鄕隆盛を佐けしが、遂に朝廷の爲長崎に斬に處せらる。)、

黑田淸隆

黑田淸隆(初の名は了介、鹿兒島藩士淸行の子、英船鹿兒島を襲ひし時防戰に從事して功あり、奧羽征討の際は九條總督の參謀、箱館征討の際は淸水谷中將の參謀となる。維新後は開拓次官、次で長官として樺太、北海道の開拓に盡力す。次で特命全權辨理大使・內閣顧問・農相・首相・遞相に歷任、總理大臣代理に四度就任し、爾後樞密院議長に任じた。三十三年九月廿三日中風の痾疾を以て終に薨ず。生前特に位一級を進め從一位に叙せらる。)、

山縣有朋

山縣有朋等を東京に召しその成績を檢覈せしむ。

肥後以下二十二藩の兵を徵す

十九日、肥後以下二十二藩の兵を徵し、京都を守護せしめ、薩長土三藩の大宮・中宮・桂宮の警衛を免じ京都屯在の諸藩兵をして悉く國に就かしむ。
三月十七日、諸藩に令して徵兵の歸休を命ずと雖も、軍資金は尙ほ舊の如く石高に應じて上納せしむ。

別手組を軍務官に屬す

五稜郭落つ

十津川鄕士を軍務官に屬す

諸所征討の功を賞す

陸軍局を廢す

箱館降服人の處置

三〇　別手組を軍務官に屬す

二十四日、德川家達の舊臣より成れる別手組八十人を軍務官に屬し、外國人の警衞に當らしむ。別手組は舊幕府の時旗下の士より選拔して外國人の警衞を命じたるものである。

四月八日、府縣兵規則一定するに至るまで兵員の新設を禁ず。蓋し一定の規則未だ定まらざるに、一旦兵卒を徵發すれば復舊容易に行はれず、弊害甚しきものあるが故である。二十四日、奧羽越諸藩首謀者の處分を軍務官に委す。

五月十八日、官軍、五稜郭を陷る。賊魁榎本武揚等降る。之を東京に拘送し天下始めて平ぐ。

三一　十津川鄕士を軍務官に屬す

二十七日、從來奈良府支配の十津川鄕士を以て軍務官に屬せしむ。

六月二日、詔して去年諸所征討の功を賞し、嘉彰親王以下諸參謀諸隊長三百三十九人及び諸兵隊各藩船艦等に祿を賜ひ、官位を進め、褒詞慰勞を賜ふ。

三二　陸軍局を廢す

八日、陸軍局を廢し、局中の諸役を免じ、陸軍將をして軍務官に出仕せしむ。十二日、軍務官に令して箱館降服人を處置せしむ。十七日、藩知事に命じて、その藩の藩士兵卒の員數を上錄せしむ。

第二節　兵部省時代

概說

兵部省時代

概說

神祇、太政の二官

卿・大少輔・大少丞・大少錄

兵部省に兵學・武庫・會計・糺問の一寮三司を設く

兵部卿大輔

佛式傳習所の設立

天下百般の事業漸く緒に就いて着々歩を進め、二年七月八日には神祇・太政の二官及び民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省を置き、各省に卿・大少輔・大少丞・大少錄等の諸官を任用し、外觀內容頓に整備を呈するに至つた。而して兵部省には兵學・武庫・會計・糺問の一寮三司を設けたのである。時の兵部卿は東伏見宮嘉彰親王で、大村益次郎大輔として之を輔佐し、專ら兵制の改革を計つたが、取敢へず幕府の舊制を踏襲して佛蘭西式の訓練を施し、逐次改良して完全なる日本兵式を樹立する事を期して、先づ京都河東に佛式傳習所を設立し、山口・岡山二藩の士を召募した上、舊幕府に於て佛人より練兵を傳習せし者數名を聘して之を訓練せしめた。この時の政府の目的は下級幹部の養成に在つたのだが、當時各藩の士族は何れも封建の遺風を脫せず、加之戰亂纔かに終熄を告げた當座のことゝて、潛心學術に從事する者は甚だ少く、皆一躍將校たらんことを志す者ばかりで、その統御頗る難澁を極めたといふ。

教導隊の編成

兵部大丞山田顯義

佛人ビュラン及びサミー

兵制の改革

陸軍は佛式海軍は英式

幾何もなく兵學寮を大阪に移すに及んで、この河東の精兵を基礎として教導隊を編成した。大村は不幸にも功業半ばにして斃れたが、兵部大丞山田顯義その意圖を繼ぎ、大阪陸軍所に在つて一意改善の途を講じ、佛人ビュラン及びサミーを聘して專ら佛語を敎授せしめた。三年八月曩に軍事視察のため歐米に遊べる山縣有朋・西鄉從道等が歸朝して兵部の官に就くや、鋭意事に當り、十月に至つて遂に兵制を改革し、陸軍は佛蘭西式、海軍は英吉利式を採用し、次いで軍服の制度を大阪訓練の兵に課し、漸次諸藩に及ぼすに至つた。

陸海軍兩省の分立
徴兵規則を設く
職員令を改む
廢藩置縣の斷行
東京・大阪・鎭西・東北の四鎭を置く
十番大隊の編制
横濱語學所を兵學寮幼年舍に合併
沼津兵學校の移管
給俸定則十四章の發布
二官六省を置く

閏十月、兵部省の大小丞をして海陸の軍務を分掌せしめた。斯くして陸海軍兩省分立の基礎玆に成つた。

十一月十三日、徴兵規則を設け、兵を全國に募らんとして先づ之を畿内に試みたが、時機未だ熟せず遂に失敗に終つた。四年四月、東山、西國二道に鎭臺を置き、次いで薩長土三藩の兵を以て御親兵を組織するに及び、始めて朝廷に兵備を見るに至つた。七月職員令を改め、卿、大少輔以下諸官僚をして事務を分掌せしめるために秘史・軍務・砲兵・築造・造船・水路・會計各局、兵學・軍醫各寮・糺問・造船・武庫・水路各司、參謀局・三兵本部・五管鎭臺等に分屬せしめた。而してこの際軍制改革に向ひ一大革新の機運を添へたものは、實に廢藩置縣の斷行であつた。兵部省はこの好機を掴んで各藩兵を解隊し鎭臺を擴張して東京・大阪・鎭西・東北の四鎭を置き、舊諸藩兵を徴集して鎭臺兵となし、舊幕兵・十津川脱走兵・和歌山・大垣・名古屋・津・富山・其他諸縣の兵を以て十番大隊を編制した。教育方面に關しては、横濱語學所を兵學寮幼年舍に合併し、從來靜岡縣の管轄に屬してゐた沼津兵學校を兵學寮の管轄に移した。給養上に關しては、爾來給與規則の基礎となつた所の給俸定則十四章の發布があつた。其他軍事上諸方面に於て、前期の混沌たる狀態は次第に整頓されて、將に大に發展せんとするの姿勢を見せた。

一　二官六省を置く

明治二年七月八日、官制を改革し、神祇・太政の二官、民部・大藏・兵部・刑部・宮內・外務の六省を置くに及び、軍務官を改めて兵部省となし、省中に寮司を設く。省中の諸官は卿一人・海陸軍・郷兵・招募・守衛・軍備・兵學校等を總判し、大輔一人・少輔一人・大丞二人・權大丞・少丞・權少丞・大錄二人・權大錄・權少錄・省掌使部之に隷屬す。寮に頭一人・權頭・助・權助・允・權允・大屬・權大屬・少屬・權少屬・使部を置き、司に正一人・權正大佑・權大佑・少佑・權少佑・大令史・少令史。使部を置き、陸海軍に大將、

中將、少將を置く

同日、軍務知事嘉彰親王兵部卿に任じ、軍務官副知事大村益次郎兵部大輔に任ぜらる。

京都諸門警衛規則を定む

十三日、京都諸門警衛規則を定めて、各藩隊長に示す。

兵部省出張所を大阪に置く

この月(日缺)、兵部省出張所を大阪に置く。

藩兵の月給を改正す

八月五日、兵學所を元所司代邸兵部省中に移す。この月(日缺)、省中に兵學寮・武庫司・會計司及び糺門司を置く。九月四日、京都兵學所を大阪兵學寮に移す。この月(日缺)、藩兵の月給を改正し、大隊令官金貳拾五兩、中隊令官金拾五兩、少隊令官金拾兩、勘定方醫官各々金五兩、樂隊小頭金三圓、樂手金貳兩貳分、兵卒金二兩、小使金壹兩、外に病兵手當金壹兩を給す。

大村益次郎歿す
久我通久兵部少輔となる
兵器司を廢す

同日、兵部大輔大村益次郎、刺客の爲めに傷けられ尋いで歿す。十月十三日、陸軍少將久我通久を兵部少輔となす。十一月十八日、兵器司を廢す。

兵部省軍務の大綱を上陳す

二 兵部省軍務の大綱を上陳す

同日、兵部省軍務の大綱を上陳して、海陸練兵所並に兵學寮を大阪に興し、陸軍の屯所を建築し、砲銃及び火藥製造局を設け、軍醫院を起し軍艦一艘を攝海に繋ぎ、西洋人を雇ひ海軍の初業となさんことを請ふ。蓋し大阪の地たるや、所謂海陸四達の要地にして皇國の中央に位し、四方の變に應じ易きによる。而して諸種の造營は何れも府城內外に決し、獨り火藥製造所は豫め山城國宇治に決す。當時屯所は銃兵一大隊の造營既に成り、京都河東の精兵一百人を收容す。是れ實に故兵部大輔大村益次郎の遺圖に基くものである。益次郎曾て兵部省前途の大綱を論じて曰く『皇國の兵式を一定せんと欲せば、其師範たるべき人材を養成せざるべからず。卽ち學校を開き、兵術學業を根本から學習せしめ、語學所を益々盛大ならしむべし。陸軍は一般

拼斐章

河東の精兵

前原一誠を兵部大輔に任ず

兵部省を東京に移す

青年舍生徒

大島貞薫

造兵司を置く

山口藩兵制を更む

大樂源太郎

久我通久

に佛式により大阪に於て養成し、人材輩出を待ちて皇國の兵式を立つべし。一萬石に凡そ百人の兵士を養ひ、五十人を戍衛に備へ、五十人を藩屏の防禦となすべし。三都其他邊境戍兵萬石五十人を以て諸藩交番規則を立つべし。海軍を創立し學校を建て、人材を養ふべし。而して是等の根本たるべきは米金なり。故に兵部省は一年の米金若干を定むべし」と。而して是等の計畫は著々實行せらる。卽ち八月に於て京都河東に佛式傳習所を設け、山口・岡山の兩藩士を集めて拼斐章等をして之を教授せしむ。所謂河東の精兵是れである。當時各藩その制を異にし、薩州は英に依り、紀州は獨に依り、會津の如きは尙ほ長沼流を用ゐ、他は大概和蘭式を用ゐたが、玆に至り之を統一せんとし、姑く幕府の舊制に從ひ佛式を採用したのである。

二十九日、伏見練兵場會計局を改めて會計司出張所と稱し、同兵器局を改めて武庫司出張所と稱す。十二月二日、參議前原一誠を兵部大輔となす。

二十日、京都兵部省を廢して大阪出張所を置き、東京出張所を以て本省となす。

二十三日、兵部卿嘉彰親王三度上表して職を辭し、海軍學を講習せんと請ふ。之を聽す。

二十八日、大阪兵學寮に新生徒三十三名を入學せしむ。之を青年舍生徒となす。卽ち步騎砲の士官を養成するものにして、兵學權允大島貞薫をして專ら之を掌らしむ。この月、兵部大輔前原一誠、少輔久我通久以下十人、賞典を以て海陸軍費に充てんと請ふ。本年を限りその半を納れしむ。

三年正月十日、從來太政官より進退せし京都御留守警衛諸藩の兵隊を兵部省に委す。二月二日、造兵司を置く。

この月、山口藩兵制を更む。然るに解隊兵大樂源太郎等服せず、相集りて亂をなす。知事毛利廣封之を討たんとす。よつて徵兵一大隊をして赴き救はしむ。源太郎等敗れて九州に遁る。

十九日、兵部少輔久我通久を大阪に遣し、京都兵部省廢止後の兵隊取締方並に大阪陸軍所軍事病院の建設

を許らしむ。

二十日、在京の諸藩兵を京都兵部省出張所に屬す。これより先き京都兵部省を大阪出張所に合併するや、京都の戍兵を京都府に於て管せしめしが、茲に至り復たこの命あり。

常備隊規則の頒布

三　常備隊規則の頒布

同日、常備編隊規則を諸藩縣に頒ち、歩兵隊は六十名を一小隊とし、二小隊を一中隊とし、五中隊を一大隊とす。一大隊は卽ち十小隊に當る。而して嚮導以上諸有司は定員外とす。砲兵隊は砲二門を以て一分隊とし、三分隊を以て一隊とし、一隊は卽ち砲六門なり。兵士の年齡は十八歳より三十七歳迄とし、是迄隊中に在りて强壯なる者は三十七歳以上と雖も之を採用す。練兵は從來の式による。石高一萬石に付一小隊に不足なる時は兵部省の差圖を受けしむ。

十津川出張所を廢す

二十七日、十津川出張所を廢し、その鄕士の處分を了し、之を大和國五條縣の管轄に屬せしむ。

三月二十四日、一橋、田安兩家の兵を兵部省に屬す。

マンテル　ヅボン

二十九日、水戸藩及び笠間藩に令して自今陣服は「マンテル」「ヅボン」と稱するものを用ひしむ。

陸軍學舍規則を定む

四　陸軍學舍規則を定む

四月三日、兵學寮陸軍學舍規則を定め、大藩四人・中藩三人・小藩五萬石以上二人・五萬石未滿一人の割合を以て入學せしむ。當時兵學寮に靑年學舍、幼年學舍の二舍あり。一は速成を主とし、一は他日の大成を期せしめたものである。

伏見會計司・武庫司の兩出張所を廢す

嚮導以下の軍服を大羅紗とす

同日、熾仁親王を兵部卿に任ず。同日、伏見會計司、武庫司の兩出張所を廢す。九日、嚮導以下の軍服を

横濱語學所を大阪兵學所に移す 川勝廣道

旗章の制定

普佛戰爭

山縣有朋兵部少輔に任ず 西郷從道 前原一誠 天皇越中島に臨み操練を親給ふ 武官の官等を定む

大羅紗とし、春秋二期に之を給與す。

二十四日、兵學寮中に於て教導隊を編成し、砲兵三十名、騎兵二十名、建築兵五名を置く。

五月十二日、横濱語學所を大阪兵學所に移す。語學所は明治二年五月の創設に係り、川勝廣道之が所長たりしが、茲に至り廣道を兵學權助となし、その生徒三十五名を幼年生徒とす。

五 旗章の制定

十五日、陸軍國旗章（白布紅白光線章）並に諸旗章（大隊・總嚮導・武庫司造兵司・輜重・病院旗）兵部省提灯幕等を制定し、諸藩縣に令して類似のものを用ふるを禁ぜしむ。

六 普佛戰爭

七月二十八日、普佛二國交戰に付、局外中立を布告し、軍艦を品川・横濱・兵庫・長崎・函館諸港に置き、以て不虞に備ふ。

八月十四日、山口藩常備兵の内一大隊を兵部省の管轄に屬し、その費用は當分大藏省より支辨せしめ、九月二日を以て大阪陸軍所に差出さしむ。

二十八日、山縣有朋を兵部少輔に任じ、西郷從道を同權大丞に任ず。九月二日、兵部大輔前原一誠病を以て職を辭す。

八日、天皇越中島に臨み操練を親給ふ。この日暴風雨あり、金四千兩を兵士に下賜せらる。

七 武官の官等を定む

十八日、大中少佐、大中少尉を海陸軍に、正權曹長を陸軍に置く。
二十五日、海陸軍の經費定則を立て、從前の軍資金を廢す。

八　各藩常備兵員を定む

二十九日、各藩の石高に應じて常備の兵員を定め、現米一萬石に付士官を除き六十人を定員とす。

九　海陸軍用度を定む

同日、現米三十萬石並に諸藩上納の海軍資金を兵部省に下し、海陸軍諸般の用度に充てしむ。但し戰爭費用の外臨時の費用に使用するを得ざらしむ。

十　兵制を一定す

十月二日、兵制に關し左の布告あり。

兵制之儀は皇國一般之法式可被爲立候得共、今般常備兵員被定候に付ては、海軍は英吉利式、陸軍は佛蘭西式を斟酌御編制相成候條、先づ藩々に於て陸軍は佛蘭西式を目的とし、漸を以て編制相改候樣被仰付候事。

而して爾後各國の制を取捨折衷し、我兵式を制定せるを以て、この制は自ら消滅するに至つた。

十一　省內分課を定む

閏十月十日、省內分課を定め、兵部大丞山田顯義・兵部權大丞船越衞・同櫻井愼平・同高屋左太郎・同西鄉從

各藩常備兵員を定む
海陸軍用度を定む
兵制を一定す
省內分課を定む

海軍陸軍分立の兆顯はる

諸定則の制定

給俸定則・賑恤金定則・扶助金定則

陸軍兵學令を頒つ

道・同曾我祐準・兵部少丞藤村四郎・同林通顯・兵部權少丞澤宣種を陸軍掛とし、兵部大丞川村純義・兵部少丞增田明・兵部權少丞石井議吉を以て海軍掛となす。海軍、陸軍分立の兆茲に顯はる。

十五日、山口、岡山兩藩の大阪詰徴兵を免じ、志望の者は留まりて兵學寮に學ばしむ。

十二　諸定則の制定

十九日、給俸定則・賑恤金定則・扶助金定則を制定し、給俸は曹長月給金拾貳兩貳分、權曹長金拾壹兩貳分、一等軍曹金拾貳兩貳分、二等軍曹金拾兩、三等軍曹金九兩貳分、四等軍曹金九兩とし、衣服は官給、食料は自辨とす。一等伍長は金貳兩參分、二等伍長は金貳兩貳分、三等伍長は金貳兩壹分、一等兵卒は金貳兩貳等兵卒は金壹兩貳分とし、衣服食料共官給たらしめ、不勤の日は日割を以て差引かしむ。賑恤金は服役終つて歸鄕するものに下賜するものにして、曹長は在役一ヶ月に付壹兩壹分壹朱、權曹長は壹兩壹分、軍曹(等級の別なし)は壹兩三朱、伍長は壹兩貳朱、一等兵卒は壹兩壹朱、二等兵卒は壹兩の割とし、在役二年未滿の者には下賜せず。在役二年以上及び再役を乞ひ四年以上の者は前條に準じて之を下賜し、在役中死去したる者は二年未滿と雖も前例に準じて之を下賜す。扶助金は在役中尋常使役(戰鬪にあらず)の故を以て、落命或は傷痍に至るものに下賜するものにして、落命者は祭棄としてその親類に一ヶ年限二人口但し此金貳拾八兩八（壹石八兩替以下準之）を賜ひ、一等傷痍、卽ち終身不具にして自己の用を辨ずる能はざる者には、終身一人半口(但此金貳拾壹兩六)を賜ひ、二等傷痍、卽ち終身不具にして僅に自己の用を辨ずるに足る者には、終身一人口(但此金拾四兩四)を賜ひ、三等傷痍、卽ち不具にして兵役に堪へずと雖も自己の用使並に産業に差支なき者には、一ヶ年限一人口(同上)を賜ふことゝなす。十九日、陸軍兵學令を頒つ。二十日、各藩に命じ、石高に應じ大藩九人・中藩六人・小藩三人の割合を以て陸軍生徒を大阪兵學寮に出さしむ。

兵學寮青年生徒給與表を定む

この月(日缺)、兵學寮青年生徒給與表を定め、諸藩に命じて砲騎兵科一名に付、第一年目百五拾七兩貳分、第二年目百五拾四兩、歩兵科一名に付第一年目金百五拾壹兩貳分、第二年目に金百四拾六兩壹分の割合を以て四季に分ち兵學寮に上納せしむ。

十三　徵兵規則を設く

徵兵規則を設く

十一月十三日、徵兵規則を設け、全國募兵の目的を定め、各道府藩縣の士庶を問はず、身體强壯にして兵卒の任に堪ゆべき者を選び、一萬石に付五人宛大阪兵部省に差出さしむ。今その規則の大要を擧ぐれば、兵卒は年齡二十以上三十以下にして、良體强健長け五尺以上のものを選び出し、一家の主人又は一子にして老父母ある者、若くは不具の父母ある者を避け、服役年限を四年として、給俸・賑恤金・扶助金等は先に擧ぐる所に從はしむ。

豐後に亂有り

この月(日缺)、山口藩逋亡の徒、豐後地方に於て亂をなす。二豐・兩筑・肥後諸藩に令して臨機兵を用ひるを許す。

獻兵隊を東京府に屬す

山口・高知・佐賀三藩の徵兵の給與規則を定む

この月(日缺)、兵部省所管の德川・田安・一橋の獻兵隊を東京府に屬し、以て府の警戒兵となす。

十二月五日、山口・高知・佐賀三藩の徵兵一大隊の給與規則を定め、その大隊長金貳拾五兩、副官金貳拾兩、中隊長金拾五兩、小隊長金拾兩、輜重方金八兩、醫官半隊長各々金七兩、下副官・旗手・總嚮導各々金四兩、輜重屬・喇叭伍長・各々金三兩、伍長・喇叭手各々金貳兩貳分、兵卒金貳兩、鍛工・木工・縫工各々金壹兩貳分、夫卒・馬丁各々壹兩にして、糧食及び病兵手當は前項に同じ、又靴代として一名金參分を給し、筆・紙・墨・提灯・蠟燭等は現品支給とす。十三日、名古屋・廣島・岡山・熊本四藩に命じ各々一大隊を出して東京を守衞せしむ。

十四　各藩常備兵編制法

各藩常備兵編制法

二十二日、各藩常備兵編制法を設け、大隊を以て標準とし、大隊未滿の藩は中隊若くは小隊を以て編成せしむ。但し歩兵三中隊以上の藩は大隊並に副官を置くことを得せしむ。大隊長は少佐と改稱し、藩廳より選擧し奏聞の上仰付けられ、中隊長は大尉、小隊長は中尉、半隊長は少尉と改稱し、藩廳にて選擧し屆け出でしめ、曹長、權曹長、軍曹、伍長は少佐之を推薦し、藩廳に屆出でしむ。下等士官進退黜陟は藩廳にて取束ね、毎年二月八日兵部省に屆出でしむ。砲兵は一隊六門を以て編制し、歩兵二大隊に付一砲隊を備へ、二大隊以下便宜により砲兵を備ふることを得せしむ。砲兵隊も亦隊長を大尉、副官分隊長を中少尉と稱し、藩廳にて推薦し屆出でしむ。曹長、權曹長、軍曹、伍長は少佐之を選擧し、藩廳に屆出でしめ、萬石以上の藩々にて常備歩兵及び砲兵を編成せしめ、石高不足の分は或は豫備兵を制し、或は兵員を廢する等便宜に從ひ兵部省に屆出でしめ、月給は藩々の適宜に任す。軍服はその製法・紐・釦及び徽章共に定制に出らしむ。但し帽子・軍服・地質等舊製の分より漸を以て改良せしむ。

信濃の諸藩騷亂す

この月、信濃の諸藩騷亂す。兵部權少丞澤宣種をして徴兵三中隊を率ゐ、民部大丞吉井友實等と共に赴きて之を鎭定せしむ。

西京諸藩兵守衞を免ず

四年正月十四日、西京諸藩兵の守衞を免じ、伏見屯兵をして之に代らしむ。これ昨年閏十月兵部省より上申して、西京御所並に宮御方等を四藩の徴兵を以て守衞せしも、費用を省略せんが爲めに之を罷めて伏見屯所の兵を以てせんことを請求せしによる。

十七日、京都出張所を廢し、大阪出張所をしてその兵を管せしむ。

山縣有朋軍醫寮の設置を建議す
山縣有朋

十五　山縣有朋軍醫寮の設置を建議す

兵部少輔山縣有朋（初名は小輔、狂介等、山口縣の人、二四九八年に生る。夙に歐洲を視察し、徴兵令制定に殊功を樹て、西南役には征討參軍として出征。のち參事院議長、內相等を經て、明治二十二年首相兼內相となり、陸軍大將に進み、更に法相、樞密院議長等に歷任、日淸役には第一軍司令官として出征、侯爵に陞り、元帥を賜り、三十一年第二次山縣內閣を組織、日露戰役には參謀總長となり公爵に陞爵され二五八二年に薨じた。）建議して軍醫寮を設置すべきことを論ず。曰く『軍醫寮を取設くるにあらざれば軍事の基礎を立つること能はず。卽ち兵卒の入寮若くは入隊に際し、軍醫寮に於て身體の强弱病症の有無を篤く檢閱するは兵事の根本なり。故に歐洲諸國にては大病院の外に必ず軍醫寮の建設あり。而して皇國に於ては未だ大病院の規則あらず。又此寮の設なし。今や兵卒二千人大阪陸軍所に入隊せんとす。宜しく速に軍醫寮を創設すべし』と。而して遂にその設置を見るに至つた。

日田縣亂る

十六　日田縣亂る

二月十四日、山口藩の逃竄兵西海地方に出沒橫行す。陸軍少將兼巡察使四條譯隆をして日田縣に赴き、鹿兒島・熊本・山口三藩の兵を發して之を鎭撫せしめ、次いで西海道三十藩に令し、巡察吏の指揮を受けしむ。

薩長土三藩の兵を以て御親兵となす

十七　薩長土三藩の兵を以て御親兵となす

二十二日、鹿兒島藩步兵四大隊、砲兵四隊、山口藩步兵三大隊、高知藩步兵二大隊、騎兵二小隊、砲兵二隊を以て御親兵となし、兵部省の管轄に屬す。是より先き東北の亂旣に平定せしも、中央政府の基礎未だ成ら

從道をして隆盛に說かしむ

ず、兵馬の大權は名のみ朝廷に存してその實未だ擧らず、兵部省は僅に定額三十萬石を宛行はれたるに過ぎなかつた。故兵部大輔大村益次郎の議に依り、兵學寮を大阪に設け、士官を養ひ兵を畿內に徵せんとしたが大村は中途にして斃れ、東京に在りて國都を守護するものは纔に長州の兵のみとなり、薩州の兵はその藩士西鄕隆盛之を率ゐて歸藩し、士兵またその例を逐ひ、兵權散じて復た收拾すべからざるに至つた。偶々山縣有朋、西鄕從道歐洲の巡遊を終へて歸朝したので、三年十月、政府は有朋を兵部少輔に、從道を兵部權大丞に任じ、以て兵賦の事に當らしめた。有朋は時勢の頗る爲し難きを見、西鄕隆盛を起すにあらざればこの難局を救ふ能はずと考へ、之を條件としてその任に就いた。よつて政府は從道を薩摩に遣はし、その兄隆盛を說かしめたが、十二月に至るも猶ほ何等の報を得なかつた。然し兵政の進行は一日も休止すべきにあらず、殊に各藩の兵は英・佛・蘭・獨の諸國に倣ひ、區々にして合同運動に甚だ不便を感じてゐたので、政府は佛式を折衷して帝國陸軍の制度を定め、兵士の敎育、訓練其他兵器の製造等に着手した。前記の三十萬石は卽ち此等の事業を行ふ爲めに充用せられたものである。（傳ふる所によれば有朋は、當時戰勝國たる獨逸の兵制を親しく視察し來り、その長所を知了したるが故に之を採用せんとするの意あつたが、不幸にして當時獨逸語に通ずる者極めて少なく、假令敎師を聘するも通譯すら容易に得られない狀態であつたのみでなく、故大村兵部大輔の遺志は陸軍大丞山田顯義統督の下に實行せられてゐたので、有朋は之を踏襲するを便としたのであるといふ。）恰もこの時朝廷は神號を島津齊彬・毛利元就に贈り、勅使岩倉具視をして命を傳へしめた。大久保利通・山縣有朋・川村純義之に隨ふ。而して一行先づ薩摩に向ひ十二月下旬鹿兒島に到着した。從道出でて之を迎へ、有朋を見て直に國事に就いて語つた。從道は不在中三十萬石の既に充用されたる上は京に歸るも益なしと論じ、有朋は之に對して從道の歸藩後音信なきも、軍務の急なる、一日も曠くするを得ないが故に遂に此に至つた事情を述べた。翌朝從道は有朋の旅館を訪れ、[illegible]、岩倉勅使を請ひたる後こゝに來つて

共に會談すべき旨を告げた。暫くして隆盛來つたので、有朋は熱心に時勢の要務を論じ、この際に於て先生の高踏遠引せらるゝことは國家の爲めに不利なりと說いて、切にその出廬を促した。隆盛は木戸孝允と談合の上、その贊同を得て更に土藩を說き、薩・長・土三藩の兵を以て御親兵となさんとの意見を示した。有朋曰く好意多謝、但し既に御親兵と稱する上は、從來の如く藩の都合によつて之を進退左右することは斷じて不可苟も一旦御親兵となりたる以上、最早藩の家臣にあらず、萬一薩摩守殿なり、將又長土の藩主にして謀反を企てられるが如きことあらば、大義に據り決然これに對して弓をひくを辭せざるべきものたらざるべからずと。隆盛大に之に贊同し、直に兵を養ふの方法如何を問ふ。有朋曰く、その點に就いては御心配無用、已むなくんば藩力平均を斷行して之が計畫を立つるもよし。但しこの事たる、威望先生の如き人の政府に在るにあらずんば到底行はるべきものにあらずと。玆に至つて隆盛遂に諾した。隆盛は岩倉勅使一行と共に長門に赴き、木戸孝允と協商を遂げ、更に土佐に渡つて藩主及び板垣退助と謀り、土州よりも亦御親兵を出さしむることゝなりて上京したが、再び薩摩に歸り改めて兵を率ゐて上京し、玆に始めて御親兵の編成を見るに至つたのである。

隆盛木戸孝允と協商を遂ぐ

板垣退助

府藩縣徵兵差出方を改む

この月(日缺)、府藩縣徵兵差出方を改め、東海・北陸二道の府藩縣は、辛未七月二十日より月末迄、西海道藩縣は同十一月二十日より月末迄、東山・山陽の藩縣は壬申三月二十日より月末迄差出さしむ。三月二日、武官の朝拜禮式には軍服を着用せしむ。

十八　普佛二國講和す

普佛二國講和す

七日、普佛二國の講和成れるを以て諸港警備の軍艦を撤す。

東山・西海二道に鎮臺を置く

軍醫寮を設く

松本良順

山縣有朋を兵部大輔となす

御親兵の服制定せらる

十九　東山・西海二道に鎮臺を置く

四月二十三日、東山・西海二道に鎮臺を置き、東山道鎮臺は本營を石卷に、分營を福島、盛岡二ヶ所に設け、西海道鎮臺は本營を小倉に、分營を博多、日田の二ヶ所に設け、皆之を兵部省に屬せしむ。令して曰く『兵備は自國の要、安民の基、方今の急務なるを以て、輦轂の守衞警備より延いて諸道に鎮臺を置き、兵務を總括し、全國を保護せんが爲め先づ東西の要地に兩鎮臺を置く』

五月二十九日、陸軍少將兼巡察使四條隆謌日田より歸る。この日巡察使を罷む。

二〇　軍醫寮を置く

七月五日、兵部省中に軍醫寮を設け、諸官を置く。即ち頭・權頭は寮務を處理し、軍中醫事の規則を定め軍醫を選任黜陟せしむ。助・權助亦同じ。而して何れも正權並び置かず。軍醫監、一二等軍醫正は海軍に在りては艦隊附屬病院、病艦を監視し、陸軍に在りては各地病院を監視し、海陸軍將帥出征すれば即ち之に從ふ。一二等軍醫は軍艦、軍團に編入し、疾病を治療し、或は各地の養生院を總理し、一二等軍醫副は一二等軍醫を補助す。其他試補、大屬、小屬がある。軍醫寮に就ては三年七月以降屢々兵部省より上申する所あつたが、五月七日に至り松本良順、英米の情況を陳述してその意見を上るに及び、漸くその設立を見るに至つたものである。十四日、廢藩置縣の大令天下に布告さる。同日兵部少輔山縣有朋を兵部大輔となす。

二一　御親兵の服制定せらる

二十四日、御親兵の徽章を定め、砲兵は上衣紺色、袴茶色、側章白色、騎兵は上衣革色、袴赤色、側章革

色、歩兵は上衣紺色、袴紺色、側章赤色にして、一般に帽は赤色、上帯は白色とす。紐釦並に帽前面章は分ちて三級とし、上等士官は釦金色櫻花、前面章は金色日章とし、下等士官は釦眞鍮櫻花、前面章は眞鍮日章兵卒にあつては釦は眞鍮にして隊號を附し、當分無章とし、前面章は塗色日章とす。

二三　陸軍條例の頒布

陸軍條例の頒布

秘史局
軍務局
砲兵局
築造局
會計局

この月（日缺）、兵部省陸軍條例を頒布し、七月二十八日より執行せしめ、從前の定規中この條例と矛盾するものは悉く之を廢止し、諸官員をして各々その殘務に關係する箇條を嚴守せしむ。卽ち先づ兵部省陸軍諸官人の職掌を分ちて五局となす。第一は秘史局といひ、書類の受領、分配並に金額の勘査を司り、第二は軍務局といひ、陸軍人別の調査並に軍事に渉る諸務を司り、第三は砲兵局といひ、銃砲鑄造並に砲兵に關する諸務を司り、第四は築造局といひ、城堡並に築造兵に關する諸務を司り、第五は會計局といひ、金穀支度勘査・被服・糧食・居住等の經理を司る。而して各局の長官は、第一局は兵部少輔、第二、第三、第四局は陸軍少將、第五局は陸軍大丞である。また前記各局中に更に課を分ち、第一局に記注掛・勘査掛・第二局に人別掛・規定掛・第五局に記注・點檢掛・金穀運輸掛・被服・居住。人別・馬匹掛を置き、以て事務に便ならしむ。但し非常の際事務特に多端なる場合には、或は兵部卿の存意にて一分課又は一局の官人をして他局又は他分課の事務を兼任し、或は臨時に他局他分課の助手たらしむることはある。卿は本官の少將以上を以て之に任じ、海陸軍賦壯兵・海防守備・征討發遣・兵學操練等の事を總判する。その下に大輔（大佐以上）一人卿を輔け缺を補ひ、少輔（中佐以上）二人、海陸軍務を分轄し、其他諸官僚各自その軍務を分掌する。秘史局には局長一人、少輔之を兼ね、下に副官（少佐以上）一人、會計監督一人あり。其他大錄以下文武官を雜任す軍務局には局長（少將或は大佐）一人、中佐一人、少佐二人（一人は歩兵權檢閱使、一人は騎兵權檢閱使を兼

ぬ）。其他中錄以下文武諸官を雜任し、中佐以下の人員は時宜に隨つて增減する。砲兵局には局長（少將）一人大佐一人、中佐一人、少佐人數不定（內一人は砲兵權檢閱使を兼ね、一人は第二等火藥庫監を兼ぬ）、中尉二人（內一人は第三等火藥庫監を兼ぬ）を置く。築造局には局長（少將）一人、大佐一人、中佐工長一人、大尉工長三人が居る。會計局は大丞（少將）一人、監督長官四人、監督一等一人、二等一人、監督三等二人、大尉陣營使二人　大尉被服使二人、中尉陣營使三人、中尉被服使三人、其他病院總司、養生總司、大錄等の文武官を置く。而して監督長官以下一分は局務を掌り、一分は各鎭臺に出張する。兵學寮には頭（少將）、權頭（大佐）、助（中佐）、權助（少佐）其他大屬、權大屬、中屬、權中屬、少屬、權少屬等の文武官を置く。但し大屬以下必ずしも盡く置くの處はない。諸寮凡て同斷。教授には大教授（大佐）、中教授（中佐）、小教授（少佐）、大助教（大尉）、中助教（中尉）、少助教、得業生がある。少助教、得業生には十等、十一等の文官を任用し、中助教以上は本官を以て教授を兼ぬるを定例とする。海陸軍醫寮には頭（少將相當）、權頭（大佐相當）、助（中佐相當）、權助（少佐相當）、醫正一等（大佐相當）、醫正二等（大尉相當）、一等軍醫副（中尉相當）、二等軍醫副（少尉相當）、軍醫試補大屬、以下諸文官を置く。而して軍醫助、醫正一等以下は各鎭、各府に出張し、一等軍醫以下は兵隊軍艦に編入さる。海陸軍糺問司には正（少佐）一人、餘は糺問司に同じく、大令史以下文武官を雜任す。海陸軍武庫司には正（少佐）一人を置き、餘は前者と同樣である。參謀局には局長一人、大輔之を兼ね、下に少將一人、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、中錄、畫工を置き、中錄以下には文武官を雜任す。この局の官僚は各鎭各軍團中に出張するを定例とし、省內に在るものは地圖を增補するを專任となす。三兵本部には步兵檢閱使（少將以上）一人、權檢閱使（少佐）一人、副官（大尉）一人を置く。騎兵、砲兵亦同じ。三兵權檢閱使以下は本省の軍務、砲兵二局の事務を兼任す。五鎭臺には帥（少將以上）各一人、大貳（中佐以上）、少貳（大貳）、管州副官（每州一人本官大佐）、地方司令官（大佐以上地形の便宜に從つて之を置く）、

會計司を廢す

司令副官(大尉)を置く。

二十九日、會計司を廢す。

卿の權限

二三 卿の權限

この月(日缺)、また各省の卿に令して曰く『卿は天皇庶政を課分し、百揆を統叙せしむる爲めに其委細を受くる宰臣にして、總て部事の漏まらざるを以て、己れ其責に任じ、縱ひ失錯あるも己其譴を受け、聖明の累となすべからざる事。但し卿を闕く時は輔其責に任ずべき事、卿は專ら其部事を總判する全權を有す。敢て他部の權を干犯することを許さず。若し事他部に涉る者は小事と雖も必商議量定を要すべき事。卿部屬の官員を選任黜陟する勅任官は、上裁に出ると雖も官其人を得るは政事の大典なるに由て、內旨を卿に諭し、卿奉諾して然る後之に任ず。其奏任官は奏聞の上之を任ず。判任官の補闕は先づ任じて月末に開申すべし。判任官と雖も員を增し、新官を置くと、並に徒以上の罪を犯す者とは亦奏請上旨を取るべし。其黜罰に至つては司法の典に備はる、爰に復論せず。其省にて事例擧行の權は、章程中既に任ぜられし者は一體に判行し、奏問に及ばず、附過して季末に錄上開申すべし。章程中任ぜられざる者、及新創の事例は細事と雖も必奏請すべし。其更革他部と相涉らざる者は亦附過開申するの例たるべき事』。

陸軍給俸定則

士官以上の年俸

佐官尉官の增俸

二四 陸軍給俸定則

この月(日缺)、陸軍給俸定則十四章を規定す。第一章は士官以上の年俸にして、その額大將米千石、中將米六百石、少將米四百二十石、大佐金千五百六拾兩、中佐金千貳百兩、少佐金九百六拾兩、大尉金四百八拾兩中尉金參百八拾四兩、少尉金貳百八拾八兩と定む。第二章は佐官尉官の增俸にして、砲騎步の三種に分ち、

下等士官以下の日給

賑恤金

扶助料

支度料

賄料

馬牽料

佐官は砲兵科年給金九拾六兩、騎兵科、輕步兵科は金八拾四兩、尉官は副官教官の砲兵科は金九拾六兩、同騎兵科、輕步兵科は金八拾四兩、重步兵科は金四拾八兩、會計給養掛並に諸隊外の砲兵科は金七拾貳兩、騎兵科、輕步兵科は六拾四兩、重步兵科は金貳拾四兩、隊附砲兵科は金參拾六兩と定む。第三章は下等士官以下の日給にして、その額、曹長永貳百五拾文、權曹長永貳百拾七文、一等軍曹永百八拾四文、二等軍曹永百六拾七文、三等軍曹永百五拾文、四等軍曹永百參拾四文、一等伍長永九拾貳文、二等伍長永八拾四文、三等伍長永七拾五文、一等兵卒永六拾六文、二等兵卒永五拾文と定む。また食料は、下等士官は毎月金五兩を給し、伍長以下は現賄を給す。第四章は賑恤金にして、士官以上在職五年、下等士官以下在職二年以上の者、及在職中死去せる者は、その年限に關らず、在職年月に應じて給するものにして、その額一ヶ月に付大佐金拾五兩、中佐金拾四兩、少佐金拾參兩、大尉金九兩、中尉金八兩、少尉金七兩、曹長金壹兩壹分壹朱、權曹長金壹兩壹分、軍曹金壹兩參朱、伍長金壹兩貳朱、一等兵卒金壹兩壹朱、二等兵卒金壹兩、毎月之をその所管に積置き、他日免職若くは死去の時之を給するものとす。第五章は扶助料にして、服役中尋常使役の故を以て落命或は傷痍を受くる者に給するものとす。その法落命者には祭祀料として一ヶ年限り二人口、一等傷痍には終身一人半口、二等傷痍は終身一人口、三等傷痍は一ヶ年限り一人口とす。第六章乃至第九章は出征及び各地方巡邏陣營轉移等行軍の擧あるとき、支度料、荷物量目、馬牽料、賄料とす。その支度料は官級と里程の遠近により差等を設く。その一二を擧ぐれば、大佐にして三百里外金四拾八兩、百里外金貳拾四兩、十里外金壹兩を給す。その荷物は出征巡邏と陣營轉移との二つに分ち、各等級に從ひ量目を定む。出征巡邏は大佐十八貫目、中佐十四貫目、少佐十二貫目、大尉七貫目、中少尉六貫目、曹長二貫目、權曹長一貫八百目、軍曹一貫目、陣營轉移は各之に二倍す。行軍中乘馬士官には定額馬飼料の外馬牽料として一日行程に付金三分を給す。但し本人の便宜により、馬を牽かざるときは給せず。尤も惡路にて馬牽き連れ難きとき

行軍賄
陣營轉移
隊外旅費
支度金
有罪止職
軍裝料
馬飼料
馬代金貸渡
休暇減給
省中の局部を定む

はこの例にあらず。馬牽料は大佐以下身分の等級に拘らず、一人一匹と定む。従僕人員は大佐三名、中佐三名、中佐少佐各二名、大尉一名、中少尉二人に付一名、奇數のときは半數を増す。此の如く定むると雖も、本人の便宜に依り減省は勝手たるべく、また時宜に依りその隊卒を従僕に充つるを許す。行軍賄は上下同一とす。陣營轉移は上下士官着後三日間賄を給し、出征巡邏は歸營まで始終之を給す。第十章は隊外旅費とす凡そ士官兵卒隊外旅行のときは、十里を以て一日行程とす。旅籠料日當を給す。その金額、大佐五兩貳分、中佐金四兩貳分、少佐金四兩、大尉金貳兩貳分、中尉金貳兩壹分、少尉金貳兩、曹長金壹兩、權曹長金貳分參朱、軍曹金貳分壹朱、伍長兵卒各金貳分、十里未滿端里數五里以上は一日に準じ、五里未滿は給せず。但五里以内と雖も一泊以上は佐官三分の一、尉官以下半數を給す。また支度金は第六章出征巡邏に同じと雖も、二十五里以內は之を給せず。出張先滯在中は、旅費は佐官三分の二、尉官四分の三、曹長以下全數を給し、有罪止職は佐官半數、尉官以下は三分の二を給す。病氣除隊歩行し難きものは宿駕一挺を給す。第十一章は軍裝料とす。尉官初任のとき之を給す。その額金貳拾兩。第十二章は馬飼料とす。乘馬士官に之を給す。その額一ヶ月金拾貳兩とす。

第十三章は馬代金貸渡とす。尉官初めて乘馬士官となるときは、馬代として願に依り金貳拾五兩を貸渡し五ヶ月賦を以て返納せしむ。第十四章は休暇減給とす。凡そ士官歸省其他私事にて休暇を請ふとき、一週日以上は俸給を給せず。但し勤勞或は褒賞はこの限にあらず。

二五　省中の局部を定む

八月五日、省中秘史局以下の局部を定めて、秘史局・軍務局・砲兵局・築造局・會計局・參謀局・三兵本部となす。

四鎭臺を置く

東京鎭臺
第一分營は新潟
第二分營は上田
第三分營は名古屋
大阪鎭臺
第一分營は小濱
第二分營は高松
鎭西鎭臺
第一分營は廣島
第二分營は鹿兒島
東北鎭臺
第一分營は青森

二十日、兵部省をして全國の城廓及び大小砲銃其他武器を管せしむ。是れ義に廢藩置縣を仰出されたるによる。

二六　四鎭臺を置く

同日、廢藩の結果、從前所管の常備兵は總て之を解き、全國一途の兵制を立て、東京・大阪・鎭西・東北の各所に鎭臺を置く。東京鎭臺は常備歩兵十大隊を置き、武藏・上野・下野・常陸・下總・上總・安房・相模・伊豆・甲斐・駿河を直管し、その第一分營は新潟に在つて、常備歩兵一大隊を置き、越後・羽前・越中佐渡を管し、第二分營は上田に在つて、常備歩兵二小隊を置き、信濃を管し、第三分營は名古屋に在つて、常備歩兵一大隊を置き尾張・伊勢・伊賀・志摩・遠江・三河・美濃・飛彈を管す。大阪鎭臺は常備歩兵五大隊を置き、山城・大和・河內・和泉・攝津・紀伊・丹波・播磨・備前・美作を直管し、その第一分營は小濱に在つて常備歩兵一大隊を置き、若狹・近江・越前・加賀・能登・丹後・但馬・因幡・伯耆を管し、第二分營は高松に在つて、常備歩兵一大隊を置き、讃岐・阿波・土佐・伊豫・淡路を管す。鎭西鎭臺は小倉（當分熊本）に設け、常備歩兵二大隊を置き、豐前・豐後・筑前・筑後・肥前・肥後・壹岐・對馬を直管し、その第一分營は廣島に在つて常備歩兵一大隊を置き、安藝・備中・備後・出雲・石見・周防・長門・隱岐を管し第二分營は鹿兒島に在つて、常備歩兵四小隊を置き、薩摩・日向・大隅を管す。東北鎭臺は石卷（當分仙臺）に設け、常備歩兵一大隊を置き、磐城・岩代・陸前・陸中を直管し、その第一分營は青森に在つて、常備歩兵四小隊を置き、陸奧・羽後を管す。而して鎭臺本分營の常備兵は元藩下の常備兵を召集して之に充つ。元大中藩の常備兵はその藩下へ一小隊宛備へしめ、小藩にても地方の形勢により藩下に多少の兵隊を備へしむ但し一萬石以下の諸藩兵は之を解隊せしめ、銃砲其他諸兵器を當分その縣廳に收容せしむ。

兵部省官員服制を定む

二七　兵部省官員服制を定む

九月二日、兵部省官員服制を定め、陸軍掛武官の正衣正袴は御親兵の歩兵と同じく紺色を用ひしめ、帽は壯兵の歩兵と同じく紺色とし、紐釦並に帽前面章は分ちて二級とし、二等（相當大將）より十等（相當少尉）に至る迄は、釦は金色櫻花、前面章は眞鍮日章を用ひ、十一等（相當曹長）より十三等（相當軍曹）に至る迄は、釦は眞鍮櫻花、前面章は眞鍮日章を用ひしむ。また隊附より出仕する者はその隊の服制を用ひしめ、文官は文官の帽服制を用ふ。軍醫寮官員は本省武官の服制に同じ。但し前面章は銀字の赤十字章を著け、右臂に白に赤十字章を附す。武官の略服は正服の仕立を用ひ、縞類を禁じ、必ず正帽を著せしむ。海軍掛は別に發布せられたる服制を用ひ、文官は飜譯局官員を除くの外日本服を禁ず。

陸海軍資の常額を定む

二八　陸海軍資の常額を定む

二十八日、陸海軍資の常額を定め、從前の陸軍定額金海軍軍資等を廢し、當分の內八百萬兩を以て陸軍常額とし、五十萬兩を以て海軍資と定め、省中一切の費用は總て之を以て辨せしめ、別に定額外陸海軍費用として二十五萬兩を備ふ。

除隊取扱規則を定む

同日、除隊取扱規則を定め、隊中に病兵及び故障の者出來せしときは、旅費及び帽子略衣袴靴各々一個を賜うて歸鄕せしむ。

鎭臺諸務規定を定む

二九　鎭臺諸務規定を定む

二十九日、鎭臺諸務規定を定め、軍服は當分正服は大羅紗、略服は小倉雲齋木綿織を以て作り、帽衣服制

は壯兵に同じからしむ。食料は一人一日金貳朱とし(食器炊具行燈共)、筆・紙・墨・炭・油・蠟燭・茶一ヶ月一人に付金一朱永四十九文壹分宛として、之を週番處其他日用諸雜費に當つ。處々海岸臺場は大概廢止し大砲は鎭臺本分營管轄をして朽毀に至らざる樣注意せしむ。本分營の豫備銃砲彈藥は、全兵三分の一の所用に應ずる數量を備へ置き、その餘の諸機械は適當に備へしむ。

大阪出張所を廢す

十九日、大阪出張所を廢す。

十一月十七日、大嘗會を皇城內に於て行ふ。三職以下來拜す。この日祀典を全國に修し行刑を停む。

陸軍徽章を定む

三〇　陸軍徽章を定む

この月(日缺)、陸軍徽章を定め、服裝は砲兵は上衣紺色、袴赤色、側章黑色、帽紺色とし、騎兵は上衣紺色、袴赤色、側章黃色、帽赤色、步兵は上衣紺色、袴鼠霜降、側章黃色、帽紺色とし、少將以上は袴を紺色とし三兵共に領並に袖口を赤にす。紐釦及び前面章は御親兵と異なることなし。

沼津學校

三一　沼津學校

塚本桓甫
大築尙志

この月(日缺)、靜岡藩沼津學校を兵學寮に屬し、兵部少丞兼兵學大教授塚本桓甫、陸軍中佐兼兵學助大築尙志等をして之を掌らしむ。沼津學校は明治元年九月德川家達が特に朝命を受けて創立せしものである。

教導團

三二　教導團

河村洋與

十二月八日、教導隊を東京に移し兵學寮に屬し、更に教導團と稱し、陸軍少佐河村洋與をして之を掌らしむ。

兵學寮を東京に移す

兵部大少輔內地の守備沿海防禦及び軍須の必要を論ず

內國の守備常備兵及豫備兵

十日、兵學寮を東京に移す。

三三　兵部大少輔內地の守備沿海防禦及び軍須の必要を論ず

二十四日、兵部大輔山縣有朋・少輔川村純義・少輔西鄕從道建議して內地の守備、沿海防禦及び軍須の必要を論ず。その略に曰く『兵は國を守り民を護するの要なり。而して我邦從前の法之を士卒の常職とし、更に文武の別あるなし。今文職武官其途を異にし、士卒の常職を廢して別に選任して之を養ふ。亦兵制の一變也。故に其沿革と其時宜を計り、現場の方法と將來目的とする處とを考定せざるべからず。兵部即今の目途は內に在り、將來の目途は外に在り。然れども詳論すれば內外始より分別すべきにあらず。即ち外に備ふるの目途既に立ち、措置宜しきを得れば內事を憂ふるに足らざればなり。現今の兵備を論ぜんに、所謂御親兵は聖體を保護し禁闕を守衞する者なるが故に之を措き、其他は四管鎭臺の兵總て二十餘大隊に過ぎず、是れ內國を鎭壓するの具にして外に備ふる所以にあらず。海軍の如きは數隻の戰艦も未だ盡く完備に至らず。是れ果して外に備ふるに足るか。抑々復古以來制度日に新に月に就り、遂に郡縣の治に歸し、藩兵を解き兵器を收め、海內の形勢始めて一變す。是時に當り速に廟謨を定めて外に備ふるの目途を確定せずして可ならんや。兵部の議三あり。其一は內地の守備にして、其目二あり。常備兵及豫備兵是れなり。夫れ常備兵を置く。各國衆寡同じからず。和蘭・比利時(ベルギー)の如き蕞爾たる小國たるも、尙ほ能く常備を置くこと四五萬に下らず。而かも彼只兵事をのみ主とするに非ず。凡百の事並び行うて廢せざるは目途既に立ちて措置宜しきによるが爲なり。常備の設は方今第一の急務、一日も猶豫すべからず。宜しく府縣地方大小廣狹に應じ、勇敢の丁男を選び、教ふるに洋式陣法を以てし、練磨習熟せしめ、以て臨機の用に供すべし。所謂豫備兵は平時は家に歸り事ある日調發する者にして、歐洲各國此兵有らざるなし。近歲普漏西(プロシャ)

の佛朗察(フランス)に勝ちたる者、蓋し豫備兵の力なり。今皇國其制を定め、男子生れて二十歳に至り、身體強壯家に故障なく、兵役に充てしむべき者は士卒を論ぜず之を隊伍に編し、期年を經家に歸らしむべし。然るときは全國一夫として兵ならざるなく、人民の住む所として守備あらざるなし。斯の如くして守備の設け始めて具はると云ふべし。

沿海の防禦

其二は沿海の防禦を定む。卽ち戰艦を造る也。海岸砲臺を築く也。戰艦は運轉砲臺なり。皇國は沿海萬里四面皆敵衝なれば大に海軍を皇張し至大の軍艦を造り、砲臺の及ばざるを援け內地を護らしむべし。要衝の地は常に兵を蒙むるが故に、防禦線を定め守備を嚴にし、人民をして逃避する所を知らしむべし。

海陸兩軍の資本
兵學寮
造兵司
武庫司

其三は海陸兩軍の資本を造る。其目三あり。兵學寮・造兵司・武庫司是れなり。百萬の兵卒は日ならずして得べし。一人の士官は容易に其人を得べからず。速に之を盛にし、各國の士官を招待し、訓練教諭法を建て、人物をして餘りあらしむべし。造兵司は兩軍糧食機械を造る所、武庫司は之を藏蓄する所なり。宜しく且つ造り且つ貯へ、毫も外國に仰ぐなく、其極他に賣却するに至らしむべし。或は曰く、兵部の事固より急なり。然れども天下の財力を盡して兵部一省に資する能はずと、兵部の議素より天下百般の事務を止め、全國の租入を撮取するの謂にあらず。只緩急輕重を詳にするのみ。

古昔伯得(ピーター)大帝其國を興さんとして、自ら海外に學び、歸國の後數百萬の陸軍を備へ、強國と抗衡し內國の事は之を婦人に委したりしが、遂に內訌を撲滅して今日の盛大を致せり。

政を爲す者宜しく天下大勢の緩急を察して施設すべし。今や魯國「セバストポル」の盟約を破り、徐々南進せんとす。皇國は宜しく常備精兵を備へ、無數の豫備精兵を設け、戰艦を造り砲臺を築き、將士を育し、器械彈藥を製造貯蓄するは必要の大事、止めんと欲して止むべからざるなり。其方法に至りては後日詳悉上陳せん云々」と。而してこの儀逐次採用せらる。

讀法七章を頒つ

此月(日缺)、始めて讀法七章を頒つ。

山縣有朋内國陸軍の施設を論ず

陸海軍の順次を定む

東京鎭臺條例鎭臺官員條例

三四　山縣有朋内國陸軍の施設を論ず

五年正月四日、兵部大輔山縣有朋奏議を上りて曰く『教化を厚くし以て人心を服し、武威を盛にし、以て天下を綏んず。此二つの者竝び行うて相悖らざるものなり。故に臣等曩に海陸二軍を皇張する所以に就て、目今の方法と將來の目途とを論じて奏上せり。今又試に内國陸軍の施設を論ぜんに、近衛兵御親兵たる且稚順なと改むべきかを盛にし、聖躬を保し禁闕を護し、鎭臺を整治し、以て内國を綏撫し人心を鎭壓し敎化と竝び行ひ、天下をして朝威の向ふ所と皇威の盛なる所以とを知らしめば、則ち府縣一治の實効日を刻して待つべきなり。因て別に近衛及鎭臺條例を附奏す。願くば微衷の在る所を察し、施設取捨其宜しきを得ば、今日の政體に於て小補なきにあらず。如此んば獨り臣等の幸のみならず、天下盡く其方向を定め王化の及ばざる所なからん。』

三五　陸海軍の順次を定む

八日、兵部省の陸海軍の順次を定めて、陸軍の次に海軍を置く。

三六　東京鎭臺條例、鎭臺官員條例

十日、東京鎭臺條例及び鎭臺官員條例を定む。東京鎭臺に關し特に條例を設けたる所以は、その直に輦轂の下に在つて任重く、且つ近く本省に隷するが故である。皇城は管內に在りと雖も、その守衞は親衞兵あるを以て、その與る所にあらず。親衞兵區域は內廓とし、鎭臺區域は外廓以外の管內とす。鎭臺官員は帥を長官とし、大貳・少貳・管州・副官・地方司令官・司令副官等あつてその事務を分掌す。

三七　海陸軍刑律

二月十八日、海陸軍刑律を頒布す。その刑罰は、將校には自裁・奪官・回籍・退職・降官・閉門を課し、下士には死刑・徒刑・放逐・黜等・降等・禁錮を課し、兵卒には死刑・徒刑・放逐・杖刑・笞刑・禁錮を課す。律は謀叛・對捍・徒黨・奔敵・戰時逃亡・平時逃亡・兇暴劫掠、盜賊錯事の八類がある。

陸軍省時代

第三節　陸軍省時代

概説

概　説

マルクリー參謀中佐

砲兵本支廠

前期に於て既に萌芽を見せた陸海軍兩省の分立と、徵兵令の實施とはこの時期に入つて完全に實施せられた。御親兵は近衛兵と改稱され、兵學寮には明治五年佛國參謀中佐マルクリー以下數十名が聘せられ、學校は青年、幼年の二學舍の外に教導團を置いて下士官の養成に當り、造兵、武庫の二司は變じて砲兵本支廠となり、兵器彈藥の製造は兵制の變革と共に進歩し、小銃大砲を始めとして凡百の軍器悉く製造されるに至つた。是を以て常備後備軍の支給は勿論、臨時の準備に關しても、必ずしも輸入品を外國より仰ぐ必要がなくなつた譯である。

兵令の起草宮本信順・西周

六軍團區に分つ

徵兵令は明治五年十一月二十八日の詔勅及び同日の太政官の告諭に於て示す如く、專ら我國上古の徵兵の遺制に據り、傍ら西洋諸國の法を參酌して新に民兵募集の法を立てたもので、その起草に就いては宮本信順西周等の諸學者大に與つて力あつた。當時當局者の計畫は全國を六軍團區に分ち、一軍團區に一鎭臺を置い

て以て國家を守備せしめる。即ち一鎭臺をして一軍團を統率せしめるにあつた。

而して封建時代に於ける全國各藩の士族の總數はほゞ四十萬を算へてゐたので、今、日本全國を守備するためには少くとも之と同數の兵を備へねばならぬ。即ち六軍團の兵數及び海岸砲臺其他の兵を合せ四十有餘萬を召募しなければならない譯だつた。だが、斯る多數の兵は當時の財政を以てしては到底維持することは不可能なので、平時に於ては四萬を養成し、戰時に於て七萬の兵力を得る準備をしたのである。然し徵兵令の發布された當初は、因習の久しき、國民皆兵の義務を解する能はず、特に徵兵令中に記した「血稅」の文字が痛く民心に不快の念を與へたものと見え、或る地方に於ては爭亂をすら惹起するに至つた。されば徵兵令實施後數年間は兵役忌避者續出し、往々兵數に不足を來たすことがあつたが、當局者の百方苦心の結果は漸次その弊を減ずるに至つた。而してその軍隊訓練の効果は佐賀・萩・熊本・鹿兒島等の諸所の戰爭に際して次第にその光彩を發揮して行つた。特に是等の戰亂は武器火薬の製造に甚大なる進歩を促し、東京・大阪・熊本三鎭臺は「エンピール」銃に改め、其他の鎭臺も亦「スナイドル」及び「アルミネー」銃と交換することゝなつた。西南戰爭に際しては「スナイドル」、「エンピール」及び「ツンナール」彈薬を製造して戰地へ輸送したのである。

血稅

一　陸軍省設置

陸軍省設置

五年二月二十七日、兵部省を廢し新に陸軍省、海軍省を置く。是より先き、正月十三日、兵部省上申して海陸軍分立の議を上る。曰く『方今文明の秋に際し、陸軍水師日進の期に至り、海陸課を分つと雖も、同一省中に在りて海軍に屬する諸局は根省と隔離す。故に事務繁雜にして無益の冗費あり。之を各國の例に考ふるに、海軍は陸軍とは全く其局を異にし、其吏員も亦海陸混任することなし。此れ其職の自ら別なるより斯

の如きなり。因て兵部の省名を革め、更に海軍陸軍の兩省を置かん』と。この議遂に採用せられ、玆にこの分立を見るに至つたのである。同日、兵部大輔山縣有朋を陸軍大輔に任じ、兵部少輔西鄕從道を陸軍少輔に任ず。但し當時未だ陸軍卿の任命なく、大輔專ら卿の事務を掌る。三十日、元兵部省陸軍武官、兵學寮、軍醫寮、糺問司、造兵司、武庫司を陸軍省の所管となす。

二　假軍法會議

假軍法會議

三月七日、軍法會議の方法詮議中、糺問司に於て假會議を設け、兵隊の犯罪ある每に糺鞫招狀既に定まるその所轄の大隊長及び御親兵なれば、御親兵掛中少佐の內一名、鎭臺なれば本臺中少佐の內一名出張、糺問正及び大中小令史の內一名と共にその刑名を判決せしむ。八日、鹿兒島縣集成館を大砲製造所と改稱し、同縣火藥製造所を火工所と改稱し、共に造兵司の管轄に屬せしむ。

鹿兒島縣集成館を大砲製造所と改稱

三　近衞局を置く

近衞局を置く

九日、御親兵掛を廢し、近衞局を置き、大輔山縣有朋を陸軍中將に任じ、近衞都督となし、少輔西鄕從道を陸軍少將に任じ、同副都督となす。

近衞都督山縣有朋同副都督西鄕從道

四　近衞條例を定む

近衞條例を定む

同日、近衞條例を定む。その定員は步兵三聯隊、騎兵一大隊、大砲四座とし、その編制大隊は少佐、聯隊は大佐之を統べ、その官員兵數は他隊と異なるなし。近衞の三兵を合し、上に中將若しくは少將一人を置いて都督となす。都督は直ちに聖旨を奉じ職務に從事すと雖も、常例外の事務は必ず陸軍卿の決を取つて始め

て服行す。その部下少尉以上の黜陟は必ずその本省に牒申し、その區處を受くるものとす。

五　陸軍裁判所を置く

陸軍裁判所を置く

四月九日、糺問司を廢して陸軍裁判所を置き、長評事・權評事・將校・大主理・中主理・少主理・大錄事中錄事・少錄事・捕部管獄書記・看囚等の職を置く。是より先き陸軍大輔山縣有朋陸軍裁判所の設立に關して建議する所あつた。その概要に曰く、「頃者佛蘭西・英吉利・和蘭三國の軍法裁判所略考を上る。其中既に當時諸を本邦に置くの便不便に就ては略鄙見を陳す。夫れ判證讞獄は天下の重事、其政體と相關する焉より大なるは莫し。然るに判證讞獄の事は一は法律の學識に根底し、一は格式の習熟に資頼し、糺覈・推問・其術を得て而後に紛を解き疑を決すべきものなれば、一日の素一朝の資にして、遽かに斷定に臨み以て寃と倖と無からんことを欲するも豈得べけんや。況んや本邦從來の風習、判訟讞獄の事擧て之を俗吏に委す。士大夫既に之に通ずる者鮮し。況んや將校に於てをや、故に後來將校、學成り業熟し、兵營に於て兵家政學、兵家法律の科を學びたるに非ざれば、別に之れが局を開き、文武の官を參任して、軍法の事を司らしめざるを得ざる所にして、舊來當省管下既に糺問司を置き、專ら軍法の犯罪を所決せしむる所なり。唯其司たる二等に位し、其正は七等官に過ぎず。其相當は卽ち少佐にして、大隊司令たるのみ。是を以て全國軍人の罪犯を斷ぜしむれば、權たる固に輕し。若し少佐以上罪を犯すことあらば、是れ卑下を以て長上を所決するなり。是れ兵制の命脈たる從命の大憲と相背馳す。害たる蓋し鮮少ならざるなり。故に今謹みて糺問司改置の方法を具し以て上裁を仰ぐこと左の如し。今二等司を上げて一等司となすことは、陸軍々法司今確立せずと雖も以下之を以て例を立つとすべし。舊來令する所の糺問の字唯司中彈覈の一事を指す。殊に其實に合せず。又今官省寮司の制に拘らず別に其名を命ずれば陸軍大理事或は陸軍法曹とすべし。從來和漢制平時に在て平民軍人の律を別にせず。從

谷干城

鎮臺本分營罪犯處置條例を定む

つて其所司を異にするなし。故に名稱の依るべきなし。大理事は六典に邦國折獄、詳刑の事を司る。法曹は漢の三公・曹・魏・晉・宋・齊等三公郎曹等の字に依る。共に冠するに陸軍の字を以てす。乃ち軍法の衙門たるを知るべし。從來令典等の制、事務と主職と分掌す。卿・大輔・少輔・大判事・少判事等の如し。是れ大なる衙門に在て然らざるを得ずと雖も・小衙門に於ては徒らに威柄を分ち、人員を倍すこと耳。故に今姑く西州各國設官の法に倣ひ、陸軍裁判長一人（五等官西洋會議首座に當るべし）文武の官僚より其人を選んで之れに任じ、司中一切の事務を統轄し、折獄、詳刑の事を總判するを掌る。軍法司・評事・或は判事とも四五人（六七等官たるべし）文官法律に精通するの士を選んで之れに任ず。專ら折獄、詳刑の事を掌る。參座將校三人、東京鎮臺步騎砲聯隊の將校より一月毎に輪代す。官位は大佐より大尉に至る。但し罪犯近衛に係る時は近衛の將校參座す。評事と共議し、推詰詳讞するを掌る。主理三人（八等官一人九十等官代任の二人）文武官法律に通ずる者を任用す。各鎮臺聯大隊より訴狀を受け、或は犯罪の口供を檢し、書法式に合し、處治法に違ふなきやを察し、其訊鞫に屬すべきと證人を取るべきとを辯じ、總て罪犯處治の顚末に就て其方法を査實するを掌る。又各地軍法會議より送附する所の判決を歷たる罪犯の報告も亦主理の手を歷て正に呈するを例とす。錄事四人（九等官一人、十、十一、十二等代任の者三人）文武官より任ず。總て出入文案、罪犯口供を書記するを掌る。捕部十人（十五等試補等外）罪犯を引誘し使役に供するを掌る。附屬官員、管獄一人（九、十等官）、書記一人（十、十一等）、看囚等外、在外官員、大主理に本分營毎に一人は（等官試補九等官）、陸軍卿、文武官員を選んでこれに任ず。軍法會議に參與す。掌主理に同じ。書記（軍議を犯すの地方に在て、曹長、權曹長より兼任す）、捕部（同上兵卒より兼任す）等を置くべし』と。即ち前記の施設はこの建議に依つたものである。

十四日、陸軍大佐谷干城を以て陸軍裁判所長となす。

五月二十三日、鎮臺本分營罪犯處置條例を定め、犯罪人處分の手續を示す。

六　兵學寮概則を定む

兵學寮概則を定む

六月二十七日、陸軍兵學寮概則を定む。兵學寮は陸軍出身志願の者を教導し、上下士官の學術勤務を習熟せしめ、兵制の益々齊整に、軍隊の愈々精强ならんが爲め設くるものとす。寮中の學校を幼年學校、教導團士官學校に分ち、士官學校の生徒を正則生、變則生に分ち、生徒を募集し、入學試驗を以て之を取捨す。

西鄕隆盛を陸軍元帥及び近衞都督に任ず

七月十九日、參議西鄕隆盛を以て陸軍元帥に兼任し、近衞都督となし、陸軍中將山縣有朋の近衞都督を免ず。

マルクリー

九月二十日、佛國陸軍教師首長マルクリー等に拜謁を賜ひ、その勞を嘉賞せらる。

二十八日「讀法律條附」出來し、之を各隊に配布す。この書は先きに配布せるものを修正し、凡そ八條とし毎條の終りに軍律を引用して軍人を訓戒せるものである。

造兵司日給を定む

十月五日、造兵司日給を定む。平常使役する職工の作業上に於て傷痍を受けたる者の扶助金は左の如し、重傷に金九圓六拾錢(但し死亡の者)、中傷(一等)に金七圓貳拾錢(但し身體不具にして治後工職を妨ぐる者)輕傷(二等)に金四圓八拾錢(但し身體不具と雖も治後工職を妨げざる者)を與へ、二週日治せざる者は中傷の二等に準じ、日給に應じて之を支給せしむ。

印旛郡六方野を各隊演習場とす

二十二日、下總國印旛郡六方野を各隊演習場とす。

七　兵學寮條例を定む

兵學寮條例を定む

二十八日、兵學寮條例を定む。寮の目的は武學術の精究を旨とし、その蘊奥を極め、以て軍隊の全力を盡し、その技術を發達せしむるを以て主とす。之が爲めに左の校舍を設けしむ。士官學校は步・騎・砲・工の

士官を教育培養し、幼年學校は少年生徒に洋語及び普通學科を教授し、教導團は專ら下士官を教導し、且つその學課を試驗す。第一學舍は寮中一般武器の出納を兼掌し、第二學舍は寮中一般武器の諸務を兼掌し、第三學舍は射的體操の諸學術を兼掌し、第四學舍は寮中一般書籍の出納を兼掌す。凡て諸學校は上下士官生徒の教育を主とし、諸學舍は用兵補助學科の精究を盡し、若干の生徒をして專らその蘊奧を學ばしむるを旨とす。

二十九日、會計局中に陣營掛を設く。

八　懲罰令の制定

十一月十四日、懲罰令を制定し、明治六年一月一日より施行し、從來の條例中この令と矛盾するものは悉く廢止せしむ。

九　徵兵に關する詔勅

十一月二十八日、詔して曰く

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ、軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス。固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降兵權武門ニ歸シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ實ニ二千有餘年來ノ一大變革ナリ。此際ニ當リ、海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セザルベカラズ。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各國ノ式ヲ斟酌シ、全國募兵ノ法ヲ設ケ、國家保護ノ基ヲ立テント欲ス。汝百官有司厚ク朕ガ意ヲ體シ、普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ。

十　太政官告諭

之と同時に太政官より全國に諭して曰く『我朝上古の制、海内擧て兵ならざるはなし。有事の日天子之が元帥となり、丁壯兵役に堪ゆる者を募り不服を征す。役を解き家に歸れば農たり工たり、又商賈たり。固より後世の雙刀を帶び、武士と稱し、抗顏坐食し、其甚しきに至つては人を殺し、官其罪を問はざる者の如きに非ず。抑々神武天皇珍彥を以て葛城の國造となせしより、爾後軍團を設け衞士防人の制を定め、神龜、天平の際に至り六府二鎭の設け始て備る。保元、平治以後朝綱頹弛、兵權終に武門の手に墜ち、國は封建の勢を爲し、人は兵農の別を爲す。降つて後世に至り、名分全く泯沒し、其弊勝て言ふ可からず。然るに大政維新列藩版圖を奉還し、辛未の歲に及び遠く郡縣の古に復す。世襲坐食の士は其祿を減じ、刀劍を脫するを許し、四民漸く自由の權を得せしめんとす。是れ上下を平均し、人權を齊一にする道にして、則ち兵農を合一にする基なり。是に於て士は從前の士に非ず。民は從前の民に非ず。均しく皇國一般の民にして、國に報ずるの道も固より其別なかるべし。凡そ天地の間一事一物として稅あらざるはなし。以て國用に充つ。然らば則ち人たるもの固より心力を盡し國に報ぜざるべからず。西人之を稱して血稅とす。其生血を以て國に報ずるの謂なり。且つ國家に災害あれば人々其災害の一分を受けざるを得ず。其故に人々心力を盡し、國家の災害を防ぐは則ち自己の災害を防ぐの基たるを知るべし。苟も國あれば卽ち兵備あり。兵備あれば則ち人々其役に就かざるを得ず。是に由て之を觀れば、民兵の法たる固より天然の理にして、偶然作意の法に非ず。然り而して其制の如きは、古今を斟酌し時と宜を制せざるべからず。西洋諸國數百年來硏究實踐以て兵制を定む。故を以て其法極めて精密なり。然れども地理の異る悉く之を用ゆ可からず。故に今其長ずる所を取り古昔の軍政を補ひ、海陸二軍を備へ、全國四民男兒二十歲に至る者は盡く兵籍に編入し、以て緩急の用に備

ふべし。郷長里正厚く此御趣旨を奉じ、徴兵令に依り、民庶を說諭し、國家保護の大本を知らしむべき也。

十一 徴兵令の要旨

而して徴兵令の緒言を略述すれば次の通りである。曰く、『兵を徴するの方法は國家の大典、忽にすべからざるものにして、又之を實蹟に行ふの難き、固より言ふを俟たず。其法たる古今其制を異にし、各國其趣を同うせずと雖も、要するに一に民兵に因らざるなし。所謂民兵に二種あり。曰壯兵、曰賦兵是なり。賦兵なる者は全國の丁壯をして兵役を帶ばしめ陸軍の兵員を充たし、其內沿海の住民、舟楫波濤に慣れし者を以て海軍の兵員に充つ。而して壯兵は自ら兵役を望み出し者にして、服役數年を帶び、普く武技に熟練し一團の精兵となり、頗る其の便宜を得る者なり。然れども後日に至り或は弊害の生ずる無き能はず。是故に壯兵の法を廢し、賦兵一般の制度を建んと欲す。竊に各國賦兵の制を考ふるに、大率服役八年乃至二十年を以て程度とす。今國朝實に始めて賦兵の大典を起さんとするに當り、兵役の久しき恐らくは人民の生活の業を害し、且つ當今の國力に於ても關係無しと謂ふべからず。是に於て斟酌其宜を採り折衷其要を拔き、現今實際に行ふの法を定め、題して徴兵令と云ふ』。

常備軍・後備軍・國民軍の三種に分つ

その編成並に概則に曰く、『徴兵は國民年の甫めて二十歲に達せし者を徴し以て海陸兩軍に充てしむるものなり。今姑らく陸軍を大別して三種となす。其一常備軍、其二後備軍、其三國民軍是なり。又其兵丁の身材に從ひ左の五種の兵種に區別す。曰砲兵・曰騎兵・曰步兵・曰工兵・曰輜重兵、而して各種の兵皆各管鎭臺の國郡より召集し、若干年の役を帶ばしめ、所管鎭臺に備へ、以て地方の守衛に充つ』。是より先き徴兵令制定の議あるや、山縣有朋は其意見を草し、且つ曾我祐準・大島貞薰・宮木信順等の意見を聞ふた。この事は徴兵令發布の由來を知るに必要なりと認むるを以て、有朋の起案及び祐準等の意見を左に揭ぐ。

砲兵・騎兵・步兵・工兵・輜重兵の五種に分つ

山縣有朋の起案及び曾我祐準の意見

論主一賦兵

兵を徴するの方法は國家の大典にして、之を實踐に行ふの難き固より言を俟たず。其法たる、古今其制を異にし、各國其趣を同じうせずと雖も、要するに一に民兵に由らざる者無し。所謂民兵に二種あり。曰壯兵曰賦兵是也。壯兵は服役數年を帶び、能く武技に熟練し一團の精兵と爲し、頗る其便益を得ると雖も、後日に至りて亦弊害を生ずる無き能はず。加之賑恤蓄積等を設けざれば行はれ難き者也。故に今其壯兵を廢棄し(一)賦兵一般の制度を建てんとす。(二)竊かに各國賦兵の制に基きて之を考ふるに、大率服役すること八年乃至二十年を以て程度とす。今國家實に始て賦兵の大典を擧げんとするに方り、兵役の永うして且つ久しきは恐らくは人民生活の業を妨害し、當時國家の勢力に於て關係なしと謂ふ可からず。此に於て斟酌其宜しきを採り、卽今實際に踐行するの法を定めて曰く、男子二十歲にして常備の兵役に入り、二年を經て豫備籍に轉じ、尙四ヶ年の兵役を帶び、其間春秋兩度の復習を爲さしむ。此に至て前後六年にして全く兵役を免るゝ者とす。(三)譬へば一管轄内にて二千人を徵募せんとするに、初年一千人を以て春秋兩度に召集し、次年も亦同じく兩度に一千人を募り、都合二千人一聯隊となし、三年の春に至り、其中五百人を取て豫備籍に轉入し、別に五百人の新兵を編伍す。此の如く歲々兩度常備四分の一を以て新陳相交換して五年の春に至り、第一豫備一聯隊を成す。遂に七年の春に至れば第二豫備一聯隊を編伍するを得。是時に當り、其役を免るゝ者始めて五百人の國民軍と成る可し。惟ふに目今國力を較計し、全國中に於て五萬の兵員を召集せんとすれば初、年二萬五千人を徵募し、次年に至り其全員を召得す。而して七年の春に至つては積々十五萬の兵となるべし。

(一)壯兵を廢するの法良善。然れども熟練の兵上下士官となる者の少きを覺ふ。之を補するに益々教導團を盛大にするは可ならん。信順。

(二)扶助金・賞給金・退老金・老兵院等の法は軍人一般の係るべき者、必壯兵のみに限るに非ず。此法は

是非立置かれざるべからず。

是迄賑恤蓄積の法あれども、其據を詳にせず。穿鑿の上改正あらんことを仰ぐ。

下士官、伍長等官費を以て教導團にて教育する者、又二ヶ年の再役兵、或は五ヶ年の近衛兵等は皆壯兵の種類なるべし。且海軍並に騎砲工等の兵、二ヶ年の賦兵のみにては熟練の年月に乏しかるべし。然れば壯兵の名は廢せずして、其用法を取捨する方宜からん。貞薫。

(三)服役期限

常　　備　三　年
第一豫備　二　年 ｝七　年
第二豫備　二　年

右の如くしては如何。其編伍、結隊及び新陳代謝の方法は別紙に意見を述ぶ。祐準。

今玆に國力を較り會計給與の概則に基き、一時賦兵の方法を設くと雖も、他日の目的に至りては漸次に盛大ならざる可らず。抑々男子たる者生れて六歳小學に入り、十三にして中學に轉じ、十九にして其業を卒へ二十歳に至り兵籍に入ること數年なるときは、遂に國内を擧げ一夫として兵丁ならざるなく、一民として文事あらざる無し。是時に當り海内を以て文武の一大學校と看做し、正々堂々嚴密の規則を設け、簡易の良法を施し、兵員次第に増加するに至れば、兵制の大典も亦大變革無かる可らず。賦兵は國民二十歳の者を責し以て海陸兩軍を編成するもの也。今爰に陸軍兵を分つて三種に大別す。曰常備軍・曰豫備軍・曰國民軍是也。又其兵丁の身幹に從ひ五款の兵種に區分す。曰砲兵・曰工兵・曰騎兵・曰歩兵・曰輜重兵・各區の兵種皆若干の服役を帶ばしめ、以て常備となし、之を各鎭臺管内の國郡より召集し、所轄の本分營に備へ、以て各所の守衛に充つる者とす。

其一、常備軍は本年賦兵抽籤せる者を以て編成し、春秋兩度（一）に召集して各鎭に分配す。家產を以て上中下の三等（二）を分ち、上等の者より抽籤して順次に中下等に至る。

其着手の方法は別に記す。

（一）常備服役をして三年ならしめば、新兵召集は一歲に一度とするも妨げなし。祐準。

（二）三等の別固より難し。且之を事實に推すに、三千萬の人口に付て二十歲の者三十萬あるべし。其內病弱事故の者十萬を除き、殘り二十萬とす。此を大別すれば、上三萬、中七萬、下十萬。

凡如此者とし、現今採る所の兵は年々三萬に過ぎず。然れば上の者は每に入隊し、下の者は每に入隊せざるに至らん。恐らくは公平ならざるに似たり。貞薫。

入營中定額の日給を與へ、衣食とも官費たるべし。

滿期の上再役を乞ふ者は更に二ケ年を一期として之を免す。

下士となる者は六ケ年乃至二十ケ年の服役とす。

（一）歐洲各國の如く法制嚴密、營內に於て下士官終身生產の道に妨害なからしむるときは、二十ケ年の間服役せしむるも可なり。國朝の如きは下士官をして終身の生產を營內に營ましむるの法未だ行はれ難きを覺ふ。信順。

下士たらんことを願ひ出る者は、檢査の上教導隊に入る可し。各鎭に教導隊を編成して下士官の學校となす

下士滿期の後家居する者は、人選の上豫備軍上下士官に充つ。

（一）二十歲にして常備に入り、技藝に熟し選擧に當り、下士官となり、二十年を經豫備軍の上下士官となると雖も、恐らくは氣の衰弱其任に堪へ難きを覺ふ。信順。

强壯にして熟練なる者は各鎭臺より近衛に編入し、五ケ年の役を勤めしめ、滿期の後豫備兵籍を除き兵役

を免るゝ者とす。

其二、豫備軍は之を二種に區別す。曰第一、曰第二、抽籤後二ヶ年にして常備の勤務を畢へ、第一豫備籍に入り、家居して生產を營み、第一次の徵發に應じ、轉じて第二豫備籍に入り、第二次の徵發に應ず。而して前後四年間春秋兩度(一)三週間の復習をなさしめ、以て其役畢る者とす(二)。

(一)譬へば一管內に二千人の常備を有するときは、往く先き四千人の豫備を有すべし。而して此兵をして春秋兩度の演習をなさしむるときは、事務の煩擾費用の許多、及び諸兵職業の妨碍不少を覺ふ。由て一度宛の演習を春秋に割つてなさしむる、如何。信順。

(二)春秋の復習は第一豫備入籍中則二年間のみにして足る。祐準。

其三、國民軍は全國の男子十七歲より四十歲迄の者皆兵役に就く者と定め、而して年二十に至る者は正役として常備軍に入る。其他は悉く國民軍中の者にして、全國大擧の役あるに方つては悉く兵隊に編伍す可し。

(一)國民軍の編成は常備の方法、實踐確定の後之を議するも未だ晚からじ。今日の急務に非ざるに似たり。祐準。

徵募概則

徵兵團は本分營管轄の國郡に隨ひ區分す可し。春秋兩度に入隊の方法を建ると雖も、早春徵兵使巡回檢查の時に當り、一般に抽籤せしめ、兵丁の番號を決定す可し。

徵兵使の巡行を二次に分つ。第一次は正月十五日、第二次は二月十五日と定む。

(一)正月十五日に巡行し、三十日を隔てゝ復た二次の巡行をなさしむるときは、其事煩擾且つ諸官の旅費を倍するを覺ふ。信順。

第一次徵兵入隊は三月朔日より十五日限とす。

春之召集　　秋之召集
四月朔日　　十月朔日歟

此入隊以下云々、徴兵令に詳也。

抽籤は徴兵入隊行の時、第一第二徴發之番號を記して以て順次を立つ可し。

第二次の兵丁入隊の期に至り、病氣或は遁逃其他故障を生ずる時は、自余籤丁の番號順次に檢査するも二十五歳を制限とす。

(一)一時の病者は常備年限中順次に檢査する如何。二十五歳の期限は甚だ煩擾を覺ふ。信順。

斯くて五年の末に至り、更に右の稿本を潤色し、徴兵抽籤の法並に豫備後備の法を定め、御親裁を仰ぎ、同年十一月二十八日上諭及び告諭と共に徴兵令が發布せられたのである。

十二　陸軍給俸定則の改正

陸軍給俸定則の改正

この月(日缺)、陸軍給俸定則第十章、隊外旅費を改正す。之を舊則に比較すれば、支度金を廢し、元帥より兵卒迄を十五等に分ち、又其旅費日當を並旅行、滯在及び著後六十日間、著後六十日後、巡回、早追、官船乘組、東京横濱間汽車賃、免職歸國の八種に分ち、その並旅行日當元帥金拾圓、大將金九圓、中將金八圓五拾錢、少將金八圓、大佐金七圓、中佐金六圓五拾錢、少佐金六圓、大尉金五圓、中尉金四圓五拾錢、少尉金四圓、曹長金貳圓五拾錢、權曹長金貳圓貳拾五錢、軍曹金壹圓五拾錢、伍長金壹圓貳拾五錢、兵卒金壹圓とす。滯在日當また差等を設く。並旅行一日十里詰、巡回は一日五里詰、官船乘組は日數を以て給す。

十三　山縣陸軍大輔六管鎭臺募兵順序を奏上す

山縣陸軍大輔六管鎭臺募兵順序を奏上す

六年一月四日、陸軍大輔山縣有朋、六管鎭臺募兵順序を奏上して曰く、『國を治むるの本は法を立るに在り法を立つるときは則ち國安く民治まる。一も兵備を要することなきが如し。然り而して國家卒然有事の際に當り、能く公法を維持し法令を確守し、國土を保護するは兵備に賴らざるを得ず。兵備施設の方法に至ては、客冬已に發する所の徵兵令に詳かなり。臣等謭劣の庸才是れを實際に履行するは極めて難しとす。然れども是實に皇國軍事の一大變にして、兵制の面目を一新すと謂ふべし。臣等謹て此令を奉戴し、今茲に明治六年より全國を分つて六管となし、各一鎭臺を置き、首として東京鎭臺管下より著手召集し、其學術技藝を策進し、漸次全國に及ばしめんことを要す。而して徵兵の法は其民政に關渉する極めて大なり。故を以て地方の臣等官吏と同心協力し、厚く天下の民を說諭し、朝旨を貫徹せしむるを以て最緊要とす。朝旨貫徹せば則ち天下の民自から樂んで之に向はんこと必せり、於是乎兵制始めて備はり、內は以て草賊を鎭壓し、外は以て對峙の勢を張るに足る。然らば則ち兵は誠に治國の要にして、民之に賴て安く、法之に賴て立ち、國之に賴て無事。是兵の一日も忽かせにすべからざる所以なり』と。この議遂に採用せらる。

十四　鎭臺配置變更

鎭臺配置變更
第一軍管東京
第二軍管仙臺
第三軍管名古屋
第四軍管大阪
第五軍管廣島

九日、全國鎭臺配置を改定し、第一軍管を東京に置き、東京佐倉及び新潟の營所を管し、第二軍管を仙臺に置き、仙臺及び青森の營所を管し、第三軍管を名古屋に置き、名古屋及び金澤の營所を管し、第四軍管を大阪に置き、大阪・大津及び姬路の營所を管し、第五軍管を廣島に置き、廣島及び丸龜の營所を管し、第六軍管を熊本に置き、熊本及び小倉の營所を管し、總計鎭臺六、營所十四、步兵十四聯隊（四十二大隊）、騎兵三大隊、砲兵十八小隊、工兵十小隊、輜重兵六隊、海岸砲兵九隊、平時人員三萬千六百八十人、戰時人員四萬六千三百五十人とす。而して諸兵の配合之を外國に比して工兵多きに過ぎ、騎兵少きに失するが如きものは

我國の地勢平坦稀にして山險多きによる。其他營所は兵備の盛大と共に漸次增築せらるべく、海岸砲の備付もまた漸を追ふて盛大ならしむべき見込であつたが、當時は山野砲を以て之に充て、尙ほ北海道の兵備は未だ確定の運びに至らなかつた。

陸軍省職制及條例

十五　陸軍省職制及條例

三月二十三日、陸軍省職制及條例を定め、卿官房を置き、秘史局を第一局、軍務局を第二局、砲兵局を第三局、築造局を第四局、會計局を第五局、參謀局を第六局と改稱す。而してこの際第七局を置き、北海道の兵備を掌ること〻なつたが、該局は實際には設立に至らず、當分の間は事あれば第一局に屬して之を處分せしむ。また省中に陸軍會議の設けあるも、當時人員未だ備はらざるを以て特に官員を設けず。事あるに當り卿が主として省內各局の長官竝に省屬諸寮司の長官を會し、議定の上朝裁を請ひ施行するものであつて、その方法の如きは逐年人材の輩出を待ち、漸次に之を設くるを期した。

馬醫生徒を召募す

同日、兵學寮第二舍に於て馬醫生徒を召募す。

陸軍給養表を規定す

十六　陸軍給養表を規定す

二十七日、陸軍給養表を規定す。その第一俸給表は元帥より兵卒までの俸給を掲げ、近衛鎭臺及び各兵科に區別し、各一二等級に分つ。その俸給金額を四年七月規定の俸給定則に比較すれば、佐官は平均三分の一强、尉官は十分の一弱を增加し、下士兵卒は二十分の一强を增加す。第二表は雜則、其一、初任尉官軍裝料金五拾圓、其二、砲兵、騎兵尉官以上は乘馬飼料一ヶ月金七圓九拾參錢九厘、其三、下士卒埋葬料、下等士官は金拾五圓、兵卒は金拾圓、外に地面料各參圓とす。第三表は步兵大隊俸給定額を掲ぐ。その賄料は下等

給養表備考十章

四經營部を置く

大和田原に近衞兵を閱せらる

陸軍元帥を廢す

大和田原を習志野と命名

軍醫寮を廢す

士官、兵卒一人一日白米六合金六錢六厘とす。第五表は消耗品定額、第六、第七表は下等士官以下の被服・寢具・青襟屬具とす。その正帽、衣袴及外套は三年に一個、略帽・衣・袴・夏服は一年に二個を給し、靴は一年に四足、乘馬隊は長短靴を併せて四足を給す。その正帽衣袴の地質は下等士官は上衣紺大絨、袴は小倉織伍長兵卒は小倉織及雲齋木棉織を用ひ、夏服は白色にして帽衣とも徽章を附せず。第八表以下三十表は兵器隊中營中賄所の雜具、及び修理等の定額、及びその決算表の樣式とす。また給養表備考十章を添へ、俸給・糧食・被服・陣具・埋葬料等給與の方法、及び定額金受授決算の順序を規定す。

十七　四經營部を置く

四月四日、第四局管理築造方面を分區し、四經營部を置き、第一經營部は東京・名古屋兩鎭臺、佐倉・新潟・金澤・三營所の營築を管轄し、第二經營部は仙臺鎭臺・青森營所の營築を管轄し、第三經營部は大阪鎭臺、大津・姫路兩營所の營築を管轄し、第四經營部は廣島・熊本兩鎭臺、丸龜・小倉兩營所の營築を管轄す。

二十九日、天皇下總國千葉縣大和田原に近衞兵を閱せらる。

五月八日、陸軍元帥を廢し、元帥西鄕隆盛を陸軍大將に任ず。十五日、陸軍給俸定則中賑恤金を廢す。十七日、開拓使管轄元函館府砲兵を陸軍省管轄となす。同日、大和田原を習志野と命名し、陸軍操練場となす。

十八　軍醫寮を廢す

二十四日、軍醫部を置き、軍醫寮を廢す。時に軍醫頭松本順、陸軍々醫總監に任ぜらる。但し軍醫部は陸軍

々醫一般の總稱であつて、官廳の名稱ではない。

六月八日、陸軍中將山縣有朋を陸軍卿に任ず。

十九　陸軍省官制の改正

陸軍省官制の改正

十八日、陸軍省職制表を改正す。その分課は從前の如く、たゞ官等改正の結果に係るものゝみを改正。

三十日、元軍醫寮事務取扱の廳は陸軍本病院と稱し、軍醫總監以下出仕し、鎭臺に在つては、何鎭臺病院と稱し、出張醫官をして出仕せしむ。

西鄕從道を陸軍大輔に任ず

西鄕從道

七月二日、陸軍少將兼陸軍少輔西鄕從道（隆盛の弟なり。幼名は愼吾、明治二年六月山縣有朋に從て歐洲に使し三年八月歸る。兵部少輔に任ぜられ七年四月臺灣征討の擧あるや總督となる。爾後、文部卿・陸軍卿・農商務卿・海軍大臣・農商務大臣・內務大臣・樞密院顧問官等に歷任、三十三年元帥に任ぜらる。三十五年大勳位從一位に叙せられ同年七月十八日薨ず。年五十九）を陸軍大輔に任ず。

二〇　陸軍敬禮式を定む

陸軍敬禮式を定む

十三日、陸軍敬禮式を定め、從前履行せし禮節中之と矛盾するものは悉く廢止せしむ。

教導團を本省の直轄とす

八月十二日、陸軍裁判所中監獄・書記の兩官を廢止し、後兩官の課員を第五局の人別とす。十三日、教導團を本省の直轄とす。

二一　武官服制の改正

武官服制の改正

十八日、陸軍武官服制を改正し、その側章、砲兵は黄、工兵は白、步兵は緋、騎兵は萠黄、輜重兵は紫、

軍樂隊は紺青とす。

戸山出張所を設く

二二　戸山出張所を設く

長坂昭德

二十日、兵學寮に戸山出張所を設け、陸軍大佐長坂昭德をして同事務掛となす。是より先き八月七日、戸山學生概則を定め、歩兵各隊に附屬する上下士官中若干員を募集して學生とし、諸科の教官を以て之を教授せしむ。これ全國各軍隊の操法勤務をして一定に歸し、各上下士官の學術をして進歩せしめんが爲めである。而して學生は總て戸山邸内に起居せしめ、兵學寮の管轄に屬す。戸山學校の基礎茲に成る。

三十日、兵學寮第三舍を戸山出張所に移す。

假士官學校を置く

二三　假士官學校を置く

淺井道博
中尾捨吉

十月十日、假士官學校を兵學寮中に置き、陸軍中佐淺井道博をしてその事務を掌らしめ、また陸軍少佐中尾捨吉を士官學校掛となす。

征韓論起る

二四　征韓論起る

花房義質

二十四日、陸軍大將兼參議近衞都督西鄕隆盛の兼官を免ず。大將舊の如し。是より先き政府は外務大丞花房義質を釜山に遣し、東萊府使に會商し、日韓通商の希望を示す。時に韓王の生父大院君李昰應權を擅し、攘夷の議を固執し、邦人を擯斥す。茲に於て朝廷征韓の議起り、八月隆盛を以て全權大使としてその罪を問はしめんとした時、偶々曩に四年十月歐米視察の途に上れる右大臣岩倉具視、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通等相前後して歸朝し、普く内治の急なることを說いて、征韓はその時機に非ずとして之に反對した。十月

江藤新平　副島種臣

二十三日終に詔あつて朝鮮使節の議を中止す。隆盛卽ち上表して職を辭し、征韓論派の諸參議江藤新平・副島種臣・後藤象二郎・板垣退助等もまた職を辭す。而して隆盛の近衛都督を免ずるや、近衛の薩州人數百人悉く隆盛に從つて國に歸り、事延いて土州人に及び、物情騷然たり。

勅語近衛局に下る

二五　勅語近衛局に下る

二十五日、近衛局に勅して曰く

西鄕正三位病氣ニ付辭表ノ趣アリテ、參議近衛都督等差免シ、最モ大將如舊申付ケリ。元ヨリ國家ノ柱石ト依賴スルノ意ニ於テ渝ルコトナシ。皆々決シテ疑念ヲ懷カズ、是迄ノ如ク職務ヲ勉勵セヨ。

二十九日、再び近衛局に勅して曰く、

一新之業洽カラズシテ未ダ其半ニ至ラズ、今ヤ一層努力スルニ非ズンバ成功期スベカラズ。況乎北地之事情、其餘國事多難、內外不容易形勢ニ際シ、朕深ク憂之。汝等宜ク　朕ガ意ヲ體認シ、一層勉勵其職ヲ盡サンコトヲ望ム。

十一月四日、第四局の四經營部を六箇となし、以て六管鎭臺に準ず。

幕僚參謀服務綱領を定む

二六　幕僚參謀服務綱領を定む

七日、幕僚參謀服務綱領を定む。當時參謀科は學校の設備未だ完からざるを以て、姑く三兵並に工兵隊より俊才を選んで之に充て、入りては陸軍省第六局の局長及び將官に屬し、出でては各鎭臺の將官に屬せしめその進級選任等は陸軍卿第六局の將官と議擬奏上して任補す。

十九日、軍醫部職務章程並に病院職務章程を定む。

徴兵課勤務を定む

二七　徴兵課勤務

三十日、各鎮臺師管徴兵課勤務を定む。徴兵課は尉官二名、下士官二名乃至三名より成り、本省第一局より各鎮師管に派出し、陸軍兵卒となりたる者の原簿を掌り、その身上に關する事務を總理せしむ。十二月十日、皇族自今海陸軍に從事すべく仰出さる。

皇族軍務に從事せらる

武官宅料規則を定む

二八　武官宅料規則を定む

二十八日、陸軍武官宅料規則を定む。宅料は下士以上本籍の地に在らずして官舎に住せざる者に之を給す。その月額大將金貳拾五圓、中將金十八圓七拾五錢、少將金拾貳圓五拾錢、大佐金拾圓、中佐金八圓七拾五錢、少佐金七圓五拾錢、大尉金參圓七拾五錢、中少尉金貳圓五拾錢、曹長金壹圓九拾錢、軍曹金壹圓五拾錢、伍長金壹圓貳拾五錢とし、相當官も亦之に準ず。

宮中の御用途を割いて軍費となす

二九　宮中の御用途を割いて軍費となす

七年一月二十日、宮中御用途の中參萬六千圓を割いて、年々兵備に當てさせらる。有司に詔して曰く

今般陸海費ノ爲メ新ニ稅ヲ設クルハ、要スルニ國力ヲ强クシ人民ヲ保護スルニ在リ。朕モ亦マサニ自ラ節約ニ從ヒ、以テ其費ニ充ツベシ。汝有司等斯旨ヲ體シ、凡ソ宮中ノ用度ニ於テ務テ減省スル所アレ。

近衛條例の改正

三〇　近衛條例の改正

二十二日、近衛條例を改訂し、步兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵二小隊、工兵一小隊、輜重兵一隊より組織

鹿兒島大砲製造所を海軍省に屬せしむ
陸軍調馬厩を置く

す。二十八日、鹿兒島大砲製造所を海軍省に屬せしむ。二十九日、陸軍調馬厩を置き、兵學寮中第二舍を廢し、該厩に合併す。三十一日、第四局中の六經營部を本省の直管となす。

山縣有朋士官養成及防禦線畫定の事を奏上す

三一　陸軍卿山縣有朋士官養成及防禦線畫定の事を奏上す

この月(日缺)、陸軍卿山縣有朋奏議を上りて曰く、『維新以來皇化日に盛んに、陸軍の事業も次を逐ふて緒に就き、近衞あり以て九重を護し、鎭臺あり以て四海を守る。陸軍の全體略具る。宜しく精神を養ふべし。何をか精神と曰ふ。士官是なり。蓋し四體を運用するは精神なり。五兵を運用するは士官なり。士官の能否は强弱の所係、故に士官學校を設け、去歲已に敎導團生徒優等なる者を擢で之に入らしむ。他日大成期して待つべし。請ふ更に全國の防禦線を畫定し、內以て禍亂を未發に防ぎ、外以て窺窬を未萠に消せん。是實に方今の急務にして、臣の職分當に其責に任ずべし。安くんぞ默々言はざるを得んや。

佐賀の亂

三二　佐賀の亂

野津鎭雄

二月四日、佐賀亂る。熊本及び佐賀近傍の鎭臺に命じ、兵を出して之を鎭定せしめ、尋いで陸軍少將野津鎭雄をして砲兵一隊、歩兵二大隊を率ゐて熊本に赴かしむ。

戸山學校

三三　戸山學校

同日、戸山出張所を戸山學校と改稱し、兵學寮の第三學舍を廢し、之に移す。

八日、陸軍中將兼陸軍卿山縣有朋の兼官を免じ、近衞都督第六局長となす。西鄉從道大輔を以て卿の事を執行す。

三四　參謀局

參謀局

二十二日、第六局を廢して參謀局を置き、陸軍文庫を管轄せしむ。

佐賀の亂征討

二十三日、佐賀の亂平定のため、二品親王東伏見宮嘉彰を征討總督となし、陸軍中將山縣有朋を征討參軍となし、尋いで海軍少將伊東祐麿を參謀となし、陸軍少將野津鎭雄を參謀長となす。翌日本營を省中に設け三月一日を以て進發せしめ、特に近衞第二聯隊を假し、同聯隊長及び大隊長に詔して曰く。

佐賀縣賊徒征討ニ付總督ニ假スニ、朕ガ親軍近衞第二聯隊ヲ以テシ、朕ガ黎元ヲ保護スルノ意極メテ切ナルヲ明カニス。汝等能ク斯旨ヲ體シ、奮發從事速ニ平定ノ功ヲ奏セヨ。

又第一聯隊長及び大隊長に詔して曰く。

佐賀縣賊徒征討トシテ特ニ總督ニ假スニ、朕ガ親軍近衞第二聯隊ヲ以テシ、之ニ赴カシム。仍テ輦轂ノ下守衞一層能ク心ヲ用ヒ勉勵從事スベシ。

二十五日、飛信遞送規則を定む。

三五　壯兵召募規則

壯兵召募規則

三月十八日、壯兵召募規則を定め、東京鎭臺壯兵の缺陷を充たしむ。壯兵の資格は年齡二十歲乃至二十五歲にして、身體強壯行狀方正、身長五尺一寸以上を有し、舊藩の兵事に從事せし者に限り、在役中の成績により或は拔擢して近衞兵となし、或は有望の者は士官學校若くは教導團に入學せしむ。而して服役中は陸軍一般の法則に從はしむ。

佐賀の亂平ぐ

調馬厩を改めて軍馬局となす

津田出

臺灣征討

軍馬局第二厩を仙臺に置く

賜金規則を定む

臺灣生蕃降服す

參謀局條例を定む

三六　佐賀の亂平ぐ

二十八日、佐賀の賊平定せしを以て征討總督及び征討參軍の職を免ず。時に征討總督兵を率ゐて神戸に到り、將に九州に赴かんとせる時、この命に接して歸途に就く。

三十一日、調馬厩を改めて軍馬局となし、第一厩と名づく。同日、大輔西鄉從道臺灣事務都督を仰付けられ將に出征せんとするに當つて、陸軍少輔津田出を以て陸軍大輔を兼ねしむ。

三七　臺灣征討

四月四日、陸軍中將西鄉從道を以て臺灣事務都督となし、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を以て參軍となし、兵三千六百五十八人を率ゐて臺灣を討たしむ。是より先き臺灣の土民、琉球藩の漂民を慘殺し、また小田縣民を劫掠せるを膺懲せんが爲めである。十日、軍馬局第二厩を仙臺に置く。二十日、近衞步兵第一聯隊を習志野に野營せしめ、佛國教師を遣して操練を習はしむ。これ征臺の事起つてより、淸國に備へんが爲めである。

二十九日、賜金規則を定め、在職滿一年にして免官並に死去せる者には、本官の俸給十五日分を賜はり、尙ほ勤續に隨ひ一ヶ年每に十五日分を增加せしむ。五月二十二日、臺灣生蕃降服す。

三八　參謀局條例を定む

六月十八日、參謀局條例を定め、局長は將官を專任して陸軍卿に屬せしめ、局內を第一總務・第二亞細亞兵制・第三歐亞兵制・第四兵史・第五地圖政誌・第六測量・第七文庫の七課に分ち、總務課は課長を參謀大

黑田清隆を以て北海道屯田憲兵事務總理となす

山縣有朋外征三策を獻ず

佐とし、諜報提理佐官一人を置き、其他の諸課は課長を準參謀佐官若くは文官となす。

六月二十三日、陸軍中將兼開拓次官黑田清隆を以て北海道屯田憲兵事務總理となす。是れ先に開拓大主典永山盛弘、同幹事安田定則等北海道の兵備なきを憂ひ、黑田清隆をして兵事兼攝せしめんことを悃願せしに基くものである。

三九　陸軍卿山縣有朋外征三策を獻ず

三十日、陸軍中將山縣有朋を以て陸軍卿を兼ねしむ。時に臺灣の事未だ局を結ばず、征臺に關しては有朋別に考ふる所あつたので、陸軍卿を拜するに及び、外征三策を上陳す。曰く『臣有朋謹んで上す。今日國家の事遂に爰に至る。痛哭流涕亦及ぶなし。神武創業二千五百有餘年の天下日本生靈三千萬の期望一朝にして岌々の危きに至る。豈痛憤の至りならずや。臣等何の面目ありて亦祖宗に地下に見えん。死も亦天壤に容るゝ所なし。然れども事既に爰に至る。生を萬死の外に求むるの外別に他策なし。臣既に職を陸軍の總務に奉ず。縱ひ已れが素衷の許す所ならざるも、此際に至り亦譴責の辭すべき莫し。今の計を爲すに唯三策あるのみ。其第一策は蓋し事既に遲きに屬するも、猶或は及ぶべきあらん。廟議決然臺灣の兵を引き、我が生蠻の罪を討する、彼れ罪に服して止む。別に他故なきを以てし、外務の應接に賴て其後を收調す。此の如くなれば事或は罷むに近からん。臣案ずるに、清國必ず開釁を欲せず。唯事理止む可からざるに因て勢ひ爰に至るあらんとす。故に我既に師を引く。彼れ必ず大軍を興して我を討するに至らず。即ち彼我相構するも尚以て後を謀るに足る。是一策なり。然れども此策既に時機を失すれば、則ち徒爾に屬すべし。其第二策は我が討蕃の兵に令して引かしむるも、既に機を失して清と兵を構するに及はゝ、我れ前辭を顧み顧せず、廟議を決して清と釁を開くに在り。此の如くならば臣請ふ三數萬の兵を率ゐ江蘇を蹂躪し、機に乘じて直隸に上らん。

唯事の成敗利鈍に至つては必ず期すべからざる者ありと雖も、三數萬の兵一擧にして殲くべきに非ざれば、頗る時日を遷延すべし。而して廟堂外諸國として交際間に於て交和居間等の策を施す。庶幾くば聲焰を殞すことなく事止むに至るべし。若し幸にして我果して勢を得ることあらば、直に天津を突き、我れ城下の盟を要せんのみ。其出兵區處に至ては臣素より胸算あり。爰に之を論せず。其第三策は事爰に出でず。決然釁を開く能はず、苟且以て援兵を臺灣に出すに在り。是事の尤も姑息に出づる者果して此の如くならば、國家何を以て立ん。萎微何の時か振はん。臣寧ろ詔を奉ぜざるなり。今謹んで三策を陳し、第一策を首とす。然れども事若し機會に及ばずんば第二策に止まるべし。第三策の如きは兵家の最も忌む所、臣死するも聖明の爲めに此下策に出づること能はず』。

砲臺築造の爲め海岸を巡視す

ミュニエー

四〇　砲臺築造の爲め海岸を巡視す

七月、陸軍卿山縣有朋、陸軍教師首長ミュニエーをして部下の教師を派出し、砲工科の將校を之に附し、砲臺築造の位置を調査せしむ。是より先き教師首長マルクリー、地圖を以て砲臺築造の位置を決定し、六年八月二十五日を以てその意見を陳述したが、此度更にこの命下る。後十數年間暑中休暇を以て教師等を派遣し海岸を巡視せしむるを例とした。

下士官兵卒埋葬法則を定む

生兵概則

士官學校を本省の直管とす

十月十三日、下士官兵卒埋葬法則を定め、下士官兵卒死去する時は、下士官に埋葬料拾五圓、地價參圓、兵卒に埋葬料拾圓、地價參圓を賜ふ。十七日、生兵概則を定む。二十四日、職制を改め、從前の第七局を第六局となす。但しこの局は實際設置せられず。事あれば第一局に屬して處分せしめしこと亦舊の如し。三十日北海道に屯田憲兵を置き、條例を定む。十一月二日、士官學校を本省の直管とす。

進級條例を定む

四一　進級上例を定む

輜重旗章を定む

工兵方面を置く

聯隊・大隊・嚮導旗の制定

黒田少佐等の東京灣防備意見書

黒田久孝・牧野毅

十八日、陸軍武官進級條例並附錄を制定す。進級條例は凡て二十二條あつて、武官の進級を規定す。然れども我邦兵制創立以來日尙ほ淺く、學校の設け未だ盛大ならざるを以て本條例を踐行し難きものあるので、附錄として四則を設け、人材の輩出を俟ちしものである。

十九日、出征行軍の際の輜重旗章を定む。

四二　工兵方面を置く

三十日、六經營部を廢し、六工兵方面を置き、工兵方面條例を制定す。

四三　聯隊・大隊・嚮導旗の制定

十二月二日、陸軍步騎砲三兵聯隊軍旗並に步兵大隊及び同嚮導旗を制定せらる。

四四　黒田少佐等の東京灣防備意見書

二十七日、陸軍少佐黒田久孝・同牧野毅、東京灣防備に關する意見を上申して曰く、「凡事に本末難易あり其本を急にし其難きを先にする。不拔の通論なり。本邦の防海に於ける亦此の如し。夫れ東京は至尊の在す所。政令の出る處、至盛の首府、其邊防に於ける最も急にすべき所なり。而して海灣天然の險に乏しく、延長十數里に亘ると雖も、幅員廣濶にして島嶼暗礁の依るべきもの尠く、防禦の方法素より至難なり。其事業に依る最も先にすべき所にして、守備を設くるの地は獨り觀音崎の海峽に於てすべきのみ。此海峽たる對岸の距離頗る遠くして素より天然の要害に非ず。然れども十分の國力を盡し、大に砲臺を築造して堅固なる海門を設くるより他の術なかるべし。若し此海門の守備完からざれば、假令品海横濱等渺茫守り難きの海岸に

强て盛大なる數個の砲臺を建築し、水欄水雷等諸種の補を用ゐ、兵備を嚴にして敵艦の侵襲に豫備し、都府の砲撃を免れんと欲するも、敵艦若し一たび海灣に進入するに及ばゞ、閉闔の灣中其行く所に任せざるなく朝に東西を衝き、暮に南北を撃ち、變化出沒、彼の勢は專らにして我の力は分る。分れたる兵力を以て專らなる敵勢に膺る。勝敗の算既に明かなり。況や廣く兵力を分つ、素より一點の虚隙なきを保し難し。敵の全力を以て我の虚隙に乘ずる、何を以て之を防がん。且數個の砲臺を築造し、水雷水欄等數種の設をなす。其經費巨萬の金額を要すべく、其之れを保存するの費用も亦極めて大なるべし、故に愚以爲是れ此灣を防禦する策の得たるものに非ず。宜しく各處に建設すべき砲臺諸種の費用を集めて觀音崎の海峡に投じ、各處を防禦すべき兵力を合せて觀音崎の海峡を守るに如かざるなり。而其の方法の如きは歐米各國の中に就て其最たるものを選擇し、之を折衷斟酌して砲臺の圖を製し、集議確定の後大に其事業を起し、竣工の日目して日本「コロンスタット」と稱せらるゝを得るに到らば未だ戰はずして能く敵の膽を破るべく、既に戰て能く敵の艦を碎くべく、堅艦强敵も決して此海門を破る能はざるを必すべし。此事能くし難きに似たれども、品海横港等各種の防禦に費すべき金額を集めて專ら此事に從はゞ則ち其業却各所に力を分つものより易かるべし。其守備既に完全なる東京の灣中永く敵の侵襲を憂へざるべく、至尊を富嶽の安きに置き、萬民を保護するの基礎固くして而萬國併立の本始めて立つと云ふべし。今其海門防禦の方法を略說する左の如し。

相模國觀音崎は海に臨める一角、西岸にありて富津岬と相對し、一の海峡を爲す。然れども其距離大約壹萬米突許にして、防禦に便なる能はず。今之を堅固なる海門となし、大に工役を費し、盛に築造の事を起さゞるを得ず、夫れ富津岬は海中に突出せる平坦の岬にして、其地床漸く延て海に入る。長さ數十町潮の干滿に依り出沒す。所謂「サラトガ」の洲之れなり。此洲の最も遠く海の中央に出て恰適なる處を捨察し、巖石を埋塡して地礎となし、其上に砲臺を建築すべし。此砲臺は海門中第一の要害なれば、其制極めて偉大なるべ

富津岬

觀音崎

走水

猿島

し。須らく二層或は三層なる鋼製の覆堡にして、少なくも砲六十門許を備ふべきものを要す。富津岬にも亦恰適の砲臺を築き、洲上砲臺の側面射を行ひ、山野砲を兼ね備へて敵の上陸に豫備し、及び交通路を以て洲上の砲臺を相連接し、應援に便ならしむべし。西岸には防禦に供すべき地形三處とす。曰く觀音崎、曰く走水の山頂、曰く猿島之れなり。觀音崎は海に臨める要地に燈臺の設けあり、防禦の障碍となす。然れども後面の山頂を截り、六千米突許の高さにして砲十五六門を備ふべき位置を得べし。觀音崎の北方十數町を距り走水村あり、山頂平坦にして海に臨む。只惜むらくは後方に邊くと雖も他に替ふべき餘地なし。故に此山頂にも亦砲二十門餘を備ふる砲臺を築くべし。猿島は彈丸の一孤島なれども、「サラトガ」の洲と殆んど相對して緊要の位置にあり。山頂を截りて砲臺を築く、亦砲十餘門を備ふべし。凡そ此各砲臺に備ふる砲種は大口徑にして遠距離に達し、且裝塡の速かなるものを選ぶべし。兵備如此なる、敵隊を連ねて此海門を侵撃するも、各處の砲臺相應じて十字に數百の彈丸を雨射し、其他海岸に浮砲臺を設け、水雷火を施し、及び各種の障碍物を裝置して之を防がば、豈能く之に抗する餘あらんや。然りと雖も防禦の位置には只一線なるを以て、萬一其砲臺の火を遁れ、海中諸種の障碍物に罹らずして灣中に侵入するの敵艦あるを顧慮す。因て更に五六艘の軍艦を備へ、進んで海門の火力を援け、退いて侵入の敵艦を擊碎せば、海門の兵備始めて完全なるを得べし。海門の兵備既に充分なる、敵必ず浦賀の近傍より上陸し、陸行進擊を行ふべし。因て浦賀灣口の高砲臺を修築して敵の上陸を防ぎ、觀音崎の山頂にも亦數門の山野砲を配置し、敵の陸行進擊に豫備すべし。防禦の方法此に於て盡せり。然らば則ち品海横濱は勿論、横須賀も亦此海門の内にあれば、茲に砲臺を設くるを要せず。凡そ此砲臺の營造に於ける、西岸の諸所は特に自然の山勢に依るものにして、徒に經費を要すること少なく、洲上の砲臺及び富津岬に於けるものは巨萬の金額を費すべしと雖も、此地方は石材に富み、殊に多少の鋼鐵は横須賀及び横濱の製鐵所に於て製造し得べきを以て、他所の例に比すれば大にその入費を減する

を得べし。然れども其概計の如き今容易に之を算し難し。猶熟考の後上申する處あらんと欲す』。

四五　山縣有朋砲墩築造の急務を上奏す

山縣有朋砲墩築造の急務を上奏す

八年一月四日、陸軍卿山縣有朋奏上して曰く『本邦の地たる沿海數千里、防禦の策緩うすべからず。此れ嘗て陳する所にして、既に命を得る所なり。蓋し長崎・鹿兒島・下關の如く、豐豫及び紀淡の海峽、箱館の如き皆當に大に砲臺を設け、多く利器を備ふべし。而して又此より急務なる者あり。近海の固め是なり。請ふ、先づ相州觀音崎・總州富津岬等の數所に於て堅牢の砲墩を築き、萬一事あるの日に當り、輦下枕を高うするの安きあらしめん云々』と。後日この事皆實行せらる。

四六　六管鎭臺徵員並に其の方法の改正

六管鎭臺徵員並に其方法の改正

十五日、六管鎭臺徵員並に其方法を改め、第一軍管東京鎭臺の常備は步兵三聯隊、騎兵一大隊、砲兵二大隊、工兵二小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵三隊、人員六千九百人。第二軍管仙臺鎭臺は步兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵一大隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵一隊、人員四千四百六十人。第三軍管名古屋鎭臺は步兵二聯隊、砲兵一大隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、人員四千二百六十人。第四軍管大阪鎭臺は步兵三聯隊、砲兵二大隊、工兵二小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵二隊、人員六千七百人。第五軍管廣島鎭臺は步兵二聯隊、砲兵一大隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵一隊、人員四千三百四十人。第六軍管熊本鎭臺は步兵第二聯隊、砲兵二大隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、海岸砲兵二隊、人員四千七百八十人、全陸軍の總人員三萬千四百四十人に上る。之を各兵種に區分すれば、步兵二萬六千八百八十人、騎兵二百四十人、砲兵二千百六十人、工兵千〇八十人、輜重兵三百六十人、海岸砲兵七百二十人であつて、各種常備兵一ヶ年の徵員

は歩兵八千九百六十人、騎兵八十人、砲兵七百二十人、工兵三百六十人、輜重兵百二十人、海岸砲兵二百四十人、合計一萬〇四百八十人となす。他に歩兵三千五百八十四人、騎兵八十人、砲兵二百八十八人、工兵百四十四人、輜重兵七十二人、海岸砲兵九十六人、合計四千二百六十四人、補充一ヶ年の徴員がある。而して各兵程の定尺は砲兵及海岸砲兵は五尺四寸以上、歩兵は五尺一寸以上、他は悉く五尺二寸以上とす。

四六 近衛兵編成

同日、近衛兵編成並に定額を定む。則ち近衛兵は常に輦下を護衛し、他の徴發に應ずるものではなく、專ら天子の命令を奉戴し、千軍萬馬の中と雖も整々獨歩するの膽勇を持有し、また平常に在つては信義を旨とし、先進を敬ひ後進を教導し、總て隊中の掟を守り、全國諸兵の上に位せしめ、その給俸を増加す。就中近衛は全國共戴の至尊を護衛するの兵たるを以て、各鎭台内常備熟練兵の中、強壯にして行狀正しき者を、各隊中より兵種に應じ、若干人を選擧したる者より編成し、奉命當日より更に五ヶ年の役を帶ばしめ、滿期の上は後備軍の籍を免ずることゝす。その兵額は歩兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵一大隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊、總人員三千八百八十人にして、常に戰時人員を備へしめ、缺員ある毎に各鎭常備軍より選擧してその員を充たし以て戰時に際し人員の増加を要することなからしむ。

同日、佛國教師首長ミュニエー、南部海岸防禦法案を上申す。二月三日、造兵、武庫二司を廢す。

四七 軍醫・馬醫・砲兵方面・砲兵本支廠各條令

七日、陸軍軍醫條例・陸軍馬醫條例を定む。八日、砲兵方面並に本支廠條例を定む。砲兵方面は之を分つて二となし、第一方面則ち東京方面は第一、第二、第三軍管並に北海道を包括し、第二方面則ち大阪方面は

大築尙志
兒玉實文

陸軍病馬院を設く

第四、第五、第六軍管を包括し、東京方面內即ち東京に砲兵本廠を置き、專ら銃砲・彈藥・其他兵器武具の製造修理の事を主司し、兼てその分配支給を管理せしめ、大阪方面內即ち大阪に砲兵支廠を置き、その內容東京と同じ。然して陸軍大佐大築尙志、砲兵本廠提理となり陸軍中佐兒玉實文、砲兵支廠提理となる。全國諸藩の壯兵を解隊す。明治六年徵兵令發布以來召募事業略々整頓を見たるが故である。十日、陸軍病馬院を設く。

勳等賞牌を定む

四八　勳等賞牌を定む

四月、勳等賞牌八等を定め左の如く布告せらる。

今般賞牌別冊の通被定候條此旨布告候事

（別冊）略

朕惟フニ凡ソ國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ハス者、宜ク之ヲ褒賞シ以テ之ニ酬ユベシ。仍テ勳等賞牌ノ典ヲ定メ人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知ラシメントス。汝有司其旨ヲ體セヨ

明治八年二月

從軍記章の制定

四九　從軍記章の制定

また從軍記章を定む。從軍記章は將卒の別なく、軍功の有無を論ぜず、凱旋の後從軍せし徵兵に之を賜ふものとす。

兵學寮廢止

五〇　兵學寮廢止

五月九日、兵學寮を廢し、戸山學校及幼年學校を本省の直轄となす。兵學寮は設立以來七年、その管理せし諸學校、諸學舍の逐次獨立して本省の直轄となりたる爲め、茲に至つて自然に廢止するに至つたのである。これ即ち陸軍學術の進歩を語るものである。六月十五日、檢閲使職務條例を定む。

檢閲使職務條例を定む

五一　陸軍省及各官廨の順序を定む

陸軍省及各官廨の順序を定む

二十二日、本省並に各官廨の順序を定めて、陸軍省自官房第一局至第五局・參謀局・近衛局・戸山學校・教導團・幼年學校・本病院・裁判所・軍馬局・病馬院となす。

八月七日、陸軍下士官及び兵卒の兵役滿了の者に對し、假にその免役を停め、俄かに兵を募り習志野に於て訓練を施す。曩に我國の臺灣を征するや、清國約を違へて國交不穩を呈せるに備へんがためである。後十二月二十八日に至りこの令を解く。

五二　江華島事件

江華島事件

九月二十日、我軍艦雲揚號、朝鮮近海の水路を測量して江華島を過ぐる時、守兵砲を發して我が艦を射撃す。我艦應戰して砲臺を拔き、永完城を焼き、韓兵三十餘人を斃し、大砲其他の武器を奪つて歸る。

五三　陸軍大佐原田一道等の國防意見書

陸軍大佐原田一道等の國防意見書

十月四日、陸軍大佐原田一道・少佐牧野毅・同黑田久孝等は日本全國防禦及其著手順次に關する意見書を上申した。その大要に曰く、『本邦は四面環海の國にして海線數千里、敵艦の到る處沿海皆然り。到る處防禦を設け、到る處戍兵を置き、富強五州に冠たるの國たりとも、猶是を防禦するを難すべし。夫れ兵を分つ、

多ければ力孤なり。壘を築く遍ければ守疎となり、力孤にして守疎なる。是れ防禦の通患なり。須らく緊要海國の各地を選び、力を革めて砲臺を築き、嚴に兵備を設け、敵をして我內海を窺ひ我都府に近くを得ざらしむべし。之を第一外部の防禦線となす。而して假令第一防禦線破るゝも、都府、製造場及び繁華の市街をして敵兵の轟擊を免れしむる爲めに、要地の防守の方法を設く。之を第二外部の防禦線となす。又內國鎭臺營所と連絡應援の方法を設け、進んで戰ひ退きて守るの備をなし、衝要の地形に於て堡壘を築き、海岸防守の缺くる所より上陸して都府及び砲臺を襲擊するの敵に備ふ。之を第一內部の防禦線となす。而して各鎭臺及び營所に要塞を設けて兵營を置き、糧食器械及び軍需の諸品を聚畜し、內外交通の爲めに他の砲臺及び衝要の地に兵科の大道を設け、輜重車を以て此諸品を運搬し、應援の法を便にす。之を第二內部の防禦線となす。防禦線の法、其要如此なり。若し第一を缺く、卽ち防守の法を失す。然れども一時に之を全備する、素より國力の能はざる所なり。宜しく數十年の久しきを經て、漸を以て其大成を期し、今日一事を舉げ明日一工を起し、日に就り月に進み、事業の駸々乎として止むなきを欲するなり。依て今先海岸砲臺の大主旨を揭げ、而して內外防禦線の內に就て尤も勉むべきの急なるものを論ずる左の如し。

蓋し海岸砲臺の主旨とする所は、第一、敵艦通航の防禦。第二、敵艦の利する所並に碇泊する所の防禦。第三、上陸兵の防禦、第四、都府並に製造場、其他緊要地の防禦なり。而して今玆に最も急務とする所は、第一、第四にあり。又砲臺を設置するに於て、其地形國內全部の防禦と僅々局部の防禦に關係するの大區別となす。國內全部の防禦中、其要地を舉れば、第一、東京灣口、第二紀淡海門、第三下の關海峽、第四豊豫海門、第五鳴門海峽なり。此五ヶ處は卽ち所謂第一外部の防禦線にして、而して全部防守の緊要地たり。其一も素より忽にすべからずと雖も、一時に其設備をなす亦國力の能くし難き所なり。故に其各部中に就て最も樞要の地形を擇み第一の著手をなすを要す。而してその席次を論ずるの前に猶ほ肝要の數條を舉ぐべし。

元來海岸砲臺は必ず海軍との應援なかるべからず。故に其砲臺を設くるの地形一々海軍と商議の上ならでは確定す可らざるなり。而して其部中尤も海軍と大關係を有し、砲臺のみにして其用を爲さゞるものあり。後其部に就て之を論ずべし。

砲臺の性質砲熕の種類に至ては輓近大に發明する所あり。歐米各國競て數々變革すと雖も、未だ一定の說を聞かず。本邦に於ては歐米の從來に於ける如き土石の砲臺銅製の巨砲と雖も、其大結構を模倣するに至て卽ち今遽に企望し得る處に非ず。況や鐵版砲臺、鋼鐵輪轉砲塔及び鋼鐵造の大砲に至ては、未だ其製造所なきに於てをや、今我邦の國力に應じ、全部局部の防禦法を參考比較し、其緩急輕重の度を權り、今玆に着手の次第を以て砲臺を區別し、四種とす。

第一種は從來設置せる舊砲臺なり。

第二種は海峽或は港口等最も緊要地土壘の砲臺なり。

第三種は有事の日の臨時砲臺なり。

第四種は鐵版砲臺或は鋼鐵輪轉砲塔及び大結構の砲臺なり。

而して砲熕の種類は本邦の製、舊來皆褐銅及び鑄鐵を用ひ、鑄鐵の砲は方今全く廢棄に屬すべし。褐銅砲と雖も其製、素と最佳と云ふに非ず。然れども螺線を施して重臺の製を變革せば、猶之を用ゐるに堪ゆべし只今より此砲を新鑄するは全く無益に屬すとなすのみ。須らく今より始めて鋼鐵砲の製造所を設け、大に其基礎を建るを最も急務となす。且國力の時勢共に之を爲すは亦甚だ難しとなさゞるなり。若し止むを得ずして、緊要の各砲臺に備ふるために、大口徑の鋼鐵砲數門を要するが如きは、之れを歐洲に需むるも可なり。仰ぎ冀くば大成の期を待つて外邦に需むるなきに若くなかるべし。

砲臺の備地は遐邇平射に適し、十字火を結ぶ所にして、高低廣狹共に海面の淺深に比擬して能く其度に合

し、潮水の深淺及び礁洲の有無及び近傍の地形を檢するは素より言を俟たず。其近傍に我應援軍艦の駐泊すべき良港あるや。又は敵艦の碇泊する所あるや、上陸して我砲臺を襲擊する便地あるや、其他敵を利して我に害あるの物あるや、否、等を精密に檢査し、又凡て砲臺を孤立せしむべからず。必ず各地と應援連絡の法を設くべし。且多少の距離中に必ず備兵所を置き、內地より運送車の通ずべき道路を設くるを肝要とす。若し夫れ土質を檢し、水利を考へ、及び火藥庫の位置を擇ぶが如きに至ては言を俟たざるなり。內國地勢の關係を論ずれば、東京の如きは全國の頭腦にして其最要たる言を俟たず。大阪の如きは本邦の中部、若し之を失ふときは全國を中斷す。所謂一處に創を受けて全體勢を失ふもの、邊海の守固きも亦之を如何せん。之れ理の尤も見易きものにして、一言以て內外防禦線を併せ考へざる可らざるを知るなり。而して馬關の海峽は本地と九州の氣脈を通じ、長崎港に高嶋の炭坑あり、呼子港に唐津の炭坑あり。鹿兒島に製鐵所並に火藥製造所あり此各所は能く其他の軍需諸品を辨し、敵艦の碇泊に便なる所にして、敵も最も注目する地形なるが如く、其他某地に某の山脈あり、某の大川あり、某の大路あり、某の險路あり、其關係如何なるべきや。某の鎭臺營所より某の砲臺に兵を出し、軍需の物品を送るに幾日を要すべく、幾若干を送るべきや、豫め之が計畫をなし、其部署を定め置くこと最も肝要なり。內部の形勢外部と相關涉する此の如し。地理を研究し、其計畫を豫定するは一日も忽にす可らざるなり云々』と。

ミユニエー

是より先き陸軍卿山縣有朋の命により、教師首長ミユニエー其部下の砲工兵科の佛國士官を遣し、我將校と共に東京・横須賀・大阪・長崎・鹿兒島の諸港灣を巡視せしめたが、該一行は歸來の上報告を首長に致し、首長は之に意見を附し、本年七月十五日を以て砲臺建築の諸則・砲列の間隔・砲臺の種類・熕砲徑の選定、其他特別防禦の方法を復命した。而してその論ずる所は、固より各地の區處に止まり、一般の場合には及ばざりしを以て右の如き上申書が提出された次第である。

徴兵令參考の改訂

同日、「徴兵令參考」を改訂して地方に頒布す。蓋し明治五年徴兵令を發布せしも、その法極めて簡單なる

後備軍召集條例を定む

陸軍職制事務章程

が故に、支務末事に至つては往々地方の疑ふ所となり、諮問の往復に時日を費すことが尠くないので、今玆に改めて本令を說明したものである。

五四　後備軍召集條例を定む

二十三日、後備軍召集條例を定めて、平時戰時共速に之を召集し、且つ隊伍に編成すること容易にして支障なからしむ。

五五　陸軍職制事務章程

十一月二十五日、陸軍職制及事務章程を定む、今その大要を擧ぐれば、陸軍省は陸軍兵馬に關する一切の事務を管理する所にして、省内局を分ち、局內課を分ち、各々其事務を分管し、陸軍卿之を統轄す。その法次の如し。官房は卿の事を視る所にして一切の文書皆此に於て受付け、第一局は通報軍務規則の事を掌り、第二局は步兵騎兵の事を掌り、第三局は砲兵の事を掌り、第四局は工兵の事を掌り、第五局は會計の事を掌り、第六局は北海道の兵備の事を掌る。但しこの局は未だ設立に及ばず。官房には參謀大佐を以て房長となし、傳令使及び課僚數名を置き、事務に留滞なからしめ、第一、第二、第三、第四局には將官各々一人、第五局には監督長を置き、以て局務を統べ、諸課は率ね本科の將校を以て課長とし、また課僚を置き、課務に就かしむ。卿は將官より之に任じ、陸軍所管の軍人軍屬を統率し、一切の事務を總判するを掌る。その缺席する時は、第一局長をして代理せしむるものとす。大輔は職掌卿に亞き、卿を輔けてその事務を調理し、少輔はその職掌大輔に亞ぎ、大輔缺くれば少輔卿の代理に任ずるを得。而して大少輔は將官より之に任じ、內一人は必ず第一局の長たるべきものとす。其他諸局課の長官は武官より任ずるを例とす。然れども時宜によ

り、何等出仕等の名稱を以て之に任ずることあらしむ。

五六　陸軍給與概則

十二月二十七日、陸軍給與概則を規定す。その第一章は定額金受授及決算の順序、第二章は俸給、第三章は食料、第四章は馬具、裝蹄及芻秣、第五章は被服、第六章は修理費、第七章は宅料、第八種は消耗品、第九章は雜具備付品、第十章は行軍旅費、第十一章は隊外旅費、第十二章は廢物賣却法、第十三章は各隊廢物賣却代金處分方、十四章は免官死亡賜金、第十五章は埋葬料、第十六章は官衙及各隊の編制表にして、各章その給與に係る定則を列序し、之に屬する定額は表面を以て定む。之を類別して百十有五とす。その大綱を舊制に比較すれば、第二章俸給士官以上は同額にして、曹長、權曹長は十三分の一弱を增加し、伍長及兵卒は二十分の三弱を增加す。第三章食料は隊付下士以下は舊制に異ならず。隊外下士卒は一日金拾六錢、諸生徒は一日金拾貳錢五厘とし、隊付下士卒番兵風紀衛生を除く及夜中行軍四時間以上に及ぶときは、夜食料一名金四錢貳厘とす。また隊付下士卒賄料は定額を各隊に交附し、隊中注意節儉を以て殘餘を生ずるときは、その五分の三は隊中下士卒に配與し、五分の二は返納せしむ。第四章、砲。騎。輜重兵の隊馬及工兵、駕駄馬の馬具、蹄鐵、厩具、並に芻秣麰麥等は現品を給し、步、工兩隊士官以上及近衛鎭臺將官、參謀、傳令使等の乘馬飼料は代金を給す。その金額を一日四拾錢一厘とし、馬匹率入の日より之を給す。第五章被服は準士官以上は自辨、隊附下士卒及諸生徒は現品を給すること舊制と異ならず。隊外下士卒の正略服外套は現品を給し、其他は代金を給す。その隊附下士卒の正帽衣袴、近衛步兵は五年に一個、騎兵は二年に一個、近衛砲兵、工兵、鎭臺は各兵下士は七年に一個、卒は九年に一個、略帽衣袴は夏衣袴は近衛、鎭臺下士卒は長短靴各二足、輜重兵下士卒は短靴三足、長靴一足とす。その正服地質は近衛下士卒は綿絨、鎭臺下士卒は紺大絨、鎭臺下士

卒の衣、卒の帽は紺大絨、下士の袴、卒の衣袴は小倉織とす。第十一章隊外旅費には著しき改正なし、唯旅費日當表に將官以下の官名を除き、一等より十四等に分つのみ。第六章修理費、第八章消耗品料、第九章雜具永續料は定額を各隊に交附し、その修理費消耗品の殘餘は後次の不足に充てしめ、雜具永續料の殘餘は修繕及新調の用に供せしむ。

同日、陸軍中將兼蕃地事務都督西鄕從道臺灣より歸り、征臺の狀を奏す。天皇親ら太政官に召させられ、手詔してその功を賞し給ふ。

五七　山縣有朋の廢刀建議

この月(日缺)、山縣有朋上申して曰く、皇國の風たる武士と稱する者中古以來必ず双刀を帶するを例とす其故何ぞや。之を要するに刀劍は古來兵器の一部分に屬するを以て、之を大にしては以て敵を防ぎ、之を小にしては以て身を護るの理に過ぎず。而して戰後の季、封建の習亦以て已むを得ざるの故ありて然るなり。世變り時移り、士は文武の常職を解き、藩は版籍を奉還し、遂に明治六年に及び未曾有の大典即ち徴兵令を頒行せらる。茲に年あり、今や殆んど海內に浹洽せり。是より先き已に近衞兵を置き、以て輦轂の下を衞り鎭臺兵を設け、以て七道を鎭壓し、外寇と草賊に備ふ。其市制、村落、人民安寧の事の如きは、各府縣に邏卒の設けあり。以て非違を糾察す。於是乎、人民保護の方法略盡せりと云ふべし。人民たる者亦宜しく朝廷の盛意を體し、聊も疑惑を其間に措かざるべきなり。然るに今全國を通視するに、華士族の輩依然として舊習を固守し、刀劍を其腰間に挿む者少からず。蓋し此輩は皆頑固無識にして、時態の變遷と軍制の更革とを曉らず、自ら以爲らく、敵を防ぐは獨は已れ其一部に任じ、身を護るは必ず刀劍を要すと。而して其究竟する所勁悍の兇器を帶ぶる者、國家に於て秋毫の益なきのみならず、徒に其武門武士の虛號と殺伐の餘風を存

するを見るのみ。此の如くして已まざる時は、政治上多少の防碍を生ずるは勿論、且軍隊の外兵器を携ふる者あるは、陸軍の權限に關係する又淺尠ならずとす。願くば速に廢刀の令を下し、全國の人民をして漸次開明の域に進歩せしめんことを企望す。伏て上裁を乞ふ。謹言』

山縣有朋砲臺を建築すべき地位の圖面を奏上す

九年一月四日、陸軍卿山縣有朋砲臺を建築すべき地位の圖面を奏上す。曰く『海岸警備の線路砲墩建築の方法宜く早く畫定すべきの議、曩に已に上陳し許可を得るを以て、乃ち東京に於て首として著手せんとす。其最も緊要にして、一日も忽諸すべからざる者に就き、其砲墩を建築すべき地位の圖面並に經費の豫算書併て之を進呈す。請ふ乙夜の覽を賜へ。抑々防禦の線を畫定するは、必連絡交通の位を立て、層々にその線を定めざるべからず。今東京を以て防禦線の中心となし、施て全國數所樞要の地を畫し、彼是相應前後相救ふの便をとらば、防禦の大體是に於て始めて備はると云ふべし。其方法と經費との如きに至ては、他日調査して上陳する所あらんとす。』

陸軍武官傷痍扶助概則の改正

二十九日、陸軍武官傷痍扶助概則を改正す。

五八　江華島事件の結著

江華島事件の結著

この月(日缺)、參議陸軍中將黑田清隆を特命全權辨理大臣に任じ、議官井上馨を副大臣に任じ、朝鮮に遣して江華灣事件の罪を問はしめ、陸軍卿山縣有朋、陸軍少將野津鎭雄をして馬關に陣し、九州の兵を以て萬一に備へしめたが、間もなく韓廷罪を謝し結着を見るに至つた。

五九　廢刀令下る

廢刀令下る

三月(日缺)、士民の佩刀を嚴禁す。卽ち陸軍卿山縣有朋の建議に基きたるものである。

六〇 砲兵會議

砲兵會議

四月二十六日、砲兵會議を置き、第三局長を議長とし、會議の事務を總理し、その下に議列將校以下若干名を置き、銃砲彈藥車輛の類、携帶品樣式、海岸砲臺及び要塞火管火箭の類、砲兵用の官廨等を議し、卿より交附せらるゝ問題に就て考究せしむ。

進級條例の改正

八月十六日、檢閲使職務條例を改正す。二十九日、陸軍武官進級條例並附錄を改正す。

六一 陸軍事務章程の改正

陸軍事務章程の改正

三十日、前年制定せし事務章程中、奏請を經て執行すべき條項中、宣戰・出師並に地方戒嚴の例を下す事と云ふを改めて、出師の事地方戒嚴の事となす。

六二 恩給令其他の制定

恩給令其他の制定

十月二十三日、陸軍武官恩給令罷役條、並に恤金令及び將官退職令を定む。

六三 熊本の亂

熊本の亂

太田黒伴雄
上野堅吾
種田政明
安岡良亮

二十四日、熊本神風連の黨人太田黒伴雄・上野堅吾亂を起し、鎭臺司令長官陸軍少將種田政明・縣令安岡良亮等をその邸に襲ふて之を殺し、遂に熊本城に逼る。城兵討つて之を破り首魁死す。

六四 秋月の亂

秋月の亂

宮崎車之助

萩の亂

前原一誠
奥平謙輔
三浦梧樓
陸軍武官勳章從軍條例を定む

陸軍服裝規則を定む

徵兵令實施後の成績

時に秋月の士族宮崎車之助等之に呼應し、兵四百を率ゐて福岡城を取らんとしたが、謀洩れ事成らずして自殺す。

六五　萩の亂

二十六日、前原一誠・奥平謙輔等亂を萩に起し、明倫館に據る。兵集まるもの三百餘、十一月、廣島鎭臺司令長官陸軍少將三浦梧樓その兵を率ゐて討つて之を平ぐ。一誠等捕へられ斬に處せらる。十二月一日、陸軍武官勳章從軍條例を定む。十三日、陸軍服裝規則を定む。

六六　徵兵令實施後の成績

十年一月四日、陸軍卿山縣有朋、徵兵戰役實際の狀況を奏上す。曰く『徵兵令の出示は實に明治六年の初に係れり。爾來已に四年を經過し、其間に在て遂に從來の壯兵を解除し、漸次徵募の法を施し、其事業年一年より進めり。而して徵兵の法我邦に在ては久しく中絕に屬したるを以て、其戰役に屬する實際の如何を顧慮するなきにあらず。然るに明治七年佐賀の變及昨年中西國の賊徒追討の節、實地に從事したる司令長官の報告によれば、各隊兵氣凜然、戰に臨みて少しも屈撓するなきを知るに足れり。自今益々軍紀を嚴肅し、士氣を振作せば、軍事の進步蓋し障碍無かるべし。但し或は服役を厭惡し、自ら其肢體を毀傷し、若くは逃亡し其他種々の詐僞を以て徵募を免れんとする者亦少からず。此弊を救はんと欲せば、宜しく地方官に諭々教誨し、國民をして兵政は嚴肅なりと雖も、畢竟國民の義務たるを會得せしむるに在るのみ。是れ有朋職掌の關涉する所なるを以て、併せ陳して此に及ぶ』。

六七　陸軍馬醫學舍を設く

同日、陸軍馬醫學舍を設け、陸軍病馬廐に屬し、以て馬醫を養成せしむ。十一日、各省の寮を廢す。必要に應じて局を設立せしめ、併せて四等出仕以下を罷免す。十九日、陸軍幼年學校を廢し、幼年生徒を陸軍士官學校の管轄に屬せしむ。

六八　鍬兵概則

二月三日、歩兵隊鍬兵概則を定め、歩兵隊の鍬兵を編成し、容易なる土工作業を爲し、行軍、滯軍又は戰鬪に當り、その本隊の要する所の工業を爲さしむ。

六九　鎭臺長官に對する諭告

九日、陸軍卿山縣有朋、諸鎭臺長官に訓諭して曰く「不測の變は之を無形に察し、之を平時に備へ、有事に臨み毫も逡巡狼狽するなきを要するは、方面の重寄に當る者、誰か之を知らざらん。然るに昨年熊本、福岡及山口の變動、事皆意外に發し、所謂疾雷耳を掩ふの遑あらざるものにして、爲に命を賊刄に殞す者甚だ多し。豈嚴戒せざるべけんや。而して追討の命一たび出で、賊徒縛に所在に就く。鎭定の神速なる實に驚くべき者あり。是れ一に諸將校の勇悍にして指揮の機を失はず、區畫度に合するに、下士兵卒の剛勇活潑なるに基かざるはなし。今や仄かに聞く、鎭西及南海に在て人心頗る恟々たる者の如しと。聞く所にして信ならしめば、其發作するに於て現出するの景況果して如何ぞや。恐くは事淺小にして止まざるなり。是の時に當て方面の重寄に任ずる者、豫め其心算を定め、熟く其策略を運らし、何等の地に在て何等の變動あるも敢て

逡巡泪撓するなく、部下を鼓舞振作し、益々勇悍剛猛の氣を作興し、日夜勉勵從事して前日の功を墜すなく從來の績を期し以て軍人の名譽を全くせざるべけんや。是固より司令長官の方寸及參謀官の勉力に在りと雖も、此に一言せざるを得ず。夫れ今の時は決して偷安の日に非ず、又無事の秋に非ざるなり。宜しく篤く此意を體し以て後命を俟つべし』。

七〇　海港警備の方法を假定す

十六日、『臨時騷擾の海港警備の方法』を假定し、陸海軍の兵員若くは警察官吏にあらずして、武器を携へて上陸せんとするもの、又は商船等にして兵器彈藥を貯藏するものを檢問し、事情によつては兵力によつて臨時に之を處分せしむ。卽ち戒嚴令の始めである。

七一　西南戰役起る

十九日、鹿兒島縣の暴徒大擧して熊本城を圍む。是に先つこと四日、陸軍大將西鄕隆盛等亂を起し、君側の奸を除くと稱し徒黨を組んで上京するの途、この擧に出でたものである。この報に接し政府は有栖川宮熾仁親王を征討總督に任じて、總督本營を大阪に置く。是より先き、天皇京都に行幸あらせられてゐたが玆に到り、嗶を京都に駐め給ひ、陸軍中將鳥尾小彌太をして行在所々屬の軍人を督せしむ。

二十一日、後備軍府縣駐在官服務規則及出征會計事務概則を定む。

七二　免黜條例を定む

二十二日、免黜條例を定め、將校は本人の志願に因るか、日本人たるの分限を失ふか、除族若くは、禁獄

海港警備の方法を假定す

西南役起る

西鄕隆盛

免黜條例を定む

の刑を受くるか、軍法會議の裁判或は査問會議の商評を經るにあらざれば、その官職を失ふことなからしむ然してこの査問會議なるものは如何なる手續を以て之を開設し、又如何なる職員を以て之を組織せるものか之を詳にするの資料今日に至るも見出し得ず。唯だ査問會議條例草案なるものゝ存ずるのみ。該草案には委員の構成より訴告調査判決の手續に至るまで、具さに規定されてある。且つ査問會議の被査人所屬の各官衙團體等に設けらるべき趣旨も明記されてゐる。然し是は單に草案の規定たるに過ぎずして、會議の實際は果して如何なるものなりしや、或は一時限りの內訓內規等に依りしものなりや、成文の之を徵すべきものがない。惟ふに當時將校の免官非職退職等の處分は、總て本省に於て之を行つたものであらうから、委員は在京將官等を以て特に組織され、會議は必要の都度本省に開かれたるものならんといふ。或は曰く、查問會議條例の草案は西周等の手に成りしもので、明治九年に成典となつた。然し會議の開かれたる實例はなく、自然消滅の姿となつたものであると。姑く疑を存してこれを錄することゝめる。

西周

ミュニエー及びジュールダン函館港防禦策を上る

西郷隆盛・桐野利秋・篠原國幹の官位を褫奪す

軍醫學校を廢す

西南役平定

二十三日、佛國陸軍教師首長ミュニエー及び工兵大尉ジュールダン、函館港防禦策を上る。二十四日、正三位西鄉隆盛・陸軍少將正五位桐野利秋・陸軍少將正五位篠原國幹の官位を褫奪す。三月、軍醫學校を廢し自今、軍醫生徒は年々十名を東京醫學校に委託し、その卒業者を年々軍醫に任ずることゝ定む。四月十八日敎師首長ミュニエー、新潟港防禦策を上る。五月三日、工兵大尉ジュールダン、七尾港防禦策を上る。六月八日、敎師首長ミュニエー、及び工兵大尉ジュールダン、敦賀港防禦策を上る。七月二十日、ミュニエー、宮津港防禦策を上る。八月三十日、本省定額壹萬八千餘圓を削る。七月四日、鹿兒島暴徒平定し、本省並に陸軍諸官廨の事務を平時に復せしむ。

陸軍卿山縣有朋の陸軍定額減削に關する上申書

七三　陸軍卿山縣有朋の陸軍定額減削に關する上申書

十二月、閣議各省の定額五分の一を削る。陸軍卿山縣有朋奏議を上りて曰く、『去十一月二十三日に於て陸軍の定額金五分一を減ぜらるゝ額の事に付、切に教諭を辱うす。是固より内閣の議決に依准すべき者にして敢て異議を陳するに非ずと雖も、當時既に略々鄙意の存する所を申告せしが如く、事體の關する所極めて細少に非ざるを以て、申ねて斯に其趣旨を悉さんと欲す。

維新以來百度更張に就ては政府の用度固より不貲、且舊幕の季世既に外國の債あり。而して政府因て之を襲げり。維新の際軍國の費途を支持するが爲めに、太政官札の發行あり。

爾來彼此の關係に依て又民部省札及び開拓使交換切手等陸續發行せり。其後現行の紙幣を以て交換し盡すと雖も、其交換せし所の幾億萬は總て政府の人民に對するの債に非ざるは無し。後又造幣寮の設ありて、金銀銅貨の支出ありと雖も、其數の紙幣の幾分にも當らざるは、之を今日の賣買上に照して徴すべし。

尋で藩籍返還の擧ありて新舊公債あり。鐵道及び其他の事業興廢に就て外國債あり。士族秩祿奉還に就て秩祿公債あり。而して去九年の華士族祿制に就て今年より下付すべき利子あり。此兩の者は貢額の中幾分を割て之を國債に變ずるものにして、其種類たる淵源する所あれば固より他債と同一ならずと雖も、今に至て其債たるは一なり。凡そ此數者縱ひ本金を据へ置くも其利子は之を償はざるを得ざるは、政府の責任なり。中に就て幾億の紙幣の如きは利子を償ふの例内に入らずと雖も、一旦其適度を失し、融通高の需求に超過し、或は世態の變遷に因り信を人民に失ふことあらば、其眞價と差を生じ、遂に故片紙に均しきを致し、人民怨苦するに至るは知る可き耳。然り而して政府毎會計年度豫算表上歳入歳出略相稱ふと雖も、今日の勢を以てすれば、歳入は減ずることあるも歳出は減ずることなかるべし。增すなきの歳入を以て減ずるなきの歳出に應ぜんとす、亦難し。之を以て官省府縣の諸費を減却し、而して前に擧例する所の諸債の利子を償ひ、幾分か其本金を塡め、又兼て幾分の紙幣を交換せんと欲せば、啻に餘裕なき耳ならず、其不足を生ずる智者を待て

而して後に知らざるなり。況んや地租改正の如き頗る租入を減ずと聞く。而して又今年一月四日の詔に因て租入六分の一を減ずるをや。此等出入の差其精算に與かり知らずと雖も、胸臆の記する所を以てするに、出入相支へざる亦知るべし。加之本年西南の騷亂概計四千二百萬圓を費す。是全く豫算外の巨額なり。然らば則ち政府將た何の方法を以て此不貲の費を支へんとする歟。是有朋が解する能はざる所なり。天下後世の爲に憂慮すべき、豈是に過ぐる者あらんや。故に官省府縣定額金省くべし。政府諸般の用度減ずべし。是因より言を俟たざるなり。然りと雖も唯諸省定額五分の一を減じ、其他多少省節する所あるも、纔かに一局部の減縮なり。以て果して上般の諸形況を維持するに足らんや。此時機に際し此等僅々の減額を以て果して事を了す可くんば、豈亦憂慮するを須ゐんや。且此年度に於て姑息以て燃眉の急を救ふあるも、來歲以後果して水旱風震の損害無きを保すべけんや、果して席旗揭竿の紛擾無きを保す可けんや。果して姦人煽亂の事なきを保す可けんや。苟も根本の堅牢ならざるを爲し、内外寇の虞なきを恃み、以て慮將來に及ばずして徒らに現在の外觀を保持せんと欲す。是果して立國の本意なるか。是果して廟謨の得策なるか。夫前條述ぶる所に據れば、維新以來十年間百度の恢張に因て、浮費冗耗に歸せし所も、蓋し一にして足らず。今日の勢縱ひ西南の變なからしむるも、政府稍反省する所ありて、既往に鑑み、將來を矯め、檢束の政治に向はざるものあらん。今年一月の改革以て之を證せん耳。西南の變に至ては財政の顚跌も亦其極に至るに謂ふべし。

即ち再び民部省札を發行するが如きは、第十五國立銀行札を直ちに使用するが如き、新二圓札の流行するが如き、下民の間政府の氣息を窺ふ既に已に市井に囂然たり。此等諸般の事は其變不意に起るを以て、端睫之に應ずるの變通に過ぎずと雖も、是一たび爲す可し。決して再び爲す可からざるの事なり。人民愚なりと雖も猶耳目あり。豈知覺せずして止まんや。禍の斯に源する所あらば畏るべきの至りと謂ふべし。有朋が慮る所を以てすれば、天下安危の由る所、隆替の關する所、蓋し今日より急且切なるはなし。今に於て苟も玩愒

に安んぜば、殆んど國の特立に關する者あらん。豈英斷果決以て其挽回の術を講ぜざる可けんや。夫財貨は天兩鬼輸に非ず。會計官吏の腹裏に生ずるに非ず。故に之を民に取るに非れば更に他道あるなし。縱令他邦に借入るも利子を償はず。本金を還さゞるの金なければ、則ち亦其本は人民に出る者のみ。然らば則ち其直接と間接を論ぜず、畢竟之を人民より取るのみ。今年西南の變の如き是全國の不幸なり。何の方法を以て之を負荷するも、遂に租稅に基き人民に向て頭會せざるを得ず。故に租稅を增課するも、苟も其道を得て天下人民をして厚く政府を信ぜしめ、理に於て人民自己より出すの外なきを知らしめば、豈出さしむ可からざらんや。今特に紙幣を增發して人民を傷ふる所以は一なり。然り而して紙幣を增發すれば其害間接なるも、禍は則ち不測なるべし。何となれば紙幣增發すれば物價騰踊して人民交互の信憑頓に變改に屬すればなり。租稅を增課すれば其害直接なるも、只其年に止るのみ。其交互の信憑に於ては固より變革なしとす。故に均しく人民に課せざるを得ざる者にして、均しく其害を被むるの理を明かにすに至らば、豈其害の鮮き者を選ばざるべけんや。故に有朋謂へらく、租稅を增課するも苟も人民の信を得ば必ず爲す可からざるの事に非ず、是第一策なり。唯正租の如きは已に一月四日の詔あれば、事體に於て固より增課し難き者ありと雖も、其他諸稅の如きは政府公明の信を以て苟も私する所なきを示さば、其之を增課する豈又不可ならんや。今政府苟も人民の信を得んと欲せば、則ち第一策に出るの他なかるべし。請嘗試に之を極論せん。方今諸省百司の設皆已む可からざるに出づ。然れども中に就て緩急の差なきに非ず。夫政府本分の義に關するの諸政は、苟も國を立る以上は備へざるを得ざる者なり。卽ち人民管轄の官司の如き、非違警察の官司の如き、訴訟斷聽の官司の如き、禁暴禦侮の官司の如き、他邦交際の官司の如き、之に加ふるに出納分賦の官司を以てせば、政府本分の義務立たざる無し。唯議政立法の官の如きは國體に依り、或は無きを得べしと雖も、古より君主專制の國も倘其意を官制の中に存する者あり。苟も天下を公治し、政事を愼重にせんと欲せば、上般の諸官司必ず缺くべ

からざる者なりと雖も、其中或は一二整備せざるも亦妨なき者あり。其他農業を勸め、工業を勵まし、商業を制する等政府苟も關渉主義を廢せば、必らず已むを得ざるの事に非ず。凡そ此等人民の蒙昧を開くの務、民力財本餘裕あらば、之を爲して進歩開明を裨補すべきは勿論なれども、其本を傷けて其末を盛んにせんことを求めば、豈倒行ならざる無きを得んや。

唯其政府本分の義務に非ざるも、各國例して政府に委する者、即ち驛遞電信燈臺の如き我國方今の制、眞に其宜を得て其費用を要せず。人民其利に依る者の若きは更張する無きも、之を保存せざる可からず。若夫宗教の事の若き、開明進歩の道風化移易の法に於て先んずべき所なりと雖も、政府兼て教育の任に當るの義務なし。近日の風各縣の模倣する所民費を重課して高堂大館を建て、爭て外面を修飾せり。而して其實効を考ふれば、各自農工商の事に於ては殊に增益する處なし。是固より政府の令する所に非ずと雖も、公税民費は人民の囊裏に在つて一のみ。固より二途あるに非ず。故に今如此き躁進速成の事は一切に之を廢し、從來の文字に沿り奬掖する所あるべし。其文明國の意志を取るに、期するは漸を以てして可ならん耳。專ら侏儒鴃舌の徒をして日本愚蒙の人民を治めしめんと欲す。眞に方柄圓鑿の相容れざる者有らんとするなり。凡そ此等政府本分の義務に屬せざるものは、當今の急に當り豈裁制節減すべきの方法なからんや。以上諸項に就て其急なる者を存し、其急ならざる者は後年國帑贏餘の時に期し、先づ國家大經の存する所會計の大本を堅くし、其本を養ひ其技を達する是實に今日當務の急なり。如此くならば用官省に減じて諸費省くべく、信人民に立て租税增す可からざるに非ず。是所謂第二策なり。然るに此兩策は素より相聯絡す。苟も第二策にして行はれずんば、徒に人民の咨嗟を長ぜん耳。有朋以謂らく、今天下の大本たる會計の艱難に當り、機に乘じて英斷果決以て政治の向ふ所を一轉し、勤儉を示し休養を事とし、以て大に天下の耳目を一新するに非ずして、唯玩愒に流れ浮靡を競ひ、輕舉の事紛然雜出せば、其禍蓋し測る可からざる者あらんとす。況んや[illegible]

以後十年、百度を恢張して以て治安を謀るが爲めに國帑を靡耗し、賦税を斂收し、人民の怨嗟を招くこと既に深きに於てをや。宜しく聖詔を下し天下を更新し、著實を以て政を體し儉節を以て事を約し、民生の休養生息を主とし、以て徐々に多年の進歩を謀るべし。然らざれば咽渇し氣盡き竟に殪るゝに至らん耳。今有朋如此論及する所之を要するに、政府人民に對し信心を失はざるの點に過ぎざるなり。然れども經濟家より之を論ぜば、或は租税を增課するは、國債を起すの愈れりとするに如かずと謂ふ者あらん。此論理なきに非ずと雖も、國家を匡救するに於て税を增し、債を起すは孰れの方法に從ふも其本は遂に人民に出ざるの理なし。故に到底官省の用を節し、儉素に基き、人民の信心を失はざらんことを要するなり。然りと雖も此重大の事固より朝夕の能くすべきに非ず。必ず豫め會計の精算を立て、其有餘不足の故を詳にし、之を天下に公布すべし。人民をして國庫を視て官府の私有となさしむるが如き、是天下を疑はしめ、信を人民に失ふ所以なり。如此にして人民好んで國債を以て己が憂となす者は、未だ之れ有らざるなり。誰か又甘じて税を課せらるゝを欲せんや。又官省諸用途節減の事は宜しく廣く之を衆官の公議に付すべし。而して其一成の後は務めて變更すること鮮く、且衆員をして明かに其事由を知らしめば、以て假冒の弊を防ぐに足らん。有朋謂らく、事若し斯に至らずして止まば幸なり。然れども天下は一家の存亡の如きに非ず。之を鄭重に失するは之を輕佻に失するに勝れり。若し優游不斷因循苟且して、一旦挽回す可からざるの期に至らば、誰か起て其責に任ぜん。知らず、天下の人亦其責を以て誰に歸せんとするか。願くは閣下諸大臣英斷果決以て匡濟の事に從はんことを』と。然し閣議既に陸軍豫算削減を議決してゐたので、山縣有朋はこの窮乏の間に處して、大に省內の經費を節減し、延いて各隊の被服調度に及び、陸軍部內大に之がために苦んだのであつた。

第二部 海軍

緒言

本卷には陸軍と同じく明治十年までの海軍の沿革を載錄した。而してこれを前者の形式に倣はず「海軍省以前」と「海軍省時代」の二節に分ち猶ほ概說を附さなかつた。これ前者に比して著しき量の少なきためで別に他意あるものでない。蓋し陸軍を記し來つた後の海軍に就いてはその記すべきこと甚だ尠い。何となれば明治五年兩省分立までは、海陸殆ど同一歩調をとつて來たからである。その後も財政難其他の事情に阻まれて、海軍は十分にその經綸を行ふわけには行かなかつた。三年及び六年に提出された建艦計畫は孰れも握り潰しの運命に終つた。されば海軍省設立當時の所管艦船は運送船三隻を合して十七隻、總噸數一萬三千八百三十二噸といふ貧弱さで、而もその大部分は廢藩置縣後各藩から徵收した藩船であつた。海軍省が始めて軍艦建造に着手したのは六年で、卽ちこれが八九兩年度に相次いで竣功した淸輝と迅鯨である。更に八年英國に註文して、當時の帝國海軍に一大威力を加へるに至つた扶桑・金剛・比叡の三艦が日本に回航され來つたのは實に本卷の後の十一年のことに屬する。而して陸上の諸施設及び制度の變遷に至つては、これを徵すべき文獻極めて乏しく從つて遺憾の點尠くなかつた。切に讀者の諒察を乞ふ次第である。

尙は前述の通り明治五年兩者分立までの兵制改革に關しては、隨時陸軍の部を參照せられたい。

第一節 海軍省以前

一　兵制改革の祖高島秋帆

兵制改革の祖高島秋帆

我が國の兵制改革は實に高嶋四郎太夫に創まる。四郎太夫は秋帆と號し、累代長崎の町年寄を勤め、長崎奉行に屬する鐵砲方であつた。而して萩野新流の砲術を家業とし、その家頗る富裕であつた。秋帆は寛政十年に生れ十七歳にして家を繼ぎ、長じて識見高邁、廣く海外の狀勢を察して、當時の砲術、兵備の國防に適さゞるを看破し、文政末年、砲術と軍備の改革を屢々建議したが用ひられなかつた。當時の幕府は猶ほ三百年來の泰平の舊殼に安住して、敢て眼を海外に放たうとはしなかつたのである。然し秋帆は獨り長崎在留の和蘭砲兵士官に就いて、四ヶ年に亘り歐洲最新の兵器學・軍制學・戰術學を專攻し大いに得る所があつた。

秋帆の略歴

その結果益々我が兵制改革の急務なることを痛感し、慨世と忠誠の赤心より、再び長崎奉行に建白する事數度に及んだが、依然顧みられず、唯だ天保初年に當り、私費を以て兵器を購入し、新式砲術を教ふる事を許可された。秋帆は茲に於て同三年より十一年に亘り、續々と兵器を購入し、軍銃三百挺・狽擊獵銃五十挺・野戰砲六門・臼砲四門・忽微砲(ホイツル)三門を所有するに至つたが、この爲めに家産を殆ど蕩盡して終つた。尤もこの頃の大砲は何れも口裝で圓彈(マルダマ)を用ひ、滑腔(スヂナシ)であつた。銃も口裝で、點火は火門雷管によるものであるが、それでも當時では最新式の精銃であつた。

(榴彈法(クチゴメのこと))

洋式教練の嚆矢

斯くて新兵器を得るに從ひ秋帆は長崎奉行付銃砲方全體に是を用ゐて砲術を教授した。この事世に傳はるや、諸藩の俊材は時勢に鑑み、新式砲術を學ばんと長崎なる高嶋門下に集まる者多かつた中に、伊豆韮山の江川太郎左衞門が數へられる。秋帆は門人三百餘名に達したので、之を以て歩兵四小隊、砲兵一隊を編成し所有の武器を以て武裝せしめ、天保十一年、長崎田上の原に於て教練を施した。これ我が洋式教練の嚆矢である。後年老中阿部伊勢守正弘は「火技中興洋式開基」の文字を秋帆に與へて、その功績を稱揚してゐる。

江川太郎左衞門

火技中興洋式開基

兵器改革新砲術採用の儀を長崎奉行に建議す

田口加賀守

幕府秋帆の演習を實見す

水野忠邦

洋式兵術公演の最初

江川太郎左衞門

下曾根金三郎

秋帆讒にあつて幽囚さる

時に清國が阿片事件を惹起して、英國に大敗を喫したとの報を長崎で耳にした秋帆は、天保十一年九月兵器改革新砲術採用の儀を長崎奉行に建議し、尙ほ諄々とその緊要なることを力說した。時の奉行田口加賀守秋帆の誠意に動かされ、且つその說の時勢に中れるを悟つて遂に建白書を受理し、尙ほ意見を附して幕府に進達し、採用せられんことを請うた。明治二十二年勝安房が陸軍歷史を編纂するや、開卷第一にこの建議書を載せ、その文中に、後に我陸軍制度の改るは此建議に基く、と述べてゐる。幕府の閣老水野越前守忠邦は秋帆の建白書を有司に下して審議せしめた所、守舊の徒はこれに百方の非難を浴びせ、その採用を阻碍しようと試みたが、江川太郎左衞門は、秋帆を江戸に召致してその演技を實見するは今日の急務であると切論し幕議も江川の說を是として、秋帆に門人を率ゐ兵器を携へて出府することを命じた。秋帆は十二年三月、江戸に到着し、五月九日、江戸の西北德丸原に於て上司觀覽の下に、その訓練せし步、砲兩隊の演習と馬上發射並に大砲實彈射擊とを實施して見せた。觀者堵の如く、實に洋式兵術の公衆の前に於て公演した最初である。

この實演の結果は毀譽褒貶紛々で、幕府は九月、直參の熱心者一名にのみ傳へ、他には猥りに傳ふべからずとの嚴命を下した。茲に於て秋帆は江川太郎左衞門（諱は英龍字は九淵、坦庵と號す。伊豆の代官たり。砲技は長崎の高島秋帆に學ぶ。嘉永四年下田警備策を上る。六年勘定吟味格に進み海防の廟議に參す。安政二年正月十六日江戸に卒す。年五十五）の外、旗本下曾根金三郎信敦に蘊奧を皆傳して、年末歸國した。然し十三年には傳習制限を解き、勝手次第傳授すべしとの命が傳へられた。斯くて江川・下曾根は江戸に、秋帆は長崎に、東西呼應して新式兵術を獎めることゝなつた。

然るに秋帆の聲名を嫉み、また世職の喪失を怖れる舊式の軍學者、砲術家並に西洋の侵入を嫌ふ守舊者は口を揃へて誹謗を逞うし、且つ奸吏この間に踊つて、秋帆が、當時國禁の密貿易を行ひ、公金を私し、彈藥

秋帆俄に赦さる

當時の銃砲

品川砲臺

伊豆韮山の反射爐佐賀藩の反射爐

糧食を貯へ、その居を要害にして謀反を企てゝゐると誣告したので、天保十三年十月、長崎奉行の吟味を受け、秋帆一々明解するも取上げられず、十四年三月、江戸に送致の上囹圄に投ぜられ、外國に通じて日本を傾けんとする異志ありとされて、江川の辯護も効なく、秋帆の生命風前の燈火の如く危かつた。數年を經て當局改まり且つ江川の盡力により、弘化三年七月、微疵細謹の罪名の下に中追放永預りとなつた。

秋帆囹圄にある間も、新式兵術を學ぶ者皆な韮山に集り、江川は秋帆より學ぶ所を傳へて駸々乎として進歩して行つた。暫くして嘉永六年、米國使節ペルリが兵艦四隻を率ゐて浦賀を訪れ幕府に通商を强要するや海内騷然、開國、鎖國の議、海防の論囂然として起り、諸藩何れも爭ふて軍備の改革を企て、全國の俊英江川の門に來り投じて、講武・練兵・鑄砲に日もこれ足らざる有樣であつた。此の時局に動かされ、また江川の熱心なる運動が遂に効を奏して、秋帆は俄に赦されて江川に引渡された。幽囚實に十二年である。

出獄後の秋帆は江川を助けて益々後進育成に盡瘁し、次代の佛英獨の新式兵術が輸入されるまでの尊い踏み石の役目を勤めた。この一事は日本國民に永久記念さるべき偉動である。

當時幕府の軍政改革中最も重きをなすものは海防であつて、鑄砲と砲臺築造がそれである。安政元年十二月の詔勅には、諸國寺院の梵鐘を以て大砲小銃を鑄造すべき旨が宣布され、翌二年三月には老中阿部伊勢守この宣旨を更に敷衍して、銅・鐵類は勿論、鉛・硝子等は止むを得ざる他は軍用品以外に用ふべからず、また佛像を造るにも木・陶を以てせよ、と諸藩に布達してゐる。而して砲臺は幕府の品川砲臺（お臺場）を始め沿海諸藩要害の地に築造されたが、その海砲岸は青銅二十四斤砲（カノン）最も多く、皆な滑腔（スヂナシ）で鐵圓彈を用ゐた。鐵製法もあつたが、青銅製に比しては僅少であつた。臼砲も可成の數がかぞへられた。その大なるものは口徑二十九栂（トイム）（和蘭尺度。我が三尺二厘餘）、また二十栂のものもあつた。これ等の諸砲及び彈丸は第一に伊豆韮山の江川の反射爐に於て鑄造され、他に江戸關口の鑄砲所、武藏川口町の鑄物場その他大阪及び諸地にても造られたが、就中

佐賀藩著名で反射爐を有してゐた。注意すべきは、當時海岸砲及び野戰砲を海外より購入したものは殆んどなく、僅に見本として一二を輸入したばかりで、他は悉く蘭書の知識によつて研究したといふことである。先人の勞苦眞に敬服に値する。

鐵砲鍛冶

但し小銃は歐洲强國の拂下品か、又は仕入物を外國商人の手より購買してゐた。尤も我が國にも火繩筒の製造は和泉の堺、近江の國友其他各藩地に鐵砲鍛冶なるものはあつたが、固よりその性能、製造能率共に極めて低劣で、到底一時に多數を要する新式小銃の需要には應ずべくもなかつた。

二　幕府始めて洋式軍艦を製造す

幕府始めて洋式軍艦を製造す

大船製造禁止の令を解く

鳳凰丸

昇平丸

嘉永六年の米艦渡來より幕府は到底鎖國主義を固持することの不可能を覺り、沿海要地に盛んに砲臺を築き銃砲を改良して頻りに對敵準備を整へるに至つたことは前述の通りであるが、幕府は更に從來の大船製造禁止の令を解き、茲に軍艦製造の說が大いに起つた。軈て幕府は安政元年五月、浦賀に於て英國船に倣ひ、鳳凰丸と名づくる長さ二十二間、幅五間、二本檣の船を新造し、更に江戸越中島に於ても起工に着手した。薩藩も亦これと前後して三本檣の帆前船、昇平丸以下二三艘を造つた。これを我が國洋式造船の權輿とする。

三　露國艦員我が造船術に一大寄與をなす

露國艦員我が造船術に一大寄與をなす

然しこれ等の軍艦は何れも外面のみの洋式模倣で實際上の効果は頗る擧らないものであつたが、偶々同年十一月、露國軍艦が伊豆御崎沖で沈沒した際、艦員の死を免れた者、我が國の鍛冶屋、船大工等を雇つて、「スクーネル」船二艘を造り、これに乘つて歸國したといふ珍事があつた。この偶然事は我が國の造船工に西

洋造船の方法を實地に研究することを得しめたもので、實に我が國の造船術に一大進歩を與へたのである。後ちこの法に倣つて製造せしものを君澤形と名づけた。

君澤形

四　和蘭國王の好意

和蘭國王の好意

甲比丹ドンクルキュルシュス

殆んどこれと同時に、歐式に準據して海軍の我が國に創始されたのは、和蘭國王の懇切なる忠告に基くものである。その使臣甲比丹ドンクルキュルシュスの幕府に寄せた書翰の大意に曰く、『和蘭政府は貴國が永世安全の爲め船舶の製式を改正せられんとするの美擧あるを喜び、自ら進みて之を助力すると共に、操縱指揮の方法等をも傳授せんことを願ふや切なり。若し貴政府にして實行せらるゝに於ては、我政府は地理學・窮理學・星學・測量學・機關學・按針學・造船學・砲術學の熟練者を選派して、軍備に必要なる學術の教導に充つべし。又海上の權力を得んと欲せば、戰艦殊に蒸汽船を有するを以て最急務と爲す。而して之れが製造と保存との爲めには、造船所及び船渠を築造せざるべからず。斯くの如くにして貴國人戰艦運用の術に通熟し、海上に雄飛するに至らば其名譽眞に比類なからん』と。

五　蒸汽船始めて輸入さる

蒸氣船始めて輸入さる

觀光船

次いで安政二年、同國王は軍艦一隻を贈り、以て益々我が國の海軍思想を啓發せんとせることを努められた。これ我が國に於ける蒸汽船の嚆矢であつて、幕府はこれに觀光船と命名した。因にこの觀光船は嘉永三年和蘭國に於て製造され、長さ二十九間、幅五間、深さ四間、六門の砲を備へ、蒸汽外車で百五十馬力を有し、噸數は詳でない。

幕府海軍の基礎を置く
海軍傳習所
軍艦教授所
盛んなる製艦熱
橫須賀製鐵所
九州諸藩の攘夷戰

六　幕府海軍の基礎を置く

幕府は和蘭國使臣の書に促されて、海軍を創立することに決し、先づ長崎に海軍傳習所を設け、幕府を始め諸藩より百數十名の傳習生を派し、和蘭國海軍將校に就いて海軍諸般の學術を練習せしめ、軍艦の旗章・將校・兵士の制服に關する諸規則を定め、安政四年に至り、軍艦教授所を築地講武所に置き、和蘭國より咸臨・朝陽の二艦を購入し、尙ほ英國よりも蟠龍と命名せる一艦を贈られ、玆に海軍の基礎稍々成立を見たのである。

七　盛んなる製艦熱

恰もこの時開港が斷行されたので、愈々海防の必要を認め、諸藩に命じて盛んに船艦の製造を奬勵した。玆に於て諸藩は競うて之を新造し、或は外國より購入したので、數年を出ない中に幕府及び各藩の所有に係る船舶を合すれば、實に數百艘の多きに上つた。よつて幕府は軍政を改め、英佛等の諸外國より教師を迎へ橫須賀其他に製鐵所を創設し、大いに海軍の擴張を計つた。

八　九州諸藩の攘夷戰

この時代に至つても西國の大藩は尙ほ頑强に鎖國攘夷の說を唱へ、外船のその近海に碇泊或は通過するものあれば、忽ちこれに砲擊を加へたことから、文久三年の六月、七月に跨る薩摩鹿兒島灣の對英戰（英人の生麥遭難事件に關して英艦七隻來り藩の罪を問ふべく鹿兒島灣に闖入せるによる）及び翌元治元年八月、馬關に於ける長州の對英米佛蘭戰（長門藩馬關海峽に十餘の商船を襲ひ前記四國の軍艦に向つて砲擊を加へること五回に及んだので、四國同盟して十六隻、大砲二百餘門、兵五千人の聯合艦隊を編成して襲擊し來つたもの）を招いたが、懸絕せる實力の相違は遺憾

なく現はれ、兩藩孰れも敗北を蒙つた。殊に長門藩の如きは砲臺を占領されて終に媾和旗を揭げるといふ散々の爲體であつた。尙ほ當時使用された大砲及び彈丸は前記の如く殆んど我が國に於て製造されたものである。

九　五稜廓の戰

五稜廓の戰

榎本武揚

開陽艦

慶應三年十月、徳川幕府の瓦解するや、その海軍總督たりし榎本釜次郎（武揚）は明治元年四月、夜陰に乘じて艦船開陽・蟠龍・長鯨・三嘉保。咸臨・神速・千代田形等の八隻を奪取して品川灣を脫し、遠く蝦夷に據つて官軍に抗せんとした。全軍四千に滿たざる少數ではあつたが、開陽艦は和蘭に於て監造せしめた大砲二十六門四百馬力を有する堅艦で、榎本のこれを恃むこと非常なるものであつた。然し犬吠崎を過ぐる頃颶風に遭つて咸臨・三嘉保を失ひ各艦も少からぬ損傷を蒙つた。

かくて一隊目的地に達するや函館及び五稜廓を陷れ更に江差を取るに當り、烈風怒濤のために開陽破碎しこれを援けんとして回天・神速の二艦も亦傷き、特に神速は遂に用を爲さゞるに至つた。

一〇　宮古港の海戰

宮古港の海戰

甲鐵艦

荒井郁之助

甲賀源吾

年を越えて明治二年に入り、三月賊軍は當時海內無双と稱された甲鐵艦を初め諸官艦の陸奧宮古港に在るを諜知するや、これを襲ふべく荒井郁之助等、回天・蟠龍・高雄の三艦を率ゐ、神木隊と名づけた陸兵を載せ函館を拔錨した。然し途中暴風に見舞はれ、蟠龍・高雄は路を誤り、獨り甲賀源吾（名は秀虎、掛川藩の老臣甲賀孫太夫の第四子なり。安政二年江戸に出で蘭學を修む。安政六年幕府の海軍二等士官を命ぜらる。慶應四年軍艦役となり軍艦頭並に任ぜらる。明治二年三月廿五日宮古灣に官艦を襲ひ戰死す。年二十八。）を

艦長とする回天のみ二十四日拂曉宮古灣に達するを得た。時に風漸く收まり、港内には甲鐵・春日・陽春、丁卯・飛龍・豐安・戊辰・晨風の八隻羅列して威風堂々海若を壓するの慨があつた。以下この時の戰況を少しく詳かに記して見よう。

鐵甲艦

東艦

僚艦を失ふも屈せず、單騎敵陣突入の臍を固めた回天の目的は、不敵にも甲鐵捕獲にあつた。この甲鐵艦は曩に德川幕府が米國より購賣の契約をなし、明治元年四月品川に來着したのを二年正月、改めて新政府の軍務官が四十七萬弗を以て買收したもので、一千三百五十八噸、當時の最優秀艦を誇つてゐた。後ち東艦と改名、後年、日淸談判破裂して品川乘り出す東艦と謠はれたのは實にこの甲鐵艦である（明治二十一年一月廢艦）。

回天艦長甲賀はこゝに奇策を用ゐた。卽ち水兵は各々小銃を携へ且つ擲彈を握り、兩舷の砲には實彈の上に更に霰彈を重裝して急發に備へ、一同白布を裂いて肩につけ、刀を拔いて舷側に潜み、檣上高く米國軍艦旗を飜へし、徐ろに甲鐵を目指して近付いて行つたのである。之を望んだ港内の官艦は何れも眞實の米艦と信じ、拱手して備へをなさざるを見すまし、艦長甲賀は艦橋に立上り、機を見て急に舵輪を右轉し、星旗を撤して旭旗を掲げて、猛然甲鐵の左舷に迫り、右舷砲を亂發した。始めて賊艦回天なることを知つた官艦は遽かに蒸汽罐に點火したが事の不意たるため運轉發砲することも能はず、周章狼狽する中を回天は眞一文字に突進して甲鐵の横腹にその艦首を丁字形に乘掛けた。その舷が甲鐵より六尺餘り高かつたので艦首に集つた襲擊隊も下を瞰て逡巡する樣に源吾大いに怒り、阿部一番、突入せよとあればその聲の未だ終らざるに大塚某先登と叫んで身を挺して甲鐵の甲板に躍び下り、決死の士これに續いて短刀を閃かし勇戰奮鬪したが、官兵品川・土方等のために悉く斬倒さる。源吾更に艦首の五十六斤砲を倒にして、甲鐵の甲板に痛擊を加へて少なからぬ官兵を死傷せしめたが、この時已に他の七隻の官艦、全員を甲板に集め、回天を圍んで亂射を浴せ、彈

松岡盤吉

丸雨の如く下る。源吾これが爲めに右腕を撃たれ、更に左脚に傷いたが屈せず、益々部下を叱呼して戰を督し、猶ほ一命を下さんとする時、頸を貫かれて遂に艦橋上に斃れた。茲に至つて荒井郁之助等は事の成らざるを察し、後退して港外に逃れ去つた。また高雄艦は宮古港附近に於て機關を破損し、進退不能に陷つたため止むなく艦を燒棄して去つたが、これによつて賊軍の意氣漸く衰へるを見る。

茲に於て官艦舳艫相銜んで直ちに函館に向ひ、一擧敵の根據を衝かんとしたが、賊軍は僅かに殘れる回天蟠龍・千代田形の三艦を列ねて港口を扼し、更に陸兵を五稜郭・函館・松前城・江差・福島・室蘭等に分派してその警戒頗る嚴重を極めた。これを見て官艦一旦退いて、先づ陸兵を護つて部邑に上陸せしめ、轉じて陸軍と呼應して江差及び松前城を占據し、四月二十四日早曉、甲鐵・春日・長陽・陽春・丁卯の五隻再び函館港に迫つた。脫艦三隻これに當つて砲火を交へつゝ、佯り退いて辨天臺場の着彈距離內に誘ふ。官艦覺らずして勢に乘じて追擊すれば、忽ち砲臺よりの猛擊を受け、朝陽爲に大害を蒙り、諸官艦港外に退いた。二十九日、矛を轉じた官艦は更に陸軍と呼應して矢不來（ヤフライ）を攻め、陸岸に近づいて砲臺を粉碎したので賊軍たまらず、守を棄てゝ五稜郭に遁走した。五月初旬、脫艦千代田形坐礁し、加へて回天、蟠龍も激戰の爲めに大破したので、士氣頓に沮喪するに至つた。

官軍これに乘じて五月十一日、海陸並び進み、春日・陽春の二隻は函館の背面より、甲鐵・長陽・丁卯の三隻は前面より迫つて賊軍を夾擊した。是より先き修復を終へた蟠龍出でゝ官艦を邀へ擊つ。甲鐵以下三艦これを捕獲せんとしたが、蟠龍艦長松岡盤吉善く戰ひ、一進一退縱橫出沒、殆んど五指を使ふが如く、その放てる一榴彈は長陽の火藥庫に命中し轟然爆發、艦體破裂して波間に沒す。これを見て甲鐵、春日奮然蟠龍に逼つて痛擊を加へたので、流石に蟠龍支ふる能はず、陸岸へ向けて逃れつゝ火を艦に放ち、回天をも亦燒て陸に上り五稜郭に逼つた。船を失つてからの賊軍は一たまりもなく遂に五月十八日、榎本等降を軍門に乞

ひ、玆に約一年に亘る亂を畢つた。かくて明治元年正月、鳥羽、伏見の戰に端を發した討幕戰も上野・越後會津・奥羽・函館の會戰を經、この五稜郭開城に至つて終りを告げたのである。

王政復古當時の海軍力

十一　王政復古當時の海軍力

是より先き慶應三年十二月、舊制を廢して新に總裁・議定・參與の三職を置き、翌明治元年正月、その職制を定めて七課を設け、海陸軍務課その一を占めるに至つたことは既に陸軍篇に於て詳述した通りである。時の海陸軍務總督は議定小松宮嘉彰親王、議定兼副總裁岩倉具視、及び島津忠義で、參與西鄕隆盛並に廣澤眞臣が海陸軍務掛に任ぜられた。これが帝國海軍建制の始めである。而して同年二月、東征の師を起すに當つて薩摩藩より豐瑞丸、長門藩より第一丁卯、筑前藩より飛龍、佐賀藩より孟春丸、廣島藩より豐安丸、高知藩より和泉丸、久留米藩より雄飛丸を徵發して變に備へた。尙ほ四月の奥羽追討の際にも諸藩の軍艦を徵收してゐる。

天保山沖の觀艦式

十二　天保山沖の觀艦式

三月、大阪河口天保山沖に於て觀艦式が行はれた、これ帝國海軍最初の觀艦式ではあつたが、參列せる艦船は僅に六隻に過ぎなかつた。同月、東征軍は總裁有栖川宮熾仁親王を大總督とし、參與西鄕隆盛を參謀として、また大原俊實を海軍先鋒となして、前述の孟春・豐瑞・雄飛の三隻を率ゐ、兵庫より横濱に航し、更に陸路をとつて品川に陣し、幕府の軍艦を處分した。この中觀光・朝陽・富士山・翔鶴の四隻を朝廷に收め、千代田形・開陽・回天・蟠龍の四隻を德川氏に賜つた。かくの如くして我が海軍は、貧弱ながらも名實共に具備せられた。二月三日、海陸軍務課を廢して、軍防事務局を置き、海陸軍の練兵、守備其他一切の軍務を

督せしめ、更に閏四月二十一日、軍防事務局を廢して軍務官を置き、海軍・陸軍二局、兵船・兵器・馬政・築造の四司を管せしめた。

軍務官所管の艦船

十三　軍務官所管の艦船

當時軍務官所管の艦船は次の通りであつた。

軍　艦

甲鐵(後ち東と改稱)・和泉・河內・武藏・攝津・朝陽・翔鶴・富士山・觀光・陽春・千代田形

計十一隻

運送船

咸臨・長鯨・鳳凰・立象・開運・飛準・飛龍・快風

計八隻

尙ほこの他に、諸藩の所有に係る艦船三十五隻を算ふ。(但しこの隻數は諸藩よりの申告に據るもの故遺漏あるやも知れず。四年七月、藩を廢して縣を置くに及び、艦船の所屬始めて統一す)。

軍務官海軍振興の急務を上申す

十四　軍務官海軍振興の急務を上申す

七月、軍務官議を上つて曰く『皇國の威武を海外に燿すは、海軍に非ざれば能はず。當に大いに興起すべきは固より論を待たざる所なり。然れども草創の今は、國內未だ平定せず、軍費巨大の折柄なれば、造船鑄鐵の大工作は漸を以て爲すに非ざれば、國力耐ゆる能はず。且つ海軍々制の編成より、造船製鐵等の工作に至るまで、其藝術練達するの士人を得るを先づ肝要となす。今我皇國を視るに、右等の藝に達するの士人殊

に鮮し。故に海軍を起すの第一着手は海軍學校を起すより急なるはなし。今兵庫に學校を興起し海軍の根本を立てんと欲す云々」と。十月に至り、軍務官に對し、海軍は當今第一の急務なるを以て、速に基礎を建立すべしとの御沙汰が下つた。

海軍御用所・海軍局の設立

十五　海軍御用所・海軍局の設立

この前月六月、海軍御用所を東京高輪に創設して、艦船事務を處辨せしむ。次いで十一月、海軍局を東京築地に置いた。

兵部省設立當時の海軍力

十六　兵部省設立當時の海軍力

二年七月、軍務官を廢して、新に兵部省を置いた。所謂兵部卿を戴く時代で大いに軍備を充實すべき機運に向つてはゐたが、特に記すほどの實績は擧がらなかつた。然も戰餘の財政は著しく疲弊し、折角徴發した藩艦もこれを維持することができないため、止むなく大部分の艦船を諸藩に還附して、僅かに左の數艘を殘すにとゞめた。

軍艦

富士山（幕府上納）・東（購入）・千代田形（函館征討拿捕）

運送船

大阪・飛隼・飛龍・快風

軍艦二隻、運送船四隻、合せて七隻の艦船が、當時海軍の纔に確保するを得た全海軍力であつた。されば實際に於て、この七隻こそ帝國海軍所屬艦船の鼻祖といへよう。

海軍操練所

十七　海軍操練所

三年二月、海軍操練所を築地に置き、海軍兵式は英吉利に倣ふことゝして後ちにこれを兵學寮と改稱した。

兵部省の建艦計畫

十八　兵部省の建艦計畫

この年、兵部省は海軍の整備を急務として、次の様な建艦計畫を發表した。軍艦二百隻、運送船二十隻を製造することとし、二十箇年を以て之が完成を期し、尙ほ完成の後と雖も、毎年十隻宛の新艦を製造し終始新陳代謝してその勢力を維持せしめんとす。なほこれが造船費は、大小軍艦平均一隻三十萬圓の概算であつた。然しこの案は採用されなかつたが實に建艦計畫の濫觴といふべきものである。

海陸分離の端緒

十九　海陸分離の端緒

同年閏十月、省內分課を定め、從來の海陸軍掛を始めて海軍掛と陸軍掛とに區別した。

提督府水兵本部を置く

石川島に造船局製造所を設く

二十　提督府水兵本部を置く

四年七月、兵部省官制を改め、軍務・造船・水路の各局を置き、兵學寮・軍醫寮・武庫司・水路司・提督府、水兵本部、海兵隊を管せしめ、石川島に造船局製造所を設け、艦船及び諸器具の製造修理をなさしめた。

海軍の基礎次第に整ふ

勝安房

省設立當時の海軍力

第二節　海軍省時代

一　海軍の基礎次第に整ふ

五年二月二十七日、軍務官を廢して海軍省並に陸軍省を置き、茲に海陸截然と分離さるゝに至つた。而して海軍省を總轄するものを海軍卿となし、勝安房これに任ぜられた。同月、提督府及び水兵本部内に屯營或は屯集所を建て、海兵、水夫、其他諸工を徴募し、これを訓練して艦船に分乘せしむるの制を定め、これより漸々内外の面目を改めて行つた。

二　省設立當時の海軍力

四年七月、版籍奉還の事あつて朝廷再び諸藩の艦船を納め。海軍省設置の日には從前のものを合して計十七隻を算した。

軍艦	
龍驤	二、五三〇噸
筑波	一、九七八噸
日進	一、四六八噸
東	一、三五八噸
春日	一、二六九噸

富士山	一、〇〇〇噸
攝津	九二〇噸
乾行	五二三噸
孟春	三五七噸
鳳翔	三一六噸
雲揚	二四五噸
千代田形	一三八噸
第一丁卯	一二五噸
第二丁卯	同
運送船	
春風	八八五噸
大阪	四四〇噸
快風	一五八噸
合計　十七隻	一三、八三二噸

迅鯨・清輝の建造

三　迅鯨・清輝の建造

同年十月、工部省所官の横須賀造船所及び横濱製作所を海軍省の所管に移し、翌六年迅鯨・清輝の二艦建造の工を起した。これ實に海軍省によつて建造された最初の軍艦であつて、迅鯨は九月起工、九年九月進水清輝は十一月起工八年三月に進水就役した。

海軍卿勝安房の建艦計畫

勝安房

四　海軍卿勝安房の計畫

六年一月、左院の諮問に對し、海軍卿勝安房（初の名は義邦、姓は物部、本名安芳初め麟太郎と稱す。文政六年正月三十日生る。夙に蘭學を修め、安政二年海軍傳習生として長崎に赴き六年歸府、海軍操練所教授方頭取に任ぜらる。同年末僅々百馬力の咸臨丸を操縦し、遣米正副使節を桑港に運びて米人を驚かし、歸朝後軍艦奉行となる。山岡鐵舟と共に西郷隆盛に會見し、無事江戸城を明渡した。後海軍大輔、參議兼海軍卿、議定官、樞密顧問官等を歴任し、明治三十二年一月十九日薨ず。）は次の如き建艦計畫を提議した。

甲鐵艦二十六隻、大艦十四隻、中艦三十二隻、小艦十六隻、運送船八隻、練習船二隻、帆前運送船六隻、計百四隻を以て海軍の全勢力となし、毎年六隻宛建造し、十八箇年を以て之が整備を期せんとす。然して完成の後と雖も前述の比例を以て年々新造補充し、斷えずこの勢力を維持することを必要とす。といふのでその製艦費は、甲鐵艦一隻六十二萬五千圓、大中小艦船は平均三十萬八千三百圓であつた。この案も實施には至らなかつたが、右の建艦計畫は、後年獨佛等歐米諸國の海軍力充實の爲め制定した艦隊法と殆んど同一であつたといふ。勝安房の卓見想ふべしである。

佐賀の亂に軍艦を派す

五　佐賀の亂に軍艦を派す

七年二月、佐賀に江藤新平の亂起るに及び、海軍は東・雲揚・龍驤・鳳翔の四艦を派遣した。陸軍は博多口並に久留米口より攻撃し、海軍は長崎に上陸して嬉野口より賊軍の背後を衝き、且つ雲揚艦は大幸丸と共に、海上より、佐賀の海岸を砲撃し、賊軍潰走して四散した。海兵は大村、小城、武雄等の諸舊藩の各隊と共に、佐賀城内に入城して諸門を固め、鎭臺兵の到着を待つて長崎に引揚げた。

臺灣征討
西鄕從道
軍艦三隻を英國に註文す

六　臺灣征討

同年四月、備中及び沖繩の領民、海上颶風に遭つて臺灣に漂着し蠻民のために慘殺されたので、政府はこれが膺懲の師を起し、陸軍中將西鄕從道都督として壯兵を率ゐて遠征するや、海軍は途中陸兵を掩護し、且つ陸戰隊を上陸せしめて陸軍を援けた。當時征臺に從事した艦船及び乘組員は左の通りである。

軍　艦

東　上士官一三人、下士官以下一四三人　　龍驤　上士官三七人、下士官以下三二四人
孟春　士官二三人、卒以下四一人　　日進　士官四九人、卒以下一〇四人
筑波　人員未詳

運送船

東京號、金川號、高砂號、瓊浦號、豐島號、東海號、社寮號

雇　船

明光號、有功號、猶龍號、三邦號

外國雇船

ヨークシヤル（英）　風船セントービン（佛）

七　軍艦三隻を英國に註文

八年四月十五日、軍艦大輔川村純義（當時海軍卿缺員大輔省務を攝す）（鹿兒島藩士川村與十郎の長男、天保七年十一月十一日に生る。兵部大丞、海軍大輔、海軍卿、樞密顧問官に歷任、明治三十七年八月十二日歿す、年六十九從一位

に叙せらる)。　は軍艦三隻を英國造船會社に註文の議を請ひ、同年五月二日聽許を得た。その內容は

甲鐵艦一隻(扶桑艦)

　建造費(通貨)一三九萬四七四四圓餘

鐵骨木皮艦二隻(金剛艦、比叡艦)

同　　　一七二萬一〇九五圓餘

で、右三艦は同年九月起工し十一年に竣功した。この建造の動機は、昨七年に佐賀の亂及び征臺の役があり、次いで臺灣の事より清國と事端を釀すに至つて。軍艦增補の急を告げ、取敢ず二隻を英國及び和蘭國より購入せんとの議あつたが、今暫く忍んで新に堅艦を造るを得策となすとの說が勝つて、遂に之を議決したものである。蓋しこの三艦は帝國海軍創立以來の優秀艦で、これによつて海軍は俄に一大精彩を放つこと、なつた。

八　江華島事件

江華島事件

大院君

同年八月、帝國軍艦雲揚號が朝鮮江華島を占領した事件があつた。是より先き朝鮮は國王の生父大院君政を執り、頻りに嚴法峻令を發して毫も假借せず、殊に鎖國を以て朝鮮唯一の國策となし事を構へて佛米人を殺戮したので、兩國の艦隊前後して朝鮮に迫つてその罪を問ふたが、何れも目的を達せずして退却した。茲に於て大院君は大いに自負し、外國軍艦與し易きのみ、來るに隨つて擊退すべしと待ち構へてゐる時しも、會々我が雲揚艦、航路研究の爲め朝鮮の仁川港より江華島附近に到つて、投錨し數人の水兵は端艇を下して陸に上つて飲料水を求めんものと砲臺前を通過せんとするや、敵兵、突然砲門を開いて我我を攻擊した。我兵はその不法を詰問せんとするも彈丸雨下して近づき得ないので、本艦へ危急の號砲を發し、兵士皆小銃を

井上良馨

以て應戰しつゝ本艦に還る。艦長海軍少佐井上良馨は斷乎命を下して艦を第一砲臺の下に進め、砲を放つて應戰し、隙に乘じて二十餘名の陸戰隊は二艘の端艇に乘り、敵の猛擊を冒して漸く陸岸に達したが、水淺くして艇を寄せることが出來ないので、一同水中に飛入つて上陸し、城門に迫つて海陸呼應し亂射急擊して敵兵三十五名を斃す。殘兵四五百これを見て恐怖し、城を捨てて遁走したので、我兵は城壁を踰えて侵入し、岩上山頂に旭旗を樹て、敵の負傷兵及び婦女子を保護して他に避けしめ、城を燒いて大砲其他の武器を收めて歸艦した。

九　東海鎭守府の開設

東海鎭守府の開設

九年、海兵を解き水夫を改めて水兵と稱し、水兵本部及び提督府を廢して、新に東海鎭守府を横濱に開設して諸艦船及び水上屯營、水兵練習所を管せしめ、將官を以て之が司令長官に補した。

一〇　萩の亂

萩の亂

前原一誠

同年十月二十六日、前原一誠（初め彥太郞と稱す。長州の藩士なり、明治二年參議に任じ從四位に敍せられ、十二月兵部大輔に轉ず、三年九月職を罷め故山に歸り、九年兵を起して官軍に抗し、利あらず遂に擒せられて斬らる）等長門萩に亂を起して明倫館に據つた。この時海軍は孟春、淺間の二艦を派遣して海上より砲火を浴びせて陸軍と共に賊軍を挾擊し、大いに之を破つた。

十一　西南の役

西南の役

十年二月十五日、西鄕隆盛、私學校生徒に擁せられて鹿兒島に兵を擧げ、十九日、熊本城を圍む。王師征

討するや、海軍は臨時事務局を神戸に置き、後ち長崎に移して征討事務を處理し、東・龍驤・筑波・春日・清輝・淺間・日進・鳳翔・孟春・第二丁卯の諸艦出征に從ひ、春日、龍驤は長崎及び熊本近海に出動してその海面を扼し、孟春は佐賀の關と細島との間を巡哨し、第二丁卯は下の關に、東は神戸に碇泊して共に警備の任に當り、旗艦鳳翔は長崎に在つて遙かに諸艦の行動を統督した。而して諸艦は或は兵員輜重の輸送、掩護或は沿海の巡邏警備に、東航西走殆んど寧日なき活躍振りを示した。

十二　最初の遠洋航海

同年九月、亂平ぐに及んで、清輝艦をして歐洲巡航の途に上らしめた。本邦人によつて始めて造られた堅艦に乘じて海軍最初の遠洋航海の壯途に上つた我が將士の得意は正に察するに餘りある。

長崎派の醫術
漢醫方
李萬祿
頴川入德
「心醫錄」
柳如琢
唐僧獨立
池田嵩山
池田瑞山
北山道長
「業方規矩」
高玄岱

第四章 科學篇

第一節 長崎派の醫術

一 漢醫方

長崎に來舶した唐人のうちには醫術に達した者が少なくなかつた。古く溯つて、崎志舊話に據ると李萬祿は醫術に達し、特に江戸に召されて德川家康の病を治療したと云はれてゐる。

頴川入德は唐姓陳氏、名は明德、字は完我、明國杭州の人、歸化して頴川入德と稱した。延寶二年六月廿日、七十九歳にして永眠した。その著に「心醫錄」がある。その門より出でたる者に柳如琢があつた。

唐僧獨立は俗稱戴曼公、名は笠、薙染の後性易と云ひ、字は獨立、天外老人、就庵、犄若等の號がある。明國浙江杭州府仁和縣の人で、承應二年來舶、寛文十二年十一月六日、長崎の地に於て遷化した。彼は唐土にあつて龔廷賢に學び、殊に痘科に長じて居たと云ふ。彼の門からは北山道長、高玄岱などが出た。岩國の池田嵩山も獨立に學び、痘科の秘訣を受けたと稱せられる。嵩山四世の孫瑞山は、後に幕府の醫官に任ぜられた。

北山道長、父は明の人馬榮宇、母は長崎の人、唐姓は馬氏、友松と號した。仁壽庵、逃禪堂等の別號がある。元祿十四年三月十五日、大坂で歿したが、生前唐僧化林や獨立に就いて學び、後大坂に於て門戸を張り治効神の如く、門前市をなした。「業方規矩」、「名醫方考繩愆」、「增廣口訣」等の著がある。

高玄岱、通稱は深見新右衛門、諱は貞恒、唐姓は高氏、字は子新、又斗膽、天漪、婺山等の號がある。初

「養生篇一卷」
向井玄升
向井玄端
岩永知新
鶴田重定
西松遷
西三博
安富三育
田中三貞

め岩永知新の門下に從遊し、唐僧獨立に師事した。初め醫を以て島津氏に仕へ、後に幕府の儒員となつた。嘗て京都にゐた頃太上皇が養生保命の道を問はせ給ふた。すなはち「養生篇一卷」を草し上つたと云ふ。享保七年八月八日、享年七十五を以て永眠した。

　向井元升　名は玄松、字は素柏、慶長十四年二月二日に生れた。晩年名を玄升、字を以順と改め、自ら觀水子と號し、堂を靈蘭堂と稱した。儒學に通じ、醫學及び本草學を能くし、天文學も亦多少心得てゐた。正保四年官許を得て立山に聖廟を創設し、且つ私塾輔仁堂を東山下に建てゝ儒學を唱道した。かつて八條金剛壽院宮が病篤く、衆醫の術窮まるに及び、後水尾太上皇の詔に依り、獻藥して病を治し奉りしにより、太上皇大に叡感あらせられ、寵賜優渥。時人以て異數の榮と爲したと云ふ。其の子向井玄端も亦、良醫を以て稱せられ、闕庭の侍醫となり、法印の位に昇り、號を益壽院と賜ふた。向井玄升の門からは岩永知新が出た。知新の門には鶴田重定、高玄岱等を始め當時世に名ある者が少くなかつた。

　西松遷、諱は盛、壽仙庵と號した。松遷はその字である。醫術を良くし、長崎御用醫師となつた。貞享三年京に入り、公卿諸家の難症を治し、名醫を以て稱せられ、元祿三年には法眼となつた。その弟西三博は回春庵と號し、京師の野間三竹の弟子で、醫を以て顯れ、寛文元年勅詔によつて侍醫となり、法眼となつた。門下には安富三育及び田中三貞(周山)等があつた。

　田中三貞(周山)は幼時貞方如水に從つて儒書を學び、長じて醫を好み、延寶中京都に上り、西三博の門に入り三貞と稱した。延寶八年、皇太后の御不豫の際三博が治療し奉つたが、その効なかりしにより三貞を薦めて藥を奉らしめたが、皇太后の御病は遂に御快癒あそばした。是に於て朝廷はその能才を嘉賞し賜ひ、法橋に叙せられた。その後三博と合はず長崎に還り、周山と稱し、大村侯の侍醫となつた。正徳五年冬十一月江戶に客死したと云ふ。

唐僧澄一
上野玄貞
「內丹要訣」
今井弘濟
知足軒
朱子章
朱來章
周岐來
趙淞陽
沈草亭
李仁山
柳隆元
堀江道元
平野繁十郎
林仁兵衞
「李仁山種痘和解」
緒方春朔
「醫宗金鑑」
胡兆新

唐僧澄一も亦醫學及び本草學に精通してゐた。その學統に屬する人には上野玄貞及び今井弘濟がある。

上野玄貞は來舶唐人眉蔣山に從つて經を受け、性理に精く、經濟に通じ、尙ほ唐土の方言土語を能くした。その門下に從遊するもの七百餘人に及び、釋大潮・長崎君舒・岡島冠山等が殊に世に識られてゐる。尙ほ唐僧澄一に從つて醫術を學び、「內丹要訣」を著した。

今井弘濟はまた知足軒と號し、魯齋の別號がある。幼にして南部草壽の門に入り、更に來舶唐人朱舜水に師事し、また唐僧澄一に就いて醫術を修め、盡くその祕術を得た。正德五年三月十五日將軍家に召されて奧醫となり、十二月法眼に敍せられ、後享保元年五月十六日寄合に列し、月光院御方の廣敷に侍すべき旨命ぜられた。享保三年三月、江戶で歿した。

享保六年七月には唐醫朱子章が來舶し、翌享保七年に歸唐した。また享保十年三月には唐醫朱子章及び朱來章が來舶し、同年六月には唐醫周岐來が來舶した。朱子章は享保十一年二月長崎に捐館し、朱來章は同年五月歸國した。同年十月には同じく唐醫趙淞陽が渡來した。

延享元年には唐醫沈草亭が來朝し、同三年に還つた。同二年には唐醫李仁山が來舶したが、彼は特に種痘術を善くした。長崎の醫柳隆元や堀江道元などは李氏に師事して、種痘術を修めた。唐通事平野繁十郎及び林仁兵衞は「李仁山種痘和解」を撰した。寶曆二年には「醫宗金鑑」などが長崎に舶齎されたが、廣く他の地方にも行はれた。その書の中には唐土の種痘術の事が記されてあると云ふ。

筑前の人緒方春朔は長崎に來遊し、吉雄氏の門人となり、李仁山の種痘術のことなどを聞いて、種痘術の研究に心を潛めたと云ふ。

その後享和三年十二月、唐醫胡兆新が來舶し、文化二年四月まで長崎に滯在した。享和前後のころは蘭醫方が盛んに流行したので、唐醫方は隆盛ではなかつたらしい。ただ名醫胡兆新の渡來は一時唐醫方の興隆に

陸品三

與つて力があつた。胡兆新以後、文政の頃には唐醫陸品三などが渡來し、唐醫は折々に渡來したのであつたが、特に名醫と稱する程のものは居なかつたやうである。

二　南蠻流の醫術

南蠻流の醫術

耶蘇敎の盛んに宣傳されたころ、南蠻流の醫術が廣く行はれたことは勿論の事であるが、耶蘇敎嚴禁の後に於ても、該醫術は大阪・堺・長崎・その他の地方に於て行はれた。

ハフテイ

葡萄牙人ハフテイが肥前國島原半島方面に居住してゐたが、頗る醫術を善くし、最も外治に長じた。のち大坂に至り、慶友と改め、醫術を業として居たと云ふ。

半田順庵
澤野忠庵

半田順庵は幼時から瘡醫に志篤く、澤野忠庵の門に入つて業を受けた。後ち阿媽港に渡つてその技を練り、歸朝の後名聲大に震ひ、當時名醫として景仰された。澤野忠庵はもと葡萄牙人で、本名をクリストフア・ハラール(Christovao Ferreire)と稱した。

杉本忠庵

杉本忠庵も亦澤野忠庵に師事して妙法の傳授をうけ治療の効が多く、當時世に重んぜられた。寛文六年十二月、將軍綱吉に謁し、また延寶六年六月十八日女院御所御不豫の事により治療のため京師に赴いた。天和三年十二月二十一日致仕し、元祿二年十月六日、七十二歲を以て歿した。杉本氏は幕末に至るまで子孫相繼ぎ醫を以て幕府に仕へた。

西玄甫

西玄甫は通稱を吉兵衛と呼び、夙に番語を能くし、阿蘭陀屋敷の通事となつた。彼も亦澤野忠庵に從つて業を受け、後ち阿蘭陀人に就いて紅毛流の醫術をも修め、遂に西流の一派を興した。延寶元年幕府の醫官となり、貞享元年九月十五日江戸に歿した。

吉田自休
吉田自菴

吉田自休は半田順庵の門より出で、吉田流の祖となつた。その門から出て、後に養嗣となつた吉田自菴は筑後の人で、本姓は坂田氏、長崎に來り吉田自休に就き醫術を學び、自休の養嗣となつた。貞享中、淸國江氏が皇帝の使節として長崎に渡來した、江氏は淹留中たま／＼肺癰をやみ、衆醫の術が些も効を奏しないので自菴に治療を請ひ、幸に回春を得た。よつて江氏は歸國の後、書幣を贈り、且つ大國手の三字を大書し、賈舶に托して自菴に呈したと傳へられる。次いで元祿四年六月幕府に召され、同八月番醫に列し、十二月奥醫に進み、六年十二月法眼に敍せられ、正德三年四月十三日歿した。

村山自伯

村山流

自休の高足に村山自伯がある。自伯、諱は元德、唐津の人、初め佐介と云ひ、吉田自休に師事して自伯と稱し、長崎に住したが、後ち師の吉田自休と合はぬやうになり、元祿四年の春、島原侯の聘に應じて任に赴かんとせる際、幕府より將軍家の侍醫に任ずべき旨內命があつたので、島原侯の聘を辭し、同年六月將軍家の醫官となり、同年八月番醫となり。寶永三年三月二十二日歿した。村山流の開祖である。

松丘宗順

松丘宗順も同じく吉田自休の門より出でたのである。宗順は肥前佐賀の產で、年四十を踰へてはじめて字書を學び、林吉右衞門に就いて天文學を修め、更に盧艸碩に師事して醫を學び、また吉田自休の門下に巡遊して、瘍科に長じた。

栗崎道喜
栗崎流

栗崎道喜は少時海外に渡つて醫術を修め、特に金瘡の術に長じた。栗崎流の開祖である。

栗崎道有

栗崎道有は夙に醫術に精しく、長ずるに及び、その技ます／＼進み、元祿四年六月十九日幕府の辟に應じて侍醫となり、閏八月番醫となり、元祿十五年七月寄合に列した。正德三年閏八月井伊掃部頭直興が療養のため溫泉に赴く時、命によつて隨行した。その後享保十一年四月二十六日、致仕した。

阿蘭陀流の醫術

三　阿蘭陀流の醫術

阿蘭陀商館
カスパル
カスパル流
猪俣傳兵衛
鳩野宗巴
河口良庵
レイネ
キャンペル
「日本歷史附暹羅紀事」
本木良意
「和蘭全軀內外分合圖」
嵐山甫安
桂川甫筑
楢林鎭山
楢林榮久

阿蘭陀人の傳へた醫術を阿蘭陀流といひ、蘭方と稱する。

平戶に阿蘭陀商館のあつた頃、阿蘭陀醫師の居たことは云ふまでもない。寛永十八年阿蘭陀商館が長崎の出島に移されて以後、その出島に阿蘭陀の醫師が居たのである。慶應二年の晩秋、四人の日本青年が出島の阿蘭陀屋敷に於て、阿蘭陀人カスパール・シャムベルゲン(Caspar Schambergen)に就いて泰西の醫術を研究してゐた。この紅毛醫師の醫術を後年カスパル流と稱した。カスパルは同年江戶に赴いて醫術を傳へ、翌三年まで同地に淹留した。猪俣傳兵衛・鳩野宗巴・河口良庵などは何れも、カスパル、シャムベルゲンの敎へを受けたと云はれる。尋で延寶二年初夏の頃、ドクトル・ウイルレムテン・レイネ(Dr. Willem ten Rijne)が長崎に來舶し、二年間滯在した。元祿三年にはエンゲラート・キエンペル(Engelbert Kampfer)が長崎出島阿蘭陀屋敷の醫官として來朝し、同五年まで長崎に淹留した。キャンペルは特に醫學や博物學などに造詣深く、また外國語や哲學などに精通し、深く日本の事物を研究し、「日本歷史附暹羅紀事」を著して、我が國を泰西に紹介すること頗る詳密であつた。

本木良意は通稱を庄太夫と呼び號を榮久、剃髮して良意と稱した。元祿十年十月十九日病を以て歿した。良意は阿蘭陀の解剖書によつて解剖書を著述した。これが後明和九年に至り「和蘭全軀內外分合圖」と題して刊行されたのである。平戶の嵐山甫安も亦長崎出島の阿蘭陀醫師に就いて、蘭醫方を學んだ。甫安の門からは桂川甫筑等が輩出した。

楢林流の祖楢林鎭山は通稱を新吾兵衛と云ひ、時敏と號した。後剃髮して榮休と稱した。鎭山は來舶紅毛人中の醫術に心得あるものに就いて、蘭醫方を學んだ。寛文五年、十八歲のとき阿蘭陀小通詞に拔擢せられ貞享二年には大通詞に昇進した。その二男、楢林榮久も亦醫術に精進した。爾後、楢林榮哲、楢林宗建等が輩出したが、いづれも名醫を以て稱せられた。

吉雄耕牛
バブル
ツンベルグ
「因液發備」
「蘭方書」
「紅毛祕事錄」
「布斂吉徵毒論」
「紅毛流膏藥方」
小便の檢査
吉雄獻作
杉田玄白
河口信任
荻野元凱
「解屍編」
ツンベルグ
「日本旅行記」
「日本植物誌」
「日本植物譜」
桂川甫周
中川淳庵
吉雄耕牛
ジーボルト
湊長庵・平井海藏・美馬順三・高良齋・岡研介・吉雄幸載・戶塚靜海・楢林宗建・楢崎開・山口行齋・土生玄碩・伊東玄朴・高野長英・二宮敬作・伊東圭介・日高涼臺・土生玄碩

吉雄流の祖吉雄耕牛は通稱を幸左衛門と云ひ、蘭醫バブルに師事して醫學を修め、またツンベルグ（Thunberg）などにも教を請ひ、名聲天下に高く、その著に「因液發備」、「蘭方書」、「紅毛祕事錄」、「布斂吉徵毒論」、「紅毛流膏藥方」等がある。その中「因液發備」は診斷科に屬する著述で、尿の檢査法を詳述したものである。我が國の醫界で小便の檢査を行つたのは、蓋し吉雄耕牛を以て嚆矢とする。その子吉雄獻作も亦蘭醫方を善くした。杉田玄白等が小塚原で腑分を行ふた一年前の明和七年、長崎の河口良庵の裔孫、河口信任は荻野元凱と共に刑囚の屍を解剖し、これを阿蘭陀解剖圖に對照し、明和九年に至つて「解屍編」を刊行した。

安永四年カール・ピイター・ツンベルグ（Karl Petar Thunberg）は長崎出島の醫師として來朝した。ツンベルグは西暦千七百四十三年十一月十一日、瑞典國ヨンコンピングに生れ、千八百二十八年八月八日ウプサラ近傍で逝去した。ウプサラ大學の出身で、大醫リンネウスの高足であつた。醫術に精しく、特に植物學に造詣が深かつた。長崎在留は僅か一ヶ年に過ぎなかつたが、その影響する所は非常に大なるものがあつた。歸國の後、歐羅巴・亞弗利加・亞細亞・特に「日本旅行記」、「日本植物誌」、「日本植物譜」等を著述して大いに日本紹介に努めた。この內からは桂川甫周・中川淳庵・吉雄耕牛等が輩出した。

文政六年にはドクトル・フランツ・フォン・ジーボルト（Dr. Ph. Franz von Siebold）が來朝した。ジーボルトは西暦千七百九十六年二月七日バヴリア國ウュルツブルグに生れ、千八百六十六年同地に歿した。ウュルツブルグ大學の出身で、特に醫術博物學に造詣が深かつた。來朝後は我が國の學徒中その門下に遊學する者が多く、湊長庵・平井海藏・美馬順三・高良齋・岡研介・吉雄幸載・楢林宗建・楢崎開・山口行齋・伊東玄朴・高野長英・二宮敬作・戶塚靜海・伊東圭介・日高涼臺・土生玄碩等を始め、その他天下英俊はみなその指教を得て我が國の醫學界及び理學界の面目一新するに至つた。安政六年再び長崎に來航し、文久元年我が國の外事顧問となつたが、間もなく歸國した。その著「日本紀事」などは名著として周く知られて居る。

モーニケ

嘉永元年、ドクトル・オットー・モーニケ(Dr. Otto Mohnike)が來舶して牛痘を我邦に傳へ、今日一般に行はれて居る種痘術の基礎をつくつた。長崎の楢林宗建、吉雄圭齋などはモーニケに就いて、種痘術を修めた。一八四九年八月十四日より翌一八五〇年一月廿八日迄の間にモーニケが自ら長崎で牛痘を種えてやつた小兒は三百八十一名程あつたと云ふ。爾後大坂・京都・江戸方面でも盛んに行はれるに至つた。九州では佐賀藩が率先してモーニケの種痘術を輸入したが、長崎の楢林宗建が佐賀藩のために牛痘の分布に盡瘁し、また同藩の大右良英もその普及を圖つた。

大石良英

品川藤兵衞
聽診器の製作

なほモーニケは聽診器の製作に就いて、長崎の人品川藤兵衞を大いに輔ける所があつた。これより心臓及び肺臓の音を聽き、以て診斷上の便宜を得るに至つたのである。

ブルック

品川藤兵衞
西慶太郎
本木昌造
楢林榮左衞門
鹽谷種三郎
吉雄圭齋

モーニケの後任はドクトル・ブルック(Dr. J. K. van den Broek)が來任した。彼は醫術の外に、窮理學の研究に大なる貢献をなした。大通詞品川藤兵衞・小通詞西慶太郎・本木昌造・楢林榮左衞門・小通詞並鹽谷種三郎・町醫師吉雄圭齋等は率先してその門に學んだ。

ポンペ

松本良順

醫學所
精得館
分析窮理所

安政四年ドクトル・ポンペ・ヴアン・メールデルフオルト(Dr. Pompe van Meerdervoort)が來舶し、次いで文久元年九月に至り長崎小島郷字稻荷岳に病院を開いたが、ポンペと松本良順とが主としてその經營にあたつた。尙ほ醫學所を設けて、泰西醫術の敎授をなした。ために諸藩の醫生が盛んに長崎に來遊し、その敎を受けたので醫學界の進歩は實に顯著なるものがあつた。ポンペの設立した醫學所は慶應元年に至り精得館と稱せられ、更に分析窮理所が設立された。明治元年精得館は醫學校と改稱されたが、これは我が國に於ける西洋式に準據した病院學校の濫觴で、現今の長崎醫科大學の源流をなすものである。

ボードウイン
グラタマ
マンスフエルト

文久二年ポンペの歸國の後、ドクトル・ボードウイン(Dr. A. F. Bauduin)ドクトル・グラタマ(Dr. W. K. Gratama) マンスフエルト(C. G. van Mansvelt) 等が來舶し、泰西醫學の研究はいよ〳〵著しき進歩を見

るに至つたのである。

第二節　長崎派の自然科學

一　博物學

長崎派の自然科學
博物學
花園の設備

長崎は本邦に於ける博物學の發達にも、また偉大なる寄與をなした。南蠻の黑船や唐人船の渡來して來たころ、旣に博物は相當の注意を與へられて居た。當時すでに花園の設備があつた。鎖國時代には主として唐人や紅毛人が博物學の進歩に貢獻し、幕末には唐紅毛人以外の異邦人で、博物學に造詣深き學者が折々來舶した。尙ほ異域の動物、礦物、植物が舶齎されたり、博物學に關する書籍が輸入されたりした。加之御藥園や出島の花畑は植物學者のために、多大なる裨益を與へたことは事實である。その外文政年間に、ジーボルトが官許を得て、鳴瀧に植物園を設け、幕末に再渡來の折にも一時鳴瀧に滯在し、植物の栽培や動物、礦物を始め、その他の蒐集に從事した。御用物方であつた代官高木氏が生類、即ち動物飼養の任に當り、吉雄耕牛などは鵞・ロイアルト・類人猿などを自宅に飼養して居たと云はれてゐる。

ジーボルト
御藥園と花畑
出島の植物園
鳴瀧の植物園
代官高木氏
吉雄耕牛

慶長十一年林道春は長崎に於て李時珍の本草綱目を手に入れ、これを幕府に獻上したと云ふ。鎖國時代には寛文九年に蘭譯司西吉兵衞が「諸國土產書」と題する著述を撰し、寛文十年には唐通事穎川藤左衞門が外國物產の品類産地等を錄した。

林道春
西吉兵衞
「諸國土產書」
穎川藤左衞門

盧草碩も本草學に精通し「藥性集要」を著して大いに名聲を揚げた。その門からは福山徳順が現れた。徳順は盧草碩に就いて本草學を學んでその傳を得、延寶中大坂に移居し、當時本草學の泰斗として瞻仰された。稻

盧草碩
福山徳順
稻生若水

向井元升「庖厨備用和名本草」
陳振先
向井元成「陳振先採藥說」
朱來章
丹羽正伯
朱佩章
朱子章
朱允傳
朱夔玉
周岐來
樊方宣
周維全
孫輔齋
朱佩章
周岐興
李大衢
高輔皇
趙淞陽
吳宿來
劉經先
陳釆若
沈大成

生若水はその門より出でた俊才である。こゝに於て我が國の本草學は盛んに興るに至つた。

貞享元年には向井元升の「庖厨備用和名本草」が上梓された。これは加賀侯前田氏の老臣、前田對馬守の委囑に依つて著したものである。

享保六年六月、唐人陳振先が長崎に來舶し、近郷の山野から藥草を採集し、採集草木百六十二種の性効を說明した。それを向井元成が筆記し、「陳振先採藥說」と題して公表した。

同年七月、唐醫朱來章が渡來し、特に唐通事彭城藤次右衛門宅へ宿泊することを許され、翌享保七年に歸唐した。

享保八年五月、將軍家醫官丹羽正伯が幕命によつて長崎に來り、近郷の山野から藥草を採集した。

享保十年二月、儒士朱佩章・醫師朱子章・醫師朱來章・朱允傳・朱夔玉等が渡來した。また同年六月、周岐來・樊方宣・周維全等が渡來した。翌七月に至り、これらの人々は、唐通事柳屋治左衛門宅に宿泊を許され、尙ほ唐人孫輔齋は製藥助手として、同じく柳屋の宅に預けられた。朱佩章は翌享保十一年二月歸唐し、朱子章は同年三月病死し、朱來章は同年五月歸國した。

朱來章や周岐來等は魚貝類百四十五種、植物三十四種、鳥獸十三種の和漢名を考へ、說明を與へたと傳へられる。次いで享保十一年には周岐來の弟周岐興が來朝し、兄周岐來と共に製藥に從事した。かくて周岐來は享保十二年五月、歸唐したと云ふ。

享保十一年九月第六番廈門船主李大衢は煮烏糖法、(黑砂糖製法)煮白糖法(白砂糖製法)に就いて上申する所があつた。同年十月には趙淞陽・高輔皇・吳宿來などが渡來して唐譯司河間八平次の宅に滯在し、享保十四年八月歸唐した。

享保十二年六月には馬醫劉經先が射騎陳釆若及び射騎沈大成と共に來舶した。劉經先と陳釆若は享保十六

ケイズル
今村市兵衛
「阿蘭陀馬書」
彭城藤次右衛門
沈草亭
李性齋
田村元雄
火浣布
平賀源内
吉雄幸左衛門
本木榮之進
田村元雄
志筑忠雄
「萬國管見」
胡兆新
中島眞兵衛
「舶來諸産辨說」

年に歸唐し、沈大成も同年十月に歸國した。

享保十四年には馬乘阿蘭陀人ケイズルが官命によつて江戸に來り、翌十五年三月まで江戸に滯在した時、隨伴して來た阿蘭陀大通詞今村市兵衛は「御書物」阿蘭陀本草馬療治方の書を飜譯した、これを「阿蘭陀馬書」と云ふ。

享保十五年には唐通事彭城藤次右衛門が官命によつて、「清國通商産物略記」を撰述したと云ふ。

延享元年には唐醫沈草亭が來朝し、同三年に歸唐した。

延享二年唐醫李性齋が聘に應じて來遊したが、この人は種痘科を能くしたと云はれる。

寶暦八年田村元雄は長崎に赴き、植物を採集した。

明和元年十月幕府は平賀源内の製せる火浣布五枚を長崎に送り、之れを唐人に示した。

明和七年平賀源内は長崎に遊び、阿蘭陀大通詞吉雄幸左衛門の宅に寄遇し、阿蘭陀の本草を吉雄氏及び本木榮之進などに貸した。

明和八年の秋、蘭通詞本木榮之進は阿蘭陀本草を撰し、平賀源内にも一部の寫本を贈つた。

同年五月小普請組高力式部支配田村元雄は紅毛藥草木の種子、野菜類の種子等を紅毛人に託して異邦から取寄せ、本邦に播種して國益をはかりたしと上申したので、幕府は長崎滯在の紅毛人に命じて藥草蔬菜の種子を取寄することになつた。

天明二年の秋、志筑忠雄は「萬國管見」を撰したが、その中に異邦の博物に就いて敍述した。

享和三年十二月には唐醫胡兆新が來舶し、文化二年四月歸唐した。

同年十二月また藥種目利頭取にして御藥園掛の職を兼ねた中島眞兵衛は「舶來諸産辨說」を撰し、舶來産物の漢名、蘭名、産出地等を考證し、其形狀効用等を解說した。

松浦東溪
「外國集覽」
饒田實齋
「海魚考」
中山作三郎
ジーボルト
美馬順三
二宮敬作
川原慶賀
「慶賀寫眞草」
中島廣足
「歷木辨」一卷
石崎融思
「長崎古今集覽附錄名稱圖繪」
野田源三郎
「拾品考」
森田三郎兵衛
野田源三郎
竹林祐作
植物場
野村友次郎

文化七年冬、松浦東溪は「外國集覽」を著したが、同書には五大洲の物産などが記載してある。

文化十四年、饒田實齋は「海魚考」を著述した。

文政四年七月、阿蘭陀人が駱駝(牝牡)二頭を舶齎したが、蘭通詞中山作三郎は「駱駝考」を草した。

文政六年ジーボルトの渡來と共に我が國に於ける博物學の研究は、俄然その面目を一新した。その門人美馬順三、二宮敬作等は各地に於て博物の採集に從事した。川原慶賀はジーボルトの委囑によつて動植物を寫生し、天保七年「慶賀寫眞草」を上梓した。

天保六年中島廣足は「歷木辨一卷」を作り、筑後三池産の埋木に就いて考證した。

天保十二年、石崎融思は「長崎古今集覽附錄名勝圖繪」を著はしたが、その下卷動物の部には象・唐人蟹・鳳鳥・獅子・蠻犬・駱駝・駄鳥・オランウータン・阿蘭陀野羊・外國種羊・やまうま・阿蘭陀牛等の繪と解說とがある。

弘化二年、野田源三郎は唐船の貨物の中から蔓生相思子の種子を檢出し、これを播種してその生木を圖解した。嘉永三年、「拾品考」一卷を著はし、相思子、多痲林度(タマリンド)等を始め、その他船來植物十種を說明した。

安政四年七月御代官所長崎村地内の空地に櫨樹を植付くべき旨の諭告があつた。よつて同年八月櫨苗木壹萬本を植付けることになり、長崎村庄屋森田三郎兵衛が専らその生育方の世話を爲すように申渡された。同年九月には浦上村山里・同村淵・高濱村・野母村・日見村・古賀村・茂木村・川原村・樺島村等に於て櫨苗木貳萬八千百貳拾六本を植付くることになつた。安政六年八月には藥種目利野田源三郎、松平肥前守家老鍋島上總長崎屋敷家代竹林祐作の櫨苗木栽培の計畫もあり、その後茶、楮等の栽培を計畫する者があつた。

安政五年には船齎綿羊を志望者にわかちて、飼養せしめることになつた。

安政六年、戸町轆轤辻に植物場が設立され、野田源三郎・竹林祐作・野村友次郎等が植物方勤務を命ぜら

れた。

レイネ

延寶貳年ドクトル・レイネ（Dr. Willem ten Rijne）が長崎出島の阿蘭陀屋敷の醫師として來舶し、二年間滯留したが、その間日本の樟樹の枝や實をダンチヒの植物學者ヤコブス・レーニュス(Jacobus Rreynius)に贈り、同植物を說明したと云はれる。

クリペル

天和二年にはドクトル・アンドラアス・クリペル（Dr. Andreas Cleper）が出島阿蘭陀屋敷の甲比丹として渡來したが、醫學に造詣が深く、植物學に精通して居た。彼はジャヤツに歸航後日本の植物に關する論文を發表し、且つドクトル・A・メネツエルに日本植物の繪千三百六十枚を贈つたと稱せられる。また支那醫學を研究し、西曆一六八二年 Specimen Medicinae-Siniceae sive Opsucula Mebia を著はしたと云ふ。

ケエンツエル

元祿三年にはエンゲラート・キャンペル（Engelhert Kampfer）が出島蘭館の醫員として來舶した。彼は醫學の外に博物學にも亦造詣が深かつた。後日本植物の研究を發表した。

ツンベルグ

リンネ式

安永四年にはツンベルグ（K. P. Thunberg）が出島和蘭館醫として來舶した、彼はリンネの門下であつて、リンネ式の植物學研究法を日本に紹介した。當時吉雄幸作(號耕牛)等は醫學及び本草學に就いてツンベルグの敎へを受けたと云はれる。

ツンベルグは一七八四年(天明四年)にその著フロラ・ヤポニカ((Flora Japonica) を發表したが、日本の植物研究に關するものには Icones Plantarum Japonicarum がある。また博物學に關するものは歐羅巴、亞弗利加・亞細亞・就中日本旅行の記事中に散見する所である。

シーボルト

シーボルト（Dr. philipp Franz von Siebold）は文政六年八月はじめ我が長崎に渡來し、天保八年一月歸國したが、何しろ足掛け八年も滯在したので、日本人にしてその門下に學ぶものが多く、ために我が學界に絕大な貢献を爲した。天保元年一旦歸國したが、安政六年再び我が國に渡來し、文久二年まで滯在した。

その開蒐集した日本の博物を一八六三年（文久三年）アムステルダムで一般の展覽に供したと傳へられる。

ロバート・フオツン

萬延元年の秋、印度のアグリホルト協會の名譽會員ロバート・フオツンが長崎に渡來した。滯在中一度支那へ渡航したが、日本の植物を研究し、日本植物及び其他の研究に就いて Visits to the Capital of Japan and China（日本首府及び支那訪問記）を著はした。ジーボルトが長崎に再遊して鳴瀧にゐた頃のことである。

マクシモウイツチ

須川長之助

次いで文久元年、露國の植物學者マクシモウイツチ（K. Maksimovitch）が長崎に來船した。これより先きマクシモウイツチは函館方面で盛んに植物の採集に從事したと云はれる。翌文久二年には神奈川方面に至り、次いで長崎に歸つたが、文久三年三月、長崎奉行大久保豊後守の許可を得てその學僕須川長之助を薩摩地方へ派遣して植物を採集せしめ、同年の冬歸國した。學僕須川長之助は奥州磐瀬郡下松本村の百姓彦四郎の悴で、當時二十二歳だつたと云ふ。マクシモウイツチは露國皇帝の命によつて本草學研究のため特に日本に派遣されたといふので、長崎奉行所に於ても能ふ限りの便宜を與へたと云はれる。

オルダム

また文久二年から同三年までの間には、リカード、オルダム（Richaad. Oldham）が長崎附近及び朝鮮で植物を採集したと傳へられる。

二　藥　園

藥園

川口攝津守

御用藥園

延寶八年長崎奉行川口攝津守の在勤中、小島郷の中十善寺村に唐船持渡りの藥草を植付けた。その後元祿元年に至り、町宿の唐人を右の場所に移し、唐人屋敷を設立することになつたので、從來植付けた藥草木は殘らずこれを立山奉行所内に移植した。享保五年、小島郷の天草代官所明地に藥園を移し、これを御用藥園と稱した。

薬屋徳右衛門
八百屋久右衛門
中島貫兵衛

享保十年薬種目利薬屋徳右衛門は御薬園掛を命ぜられ、加役料銀貳貫目の手當を受けたが、享保十七年八百屋久右衛門がその後任者となつた。

文化六年薬種目利頭取、御薬園掛の中島貫兵衛は十善寺村の薬園を廢して、更に西山郷に薬園を設立すべき事の必要を當路者へ建白した、ために薬園は翌七年に西山郷へ移轉された。

出島花畑
ジーボルト

三　出島花畑

寛永十八年阿蘭陀商館は長崎の出島に移され、これを阿蘭陀屋敷と稱したがこの阿蘭陀屋敷内に俗に花畑と云ふ植物園が設けられ、そこには内外の花卉草木が植培された。

文政六年ジーボルトの渡來と共に、出島の花畑はその面目を一新した。ジーボルトはその花畑の内に先覺ケンペル及びツンベルグ追慕のために碑石を建てた。この碑はいま長崎の諏訪公園にあると云ふ。

物理化學其他
吉雄耕牛
西善三郎
本木仁太夫
平賀源内
電氣治療器
前野蘭化
志筑忠雄
暦象新書
馬場佐十郎
「泰西七金譯說」
青地林宗
宇田川榕庵
帆足萬里

四　物理化學其他

長崎の名譯司吉雄幸作（耕牛）西善三郎・本木仁太夫等の指教を受けた學者は少くなかつた。平賀源内もその一人で、源内の電氣治療器などは周く世に知られてゐる。前野蘭化は、「飜譯運動法」を草した。それは力學に關して力の平行邊形多角形の理などを說いたものである。長崎の蘭學者志筑忠雄は「暦象新書」「求力論」等を著述し、力學、光學、數學などに就いて泰西の學說を輸入した。また天文學、語學等にも亦造詣が深かつた。その門弟馬場佐十郎は、「泰西七金譯說」を著はし、嘉永七年之れを出版した。

物理化學に關する洋書も亦長崎に輸入せられて、各地に分散されたが物理學書には青地林宗の「氣海觀瀾」があり、化學書には宇田川榕庵の「舍密開宗」（天保八年に上梓）がある。また豐後の帆足萬里は阿蘭陀ライデ

上野俊之丞
小川慶右衞門
川本幸民
「遠西奇器述」
クルチユース
ブルック
品川藤兵衞
西慶太郎
本木昌造
楢林榮左衞門
鹽谷種三郎
吉雄圭齋
ポンペ
分理窮理所
グラタマ
氣象觀測
ツンベルグ

ンの實驗物理學者シユッシェンブロックの學說などを傳へた。天保初年の頃上野俊之丞は化學の研究に心を潜め、また嘉永二年和蘭通詞小川慶右衞門はバタビヤに書面を贈つて、ドクトル・ボッシュ(Dr. W. Bosch)に就いて化學に關する質問をしたことがあつた。

安政元年には川本幸民の「遠西奇器述」が出版された。該書にはダゲロタイプ、汽車等にも論及して居るのである。

安政二年長崎在留阿蘭陀領事官ドンケル・クルチユース (Donker Curtius)は一八五五年十二月十九日(安政二年十一月十一日)長崎奉行川村對島守へ (一)長崎に於て窮理分離學の傳習を繼續するやう計畫を立てられたきこと、(二)窮理分離學のため入用の器具等を外國から取寄せることを當面の急務となすこと、(三)幕府に於て窮理分離學所取建方決定の上は、及ばずながら右に入用なるものを海外から取寄せ方に就いて出來得る限りの力を盡すべきことなどを建白した。當時長崎の出島にはブルックが滯在してゐたが、大通詞品川藤兵衞・小通詞西慶太郎・本木昌造・楢林榮左衞門・小通詞並鹽谷種三郎・町醫師吉雄圭齋等は卒先して分離窮理・測量・算術・石炭・坑鐵製造方等の學科を研究する事になつた。ブルックは元來館醫として來船したのだが、和蘭領事官ドンケル・クルチユースの希望によつて理學及び工學を敎授した。次いで ドクトル・ポンペ (Dr. pompe van Meerdervoort) が來船し、病院及び學校を建設した。

慶應元年には長崎小島の養生所に新に分理窮理所が設立され、ドクトル・グラタマ(Dr. W. K. Gratama)がこれを監督し多大の貢獻をなした。

五　氣象觀測

安永年間に來船したツンベルグ(Thunberg)は、その著「日本旅行記」に長崎滯在中の氣象觀測の表を載せ

ジーボルト
モーニケ
ブロツク
ポンペ
ゲールツ
寫眞術
上野俊之丞
寫眞術の始め
島津齊彬
川本幸民
ブロツク

て居る。その後ジーボルト (Siebold) も亦氣象觀側に注意を與へ、文政十一年八月九日から翌十日曉に渉る大風經過の際には、十分の觀測を爲した。その後、出島阿蘭陀屋敷では、絶えず氣象觀測をやつてゐたらしい。尚ほ弘化二年から安政二年にわたり、出島で氣象觀測を行つたことは、レーンの著はした「日本紀事」にも掲載されてゐるのを以て見ても、略ぼその一斑を窺ふことが出來る。

ドクトル・オツトー・モーニケ (Dr. Otto Mohnike) なども、出島で氣象の觀測を試みたといふし、またドクトル・ブロツク (Dr. van den Broek) などは勿論氣象觀測にも注意を與へたことゝ思はれるが、尚ほドクトル・ポンペ (Dr. pompe van Meerdervoort) は海軍傳習の教官であつたが、氣象の觀測に多大の注意を與へ、暴風警戒などの設備をなして長崎入津の外國船舶のために便宜を與へた。その著 Vijf Jaren in Japan には長崎の氣象に關する記事がある。後ち明治二年に至りドクトル・ゲールツ (Dr. A. T. C. Geerts) が長崎に渡來し、長崎醫學校内に於て氣象觀測を開始し、日本に於ける氣象觀測所の基礎をつくつた。

六　寫眞術

天保のころ長崎の人上野俊之丞は佛人ダゲール (Louis Jacques Mandé Daguerre) の發明せるダゲロタイプ器械を用ひて撮影した。これは我が國に於ける寫眞術の嚆矢である。次いで上野俊之丞は薩藩に撮影術を傳へたので、藩主島津齊彬などは寫眞術に就いて相當の知識をもつてゐた。この事實は一八六〇年（萬延元年）版 Recollections of Baron Gros's Embassy to China and Japan in 57—1858 などにも記載がある、また川本幸民の「遠西奇器述」（安政元年版）にもダゲロタイプの説明が記載されてゐる。

安政初年和蘭人ドクトル・ブロツク (Dr. J. T. K. van den Broek) はフオートグラフイ式の寫眞に關する知識を日本人に與へ、既にその頃日本人でフオートグラフイ式の寫眞器械を用ひて撮影するものがあつた

ロシエ
ポンペ
上野彥馬
「舍密局必携」
柳河春三
「寫眞鏡圖說」
龜屋德次郎
下岡蓮林
清水東谷
內田九一
薛信二郎
清河磯次郎
ジャンサン
ダビッドソン
寫眞師從軍の濫觴

と稱せられる。尙ほ佛人ロシエは長崎で人物山水その他を撮影し、ポンペも亦寫眞術に相當の注意を與へた一人である。

上野俊之丞の子上野彥馬は漢學を豐後の廣瀨淡窓に、蘭學を大通詞名村八右衞門に學び、ポンペに就きて舍密學を修め、寫眞術を佛國人ロシエに就いて學び、文久二年秋「舍密局必携」を出版するに至つた。その前篇第三卷の附錄撮影術ポトガラヒーに於て寫眞のことを詳述してゐる。次いで慶應二年には江戶で柳河春三の「寫眞鏡圖說」などが出版された。文久二年には上野彥馬の撮影所が設けられた。その頃長州萩の人龜屋德次郎は出島の阿蘭陀屋敷に往來し、蘭人に就いて寫眞術を修めた。內田九一も上野彥馬から寫眞術を學んだと云はれる。

幕末には江戶や神奈川方面に於て下岡蓮杖・清水東谷、その他寫眞をよくするものが尠くなかつたが、寫眞業の經營は當初容易のものではなかつたらしい。

明治初年、東京に於て寫眞業で成功したのは、長崎の人內田九一であつた。九一は明治天皇を撮影し奉つた。

薛信二郎は東京で、清水東谷に從つて寫眞術を修めた。信二郎の日記によると、信二郎が濡板を乾板に改めたのは明治二十年九月のことであると云ふ。その外清河磯次郎も亦寫眞術を修めた。

明治七年十二月九日金毘羅山麓天狗山に於て佛人ジャンサン一行が金星の太陽面經過觀測を行ふたことがあつたが、同時に米國のダビッドソン博士一行は大浦の太平山で同じく金星經過の觀測を行ふた。その際上野彥馬・龜屋德次郎等は金星觀測器械その他を太平山で撮影した。

明治十年西南戰爭の勃發した時は、上野彥馬や薛信二郎は從軍して、戰爭の光景を撮影した。これ寫眞師が從軍して撮影した濫觴である

洋式印刷機の渡來

サトウ「日本耶蘇會刊行書志」

品川藤兵衛
楢林定一郎
本木昌造
北村元助

荒尾石見守
阿蘭陀活字板
蘭書摺立方の建白

七　洋式印刷術

耶蘇會の伴天連（バテレン）（Alessandro Valignani）は泰西の印刷器械を輸入し、西洋式活字を用ひて宗教・語學・文學などに關する書册の刊行に着手した。そして長崎島原地方、天草に於て種々の書册を出版した。サトウの The Jesuit Mission Press in Japan（日本耶蘇會刊行書志）に掲載された分だけでも可なりある。當時また銅版術も行はれた。それは慶長十九年吉利支丹寺破却以前のことで、爾來西洋式印刷術や銅版術は全く廢絶してしまつた。

その後二百四十年を經て、嘉永元年蘭書植字判一式が舶齎され、蘭通詞品川藤兵衛・楢林定一郎・本木昌造・北村元助等が四人にて一時御用方から借受けたが、同年十二月末頃品川藤兵衛と楢林定一郎は代銀半高づゝを負擔することにして右印刷機一式を引受けたと傳へられる。按ずるに、彼等は西洋印刷の利便を感じ、この印刷機を利用して印刷を始めるつもりであつたらしい。

嘉永六年ペルリ來朝の後は洋學の研究は益々急務となり、俄然勃興したが、洋書の輸入は甚だ僅少で、洋學者の需要を充たし得なかつた。是に於て安政二年六月、長崎奉行荒尾石見守は閣老阿部伊勢守へ阿蘭陀活字板蘭書摺立方に就いて建白書を贈つた。その建白書には、

（一）　近年洋書の需要が著しいにも拘らず供給が甚だ不十分なること、

（二）　阿蘭陀通詞は別して家學に出精熱心に研究するのであるが、年々遺憾蘭書拂底の爲めに修行が十分に屆き兼ねること、

（三）　先年紅毛人より持渡りし活字版を先般長崎奉行の許可を得て、蘭通詞共引受所持せるを、更に當所製

を以て買上、此節奉行所に於て摺方試み、長崎會所に於て一般志望者へ賣渡したなら、世上便利にもなるべきこと。

等が記してある。

閣老阿部伊勢守は同年(安政二年)八月此の建白を採用した。是に於て西役所内に印刷所を設け、御勘定方及び御目附方が時々見廻り、印刷全備の上役々立會ひ、檢査濟の上、印刷の屆出をなし、壹部づゝ天文方役所へ納入するやうに取計ふことになつた。尙ほ蘭國へ洋字の活字銅版などを註文することになつた。

文法書シンタクシス
ポンペ
インダマール

翌安政三年六月には文法書シンタクシス五百貳拾八部が出來上り、壹部は天文方に納め、爾餘は壹部に就き金貳歩で長崎會所へ賣拂いたのである。斯樣にして長崎で諸種の書册が印刷された。蘭醫ポンペなどは特に醫學生のために蘭語の醫學書を出版した。この印刷には蘭國ライデンの人インダマール (G. Indermaur) が監督となつて、よく日本人を指導した。その後文久元年のころになつては、出島で盛んに印刷を行つて居た。

一八六一年(文久元年)版、ジーボルト著、Open Brieven uit Japan などは、實に立派な印刷である。

鹽田幸八
增永文治
ハンサード

斯く洋式印刷術が發達して來た結果、民間に於ても西洋式の印刷が行はれるやうになり、洋字・漢字・假名字を交へたものが出版されるに至つた。例へば安政六年下筑後町鹽田幸八の發行した A. New Familiar Phrases of the English and Japanese Languages 萬延元年麴屋町增永文治の奉行せる「蕃語小引」などは、その代表的なものであらう。

長崎で英字新聞發行

初めは長崎奉行所の經營で印刷をつゞけて行つたが、文久の頃には出島で印刷を行ふことになり、遂に廢絕して了つた。また文久元年、英人ハンサード (A. W. Hansard) が長崎で英字新聞を發行したが、間もなく廢刊してしまつた。

本木昌造
フルベッキ
ガンブル
陽其二
平野富二
野村宗十郎
上原鶴壽
横濱活版舎
横濱毎日新聞
明治初期の醫學
幕末の醫學界
先驅

これより先き長崎の本木昌造は西洋印刷機の利用、就中活字の製造法等に就いて苦心したが、未だ印刷の發達に十分な貢獻をなす機會には達しなかつた。昌造は明治元年製鐵所の頭取となりし頃、フルベッキの盡力によつて上海美華書院の印刷技師ガンブルを長崎に迎へて製鐵所に雇入れ、旁ら活字と電氣版の製造に着手せしむることになつた。

その結果本興善町唐通事會所跡で活版傳習を開始したが間もなく廢止され、獨力で活字製造に着手した。かくて明治三年に至り、漸く活字の製造を完成した。明治四年には活字數萬個を左院に納め、門人陽其二を横濱に遣はして活版所を興さしめ、明治五年には門人平野富二をして東京に活版所を創設せしめた。これが、現今の築地活版所の起源である。尚ほ門人野村宗十郎が恩師の志を襲いで、後にポイント式活字を創造し、また假名附ポイント活字を製つた。

「長崎と海外文化」には陽其二が横濱に活版所を開いたのは明治四年とあるも、横濱社會辭彙には「住吉町五丁目七十二番地に在り、横濱活版業の嚆矢として有名なる者なるが、其創立は實に明治三年十一月にて、上原鶴壽・陽其二兩氏の長崎より來りて印刷業を開き、横濱活版舎と稱す。原・茂木・吉田幸兵衛氏の出資後援に依り、明治四年に至り横濱毎日新聞を起して島田豐氏を社長に推し、島田三郎氏・肥塚龍氏等の健筆を揮つて妻木氏編輯長たり云々」とある。添記して識者の參考に供する。

第二節　明治初期の醫學

一　幕末の醫學界

明治時代の醫學を檢討するに先き立ち、先づその前驅としての、幕末時代の醫學を一應叙述してみる必要

がある。

寛永年間に、江戸幕府が鎖國令を發布して以來、歐洲の新知識に接する事が出來なくなつたが、長崎には來航貿易する和蘭人があつたので、彼等に依つて西洋醫學が傳へられた。

吉宗の時代に西洋の原書を讀む事が許可されたので、靑木昆陽は和蘭語を研究し、その門下たる前野良澤は明和八年三月杉田玄白等と共に小塚原に於て刑屍の解剖を行ひ、同志を集めて蘭醫キュルムスの著「タブラアナトミカ」の飜譯に着手し、苦心慘憺の結果、安永三年（西暦一七七四年）之れを完成し「解體新書」と題して刊行した。

大槻玄澤は前野及び杉田の門から出て、「蘭學階梯」を著はした。また「解體新書」の誤謬を訂正增補して、「重訂解體新書」を刊行した。大槻玄澤の門から出でた宇田川玄隨は、ヨハンネス・デ・マルテルの內科書を譯し、「內科選要」と題して發表し、同じく玄澤門下の宇田川玄眞は「醫範提綱」を著した。

當時我が國に飜譯紹介せられた西洋醫書の主なるものは、

ハイステルの外科書（寛政四年、西暦一七九二年）、ゴルトンの內科書（寛政五年、西暦一七九三年）、ブレンクの眼科書（文化十二年西暦一八一五年）、ブレンクの外科書（天保元年、西暦一八三〇年）、ローセンスタインの小兒科書（天保元年）、ローセの生理書（天保三年、西暦一八三三年）等である。

當時日本に行はれた西洋醫學の說は主としてヒツポクラテス及びガーレヌスの唱へた所謂四原液說であつた。

文政六年に至つて獨逸の醫學者フイリツプ・フランツ・フオン・ジーボルドが和蘭東印度會社の醫員として來朝し、和蘭人のみでなく、廣く日本人をも診療し、醫術及び藥物學を講義し、大いに日本醫學の進步發展を促進した。ジーボルトの門からは伊東玄朴・戸塚靜海・高野長英・土生玄碩・小關三英・竹內玄同・伊藤

和蘭醫學

靑木昆陽

前野良澤の「解體新書」

大槻玄澤「蘭學階梯」「重訂解體新書」

宇田川玄隨「內科選要」宇田川玄眞「醫範提綱」

主なる西洋醫書

四原液說

ジーボルトの來朝

伊東玄朴・戸塚靜海・高野長英・土生玄碩・小關三英

竹内玄同
伊藤圭介
鳴瀧の醫學所
蕃書調所
大槻玄澤の蘭書飜譯
洋漢醫學の勢力爭ひ
多紀安叔
外科眼科を除く西洋醫法の禁止
種痘館
大槻俊齋
「銃創瑣言」
蘭醫方の奬勵
箕作阮甫
杉田成卿
川本幸民
種痘所
西洋醫學所
大槻俊齋
緒方洪庵

圭介等が輩出した。ジーボルドは長崎の出島に滯在中、長崎奉行の許可を得て、鳴瀧に一つの校舍を設け、そこで實地に種々の手術、腹水の穿刺、陰嚢水腫、乳癌等の手術を教授した。今まで洋書に依つて理論のみを知るに過ぎなかつた蘭醫もシーボルドから實地に教授を受け、進んで彼等も實地にその術を施すやうになり、臨床的方面に於て日本醫學は著しくその面目を一新したのである。

一方幕府は文化八年(西暦一八一一年)に飜譯局を設け、安政三年之れを蕃書調所と改稱し、大槻玄澤に命じて蘭書の飜譯に從事せしめた。然るに嘉永二年(西暦一八四九年)に至り、幕府の醫官漢方醫多紀安叔は老中阿部伊勢守正弘を動かして、蘭醫方禁止の命を發せしめ、蘭醫書飜譯の出版は政府の許可を受けしめる事とし、その許可の權は漢醫法を主とする官學の左右する所となつたから、蘭醫書出版は事實上に於いて禁止せられたと同樣であつた、但し外科と眼科に限り西洋醫學の優秀な事を認めてゐたので、外科と眼科のみは西洋醫法を許してゐた。然し安政四年には伊東玄朴・竹内玄同・戸塚靜海等が相集つて一社を結び、種痘館を神田のお玉が池に設置し、種痘術研究に名を藉りて、西洋醫學の學理及び實地に就いて研究論議した。

嘉永六年(一八五三年)米國のペルリが浦賀に來航するや、國防必要の聲が頓に盛となり、醫學の書、殊に銃創論の如きもの丶刊行が刻下の急務となり、玆に安政元年(一八五四年)に至つて、大槻俊齋が譯述した、「銃創瑣言」は從來の禁制を破つて刊行され、ために漢方醫が蘭方醫を壓迫する力も薄弱となり、間もなく幕府から蘭醫方奬勵の布令が出て、官立の西洋醫學校が江戸及び長崎に設立される事になつた。安政三年には蕃書取調所に箕作阮甫・杉田成卿・川本幸民等の蘭學者を教授とし、安政五年、時の將軍家定が重病に罹つた際には、伊東玄朴・竹内玄同等が醫官に任ぜられ、西洋の藥を進めた。

次いで萬延元年に至り、幕府は種痘館を官立とし、種痘所と改稱した。翌二年には更に西洋醫學所と改稱し、大槻俊齋を所長に任じ、俊齋の歿後は緒方洪庵が所長となつた、これが即ち現代の東京帝國大學醫學部

松本良順
ポンペ
養成所
佐藤尚中
司馬凌海
佐々木東洋
岩佐純
精得館
ハラタマ
伊東方成
八木稱平
太田雄寧
原桂仙
ボードウイン
伊東玄伯・林研海・竹內玄康・長與專齋
石黑忠悳・田代基德・永松東海・大澤謙二・長谷川泰・樫村清德・桐原眞節
明治初期の醫學界
英米醫學盛となる
藤井三郎
中濱萬次郎
福澤諭吉

の濫觴である。

安政四年、幕醫の松本良順は長崎に遊學して和蘭のポンペに師事し、次いで幕府の許可を受けて長崎に養成所を設け、自ら所長となり、ポンペを敎頭となし、數學・動植物學・理化學・解剖學・生理學・病理學・藥物學・內科學を敎授した。生徒はすべて幕府からの派遣生で、その中には佐藤尙中・司馬凌海・佐々木東洋・岩佐純等があつた。慶應元年(一八六五年)精得館と改稱、新に蘭人ハラタマを理化學敎授に迎へた。これは現代の長崎醫科大學の前身である。

ポンペは西洋醫學に大いに貢献し、第二のジーボールトと稱せられた。彼の門人からは佐藤尙中・佐々木東洋・伊東方成・司馬凌海・八木稱平・太田雄寧・原桂仙が輩出した。

ボンペの後任となつたのは和蘭の陸軍軍醫ボードウインで、彼の門下からは戸塚靜海・伊東玄伯・林研海(後に紀)竹內玄康・長與專齋等が輩出した。

當時の敎授はいづれも蘭語に熟達し、原書に就いて講義した。敎師には敎師と句讀師(助敎授)の二者があつた。

明治維新の當時、醫學界の大家で、この醫學所より出た人に石黑忠悳・田代基德・永松東海・大澤謙二・長谷川泰・樫村清德・桐原眞節等がある。

二　明治醫學の濫觴

幕末から明治の初年にかけて、英米の醫學が漸く盛んとなつた。

元來我が國に、英語の行はれたのは文化年間のことで、最初は長崎の通詞から傳はり、天保弘化の時代には、藤井三郎が既に英文典の編纂に着手し、次で中濱萬次郎は米國より歸朝し、その後福澤諭吉が英米の新

ヘボン
英醫ウイリス
相良知安・岩佐純獨逸醫學を採り入れんとす
フルベッキ
副島種臣
獨醫招聘に決す
ウイリス東京を去る
高木兼寛・三田村忠國
開成醫學校
英醫學の情勢

智識を盛に紹介した。そこへ米醫ヘボンと英醫ウイリス等が渡來したので、英米の醫學が我國に輸入される事になつたのである。

明治元年政府は横濱に假軍事病院を設け、次でこの病院を東京に移轉せしめて大病院と稱し、ウイリスがその院長に就任し、一般患者を診療し、また學生にも講義した。ウイリスの背後には英米兩國の公使があつて彼を應援し、英米醫學の發達を促したので、一時我が國の醫學は蘭學を捨てゝ英米醫學に赴かんとするが如き狀態に立ち至つた。この時大學東校の相良知安や、岩佐純は獨逸醫學の方が英醫學よりも優つて居る事を知悉して居たので、どこまでも獨逸醫學を採り入れるの必要を痛感してゐた。

當時我が國の醫家に愛讀されてゐた蘭醫書は、例へば、ヒルトル或はボックの解剖學、ハーレンチン、コステル・ウンドの生理學、ハルトマンの病理學、ウンデルリツヒ、マイエルの內科學、ストロマイエルの外科醫學等は獨逸の原書の蘭譯で、これによつて獨逸醫學の優秀なる事は可成りに知られてゐた。

然るに明治初期にあつては唯英米のみを文明國であると盲信して居たので、獨逸醫學の輸入說に反對する役人や教授が多かつた。

この時に當つてフルベッキと云ふ和蘭生れで米國に歸化してゐた外人が、當時の大官連に、現今世界で最も醫學の進步してゐるのは獨逸であることを說き、一方副島種臣が國體上の關係から共和國の學問よりも、立憲君主國の學問を採り入れる事に賛成したので、遂に明治三年二月に至り、政府は愈々獨逸から醫學者を大學東校に招聘する事に決し、獨逸公使フォン・ブランドに二人の獨逸醫學者を三年間召雇することを交渉した。斯の如く醫學界の情勢が一變したので、英醫ウイリスは東京を去つて鹿兒島に行き、同地に醫學校及び病院を設立して英醫學を教授し、その技術を傳へた。彼の門からは高木兼寛・三田村忠國等が輩出し、英醫學は開成醫學校・東京慈惠病院醫學方面にその系統が殘つた。尤も當時に於ても、和蘭醫學が衰滅し盡したと

長崎の精得館
マンスフェルド

云ふのではなかつた。尙ほ拔く可からざる勢力を保持して居たのである。例へば長崎に於ける精得館の如きは明治元年十月長崎醫學校と改稱し、長與專齋を校長に、蘭醫マンスフェルドを敎頭に任じ、明治六年には學制を改革し、獨逸醫學を採用するまでは、和蘭醫學を敎授してゐた。

ボードウイン
エルメレンス

また大阪に於ても長崎から蘭醫ボードウインを聘して病院を開設し、更にエルメレンスを和蘭から聘して新に醫學校を設立し、共に和蘭醫學の普及に努めるなど、和蘭醫學も相當に行はれて居たのである。

佐藤進

我が國で獨逸醫學を採り入れる事になつたのは明治三年で、これより先き明治二年佐藤進は自ら進んで醫學研究のため獨逸へ赴き、同八年まで外科學を研究して歸朝した。佐藤進をもつて、我が醫家の獨逸に留學した嚆矢とする。

ボードウイン檢黴の建言
檢黴の實施
ニュートン
驅梅病院
明石博高
療病館

また大阪病院の蘭醫ボードウインは、日本人の疾病の原因が、多くは性病、就中黴毒に基づくことを知り當局に娼妓檢黴の實施を建言した。これより先き慶應三年九月、幕府は英醫ニュートンの建議を容れ、横濱に驅梅病院を設け檢黴を行ひ、長崎、神戸の二港にも及ぼしたが、この三港のみに限り、他の地方には及ぼさなかつたが、明治三年七月京都では明石博高と云ふ人が、祇園一力亭の主人杉浦治左衛門を說いて、祇園幸道に療病館と云ふ養生所を私設して檢黴を行つた。全國には明治九年に至り始めて、檢黴の法令が發布された。

新宮涼閣
新宮涼民
柏原學介
明石博高
京醫學研究會
醫者が温泉を分析した始め

旣に慶應元年京都に於ては、當時の蘭醫家新宮涼閣・新宮涼民・柏原學介・明石博高等が京醫學研究會と云ふ團體を組織した醫學を研究した。これ我が國に於ける醫學の會の濫觴であると云はれる。そしてこの會員の手に依つて、攝津の有馬溫泉、多田平野鑛泉、近江の苗鹿冷泉等の化學分析が行はれたと云ふ。

岡山の醫學館
ロエトル
岡山の醫學所

地方の都市に於ては明治三年、岡山藩は備前國上道郡門田村操山の麓に醫學館及び病院を設立し、蘭醫ロエトルを敎師として生徒に敎授せしめた外、廣く患者を診療した。次いで明治四年には醫學館を醫學所と改

縣立病院
岡山縣醫學校
名古屋病院
醫學講習所
ヨングハンス
愛知縣病院
私立醫學講習所
公立病院
フォン・ローレンツ
愛知病院
後藤新平
新潟の共立病院
第一區協立病院
新潟縣立病院
新潟醫學校
金澤の醫學館
金澤病院
金澤醫學所
金澤醫學校
千葉の共立病院
公立千葉病院
縣立千葉醫學校及び附屬病院
皇漢醫方の情勢
相良知安
長谷川泰
石黑忠悳
醫術開業試驗法の發布

稱し、明治九年には公立病院と改めたが、十二年には縣立病院に、十三年には醫學教場を分離して岡山縣醫學校と改稱した、これが現今の岡山醫科大學の前身である。

また名古屋に於ては明治六年五月病院を開設し、次いで醫學講習所を設け、米醫ヨングハンスを雇聘して教授診療に從事せしめ、明治八年には病院を愛知縣病院と稱し、同九年醫學講習所を公立醫學講習所、病院を公立病院と改め、墺醫フォン・ローレンツを聘して獨逸語を課した。十四年には病院を愛知病院、公立醫學講習所を愛知醫學校と改稱せられ、後藤新平が病院長兼校長に任ぜられた。

新潟は明治三年に於て共立病院なるものが起され、同六年に至り一旦之れを閉鎖し、第一區協立病院と稱して醫學生を養成し、次いで同九年新潟縣立病院に、同十二年には新潟醫學校と改稱、縣立病院をその附屬とした。これが新潟醫科大學の抑々の始めである。

次に金澤では、明治三年三月加賀藩では醫學館を創設し、明治七年に至りこれを縣立に直し金澤病院と改稱したが、九年に至つて醫學部を分離して金澤醫學所と稱し、次いで十二年十一月金澤醫學校と改稱した。これが今日の金澤醫科大學の前身である。

千葉では明治七年共立病院を設立し、同九年之れを公立千葉病院と改稱し、更に十五年六月その組織を改め縣立千葉醫學校及附屬病院を設立した。これは現在の千葉醫科大學の濫觴である。

斯くの如く西洋醫學は隆盛であつたが、一方皇漢醫方もなか〳〵の勢力を占めてゐた。明治初年には皇漢方醫師百人につき洋方醫は二十一の割合に過ぎなかつたが、明治七年頃には尚ほ漢方醫八人に對して洋方醫は二人の割合であつた。殊に明治三年頃には皇漢醫道御用掛なるものが設けられ、漢方醫の存續に努められたので、相良知安・長谷川泰・石黑忠悳等が起つて政府を動かし、明治八年二月醫術開業試驗法を發布し、今後新たに開業せんとするものは、必ず物理學・化學・解剖學・生理學・藥物學・內科・外科等の洋學の試驗を課

する事になつたので、皇漢醫法はそれに依つて著しく壓抑された。

淺田宗伯の温知社

「温知醫談」の刊行

また漢方醫側にあつては淺田宗伯等が温知社を組織し、「温知醫談」を刊行した。明治十二年大正天皇御降誕の際は、特に侍醫の外に淺田宗伯・今村了菴・岡了臺の三人を祗候に命ぜられた。

淺田宗伯 今村了菴 岡了臺

學位授與の嚆矢

明治十二年十月、東京大學醫學部は本科卒業生十八名を出し、醫學士の學位を授けた。これは我が國に於ける學位授與の嚆矢である。

東京司藥場 マルチン

牛痘種繼所の創設

衛生方面の事に關しては、先づ明治七年三月東京に司藥場が設立せられ、獨逸の藥學者マルチンにこれを管理せしめ、更に六月には牛痘種繼所を創設し、痘苗を各府縣に分配する事になつた。

衛生局の設置

明治八年七月始めて今日の衛生局が設置せられた。

脚氣の研究對策

脚氣病院

我國固有の脚氣に就いては、明治十年十二月政府は、各府縣の公立病院に命じて、脚氣の原因、病性及びその療法等に就いて報告せしめ、翌十一年東京に脚氣病院が設立せられ、七月十日から假病院を開いて患者を收容した。

脚氣の調査を開始

漢洋の脚氣相撲

而して漢方醫、洋方醫二道の醫家をその研究調査に從はしめた。世にこれを漢洋の脚氣相撲と稱する。

斯くの如く日本醫學も、明治十二年頃からは從來の西洋醫學の移植に汲々たりし態度を棄て漸次獨立研究の域に進んだのである。

三 明治初期の醫學教育

明治初期の醫學教育

明治元年

明治元年六月幕府の舊醫學所を鎭將府の直轄とし、下谷和泉橋舊藤堂邸に醫學所附屬病院を設立した。これを大病院と云ふ。薩摩藩の徵士前田杏齋を主事に任じ、英醫ウイリスをその教授となした。翌二年五月醫學校を大病院に合併し、醫學校兼病院と稱した。

大病院 前田杏齋 ウイリス

長崎醫學校
長與專齋
マンスフェルド
ゲールーツ
大阪醫學所
長崎精得館
勝安房
松本良順
ボードウイン
岩佐純
緒方惟準
相良元貞
永松東海
横井信之
松村矩明
伊東玄伯・緒方惟準・林研海等の歸朝
昌平坂醫學校
大學校
大學東校
フルベッキ
佐藤尙中
ボードウイン
マッセ
シモン
獨醫ミュルレル・ホフマンの來朝
石黒忠悳
長谷川泰
相良元貞
岩佐純

長崎の精得館は長崎醫學校と改稱し、長與專齋を校長に和蘭人マンスフェルドは教頭となり、先徒を豫科本科に分ち、學生の資格を正し、學科の順序を定め、蘭醫ゲールッツを聘して豫科教師とし、明治三年に至り大學の管轄となつた。

大阪内久寶寺町に醫學所及び病院を設け、元長崎精得館の教授であつたボードウインを教授に任じた。これより先き同人は勝安房・松本良順等の建議によつて海軍病院を東京に設立せんとし、その建設方法の調査を、舊幕府から託せられ、一旦本國和蘭に歸國したが、調査が了はると再び來朝したのでこれを雇聘して教師とし、岩佐純に命じて管理せしめ、緒方惟準を院長に任じた。次いで明治三年これを大阪府に引渡し、相良元貞・永松東海・横井信之・松村矩明等をその講師とした。

明治元年豫ねて和蘭に留學中の伊東玄伯・緒方惟準・林研海等が歸朝した。

明治二年五月、昌平坂醫學校を大學校とし、醫學校をこれに屬せしめ、次で大學校を大學と改めた。當時醫學校の所在はその東に位するが故に大學東校と稱せられ、數學・格致學(天文、地理)・化學・動物學・植物學礦物學を豫科とし、生理學・解剖學・藥物學・病體解剖・毒物學・病理學・治療學(内科・外科・産科・眼科・口中科・鍼科・電氣科・梅毒科・軍務醫事・斷訟醫事・古今經驗・攝生法)を本科とし、フルベッキの説に基づいて、學則の範を獨逸に採る事とし、ウイリスに代つて佐藤尙中を教授とし、次で外國教師としてはボードウイン(和蘭)・マッセ(佛國)・シモン(丁抹)を雇聘したが、明治四年八月に至り獨逸から、ミュルレル・ホフマンの兩人が我が聘に應じて來朝し、東校の教頭となり、石黒忠悳・長谷川泰を舍長となして學生を監督せしめ、相良、岩佐を補佐して學則改正に當らしめた。玆に於て我が國の醫學教育が初めて其の緒に就いたのである。

大阪の舍密局
ハラタマ
松本銈
三崎嘯輔
大阪理學所
大阪開成學校
リツテル
南京痘瘡
池田謙齋等にドイツ留學を命ず
軍醫寮
松本順
林紀
石川良信
石黑忠悳
陸軍の醫事制度の始め
大阪病院
エルメレンス
長與專齋
東校を第一大學區醫學校とす
ニユウエルト
コツヒユス
ヒルゲンドルフ
京都府療病院
ヨンケル、レーマン
大阪府立病院
高橋正純
エルメレンス
佐藤泰然歿す
文部省に始めて醫務局を置く
醫制の發布

大阪に舍密(セーミ)局を開いて和蘭の軍醫ハラタマを教頭とし、松本銈、三崎嘯輔を助教とし、理化二學を教授せしめた。次で明治三年大阪舍密局を大阪理學所と改め、更に又大阪開成學校と改め、教師ハラタマを免じ、新に獨逸から聘したリツテルをして教授せしめた、

明治三年痘瘡及び風疹が流行し世に之れを南京痘瘡と稱した。同年池田謙齋等十三人に獨逸留學を命じた。

明治四年　兵部省に始めて軍醫寮を設け、松本順をして軍務醫事を整理せしめ、林紀・石川良信・石黑忠悳等にその制規を調査せしめ、松本順を軍醫頭に、林紀を軍醫助に、石川良信を軍醫權助に、石黑忠悳を軍醫正に任じた、これを我が陸軍の醫事制度の嚆矢とする

この年大阪病院を文部省の直轄とし、和蘭人エルメレンスを聘してボードウインに代らしめた。

同年十一月文部少丞長與專齋が岩倉大使に從つて、醫事制度調査研究のため歐米に赴いた。

明治五年八月東校を第一大學區醫學校と改稱した。

同年獨逸からニユウエルト（製藥學校教授）・コツヒユス（理化學教授）ヒルゲンドルフ（博物學教授）が來朝した。

京都府療病院を粟田口に建て、獨逸人ヨンケル、レーマンを聘してその教師となした。

同年十月、文部省學制改革に依つて、大阪醫學校及び同病院は廢止されたが、大阪府がこれを繼承し、府立病院となして經營し、高橋正純を院長とし、エルメレンスをその教師となした。

この年佐藤泰然が享年六十九を以つて歿した、佐藤尙中はその後嗣である。

明治六年三月、文部省に醫務局を置き、歐米の醫事制度を調査して歸朝せる長與專齋をその局長に任じ、醫制を調査せしめ、同七年八月醫制を發布した。

デーニッツの來朝
獸醫學校
アンデルソンの來朝
東京府病院
佐々木東洋
長谷川泰
醫事雜誌の濫觴
醫制の施行
司藥場マルチン
東京醫學校
長與專齋
牛痘種繼所
醫師學術試驗規則の發布
リステルの防腐療法
長崎病院の再興
レウイン
吉田健康
大阪司藥場
京都司藥場
ゲールツ
ドハルス
邦語を以て普通醫學の教授
樫村清德
橋本綱常

同年六月、第一大學區醫學校に製藥學校教場を開いた。

同年七月、解剖學教師デーニッツが來朝した。

明治六年陸軍省にては病馬厩に獸醫學校を建てた、これを我が國西洋獸醫學校の濫觴とする。英醫アンデルソン來朝し、海軍軍醫生徒の教師となつた。

同年東京府病院を芝愛宕下に建て、岩佐純をその院長に、佐々木東洋をその補となしたが、長谷川泰をして岩佐純に代らしめた。

同年坪井信良、和蘭の醫事新說奇聞を譯出して「和蘭醫事雜誌」と題し、毎月一回刊行した。これは我が國に於ける始めての醫事雜誌である。

明治七年三月、醫制を先づ東京・京都・大阪の三府に施行した。

同三月東京に司藥場を設立し、獨逸人マルチンに監理せしめた。

同年文部省は教育令を發布し、五月、第一大學區醫學校を東京醫學校と改稱し、長與專齋をその校長に任じた。

同年六月東京に牛痘種繼所が創立せられた。

明治八年二月、東京・大阪・京都の三府に醫制の內の、醫師學術試驗規則が施行される事となつた。

この年東京大學醫學部教授シュルツが始めてリステルの防腐療法を行つた。

またこの年長崎病院を再興し、蘭醫レウインを教師に吉田健康をその院長となした。

この年京都及び大阪に司藥場を設け、前者には、ゲールツ、後者には、和蘭人ミ、エ、ドハルスをして監督せしめた。

同年五月東京醫學校に通學生教場を開き、樫村清德（內科）橋本綱常（外科）桐原眞節（內外科兼皮膚科、梅

桐原眞節
三宅秀
足立寛
永松東海
田中和美
井上達也
小幡英之助
西洋齒科醫開業の嚆矢
醫學會の嚆矢
各町村に醫務取締役を設く
藥舖開業試驗
京都司藥場の廢止
橫濱の司藥場
京都司藥場
ゲールツ
エーキマン
娼妓の檢梅を施行す
東京醫學校の移轉
萬國醫學會へ出席
劇毒藥の取扱規則の發布
太田雄寧
東京醫事新報
東京大學醫學部

毒科）三宅秀（病理）足立寛（外科）永松東海（生理）田中和美（解剖組織）井上達也（眼科）をその教官に任じ、日本語を以て普通醫學を教授せしめた。

その年小幡英之助は齒科醫を東京に開業した。西洋齒科醫の始めである。

同年松本順・佐藤尙中・戶塚文海・杉田玄瑞・長與專齋・林紀・石黑忠悳・島村鼎・緖方惟準・佐々木東洋・三宅秀・松山棟庵・足立寛・田代基德等の有志五十餘名が相集り、醫學會社を起した、醫學會の始である。

同年各町村に醫務取締役を設けた、これ後に衞生委員と稱せられたものである。

同年十二月より東京・大阪・京都の三府に藥舖開業試驗が施行される事となつた。

明治九年京都司藥場を廢止し、橫濱・長崎の兩港に設置し、京都司藥監督、ゲールツを、橫濱司藥場監督に任じ、新にエーキマンを長崎司藥場監督に任じた。

四月各府縣に令して娼妓の檢梅法を實施せしめた。

衞生局雜誌第一號を刊行した。

同年十一月、東京醫學校內に製藥學通學生敎場を設けた。

同十二月、東京醫學校を本鄕舊加賀邸內に移轉せしめた。

本年米國に萬國醫學會が開催せられ、我が國からは長與專齋・三宅秀・石黑忠悳等がこれに出席した。

本年天然痘が大いに流行し、翌十年にまで及んだ。

明治十年二月、毒藥・劇藥取扱規則が定められた。

同年二月、太田雄寧がその主幹となり、「東京醫事新報」第一號が發刊せられた。

同年四月、東京醫學校を東京開成學校と併合し、東京大學と改稱し、其の醫學校を東京大學醫學部とし、

長谷川泰の濟生學舍
コレラ大流行
西南役の活躍
軍團病院
大小繃帶所
臨時陸軍病院
人血絲狀蟲の發見
腱線の發見
「外科通術」
明治初期の醫學
內科
ホフマン
日本脚氣論
日本醫科

校長を總理と改め、池田謙齋がその總理に任ぜられた、

東京湯島に醫學私塾濟生學舍が興つた。

同年七月、廈門に虎列剌が大いに流行し、內務卿は直ちに神奈川・兵庫・長崎の三縣に令して、入港船舶を嚴重檢査せしめ、豫防の方法を講じたが、及ばず、長崎・横濱に先づ傳染し、神戸・大阪・京都に蔓延して大流行を來し、翌十一年、十二年にまでその流行が及んだ、

西南役が起るに及び、戰地に軍團病院及び大小繃帶所を設け、林・池田の兩軍醫監がこれを統率し、また別に大阪に陸軍臨時病院を開き、一等軍醫正、石黑忠悳及び、軍醫監の佐藤進をしてこれを管理せしめた。

同年、大阪陸軍軍事病院に於て、佐藤進は人血絲狀蟲を發見、ベルツも東京大學醫學部に於てこれを發見した。

同年、石黑忠悳は腱線を發見、また米國外科醫グロスの書を譯し、「外科通術」と題して發刊した。

以上は、富士川游、日本醫學史、及び明治科學史所載の廖溫仁の醫學篇・及び田中香涯、明治大正醫學史に據つたものである。

第四節　明治初期の醫學

一　內科

我が國で、外國教師として最初に內科を講じたのは、大學東校の獨醫ホフマンである。ホフマンは明治四年ミュルレルと共に來朝し、在留中に「日本脚氣論」・「日本醫科」等數部の著書を發表し、寄胸術及び肋骨切

除術を初めて施行した。

「脚氣說」
ウエルニヒ

次で明治七年獨逸からウエルニヒがホフマンの後を繼いで來朝し、內科及び婦人科を講じ、「脚氣說」の著書を遺して、明治十年に歸國した。

ベルツ

ウエルニヒに代つて、東京大學の內科教授となつたのはベルツである。ベルツは一八四五年獨逸ストツトガルトに生れ、一八七二年ライプチツヒでドクトルとなり、明治十年來朝し、始め生理學を教授してゐたが次いでウエルニヒの後を承けて內科兼婦人科教授となつた。婦人科教授を罷めし後は、內科教授として明治三十三年まで在職した。ベルツは明治十年人血絲狀蟲を、明治十一年肺ヂストマに依つて起る一新病寄蟲咯血を發見した。また同十四年には新潟縣の恙蟲病を調査してこれを洪水熱となし、更に明治十八年には狐憑病說を公にした。

恙蟲病の調査
狐憑病說

二　外科

外科
ウイリス

維新爭亂の際、先に文久元年英國公使館の醫員として來朝したウイリスは、鳥羽、伏見の戰で傷ついた諸藩の兵士を治療し、尙ほ東北戰亂の時にも官軍に從ふて傷者の治療に從事したので、明治初年の外科は全く英醫ウイリスの手に依つて、開拓せられた觀があるが、明治四年獨醫ミユルレルが來朝して、大學東校の教師となり、また病院では外科病者の診療を擔任し、始めてエスマルヒ驅血法・氣管切開術・義布斯繃帶を施用する等、種々の洋式治療法を行つて我が國に於ける外科の面目を一新せしめた。

ミユルレル
シユルツ
スクリーバ

ミユルレルは獨逸國陸軍軍醫一等正であるが、明治四年四月東京に來たり、大學東校學頭の職に就き、學科課定を制定し、解剖生理より、專門の外科を講述した、ミユルレルの後を承けてシユレツが來朝し、シユルツに次いでスクリーバが來り、明治十四年より二十年間三十四年に至るまで、大學醫學部で外科を講じ、ス

・マンニング

リステルの防腐療法

石黑忠悳

解剖學

桐原眞節

ミュルレル

田口和美

デーニッツ

ギールケ

デッセ

生理學

永松東海

クリーバは内科のベルツと兩々相並んで本邦の醫學に功績の最も大なる人である。また明治八年から十三年まで東京病院に英醫マンニングが在職して外科を講じ、外科の爲に貢獻する所があつた。

明治八年獨逸から歸朝した橋本綱常は東京大學醫學部の敎師となつて、足立寛・桐原眞節と共に外科を講じた。シュルツは明治八年に至つて初めてリステルの防腐療法を行つた。

明治十年石黑忠悳は米國外科醫グロスの書を譯し「外科通術」と題して刊行した。

三　解剖學

明治初年江戸の醫學所には桐原眞節が解剖學の敎授をやつてゐたが、明治四年ミュルレルが來朝して大學東校に敎鞭を取り、大學東校少句讀師田口和美が解剖所を管理し、專ら解剖學を研究した。明治六年に至り獨逸からデーニッツが來朝して解剖學專門の敎授となつた。次いで明治九年デーニッツに代つてギールケが來朝し、始めて我が國に比較解剖學を傳へ、更に明治十三年に及んで、デッセが來朝して解剖學敎授となつた。

デーニッツは、伯林の人、明治六年始めて我が國に來朝し、大學東校の敎師として解剖學を敎授し、明治九年までその職にあつた。我が解剖學に取つて忘るべからざる恩人である。

四　生理學

明治八年、東京醫學校に通學生敎場を開き、邦語をもつて普通醫學を敎授した時に、永松東海が生理の敎授となつた。

これより先き大學東校では島村鼎甫・ボードウィン・ミュルレル・ベルツ等が生理學を講じたが、これは專

チーゲル

門の生理學教授ではなかつた。生理學專門の學者で、教授であつたのはチーゲルで、同氏は明治九年に來朝し、明治十六年までその任にあたつた、

眼科
ボードウイン
外科教師が兼任す
ミユルレル
シユルツ
スクリバ

五　眼科

明治の初め、大阪醫學校教師の蘭醫ボードウインは眼科も講じたが、明治四年七月七日。ミユルレルが來朝して東校の教頭となり、この年の冬から九年春まで、眼科を教授した。又シユルツ・スクリバ等の外科教師はいづれも眼科の教授を兼ねてゐた。シユルツは、明治九年夏來朝し、十四年五月まで、眼科の教授であつた。

小兒科
高島祐啓
「保赤誠求全書」
河内全節
長谷川泰
高松凌雲
「スタイネル小兒科書」
「育嬰草」

六　小兒科

明治八年に至つて、高島祐啓が、「保赤誠求全書」を著した。
同年、河内全節が、「兒科廣要」及び「兒科廣要補翼」を著はした。
明治九年　高松凌雲は保嬰新書を譯述した。同年　長谷川泰は「スタイネル小兒科書」を譯述した。
明治十年に至つて高島祐啓は「育嬰草」を著はした。

耳鼻咽喉科
喉頭鏡
石黒忠悳
橋本綱常

七　耳鼻咽喉科

安政年中、既に戸塚文海は日本に喉頭鏡を携帶した。次いで慶應二年に至り、石黒忠悳は喉頭鏡を、長崎のボードウインより讓り受け、始めて醫學所で使用した。
明治になつてからは同六年、橋本綱常は洋行し、明治十年まで、ゲルハルトに就き喉頭鏡を習つた。次い

高木兼寛
相原學而
「耳科提綱」

皮膚病科及び黴毒科

高橋正純

「皮膚新論」

「治梅新說」
櫻井郁二郎

花岡眞節
宇野朗
村田謙太郎

精神病科

神戸文哉

榊俶

病理學

エルメレンス

三宅秀の「病體觀示要」

で明治八年に至り高木兼寛は英國で、マッケンジーに就き、三ケ月喉頭鏡の使用方法を學んだ。明治九年、相原學而は米醫グロッスの耳科書を譯し、「耳科提綱」と題して刊行した。

八　皮膚病科及び黴毒科

皮膚病科では明治七年、大阪醫學校でエルメレンスに代つて高橋正純が皮膚病學を講じ、同年「日講紀聞、皮膚病論」を公表し、翌八年には米醫嘉約翰の「皮膚新論」を刊行した。

黴毒科では、明治五年に、ウイリスの「梅毒新論」、明治十年には櫻井郁二郎の「治梅新說」の著があつた。東京醫學校では、ミユルレル・シユルツ・スクリバ等の外科教師が外科學の一部門として講義してゐた。明治八年に至つて通學生教場が開かれ、花岡眞節、次で宇野朗が講義を擔當した。明治二十三年、村田謙太郎が獨逸より歸朝し、初めて該科の專門教授となつた。

九　精神病科

明治九年、神戸文哉は英醫、貌德斯禮の著を飜譯し、「精神病約說」と題して刊行した。明治十九年に至り初めて東京醫科大學に精神病學教室が設けられ、獨逸から歸朝した榊俶はその主任に任ぜられた。

十　病理學

大阪醫學校の教授和蘭人エルメレンスは明治七年「原病學通論」を刊行して、ウイルヒョーの細胞病理學を傳へた。次で明治十二年に至り東京大學醫學部の、三宅秀は「病體觀示要」を著して、病理解剖を明かにした。

十一　法醫學

法醫學

明治初年より、大學東校の課程中に、本科の一部門として斷訟醫事なるものが講ぜられてゐた。

デーニッツの「斷訟醫學」

明治十五年、デーニッツの講本「斷訟醫學」が刊行された。

片山國嘉

明治二十一年に至つて、獨逸より歸朝した片山國嘉が大學教授に任ぜられ、始めて法醫學と稱して、法醫學教室を創設した。

十二　軍陣醫學

軍陣醫學

ウイリス

維新の際、英國醫家ウイリスが軍隊醫官となつて從軍し、軍事病院が設立せられた事は前述の通りである。

軍醫寮

松本順

林紀

次で明治四年兵部省に始めて軍醫寮なるものが置かれ、松本順・林紀・石川良信・石黑忠悳をしてその局に當らしめた。これが實際的に能力を發揮したのは、明治十年の西南戰爭役で、陸軍軍醫監林紀・一等軍醫正緒方惟準は多數の軍醫を率ゐて戰地に赴き、軍團病院を設けて傷病兵を治療し、一方大阪には臨時病院が設けられた。

西南の役に依つて、單に軍陣醫學のみでなく、一般外科の進歩が大いに促されたのである。

アンデルソン

海軍軍醫學校

明治五年には陸軍軍醫を置き、海軍病院を設立した。次で明治六年英國の醫家アンデルソンを聘して生徒に教授せしめ、後ち海軍軍醫學校を創設した。

十三　齒科醫學

齒科醫學

イーストレーキ、

幕末から明治初年にかけて米國人イーストレーキ(一八二四―八七)・ボルキンス・エリオット(一八三八年

ボルキンス
エリオツト
ギューリツク
アレキサンドル

長谷川保兵衞

黒田虎太郎
高山紀齋

小幡英之助

佐治職

齒科開業醫の始め

藥物學

「製藥學教場」
マルチン
ブルツエ
エーキマン

生れ)・ギューリックの四人と佛人アレキサンドル等の外人齒科醫が渡來した。

イーストレーキの門からは長谷川保兵衞、エリオットの門からは小幡英之助佐・治職、ボルキンスの門からは西村輔三・渡邊晉三・堀内清顯・林讓治・關川重吾・山田利充・アレキサンドルの門からは竹澤國三郎・神翁金齋・伊野谷貞司・兎養九一等が輩出した。

長谷川保兵衞は明治二年十二月イーストレーキに從ひ上海に行き、六年五月まで同地に滯在し、後ドイツに赴き九年三月歸朝した。海外で齒科學を修めて歸朝した最初の人である。

黒田虎太郎は明治九年にイギリスに渡り、十四年に歸朝した。また高山紀齋は明治五年アメリカに渡り、ヴアン、デンブルグに師事し、十一年四月歸朝した。

明治八年の夏、小幡英之助は東京醫學大學校に出願して、試驗を請ふた。それは我が國に於ける齒科試驗の嚆矢で、これに合格、同年十月二日附を以て齒科醫術開業免許狀を得た。それに相踵いで佐治職は同年受驗合格し、十年大阪緒方病院に齒學部が設けらるるに及び、その主任となつた。

本邦の齒科開業醫は前記の小幡英之助が明治八年夏、京橋釆女町で開いたが、その濫觴である。

十四　藥　物　學

明治初年には藥品取締の施設がなく、ただ大學東校に賣藥檢査の事務を托して、その檢査を行はしめた。次いで明治六年六月、第一大學區醫學校に製藥學教場が設けられ、藥學教授の基が開かれた。七年七月に至り、東京司藥場では獨逸人マルチン、和蘭人ブルツエを聘して試藥の事を監督せしめ、また和蘭人エーキマンをして飲食物の試驗に當らしめた。

藥園

十五　藥　園

明治元年、政府は從來幕府の直轄或は諸藩の手に依つて經營されてゐた藥園の多くを廢止した。

明治二年下野上都賀郡板荷村の人參製法所が廢止された。

小石川植物園

明治八年、小石川藥園を小石川植物園と改稱した。

明治初期の産婦人科

十六　明治初期の産婦人科

明治元年

大病院の設立

醫學所の創立

大病院を東京の舊藤堂邸に設立し、次で醫學所を創立した。

産婆取締規則

同年十月十四日、內務卿は産婆取締規則を發布し、産婆にして賣藥、並に墮胎を行ふことを嚴禁した。

明治二年

ボードウイン來りオバリオトミーを輸入

リスター式消毒

石炭酸消毒の始め

和蘭の醫ボードウイン、始めて我大阪病院に赴任す。來任の途次氏は、卵巢手術家として有名な、英國の醫士スペンサ、ウエルスの手術を見學し「オバリオトミー」の器械を携來した。また氏は、英醫リスターの手術によつて剔出した生殖器の標本を持ち來り、リスターの防腐法を唱導した。これ、本邦に於ける石炭酸防腐法の嚆矢であらう。

明治三年

我が政府は醫科大學に、ドイツから教師を招聘したが、當時未だ産科婦人科方面は度外視されてゐた觀があつた。

明治四年

ミユルレルの講義 婦人科の創設

ホフマン及びミユルレル

東京亞細亞協會の創立

三宅秀の飜譯

杉田玄端産科簣函の出版

高橋正純「日講記聞産科論」

小林義直「産科摘要」

ウエルニツヒ來る

産婦人科の獨立

試驗制度 産科開業試問の始め

産婆規則

東京大學雇教師ミユルレルは外科及び婦人科病回診の課目を設け、講義を開始した。

明治五年

ホフマン及びミユルレルは我が國の醫事衛生事項を調査し、東京亞細亞協會と稱するものを起し、日本醫學中最も進歩したる技術を報道することに努めた。三宅秀は助産術の鼓吹に力を盡し、香川氏産論の大意、殊に整横紐・探頷器・纏頭絹などの諸篇を飜譯し、歐人に紹介した。

明治六年

杉田玄端は英醫ミードの著書を譯述し、「産科簣函」と題して出版した。また高橋正純は大阪醫學校の雇教師エルメレンスが産婆に講述したその講義を譯述し、「日講記聞産科論」と題して刊行した。次いで小林義直は米醫ハルツホルンの「産科摘要」を飜譯した。

明治七年

ミユルレルに代つて獨醫ウエルニツヒが來任し、東京大學に於て産科講義を一週二時間、婦人科講義を夏學期中一週三時間づゝ教授した。

これが我が産科、婦人科の獨立せる濫觴である。

明治八年

政府は勅令によつて、皆に産科の開業を希望するものに對し、局處解剖・生理學及び病理學の試問を行ひ、これに及第した者に限り、これを公許した。

同年五月十四日、文部省は産婆規則を發布し、産婆の修行すべき科目を定め、また業務上の制限を規定した。

明治九年

ベルツ來る

ドイツ醫學博士ベルツが來朝し、ウエルニツヒに代つて教授した。

産婆免許の濫觴

大阪醫學校病院に於ては産婆學の教授を開始し、卒業者百七十五名を出し、これに營業鑑札を與へた。これは日本に於ける産婆免許の始である。

橋本綱常

明治十年

西南の役起るや、橋本綱常は負傷兵士に始めてリスター消毒法を施し、好成績を收めた。これは本邦人に該法を試みた濫觴である。

明治初期の自然科學

第五節　明治初期の自然科學

科學發達の準備時代

一　科學發達の準備時代

學習院　醫學所　昌平學校　開成所　皇學所　漢學所

維新後政府は學術の發達を促進すべき準備として高等教育の發達を圖り、早くも明治元年には學習院・醫學所・昌平學校・開成所等を復興し、また皇學所及び漢學所を創立し、當時の碩學鴻儒を招聘して大いに學術の振興に努めた。

種痘館　西洋醫學所　開成所　洋學所　蕃書調所

醫學所は安政四年佐賀の藩醫伊東玄朴及び竹内玄同・戸塚靜海等が漢方醫に反抗の意味で一社を結び、西洋の醫術を研究する目的で神田お玉ケ池に設置した種痘館の後身であるが、同種痘館はその後ち下谷和泉通に移されて官立となり、次いで文久元年西洋醫學所と改稱せられ、後更に醫學所と稱せられ、後東京帝國大學醫學部となつたのである。また開成所は安政二年洋學所と稱して九段坂下に置かれ、同三年蕃書調所となり、その後二回所を移して一橋門外に設けられ、文久三年以來開成所の名で呼ばれ、西洋學術の調査に當つ

昌平學校
林羅山
忍ヶ岡書院
大學校
醫學校
開成學校
大學
大學南校
大學東校
南校
東校
工學寮
工學校
開拓使廳假學校
長崎精得館
大阪醫學校
大阪舍密局
大阪理學所
科學教育制度の確立
學制の調査
學校規則を定む

てゐたもので、之れは後の東京帝國大學法文理三學部の濫觴である。即ち明治年間の科學は、これ等二ヶ所で呱々の聲を揚げたのである。

また昌平學校は寛永七年林羅山が三代將軍德川家光から賜はつた忍ヶ岡の書院から始まつたもので、元祿三年湯島の昌平坂上に移つて後、幕府の學問所となつてゐたものであるが、維新後政府は早くも之れを復興し、翌二年には之れを大學校として文部の行政を監督せしめ、同時に醫學所を醫學校と改め、開成所を開成學校と改稱して兩校を大學校の管轄に移管し、同年更に大學校を大學と改稱し、開成學校及び醫學校をそれ〴〵大學南校及び大學東校と改めたが、明治四年大學を廢して文部省を置くに及び、之れを各々單に南校及び東校と呼んだ。また明治四年工部省に工學寮を置き、虎の門内には工學校を設立した。これ即ち官立工業學校の嚆矢で、後年に於ける東京帝國大學工學部の權輿である。更にその翌五年には開拓使廳假學校を芝の增上寺内に設置したが、之れが其後北海道札幌に移つて札幌農學校と改稱せられ、現在の北海道帝國大學農學部となつたのである。

これ等の外、政府は明治元年長崎精得館を官に收め、翌二年には更に大阪醫學校を開き、後年長崎醫科大學及び大阪醫科大學の基礎を作つた。また明治元年には大阪舍密局を復興して大阪理學所と改稱したが、間もなく大阪開成所に併合した。この頃亦金澤の醫學館・岡山の醫學館・熊本の醫學所等を始め、各藩では競ふて種々の學校を興し、盛んに高等教育の普及に努めた。因みに金澤・岡山・熊本の各醫學館は後それ〴〵金澤醫科大學・岡山醫科大學・熊本醫科大學となつたのである。

二　科學教育制度の確立

政府は學校の建設を企てると共に、一方學制の調査に從事し、明治二年には既に學校規則を定め、始めて精

神・物質兩文化の統一を圖る事に力むると共に、巧みに西洋の學術技藝を取り入れて、之れを日本化する事に努めたのである。

大學規則

次いで翌三年に至り、大學規則を定めて之れを敎・法・文・理・醫の五科に分ち、理科に於ては格致學（物理學）・星學・地質學・金石學（鑛物學）・動物學・植物學・化學・重學・機械學・度量學・築造學を敎授した。また醫科を本科・豫科の二科に分ち、本科に於ては解剖學・藥物學・原病學・病屍剖驗學・內科外科及び雜學・治療學兼攝生法を敎授し、豫科に於ては數學・格致學・化學等を授けるべく準備中のところ、未だその實現せざる中に、明治五年の學制發布となつたのである。

學制發布

明治五年の學制發布と同時に各藩主の學校を禁じ、全國を八大學區に分ち、每區に一つの大學を置き、その大學を理・文・法・醫の四科に分ち、卒業生には學士號を與ふることゝしたが、更にその翌六年には學制二編を頒布して法・醫・理・諸藝・鑛山・工業・農業・商業・獸醫等の各專門學校を置き、その卒業生にも學士號を授くる事となした。この學制の頒布により南校及び東校は、それ〴〵第一大學區第一番中學及び同醫學校となり、更に前者は翌六年に至り開成學校と改稱せられ、工業學校學科・諸藝學校學科・鑛山學校學科等の專門學科を加へ、また醫學校には製藥學敎場を設け、愈々理工醫藥等の如き科學に關する專門の敎育を始めたのである。

三　外國人の招聘と新進科學者

外國人の招聘と新進科學者

フルベツキ
グラタマ
コーニエ

學制の頒布に伴ひ、政府は外國から多くの專門學者を招聘し、之れを敎授に任命して敎育の任に當らしめた。その中、化學に關するものは、維新の始め、政府はまづ米國人フルベツキを大學南校の敎頭に聘し、和蘭人グラタマを大阪舍密局に入れ、佛蘭西人コーニエを鑛山業の顧問となした。また大學東校即ち醫學校で

ウイリス
ミュルレル
ホフマン
ニーウヱルト
コーチング
ヒルゲンドルフ

シェング
ダイヴアース
アトキンソン
ミルン
ナウマン

ユウイング
メンデンホール
ウェスト
山川健次郎
大澤謙二
矢田部良吉
菊地大麓
池田菊苗
三宅秀
松村任三
田口和美

岡玄卿
宇野朗
三浦省軒

も外國人招聘の必要を感じ、はじめは英國人ウイリスを聘して英國流の醫學を教授せしめたが、明治三年に至り獨逸の醫學者を迎ふる事になり、翌四年普佛戰爭が終はるに及び、初めて獨逸からミュルレル・ホフマンの二醫學者を聘し、次いで同五年には藥物學者ニーウヱルト、物理化學のコーチング、博物學のヒルゲンドルフ等が來着して醫學校豫科教授となり、從來の組織を改變し、大いに獨逸式の科學を教授したが、これ等の學者は單に醫學のみならず、我が國の一般科學の發達にも貢獻する所が多かつた。玆に於て他の學校に於ても之れに倣ひ、明治六年に至り大學南校では獨逸人カール、シェングを招聘して鑛物學を開講し、また英國人ダイヴアースを工部省工學校に聘して化學を教授せしめ、翌七年には同じく英國人アトキンソンを南校、即ち開成學校に聘して化學を擔當せしめた。次いで同八年には地震學界の恩人ミルンが來朝し、同九年には地質學のナウマン、同十年には醫學のベルツ、動物學のモールス等が招聘されたが、これ等の學者は我が學生を教授指導すると共に、自らも盛んに研究した。當時我が國に招聘された少壯學者の中には後の英國エヂンバラ大學副總理ユウイング、米國沿岸測地部長メンデンホールの如き大家もあり、ミルンの如き我が國人と結婚して永く在留した學者もあり、また工科のウエストの如く在留二十數年にも及んだ篤學者もあつた。

かゝる間に夙に政府から海外留學を命じられた我が國の少壯科學者も次第に歸朝し始めたので、わが科學界は次第に緊張して來た。即ち明治七年には物理の山川健次郎、醫科の大澤謙二等が歸朝して東京開成學校及び醫學校に開講し、同九年には矢田部良吉が歸朝して植物學の講義を始め、同十年には菊地大麓が歸朝して教授となつた。一方またこれ等の歸朝せる諸學者と相俟つて池田菊苗・三宅秀等の如き醫學校時代からの教授もあり、松村任三・田口和美等の如き内地で研鑽の功を積み教職に就いた學者もあり、後には開成學校や醫學校等の卒業生も出來るといふ有樣で、我が國の科學界の興隆に貢獻したのである。

即ち明治九年には東京醫學校から初めて二十五人の醫學士を出したが、その中には岡玄卿・宇野朗・三浦省

東京大學を創立す
久原躬弦
山下順一郎
高山甚太郎
高松豊吉
仙石貢
佐々木駒吉
小藤文次郎
工部大學校
石橋絢彦
高峰讓吉
小金井良精
阪田貞一
岩田武夫
横井時敬
高橋順太郎
青山胤通
田中館愛橘
藤澤利喜太郎
横山又次郎
山川義太郎
帝國大學
東京農林學校
農事修學場
駒場農學校
樹木試驗所
山林學校

軒等がゐた。その翌十年には東京醫學校と東京開成學校を併合して東京大學を創立し、之れを法・文・理・醫の四學部に分ちて一層その內容を充實した。この年更に久原躬弦（みつる）以下三名の理學士を出し、同十一年には下山順一郎・丹波敬三外七名の製藥士と物理の寺尾壽、化學の高山甚太郎・高松豊吉、土木の仙石貢等を始め總計十五人の理學士を出し、同十二年には佐々木政吉・片山國嘉外十九名の醫學士と十人の製藥士、地質の小藤（ことう）文次郎・鑛山の渡邊渡・物理の中村精男（きよを）等二十名の理學士を出したので、我が國の科學界も漸次發達の域に向つた。

これより先き工部省工學校もその內容を充實し、明治十年以來工部大學校と改稱されたが、同十二年初めて石橋絢彦・辰野金吾・高峰讓吉・片山東熊・曾根達造等二十二人の工學士を出して、工學教育の方面にも異常な發達をなした。また同十三年に至り東京大學の醫學部からは濱田玄達・小金井良精・緒方正規等を始め十七名の醫學士が輩出し、同理學部からは巨智部（こちべ）忠承（ただつね）・阪田貞一等を始め二十四名の理學士が出で、工部大學校からは岩田武夫等三十八名の工學士が輩出し、駒場農學校からは玉利喜造・横井時敬・酒勾常明・恒藤規隆外二十六名の農學士、札幌農學校からは佐藤昌介外二名の農學士が輩出した。次いで同十三年から同十五年の間に輩出した重なる學士は醫學士の榊俶・三浦守治・高橋順太郎・青山胤通・佐藤三吉・片山芳林・山形仲藝等、理學士の田中館愛橘・藤澤利喜太郎・飯島魁（いさを）・岩川友太郎・横山又次郎・佐々木忠次郎・五代龍作・白石直治・原龍太等、工學士の眞野文二・山川義太郎等、農學士の須藤義衞門・勝島仙之介・南鷹次郎・宮部金吾等が輩出して明治時代の我が科學發達に貢獻した。

明治十九年、工部大學校は東京大學と合して帝國大學となり、明治二十三年には東京農林學校をも併合した。この東京農林學校といふのは明治七年內藤新宿に設けられた內務省農事修學場の後身駒場農學校と明治十年西ヶ原に設置された樹木試驗所の後身山林學校とを併合し、明治十九年農商務省管轄の下に創立された

もので、現今の東京帝國大學農學部の源である。

・また一方大阪に於ては明治元年舍密局を置いたが、これが其後理學校と改組せられ、次いでこの理學校は明治三年に至り大阪洋學校と併合して大阪開成所となつたが、理學の方は比較的發達せざるも、明治二年に設置された大阪醫學校は同五年に至り第四大學區醫學校となつたが間もなく同校は廢止され、同時に大阪開成所は第四大學區第一番中學校となり。次いで同校は開明學校と改稱せられ、明治七年には純然たる大阪外國語學校と變じ、更に大阪英語學校となり、同十二年に至り再び之れを醫・理二科の專門學校となつたが、その翌十三年にはまた〳〵大阪中學校と改稱せられ、越えて同十八年には之れを大學分校となし、翌十九年には更に之れを第三高等中學校と改められ、東京大學の豫備校に改組された。ために科學界の中心は遂に大阪に置かれず、全く東京に集中されたが、この間北海道の札幌農學校からは新渡部稻造・内村鑑三・志賀重昂等を輩出して、明治科學の發達に少からぬ貢獻をなした。

四　明治初期の我が自然科學

明治八年英國人ミルンが工部省工學校に招聘されて來朝し、地質鑛物鑛山等の諸學科を講義を始めたが、着任早々彼の注意を惹いたのは東京附近に地震の頻發する事であつた。よつてミルンは早速その科學的研究に着手し、明治十三年に物理學のメンデンホール・菊地・山川等を始め、機械學のユウイング・グレー、地質學のナウマン・巨智部・關谷等と謀り、日本地震學會を創立した。

當時の我が地震學はその規模が頗る盛況にあり、ユウイングの發明せる水平動地震計、グレーの發明せる上下動地震計と相俟つて、地震の科學的記載を開始せるのみならず、爆破によつて惹き起される地震波の實

驗的研究、地殼の緩慢な變動に關する研究、地震に伴ふ電氣現象の研究等を始め、或る意味に於ては後世の記錄統計的研究よりも、もつと學術的であつた如く思はれた

地震に關係の深い地質學の方面では、明治六年以來シェング・ムンロー・ナウマン・ブラウンス・ゴッチエ等がつぎ〳〵と來着し、加ふるにシェングの指導下に和田維四郎を始め、獨逸に十一年間留學して歸朝せる原田豐吉が熱心に研究を進められ。これに次で小藤文次郎・橫山又次郎等も海外留學から歸朝後は地質學の研究に協力された。就中ナウマン・原田豐吉の本邦地體構造論は大いに後進を裨益した。また小藤文次郎の阿武隈秩父兩地方に於ける片麻岩結晶片岩等の研究は、斯界の研究家にその範を示したものと云ふべきである。當時また我が鑛物學は和田維四郎・菊地安等によつて普及された。

これより先き、明治九年開拓使廳では米國人ライマンを招聘して北海道の炭田地質を調査せしめ、後內地の油田炭田等を巡視せしめたが、明治十一年內務省は和田維四郎に命じて地質調査を始め、翌十二年には農商務省地質調査所を設け、はじめはナウマンを所長となし、次いで和田、巨智部の博士等が順次所長となつた。また之れと共に一方原田豐吉・大塚專一・鈴木敏等によつて我が國の地質及び鑛産が略ぼ明かにされた。加之、明治十七年には陸軍參謀本部に陸地測量部が開設せられ、海軍の水路部は明治四年以來我が國の沿岸を測量した。斯の如く地震學に於ては主として英國系統に屬する學者が研究の任に當り、地質鑛物學に於ては主に獨逸系統の學者が中心となつて研究したが、之れに反し動物植物學の方面は米國系統の學者が創業の任に當つたのである。卽ち動物學に於ては明治十年米國人モールスが招聘に應じて來朝し、次いで米國人ホイツトマンが來着して之れに代つたが、同十五年には箕作佳吉がエール大學から歸朝して教授となつた。また植物學に於ては田中芳男・伊藤圭介等の如き分類學者の外に、大學に於ては米國ユーネル大學出身の矢田部良吉が創業の任に當られ、松村任三等が之れを助けた。次いで動物學では飯島魁・佐々木忠次郎・石川千代松

シェング
ムンロー
ナウマン
ブラウンス
ゴッチエ
和田維四郎
原田豐吉
小藤文次郎
橫山又次郎

菊地安

ライマン

地質調査所
大塚專一
鈴木敏

陸軍陸地測量部の設置
海軍の水路部設置

モールス
ホイツトマン
箕作佳吉
田中芳男
伊藤圭介
矢田部良吉
松村任三
飯島魁
佐々木忠次郎
石川千代松

齋田功太郎
白井光太郎
渡瀨庄三郎
小石川植物園
モールス
坪井正五郎
小金井良精
山川健次郎
メンデンホール
ユウイング
エヤトン
グレー
ノット
田中館愛橘
アトキンソン
ダイヴァース
櫻井錠二
松井直吉
久原躬弦
垪和爲昌
高松豐吉
中澤岩太

等が現はれ、植物學では齋田功太郎・白井光太郎等が大學を出で、また札幌農學校出身の渡瀨庄三郎等が大いに貢獻した。

斯くて植物の植物標本が各地から續々大學に集つたので、その分類的研究の完成と共に、小石川藥園は明治八年小石川植物園と改稱せられて植物研究の資に供せられ、また動物學では箕作佳吉の鷄鼈の研究、飯島魁のヂストマの研究、佐々木忠次郎の蠶の蛆の研究、渡瀨庄三郎の金魚研究等が完成し、大いに學界を裨益した。

曩に來朝した米國人モールス教授は大森附近の貝塚を調査し、動物學の坪井正五郎、醫學の小金井良精等と共に人類學の源をなした。

また物理化學の方面に於ては明治七年山川健次郎はエール大學を卒業して歸朝し、同九年から開成學校に於て物理學を講じ、次いでメンデンホールは實驗物理學、ユウイングは機械工學を擔任して理學部に入り、エヤトン・グレー等は工部大學校で物理學を講じ、次いでノットは理學部の教授となつた。メンデンホールは亦東京の氣象を觀測し、我が國氣象學の淵源をなすと共に、我が國各地の重力による加速度を測定し、ユウイング及びその跡をついだノットは更に地磁氣の測定をも開始し、ユウイング及びグレーは地震計を發明したが、田中館愛橘・村岡範爲馳・長岡半太郎等はこの頃すでに大學を卒業して、メンデンホール・ノット等の研究を助けた。

つぎに化學の方面では東京大學のアトキンソン、工部大學校のダイヴァース等によつて着々仕事が始められたが、次いで櫻井錠二は英國の留學から歸朝して理論化學の研究を始め、松井直吉は米國の留學から歸つて應用化學を講じ、久原躬弦は有機化學に、垪和爲昌は無機化學を講じた。

猶ほ當時は學界の分野が今日の如く明かでなかつたので、高松豐吉・中澤岩太等は理學部の化學を卒業し

藤澤利喜太郎
寺尾壽

て工科に轉じ、藤澤利喜太郎は物理を卒業して數學に轉じ、寺尾壽はこれ亦物理を出て天文學の研究に轉じた。數學は當時すでに菊地大麓が英國の留學から歸朝し、東京大學創立以來その講座を擔任してゐたが、數學の獨立したのは明治十四年以來である。

五　明治初期の應用科學

明治初期の應用科學

創業時代の理科と工科はその分野が甚だ不分明であつて、その研究領域が鮮明でなかつたので理學部の出身者で工科に轉ずるものがあり、工科を出て理學を研究するものがあるといふ有樣でその間の區分が甚だ不充分であつて、明治十九年帝國大學の創設せられるまでは、東京大學の理學部にも機械・土木・採鑛冶金の諸科があり、工部大學校にも土木・機械・鑛山冶金の諸科があるといふ風で、兩科の區別は甚だ不分明であつた。隨つて當時理學部を出て工學博士になつた學者が少なくない。例へば渡邊渡博士・白石直治博士・原龍太博士・阪田貞一博士等はいづれも理學部の出身で工學博士となり、垪和(はが)爲昌博士は工部大學校出身で理學博士となり、大學で無機化學を講じたのである。また農科は永く大學から獨立し、駒場農學校・札幌農學校の名稱でゐたが、理科出身の佐々木忠次郎博士が駒場で講義をなし、札幌農學校出身の渡瀨庄三郎博士は理科大學の敎授を勤めるなど理科と農科は頗る緊密であつた。醫科は東京大學中の一分科として理科と並んでゐながら、事實は殆ど獨立してゐた。

ケルナー
コンドル
ベルツ
スクリバ

明治初期は何しろ各科學が漸く輸入せられた許りで、應用科學の域にまで達してゐなかつたらしく、甚だ文獻に乏しいが、獨逸人ケルナーが農學部で我が國の肥料を研究し、英國人コンドルは建築學を講ずると共に東京大學を始め多くの大建築を設計し、また獨逸人ベルツ及び同じくスクリバは內科・外科に於て名聲を揚げた。

我が國の應用科學の發達を來したのは、蓋し明治二十三年後のことに屬する。

明治初期の醫療藥品

第六節　明治初期の醫療藥品

明治初期の醫療藥品製造

一　明治初期の醫療藥品製造

明治工業史、化學工業篇に記する所によると「明治元年頃は本邦に製藥工業なしと謂ふも過言に非ず、草根木皮と正體不明の外來品とに依り需要を充し居たる有樣なりき。後藤帝國生命保險會社長となりし藥劑師福原有信が當時を回顧し記述せる一文あり、「余は明治元年帝國大學醫科大學の前身たる大學病院（當時神田和泉橋藤堂邸跡）に奉職せしが、其の頃より漸次化學藥劑を使用するに至りしも、皆舶來品にて內地には一も製藥所又は製藥者なし。（中略）大學病院藥局にても明治二・三年頃より原料に舶來品を用ひて一部の丁幾・舍利別・越幾斯及び絆創膏の類を製造し、之を患者に使用するに至れり」と想ふに其の當時本邦に一の製藥業者無かりしとは謂ふ能はざらんも、殆ど兒戯に類するものなりしならん。明治二・三年頃日本橋本町にて奥野元碩なる人簡單なる裝置を用ひ、初めて鹽酸・硝酸の類を製造し、本町の藥種商より賣出せし事ありと謂へど、其の普及び質に至りては明かならず。此の外民間に曖昧なる小製藥者出で、土鍋と七輪とを用ひ、姑息なる方法にて水銀劑（昇汞・甘汞・赤降汞等）を製し、本町にて發賣せりと云ふ。斯くの如く未だ完全なる製藥工場なく、熟練せる技術者なく、且之を使用する醫師に眞贋精粗を鑑識する能力なく、加ふるに製藥業の取締上何等の制限なかりしかば、製造者は各自任意の手加減にて出來上り次第その製品を市場に送り、使用上の危險も亦甚だしく世人の洋藥に對する信用を失墜せり。

奥野元碩

當時最良の藥品を輸入せしものは獨逸なれども、其の他の各國よりも種々低廉なる粗惡品輸入せられ、明治

陸軍藥制史
平山增之助
陸軍々醫寮

十年頃までは贋造品又は粗悪品を輸入せること僅少ならざりき。之れ本邦に藥品製造業なかりし爲のみならず、藥學上の知識無かりしによること多し。次に摘録するは、平山增之助が後年陸軍藥制史中に記載せる所なるが、以て當時の藥學に對する邦人の知識程度を察知するに足るべし。「明治十五年余が出身したる陸軍軍醫寮の病院には既に一たび整理を終へたる後なりしも尙多數の英國製品及び和蘭製品あるを見たり。當時某古參者の話に嘗て洋藥の輸入を企圖し、某會社のカタローグに據りアルファベット順を以て稍大規模に註文を發したるも、後或事情の爲、半途にて之を中止し、次回の註文を見合せたるが故に、某字までの藥品は悉く充實せしも、其の字以下は一品もなかりき」と云ふ云々』とあり、以て當時に於ける醫療藥の一斑を窺ふに足るであらう。

製藥免許手續を布達す

司藥場

斯く明治初期に於ける我が醫療藥品は殆ど全部輸入洋藥に仰ぐの狀態だつたので、之れに鑑み、內務省は明治九年五月、製藥免許手續を布達して國內の製藥を奬勵し、以て良藥を製出させようと試みるに至つた。これに刺戟されて二三の資本家が製藥工場を設立して、製藥を試みたが、原料に對する知識の不足と、資金の永續せぬことゝ、製藥法の不完全とで、折角工場は出來て製藥に着手せしも、忽ち輸入品に壓迫されて、いづれも廢業するに至つた。當時官にあつて製藥に努力したのは、司藥場である。

二　硫　酸

硫酸

大阪造幣局の硫酸製造計畫

中島謙吉

明治工業史の記する所に依ると、明治以前には之れを大規模に製造したる者なく、明治元年大阪に造幣局の創立せらるゝや、鑄造材料たる鑛物の精製用として多量の硫酸を要する事になつたので、その製造所を造幣局構內に設立する計畫を樹てゝ中島謙吉に命じて硫酸製造に要する機械を長崎製鐵所に註文せしめたが、この計畫は遂に實現を見ずして中止せられた。

フインチ
ロー
足立太郎
土肥壽政
井岡大造
久世治作
豐原百太郎
山口武
入江惟政
岡口一三
長谷川爲治
小林秀昌
星野久道

然るに越えて明治五年に至り、造幣局では英國人フインチを雇聘して硫酸製造工場の設計及びその製造方を指導せしめ、更にその後ローと稱する鉛工を招雇してフインチを補助せしめ、淀川沿岸の造幣局本館上流の約三丁の地に鉛室二個、硫黄焚口十二個、蒸發室一棟を建設し、一日五噸を製造し得る工場を設立した。當時その任に當つたものは足立太郎・土肥壽政で、技術者は初め井岡大造であつたが、後ち久世治作・豐原百太郎・山口武・入江惟政・岡口一三・長谷川爲治・小林秀昌・星野久道等が擔當した。當時は十封度の硫酸に對し十封度の硫酸曹達を要したと云はれ、且つ製造原料の硫黄は初め九州産を用ひ、後ち北海道産のものを用ひたが、之れはセレニユームを含有するので、鉛室内には暗赤色の小粉が沈澱したと云はれる。

硫酸製造株式會社の設立

川口硫酸製造株式會社の設立

　フインチは明治八年九月滿期解職のため歸國したので、その後は外國人の指導を俟たず、專ら日本人の手で製造したが、同年には多量を支那に輸出するに至つたので、翌九年擴張の必要を認め、蒸氣室一棟を增築し、次いで同十四年には更に鉛室一個を增設し、翌十五年には白金蒸溜器を購入して不斷蒸溜を創めたが不結果に終つて中止した。その後多少の擴張があつたが、技術は舊態依然で毫も進歩の跡を見ず、多少時代遲れの感があつたが、その間に大阪川口に私設硫酸製造株式會社が設立されたので、同十八年十一月に至り、同所全部を舉げて民間に移す事になり、新に硫酸製造株式會社を組織し、同所を借受けて引續き製造を繼續することになり、明治十九年からその製造に着手し、年額百四十萬乃至百六十萬封度を製出したが、明治二十二年下半期に於て川口硫酸製造株式會社と併合するに及び、年額實に二百五十萬封度を產するに至つた。これより各地に硫酸製造會社が設立されたが、いづれも明治十年後のことに屬する。

三　酒　精

酒精

太田倉吉の酒精製造

明治六年、東京の太田倉吉は東京本所番場町三番地で燒酎を再蒸溜して酒精を製造した、これが我が國に

於ける酒精製造の濫觴である。前記の如く倉吉は酒精を製造するに燒酎を使用したが、或日燒酎の原料たる粉米の買入れに赴く途中、隅々路傍の川で砂糖の包裝に用ひたアンペラを洗つてゐるのを見て、そのアンペヲに附着せる糖分を利用することを思ひつき、歸宅後アンペラを洗つた水を酒精の製造に用ひ、また或時は殘飯をその製造に利用したこともあつた。明治工業史の記する所に依ると、その製造に當つては機械を十二臺据付け、一月に二・三石の蒸溜を爲したと云ふ。斯くて太田倉吉は明治二十八年頃まで製造したが、當時橫濱五十五番館のロツキング商會が頗る廉價な酒精を輸入して賣出した事と、不幸にして同二十八年倉吉の工場は全燒した事と、その後原料が著しく騰貴した事とに依り到底製造を繼續し難いので、遂に廢業するに至つた。

輸入酒精のため太田倉吉大打擊を蒙る

小西儀助

東京の太田倉吉に次いで酒精の製造を開始したのは、大阪の小西儀助である。即ち明治九年、儀助は大阪道修町二丁目に工場を設立して、酒精の製造を開始したが、當時は酒精の製造法が極めて幼稚で、酵母を應用することを知らず、ために主として腐敗した淸酒または淸酒醪等を原料としてゐた。加之、燒酎蒸溜機の如きすら不完全極まるもので、ホクトメートル三十五度位のものを蒸溜するに過ぎない狀態だつたから、輸入酒精を驅逐するが如きは、到底思ひも寄らぬ有樣であつたと云はれる。

獨逸酒精の輸入

内地の酒精製造が斯く幼稚なる際、こゝに亦大敵が現はれ、ために我が國の酒精製造は殆ど休止の狀態となつた。それは明治十二、三年の頃、橫濱の友田某が獨逸から罐入酒精を輸入し、之れを京阪地方で販賣するや、該酒精は品質優良にして價格低廉なる爲め、内地の當業者は非常な打擊を蒙り、ために爾來十數年の間は市場を輸入獨逸酒精に獨占せられ、いづれも廢業の已むなきに至つた。當時内地の製造は規模の小なること、資本の潤澤ならざること、製造法が幼稚にして不完全なること、原料品が高價なる爲め生産費が高くつくこと等のため、到底輸入品と競爭することが出來なかつた爲めだと稱せられる。

四　司藥場

醫務局
醫制を定む
毒藥劇藥の取扱規則
司藥場の設置
松永東海
ゲアルチ
ベゼブルツエ
醫藥品檢査の始め
エスエーキマン
藥品の無料檢査
京都司藥場
ゲールツ
大阪司藥場
ベウドルフス

我が國で初めて醫藥の化學的研究に着手したのは各地の司藥場で、これは後世の衛生試驗所である。維新後歐米の新知識を輸入すると共に、醫術も在來の皇漢方以外盛んに歐米の醫術を採用し、醫書の飜譯刊行も相當に行はれ、これにともなひ洋藥の輸入は漸次增加した。然るにこの機を利用して贋造品を輸入する者も少なくなかつたが、悲しいことには、當時これ等の輸入洋藥を取扱ふ我が藥種商には、その眞僞を識別する知識なく、取扱上頗る不便なるのみならず、これを放置するに於ては甚だ危險なので、明治六年三月に至り、文部省はまづ醫務局を設置し、次いで醫制を定め、その中には從來放任されてゐた毒藥・劇藥等の取扱に關する規則を設けた。されど民間に散在する醫藥品の眞贋についてはこれを如何ともすることが出來ないので、その鑑別に便する爲め・明治七年三月に至り、文部省では東京司藥場を設置し　工場を府下馬喰町に建設して專ら醫藥品の檢査をなさしめ、兼ねて衛生上に關する種々の試驗を行はしめた。初め七等出仕松永東海を場長に任じたが、當時我が國には未だ化學的技術に長ずるものがなかつたので、已むなく外國技師を雇聘するに決し、獨逸人ドクトル、ゲアルチ、和蘭人ドクトル、ベゼブルツエを聘して同年七月試藥のことを監督せしめた。これは我が國に於ける醫藥品檢査の濫觴である。次に和蘭人ドクトル、エスエーキマンを雇聘して、專ら飲食物の試驗に當らしめてゐたが、後同工場が漸く狹隘を告ぐるに至つたので、同年八月當時下谷にある醫學校内に移轉すると共に、廣く民間の需要に應ずるため、同年九月布達を三府に發し、同場場に於て藥品の無料檢査を開始した。

明治七年九月、更に京都に司藥場を設立し、長崎醫學校の雇醫ドクトル、アイゼ、ゲールツを聘して試藥を監督せしめた。翌八年三月には又大阪に司藥場を設置し、蘭醫ベウドルフスを聘して、同藥場を監督せし

めた。

衛生局　また政府では官制の改革にともなひ、衛生事務を文部省の醫務局から分離して獨立せる一局(衛生局)となし、之れを內務省に屬せしめると共に、司藥場を內務省の衛生局に屬せしめた。一方司藥の事業は着々進捗し、同年十月には司藥場檢査印紙を定め、試驗依賴藥の善良なるものに對し、この檢査印紙を貼付して不良藥品の驅逐に努めたので、該制度は頗る好評を博した。

司藥場檢査印紙

これより先き、需要の增加にともなひ、我が國人中に藥品を製造して之れを市場に販賣するものが激增したが、製藥品の幼稚なると、醫藥化學の知識に乏しい爲め、折角製造しても藥品中に品質の劣惡なものが多く、その弊害も甚しいので之れを防止し、その粗製を取締るため、明治九年五月製藥免許規則を發布した。玆に於て司藥場は同規則によつて各種の製藥を檢査し、良品の製造不可能なものに對してはその製法を指導し、努めて良藥の製造に努力した。

製藥免許規則の制定

然るにその後司藥場の事務的都合により、明治九年には京都司藥場を廢して新たに橫濱と長崎に司藥場を設置したが、長崎司藥場には藥品の試驗を依賴するものが極めて尠なく、殆ど之れを必要としないので、同十四年之れを廢するに至つた。この間各地の司藥場は單に藥品の良否を檢査するのみならず、場內に製藥學教場を設けて試藥師及び助手には餘暇を利用して製藥學の講義を聽講せしめ、以て後年の藥劑師及び製藥者を養成した。かくて明治十六年五月、司藥場は衛生試驗所と改稱せられた。

藥劑師及び製藥者の養成

衛生試驗所

五　日本藥局法の選定及び藥品の取締

日本藥局法の選定及び藥品の取締

明治工業史、化學工業篇に『醫療藥品の檢査及び取締に關する施設は維新當時にありては何物もなく、只明治初年東京大學東校にて賣藥の檢査を委託せられたることあるのみなり。然るに我が陸軍にては明治三年

軍事病院規則書
司藥醫官大鈴弘毅
軍醫寮藥局掛藥局定則
軍醫寮局方
陸軍藥局法の始め
日本藥局方の濫觴
緒方惟準松本良順
海軍病院
横濱海軍假病院
奥山虎炳
前田清則
和田豊明
海軍藥局方の制定

五月軍事病院規則書なるものを發布し、其の中に司藥醫官と稱するものあり「製藥調合藥湯・繃帶製造・藥劑出入を司る」と定めらる。之れ後年の陸軍病院藥劑官にして軍醫大鈴弘毅の如きは此の職に在りし人なり翌四年兵部省中軍醫寮を置き藥局掛及藥局定則を公布し、主として藥品の檢査及び執務時間を定めたり。明治五年制定せる軍醫寮職員令並に事務掌程は章句甚だ簡明なりしも、各職員の職責を明示し、藥品の取扱及び出納に對する注意を添へ、最も完全なるものなりき。殊に其の末項に添加せる軍醫寮局方は明治四年冬の創案に係るものにして、實に我が陸軍藥局法の嚆矢たるのみならず、復本邦藥局方の濫觴たり。

是より先、石井文部省中教授の飜譯せる英國藥局方ありしも、本書は單に飜譯に限り、行政上の目的を有せしものにあらず。軍醫寮藥局方は渺たる一小冊子に過ぎざれど、當時所謂蘭醫の大家たりし緒方惟準・松本良順等を網羅せる軍醫寮にて數年の歲月を費し專ら英吉利及び和蘭の局方を參照し、本邦にて最も多く使用せらるゝ丁幾劑、其の他十二種百二十品の藥劑に就き製法及び配合法を規定せるものなり。」斯くて軍醫寮局方は明治十一年五月增訂し、陸軍病院藥局方と改題したれども、「何れも藥物一般の性狀及び製法を記したるものにあらず。只陸軍部内に於てのみ行はれたるものなれば、後年日本藥局法の制定と共に自然要なきものとなれり云々」とあつて、明治初期に於ける陸軍々醫寮藥局方の發達を知ることが出來るが、他方海軍は明治五年二月二十八日兵部省を陸海軍の兩省に分離して、各々獨立の一省となすまでは陸軍と共に兵部省の下に置かれたので、陸軍と同一取扱ひを受けてゐたのであるが、唯海軍の傷病兵だけは明治三年六月高輪御殿山舊山口藩邸跡に設立された海軍病院及びこの海軍病院に次いで設立された横濱海軍假病院に收容されて治療を受けてゐた。然るに明治五年二月二十八日兵部省が陸海軍の兩省に分離せらるゝに及び、海軍省は從來の海軍病院を廢して海軍軍醫寮を置いた。次いで海軍省では明治七年に至り海軍藥局方を制定した。これは奥山虎炳・前田清則・和田豊明等の編纂したもので、主として製劑の方法を明かにしたものに過ぎないが、當

時にあつては我が國唯一の製藥指導書で、藥局及び製藥者を裨益する所が多かつた。

岩倉大使の歐米派遣と長與專齋の隨行

文部省の醫務局

當時政府に於ても日本藥局法制定の必要を感じてゐたが、種々の都合で未だその機に達せず、暫く放任してゐたが、偶々明治四年十一月政府は岩倉具視を大使として歐米に派遣するに當り、長與專齋を隨行せしめて歐米の醫事制度を調査せしめたが、同大使一行の歸朝するや、明治六年三月、文部省に醫務局を設置し、長與專齋をその局長に任じ、醫事制度を調査せしめた。然るに同局にては藥品檢査の基準を定める必要を感じ同年五月文部省は大學東校の獨逸敎師に諮詢して藥品取締條項二十八ケ條を起草し、之れを太政官に具申した。これは單に起案に過ぎないが、我が國で獨逸の藥制を採用しようとした濫觴である。

獨逸藥制採用の濫觴

醫制の發布

醫制の內容

毒劇藥の取締法

明治七年八月、醫制七十六箇條が發布された、本法の大要に就いては明治工業史、化學工業篇に『本法は公衆衞生醫師藥品及び藥舗の各項を網羅せるものにて本邦最初の醫師免許法たると共に、復藥品取締規則の濫觴とす。毒劇藥の取締は本法第四十七條より第四十九條に於て別に定むべき事を示したれば、同年九月及び十月文部省は更に其の取締法を公布し、東京・大阪及び京都の三府にのみ施行せしむ。此の時毒劇藥として指示せる品目は砒石以下三十點なり。十二月東京府のみに對しキニーネ・沃度加里二品の贋造品の販賣及び貯藏を禁じ、犯す者は五拾圓以下の科料に處する旨を定む。九年更にストリキニーネ以下十九品を追加し適用品には檢査濟印紙を貼附して發賣せしめ、十月より全國に施行す』とある。また同九年五月に至り、內務省は製藥免許手續を布達し、こゝに初めて製藥人を認め、我が國に於ける製藥工業の勃興を誘導するに至つた。

製藥免許手續の布達

藥品法

明治七年八月發布の醫制によつて毒劇藥の取締は全國一般に施行されたが、贋造品の販賣及びその貯藏の禁令は三府のみに限られたので、取締上不便且つ不徹底を免れないので、政府は之れに鑑み、各地に於ける司藥場の完成を待ち、明治十一年司藥場に命じて前記の兩規定に代はるべき藥品法を提案せしめ、明治十三

中央衛生會

三國語で書いた日本藥局法の完成

明治初期の醫學書

年一月之れを全國に公布した。されど本法は舊法に比し稍々改善の點なきにあらざるも、要するに不徹底を免れなかつたが、明治二十二年法律第十號の現行發布に至るまでは、本法の施行を見たのである。

明治初期の如き、不良藥品が跋扈し、贋造洋藥の盛んに輸入せらるゝ時に當つては、日本藥局方の選定は急務であるが、內務省に於ても夙に鑑みる所があり、明治十三年十月、內務卿は事態を具申し、同方選定方の伺書を太政官に提出した。よつて太政官は翌十一月中央衛生會に同方の選定を委任したので、中央衛生會では鋭意之れが編纂に當り、五年の星霜を經てやうやくその編纂を了はり、明治十八年十月日・獨・羅甸の三國語で書いた日本藥局法を完成した。

第七節　醫術に關する出版物

いま明治初期に於ける醫學に關係ある主要な出版物を、擧げて見ると、

明治二年

舍密局開講之說　　ハラタマ著

舍密とは國語で、化學の意味。明治二年五月一日大阪舍密局で開講式を行つた際、同局教頭ハラタマの演述を翻譯したものである。

明治三年

理科新說　　ハラタマ述

同じくハラタマ其講義の翻譯である。

醫道百首　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　權田直助著
日講紀聞　　　　　　　　　　　　（蘭）　抱獨英講

明治四年

虎烈刺論　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石黒忠悳著
リユンドルペスト　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　同　氏著
傳染病豫防民部省達

これは民部省が各府縣に對して送つた御觸れで、當時シベリアから流行して來た家畜の傳染病を警告したものである。

病理略論　　　　　　　　　　　　（蘭）　滿斯歇兒篤講
脚氣新說　　　　　　　　　　　　（英）　亞　晰著
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長谷川泰譯

明治五年

牧　牛　說　　　　　　　　　　　　　　杉山安親譯
診法要略　　　　　　　　　　　　　　　佐々木師興著
撒善篤繃帶式　　　　　　　　　（米）　撒善篤著
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横井信之譯
瘧疸治範　　　　　　　　　　　　　　　杉田玄端譯
黴毒新論　　　　　　　　　　　　（英）　偉　理士著
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三田村惟一譯

僂麻窒斯新論　（墺）普林篤著　八杉利雄譯

布列私氏解剖圖譜　中定勝譯

虞列伊氏解剖訓蒙圖　松村矩明譯

明治六年

子育の卷、博覽會見聞錄別記　近藤眞琴

長生法　石黑忠悳

普葉摘要　森鼻宗治著

醫療大成　（英）丹涅爾著　司馬盈譯

外科拾要　（英）构刺兒僊著　牛井成實譯

明治七年

全體新論譯解　石黑厚譯

全體新論譯解　高木熊三郎譯

兩書ともに英國ガッチンの解剖學を翻譯せるものである。

整骨說略　名倉知文譯

蘭軒遺稿　伊澤信恬著

原病學通論　（蘭）亞爾蔑蝶斯著　樫村直厚等譯

肉餌辨要 三浦煥譯

牛病新書（蘭） 紐滿著 柏原學而

明治八年

原病各論（獨） 華烏蘇格著

丹氏醫療大成（英） 丹涅爾著 坪井爲春等譯

新撰方鑑（獨） ワンデンブルグ著 坪井爲春抄譯

華氏病理摘要 長谷川泰譯

日講紀聞産科論（蘭） 越兒蔑斯著 高橋正純譯

痘瘡略說 平川良輔抄譯

西藥新篇 緒方惟準著

斂氏藥性論（獨） 斂都著 兒立寛譯

用藥軌範（獨） ワンデンブルグ著 司馬盈之譯

明治九年

馬原病學（佛） 亞安護著 深谷周三等譯

蹄鐵提要　（佛）　巴斋著　大藏平三譯

琳傑爾藥性論　（米）　琳傑爾著　小林義直譯

鑑藥精義　石塚左玄著

改正袖珍藥說　（米）　慧紀著　桑田衡平譯

精神病約說　（英）　貌德斯禮著　神戸文哉譯

耳科提綱　（米）　クロッス著　柏原學而譯

外科手術　田代基德著

外科說約　石黑忠悳著

腸窒扶斯論　佐藤玄信著

九年より十三年

外科通論　佐藤進著

灌腸略說　（英）　マットソン著　淸宮棠輔譯　堀內利國譯

羅氏病理學　（獨）　羅耳士曼著　横地君美譯

病理新說　（英）　虔里應著　桑田衡平譯

保嬰全書　（白）　設兒沕私著　高松凌雲譯

原病學摘要　海瀬敏行著

丹氏察病學　（英）　丹涅爾著　小山內建譯

內科必携理學診斷法　（米）　ルーミス著　小林義直譯

內科簡明　（獨）　捃設著　林東海等譯

普佛戰鬪醫事日記　横井信之譯

舍密階梯　原田道義編

明治十年

產科新書　加藤寧蔭編

西醫略論釋解　山本義俊著

濟壽館醫籍備考　岡田昌春等編

解剖攬要　田口和美著

越氏生理各論　越爾蔑嗹斯著　大久保常成譯

內科全集　森鼻宗治著
虎列剌病論　高橋正純著
外科通術　石黑忠悳著
治黴新說　櫻井郁次郎著
藥物學大意　太田雄寧著
對症備考　江馬春熙著

（帝國圖書館藏書に據る）

第五章　美術工藝篇

第一節　日本畫

一　明治初期の日本畫

日本畫

明治初期の日本畫

廢藩置縣・

政教一致
神祇官
太政官

維新後、政府は盛んに歐米の文物制度を輸入して新日本の建設に沒頭したが、明治四年七月、政府は遂に廢藩置縣を斷行するに及び、二百七十餘の大小名とその家人等は華士族として遽にその領地を召上げられ、世襲祿の代償として若干の公債證書を支給されたが、これは元より衣食の料に足らず、さりとて父祖以來武技を專業とせる是等の武士が俄に他の業に就くことも難く、言はゞ一種の失業者として暫く徒食する外はなかつたが、それも永くは續かず、華族に列せられた舊大小名は勿論別に衣食住の考慮を要せぬが、士族に屬せる舊家人等は漸次衣食に窮し、遂には父祖傳來の古書畫・什器をはじめ、もとは武士の魂と稱して誇つてゐた大小を賣つて衣食せざるを得なかつたのである。

一方また商人等は維新革命のために、從來唯一の顧客とせる大小名を始め、その家人等が俄に職を失つて四方に離散したので、各地の城下町は恰も火の消えたる如く、自然取引が中止の姿となり、その打擊は非常なものであつた。就中いはゆる各城下の豪商などは舊藩主やその家老などに莫大な金の融通をなしてゐたがこれ等の退散と共に踏倒され、殆ど回收の道はなく、非常に困惑したのも尠くないと傳へられる。

それに明治元年三月、王政復古と共に政教一致の方針に準じて神祇官を太政官の上に置き、以て神佛を裁

廢佛毀釋の令

別し、また社僧別當職を止め、八幡大菩薩等の號を廢し、兩部の神社から本地の佛體を退け、かくて排佛毀釋の令が出づるに及び、地方の官吏神官僧侶の中には之れを誤解し、神社は佛教に關するものを斥け、佛寺は神道に關するものを除かうと努めたので、古來の著名な殿堂・彫像・繪畫・典籍中燒棄されたものが多く、その損害は莫大な額に達すると傳へられる。

加之、維新後王政復古と共に歐米人が盛んに渡來して文化的施設に關與すると共に、政府に於ても亦盛んに歐米の文物制度を輸入したので、我が國民は上下を擧げて歐米の文化を讃美し、勉めて靴・ランプ・蝙蝠傘馬車・洋服・高帽等を用ひて歐化主義を採つたので、到處に怪しげな洋風の家屋を造り、室內には拙い油繪などを飾り、父祖傳來の古法眼を顧みざるに至つた。我が國民の古美術が盛んに外國へ流出したのは、實にこの時代である。

鐵砲の代りに千代田城の書畫什器を渡す

また當時政府は頗る財政難に苦しみ、ために美術方面の保護に手が出せなかつた。從つて古美術品の海外流出に就いても法規の制定は勿論のこと、それを見聞しても顧みるの暇がなかつたと云ふ。それに世間は未曾有の不景氣で所有者がこれを賣つて衣食の料に充てようとしても買手がないので、勢ひ書畫の賣却方を書畫屋に依賴すると、その書畫屋はそれを携へて橫濱居留地に赴き、外國人に賣つたものだと傳へられる。外國人は內地人の二倍も三倍も高價に買ふからである。明治の初年、古美術品の盛んに海外に流出したのも決して偶然ではない。維新當時政府が如何に窮乏したかは、我が國に於ける郵便制度の創始者とも稱すべき驛遞頭前島密の談に依つてもその一斑を覗ふことが出來る。卽ち同氏の談に『明治の初年財政の困難狀態は別項にもあるが、當時獨逸商人に鐵砲三千挺を註文に及んだ。其の價が壹萬五千圓であつた。扨て品物は到着したが、支拂の金の調達が出來ぬ。そこで據なく現金で五千圓を拂ひ、壹萬圓は品物で渡すといふ窮策を取つた。其品物は何かといふと德川氏の什器什具である。勿論千代田城內には幾代の德川氏が榮華を極めた、其

谷口靄山
野口幽谷
安田老山
瀧和亭
奥原晴湖
菊池容齋
小林永濯
柴田是眞
田崎草雲
杉谷雪樵
田能村直入
岸竹堂
鈴木松年
久保田米僊
今尾景年
河鍋暁齋
月岡芳年
豊原國周
狩野芳崖

名殘の貴澤品は充ち滿ちてゐた。是等の品物を手當り次第幾千點となく、大書院に陳列して、獨逸商人を呼び寄せて之れを見せ、サア之れを一萬圓の抵當にやるから引取れと命じた。彼是異議を云へば、其儘に置かぬと云ふ劍幕だから商人は直ちに承知したが實に商人は恐悦であつたに相違ない、自分も其陳列された品物を一覽したが、なか〳〵立派なもので蒔繪ものや陶器や書畫や實に目を驚すほどのもので、今などでは一品で何萬圓もするものが少く無つた。實に惜しいことを遣つたものだ。併し列品の中には刀劍類は一つも無つた。刀劍は武士の魂といふ念があつた爲めと、當時はまだ價があつた爲めに出さなかつたのだと語られた」(明治初年)とある。以て、當時上下の美術に對する思想の一斑を覗ふに足るであらう。知識階級にして尙ほ且つ然り、失業士族や無智な町人の美術に對する態度は、敢て想像に難くないであらう。

明治初期は實に美術の暗黑時代であり、美術家の失業時代と云ふべきである。美術や文學は平和に咲く花である、隨つて明治初期の如き思想的にも政治的にも混亂した時代には美術は繁榮しない。然らば明治初期に全く美術はなかつたかといふに、否なあるには有つたが、その多くは舊幕時代の遺物に過ぎない。然るにこれ等の遺物たる畫家の多くは當時既に高名な大家で、舊幕時代には德川氏や各地の藩主から扶持せられ、またはその家人の庇護を受けて生計を立てゝゐたのであるが、維新と同時に扶持を離れたので、畫を以て一家を維持することが出來ず、止むを得ず些末な事業に躬を委ねて、一時の急を凌ぐに至つた。

勿論中には南宗派の谷口靄山、野口幽谷・安田老山・瀧和亭・奥原晴湖等の如き、狩野派から出て歷史畫を描いた菊池容齋・また浮世繪を描いた小林永濯等の如き、四條派から出て諷風を描いた柴田是眞の如き、足利の田崎草雲・熊本の杉谷雪樵・京都の田能村直入・岸竹堂・鈴木松年・久保田米僊・今尾景年等の如き、東京の河鍋暁齋・月岡芳年・豊原國周等の如き明治初期の畫壇を飾つた花形もあつたが、併しこれ等の畫家と雖もその華やかな活躍はいづれも明治廿年代で、その他は大抵轉業し、辛うじて糊口するといふ有樣で、その生

五稜廓の戰
京濱間の鐵道開通
郵便電信
假名垣魯文
成島柳北
松村春輔
芳幾
芳虎
一景
國政
廣重
中島來章
川端玉章
森寬齋
野村文擧
田能村直入
中西耕石
岸竹堂
巨勢小石
白井華陽

は實に悲慘なものであつた。近世繪畫史に『狩野芳崖は明治の畫事を革新せし功勞第一の人なり。されど當時、東京にありて赤貧洗ふが如く、人の勸めによりて五十幀の畫を作り、これを賣りて衣食の料に充てんとせしかど、大道の露店に空しく塵を蒙るのみ、やうやくすべてを三圓にて田舍廻りの小商人に賣りて止みぬといふ。芳崖また貧に苦み、砲兵工廠の圖案課に傭はれんとして試驗を受けしに、用器畫に落第して採用せられず。かの天才を以てこの凌辱を受く、痛恨の極といふべし。その他の名家も困窮の狀相似て、東京なるは諸官省に傭はれて器械畫を引き、京都なるは染織業の人に使はれて刺繡友禪染の下繪を畫きなどして、纔に糊口の計をなしたり』とある。

然れども維新の擾亂も五稜廓の戰を最期として全く平定するに及び、政府が漸次建設的施設に着手するや產業は各地に勃興し、明治五年京濱間の鐵道完成を魁として各地に馬車・人力車が行はれ、郵便電信の制度が布かれ、外國との交通頻繁を加ふるに從ひ、一時火の消えたやうに寂れた東京も江戶時代にも優さる繁華を極め、再び美術の中心となるに至つたが、明治も西南の役以前は未だ新文化の搖籃時代で、就中美術と文學は舊幕府時代の連續で、歐米文化の影響は殆どないと斷言してもいゝ。例へば當時文壇で假名垣魯文・成島柳北・松村春輔等が相變らず江戶時代の合卷物を出してゐたと同じやうに、畫壇に於ても狩野派には永悳・勝川があつて家格を嚴守し、柴田是眞の琳風の如き、芳年・國周・芳幾・芳虎・昇齋一景・國政・廣重等がありしも、いづれも江戶の浮世繪を一步も出てゐないが如き、圓山派の中島來章の門から出た川端玉章、寬齋の門から出た野村文擧の如き、文人畫の田能村直入・中西耕石・岸派の岸竹堂・巨勢小石・白井華陽等の如き、文晁の門から出た佐竹永陵・鈴木鷺湖・田崎草雲・四條派の鈴木瑞彥等の如き、いづれを見ても唯徒に師の畫法を忠實に描いたに過ぎない、畫のどこに明治らしい、潑剌たる清新な、全く明治的な獨創があるであらうかこの意味に於ても明治初期の日本畫は瞭に江戶時代の殘燭、否なもつと端的に云ふと江戶時代の續物を描い

谷文晁
佐竹永陵
鈴木鶩湖
鈴木瑞彦
明治初期の作品發表機關
第一回內國勸業博覽會
ゲリノ
町田久成
明治事物起原
花ガス
噴水池
住吉踊
鬼燈提灯
長崎香蘭社
秦藏六、高島炭坑後藤象次郎
石井研堂
秦藏六
孝明天皇
德川慶喜

てゐたに過ぎない。新しい、生々とした、眞に明治を代表するやうな新日本畫の誕生したのは憲法發布後で明治初期に全盛を極めた畫家の門人の時代からである。

二　明治初期の作品發表機關

畫家がその作品を公設の展覽會に陳列して公衆の批判に訴へたのは、明治十年八月東京上野公園內に開催された第一回內國勸業博覽會の時が嚆矢であるが、これは陸軍士官學校御雇圖畫教師ゲリノが町田久成等と謀つて同博覽會に美術部を設置せしめ、廣く畫定の新作を出品して陳列し、一般公衆に展覽せしめたのである。明治事物起原にも『若し夫れ同會設備の一斑を言はゞ、地を東京上野公園地にトし、美術館・本館・農業館・機械館等建物を分ち、表門の上には大時計を掲げ、構內に穿てる徑り六間餘の池は、不忍池の水を引きて噴騰せしめ、又場中に、果物野菜等を奇麗に植付け、會場の西の方には盆栽類を陳列す(中略)會場內、美術館うらへ、直徑一尺餘の菊花御紋形の花ガスを點じ、公園前風車の左右より山王山下邊を賣店の前へ野提燈を掛け、美術館前の噴水池の廻りには、住吉踊の傘樣のものへ提燈を奇麗に列ね、園藝館の大松の絕頂より左右へ綱を引き、數千の鬼燈提燈をつけたるは、富士山かと怪しまれ(中略)滿山星の散れるが如く明晃、往來人の雜沓にて、大道店などは踏潰されたる程なりし。十一月二十日褒賞授與式あり、名譽賞牌六人(繪畫菊池容齋、陶器長崎香蘭社、銅器石川銅器會社、絹帛京都秦藏六、石炭高島炭坑主後藤象次郎等)、龍紋賞牌三十六人、鳳紋六百十一人、花紋九百十八人、褒狀二千四百六十五人なりし』とある。(上記明治事物起原の記事中に絹帛京都秦藏六とあるも、これは石井研堂氏の誤りなるべく、秦藏六は山城愛宕郡岩屋村秦藏平の子で、二十二歲の時京師に出で、龍文堂について鑄金術を學び、刻苦精勵遂に一家をなし、夙くも孝明天皇の勅を奉じて鶴冠鈕の御銅印を鑄造せし外、慶應二年には第十五代將軍德川慶喜公の命をうけて

今泉雄作
篁林龍峰
扇面亭
萬助
書畫會

雙龍鈕征夷大將軍の黄金印を鑄造した。次いで明治六年二月宮內省の命を奉じて東京へ上り、御璽及び國璽を謹鑄まうし上げたが、いづれも鷄冠鈕にして鳳凰を鏤めた黄金の御印なりと傳へられる。第一、第二內國勸業博覽會にも出品し、名譽賞或は一等妙技賞を受けた。明治卅三年四月十四日歿した、年六十八。どう見ても京都の絹帛には縁がないのである）

然らば第一回內國勸業博覽會以前、畫家は如何にして自己の技倆を發表したかといふに、大抵の畫家は技の熟するに及び、東京へ出て畫會を開催し、多數の作品を陳列して鑑賞家や畫壇の老大家などを招待して見せたものだと云ふが、漫談明治初年史の今泉雄作談に『舊幕時代に書畫家が一家をなす工合は今日とよほど變つてゐた。私の師匠は篁林龍峰で今の五峰の親ですが、その人が世話好きなものだから、地方から出て來る書畫家が必ず大抵篁林を訪問する。すると篁林はいろ〳〵なことを世話する。私はその頃漸く十五六歲位であつたが、その家に居たものだから色々なことを覺えて居る。その時分書畫家の東京へ出て來るものは、みんな貧乏な者ばかりで、その人達が、どういふ風に取付くのかと云ふと、何分田舍から東京に出て來る人は、田舍に居てもとても食へないし、東京で一旗揚げようと思つて出て來る。そこで私の師匠の家を訪問する。「私は東京で一家をなしたいと思ふが、何分のお世話をお願ひする」と云ふ。そこで「さうか、それはよく來た、して書家ですか畫家ですか」といふ風に尋ねる。すると書家は書、畫家は畫を持つて來る。それを見てから、この人は一家を成し得ると思ふと世話をする。その頃さういふ人を世話する人で、横山町の横町に扇面亭といふ人がゐた。それからもう一軒、扇面亭の番頭をしてゐた人で、芝の神明前に萬助といふのが居た。この人達に紹介すると、この人達が又、書なら書、畫なら畫を見て、これなら東京で一家をなし得ると思ふと、書畫會の席から毛氈や筆硯までを世話する。萬助の方はもう一つ發達してゐる。さういふ人が來た時に萬助を呼びにやると、萬助が出て來て「先生愈々東京に御出でになりましたさうで、是非御作を拜見

兩國の中村屋
美術倶樂部
柳橋の萬八

大丸

雪江
椿山

致したいもので」と云つて萬助が又試驗をする。描いたものを見て、これなら大丈夫と思ふと「宜しう御座います」とその人を家に置いて書畫會をやる、書畫會を開くその頃兩國に中村屋といふ貸席があつた。震災前迄兩國の美術倶樂部と稱してゐたのがそれだ。もう一つ、今の柳橋の角に萬八と云ふのがあつた。萬八の方が舊家だつた。さう云ふ所で書畫會を開くのだが、その世話は實に行屆いたものだつた。萬助が宜しいと云つて引受けると、一文なしの人にでも一切立替へる。中には、何にもなくて當日着るものさへ持つてゐない者もあるが、萬助は、その頃羽振りを利かした大丸を呼びに遣つて、その日に着る紋付から裃まで、皆萬助が引受けて作らせる。大丸は直ぐ仕度をする。その頃はみんな歩をつけた。それから書畫會を開くのだがその時分大抵習慣があつた。遠くへは籠代と稱へて自分の描いた扇を二本、丁寧になると少し大家の所には籠代を二圓位持つて來る。二流の所には一圓位、それ以下の所へはやらない。ところがこの一流二流と云ふのは、弟子の澤山あるのと無いので定めるので、私の師匠の篁林なんかも、弟子が澤山あつたので、その時分の書畫會には大抵招かれた。書畫會に招かれて行く時には、先生は籠代を二圓もつて來ると、四圓とか五圓とか倍位にして返すのが普通だつた。弟子は大抵一朱、四錢二厘五毛位もつて行けば宜かつた。實に安いものだ。それで先方で書畫を賣つて、簡單ではあつたが、お汁にお平に刺身位は不味くてもあつた。一家をなしてゐる書畫家は、大抵二分(五十錢)持つて出かけて行くのが普通だつた。一分と云ふと昔の一圓の四分の一で、二分が五十錢に相當する。その位持つて來て、酒を飲んで書畫を賣つて一日暮した。その頃の書畫家は今と違つて、席上揮毫はみんな只やつた。それは、仲間の交際で大概の者が描いた。私達は、人の紙で手習する積で、どん／＼描いたものである。私のごく子供の時分は、大抵書畫に出る時には裃を着て來たもので、幕末になると羽織袴になつてしまつた。が、雪江・椿山の二人は昔風に裃を着けて來た。外の人は段々着なくなつて、御維新になつてからは全くなくなつたが、この二人だけは大抵裃を着て來た。尤も御維新

東條錦臺

河竹お島

市川米庵

小山林堂

後も東條錦臺といふ人だけは矢張裃をつけて來たのである。それで書畫會は、一日酒を飲んで、收入がいくらあるかと云ふと、大抵大丸の支拂位にはなつた。それから後には、盲長屋のつちだつたが、加州様のこつちの通りで春日町の所に店を出した、名前は判然覺えてゐないが、何でも喜の字のつく人だつたが、その人が扇面亭の若い者で、地方から來た先生のお供をして歩いた。この男が必ず先生のお供をしなければならなかつた。その男が尾いて廻ると一歩も無駄足をしない。それに家の呼吸もよく呑み込んでゐるからである。書畫會には付札があつて開函と云ふと、會の幹事が讀み上げる。一流の大家が幹事や後援者になつてると入りが多い。つまらん人が後援者になつて居るとどうしても入りが少い。私の師匠なんかは、世話好きだつたので、よく「又篁林の開函だ――」と云ふ風だつた。何しろ一流二流の大家が無料揮毫するのだから、交通不便の時代ではあるが、一日位で來られる近縣からは能く來た。一流二流の揮毫を賣れば幾らかになるので能く集つた譯だ。又畫家側から云ふと新聞雜誌のない時分だから、取も直さず之が今日の展覽會で、毎回これに出ないと名が廣まらない。そこで務めて出席して無料揮毫をしたのだつた。一種の自家廣告サね。少し話が變るが默阿彌の娘のお島といふのが中々よく畫を描いた。今でも島女筆と書いたのを見ると是眞かと思ふ位のがある。それほど是眞の弟子のうちでもよく描いた女である。その頃の書畫家は華族がお弟子になると盛んになつた。それで市川米庵などは實に盛だつた。あれは前田家の家來になつて五百石頂戴してゐたので華族のお弟子が澤山あつた。一軒の華族から多い所では二十人扶持、三十人扶持は與へられる。少い所でも十人扶持位はくれた。さう云ふお弟子が澤山あると自然繁昌する。一人扶持と云へば、一日が五合の割でつまり一年三百六十五日、五合の割で米をくれる。それを拂つて金に換へたのだから隨分よかつた。だから米がいくら安くても、米庵は盛んなものだつた。米庵の邸は入谷にあつて今でも名が殘つて居る。小山林堂といつたのはあれだ。御維新後になつても、書畫會は一時は、大抵毎日のやうにあつた。それは明治の初年

雪城
秋濤

東京開化繁昌誌

金太郎

長井傳四郎

初代傳四郎

から五六年七年頃まであつたらうが、今度は誰、今度は誰と、毎日曜日には必ずあつた。而もそれが何時もなかなか盛んで、少くて二百人、多い時には千五百人位も來て堂に入り切れないといふ風だつた。今の美術倶樂部が、いくら多人數充滿しても二階がおちないやうにと、大きな柱を立て良材を使つて堅固專一に造られたのは、その頃盛んだつた書畫會をする爲なのだつた。その當時一番著名なのは、書家では、姓は忘れたが雪城・秋濤などであつた。書家でも畫家でも春には一度發會と云ふのを催した。一日とか二日とかに大概自分の家でした。中には隨分盛なのもあり、又盛ならぬのもあり、派出なのも地味なのもあつたが、雪城の家は藥研堀にあつたが、堀を庭に圍ひ込んで庭の向うにゐる人が小さく見える程宏壯たものだつた。併しそれが東京の眞中の兩國にあつたのだから豪勢なものだ。そんな屋敷を持つてゐたのは、雪城で最後だつたらう」とあり、また明治七年刊行の東京開化繁昌誌、書畫會の條に扇面亭に就いての記事があるから、再錄して參考に供しよう。即ち「江戸繁昌記中、書畫會の後に載て曰く、扇面亭某父子風流相承け、並に會議に閑ひ、其格式に達す。故を以て集會を謀る者、皆先就て質す云々。今猶然り。當時の子今茲八十二歳の老翁となり、其子其業の業を襲ひ、家號並住を稱へて、四方の愛顧淺からず。名を金太郎と稱し、號を汶阿彌と稱す。闢て所の扇面一ツヶ年に十萬柄に下らずとぞ。居は傳勞街の魚店にて、鋪の間口二間に足らず。能祖開店の其始に、當地をトしたる質素簡約、今にして能く守る者は、子孫の安堵を慮るなるべし。さればこそ其先祖長井傳四郎は、下總より享保の末に江戸へ來て、今の住地に居をトし、平野屋と稱へしより茲に七代を重たる、其譜略記左の如し。

扇面亭屋初代傳四郎事は前に載たり。安永五年八月十八日歿、享年八十有九。 二代 初代の實子、代々傳四郎と云ふ、天明七年六月二日歿。 三代 二代の養子、寛政元年八月二十五日歿。 四代 三代の養子、文政八年三月二十二日歿。 五代 四代の養子、此代初め書畫會の幹事を始む、天保四年七月二十四日歿、享年七十四。 六代 五代の實子、今の老人なり、今猶壯健。 七代 六代の男、今[illegible]四十二歳、[illegible]

群鶴 扇面亭

探幽齋 文晁

能く世情に通ず。 初編の群鶴、本編の扇面亭、累代盛業都下に稀なり。且長壽の家瑞あり、開化繁昌の世寶たるべし』とある。以て現今の書畫會と大いにその趣を異する事を知るに足るであらう。いまの畫會には三種ある、即ち一は畫家が自作畫を頒布するために開くもの、二は畫家の知友が相謀つてその畫家を後援すべく畫家の作畫を頒布するために開くもの、三は大抵インチキ畫會で營利的に開くものがそれである。一の場合は昔も今も變りがなく、料亭の主人或は書畫屋が會主となり、一流二流三流の畫家の出席を請うて無料で席畫を描かせるのであるが、唯昔と今と異なる點は出席者は必ず會の本尊たる無名畫家の畫を買はねばならぬ。その代りには會費を要せずして酒肴の馳走に與ることが出來るが、買はせられる畫は頗る高價で、市場で一圓か二圓位しかしないものを貳拾圓參拾圓に賣付けられるから、來會者は結居馬鹿を見ることになるがもと／＼その畫家を後援するつもりで出席するであるから、誰も不平をいふものはなく、駄作を探幽齋や文晁の畫のつもりで喜んで持ち歸るのが普通である。それに今のいはゆる一流大家なるものは、たとへそれが手鹽にかけた弟子の畫會でも、會主から送る自動車に對しては返しなどは絶對にせず、加之出席して無料揮毫をする場合にも、大抵二三枚描けばやめて仕舞ふのが普通であるから、要するに今日の畫會は席畫を目的にして參會すると失敗である、徹頭徹尾後援の覺悟で出席しなければならぬ。時勢とはいへ、今日の大家は概してケチン坊で、子弟の情愛などは藥にしたくもないと云ふ評判である。二の場合も一と大同小異で、形式は知友の後援となつてゐるが、發起人とか後援者とか主催者とかは知友の名義でも、事實畫家自身の開催が大多數で、諸經費は殆ど全部畫家の負擔で、一に比して寧ろ畫家の負擔が多いが、その代り知人や友人に例の駄作を高く賣付けるのてある。三は營利專門の惡埒きはまるインチキ畫會が多く、二三人の大家を囮として、例へば百幅を頒布する場合にはその中へ一流大家の畫(頗る粗畫)を二、三枚混入して、九十七、八幅は無名畫家に一枚二、三十錢で描かせ、誇大廣告で抽籤販賣する不德きはまるもので、大抵は地方人相手が

明治初期の土佐住吉派
川崎千虎
在原古玩
川邊御楯
山名貫義
守住貫魚
原在照
原在泉
守住貫魚
渡邊廣輝
住吉内記
廣定

多いのである。昔と今とは畫會と云ふ名稱は同じでも、その間には雲泥の差がある。昔の畫家はそれに依つて無名の畫家が一家をなしたといふが、今の畫會は金儲けのために開催するものが多い、これは時勢の然らしむる所か、將又畫家の墮落せる結果か。もつとも現今は公設展覽會があり、それで推薦または特選でも得て審査員にでもなれば、仲間から何と非難されようと、自分の畫が賣れるのであるから、金にならぬ畫會などには却て出席せぬ方が、よいかも知れぬ。すべてが打算的である、これ死と共にその名の消亡する所以か。

三　明治初期の土佐住吉派

維新後、政府は一時盛んに歐米の文物制度を輸入して諸官制の改革を斷行すると共に、各地に產業施設をなし、剩へ財政の逼迫を來したので、美術を顧慮する遑がなかつた。ために一時美術はいたく荒廢したが、この受難時代にあつてよくその師法を固守した明治初期の土佐派、住吉派中もつとも有名な畫家は土佐派に川崎千虎・在原古玩・川邊御楯等があり、住吉派には山名貫義・守住貫魚・原在照及びその子在泉等がある。併し是等の畫家は徒に傳統を墨守するに止まり、その畫には毫も文明的創意は認められず、言はゞ江戸時代の殘骸に過ぎない觀がある。

守住貫魚は幼名を輝義といひ、後定輝と改めた。通稱を德次郎と呼び、字は士濟、貫魚はその號で、外に回春齋、壽生軒等の別號がある。文化六年七月、阿波の德島に生れた。十六歳の時畫を渡邊廣輝に學び、輝義と稱した。天保四年住吉内記廣定の門に入つて正則の住吉派を學んだ。この時廣定の定字を授けられ、名を定輝と改めた。後師の廣定が弘貫と改稱するに及び、貫の字を授けられ、再び貫魚(つらな)と改めた。壯年のころ一ツ橋家畫所の屛障を描き、また紫宸殿の賢聖障子に朝賀の圖を描いて大に名聲を揚げた。明治十

第一回內國繪畫共進會
第二回內國繪畫共進會
帝室技藝員
有栖川宮一品親王
山名貫義
山名廣政
住吉弘貫
第一回內國勸業博覽會
第一回內國繪畫共進會
第二回內國繪畫共進會
寶物取調局
東京美術學校
帝室技藝員
在原古玩
荒井尚春
日本美術協會

五年第一回內國繪畫共進會の開催されるや、船上山圖を描いて銅牌を授けられ、同十七年第二回繪畫共進會には宇治川先陣圖及び登龍圖を出品して優賞を得並びに金印を賜つた。同二十三年十月帝室技藝員に選任され、その翌月繪畫展覽會の上野公園に開催されるや、紫式部石山寺に月を觀るの畫を出品し、鑑賞家をして古今の絶品と激賞せしめ、同會に於て賞牌授與式の日、有栖川宮一品親王殿下が御臨席あそばされたが、老體の貫魚を御覽になり、椅子に掛けよとの有難い御言葉を賜はり、御厚遇を辱うしたと云ふ。この日晴れの式で貫魚は最高賞の金牌を賜はつた。同二十五年二月歿した、年八十四。山名貫義は貫魚と同門である。

山名貫義は幼名を大助と呼び、和歌山藩の繪師山名廣政の子で、天保七年三月江戸に生れた。幼時から畫を好み長ずるに及び住吉弘貫の門に入つて正則の住吉派を學んだ。弘貫はその畫技を愛し、常に寵遇せりと云はれる。將に大成せんとする時、偶々維新の變革に遭ひ、一時困窮したが、毫も屈せず、益々刻苦精勵した。ために技略ぼ圓熟するに至つた。明治六年六月測量司に入つて僅かに生計を助け、同十年八月上野公園に第一回內國勸業博覽會の開催されるや、その事務局の雇となつた。同十五年の第一回內國繪畫共進會には選ばれて審查員となり、同十七年の第二回繪畫共進會には自作を出品して名譽の銀牌を授與された。また同二十一年寶物取調局の設置せらるゝや、選ばれてその委員となり、全國を巡回すること殆ど三年に及んだ同二十七年東京美術學校の教授に任ぜられ、同三十年には帝室技藝員に選任され、古社寺保存會委員となつた同三十五年六月歿した、年六十七。代表作は小督圖・松之圖(屛風――高松宮家御藏)等である。

在原古玩、本姓は古屋、鳩杖翁、昔男軒などと號した。一ツ橋家の臣で、文政十二年江戸に生れた。荒井尚春に就いて土佐派の畫法を學び、明治六年師門を辭し、專ら獨立で研鑽した。人物畫をよくし、諸所の繪畫會に出品して、屢々優賞を受け、而も作品の多くは御用品となり、名聲を揚げた。同三十六年宮內省の命により、御陵畫を描いた。後日本美術協會審查員となり、後進の誘掖に盡した。大正十一年八月歿した、年

川崎千虎
土佐光文
東京帝室博物館
東京美術學校
愛知縣立工業學校
古社寺保存會
小中村清矩
小中村義象
川邊御楯
古賀紋右衛門
三善貫輝
寶田通文
西原晁樹
原在照
原在明
原在泉

九十四。

川崎千虎は幼名を源六と呼んだが、後鞆太郎と改めた。千虎はその號で、外に鞆屋茶六菴とも號した。尾張の人で、天保六年に生れた。幼より畫を好み、長ずるに及び、沼田月齋・土佐光文に就いて土佐派の畫法を學んだ。後京阪地方に遊び、繪畫研究の傍ら、古社寺の什寶を探り、大いに考古の知識を養つた。ために有職故實に就いて造詣が深い。明治十一年東京に上り下谷に僑居し、勸商局・大藏省等に奉職したが、後東京帝室博物館の御用掛を命じられて古美術を整理した。また歷史故實畫を以て日本美術協會其他の審査員に舉げられ、次いで東京美術學校の教授となり、その傍ら、私塾を開いて子弟の薫育に從事した。明治三十三年名古屋に愛知縣立工業學校の設立されるや、招聘されて意匠部の教頭となり、古社寺保存會委員をも兼ねた。その畫風は土佐から出たが、常に大石眞虎の筆致を慕ひ、千虎の號もこれに基くと云はれる。同三十五年十二月歿した、年六十八。代表作は澤田あるが、明治二十七年文學博士小中村清矩七十の賀筵に際し、清矩の後嗣義象の囑によつて描いた稗田阿禮圖は有名なものである。

川邊御楯はその本名で花陵・霞外・墨流亭・都々之舍・後素堂等と號した。筑後の人、古賀紋右衛門の子で、天保八年に生れた。はじめ畫を父に學び、後三善貫輝・寶田通文・西原晁樹等に就いて研究し、遂に土佐派の畫法を究めて一家をなした。明治三十八年八月歿した、年六十九。代表作は新田義興決戰圖である。

原在照は近江介と稱し、字は子寫、南荊、觀瀾等と號した。文化十年、京都に生れた。在明の子、畫法を父に學び、固く家法を守り、屢々宮中の屛障を描いた。明治四年十二月歿した、年五十九。

原在泉は在照の男で、梧游と號した。嘉永二年四月、京都に生れた。畫法を父在照に學び、その蘊奧を究め、嘗て宮中に出入すること十數年、維新後は宮内省御用畫を勤め、また内國勸業博覽會・共進會・展覽會などで受賞すること數回、大いに名聲を揚げた。また宮内省の命により、明治天皇御大葬繪卷を描いた。大

正五年二月歿した、年六十八。

四　明治初期の狩野派

明治初期の狩野派
狩野永悳
伊川院法師
狩野祐清
文恭・愼德・溫恭・昭德
帝室博物館鑑査掛
帝室技藝員
能舞臺
本丸書院
帝鑑の間
御化粧間
延遼館
朝鮮公使館
小林永濯
富永永洗
江川洗崖
小林永濯
三浦屋吉三郎

狩野派の全盛期は探幽時代で、世々柳營畫家として名高かつたが、維新後は甚だ振はず、全く殘燭の感なきを得ない。これは徒に家格を重んじ、世々その手法の墨守に努めた結果で、弊害もこゝに至つては寧ろ滑稽といはざるを得ない。維新後狩野派で人に知られた畫家は古法眼の宗家木挽町の狩野永悳と同勝川である。

狩野永悳は幼名を熊五郎と呼び、實は立信、長じて晴雪齋永悳と號した。文化十一年十二月江戸木挽町に生れた。伊川院法印の子で、後古法眼元信の宗家狩野祐清の養子となつた。嘉永元年十月舊幕府醫師並仰付けられ、安政四年十二月法眼に叙せられた。文恭・愼德・溫恭・昭德四代の將軍に歷仕した。維新後は屢々朝廷の御用を勤めた。その他帝室博物館鑑査掛、臨時全國寶物取調臨時鑑査掛、內國繪畫共進會・內國勸業博覽會等の審査官を命ぜられ、次いで明治二十三年十月帝室技藝員に選任された。翌二十四年一月歿した、年七十八。その代表作は西丸御玄關・虎の間・御座の間・能舞臺・本丸御書院・帝鑑の間・御城書院御杉戸・大奧御客座敷、西丸大奧御座の間・大奧御化粧の間・進獻屛風(以上幕府)延遼館御座敷・大嘗會御儀式圖・朝鮮公使館常備用畫帖・聖上御座所・大奧御杉戸御小襖・皇太子御座の間・御襖・皇后御造營御杉戸御小襖・立太子御式進獻畫を始め、唐獅子屛風等がある(大日本人名辭書)永悳の門からは小林永濯が出で、永濯の門からは富永永洗が輩出し、その門からは江川洗崖が出た。

小林永濯、名は德宜、通稱を秀次郎と呼び鮮齋と號した。天保十四年三月を以て日本橋新場に生れた。父は三浦屋吉三郎といひ、魚問屋を業とした。永濯は幼時から畫を好み、五六歲のころ父に從つて洗湯風呂に入つたが、當時文身が大に行はれ殊に血氣の壯丁は多くその肢體に刺靑し、以て男子の我慢强さを現はすの

大老井伊掃部頭直弼
神風樓
左甚五郎
伊太利公使マルチノー
渡邊省亭
黒田清隆
フェノロサ
龍池會
新吉原燈籠會
近世紀聞
明治太平記
金港堂
都の花
風俗畫報

を誇りとしたものであるが、この日入浴中の壯丁にも刺青を施したものが多く、永濯はしきりに文身に注意し、その畫樣を眺め、家に歸るや、直ちに紙上にその文身の模樣を描いたが、恰も眞物を見るが如く、ために家人は大いにその奇才に驚歎したと傳へられる。後狩野永悳の門に入つて畫法を修め、刻苦精勵、五年の後全く狩野の筆意を學び終り、出でて井伊大老に召され、五人扶持を賜はり、專ら畫事に從つた。一人一日が五合の割で支給されるのであるから、五人扶持は二升五合、一年約九石一斗二升五合の扶持である。十八歳の畫家としては非常な優遇であつた。然るに間もなく櫻田の事變に會し、井伊家を辭して諸所に流寓した。偶々思ふ所あつて、居を日本橋通四丁目に定め、頻りに明人の筆意を研究し、また諸方に寫生し、ために大いに悟る所があり、之より新機軸を出して遂に一家をなした。後、日本橋杉の森に移り、次いで向島小梅村に轉じた。永濯は人となり溫厚、人に接するに禮節を重んじ、謙讓にして苟も自己の技藝を誇らず、恒に孜々營々として終生畫道の研鑽に沒頭したと稱せられる。曾て神奈川の妓樓神風樓の襖に左甚五郎が京人形を刻むの圖を描いたが、伊太利公使マルチノー之れを見て、愛賞措く能はず、切に樓主に請うてその割愛を得んと努めた。樓主も亦その愛を割くに忍びず、固辭して應じなかつた。然れども公使は猶希望を斷ち難く、遂に渡邊省亭に謀つて之れを模寫せしめた。併しそれでも猶滿足が出來ず、再び神風樓に往つて之れを熱請し、巨額の金子を贈つて漸く讓りうけたと傳へられる。後同公使は黒田清隆の内閣總理大臣たりし時、伯を訪うて此事を咄したので、黒田伯は即ち公使のために紹介して屢々永濯に囑して揮毫せしめたと稱せられる曾て公使が江ノ島近傍に別莊を設くるや、永濯をして障屏を揮毫せしめた。永濯は亦フェノロサの囑をうけ龍池會の裝飾品として不動尊の圖を描き、また明治二十年新吉原燈籠會の燈籠に、月岡芳年と共に歴史畫を描き、大いに賞揚された。同二十三年歿した、年四十八。代表作は萬物雛形畫譜・小兒遊戯圖等は尤も内外人の賞讃する所で、その他近世紀聞・明治太平記等の挿畫を描き、金港堂發行の都の花・風俗畫報等の雜誌

にも筆を採つた。黄石公張良圖は傑作の一つで、いまは東京帝室博物館にある（繪畫叢誌・風俗畫報・東京名所圖會・日本畫家辭典人名篇）。永濯の門からは富永永洸が出て、後一家をなした。

富永永洸

狩野勝川
晴川養信

狩野勝川は晴川養信の子にして、名は雅信・素尚齋・尚古・櫟堂等と號し、木挽町狩野八代の畫家である。畫法を父に學び、特にその畫に活潑があるので世に賞揚せられた。法印に叙せられ、勝川院と稱した。嘗て某の好みによつて千枚描きをなしたが、その畫は悉く奇畫であつたと稱せられる、以てその技の凡ならざるを知るに足る。明治十三年八月歿した、年五十八。その代表作は筑波山及富士山圖である。勝川の門からは狩野芳崖・橋本雅邦・狩野友信等が輩出した。

千枚描き

狩野芳崖
晴皐

狩野芳崖は幼名を幸太郎といひ、芳崖はその號である。文政十一年正月長門豐浦に生れた、父は晴皐と稱し、世々豐浦藩の繪師であつた。芳崖は十九の時はじめて江戸に上り、木挽町なる狩野勝川雅信の門に入つて狩野派の正格を學ぶこと十數年、遂に繪所屈指の名手となつた。安政六年江戸城本丸が燒失したが、その再建に際し、芳崖は大廣間天井の装飾を命じられた。當時狩野正系以外の畫家に揮毫を命ぜられた事は無上の光榮で、芳崖の得意想ふべしである。されど芳崖はこれに安ぜず。一朝自ら悟る所があり、別天地を拓く必要を感じ、斷然意を決して破格を試みるに至つた。當時芳崖の心に共鳴したのは唯一人同門の橋本雅邦であつたと傳へられる。斯く心機漸く熟したるも、形相のこれに伴はざるものがあり、ために同門の嘲を招き師家の罵に遭つたが、芳崖は毫もこれを意とせず、刻苦研鑽、明治十五年十月第一回內國繪畫共進會を東京上野公園に開くや、芳崖は一幀の畫を出陳したが毫も顧みるものなく、寧ろその畫の奇趣怪形に驚いたが同十七年四月その第二回目の開催には山水圖と櫻下駿馬圖の二幀を出したが前回と同じく少しも顧みられず、辛うじて最下第の賞牌をうけ、大いに天下の嘲笑を招いだが、猶ほ倦まず、遂に晩年に至り心機形相共に一致し、茲に始めて芳崖一流の新狩野畫を完成するに至つた。芳崖人となり至誠溫順にして高邁俊逸、父母に

橋本雅邦

新狩野畫

文部省
圖畫取調掛
東京美術學校

藤岡作太郎

挿圖

至孝にして技藝上には虚懷平心、好んで人に問ひ、例へ門下子弟の言といへども理あるものは喜んでこれを容れ、ために揮毫に際して屢々その圖樣を更へたと云ふ。されど自ら信ずる所を説くに當つては、貴賤親疎の別なく長談雄辯し、その意を盡し徹せしめざれば絶對に歇まぬ風があつた。嘗て美術當局者をひつさげて某大臣を訪問し、朝から正午まで談議し、いたく其大臣を驚かした事がある。萬事この調子で、全く天才肌の人であつた。また深く謠曲を愛し、舞ひを好み、常に舞法と描法の同一なる所以を說いて、ひどく知友を面喰はしたものだと云ふ。芳崖は奇偉倜儻天下の志があり、維新の際は長州兵馬の擾亂に會し家に歸つて畫事を顧みず、盡く邸宅を賣拂つて桑苗を植ゑ、養蠶を興し、自ら考案製作せる織機を用ひて大いに海外の需要に應ぜんとし、また山林を開拓して富源を開かんと試みたが、忽ち一敗地にまみれて赤貧また洗ふが如く、再び東京に戻り平然として不羈の丹青に從事したといふ。かくて明治十八年十一月文部省に於て圖畫取調掛を設置するや、畫學教育の調査に着手し、ついで東京美術學校に聘せられ、同校の創設に盡力したが、同二十一年十一月、開校に先だつこと四ヶ月にして歿した、年六十一。その代表作は悲母觀音圖、孝棋書畫圖(屏風)・西湖圖・大道物圖・山水圖・不動明王圖・牧童圖・鷲圖等である。藤岡作太郎博士はその著近世繪畫史に於て芳崖の悲母觀音圖を評して『東京美術學校所藏の悲母觀音圖も、渠が畢生の大作にして、その永眠前五日に成れるものなり。同校にまたその草稿を藏せるを見れば、或は洋風の女神の如くし、或は從來の天人の如くし、稿を更ふること數々にして名家が苦心の尋常ならざるに驚かざるを得ず。その雲と山とにおいて、また觀音の冠、圖中の要兒などにおいて、やゝ奇矯の癖の露出するありといへども、概するによく無上の慈悲を表現して、遙かに王朝古代の名畫の趣を壓し、端麗溫雅當ふるに物なく、設色の濃厚またよくこれに合へり。探幽以來、佛菩薩を畫いてよくその理想を達せるもの、芳崖を措いてこれ誰かある』と激賞した。これより芳崖の名四方に喧傳せられ、その遺作は廣く世に尊映され、一葉の價實に數千金と稱せらるるに至つた。

橋本雅邦
橋本養邦
海軍兵學校
圖畫取調掛
東京美術學校
東京帝國大學附屬動物園
教育博物館
帝室技藝員
日本美術院
下村觀山
寺崎廣業
河合玉堂
橫山大觀
菱田春草

橋本雅邦は幼名を千太郎と呼び、後長卿と改めた。武藏川越藩の繪師橋本養邦の子にして、天保五年江戸木挽町の狩野邸內で生れた。父養邦は晴園と號し、狩野派の畫家であつた。雅邦は始め秋園と號したが、外に古己齋、醉月畫生等の別號がある。七歳の時から畫道に志し、十三歳の時狩野勝川雅信の門に入り、勝園雅邦と號した。夙夜精勵、つひに儕輩を拔き粉本掛に進み、更に塾頭となつた。時に年僅かに二十三、從來狩野の塾頭は多く老成の人を任ずるが慣例であつたが、雅邦は實に僅か二十三歳でその名譽を負うたのは全く異數の拔擢であると稱せられた、以てその技能の非凡拔群なるを推するに難くないであらう。安政六年、二十六歳の時獨立して一家をなしたが、時恰も海內多事にして繪事風流を顧るものなく、ために非常な困窮艱苦を嘗め、その間纔に支那輸出の團扇を描き、また三味線の駒を作り、辛うじて糊口したと傳へられる。後海軍兵學校の設立せらるゝに及び、同校の製圖掛となつた、次いで明治十八年十一月文部省に圖畫取調掛を設置せらるゝや、同門の狩野芳崖と共にその掛員となつた。越えて同二十一年十月四日に至り圖畫取調掛は勅令第五十一號を以て東京美術學校と改稱せられ、假事務所を小石川帝國大學附屬植物園內に設け、專ら開校の準備をなしたが、同年十二月上野公園內の教育博物館跡に移り、始めて生徒の募集に着手し、同二十二年二月一日授業を開始した。これが今の東京美術學校である。この時雅邦は擧げられて教授となつた、名聲これより揚がつた。また內國勸業博覽會開催の際には美術部の審査員となり、次いで帝室技藝員に選任された。同三十一年日本美術院を創立し、以て邦畫の新生面を開くと共に門下生の薰育誘掖に努め、畫を以て己の生命とし、死に至るまで彩筆を擱かなかつたと稱せられる。その門からは下村觀山・寺崎廣業・河合玉堂・橫山大觀・菱田春草等を始め、多くの俊才を出した。同四十一年一月病を以て歿した、年七十四。その代表作は龍虎圖(屛風)・鬪龍圖・四季(春夏秋冬)山水圖・羅漢圖・龍圖・秋景山水圖・白雲紅葉圖・壽老人圖・十六羅漢圖等にして傑作が多い(日本畫家辭典)

狩野友信
董川中信
將軍家茂
開成學校
東京大學豫備門
東京聾啞學校
菊地容齋
河鍋曉齋
菊地容齋
肥後守菊地武時
河原武者
高田圓乘
狩野閑信
加藤文麗
狩野養川院

狩野友信は伴川または一青齋と號した、狩野董川中信の長男にして、天保十四年三月江戸に生れた。狩野勝川雅信に學び、夙に天才の譽れがあつた。十六歲の時將軍家茂に知られて、奥繪師に任用せられた。維新後英國人ワーグマンに就いて油繪を學び、大いに得る所があり、これより畫風に新味を加へ、賞揚された。明治十二年以來開成學校及び東京大學豫備門に繪畫を教授した、後文部省に出仕し、東京美術學校の開設と共にその教授となつたが、在職數年にして職を辭し、專心畫道に精進し、名聲を謳はれた。後再び東京聾啞學校の懇請にて同校の教授となつたが、明治天皇植物園行幸の砌り、玉座次の間に於て席畫の揮毫をなし、また昭憲皇太后陛下東京聾啞學校行啓の際は、御前揮毫の光榮を賜はつた。明治四十五年七月歿した。年七十。多くの傑作を遺したが、就中猿猴圖は有名である。

この外、狩野派の出身にして歷史畫を描き、一世にその盛名を謳はれたものに菊地容齋があり、また狩野派に浮世繪を加味して一生面を拓いたものに河鍋曉齋がある。共に明治初期の大家にして、その技藝は實に拔群であつた。

菊地容齋・名は武保・通稱を量平と唱び、容齋はその號である。天性人倫に厚く、德義を失へるものを見れば怒つて交際を斷つこと多く、ために自らその狹量を深く戒め、容齋と號したと傳へられる。明治天皇は深くその畫を賞して日本畫士の稱を賜うた。その先は肥後守菊地武時で、武時十九代の孫武長の時江戸に移居し、幕府の先手與力となつたが、子がないので、その弟河原武者の子を養うて嗣となした、これが即ち容齋武保である。容齋は天明八年江戸に生れ、幼にして穎悟、好んで書を讀み、十八歲の時高田圓乘に就いて狩野派の畫を學んだ。一時容齋は父の業を襲いて先手與力となつたが、後職を辭し專ら畫事に精勵した。高田圓乘は名を正知といひ、江戸の人で狩野閑信の弟子加藤文麗に學び、文化六年歿した。また圓乘は狩野養川院に學んだとも稱せられるが、いづれにしても純[illegible]た狩野派の畫家である。容齋は[illegible]研精畫を勉め、圓乘

探幽・應擧・文晁

前賢故實

關白藤原政通

和氣淸麿

米國博覽會

第一回勸業博覽會

は平素戒めて曰く『畫を學はゞ須らく博く古法に徵して之れを精選し、一家に泥む勿れ』と。容齋はよく師の戒に服膺し、こゝに於て廣く先哲の遺蹟を研究して遂に一機軸を出すに至つた。その描くところの有職衣冠の人物・官女遊女雅俗の人物・山川草木鳥獸蟲魚或は神社佛閣の繪畫等、そのいづれも悉く眞に逼る所以はこれ他なし、容齋が有職故實研鑽の賜物である。就中山水畫に至つては深淺遠近高低の位置、完備して幅中に數里の眺望があり、樹木人家の類に至つては恰も實物の聳立するが如くにして、泰西の名畫に髣髴たるものがある。水中の魚には浮沈の活動があり、雲煙の景色は恰も觀覽の中に消散するかと疑はれ、その筆意は探幽・應擧・文晁三大家の雅趣を拔き、その畫はまさに有職古土佐の法に倣ひ、更に新意を加へ、以て玆に容齋流の一派を啓いたものと云ふべきである。容齋は恒に人に語つて曰く『凡そ物を寫すには實に據らざるを得ず、山水を寫さば宜しく先づ勝景を探討すべし、古人を寫さんと欲せば宜しく先づ當時の衣服器玩宮室の制を探るべし』と。こゝに於て容齋はしば／＼京畿に漫遊して、廣く古祠舊刹及び閥閱名家の所藏にかゝる圖畫器物考證等を探求し、以て創作に資した。嘗て吉野に遊び、如意輪堂に詣でゝ後醍醐天皇の陵を拜したこの時寺僧は容齋に向ひ『貴下は畫をよくして南朝忠臣の裔なさうですが、どうか天皇の神像を畫いて下さらぬか』と懇請したので、容齋は深くこれに感激し、立所に快諾し、再び京都に赴き、天皇御遺物の衣冠を拜觀し、齋戒沐浴すること七日、然る後謹寫し奉つたと傳へられる。容齋の畫に對する態度は、概ね斯の如し。また賢輔良弼忠臣烈士五百餘人の像を描き、題して前賢故實と稱した。着手から完成まで實に十七年間を要し、後世歷史畫家の規範として貴ばれる。關白藤原政通はこれを孝明天皇に獻じた、天皇は深くこれを嘉賞し給ひ、後和氣淸麻呂に神號を賜うた、或は曰ふ圖畫の致す所なりと。明治天皇またその畫を嘉し給ひ日本畫士の稱號を賜うた。明治九年四月八十九歲の時畫を米國博覽會に出品して賞牌をうけ、また翌十年八月、上野公園で我が國最初の第一回內國勸博覽業會の開催されるや、畫を出品して名譽龍紋賞を授けられた

近世繪畫史
福田行誡
東京深川本誓寺
久貝因幡守
松本楓湖
渡邊省亭
河鍋曉齋
河鍋記右衛門
歌川國芳
前村洞和
狩野洞白

明治十一年六月病を以て歿した、年九十一。尙ほその代表作に就いては近世繪畫史に『容齋近世無雙の高僧增上寺の福田行誡と交はること極めて篤し、前賢故實が梓刻の成りしも、一にその厚意によるものにしてその實は加藤氏の寄捨にかゝる。容齋、よりて行誡の請ひに從ひ、同氏の冥福の爲に五百羅漢十五幅を畫く畢生の大作にして、今、東京深川の本誓寺にあり。土佐日記繪卷も老後の傑作にして、また同寺に藏む。容齋若かりし時、貧に苦みて畫事を廢し、醫術を學ばうとしたので、幕臣久貝因幡守はその器を知り、深くこれを憐れみ資金を與へて專ら丹精に勉勵せしめた。のち容齋がその業成るに及びて、因幡守の囑により、阿房宮の圖・馮媛熊に當る圖、呂后人彘を作る圖の三幅を作りて、世を戒むる意を寓す。設色鮮麗にして、精細を極む。また淺草の觀音堂に堀川夜討圖の扁額あり、よく人の知るところなれども、作家がなほいはゆる容齋風を大成せず、渾熟の境に入らざる時の作なり。元寇覆沒圖は得意の畫題を描けるものとす。容齋また文筆に長じ、著はすところ、杙紙と稱する隨筆・詩集及び歌集あり云々』とある。以て參考とするに足る(日本畫家辭典及び近世繪畫史)。容齋の門からは松本楓湖・渡邊省亭等が出て各々一家をなした。

河鍋曉齋、名は陳之、通稱を周三郎または洞郁と呼んだ、惺々狂齋と號し、後狂の字を曉に改めた。また周麿・畫鬼・畑狂者・酒亂齋・雷醉・惺々庵・賣畫狂者・賣畫道人・惺々狂者・如空入道等の別號がある。天保二年四月下總國葛飾郡古河に生れた、實は鐵商某の次男であるが、幼時から河鍋記右衛門に養はれて其跡を繼いだ。養父記右衛門は土井氏の家來であるが、天保三年致仕して江戶に移り、定火消同心甲斐氏の養を繼ぎ、本鄕お茶の水の火消屋敷に住した。天保八年曉齋は七歲のとき歌川國芳の門に入つて浮世繪を學んだ、國芳は大いにその畫才を愛した。後故あつてその門を去り、狩野家の畫師前村洞和について學んだ、洞和も亦頗るその畫才を愛し、常に畫鬼と呼んでゐた。ところが同十三年洞和が病に罹つて子弟の教育が出來なくなつたので、曉齋を駿河臺なる狩野洞白の學僕に世話した。次いで弘化三年正月小石川片町から出火して火消屋

坪井洞山
蒔繪師菱田氏
鳥羽僧正
歌川豐國
其角堂雨雀
靈雲寺
第二回內國勸業博覽會
淺草觀音
上野淸水堂
知恩院
平川天神
龜戶天神
湯島大神
探幽守信
日本美術縱覽會
狩野洞春

敷は全部灰燼となつた、その時曉齋は養父のゐる火消屋敷に居合はしたが、家具を運び出さうともせず、筆紙を懷中にして家を飛出し、平氣で火災の光景を寫してゐたと傳へられる。嘉永二年業の成るに及び剃髮し師名洞白の洞字、陳信の陳字を採つて洞郁陳之と稱した。翌三年洞郁は秋元藩の繪師坪井洞山の養子となり坪山洞郁と號したが、放蕩無賴のため遂に坪山家を逐出され、四方に流寓し、生計に困るところから羽子板繪馬などを描いて糊口した。安政二年江戶震災のころは蒔繪師菱田氏に雇はれて專ら蒔繪の下繪を描いてゐたが、同五年に至り獨立して本鄕大根畑に門戶を張り、もとの河鍋氏を稱し、一意狩野家の畫法を守り、頗る精進したが、つひに鳥羽僧正の筆意に倣ひ、一種の狂畫を描出し、惺々狂齋と號した。その後、豐國に就いて浮世繪の畫法を問ひ、浮世繪師にならうと思ふ折柄、維新の革命となり、世の中はがらりと一變したが明治三年九月其角堂雨雀が書畫會に臨み、酒興に乘じて種々の狂畫を描いたが、その中に當世を誹謗せるものがあり、直ちに臨觀の巡査に捕はれて獄に投ぜられ、同四年一月、入獄四ケ月目に笞五十の刑に處せられ師家狩野氏へ引渡された。これより狂齋を改めて、曉齋と號した。同十二年感ずる所があつて佛道に志し、本鄕なる靈雲寺の法弟となり、如空と號した。同十四年第二回內國勸業博覽會には枯木寒鴉の畫を描いて出品したが、これは曉齋がもつとも名聲を博した傑作で、その畫名の世界に轟いたのも、實にこの一幅の繪畫によると傳へられる。これより鴉萬國飛の印を用ひ、その得意さを世に鳴らしたものだと云ふ。この頃から曉齋は殆ど日課的に觀世音及び菅公の像を描き、それを淺草の觀音、上野淸水堂、西京の知恩院及び平川、湯島、龜戶三所の天滿宮に奉納した。同十五年曉齋は駿河臺狩野家傳來の寶物として尊信せる正觀音の像及び探幽守信が狂畫二枚を得て己が家に安置し、香花を手向けて、朝夕これを禮拜したと云ふ。同十六年佛蘭西巴里に開催された日本美術縱覽會に龍頭觀音を描いて出品したが、その畫法は固く狩野家の家格を墨守せるものであつたと稱せられる。同十七年師家狩野洞春はその死に臨み、曉齋を召し『我が死後は恐らく駿河

狩野永悳

曉英
東照宮
曉雲

明治初期の圓山派

豪狩野の畫法も全く滅絶するだらうが、實に遺憾に堪へない。想ふに我が畫法を傳へ、よく家名を保ち得るものは君を措いて外にはない、希はくは我に代つて家を繼ぎ、畫法を傳へてくれ』と云つて泣かれた。曉齋も亦泣き『不肖今より更に畫法を研鑽し、師を繼ぎ、駿河臺風を後世に傳へませう』と答へると、洞春は頷いて歿したと云ふ。曉齋はこれより愈々奮つて狩野家の畫法を研究せんと欲し、宗家狩野永悳立信の門に入つて學び、同十八年弟子の曉英(英國人)と共に日光山に遊び、東照宮を拜し山水の奇勝を探り大いに得る所があり、この年上野公園のうしろ金杉村に居を移し、大根畑の家を長男曉雲に與へた。同二十二年一月胃病に罹つて大いに苦しみ、ために一時一般の揮毫を廢したが、尙ほ日課の觀音及び菅公像を描くことだけは怠らなかつたと云ふ。同年四月つひに歿した、年六十二。曉齋は生前日記を書いたが、文字を用ひず全部繪で現はした。人となり素樸にして頗る倫理に厚く、よく父兄に仕へた。また憐愍の情深く、常に貧民を救うたといふ。品行は士人の風があつて賤しからず、たゞ酒癖あつて日々一升を傾け、時々酒興に乘じて人を罵り、思はぬ過失を起すが、酒が醒めると何時も深く悔いたといふ。容貌は燕頷巨目、身大にして檢束なしと雖もその間自ら和氣があつたと傳へられる。實に近世稀に見る大家であつた。代表作は頗る多く、枯木寒雅圖、信州戸隱神社天井の龍圖・東京傳馬町祖師堂天井の龍圖・神田神社の獅子の御立・蠣殼町水天宮の蘭陵王の扁額・閻魔王圖・雪月花景色圖・遊里圖・神社祭禮の帖・能狂言の帖・地獄變相圖・佛鬼軍の畫・龍頭觀音・白鷺猿猴の圖・地獄太夫の圖・九相の繪卷・幽靈圖・獄門首の圖・鬼菲打圖等がある(日本畫家辭典) 尙ほ曉齋の描いた挿繪に就いては、明治初期の浮世繪派を參照せられたい。

五　明治初期の圓山派

明治初期の圓山派は三系統に分れてゐる、卽ち一は中島來章の門から出た川端玉章で、二は渡邊南岳系統

中島來章
川端玉章
渡邊南岳
鈴木南嶺
大西椿年
鈴木百年
久保田米僊
鈴木松年
今尾景年
森徹山
森寛齋
森一鳳
野村文擧
山元春擧
望月金鳳

川端玉章
蒔繪師佐兵衛
讃州金刀比羅
西洋畫の勃興
覗きからくり
三圍神社
天眞堂

で、この南岳の門からは鈴木南嶺が出たが、またその門から大西椿年が出で、椿年の門からは鈴木百年、百年の門からは久保田米僊・鈴木松年・今尾景年等が出た。三は森徹山系統で、徹山の門からは森寛齋と森一鳳が出たが、寛齋の門からは野村文擧・山元春擧等が輩出し、一鳳の門からは望月金鳳が出た。もと四條派は圓山派から分れたものであるから、その筆法は勿論同一であるが、後圓山派と四條派とは平行して、明治の畫壇を殆ど獨占するに至り、これ等の人々の門からは多くの俊才が輩出した。

川端玉章は名を瀧之助と稱し、玉章はその號で、外に敬亭、天眞堂等の別號がある。蒔繪師佐兵衛の一子にして、天保十三年六月京都高倉二條に生れた。三歳のころから頗る繪草紙を愛玩し、はじめ松村玉文の畫帖を學んだ。十歳のころ父佐兵衛の出入する三井家の小僧にやられたが、玉章は日夜繪に凝つたので遂に暇を出された。十一歳の時當時の巨擘中島來章に入つて、正則の圓山派を學んだ。當時他流派の畫を見ることは容易でなかつたが、玉章は巧みに諸家の藏帳や屏風を借覽して、研鑽すると共に、旁ら小田海僊の門に贄を執つてその畫論を聽いて製作の資に供した。十八九歳のころ、既に嶄然として京都畫壇に頭角を現はした。寫生に熱中し僅か二錢をもつて寫生をかね、讃州金刀比羅に至り、應擧を見て欣んだのはこの頃のことであらう。慶應二年始めて江戸に出で、日本橋久松町に寓居した。間もなく維新の革命に遭遇し、一時非常に困窮したが、これが爲めに志を變ぜず、毎日版下を描いて一日二、三錢の賃銀を得て生活した。然るに明治七八年頃に至り漸く西洋畫の勃興せるを見て、轉た時勢の推移を感じ、一時日本畫を廢して西洋畫を習つた。また窮乏のあまり覗機關(のぞきからくり)の目鏡(めがね)を買ひ、それに自ら描いた繪を差入れ、一錢づゝの見料をもつて縱覽せしめて暮したこともありと云ふ。偶々三井家から三圍神社に奉納する狐の嫁入圖を依賴されて揮毫した。これから漸く名を成すの端を得、明治十一年深川西大工町に移るに及び、次第に世間に名を知られ、隨てその畫風を慕つて、入門を請ふものが多かつた。よつて畫塾を開き、天眞堂と號した。第一回

東京美術學校
帝室技藝員
古社寺保存會
川端畫學校
內藤鳴雪
伊藤松宇
鈴木百年
大西椿年
久保田米僊
日清戰爭
鈴木松年
京都畫學校

繪畫共進會に濱離宮圖を出品して、大いに名聲を揚げた。後深川西大工町から神田山本町に移つたが、この頃は既に東京でも屈指の大家であつた。東京美術學校が設立せられるに及び、明治二十三年十月教授に任じられ、次いで同二十九年に至り帝室技藝員に選任された。翌三十年十一月古社寺保存會委員となり、同四十二年には川端畫學校を設立して後進を薫育し、同四十三年高等官二等に進み、同年十月正五位に叙せられた。晩年俳諧を作り、內藤鳴雪・伊藤松宇等と交はつた。大正二年二月歿した、年七十二。代表作は墨堤春曉圖・櫻花と鷄圖・雨後山水圖・木下晴圖・雨雪圖・春景山水圖・秋景山水圖・豐藥圖等である。(大日本畫家辭典)

鈴木百年、名は世壽、字は子孝、百年はその號で、別に大椿翁とも稱した。大西椿年に就いて圓山派の畫法を學び、最も山水に長じた。諸國を歷遊し、京都に歸つて一家をなした。明治二十四年十二月歿した、年六十七。代表作は歸去來圖である。

久保田米僊、名は寬、米僊はその號で、また和歌俳諧の方面では錦鱗子と稱した。嘉永五年京都に生れた。畫を鈴木百年に就いて圓山派の畫法を學んで、自ら米僊式の一派を創め、後東京に移つて門戶を開いた。平素遊歷を好み、ために全國中殆ど米僊の足跡の及ばぬ所がないと稱せられる。また米・佛・支那・朝鮮・滿洲に遊び明治二十七八年の日清戰役には從軍して戰況を畫いた。同三十三年のころ失明した、同三十九年歿した、年五十五。臨終の前日、枕頭に門人等を招ぎ、「人たみの世間相場の五十年、どうやら五年利子もつもりぬ」といふ狂歌を記さしめ、また「時鳥そのあかつきの紗羅双樹」、「天地寂寞、是空是眞、有耶無耶、明月一輪」の偈を作り、自ら筆を執つて「稻妻の雫土器の別れかな」の辭世の句を認めたといふ。代表作は半偈捨身圖、牡丹と猫圖等である。

鈴木松年は幼名を百太郎と稱し、松年はその號で、初めは百僊と號した。嘉永二年京都に生れた。畫を父百年に學び、山水花鳥を能くした。筆力雄勁、行くとして可ならざるなく、近世畫壇の重鎮である。京都畫

今尾景年
梅川東居
景年風
帝室技藝員
文部省美術展覽會
東都後素協會
豐樂殿
森寛齋
萩の滿福寺
森徹山
後素如雪社
帝室技藝員
望月金鳳
平野淨惠

學校の教師となり、後進を誘掖する所が尠くない。また諸種の博覽會、展覽會の審査員に擧げられしこと枚擧に遑がない。性潤達、好んで大言壯語し、壯年の頃は壬生浪人の群に投じ、志士を以て任じたが、父の懇望によつて思ひ止まり、その後は專ら畫事に精進し、遂に明治圓山派の巨擘と賞揚された。大正七年一月歿した。年七十。代表作は京都天龍寺の天井繪・須磨御用邸の御襖繪・岩崎家の群山屛風等である。

今尾景年は幼名を猪三郎と呼び、後永歡と改めた。字は子裕、景年はその號で、外に養素齋・聊自樂居等の別號がある。弘化二年八月京都に生れた。幼より畫を好み、十一歳の時梅川東居に就いて浮世繪を學び、十四歳のころ鈴木百年に就いて圓山派の畫法を研究した。後諸家の筆意を研鑽して、遂に所謂景年風といふ一派を創めた。明治三十七年帝室技藝員に選任せられ、同四十年文部省美術展覽會の設立せらるゝや、その審査員となつた。また京都後素協會委員長に推され、大いに後進を誘掖した。大正四年の御即位御大禮に際しては、勅命によつて豐樂殿正面の千歳の松を描き賞を賜はつた。同十三年十月歿した、年八十。特旨により從四位に叙せられた。代表作は老松圖(屛風)・月下水禽圖・躍鯉圖等である。

森寛齋、名は公肅、字は子容、寛齋はその號で、外に桃溪・晩山・畫三昧齋等の別號がある。幼名は幸吉、通稱を尙太郎と呼んだ。文化十一年、長州萩の城下に生れた。長州萩の藩士石田氏の出で、初め萩滿福寺の住職に就いて畫を學び、桃溪と號した。後大阪に出て應擧の高弟森徹山に就いて、正則に圓山派の畫法を研究した。徹山はいたくその技を愛し、養つて後嗣となした。幕末紛擾の際にはよく同藩のために盡した。維新後は飄然として俗事を斷ち、專心畫道に精進し、同志と共に後素如雪社を結び、後進の薫陶に努めた。明治二十三年帝室技藝員に選任され。同二十七年六月歿した、年八十一。代表作は櫻山水猿圖・春夏秋三幅對・觀音左右釋迦達磨三幅對・山水圖・龍圖・雪月花三幅對等である。

望月金鳳、名は學、金鳳はその號で、別に小蟹とも稱し、弘化三年大阪に生れた。平野淨惠の子であるが、

森一鳳
西山芳園
日本畫會
明治初期の四條派
松村月溪（呉春）

九歳の時、圓山派の畫家森一鳳に師事し、遂にその養子となつた。次いで四條派の畫家西山芳園に就いて學んだ。性剛直にして常に劍道を好み、眞影流の極意を究めたので、一時は劍道を以て身を立てんとし、十七歳の時養家を去り、京阪の劍客と交はつた。時に偶々維新に會し、飄然として劍を棄てゝ明治九年北海道廳に奉職し、爾來十數年の久しきに渉つたが、同十五年內國繪畫共進會に畫を出品したのを始め、內國勸業博覽會、日本美術協會等に出品して屢々優賞を受け、同二十三年官職を辭して東京に出で、專心畫道に精進し遂に一家をなした。特に動物の描寫に長じ、金鳳の狸は有名なものである。同三十一年野村文擧と共に日本畫會を創立し、同四十年文部省美術展覽會の開設せらるゝや、不滿のことあり、同志と共に正派同志會を起して之れに對抗し、日本畫舊派のために氣を吐いたが、同四十二年文部省美術展覽會の審査員となつた。また宮內省御用の光榮に浴せること多く、その他公私展覽會に盡力し、後進の誘掖に努めた。大正四年六月歿した、年七十。代表作は孔雀圖・雪中群猿圖・松上鳥鷲圖等である。

六　明治初期の四條派

四條派の祖松村月溪（呉春）の歿後明治元年まで半世紀餘を經たが、月溪の門から輩出した多くの畫家とその又門下生の多くを、明治初期に於て吾人は猶ほ且つ四條派と總稱せねばならぬほど、月溪の正統派は堅く師祖の筆意とその畫法を墨守し、毫もその畫に明治的新機運に適するが如き創意を認むることの出來ないことは、明治人をいくら失望せしめたか解らない。これを換言すれば明治初期の四條派は江戸時代の殘骸に過ぎない、端的に評するならば江戸時代末期に於ける生殘りの老武者が多く、その大多數は活氣のない、主家を亡命したやうな蒼白い、生氣も潑剌味も清新味もない、全く創意のない、言はゞ月溪の模寫であり、贋造である。模寫は徹底模寫であり、贋造は到底眞であり得ない。この意味に於て明治初期の四條派は全く生命

今尾景年
梅川東居
景年風
帝室技藝員
文部省美術展覽會
東都後素協會
豐樂殿
森寛齋
萩の滿福寺
森徹山
後素如雪社
帝室技藝員
望月金鳳
平野淨惠

學校の教師となり、後進を誘掖する所が尠くない。また諸種の博覽會、展覽會の審査員に擧げられしこと枚擧に遑がない。性濶達、好んで大言壯語し、壯年の頃は壬生浪人の群に投じ、志士を以て任じたが、父の懇望によつて思ひ止まり、その後は專ら畫事に精進し、遂に明治圓山派の巨擘と賞揚された。大正七年一月歿した。年七十。代表作は京都天龍寺の天井繪・須磨御用邸の御襖繪・岩崎家の群山屛風等である。

今尾景年は幼名を猪三郎と呼び、後永歡と改めた。字は子裕、景年はその號で、外に養素齋・聊自樂居等の別號がある。弘化二年八月京都に生れた。幼より畫を好み、十一歳の時梅川東居に就いて浮世繪を學び、十四歳のころ鈴木百年に就いて圓山派の畫法を研究した。後諸家の筆意を研鑽して、遂に所謂景年風といふ一派を創めた。明治三十七年帝室技藝員に選任せられ、同四十年文部省美術展覽會の設立せらるゝや、その審査員となつた。また京都後素協會委員長に推され、大いに後進を誘掖した。大正四年の御即位御大禮に際しては、勅命によつて豐樂殿正面の千歳の松を描き賞を賜はつた。同十三年十月歿した、年八十。特旨により從四位に叙せられた。代表作は老松圖(屛風)・月下水禽圖・躍鯉圖等である。

森寛齋、名は公肅、字は子容、寛齋はその號で、外に桃溪・晩山・畫三昧齋等の別號がある。幼名は幸吉、通稱を尙太郎と呼んだ。文化十一年、長州萩の城下に生れた。長州萩の藩士石田氏の出で、初め萩滿福寺の住職に就いて畫を學び、桃溪と號した。後大阪に出て應擧の高弟森徹山に就いて、正則に圓山派の畫法を研究した。徹山はいたくその技を愛し、養つて後嗣となした。幕末紛擾の際にはよく同藩のために盡した。維新後は飄然として俗事を斷ち、專心畫道に精進し、同志と共に後素如雪社を結び、後進の薫陶に努めた。明治二十三年帝室技藝員に選任され。同二十七年六月歿した、年八十一。代表作は櫻山水猿圖・春夏秋三幅對・觀音左右釋迦達磨三幅對・山水圖・龍圖・雪月花三幅對等である。

望月金鳳、名は學、金鳳はその號で、別に小蟹とも稱し、弘化三年大阪に生れた。平野淨惠の子であるが、

森二鳳

西山芳圃

九歳の時、圓山派の畫家森一鳳に師事し、遂にその養子となつた。次いで四條派の畫家西山芳圃に就いて學んだ。性剛直にして常に劍道を好み、眞影流の極意を究めたので、一時は劍道を以て身を立てんとし、十七歳の時養家を去り、京阪の劍客と交はつた。時に偶々維新に會し、飄然として劍を棄てゝ明治九年北海道廳に奉職し、爾來十數年の久しきに渉つたが、同十五年内國繪畫共進會に畫を出品したのを始め、内國勸業博覽會、日本美術協會等に出品して屢々優賞を受け、同二十三年官職を辭して東京に出で、專心畫道に精進し遂に一家をなした。特に動物の描寫に長じ、金鳳の狸は有名なものである。同三十一年野村文擧と共に日本畫會を創立し、同四十年文部省美術展覽會の開設せらるゝや、不滿のことあり、同志と共に正派同志會を起して之れに對抗し、日本畫舊派のために氣を吐いたが、同四十二年文部省美術展覽會の審査員となつた。また宮内省御用の光榮に浴せること多く、その他公私展覽會に盡力し、後進の誘掖に努めた。大正四年六月歿した、年七十。代表作は孔雀圖・雪中群猿圖・松上鳥鷲圖等である。

日本畫會

明治初期の四條派

六　明治初期の四條派

松村月溪（呉春）

四條派の祖松村月溪（呉春）の歿後明治元年まで半世紀餘を經たが、月溪の門から輩出した多くの畫家とその又門下生の多くを、明治初期に於て吾人は猶ほ且つ四條派と總稱せねばならぬほど、月溪の正統派は堅く師祖の筆意とその畫法を墨守し、毫もその畫に明治的新機運に適するが如き創意を認むることの出來ないことは、明治人をいくら失望せしめたか解らない。これを換言すれば明治初期の四條派は江戸時代の殘骸に過ぎない、端的に評するならば江戸時代末期に於ける生殘りの老武者が多く、その大多數は活氣のない、主家を亡命したやうな蒼白い、生氣も潑剌味も清新味もない、全く創意のない、言はゞ月溪の模寫であり、贋造である。模寫は飽迄模寫であり、贋造は到底眞であり得ない。この意味に於て明治初期の四條派は全く生命

松村景文
岡本豐彦

柴田是眞
鹽川文麟
岡本茂彦
田中日華
早瀬來山
令哉
眞哉
隆哉
池田泰眞
平山泉哉
池田慶眞
梅澤隆眞
矢田雪眞
前山光眞
室築幸哉
高井泰令
河村文鳳
幸野楳嶺
野村文擧
鈴木瑞彦
森川曾文
竹內栖鳳
菊地芳文
谷口香嶠
三宅呉曉
都路華香
上村松園
熊谷直彦

柴田是眞

のない殘骸である。彼等は海外交通と西洋畫の渡來と郵便電信と鐵道と馬車と人力車に目を塞いで、終生昔戀しさに嵐山を眺め暮し、雲助駕籠を未來永劫のものと夢みてゐた。四條派に取つて藝術は不變なもの、木曾街道の旅には水杯で親子別れをして行かねばならぬものと想像してゐたにちがひない。時勢は遷り、風俗が變り、人間嗜好の變化を無視した藝術の滅亡を夢想だもしなかつたであらう。明治初期の四條派は日本最古の都に發生した古典的な四條派の殘骸に了つたのは、思想的にも政治的にも、一歩取殘された結果であらう。四條派系統に屬する畫家が、新しい維新後の新日本的な新境地を開拓して、日本畫壇の中樞となり、その指導に任じたのは、いづれも明治二十二年の憲法發布後である。

四條派の祖月溪の門からは松村景文・岡本豐彦の二大巨匠が輩出して、よく師の筆意を傳へたが、景文には有名な弟子はなく、ひとり豐彦の門からは柴田是眞・鹽川文麟・岡本茂彦・田中日華・早瀬來山等を始め、多くの俊才を出した。柴田是眞は東京の人であるが、その門からは令哉・眞哉・隆哉の三子を始め、池田泰眞等の名手を出し、泰眞の門からは平山泉哉・池田慶眞・梅澤隆眞・矢田雪眞・前山光眞・室築幸哉・高井泰令等が輩出した。また鹽川文麟の門からは河村文鳳・幸野楳嶺・野村文擧・鈴木瑞彦等が出たが、文鳳は明治の聲を聞かずして歿し、楳嶺の門からは森川曾文・竹內栖鳳・菊地芳文・谷口香嶠・三宅呉曉・都路華香・上村松園等が輩出して、明治末期から大正にかけていはゆる京都派なる新畫風を開拓して、日本畫壇の中樞をなし、その指導に任ずるに至つた。されど明治初期に於て栖鳳・華香・松園は年尚ほ若くして未だ名をなすに至らず、當時楳嶺の門人中では曾文・芳文・香嶠・呉曉等が僅かに師法を堅持して描いたに過ぎない。いまの京都派を建設し、その中樞をなすものは、竹內栖鳳である。また岡本茂彦の門からは熊谷直彦が出て、後帝室技藝員に任じられた。

柴田是眞は幼名を龜太郎と呼んだが、後順藏と改めた。文化四年二月、江戸兩國橋町に生れた。宮彫師柴

柴田市五郎
古滿寛哉
古滿巨柳齋
鈴木南嶺
岡本豐彥
賴山陽
香川景樹
東福寺
三聖寺
象頭山
對柳居
穗井田忠友
淺草海禪寺
橋本素淳
萬屋半兵衞

田市五郎の子で、是眞はその號で、別に令哉・古滿・對柳居等の號がある。十一歳の時、古滿寛哉の門に入つて蒔繪を習つた。寛哉はもと坂内重兵衞と呼び、古滿巨柳齋の門人であるが、夙に出藍の譽があつたので、師家から古滿の姓を許され、古滿寛哉と號し、當時第一流の蒔繪師であつた。是眞は文政五年十六歳のとき鈴木南嶺に就いて四條派の畫を學び、天保元年南嶺の紹介狀を携へて京師に上り、岡本豐彥の門に入つて畫を學ぶこと二年、この間に賴山陽・香川景樹等と交はつて大いに見聞を廣めたが、或日東福寺塔頭三聖寺の什寶李龍眠の十六羅漢を見、筆力の精妙なるに感じ、塔司に請うて三幅を模寫したと云ふ。それから長崎へ行くべく決し、京師をいでゝまづ讃岐の象頭山へ渡るつもりで播磨の下津井に至つたが、こゝで熱病に罹つたので一時再び京師へ戻り、ほどなく江戸へ歸つた。當時名を令哉と稱し、居を淺草下平右衞門町石切河原に移し、柳原と相對するを以て對柳居と呼んだ。天保七年再び京師に上り、香川景樹にあつて爾後專ら蒔繪の研究に沒頭する旨を告げると、景樹は大いにその篤志を感じ、書を與へて南都の好古家穗井田忠友を訪はしめた。忠友は是眞を伴つて諸寺の什寶を見せ、つぶさにその手法を教へたといふ。同年秋十月江戸に歸つたが、この行の是眞に與へた感化は、勿論絕大なものであつた。安政元年三月の事とかや、淺草海禪寺の客僧橋本素淳が來訪して三聖寺の客殿庫裡が大破したので、修繕の資を得るため什寶を悉く賣却する旨を語つた。よつて十六羅漢は如何にするやと訊ねしに、いづれ賣却すべき由を告げるに及び、是眞は直ちに書を以てその賣否を問合はせしに、三聖寺から賣却する旨の返事が來た。當時是眞は老母及び妻が重病にて死去した直後であり、剩へ幼兒を抱へ非常に困窮してゐたが、畫道熱心のあまり、十六羅漢を買はうとしても金の調達が出來ず、頗る殘念に思つてゐる折柄、幸ひ門人の萬屋半兵衞がその志を憐み、京師の知人へあてて融通を頼込んだが、都合が惡くて間に合はず、三聖寺からは矢の如き催促を受け、こゝに万策つきて一時をごまかし、現品と引換へに代金を支拂ふ旨を申込んだので、三聖寺からは役僧が付添ひ、十六羅漢は安政

松村景文
岡本豐彥

柴田是眞
鹽川文麟
岡本茂彥
田中日華
早瀨來山
令哉
眞哉
隆哉
池田泰眞
平山泉哉
池田慶眞
梅澤隆眞
矢田雪眞
前山光眞
室簗幸哉
高井泰令
河村文鳳
幸野楳嶺
野村文擧
鈴木瑞彥
森川曾文
竹內栖鳳
菊地芳文
谷口香嶠
三宅呉曉
都路華香
上村松園
熊谷直彥
柴田是眞

のない殘骸である。彼等は海外交通と西洋畫の渡來と郵便電信と鐵道と馬車と人力車に目を塞いで、終生昔戀しさに嵐山を眺め暮し、雲助駕籠を未來永劫のものと夢みてゐた。四條派に取つて藝術は不變なもの、木曾街道の旅には水杯で親子別れをして行かねばならぬものと想像してゐたにちがひない。時勢は遷り、風俗が變り、人間嗜好の變化を無視した藝術の滅亡を夢想だもしなかつたであらう。明治初期の四條派は日本最古の都に發生した古典的な四條派の殘骸に了つたのは、思想的にも政治的にも、一歩取殘された結果であらう。四條派系統に屬する畫家が、新しい維新後の新日本的な新境地を開拓して、日本畫壇の中樞となり、その指導に任じたのは、いづれも明治二十二年の憲法發布後である。

四條派の祖月溪の門からは松村景文・岡本豐彥の二大巨匠が輩出して、よく師の筆意を傳へたが、景文には有名な弟子はなく、ひとり豐彥の門からは柴田是眞・鹽川文麟・岡本茂彥・田中日華・早瀨來山等を始め、多くの俊才を出した。柴田是眞は東京の人であるが、その門からは令哉・眞哉・隆哉の三子を始め、池田泰眞等の名手を出し、泰眞の門からは平山泉哉・池田慶眞・梅澤隆眞・矢田雪眞・前山光眞・室簗幸哉・高井泰令等が輩出した。また鹽川文麟の門からは河村文鳳・幸野楳嶺・野村文擧・鈴木瑞彥等が出たが、文鳳は明治の聲を聞かずして歿し、楳嶺の門からは森川曾文・竹內栖鳳・菊地芳文・谷口香嶠・三宅呉曉・都路華香・上村松園等が輩出して、明治末期から大正にかけいはゆる京都派なる新畫風を開拓して、日本畫壇の中樞をなし、その指導に任ずるに至つた。されど明治初期に於て栖鳳・華香・松園は年尙ほ若くして未だ名をなすに至らず、當時楳嶺の門人中では曾文・芳文・香嶠・呉曉等が僅かに師法を堅持して描いたに過ぎない。いまの京都派を建設し、その中樞をなすものは、竹內栖鳳である。また岡本茂彥の門からは熊谷直彥が出て、後帝室技藝員に任じられた。

柴田是眞は幼名を龜太郎と呼んだが、後順藏と改めた。文化四年二月、江戸兩國橋町に生れた。宮彫師柴

柴田市五郎
古満寛哉
古満巨柳齋
鈴木南嶺
岡本豊彦
頼山陽
香川景樹
東福寺
三聖寺
象頭山
對柳居
穗井田忠友
淺草海禪寺
橋本素淳
萬屋半兵衛

田市五郎の子で、是眞はその號で、別に令哉・古滿・對柳居等の號がある。十一歳の時、古滿寛哉の門に入つて蒔繪を習つた。寛哉はもと坂内重兵衛と呼び、古滿巨柳齋の門人であるが、夙に出藍の譽があつたので、師家から古滿の姓を許され、古滿寛哉と號し、當時第一流の蒔繪師であつた。是眞は文政五年十六歳のとき鈴木南嶺に就いて四條派の畫を學び、天保元年南嶺の紹介狀を携へて京師に上り、岡本豊彦の門に入つて畫を學ぶこと二年、この間に頼山陽・香川景樹等と交はつて大いに見聞を廣めたが、或日東福寺塔頭三聖寺の什寶李龍眠の十六羅漢を見、筆力の精妙なるに感じ、塔司に請うて三幅を模寫したと云ふ。それから長崎へ行くべく決し、京師をいでゝまづ讃岐の象頭山へ渡るつもりで播磨の下津井に至つたが、こゝで熱病に罹つたので一時再び京師へ戻り、ほどなく江戸へ歸つた。當時名を令哉と稱し、居を淺草下平右衛門町石切河原に移し、柳原と相對するを以て對柳居と呼んだ。天保七年再び京師に上り、香川景樹にあつて爾後專ら蒔繪の研究に沒頭する旨を告げると、景樹は大いにその篤志を感じ、書を與へて南都の好古家穗井田忠友を訪はしめた。忠友は是眞を伴つて諸寺の什寶を見せ、つぶさにその手法を敎へたといふ。同年秋十月江戸に歸つたが、この行の是眞に與へた感化は、匆眞に絶大なものであつた。安政元年三月の事とかや、淺草海禪寺の客僧橋本素淳が來訪して三聖寺の客殿庫裡が大破したので、修繕の資を得るため什寶を悉く賣却する旨を語つた。よつて十六羅漢は如何にするやと訊ねしに、いづれ賣却すべき由を告げるに及び、是眞は直ちに書を以てその實否を問合はせしに、三聖寺から賣却する旨の返事が來た。當時是眞は老母及び妻が重病にて死去した直後であり、剰へ幼兒を抱へ非常に困窮してゐたが、畫道熱心のあまり、十六羅漢を買はうとしても金の調達が出來ず、頗る殘念に思つてゐる折柄、幸ひ門人の萬屋半兵衛がその志を憐み、京師の知人へあてて僞券を振込んだが、都合が惡くて間に合はず、三聖寺からは矢の如き催促を受け、こゝに方策つきて一時をごまかし、現品と引換へに代金を支拂ふ旨を申込んだので、三聖寺からは役僧が付添ひ、十六羅漢は安政

駒込の勝林寺
屛風講
辻屋又兵衞
松月軒光敬
小石川傳通院
福田行誡師
羅漢講式
飛鳥園一叟
橘田春湖
王子稻荷社
松平確堂(舊津山藩主)
墺國博覽會
米國ヒラデルヒヤ博覽會
佛國博覽會

二年駒込の勝林寺へ着いた。その間に是眞は家財道具を悉く賣却し、その外知己友人を賴んで屛風講といふものを二口拵へて貰つたが、尙ほ金が足らないので、辻屋又兵衞其外二名のものに請うて金子を借入れ、三聖寺役僧松月軒光敬へ金貳百五十兩と役僧の旅費金一枚とを渡して、遂に十六羅漢を手に入れたと云ふ。この負債は文久三年まで九年の間に元利を償却し、萬延元年八月九日小石川傳通院境內の大黑堂にて、增上寺の福田行誡師を賴み、羅漢講式を行つたと傳へられる。その後狩野勝川院雅信がこの事を聞き、頻りに所望して一覽したが、間もなく播州侯から人を介して元金の外に菓子料金千兩を遣はす故こなたへ讓渡すべき旨の懇望があつたが、かたく辭して應じなかつたと云ふ。この一事にて是眞の人となりを知ることが出來るであらう。是眞はまた俳諧を好み、飛鳥園一叟を師とし、その死後は橘田春湖と交り、己の畫道を以て彼の俳道と交換した。その他茶道に通じ、髹物を巧みにした。是眞が始めて畫名を轟したのは弘化年間で、當時茨木童子の扁額を描いて、これを王子の稻荷社に奉納した。今尙ほ現存して、世にその妙筆を賞揚されてゐるが、これに就いて面白い挿話がある、曾て松平確堂(舊津山藩主、名は齊民、實は將軍家齊の第十四子)がこれを見て大いに賞讃し、卽ちこれに數千金を抛ち、また別に淺草觀音堂にある容齋の描いた御厩喜三太の額を得て、表裏相合せて以て掩障にしようと圖つた。然れども是眞は奉納の品を故なくして讓渡すること能はずとてこの申込みを拒絕したので、確堂は他の畫家に命じ、前記茨木童子を摹寫せしめて、自らを慰めたといふ。是眞は母に仕へて至孝、且つ氣節高くして數々權門に招かるゝも行かず、頗る酒を嗜んで春日秋宵を消し、醉へば數日筆を採らず、曰く「權門に趨くより孤坐酒に對するに如かず」と。嘗て墺國博覽會(明治六年五月一日から向ふ五ケ月間)の出品を促され、一大作をなさんと欲し、明治五年六月二子令哉・眞哉を同伴して富士登山をなし、山頂から田子の眞景を寫生して之れを蒔繪額面となし、出品して進歩賞牌を受けた。次いで同九年の米國ヒラデルヒヤ博覽會には漆繪畫狀を出品して銅牌をうけ、また同二十二年の佛國博

中山胡民

帝室技藝員

池田泰眞

覽會には蒔繪額面を出品して金銀賞牌二個をうけ、翌二十三年の內國勸業博覽會には岩に海老を配せる蒔繪額面を出品して妙技一等賞牌を受くる等、しば〳〵金銀賞牌、或は妙技一等賞牌を受けたので、名聲頗る高く、加之明治三年中山胡民が歿して蒔繪の名士は唯一人となつたので、蒔繪の製作を請ふものが日々門前に市をなしたと稱せられる。これより先き明治十六年偶々齡七十七にして、所謂喜字に達したので、祝ひのために刷毛を執て菓子器を塗つたが、形は辨當箱の如く、地は靑銅塗にして靑海波塗を混へ、岩石に千鳥を配し、意匠絕雅にして光澤また非凡、その精緻は全く老眼の作とは思はれなかつた。是眞はまた喜んで傍に刻して曰く『是眞喜』と。是眞はまた好んで相撲・演劇・寄席等を始め、百般の遊藝を觀たが、常に端坐して毫も寄姿を亂さなかつたと云ふ。曰く『演ずるものは一生懸命なり、予座を亂して之れを觀るに忍びず』と。明治二十三年、帝室技藝員に選任された。翌二十四年の夏、永眠に先だつこと五日、絹地に蓬萊を描かんと欲し、床上に筆を執つて大いに努めた。山水二鶴細密鮮明にして、毫も筆勢は衰へず、漸く其七分を了せる頃、偶々病を得、同二十四年七月歿した、年八十五。蒔繪師として多くの佳作を遺したが、また畫家としても傑作頗る多く、就中、王子稻荷社の茨木圖・莊子圖・南瓜花圖・水草圖・鯉魚圖・瀧櫻繪表裝・八仙人圖・神馬圖水中鯉双幅・花見圖・漆繪海邊山水額等は名高い。是眞の門からはその子令哉・眞哉・隆哉を始め池田泰眞を出した。池田泰眞は師に劣らぬ名士で、明治二十九年帝室技藝員に選任された。（日本書字辭典・近世繪畫史・日本工藝史）

鹽川文麟

鹽川文麟、字は子溫、通稱を圖書と稱した。雲章・可竹齋・竹齋・木佛菴・泉聲・答齋等とも號した。文化九年京都に生れた。岡本豐彥に就いて四條派の畫法を學び、好んで山水を描いた。安政中禁裡御造營の砌り、御小座敷下御間に耕作の圖を、皇后宮御殿御化粧の間に新嘗を揮毫申上げた。常に酒を好み、その醉中の作は就中洒落にして風韻があると稱せられる。明治十年五月歿した、年七十。その代表作は四季耕作圖・前赤壁

幸野楳嶺
安田次郎兵衞
六角堂の觀音
中島來章
神山鳳陽
宮原節庵
山中靜逸
谷鐵臣
江馬天江
前田暢堂
中西耕石
嚴如上人

圖、月之圖、昔噺圖(屏風)・花火線香圖等である(日本畫字辭典)

幸野楳嶺は幼名を角三郎と呼んだが、後直豊と改めた。字は思順、楳嶺はその號である。その外に鶯夢・長安堂・青龍館・六柳・北圃・金仙茶寮・三守蝸室・如意山樵・春風樓・雲の家・香雲深處・無聲詩屋・鶴鹿園・在五菴晴蝸禪房等の別號がある。弘化元年三月三日京都四條通りに生れた、父を安田次郎兵衞といひ、楳嶺はその三男で、幼時出でゝ幸野家を嗣いだ。夙に畫を好み、戯遊の時にも恒に畫を描いて遊んだと云ふ。然れども父母は畫技を喜ばず、毫も紙を與へなかつたので、楳嶺は頗る悒惱し、偶々一策を案出し、六角堂の觀音に日參すると詐稱して毎夕一文づゝを乞ひこれを貯へて畫用紙を買つて畫を稽古した。母は遂にその性の枉ぐべからざるを知り、畫を以て一家をなさしめんと欲し、はじめ中島來章の門に入れて圓山派の畫法を學ばせたが、その技の熟するに及び、師の許しを得て鹽川文麟に就いて更に四條派の畫法を修業させた。慶應二年二月金五兩の資本を得て、柳馬場六角上るところに門戸を張つたが、元治以來世上騷然、且つ繪畫の何たるを解せざるもの多く、ために楳嶺は窮乏その極に達し、赤貧洗ふが如く、日常の衣食にすら困窮したといふ。而も楳嶺は毫もこれを意に介せず、偶々その窮乏を見兼ねて友禪染の下繪描きを世話するものがあつても斷乎として應ぜず、一意專心丹青の道に精進した。この間に神山鳳陽に就いて漢籍を學び、その傍ら宮原節庵山中靜逸・谷鐵臣・江馬天江等の諸老儒と交り、また前田暢堂・中西耕石等の南宗名家に就て支那畫の筆法を質し、專ら畫事の資となし、文事の研究に勉めた。隨て貧の上に更に貧を加へて窮乏益々甚だしく、冬夜の縕袍肌を溫めず、夏日は著るに衣なく寒冷紗の支那服を纏ひ、辛ふじて赤裸を免れたと云ふ。然れども起居晏如、氣慨勃々として毫も意に介しなかつた。偶々東本願寺の前法主嚴如上人が楳嶺の技を愛して畫を描かしめ、又楳嶺を伴うて九州から東都及び信越地方を巡錫し、行く〳〵各地の勝景を寫生させた。これより技大いに熟し、名聲漸く都下に喧傳された。明治十五年第一回內國繪畫共進會には審査員に選ばれ、歸京後は後

京都青年繪畫會
京都私立繪畫研究所
京都美術協會
帝室技藝員
百鳥畫譜・工業圖式・花鳥圖譜・楳嶺畫譜・千種の花・衣中の月
森川曾文・谷口香嶠・三宅呉曉・菊地芳文・竹内栖鳳・都路華香・上村松園
早瀨來山・早瀨蘭川・岡本豐彥
早瀨雲嶂（和三郎）
鶴谷直彥
山本季金
岡本茂彥

進の披導に注意し、私塾を開いた。また京都青年繪畫會を起し、次いで同十九年京都私立繪畫研究會を開いた。これ等のため私財を蕩盡し、且つ熱心のあまり傷く他派の感情を害ね、自說の容れられざるに及び、一時その居を名古屋に移し、同地の後進を薰育して京都派と相對峙せんと決心し、その準備中、偶々皇居御造營の御用畫を命じられたので、移轉のことを中止した。京都へ歸後は京都畫學校の教師に擧げられ、以て京都美術協會の設立に與かつた。同二十五年に至り農商務省から米國シカゴ博覽會出品畫の揮毫を命じられ、同年九月帝室技藝員に選任された。同二十八年二月歿した、年五十二。著書には百鳥畫譜・工業圖式・花鳥圖譜・楳嶺畫譜・千種の花・衣中の月等があり、代表作は西域記意三獸圖・秋景田舍圖・溪流香魚圖・子供遊戲圖・魯秋潔婦圖等である。楳嶺の門からは多くの俊才を出したが、森川曾文・谷口香嶠・三宅呉曉・菊地芳文・竹内栖鳳・都路華香・上村松園等は特に有名である。

早瀨來山、名は鴻、字は子漸、幼名を獻橘と呼んだ。來山はその號で、外に晚翠・懶僊等の別號がある。文化五年越前福井に生れ、畫法を父蘭川に學び、年十四五の頃京師に上り、松村景文に就いて四條派の畫法を學び、技の稍々熟するに及び更に岡本豐彥に就いに修業した。豐彥は來山の異才を愛し、養ふて嗣とたさんとしたが、來山は浦仰の胄なるを以て、これを固辭して受けなかつたと傳へられる。業成るに及び鄉里福井に歸り、一家をなした。次子和三郎は雲嶂または松石と號し、頗る畫才があつた。福井東別院對面所の襖付壁繪大舜耕作之圖は來山の筆なるも、その下繪は松石の意匠によると稱せられる。來山はまた西別院白書院の襖に孔雀を描いた。明治二十三年二月歿した、年八十三。

鶴谷直彥は幼名を藤太郎と呼び、後兵衛または季彥と稱した。直彥はその號で、別に鶴雅とも號した。文政十一年十二月京都に生れた、神職山本季金の子で、幼時から畫を好み、十四歲の時岡本茂彥の門に入つて四條派の正流を學んだが、入門後僅か二年にして師茂彥の歿するや、再び師を求むるの意なく、獨力研鑽、

熊谷左門

刻苦精勵、つひにその蘊奥を究め、尤も人物畫を得意とした。十七歳のころ藝州藩京都詰衣紋方熊谷左門に養はれてその家を嗣ぎ、恒に高倉について衣冠束帶の故實を究めた。維新の際風雲の急なるに臨み、彩筆を擲ちて東奔西走大いに國事に鞅掌した。明治二年東京在勤となり、後廣島縣大屬に任じられた。同十七年初めて繪畫展覽會の開催せらるゝや、山水人物畫を出品して優賞をうけ、爾來各所の繪畫展覽會に毎回出品して益々名聲を揚げ、同三十七年四月帝室技藝員に選任され、大正二年三月歿した、年八十六。

帝室技藝員

鈴木瑞彥

鈴木瑞彥は文昇また松夢齋と號し、天保八年京都に生れた。人或は文昇と號するを以て瑞彥を谷文晁の高弟なりと主張すれども、誤解であらう。されどその筆になれる鐘馗は、筆力墨色ともに頗る文晁に酷似す、これ瑞彥を文晁の高弟と誤解する所以であらう。幼より畫を好み、長ずるに及び鹽川文麟に就いて正統の四條派を學び、その蘊奥を究め、大いに世に行はる。後京都畫學校の教授となり、繪畫共進會・繪畫展覽會等に出品して屢々優賞を受けた。明治二十三年十二月歿した、年五十四。

京都畫學校

七　明治初期の岸派

明治初期の岸派

岸駒　岸連山　岸竹堂　巨勢小石　岸岱　岸慶　木田華堂

岸派の祖岸駒は稀世の名手として賞揚せられ、その門から出た岸連山また近世の大家として多くの名作を遺した。連山の門からは岸竹堂・巨勢小石等が輩出して明治初期から中期にかけてその妙手を謳はれたが、岸駒の子岸岱また父の畫法を守り、その門からは岸慶・木田華堂等が出たが、岸慶は嘉永元年に歿し、明治初期には華堂ひとりその孤壘を守り、辛ふじて師法を傳へた。然れども岸慶・華堂ともに遠く竹堂・小石に及ばず、たゞ岸派の殘骸たるに過ぎなかつた。

岸竹堂

狩野永岳

岸竹堂、名は昌祿、字は子和、本姓は寺居、文政九年江州彥根に生れた。幼時のころは狩野派の畫法を學び、壯年のころ京都に上り狩野永岳に就いて正則に狩野派の筆法を修業した。されどその畫風に慊らず、久

岸連山

米國コロンブス世界博覧會

帝室技藝員

巨勢小石

中西耕石

東京美術學校
京都美術工藝學校

木田華堂

しからずして永岳の門を去つて、岸派の耆宿岸連山に就いて學んだ。連山はその技の非凡なるを愛し、養つて後嗣となした。偶々維新の革命に遭遇し、一時畫運の衰微あるに及び、その窮乏甚しく、纔に機業家のために下繪を描きなどして生計を立てたが、刻苦精勵つひに近世の大家となつた。その名聲の揚がるに及び、畫を請ふものが門に充滿したと稱せられる。然るに明治二十五年、農商務省の囑により北米合衆國コロンブス世界博覧會に出品するために龍虎を描き、偶々眼睛を點じ了はると忽ち發狂した。竹堂は鳥獸を得意とし就中虎は家祖岸駒につぐ妙筆で、屢々これを描いた。山水亦これに劣らず、好んで細尖の筆を用ひて、幽婉雅麗の景を寫した。嵐峽の秋景、紅葉の松綠に映ずる様などは、描き出して目覺むるやうな心地がする。明治二十九年帝室技藝員に選任されて畫家としての最高の名譽を博し、內外の共進會または展覽會に出品してその都度優賞をうけた。同三十年七月歿した、年七十二。その代表作は琵琶湖圖(屏風)で、その牛隻寒夜浩岸圖は頗る洋畫に類似せるものである(近世繪畫史)。

巨勢小石は世々通稱を八田久左衛門と呼んだが、本姓は巨勢・名は金起・小石はその號である。天保十四年九月京都に生れた。家は世々佛畫を專業としたが、小石は感ずる所があつて、初め岸連山に就いて岸派の畫を學び、その傍ら南宗の大家中西耕石に就いてその畫法を修業した。家業だけに佛畫をもつとも巧みにし、また鳥獸を描いた。後東京美術學校の教授に任ぜられ、京都美術工藝學校の評議員となつた。內外の博覽會に出品して受賞頗る多く、晩年昭憲皇太后陛下から御大嘗繪卷の謹寫を拜命し、漸く完成するに及んで、大正八年九月歿した、年七十七。代表作は武野の鹿圖である(日本畫家辭典)。

木田華堂は文化九年美濃に生れた、岸岱に就いて岸派の畫法を學び、特に京都風の畫を能くしたが、就中その櫻花は古今無双の逸品と稱せられる。後名古屋に移住し、畫を以て一家をなした。また好んで古器物を愛玩し、風雅の友と交はつた。明治十二年二月歿した、年六十八。

明治初期の光琳派

尾形光琳
酒井抱一
酒井鶯浦
鈴木蠣潭
鈴木其一
池田孤村
中野其明
酒井道一
山本光一
田中抱二
酒井道一
中野其明
中野敬齋
酒井抱一
鈴木其一
內務省博物局

八　明治初期の光琳派

明治初期は政治經濟的には未曾有の大變革を來したが、併し之れを藝術的に見る時は政治經濟機構の改革と正反對に極めて消極的で、寧ろ生氣を喪失した殘骸と云ふべきであらう。隨て一般の藝術、就中日本畫の如きは實に氣息奄々として、恰も人の正に死なんとするが如く、この時代に於ける繪畫の何處にも創意が認められず、淸新味なく、唯徒らに傳統を墨守し、一線一劃と雖もこれに叛かざらんことを期したるものゝ如く、その描く所は師の畫に酷似するも、畫の生命とすべき創意なく、特徵がない、全く生ける屍である。日本畫中明治初期に於て最も憐れをとゞめたものは光琳派とする。光琳派は尾形光琳を祖とし、光琳の歿後は酒井抱一によつて傳へられ、一時その華麗典雅を以て畫壇を風靡せりと雖も、その門から輩出した酒井鶯蒲・鈴木蠣潭・鈴木其一・池田孤村等は徒らに師法を嚴守するに止まり、一歩も新境地に踏出すこゝとなく、その作品は一見師に似たりと雖も、抱一の後に抱一なく、恰も人形の如く、生花の如く、箱庭の築山の如し。第二世にして既に然り、その第三世たる中野其明・酒井道一・山本光一等に至つては、殆ど評すべき言葉がなく、唯抱一の筆意を模倣したに過ぎない。巧みではあるが、生命がない、中味のない蛤貝である。偶々池田孤村の如き光琳派に明風を加味し、新境地の開拓を試みた畫家がないでもないが、これ又未完成のまゝ、明治に先だち、慶應二年歿したので、光琳派は再び光明を失ひ、傳統の模寫に終はり、明治初期に於て唯その存在を認められしは田中抱二・中野其明・酒井道一等に過ぎないのである。

中野其明は同姓敬齋の子で、天保五年江戸に生れ、昉琳堂、晴々齋等と號した。抱一の門人鈴木其一に就いて光琳風の畫法を學び、能く師法を守つた。技の熟するに及び、內務省博物局（いまの博物館）に出仕した。優艶華麗色彩は時人の嗜好に投じ、一時世に持映された。明治三十五年五月歿した、年五十九。尾形流

尾形流略印譜

田中抱二

鶯居

酒井道一

明治初期の文晁派

谷文晁
寫山樓
加藤文麗
渡邊玄對
北山寒巖
春木南湖
岡田閑林
高久靄厓
金子金陵
依田竹谷
渡邊華山
遠坂文雍
松本交山
大西圭齋
佐竹永海
鈴木鶩湖

略印譜の著がある。

田中抱二は通稱を金兵衞と云ひ、舊幕府の御用達、抱二はその號である。文化十二三年のころ江戸兩替町に生れ、幼時から畫を好み、長ずるに及び、本業の傍ら酒井抱一に就いて光琳派の畫法を學び、精勵研磨の結果つひに抱一門下の四天王の一となつた。抱二は亦俳諧を好み、俳名を鶯居と稱した。一家をなすに及び隅田河畔の向島に隱棲した。明治十八年一月歿した、年七十餘。

酒井道一、名は顯貫、道一はその號にして、別に光阿・雨華庵等の號がある。弘化二年十二月江戸に生れた。畫を抱一の高弟鈴木其一に學び、近世唯一の光琳派畫家にして、筆技老熟、よく師法を保つた。大正二年二月歿した、年六十九。

九　明治初期の文晁派

谷文晁は名を正安、文晁はその字にして、通稱を文五郎と呼び、一如居士・畫學齋・無二庵主・蜨叟等の號がある。好んで富士山を描き、その居を寫山樓と呼んだ。はじめ畫を加藤文麗に學び、次いで渡邊玄對・鈴木芙蓉・北山寒巖等に學んで各派を折衷融合し、いはゆる文晁派と稱する一流を拓いた。その門からは春木南湖・岡田閑林・高久靄厓・金子金陵・依田竹谷・渡邊華山・遠坂文雍・松本交山・大西圭齋・佐竹永海・鈴木鶩湖・喜多武清・谷文一（文晁の息）・喩寄宝・大岡雲峰・田崎草雲・谷文二（文晁の次子）・林雫蘭（文晁の先配）・谷秋香（文晁の妹）等が輩出したが、明治初期の文晁派としては春木南湖の子同南溟・佐竹永海の養子同永湖、その子永陵、喜多武清の子武一、大岡雲峰の門から出で南宗を描いた瀧和亭・鈴木鶩湖・田崎草雲等がある。また文晁の門から出て南宗を描いた渡邊華山の弟子には椿椿山・福田半香・山本琴谷・岡本秋暉・櫻間青厓等の俊才が輩出したが、明治初期の畫家としては椿椿山の弟子渡邊小華・野口幽谷等があり、また福田半香の門から出

喜多武清
谷　文一
僧雲室
大岡雲峰
田崎草雲
谷　文二
林　翠蘭
谷　秋香
春木南湖
佐竹永湖
佐竹永陵
喜多武一
瀧　和亭
椿　椿山
福田半香
山本琴谷
岡本秋暉

櫻間青厓
渡邊小華
野口幽谷
奥原晴湖

高久隆古
谷口靄山
春木南溟
佐竹永湖
沖峨
喜多武一

鈴木鷲湖

た奥原晴湖があるのみ。渡邊華山と同じく文晁の門から出て南宗を描いたものに高久靄厓があるが、その門からは高久隆古・谷口靄山等が輩出したるも、隆古既になく、明治の畫家としては靄山がもつとも有名であつた。以下これ等の人々の略傳を記して、參考に供しよう。

春木南溟、名は秀熙、字は敬一、後名を龍、字を子緝と改めた。南溟はその號にして、別に耕雲漁者と號し、通稱を卯之助と呼んだ。父南湖に就いて文晁派の畫法を學び、山水花鳥を巧みに描き、世に持映された。明治十一年十二月歿した、年八十四。その代表作には四季山水圖・山水圖等である。

佐竹永湖は通稱を金太郎と呼び、もと宮家の金方であつたが、十一歲のとき始めて鳥取の沖峨に就いて、土佐・狩野の諸流を究め、後文晁の高弟佐竹永海の養嗣子となり、且つその薫陶をうけて南北合流の畫法に通じた。維新後具さに辛酸を嘗めたが、文物漸く旺盛となるに及び、東京に居を移して一家をなし、大いに名聲を揚げた。博覽會、展覽會等に出品して屢々優賞をうけ、また內外貴賓の御前揮毫をつとめ、或は審査員に擧げられた。畫壇の耆宿である。明治四十二年七月歿した、年七十五。その代表作には秋田市寺町本覺寺の涅槃圖を始め・大江山圖(屛風)・千葉縣松戶町松戶神社奉納の大額倭媛圖・井伊伯爵家大衝立・三井辨藏氏藏の近江八景圖等がある。永湖の子永陵は父の畫法を嗣いて、名手と稱せられる。

喜多武一は同武淸の男にして江戶に生れ、探齋と號して、父の畫法を嗣いだ。歿年及び代表作等は一切未詳、或は文久頃の畫家なりとも傳へられる。記して史家の參考に供する。

鈴木鷲湖は谷文晁の門人で、田崎草雲と共に長生組にして、名は雄、通稱を漸造と呼び、字は飛雄、鷲湖はその號で、一鶯の別號がある。文化十三年下總金堀村に生れた。性畫を好み、稍ゝ長ずるに及び江戶に上つて谷文晁の門に入り、本格的に畫法を學び、山水・人物・花鳥等を能くしたが、後畫風を一變して一家の風を成し、大いに名聲を揚げた。明治三年歿した、年五十五。多くの作を遺したが、代表作は未詳である。

田崎草雲

戸田大炊頭忠文
田崎常藏

實語教

本山荻舟著名人畸人

田崎ます子

田崎草雲、名は芸、諱は明義、通稱を恒太郎といつた。はじめ梅溪と號したが、草雲はその號である。外に白石生・硯田農夫・七里香草堂・蓮岱山人等の別號がある。文化十二年十月、神田表神保町の野州足利藩主戸田大炊頭忠文邸内で生れた。父を常藏といひ、藩主戸田忠文に仕へた二人扶持の足輕であつたが、浪人して江戸東叡山寛永寺裏根岸の里に侘住ひしてゐた。後常藏は主家へ歸參が叶ひ、再び神保町の藩邸に住むと間もなく生れたのがこの草雲である。幼名を賽助、後賴助と改めたが、生れつき聰明にして六歲の時すでに實語教を誦し、七歲にして素讀を學び、十歲の時四書五經を卒へた。畫は父の畫才を嗣いで、八歲のころには大人も及ばぬものを描いたといふ。十歲まで主家の茶坊主に召され、名を瑞白と改めた。草雲の畫好きについては、本山荻舟著名人畸人に『草雲に取て、生の親であると同時に、また命の親であつた母ます子は、貧苦の裡に草雲が十三の歲、病を得て遂に歿つた。草雲にはまだ、幼い妹が二人あつた、夫婦の外に五人の子を抱へて、僅か二人扶持の足輕だつた父常藏が、好んで描いた畫を沽つて、米鹽の資を助けたのも、實は止むを得ざるに出たのだつた。而もそれが爲に、生計を裕にする杯とは、望みも得ない事だつたから、可愛い我子に同じ轍を履ませて、藝が身を助ける不仕合せは見せたくないと、草雲には決して畫を敎へず、無論筆木などは與へなかつた。草雲が子供の時分から、巧にこれを描いたのは、父の不在を窺つては、その粉本を偷み寫して、獨りで稽古したのであつた』とある。草雲は一生茶坊主でおはる氣がなかつたので、進んで士班に列したいと、史書を讀み、兵學を講じ、勉めて擊劍柔道を學んだ。天保二年十七で元服し、通稱を恒太郎と改めたが、家格が低いので容易に士分にはなれなかつた。母の死後父常藏は後妻を娶つたが、この繼母に賢三といふ連子があつた。繼母は賢三に家を繼かせたいといふやうな素振があつたので、草雲はわざと放埒に身を持崩し、つひに二十の夏家出をして、野州都賀郡眞名子にある一族の宗家羽山氏をたより、半年ばかり百姓の手傳ひをした。その後の消息に就き、名人畸人に『翌年の春再び江戸へ歸つて、仕官の途を求

川上重右衛門

加藤梅翁

金井烏洲

めたが、固より何處にも、手をあけて待つて呉れる處はなかつた。襤褸をまどふて小川町の通りを寒さうに歩いてゐる後から、「そこへ行くのは田崎ではないか」と、不意に聲を懸られた。驚いて振返つて見ると舊主戸田家の臣で、川上重右衛門といふ重役だつた。「おゝ、矢張恒太郎だつたな、去年家出をしたと聞いたが何をして居る」、「別に何も致しては居りませぬ、御覽の通り尾羽打枯して、お恥かしい姿をお目に懸けまして」、「何うだな、詫を入れて今一度歸參を致さぬか、執成して遣はすが」、「有難ふムりまするが、此儀はお斷はりを申上げます」、「何故だ」、「一旦お暇を願ひましたものが、何の功もなくして、歸參をお願ひ申しては相濟みませぬ、殊に又私御奉公を願ひます時は、折角田崎の家を譲り、父の職を襲がせやうと存じました義弟への志が無になりまする、御芳志は忝けなう存じまするが、其變り、決して二君には仕へませぬ、やはり好な丹青の道で、別に一家を立まするゆゑ、何卒義弟を私と思召、よしなにお引廻しの程、お願ひ申し上まする」。　川崎の梅翁は旗本の隱居で、姓を加藤といつた。詩歌文章に長じ、書畫を善くし、傍ら易を講じて、自ら隱士を以て任じてゐた。畫は北宗から出て四條派を模し、殊に梅花を得意として、梅翁と號した位、雪中の紅梅杯は、最も珍とすべきものであつた。川上重右衛門の推擧を斷はつた草雲は、恰も此梅翁が當時畫室の世話をする門生を欲しがつてゐると聞き、傳手を求めて其學僕となり、乃ち師の一字と、眞名子にゐた頃暇さへあれば寫生に往た梅林の谷とに因んで、梅溪と號したのだつた』とあり、これで草雲が初め梅溪と號した事情が分かるであらう。この頃であらう、草雲の梅溪が自作の畫を携へて谷文晁を訪ねて入門を請うた時、文晁はその非凡の技藝に驚いたが、こゝで慢心させては却つて上達の妨げになると思ひ、大いに草雲を辱めて歸した。草雲は文晁の侮辱に發憤して以來、畫道は見違へるほど上達した。ある日梅翁のもとに草雲が縁戚の金井烏洲が訪ねて來た、烏洲と梅翁とは舊知の間であつた。名人畸人に「恒太郎、今日は話があつて來た」、「はい」、「よく勉强するさうで大分技も上つて來たな」、「いえ、一向に進みませぬけれど

松井蘭左衛門
松井菊女
白石山房
帝室技藝員
小室翠雲
片桐桐隆
赤水
荒木寛快
荒木寛一
荒木寛畝

これでも一生懸命でムります」、「さうであらう、其志に愛で見せるものがある」、「何でムります」。鳥洲は懐中から一通の手紙を取出した。「これを見い、文晁先生のお手紙だ」、「えッ」、「而も去年の今頃、お前が先生をお訪ねした時、俺の許へ下されたお手紙だ、頂いてよく拝見しろ」。草雲は怪訝の面色(おももち)で披いて見た「お前の舊門人草雲といふ若者、梅溪と號して今川崎の梅翁の許にゐる、今日俺を訪ねて門人になり度いといふから、試みに畫を描せて見た處、非凡の技を有つてゐる、後年必ず名を揚げる者と見たが、慢心させては爲にならぬから、故と貶しつけて辱めて歸した、すると非常に立腹して、必ず俺と技競べをして見せると罵つた、其氣慨が愛すべきだから、お前から竊り梅翁に頼んで、目をかけてやる様に盡力してやれ、屹度意地になつて勉強するに違ひない」といふ意味が懇に認めてあつた。「あッ」と云つた儘、草雲は言葉も出ず、目からは涙が滂沱として流れた。夢にも知らなかつた文晁の好意に感激した草雲は、鳥洲に乞ふて其手紙を貰ひ受け、表装して長く、白石山房の燕居に揭げてゐた。更に鳥洲の紹介を得て、文晁の許に束脩を納め、愈々名を門人帳に加へられたのは、天保八年夏の事だつた」とある。時恰も有名な天保の大飢饉に會したので、草雲は暫く潜伏して知人の家に寄食し、幟・燈籠・團扇・提灯などの繪を描いて、小遣取りをしてゐた。後淺草今戸の素封家松井蘭左衛門に知られ、その娘菊と結婚し、しば〳〵米鹽の補助を受けた、淺草山谷に住んだのは此頃である。慶應元年足利に歸つて王事に盡したが、維新の大業なるに及び、市街の西方なる蓮岱山に白石山房を構へ、意を世事に斷ち、閑日月を樂んだ。されど畫名は漸く都下に喧傳せられ、明治二十三年帝室技藝員に選任されたが同三十一年九月歿した、年八十四。代表作は山水圖・蓬萊宮圖・鯉魚圖・秋山晩暉圖・採芝圖・日光般若瀧圖等である。草雲の門からは小室翠雲が出た。

この外、文晁の師渡邊玄對の門からは赤水と片桐桐隆等が輩出したが、桐隆の門からは荒木寛快が出た。この荒木寛快にはその子寛一と養子寛畝がある。其中寛畝は殊に名高い。

荒木寛一
江崎寛齋

荒木寛一、名は繩、字は子正、寛一はその號で、外に梅隱齋の別號がある。寛快の男である。文政十年五月江戸に生れた。畫法を父及び江崎寛齋に學んだ。山水花鳥を巧みにし、第二回內國勸業博覽會及び第一回內國繪畫共進會等に出品して褒狀を受けた。明治四十四年歿した、年八十五。

荒木寛畝
田中文周
山內容堂
川上冬崖
高橋由一
五姓田芳柳
帝室技藝員

荒木寛畝、名は吉、寛畝はその號で、別に達菴とも號した。天保二年六月、江戸に生れた。父は芝增上寺附俗役で、田中文周と呼んだ。寛畝は幼時から畫を好み、九歲の時荒木寛快の門に入つて畫法を學び、出藍の譽があつた。二十二歲の時、師寛快の懇請により其後嗣となり、益々畫道に精勵し、技愈々熟し、安政三年二十六歲のとき山內容堂の知遇をうけて土佐藩の繪所となつた。後容堂の歿するに及び、一時逆境に沈淪して非常に窮迫したが、毫も屈せず刻苦研鑽をつゞけた。また川上冬崖の門に入つて油繪を學び、高橋由一、五姓田芳柳等と並び稱せられ、當時御用命により英照皇太后陛下の御尊影を寫し奉つた、これは畫家一世の光榮である。然れども後油繪を棄てゝ日本畫を專にし、遂にその名聲は宇內に冠たるに至つた。その間明治六年の墺國博覽會を始め、內外の博覽會・共進會・展覽會等に出品して金銀牌を受けること數回に及んだ。明治三十一年東京美術學校教授に任ぜられ、同三十三年には帝室技藝員に選任された。その他文部省美術展覽會及び公私展覽會の審査員に擧げられ、斯道の發達に努めた。同四十一年、正五位に敍せられた。その畫は南北兩派に油繪を加味して新機軸を出し、山水花鳥すべて可ならざるなきも、就中その花鳥は古今獨步の稱がある。大正四年六月歿した、年八十五。寛畝の門からは多くの俊才を出したが、その中荒木月畝(閨秀)・荒木十畝・廣瀨東畝・五島耕畝・西澤笛畝等が名高い。

明治初期の南宗派及び文人派

一〇　明治初期の南宗派及び文人派

幕末から引きつゞいて、南宗派と文人派は明治初期に於て全盛を極めた。それは時人の嗜好が期せずして

前田暢堂
中西耕石
大庭學僊
日根對山
猪瀨東寧
富岡鐵齋
帆足杏雨
田能村直入
僧五岳
後藤碩田
石崎融思
僧鐵翁
川村雨谷
安田老山
胡公壽
服部波山
和田醫齋
大沼枕山
中根半嶺
小室樵山
三島神社

簡素を貴び氣韻を重んぜしに依る結果で、東京には安田老山・奥原晴湖（文晁派の條を參照せよ）・服部波山・福島柳圃・高森碎巖・下條桂谷・藤堂高潔・藤田吳江・木村香雨・瀧和亭（文晁派を參照せよ）・渡邊小華（同上）・野口幽谷（同）谷口藹山・野口小蘋（京都の對山門）等があり、大阪には岡田半江の門人鼎金城、金城の門森琴石があり、京都の浦上春琴派及び中村竹洞派は振はざるも、山本梅逸の門に前田暢堂があり、小田海僊の門から輩出して南宗を能くするものには中西耕石及び大庭學僊があり、また貫名海屋の門から出て名あるものに日根對山、對山の門から輩出したる猪瀨東寧・野口小蘋女史があり、獨學して一世にその盛名を謳はれたものに京都の富岡鐵齋がある。また九州の竹田門からは帆足杏雨・田能村直入・僧五岳・後藤碩田等が輩出し、石崎融思の門からは僧鐵翁が出で、鐵翁の門からは川村雨谷が出た。

安田老山、名は養、老山はその號で、別に萬里翁とも號した。天保元年正月、江戸に生れた。幼より畫を好み、長ずるに及び清國に遊び、滯溜すること十年、胡公壽等に南宗畫法を學び、その蘊奥を究め遂に一派を拓いた。名聲都下に喧傳せられ、畫を求むるもの門に滿ちたと云ふ。明治十六年（一に十五年とも云ふ）歿した、年五十四。代表作は梅花圖である。

服部波山は通稱を謙藏と呼び、字は白牧、波山はその號である。文政十年四月、下總豐田郡下石毛村に生れた。家は世々農を業とした。波山は幼より畫を好み、曾て戲れに壁畫を描いたが、觀るものその卓技な畫技に驚歎したと云ふ。長ずるに及び江戸に上り、初めは下谷山下に住したが、戊辰の變に兵燹に罹り、居を山裏の根岸に移し、刻苦精勵して南宗派第一流の畫家となつた。これより先き學を和田醫齋に受け、大沼枕山・中根半嶺・小室樵山等と深く相往來し、互に研鑽した。性山水を好み、嘗て信越紀相の諸州に遊び、その勝景を臨寫して大いにその技を磨いた。根岸にあるや、その幽邃を愛し、嘗て三島祠の景を扁額に描いたが頗る巧緻である。人となり淳樸、世と合はず、維新後も尚ほチョン髷を切らず、外貌を飾らず、恰も村夫子

福島柳圃
柴田是眞
渡邊小華
華山
椿山
瀧和亭
啡香館
大岡雲峰
僧鐵翁
陳逸舟
華昆田
帝室技藝員

の如き風彩をしてゐた。晩年剃髮して、隱棲した。明治二十七年十月歿した、年六十八。

福島柳圃、通稱は重次郎、名は寧、字は子直、柳圃はその號で、別に獸堂とも號した。文政三年武藏湯本に生れ、はじめ畫を柴田是眞に學んで四條派を描いたが、後宋明の遺墨を摹寫して南宗派に轉向し、別に一派を拓いた。もつとも山水を巧みにし、兼て四君子花鳥を描いた。また詩文及び書道にも通じ、遺作が多い明治二十二年十月歿した、年七十。代表作は秋景山水圖・花鳥圖・青綠山水圖等である。

渡邊小華、名は諧、字は韶卿、小華はその號である。別に舜次と稱した。華山の第二子で、畫法を華山の弟子椿椿山に學び、花卉鳥獸の畫を能くし、父に讓らざる名手と稱せられた。明治二十年十二月歿した、年五十三。代表作としては受天百祿圖・花鳥圖(屛風)等が擧げられる。

瀧和亭は名を謙、字は子直、和亭はその號にして、また別に蘭田とも稱し、その畫房を啡香館と呼んだ。天保三年正月江戶千駄ヶ谷に生れた。幼より畫を好み、はじめ畫法を文晁の門人大岡雲峰の門に學んだが、師の歿後は長崎に遊び、僧鐵翁に就いて南宗の畫法を研究した。また淸人陳逸舟・華昆田等と交はり、六法の要を問ひ、大いに得る所があつた。長崎に滯留すること凡そ二年、去つて京都に赴き、また南海諸州を歷遊し、安政元年江戶に歸り、幕府に仕へたが、一年餘にして致仕した。後北越に遊び、以て丘壑の秀麗を探り、山河の勝槩を訪ね、東驅西走すること實に十餘年に及んだ。その間に漸く維新の革命騷ぎが鎭靜し、新文化の漸く開くべき時勢となつたので、再び東京に歸り、一家をなした。明治六年墺國博覽會の開催されるや、和亭は政府の命を奉じて着色の大幅を出品して賞をうけた。その後內國勸業博覽會の開催毎に作畫を出陳して、屢々優賞をうけた。近世の大家である。明治二十六年野口幽谷・幸野楳嶺等と共に選ばれて帝室技藝員となり、同三十四年九月歿した、年六十九。その代表作には蘭圖・老松鶴鹿圖(屛風)・平安富貴如意圖・孔雀圖等がある。

山本琴谷
津和野龜井侯
多胡逸齋
兪宗禮
田家耕織帖
櫻間青厓
野口幽谷
椿椿山
岩崎彌之助
養育院
帝室技藝員
松林桂月
益頭峻南
奥原晴湖
福田半香

山本琴谷、名は謙、字は子讓、琴谷はその號で、別に癡々齋とも號した。石見國津和野龜井侯の臣で、文化八年三月その城下に生れた。初め畫を藩の老臣多胡逸齋に學び、傍ら淸人兪宗禮の描いた田家耕織帖を臨摹して技を磨いた。逸齋はその畫才を賞し、ともに伴ひて江戸に出で、これを櫻間青厓に託した。青厓は華山門下第一の俊才であるが、主義上絕對に弟子を取らないので、師華山の門に入れた。刻苦精勵、つひに崋山門下第一の畫家となつた。琴石曾て津和野城修造の事あるや、命をうけて杉戸に揮毫し、巨大な描寫に練熟したので、爾來好んで大幅を描いた。その中最も精神を傾倒したものは窮民十二圖にして、逢に叡覽に入り、いま尙ほ御物中に在ると拜聞する。明治維新の後は東京本所小泉町に僑居し、屢々信州に遊び、明治六年十月、上田の客舍で歿した、年六十二。

野口幽谷、通稱は巳之助、幽谷はその號である。大工の子にして、文政八年牛込喜久井町に生れた。幼時父を喪ひ、母の手一つで成長した。母に對して至孝、大工を職としては到底母を養ふことの不可なるを憂ひ椿椿山に就いて南宗畫を學び、刻苦精勵、つひにその蘊奥を究め、特に花鳥畫をよくした。嘗て岩崎彌之助の囑により屛風を描き、謝金五百兩を得たが、幽谷はその謝金があまりに高きを以て、只管これを拒絕したが、使者はこれを肯じなかつた。よつて幽谷はその半額を割いて養育院に寄付し、更に百圓を自分の住んでゐる牛込の貧民に施與したと云ふ。當時幽谷の住家は頗る狹隘にして膝を容るゝに過ぎなかつた。妻子はまた綿衣を纏ふて毫も奢侈の風なく、淸貧に安じて平然たるものであつたと傳へられる。後帝室技藝員に選任され、また屢々共進會の審査を勤めた。頗る名手の譽れが高く、近世の大家である。明治三十一年六月歿した、年七十四。代表作には枯木寒鴉圖・菊華圖(屛風)・柳蓮圖等がある。幽谷の門からは松林桂月・益頭峻南等が輩出し、各々一家をなした。

奥原晴湖は閨秀畫家にして天保九年下總古河の城下町に生れた。はじめ福田半香に就いて南宗畫を學び、

鄭板橋
藤堂高潔
渡邊華山
觀古美術會
藤田吳江
藤田晉祐
藤森天山
戊辰の役
松原山
觀古美術會

後支那の古蹟を研究し、專ら鄭板橋に私淑した。性豪放にして風采は恰も男子の如く、學に通じ識見が頗る高かつた。入門を請ふものがあると、これを諭して『我が畫は我唯之を玩ぶのみ、晴湖の後また斯の如き畫を喜ぶものあらんや、宜しく泰西畫を學ぶべし』と云つたと傳へられる。晩年埼玉の成田村に隱棲したが、技益々老熟し筆致超凡の妙趣を加へ、ために畫の揮毫を請ふものが門に滿ちたと稱される。晴湖は又書道に通じ、頗る韻致があり、この方面でも優に一家をなした。大正二年七月歿した、年七十六。代表作は四君子圖・山水圖・雪中山水圖等で、閨秀家中第一流の畫家である。

藤堂高潔は伊勢の津藩主で天保二年に生れ、二洲と號した。幼より畫を好み、渡邊華山の筆法を慕ひ、その蘊奥を究め、無双の名手となつた。筆力溫雅氣韻高逸にして、殊に花卉の描寫に長じた。明治十三年四月始めて觀古美術會を開催するや、第一部繪畫の筆頭審査員となつた。後從三位に叙せられ、明治二十二年歿した、年五十九。

藤田吳江、名は憲、字は憲章、吳江はその號である。文政十年十二月、富山城下に生れた。世々富山藩に仕へた。幼より學を好み、後父晉祐は命じて江戸に遊學させた。勤王の儒家藤森天山に學んだので、後天山が幕府のために捕はれて江戸を追放されるに及び、吳江はその藩に召還されて藩學の教授となつた。時に吳江は上書して時事を論じたが、藩主は亦よく之れを嘉納したと云ふ。戊辰の役、吳江は藩軍の參謀に任じ、王師に從つて幕兵を松原山に迎撃した。その時彈丸が左頰に中つた。ために吳江は目が眩んで昏倒したが、傷は數ヶ月で癒えた。時に奥羽地方も平定に歸したので、藩主は吳江を公用人に任じた。公議公用人は一藩の選で、この職にあるものは多く好官に拔擢されるのが例であつたが、吳江は毫もこれを意とせず、明治四年七月廢藩置縣の斷行せらるゝや、職を辭して文墨に耽り、詩を賦し畫を作つた。吳江はもと狩野派の畫を描いたが、後心機一轉して專ら法を南宗に取り、刻苦精勵、ついに一家をなした。明治三年四月、觀古美術會

第二回內國繪畫共進會
木村香雨
木村彦兵衛
草野東蕙
東東洋
工藝品共進會
日本美術協會
仙臺の五大家
菅井梅關
東東洋
木村香雨
菊田伊洲
小池曲江
下條桂谷
下條半兵衛
帝室博物館評議員
高森碎巖
山本琴谷
服部蘭臺

の開催されるや、選ばれて審査員となり、同十七年の第二回內國繪畫共進會にもその審査員となつて、大いに後進の誘掖に努めた。明治天皇は勅して青綠山水一幅を作らしめ給うた。これより吳江の名は頓に高く、畫の揮毫を請ふもの、日々その門に充滿したと傳へらる。明治十八年五月歿した、年五十九。

木村香雨は幼名を熊之助と呼んだが後長明と改めた、字は子德、香雨はその號で、別に石癲・小朱石・芝石山房・幽哉堂等の號がある。仙臺藩士木村彦兵衛の男で、天保十三年十二月仙臺の城下町に生れた。幼時から畫を好み、はじめ同藩士草野東蕙を師として四條派の畫法を學び、陸山と號した。次いで同藩の畫師東東洋に就いて南宗派の畫法を研鑽した。明治八年東京に移り、香雨と改めた。香雨は性來旅行を好み、暇ある毎に諸國に遊んで勝景を寫生し、技大いに進み、南宗派の巨擘と謳はれた。內國勸業博覽會及び工藝品共進會、日本美術協會等に出品して、屢々優賞を受けた。香雨は亦た彫刻を巧みにし、筆立、茶盆等の遺作が多く、いづれも超凡の妙作で、時人はこれを愛玩した。また屢々御前揮毫の光榮に浴した、近世の大家である大正元年十月歿した、年七十一。菅井梅關・東東洋・木村香雨・菊田伊洲・小池(太田とも稱した)曲江を仙臺の五大家と稱する。

下條桂谷、名は正雄、桂谷はその號。米澤藩士下條半兵衛の男で、天保十三年米澤に生れた。明治六年海軍少祕書となり、累進して主計大監となつた。退役の後貴族院議員に勅選された。兼ねて南宗畫を能くし、美術の造詣深く、屢々選ばれて美術展覽會及博覽會の審査員を勤め、大いに後進を誘掖した。また帝室博物館の評議員となつた。大正九年十二月歿した、年七十九。代表作は觀音圖である。

高森碎巖は通稱を有造と呼んだ、名は敬、字は子訥、碎巖はその號で、別に自知齋・菊葉・棠香とも號した。弘化四年五月、上總國夷隅郡に生れた。幼より畫を好み、山本琴谷・服部蘭臺に師事して南宗派の畫法を學んだ。明治初年美術の衰頹せるころ、東京下谷根岸に漢學の私塾を開いて生計を立てたことがある。後唐宋

森琴石
鼎金城
忍頂寺靜村
妻鹿友樵
南宗畫會
大阪繪畫會
日英博覽會
前田暢堂
山本梅逸
中西耕石
小田海僊
日根對山
大庭學僊
三好與治兵衞
小田海僊
朝倉南陵

元明諸大家の名蹟を究め、遂に南宗畫界に重きをなすに至つた。超凡の筆技を有する一方、鑑畫の術に長じた。永年日本美術協會の審査員を勤め、大いに南宗畫の普及に努めた。大正六年十月歿した、年七十一。

森琴石、名は熊、字は吉夢、琴石はその號であるが、別に鉄橋道人とも稱した。天保十四年三月、攝津有馬に生れた。幼時から畫を好み、大阪第一の南宗畫家　金城に就いて畫法を學び、後忍頂寺靜村に就いて南宗の蘊奥を究めた。また漢學を妻鹿友樵の門に學び、頗る造詣が深い。明治維新の後大いに斯道の發展に盡し美術協會委員・南宗畫會顧問・大阪繪畫會委員等を勤めた。諸種の展覽會・博覽會等に出品して、屢々金銀銅牌を受け、また屢々宮內省御用畫の恩命を拜した。明治四十二年日英博覽會に出品せる松溪幽隱圖はその會心の作と稱せられる。大正十年二月歿した、年七十九。

前田暢堂、名は碩一、暢堂はその號で、別に半田とも號した。文化十四年、京都に生れた。幼時から畫を好み、長じて山本梅逸に就いて南宗派の畫法を學んだ。明治十一年十月歿した、年六十二。

中西耕石、名は壽、耕石はその號である。文化九年、京都に生れた。畫を小田海僊に學び、刻苦精勵、つひに一家をなし、當時日根對山と並稱せられた近世の大家である。殊に山水を巧みにし、遺作に傑作が多い。明治十七年一月歿した、年七十二。日本畫家辭典には七十八歲とあるも大森金五郎著、增補最新日本歷史年表には文化九年生、行年七十二とある。本書はこれに依つた。代表作は蜀棧道圖及琵琶行・山水圖・夏山雨意圖等である。

大庭學僊は文政三年六月周防に生れた、鍛工三好與治兵衞の男で、長ずるに及び小田海僊・朝倉南陵等に就いて畫法を學び、後南北兩派を合して一派を拓いた。もつとも山水花鳥を巧みにし、第二回內國勸業博覽會に出品して優賞をうけ、また第一回內國繪畫共進會にはその審査員を勤めた。明治二十餘年七十餘歲で歿した。

谷口靄山
西村喜間多
高久靄厓
廣瀬淡窓
猪瀬東寧
猪瀬光容
日根對山
日本畫會
縣賞展覽會
野口小蘋
松村春岱
野口正章
野口小蕙

谷口靄山は石川縣の人、通稱を貞治と呼び、靄山はその號である。西村喜間多の子で、幼より畫を好み、長ずるに及び畫を高久靄厓に學び、又廣瀬淡窓に就いて詩文を學んだ。後京阪地方から長崎に遊び、諸名家を歴訪して大いに得る所があり、遂に居を京都に定めた。京都は古來我が國第一の名勝舊蹟である、靄山に及ぼせる感化の絶大なることは言を俟たぬ。安政二年禁裡御所の繪御用を勤めた。これより都下に名手の評判高く、畫を求むるもの日々門前に市をなしたと傳へられる。明治三十二年十二月歿した、年八十四。代表作は柳と小禽圖である。

猪瀬東寧は幼名を忠五郎と呼んだが、後恕と改めた。字は如心、東寧はその號で、また別に晩香堂・專齋・超光臘霧樓等の號がある。天保九年十月、下總豐田郡三坂新田に生れた。猪瀬光容の男で、垂髫の頃から畫を描き、初めは布治損堂に就いて漢學を修め、十九歳のころ京師に上り、日根對山の門に入つて南宗派の畫法を學んだ。二十四歳の時普く諸國を遍歴して勝景を寫生し、技を磨いた。後、居を下谷御徒士町に移して一家をなした。東寧が京都にゐたころ、日々唐宋元明諸家の眞蹟を摹寫し、毫も倦まなかつたので、師の對山はこれを感歎し、秘訣を授けたと傳へられる。曾て官命によつて山水圖を揮毫し、佛國博覽會に出品し、白銀若干を賜はつた。また內國勸業博覽會・內國繪畫共進會・工藝共進會・美術展覽會等に出品して多くの褒狀・賞牌を得た。明治三十二年九月佛國巴里博覽會に出品し、尋いで日本畫會・縣賞展覽會等に出品して一等賞金を得、兼ねて日本美術協會の審査員を勤めた。また數年繪畫發達のために盡した功勞によつて特別賞狀を贈與せられ、同三十三年一月更に審査功勞賞として銀杯を贈られた。歿年未詳。

野口小蘋、名は親子、字は清婉、小蘋はその號である。弘化四年、大阪に生れた。父は松村春岱と云ふ畫家である。文久三年京都の南宗畫家日根對山に就いてその畫法を學び、就中花鳥を得意とした。明治四年東京に移り、皇后陛下御寢殿の屏障を描いて、大いに名聲を揚げた。同十年野口正章に嫁し、長女小蕙を設け

華族女學校教授
帝室技藝員
富岡鐵齋
大和石上神宮
和泉大鳥神社
京都美術學校
帝室技藝員
帝國美術院
帆足杏雨
田能村竹田
浦上春琴
帆足萬里
廣瀨淡窓
賴山陽
墺國博覽會
田能村直入
田能村竹田
篠崎小竹
大鹽後素

た。同十九年東京繪畫共進會に皇后陛下行啓の際、御前揮毫の光榮に浴し、同二十二年華族女學校教授となつたが、同二十六年病を以て辭し、爾來內國勸業博覽會・日本美術繪畫展覽會等の審査員となり、また帝室技藝員に選任された。近世閨秀家第一流の大家である。大正四年宮內省の命によつて悠紀の屛風を描いたが畢生の力を傾倒せる傑作だと云ふ。大正六年二月歿した、年七十一。代表作は靑綠山水圖である。

富岡鐵齋、名は百錬、字は無倦、鐵齋はその號である。天保七年十二月京都に生れた。生來丹靑の道を好み、また漢學の造詣深く、詩文にも長じた。初め六孫神社の祠官となつたが、後諸國を漫遊して足跡海內に洽く、明治維新當時は國事に奔走した。次いで明治九年大和石上神宮の宮司となり、後轉じて和泉大鳥神社の宮司となつたが、同十五年辭して京都に歸り、專ら丹靑の道に精勵し、名聲頓に揚がつた。後京都美術學校の教師となり、第四回內國勸業博覽會にはその審査員に擧げられた。大正六年帝室技藝員に選任され、同八年には帝國美術院會員に推薦された。近世南宗派中の大家である。同十三年十二月歿した、年八十九。特旨を以て正四位に敍せられた。代表作は瀛洲仙境群僊祝壽雙幅（久邇宮家御藏）・盧仝煮茶圖・梅溪淸趣圖・八仙人圖等である。

帆足杏雨、名は遠、字は致大、通稱を熊太郞と呼び、後庸平と改めた、杏雨はその號である。文化七年、豐後戶次に生れた。畫法を田能村竹田・浦上春琴等に學び、詩史を帆足萬里・廣瀨淡窓・賴山陽等に學んだ。弘化中禁廷の御命によつて大畫を作つて獻納した。明治六年には官命によつて墺國博覽會の出品を揮毫した同十年以後は內國繪畫共進會で優賞を得ること數回、同十七年五月歿した、年七十五。代表作には松陵下舟圖・荷湖銷夏圖等である。

田能村直入、幼名は松太、後癡と改めた。直入はその號で、別に小虎散人・笠翁・靑椀・飮茶庵主人等の號がある。九歲のころ甫めて畫を田能村竹田に學び、後篠崎小竹・大鹽後素等に就いて漢文を學んだ。明治初

京都畫學校
僧五岳
專念寺
廣瀬淡窓
後藤碩田
後藤彌四郎
田中河內介
大樂源太郎
春雨・草坪・直入
僧鐵翁
春德寺
石崎融思
江稼圃
鎌倉無住禪師

年京都に移り、畫學校を創設し、推されて攝理兼教頭となつた。近世の大家にして博覽會及び繪畫共進會等の審査員となり、數回名譽の優賞を贈與された。明治四十年一月歿した、年九十四。代表作は天保九如圖・山水圖(屛風)・迦理迦尊者圖・名花十二客圖・梅尾秋景圖・山水圖(屛風)・十八賢士登瀛圖等である。

僧五岳、姓は平野、名は聞慧、五岳はその號で、別に古竹とも號した。豐後專念寺の僧で、文化八年豐後日田に生れた。甫め詩を廣瀬淡窓に學び、その超凡の詩才を賞せられた。後三十餘で始めて畫に專念し、田能村竹田に就いて南宗の畫法を研鑽し、一家の風を開き、詩書畫三絶の稱がある。その作畫はいづれも、頗る風韻高く、鑑賞家は皆これを賞揚して措かぬ。明治二十六年三月歿した、年八十三。

後藤碩田、通稱は今四郎、名は眞守、字は大化、碩田はその號で、別に豹隱・耕雲・斌樂・荻風等と號した。鶴崎の豪家にして父を彌四郎と稱し、碩田は文化二年鶴崎に生れた。母は公卿の出たるを以て、少年のころ京都に出で、中山家の諸大夫田中河內介等と交はつた。田中が九州の勤王家を歷訪するに當り、先づ鶴崎に至り碩田に就いて旅費を借りたと云はれる。また長州の志士大樂源太郎を隱匿した廉で投獄された事がある碩田は當時勤王家の運動を扶け、これが爲めに十萬餘兩を費したと傳へられる。和歌詩文を能くし、畫は田能村竹田に學んで、春雨・草坪・直入等と共にその高足と稱せられる。明治十五年五月歿した、年七十八。明治四十五年二月、從五位を贈られた。

僧鐵翁は長崎春德寺の僧で、名は祖門、字は鐵翁、俗姓は日高氏。寬政三年長崎に生れた。僧職の傍、石崎融思に就いて畫法を學び、融思の歿後は江稼圃に就いて研鑽し、殊に蘭を能くした。されど漫に人の求めに應ぜず、曾て久留米の藩士某、遠く來つて刺を通じ、蘭を請うた。鐵翁は意に契はざるを以てこれを峻拒した。某は激怒し、刀を揮つて斬らうとした。鐵翁は自若として衲が首を得とも、衲が蘭を得べからずと。以てその平生及び人格を推するに難くないであらう。道行洒落、常に鎌倉無住禪師の遺風を慕ひ、晩年には

雲龍寺にゐた。明治四年十二月歿した、年八十二。代表作は墨竹圖・谿山深秀圖等である。その門からは川村雨谷が出た。

川村雨谷
川村政應

川村雨谷、名は應心、字は廣卿、また守國。雨谷はその號で、別に烏黑・陸蓮子・無生居士等の號がある。天保九年江戶に生れた。父を政應といふ。幼時新潟に赴き、杉浦南陽に就いて漢籍を學び、また觀老館で武術を修練した。慶應初年長崎奉行支配定役を命じられ、在勤中木下逸雲・僧鐵翁に就いて畫を學び、出藍の譽があつた。後大審院判事となつたが、晚年職を辭して畫事に專念し、風月を友とした。傍、俳諧を及び、烏黑と號した。性恬淡至廉、頗る逸事に富む。田能村直入・田崎草雲等と交はり、その門からは多くの俊才を出した。明治三十九年十二月歿した、年六十九。代表作は水墨山水圖・箕山秋色圖・凍雲欲雪圖等である。

杉浦南陽
觀老館
木下逸雲
僧鐵翁
田能村直入
田崎草雲

二　明治初期の獨立派

明治初期の獨立派

爰に云ふ獨立派とは畫法の系統は正しいが、明治初期には殆ど行はれない畫法を繼承して、一流畫家となつた人々を指していふのである。例へば熊本の杉谷雪樵は雲谷派の畫法を學び、仙臺の佐久間鐵園は藩の繪師佐久間晴岳に就いて北宗の畫法を學び、遂に一家をなした如き、井上竹逸が崋山に學んで一派をなした如き、また山崎董詮が宋紫石の畫法を學びしが如き、池田雲樵が中西耕石に就いて南宗の畫法を學び、いはゆる雲樵流の畫風を創めしが如き、關根雲停が大岡雲峰に學び、殆ど專門的に植物を描寫して一派を拓きたる如き、會津の小池池旭が獨學して一派を拓いた如きは、徒らに家格や學歷や門閥を謳歌する近代批評家の曲筆は別として、これ等の人々は優に一代の師表たるべき一流の畫家である。左にその略歷を記して、史家の參考に供する。

杉谷雪樵

杉谷雪樵は熊本の藩士にして、文政十年熊本に生れた。家は世々畫を以て業とし、雲谷派の衣鉢を傳へた。

杉谷直行

米艦浦賀に來る

佐久間鐵園

佐久間晴岳

日本美術協會

正派同志會文展對抗美術展覽會

家に雪舟の畫幅數十幀を蓄へてゐたが、父直行は親しく披いて用筆の法を授けた。雪樵は日夜黽勉、技が大いに進んだ。二十歳のとき父を喪ひ、ために家道が大いに凋落し、或は山に樵し川に漁し、以て僅かに生計を立てたと云ふ。性甚だ至孝にして身には襤褸をまとひ、時に終日食せざる事があつても、その母には必ず毎夜銘酒を侑め、暖袍を纏はしめ、以てその老を慰めたと稱せられる。後、數年を經て藩侯から俸祿を增給せられるに及んで、漸くその孝養を盡し、益々畫事に精勵することを得た。安政中藩命によつて江戶に上り留ること八年、當時米艦が浦賀に來り、海內頗る多事であつた。その後歸藩するに及び、再び彩筆を執つたが、當時南宗畫が大いに流行したので、自然雪樵もその影響を蒙り、時流のために排斥せられて、折角の力作も一瞥するものがなかつた。然れども雪樵は毫も屈せず、刻苦精勵、斷乎として時流を斥け、北宗の畫法を研究した。雪樵の技の進んだのは、實にこの時である。明治二十年東京に來り、舊主細川侯の邸內に住して、專ら畫事に勉めた。同二十二年宮內省の命を奉じて玉堂富貴に孔雀の圖を描き、また鳳凰圖を奉獻し、叡賞を賜つたと稱せられる。蓋し雪樵の盛譽想ふべしである。また近年舊主細川侯の新邸が成るに及び、雪樵をしてその屛風・障子を描かしめた。同二十八年八月歿した、年六十九。

佐久間鐵園、名は健壽・鐵園はその號である。嘉永三年十一月、仙臺に生れた。父は藩の繪師佐久間晴岳で、鐵園はその二男である。初め政治に志して京師に上つたが、意の如くならず。中途父祖の業を繼ぐに決し、父晴岳に就いて北宗の畫を硏究し、刻苦精勵、つひに一家をなした。後東京に居を移し、畫を以て業とし、日本美術協會の幹部となつた。明治四十年同志と共に正派同志會を起し、文部省美術展覽會に對抗したが、同四十三年文部省美術展覽會の審査員に擧げられ、大いに後進の誘掖に努めた。爾來同展覽會に四季山水圖・避邪捉鬼圖・武陵淸泉圖・淺山捕魚圖・寒山歸樵圖等を出品して大いに好評を博し、名聲を揚げた。その

鐵園畫談
芥子園畫傳解釋
井上竹逸
梶川與曾兵衛
大黒梅隱
武藏傳藏
谷文晁
渡邊華山
椿椿山
福田半香
山本琴谷
田口伊賀守
高島秋帆
西洋火術
井上德太郎
鳥海山人
東漸寺
山内容堂

畫はいづれも筆力勁健秀潤を以て賞せられた。大正十年四月歿した、年七十二。代表作は仙臺北山町なる輪王寺の欄間繪であるが、また文筆に長じ、鐵園畫談・芥子園畫傳解釋等の著がある。

井上竹逸、名は令德、字は季藏、通稱を玄藏と呼び、竹逸はその號である。文化十一年、江戸に生れた。幕府の麾下梶川與曾兵衛の臣で、人となり岐嶷、夙に文武の道に志し、大黒梅隱に就いて經史を學び、提寶山流武藏傳藏に就いて劍道を修め、その蘊奥を究めた。また幼時から畫を好み、谷文晁・渡邊華山等に就いて正則に畫法を研鑚し、山水人物を能くし、椿椿山・福田半香・山本琴谷等と共に崋山門下の四天王の一人となつた。天保十年長崎奉行田口伊賀守に隨行して赴任し、同十二年任滿ちて歸り、翌十三年また境奉行に從つて赴任するに及び、在勤一ヶ年の間近畿の名勝巨刹を探見して手寫し、大いにその技を磨いた。これより先き、竹逸が長崎に遊ぶや、高島秋帆に就いて西洋の火術を學び、豫め天下兵制の一大改革すべきを知つたと云ふ。秋帆が罪を得るに及び、竹逸は自らことの爲すべからざるを知り、一切の鬪志を棄てゝ飄然思ひを花月に移し、他意がなかつた。嘉永二年父の歿後は家督を繼ぎ、梶川家の用人となつたが、元治元年家をその子德太郎に讓つて退隱し、鳥海山人に從つて七絃琴を鼓したと云ふ。はじめ番町に住し、維新の際は谷中本村に移り、一茅廬を開いて獼猿を飼ひ、孤座琴を彈じて暮した。元より家貧なれば、毎日竹籃を提げて干魚を賣りながら、里閭を徘徊した。識者はこれを見て、大いに憫んだ。後東臺の東漸寺に僦居し、骨董商を始めたが、毫も利益がなく、ために琵琶法師を傭ふて琴を彈じ、客にこれを聽かせ、僅かにその口を糊した。偶々舊主梶川氏が駿州にあつて生計に窮せるをきゝ、深く之れを憂ひ、乃ち愛琴を山内容堂に賣つて金若干を得、これを携へて駿州に赴き、以て舊主梶川氏を救うたと云ふ。時に州人は皆な竹逸の忠愛に感激し、その畫を請ふものが門に滿ちたと云ふ。晩年東京に歸り、根岸鶯谷に住み、餘生を送つた。明治十九年七月歿した、年七十三。

山崎董詮　井戸董烈　池田雲樵　前田暢堂　中西耕石　關根雲停　草木錦葉集　草木奇品鑑　關根常信　小池池旭

山崎董詮、本姓は矢橋氏、字は始達、董詮はその號で、別に青蛾道人、古骨道人等の號がある。夙に畫を好み、井戸董烈の門に入つて宋紫石派の畫法を學び、後師家を繼いで一度井戸氏を稱したが、故あつて又山崎氏を名乘つた。畫風は固く師法を守り、よく花卉翎毛を描いた。明治八九年のころ、宮内省の命によつて上毛から兩羽地方に至り、過ぐる所の山水及び花卉翎毛を寫生して奉つた。また皇居御造營の際は、畢生の力を揮つて御杉戸を揮毫した。明治二十六年一月歿した、年七十七。

池田雲樵、名は政敬、字は公維、雲樵はその號で、別に半仙・牽雲樵夫等と號した。文政六年に生れた。幼より畫を好み、長ずるに及び前田暢堂・中西耕石に就いて南宗派の畫法を學んだ。暢堂は山本梅逸の弟子で、耕石は小田海僊の門人である。雲樵は巧みに兩派の長所を取つて、新に一家をなした。初め畫事を以て伊勢の藤堂家に仕へたが、後致仕して京都に居を移し、精勵研鑽して、大いに技を磨いた。京都畫學校の設立せらるゝや、招かれてその教授となつた。明治十九年六月歿した、年六十三。多くの傑作を遺した。

關根雲停、通稱は榮吉、世々江戸四谷永住町に住んだが雲停は享和三年に生れた。性畫を好み、最も密畫の花鳥に長じた。ために諸侯士太夫は爭つて延請し、就中富山侯は深くその畫を愛賞したと傳へられる。描く所の花卉翎毛は本草家の貴ぶところで、既刊の本草書中、その筆蹟を存するものに草木錦葉集・草木奇品鑑等がある。また外國人の請ひにより、或は外國へ寄贈する爲に、盛んに花鳥を描いた。雲停は平生節儉にして粗服を厭はず、貴顯の門に至るも恬然として意に介しなかつた。性甚だ酒を嗜み、人となり、眞率にして多事を厭ひ、子弟に教授することを好まなかつた。また終身娶らず、兄の子常信を養つて後嗣となした。遺稿は甚だ多く、みな動物植物學の考據に資するに足り、尋常畫工の粉本と大いにその趣を異にする。明治十年四月歿した、年七十四。

小池池旭、閨秀畫家、初め紫雲と稱し、文政七年加賀に生れた。長じて江戸に來り、江戸末期の大詩人大

大沼枕山

沼枕山の義妹となり、畫を以て諸國を遊歷した。性婚嫁を嫌ひ、終身結婚しなかつた。往々男子を厭ふの癖甚だしく、旅次の間といへども其室外に注連繩を張つて男子を室內に入れなかつた。ために旅亭の主人もその偏癖には、殆ど困却したといふ。曾て平安に遊び、京師守護職會津侯に招かれてその館中にゐたが、偶々戊辰の戰ひが起つたので、侯に從つて會津に歸つた。會津藩が王師に抗するに及び、兵員が足らないので

童女隊

童女隊までも組織して防戰したが、時に池旭も募に應じて女隊に加はり、長刀を揮つて戰ひ、つひに官軍に捕はれて正に處刑せられんとした。時に池旭は曰く『余は素より會津の臣にあらず、帝都漫遊の一畫家である、侯に從つて奧州に下つたが、勢の趣く所止むを得ず戰ひに參加したのだ、素より王師に抗する意志はない』と實を吐いて訴へたが、官軍は尙ほ疑を解かず、池旭に命じて陣中で畫を描かしめ、漸く放たれた。後諸國遊歷の途次參州豐橋に至り病を得てそこの旅舍で歿した、時に明治十一年、年五十五であつた。

十二　明治初期の浮世繪派

明治初期の浮世繪派

鉛活字の發明
歐化主義の勃興

明治初期の浮世繪は他の日本畫と同じやうに時局の影響を受けて、一時大いに荒廢したが、明治初年鉛活字の發明並に歐化主義の勃興に伴ひ、歐米文化に關する飜譯物の出版に刺激されて漸次內地の出版物が興隆した爲め挿繪の需要を激增したことゝ、內地に於ける文明開化の錦繪が持映された爲めに明治政府の基礎が確立すると共に、浮世繪は再び勃興するに至つた。

菱川師宣
菱川派
宮川長春
宮川派
葛飾北齋
北齋派
鳥居淸信
鳥居派
喜多川歌麿
歌麿派

爰に說明する迄もなく、我が國の浮世繪は元祿を中心として勃興した浮世草紙と共に發達したもので、大體その系統には菱川師宣を祖とする菱川派、宮川長春を祖とする宮川派、葛飾北齋を祖とする北齋派、鳥居淸信を祖とする鳥居派、喜多川歌麿を祖とする歌麿派、月岡雪鼎を祖とする雪鼎派、池田英泉を祖とする英泉派、西川祐信を祖とする祐信派、歌川豐春を祖とする歌川派、安藤廣重を祖とする廣重派　歌川國芳を祖とする國

月岡雪鼎
雪鼎派
池田英泉
英泉派
西川祐信
祐信派
歌川豊春
歌川派
安藤廣重
廣重派
歌川國芳
國芳派

長谷川貞信

鳥居派
鳥居清種
鳥居清滿
清芳
鳥居清貞
芳鶴

芳派の十一派がある。勿論是等の派もその起原は七派に過ぎない、例へば宮川長春の後が北齋・英泉の二派となり、歌川豊春の後が廣重・國芳の二派となつた如き、その起原は菱川師宣・宮川長春・喜多川歌麿・鳥居清信・月岡雪鼎・歌川豊春・西川祐信の七派であるが。明治初期には前記十一大派の中、僅かに鳥居派・雪鼎派・廣重派・國芳派等に屬する人々が浮世繪を描き、江戸繪、卽ち錦繪の命脈を保つてゐたに過ぎないのである。

いま明治初期の浮世繪を見るに、北齋・英泉・歌麿・雪鼎等の諸派はあまり振はず、唯僅かに鳥居派と歌川派が江戸の名殘、換言すれば錦繪の殘光を微かに放つて、辛ふじて浮世繪の存在を示してゐたに過ぎないのである。明治の浮世繪がその存在を顯明にし、日本畫一方の一大勢力となつたのは國芳の弟子月岡芳年や別派の小林清親や芳年の門人水野年方、國芳の門人豊原國周、國周の弟子橋本周延等が現はれて盛んに文明繪を描いてからの事である。當時の浮世繪畫家で系統の不明なものに昇齋一景があり、挿繪畫家として非凡の技能を發揮したものに安達吟光がある。また狩野派の巨擘で浮世繪を描いたものには小林永濯・河鍋曉齋等があり、四條派から出て浮世繪を描いたものには大阪に長谷川貞信がある。いま明治初期の浮世畫家中、左に有名な畫家の略傳を記して、參考に供する。

鳥居清種、通稱は保坂山兵衛、二代清滿の門人で、江戸青山に住んだ。舊幕府の御家人で、明治維新後は日本橋田所町に繪草紙錦繪問屋を業とし、傍ら歌舞伎の看板を描いた。明治二十三年歿した、年齢不明。

鳥居清滿、鳥居派第六代、幼名は龜次郎、通稱を榮藏と呼んだ。初め清芳と號し、二代清滿の次男で、父の後を繼いで清滿と稱し、鳥居家六代となつた。明治二十五年八月歿した、年六十一。

鳥居清貞、本姓は渡邊氏、通稱は齋藤長八、幼名を松次郎といふ。初め芳鶴と稱し、後清滿の清と國貞の貞の字とを與へられて清貞と號し、次いで長行と改めた。別に壽永堂主人・鐵蜂等とも號した。弘化元年、江戸神田小川町に生れた、初め國芳の門に入つて芳鶴と稱し、後二代清滿に就いて鳥居派の浮世繪を學んだ、

明治座の前身喜昇座
德田淸種
新富座
歌川派
歌川國花女
石川日向守
歌川國貞
四代目豐國
一壽齋國政
三代豐國
初代國貞
三代目豐國
歌川芳虎

維新後に至り明治座の前身喜昇座の建設せらるゝや、座方の奥役に任じられ、傍、繪本·番附などを描いた。明治三十四年二月歿した、年五十八。

德田淸種、通稱を德田元三と呼び、天保元年江戸に生れた。壯年のころ感ずる所があり、鳥居淸滿の門に入つて浮世繪を學び、芝居の番附及び繪本の版下などを描いた。新富座全盛時代の繪入番附は概ね淸種が描いたと稱せられる。明治二十三年十一月歿した、年六十一。

歌川國花女は「くにかめ」と訓む。通稱はきん、又は小金、國花女はその號で、別に一鳥齋とも號した。文化六年、江戸に生れた。初代豐國の愛女で、七歳のころから畫を描き、伊勢龜山の城主石川日向守の繪具溶をなしたことがあつた。文化九年市ヶ谷田町の菓子商渡邊氏に嫁し、明治四年歿した、年六十二。

二代歌川國貞、一雄齋と號した。四代豐國。初め一壽齋國政(二代)と號した。江戸市外龜戸邊の百姓の子で、三代豐國(初代國貞)の門に入つて浮世繪を學んだ。師の國貞(初代)がその畫才を愛し、安政二年に至り長女を配して師の初名國貞を繼がしめ、二代國貞と稱せしめた。師の歿後は三代豐國と號したが、實は四代である。明治十三年七月歿した、年五十八。明治元年には報讐殿下茶屋聚(全六卷)の挿繪を描き、同三年には柳蔭月朝妻(全二十卷)·同七年には阿玉ヶ池櫛月形(全十卷)、東京膝栗毛(全三卷)の挿繪を描いた。

歌川芳虎、本姓は永島氏、通稱は辰五郎、芳虎はその號で、別に孟齋·一猛齋·錦朝樓等の號がある。最も武者繪に長じ、その號に應しく勇猛な畫面に得意の筆を揮つた。併し晩年にはその勇猛心も失せて、老宵の虎と化した感がある。文久元年師國芳の十三回忌にあたり、故あつて同門の人々から卸けられ、爾後別號を孟齋と稱した。これは多少の疑問がないでもないが、明治三年版の馬車船往來壽古錄(スゴロク)及びその他にも孟齋芳虎畫と署名せるを見れば、全く荒唐無稽の說とのみは云へぬ、尙ほ研究の餘地があるであらう。歿年は未詳であるが、明治十四年發行の文京著離の菊操鏡の挿繪を房種と共に描いたのを最後として挿繪に

筆を斷つてゐる點から見ると、明治十四五年頃に歿したのではなからうか。芳虎は明治四年には今朝春三組盃（全九卷）・菊文樣皿山奇談（全六卷）・假名讀太閤記（全十卷）・繪本太閤記（全六卷）・松飾德若譚（全十四卷）。同五年には倭國字西洋文庫（冊數未詳）。同十一年には夜嵐阿衣花の仇夢（全十五卷）、藻汐草近世奇談（全九卷）。同十二年には新編伊香保土產（全十五卷）の挿繪を梅堂國政と合作し、同十三年には、開化新作一口ばなし（全一卷）・同十四年には霜の菊操鏡（九卷）の挿繪を房種と合作した。

豐原國周
初代豐國

豐原國周、通稱は荒川八十八、國周はその號で、別に一鶯齋と號した。天保六年、江戸に生れた。豐原周信及び歌川豐國（初代）に就いて浮世繪を學び、最も芝居似顏繪に長じ、兼ねて花柳界の畫を描いた。性奇癖あり、畫料を得れば必ず酒を呑み、殊に居を移すこと數百回、恒に之れを自慢して曰く、畫は北齋に及ばざるも、轉居の數は遙に彼に勝れりと。明治三十四年九月歿した、年六十七。錦繪が頗る多く、その中代表作は景色美人揃、當勢三十二想・東京三十六會席・見立十二時・開化三十六會席・潤色三十六花撰・現時五十四情・（東京自慢）名物會等であるが、その他明治の似顏繪を殆ど全部描いた。

歌川國貞
梅堂國政

歌川國貞、本姓は竹內氏、名は榮久、嘉永元年に生れた。國貞はその號である。別に壽齋または芳齋とも號した。初め梅堂國政（四代目）を名乘り、更に國貞（三代）を襲名して香蝶樓と呼び、のち自ら四代豐國と改めたが、實は五代目である。初め豐國の門に入り、後に四代豐國に學んだ。大正九年十月歿した、年七十三。挿繪は明治八年の明治年間東日記（全三卷）を國周と合作したのを初め、同九年には伊達評定讀切講（全三卷）、同十一年には日月星享和政談（全三卷）・古代形新染浴衣（全三卷）、同十二年には永瀨と格閭氏傳倭文賓（全九卷）の挿繪を合作せしを始め、水錦隅田曙（全九卷）・今常磐布施譚（全九卷）・菊種延命袋（全十八卷）、同十三年には國定忠次義名の高島（全三卷）・櫻相場花の夜嵐・名廣澤邊萍（全九卷）・實巣花の庭木戸（全十五卷）・[illegible]心三俣（全九卷）・[illegible]重衣紋廻春長（全九卷）、同十四年には[illegible]月夕[illegible]（全九卷）・[illegible]群馬[illegible]（全九卷）・[illegible]仕

落合芳幾
日本堤の編笠茶屋
安政大地震吉原遊廓
月岡芳年
東京日々新聞
東京繪入新聞
月岡芳年
吉岡金二郎
月岡雪齋

志満緣起（全三卷）・北廓花盛粲（全九卷）・紅葉模樣錦織枝（全六卷）、同十五年には板垣君近世紀聞（全九卷）を年恒と合作し、同十六年には橋供養梵字文覺・新皿屋舗月雨暈（全三卷）を畫作し、花雲淺草詣（全二卷）を國梅と合作したのを名殘とし、挿繪界を隱退して、錦繪の版下を描いた。

落合芳幾、通稱は幾次郎、芳幾はその號で、別に朝霞樓・一蕙齋・蕙阿彌等と號した。天保四年四月、江戶日本堤下の編笠茶屋に生れた。幼時から畫を好み、歌川國芳の門に入つて浮世繪を學んだ。安政大地震の時吉原遊廓の慘狀を描いて、三枚續きの錦繪としてから畫名漸く高く、爾來彩筆を縱横に揮ひ、遂に國芳門下の二秀才として月岡芳年と並稱せられた。芳幾は人となり溫厚篤實にして最も座談に長じ、洒落は口を衝いて出るので、洒落幾の渾名があつた。維新後同志と共に東京日々新聞を起し、次いで明治八年にまた東京繪入新聞を創刊して、自らその挿繪を描いた。これ我が國に於ける繪入新聞の濫觴である。明治三十七年二月歿した、年七十二。挿繪を描いたものは前記繪入新聞の外、明治元年には芳虎と蔦綠娘白浪（全廿卷）の挿繪を合作したのを始め、同四年には（牛店雜談）安愚樂鍋（全五卷）・同十二年には巷說兒手柏（全四卷）・松之花浪庭訓（全六卷）の挿繪を國周と合作、同十三年には梅柳春雨譚（全四卷）・近世烈婦傳（全四卷）の挿繪を吟光と合作、同十五年には岡山紀聞筆之命毛（一卷）・福山奇聞陸奧の松風（全二卷）を國松と合作、同十七年には朝顏垣殘秋月（全二卷）・花兒譽片腕（全一卷）・蝶鳥筑波裙模樣（全三卷）同十八年には鏡ヶ池操松影（全四卷）等である。また芝居似顏・武者繪等の錦繪が多い。

月岡芳年、通稱は米次郎、本姓は吉岡氏、芳年はその號、別に大蘇または一魁齋とも號した。天保十年、江戶に生れた。父を金二郎といふ、國芳の門に入つて浮世繪を學び、後月岡雪齋の養子となり、月岡姓を名乘つた。洋風を加味して、一家をなした。名聲頗る高く、就いて學ばんとするもの常に門に充ちたと云ふ。明治二十五年六月歿した、年五十四。大日本名將鑑・芳年武者無類・源三位賴政猪早太・遠藤武者盛遠・金太郎捕

年晴・年景・年秀・年明・年廣・年方・年英・年一・年長・年參・年直・年雪・年忠・年清・年華・年孝・年之・年章・年昌・年寛・年若・年月・年基・年繁・年雄・年重・年茂・年中

年暦・年次・年豊・年延・年種・年恒・年丸・光・年重・年親・年保・年隆・年信・年久・年貞・年洲・年人・年學・年甫・年邑・年峯・年玉・年正・年美・年魚・年宅・年芳

松本芳延

鯉魚圖を始め、挿繪を描いたもので有名なものは、明治十三年版の霜夜鐘十時辻筮(全十卷)を始め、冠松眞土暴動(全六卷)・尾上梅幸怪談話(全十五卷)・同十六年には「阿國民造」自由廼錦袍(全一卷)花春時相政(全三卷)・開明奇談寫眞廼仇討(全二卷)・敷島文庫噂の橋(全一卷)・勤王濟民高峯の荒鷲(全二卷)・鳴渡雷於新(全一卷)、同十七年には開明小說四季の花籠(全一卷)を芳宗と合作、自由艶舌女文章(全二卷)・唐土模様倭粹子(全二卷)・同十八年には輪因果遺恨佛(全一卷)・春色日本魂(全二卷)、同十二年には新編浮實(全二卷)の挿繪を月耕と合作し、同二十二年には新作吉物語(全二卷)・女人禁制きむすこ(全一卷)等である。また芳年の門からは多くの俊才が輩出して、明治中期以後の我が浮世繪發達のため大いに貢獻したが、その中有名な人々は年晴(野阪氏)・年麿(布施氏)・年景(後藤氏)・年次(中山氏)・年秀・年豊・年明・年延・年廣・年種・年方(水野氏、應齋・蕉雪などゝ號し、明治四十一年歿した。その門から鏑木清方・池田輝方・同蕉園等が輩出した)・年恒(北梅または可雅賤人と號した、大阪の人)・年英(右田氏・梧齋と號した)・年丸(福島氏)・年一(暗齋・靜齋などと號した)・年光(大月氏)・年長・年重・年參(小林氏、亭齋と號した)・年親・年直(稻垣氏)・年保・年雪(荒井芳宗の子。芳宗は新井氏、新聞・草双紙の挿繪を描き、芳年門の高弟・いま東京市花原區戸越町に住す)・年隆(高橋氏)・年忠(島根氏・南宗と號した)・年信(本名は山崎信二、大阪では田口德三郎と稱した)・年清・年久・年華・年貞(陽齋と號した)・年孝・年洲・年之・年人・年章(中澤氏、甲斐甲府の人、性酒を好み、美人畫及び武者繪を得意とす)・年・學・年昌(桂春齋と號した)・年甫(武內氏、後桂舟と改めた。新聞雜誌を始め、多くの單行本の挿繪を描いた)・年寛(西井氏)・年邑・年春・年峰・年暉・年玉・年基・年正・年葉・年美・年雄・年魚・年重・年光・年莨・年芳・年甲等であるが、就中年方・年甫・年恒・年英・年參・年章・年景等が高名である。

松本芳延、通稱は鋼三郎、芳延はその號で、別に蓮理庵都々美と號した。幼時幕府の士松本氏に養はれてその後を襲ぎ、松本を名乘つた。然れども性放逸にして士風の窮屈なことを嫌ひ、壯年のころ國芳の門に入

狸の芳
吉田屋宇三郎
二代目繪馬屋
遊狸庵都々美
淺草田甫の狸汁
歌川國輝
貞重
五渡亭國貞
歌川國照
岡野梅老
橋本周延
彰義隊
榎本武揚
五稜郭
豐原國周
改進新聞

つて浮世繪を學び、畫名を芳延と稱した。狸を描くに妙を得て、世人狸の芳と渾名した。嘗て産を破つて赤坂なる待合義兄吉田屋宇三郎方に寄食した。また二代目繪馬屋の門に遊んで狂歌を學び、狂名を遊狸庵都々美と號した。後に浮世繪を廢して名護屋に至り、陶畫を描いて活業とし、多少の蓄財を得て東京に歸り、淺草田甫に狸汁といへる料理店を開いたが、間もなく失敗して横濱に移り、明治二十三年八月歿した、年五十三。

歌川國輝、本姓は岡田氏、通稱は藤四郎、はじめ貞重といひ、一雄齋と號した。天保元年、江戸に生れた長ずるに及び五渡亭國貞の門に入つて浮世繪を學び、貞重と號したが、後國輝と改めた。夙にその畫才を認められ、錦繪・草双紙等を描いて名聲を揚げ、その畫風は始め優美艷麗を旨としたが、後には雄勁な筆意を添へた。明治維新の際一時業を失つて落魄したが、これに挫折せず益々精勵し、遂に一家をなした。明治七年十二月歿した、年四十五。

歌川國照、山下氏、通稱は彥五郎、國照はその號で、初め貞照と稱し、別に松峯・東溪・晩庵・香梅樓等の號がある。文花十一年、下總古河に生れた。はじめ畫を岡野梅老に學び、後初代豐國の門に入つて浮世繪を學んだ。明治九年一月歿した、年六十三。

橋本周延、本名は直義、周延はその號である。越後高田の藩士で、維新革命の際彰義隊に加はつて戰ひ、後榎本武揚に從つて函館に走り五稜郭に據つた。五稜郭陷落の時捕はれて高田藩に引渡された。周延は幼より畫を好み、初め狩野派を學んだが、明治八年上京し、豐原國周に就いて浮世繪を研鑽して周延と號した。ついで改進新聞に入つて挿繪を描いた。また美人畫・文明繪を得意とした。大正元年九月歿した、年七十五。代表版畫は今樣美人鏡・當世姿見競・扶桑高貴鑑・眞美人・江戸錦等で、また明治十一年假名手本忠臣藏（全三卷）・松榮千代田神德（全三卷）・西南雲晴朝東風（おきげのくもはらふあさごち）（全三卷）・鳥追阿松海上新話（全九卷）の挿繪を始め同十二年には綴合於傳假名書（とぢあはせおでんかなぶみ）（二卷）・五人殲苦魔物語（ごにんころしくまものがたり）（全九卷）、同十三年には浪枕江の島新話（全九卷）・澤村田之助

曙草紙(全十五巻)・坂東彦三倭(やまと)一流(全九巻)・白菖阿繁(はたあやめおしげ)の顛末(なりゆき)(全九巻)・艶娘毒蛇淵(全九巻)、同十四年には川上行義復讐新話(全六巻)・倭洋(やまとらしやめん)妾梓潰美談(全三巻)、同十五年には函館戦記(全三巻)、同十六年には明良双葉艸(全二十巻)同十八年には貞節雪の梅(全一巻)等の挿絵を描いた。

村井房種

村井房種、一笑斎・一瓢斎・櫻斎等と號して挿絵を得意とし・草双紙中その彩筆になるものが頗る多い。歿年未詳。挿絵は明治十一年の小倉山青樹葉昔日新話(全十巻)を始め、同十二年には島田一郎梅雨日記(全十五巻)其名も高橋毒婦の小傳東京奇聞(全二十一巻)・同十三年には西遊唐中通夜譚(全六巻)・鼠褄甲子眞聞(全九巻)、同十四年には役者妙々奇談(全一巻)月雲雁玉章(全九巻)・幻阿竹噂廼聞書(全九巻)、同十七年には村井長庵札廼(ふだの)辻雨夜の濃紅(つじあまよくれなゐ)(全四巻)等の挿絵を描いた。

守川周重

守川周重、國周の門人、草双紙に多くの挿絵を描いた。歿年未詳。挿絵は明治四年のいろは節要(全二十巻)を始め、同十一年には散髪阿濃開化奇見(全九巻)、同十二年には高橋於傳夜叉譚(全二十四巻)、同十三年には多見立闇の鴟(ふくろふ)(全九巻)・金花胡蝶幻(たねのはなこてふのまぼろし)(全九巻)、同十四年には荒磯割烹鯉腸(あらいそれうりこひのはらわた)(全十五巻)等の挿絵を描いた。

生田芳春

生田芳春、常に歌川を姓としたが、本姓は生田氏である。通稱は幾三郎、朝香樓・一梅斎等と號した。文政十一年、江戸本所旗本屋敷に生れた。二十三歳のとき、國芳の門に入つて浮世繪を學び、安政二年大地震の際その慘状を錦繪として發表してから大いに名聲を揚げた。中年のころは淺草幸町に住したが、後蓮本町に移轉した。維新後は大阪で此花新聞に挿繪を描いてゐたが、後再び東京に轉じ、京橋築地二丁目に住して、盛んに草双紙に筆を執つて、その盛名を謳はれた。明治二十一年二月歿した、年六十一。挿繪は前記の此花

此花新聞

新聞を始め、明治十二年には雪月花三遊奇話(全九巻)・肴門辰五郎遊侠譚(全九巻)、同十三年には奥州安達原(全二巻)、蛍勝君助(いさをしきみすけ)の仇討(巻数不明)等の挿繪を描いた。

安達吟光

安達吟光、その姓は或は足立か。松齋・松雪齋・松齋銀光等と號した。經歴・歿年・年齢共に未詳。明治十七年頃まで草双紙の挿繪を描き、また明治初期の小說及び明治探偵小說等にも挿繪を描いた。浮世繪とは云ひながらその畫風は普通とは大いにその趣を異にし、浮世繪に多分の西洋畫を加味して一派を拓き、大いに明治浮世繪の特色を表現した。就中人物の描寫に至つては古今獨歩で、敢て東洲齋寫樂以上の特長と妙味を有するものと云ひ得る。作者松村春輔と親しく交はつたらしく、その著には多く吟光が挿繪を書いた。明治九年には開化小說春雨文庫(全十卷)の挿繪を年一と合作したのを始め、同十三年には落花淸談春風日記(全六卷)、また近世烈婦傳(全四卷)の挿繪を芳幾と合作し、同十四年には朧月夜花の唇(全六卷)・昇平鼓腹三府膝栗毛(全九卷)・明治餘澤鬪多風流西洋床(全六卷)、同十六年には駿甲俠客濱の松風(全一卷)・晝夜帶加茂川染(全二卷)・昔語千代田双傷(全二卷)、同十八年には新磨妹と背鏡(全十三卷)等の挿繪を描いた。

小林永濯

小林永濯——明治初期の狩野派を見よ。

河鍋曉齋

河鍋曉齋、(詳傳は明治初期の狩野派を參照せよ)。浮世繪畫家としての曉齋は新聞雜誌の挿繪を始め、新舊小說の挿繪を描いたが、その主要なものは明治五年の胡瓜遣(全二卷)を始め、聖人肝潰志(全二卷)・五穀祭(全二卷)・大鈍託新文鬼談(全二卷)・蛸之入道說教(初篇)、同六年には浮世機關西洋鑑(初篇二卷)、同八年には怪化百物語(全二卷)、同十三年には咄表詩話(全三卷)、同十五年には民權膝栗毛(全二卷)等の挿繪を描いた。

長谷川貞信　**上田公長**　**石川巖**　**明治初期戲作年表**

長谷川貞信、通稱は文吉、後に德兵衞と改めた。貞信はその號で、別に信天翁・南窓樓・雪花園等と號した。天保七年、大阪に生れた。幼時から畫を好み、長じて上田公長の門に入つて畫法を學び、後一家をなした。明治十二年三月歿した、年七十一。挿繪は明治六年に開化の人口(全二卷)を始め、同十一年には西南阿會の白浪(全一卷)・妻重野良振袖(全一卷)・五月雨物語(全三卷)等である。石川巖編明治初期戲作年表には西南阿

會の白浪と妻重野良振袖の挿繪を定信畫としてゐるが、その板元は五月雨物語と同一人にして共に大阪石川和助なる點から考へて、この定信の貞信なることは想像に難くない。

廣重派

二代廣重

二代廣重、通稱は森田鎭平、初めは重宣と稱したが、初代廣重の歿後、その一女に配せられて師家を繼ぎ二世廣重と號した。外に立祥・一立齋・立齋等と號した。初代廣重の門人で山水花鳥に長じ、よく初代の筆意を傳へ、その落款も亦た殆ど初代と同じい。ために後世の人々は屢々初代廣重と誤ること多く、ために初代の作と思つて買ひ、失敗することがある。慶應元年故あつて師家を去り、横濱に赴いて再びもとの重宣を名乘り、

重宣

畫を以て業としたが、明治四年頃歿した。增補浮世繪師人名辭書に明治二年歿とあるも、明治四年に發行されたものに立祥筆招魂社圖がある點から考へて、二年歿は誤なるべく、明治四年頃とする方が正しいであらう。

三代廣重

重寅

重政

三代廣重、初代廣重の門人で、初め重寅と云ひ、後に重政と稱した。父は深川の船大工で、二代廣重が師家を出るや、代はつて師家を繼ぎ、二代廣重と稱したが、實は三代である。專ら錦繪及び山水を描いた。二代廣重に及ばぬが、諸國名産畫や文明繪中には相當に見るべきものが多い。明治二十七年三月歿した、年五十三。明治十二年新潟花かゞみ(全二卷)の挿繪を始め、多數の諸國名所に關する開化繪を描いて、後世の明治研究家を裨益する所が尠くない。

昇齋一景

一景は昇齋と號し、明治初期の人で、文明繪を能くした。その筆意をよく檢するに、どこかに初代廣重に似たところがあり、亦其の人物は一寸見ると北齋風らしく見ゆるも然らず廣重風である。錦繪には滑稽味が多分にあるが、また眞面目たものも尠くない。例へば明治五年版の昌平坂博覽會圖の如きはその方面の代表的なもので、その他この方面のものには東都名所四十八景・東京名所三十六戯撰等があり、また滑稽物の代表的なものには日本橋圖がある。歿年・年齢等一切未詳。

豐宣
竹葉
柳村・國明
初代國明
廣近
美政
沼田月齋
三世清忠
清雅
二世嵩谷
嵩嵺
北爲
二代芳艷
芳玉
芳丸
初代芳宗
芳藤
芳兼

その他、明治初年、錦繪や肉筆浮世繪にその名を謳はれたものに豐宣（三世豐國の孫・歌川國久男・俗稱勝田金太郎、二世香蝶樓または四世一陽齋と號した。明治十九年八月歿した、年二十八）・竹葉（三世豐國門人・長谷川氏・翠軒と號した）・柳村（小倉氏・西洋畫風の風景版畫を描いた）・國明（三世豐國門人・初代國明の弟、蜂須賀氏、本姓は平澤氏、通稱を斧三郎と呼び、一鳳齋・鳳齋等と號し、好んで角力を愛した。後二世國明とした。明治二十一年七月歿した）・廣近（重宣廣重の一族歟、通稱は爲吉と呼び、天保六年生れた）・美政（尾州德川家の藩士、川崎六之丞、後六之に改めた。武道・謠曲・抹茶等の諸技に通じた。浮世繪を沼田月齋に學び、美政と號し、頗る能畫である。明治十四年八月歿した、年七十五）・三世清忠（二世鳥居清忠の男・三世と稱した。明治八年六月歿した、年五十九）・清雅（鳥居五代清峯の門人、本姓は河本氏を稱するも、實姓は山口氏なりと云ふ。大阪の人、後柳川重信の門に入つて柳亭満川重春と改名した）・嵩谷（嵩溪の男・二世嵩谷と號した。名は大雄・字は可親・初め嵩嵺と稱した、別に一相齋・致雲堂・鄰庵・物々齋の號がある。明治八年三月歿した、年七十六）・嵩嵺（初名は嵩英、幼名は菊丸、二世嵩谷の家を嗣ぎ、二世嵩嵺と號した。明治十七年十一月歿した、年五十五。その子虎尾が夭死したので、家は絶えた）・北爲（北齋の門人・深尾氏、白山人と號した。明治二十六年頃、未だ深川に居せりと稱せらる）・芳艷（國芳の門人、本姓は三輪氏、別に一榮齋または二世芳艷と號した）・芳玉（歌川氏・國芳の門人・後柴田是眞に就いて四條派の畫法を學んだ。本名はタマ・江戸日本橋に住み、一輝齋・一燿齋・一掌齋等と號した。明治三年歿した、年三十五）・芳丸（歌川氏、國芳の門人で、通稱を伊藤鶴吉と呼び、芳丸はその號で、別に一圓齋とも號した。明治四十年五月歿した、年六十四）初代芳宗（國芳の門人で、通稱を鹿島松五郎と呼び、芳宗はその號で、別に一松齋と號した。彩色の浮世繪を能くした。明治十三年歿した、年六十四）・芳藤（歌川氏、國芳の門人で、通稱を西村藤太郎と呼んだ。芳藤はその號で、別に一鵬齋と號した。手遊繪・武者繪・切組畫に長じた。明治二十年に歿した）・芳兼（歌川氏、

芳滿
芳邦
芳廣
芳景
芳盛
芳梅

國芳の門人、芳兼はその號で、初め一好齋と稱した、後に田蝶梅月と改號した)・芳滿(歌川氏、通稱を犬飼健吉と呼び、また松屋平兵衛とも號した。國芳の門に入つて浮世繪を學び、芳滿はその號であるが、別に一枚摺・圓阿彌等と號した)傍ら俳諧を好み、その號を唯紋と稱した。明治四十二年二月歿した、年七十三)・芳邦(歌川氏、國芳の門人で、靜齋と號した、芳廣(歌川氏、國芳の門人で、通稱を重兵衛と呼び、芳廣はその號で、別に一張齋と號した。明治十七年四月歿した)・年四十七)・芳景(芳瀧の門人で、通稱を後藤德次郎と呼び、芳景はその號で、京都の浮世繪畫家、明治末年東京に住した)・芳盛(歌川氏、通稱を三木作藏と呼び、浮世繪の傍ら南宗畫を描いた。一時官途に就いたが、後辭して横濱に移轉し、貿易畫を描いた。明治十八年十月歿した、年五十五)・芳梅(歌川氏、國芳の門人で、通稱を中島藤助と呼び、大阪の人で、別に一鶯齋と號した。)

第六章　風俗篇

第一節　横濱の開港と舶來風俗

一　横濱の舶來風俗に關する史料

横濱の開港と舶來風俗

横濱の舶來風俗に關する資料

長崎には早くから外國人が渡來し、同地が我が國唯一の貿易場だつた關係上、夙に多少の舶來風俗を見たが、帝都を去ること餘りに遠隔なると、附近に流行の中心たるべき大都會がなかつたので、折角の舶來風俗も僅かに九州の一角に行はれたのみで後來の横濱舶來風俗に壓迫され、漸次消滅して仕舞つた。

外國往來及び耶蘇教を禁ず

安政の條約

横濱・長崎・神戸・新潟・函館の開港

外國人の渡來

江戸を東京と改稱す

東京を帝都と定む

寛永十一年五月二十八日、外國往來及び耶蘇教禁止の發令以來、凡そ二百二十四年の間鎖國主義を堅持してきた徳川幕府は、大勢の如何ともなし能はぬを覺り、安政五年米(六月十九日)・蘭(七月十日)・露(七月十一日)・英(七月十八日)・佛(九月三日)の五ケ國と修好通商條約を締結し、同六年以降横濱・函館・長崎・新潟・神戸等を開港して通商貿易を開始するに及び、これ等の外國人は盛んに五港に來り貿易を營んだが、明治維新の改革後、江戸を東京(明治元年七月十七日)と改稱し、東京を以て帝都(明治二年三月二十八日)と定められるに及び、帝都東京を指呼の中に控へた横濱は外國貿易の中心地となり、外國人は潮の如く來朝し、こゝに横濱獨特の舶來風俗を發生するに至つた。

洋品の渡來

安政の開港と共に、横濱・長崎・神戸・函館・新潟等に、從來我が國になかつた種々の珍奇——當時日本人が始めて見たのだから、然う思ひもし、亦さう感じもしたのである——な風俗が渡來した。例へば當時日本に

オルガン
ランプ
馬車
洋服
靴
ビール
シヤンパン
サイダー
ラムネ
石鹸
蝙蝠傘
硝子鏡
寫眞術
石版
懷中時計
シヤツ
ズボン
マツチ
巻煙草
ブリキ
椅子
オルガンの渡來
ビイドロ
硝子簾
蝙蝠傘の渡來
硝子鏡（姿見）の渡來

ない所のオルガン・ランプ・馬車・洋服・靴・ビール・サイダー・葡萄酒・シヤンパン・ラムネ・石鹸・蝙蝠傘・硝子鏡・寫眞術・椅子・テーブル・石版・懷中時計（開港當時は袖時計・腰時計または袂時計と呼んだ）・シヤツ・ズボン・マツチ・ブリキ等が渡來した。慶應元年丑夏橋本蘭齋編横濱開港見聞誌にも『異人は三人五人とつれ立見世先にこしうちかくる椅子あつて、此を出す、これにかゝりて巻煙草をくわへ、摺付木にて呑云々』とあるが如く、椅子、巻煙草は云はずもがな、摺付木はこれ又マツチであることが想像に難くない。尙ほ同書に『又女異人馬に横に乘て、三人五人つらなり行く。其衣裳美にして頭上にはいろ／＼なる冠物あり、是も美事なるものにてよく目立つなれば、是にてやうやく見世先の人立は少なくなり、又異女かさにて面をかくすばかりの傘、長き柄の先につけて是にて日を覆ひ、二三人程もつれたちて何やらん咄しなどして來れば、それやこそ女なぞと又缺け戻り前後に付き添ひ、見物はかくの如くかけ戻り走り出、立止りては見物す云々』とあり、こゝには蝙蝠傘が現はれ、また同書、岩龜樓の記事に『此座敷に三尺餘の四足臺に横一尺八寸、竪六七寸の箱を置てあり、是はオルゴルの大なる物にして、最其音色美にして高し云々』とあつて、開港と同時にオルガンの渡來したことを明かにしてゐる。硝子の我が國に入つたのは上古の事とされてゐるが、安政開港頃までは一部貴人の重寶物視されてゐただけに、ビイドロの渡來にも驚異の目を見張つたのである。即ち同書に『商館二階下丸にビイドロ障子を立てめぐらす、其内に女異人美色の衣紋此ビイドロにうつりて美事なり、又ビイドロ簾をかけ廻わしたるあり、（中略）雨中には南京風の八本骨なる傘を用ゐ、中にも亞墨利加人三十三番ウエンリイトなる人は日本風薄鼠細き蛇の目傘を用ゆ、夏日でんちり笠を用ゆ、又本町通り中程阿蘭陀寺より近く、右の並に英國十四番イリムストン商館は其屋根の上に又小なる座敷ありて四方障子皆ビイドロを用ゆ、是も異形なる作方云々』とあり、同じく同書に『横濱にて異人の娘、自分部屋にてけはひ（化粧）に姿見に向ひ、其鏡の上より細き眞鍮の蝶番の如きを指出して、其先に丸鏡の小形なるものを繰りて圖

の如くつり下げ、其中に寫る後影を大鏡に寫して前後一眼によそほひする事なれば、畫て珍らしき合鏡なれ

自轉車の渡來

云々』とある、同じく同書に『次の圖は自轉車なり、是は乘て細き組糸を以て前の輪に卷付けあるを腰の加減にて車の臺向上になりたる時くるくると糸を卷上るなり、又ゆるめするに前の車けはしく廻れば、自然と一車廻り出して走ること最も早くして、小犬の付添來つてこの車と共にかけ出すに、車の方少しく早し。車小なる作りにして大體一人乘なり、手際よろしく綺麗なる車なり、多くは女性の乘るべきものと見ゆ云々』、

石鹸の渡來

同じく同書に『しやぼんといふもの二品あり、一品は洗濯しやぼんとて下品なり、亦上品のものあり。此品は先桶に湯を汲みて日本の行水の如く總身を洗ふ椰揶ひの如きものにて、手足指の先まで洗ひ、貌首筋も此品にて、したゝかに洗ひ、頭の毛まで其中をこすり分て洗ひ、其後にてしろ箒の如く作りたるもの(刷毛)に

刷毛の渡來

て頭上より足の先までよく流し、其後上品のしやぼんを水にてときたるを右の椰揶ひの如きものにつけて又は頭の毛の中より惣身を洗ひ流すこと數度、後これをふきあげして、干乾かすなり。是は後に洗ひたるしやぼんの香宜しきものなればなり。上品のしやぼんは十三味藥種入といふ、最其香宜しく上品なり、一品は下

化粧石鹸・洗濯石鹸等の渡來

の物によし、洗濯しやぼんといふ。衣の垢付たるを洗ふとき、桶の中にてこれをとき水にあはして洗ふゆへに、其人身衣ともに美なり云々』、同書に『總て阿蘭陀は其國產最上品の數多く、横濱にても蘭物を以て上

時計職工の渡來

とすそ。然れども異人町中程より本村橋に行間廣大の新地に異商館立つゞきたる中に、英吉利の時計細工人あり、此人腰時計の名人といふ云々』とあるが、腰時計は腰にぶら下げる時計の意で、いまの懷中時計の謂

懷中時計の渡來

であらう。また元治元年七月一日横濱港崎町伊勢屋幸吉板の横濱みやげには『總て異人は何事によらず物事ついへなる事をせず、只利なることのみを専一とす。第一紙を遣ひ捨てず、鼻紙なり、何れも金巾の切たり云々』とありて、ハンカチーフの渡來を明かにし、同じ書に『異人の住居、冬はビイドロの障子を建きり、内

ハンカチーフの渡來

ストーヴの渡來

には炭を澤山おこし置たり。焼火の煙は銅のつゝ(煙突か)にて外へ出し、内の煙らぬ仕かけたり。夏は角力

カーテン
ランプの渡來
椅子
テーブル
パン
牛乳
バター
ナイフ
コップ
ダンス
オルガン
ギヤマン
絨毯
ストーヴ
硝子額
ランプ
硝子鏡、姿見)
石鹸
化粧水

のまはしのやう成るもの居間の上へつるし、引けば團扇の如し、風出るなり、奇々妙々なり。あかしはランポと名付けてビイドロ仕かけなり、晝より猶明るし。座敷向は壁なり、皆張壁なり、木の見ゆる處なし、皆ぬり柱なり、外廻りは石垣なり。食事は日に二度なり、何れも腰かけにて臺の上へ布をしき、パン牛魚鳥を食す。青き物少しづゝ交々にして用ゆる。牛の乳、牛の油・玉子何れも油を用ふる。小き庖丁ナイフと云、是にて切ながら喰なり。酒は銘々コップにて置つぎなり、上客の節は牛の舌一枚づゝ引物にする。此時踊あり、男女とも腕を組足拍子をとり、鳴物に合せて踊るなり、鳴物はウルゴロと云ふ琴・こきう・せう・ひちりき四色一所にしたる音色あり』とある。また文久三年錦港堂出版の横濱奇談には『異人屋敷には士官と商人あり、士官の分或はミニストルコンシユル、或は通辯家または船將抔とあり、銘々彼國の旗驗(はたじるし)をおし立てたり、商館には其旗はなけれども商用の看板らしき旗あり、いづれも屋根の造り方は、壁には尺石を積みかさね、障子はギヤマンにて張り、間毎のしきものは五疊じき、或は十疊敷等いづれも一枚織にて色々の模樣あり、其美しきこと美花をしきならべたる如し。冬向にいたれば一ト間に堅炭または石炭などを澤山に起し、その煙りは銅樋を以て家根、或は壁などへ穴をあけ、其樋より通せば、天井壁なども少しもくすぼらず、あたゝかきこと三四月頃の如し。間毎に我國の額堂のごとくギヤマン繪の額をかけつらねたり、其美麗なる事またたぐひなし。夜分にいたれば燈臺にギヤマンの上覆をかくれば、其あかるき事毛一筋をも見あやまることなし。いづれも屋敷の門のうへにはギヤマンにて製造なしたる行燈の如きものあり、依て門の內外とも白晝にことならず、實に眼覺しき事ともなり。偖異人朝暮の行事はまづ朝五つ半時頃四つ時頃に目を覺まし、すぐに入湯するなり。其湯のぬるき事ひなた水のごとし、中には寒暑ともに水ばかりつかうものあり。夫より常に懸置く所の姿見鏡(丈四尺位なり)にむかひ、うがひ手水をつかひ、髮を直し、シヤボン(あかをとるもの)または匂ひの水をもつて薄化粧なぞいたし、夫より服を着替るなり。何れも黑羅紗にて其地合のよき事、革

パン

の如し。又身綺麗なること、我國の人に替ることとなし。次に食事に及ぶ、麥粉にて製したるパンといふものを食す、其外牛肉豚肉果物等なり。酒は種類多けれども、いづれも多分に飲みても深く醉ふことなし。これは我國の酒とは替り、穀類にあらずして、らんびきにて果物よりとりたる酒なれば、氣は强けれども醒ることいたつてはやし。食事は朝夕二度なり。煙草はいづれも好にて、少しの間もはなす事なし。されども我國の煙草と違ひつよき事はなはだし、我國の如く内へ引て吸ふときは目のまはる程なり。彼等はふかすばかりにて吸ひ込むことなし、おり〳〵唾をはくなり、これは常にたばこをふかし、唾を吐けば惡氣を吐き出す爲に無病なりとぞ。(中略)又異人のうちにて旅籠屋をするものあり、これは家作を一間々々に部屋の如くに造りて渡來のもの上陸の節たよりすくなきもの此はたごやへ止宿するなり、もつとも旅宿料一宿分洋銀三枚(我國の銀にして一兩三分なり)中食はドル一枚なり、我國の旅籠料とは格外の高料なり。

撞球術

其うちに五十疊敷ぐらゐとも見ゆる大座敷ありて、眞中に長さ三間はかり、幅二間程の机のやうなるものあり、廻りのふち高さ二寸ほどにて其すみ〴〵に穴あり、其盤面に二寸五分位の玉を置き、其玉を相手と替り〴〵棒を以て突、此は我玉を相手の玉とあたり合あたり合其玉穴に入るの次第にて勝と見えたり、入ざるは負なるべし。其手練の妙なる事、實に驚くべきの一つなり云々。

懷中時計

(中略)異人は常に根付時計を懷中してしばらくも身を離さず、其時計は丸さ差渡し一寸五分又は二寸位もあり、其うちの細工密なる事書にもかゝれず、言葉にも述べがたし。價は五兩なるも十兩なるもあり、此品は日用便利の爲めにするなり。たとへば明日何時に面談に及ぶべしと約束し、其刻限にいたらんすれば必ず歸宅して待ち受るなり。他のものも自己が時計を見て、其刻限にはかならず出て行て、面會に及ぶなり。其外のことに付ても、其許は何時に來給へ、または何時に參向すべし、何時には留守なりなどといふ事に用ゆ、至つて調法にて便利なるべし。

寫眞術

又寫眞鏡と云ふ一種の奇物ありて之は人は勿論他邦遠景などまでも其儘に移せば、其者の形、色合(これは誇張の言なるべし)まで少しも違は

櫻田蓮枝

ラシヤメン（洋妾）

馬車の渡來

ミシンの渡來

野澤辰五郎

ず、微細にギヤマン鏡に留まりて更に消る事なき奇妙の工なり。されば人を移すときは、その容體もの云はぬばかりなり。我國の人も存生の內に繪師に命じて我畫像を寫し、懸物などにして子孫に傳へなどする輩もあれば、それ等には此寫眞を用ひなば、いさゝかも違ひなくして可なるべし。價はギヤマンの大小によりて二分位なるも一兩二分なるもあり。此事今にては當地辨天通り五丁目に居住する櫻田蓮枝といふもの、其傳を覺え、業いにいたしぬるが、異人の仕事と少しも違はず、價は却て異人の方よりはよほど下直に出來るなれば、若し右の畫像などの望みある人々は、彼のもとへ命ぜらるれば、便利ならん乎。（中略）ことにおかしきは異人の妾になりし女をさして、ラシヤメンと唱ふるなり、此名を負ひし元といはゝ異人彼國より連れわたりしラシヤメンと云ふ獸あり、其性素直にしてよく人に馴れしたしむものなり、船中にてマドロスども（下官下部を云ふ）煩惱きざしたるとき此獸をとらへておかす事ありとぞ、此れに異人に犯さるゝの儀よりしてラシヤメンと云ふならはしも理なり。諺に云ふ、狐にコンカイ馬に止動の誤りにも似よりて、今に至りては改めがたきもいとおかし云々』とある。

以上は安政の開港と共に橫濱へ輸入された舶來風俗に關する卑俗な資料を列擧したのであるが、この外開港と共に橫濱にミシンと馬車の渡來したことは、爭ふ餘地がない。橫濱開港側面史にミシンに就て淺間町野澤辰五郎翁の實話が揭載されてゐる。即ち『女の洋服裁縫の始めからお話しをしますが、私がブラオン夫人のお引立てを蒙るやうになりましたは、左樣月日はシカと記憶致しませんが、安政六年夏の始めの事でした。神奈川本陣鈴木の會所から宿內の仕立や足袋屋仲間に對し、職人一名を成佛寺に差出せとの達しがありました、其頃は異人と云へば全く畜生同樣に心得、異人に近寄ると穢多臭くなるとか、狗が吠えるとか、愚にもつかぬ事を云つて騷いで居ました位ですから、誰一人行つて見ようと云ふものがない、何程貰つたつて詞は通ぜず、鈽間をすれば靴で蹴り飛ばさるゝと云ふから堪らねえと尻込みする者許りで、どうしても行くもの

がありません、ところが會所からは矢の催促、此上愚圖々々すれば仲間一同がお叱り、どんなお咎めを受くるかも測られないと云ふので、抽籤で定めやうとまるで人身御供と云ふ譯でした。其時私は或る足袋屋の職人で、齢は弱し、何ぞ變つた事をとの野心もありましたので、豈夫蹴り殺しもすまいと我から望んで出ました。ソコで愈よ私が行く事となり、初めてお目にかゝりましたが、ブラオン夫人は左様彼れ是れ六十近く、見るから優しさうた方で、感心な事には今日は、あなた、參りますかハイ參ります、仕事はドンな事を、こんな物縫ふので、お客あります、と示されたは寢臺用の布團で、ミシンで縫つたのですから却々立派だ、針一本では迚もとは存じましたが、こんなに精細に縫ふには大變時間が取れます、夫れで宜しいならば、と申しますと夫れは構はない、夫れでは相違なく明日から、併し仕事の時間と給料はとの問題とまで進みました。賃錢は天保錢七枚、ソコで時間は八時から六時まで、賃錢は天保錢七枚、即ち七百文と切り出しました。さうです今日から考へれば馬鹿に安いやうですが、當時では是が馬鹿に高いもので、先づ人足が一日一百五十文、大工が三百文、白米が一兩に五斗五升位の相場ですから、足袋屋の職人が一日七百文とは自分ながら法外だ、乾度高いと云ふに違ひないと思つてゐますと、案外にも七百文よろしい、夫れでは是非明日からと相談が極りました。内心はビク／＼ものが翌日成佛寺に乘り込みますと、夫人はそれは／＼親切で、一から十まで手を取らぬ許りに敎へてくださる許りか、ブラオン氏でもバラ氏でも又へボン先生でも誠に鬼と思つた佛さまです。併し針一本でミシン同樣の仕事をするので捗らないこと夥しい、こんな事で七百文とは勿體ないとは思はれます。で度々夫人に其事を申しますと、何時も同情ある優しい顔附きで、なに慣れさへすれば段々早くなると云つて下さるやうな譯で、漸く布團などを通りあげますと、夫人は自分は目が惡るくてミシンにも掛かれない、で引續き勤めて與れとのお詞なので、其後も通つて居りますうち、夫人から女洋服の裁縫方につき親切な傳授をうけ、足袋屋職人から洋服屋に變りました。ブラオン氏方には其後十八年間引

續き出入いたしました。男服の方は他に遣る者もありましたが、御維新後暫くの間は婦人服は私一人のやうでしたから、有難いことには東伏見宮殿下の御召用や井上公爵夫人の洋服などは皆私に仰せ付られました。七年ばかりは其爲め時々東京へ參りましたが、追々腕のある人物も出來、又私の都合から申しますと、其頃貴顯の御用となると役所からして何月何日出頭いたすべしと云ふお指紙で、どんな至急な注文物が來てゐても、待てしばしが叶ひません、其爲めブラオン氏や其他の御得意に對し、度々相濟ぬことが出來、又私は少し考へがあつて店も張らねば弟子も取らず、全く一本立ちですから、かた〴〵東京の御用は總て御辭退いたし、其後は居留地の御得意だけを守つて居ります』とあつて、洋裁縫の發達とミシン使用に至るまでの經路を想像するに難くない。

馬車の渡來

また馬車に就いては横濱市役所編の横濱市史稿 風俗編、交通の部に『横濱開港の兩三年後、外國人が持つて來た馬車を驅つて居留地を乘廻した當時は、之れを異人馬車・やぐら車・ひき車など稱へ、頗る驚異と感嘆とを以て注視したのであつた。其後横濱の發展に伴ひ、横濱在留の外國領事館と江戸公使館との間の交通便益の爲め、且つは運動の爲め馬車を乘廻す爲めに、本町から吉田橋方面に至る道路擴開の要求もあり、旁々此附近の土地整理の意向もあつたので、埋築造成の工を起し、慶應三年三月、本町から吉田橋に通ずる馬車通行路が竣成し、此懷しい名が今に存在して居るのである。卽ち此馬車の道路が開通したので、港内の交通は便利になり、而して江戸への通路も稍々輕快となつた』とあり、

横濱噺

尙ほ馬車のことは文久二年版、松伯編珍事五ヶ國横濱噺にも『また馬車ありがねにて大八車の如くなるを付け、九尺程のきよくろくあり、二人乘りにて馬のかけ引きするなり、尤も馬の面の兩脚兩側?に板をかざし付けて、左右を目ざす馬に向ふばかり見せるなり、一匹より二匹にて引くなり、但し大通の音雷の如く、男女とも乘るなり云々』とあれば、これを以て萬延元年頃または文久元年ころ我が國に馬車が渡來し、それが實用に供せられた事が明瞭である。次に明治五年ごろ非常に流行した牛肉鍋は果して何時ごろ渡來したかに就いては學

者間に種々の異說があるが、これも安政の開港と共に、當時すでに横濱で行はれたと見るべく、即ち横濱開港見聞誌にも『異人町うら通りに牛屋と云ふあり、吾國にて山くじらの見世に同じ、牛羊をひさぎ賣る家あり、今は二軒となりて表町にもあり、横濱にて牛ころしといふ。然れども其渡來の異商本國にては、是をもつて平日の定食として小兒の時よりもその食にて生長するゆへに、是をきらはず、眞以て常食とするものは

パン

麥を用ゆるパンと云ふは麥の粉へ玉子など入れ、ねりまぜてボートルにてあげるを用ゆ。牛羊なんど、客あるたび物見遊樂の時にこれを食す。されば其國中に牛を作る者あれば、又ボートルを製す者、是皆異人の田業なれども、今横濱に來りて牛をひさぐを見るに、大牛を引入れ、あと足に綱をからみ付うつはりへうちかけさかしまに引あげる時に、牛の前の方に又一人廻りて牛の前足を斧にて打落せば、牛は其儘たへ入るなり。

牛鍋
牛肉屋

能かんねんたすものか、初より此如くにして殺せども、猛勢あれど、さのみさはぐ景色もなく其儘たへ入る。いまだ少しは動く所をよしとて直樣皮を切ひらきて、それ〴〵に肉を分ち、此家に客も迎へるゆへに、新らしき風味あるを食と思ふ人は、此家に行て牛殺し有日をまちて、小鍋に入れて是を煮て出すなり、諸方の異人館より是を買に來る時、臺の上にひろげある肉を、その價だけに切、はかりへかけて持來り、器に入れて出すまで、よく山鯨見世に似たり云々』とある。されど當時はいまだ日本人間には行はれなかつたらしく、外國人及び外國商館などに出入する商人または商館の雇人・洋妾・そこの女中下男等に限られてゐたものらしいが、漸次これ等の人々によつて牛肉の美味なること、滋養分に富めることが横濱市中に宣傳されるに及び維新後は日本人中にも漸次牛鍋で飲食するものを生じ、遂に明治四・五年ごろ歐化主義の勃興と共に、牛鍋で一杯やらぬものは文明開化の新人でないとまで云はれるに至り、横濱・東京を始め、牛鍋は頗る全盛を極め、ために假名垣魯文などは明治四年、牛店雜談安愚樂鍋五卷を出すに至つた。明治二十五年七月十三日出

西洋料理店の開業

版、太田久好著横濱沿革誌、明治二年の條に『同月(明治二年七月)姿見町三丁目谷頭ナルモノ西洋割烹ヲ開

氷水店
アイスクリーム

牛乳
バタ

業ス。當時外國人ノ供食ヲ目的トシ、本邦人ハ未ダ之ヲ嗜ムモノアラズ。明治四年駒形町代地ニ洋食割烹ヲ開業スルモノアリ、開陽亭ト云ヒ、爾來各所ニ開業スルモノ多シ云々』とあるを以て見るも、維新前は未だ日本人間に牛肉を食するものが無つたらしい。また同書に舶來飲食物に頗る興味ある記事がある、即ち『同月(明治二年六月)馬車道通常磐町(原書に常盤町とあるも常磐町の誤りなるべし)五丁目ニ於テ、町田房造ナルモノ氷水店ヲ開業ス。當時ハ外國人稀ニ立寄、氷又ハアイスクリームヲ飲用ス、本邦人ハ之ヲ縱覽スルノミ。店主爲メニ當初ノ目的ヲ失シ、大ニ損耗ス。尚翌三年四月伊勢山皇大神大祭ニ際シ、再ビ開業セシニ頗ル繁昌ヲ極メ、因テ前年ノ失敗ヲ恢復セリト。爾來陸續來客アリテ、恰モ專賣權ヲ得タル如ク、繁榮ヲ極メタリ、之ヲ氷水店ノ嚆矢トス』とある、これで當時日本人はまだ氷水すら飲用しなかつたことが想像される。次に安政の開港當時、外國人間に牛乳の飲用が行はれてゐたことは事實で、文久二年版の松伯著珍事五ケ國横濱噺に『安政六年中鬼門の方より鬼共一度におし來り、江戸三田濟海寺フルコスコンシユル佛蘭西國ミンストル名はベリクルと云ふ、同正泉寺には同國通辯官麻布善福寺には亞國ミソストル、高輪在福寺には英國ミンストル、役名アトミラルと申すは軍艦六十五艘の船大將と云ふ。右寺々に押しあがり尊像佛は門前に取り出して其身は佛前に寢所をかまへ、みやびやなる女子を集め、色事のたしなみ晝夜を論ぜず、腎藥には牛の乳を朝晩呑み、なほボヲトルとて牛の油を食事の度毎に食するなり。寺々に一疋づゝ飼はせる牛の別當あり、乳を絞る役なり、乳を燒酎などに入れて呑む。夏はギヤマンの德利に入れ、井戸の中につるしおくなり。産をして生れる子を、冬にても水にて取りあぐるなり。但當分の內、牛の乳ばかり呑せ、親の乳はのませぬなり云々』とあれば、當時牛乳の飲用されし事は明かで、文中にボヲトルとあるは今日のバタなること想像に難くない。これは明かに和蘭語の Boter をボートルまたはボヲトルと發音したものらしく、別書ボードルとあるはボートルの訛つたものであらう。總じて明治初期には外國語の發音が頗る不完全で、Boter をボヲ

天主堂
硝子戸
煙突
扇風機または電氣團扇?
ランプ
壁紙
毛織物
パン
牛乳
バタ
ナイフ
フオーク
ダンス
オルガン

ツトルまたはボヲトル・ボードルなどと發音したものであるまた同書に『海岸通りに龜屋和助材木屋あり、駿河屋と云ふ茶の賣込あり、三丁目(本町)に御見張所有之、その先西波止場、此所和人荷物出入共御改所なり、東波止場あり、此所異人荷物御改所の御番所に御座候、先の新波止場も斯くの如く、これより先きは殘らず異人館なり、尤も中程に佛蘭西國にて天主堂と云ふ小判形の堂を建て、家根の上にしんちうの柱にて十文字の主柱あり、是即ちはりつけ柱の形なり、御尊像佛は唐金にて磔に掛かりし佛のよし、猶種々なる噺あれども、見ぬ事故しるさず、最も天主生れたる所より終り迄の額掛けありとの事なり、住僧名をジラールと云ふ、世界に三人となき物知りと云ふ、其說法とくこと高聲さわやかにして能くわかり、日本の大人の如しとたり』とあり、なほ横濱はなしに『異人の住居冬はビイドロ障子を立てきり、内には炭八方に澤山をこし置くなり。多き火の烟は銅の筒にて外へ出すなり、内に少しもけむらぬ仕掛けなり。夏は角力の廻しの樣なる物を、居る上につるし、中六尺位、立五尺程の物をつるし仕掛けにて、引けば團扇の如く大風出づるなり、奇妙なり。あかりはビイドロ仕掛にて晝よりも猶あかるく、座敷白きは壁なく、皆はり壁なり、木の見ゆる所一つもなし、皆塗り柱なり。外廻りは皆石垣なり。着類は冬毛織にて、大寒にはツヽツボウ二枚も三枚も重ねて着るなり、夏は何れも白衣麻織たり。食事は二度食なり、何れも腰掛けにて、臺の上へ布を敷き、パン牛魚鳥青物は少々づゝ色々にして用ゆ、牛の乳牛の油玉子いづれも油を用ゆるなり。箸なし、小刀一本かねの三本熊手を用ゆ、鳥は一羽の儘牛も大切にして、小刀にて切りながら喰ふなり。酒は銘々盃にて置つぎなり、酒の肴別になし、仕事の折は一日に二度づゝ飲せるなり。尤も一杯限りなり。上客來の節は春は花の頃除は木の裏にて柱を包み、天井壁に至るまで殘らずかくして花見堂の金襴の如く、なほ大きなる馳走と申すは牛の舌一枚づゝ引物にするなり。是一番の馳走なり。此の時踊りあり、男女とも腕を組み、足拍子を取り、鳴物に合せて踊るなり。鳴物はウルゴロと云ふ、胡弓と箏と七りきと笛と四色一所にしたる音いろな

スケート

り。冬は厚氷の上にて足練と云ふ事あり、是れは身體をかたむる爲めなりとぞ。但し靴の底に筋金あり、腕組して體をうかして五六間よりも七八間程兩足を揃へて走るなり、猶途中にてとまるもあり、途中より廻りて此方へ歸るもあり、是則ちよろけて轉ばぬ術なり。夏は上官にても毎夜海に出て水をあびるなり、是又供なく、一人または友達連引合にて歩行なり』とあり、これにて夏日本牧邊で海水浴の行はれたことも想像さ

海水浴

れるが、横濱市史稿、風俗編、海水浴の條には『渡來の外國人間には、明治初年頃から本牧、根岸附近の清澄なる海水に浸り、海水浴を行つて居た。其頃既に本牧十二天の海濱には、外國人間の水泳倶樂部の如きものがあつて、夏季朝夕海水に浴して居たと云はれて居る云々』とある。尙ほ開港當時、すでに外人間に日曜日

日曜日

のあつた事は、横濱奇談に『また彼國にはゾンタフと云ふ事あり、此のゾンと云ふは洋語の天なり、ダフとは幾日々々と云ふ日の事なり、我國の七曜のうち、日曜日なり。八日目八日目にあたる(これは誤算である)此日は業用は勿論何事もせずして、たゞ遊びくらすなり。船々にては種々の旗をあぐるなり、我國の節句祝ひ日などの如し。七夕まつりなどの如く天を祭つるの意ならんが、日待なんどの類なるべし』とあり、以て日曜日のあつた事を知ることが出來る。なほ開港當時から明治初期の横濱風俗を研究するに適當な史料は横

横濱開港見聞誌
横濱みやげ
横濱繁昌記
横濱往來
横濱嘶
横濱奇譚
横濱沿革誌
横濱開港五十年史
横濱新誌
横濱社會辭彙
横濱市史稿

濱開港見聞誌・横濱みやげ・横濱繁昌記・横濱往來・横濱嘶・横濱奇譚・横濱沿革誌・横濱開港五十年史・横濱新誌・横濱市史稿・横濱社會辭彙等があるが、いづれも稀本で、いまは容易に手に入れ難い。昭和七年四月發行の横濱市史稿でさへ、今日は容易に求め難いから、明治以前に出た横濱開港見聞誌・横濱奇譚・横濱みやげ・横濱嘶等はとても少し許りの骨折では發見が至難である。明治年中に出版された横濱沿革誌や横濱新誌でさへ今日では稀世の珍本とされ、恐ろしく高價を呼んでゐる。横濱市史稿を除いては、いづれも關東大震火災以前の刊行本であるから、是等の横濱史料が珍重され、高價な所以であらうが、この意味で大正六年五月二十五日、横濱通信社から發行された横濱社會辭彙は非常な便利な出版物である。本書には横濱名譽鑑・横

濱奇譚・横濱みやげ・横濱往來・横濱名所圖繪・横濱噺・横濱繁昌記（漢文）・横濱開港見聞誌・横濱沿革誌の全文を再錄してあるのみならず、横濱の研究史料が滿載されてゐるが、發見はやはり容易でない。尙ほ横濱開港五十年史は明治四十二年五月十五日横濱商業會議所發行、肥塚龍著であるが、今ではこれも稀本となつた。尙ほ前記の横濱新誌は明治十年三月十二日出版、川井景一戲著であるが、いはゆる繁昌記式の小冊で、いまは日本評論社發行の明治文化全集第十九卷、風俗篇に收錄されてゐる。併し同原板本はやはり稀世の珍本で、隨分高價な史料である。

横濱在留外人の生活

二　横濱在留外人の生活

外國人の日常と貿易

（イ）外國人の日常と貿易

服裝

一に列擧せる材料によつて横濱の舶來風俗を按ずるに、男女とも日常ラシヤ服を着用したことは勿論であるが、今日の洋服とは大いにその趣を異にし、殊に婦人の服裝は腰を引締めて細くし、著しく臀を突き出した不恰好なものであつた。男は主として山高帽を用ひたるも、畫家及び新聞記者などは今日日本の獵師などが用ひてゐる鳥打帽やうの帽子を用ひてゐたるものゝ如く、殊に婦人は帽子に造花などの裝飾を施した、多くは羽根のついた帽子を用ひてゐた。外出には性の別なく蝙蝠傘を用ひ、晴雨ともこれを兼用した。履物はもちろん男女ともに皮靴で、今日とは大差がないが、唯現時と異なるものは婦人の靴で、これは男子の靴と同じく、その踵は低く、今日の如くハイヒールのものではなかつた。開港當時靴は各自本國から輸入して使用せるものゝ如きも、漸次外國人の居住するものが增加するにつれ、本國から靴工を雇聘し、こゝにて靴を製造せしめ、また破損の修理をなさしめた事はこれ亦想像に難くない。下着は主としてシヤツを用ひたが

舶來風俗の傳播

そのシャツは大抵綿織物で、絹物は少なかつたらしい。

かくて橫濱に於ける外國人の舶來風俗は漸次橫濱市民の間に擴まつたが、就中シャツ・靴・洋服の傳播は最も早く、明治維新直前の錦繪(主として貞秀・重政等の筆になるもの)を見ると、その一斑を覗ふこと出來る。要するに風俗の模倣にはいろ〳〵の原因があるであらうが、主なる原因は商取引上の必要から生じたものらしく、外國人と取引をするには勢ひ外國商館に出入せねばならぬが、それには權威上奈何しても同一の服裝をし、同一の食事をし、同一の國語を使ひ、同一の遊樂をせねば對當の交際が出來ぬ關係上、商人、番頭が洋服を着けて靴を穿き、牛鍋をつゝいて飮食したことは自然の成行きで、これを强ち模倣とのみ非難する譯には行かないであらう。

西洋風俗の入口

恁うした關係で、我が國に西洋風俗の入つたその入口は、古い所では長崎、近い所では橫濱がある。そして帝都から遠い長崎の風俗は傳らないが、帝都を指呼の間に控へた機濱の風俗は忽ち全國を風靡したのも、一奇である。

外國人の住宅

外國人の住宅は勿論洋風家屋で、その建築は必ずしも純洋式の構造とはいひ得ないが、開港と同時に建築技手及び建築に從事すべき大工が渡來し、所定の居留地に住宅の建築に着手したが、當時の洋式建築は今日とは大いに異なり、大抵は瓦葺きの外側の板張りの粗末なものであつた。家屋の外側を板張りにしたに就いてはそこに理由がある。當時日本にはいまだ煉瓦がなかつた、從つて家屋は大抵石造もしくは木造であつた。古來我が國に於ても土藏、或は大名の長屋門の如きは外敵の襲來を防ぎ、または夜盜の侵入を豫止する目的で、その外側には殆ど全部腰瓦を張つて之れを漆喰でとめて頗る堅牢にした。これは當時我が國には未だ建築煉瓦や耐火煉瓦の燒法が傳はらなかつたので、已む得ず土藏や塀などにはいづれも腰瓦を張つたのである。勿論維新前と雖も、嘉永の初め江川太郎左衞門が大砲鑄造のために煉瓦を燒いた如き、安政四年長崎飽ノ浦に製鐵所を建設するに當り、和蘭人ハルデスの監督で建築用の煉瓦を燒製せしが如き、我が國に於て煉瓦燒製

の實例が尠くないではなかつたが、併しそは唯一時官用のために製造したに止まり、これを營業とするものなく、隨て當時行はれた西洋式建築物中、官公設の特殊建築物を除く外は、絕えて煉瓦を建築に使用することはなかつた。もしたまにあつても、その煉瓦は日本製ではない、必ず外國から輸入して使用した、舶來煉瓦であつた。

外國商店

家屋の構造は、同じ外國人でもその職業に依つて異なることは我が國の習慣と異なることなく、商店から說明すると、店內の賣場は日本の商店と異り、大抵は土間で、兩側に二段三段の棚があり、賣品をこゝに陳列し、購買者の閲覽に便利なやうに拵へてある。これが牛豚羊肉屋になると、棚がない、その代り賣場は廣い土間で、店頭に肉切臺を設け、牛豚羊等の肉は天井から釣を以て吊下げ、需要に應じて之れを截斷し、賣渡したのである。普通の小間物店・雜貨店・藥店等は恰も今日の內地に於けるそれと大差はない詰り今日の日本商店は開港當時の外國商店を模倣してゐるやうなもので、近頃やつと淨化したと言ふも過言ではない。

フラッグの掲揚

そして商店は全部とは云へないが、大抵は店頭に營業を記した旗を立てゝ廣告に利用したことは我が國の暖簾と同じ意味で、また暖簾と同じ効用のあつたものである。店、否な外國人の家屋は殆ど全部硝子戸で、當時我が國の人々がこれを見て、その贅澤さに驚異の目を見張つてゐたが、これは外國の習慣で、外人に取つては敢て珍しい趣向でも何でもなかつたのである。商店の構造は大抵以上の如くであるが、居室はその人の生活程度によつて相異があるが、室內には花模樣の絨毯を敷詰め、テーブルを置き、椅子を並べ夏は全部窓をあけ開いて風を入れるが、冬は窓をしめてストーヴを置き、石炭を焚いて暖を取つたことは、今日と變りはない。燈火は當時いまだ我が國に電燈がなかつたから、全部ランプを用ひたらしく、ランプはいづれも硝子製が多くその臺を金屬で拵へたものもあつたらしい。また少し富裕な家庭になるといづれも軒燈を用ひたが、その軒燈もやはりランプであつた。然れども、貿易商または銀行家、商館會社及び我が國に出張してゐる高官、例へば領事とか公使・駐在武官などになると、來訪者のためには廣大な應接間があり

シヤンデリア
ビール
葡萄酒

そこには高價な家具什器を飾りつけ、壁には大家の描いた油繪を掲げ、天井にはシヤンデリアを備付け、夜はこれに火を點じて室を白晝の如く晃々として應接した。普通の外人はシヤンパンの如き火酒、即ちわが國の燒酎の如き強い酒を用ひたが、上流家庭では舶來のビール・葡萄酒を用ひたらしい。一般の商店と同じく窓には硝子戸・洋盃・小皿・菓子器などの食器は殆ど全部硝子細工で、冬は室にストーヴを焚き、夜はランプを燈すこと商店と變りはない。これに反し開港當時の横濱人は和紙を貼つた障子をしめ、室には疊をしき詰め、夜は行燈に種油をとぼしてゐたのであるから、硝子製の臺附ランプを見てギヤマンの燈臺などと稱し、その明るきこと白晝に異ならずと目を見張つたのも決して無理ではあるまい。就中硝子は古來ギヤマンまたはビイドロと總稱し、南蠻渡來の珍品として寶物視してゐた當時の事とて、外國人がこれを食器、裝身具に、建築用に、遠慮會釋もなく、殆ど古板や瓦と同じやうに使用するのを見ては、その豪奢振りに驚嘆したにちがひない。外國人には贅澤でも見榮を張るのでもないのだが、寶物視してゐる我が國民の眼には確に豪奢に映じたのであらう。

外國商館

外國人の商賣品は前記の如く織物類・ギヤマン細工品・藥種類等であつたが、内地人が外人を相手に商ふものは生絲・蠶卵紙・茶・漆器・石炭・木炭等が重なるもので、石炭・木炭等は各家庭で使用し、または船舶用に供する位のもので輸出するまでには至つてゐなかつた。外人との取引はなか〱手續が面倒で、何品によらず賣込みの際は一々その品目と價額を町會所へ屆け、御改濟の上で商館へ持込んだと傳へられる。加之、商

出入鑑札

館へ出入りするものは銘々鑑札を要し、無用のものは絶對に立入ることを許さなかつたと云ふ。これは當時なほ攘夷熱にかぶれ、世界の大勢を知らず、外人を毛唐などゝ稱して、不法にも暴擊を敢てする無智の徒があつたので、外人の方でも相當に警戒してゐたらしく、その結果、相互の安全を期して出入を嚴重に取締る

外國商館の取引

ために、その出入を鑑札制度にしたものであらう、尙ほ外國商館の取引に就いては、横濱奇譚に『皇國にお

相場師

絨布

洋布

ゐて官許ありし通商の儀は、貿易の品替と事替り、双方ともに片賣片買にして、いづれも現金の通商なれども、その廣大なる事前代未聞にて、一日のうち一萬兩二萬兩、あるひは五萬兩などと、數日のうり買ひありてその高下限りなし。すべて品物を渡し候へばその日のうちに代銀をはらひ、速にらちあく事、他所にはよもあらじ。また莫大の洋銀を麻財布などにうちこみて、丁稚あるひは輕子のたぐひ、肩にうちのせ堅横にひとり行するもめづらし。彼洋銀の相場、朝暮にくるふがゆへに、これを活業とし世を渡るものも許多あり。世上の兩替屋におなじ、俗にドル屋と唱ふる也。また外國より持わたりたる品物は、波戸場へつみあげ、それ〲御改濟のうへ、品物は御割合通りの御運上相納め、其後賣買におよぶ也。尤我國の品物とても、御あらための儀は同樣なり。外國より渡來する品物は織物のたぐひ・ギヤマン細工の器物・藥種の類・そのほか品數多ければ略す。また我國より多分に賣わたす品物は生絲・茶・塗物の類・石炭そのほか數品あり。惣じて何品によらず、賣込の節はいち〱町會所へとゞけ、御改濟の上にて、館内へ持こむ事なり。且當地の商人商館へ出入のときは、銘々鑑札を腰に提るたり。無用のものは立入事を許さゞる事嚴重たり云々」とあれば、その一斑を覗ふことが出來るであらう。尙ほこの外橫濱商館に就いては服部誠一著新編東京繁昌記に「橫濱の地、貿易を以て專業と爲す。而して貿易の由て起る所、各國の商館に在り。その繁昌、記するを待たずしては知れざるなり。層樓高閣・巨肆大店、山に據つて基を起し、海に沿うて市を作し、瓦壁・鐵柱・堅牢美を兼ね、甍瓦空に聳え、白堊目に映じ、その經營結構、歐米の市街を移し來つて、一都會を作すが如し。内外の人目するに、日本第一の港門を以てす。巨商大賈、各々市利を爭ひ、二六時中、熱閙沸くが如く、譟々轟るつて雪山を築くが如きものは、則ち洋銀兌換店なり。錚々の響きを透つて岩牀を崩すが如きものは、則ち製鐵具店なり。紅霞を拖くが如く、黒雲を疊むが如きものは、則ち絨布販賣店なり。白波を湧かすが如く、璀璨を積むが如きものは、則ち洋布(かなきん)輸入店なり。大塚小塚丘の如く、岡の如く、欄上欄下また堆く、また積むものは、

洋酒

英吉利人
佛蘭西人
亞米利加人
和蘭人
露西亞人
獨逸人
支那人
伊太利人
瑞西人
瑞典人
西班牙人
葡萄牙人
白耳義人

則ち洋酒店なり。異香奇臭衣を襲ひ、鼻を撲ち、戸内戸外時に芬じ、時に薫るものは、則ち藥品店なり。肆頭華の如く、且つ列し且つ飾つて、雜貨(こまもの)を賣る者あり。鋪上山の如く、隨つて送り隨つて積んで、蠶絲を買ふ者あり。その他の雜商は小市を巨肆大店の間に開き、互市の盛んなる、亦此地を以て第一と爲す。眼を轉じて埠頭を望めば、汽船帆船、歐より米より舳艫相銜み、帆檣林立、或は煙を噴いて港に入るものあり、或は帆を披いて港を出るものあり。幾箇の埠頭貨物地を塡め、輸入に係るもの、輸出を爲すもの、或は擔き或は提げ、奔走常に忙はし。各國の商賈此地に居留するもの丶、皆時機を窺ひ、奇利を博せんと欲し、その競爭は劇戰場に異ならず。鬚より面を出し、眼光鷹の如く、左に顧み右に眄み、黑奴を使役して貨物を運搬せしむるものは英商なり。利を窺ふ狼の如く、氣力活潑、一敗を取ると雖も敢て屈撓せず、また將に大商利を爭はんとするものは、佛賈なり。溫言人に接し、爭はざるが如くにして、巧みに時機に投じ、常に巨利を占むるものは米人なり。市の利を爭ふと雖も、狡猾を行はず、己れを利して、また人を利するものは蘭人なり。魯獨の商は本國の强大に誇ると雖も、未だ商權を專らにする能はず。支那の商は奴隷を甘受すと雖も、能く勞に耐へて財を聚む。伊國の商は嘗て敗を蠶卵紙に取り、堅く褌紐を結んで、復た濫りに手を下さず。墺國の商は望みを製造品に屬すると雖も、然も躊躇逡巡、未だ大競爭を試みず。その他瑞西・瑞典・西班牙・葡萄牙・白耳義等の商賈、亦此港に往來すと雖も、商業振はず、未だ能く英・佛・米等と競爭する能はざるなり。然れども商業なるものは、國の大小に關せず、機を見て起ち、勞に耐へて勉むるもの、竟に勝利を收むべきなり。我邦此良港あつて、我商業未だ外商と拮抗すること能はざるは何ぞや。實に得て智と勞と未だ相及ばざるに因る無からんか。蓋しその智は及ぶべし、その勞未だ及ぶべからず。請ふ看よ常に支那商を罵つて豚尾奴となすもの、意に彼の勞に敵せず、彼が爲めに往々市利を吮さる丶所となるに非ずや。その甚しきに至つては、百工勞を慳(おし)み、粗造品を以て外商を欺かんと欲す。是れを以て未だ日本屁氣(べけ)々々の譏りを免れず。

港人他を哂はんと欲せば、即ち復た他に哂はるゝ勿れ』とあり、以て各國貿易の趨勢を想像するに難くないであらう。

(ロ) 異人館の雇人

異人館の雇人は日本人に限つたことではないが、茲では主として日本人に就いて説明する事にする。横濱市史稿には『商館や異人屋敷に雇はれた日本人の男女は、すべて屋敷者と呼ばれて、開港當初は名譽の職業でもあつた』とあるが、併し或る一部の頑迷者流からは名譽の職業どころか却つて國辱的な賤業と見做されてゐたことも事實であつた。開港當時は尊王攘夷論が沸騰してゐたから、開化主義の人は例外として、保守的な國粹主義者は寧ろ是等の雇人を國辱的奴隷として排斥したのである。併し横濱人は外國人あつての横濱であることをよく理解して、外國人との融和に勉めると共に、外國人の請ひを容れて雇人の如きは誠意を以て之れを斡旋してゐたから、雇人の選に當つたものは寧ろ日本稼人の代表者としてそれを光榮にも感じ、名譽とも思つたであらうことは想像に難くないのである。

商館に雇はれるものはボーイ(小使)・別當(馬丁)が主なるものであつたが、ボーイは今日東京で意味するやうな若い、小間使を指すのではなくて、老若を問はず小使を一般にボーイと呼んだのである。現今の人々はボーイと云ふと、銀行・會社・官廳・列車などでは若い容姿のいゝ少年を雇入れて事務上の連絡係りに使用し、之れをボーイと呼ぶので、若い小間使ひの少年をボーイと解してゐるやうであるが、横濱の異人館では小使(男の召使)を一般にボーイと呼んだのである。別當は馬丁の意味で、當時は外國人が騎乘用として飼養してゐる馬の手入れや、厩の掃除、鞍の手入れ、飼養などをやる極めて下等な職業であるが、當時の馬丁は諸國の喰詰めものや、遊人くづれや、不良くづれや、治外法權を利用しての惡黨や博奕打などが多かつたので、

何となく粋で、氣前がよく、比較的金離れがよかつたので淫蕩な女社會からは非常に歡迎され、これ亦派手な職業として、或る一部から頗る歡迎されたものである。

また異人屋敷、即ち住宅にはコック(料理人)門番・アマさん(子守)などが主な雇人であつた。併し獨身の外國人になるとアマさんの代りに洋妾(ラシヤメン)を置いたものであるが、この洋妾はその性質上一家の主婦代理(ハウスキーパー)を勤めたもので主人に直屬し、頗る權勢を揮ひ、甚だしいのになると雇人の任免を自由にし、金錢の出入すら勝手にしてゐたのである。けれどもこの洋妾にも色々の種類があつて、主人と夫婦約束をしてゐるものもあり、常用で月給なのもあり、短期の臨時雇もあり、必要に應じて通勤するものもあり、又前借金でその借金額だけを勤めるのもありといふ具合で千差萬別であつたが、要するに國辱的な商賣だつたのである。

開港當時の事を書いた史料を見ると、渡來當時に於ける外國人の雇人は印度人または上海・香港あたりで雇入れた支那人であつたが、渡來後日本の事情に慣れるに從ひ、日本人が何事にも親切で、正直で、よく働くところから、横着で不正直で、而も日本人と交際するに言葉の通じない不便な印度人や支那人を解雇して殆ど全部日本人を雇入れて使用したのである。これ等の中には勿論自宅から通勤するものもあつたが、大抵は異人の屋敷内に小住宅を建てゝ貸與せられ、奉公してゐたのであるから、偶々雇人中に不良なものがあると、治外法權を惡用して種々の惡事も行はれ、その弊害も亦少なくなかつたのである。

ボーイとコックの元祖

尙ほ横濱のボーイとコックの元祖に就いては横濱市史稿に『横濱に於けるボーイとコックの元祖は、誰であつたかを確知することは難いが、ボーイの元祖は、ハリス領事が神奈川本覺寺に假寓した時、通譯のヒュースケンの許へ小使として差廻はされた奉行所の雇人であつた石橋六之助であり、又コックの元祖は、同じくヒュースケンに雇はれた鳥料理人の小林平八と云はれて居る。領事館が江戸に移り、ヒュースケンは英國

石橋六之助

小林平八

領事館通譯に轉補して、横濱居留地八十七番館に住んで居た頃も、此二人（六之助は明治元年居留地塵芥掃除人夫頭『ゴミ六』を經て、同四年、居留地消防隊人夫頭を擔當し、平八は明治となつて西洋料理店西洋亭を開業）は其許に雇はれて居たとの事である。かくて六之助・平八を初祖として、異人館の雇人は愈々益々繁榮を見せたのであつた』とある。

（八）　外國商館の番頭と通詞

外國商館の番頭と通詞

横濱、否な横濱に限らず、開港場の外國商館では言語不通の障害を除き、日本人との商取引を圓滑ならしめるために、日本人の番頭を置き、通詞を雇うて商賣をやつてゐた。商館の番頭は館主の手代として日本商人を相手に、商談取引を圓滑に代行することを役目としてゐたから、給料の如きも相當に高く、隨つてその生活も可成り贅澤なものであつた。殊にその仕事が日本商人を一手に引受けて商談をしてゐたので、日本商人からの賄賂も相當にあつたことは想像に難くない。それが內地商人の取引と異なり、言はゞ貿易事務を一手に引受けて處理し、日に何千兩、何萬兩といふ巨額な取引をやつてゐたのであるから、蓋し格外の收入は非常なものだつたと想はれる。當時これ等番頭の服裝は略ぼズボンに似た太目の股引を穿いて、常に尻端折りをしてゐた。この股引の色は夏は純白で、秋・冬・春の三季は時に紺、時に花色といふやうに季節によつて異り、季節に適したものを用ひてゐた。この股引に關し横濱市史稿、商館番頭の條には『一見甚だ不體裁のものであるが、異人屋敷へ出入の日本人は、大方此種の風俗をして、何等の囚はれもなく、平然自若として居た。普通商人も此服裝を眞似るものが多く、從つて横濱商人を表示する代表的服裝でもあつた、是れは横濱商人のみが持つ特種な風俗であつて、其異國化された面白味は、軈て明治に入つても可成り永い間を傳統して居た。自他共に相許して居た此不可思議の股引は、次第々々に太目の度を増して來た事も、豫想の外であると

同時に、洋傘を携帶し、雪駄を穿つ事も、明治初期からの流行の粹であつた。かゝる服裝は畢竟ズボンを眞似た和服への取合せであつて、過渡期に屬する番頭風俗に因を爲し、遺憾なく鄕土味に則した懷しい服裝である』とある。いま東京・横濱の商店街で番頭や小僧が夏は太目の白ズボンを用ひ、春・秋・冬の三季にはカーキー色のズボンを穿いてその上に厚司を着る習慣も、或は横濱から商館番頭風俗の移入した結果か、それとも夏は厚いので傳統の細い股引を次第に太目のダブダブ物に改良したものか、いづれにしても洋風を取入れたものである事は確である。

通詞

　通詞は今日の通辯または通譯のことで、當時の新知識者であり、商館主の秘書役でもあつた。これには常傭、臨時とあつて、いづれも商取引または其他日本人との用談に際し、通譯の勞を取つたもので、これも亦相當に威張つたものであつた。加之その職務が外國人と日本人の間に立つて種々な取引上の斡旋をなしてゐたので、日本商人側からは多分の御手當、卽ち今日の賄賂があつた事は想像に難くない。隨つて當時商館の番頭や通詞などが花街に行くと、金離れがいゝので非常に持てたものだと云ふ。唯通詞の困るのは館主が女郎買ひに出掛ける時、その案內を命ぜられ、いろ〳〵な交渉をなし、また酒席で通譯をさせるのは全くつらかつたものだと云ふ。併し當時の通詞は長崎時代の通詞と異なり、全く幇間化してゐたことは事實で、或る一部の硬骨漢を除いては全く幇間其物で、商賣の餘暇には洋妾の機嫌を取つたり、女郎買ひを勸めたり、スパイをやつたり、あらゆる國辱的な行爲を平氣でやつてゐたことも事實で、はたから見ると隨分眼にあまる無頼の徒が多かつたと云はれる。明治の探偵實話を全部受けいれることは出來ないが、さりとて全部を否認し得ざる以上、馬丁・洋妾・通詞などは殆ど同一程度のもので、これ等の三者が結託して種々の惡事を働いた例も尠なくなかつたと云はれる。

馬を交通機關に供す

馬丁

（三）馬丁と洋妾

安政の開港當時はいまだ横濱に馬車も渡來せず、人力車などはまだ發明されなかつた。横濱開港見聞誌などには自轉車を說明してゐるが、これとても現時の如き實用的なものではなく、殆ど子供の玩具の如き乘物で、之れを遠方の交通用に供したとは想はれない。斯る有樣で機械による交通機關は未だ殆どなかつたので、外國人はその不便を除き、その缺を補ふために各自馬を飼養して交通機關に供したのである。卽ち各家庭では何れも馬小舍を設け、日本人を雇入れて之れを馬丁とし、乘用の馬を飼養せしめた。かの文久三年島津久光が勅使大原重德と共に歸國の途中、武州橘樹郡生麥で騎馬の三英人を殺傷したとあるが、當時はこの英國人に限らず、すべて外國人は馬を唯一の交通機關として遠方へ出かけたのである。外國人の馬丁は日本人で大抵は當時諸國から横濱に流れ込んだいはゆる食詰者が多く、隨分威張つたもので、相當に金にもなつたものらしいが、主人の外國人が何處か遠方へ出掛ける外は毎日馬に牧草をやるのが仕事で、月の半を殆ど遊び暮し、そして月給を貰つてゐた。隨つて小人閑居して不善をなすの例に洩れず、女遊びと賭博の結果は金に詰り、はてはゆすり・騙り・詐欺・窃盜を常習とするものが多く、隨分横濱市民の顰蹙するやうな事を平氣でやつてゐた。併し當時外國人は治外法權で日本の官權が之れに手入れが出來ないので、馬丁はつまり威張つて惡事をしてゐたのである。馬丁は大抵洋服をきて靴をはき、一見外國人の如き扮裝をし、賭博に負けると居地帶内の小料理で遊興し、泥醉のはてには喧嘩口論となり、双傷沙汰に及ぶのが常習で、殆ど手のつけられない亂暴者が多かつたらしい。外國人の中には知らぬ事とは云へ蝮のお政や酒井光子のやうな怖ろしい毒婦を妾にしてゐるものもあつたが、馬丁はこれ等の毒婦の化の皮を剝いで、毎日小遣錢を絞り取るなどは愚か最後の物までも自由にしてゐたのだから、以てその素性の一斑を窺ふに足るであらう。

治外法權

横濱が開港と同時に治外法權の施行を受けたことは、當時の國情としては止むを得なかつたと認める外はないが、然るにこの治外法權は我が國の犯罪檢擧にどれ程障害となり、どれほど不便を與へたか、思ひ半ばに過ぐるものがある。明治時代に刊行された探偵實話を全部事實と認められないにしても、明治初年から同十五六年にかけての犯人の多くは、いづれも横濱居留地の外人宅に於て、二年乃至三、四年の間逮捕の厄を免れてゐる。卽ち男の犯人は馬丁となり、女の犯人は洋妾となつて其筋の鋭い追跡の眼を避けてゐる。いまそれを一々茲に記して證明する暇はないが、明治廿年頃から同四十五年までの間に出版された所謂明治探偵實話にもられた重大犯の多くはいづれも横濱に關係し、治外法權の外人宅に難を避けてゐる。そして是等犯人の多くは、否な殆どすべては**ホトボリ**が冷めたものと誤解し、居留地外にとび出すと同時にその筋から逮捕されてゐるのを見ても、その一斑を想像し得られるであらう。然るに當時の横濱人、否な日本人はこの治外法權を誤解して、外國は日本人よりも文明國であり、大國であるから外國人の所には日本の岡引は手を出せないのだ、だから罪を犯したら外國人の所に逃込むと捕らぬと云ふ觀念をもつてゐたものが多く、隨つて大膽な罪人は、例へば婦人ならば自分の容色を賣物に外國人の妾になり、男ならば馬丁やボーイに住込んで、外國人の商館を唯一の避難所、逃避所としてゐたのである。またその外國人も妾なり馬丁なりを一旦自家の雇人として引受けた以上、日本官權が如何に交渉しても頑としてその引渡要求に應じなかつた事は容易に想像される。譬へまたその要求に正當な理由があるにもせよ、それを先例とされる杞憂から、また治外法權の威信上からもその要求を拒絕してゐたものらしい。隨つて當時の異人馬丁や洋妾は威張つたもので、且つは隨分金になる所から相當に贅澤をしたものである。

馬車の渡來

然るに安政の開港から萬延・文久と過ぎ、この頃から馬車が輸入せられるに及び、外國人の交通機關は馬から馬車となり、馬丁は馭者と變つた。馬車は大抵一人乘りまた二人乘りで、一頭輓きまたは二頭輓きであつたが、普通は一頭輓きの二人乘りが多かつたと云ふ。當時

異人馬車

横濱人はこれを異人馬車と呼び、隨分珍しがつたものだと云はれる。馬車といつても今日鎌倉あたりで見るやうなゴム輪の馬車ではない、鐵輪の馬車であつた。これが文久・元治・慶應のころ横濱市街を疾驅する光景は、確に素晴しいものであつたに違ひない。次いで明治になり外國人は乘合馬車を輸入し、これを横濱の居留地と東京公使館との間に常用して、横濱東京間の連絡を取るに及び、日本の商人中にはその便利さに驚くと共に、相當の料金を支拂つてそれに便乘するものが多かつたと云はれる。

外人乘合馬車

人力車

明治探偵實話を見ると、その中に明治三年人力車が發明されるや、經濟的なので外國人が俥夫を雇うて常用したことが書いてあるが、馬車とそれを輓く馬と馭者を置くよりも人力車の方が遙かに經濟的なので、外國人中に人力車を常用したものゝある事が想像される、そして是等の馭者と俥夫と洋妾の三角關係から、彼等の間にいろ〳〵な犯罪が仕組まれてゐた事は明かで、それが全く國辱的なものであつた事も想像に難くない。

乘合馬車の開業

京濱鐵道の開通

流行には常に二つの理由がある、一は虚榮のため、二は便利なためであるが、人類は總ての場合に於て虚榮と便利のためにはその費用を吝まぬものである。この意味に於て横濱の舶來風俗は忽ち横濱市民の間に廣まり、漸次流行したことは勿論で、それが明治二年には京濱間の乘合馬車が開業し、同五年には京濱間の鐵道が開通すると共に、兩地間の往來が在來の五分一位に短縮されるに及び、横濱の舶來風俗は非常な勢で東京に移入され、それが在來の江戸風俗と融合して、明治五六年頃には東京に一種の珍妙な東京風俗の發生を見るに至つたのである。

（ホ）ラシャメン

ラシヤメン

ラシャメンとは外國人の妾になつてゐる日本女の總稱であることは、今更事新しく説明する迄もないが、

その起原が長崎であることも説明の限りでないから、玆にその起原を詮議することは暫く措き、らしやめんの語源と彼女等の生活とその種類を説明して、識者の參考に供しよう。

ラシヤメンの語源

　ラシヤメンの語源に就いては横濱奇譚に『ことにおかしきは異人の妾になりし女をさして、ラシヤメンと唱ふるなり。此名を負ひし元とへば、異人彼國より連れわたりしラシヤメンと云ふ獸あり、其性素直にしてよく人に馴れしたしむものなり。船中にてマドロスども(下官下部を云ふ)煩惱きざしたるとき、此獸をとらへておかす事ありとぞ。此故に異人に犯さるゝの義よりして、ラシヤメンと云ふならはしも理なり』とあれど、無條件でこの説を全部うけ容れる譯には行かない。横濱開港見聞誌に『館内に羅紗めんと名づけたる毛物あり(中略)人によく馴れ安く荒氣なき、其高さ二尺六七寸ほどにして、面體うさぎの鼻先長きやうなる白毛にて光あり、其毛の細きことならびなし、其手當り絹よりも和かなり。頭上に袋角些少ばかり鼠色に生出て、全身よりは四足細き方にして總身白色美事なり。其毛生長に至りては、地を引きあるくに至るなり。此毛を取りて織出すを本町にては羽二重羅紗といふ』とあり、これは卽ち今日の綿羊を指すことは言を俟たぬが、ラシヤメンは漢字で書くと羅紗綿なることも亦明かである。またこの文中に毛物とあるは獸物の意であるから、當時外國人は如何なる用に供するために綿羊を飼養してゐたかは一切不明であるが、まさかいくら薄情な西洋人でも、他日之を屠殺して食料に供する豫備とも想はれない。あまり穿ち過ぎた推察かも知れないが、羅紗を賣りつける廣告用に使つたものではないかとも想はれる。或人は寒い時抱いて寢るために飼養して置いたもので、日本人の懷爐の如きものだと主張するが、或はさうかも知れない。權妻代りだといふ説は、まさかに贊成は出來ないが、いづれにしてもラシヤメンの綿羊である事には變りはない。また當時横濱人がこの綿羊の毛で織つたものをラシヤと呼んでゐたことは事實で、今日でも之れをラシヤと稱してゐるがさてこのラシヤの語源を按ずるに和蘭語のラーケン(Laken)またはラセン(Rassen)からラシヤに轉訛した

ラシヤメンは
ラシヤマンの
轉訛か

ものか、乃至は葡萄牙語の Raxa または Raixa に基くものか、今そのいづれかを斷言すべき文獻がないから確言は出來ないが、兎に角我が國に羅紗といふ言葉の起つたのは、慶長中京都の織物屋が和蘭から輸入した毛織物に倣ふて之れを模造し、和蘭語の Laken. rassen か葡萄牙語の Raxa. raixa を轉化して羅紗と名づけて賣出したのから始まると傳へられる。以上はラシヤメンには直接關係がないが、ラシヤメンを考證する時の豫備知識として說明を試みたのに過ぎない。日本女が外國人の妾になると、習慣上大抵は洋裝をするのが原則で、つまり日本の絹物や綿物を脫いで洋裝をするのである。日常は日本着物を用ひてゐても、少なくとも外出の際は大抵洋裝をしたことは確定的事實といつて宜しい。卽ちキモノマン(Kimono-man）またはキモノウーマン（Kimono-woman）はラシヤマン（Rasha-man)またはラシヤウーマン（Rasha-woman）と早變りする譯だ、所が横濱人の使ふ外國語は訛が多いので有名だが、當時外國人を相手に衣食してゐた傭夫・馬丁・洗濯屋・仕立物などは大抵この訛外國語を話すのが習慣で——今日でもさうだが——ラシヤマン（Rasha-man）やラシヤウーマン（Rasha-woman）をラシヤメン、ラシヤウーメンと發音する、それが永い間の習慣でラシヤメンとなつたもののやうに想はれる。ラシヤウーメンのラシヤメンと轉訛したことは、說明するまでもない。横濱市史稿にも『頃者說く者の曰ふに、外國人の妾となつたもの大方は彼等から貰つた羅紗布を身に着けて居る。らしやめん名義も是に胚胎すと。誠に附會には似てゐるが、之も亦一考に値するものである』とあるが、附會どころか全くこれに基くものであらう。

横濱沿革誌、萬延元年の條に『人皆之ヲ憎ムコト讐敵ノ如ク、罵詈シテ羅紗綿ト呼ブ。然レトモ其言ノ由テ起ル所以ヲ知ラズ。蓋シ下等水夫等ノ綿羊ヲ擁臥シテ暖ヲ取レルニ擬シテ、之ヲ嘲シムモノカ、之ニ反シ得意トスルモノハ呉服商及小間物商ナリ、是レ需求品ノ高價ヲ論ゼズシテ購賣シ、隨テ利スル所アルヲ以テ故ナラン云々』とあり、暗に綿羊擁臥說を肯定してゐる。また守貞漫稿には『專嘲、俗に羅紗云。蓋し之に綿羊モ

を用ふ。綿羊俗にらしやめんと云ふ。洋人犬を堂に上し、又己が閨房中にも臥せしむ。國人誤て洋夷は犬及綿羊を犯すと思ひ、其犬羊と同く處女の夷妾となるを卑め、雜夫假名を附て羅紗めんと云初しが、遂に通稱の如くになる』とあるが、これ亦附會の說たるを免れぬ。文中の『處女の夷妾』は必ず文字通りの意味に解する必要を認めぬが、これ等の人々はラシヤメンの語源に窮して洋妾を殊更綿羊の羅紗綿に附會した傾向がある。想ふに獸のラシヤメンはラシヤメンヨウ（羅紗綿羊）の轉訛したもので、ラシヤマンの轉訛したラシヤメンと同一視することは出來ないのである。

ラシヤメンの元祖

さてラシヤメンの元祖、即ち洋妾の起りは横濱か、それとも長崎か、これが問題であるが、交通史上から云ふと勿論長崎であると斷言し得る、唯長崎時代は之れをラシヤメンと呼ばなかつた丈のことで、外國との交通が開けた當時から、外國人相手に丸山の女郎が盛んに活動したことは想像に難くない。大浦行・出島行・稻佐行・外國館行等の名稱は、もつとも雄辯にその事實を物語るものである。當時長崎で洋妾または外國人相手の女郎をラシヤメンまたはラシヤメン女郎と呼ばなかつたことは、長崎市史、風俗篇に『武州横濱にて西洋人の妾となれる女を異名して、らしやめんといふ』とあるに徵しても證據立てられる如く、ラシヤメンは全く横濱及び東京の造語であるらしい。

ラシヤメシの濫觴

その最初のラシヤメンに就ては横濱市史稿に『長崎に於ける唐人屋敷乃至出島和蘭屋敷通ひの丸山遊女の時代に次いで、下田在留のハリスとヒユースケンとに、お吉・お福が雇はれたことが、外國人に日本婦人の關係した權輿である。而してらしやめんと呼ぶ樣になつたのは、横濱開港後の事であると想はれる。安政末年、横濱開港直後、駒形町假設遊女屋の飯盛女郎に次いで、港崎遊郭の遊女が外國人に關係を持つ樣になつて、岩龜樓主が是等婦人の取扱ひを爲し、公娼の籍に在るもの丶外は洋人に關係することが出來ないのは前述の如くである。駒形町假設遊郭開業後、外國水夫や居留外人等は、なかく盛に遊興をした云はれてゐる。而して此頃既に外國人行の女郎が存在してゐた。卽ち神奈川宿出店

素人ラシヤメンの始め

ラシヤメン女郎の鑑札

の鈴木屋善二郎抱へ亀島・初菊の二人が、月極めで雇はれて行つた。相手方の外人名と其行先とは不明であるが、何れは神奈川在留の者であつたと想はれる。この二人は女郎として外國人行の初祖とも云ふべきものであつた。その後港崎町に移つてから、女郎にして外國人行のものが多くなつた事は、無論の事である』とある。以て當時に於けるラシヤメン女郎の一斑を窺ふに足るであらう。

素人の娘でラシヤメンになつた始めは、横濱沿革誌、萬延元年の條に『七月阿蘭陀國岡士（コンシュル）神奈川驛在留ノ際、横濱本町貳丁目文吉娘てうナルモノヲ妾ニ抱入レントスルニ、當時公許ノ娼妓ニアラザレバ外國人ノ妾トナルヲ許サヾルノ制度アリ。故ニ不レ得レ止岩亀樓佐吉抱娼妓トナリ、證書契約ヲナシ、其名ヲ長山ト改メ、同樓ノ鑑札ヲ受ケシメ、同館ニ遣リシト云。鑑札料月々金壹兩二分ヲ樓主ニ拂フ、是ヲ外國人妾ノ濫觴トス。爾來皆此例ニヨル（髪形チ衣裳ハ娼妓ニ帶ノ結風、當時ノ藝妓ニ類似ス、一見シテ外妾ナルコトヲ知ル）』とあり、このお長に就ては文久二年刊『横濱はなし』ラヤメンの註に『旅寢の徒然を慰めけるうち、又も目に留まりし一朶の花は芳紀十九と云ふ美人（横濱市史稿の註には二十一歳とある）にして段々手を廻して探り見るに、是なん當時本町二丁目に住居する文吉なる者の娘お長とて、世間に知られし開放主義者なりとの事なれば、百枚の洋銀サラリと投出し、交渉に及びけるに、固より開放主義のお長とて蘭でも漢でも私や構やせぬと、早速應來の吉報は與へたるも、野暮天なる當時の役人等は例の體面云々の考へより、公許の娼妓にあらざれば外國人の妾たる能はずと云ふ規則を楯として、旅館への出入を許さず、ソコでお長は何とかして一視同仁主義を貫行せんとの熱心より、表向き岩亀樓佐吉抱長山となり、鑑札料として月々一兩二分づゝ同樓に納め、萬一相滞り候節は直ちに抱主の許に立ち歸り、他の娼妓同樣相稼ぎ屹度辨償仕候也と隨分思切つた約束を爲し、外妾の元祖となりたるが例となり、岩亀樓は永く一般の外妾連より毎月一兩二分づゝの營業税を徴收したる譯なり』とある。斯くておてふの長山は萬延元年十月八日から月極め十五兩のラシヤメン女

町女の洋妾となるを禁ず

異人女郎又はらしやめん女郎

郎となつたのである。横濱市史稿に『文久二年十月板行の横濱ばなし』に『異國重役人之部』として領事公使の名寄せがある中に

和蘭役人　役名コンシュル
名　ボスボクス
小使頭　佐　吉
別　當　豐　吉
ラシヤメン　て　う

とあるのは、岡士（コンシュル）ポルスブルクと、洋妾おてふの事であると判ぜられるのである。此頃かららしやめんと云ふ名稱が起つたものと想はれる。即ち公娼でない長山のおてふは、正式なるらしやめんであり、横濱に於ける元祖であり、やがて日本に於けるらしやめん名稱の、始原を爲すものであつたと推想されるのである』とある。また横濱市史稿に『開港當初、遊女屋を設けた地は、現在の縣廳舍附近であつて、そこの假設家屋で營業を開始したのであるが、正式の遊廓としての施設は安政六年十一月に入つて、現在の横濱公園の地域に港崎廓が出來てからである。此時から正式に遊女は商館行、即ち異人屋敷行を認められたのであつてそれ以前、遊女又は町女で異人屋敷に出入したものはあつても、非公式の承認であつた。爾來商館行の遊女は、必ず鑑札を交付する制規と爲り、之を異人女郎又はらしやめん女郎と稱した。町女にして外國人の妾となるには、一旦遊女籍に其身を置き、然る後らしやめんとなるので、當時當路の役人は、素人たる町女が外國人の妾となる事を許さなかつた。殊に他面當時の國情が攘夷論に傾き、とかくに外國人を蔑視して居たので、町人の女迄が外國人の玩弄物となる事は、益々反感を高め、過激の思潮を助長する所以ともなるので、かゝる顧慮からして、らしやめんとなるには、岩龜樓主佐藤佐吉宅に籍を置き、源氏名を附け、所謂名付け

岩龜樓とらしやめん

ラシヤメン女郎の値段

遊女乃至仕切遊女の名目の下にらしやめんとなつたのである。』とあり、町女を直接ラシヤメンとする事を禁じた理由と之れに對する德川幕府の對政策を明かにしてゐる。要するに當時岩龜樓主佐吉は廓會所預人として、廓名主として、廓内の取締りから遊女に關する一切の權限を與へられてゐたので、風紀上といふよりも寧ろ廓の盛衰に關する經濟的關係を顧慮し、廓に都合のよい案を拵へて素人のモグリ洋妾を嚴重に取締ると同時に、廓會所預主たる岩龜樓からラシヤメン女郎に營業鑑札を與へ、その營業料として毎月鑑札一枚につき壹兩二分と云ふ法外な高い營業私税を課して、外國人行を默許したのである。これは今日都會の下宿屋營業者が、その經濟的關係から素人のモグリ下宿屋を取締ると同一筆法であつて、之れを以て德川幕府の對外政策だとか、女郎屋がその體面を重じての風紀取締りなどと解するは誤謬であらう。

ところで當時ラシヤメン女郎の揚代金と外國人行の値段は何程であつたかと云ふに、文久二年の『横濱ばなし』には『異人に出るラシヤメン女郎は別にあるなり、異人見立てゝ氣に入り候へば屋敷に連れ行き、一夜洋銀三枚なり。尤も此内にて岩龜樓への割、駕籠賃まで持切なり。此外屋敷に居る妾もあり、町に圍女もあり』とあり、その編者の註に『外人の揚代は三兩以下二分迄の三等と極まつて居たりと覺ゆ、白米が兩に五斗何升の時節としては實に安からぬ相場なり。こゝに所謂屋敷に居る妾なるものゝ給料は代物（しろもの）の美醜により二十兩・十五兩・十兩の三等に分れ、其内より一兩二分づゝは下等ラシヤメンでも毎月岩龜樓へ上納せねばならぬ。是御害なるものにて、一夜遊りの娼妓は收入の十分の一だけを納めたものなりとぞ』とある。尚ほ横濱市史稿によると『駒形町の假廓、港崎町遊廓時代の揚代金は明瞭でないが、遊興外人の風態を視て、上中下の敵娼（あいかた）を出し、若くは被帶の見立に依つて扱ひ、二兩から三兩の程度であつたと云はれてゐる。更に明治期に入つて、吉原廓（東京の吉原にあらず）・高島町廓時代には、三兩前後を往來してゐたが、眞金町・永樂町廓に移つてから以後は、五兩前後が普通であつたと言はれて居る。要するに彼等の格式、敵娼の上下の品

位に依つた事は勿論で、其大略は定まつて居たのであるが、外國人とさへ見れば金箱視して、約束以外の利益を收めた弊風も、可成り永く伴つたものと思はれる。元治二年(この年慶應と改元した)版、みよさき細見記に、

岩龜樓異人遊女

一ケ月仕切	ドル	五十枚
半月仕切	ドル	二十五枚
一夜行	ドル	五枚

外の遊女屋

一ケ月仕切	ドル	二十五枚＝金二分
半月仕切	ドル	十三枚＝金一分
一夜行	ドル	二枚

とあつて、岩龜樓の如きは異人館を建築し、遊興座敷善美を盡した關係から、他の遊女屋に比して可成りな高位なものであつた」とあるが、次いで明治四年版の横濱吉原細見記によると、

大見世小見世共遊女商館行月仕切値段

上	一ケ月	金二十兩
中	同	金十五兩
下	同	金十兩

同行遊女屋晝夜行不同無レ之

晝夜	金三兩

片仕舞　　金一兩二分

これによると漸次揚代金の下落しつゝあることを示してゐるが、當時も尙ほラシヤメン女郎はこの中から岩龜樓に鑑札料として壹兩二分づゝを納めたものだと云ふ。但し片仕舞(晝または夜)はその納金が半額の三分(四分が壹兩、壹兩二分は六分である)だつたと云はれる。

遊女の解放と素人ラシヤメンの跋扈

　ところが明治四五年頃に至り、外國人は漸く職業婦に倦怠を感じた結果、素人を漁るやうになつたので、さすが一時全盛を極め、その豪奢を誇つたラシヤメン女郎も次第に勢力を失墜し、漸次その數を減じて素人ラシヤメンが跋扈するに至つたが、明治五年遊女解放令の發布と共に、爾來素人ラシヤメンは愈々跋扈しその報酬の如きも相互の協定料金を以てし、ために所謂職業婦のラシヤメン女郎は玆に滅亡するに至つた。横濱沿革誌、萬延元年七月の條にも『明治五年本文ノ反動ハ娼妓ヲ解放シ、外國人妾ノ鑑札料徵收ヲ禁ゼリ』とある。

ラシヤメン女郎とチヨンキナ踊り

　港崎遊廓の出現後は異人女郎屋があらはれ、正式に外國人を迎へて遊興せしめたのであるが、いはゆる當時の異人女郎屋は岩龜樓と五十鈴樓で、この二樓は外人客のためには特別座敷を增築し、盛に外人を迎へたものだと云はれ、就中岩龜樓の如きは桁外れの部屋や便所を拵へて宣傳に努めたことは有名な話しで、當時その豪華な便所を三枚續きや五枚續きの錦繪にして賣出したものがあつたほどで、今日から見ると實に簡單な物だが、當時の人はこの岩龜樓の繁昌と外國人の豪奢なのに驚嘆したものだと云はれる。ラシヤメン女郎が外人遊興の座で餘興として戲れ興ずるチヨンキナ踊りは、當時曲輪(くるわ)の名物であり、また橫濱情緒の尤なるものので、三味線や太鼓に節を合せ、手拍子そろへて踊りながら拳(けん)を打ち、

　チヨン拔けチヨン拔け、チヨンチヨン拔け拔け、チヨンがよいさで、チヨンチヨンがよいやさ(原歌は――チヨンキナ〳〵チヨン〳〵キナ〳〵チヨンがよいやさで、チヨチヨンがよいやさ)

と面白く抑揚をつけて、身振りおかしく踊り狂ふのであるが、拳に負けたものは順次著衣を一枚づゝ脱ぎ去り、拳踊りの進むにつれ、果ては湯衣一枚となり、終ひには全く裸體となるのであるが、これが又恐ろしく外人の氣に入つたさうで、勝者には外人からバラバラツと弗を澤山褒美に出したものだと云ふ。

ラシヤメンの風俗

横濱沿革誌、萬延元年の條に『髮形チ衣裳ハ娼妓ニ帯ノ結風(當時ノ)藝妓ニ類似ス、一見シテ外妾ナルコトヲ知ル。人皆之ヲ憎ムコト讐敵ノ如ク罵詈シテ羅紗綿ト呼ブ。然レドモ、其言ノ由テ起ル所以ヲ知ラズ、蓋シ下等水夫等ノ綿羊ヲ擁臥シテ暖ヲ取レルニ擬シテ之ヲ鄙シムモノカ。之ニ反シ得意トスルモノハ呉服商及小間物商ナリ、之レ需求品ノ高價ヲ論ゼズシテ購買シ、隨テ利スル所アル故ナラン云々』とあり、また横濱市史稿、らしやめんの風俗には『東錦繪に見る樣な江戸時代遊女の扮裝を爲し、兩鬢の張りの强い上に、大きな髷を戴せ、櫛・笄の飾は使用せず、大體に於て裲襠を除いた丈けの異りであつた。而して帶の結風は藝妓を眞似て、而かも派手模樣のものをだらりと後ろ結びにして居たと云ふ事である。當初はらしやめん女郎も、名義借のらしやめんも、同じ服裝であつたが、娘さんが多數商館入りをするやうになつてからは、漸次純日本風な町娘らしい裝ひに移つて行つた。而して一般に派手好みであつて、外國人の見る眼華やかさに迎合するに努力し、且つさう仕向けた事は勿論である』とあるが、それは家庭内の風俗で、外人と一緒に散步または旅行する場合は、大抵ラシヤ仕立の洋裝をして名實共にラシヤメンを發揮したが、これが又當時日本人の鼻つまみもので、非常な指彈を受けたものだと云はれる。つまり金錢のために外國人の奴隷となつてゐる國辱的な守錢奴に對する一種の反抗心、敵愾心から、極力排斥したものであらうが、當時は——明治三十年頃までは——ラシヤメン自身のみならず、ラシヤメンの親達をも排斥し、之れを人間視しなかつたらしい、つまり娘の尻で飯を食ふの意で、親達を指彈したものであらう。それに當時のラシヤメンの多くは全く無教育で、厚顏無恥で、殆ど犬や豚と變りがなく、金錢のためには眼中に國家なく、國家がないほどだから貞操

ラシヤメンの生活

などの觀念は微塵もなかつたので、一は外界から排斥されたものであらう。

ラシヤメンが遊廓の專賣特許稼業から開放されて自由職業となつたのは、明治五年十月の解放令以後であるが、それと同時にラシヤメンの風俗・生活にも大變革を來し、女郎風は純然たる藝妓風または粹な下町の娘となり、その生活はこれ又在來の日本人の妾式となつた。解放後ラシヤメンは異人屋敷の出入者や桂庵の手を經て奉公に出たものだが、異人の寵愛を一身に集めてゐた。是等ラシヤメンの豪奢振りは全く當代の尖端を行つたもので、衣裳裝身具の如きは內外の粹を蒐め、贅澤の限りを盡したものだと云はれてゐる。橫濱市史稿によると『服裝の華美なる事は言ふ迄もなく、色とり〱の五彩も綾に、目映ゆい程であつた。たま〱彼女達は其主人なる外國人と連立ち散步する姿こそは、女王の權化であるかの如くに、衆人の羨望と嫉視との的となつて、孔雀に似た誇りを見せて居た。市內に於ける當時の吳服屋・小間物店の常得意は、彼女達であつた。元町や辨天通り、馬車道通りの店舖は、第一位の顧客であつた。殊に山手、山下兩居留地を受けた元町通りの商家の店頭は、らしやめん達に依つて更に其繁榮を見せ、行人雜踏の中に異國人と步む彼女等は正に一幅の繪卷物を展開して、開港情緖を遺憾なく漂はして居た』とあり、以てその一斑を窺知するに足るものがあるが、ラシヤメン其物は概ねその素質下劣にして無智無恥であつたから、厚顏鐵面皮にしてダラシなく、箸にも棒にもかゝらぬ強か者が多かつた。それに明治五年の解放後は自由にラシヤメンになり得られた所から、治外法權を利用して外國居留地を唯一の逃避所に選び、毒婦のこゝに逃込むものが多く、爾來ラシヤメンの生活は益々自墮落に流れ、外人の旦那の眼を偸んでは役者狂ひに身をやつし、コックや馬丁やボーイと戀に落ち、果ては自ら居たゝまらなくつて拐帶逃走するものが尠なくなかつた。亞いで明治十五六年頃に至てつはラシヤメン稼業を表看板に、美漢毒婦のなれ合ひものは法網をくゞる唯一の手段として外人間を轉々し、一方は馬丁、一方はラシヤメンとなつて住込み、表面は他人を裝ひつゝ裏面では互に請託して拐

帶・脅迫・窃盗等を働き、遂に明治二十五六年頃から明治探偵實話小說の勃興を促すに至つた。一時ラシヤメンとなり、治外法權の楯の蔭に赤い舌を出した毒婦中、古い所では蝮のお政・女警部・お豊・お袖・光子・自轉車・お玉等がある。尙ほ服部誠一（撫松と號す）はその著新編東京繁昌記に於てラシヤメン生活の內面を暴露し、その環境を詳說してゐるから、玆に再錄して參考に供しよう。

洋妾（原漢文）

凡そ洋妾と爲る者は、合山家有つて、之れを媒介し、姸媸に由つて其の價を定め、沒姿的と雖も、一ト月の給料十金を下らず。上等嬪に至つては五十金に上る者有り。而して妾に二樣あり。合山家に就て弄する者は、之れを放雇と謂ひ、聘して家に食ふ者は之れを常雇と謂ふ。其の價最も貴とし。豪商若くは官傭に屬ふる者、之れが爲めに千金を吝まず。故に尤物を買ひ得る者亦鮮からず。然れども丰姿綽約、冶容娉なる者に至つては、未だ西人の手に落ちざるなし。蓋し好標致を具ふる者は、內外人の早く已に擇び取るを以てなり。想ふに所謂怪獸的に非らざるもの、除りは好んで洋妾と爲る者有らざるなり。好んで洋妾と爲る者は、或は風塵に落つる者に係はり、或は所天有る者に係はり、或は又私窠子の伴より出づ。故に少しく姿有りと雖も、其の心は夜叉の如く巧みに妖媚を衒うて髯漢を誑惑し、面皮は鐵の如く羞恥を知らず。是を以て往々葛藤を外媾上に生じ、閨門の紛議、獨佛も啻ならず。其の甚しきは妬焰暴發、動もすれば鮮血を流すに至る。凡そ事の外人に係はる者は、嬌柔家と雖も交誼を破り易し。矧んや邦國の同盟をや。所謂萬國公法なる者、亦蠻國媾法の如く、未だ以て恃むに足らざる也。

誰か道ふ、洋妾と爲つて紅粉料を受くる者は、皆人情を省みずと。何ぞ必ずしも皆然らん哉、淑德を守り兒子を擧ぐる者亦往々にして有り。人情に至つては彼我同一、豈に厚薄あらんや、某商館主も亦一妾を買うて、以て家事を執らしむるに、其の婦を阿貞と叫び做し、年三旬に近しと雖も、天性溫柔、姿色未だ衰へず、

洋妾と爲つて既に三年、一子を生下す。其の子碧眼紅髪、歐洲人種たるを辨ずべしと雖も、面龐娘々に彷彿たり。人呼んで混淆兒と曰ふ。然れども其の慧敏は尋常ならず。是を以て娘々愛養太だ厚し。亦以て人情の二無きを知る可き也。此の婦嘗て某家に嫁す。良人游惰にして財産を蕩盡し、婦を棄てゝ亡命す。後遂に破鏡し、證を取つて別離す。婦洋妾と爲つて善く淑德を修む。一日舊夫來つて門を叩く、婦情に於て排卻する能はず。他の一室に延ひて、徐ろに來意を問ふ。夫頻りに窮を說き、救恤を乞はんと要す。婦辭するに忍びず若干錢を與へて去らしめんと欲す。夫言を設けて百方苦を說き、將に大に貪るところ有らんとす。婦辭するに家法の嚴肅にして、意の如くならざるを以てす。夫忽ち暴言を放つて道ふ、咄々汝良人を棄つる歟、婦外聞を畏れ、温言之れを慰す。夫益々暴言を放つて去らず。館主聞き得て大に訝り、闖入し、夫に向つて誰何す婦傍らより說き道ふ、此れは妾が阿兄に係る。飢渴に窮迫して、而して來る。然れども妾救ふに由無し、故に怨氣を漏らすのみ、請ふ願くは諒恕せよと。館主頗る慈心あり、便はち數圓金を與ふ。夫金を攫み臂に帆して慌忙に去り了す。後、館奴密に實を以て告ぐ。館主大に怒り遂に婦を放逐す。このこと實に横濱に在り。洋妾と爲る者は初め夫と謀り、十分財を貪つて後ち、夫をして亂入せしめ、暴を行はしむ。這の婦と反對するも往々にして鮮からず。亦猶、狡商の惡品を輸出し、其の惡評の正品に波及するが如し。此の憾み亦甚しと言ふべし矣。(横濱市史稿から採る)

三　飲　食

(イ)　牛　鍋　の　流　行

牛鍋の起原に就いては學者間にいろ〳〵の說があるが、これも舶來風俗の一と見る方が正しいやうに想はれる。

我が國民が上古は愚か、明治維新前までは——或る一部の佛教信者は別として——山野に獵して猪・鹿・猿兎・熊・貂・あな熊・むじな等を捕獲して、之れを食料に供したことは事實である。併し家畜、例へば馬・牛等を食料に供することを嫌つてゐた事も亦事實である。但しそれも土地の習慣で、或る地方では馬を櫻肉と稱し、梅毒の藥として食用に供するが、牛肉は絶對に用ひぬ。また或る馬の產地では牛肉は平氣で食用に供するが、馬は絶對に用ひぬといふ所があるかと思ふと、牛馬を共に絶對に食料に供せぬ所がある。之れは家畜に對する農民の憐憫心から起つた習慣かと思はれるが、概して馬を食ふが、牛を食はぬといふ所が多いやうである。これも我が國民の奇習か、それとも佛教傳來後の習慣によるものか、その何れかは不明であるが、一般に四足獸を家の中で煮たり燒いたりせぬ習慣がある。維新後はこの奇習も漸次廢れたやうであるが、田舍へ行くと未だこの奇習の殘つてゐる所が多い。その由來を尋ねると一樣に『神樣の罰があたる』と稱してゐるが、上古に於ては鹿や猪の肉を神前に供へてお祭をしたのに、田舍の人々はそれとは正反對の家の中で四足獸を煮燒する事さへ神罰を蒙ると稱してゐるが、これは佛教の影響によるものであらう。次にもう一つ不思議なのは、これも一樣には云へぬが、神主中に鳥肉をひどく嫌忌するものがある、これも神罰が怖しいから食はぬといふのであるが、我が國には所によつて斯る奇習がある。德川時代には將軍家がひどく獸肉を嫌ひ、諸大名も亦之れに倣ひ、獸肉及び之れを業とするものを甚く嫌忌し、ために大名の行列が偶々もゝんぢ屋（獸肉店）の前を通る時などはその不淨を嫌ひ、駕籠を宙にさし上げて通行したものだと稱せられる。隨つて德川時代の武士は一般に獸肉を排斥するに至つたものらしいが、然しこの舊幕時代にも**もゝんぢ**屋（獸肉店）があつた所から見ると、當時も獸肉を食用に供する事が行はれてゐたことは事實である。

安政開港後西洋文明の輸入せらるゝに及び、獸肉、就中牛肉を食べることが流行したが、維新前後關東では猪肉を牡丹（ぼたん）といひ、鹿肉を紅葉（もみぢ）と呼び、馬肉を櫻花（さくら）と稱し、特更に美稱して隱に之れを表示し、招ぎ行燈

には富美花(牡丹)や酔霜葉(紅葉)などの文を書きつらね、また猪肉を山鯨と呼び、大阪でこれを小鳥と稱したなどは、その道の人の能く知る所である。

伊勢熊

文久中横濱で外人間に牛を屠殺し、之れを常食とせる事は横濱開港見聞誌にも明記されてゐるが、この習慣は漸次日本人にも傳播し、日本人で次第に之れを用ひるのを増加した事は想像に難くない。當時の事に就いて横濱市史稿に面白い記事が掲載されてゐる、即ち『横濱に始めて牛肉店の出來た事に就いては、古老の談話を左に登載する。

文久二年、横濱なる今の住吉町五丁目か入舟町かの入江の土手に、居酒屋の伊勢熊といふのがあつた。横濱で初めて牛肉店を開かうと妻に相談すると、「あんな物を商賣する位なら、夫婦別れをして下さい」と、女房は頗る攘夷論者であつたのが、仲裁する者も有つて取鎭め、其代りに一軒の家を二つに仕切り、一方は飯屋として女房が之を受持ち、一方は牛鍋屋として亭主がこれを主管した。時に漸く肉類の味を占めた町内の人々は、ドシ／＼と此所に集まり、亭主の方が却つて千客萬來なので、女房も商賣には勝てず、遂に我を折り、何時しか中仕切の羽目も取外して仕舞つたと言ふことであつた』とあり、傳統の習慣を破る、つまり舊殻を脱する悩みが、如何にもよく出てゐるではないか。亦牛鍋の流行に就いては同書に『これは素より煮込式の牛肉であつたのに相違はなく、此種のものは爾來京濱所在の各所に葭簀張の店や屋臺店を構へて順次に出現し、人夫・馬丁の輩の嗜好に投ずる程度のものであつて、所謂イカモノ喰ひの手合に歡迎され「俺は牛の肉を食つた」と强がりの道具にも使ふ爲めのものに過ぎなかつたが、食つて見ると福輻が還まるので、寒風の際は歡迎された。そして裏家住居の人々が肉の數片を晩餐に供し、又は貧乏書生が下宿屋の樓上に、錆びた鍋を擁しては、一醉の好下物となす位が關の山であつた。かくて牛肉食用の時運は、漸次に紳士肉食の風習が行はれ、在來の古陋な食物道徳から解放されて、文明開化に伴ふ好ましき異見として、洋食好みの

傾向に進んで來た。而して其所には又西洋流の調理で無い所の日本人の口にぴつたり合つた牛鍋すき燒の流行を來たすにも至つた』とあるが、牛肉食の流行に就ては、横濱市史稿の記事もその原因の一つにはちがひないが、この他に第一安政の開港以來明治まで約十年を經過してゐるので、我が國人は漸く西洋文化の眞價を理解し、その優秀なことを覺り、漸次その模倣を試みるに至つた結果、西洋人の衣食住其他を憧憬崇拜し勉めて之れに倣はふとし、傳統を破つて牛肉を食するに至つた。第二、維新後牛肉を食するに至つたのは人夫・馬丁などよりは寧ろ新知識階級から流行した點から按ずるに、これは歐化主義勃興の結果で、洋學の流行につれ、當時牛肉を食べぬものは新人にあらず、新しい學問をしたものとは云へぬ、因循姑息、舊弊固陋だと云はれた程で、當時西洋カブレの新人や粹がり連中やハイカラ黨は牛肉を食はなければ文明開化に後れると稱して、盛んに牛肉店に出入した。この頃牛鍋を開化鍋、あぐら鍋(西洋人は坐はらぬ)と呼んだのを見ても、その一斑が窺はれるであらう。横濱は牛鍋の起原地、發祥地でも需要の多いのは矢張り東京で、政府は盛んに歐米の文物制度を輸入し、ドシ〳〵制度の改革を斷行して歐化主義に拍車をかける一方、維新後の立身出世を憬れて各地から東京に流込む書生は數千數萬に達したが、明治四年八月の斷髮令發布と共にこれ等の書生は眞先きは斷髮して一樣に文明開化を謳歌し、盛んに牛鍋黨に化したので、明治五年頃には東京で牛肉を口にせぬものは、因循姑息な丁髷頭位なものであつたと云ふ。

また横濱市史稿に『明治五年正月二十四日、天皇親しく膳宰に勅し、始めて內饌を奉薦したのは、帝國牛肉史中に特に注意すべき事項である。猶引續き同年四月二十五日に、令を發して僧侶の肉食妻帶を許せしが如きは、當路者の肉食を奬勵した一端とも見る事が出來るものであり云々』とあり、以て當時に於ける牛肉食流行の一斑を窺ふに足るであらう。また同書に明治五年の敦賀縣令諭達なるものが載せてあるが、これ亦牛鍋研究には興味深いものであるから再錄して參考に供する。卽ち、

牛肉の儀は　人生の元氣を裨補し、血力を强壯にするの養生物に候處、兎角舊情を固守し、自己の嗜まざる而已ならず、汚穢に屬し、相喫候へば、神前等可レ憚抔無レ謂儀を申觸し、却て開化の妨碍をなすの輩不レ尠哉の趣、右は固陋因習の弊而已ならず、方今の御主意に戻り、以ての外の事に候、以來右樣心得違の輩於レ有レ之、其町役人共の可レ爲二越度一候條、厚く可レ及二說諭一云々。

とあり、明治五年に敦賀縣（いまの福井縣の一部）でさへ牛肉に對して斯る見解をもつてゐたのであるから、橫濱・東京の流行は全く思ひ半ばに過ぐるものがあらう。

當時牛肉屋はいづれも軒頭に御養生牛肉、または朱にて牛肉、或は官許牛肉と書いた小旗（いまの氷屋の如き）を揭げて、招客の目標とした。この旗を立てることは西洋式の舶來風俗である。その後この廣告フラグは漸次日本化して暖簾となつたが、この暖簾の元祖は東京神田駿河臺下の中川だと云はれる。

伊勢熊

明治初期から全盛を極め、いまは日本人の主要副食物の隨一となつた牛肉を、日本人で誰が始めて賣出したかと云ふと、それは文久二年の開店である橫濱伊勢熊が元祖だとされてゐる。第二番目は橫濱市史稿に依ると『第二者として推想されて今も猶其繁榮を續けて居るのは、現在中區（橫濱市）末吉町二丁目の通稱太田の牛屋、繩のれんの高橋と言ふ元祖ぶつぎり牛鍋店である。此店の初代音松は能登國鳳至郡本鄕村高橋長吉といふ者の二男であつて、慶應初年に橫濱に出て、當時の埋立や其他の建築工事に關係の人々を相手として一と儲けを思案の末に、吉田町堤で牛肉の串燒を始め、可成りの評判を取つたもので、更に鎌倉・金澤の街道を受けて、附近の村々の人通り多い市內の末吉町に其居を構へ、串燒の外に牛肉を煮る料理方法を工夫し

牛鍋の起原

て、遂に醬油と味噌とを素とした一種のタレを製し、之に葱を案配して鐵鍋を使用する事を創案し、之を賣出したのは明治元年であつた。其頃牛鍋と稱して同じく顧客を迎ふる店鋪が他に數軒も生れたが、高橋の店は無論是等の他店を凌駕する勢であつたので、彌々其調味と改良とに心を碎きつゝ、逐年の繁昌振りを增加

して行つた』とある。かくて横濱の牛鍋店は益々繁昌流行を極め、明治十七年頃には、

海岸通五丁目	あさひ	本町三丁目	品川屋
辨天通三丁目	萬宗	太田町五丁目	新盛
住吉町一丁目	養春樓	住吉町四丁目	勝村
住吉町五丁目	婦ちと亭	常磐町一丁目	長門屋
尾上町二丁目	太田屋	尾上町二丁目	眞佐古
尾上町五丁目	萬辰	尾上町六丁目	河合
伊勢佐木町二丁目	萬鐵	伊勢佐木町	石川屋
長者町六丁目	まつだや	長者町六丁目	いづみや
長者町七丁目	名古屋	元町五丁目	荒川
元町五丁目	大阪屋		

等が流行の番付に乘るほどの大きな牛鍋店であつたと云はれる。

牛乳搾取販賣

（ロ）牛乳の搾取販賣

明治事物起原、牛乳の始に『本邦古代、牛酪を至尊に進めしこと、史に明なり、近代にては、享保中、徳川氏、房州嶺岡に白牛を放養せしめて、牛酪製法を命じ、其頃僅に三頭なりしが、寛政八年に至りて、七十餘頭に至れり。武江年表に、寛政八辰年正月、白牛酪賣弘のことを命じ給ふとあるは即ちこれなり。寫本（方庵日記）嘉永四年十二月三日の條に、牛乳服用始とあるによれば、長崎にては、牛乳の供給ありしと見ゆ。下りて慶應元年に至り、雉子橋内なる今の佛國公使館邸内に厩を設け、茲にて牛乳を搾り酪を製し、宮本主

牛乳の搾取販賣

前田留吉

民部省の乳牛試養

築地の牛馬會社

膳正、尾島主殿正、鹽谷豊後守等相繼いで之が主幹となり、將軍家飲料の外は、悉く都下に販賣し居りしが、明治元年民部省主管に屬し、當時雉子橋内には十頭、嶺岡には四百頭の白牛を飼養したりといふ』とあり、以て我が國人が條程早くから牛乳を飲用し、また牛酪を製造して之れを食料に供した事を想像するに難くないのである。

横濱開港當時から外國人間に牛乳が盛んに飲用され、食料の主要な役割を演じてゐたことは『横港ばなし』にも出てゐるが、外國人の常食がパンであつただけに牛乳はつき物らしく、蓋し米の飯を常食とする日本人が、毎朝味噌汁を吸ふのと同じ意味であらう。

横濱開港後同地で一番最初に牛乳の搾取業を始めたのは、横濱市史稿の記する所によると、前田留吉であるが、この留吉が牛乳搾取業を始めたに就いては『文久初年頃、和蘭人スネルと云ふ者渡來して、前田橋際の居留地側に牛乳搾取場を設立し、外人間に牛乳を販賣して居たと言はれて居る。折柄、千葉縣長生郡關村の農前田留吉なる者、横濱に來り、港崎遊廓の遊女屋で水汲職をして居たが、此スネルに雇はれ、乳牛の飼養方を擔當し、搾取の事に預つて居たが、主人の諒解と後援とで、（明治事物起原には同所の露木清兵衛なる者）より金三十圓を借入れ云々とあり、慶應二年八月中、太田町八丁目（現中區山下町加賀町警察署附近）に牧場を起し、日本牛六頭を飼つて、牛乳搾取業を開始した。これが横濱での牛乳搾取營業の嚆矢であつた』とある。

前田留吉が横濱で牛乳を搾取して販賣中、民部省では雉子橋内に牧場を設け、房州嶺岡の牧場から乳牛を移して試養を始めたので、留吉も亦雇はれて乳牛の試養に從事した。然るに其後築地に牛馬會社が設立されて民部省の乳牛が同會社に拂下げらるるに及び、留吉は再び築地の牛馬會社に轉じて働いてゐたが、當時の事に就き横濱市史稿には『明治二年四月十四日、牛乳搾取の模様を天覽あらせらるべき御沙汰があつたので、

牛乳の搾取を天覽に供す

白牛五頭を宮城內に牽き入れ、吹上御門內で天覽に供した折、榮譽ある搾取の任に當つたのは、彼れ留吉であつた』とあるが、民部省の設置されたのは明治二年七月八日であるから、明治二年四月十四日の天覽牛乳搾取は理窟に合はぬやうに思はれるが、その可否の詮議は暫く措き、當時これに類した事があつたのであらう。また同書に留吉は、和蘭人スネルに亞いで明治元年頃に英國人某が居留地八十八番（橫濱奇談には八十七番英ツウジ・イウスデン、八十九番は佛國人ジヤクマンとあつて、當時八十八番は空いてゐたらしい）で米國產の乳牛六頭を飼養し、牛乳販賣にて巨利を占めてゐる由を聞き、明治三年二月築地の牛馬會社を辭し、芝西之久保に居を構ひ、天德寺前に牧場を設け、日本牛二十頭を購入して牛乳の搾取販賣を開始した。實に東京に於ける本業の創始者も留吉である事を記載してゐるが、當時の事に關し明治事物起原には『當時の飲用者は、高等官及び外國公使館員位に過ぎざりしとぞ。これ獨力を以て東京に斯業を開きたる始なるべし』とある。

九段牛ヶ淵の千里軒

また同書に『千里軒といへるは、明治初年九段牛ヶ淵にありし牛乳店なり、この主人は、仲仙道通ひの乘合馬車屋にして、牛乳を兼業としたるなりければ、家は玄關構にて、袴を着けたる玄關番おけりされば、偶注文に來る者は「遠方お氣の毒ですが、どうか每朝一合づゝお屆けなすつて下さい」といふ風なりしといふ』とあるは仲仙道の乘合馬車屋であつたといふ點から考へると、恐らく明治三四年頃であつたらうか。

下岡蓮杖

その頃橫濱の寫眞師下岡蓮杖も牛乳販賣を開業したが、この事に就いては橫濱市史稿に『其後橫濱の牛乳販賣は、外國人經營のものゝみであつたが、明治五年頃に、文化事業の先驅者として知名な下岡蓮杖が榮養豐富の牛乳を邦人間にも飲用させたいものと發願して、太田村（中區南太田町東福寺附近）に飼畜場を設置し、今の中區太田町五丁目へ販賣所を設けた。最初五百弗で乳牛一頭を購入し、販路の擴張と宣傳とに努めたが、一頭の搾取量一斗以上に對して、販賣能力は僅に三升に過ぎず、而かも外國人の販賣價一合六錢に對し、蓮杖のは四錢であつたところから、左樣に安値なのは水を混合して居るのではないかと疑はれたので

搾乳場を開放して現狀を縱覽させた。夫れから需要者の數が增加を來したので、乳牛を增飼して奮鬪を續け外國人と拮抗する樣になつたので、價を同額に上せ、終に十八頭を飼養して巨利を博した』とある。

下岡蓮杖とは關係なく、これとは別に明治八年、若命信義外數名のものが發起人となつて、戸部町三丁目の谷戸に牧畜會社を設立し、牛乳の搾取販賣を開始した。ところが飲用者が頓に增加し、蓮杖との間に激烈な競爭を惹起したので、兩者は互にその不利を覺つて、遂に合同した。

ミルクホール

爾來橫濱にも東京にも牛乳を販賣するものを生じ、遂に明治三十五六年頃のミルクホールの勃興となつたのである。

(八) 氷　店

氷店

米國人の氷輸入

中川嘉兵衞

明治事物起原、飲食の條に『橫濱の開港間もなく、米人が合衆國ボストンより氷を輸入して大利を占めたるあり、それを見て氷に着眼したるは中川嘉兵衞といふ者なりし、種々苦心の結果、或は富士の裾野の雪を取りて清水港より運び、或は信州諏訪湖、奥州南部、函館より天然氷を伐り出し外國船にて輸送し、橫濱馬車道に開店し、始めて發賣したるは文久二年の夏なりし、何しろ、盛夏中の氷は邦人の眼に極めて珍らしかりしにぞ、店頭は千客萬來、一コップ八文なりしも、二時間も待たざれば買ひ付けられぬ程の繁昌なりし云々』とあり、これを以て日本人氷店の濫觴としてあるが、橫濱沿革誌、明治二年の條には『同月(六月)

町田房造氷水

アイスクリーム

馬車道通常盤町五丁目ニ於テ町田房造ナルモノ氷水店ヲ開業ス、當時ハ外國人稀ニ立寄、氷又ハアイスクリームヲ飲用ス、本邦人ハ之ヲ縱覽スルノミ。店主爲メニ當初ノ目的ヲ失シ、大ニ損耗ス。尚翌三年四月伊勢山皇大神宮大祭ニ際シ、再ビ開業セシニ頗ル繁昌ヲ極メ、因テ前年ノ失敗ヲ恢復セリト。爾來陸續來客アリテ、恰モ專賣權ヲ得タル如ク繁榮ヲ極メタリ、之ヲ氷水店ノ嚆矢トス』とある。兩所論のいづれが正しいか

は暫く措くも、氷水やアイスクリームは西洋傳來のものであり、それが維新前後に我が國人へ傳はり、しかも橫濱から起つた事だけは確かである。橫濱市史稿の記する所によると『中川嘉兵衞は既に維新前に橫濱元町で牛肉の販賣にも成功し、西洋雜貨品の如きものも取扱つた所謂開化商法の先驅者であるが更に氷の販賣にも著眼して、明治三年北海道の函館五稜郭へ製氷場を設け、大氷塊を製出して之れを橫濱に送り、自ら發起人となつて氷會社を設立したが、此計畫が時宜に叶ひ、忽ちにして巨利を博し、爾後其後を盛大にしたと云ふことを、當時發行の新聞雜誌に登載されて居り云々』とある。亞いで明治四年に至り、新聞の發行やヘボンの和英辭書の編纂助手をしたので有名な、精錡水の岸田吟香は氷の有利なことを知り、橫濱で氷室商會を起して大いに活躍し、これ又巨利を博したと傳へられる。

これ等はいづれも濫觴期に於ける氷水店であるが、明治六七年には橫濱は申すに及ばず、東京・大阪などには非常な流行を極め、各町に氷店を見るに至つた。併しこれ等の氷水屋が店頭に高く旗を揭げ、硝子の簾を吊るして、涼味を添へるに至つたのは、よほど後世である。當時は勿論店でも氷水を賣つたが、多くは氷塊を桶に入れて、ア、ブツカキブツカキと駈けながら觸れ步いたもので、初期時代は寧ろこの方が盛んであつたらしい。夏の暑い日の午後二時頃に、ブツカキ賣りが來ると、商店ではこれを買つて、そのブツカキを藥罐などに入れ、これに井戶水を注いで飮んだものだと云ふ。

（三）　西　洋　料　理　店

横濱西洋料理の始め

日本人で西洋料理店を始めた元祖は橫濱沿革誌、明治二年の條に『同月（八月）姿見町三丁目谷藏ナルモノ西洋割烹ヲ開業ス。當時外國人ノ供食ヲ目的トシ、本邦人ハ未ダ之ヲ嗜ムモノアラズ。明治四年駒形町代地ニ洋食割烹ヲ開業スルモノアリ、開陽亭ト云。爾來各所ニ開業スルモノ多シ』とあるが、大正十五年長崎市

長崎西洋料理の始め

谷藏
開陽亭
平八

役所編纂兼發行の『長崎と海外文化』下編、ターフルの條には『ブロード(Brood—麵麭)・ボートル(Boter酪)・レイペル(Lepel—食匙)・ホルコ(Vork—ナイフ)・ビール(Bier—麥酒)・カステラ(Castella—菓子の名)・コツプ(Cope)・フラスコ(Frasco)・ハアカ(Faca—ナイフ)・コンペイト(Confeito—金米糖)』等の葡萄牙語、西班牙語・和蘭語が現今も殘つてゐる旨が記載され、且つ『幕末には福屋藤七が西洋料理屋を開業した。尙ほ自遊亭文吉なども西洋料理を以て有名であつた。爾後西洋料理はいよ〳〵行はれて今日に至つたのである』とあり、且つ横濱開港見聞誌・横濱奇談・横濱ばなし等を見ると、文中の外國語は大抵南蠻紅毛の言葉である點から云ふも、西洋料理店の權輿は長崎である事に疑ひはないが、東京へ直接傳はつたのは矢張り横濱であるから、明治西洋料理の元祖を横濱とする事にも異議のあるべき筈がないのである。

横濱には明治二年の谷藏を元祖とし同四年には開陽亭が開業したが、横濱市史稿には『平八(ヒュースケンに雇はれた鳥料理人)は明治となつて西洋料理店西洋亭を開業す』とあるから、平八の西洋亭も恐らくこの頃の開業であらう。其頃西洋料理は日本人間の歐化主義の勃興に伴ひ漸次需要を增し、年々開業の增加を見るに至り、横濱だけでも非常な店數に達した。その後西洋料理店にも興廢があり、明治二十四年ごろには左の店が繁昌してゐたと云ふ。但し〇印は純粹た西洋料理店

辨天通五丁目	〇日進亭	白鳥源次郎
南仲通一丁目	〇西洋亭	金子初吉
境町貳丁目	〇萬花亭	田口權三郎
太田町五丁目	精　養	宮下佐吉
末吉町貳丁目	喜多奈屋	高橋コト
尾上町五丁目	萬　長	岡本辰五郎

伊勢佐木町一丁目　萬　鐵　渡邊鐵彌
同　貳丁目　荒井屋　荒井半兵衛
不老町壹丁目　○開化亭（イツクコヤ）　森井平吉
北方千代崎町　○川柳亭　京谷ヒデ

（ホ）ラムネ屋

ラムネ屋

外國人の携へて來たラムネを日本人が始めて試飲したのは勿論明治前であるが、ラムネ瓶の栓を拔くときポンと大きな音がするので、これには逭が横着者の日本人も度膽をぬかれたらしく、その不思議さに驚嘆したものだと云ふ。當時ジン〳〵ビヤと云つたのはラムネの事である。

ジン〳〵ビヤ清涼劑を知らぬ日本人

併し明治以前は我が國民が概ね清涼飲料の何物たるを解せぬため、偶々之れを試飲する者があつても、それは清涼飲料の効能を了解して飲むに非らずして、唯珍しい外國の飲物だから之れを知らぬは文明開化人の恥辱である位の量見で試飲するに止まつたので、あまり需要がなかつたと云ふ。

ラムネ製造器の渡來

明治になつて外國からラムネの製造器が輸入されるに及び、第一その製造器が安價なこと、第二製法が比較的簡易なこと、第三原料の極めて低廉なこと等が原因で、横濱・東京で之れを製造販賣するものが現はれ、當時のハイカラ黨が盛んに出入した西洋料理屋・牛鍋屋・氷水屋等で販賣したものが、遂に今日の如く普及するに至つたのだ、明治工業史の記する所に依ると、それも明治十五年以後で、それまでは一部新しがり屋の飲物に過ぎなかつたと云ふ。併し横濱市史稿には、當時（明治四五年頃）ラムネの製造販賣が盛大になつた結果その製造に關して種々な問題が起つたことが記載されてゐる。それはラムネ機械使用の權利に關しての訴訟事件で、左記の示談書の如き事件は、各所に起つたものと想像される。かくて文明開化の飲料界に、大革命

と全盛とを惹起したのであつた。因みにレモン水の製造も横濱に緣由の深い岸田吟香が、黎檬水(レモンスイ)と書して、昨年（明治十七年）來製造したところ、非常な賣行であつた事が明治十八年八月八日の讀賣新聞に記載されて居る。

〔註〕

差出申對談之事　（横濱市史稿）

ラムネキカイ差縺一件、勘定差引松原五左衛門より田野井仁兵衛之可ニ相渡ニ分

一金八拾八兩也

内

金三拾五兩　仁兵衛より清三郎可ニ相渡ニ御訴訟中ノ金子、五左兵衛門ニ而

但先般相添候拾兩共　引渡濟方可レ致筈

又金八兩也　五左衛門より仁兵衛へ當分可ニ相渡ニ筈

又金六兩也　五左衛門より仁兵衛へ先般相渡候分

〇金四拾九兩也

差引

〇金三拾九兩也

内金壹兩　仁兵衛方に而引出去り分差引可レ申事

又引　金三拾八兩也

拾八兩は當十一月晦日限り、仁兵衞より可ニ請取一筈又金拾八兩は來丙年
　二月晦日限り右同斷
外に衣類五品　五左衞門より仁兵衞へ可ニ相返一筈
右之通り双方立會、示談取極候上は、聊無ニ相違一對談之趣可致候。爲ニ後日一連印致置候處如レ件
明治五申年八月九日
　末廣町八田清兵衞店
　田野井仁兵衞㊞
　太田初音町拾七番地拜借人
　松原五左衞門㊞
町御役人中

とあるが、日本で始めて製造した元祖の誰なるやを明記してゐない。また明治事物起原には『珍奇競に「ラムネ洋酒の耀賣明治二（年）ヨリ始ル」とあり、六年七月の雜誌（新聞雜誌）第一一六號にラムネ製造を掲げあり、明治以前に、横濱にて、異人將來のラムネを飮みしことあり、先づ其の口栓のポーンと音して拔けたるに、度膽を拔かれ、之を飮みて後ち醉ふたり、ラムネにて醉ふとは受取がたき話なれども、これ實驗談なりしと聞きしことあり、ラムネに、葉卷の灰を落して服用すれば眞に醉ふものにて、外人間の惡戲の一にて現に行はるゝ事なり。（中略）明治五年六月の（愛知）十六號に名古屋本町今枝庄兵衞無願ラムネ等を製造販賣したる始末不束なりとて、懲役二十日申付られし記事あり、地方既に其需要ありしなるべし云々』とあるが、これ亦その元祖の何人なるを明記してゐない、單にラムネが製造販賣されてゐる事實を示してゐるに過ぎない。ラムネの化學的製造は大體明治十六七年の頃から始まつたことは、明治工業史、化學工業篇に說明されてゐるが、或は然らんか、記して參考に供する。

神崎三郎兵衛
瀧口倉吉
リキユールの製造
宮内福三
ジン・ラム・シエリー・ヴエルモツトの製造
甘味葡萄酒神谷傳兵衛

（へ）洋酒販賣店

明治後、歐米との交通が頻繁となるに從ひ、外國人の渡來するものが多く、隨つて在來の淸酒以外、洋酒の需要が增加したので、漸次內地でも之れを製造して販賣するに至つた。

安政の開港以來、横濱在留の外國人間に盛んに洋酒の用ひられた事は、文久三年刊の横濱奇譚に「酒は種類多けれども、いづれも多分に飮みても深く醉ふことなし。これは我國の酒とは替はり、穀物にあらずしてランビキ（葡萄牙語、蒸餾の意）にて果物よりとりたる酒なれば、氣は强けれども醒むること至つてはやし云々」とあり、また文久二年刊の横濱はなしに「酒は銘々盃にて置つぎなり、酒の肴別になし。仕事の折は一日に二度づゝ飮せるなり、尤も一杯限りなり云々」とあれば、外人間には早くから洋酒を用ひてゐた事が想像に難くない。いま明治初期に於ける洋酒製造の槪況を述べて參考に供さう。

明治初年東京市日本橋米澤町の神崎三郎兵衛といふ人は、銘酒龜の露を製造して大いに儲けたと傳へられる。また明治四年東京京橋竹川町の藥種商瀧口倉吉といふ人はリキユールを製造して販賣した。同人はその後屋號を養本主を變更し、屋號及び製造所を甘泉堂と呼んだが、遂に同三十七年頃に至り、製造を中止した。而傳ふる所によると、當時のリキユールは燒酎に砂糖及び芳香を適度に混合したものだつたと稱せられる。瀧口倉吉に次いで混成酒の製造を始めたのは宮內福三である、卽ち明治五年八月、宮內福三は京橋上槇町にてリキユールの製造を始めたが、その好成績に鑑み、その後更に甘味葡萄酒・蜜柑酒を製造し、明治九年頃にはジン・ラム・シエリー・ヴエルモツト等を製造し、之れを横濱の尾張屋事吉田豐吉に託して販賣せしめたと傳へられる。

次いで明治六年に至り、東京淺草花川戶町の神谷傳兵衛は甘味葡萄酒の試驗的製造を始めた。これは我邦

近藤利兵衞
橋本清三郎
小西儀助
淺井治郎兵衞
混成白葡萄酒
殿井新次郎
大阪洋酒釀造會社の設立
横山助次郎
大倉仁三郎
蜜柑酒利久酒龜の歲

國に於ける甘味葡萄酒の權輿で、越えて同十五年に至り、之れを蜂印香竄葡萄酒と命名して近藤利兵衞に販賣せしめ、大いに其名聲を揚げた。

同年大阪の安土町の橋本清三郎は大阪本町橋詰に工場を建設して、甘味葡萄酒・ジン・ラム・シエリー・ヴエルモツト・リキユール等の製造を開始した。また明十年に至り大阪道修町の小西儀助は混成白葡萄酒・リキユール・ブランデー・シエリー等の製造を始めたが、その後淺井治郎兵衞・殿井新次郎等が現はれて盛んに混成洋酒を製造して販賣するに及び共喰ひに陷つたので、明治二十一年に至り小西は橋本・殿井等と協議して大阪洋酒釀造會社を設立したが、同二十六年その工場を横山助次郎に讓渡した。

また東京日本橋龜島町の大倉仁三郎は明治十一年工場を神田鎌倉河岸に設立して燒酎を始め、蜜柑酒・利久酒、龜の歲等の混成酒を製造して販賣したが、同二十年頃には蜻蛉印甘味葡萄酒を製造し・同三十八年には工場を日本橋龜島町に移し、大正三年には分工場を本所區林町堅川岸に設け、種々の混成酒を製造した。

洋酒製造の興隆と歐化主義の勃興とにより横濱・東京を始め、開港場には著しく洋酒の飲用熱が流行し、明治十年頃には殆ど全國の各地で洋酒を販賣するに至つた。これも一種の舶來商賣である。

四　交通

京濱間乘合汽船の開業
汽船稻川丸
松坂屋某（彌兵衞）

（イ）京濱間の乘合汽船

横濱沿革誌、明治元年の條に『同月（八月）二十九日神奈川府裁判所備小蒸氣船（拾五馬力暗車）稻川丸「慶應三丁卯年江戸小網町松坂屋某等横濱九十三番米國人ウエンリートより代價壹萬五千弗を以て買受けたるも其代價の過半延滯し、到底皆濟する能はず、依て官廳之れを償却し該船を引受くるに至る。空しく之れを繋

留するも無益のみならず、當時横濱・東京間の通路不便なるに際し、且つ築地明石町役所に時々公用往復あるを以て之れを乘合船とせば、大いに便益を感ずるならんと之れに一決す。然れども官廳直ちに之れを爲す能はざるを以て差配人二名を置く、即ち横濱は岸田銀次（吟香）東京は小網町松坂屋彌兵衛に命ず。而して横濱は本町壹丁目（現今裁判所前）より發船、東京は永代橋藤棚着とす。午後同所發船、旅客一名乘船料金壹分貳朱・貨物賃三錢、洋人壹名金壹兩貳朱、支那人壹名金三分を徴す（船中内外人の區別あり）之を以て横濱東京間の乘合往復を開業す「翌二年北仲通二丁目角（現今四丁目）へ差配人地所を貸與す、自費にて洋館を築造す。

岸田銀次（吟香と稱す）

同年春米國人某小蒸氣船を以て横濱東京間の往復を始め、稻川丸と競爭す。賃錢を廉にし、速力をも競爭せしが、同年七月該船東京築地海岸發船に臨んで蒸氣罐破裂し、沈沒す。此時内外人死傷するもの數十名あり、稻川丸は幸ひ無事なるも玆に警戒を加へ、横須賀造船所へ廻船し、數月間を經て蒸氣罐を改作し、器械を修繕せり。爾後引續き往復を爲し、翌三年六月金壹萬兩を以て差配人岸田銀次に拂下げ、明治五年汽車開業迄繼續營業す。其後北海道の某へ轉賣せりと云」爾後内外の人之れによりて往復す。

兩乘合汽船の競爭

亦野毛橋（都橋）臨より和船を以て乘合往復營業を爲すものありて彼此互に競爭す、爲に横濱東京間の旅客往復に便而已ならず、隨て物價の幾分をも平均せしむるに至れり」とある。

乘合和船の開業

岸田吟香は我が國の文化發達に寄與する所が尠くないから玆にその略傳を記して參考に供しよう。吟香は作州の人で、天保四年四月八日津山在谷山村に生れた。幼名を太郎と呼んだが、後銀次郎と改めた、吟香はその號である。十七歳の時江戸に出で、德川家の文學林圖書頭の塾に入つて學を修めた。尋いで藤森天山を師とした。横濱の開港せらるゝに及び、米人ヘボンの助手として英和辭書の編纂に干與し、また理財學を講じて商法に通曉した。後新聞紙の世に必要なることを覺り、同志と共に東京で新聞紙を發行した、これは我が國に於ける新聞紙の嚆矢である。

岸田銀次（吟香）

是より先慶應三年交通運輸の商賣に必要なるを知り 廻漕商社を設立し、汽船を購ひ（事實は神奈川裁判所保の小蒸汽船を借受け）、

廻漕商社の設立

合資商社の濫觴

汽船運漕業の嚆矢

天然氷販賣の始め

從軍記者の始め

毎日江戸横濱間を往復し、旅人及び貨物を運搬して京濱間の交通に非常な便益を與へた。これ我が國に於ける合資商社の濫觴であり、また汽船運漕業の權輿なりと稱せられる。また横濱氷室商會を設立して大いに氷塊の販賣に從事したが、當事は未だ人民が氷利用の道を知らなかつたので需要者少く、ために數年間は得失相償はざりしも、毫も之れを意とせず只管將來の發達を期して營業を繼續してゐたが、維新後需要者が大いに增加し、遂に前の損失を償ふに至つたと稱せられる。明治三年官准を得て油井開鑿器械を米國から購入し大いに石油採掘に從事しようとしたが不幸にして該業に失敗し、非常な窮地に陷り、僅かにヘボン博士の發明せる點眼藥精錡水といふ眼藥を鬻いで糊口を凌いだ。次いで明治七年同志と謀り新聞紙を創刊した、東京日々新聞である。自ら主筆となり、同年臺灣の役が起るに及び、之れに從軍して親しく臺灣の蕃地に到り、見聞の實錄を同紙上に掲載して內地人に戰時の實況を報じた。これは我が國に於ける從軍記者の濫觴なりと云ふ。また同十年には專ら賣藥の擴張に從事し、上海河南に藥善堂精藥鋪を開店し、爾來二十餘年間同業を繼續し、精錡水の名は山村僻陬にも遍く、東瀛の仙客岸田吟香の名は淸國十八省に喧傳されたと云はれる。同二十七八年の戰役後淸國の有志等はその國勢の日に非なるを憂へ、我が國に來朝して文明の學藝を修め、以て富强を圖らうとするものが多かつた。是に於て吟香は近衞公等と謀つて東亞同文會を設立し、東亞の時局を維持し、國勢を振興しようと圖つた。同二十九年、功によつて勳六等瑞寶章を賜はつた。性淡泊にしてこれぞといふ嗜好はないが常に國事を念とした。大日本人名辭書に『資性洒落小節に拘はらず、其顏泥丹の如く、其髮銀針の如く、辯は懸河の如く、氣は虹の如し。著書多く、晩年淸國地誌を編纂したが、業半ばにして明治三十八年六月七日病を以て歿した、時に年七十三。病革まるに及び、特旨を以て從六位に敍せられた。

岸田吟香等が京濱間の乘合汽船業を營むまでは、我が國の交通機關は駕籠と馬が唯一の交通機關であつた

岡取和助汽船鶴丸

から、京濱間の乘合汽船の航行は旅人にどれほど便益を與へたかは、蓋し想像の外であらう。これが刺戟となつて明治四年七月に至り、岡取和助が蒸氣船鶴丸を以て京濱間二回往復の通航を始めた。尙ほ同汽船の出帆及び乘船賃は、

横濱出帆	八字	東京出帆	十一字
同	二字	同	五字

潮時に拘はらず、右定刻に發船す。運賃は一人前金壹分二朱

といふ定めであつた。亦この頃弘明丸も通航を始めた。稻川丸・鶴丸・弘明丸の往復航通で、京濱間の交通は非常に便利となり、足の達者な男子は別として從來女子供が一晩泊りで、しかも雲助駕籠屋や執拗な馬子に脅かされつゝ行くれ路を、杖に縋り菅笠に日を除けながら旅をしたものだが、稻川丸・鶴丸が出來てからはさうした憂ひは全くなくり、何しろ京濱間を約四時間で往復が出來たのであるから、その便益は蓋し絕大なものであつたに違ひない。岸田吟香が稻川丸で京濱間の往復を開始した翌年、卽ち明治二年には京濱間に乘合馬車の開業を見るに至り、兩地間の交通は愈々便利となつて、横濱の舶來風俗は盛んに東京へ移入せらるゝに至つた。

岸田等が明治元年八月稻川丸で京濱間の往復航通を始めた頃は、まだ我が國人で散髮するものがなく、船中は丁髷頭で一杯、その中に洋服姿の外國人が點々と腰掛けてゐるさまは實に珍妙な光景で、今から見ると寧ろ噴飯ものだが、それにも增して面白いのは武士崩が丁髷頭に大小を差し、黑紋の羽織をきて威張つてゐたと云ふから、洋服姿の外國人に比して、實にいゝコントラストではないか。錦繪で見ると、當時の船長は皆洋服をきて、頭は勿論散切であつた。

（ロ）　馬　　車

一人乘馬車の渡來

乘合馬車の始め

横濱市史稿の記する所によると、横濱に初めて馬車の輸入されたのは、開港の兩三年後とあるから、文久一、二年頃であらうが、當時は之れを異人馬車・やぐら車・馬ひき車などゝ稱へ、横濱人は頗る驚異と感嘆とを以て眺めたのであつた。初めて輸入した當時は俗に一人乘と稱する馬車で馭者一人馬一頭の馬車であつたらしいが、一人乘と稱へてもそれは必ずしも一人乘ではない、二人位は乘れるもので、いまは我が國でも殆ど見られないが、東京にも明治三十七八年、卽ち日露戰爭時分までは、つまり市街電車のいまだ充分普及しない時分には市内の到處で見られたものであるが、電車の普及と自動車の流行につれ、何時とはなしに亡びてしまつた。昨年あたりまでは鎌倉で馬車業を營んでゐた人があり、明治式の馬車を驅つて暮してゐたが、これも今年は亡びてしまつたか、鎌倉には見えなかつた。一人乘の馬車は乘合馬車と異なり、なか〳〵優雅なもので、普通は黑塗りで、人力車に比し遙かに威勢のいゝ、頗る成金式なものであつた。初め横濱に馬車の輸入された當時は、外國人は之れを乘廻して買物や散歩などに利用したが、今日ならば自動車でドライヴといふ所であらう。當時は馬車を乘廻して横濱郊外や、南は戸塚、北は鶴見あたりを運動してゐたが、その後横濱の發展にともなひ、横濱の外國領事館と江戸公使館との間を往復して兩館の連絡を取るために用ひてゐた。當時の外國人はなか〳〵權威のあつたもので、外國人が馬車を乘廻すために本町から吉田橋方面に至る道路の擴開を要求し、遂に横濱をして該道の擴張を行はしめたが、慶應三年三月に至り本町から吉田橋に至る馬車道が竣成した。併しこの外國人の馬車が京濱間に開通したので、兩地間の交通は非常に輕快となつた。當時馬車は外國人の所有であつたが、日本人に便乘を許したので、慶應三年の秋居留地三十七番館ゴウブ馬車會社に營業を許し、爾來京濱間を往復し、各方面から便利重寶なものとして賞讚を博した。

日本人經營の乘合馬車

下岡久之助

由良宗正

川名幸左衛門
綿屋喜八
綿屋仁兵衛
三浦屋秀此郎
植木屋與七
三洲屋松五郎
金次郎

然るに明治二年に至り、横濱辨天通りの寫眞師下岡久之助(蓮杖)は馬車の至便なこと、該事業の頗る有利なこと、一には外人に賃錢の悉くを掻き集められる事を慨き、同年二月江戸・横濱間の乘合馬車開業を出願した。所が下岡と殆ど同時に江戸では紀州の人由良宗正が後藤象次郎の後援で江戸・横濱間に乘合馬車開業の計畫をしてゐたので、下岡は之れを聞くや、直ちに後藤象次郎を訪ねて議をまとめたが、この企でと前後して猶三・四の競願者が現はれたので、當局では出願者の統一と營業場を統合せしむべく示達した。そこで下岡は資金の都合もあつたであらうが、同町新濱町川名幸左衛門・辨天通二丁目綿屋喜八・同じく綿屋仁兵衛・同じく辨天通三丁目三浦屋秀次郎・植木屋與七・三洲屋松五郎・南仲通五丁目金次郎の七人を誘ひ、合計八名が連署して東京・横濱間の乘合馬車營業を神奈川縣裁判所へ出願して、その許可を得、下岡は後藤象次郎から借入れた金と各自の出資金とで、吉田橋脇の角地官有地に間口八間、奥行二十間の馬車發著所を建設し、東京は新橋際の三井組持松坂屋の閉店の後を借入れて溜所とし、日本橋際に立場を置き、横濱營業所を成駒屋と稱して、「明治二年五月から營業を開始した。實に我が國に於ける邦人計畫乘合馬車の嚆矢であつた。當時の馬車は横濱市史稿・風俗編によると「馬車は馬匹二頭に牽かせ、乘客六人を定員とし、賃銀三分(七十五錢)にて、京濱の兩地間を四時間費して達した。かくて車臺も馬匹も順次に增加して、二十五臺六十頭を以て往復し、發着度數を增加し、且つ所要の時間の短縮を圖り、當時唯一の交通便利な乘物として、市内を馳驅する人力車と共に、開化の姿相を豐かに漂らして居た。當時の馬車通路は吉田橋を渡り、吉田新田土手通り、野毛橋(現在、都橋)を渡り、野毛山切通しを通過し、戸部村通りを石崎橋に出で、平沼・岡野新田の堤通りを、芝生(現今神奈川區淺間町)から東折して神奈川臺に登り、東海道の一路を走つて東京に向つたのであつたが、明治四年野毛浦海面を戸部石崎迄埋立て、竣工の後は、賢臺に至るまで此通路に據つた。而して明治九年、京濱間鐵道開通時まで營業を續け、莫大の利益を收めたのであつた」とある。これも横濱に於

ける舶來風俗の一つであつた。錦繪は史料として絕對的價値を有するものではないが、さりとて捨たものでもない。その錦繪に就いて當時の乘合馬車風俗を按ずるに、いくら舶來商賣とはいへ、矢張り過渡期の風潮を如實に物語つてゐるから實に興味がある。馭者の上衣は小倉地らしい洋服に、太目のダブダブしたズボン麻裏草履をはいて捩り鉢卷といふ珍妙な扮裝をしたものが多い。就中面白いのは助手である。この助手は今日の車掌といふべき所だらうが、助手は大抵丁髷頭に捩り鉢卷をし、町に入ると車臺から降りて馬の口輪を取り、馬と一緒に馳け出すことは、現今と毫も變りはない。丁髷頭で舶來の馬車を驅る！この事が既に和洋折衷であるが、捩り鉢卷は日本人の眞劍を表はす象徵で、これ許りは幾萬年後と雖も、永久に亡びさうもない興味深い國粹風俗であらう。その後馬車は都會から田舍へと發展し、郵便の發達と共に遞送機關に應用せられ、旅客運搬・荷物運輸の重要な機關となるに及び、漸次雲助駕籠と馬子は驅逐せられて、數百年の間脅かされた道中は、却て物見遊山的な樂しい旅行となつた。

下岡久之助等が京濱間の乘合馬車を開業した當時、橫濱方には吉田橋際に關門が設けてあつて、帶刀者は無鑑札で關門内に入ることを禁ぜられてゐた、これは外國人經營の馬車には往々帶刀者が乘込んでゐて、其儘通關するものがあつたので、關門脇に左記の如き橫文字の制札を建てゝ、明治四年十一月の撤廢時まで其取締りを續行してゐた。

注　意　（制札譯文）

帶刀人は橫濱關門内へ鑑札なく入る事を許さゞれば、帶刀の日本人を乘せ來る馬車は關門にて引留可ㇾ爲ㇾ致二下車一事

西洋千八百六十九年（明治二年）四月二十一日

神　奈　川　縣　裁　判　所

因みにこの掲示は我が國に於ける横文字掲示の嚆矢である。

成駒屋と外人經營の乘合馬車は明治五年の京濱間汽車開通まで互に競爭してゐたが、外人經營の乘合馬車は東海道筋を小田原まで擴張したので、兎に角交通は非常に便利となつた。これと同時に日本人も亦各地に乘合馬車を開業するに至たので、雲助駕籠は漸次馬車の通れぬやうな田舍へ驅逐せられるに至つた。また東京の如き大都會に於ては主要道路に乘合馬車の開業を見たのみならず、個人には自用馬車があり、町には貸馬車などがあつて、各人の便益を計つたので、當時馬車はその便利なことに於て、その優美な點に於て、文明開化の交通機關といふことに於て、市民から非常な賞讃をうけ、頗る歡迎されたのである。

五　雜　業

（イ）西　洋　洗　濯　屋

西洋洗濯屋

舶來風俗史料の條にも收錄して置いたが、横濱開港見聞誌に『しやぼんといふもの二品あり、一品は洗濯しやぼんとて（中略）衣の垢汚れ付たるを洗ふとき桶の中にてこれをとき水にあはして洗ふ云々』とあれば、當時日本人間にも外國人が洗濯に石鹼を用ひる事を知つてゐたらしい、

異人洗濯屋

文久二年刊の横濱はなしにも『太田町八丁目遍光寺内に異人のせんたく屋あり云々』とあり、

日本人の西洋洗濯屋開業

また明治大年表、元年四月の條に『神田鍛冶町裏通下駄新道へ興兵衛と云ふもの横濱より來り、初めて西洋洗濯を開業す』とある。これが東京・横濱に於ける西洋洗濯の始めであつた（以上横濱市史稿）。

按ずるに西洋洗濯屋は外國人方の日本人從僕等が、奉公中に西洋洗濯術を覺えて開業したものである事に想像に難くないが、開港當初は需要も僅なく、斯業を專業として衣食する事は殆と望まれなかつたらうし、又外國人も外へ出して洗濯させる事をせず、自宅内で奉公人を指導して洗濯させたものらしいが、漸次外國

人の渡來するものが増加し、居留地の人口が増殖するに從ひ、その需要を見越して外國から洗濯屋が渡來して、外人目當ての西洋洗濯屋が出來たのであらうが、當時外國人はよく日本人の召使を雇入れて仕事をさせたものであるから、この西洋洗濯屋に雇はれた日本人中に、西洋洗濯術の便益多きを見て、よくその術を覺え、退職の後、追々洋服の流行するにつれ、ワイシャツや下着や下ズボンなどを引受けて洗濯したものらしい。他の事業と異なり、洗濯業の如きは勞力を惜まずにやれば今日でさへ器械を要せぬほど簡單な仕事であるから、洋式衣服着用の未だ發達せぬ文久・元治・慶應頃は勿論のこと、明治初期にあつては殆ど無資本で開業の出來る營業であつたから極端に云ふと僅か五日位でその祕訣を知る事が出來るので、外人の洗濯屋に奉公してゐる下働きや小僧、或は外國商館や領事館・武官邸を始め、其他の外國人方に奉公してゐる男女の召使等が常に——殆ど毎日——これ等の家庭で洗濯中に洋式洗濯の大略を知つた事は亦想像に難くない。唯洗濯業は他の飲食店と異なり、これ等が發達は洋式服裝の勃興と衞生思想の發達に俟たねばならぬから、一時に十軒も二十軒もの開業を見ることが難しいので、明治十年頃までには餘り花々しい發達は見られなかつたが近來は殆ど各町に西洋洗濯屋を見るに至つたのは、それだけ近頃は洋式服裝が盛んになつた譯である。

横濱の西洋洗濯屋

横濱の西洋洗濯屋に就いては横濱市史稿に『西洋洗濯は渡來外人の從僕等の仕事であつたところ、其法が日本の傭人に傳はり、各々の屋敷内(外人宅)で當用を辨じて居た。日本人で外國人に雇はれ中、其要領を習得したものが申合せ、元村(中區元町)邊にて開業したものがあつたが、未だ組織的の營業ではなかつた。

渡邊善兵衞

折柄長崎で洗濯を習得したと云ふ熊本の人渡邊善兵衞が、現在の山下町百七十八番地(當時の太田町七丁目)附近に干場を設けて營業したのが、最初だと云はれて居る。元治元年、外國人雇人であつた小島庄助と云ふ

小島庄助

人、石川口(中區元町五丁目)に西洋洗濯業を開いて、業務繁盛中、小島の工場附近で、服澤金次郎が設備を完全にして大々的に營業を始め、英佛駐屯兵の洗濯を一手に引受け、巨利を占めたのであつた。爾來元町

石川・北方等の隨所に同業者が增加し、これが忽ち日本人に利用さるゝまでに到達した。洗濯業は既に明治初年に於て繁昌を招き、屋上高き干場には、文化の衣を吹く風に石鹸の香を漂はして居たのであつた』とある。

按ずるに現今の洗濯屋なるものは何時頃から發達したものか、その起原は一切未詳であるが、その起原はどうもこの西洋洗濯屋と同時に發生したものゝやうに想はれる、といふのは西洋洗濯屋がその開業當時にその仕事の性質上專ら西洋人相手が目的だつたのであるが、在留外人が悉く仕事を出す譯でもないので、開業當初は營業にならぬ所から、外國人以外の日本人を訪問して洗濯業の効能を說き店の仕事が多忙で、自分で洗濯をして居られぬ家庭から、仕事を貰つてゐた事は事實らしい。また各家庭でも從來に見ない、汚れた物を引受けて綺麗に洗濯してくれる洗濯屋といふ新營業が出來たので、一々家庭で洗濯せずとも、それを洗濯屋に賴んで洗つて貰つた方が時間の上からも經濟上からも便益が多いので、汚れ物をまとめて置いて洗濯屋に賴むと云ふやうになつたのではないかと思はれる。また洗濯屋の方でも西洋人の洗濯物と日本人の洗濯物とでは洗濯に特別な手數を要する譯でもないので、兩方から汚れ物を引受けて洗濯する方が經濟上から云つても非常に利益な所から、西洋洗濯屋は期せずして、詰り經濟的關係から一轉して和洋洗濯屋と化したもののやうに想はれる。そして洗濯屋の老人に聞いて見ると、いづれも日本洗濯屋の起原は解らないが、私共では西洋洗濯許りしてゐては營業にならぬから、和洋洗濯、つまり引受ける仕事は和洋の着物ですが、その洗濯法は西洋式の器械で洗濯する旨を答へてゐる。この點から見ても今日の洗濯屋はその起原が西洋洗濯屋から起つた事は說明の限りでないが、日本にも昔から、都會などには洗濯婆といふものがあつて、お屋敷などから仕事を貰つて、それを洗濯して衣食してゐた例は尠なくない。それを今日の洋式洗濯屋と同一視する譯には行かぬ事は勿論だが、昔は解縫・洗張・洗濯は一軒でやつたものらしく、近代の如く器械・藥品に依る洗

濯屋とはその組織が大いに異り、昔は洗濯婆を自宅に呼び、泊りがけて洗濯や洗張りや仕立物をやらせるか家に呼ぶことを好まぬ所では戸外へ出して洗はせたものらしい。随つて今日の洗濯屋と日本在來の洗濯婆式の洗濯屋を同一視する事は出來ないが我が國にも早く江戸時代から洗濯屋を營業として衣食するもの〻あつた事は明かであり、今日の洗濯屋なるものは我が古來の洗濯屋に洋式を加味したものと云ふべきであらう。

（ロ）西　洋　床

安政開港當時の舶來風俗中、もつとも疑問なのは外國人が何處で調髪をしたかと云ふことである、またその調髪に鋏を用ひたか、バリカンを用ひたか、一切不明であるが、横濱在住の老人の談によると明治十五年頃までは外國人も鋏を用ひて調髪したと云ふ。尚ほ横濱社會辭彙、『横濱散髪營業社の元祖』の條に『明治初年の頃、今の山下町百四十八番地卽ち俗稱支那屋敷に散髪店を開きたるは小倉虎吉氏にて、神奈川縣廳に出願して鑑札四十八枚を受け、松本・竹原の兩氏等と共に敏腕を揮つて專ら西洋風の散髪を修めたるが、之れが横濱での日本散髪の元祖である。當時來客の多くは西洋人にて月極め一人前銀十五枚を以て定む。店の飾付は大きさ四五寸の自惚鏡と毛拔等の外碌々の器械もなく、甚だ不潔であつた。夫れ故西洋人の足も自然遠ざかるようになつたが、虎吉氏等も追々技倆も上達して遂に西洋人の氣受けもよく、又我國の人々にも散髪となるもの殖へて來たのである。松本貞吉氏は明治四十年に死亡されたが、是等の人が横濱散髪の元祖であつた』（横濱男女理髪明鑑）とあるが、この横濱男女理髪明鑑は果して如何なる程度に信用していゝものか、一切不明であるから横濱社會辭彙の記事を全部うけられる譯には行かないが、この記事中に『大きさ四五寸の自惚鏡と毛拔等の外碌々の器械もなく甚だ不潔であつた』とある中の碌々の器械とは果して何を指したものか、この器械を直ぐその下の『甚だ不潔であつた』にかけるとフケ取りや刷毛などを指すことは想像に難く

丁髷の滅亡

續々散髪

西洋床

ないが、それとも器械を理髪器の意味に取ると散髪用の鋏や櫛・椅子等を指したことは言を俟たない。いづれにしても明治初年頃外國人が日本人の理髪屋で調髪したことは明かで、その頃外國人の需要から、在來の男髪結で散髪屋に早變り轉業したものがあり、また男髪結で西洋人から洋式理髪法を學んで、理髪屋を開業したものもあつて、相當に繁昌したらしい。横濱社會辭彙、西洋各國風散髪薙鋏所の條に『廣告棒砂糖の有平巻はガラス障子の文明に導く甘味の御目印、菓子屋に紛ふ看板より王政復古の總髪も、當世姿の半髪も開化の風味を嚙分て、舊きを去りて新製の濕し盥に一洗せり。其さきがけはお馴染深き相生町の淺床が、櫻木町に轉宅の春待得たる見世びらき、お招き次第乘氣車走りてつだら手間入不申、專ら勉强仕れば開業の當日より、相變らず御ひいきを希ふ

廣　告　　　　かな垣主人　述る

櫻　木　町　　　　淺　床

御ぞんじ

來る二十八日開業仕候』

（明治六年頃の廣告にて魯文かな垣先生の文なり、廣告の一例として横濱每日新聞より拔萃）とある。西洋各國風散髪薙鋏所の薙鋏所は頗る振るつた名稱である。これで當時鋏で散髪した事は明瞭であるが、問題は理髪用の鋏で、これが亦亦舶來ものか、内地製か、一切不明であるが、散髪用鋏其物の形狀と、いまもこの種の鋏を西洋鋏または洋鋏と呼んでゐる點から推すると、蓋し舶來鋏である事は議論の餘地がない。明かに舶來鋏である。安政の開港當時は勿論のこと文久・元治・慶應日本人で散髪するものはなかつたが、明治二三年頃から横濱人中に往々散髪するものを見るやうになつた。越えて明治四年八月散髪令が發布せられるに及び、當時のいはゆるハイカラ黨は續々散髪するに至つたので、西洋床は相當に繁昌を極めた。けれども當時

ザンギリ節の流行

の人の追憶談をきくと頗る滑稽なことが多い、例へば散髮を專門とするその頃の西洋床の親方（この社會では店主を親方と呼ぶ）は大抵丁髷頭で、それが散髮をするのだから、寧ろ滑稽の方で顏負けがした程だと云ふ。『ザンギリ頭を叩いて見れば文明開化の音がする、丁髷頭を叩いて見れば因循姑息の音がする』といふザンギリ節の流行つたのも散髮令の出た直後で、この流行節に煽られ、鏡に向ふごとに祖先傳來の丁髷頭を叩いて、首を縮めたり額を叩いたりした人がどれ程あつたが判らないが、それも皆な傳統の舊殼を脫する惱みであつたにちがひない。尙ほ明治十二年刊の横濱名譽鑑、散髮所の條に『南仲通三丁目黑市、住吉町三丁目翁床、太田町一丁目奴床』とあるより見ると、當時これ等の散髮所は第一流の理髮所であつたらしい。

洋式娛樂

六　洋式娛樂

競馬

（イ）競　馬

我が國民は古來武を貴んだので、自然馬術が盛んに行はれ、江戸中期には地方の農村にても草競馬と稱し鎭守の祭禮などにはよく之れを開催して、各部落が互にその優劣を爭つたものであるが、今日の競馬は稍々その趣を異にし、金錢を賭けるが如きことはなく、ある特殊な不良團體を除いては絕對に賭博乃至之れに類似したやうな行爲はなく、飽迄競技本位の神聖なものであつた。之れに反しその本職とも云ふべき武家には馬術の競技はあつても、百姓が鎭守の祭禮に開催するが如き、各自の持馬を出場せしめてその走力の優劣を爭ふ競馬はなかつた。武家の馬術は今日の競馬と異なり、飽迄戰爭の際に應用さるべき乘馬術で、つまり乘馬の技術を錬磨するのが本旨であつて、持馬の走力を主眼としたものではなかつた。譬へばよく講談で聞くが寛永中曲垣平九郎が騎馬で愛宕神社の石垣を登りたるが如き、もつと古い處では綸本田村三代記に千熊太

郎(後の三代將軍坂上田村麿)が京の櫻ケ馬場で鬼鹿毛を乘りこなしたとあるが如き、皆之れ團體的に馬の走力を競ふたものではなく、いづれも馬術、則ち乘馬上の技術を競ふのに外ならなかつた。

馬術と競馬の區別

然るに昔も今も競馬は騎士自身の技術も勿論必要であるが、よりもつと馬其物の走力を主眼としてゐるのであるから、競馬と馬術を同一視して我が國にも早くから武家の間に競馬が行はれたなどと主張する人があつたら、それは大なる誤解であつて、馬術と競馬の字義を解せぬものと云はざるを得ない。馬術は馬に乘る技術を習練することで、競馬は馬の優劣を競ふ競技である。この意味に於て、鎭守の祭禮で行はれる農夫の草競馬はその名稱の如く純粹の競馬であるが、武士が既設の馬場で乘馬術を錬磨するのは競馬ではないのである。草競馬も洋式競馬も大同小異で、その趣旨は全く同じである。

洋式競馬の始め

我が國に於ける洋風競馬は何處から入つたかといふと、矢張り横濱が濫觴である。横濱市史稿、娯樂編に『組織的の形體を爲した洋式競馬に移つた嚆矢の地は、横濱であつた。而して**馬駈け**の名は、横濱人には懷しい年中行事の一つで、根岸の馬場で異國人がする競馬の妙技を見んものと、地方から春秋二季に押し寄せて來る人々は、蓋し少ないものではなかつた。從つて當日の市中は、往還の人々に依つて其賑やかさを增し、飲食商や他商人が書入れ時の一つにも數へて居た。而來國際關係と馬匹改良との趣旨から、明治天皇は數次行幸を遊はされた榮譽の歷史を持つ競馬場であつた。

競馬場の創始

文久元年中、洲干辨天社裏西海岸(現今中區相生町五・六丁目附近)を埋立て、馬場及び馬見所を新設し、幕府の役人達が此所で馬術を練習し、折々競馬を開催した。外國人も亦此馬場を利用して馬術を練習し、競馬を行つて居たが、忽ち移住民家の爲めに地域が狹くなつたので、居留地方面に馬場を設置する要望が起り、折から英國人が本國に於ける國家的遊戲として奬勵しつゝある競馬場設立を計畫する議も生じて居たので、之が機運は促されて居たのであつた。此施設と前後して、大岡川の後方横濱新田の堤塘に沿ひ、沼地を埋立て幅六間の道路敷を築造した(現今の中區山下町西ノ橋通り支那町附近に當る)。卽ち此所を非公式の馬場とし

て居たが、文久二年の夏頃、周圍數町に亘る楕圓形の馬場を設け、同十月、番組を定めて各國人聯合の競馬會を開催した。これが橫濱に於ける洋式競馬の元祖であつて、後年の日本競馬俱樂部設立の前提を爲し、我國に於ける競馬の創始であつた。

新競馬場設置の協議

斯くて大岡川の後方に既設した競馬場の施設を具體化する爲め、英國特派全權公使オールコツク、米國辨理公使プライン、佛國全權公使ロセス、和蘭總領事兼公使ポルスブルク等が神奈川奉行柴田日向守・白石下總守と合議の上、元治元年十一月二十一日、橫濱居留地覺書に調印し、其第一條に「周圍日本里程十八町（英法一里）にして、既に方位は示し置たる堀割の向なる地所を各國人の調練場、且當地居留の外國人競馬の爲、永々免ずべし。右地所は當今沼地なるが故、日本政府の失費にて埋らるべし。且此土地は雙方の調練場なるが故、此地租は拂ふ事なしと雖、競馬の爲に設くる外面及び周圍の地租は、追て取極め拂ふべし」と規定した。然るに此覺書は實施せんとするに當つて疑問を生じ、終に改正の已むを得ざるに至つた。是に於て外國公使等は幕府の內諾を得て、慶應元年秋に至り、幕府の出資金にて、根岸丘上に於て海灣を見下す原野を競馬場に充つべく、工事を起し、翌年六月頃には略々落成を告げた。そこで元治約書改正の爲め、勘定奉行小栗上野介・外國奉行柴田日向守・神奈川奉行水野若狹守と外國公使と合議の上、慶應二年十一月二十三日、約書に調印をした。即ち元治約書第一條に取決めた所を廢止し、更に之に代ふるに、前述の「根岸の灣を見下す原野に於て、今既に落成せし競馬場を用ひ、云々」と改定し、茲に日本最初の洋式競馬場が施設されたのである』とある。

橫濱競馬俱樂部

これが即ち橫濱競馬俱樂部で、當時同競馬場は外側の周圍、九百七十二間餘、幅十六間あり、外に三十五間四方の馬見所（今日の觀覽席）があつたといふから、相當に大規模のものであつたらう。同俱樂部は慶應三年春季から競馬を擧行したが、借地料は一箇年百坪につき十弗で、總計千五百弗だつたといふから總坪數は壹萬五千坪あつたであらう。而して外國人用として領事團に委託貸付をやつたのだが、俱樂部員が少ないので、後經營難に陷り、屢々借地料の輕減を請願した結果、維新

後政府は明治三年から同七年まで五ヶ間、特に千二百弗に引下げ、同八年から約定の千五百弗を復活して徴收したが、不況のため滯納者が續出して到底維持し難いので、時の神奈川縣令野村靖は英國領事に交渉した結果、英國領事は之れを各國公使と協議し、遂に該競馬場を日本政府に返還したので、外務省は慶應二年の約書中から、同競馬場に關する條項を削除し、明治十三年四月十一日完全に我が國に回收したのである。

日本競馬會社

これより先き、明治九年ごろ、横濱競馬倶樂部に對抗して外國人有志は日本競馬會社の名義で、同會社幹事ケスウィツキは政府から同競馬場を借受けて春秋の二季に競馬を開催してゐたが、明治十三年四月同競馬場が政府に回收せらるゝや、更めて該競馬場の借用願書を提出して借入れ、借地料七百五十圓を年々上納して使用してゐたが、これ亦同十六年に至り廢棄されてしまつた。

日本競馬倶樂部

然るに明治十七年五月に至り、日本競馬倶樂部の組織が成立し、西郷從道・センテキユー及びカークード等がその保管者として選定せられ、同年十二月、縣令沖守固と保管者との間に該競馬場貸借の契約を締結し、こゝに始めて我が國人もその會員として加入權を獲得し、競馬の開催毎に日本選手の勇姿を見るに至つたのである。東京下谷の不忍池畔に共同競馬會社を設立し、春秋の二季競馬を開催して滿都の人氣を沸騰させたのも、この頃の事である。

月岡芳年の描いた三枚續きの錦繪に明治四年に九段の招魂社境内で行はれた内外人競馬の圖といふのがあるのを以て見ると、競馬は當時既に東京でも行はれたらしく、同錦繪に描かれた競馬と騎士の風俗は今日のそれと變り相違はなく、セーターを着て、長い靴下をはき、運動帽をかぶつた勇しい姿は、寧ろ全く今日の競馬風俗その儘である。

（ロ）西洋花火

西洋花火

花火は元來鐵砲の渡來と共に、南蠻紅毛人から傳へられたものである事は想像に難くないが、既に江戸時

兩國の花火

代にも盛んに行はれ、就中兩國の川開きに行はれる餘興の大花火は古來錦繪にも描かれ、年中行事の随一として鍵屋・玉屋の名と共に現代までその華やかさを謳はれてゐるが、江戸時代の花火は既に純日本化され、その趣向・仕組の如きも凡て全く日本的な創案になるものであつて、その花火に南蠻的な仕組も紅毛的な趣向もなかつたのである。所謂閃光闇にきらめく西洋花火の移入は明治元年東京日本橋本町三丁目の瑞穗屋卯三郎が横濱商館を介して英國から輸入し、その翌二年に開店したのが、恐らく西洋花火の濫觴であらう。

瑞穗屋卯三郎西洋花火の輸入

横濱の西洋花火打揚の始め

　横濱の西洋花火に就いては横濱市史稿に『横濱で始めて西洋花火を打揚げたのは、明治三年、當時の吉田橋脇から野毛浦大岡川筋沿ひの入舟町（現今中區港町五、六丁目）を埋め立て、地固め祝ひの爲め、同年六月十一日夜、鍵屋製造の花火を舟から打揚げたのを初とし云々』とある。之れに依つて見ると當時鍵屋は既に西洋花火を製造してゐたと見える。最も明治元年日本橋本町の瑞穗卯三郎が西洋花火を輸入してゐるから、鍵屋は瑞穗屋から西洋花火を買つて研究の上いはゆる鍵屋流の西洋花火を工夫して製造したのかも知れぬ。その邊の消息は一切不明であるが、兎に角明治三年六月の埋立て地固め祝ひの夜の花火は從來のものと異なりいはゆる西洋花火だつたことは横濱市史稿の記事で明かであるが、次いで明治五年九月十二日、東京横濱間の鐵道開業式當時横濱で盛んに花火を打揚げて祝意を表したことが横濱沿革誌に記載されてゐる。即ち『御式ノ前後陸海軍ノ奏樂辨天橋及鐵道柵外ニ烟火ヲ打揚ゲ、停車場前ニ本町ノ山車ヲ練込ミ、未曾有ノ賑ヒニシテ、夜ハ同場内庭園ニ數千個ノ球燈ヲ掲ゲ、煙火ヲ打上ゲ、其群集夜半ニ至リテ猶夥敷、千歳未聞ノ盛典ナリキ。其翌日モ猶ホ場内外ノ裝飾ヲ存在シ、縱覽ヲ許サレタレバ、當日ノ如ク群集セリ』とあり、單に煙火とありて和洋のいづれかを明記してゐないが、打揚げ場所が横濱だけに西洋花火であつた事は想像に難くない。次いで明治七年十一月、先きに大久保利通が辨理大臣として清國に渡航し臺灣事件に付五十萬兩の償金を得て歸朝したので、横濱著港に際し町會所に招待して祝宴を開いたが、當日内田町海岸で西洋花火を打

花提灯

揚げて歡迎の意を表した。これより種々の開業式、祝賀會、運動會、歡迎會等で花火を打揚げて祝意または合圖の意を表することが流行した。併し明治十年の初め頃までは純粹の西洋花火ではなく、和洋折衷か若しくは日本花火を西洋式の仕組みで打揚げたものらしい。

日本で西洋花火を製造す

然るに明治十年十一月、始めて純粹な西洋花火を製造するに至つた。それは横濱沿革誌、明治十年の條に『同月(十一月)三日天長節ノ祝日ニ際シ、太田町四丁目(舊豊橋邉)平山甚太横濱公園内ニ於テ大烟火ヲ施行ス。當日午後内外ノ觀客園ノ内外ニ群集ス、同三時頃ヨリ夜半ニ至ル迄大小三百餘ノ打揚グ。晝ノ烟火中著シキハ双龍上下シテ玉ヲ爭フガ如キ錦鱗ノ遊泳、白鷺ノ群飛、大國旗、達摩等ニシテ、其奇巧妙術、觀者感賞セザルハナシ。夜ハ其數更ニ多ク、紅雨・聯星、青珠又赤珠ノ吐クガ如キ、其光彩絶妙枚擧ニ遑アラズ。内外ノ觀客喝采ノ聲湧クガ如ク、爲メニ山壑モ拆クル計ナリ。

平山煙火製造場の設置

爾來平山烟火ノ名聲四方ニ傳播シ、陸續注文アリ。因テ内田町ニ烟火製場ヲ建築シ(後ニ吉田新田ヘ移ス)盛ニ之ヲ製造シ、海外ニ販路ヲ開クニ至レリ』とあり、また横濱市史稿に『これが横濱人として西洋花火製造の技巧の妙と名聲とを博した初とも云ふべきもので、此平山は父祖の代から三河花火の製造者であつて、其研究を横濱で大成したのであつた。爾後彼れの妙技に感嘆した外國人は、平山家を訪ひ、多くの註文を申込むに至つたので、内田町に製造所を建てゝ、筑前の人岩田茂穗と共同にて、其需要に應じ、平山花火の名聲は内外に知らるゝに至り、明治十二年九月三日、グランド將軍「グラント(Grant)將軍の誤りであらう」の來朝に際し、内田町埋立地で歡迎花火を打揚げ、益々名聲を高め、以後毎年、山下町二十番館前面海上で擧行する横濱名物の随一、米國獨立祭(七月四日の夜)花火の定例製造人として始終して居た。其後、平山花火製造所は内田町製造所を閉ざし、横濱橋(中區曙町三丁目)に移り、次いで明治二十八年頃、蒔田(中區榎町)に移り、大正二年、更に中區永田町に移るに至つたが、

服部保和

平山歿後は服部保和經營の下に平山花火の名を存し、今尚繼承されてゐる』とあり、以て平山花火の由來を窺ふに足るであらう。

これ等の西洋花火も今は全く日本化されて、その起原の如何に拘らず、之れを西洋花火などと呼ぶもの絕えてなく、鎮守祭・開業式・運動會・記念祭・歡迎會・祝賀會等には、煙火は必ずつきもので、その種類の如きも數十數百に達し、就中仕掛花火と稱するものに至つてはその變化・その規模・結構の複雜なること、實に驚嘆すべきものがある。

おもちゃ花火

その他花火には子供專用の玩具花火があるが、これも初めは海外から輸入せられたものらしく、これ亦近頃は非常に發達して、中にはその變化の實に素晴らしいものがある。

（ハ）クラブの始め

クラブの始め

横濱市史稿に『明治六年頃、神奈川縣權令大江卓・參事山東直砥を始め、高島嘉右衞門、三井組の社員等積金を爲して勝讀社と云ふものを設立し、休日に參集し、談話會や演說會の如きものを催して居た。これが横濱で邦人間のクラブと名付くる組織の始めできつた。明治十年四月二十六日發行のかなよみ新聞に「今度港內の大商人がクラブ（原註に、諸人が寄合ひして相談をなしたり、書籍を讀んだり、酒食をしたりして遊ぶ所）を住吉町邊に建て、商業の手筈、外國との交易を盛にすると云ふ」と記載してある。此頃からクラブの組織が擡頭し、天晴れ文明開化の新知識振りを發揮して、各種各樣の目的の下に設立されたものであつた。既に外國人間にはクラブの組織は出來て居たのであつたが、爾來何々俱樂部、何々集會所、さては政社などが生れて、俱樂部の組織は隆盛を來したものである』とあるが、その名稱はクラブ、卽ち和名の俱樂部でなくも、我が國にもこの種の集會所は江戶時代にも澤山あつた、例へば武士また商人等が今日の會員組織の如き仕組みで、よく氣心の合つた同志が數人または數十人、月に一回とか二回とか或る一定の所に會合して武術の鍊磨をやつたり、將棋をさしたり、四方山の談話をしたり、腕押をして力の優劣を競うたりしたもので

ある。これが富豪連や遊人仲間になると酒を飲んだり、博奕をやつたり、藝妓を呼んでドンチヤン騷ぎをやつたりしたものであるが、當時は一定の場所に會合するといつても、場所を會員同士が出資し合つて設立するといふのではなく、或る一定期間だけ特定の場所に會合するに過ぎなかつた。この點は今日の倶樂部とその趣を異にしてゐるが、今日の倶樂部と雖もそれに期限が條件となつてゐないのであるから、矢張り從來のものも之れを倶樂部と稱しても差支ないと想はれる。併しこのクラブと云ふ名稱は明治になつて初めて生れたもので、明治以前にはなかつたのである。随つて倶樂部の起原はどうしても明治とする方が正しいし、亦その名稱から云つて明治とするのが當然であらう。

倶樂部の發達

近頃は倶樂部も非常に發達して、娯樂の外、業務に之れを利用するものが多い。譬へば銀行家同士が被害を豫防し、取引先きの信用程度を調査し、各銀行間の取引を圓滑ならしむる爲めに銀行家倶樂部を設立し、同士の趣旨で保險業者が集つて保險倶樂部を組織せるが如きは、何れも此類に屬する。實業家の憑した態度は倶樂部を漸次實用化し、倶樂部本來の使命たる娯樂場を化して漸次營業又は生活保障の機關に利用するに至つたことは注目に値する。例へば生活保障の機關に利用されてゐるものには官公吏・勞働者・商人・浪花節語・講釋師・文士・學者・醫者・大工・人力車夫・自動車・オートバイ・電車の運轉手・車掌等々が互に倶樂部を結成して、社會的地位改善の謀議所となしてゐるのである

（二）寫眞師

寫眞師

現代人は寫眞師を西洋職業だなど〻云つたら、笑ふであらうが、安政から明治初期にかけては寫眞師もハイカラな西洋職業の一つであつたのである。我が國に寫眞の渡來した時期に就ては本書經濟篇・印刷工業に詳說してあるが、安政の開港當時外國人の間に寫眞の行はれてゐた事は明かで、横濱開港見聞誌にも寫眞

人横濱の波戸場より神奈川邊を寫眞鏡をもつて是に景色を取り、其品は畫圖にあるを見て知るべし。此箱大小ありて、小成は景色微細なり、大の方は廣くうつる。此箱のビイトロにうつるの景を分明にせんと、大布呂敷の如き布を頭上より冠りて其内に箱をまどひ入れて見るに、箱の口より日光さし入り、景色のビイトロあかるくなりて山水草木人物みな其色を變ぜず、人物又は帆かけ船なんどは見るが内に走りさり、鳥も飛び來りて木の枝にとまれども、又飛行て實に生ける繪といふべし。いろ〳〵に寫しとりて居る内に、自分養置犬三匹ほど來りて、主人なるを知りて、一匹は箱の向に廻り、布のうちにむぐり込み、眼鏡の口よりのぞき一匹は主人の中腰に立ちたるまたの間に入りてさはぎければ、異人大きに立腹して布を取らんとするとき、殘りたる一匹箱の臺足を咬へて引けるゆへ、寫眞の箱くわら〳〵と倒れけるに、いよ〳〵腹立、杖を取りて追ひまはし行けるに、一笑の興ありて、是を見たる異人も赤毛の內に白き歯をあらはせて、大に笑ひたり』とあり、また横濱奇談には『又寫眞鏡と云ふ一種の奇物あり、之は人は勿論地理遠景などまで其鏡に移せば其者の形、色合まで少しも違はず、微細にギヤマン鏡に留まりて更に消る事なき奇妙の工夫なり。されば人を移すときはその容體もの云はぬばかりなり、我國の人も存生の內に繪師に命じて我畫像を寫し、懸物などにして子孫に傳へなどする輩もあれば、それ等には此寫眞を用ひなば、いさゝかも違ひなくして可なるべし。價はギヤマンの大小によりて二分位なるも、一兩二分なるもあり。此事今にては當地辨天通り五丁目に居住する櫻田蓮杖(下岡)といふもの其傳を覺え業いにいたしぬるか、異人の仕事と少しも違はず、價は却て異人の方よりはよほど下直に出來るなれば、若し右の畫像などの望みある人々は彼ものへ命ぜらるれば便利ならん乎』とある。寫眞術とその傳來は古くとも、兎に角我が國人で寫眞館を開業したのは櫻田久之助の下岡蓮杖を以て嚆矢とする。

下岡蓮杖が寫眞館を開業した期に就いては横濱沿革誌、明治元年の條に『同月(九月)辨天通貳丁目横町ニ

於テ下岡久之助（後チ蓮杖ト改名、當時久之助寫眞術ヲ得ント欲シ、外國人小使ニ随身シ、辛苦多年耐忍シテ遂ニ其術ヲ極ムト云）寫眞營業ヲ開ク、本邦ニ於テ撮影營業ハ之レヲ嚆矢トス』とあり、文久三年刊本横濱奇談の記事には疑問があるが、蓮杖が正式に營業店を出したのは明治元年九月で、その以前から需要に應じて寫眞の撮影をやつてゐたものと解する方が正しいであらう。横濱市史稿の記事によると蓮杖が初めて寫眞の撮影を開業したのは野毛通りで、當時は日本人中寫眞を理解するものが少なく、寫眞は吉利支丹バテレンの魔法で、之れを寫すと壽命が縮る、壽命が縮らずとも影が薄くなるなどゝ妄信され、撮影に來るものは殆どなかつたといふ。それで仕方なしに本業の寫眞がはやらぬところから、内職に油繪式の日本畫を描いて賣つたと云はれる。所が偶々文久二年八月生麥事件の後、諸藩の士は決死の覺悟で父母に送る記念寫眞の撮影を乞ふものが續出した爲め、蓮杖の店は遽に繁昌を極め、大分儲けたので馬車道太田町角駒形橋の東詰に店舗を新築し、富士山を型取つた大看板、相影樓と全樂堂の字額を左右に配して地階の屋上に揭げ、（久）の暖簾印に不二屋と號し、地階を地本・錦繪・繪具・小間物店とし、二階を撮影場として開業したのである。次いで辨天通二丁目横通に組織的の撮影場を設けたが、明治三年十二月十一日仲通二丁目の湯屋から出火した際まる燒けになつた、けれども當時の蓮杖は金も澤山出來てゐたので。直ちに新館を建築した。蓮杖は横濱で寫眞に成功したが、明治二年には京濱間に乘合馬車を開業し、同五年には牛乳搾取販賣の先驅をなし、また石版術を學んで、大いに我が國の印刷界に便益を與へた。蓮杖の門からは石版に横山松三郎が出で、寫眞の方では白井秀三郎・梅田安太郎・初代鈴木眞一・江崎禮二・四身清七・櫻井初太郎・平田玄章・西山禮助等が輩出した。これより我が國の各地に寫眞撮影業を營むものが續出した。

明治初期の風俗に關する諸令

第二節　明治初期の風俗に關する諸令

維新後政府は盛んに歐米の文物制度を輸入して諸般の改革を斷行すると共に、風俗上の改革にも深甚の注意を拂ひ、明治元年から同十年までに種々の劃期的な改革を敢行したが、茲にその主なる諸令を摘出して、參考に供しよう。

明治元年度

一　明治元年度

一月十八日　町役人等が諸人に献金を强ひることを禁じた。次いで同五年に至り太政官第十七號で献金を禁じた。

二月九日　言路壅閉の弊習を去り、同時に諸道宿驛無鑑・無賃錢の人馬驛遞を禁じた。

二月十日　金穀献納を名とし、妄に民間に收斂する者を嚴督した。

二月二十四日　目安箱を京都市中に設けて、廣く民意を聽いた。

三月十五日　諸國舊來の高札を撤去し、定三札・覺二札を掲止した。定札とは永年掲示的のもので、覺札とは時々の御布令に付、追て取除きの御沙汰のある性質の掲示を指して云ふ。

閏四月　切支丹邪宗門禁止の制札から邪の字一字を削り、切支丹宗門と書く事になつた。次いで阿片の喫烟を禁止した。

關所の廢止

五月十七日　諸國（列藩に於て）の街道筋に於て私に關門或は番所等を設置する事を禁止した。從來各藩に於て街道筋の要所に關所または番所を設けて通行人を検査するので、その弊害は甚だしく、旅人の不便が多

かつたので、政府は禁令を出して一律に諸國の街道筋に於ける關門・番所を撤去せしめたのである。またこの月、江戸城の諸門を開放して、諸人の通行に放任する事となした。

六月　御用の外猟りに市中の乗馬驅切を差止められ、砲聲類似の烟火戯を禁止した。この月、始めて兵糧パンを製造した。この兵粮パンの製造に關しては明治事物起原に「風月堂乾蒸餅（ビスケット）製造の要趣といふ摺物に（明治元年六月）薩藩兵糧方より兵糧麵麭の製造を命ぜられし時に、弊堂は黒胡麻入の麵麭を携帶に便する様に製し、五千人分を納めたりき。然るに此薩藩の兵は常州平澤に上陸の時を初めとし、平三春二本松の戰爭より遂に若松城の北後に出で全勝を制するに至るまで、兵糧を炊ぐの暇なき時に當り、此麵麭に依て糧食を辨じ、大に其便利を實驗せられたり、其後弊堂は率先して西洋菓子を製造し、兼ては又ビスケットを製造して世上の需めに應じたるに、内國勸業博覽會に於て乾蒸餅の名を附せられ云々」とあり、いよ〳〵軍需的發達の食品なること明かなり」とあれば、恐らくこの記事を以て兵糧パン製造の起原となしたのであらうが、該記事は内國勸業博覽會云々の文字から察すると、恐らく明治十年八月東京下谷上野公園内で開催された第一回内國勸業博覽會の際、出品に對し賞牌を授與されたのでそれを看板に自家の宣傳に努めた時の摺物であるらしいが、この風月堂は自家の創案で兵糧パンの燒製を始めたのではなかるべく、時の軍部からその燒法を指示されて製造したか、それとも長崎から傳はつた製法で燒製したか、横濱在留の外國人からその製法を修得して製造したか、その起原に就いては種々の疑問がある。長崎では外國交通以來パンを製造してゐた幾多の實證がある。横濱には安政の開港以來パンは外國人の常食であつたし、又當時異人屋敷に勤めてゐる日本人等（多くは洋妾・番頭・通詞・馬丁・コック・下女・從僕の間には既にパンの常食もその製造法も知られてゐたことは明かである。就中コックなどは常にパンを燒いてゐたのであるから、文獻に現はれなくとも横濱には早く明治以前に行はれてゐた。殊に長崎に於ては安政の開港

以前既に蘭語パン（Pao）または西班牙語パン（Pan）及び蘭語ブロード（Brood）などを食料品の一に數へてゐた位だから、當時外國人は勿論のこと、長崎人の間にもその製法が行はれてゐたものと思はざるを得ない。加之幕末には福屋藤七が西洋料理を開業したとあるから、幕末の意味は明確でないが、安政の開港頃と見て差支えないであらう。西洋料理にパンは附物であつて見れば、この頃既に日本人間にパンの製造が行はれた事は想像に難くない。恁う考へて來ると、どうも風月堂の兵粮パンは軍部の指示か、何人かゞ指南して製造せしめたものではないかと思はれてならぬ。但し風月堂の主人が外國人からパンの製法を傳授されて製造したとか、パン製造技手を雇うて製造したとか、文献によつてその製法を知つたとかといふのならば、問題は別である。記して識者の參考に供する。

出版法を定む

六月二十日　この月から出版書籍は都て草稿を進致し、檢査を受ける事になつた。從來も取締りはあつたがこれから出版物に對する取締りが嚴重になつた。同令は二年一月二十七日圖書開校規定で廢止された。

七月二十七日　江戸は東京と改稱された。

天長節を定む

八月　天長節を定められた。また東京醫學所内に種痘館が設立された。この種痘館は安政四年西洋醫學派の伊東玄朴・竹内玄洞・戸塚靜海等が漢法醫に反抗の意味で一社を結び、神田お玉ケ池に設置したもので、當時種痘研究に名を籍りて西洋醫學の學理及びその實地に就いて研究論議した所であるが、萬延元年に至り幕府は種痘館を官立とし、種痘所と改稱した。次いで翌年更に之れを西洋醫學所と改め、大槻俊齋を所長に任じ、俊齋の歿後は緒方洪庵が所長となつた。これが卽ち現在の東京帝國大學醫學部の濫觴である。

九月　明治と改元し、一世一元の制を定められた。僧侶の妄りに復飾することを禁じた。この月、獨樂廻しの松井源水が十月迄の約束で、倅國太郎、同松井兼次郎娘つね等を同伴して渡米した。

築地の外國人居留地　新島原遊廓

十一月　東京に築地居留地を設置し、新島原遊廓を拓いた。この遊廓は明治四年廢止になつた、當時何故

築地にわざ〳〵新島原遊廓を新設したかは分らぬが、實に馬鹿げた事をやつたものである。
またこの月佩刀無鑑札にて、外國人居留地に入ることを嚴禁した。該令は單に築地の外國人居留地のみならず、開港場にも適用された。

堕胎を禁じた

十二月　宮堂上諸侯等の稱氏佩刀を管外人民に許可することを禁じ、歳末年首の休暇を十二月廿六日から正月三日までと定められた。
またこの月墮胎を禁じられた。

明治二年度

二　明治二年度

一月　この月諸道の關門を廢し、舊幕府に於て從來許可してゐた農商の苗字帶刀諸役免除等を廢止した。つまり一部の特權を廢したのである。

賣淫を禁す

二月　賣淫を禁じた。

賭博を禁ず

三月　賭博を禁じた。また無位の諸侯が參朝する節は、直垂を着用する事に定められた。

馬車渡世を許す

四月　馬車渡世を許され、また猥りに發砲することを禁じた。從來横濱の外國人は居留地と東京の築地居留地との間に、馬車を往復せしめて連絡を取つてゐたが、この月に至り寫眞師の下岡久之助(蓮杖)等が東京横濱間の乘合馬車營業を始めたので、京濱間の交通は頗る便利になつた。

五月　醫師・畫工諸職人の位階及び國名受領等を廢止した。爾後醫師・畫工の法印・法眼・法橋など云ふ位階がなくなり、伊勢守・飛彈守など云ふ名稱は見られなくなつた。

華士族の制を定む

六月　九段坂上に招魂社を建設した、後世の靖國神社である。またこの月華士族の族稱を定められたので、諸國の大小名は華族に列せられ、その家來は士族に列せられた。

大學の設立

この月また昌平學校を大學と改稱し、文教を統督せしめた。つまり當時の大學は今日の文部省の如きことを掌つてゐたのである。

八朔太刀の献上を停止す

七月　八朔太刀の献上を停止した。

註―八朔刀の献上は武家年中行事の一で、八朔は陰曆八月朔日の稱で、別にたのみのいはひとも云ふ。たのみのいはひは田實祝で、日本百科大辭典に『田實とは稻の實をいふ。秋の米穀の成熟を祝して八月朔日新穀を贈答する儀を田實祝といふ。支那にても八月朔日臘をなす事月令廣義・潛確類書等の諸書に見えてこれを臘臘といへり。臘とは祈二穀食新一曰レ臘とありて、米穀の成熟を祈る祭事の名なれば、其意東西相同じかるべし。鎌倉時代以後「たのみ」・「たのむ」其語相通ずるを以て「賴み恃む」の意に取りて、此日家人より物を進献し、君主より家人に物を賜はりて君臣の和合を祝せり。これを賴の祝・憑の節・恃怙の節・賴の朔日又は單に八朔の祝儀など稱して、遂に恒例の武家年中行事とはなりぬ。（中略）足利時代に至りても引續きて其儀を行ひし事、梅松論に尊氏が心廣大にして物惜の氣なき事を記して「八月朔日などに諸人の進物ども數もしらず有りしかど、皆人に下し給ひし程に、夕に何ありとも覺えずぞ承りし云々」と云へるによりて了知すべし。其後將軍義滿に至りて七月朔日・八月朔日・同二日すべて三箇日の間進献すべきよしを定め、禁裡よりも將軍家に賜はり、將軍よりは禁裡へ奉り、又公卿・諸大名以下幕府に出仕し賀詞を陳べて進献し、將軍より一々返物を賜ふを例となしたり。これより其儀漸く嚴重になりて所役も繁多となりければ、政所執事伊勢氏は代々御憑總奉行（八朔奉行ともいふ）となりて贈遺献納の事を掌り、又伊勢氏の一族は御憑右筆（御憑奉行ともいふ）及御憑使を奉仕せり。右筆は將軍家より諸家へ返物を賜ふべき御内書を調べ、使は遺物の使者を勤むる者をいふ。但し禁裡へ奉るべき料は總奉行特に承りてこれを調へたりと云ふ。其他唐物奉行と稱して、諸家へ賜ふべき料の唐物を鑑定してそれぞれの品を定むるものありき。德

川時代に入りては、天正十八年徳川家康入部の時がまた〳〵此日に當りしを以て、八朔の祝儀と稱し正旦に次ぎて嚴重たる式日と定めたり。白石手簡に「祖宗以來は年始・八朔大方つり合候大儀に候、年始の事は萬國一統の事中に不及候、八朔の儀頼みの節供の故とは不ㇾ承候、これは世に申傳候關東御入國と申事天正十八年八月朔日にて候、これによりて當家の吉例の第一になり來候歟」と見えたれど、此說信じ難きに似たり。八朔の年始に對せしほどの儀式たりし事先蹤なきにあらざれば、家康が舊例に倣ひたる事疑ふべきところなし。此日幕府より禁裡へ馬・太刀を進獻す。これを御馬獻上といひ、馬は關東の牧場より駿馬を選びてこれに充つ。御馬進獻の使は二條大番頭これを奉仕するを例とし、正德三年までは長袴にて參內せしが、同四年衣冠に改め、諸大夫の間より昇殿す。馬は絹ばかりを着せて紫の手綱を附け、所司代の與力と給人と素袍にて御玄關へ牽く。兩傳奏御車寄に着座し、左右馬寮の官人束帶にて下司を從へ、請取りて平唐門より入り、清涼殿の南庭へ牽きて天覽に供し、御簾の內より女房の簾を動かすを見て退出す。乃ち將軍へ御返しとして打枝・大高檀紙一箱・銚子提一箱を賜ふ。此日幕府にては三家・三卿・以下諸大名・諸役人等白帷子長上下を着用し、出仕して賀詞を陳べ、三千石以上諸大名に至るまで太刀・馬代を進獻すること元旦の儀の如し。これを太刀獻上といふ。又大奧にても御臺所は女中どもの祝賀を受け、三家・三卿・御家門より進獻の事ありて夜は狂言鳴物を催し、お次、お三の間の女中これを勤めたり。江戶の市民も亦德川氏入城の日なるを以て特に此日を祝し、良賤各々白帷子を着用して互に慶賀を修し、町人の間に贈答の儀を行へり。又吉原の遊女は此日一般に白小袖を着けて仲之町に出で、これを見る者堵の如くなりき。

とある。

九月　東京中非人を貧を舊里に送還し、再出を禁じた。

十月　百姓町人に至るまで西洋形船を所有することを許した。

十一月　平民の乘馬を禁じた。

十二月　東京橫濱間に電信線を架設し、電氣應用の通信を開始した。またこの月官服は四時共之を用ひしめた。

平民の乘馬を禁じた

三　明治三年度

明治三年度

一月　親王及勅奏判任官華族等の提燈塗笠規則を定められた。またこの月東京大阪間に飛脚蒸汽船の航海を創め、交通上の劃期的變革を起した。

二月　舊堂上華族の涅齒黜眉を禁じた、またこの月驛遞寮(いまの郵便局)から所々辻々に郵便箱を設けた。

三月　提燈朱印を禁じ、朱紋を差許した。陣服にズボン、マントを着用せしめた。この月人力車の營業を許可し、試し斬りを嚴禁した。

四月　有卦無卦祝儀を廢した。

五月　陸軍國旗及び諸旗の徽章を定めた。

六月　東京の諸邸內で花火を揚げることを禁じた。

七月　八朔献上物を廢した。

九月　平民に苗字を稱することを許した。

十月　海軍諸旗の徽章を定めた、また外國人に東京府下を遊覽することを許可した。

この月造幣寮守衛兵隊に斷髮することを許したのは、我が風俗上注目に値する處置であらう。

十二月　庶人の雙刀(二本差し)を佩びることを禁じた。

舊堂上華族の涅齒黜眉を禁ず

陣服にズボンマントを着用せしむ

人力車の渡世を許す

八朔献上物を廢す

平民に苗字を稱せしむ

造幣寮の守衛兵隊に斷髮を許す

庶人の二本差を禁ず

四　明治四年度

ポリスを置く

散髮・略服・脱刀の自由を令し、平民に襠高袴・割羽織の着用を許した

午砲の始め

宗門人別帳を廢し、六部・普化宗を禁じた

賤民の裸體を禁ず

華士族卒に農工商を營むことを許可す

一月　諸御門通行の際、覆面したり、頭巾をかぶつた儘で通行することを禁止した。

二月　淺草の火事に消防夫が初めて機械ポンプを用ひた、樣式は横杆式で、いまは地方の農村などで使用してゐるが、頗る舊式なものである。

三月　三都(東京・京都・大阪)間に郵便を開始した。

四月　宮城に電信線を架設した、またこの月地方官に娼妓の梅毒豫防法を設けしめた。平民に乘馬を許した。

五月　新貨幣を發行した。

六月　皇族の外菊花章を用ふることを禁じた。

七月　華族の八朔太刀獻上を停止し、築地の新島原遊廓を廢止した。

八月　ポリス(邏卒、いまの警察官)三千人を置いた、またこの月穢多非人の稱を廢し、散髮・略服・脱刀勝手たるべきことを令し、平民に襠高袴・割羽織の着用を許し、官廳に椅子を用ひた。

九月　侍從に勅し平常洋服使用を諭し給うた、またこの月はじめて舊本丸で午砲(どん)を放つた。

十月　宗門人別帳を廢止し、六部(一種の巡禮乞食の類)を禁じ、普化宗を廢した。またこの月陸運會社を設立せしめて、運輸の便を計つた。瀬戸重助種々苦心の結果綿フランネルを發明し、服裝界に非常な便宜を與へたのも此月である。

十一月　賤民の裸體を禁じた、從來は雲助・人足等は大抵裸體であつたが、この月から裸體を禁じたので、これ等の勞働社會に一大衝動を與へた。

十二月　海軍文官の服制を定め、また華士族卒に農工商の業を營むことを許した。士族の商法はこの時から

始まつた。

五　明治五年度

明治五年度

官吏の制服を廢して平常通りとす

僧位僧官を廢し、兒童を支那人に賣買することを禁じた

身體に黥することを禁ず

開港場所在地の縣廳に國旗を掲げしめた

僧徒に肉食妻帶を許した

通稱名乘の兩用を禁じた

自葬を禁じ葬儀は爾後神官僧侶に依賴すべきことを公布した

私に姓名の改稱を禁ず

各地の風習舊慣を解除した

京濱間の鐵道兩京間の電信共に開通す

一月　元始祭を行はせらる、天皇肉饌を御す。官吏の制服を廢して平常通りとせらる。

二月　新紙幣を發行す。僧位僧官を廢し、兒童(男女)を支那人に賣買することを禁じた。

三月　身體に黥(いれずみ)することを禁じた。舊幕時代には身體の一部に黥して前科の目標となしたものである。日本橋車道人道を區別し、銀座通りの道路開造を始めた。

四月　開港場所在地の縣廳に國旗を掲揚すべきことを公布し、僧徒の肉食妻帶を許し、また故なくして婦女の散髮することを禁じた。女子の結界を解いた、東京消防夫の「いろは」組を廢して、全市を六大區に分けた。

五月　通稱名乘の兩用を禁じた、ために爾後加藤虎之助淸正などの如き通稱名乘兩用の弊はなくなつた。東京府下の電信線架設工事が竣成した、またこの月京濱間に郵便を設けた。

六月　自葬を禁じ、葬儀は神官僧侶に依賴すべき旨を公布せられた。

七月　實印を他人へ預け置くことを禁ぜられ、諸道の傳馬所を廢止し、人馬相對を以て繼立しむべき旨を布告された。

八月　私に姓名を改稱することを禁じた。各地の風習舊慣を私法となし、之れを解除した。例へば『農業の傍商業を相營み候儀禁止致し向も有之處自今勝手たるべき事』の如きものである。

九月　東京横濱間に鐵道が開通し、交通頗る至便となつた。またこの月東京京都間の電信が開通し、通信上に一エポックをつくつた。横濱に瓦斯の點火が始まる。

娼妓を解放す

大禮服及通常禮服を定められた

改暦の詔書並に太陽暦を頒布された

明治六年度

太陽暦を用ひた

尼僧の蓄髪肉食緣付歸俗を許した

邏卒を番人と改稱す

外國人と婚嫁することを許す

大祭祝日に國旗を掲揚することゝなる

明治七年度

十月　人身賣買を禁じ、諸奉公人の年限を定め、藝娼妓を解放し、之れに付いての貸借訴訟は一切取上げぬことになつた。

十一月　紀元節を定められた。また僧侶の托鉢を禁止した。大禮服及び通常禮服を定められた。改暦の詔書並に太陽暦を頒布せられた。

六　明治六年度

一月　太陽暦を用ひた。また尼僧の蓄髪肉食緣付歸俗等を差許す。

二月　邏卒を番人と改稱した、ためにこの稱呼に不滿を懷き辭職者が續出した。仇討を禁じた。

三月　外國人と婚嫁することを許した。

四月　電信線の附近で凧を飛揚することを禁じた。

七月　火葬を禁じた。

九月　諸兵の暑中帽子日覆を廢した。

十月　勅奏任官の大禮服調製を今月限とした。

十一月　法令に依らないが、この月の天長節から祝祭日に國旗を掲揚することゝなつた。

七　明治七年度

一月　京橋から新橋まで馬車道が竣工した、これが東京に於ける專用車道の濫觴かも知れぬ。またこの月東京警視廳を鍛冶橋内元津山邸に設置して東京府下の治安維持並に風俗取締の任に當らしめた。

郵便爲替規則の發布

種痘規則を定められた

明治八年度

小學々齡を定む

平民に苗字を稱せしむ

金錢貸借の引當に人身を書入れることを禁ず

內緣は法律上無効なることを布達せらる

明治九年度

警視廳及び各地方警察署に於て密賣淫を取締る

八月　一等巡査に帶劍を免許した。

九月　郵便爲替規則を定められた。

十月　種痘規則を定められた。

八　明治八年度

一月　小學々齡を定められた。

二月　平民に苗字を稱せしむ。

三月　博物館を開いた。またこの月、人民署名肩書貫屬或は管下の文字を除き、爾後何府縣華士族平民と記載させた。

四月　賞牌及び從軍牌を制定した。また二月官吏商賈の營業區分を定められた。

五月　諸品賣買取引心得方定書を廢し、向後約定書には趣意を明確に記載せしむことに定められた。

八月　金錢貸借引當に人身書入を嚴禁す。

十一月　外國人遊歩規程內旅籠渡世のものが外國人止宿の際に於ける取計方を定められた。

十二月　布達第二百九號を以て婚姻養子女若くは離緣等は戶籍面に登記せぬ內は其効なきことを發布されたまたこの月外國人が旅亭へ止宿する場合に於ける取扱方を定められた。

九　明治九年度

一月　第一號布告を以て賣淫取締處罰を警視廳並に各地方官へ委任されたので、爾後密賣淫はすべて警視廳及び各地方廳下の警察署に於て取締ることになつた。またこの月內務省は省達乙第九號を以て過料三十圓

懲戒六箇月以內に於て適宜方法を設け、賣淫を嚴重に取締處分せしむ。

賣淫の罰則を定めらる

二月　司法省達第一號を以て代言人の規則を定められた。

三月　內務省達乙第二十五號を以て賣淫懲罰金遣拂方を定められた。またこの月、雇外國人にして居留地以外に居るものは其親戚婢僕の外同居を許さぬ旨を達せられた。大禮服並に軍人警察官吏等の制服着用以外に帶刀するを禁ぜられた。

軍人・警察官に制服以外の帶劍を禁ず

四月　自今滿二十年を以て丁年と定められた、娼妓の黴毒檢查方法を施設せしむ。佩刀を禁じた。

娼妓の黴毒檢查開始　佩刀を禁ず

六月　各寺院の佛像を他管內へ持出し、開帳することを禁じた。

七月　新聞雜誌雜報の國安を妨害すと認むるものは之れが發行禁止を命ずべき旨を布告された。また此月金錢貸借の證書を他人へ讓渡の場合は、必ず之れを書替ふべきことを定められた。

土人の耳環黥吻を禁ず

十月　開拓使土人の耳環黥吻を禁じた。

十一月　賞牌を勳章と改稱し、從軍牌を從軍記章と改めた。

十二月　人民私宅中自祭の神佛に衆庶を參拜せしむることを禁じた。

明治十年度

十　明治十年度

一月　賣藥規則を定められ、鳥獸狩獵規則を發布された。

二月　京阪間の鐵道が開通した。

七月　諸證書には姓名を自署し、實印を押すべきことを布達された。

八月　壯丁徵募の際人民に忌避せざるやう說諭せしめた。

九月　第六十六號布達を以て利息制限法を定められた。またこの月勅奏任官の大禮服着用官吏通常禮服の換

用方を定められた。
十一月　陸軍武官勳章及び從軍記章佩用方を定められた。
十二月　海軍武官勳章及び從軍記章條例を定められた。

第三節　明治初期の年中行事

明治初期の年中行事

一　明治初期の正月

明治初期の正月

明治初期と今日とでは同じ正月でもその儀式が大變ちがつてゐるが、正月を說明するには先づ順序として十二月の行事から始めぬと、意味が徹底しない恨みがあるから、順序として十二月の行事から說明する事にしよう。またこの十二月も商家と農家とではこれ亦大變な相違である。

十二月の商家

商家の十二月はいはゞ書入時で、一年中で恐らく一番に多忙な月であらう。卽ち今日と異つて明治初期は江戶時代の習慣其儘で商賣をしてゐたのだから、曆日の如きもすべて太陰曆——俗に舊曆と稱する——を用ひてゐたし、問屋に對する勘定の如きも年二期、卽ち盆(六月半ばから七月初旬まで)と暮れ(十二月)に其期間の總勘定をして支拂ひをやつてゐたのだから、十二月は後期分の勘定月に當るので商家に取つては非常に多忙な月であつた。それに翌年前期分の仕入れや、御得意先へのお歲暮、番頭や小僧への仕着せ・手當・暖簾の新調・店の修繕・疊の表替へ・古提燈の張換へ・煤掃き等々枚擧に遑のないほど多くの仕事がある上に、この月はどこの家でも正月を迎へるために衣服其他鍋釜のはてに至るまで新調するのが、平素心掛けのいゝ人々の習慣となつてゐたので、どこの店でも一年中で一番に商品の捌ける月であるから、商家は大晦日の夜半まで頗る多忙で、市中は絡繹として殷賑を極めた。併し十二月中で一番雜沓を呈するのは歲の市である、例

歲の市

深川八幡の歳市　浅草の歳市　神田明神の歳市　芝神明宮の歳市　芝愛宕神社の歳市　平河天神の歳市

へばこれを東京に就いて云ふと、十二月の十四・十五の兩日は、深川八幡前の歳市、十七・十八の兩日は淺草淺草寺の歳市、二十・二十一の兩日は神田明神の歳市、二十二・二十三の兩日は芝神明宮の歳市、二十四日は芝愛宕神社の歳市、二十五・二十六の兩日は麹町平河天神の歳市といふやうに、東京には六ケ所の歳市が立つ。これを六大市と稱するが、歳末には市中町々四辻の地に臨時に小屋をかけ、注連・門松、其他新年の飾物を賣る。これを辻市といふ。湯島天神・品川荏原神社などにも歳市がある。歳市當日は市場やその附近一帶に思ひ／＼の小屋をかけ、松飾りの外に、羽子板を始め、正月の部屋にふさはしい飾物を販賣し、また市民も正月の飾物を歳市で買ふのを自慢としてゐるので、市場は實に非常な殷賑を極める。中にも吉原・品川・新宿の各遊廓または藝妓家・職人の棟梁株等の如き華美を好むものは縁喜を祝ふて、花々しく隊を組んで淺草の歳市にくり出すのを吉例としたので、並木町から雷神門内までは非常な雜沓を呈する。舊幕時代、愛宕の歳市などは隨分泣かされたもので、侍中に不量見な奴が多く、僅かの錢を置いて高價な品を掻拂つたり、甚だしいのは「あげる」をめでたいと稱して、混雜に乘じて奪ひ去る等の惡風が行はれ、特に愛宕の市を泥棒市と稱し、諸家の中間・折助等は主人の威光を笠にきて、種々の狼藉を働くので、商人共は薄暮から店を閉ぢたものだと云はれる。

市中の門松

歳市が過ぎると市中に門松が立つ、この門松は舊幕時代からの習慣で、明治になつてからも消防の頭方が立てる。十二月になると消防の頭方は千葉や埼玉あたりから松と竹を仕入れて暮れに門松を立て、それで幾分かの利益を得て乾分に正月の仕着せと小遣錢を與へ、正月を迎へるのである。

煤掃

市中に門松が立つ頃になると、大抵の家庭では煤掃をするが、同じ市中でも商家と仕舞屋では大變に異ふ異ふといふのは煤掃の仕方を云ふのではない、煤掃をする時期が異ふと云ふのである。仕舞屋では二十日頃になると煤掃をして、神棚の古い注連繩等を氏神に納め、障子を貼替へ、疊の表替をなし、庭園の手入れな

どをして新年を迎へる準備をするのが普通であるが、商家は仕舞屋と異なり、商業の方が忙しいので、煤掃は二十五日過ぎ、もつと甚いのになると大晦日の夜中にする家がある。もつとも都會は農家とちがひ餘り火を焚かぬから家に煤烟のたまるやうな事はなく、煤掃と云つても煤烟を掃除するのではない、蜘蛛の巣を拂ふのであるから、大勢の店員で胡魔化せば大抵の家は二時間もかゝると奇麗になるのが定例となつてゐた。併し東京では昔から一夜松を飾るのを不吉として、一般の市民は甚く之れを忌む習慣があるから、大抵の家庭では遲くも三十日に煤掃をして、松飾をするのが定例となつてゐた。

地方の煤掃

煤掃に就いて東北の或村に面白い奇習があるから、茲に紹介して參考に供さう。編者は故郷を去つてから約三十年になりその後一度も故郷の歳末を見たことがないから、この奇習は今どうなつてゐるか判らぬが、父から聞く所によると、勿論明治初年には何處でも行つたものだといふ。と云ふのは歳末――大抵は十二月二十日前後――には農家でも煤掃をやるが、その當夜は咽喉の掃除と稱して特に麥飯に薯蕷(とろゝ)汁を食べる、この習慣は編者の故郷ばかりではない、附近一帶の部落では何處へ行つても煤掃の當夜は薯蕷飯を食べることになつてゐるが、なるほど面白い思ひつきだと思ふ。

地方の奇習

そこまでは無難だが、食後が問題である、即ち食後一時間はかり經つと、今度は惡魔拂と稱し、天上に向つて空砲を一發ズドンと發射する。當時編者の家には銀象眼をした火繩銃が二挺、村田銃と稱するものが二挺あつたが、祖父は何時も銀象眼の火繩銃で惡魔拂をやつてゐた。當時村には大抵どこの家にもこの火繩銃があつたから、毎晩九時頃になるとズドンと鳴つたものだ、すると祖父はどこそこで今日は煤掃だつたななどと云つて笑つてゐたものだ。この外編者の村には實に奇々怪々な習慣があるが、これは追々その條で述べて參考に供する事にする。

正月の鉢物市

いはゆる大家と稱するお屋敷では正月の床間を飾る鉢物を出入の植木屋からお歳暮に貰ふので改めて買はぬが、普通の家庭ではやはり鉢物を市で買ふことになつてゐる。正月の鉢物とは梅・竹・松・南天などを植込

みにしたものか、福壽草を植ゑた鉢を云ふので、これは十二月の二十五六日から歳末にかけて、植木屋が臨時に小屋をかけるか、小屋をかけずに路傍に陳列して賣る市を云ふ。これも正月になくてはならぬ景物の一つで、なか／＼繁昌するのである。

餅搗

餅搗きも歳末風景の一つで、五斗も一石も搗く大家になるとなか／＼賑やかなものである。あまり早く搗くと固くなるのと、東京のやうに比較的暖かなところでは黴が生えるので、餅搗は大抵暮れの二十八日にやるのが習慣であるが、農家や田舎町とちがつて東京のやうな都會地では、舊幕時代から自家で餅を搗くものは至つて稀で、大抵は米屋・菓子屋に依頼して調製させる習慣になつてゐる。他の地方はいざ知らず昔から江戸子は鍋釜を質に置いても正月の餅を搗くところで、ために歳末は米屋と菓子屋と大福餅屋の書入れ時であるから、非常に繁昌し、一軒で三百俵五百俵の餅を搗くところが珍しくないと云はれ、随て餅の注文を受けた米屋や菓子屋や大福餅屋では、この季節になると臨時に餅搗男を雇入れ、二十日頃から臼を五ツ六ツ並べて大晦日まで夜徹し搗いたものだと稱せられ、その利益は實に莫大なものだつたと云はれる。いまは何うなつてゐるか判らぬが、舊幕時代から明治初年までは毎年餅搗きの季節になると、遠く新潟・長野・群馬・栃木・千葉あたりから東京を目がけて、大きな如何にも頑丈な男が盛んに入込んだものだと云ふ。これを東京では新潟の米搗男・長野の米搗男と呼んだもので、この男達は春になつて山に鶯が啼く頃になると、いづれも財布を蛙を呑んだ蛇の腹のやうに膨らまして、妻や子供等のゐる故郷に歸つて行くのである。新潟や長野は日本でも指折りの雪國であるから、降雪期になると百姓共は仕事がないので冬になると都會に出て小遣稼をする、これが新潟の米搗男、長野の米搗男と呼ばれ、歳末には東京市民の祝餅をつく餅搗男となるのである。

歳末の風景も東京と地方とでは大分相違がある。東京には餅を搗いて正月三ケ日（元日・二日・三日の三日

地方の餅搗

間を三ケ日と稱する）に用ひる祝餅の用意をするに過ぎないが、農家、否な農家ばかりではない、地方の町の餅搗は大抵暮れの二十八日に行ひ、この日には三四日前に用意して置いた瑞木（みづき）の枝に搗きたての餅を小さくまるめて刺し、これを居間の長押に揭げる習慣がある。瑞木の枝は樹皮が紫色を呈し、栗や楢と異なり、枝が一階二階といふやうに規則正しく生えて、質の强靱な、なかなか折れぬ木である。

歲末の商店と農家

この頃になると商店の繁忙は日增に白熱化し、歲末の支拂ひに、新年の仕入れに、製產地との交涉に、店內商品の整理に人手が百あつても足りぬといふ超繁忙期に達するが、之れに反し地方の農村は歲末に近づくに從ひ次第に閑散となり、正月三ケ日間は絕對に仕事をせずに休養する習慣となつてゐるので、その期間に用ひる炭を切つたり薪を割つたり、町へ出かけて鹽引（地方では鹽鮭を鹽引と稱する）や鯡を買ひ込んで、正月の三ケ日に用ひる御馳走の準備に取りかゝる。田舍は都會とちがつて魚屋がないし、それに魚屋などは容易に來ないから、鹽引とか鯡のやうな腐敗する憂ひのない魚類を買ひ入れて蓄へるのである。

門松

かうして三十日になると、申合せたやうに何處の家でも門松を樹てるが、門松は日本全國大抵は同じで、また神棚の飾りも室內に輪飾をさげることも殆ど同じい。たゞ都會の藝妓家・靑樓・相場師等の中には門松を門の裝飾に利用し、他とその形式を異にするものがあるが、地方は殆ど東京の町家と同一である。

大晦日

大晦日には遉がに町家も農家も業を休み、翌元日の準備に忙殺されるのが習慣であるが、中にはこの大晦日を一年中の書入日にしてゐる商家もある。例へば商家の番頭や小僧は大晦日の夕刻にその月の手當と賞與を貰ふので、街はこれ等の人々で夕刻から眞夜中にかけて相當に賑はふ、殊に臺所の奉公人、例へば下男や女中などは午後の九時頃にはじめて給料を貰ひ、過去半期の手當や正月の仕着せを與へられるので、九時頃から、新年を迎へるための買物をする事になつてゐるから、下駄屋や男髮結ひ・女髮結ひ・錢湯は日中の五倍も十倍も繁昌するので、小店は一般に大晦日の夜を書入日とするのである。明治初年は今日のやうに洋品店

や、靴屋や、映畫館や、ショールやシャツなどがまだ行はれてゐなかつたから、大晦日の買物といつても女中は下駄や半襟・櫛・花簪・肌着・足袋・髮油・元結・丈長等を買ひ入れるのであるが、下男の方は女中とちがつて大晦日の買物は頗る簡單で、下駄や足袋や手拭などを買ふに過ぎない。だから夕食後主人から給料や若干かのお手當が出ると、肩に手拭を引掛けて錢湯へ赴き、一風呂あびて戸外へ出ると、歳末の賑やかな街路をぶらついて新年用の手拭や下駄などを買ひ、それから髮結床へ這入つて頭や顏の雜作を直し、それで一分か二分の餘裕があると最寄の居酒屋で一杯ひつかけて歸るのを、無上の娛みとしてゐたのである。

大店の通ひ支配人や番頭は別だが、店の住込み支配人・番頭・小僧等も女中や下男等と大同少異で、やはり大晦日に新年用の買物をするのであるが、併しこれ等の人々は大抵年期奉公人であるから、大晦日にはお店から着物や下駄を支給せられ、髮結賃も湯錢も普段と同じやうにお店から出るので、大晦日だからと云つて殊更に大騷ぎをして買物をするやうな事はなかつた。

大晦日の夕食

我が國では習慣上昔から元旦に雜煮の御馳走が出るので、大抵の家では大晦日に御馳走を出さぬ事になつてゐた。殊に都會は田舍とちがつて、大晦日は半期(盆から十二月まで)の賣掛代金や十二月分の賣掛金を集金せねばならぬので、大商店は例外だが、小商人はその集金に全く狂氣のやうになつて東奔西走せねばならないので、主人は集金の指揮に血眼となり、雇人は晴雨に拘らず、早朝から翌元旦の空が白むまで驅摺廻り落付いて晩餐を認めてゐられないので、大晦日の食事は簡略にするのが習慣であつた。併しそれも東京・大阪・京都などの如き大都會地の商家と地方の町や農家とでは大いに相異がある。三都のやうな大都會地の大晦日はまるで關ヶ原の戰ひ以上の混雜で、掛取りで全く血みどろの奮鬪である。

大晦日の掛取り

都會地に於ける大晦日の掛取りは全く生命がけで、とても外界で想像も及ばぬほど眞劍なものである。もつとも大晦日の集金の成績如何によつて大店が潰れるのであるから、略ぼその眞劍さが想像されるであらう。

隨て當日は何處でも店先を片付けて掛取りの出入を便利にするため、暖かい時は別だが、冬は大きな火鉢に山のやうな炭火をおこし、大きな土瓶に番茶を入れ、これに十個ぐらゐの茶碗を添へ、掛取が自由に呑み得るやうに準備して置くのである。明治初年は今日のやうに取引が大きくなかつたから、掛取りの數も今日ほど多くなかつたが、併し大抵の大店には大晦日一日に五十人や百人位の掛取りが來るのである。それも一度に來るのではない、早いのは朝大戸を開けると飛び込んで來るが、諸所を廻つてから來るのは夜の十二時、もつと甚いのになると午前の三時四時といふのがある。加之、もし支拂ひの惡い店があると、掛取りは午前二時は愚か、元日の朝までも居据つて動かない、譬へ居据られても無いものは拂へぬのだが、萬一どうあつても都合がつかず、この大晦日に勘定をせぬと翌年からはパタリと取引を止められるのみならず、大晦日の不拂が次から次へ評判となつて、遂にはどこの店でも相手にせぬので、終ひには廢業の已むなきに至るのが通則となつてゐたから、商人はこの不面目を免れる爲めに、百方工面に狂奔し、それでも支拂ひに足りぬと親類縁者を七どこ借りをしても間に合せるのであるが、一方自己の取分は居据つても搔集める方針を採るから、大晦日と云ふ年一度の大掛取りは全く商人の修羅場で、自分の店が立つて行くか行かぬかの天下分け目の大戰爭である。この日三都の商人は殆ど文字通り徹夜で掛取りに大狂奔する。隨つて夜になると何處の店でも定紋づき店名入りの高張提燈を點けて、掛取出入の便利を計るのである。この習慣はいまも變りがない。それに明治初年は今とちがひ、ランプも電氣燈も瓦斯燈もなかつた時代のことゝて、夜は店先に百目・五百目といふ恐ろしく太い蠟燭をとぼして、掛取りに應接するのであるが、今の電燈とちがひ五本六本の蠟燭をとぼしても店内は薄暗く、その不便さは想像の外であつた。併し大晦日でも大店は落付いたもので、尤も取引先きも小店とちがひ大店が多いから、集金も夕刻までに了はるのが普通で、譬へ集金不能な店があつても其處へ居据つて執拗に掛合ふといふやうなことはなく、未集金は翌年の正月末なり二月末に、改めて集金す

お節
屠蘇の重詰め

る習慣になつてゐたから、小店ほど多忙ではなかつた。隨つて大晦日には支拂係と小間使の小僧が店にゐる切りで、あとの番頭や中僧共は合間をみて遊び半分掃除半分でそろ〳〵店を片付け、障子にハタキなどをかけて店內の掃除をするのであるが、夕刻になるとお店から晦日蕎麥が出る。それが濟むと、支配人・番頭・小僧といふ順序で內風呂に入るか、內風呂を立てぬ店では錢湯へ行つて若返つて來ると、夕飯である。大晦日には律儀な家になると祝儀酒とお頭付きのお料理が出る。晩餐後はそつちに一團、こつちに一團といふやうに番頭や小僧共が集つて雜談に耽るのだが、いづれも三ケ日の娛樂プランに頭を惱ますのであつた。同じ商店でありながら、大店と小店とではこれ程ちがふのである。大店になると昔から店のことは支配人が萬事引受けて一切を切り盛りして行く習慣になつてゐたので、主人は奧の書院で新年掛の書畫や盆栽の品定めに忙はしく、さなくともこの日は日頃出入りの植木屋や消防の親方だとか、書畫骨董屋等などがお歲暮に來るのが普通で、主人はこれ等の人々を相手に茶を呑みながら、春掛けの軸物の噂しや、盆栽などの漫談に餘念なく、支拂の心配はなくとも、新年を迎へる室內裝飾の準備に多忙を極める。ところが大晦日の臺所は小店と大店とでは正反對で、大店ほど多忙を極め、これこそ朝から晩まで文字通り混雜(ごつたがへ)しの大騷ぎである。小店は掛取りに死物狂ひの奮鬪をするが、その代り萬事が小規模だから元日の料理なども頗る簡單で、せい〳〵一家一つ鍋臺で雜煮を食べる位が關の山であるが、大店になると、三ケ日間は一々膳立てをして屠蘇酒を祝ひ、お節(人參・牛蒡・芋・燒豆腐・蒟蒻の五種を煮占めたもの)で雜煮餅を振舞ふのであるから、これ等の材料の買入れや煮燒き・餅切り・酒の用意・それから重詰を拵へねばならぬので、頗る多忙であつた。明治初年の重詰めは昔から一定の法があり、この重詰は廻禮の來客に屠蘇酒を出す時に用ひる料理で、數の子・黑の煮豆・田作(たつくりとも稱する)に限つたものだが、然うした料理はいづれも大晦日一日で調理するのであるから、大店の臺所は案外に大騷ぎで、その混雜さは略ぼ想像に難くないであらう。この意味で商家の大晦日

は店の大小に拘らず、店を擧げての總動員で、主人は店を指揮監督し、女房は臺所を受持つて、新しい年、新しい春を迎へるために根限り活動し、その日をどうか斯うか遣り繰ることが出來れば上々吉で、茲で初めて主人は脊伸びをするのだ。これこそ本當に安堵の象徴である。それから一吹して家を飛び出し、床屋へ行つて髮を結ひ、髯を剃り、錢湯に行つて古い垢を洗ひ落し、家に歸つて女房と差向ひで一杯やりながら、辛うじて切り拔けた歡びを語り合ふのは、除夜の鐘は愚か、大抵午前の三時四時頃であらう。午後十二時になると諸方の寺院で一齊にゴーン、ゴーンと梵鐘を搗き鳴らす、これを除夜の鐘と稱する。百八煩惱を覺醒させるために鳴らすもので、百八遍搗き鳴らすと云はれる。この鐘の後は元旦であるから、舊幕時代江戸の商人は除夜の鐘が鳴ると掛取りを中止し、大戸を下して寢たもので、いくら未集の掛取りが殘つても遠慮して行かなかつた、ために金が不足で大晦日の支拂ひに苦悶し、掛取りに來られるのを極度に怖れてゐる家も、この除夜の鐘を聞くと、やつと債鬼の責苦を免れたといふので、ホツと胸をさすつたものだと云はれる。然るに維新後諸方から人が入込んだので仮した昔の美風は漸次破壞され、加之不景氣のために人間がコスクなり、掛取りに行つても一度位では容易に支拂はぬので、勢ひ同じ家へ二度も三度も行かねば集金が出來ない所から、次第に除夜の鐘も顧みられなくなり、夜明けまで掛取りに狂奔して、出來るたけ多く搔き集めて新年を迎へるといふ習慣になつたのである。

除夜の鐘

明治初年は今日とちがつて人間はすべて律儀で、信心深かつたから、緣起をかつぐ商家は云ふに及ばず、農家に至るまで、元日は元朝詣り（東京では惠方詣り）と稱して、夜明け前後に神社めぐりをしたものである。近頃は世の中が開けたせいか、元朝詣りなどをする人はほんの僅かで、大抵の人々は床の中で元旦を迎へるのが多い。元朝詣りをするには元日の朝、まだ夜の明けぬ内に起きて先づ若水と稱し　新調の手桶に新しく水を汲み、その水で手を淨め顏を洗ひ、內風呂のある所では若水で風呂をわかし、先づ入浴して身體を

明治初年の元日

元朝詣り

廻禮請け

きよめ、それから參詣しようと思ふ神社の數だけ輪飾(所によつては之れを年縄と稱する)を携へて出かけるのであるが、明治初年はまだ暦がすべて舊暦(太陰暦)を用ひてゐたから正月は冬の眞最中で、寒さは一通りでなかつた。それにその時分は東京にも今日のやうに電車も自動車もなく、一から十まで歩いたのだから並大抵ではなかつた。人力車は明治三年頃からポツポツあるにはあつたが、鐵輪の不恰好なもので、乘る氣にはなれなかつたと云ふ。こんな具合で本郷臺の商人などが淺草の觀音樣を拜み、それから深川の不動樣などへ參詣して家に歸ると、もう今の午前十時頃になつたもので、大晦日の掛取りでいゝ加減に疲勞し切つてゐる人には、實に生命がけの參詣だつたのである。それでも明治初年の人は皆な信神深かつたから、元日の朝の神社は押すな〳〵の雜沓で、非常に繁昌したものだつた。隨つて各神社ではこれ等の參詣者を慰めるために、境内に火を焚いて接待したものだ。また農家では都會地と異なり、どこの家にも内風呂があるから、町家と同じやうに未明に起きて若水を汲み、風呂をわかして入浴し、それから年縄を携へて村内の神社巡りをなし家に歸るともうお雜煮の用意が出來てゐるので、それから一家で屠蘇酒を酌み交はし雜煮を食べて新年を祝ふ例になつてゐるが、都會地は多少趣きを異にし、元朝詣りから歸宅後、一家で屠蘇酒を酌み交はし、雜煮を食べて新年を祝ふことは農家と變りはないが、都會地では元日早々年始の廻禮にやつて來る人があるから、東京ではこの廻禮者を接待するだけの用意をして置かねばならぬ，仕舞屋では玄關に手札受(いまの名刺受)を出して置けばよいが、大店では店を片付けて金屛風を立て、又は今日明日とも半戸を開いて、店先きまたは玄關に、机一脚に硯箱を添へて、奉書紙或は杉厚紙を竪二つ折にし，それを紅白の水引で綴ぢ、禮請帳と表書して備へて置く。これは當時は今日とちがひ一般に名刺(手札と稱した)がなかつたから、年始廻禮者は名刺の代りに一々自署して、年始廻禮の印としたので、その爲めの設備である。

近頃は人間が大分擦れて來たせいか、若い人になると自宅で酒も呑まず雜煮も食はずに、廻禮先で鱈腹暴

は店の大小に拘らず、店を擧げての總動員で、主人は店を指揮監督し、女房は臺所を受持つて、新しい年、新しい春を迎へるために根限り活動し、その日をどうか斯うか遣り繰ることが出來れば上々吉で、茲で初めて主人は脊伸びをするのだ。これこそ本當に安堵の象徴である。それから一吹して家を飛び出し、床屋へ行つて髮を結ひ、髯を剃り、錢湯に行つて古い垢を洗ひ落し、家に歸つて女房と差向ひで一杯やりながら、辛うじて切り拔けた歡びを語り合ふのは、除夜の鐘は愚か、大抵午前の三時四時頃であらう。

除夜の鐘

午後十二時になると諸方の寺院で一齊にゴーン、ゴーンと梵鐘を撞き鳴らす、これを除夜の鐘と稱する。百八煩惱を覺醒させるために鳴らすもので、百八遍搗き鳴らすと云はれる。この鐘の後は元旦であるから、舊幕時代江戸の商人は除夜の鐘が鳴ると掛取りを中止し、大戸を下して寢たもので、いくら未集の掛取りが殘つても遠慮して行かなかつた、ために金が不足で大晦日の支拂ひに苦悶し、掛取りに來られるのを極度に怖れてゐる家も、この除夜の鐘を聞くと、やつと債鬼の責苦を免れたといふので、ホツと胸をさすつたものだと云はれる。然るに維新後諸方から人が入込んだので恁した昔の美風は漸次破壞され、加之不景氣のために人間がコスクなり、掛取りに行つても一度位では容易に支拂はぬので、勢ひ同じ家へ二度も三度も行かねば集金が出來ない所から、次第に除夜の鐘も顧みられなくなり、夜明けまで掛取りに狂奔して、出來るたけ多く掻き集めて新年を迎へるといふ習慣になつたのである。

明治初年の元日

明治初年は今日とちがつて人間はすべて律儀で、信心深かつたから、緣起をかつぐ商家は云ふに及ばず、農家に至るまで、元日は元朝詣り（東京では惠方詣り）と稱して、夜明け前後に神社めぐりをしたものである。近頃は世の中が開けたせいか、元朝詣りなどをする人はほんの僅かで、大抵の人々は床の中で元旦を迎へるのが多い。

元朝詣り

元朝詣りをするには元日の朝、まだ夜の明けぬ内に起きて先づ若水と稱し新調の手桶に新しく水を汲み、その水で手を淨め顏を洗ひ、内風呂のある所では若水で風呂をわかし、先づ入浴して身體を

廻禮請け

きよめ、それから參詣しようと思ふ神社の數だけ輪飾(所によつては之れを年繩と稱する)を携へて出かけるのであるが、明治初年はまだ暦がすべて舊暦(太陰暦)を用ひてゐたから正月は冬の眞最中で、寒さは一通りでなかつた。それにその時分は東京にも今日のやうに電車も自動車もなく、一から十まで歩いたのだから並大抵ではなかつた。人力車は明治三年頃からポツポツあるにはあつたが、鐵輪の不恰好なもので、乘る氣にはなれなかつたと云ふ。こんな具合で本郷臺の商人などが淺草の觀音樣を拜み、それから深川の不動樣などへ參詣して家に歸ると、もう今の午前十時頃になつたもので、大晦日の掛取りでいゝ加減に疲勞し切つてゐる人には、實に生命がけの參詣だつたのである。それでも明治初年の人は皆な信神深かつたから、元日の朝の神社は押すな〳〵の雜沓で、非常に繁昌したものだつた。隨つて各神社ではこれ等の參詣者を慰めるために、境內に火を焚いて接待したものだ。また農家では都會地と異なり、どこの家にも內風呂があるから、町家と同じやうに未明に起きて若水を汲み、風呂をわかして入浴し、それから年繩を携へて村內の神社巡りをなし家に歸るともうお雜煮の用意が出來てゐるので、それから一家で屠蘇酒を酌み交はし雜煮を食べて新年を祝ふ例になつてゐるが、都會地は多少趣きを異にし、元朝詣りから歸宅後、一家で屠蘇酒を酌み交はし、雜煮を食べて新年を祝ふことは農家と變りはないが、都會地では元日早々年始の廻禮にやつて來る人があるから、東京ではこの廻禮者を接待するだけの用意をして置かねばならぬ。仕舞屋では玄關に手札受(いまの名刺受)を出して置けばよいが、大店では店を片付けて金屛風を立て、又は今日明日とも半戶を開いて、店先または玄關に、机一脚に硯箱を添へて、奉書紙或は杉厚紙を竪二つ折にし、それを紅白の水引で綴ぢ、禮請帳と表書して備へて置く。これは當時は今日とちがひ一般に名刺(手札と稱した)がなかつたから、年始廻禮者は名刺の代りに一々自署して、年始廻禮の印としたので、その爲めの設備である。

近頃は人間が大分摺れて來たせいか、若い人になると自宅で酒も呑まず雜煮も食はずに、廻禮先で鯨飲暴

飲暴食し、歸つてから床の前で新年早々小間物店を開く人があるが、明治初年には斯る不料簡者は一人もなく、店頭で新年の賀詞を陳べてさつさと歸つたものである。また然うしなければ、電車も自動車もない當時にあつては、なか〳〵三ケ日内に廻禮し切れなかつたのである。併し元日は大晦日の掛取りで町人はすつかり疲勞してゐるので、年始の廻禮に出掛けるものはなく、屠蘇と雜煮で新年を祝ふと、廻禮に出掛けるものは一人もなく、終日休養するのが習慣で、番頭や小僧等は奥で將棋をさしたり、圍碁を打つたりして樂しむのが東京の習慣であつた。元日に年始の廻禮に出掛けるのは軍人・官公吏・學校關係の人々に多く、然した社會の人々は大抵元日早々廻禮したもので、この點は今も昔も變りがない。隨つて明治初年に於ける元日の街路は今日とちがひ至つて閑散で、頗る靜かであつた。今日のやうに元日早々華かに着飾つて街路で羽子をつくものもなく、ポツリ〳〵廻禮者が往來するだけで、淋しかつた。夕方になると何處の店でも申合せたやうに大戸を下して、簡單な料理で食事を濟し、早寢をする習慣だつたから、東京の元日の夜は全く人一人通らぬといつてもいゝほど、淋しい、暗い、靜かな夜であつた。元旦と屠蘇雜煮に就いて、雪中庵雀志が東京町方年中行事中に三井家の元日に於ける儀式が掲載されてゐるから、之れを再錄して參考に供しよう。即ち

無遠慮な近頃の廻禮者

三井家の元日

『予輩等の代になりての元日、卽ち一日は、又異なりて雙六も葩煎も賣人來らず、話と繪にのみ遺りて賣物を不知、市中一般の商店は營業の種類大小を不問、舊年の大三十日は競うて徹夜を爲す習慣で、明けて新玉の年を迎ふる、日の初めて昇る頃に、表戸を下して寢に就く家の多くあつて、此日は終日夢中に消光して、充分に勘定尻の合算よくて手廻しの行屆きたる店でも、朝の十時頃に戸を半開けて商賣なしに簾を下げて、表札の如き檜の札に何屋何右衛門と筆太に記したるを、簾の中央へ紅白の水引で結ひて、店內は其家々の吉例あつて、主人をはじめ番頭手代小僧下男下女に到る迄、相互當日の慶賀を辭に祝して雜煮の膳に向ふのであるが、凡ては臺所の引ける頃、火とぼしと成る順で、故に商家一年中の早寢は當夜のみであつた。現時も

雁の例は日本橋附近で大傳馬町・小舟町界隈には昔が遺つてゐる。尤も商賣柄によりては前夜から起きつゞけて、初鳥に顔を淨めて初日拜みから惠方詣、さては七福神めぐり、又家々の信仰によりて、淺草の觀世音、深川の不動尊、今なれば羽根田の穴守と各方面をかへて出かけても、大概大の川端歩きで、戻つて屠蘇酒・雜煮を祝ふ順であつた。これは强ち儉約的主義からの大川ではない、此日は諸商店の休業につれて飮食店も同樣で、市中寂寞として、町によると往來も絶えた程で、現時の如く年禮者の往かふ事はなく、既に抱一上人の吉原十二ヶ月の初句に「元旦やさてよし原はしづかなり」とあるも遊廓のみでなく、町方一般此句のとほりであつた。乃で屠蘇雜煮の手配は如何といふと、百人以上の大店即ち大丸・白木・越後屋も粗同樣であらんが、予が子僧から中年頃の三井家の仕來りは、屠蘇も味淋は不用、唯の酒にとそ袋を浸して、雜煮も露汁は大三十日に三ヶ日分こしらへて、餠は日の初から燒といふを忌みて、湯煮て親碗に二つも盛ると、山になる。副ものは通例の靑菜大根の鴨脚切に芋、其他に節の煮物と鹽引の鮭の切身で、替へて喰ふを幾碗でも許してあるが、扨は湯煮雜煮といふものは實際水臭うて感心した味はないが、夫を五切十切と喰上る先生も在て、予供心に一驚した事もあつた、是が三日續くから末には見たのみ澤山だ、加へて我方が大きくなつく太箸に請手をかけて全身の力をこめねば斷離れぬ程であつた。是が大勢故に代り合ひて着席なすも、一同濟むと直に午時と成りて、唯此日の忙敷きは臺所番頭以下食事に關係の役々で、給仕の臺所子僧迄、今の午後三時頃までは堂る猶豫なしである。仍で午飯の副菜は年々の例で鯛のせんば、魚拂底の節は葱と相鴨の露汁である。本來相鴨と葱と書く順であるが、實は葱の中から漸々にして相鴨の身を得る次第で、二杯目には葱のみの山盛りで、毎日可笑しかりし事もあつた。此日は非常事件の外は金錢の出入一切なしで、物品にも辭にも種々の忌事があつて、寢起を稻積稻上る、帶を擔物、はたきを飃與、尤も掃除はおしなべて禁止で、是は掃出すとの意で、總じて破る、崩る、燒くなどの不吉言は最も禁詞である。鼠も嫁が君と名を替へて、是

は商人の守護神ともいふべき大黑天の使令との說からであらんが、扨て夜に入ると市街も中央の日本橋最寄でさへ、宵から犬の聲のみで、雨はまだしも雪ときたら一入閑に更渡るのである。ゆゑに維新前後僅かの所で、此一日程今昔反對の著しき日は他に無きやにおもふ。明治六七年の頃（其前よりも一日からの年禮歩きは見しも、諸官省に關係の人のみで、商家は前と同樣であつた）故三野村利助氏と同道で、一日から年禮に廻つて午飯は何處と約して、午後一時過に或割烹店へ人力車を下して申込むと、女將が舊年の扮裝の儘であらはれて、何分にも今日の事で板（料理人）も參りませず云々との挨拶で、さらば海苔で一寸一盃寒さ凌ぎに（同氏は有名な大酒豪で、三日三夜飲續けて一向に態度に異りを見せぬ人であつた）と賴むが如くにせしも應じない、終に立腹して他の二三を叩きしも前と同じく、彼是三時過ぎに氏の思ひつきで築地の精養軒へ飛込んで、腹を滿して雪中を戾つたが、後に聞けば車夫は一層の困難で（一膳飯屋も居酒屋も休業故）同軒に歎いて鷄卵とパンを乞求め、僅に命を保つたとの話であつた。翌二日氏の曰く、日本は飲食に不自由だ、就中東京は……との（氏は京都の人）所自慢で笑ふたが、當時迄も一日の不自由思ひ遣るべしだ』とあり、以て明治初年の元旦に於ける大店の行事の一斑を想像するに難くないであらう。

農家の元旦料理

併し農家の元旦料理は三井家や町家とは大變な相異である、今玆にその概略を記して參考に供さう。百姓中には三井家と肩較べは出來なくとも、東京傳馬町邊の問屋位の財産家は澤山あつて、日常隨分贅澤な生活をやつてゐるものがないでもないが、明治十年頃までは未だ舊幕時代の遺風を存し、丁髷すら切らぬ人が多かつた位で、殊に正月元旦の料理は舊幕時代其儘と云つても差支がない。いまも東北地方にはこの遺風を存してゐるが、元旦に若水を汲んで顏を洗ひ、內風呂をたてて入浴し、元朝詣りに出掛けることには東京と變りはないが、農家の元旦料理は都會とちがつて如何にも田舍じみでゐることは勿論で、料理は家に依つて多少ちがふが大抵鹽引鮭の燒物、鰑と牛蒡と蒟蒻とを一緒に煮た煮付ぐらゐで、雜煮は大根と人參の千六本に

正月二日の都會
萬歳
才藏
獅子舞ひ
鳥追ひ
猿廻し
太神樂

鰹節をかいてダシにするか田芹に鰹節をかいてダシにしたものへ、燒いた切餅を入れて食べるのが定法で、これが不斷粗食をしてゐる百姓たちに取り、この上もない美味な馳走である。併し同じ百姓でも雪國、例へば北陸地方、長野縣、東北地方、北海道あたりの農家では雜煮へ氷豆腐を薄く細く切つて入れるが、これは亦頗る美味なもので、東京などでは到底見られぬ御馳走である。殊に明治初年ごろの百姓はまだ舊幕時代の舊習を脱せぬため、正月の雜煮に鳥獸の肉を入れて調理することを忌み、絶對に之れを排斥してゐたから、元旦の雜煮は頗る淡白なものであつた。殊に農家は町家と異なり、その日〳〵の食料品を必要に應じ臨時に買入れることが出來ない關係上、十日分も十五日分も、正月のやうな場合には少なくとも一月分位の副食物を一度に買入れねばならないのであるから、生魚のやうな腐敗し易いものは禁物で、なる可く長持ちのする鹽干魚類、卽ち鹽魚とか干魚を買入れるのだ、つまり何時まで置いても腐敗の憂へがないからである。こんな譯で農家の正月料理は全く月並で、どこへ行つても鹽鮭の燒物に牛蒡と蒟蒻の煮〆が出るのも、蓋し已むを得ないであらう。もつとも氣の利いた家では鰯の甘煮を拵へたり、鹽鮭で酢物を作つたり、鮫を燒いて干したのを吸物にしたり、隨分變つた、風味のある料理を拵へて來客に振舞ふが、こんな家庭は百軒に一軒あるかなしである。それに正月三ヶ日は何處の農家でも大抵二食で、元旦には少し早目にすまして、早寢をして仕舞ふ點は、全く町家と同じであつた。

二日は元旦とはまるで反對で、早朝から萬歳・才藏・獅子舞ひ・鳥追ひ・猿廻し等が遠慮會釋もなくやつて來る、午後になると太神樂が來る、元旦の靜寂にひきかへて都會の二日は如何にも都會らしく、正月らしく、早朝から賑はつて騒々しい。三味線や太鼓の音は長閑な新春にふさはしく、小刻みな太鼓の音につれて獅子舞の街を縫ふて歩くのも如何にもノンビリとした風景であつた。この日雜煮を祝ふことは元旦と同じで、料理も大同小異だ、たゞ元旦に鯛の頭燒が出たら、二日は蒲鉾といふやうに、別な御馳走を出すのが、本式であ

二日の賣初め

るが、斯る點まで注意を拂ふのは大店や大家のことで、一般の家庭では二日目からは澤庵に雜煮が定法となつてゐる。殊に一般の商人はこの日賣初めをやるので、元旦よりも早く起きて賣初めの用意をせねばならぬ併し大店では大戶を半分開いて、突當に金屛風をたてまはし、求むるものには賣り、敢て拒絕はしないが、小店のやうに新年早々仰々しく騷ぎ立てて商賣を始めるやうな事はない。若い番頭や手代は小僧を相手に羽根突き、獨樂廻し、圍碁打ち、將棋差しに夢中である。小店の賣り初めも午前中だけで、日中は年始の廻禮者で賑ふが、二日は問屋の初荷、新川新堀は殊に威勢がよかつた。すべて何初めと云ふのは二日からで、中にも花柳界は外飾競、腕競で、町方の藝妓屋町も朝からの彈初めで、實に賑かなものであつた。長唄や常磐津の師匠は稽古初め、謠曲の先生は謠ひ初め、書道の先生は書初めといつた調子で、各種の稽古事は總じてこの日に稽古初めをやるのが慣習であつた。

年玉

明治初年に用ひた年玉は全く今日と同じことで、時代が變つても之れ許りは變りがない。雪中庵雀志の東都町方年中行事に『年玉抔も眞の手札代りで、上が白扇壹對を桐の臺附箱入、又は常の箱入（箱の中に音のして開けて見ると靑竹を削つて二本入れしもあり）中が袋入一對、又は一本、下が袋なし一本で、是等が定例であつた。七種過ぎに拂ひ扇屋と町々を呼び步いて、此年玉扇類を纏めて紙屑同樣に買請ける男が幾組も來たが、皆大風呂敷を肩にかけてゐて、先づ上等紙屑買ひの部類とも見るべき種類である。當時平日羽織なしで風呂敷を肩にかけて、古着市場へ買出しとも見べき人をさして扇はないよなどと嘲弄たものである。此中に萬歲扇といへる其時限りの粗扇があつて、これは拂扇箱買ひも請付けない、其筈で開くと骨も紙も離れて用をなさぬ。或人が丹誠に取置いて知己に男子が生れると贈つて、胸衣と共に埋めさせて、末廣がりで目出度い抔茶番めきたる洒落もあつたが、今は其粗扇も一向に見ぬ。實はあつても無益なものである。其他は手拭半紙が過半で、美々しきものは決して取遣り無であつた。尤も商賣向によつて區々で、米屋が小豆、酒

年玉買ひ

屋が猪口、魚屋が目笊、又は味噌漉、八百屋が龜の甲笊、呉服屋が風呂敷手拭類抔である。又春の入用品を歳暮として贈越すは醫者の屠蘇袋、大工の芥取、家根屋の柳箸(雜煮用の太箸)、指物木具屋の小楊枝箱、又は土瓶敷で、豫め此類で皆商品用品に因みてあるが、家根屋の太箸は別問題で、他日に申さう云々」とあり、以て當時の年玉も現時とあまり相違のなかつた事が想像される。

正月三日

凧屋 羽根屋

正月も三日になると、小店はそろ〳〵本式の商賣に取りかゝるのが多い、それも商賣の種類によることは勿論だが、際物商賣、例へば凧屋、羽根屋、年玉屋などは云はゞ正月が書入れなので、松の內(七日まで)が一番に賣れる時期であるから、三ヶ日だからと云つて遠慮してゐる譯には行かぬ。隨つて三日は早朝から店を開いて凧屋は凧を所狹きまで並べ、なるべく子供達の注意を惹くやうに飾り立てる。また羽根屋はこれ亦羽根を、年玉屋は店頭に年玉を飾り立てゝ商賣を始める習慣であつた。今でもさうであるが、昔は羽根と凧と年玉は大抵副業に賣つたもので、例へば荒物屋で臨時に凧と羽根を賣るが如き、紙屋が年玉の半紙を賣るが如き、呉服屋で年玉の手拭を賣るが如き、殆ど本業に取扱ふものは無つたのである。もちろん一町內に一軒や二軒專門に凧を賣る店がないでもなかつたが、凧も羽根も春だけの物であり、二月過ぎには廢つて仕舞ふので、これ等の專門凧屋も夏から秋にかけては草鞋や竹行李等を賣つて、凧や羽根の季節までの繫ぎにしたものである。今とちがつて昔の凧は全部肉筆で、山姥・賴光・金時・八幡太郎等の繪を描き、紙の如きも楮紙の極上等を用ひて貼つたので、今日のやうなマニラ紙に印刷したものではなかつたから、凧には隨分傑作が多かつたのである。

商店の年始廻禮

三日頃からはそろ〳〵商家の年始がはじまるのが例で、店主の手隙を見ては店または支配人、番頭などが出入先へ年始に行くが、親類兄弟などへは大抵店主または內儀が赴くことになつてゐた。併し大きな得意先や問屋筋は主人が直接年始に廻るのが慣例で、主人の出掛けられぬ場合には勿論番頭や手代が代理格で廻禮す

商家に於ける年始まはりの服裝

蕎麥

目にあまる現代の華奢

るのであるが、舊幕時代から明治初年にはこの廻禮の服裝に深甚な注意を拂つたものである。年禮の服裝に就いては雪中庵雀志の東都町方年中行事に『年始まはりの服裝に差別がある。抑商人としては店構の大小を不論に大切な物は平素の得意先と問屋である、是へ第一の年禮に行くに、身分は上で金滿家でも先方より下の服裝にせねば、得意請に不容易影響が來る。是商人たる者の一つの祕事である。今昔ともに大店向の（主人は凡陰の者と見て）番頭手代は無紋木綿の御納戸色の羽織に袴なしが多い。一概にはいへぬが太物店呉服酒店に此の類を見る、他にも在べし。世の進から着袴せぬと無禮也とて袴も見かけるが、敢て妨はないが、近來半錢一錢の利を爭ふ商人たる身が、黑七々子五所紋の羽織に、仙臺平の袴といふは、少々出來過ぎた話で、心ある人から見ると、彼處の店は堅固であつたが、主人も番頭手代も紳士めきたる所行とみえる、銀行へでも首を入れたか、投機業へ手を出したかと、得意の一人に疑心をうけると、店の暖簾に非常の損をうけるものよと、或人の話に聞きしが、隣疝頭痛の傾はあるかも知れぬが、敢て不當の言ともいへぬ云々』とあり、以て當時の商人氣質を想像するに足るであらう。然るに現代人の風俗を見るに、七々子五所紋の羽織に仙臺平の袴は裏長屋の夜鷹蕎麥屋でも着ると云ふ贅澤振りで、人を見るには先づ懷中の財布の重さよりも服裝で判斷すると云ふ變りやうである。親の脛を嚙る書生までがフェルトの草履をはいてカフェー入り、横文字の勉强よりは藝妓遊びの研究に熱中する世の中で、一事が萬事の比喩にもれず、番頭小僧までが柔か物の紋付羽織に金紗の兵子帶をしめ、流行のソフト帽子をかぶつて意氣揚々と料亭遊び、却て堅氣の主人が顏負けする世の中となつたが、隨分世の中も變つたが、風俗の變遷に至つては實に驚歎の外はない。

七種粥

昔は十四日の夜中に門松を撤去したと云ふ人もあるが、その當否眞僞の詮議考證は措き明治初年には六日の夜門松を撤去し、七日の朝には七種粥を食して、七種節供を祝ふたものである。七種は地方によつて大變相違があるやうであるが、日本百科大辭典には『其儀式の嚴重を極むるに至りしは德川時代の事なり。德川

江戸時代の七種節供

昔の七種たゝき

幕府は、此日を五節供の第一として重き式日と定め、若菜の御祝儀と稱して諸大名等熨斗目長上下を着用し登城して祝節を賀するを式例となし、民間に在ても一般に此日を祝して貴賤互に相賀する。又貴賤とも六日の宵より七日の曉にかけて七種の若菜を砧几に載せ、「ななくさなづな、唐土の鳥と日本の鳥と渡らぬさきに（備後福山にては唐土の鳥の日本の土地へ渡らぬさきにと唱ふと云ふ）と唱へながら七たび敲き、これを「七種を拍す」と稱ふ。若菜は此朝菜粥に煮てこれを七種粥といひ、まづ氏神・三寶に供したる後一家これを祝して食ふ。これを祝すれば、よく一年の邪氣を拂ひ、又春の氣病、夏の疫病、秋の痢病、冬の黄病を除くと傳ふ。（中略）後世に至りては芹・薺・御形・はこべら・佛の座・すゞな・鈴代の七種と定め、家々によりては新年の佳節に佛の名を唱ふるを忌み、耳なし草をこれに代へて祝したりと云ふ。七種を拍す事も古くより行はれたる風なりと見えて、七種を柳の木の盤に載せ、玉椿の枝にて六日の酉の刻に芹を敲き、戌の刻に薺、亥の刻に御形、子の刻に田平子、丑の刻に佛の座、寅の刻に菘、卯の刻に鈴代を打ち、辰の刻に七種を合せて東の井の水を掬ひて若水と名け、「はくが鳥」の渡らぬさきに服すれば、一時に十年の齡を延ぶと、七種雙紙に見えたり。蓋し事文類聚に歳時記を引きて、正月六日の初夜より七日の曉にかけて鬼車鳥といふ天鳥多く空を飛び渡るを以て、其禍を拂はんがために家々にて門を槌ち戸を打つと見えたる故事に本き、延命・息災の七種粥に天鳥の禍を拂ふ意を合せて我國にて七種を打拍したるにて、「唐土の鳥と日本の鳥と渡らぬさきに」と唱ふるは此天鳥を忌む意なりと云ふ。其後桐火桶に七種を敲くに七つづゝ七たび、合せて四十九たび敲くは七曜・九曜・二十八宿・五星合せて四十九の星を祭るなりと見えたり。鎌倉時代の頃よりは七種を七曜星に附會し、星を祭りて凶災を拂ふ意を含めたりと聞ゆ。後世江戸にては七種を略して青菜と薺とのみを用ひ、爼板の上に火箸・擂木・庖丁・杓子・薪の五種を並べて七種の數に合せ、擂木・庖丁又は杓子にて若菜を打拍したりき云々」とあり、略ぼ七種たゝきの由來を推知することが出來る。明治維新後政府は五節供(句)を

廢したが、この七種蔽は今も尙ほ行はれてゐる。

東京の七種たたき

東京では今も明治初年も變りはないが、六日の夜中に薺と娵菜と小松菜の三種を爼板に載せて『ななくさなつな、唐土の鳥が日本に渡らぬさきに』と七度唱へながら庖丁でとん〳〵調子を取つて敲き、七日の曉にそれを粥に入れて煮てから、更にその粥へ餅を燒いて入れ、さつと食鹽を加へ、七日の朝家內一同で食べて節供を祝するのが定法である。門松の撤去には家に依つて異なるが、一般には六日の夜半か、または七日の夜明け前に撤去してから、內風呂のある家庭では若水で風呂をわかし、一家入浴して身體を淨めてから七種粥を神棚に供へ、然る後に粥を一碗づゝ食べ、後雜煮を食べて節供を祝ふのが定例となつてゐる。ところが

東北地方の奇習

地方へ行くと一種の奇習がある、それは東北地方の奇習であるが、六日の夜門松を撤去すると共に、注繩と室內に飾つた輪飾に附した紙を全部取外し、之れを二、三丈ぐらゐの眞竹の尖端に結ひつけて前庭の眞中に樹て、七日の未明に大きな聲でホイホイ……と叫ぶのである。之れを共地方では鳥追ひと稱するが、つまり唐土の鳥が日本に渡らぬ先きに、大きな聲でその夭鳥を追ひ拂ふ爲めの奇習と解されるが實に奇態な習慣である。そして夜が明けると七種粥と雜煮を食べて節供を祝ふことは殆ど變りがない。併し今は此村にも電燈がつき、附近には陸羽東線の汽車が往復するやうになつたので、七日の朝に七種粥も拵へず、鳥追ひをせぬ家もあると云はれる。この節供に業を休むことは東京も地方の農家も之れ亦同一であつたが、いまは東京も變つて、七種の節供に業を休む人は殆どなくなつたのである。八日九日十日は店を開いて業を營むことは普段と變りはないが、殆ど商ひがないと云つてもいゝ、唯聊かでも商ひのあるのは例の凧屋・羽根屋・年玉屋・繪草紙屋・双六・歌加留多等を賣る際物屋だけで、これ等は朝から多少の賑はひを呈し、魚屋・酒屋も正月だけに絕えず御用はあるが、その他の店は頗る閑散で、どこの店でも番頭や小僧は小さな火鉢を眞中に欠伸を連發してゐるのである。

藏開き

三井家の藏開き

鏡餅

十一日、商家ではこの日を藏開と稱し、大切な祝儀を行ふ習慣になつてゐる。昔は二十日に行つたものだと云ふが、廣辭林に『昔時、武家にて正月に、男は具足に女は鏡臺に供へしかゞみもちを、其月の二十日に切りて食せしを、現時にも尙ほ其遺風を傳ふ』とあるのは、商家の藏開、農家の農始め、武藝道場の鏡開を指したもので、後世は總べての階級を通じ十一日に行ふやうになつたが、昔は二十日に行ひ、いまでも頑固な舊弊家は殊更に之れを二十日に行ふと云ふ。この藏開に就ては東都町方年中行事の中から三井家藏開を拔萃して參考に供さう。卽ち『此日は最も商家に大切なる藏開の祝儀を行ふ、各本業の主となす物、三井家にては天秤（金銀の量目を試す兩替屋の第一の必要品）に供へある鏡餅を掛り役一同にて鐵槌の類にて割つて當朝の雜煮に用ゆ、此日のみ鰹節の露汁に燒いた餅の雜煮であつた。次に帳綴の式と云ふあれど、是は名のみで、舊年に帳面屋に夫々數冊を綴ぢさせあつて、此表書をなすもので、第一に大福帳（本帳とも元帳とも云ふ）、高さ一尺五六寸の物、第二に金銀出入帳、第三に爲替帳と云ふ順で、地所も數百ケ所の事故、地所の掛役を家方と稱して（當時地所持地面持、或は地主と他からは云ふも、公儀へ對しては何處丁家持何の誰と書出したもので、卽ち家方と云ふは地所方に相當するならん）この出入帳あり、この外に出入番と云ふあり（今の金錢出納の掛り）之れに用ゆる日々高締帳（今の日表である）以上は年每新に程村紙或は西の內紙を以て調製するも、其他數々の帳簿は一切古帳古證文を裏返したるを用ゆ。表書は當時の支配人の揮毫であつた。凡武家には此鏡餅を鎧餅と唱へしは最も表道具の第一に供へたるにて、商人と品は異なるも意は同じなり。又は十一日の朝に割るゆゑに燒きて雜煮となすまでには午時過るべし、小人數の家には汁粉にせし向きもありしに、是にて證とすべし（編者云ふ—前に太田南畝の添書を例に擧げ、その中に「此日になりては家內中しるこ雜煮等にして祝ふべし」とあればそれを指すのであらう）、此の藏開の祝儀を兼ねて福引を行ふ店もありしが、是は每年とはきまらぬ、昨年意外の利益のありしか、或は其の主人の賀壽の心祝といふ類の時である。

已に三井家にて明治以前は度々あつたが、維新前後には打絶えて、八年頃にや、深川西大工町の下屋敷で大福引があつて、物品數第千番迄ありし。第一第十第五十第百と順に數の界には、景物上等で、間の番には可成持歸るに困難な品をと、不感心の思ひつきではあるが、當時は先づ斯う云ふ洒落が多かつた。午後からの參集で順次クジの終るは翌午前の零時頃で、此時不運にも小僧の中二人丈竹の九つ梯子と背負葛籠を引いた者があつて、一切不預の前約であるから、やむなく一人は擔ぐ、一人は背負ひて歸路新大橋に至ると、屯所今の警察所で深夜怪しの小僧と睨まれて、拘引された、二人共泣いて仔細を申すと留置の上支配人を呼出して、懇々說諭で、引渡になつた次第書を出す、二人と及び物品の引取書等で翌一日かゝつて、先づ〳〵無事に事濟に成つたが、以來福引はあつても、嵩み物で芥取箒位になつた云々』とある。今はこの鏡開も家に依つてまち〳〵で、雜煮にする家もあるし、また汁粉にして祝ふ所もある。また地方の農家では砂糖を儉約してか、大抵は堅い餅を煮るか、燒いて湯にくゞし、黄粉にまぶし安倍川餅にして祝ふのが定例となつてゐる。また或る地方では鏡餅を三、四月頃まで保藏して置いて、桃の花が咲き、燕が軒端に囀る頃、油で揚げて食べるが、さうした地方へ行くと、十一日の農始めには鏡餅の代りに普通の雜煮を食べて祝ふのである。また或は雜煮でなく、全村擧つて汁粉にして祝ふ所もあり、或はこの日小豆を入れて搗いた餅を燒き、砂糖黄粉をつけて食べる所もあつて、その仕方は所によつて多少の差はあるが、十一日を仕事始めとし、餅を食べて祝ふ點は全國何處も同じい。

十四日、家に依つてはこの日寒餅を搗く所があるが、寒餅を搗く以外、一般にこの日は奉公人に取つて實に待遠しい一日である。今日とちがつて明治初年に於ける商家の風俗習慣は舊幕時代と少しも變りがなく、殆ど從來の風俗習慣を其儘うけ繼いでゐたので、十四日は年にタツタ二度目の宿下りである十五、十六日の前日であるから、朝から晩まで、否な店によると晩から夜中迄で薄暗い行燈の下でその日の雜務に忙殺され、

のんびりと背伸び一つ出來ない番頭手代小僧等が、半年振りで親達や兄弟姉妹の笑顔を見る喜悦に浮々するのも無理はないのである。

藪入と宿下り

十五日十六日は一般奉公人の宿下り當日であるが、この日は獨り商家に限らず、農工を始め其他あらゆる職業を通じて奉公人に宿下りを許す日で、俗に藪入りと稱するが、當日は朝早く小豆粥を食し、或は雜煮を食べて衣服を着替へ、それから主人から若干かの小遣を與へられて、思ひ／＼に憧れの親許を指して歸つて行くのである。その爲めに街路はこれ等宿下りの番頭手代小僧等で相當に雜沓を呈する、それに是等の宿下りが途中で親達へ手土産を買ふので、頗る賑ふのである。また農家にあつてはこの日嫁や婿が生家へ年禮に出掛ける習慣になつてゐるが、これ亦途中で年玉を買つたり、弟妹へ手土産物を購ふたりするから、地方の町も相當に賑ふのである。宿下りは表面上十五・十六の兩日となつてゐるが、併し大抵の商家では兩日を休ます、奉公人を二組に分け、一組は十五日、他の一組は十六日に宿下りさせるといふ組織になつてゐるが、普段多忙な大店では奉公人全部を二日間休ませるのが習慣であつた。宿下りをした是等の奉公人は大抵眞直ぐに親許へ歸り、半年振りで親子の對面をするのだが、中には途中で廻れ右をして寄席や盛場で日暮れまで遊びまはり、夕方親許へ歸る不所存者もあつた。親許へ眞直ぐに歸つた番頭や小僧達は日暮まで親許で弟妹を相手に双六や伊呂波歌留多などをして遊び、遊び疲れた頃入浴をして休養し、早寢をするのが定法であつた。

十六日の閻魔樣

翌十六日は閻魔樣で、地獄の釜の蓋もあくと云ふ日出度い日であるから、この日は都鄙の別なく、閻魔堂へ參詣するものが多いが、就中老人の參詣する者が多く、宿下の番頭や小僧中には弟妹の手を引いて祖父母と一緒に參詣するものもあつた。當時はまだ太陰暦（舊暦）を用ひてゐたから、もう此頃になると大抵雪が降つたもので、寒さは一年中で一番に寒い季節であるし、それに當時はまだ今日のやうに電車や乘合自動車などのなかつた時分で、人力車や乘合馬車が唯一の交通機關で不便な頃であつたから、萬一十五、十六

日に雪などが降ると、晴天とは正反對に市中は至つて淋しいものだつたと云ふ。十五日に小豆粥または雜煮を食べることは殆ど全國的に正月の習慣となつてゐたが、十六日は正式の藪入りだけで、或は雜煮を用ひ、或は日常の食事で濟ますと云ふやうに農商工共に一定してゐない。當日一般に商家は店を閉ぢ、その他も業を休む習慣であつた。いまは各業を通じて毎月定休日といふものがあつて、藪入なども大分廢つて、あまり普段と變りはないが、明治初年には平素あまり休日がない代りに、正月は種々の名目で業を休んで祝意を表する日が多かつたし、またその日には總ての階級を通じて心から祝意を表したものである。

正月十五夜の奇習

或る地方へ行くと十五日の夜、實に奇怪な儀式を行ふ所がある。編者の實見したのは東北地方の或る村で、この日夕食が濟むと、豫め用意して置いた海鼠を炭の明俵に入れて、之れを若者に引摺らせ、海鼠殿のお通りだ、海鼠殿のお通りだと大きな聲で叫びながら、畑の上を步かせる奇習がある。これは當日海鼠を炭俵に入れて畑の上を引摺つて步くと、その畑に鼹鼠(土龍とも書く)が來ない呪禁だと云ふ。隨つて當日は雪が降つても雨が降つても自家所有の畑は全部海鼠を引摺つて步くのが習慣で、寒い吹雪の日などは相當に身に耐へたものだと云はれるが、迷信を宗教視し、神樣の御託宣と思つてゐる農民は、當夜海鼠殿のお通りをさせねば、その年は鼹鼠に畑を荒されて、野菜が取れないものと怖れてゐるから、この地方は何處へ行つても、十五日には必ず海鼠を購めて、お通りを實行するのである。

また當夜或る地方ではやはり夕食後、主人が鋭利な斧を携へ、二三人の下男を召し連れ、柿・栗・梨・林檎・桃・胡桃等の果樹を巡視し『なるかならぬか』と叫びながら、携へた斧でそれ等に一擊を與へると、一緒に行つた下男が如何にも哀れつぽい聲で『なります、なります』と云つて步く不思議な習慣がある。これはその年に果物の澤山に獲れるやうにとの呪禁だと云ふが、斧の一擊が餘り强過ぎると屢々果樹を切倒して、枯して仕舞ふことが尠なくないと云ふ。また當夜夕食後、空砲を發射して惡魔拂ひの呪禁にする地方もあり、

當日に限り終日ハモノ(庖丁・小刀・鉈・斧・鋏)を使用せぬ所があるが、これ等はいづれも迷信的呪禁に過ぎないであらう。

正月の行事は十五、十六兩日の藪入を最後として商家も農家も、大工も左官も、仕事師も常態に復歸するが、たゞ所によつて二十日を二十日正月と稱して雜煮を食べて祝ふ家がある。併し當日は業を休む家は少なく、たゞ僅かに舊弊な家で午後の業を休んで、祝意を表するに過ぎない。隨つてこの頃は都會地は漸次商賣も常態に歸して普段と毫も變りはなく、農家は冬の仕事を始める、例へば二月から六月頃まで用ひる馬靴を造るとか、蓆を織つて市場へ出すとか、草鞋を造つて繁忙期の用意をするとか、繩をなつて貯へて置くとか、農家の冬期は相當に多忙なのである。詰り冬期は雪で戸外の仕事が出來ないから、その期間に室内で戸外の仕事の基礎工事をやるのである。

二　初　午(はつうま)

毎年二月、初めの午の日に行はれる稻荷神社の祭事で、全國到處で行はれる。稻荷神社は日本百科大辭典に依ると『華實年浪草に、本朝衣食の祖神にて蒼生安逸の神なりと見えて、宇迦之御魂命は五穀の守護神なれば、仲春の候農事をなす時にあたりて五穀の豐熟を祈る意に出でたりと云ふ。山城伏見の稻荷神社にては祭儀殊に嚴重にして、前日より都鄙億兆の貴賤老若群騷して參詣す。俗に初午詣又は福參りと稱へて、其盛大なること三都第一と稱せらる。此日門前の家々にて土細工の人形・布袋・狐・轆法又は百穀・雜菜の種子を鬻ぎ、參詣人爭ひ求めて土産となす。大阪の玉造稻荷・宰相稻荷、三河の豐川稻荷等これに次ぎて賑しく、東京にては古來稻荷を勸請せる神祠の數多きうちに、王子稻荷・烏森稻荷・豐川稻荷・三圍稻荷・穴守稻荷など最も賑し。東京の初午祭には地口行燈を連ね揭ぐるを例とし、其表に川柳・狂歌其他滑稽畫を畫きて參詣人

の頭を解かしめ、又提灯を揭げ、旗幟を樹て、飾物を造り、神前には太鼓を置きて兒童を集めて縦に敲かしむる聲、鼕々として天に震ふ。中にも王子稻荷は關東稻荷の總司社にして、此日古式によりて神輿の行粧を執行す。其行列に用ふる古武器はもと德川將軍家の寄進せるものなりと云ふ。其扮裝甚だ古雅にして、參詣人群騷してこれを觀るを例とせり云々』とあり、以てその一斑を想像するに難くないであらう。其他の小都會に於ても初午祭はこれと大同小異であるが、農家は都會と稍〻その趣を異にする、例へば部落に幸ひ稻荷神社のある所は其祭禮の如きも略ぼ都會と同じだが、部落の稻荷神社のない地方へ行くと、農家では各自にお稻荷樣(狐)を祠つてあるので、初午には赤飯を拵へて稻荷を祭ることになつてゐる。勿論當日は朝から業を休み、家族一同で赤飯を食べて祝ひ、町に近い村々では食後町へ初午祭を見物に出掛ける習慣になつてゐる。或る地方へ行くと、田舍町に拘らず初午祭はなか〳〵盛んで、近郷近在から見物人が押寄せるので、町は非常に賑ふが、町家では之れをあて込んで種々の催しをやる、例へば町の辻角に舞臺を拵へて馬鹿囃をやつたり、滑稽劇を演じたりして、頗る群騷する。また或る地方の町へ行くと、當日山車を曳いたり、虎舞と稱して虎の頭を冠つて街路を舞ひ歩く所もある。また或る地方へ行くと、當日快晴にして、豫定通り滯りなく初午祭が執行されると、その年は五穀の豐熟疑ひなしと稱して、大いに祝ふ所がある。いづれも迷信から出たものであらうが、初午祭は都鄙を論ぜず、年中行事の一たるを失はぬ。

農家の初午祭

田舍町の初午祭

三　涅槃會

涅槃會

二月十五日は涅槃會で、各寺院では釋迦牟尼佛入滅忌日の法會を執行する。當日は都鄙を論ぜず、老若の別なく、佛教徒は擧つて寺參りをする。各寺院では須彌壇の前に涅槃繪を揭げ、寺參りの敎徒に禮拜させる。東京などには涅槃講と云うて、同壇家の佛敎徒が集つて一つの講社を組織し、涅槃會には講社一同で菩提寺

へまゐり、涅槃像を拜して種々の寄進をする團體もある。また或る地方では當日團子を拵へ、その團子を携へて寺參りをし、涅槃繪の前に供へる所もあり、或る地方では當日各家庭で祕藏の涅槃繪を揭げ、その前に團子を拵へて供へ、僧を招いて讀經を捧げる所もあり、或は當日各村舉つて涅槃繪を拜するために寺參りをする所もあつて、涅槃會の形式は地方によつて多少その趣を異にするが、當日老人はいづれも寺に參り、釋迦牟尼佛涅槃像を拜し、各自心に極樂往生を願ふことは、いづこも同じい。涅槃繪は日本百科大辭典によると『釋迦牟尼佛の印度吠舍釐(ビシャリ)國拘尸那揭羅(クシナガラ)城外なる娑羅雙樹の下に於て涅槃に入らんとする相を畫ける畫圖佛の涅槃に入らんとする時卽ち佛の入滅の時に於ける光景に就きては其の傳ふるところ大乘經と小乘經との間に於て相異するところあり。卽ち小乘經の傳ふるところに依れば、當時佛の前後・左右には僅かに阿難陀と阿菟樓陀との二人の隨侍せしのみにて、かの摩訶迦葉の如きすら佛の遺骸を荼毘に附する際に至りて來會せるが如く記載せり。然るに大乘經に於ては、佛の入滅を聞きて來集したるものは、其諸弟子のほか、善惡の諸神、鳥獸の末に至るまで、一切悉く集まり來りて、みな共に佛の横はれる金床の下に慟哭せりと說けり。我が國に於て普通行はるゝ涅槃繪は卽ち後者の傳說に從へるものにして、其圖樣は概ね娑羅雙樹の中間に床あり、其上に釋迦佛横はり、これを圍繞して佛弟子を始め、神鬼・鳥獸の屬、いづれも慟き悲しむ狀を圖するものなり云々』とある。

四　雛　祭

雛祭は女兒の佳節で、三月三日の上巳に執行するので一に上巳の節句とも稱する。之れより先き、江戸時代には雛祭の雛を賣るために、二月二十五日から日本橋十軒店に雛及び雛祭用の調度一切を賣る雛市が立つて、非常な賑ひを呈したものだが、維新以來この優雅な美風が廢れ、十軒店の人形店が二月二十日頃から

店を改め、特に店先で雛及びその調度品を賣るが、近來は獨り十軒店のみならず、各町に三四軒の臨時雛店が出來て雛及び其調度品を賣る。趣味の下落にともなひ、粗造品が多く、漸次墮落して行くことは實に惜しいものである。さて三月三日の節句當日は上座に段をしつらへて雛を飾り調度を並べ、桃の花を挿し、紙燈籠をとぼし、白酒と草餅を供へて雛祭を執行するのであるが、家によつては草餅の代りに櫻餅を供へて祝ふ所もある。昨年の三月以後に生れた女兒に取り、今年の雛祭は初めての節句で、之れを初節句と唱へ、親類緣者並に知友は之れに雛を贈つてその初節句を祝したものだが、今は斯る習慣も廢れて、唯一部の趣味的行事に過ぎなくなつた。

農家の三月節句

當日東北地方の農家では雛を購はず、節句の前夜各自白紙にて男女一對の雛を作り、如何なる緣起に因るものか、その自製の雛を雪隱（便所）の壁に吊し、當日は業を休み、酒に桃の花または梅の花（東北地方では兩花共に殆ど同時ごろに咲く）を浸して酌み交はし、赤飯を食べて祝ふ習慣になつてゐる。風變りな祭樣（まつりやう）であるから、記して史家の參考に供する。また東北の或る地方では赤飯の代りに蓬餅を搗いて祝ふ所もあるが、その餅を餅草と唱へ、または蓬餅と稱する。同じ名稱の草餅でも東京のものと異なり、田舍の草餅は摘みたての蓬を茹でて水に浸し、之れを糯米を蒸したものと一緒に搗いたのであるから、柔かで、蓬の香も高く、これを搗き立ての黃粉にまぶつて食べると、如何にも春らしい佳味があるが、東京の草餅は餅に乾燥して貯へた蓬をほんの僅か混じ、食料繪具で色をつけるので、普通の餅よりも却つて旨くない。東京では一般に江戶時代から雛祭の當日雛壇に榮螺と蛤と雛菓子、または安價な全部白砂糖で拵へた魚貝類を供へる。併し農家では當日を三月の節句として祝ふことは東京と同じいが、特に雛段を設けて都會風に雛を飾る所は殆ど見られない。

五　春の彼岸會

春の彼岸會

農家では彼岸櫻を見て種子を蒔く

春分秋分の日の前後三日づつ合せて七日間を彼岸と稱するが、春分を中間とするを春の彼岸、秋分を中間とするを秋の彼岸といふ。また初日を彼岸の入り、終日を彼岸の明けといひ、春分、秋分を中日と稱する。我が國では都鄙を論ぜず、この期間に各家庭では佛壇に花を飾り、種々の供物をそなへ、朝夕線香をとぼして祭ることになつてゐる。中日には一般に萩の餅を拵へて佛前に供へ、且つ親戚や近所へ萩の餅を配つて供養する。また熱心な信徒は十人・二十人といふやうに集つて講社を作り、團體で札所を順禮する所があるが殊に東京にはこの種の講社が多い。順禮者は白い手甲と白い脚絆をつけ、白い足袋を穿き、首には數珠をかけ、鉦を携へて札所を巡拜する。またこの彼岸には各寺院で七日間說教を行ふ。ために札所の寺院は非常に賑はひ、寺院の庭には臨時に飲食店・線香屋などが出來て、茶・菓子・團子・いなりずし・萩の餅・線香・花などを賣つて順禮者の便宜を圖つてゐるが、また札所の門前には講中相手の茶屋があつて、晝食・休憩などの需要に應ずる。就中東京の如き大都會にあつては恁した講社の數は恐らく數萬に達すべく、隨つて彼岸になるとこれ等の講中で札所は頗る雜沓し、市中は非常に賑はふのである。

世俗に暑さ寒さも彼岸までと云ふことがあるが、これは寒さも春の彼岸まで、暑さも秋の彼岸までと云ふべきを略して暑さ寒さも彼岸までと云つたものだ。農家は山に咲く彼岸櫻(彼岸の頃に咲く櫻)を見て、稻の種子を苗代に蒔くので、一に彼岸櫻を種子蒔櫻とも稱へるが、この頃になると風も和らぎ、氣候も非常に溫暖となり、もう冬の名殘りの寒さも消え、土手には桃の花が咲き、水田には赤蛙が鳴き初め春の彼岸を境に次第に暖かくなるので、寒さも春の彼岸までと云つたものであらう。また暑さも秋の彼岸までとは、秋の彼岸は大抵毎年陰暦八月の末から九月初旬であるから、この頃になると稻も稔り、柿や栗が色づき、厭な蚊もそろ〳〵退却を初め、毎日晴天がつゞき、暑からず誠に凌ぎよい時候になるので、暑さも彼岸までといつたものであらう。

芳野の千本櫻、山城の嵐山は古來觀櫻の名所として名高く、京都は祇園・平野の夜櫻亦有名で、花時の雜沓は到底筆紙につくし難いが、東都では上野・隅田堤・飛鳥山等が名高く、就中東叡山を以て第一とする。小金井は都下を距ることが遠いが、多摩川上水を挾み、その風情が他に比類がないので、花時玆に杖を曳くものが多く、これ亦府下第一の名所となつてゐる。

農家と異なり、年中店内で働いてゐる商人に取つては年一度の花見も一種の解放で、全く籠から放れた小禽と同樣、花下に打寛いて酒酌み交はし、漫談に放歌に、滑稽な所作と道化けた手踊は、彼等に取つては恐らく天國であつたにちがひない。隨つて花時――陰曆三月四五日頃、陽曆の四月五六日頃（勿論東京を標準として）になると、今年の花見はどう云ふ趣向で押出さうか、着物はどんな模樣で、下駄はかうと、もう半月も前からいろ〳〵と頭をひねつて考へるのが東京ツ子の習慣で、花時になると貴賤・老若・貧富を問はず、花を見ぬは男の恥・女の恥とするといふ程の意氣込みで花見の準備をするのである。

それに東京は約三百年の間將軍の城下であつただけに、町人は永い間武士に頭を抑へられ、始終武士のために虐げられてゐた爲め、明治になつて四民平等となり、廢刀令の發布後はその反動といふ譯でもあるまいが隅田堤・上野・飛鳥山の花見は古今未曾有の雜沓を來したと稱せられる。當時の花見風俗は江戸時代とちがつて過半は丁髷を切つた散切り頭、洋服姿のハイカラ紳士、紺色もはなやかな半纏着の職人、仕立下しの木綿着物の小僧・番頭、友禪縮緬の町娘、こゝに一團、かしこに一團と花下に莚を敷いて笑ひさゞめく光景は花見でなければ全く見られぬ如何にものんびりした情景であつた。中には莚の上で酒宴をひらき、酒のまはるにつれて三味線を彈き、歌をうたひ、踊をおどり、手をたゝいてやんやと噺してゐるもあり、或は假裝で

六　花　見

花見

乘込むもあり、或は故意とらしく花見の群衆を押分けてこれ見よがしに馬車を驅つて通るもあり、或は外國人の妻子を携へてニツポンサクラを連發しながら花下を逍遙するもあり、或は老婆の手を曳いて笑ひさゞめきながら花間を縫うて歩むもあり、或は俥夫體の男が職人風の男を相手に上になり下になり組合つて喧嘩してゐるもあり、或は迷子が泣き叫びながら巡査に慰められてゐるもあり、千差萬別・千態萬狀と云ふ熟語は全く花見に於てのみ見られる光景なるかの如く、顔と同じやうに花見る人の風俗は人に依つて一樣でなかつた。明治五六年以後の花見は舊幕時代と異なり、花の名所に無用な長刀の跡を絕ち、町人本意の自由な、朗らかな實にのんびりしたもので、丁髷半分散切半分といふ珍風景の間に、人力車・馬車を混へ、お轉婆娘の洋裝、五ツ紋の七七子羽織に山高帽、仙臺平の襠高袴に靴をはいて卷莨をくはへた紳士、つんつる天の紺がすりの袷に白天竺の兵子帶をしめ、下には荒い格子縞のシャツを着て、足首を瀨戶の釦でしめたズボンをはき、雜木の重さうな下駄をはいて太いステツキをついたバンカラ書生——明治初年の書生は多く失業士族の子弟で、未來の大臣・參議を目指して東京に上つたものが多く、素寒貧の癖に隨分威張つたものだ。これが幕府全盛期の花見になると、不良旗本の泥醉漢(のんだくれ)やもぐり町奴の横行で、町人などは迂濶に花見も出來なかつたのだ。維新後は形勢が一變し、反動的に町人百姓が勃興して武士が滅亡し、四民平等の世の中となつたので、萬事は金の世の中、金と酒なくて何の花見かなで、實に町人の花見は賑やかなものだつた。永く續かぬのは奢る平家ばかりではない、約三世紀に涉つて農工商を虐げた武士も、時勢には勝たれず、人斬庖丁で傘の骨を削り、柳生流も瀧川流もピストルの一擊に意久地なくへたばる時勢となつては、世は花見だといふのに、トンネル長屋にうらぶれて、徒らに街路を賑々しく往來する町人を羨ねばならなかつた。沒落した舊大金持の後家、その愚痴と際涯しなき豪奢だつた昔の回顧は、色のあせた羊羹色の袷を着て、長屋の一室に傘の骨を削る明治初期の花見時に於ける士族のそれと同じものではなかつたらうか。亡びて行く武士、榮えて

行く町人と百姓、そこに舊幕時代と明治初期の花見には、大きな隔たりがあつた。

七　端午の節句

端午の節句

明治初期には陰暦五月五日に行つたもので、三月三日の雛の節句を女兒の佳節と稱するに對し、端午の節句を男子の佳辰と稱する。また三月の節句に飾るのを雛と呼ぶのに對し、五月の節句に飾るのを人形と呼ぶのも不思議である。

江戸城の端午節句

民間の端午節句

端午の節句は男子の佳辰と稱へられるだけに、舊幕時代江戸城では五節句の一として嚴重な儀式が行はれ幕府出仕の面々は當日五ッ時に染帷子長袴にて登城し・端午の祝儀を陳ぶること上巳(三月三日)の節句と同じく、大奥でもお目見以上は端午の祝儀を陳べて柏餅を上り、又三家・三卿・家門等は粽を献上するを式禮としたものであるが、民間でも端午の節句を祝ふことは盛んに行はれ、就中都會に於ては一般に男子の出世を祈る意味で盛んに行はれたものだ。この日一般に軒端に菖蒲と蓬を挿し、粽・柏餅等を製して食し、菖蒲酒を祝ひ、内風呂のある家では菖蒲湯をわかして入浴し、また市中の錢湯では之れまた菖蒲湯を立てゝ入浴せしめたものである。殊に七歳以下の男兒のある家では床間に鍾馗・武者などを描いた畫幅を掛け、その前に幟・吹流し・弓・矢などを樹て、冑人形・菖蒲刀等を飾り、庭前には鯉幟を樹てゝ互にその美を競うたものだ。維新後明治六年一月四日太政官布告第一號を以て五節供を廢し、紀元節・天長節を以て祝日と定められたので、この節句を祝ふことは一時荒廢したが、その後亦漸次この節句を祝ふことが復興し、七歳以下の男兒ある家庭のみならず、廣く一般の家庭でも祝ふやうになつた。就中男兒のある家ではその儀式を盛大に行ひ、室内には座敷幟及び冑人形を飾り、人形には柏餅・菖蒲酒を供へ、庭前には鯉の大幟・吹流しなどを樹てゝ男兒の佳節を祝ふことは江戸時代と同じい。

端午の節句に菖蒲・蓬・柏餅・粽等を用ひたことに就いては日本百科大辭典に『抑々端午に菖蒲を節物とすること、菖蒲は藥草にして本草綱目に「食ㇾ之長生」、又「除二一切惡一」など見えたれば、もと惡厲邪氣を攘はん意に出でたるなるべし。家々の檐端に菖蒲・蓬を挿むは、蓋し火災を除くためなりとも傳ふ。又粽を製して食するは陰陽相包裹して未だ分散せざるに象るとも云ひ、粽は惡鬼に象りたるものにて、これを切りて食するは惡鬼を降伏するの義なりとも云ひ、昔楚の屈源五月五日に自ら汨羅に投じて死し、其姉女嬃が粽を製し屈源を弔ひたる故事に出でたりとも云ふ。柏餅は正式の品にあらざれど、柏はもと神事に用ふるめでたきものなれば、これも邪氣を攘はん意にて用ふるなるべし云々』とある。この日農家では菖蒲と蓬で檐端を葺くことは町家と同じいが、町家の如く人形を飾り、鯉幟や吹流しを樹てることは稀れで、家業を休み、餅を搗いて祝ふ習慣になつてゐるが、三月三日に於ける雛の節句の如く、男の佳節として祝ふことは町家と同じなのである。

八　七　夕　祭

七夕（たなばた）は織女星の稱で、陰曆七月七日の夜織女・牽牛の二星が天漢に於て會ふと云ふ支那の古い傳說に基き、天漢を天之安（アメノヤス）ノ河に附會し天ノ河となし、織女星を棚織姬に附會して棚織津女又は棚織と呼びならはしたもので、それが轉じてその夜を「たなばた」（七夕）と呼び馴はしたのであると云ふ。傳說によると天河の東に織女がゐる、日本百科大辭典に『天河の東に織女あり、天帝の子なり、年々機杼勞役して天衣を織り、容姿を理むるに遑あることなし、天帝其の獨居せるを憐み、河西の牽牛に嫁せしめたるが、其後織女遂に機杼を廢したりしかば、天帝怒りて河東に歸らしめ、一年に一たび天河を渡りて相會合せしむ、其日もし雨降れば、天河の水增して渡ることを能はず、其時烏鵲河を塡めて橋をなし、織女これを渡りて相逢ふ

と云ふ。もとより無稽の談にして好事者附會の言に過ぎずと雖も、漢人二星會合の事を記してより代々の文人墨客好んで詩歌の料となし、我國の歌人亦これを嘉尙して和歌に詠じ、遂に弘く世上に流布するに至れりかくて七月七日の夜女兒の二星を祭りて機杼裁縫などの手藝の上達を祈る事我國都鄙一般の風となり、之れを「たなばたまつり(七夕祭)といふ云々」とあり、以てその由來を推知するに難くないが、古いことは措くとして德川時代には都鄙ともに盛大に行はれたもので、幕府では卽ち六日に三家以下諸大名等が使者を以て七夕の祝儀として献上品をなし、七日の當日は朝辰の刻に殿中出仕の人々は白帷子に長上下を着し祝儀を陳べるのを式例とする。また當日大奥でも儀式が行はれる、卽ち六日の夜御臺所からお目見以上に七葉の色紙を賜つて星合の歌を召されるが、翌七日の朝お目見以上は白帷子に附帶を結んで總觸れの聲とともに二ノ間三ノ間について、御臺所が上段の間に現はれると、順次に下段に進んで七夕の御禮を言上する。この式がおはると御臺所の席を下段に移し、こゝで御年寄各自の色紙を披露した後、それを豫ねて用意してある葉竹に結びつける。この日御床の椽端に七尺四方の白木造りの臺を据え、その四隅に葉竹を立てゝこれに願ひの絲七筋をかけ、四方に注連を張り、臺の中央には桃・瓜・西瓜等を堆く盛り、梶の葉を置き、燈明を供へるのを例とする。特に御臺所は短冊に星合の和歌一首を染めて手向けられるが、八日の朝には種々の供物を撤し、葉竹・注連・梶の葉は之れを一束となし、御廣敷役人が之れを品川の第三臺場に持出して海中に投じたものだと傳へられる。また民間では七日の午後葉竹に五色の紙を短冊形に裁ち、之れに七夕に因んだ和歌を書いて結付け、更に投網・果物・衣類などを色紙で作つて葉竹の所々に結付け、五色の絲をかけなどして庭前に樹て椽端に机を据え、それに瓜・茄子・桃・胡瓜・西瓜・赤飯などを盛つて祭つたものであるが、併し地方によつては前日に葉竹を飾り、翌七日に赤飯を供へ、葉竹を附近の河に投じて流す所もある。然るに明治六年五節句を廢止せらるゝに及び、七夕祭も一時大いに廢れたが、その後漸次復興し、再び江戸時代の盛觀を呈するに

江戸城の七夕祭

到つた。

七夕祭で名高い所は伊達氏の舊城下仙臺市で、いま玆に同地に於ける七夕祭の次第を記して參考に供しよう。

仙臺とその附近の七夕祭は江戸時代から傳はつたもので、維新後も依然として盛大に行はれてゐるが、仙臺市では陰暦七月六日(いまは八月六日)の午後五色の紙を短冊形に截り、之れに七夕に因んだ和歌を書いて太い葉竹に結びつけ、更に葉竹の枝に五色の紙を以て拵へた着物、投網・燈籠などを吊し、五色の吹流しや五色の絲をかけて、その葉竹を店先に樹て——一軒も殘らず——その夜各商店では七夕を迎へると稱して、自家の前の街路に山の如く薪を積んで火を焚くので、之れを見物するために市内の人々は申すに及ばず、近郷否な遠く盛岡・福島邊からまで見物人が殺到するので、市内は頗る雜沓し、非常な賑はひを呈する。七日は全市を擧げて餅をつき又は赤飯を調へて七夕を祭り、八日の朝之れを撤し五色の紙は廣瀬川に投じ、葉竹は枝を去つて種々の要に供するのを式例としてゐる。

然れども仙臺近郷の農家で行ふ七夕祭は仙臺市の七夕祭と異なり、六日の午後五色の紙を短冊形に截り、之れに和歌を書いて葉竹に結ひ、庭前に樹てることは仙臺市と同じいが、農家ではその夜麥稈で數個の馬と人形を造つて葉竹の下に飾り、麥稈を燃して七夕を迎へるが、七日の未明に前夜造つた人形と馬を庭の屋根に投げ上げ、葉竹は五色の紙をつけたまゝ胡瓜を添へて附近の河に投棄することになつてゐる。胡瓜を添へるのは河童に捧げるためだと稱せられる。七夕と河童は如何なる因緣あるや不明なるも、この日河童に胡瓜を捧ぐればその年兒童が河に泳いでも水難を免れると云ふ。またこの日兒童は筆と硯を河で洗ひ、各農家では朝から業を休み、赤飯を製し、緣端に机を据え、椀に赤飯を盛り、種々の野菜及び桃・未熟な林檎等を供へて七夕を祭ることになつてゐる。

東北地方では獨り宮城縣のみならず、今も盛んに七夕祭を行ふが、その中でも仙臺の七夕祭は有名で、近年七夕祭の飾りに賞をかけて奬勵してゐるので、その規模は年々增大の傾向があると稱せられる。

九　盂蘭盆

盂蘭盆

陰暦七月十五日に父母並に祖先の亡靈を供養し、倒懸の苦を救ふことで、我が國では盂蘭盆會（うらぼんゑ）または聖靈祭と云ひ、俗には單に『ぼん』とも稱する。

草市

之れより先き、七月十二日の夜から十三日の朝に涉つて都會地では盂蘭盆の聖靈祭に用ひる品々を賣る草市（くさいち）が開かれ、蓮華燈籠・角燈籠・眞菰・猿垣・麻殻・蓮葉・鬼灯・素麵・茄子・鼠尾草・土器等を賣る、これ等を草物といふ。

東京の盂蘭盆

盂蘭盆は正式には陰暦七月十五日に聖靈祭を行ふことになつてゐるが、東京では十二日の朝草市から歸ると佛壇の前に盆棚を拵へ眞菰を敷いて父母並に祖先の靈牌を飾り、その前に猿垣を据え、蓮華燈籠を吊り、茄子や胡瓜で馬を作つて並べ、素麵・茄子・鬼灯・胡瓜などを吊り下げ、その他靈前に種々の菓子や野菜・果物等を供へる。また盆棚の前には經机を据えて打敷をかけ、之れに線香立・鉦・蠟燭立などを並べ、團子を製して供へる。この日また墓場を掃除して白張の燈籠を立て、新に花立を供へる習慣になつてゐるので、門前には草花や花立や燈籠を賣る臨時の市が立ち、非常な雜沓を呈する。

聖靈祭に供物をそなへる器具はすべて素燒の土器と蓮の葉を用ひる習慣であるが、十三日は白米を水に浸したものに茄子と胡瓜を四角に細かく刻んで混じ、之れを蓮の葉に盛つて靈前に供へ、次いで同日一家打揃うて墓參をし、祖先の墓前には一々蓮葉を敷き、それに白米と茄子・胡瓜を混じた物を供へ、花立には種々の草花を挿し、石碑には番茶を注いで禮拜する、之れを盆の墓參と稱する。

翌十四日には僧侶を招いて聖靈祭を行ひ、素麵を煮て靈前に供へ、亦家族一同之れを食して亡靈を慰める。十五日は記錄に依る正式の祭日で、當日は家に依り餅を搗いて靈前に供へ、且つ最初の藪入なので、商家では番頭・小僧・下男・下女に宿下りを許すから、市中はこれ等の人々で相當に賑はひを呈する。翌十六日はお歸りと稱し、聖靈祭の最終日で、當日は早朝に盆棚を撤し、種々の供物を眞菰に包み、お迎ひ屋が來たとき、若干の賃錢を與へて渡してやると、お迎ひ屋はこれを適當な所へ運搬して捨てるのである。

盂蘭盆會の由來

盂蘭盆會は日本百科大辭典に『盂蘭盆經及六十三套報恩奉盆經によれば、目蓮始て神通を得、父母のため乳哺の恩に報ぜんとして道眼を以て世間を觀視せしに、亡母餓鬼中に在りて飢渇に苦めり、目蓮卽ち鉢に飯を盛りて其母に餉せしに、食未だ口に入らざるに化して火炎と成りて食する能はず、目蓮これを見て、悲號涕泣し、佛に救を乞へり。此時佛は目蓮の母の罪根深くして目蓮一人の力にては如何ともなし難きを以て、十方衆僧威神の力によりて解脫せしむべきことを告げたり。目蓮卽ち七月十五日僧自恣（じし）の日に衆僧を供養し法會を營みけるに、母は其の功德によりて善處に生じたりと云ふ。これ盂蘭盆會の濫觴なり。（中略）かくて盂蘭盆會は民間にも傳はり、年々七月十五日父母乃至七世の父母を憶想し、且有緣無緣三界萬靈のため、百味の飲食・五菓を具へ、照燈懸繒して、十方の佛僧に施し、以て供養を行ふことゝなり、今に至りて衰へず』とあり、以てその由來を推知するに難くないであらう。

お中元

また我が國では盂蘭盆會の前後に中元の贈答を行ひ、以て平素の疎遠を謝する習慣があり、贈答品には多く季節品を用ひる。例へば商家では手拭・素麵・盆提灯などを贈答品に用ひ、地方の農家では胡瓜・西瓜・茄子まくわ瓜・唐もろこし等を贈答して、互に平素の疎遠を謝することになつてゐる。

秋の彼岸會

十　秋の彼岸會

春の彼岸は春分を中間として前後三日づゝ合せて七日間を彼岸とするが如く、秋の彼岸は秋分を中間として前後三日づゝ合せて七日間を彼岸とすることは、春の彼岸會の條に述べた通りであるが、初日を彼岸の入り、終日を彼岸の明けと唱ひ、秋分を中日と呼ぶ。彼岸には各家庭で佛壇に花を手向け、種々の供物をそなへ、線香をとぼし、朝夕御飯を供し、中日に萩の餅を製して靈前にそなへ、親戚に配ることは春の彼岸と同じだが、この季節は山の物、卽ち栗・梨子・葡萄・柿等が成熟し、恰度これ等の果物の初物の出る季節なので、信仰深い家庭ではその値の高低に拘らず、之れを購め佛前に供へて亡者の靈を祀ることになつてゐる。また秋の彼岸には春の彼岸と同じく、各寺院では說教を催すので老若の男女は說教を聞くべく寺院に赴くので、各寺院は非常に雜沓する。

秋の彼岸にも春と同じく各講社が團體で札所の巡禮するので、札所に當れる各寺院はこれ等の巡禮者で頗る雜沓したものだ。ために札所の各寺院では番茶を出して順禮者を接待するが、その他境內または門前には茶・菓子・團子・稻荷鮨・萩の餅・線香・花等を賣る臨時の掛茶屋が出來て、順禮者の飲食の便を圖る習慣であつた。また是等の臨時掛茶屋の外に、寺の門前またはその附近には講中相手の茶屋があつて、晝食・萩の餅・いなり鮨等を賣り、兼ねて休憩の用に供したものである。就中東京の如き大都會には斯る順禮講者は數萬を以て數ふべく、隨つて每年春秋二期の彼岸會には夥しい人出で、門前の講茶屋は非常に繁昌すると稱せられる。

春の彼岸會は各地殆ど同じいが、秋の彼岸會は地方によつて多少その祭禮に相異がある。或る東北の農村へ行くと、彼岸の頃は恰も稻の成熟期に際するので、中日に萩の餅を製して靈前に供へることは東京と毫も變りはないが、この期間に燒米を製し、靈前に供へて祀る習慣がある。燒米とは彼岸に稻を刈つて籾を鐵製の平鍋で炒り、それを臼に入れ數人にて杵で非常な速力で搗き潰すと、米は偏平につぶされ、頗る香ばしい燒米が出來る。堅いので老人や齒の惡い人には適せぬが、白砂糖を混じて食べると、非常に香ばしく實に風

味があるので、農家では多量に製して間食用に供する。

秋の彼岸頃からは秋も本格的に進み、氣候も次第に涼味を加へ、市場には栗・葡萄・柿等が現はれ、如何にも秋らしい感じを加へるやうになるので、俗に暑さも秋の彼岸までと云ふのである。

十一　二十日惠比須

二十日惠比須

毎年十月二十日、商店にて蛭子神を祭るが、十日夷參りといふに對して夷講ともいふ。正月十日の夷參りに一年中の商賣の繁昌を祈り、二十日惠比須はこれが報賽として蛭子神を祭るのであると傳へられる。

上方の誓文拂ひ

當日夷棚に惠比須(夷)・大黑二神の影像を飾り、神饌・神酒を供へ、鯛魚を供へて祭るのであるが、その儀式に就き、日本百科大辭典には『此夜更くるまで年中出入するところの華客及親戚・知己を招きて讌宴を張るを例とし、上方にてこれを誓文拂といふ。又二神の影像の前にて賓主相混じて、盃盤・器物に至るまで假りに價千兩・一萬兩と定めて賣買の體をまねぶことあり、これを夷講の賣買と稱へて當夜の酒興の戲とす。京都の呉服商にては、此日端切を袋に入れ店頭に飾りて賣る。これを夷切と稱ふ。江戸にては前夜大傳馬町一二丁目・通旅籠町に市を立てゝ、夷講用の魚類・菜蔬及び二神像・小宮・諸器物を賣り、又淺漬の澤庵を鬻げり。これを「べつたら市」と稱ふ』とあり、以て江戸時代に於ける二十日惠比須を推知するに難くない。維新後は夷講も稍や廢れて一般に江戸時代ほど盛んには行はれないが、それでも緣起をかつぐ商家では毎年盛んに行はれたもので、大店ではこの日出入りの魚屋から大きな鯛を買入れて用ひるを定例としたが、小店及び一般の仕舞屋では生きた鮒を買ひ、それを水を盛つた丼または鉢に放ちて夷・大黑二神の前に供へて祝ふたものである。

二十日惠比須の鮒賣り

この日東京では鮒屋が生きた鮒を桶に入れて『鮒や鮒』と町々を觸れて賣つて歩くので、之れを買求めその夜これを前記の如く二神の前に供へたものだ。當夜は各家庭でお頭づきの魚の鹽燒に蛤のお露汁

東京のべつたら市

等で酒を飮み之れを祝ふのが定例で、鯛を神前に供へるものは殆ど稀であつた。

また當日東京大傳馬一、二丁目から通旅籠町に『べつたら市』が立ち、夷講の社屋・二神を描いた掛軸・同摺物・淺漬等を賣るので、これ等を買求めんとする者及びべつたら市を見んとするものが、全市から群集するので、市場は非常に雜沓するが、淺漬屋の若者やこの淺漬を買つて小賣しようと四方から集つた八百屋または鹽物屋の若者などが、無遠慮に群集の中で大きな淺漬澤庵を振廻はして歩くので、往々見物人中には澤庵についてゐる麹を晴着にふりかけられるものがあるが、この『べつたら市』では小言をいはぬ習慣であるから到處で悲喜劇が演ぜられたものである。併しいまは夷講も衰微し、べつたら市も年々廢れて淋しくなり、江戸時代や明治初期の如き『べつたら市』は見られなくなつた。

第四節　明治以後新に起つた風俗

明治以後新に起つた風俗

一　明治初期に於ける風俗上の變化

明治初期に於ける風俗上の變化

風俗上に於ける精神的變化

維新の革命は單に政治・經濟上の機構に一大變革を惹起したのみならず、我が國民の風俗・生活に精神的にも物質的にも異常な變化を與へたのである。然らば風俗・生活上に與へた精神的變化とはどんな方面かと云ふに、例へば明治三年九月平民の苗字を稱することを許し、同四年四民平等の令を發し、同年八月穢多非人の稱を撤廢し、同五年五月通稱名乘の兩用を禁止し、同年八月私に姓名の改稱を禁じ、同じく八月學制を頒布し、同年十月娼妓を解放し、同六年に至り太陽暦を採用し、同年三月自由に外國人と結婚することを許し、同八年平民に氏を稱せしめたるが如きは、舊幕時代の被壓迫階級、即ち農商工階級民に對し、精神的に異常な衝動を與へたことは論を俟たぬ。本書の經濟編稅制の條を精讀さるればその一般を推知し得らるるこ

舊幕時代の農民

農民の迫害

と〻想はれるが、舊幕時代の武士は絶對に租税を負擔することなく、領主から家祿を支給せられ、主に武術を專業として威張つてゐた。當時租税を負擔し、課役を勤めたものは農民であり、工・商階級の一部に過ぎなかつた。然るに待遇はその負擔に反比例し、古老の談によると百姓は氏を稱することを得ざるのみならず武士の命令には其善惡を問はず絶對に服從せねばならず、萬一之れに反抗々辯する者あれば輕くて斬捨御免重ければ磔刑に處せられたもので、之れを極端な比喩を以ていへば馬鹿殿樣でも、その殿樣から百姓に對して女房を獻上しろとの命令があると、その命令を受けた百姓は餓死しようが、赤坊が泣かうが獻上せねばならなかつたと云はれる程百姓・町人・職人は迫害されたもので、而も武家の全盛を極めた舊幕時代にあつては百姓・町人・職人等は絶對に政治上に參與することを許されず、唯命令にこれ服從するといふ風であつた。加之百姓・町人・職人等は日常の衣服・結髮・履物等にまで或る制限を加へられた。就中百姓の如きは尤も苛酷な取扱ひを受けたもので、例へば、全領内の諸經費を殆ど全部負擔させられて居るにも拘らず、種々の弊害ありと稱し農業の自由經營・農産物の自由販賣・耕地の賣買を嚴禁せられてゐたので、その不自由さは言語に絶し、農民の生活を壓迫することは非常なものであつた。即ち當時の百姓は麥や豆以外に儲かる有利な物があつても、それを自由勝手に作ることは出來なかつた。また同じ豆や米を賣るに當つても領内で賣るよりも他藩で賣却する方が遙かに有利でも、賣ることが出來なかつた。百姓してゐるよりも商賣を營む方が樂で金が儲るので、田畑を賣つて資本を拵へようとしても賣ることが出來なかつた。然しそれも仕方がないとしては、百姓・町人・職人等は氏を稱するが出來なかつた。從つて役所へさま〲の屆書また種々の願書を差出す時には佐々木藤右衞門だの、加藤平造などゝ書く譯には行かぬ、町人ならば町人德右衞門・町人平造と認め、百姓ならば百姓德右衞門・百姓平造と署し、大工ならば大工德右衞門・漆屋ならば漆屋平造、綿屋ならば綿屋勘平、紙屋ならば紙屋治兵衞と認めて差出したもので、實に不愉快きはまるものであつた。かくの如く武士

と平民の間には非常な地位の懸隔があり、この懸隔から種々の悲劇を演じた例は尠なくなかつた。

四民平等

然るに維新後王政復古と共に、政府は勉めて歐米の文物制度を輸入し、政治・經濟上の諸機構に大改革を斷行すると同時に、風俗に就いても歐米のそれを斟酌して諸種の劃期的改革を斷行したので、茲に農工商の三階級民は初めて人間の待遇を受くるに至つたのである。就中明治四年四民平等の諭告を發せられ、華族から平民に至るまで互に婚姻することを許され、穢多非人の稱を廢し身分職業共に平民と同樣になるに及び、農商工以下の人民が精神的に受けた影響の非常なものであつたことは想像に難くない。併しこれより農民以下が遽かに平等熱に浮かされ、その弊害も尠なくなかつたが、農民以下を精神的に自覺せしむるの端を拓いたことは非常なものであつたに違ひない。勿論斯る破天荒の改革に對して村の名主や床屋などは頗る不滿で百姓以下が急に威張り出したのを苦々しく思ひ、中には種々の反動的小細工を試みるものゝあつたことも想

婚姻の自由

像に難くない。明治大正昭和繪卷、四民平等の條に『或る山間でのことだが「今日からは名主も糸瓜もない」と小作人達が急に四民平等熱に浮かれ出したので癪に障つた庄屋さん、一日、平等祝賀の名義で皆を招き酒を肥桶に盛つて席へ持込んで進めた。一同の驚いてゐるのをさて庄屋穢いものは洗つても汚く思ふ通りお前方だつて小作人は小作人だ、もと〳〵我等と人柄が違ふ」と威張つた珍話もあるとある』とが如きは、

學制の發布と農民の政治的進出

當時の情勢を巧みに諷したものであらう。かくて同五年八月に至り、學制が頒布せられ、四民共學で學問の自由を與へられるや、舊幕時代の被壓迫階級に屬する農民・町人・職人等は茲に完全に社會進出の平等權を

華士族の衰退

賦與せられ、漸次失業華士族を驅逐し、政治的にも經濟的にも異常な勃興を來した。就中商人の勃興は甚だ

商人の勃興

しいもので後には政治、經濟上に絶大な影響を及ぼすに至つた。隨つて從來粗食弊衣に甘んじ、武士に對し、絶對に屈從してゐた町人等は反動的に金錢を以て權勢に對抗せんとし、金のあるに任せて馬車を驅り、人力車をとばし、紅燈禁酒に耽溺するものも少なくなかつたと傳へられる。また斯る人々は衣服調度にも豪

奢を極めた實例は枚擧に遑がないが、就中明治初期に爲換會社・株式取引所・米穀取引所等の附近に店舖を構へて、諸種の證卷・株式・米穀・公債等の仲買人及びこれ等の店舖を根城とする所謂相場師なるものは、實に言語に絶する豪奢を極めたもので、福地櫻痴（源一郎）の舊江戸年中行事の一斑にも『然るに明治の東京と成て以來は武家が無なりたれば町家の獨舞臺と成り、如何なる花裝研服するも制度の是を禁ずる事の無きに任せて、男女を論ぜず貴賤を問はず、老幼上下を擧げて驚くばかりの派出なるを裝ひ、黑縮緬の長羽織に鯨尺で直徑壹寸五分の大きさに五ツ紋を染出し、朱珍の織物にて裏を打ち、紫色の打紐の重量八百五拾目もあらんと覺しきを胸高にだらりと結び下げ、蜥蜴の背と見紛ふ色したる風通織の三枚小袖をぞろりと着、その下には淺黄縮緬友禪の長襦袢を袖口ながに着なし、遠州透を織出したる博多の帶の三寸幅なるを締め、焦茶堅縞の仙臺平に茶丸の裏つけたる襠高袴の蹴廻し、殊に廣やかなるを後下りに着て、黑塗の手車（人力車）に召されたるは、天ぱれ御裝束や、如何なる高貴の華族にておはすらんと人に問へば、卿知らずや、彼こそは蠣殼町に業と呼べる米商仲買の手代にて、常は立會に手振をする男にて、今日は主人の名代に得意先を年禮に廻るなれとの答なり云々』とあるを以て見ても、當時商人が反動的に如何に豪奢を極めたかを推知し得られるであらう。

花柳界の特異

一方亦花柳界を見るに、天保十二年の改革以來深川を始め市内十數ケ所の花街を廢して、悉く之れを吉原に入らしめて嚴に色慾二道を禁じたので、爾來江戸藝者は町藝者と呼ばれて吉原藝者と區別し、柳橋・芳町・濱木店・靈岸島・汐留（いまの新橋）・明神・淺草廣小路・山谷堀・下谷・深川等に散在してゐた。その中で柳橋が中心で最も盛んであつたが、それでも藝妓雛妓を合せて百人位のものであつた。その他は二十人・十人といふ有樣で、藝妓雛妓の數は今日の一カフエーの女給にさへ及ばなかつた。然るにこれ等の町藝者は常に町奉行所の嚴重な監督下に置かれて風俗を制限せられ、また吉原遊廓では商業上町藝者を常に仇視して、動もすれば町

奉行所にその違令を密告し、熾んにその私行を摘發するので、實に當時の町藝者は筆紙に盡し難い壓迫を受けてゐた。隨つてその風俗にも嚴重な制限が加へられ、人肉を表看板とする下等な女郎の豪奢な扮裝に比し裏面はともあれ藝を表看板とする藝者の扮裝は實に貧弱極まるもので、兩者は餘りにもその懸隔が甚しかつた。いま參考に幕末に於ける町藝者の風俗を略記すると、髮飾りは笄及び前差を禁ぜられ、鼈甲物は後差か櫛かの一種に制限せられて、而も兩方を一度に用ひることを禁ぜられ、普通は銀簪を一本用ひたものであつた。また衣服にも嚴重な制限があり、長襦袢は無地の縮緬で、友禪及びその他の染模樣を禁ぜられ、上衣は縮緬の紋付を許されたが模樣は絕對に許されず、裏は引返しも替り裏も共に禁ぜられ、花色絹に限られ、下着の裏も亦同樣であつた。花色絹とはその色稱は華麗なるも、今日の薄紺色であるから、その質素振りが思ひやられる。次に女の生命とも云ふべき帶であるが、主として博多・小柳・琥珀の類を用ひ、朱珍・唐織等の如き模樣を織出せる品を禁じ、襦袢の半襟の如きも白襟ならば羽二重か精好に限られ、綸子紗綾（さや）の如き地紋を許さず、色襟の如きも染模樣を用ひることは差支ないが、縫模樣は一切禁ぜられてゐた。着替は縞物に黑の半襟をかけ、客の招きに應じて酒樓・船宿・待合等に赴く藝者と見えぬやうに纖桿の三味線を二ツに放して風呂敷に包み、供の男に持たせ、時として町奉行が風紀取締の令を出せば紋付の出を着て褄を取り歩くことも出來ず、途中は縞物の着替を端折つて往來せねばならなかつた。まるで當時の町藝者は今日の馬肉屋の女中其儘の風俗であつた。昔の深川藝妓は色藝二道兼行の身がらとて、遙かに通常の婦人よりは華かなものだつたが、天保十二年の改革後に於ける町藝者は全く素人よりも質素な扮裝（よそほひ）をしてゐたので、吉原の女郎とは少なくともその風俗に於て雲泥の差があつた。然るに維新後は四民平等となり、服裝上の制限を撤廢せらるゝに及び、俄然その反動として昔日の山櫻は、こゝに急變して艷麗濃厚な牡丹花となつた。福地櫻痴は舊江戶年中行事一斑に於て『年の頃は四十前後の婦人が黑出の友禪の長襦袢に紫紺天鵞絨の毛切ならずを半襟に

風俗上に於ける物質的變化
郵便
電信
乘合馬車
定期航行
人力車
汽車
汽船
トンビ
マント
洋傘
合羽・傘の滅亡
ランプ

掛け、青海波を織出したる小紋縮緬の三枚襲をズラリと着成し、古代模様の朱珍の丸帯を輪太(つゞと)に締め、純金(きんむく)の金物打つたる帶留なし、黒縮緬を無双に仕立て、蔦の定紋を五所に染出したる綿入羽織の新しきを着て、髷は鍋町一番形の大丸髷に結ひ、蒔絵の中差に本甲の櫛を挿し、金足附きたる五分珠の簪をぐつと挿込み、右の手には金剛石に紅石、左の手にはサフィアを嵌めたる指輪を三ツ四ツ光らせ、絹足袋に黒天の鼻緒すげたる兩ぐりの駒下駄をはきて悠然と車上に坐し、紺法被着たる車夫に曳せて走り過ぐるは抑々如何なる御方とや思召す、是ぞ即ち今春新道にて某屋(なにや)と云へる藝妓屋の老婆(かゝあ)が五業組の初寄合に出席するとは呆るゝ計の装束ならずや。此輩にして尚斯の如し、況や富豪貴紳の方々が男女ともに其粧の美々しきは年々歳々益々花やかに成行けば、今年は定めて一層の甚しきに及ぶ事と推察せらるゝあり。但し其花やかなるに從つて風俗は反比例に下落して、田舎風に移り行くを爭ふべからざるの事實にて、是非もなき次第にこそあれ」とある。これは永年の壓迫に對する一種の反動で、當時は單に町人のみならず、百姓・職人等に至るまで俄かに昔日の質素な装束を棄てゝ一般に奢侈華美に流れたことは、舊幕時代の反動として蓋し已むを得なかつたであらう。

以上は明治初期に於ける精神的風俗上の著しい變化であるが、物質的變化に至つては更に一段と著しい變化を來したのである。即ち通信交通上では郵便・電信・乘合馬車・定期航行・人力車・汽車汽船が實施された爲めに、通信交通の時間・距離が從來の百分一千分一に短縮されて便利になつたのみならず、その賃銀の如きも殆ど何十分の一かに激減した。爲めに國民は非常な便益を受け、舊幕時代の如き流行の不安は除かれ、國民の生活上に絶大な貢獻をした。就中明治初期に於て風俗上に一大變革を與へたものは、明治初年から盛んにトンビ・マント・洋傘が輸入され、之れが廣く用ひられるに至つたので、從來の不恰好な合羽や傘が漸次驅逐された。またこの頃から洋燈(ランプ)が輸入され、燈火上にも一大變革を起した。これには面白い物語がある。明治五六年の頃新潟縣の某書記官が何か所用あつて上京し、馬喰町邊の旅籠屋に投宿したところ、そ

蠟燭・行燈の驅逐

の日の夕方、女中が硝子製の變梃なものを天井から吊した鐵の釣にひつかけ、蠟燭から火を點じたが、室内はとても明るく、到底在來の蠟燭や種油をとぼす行燈の比ではないので、恥を忍んで女中に問ひ、その女中の話で初めて洋燈(ランプ)なることを知り、水の如き燈油の石油であることを知つたが、その石油は當時新潟・長岡・高田地方で臭水と稱するものと同一なることを發見し、歸縣の際洋燈を一個購ひ、之れを携へ歸つて臭水をとぼして見たところ、豫想にたがはず石油だつたので、爾來同地方に洋燈の使用を奬勵すると共に、石油の精製法を攻究せしめ、後には之れを東京・横濱地方に移出販賣せしめて、同地方を我が國唯一の石油産地とするに至つたと傳へられる。

石油の發見

石鹼製造の開始

町駕籠の滅亡

これと同時に洋燈の渡來後石鹼の製造が始められて、我が國の洗濯史上に一大革命を起したのみならず、乘合馬車が相當に普及し、人力車が發明せられたので、在來の町駕籠が亡び、ために市中に入墨(刺青)をした裸體の駕籠舁を見られなくなつた。またこの年郵便配達が開始され明治五年には全國に敷かれた。當時は今日と異なり、交通機關が發達しなかつたので、郵便の配達や遞送に非常な苦痛を與へたが、漸次乘合馬車の發達するにつれて、東京と宇都宮、東京と高崎といふ遠隔の地方へは特別仕立の馬で遞送し、東京市內の集配には馬を用ひた。當時の郵便配達夫は赤い筋の入つたズボンをはき、黑い油紙を貼つて拵へた笠をかぶつたものである。

散髮令の發布

散切の流行

ザンギリ節の流行

風俗上に於ける物質的變化中、最も著しいものは明治四年八月九日の散髮令である。尤もこの散髮令なるものは毫も强制的な意味はなく、頗る自由なるもので隨意たるべしといふ趣意のものであつたから、發令と共に急にその翌日から散切頭が特別に殖えるといふことはなかつたが、當時歐米の文化を崇拜するの風が相當に熾烈であつたので、所謂ハイカラを以て自任し、文明開化の先覺者と云はれる程の新人や學生は爭ふて散髮したことは想像に難くない。當時『ザンギリ頭を叩いて見れば文明開化の音がする、丁髷頭を叩いて見れば因循姑息の音がする』といふ小唄の流行したのを見ても、略ぼ當時の思潮を推知するに難くないであら

う。開闢以來約三千年の間結髪して來た我が國民は玆に於て上下を通じ斷髪するに至つたので、風俗上全く劃期的な變化を來たした。

丁髷頭の滅亡

けれども我が國に丁髷の完全に無くなつたのは明治二十五年頃で、それまでは東京の眞中にすら時々丁髷親仁を見受けたものだと云はれる。就中當時の珍風景は明治十年頃の風俗で、散切頭の宣傳をし、これで衣食してゐる床屋の親仁が、昔ながらの丁髷姿で赤い襷をかけ、銜煙草でちよき〳〵と散髪する姿であつた。

西洋床の勃興

明治初期にはこの散髪屋を、殊に髪結床と區別して西洋床と呼んだ。この西洋床は名前は西洋床などゝ大層新しいが、當時の西洋床は要求に應じて丁髷も結ひ、散髪もすると云ふ風で、云はゞ和洋兼業であつたし、その調度品などもお話しにならぬほど粗末であり、不潔なもので、今日の如く皮張りの椅子たどはなく、板張りの固い腰掛であつた。もちろん硝子鏡、即ち大きな姿見などはない、首のまはりに形ばかりの手拭大の白い木綿布などをかけて散髪して貰つたのだつた。併しさすが東京は横濱に近いだけに散切頭は超スピードで流行し、明治十年頃には各階級を通じて斷髪するものが多く、一部の頑固で、因循姑息な舊弊家を除いては大抵散髪頭になつたと稱せられる。偶々練馬や浦和乃至は深谷・川越あたりの舊弊な丁髷頭が東京へ來ると、番頭や小僧等は昔を忘れて、互に袖を引き合つて笑つたものだと云ふ。隨つて當時東京には到處に西洋床が現れて、日夜西洋鋏をチヨキチヨキしたものだ。

西洋床の繁昌

東京の西洋床については明治十二年三月御届、同十三年六月出版、尾崎富五郎編、諸藝商業取組評、三編、西洋理髪の條を見ると、行司は通一丁目の河名、竹川町の礎床、龜澤町の大平と云ふ所で、年寄は本町一丁目の源床、淺草地内の一の櫻、白川天神の伊三郎と云ふ所、勸進元は堀留の齋藤、新富町の淺床、銀座四丁目の松本等、また東の大關は芳町の平床、關脇は南傳馬町二丁目の石井、小結は銀座三丁目米床、前頭は新材木町の保倉、同人形町の西政、同神田御門の淺床、同神保町の山口、同尾張町一丁目の朝比、同尾張町三丁目の金鐵、同濱松町二丁目の大野、同源助町の夏川、同露月町の石井、同鳥越町の伯二郎、同深川大工町の山口、同蠣殻町の礎床、同檜物

町の長谷川、同水谷町の中村、同入船町の宇田川、同神田柳町の關口、同尾張町の焚床、同芝井町の中村、同芝井町の加藤、同南鍋町の大里、同春木町の荒井、同春木町の和田といふ所で、西の大關は白金町の小林關脇は、多町の德床、小結は淺草廣町の二葉樓、前頭は永田町の鐵三郎、同深川仲町の大塚、同入船町の永島、同小傳馬町一丁目の末廣軒、同本所元町の金床、同南八丁堀の小島、同蠣殼町の柳寺、同芝露月町三丁目の長谷川、同黑門町の石井、同桶町の杉浦、南八丁堀一丁目の北見、同茅場町の西村、同茅場町の山口同銀座四丁目の猪川、同馬道の小林、同黑船町の小林、同松淸町の三浦、同馬道の小宮、同馬道の三光樓、同湯島の近鐵、同イケムタ町の奥田、同神田の富床と云ふ所であつたが、殊に注目すべきは今日所謂一般に銀座と稱する芳町・竹川町・尾張町・南鍋町・銀座等の界隈に米床・松本・朝比・金鐵・焚床・大里・猪川の七軒ありまた吉原街道の馬道に小林・小宮・三光樓の三軒あつたことは注目に値するが、銀座は日本一の洋館街、ハイカラ黨の巣窟であり、文明開化の中心であつた爲めに、自然西洋床の需要も多かつたのであらうが、吉原の通路馬道に三軒の西洋床はこれも吉原通ひの放蕩兒が新人がつて散髮した爲めであらう。

歐化主義と牛鍋

洋服と靴の流行

草鞋の驅逐

明治五年に至り衣服に洋服を採用せらるゝに及び、洋服は超スピードで流行し、それに伴つて靴が盛んに用ひられ、役所・商會・商社・會社・學校等を始め、其他旅行、遠足等にはすべて和装に靴を穿くやうになつた。玆に於ても我が國の風俗は一變し、在來の草鞋は漸次都會から驅逐されるに至つた。

京濱間の汽車開通と舶來風俗の流行

西洋料理屋の勃興

ハイカラ黨の横行

この年亦た東京横濱間に汽車が開通し、東京と横濱は時間的に頗る近くなつた。これより横濱の舶來風俗は黑潮の如く押寄せ、雨後の筍の如く牛鍋屋は殖え、洋傘は流行し、洋燈が入込み、石鹼が來り、到處に洋食屋が現はれるといふ超スピードで歐化した。この頃の西洋かぶれは極端なもので、粹がり連中やバタかぶれの新人は旺んに牛肉を食ひ、洋食屋の閾を跨がぬと文明開化に後れるものと誤解し、頻りに牛肉店や洋食屋に出入したので、當時牛鍋を開化鍋又はあぐら鍋と呼んだと云はれる。然れども當時所謂武士あがりの華

廢刀令の發布

舊武士の衰滅

二人乘の人力車現はる

夫婦俥

權妻俥

合乘俥

士族はいまだ帶刀してゐたので、中には帶刀姿で足駄をはき、時計をぶら下げ、洋傘を携へて酒樓へ登り、牛鍋をつゝくと云ふ珍風景が出現し、西洋人やハイカラ書生を啞然たらしたことが尠なくなかつたと云ふ。この珍風景も明治九年三月二十八日に至り廢刀令の發布せらるゝや、祖先以來劍槍を表看板として來た侍は、この廢刀令に依つて兩刀を禁止されたので、も早や無禮打や斬捨御免も出來なくなり、百姓・町人・職人等に對する威嚇武器を失ひ、著しく威嚴を失墜し、川から上つた河童同樣の無力なものとなつた。隨つてこの祖先以來武士の魂として、武士の生命として愛用せる大小刀を棄てるに忍びず、或は袱紗に包んで差して見たり、或は手に持つて歩いたりしたが、それさへ嚴禁せらるゝに及び『この刀賣物』の札をつけて持ち廻るものや、腰が淋しいと稱して細い丸太を腰に差して歩く未練者も尠くなかつたと云ふ。

この頃東京に二人乘の人力車が流行した、皮肉屋は之れを夫婦車だの、權妻車だの、合乘車などと呼んで冷笑したものだと云ふ。東京開化繁昌誌にも『或は男女同車にて、夫婦か知らねど匠附合、蝙蝠の相合傘は和合の悪しきにあらねども、夫婦別ある教の立し、和漢禮樂尊重の上國人には倣し難かり。凡二人ン獨といふ、人力車廣きに非ず、之に乘ば兩側の間に毛髮も容るべからず。然るを男女相駕して、前にはフランケン(毛布)一枚を共に掛て引張あひ、上には幌を覆たる形容、敢て其醜態を見るまでには至らねども、眞に一結の春宮圖、若夜行ならば猶如何ん、李下の冠瓜田の靴、他の思はんことを慮はゞ、皇國魂ある者は、妻妾たりとも憚るべく、娘と雖も青春なるは決して同車すべからず。他は其親子を知らねば、鄙賤にして妻なき者に、羨しく思ふ意を、動かさしむるは無益なり。爾乃世に多き頑狼の徒の爲に、思ひもよらぬ恥をや得なん洋人男女の歩するを見るに、夫婦か親子か知らねども、互に腕を組合して人前を憚らぬは、他國の風俗ならむ。我邦人にして之を爲さば、背後より散鞋を擲たれては必定なり。是人道の明けき、國體の美なる所、卽ち東方の君子國にて、自ら禽獸に異なる禮儀を重んじて、其醜態を慎まねばならむ。潜れば他の妻子はさら

なり、義理ある親子兄弟も、還暦以上に成らぬ身の、男女は同車を憚るべしとは、又理窟の舊弊語、かゝる言を唱へては、廢物兒と棄られて、開化を何處に問べからむ。都盛大なる車の活用、倘遣器機世に有ずば、人々大く不自由すべし云々』とあるにても、合乘車に對する當時の思潮を推知するに難くない。

併し精神的にも物質的にも我が國の風俗に著しい變化を來したのは、いづれも明治十年後であつて明治初期に於ては舶來風俗の如きも唯模倣の端を開いたに過ぎず、毫も徹底しなかつたのである。

二　士族の商法

士族の商法

塚原澁柿の實見談

維新後政府は人心を一新すべく官制の改革を企圖し、先づ諸藩の版籍奉還を許し、次いで明治四年七月に至り廢藩置縣を斷行して玆に初めて維新の實を擧げたが、當時政府は廢藩置縣の結果、華士族の失業を憂慮し、華士族に職業の自由を許すと共に在來の祿高に應じて公債證書を交付し、勉めて歸農商を勸說し、歸農商者は特に之れを優遇したが、容易にその眞意を解せず歸農商を希望するものがなかつた。偶々歸農商して農業または商業を營むものがあつても、父祖以來四民(士農工商)の上位に立ち、三民を頤使し武術を專業として來た士族等は、純百姓純商人と異なり、どうしても百姓になり切れず、商人の要訣が分らないので、いづれも永續せず、破產者頻出して遂に士族の商法なる奢語を生ずるに至つたのである。この士族の商法に就いて、塚原澁柿の書いた三十五年前(明治三十六年一月十五日發行文藝倶樂部定期增刊、諸國年中行事掲載)に『德川家も田安家から龜之助殿(いまの家達公爵)が參られて、靜岡藩、駿遠二國、七十萬石と事が決つた其處で藩士へ藩廳から諭達が出た。人多く、祿寡し、在來の臣下を悉く扶持することが出來ぬから、此際朝臣(政府の役人)となるか、農商に歸するか、また强て藩地へ供せむと云ふものは無祿の覺悟にて移住をしろ、と先づ緣切狀ですな、それを出された。因で藩士は此の三者の一を撰むで身の處置を爲ねばならぬ次第

となつたが、その朝臣(政府の役人)になると、祿高は從來取り來りの儘(尤も後には減されたさうだが)地面家作、其他殘らず現在形の儘で下されると云ふ、これは至極割の好い話であつたが、何故かこれには應ずる者が寡なかつた。先づ舊臣中概括めて千分の一位な割合でした。然もそれが千石以上の旗本の歷々に多かつたのは事實です。これ等も何か後來統計の參考になりませう。其處で歸農商、これも歸農は寡なくて、あるのは矢張り千石以上の知行取、卽ち舊采地に引込むと云ふのに多かつた。中から下に掛けて、卽ち三十俵四十俵から二百俵三百俵の連中には歸商も可成り有りましたが、多かつたのは無祿移住、何處までも藩地へ御供と云ふのでありました。藩廳でも朝臣(政府の役人)の寡ないのを案外に思つて、無祿連の多いのに頗る困却つて、また諭達を出した。石を喰うの砂を嚙るのとて、それは口でのみ云ふべき事で、實際に行へるものではない。彼地へ行つて、藩主へも御迷惑を掛け、銘々も難儀に陷いるやうな事があつては、詰り双方の爲にならぬから、疾く今の中に方向を決めて、前途の生計に窮らぬやうに爲ろ、と恁んな達示が二三度も出ました。それでも何んでも御供をしたい！と藩吏は甚だその處置に苦しむだらしかつた。恰度それは七月から八月にかけての事でした。さあその歸農商の連中は、これから銘々商賣といふのを始めた。或は酒屋、或は米屋、古着屋、小間物屋、その他種々雜多な新店と云ふのが出來ましたが、其中一ばん多かつたのは汁粉屋團子屋、炭薪屋に古道具屋でありました。この道具屋の店(我が居屋敷の長屋などを店にしつらへたもの)にある貨物は多くその家重代の器物で、膳椀から木具、簞笥長持、槍薙刀の類、それ等に一樣の紋が揃つて、金の高蒔繪の美麗はしう耀めくなどは、見事に哀れぽく情け無しとでも謂ふべきやうで有りましたが、また其價の廉いと云ふのは夥多しい。惣桐の重簞笥の手摩一つ附ぬのが金一分(今の二十五錢)、金蒔繪の紋散らしの夜具長持が同じく二朱(十二錢五厘)抔といふ相場でしたが、これは其理由で、當時いづれも品物は賣るばかりで買う者がない、卽ち供給餘りあつて需要が無いからだ。それから夜になる、この新米商人業が大道

へ露店を出す。其の場所は山の手では四谷の大横町邊、赤坂の溜池最寄、市谷の堀端通り、神樂坂下などが一番多かつた。氣の利いたのは棧留の袷に小倉の帶、新らしい目倉縞の前垂で、昨日までの大髷を急に剃こかした月代の廣い天窓を、白地の半拭で眉深に吉原冠りといふものにした體裁だけは頗る巧いが、その客應對の調子といふものは實に好笑しい、やはり殿樣且那樣の頭横柄でなければ、堅苦しい馬鹿丁寧で、いや聞くも氣の毒なもの、哀れなものでした。また中には燒摺木に、黑木綿の紋附などで薩摩蠟燭の油烟に燻べられて居るのもあつた。それで重い荷物を大風呂敷で引背負て、据らない腰附でひよろ〳〵と出掛けるなど、これを要するに目も當てられない、無慘の爲體。御亭主の水野屋金左衞門、大河内屋助太夫どのに於ては先づその景色、御内にござる奥樣早變りのお神さんのお何さんは、一昨日までも御孃樣の娘ッ子を對手に、御座敷の椽側で房楊枝を叩く、小楊枝を削る、今ならば差詰め摺附木の箱といふところだが、その時分にはそれが無いから束藁を束ねる、刻烟草の葉を揃へる、手の利く女は御仕立物所の看板を出す。然しそれ等は細々でも、利潤が皆無でも、手に豆を拵え損でも、資本をかけぬ勞働組の方だつたから、後々までも格別損耗をしませなんだが、酒屋・米屋・汁粉屋・蕎麥屋・炭薪屋・若くは小金貸などと來た者は、いや大抵苛酷い目に遇つて、銘々が所持金、即ち資本（此時歸農商の人々には藩廳から高割で幾許かの涙金が出たか？とも記憶えてゐる）を瞬く間に消えて、多くは見る蔭もなくなりました。現に私の知つてゐる市谷本村蓮池の御先手與力の某はこの金貸を始めた。私がある時行つてみると、大勢の借人が入替り立替り來る、それ等が又皆な砂糖だ酒だ菓子だといふを持つて來る。其家の細君が意氣揚々と「塚原さん、商賣はお金を貸すのに限りますよ。お金貸は好ものです、割の善い利を取つて、手堅い證文を入れさした上に、恁う云ふやうに每々種々な品物を貰ひます。此事を始めてから菓子に酒に鷄卵に鰹節に魚といふものを買つたことが御座いませんよ眞正に好い商法！」と說き誇る。その買はぬは可かつたが、肝腎の貸した金は悉皆倒されて、この年の内に

五六百兩を空虚にして、後には夫婦乞食になつたとか聞きました。また牛込神樂坂邊で汁粉屋を始めた人は日々勘定を締上げて見ると、儲かるわ〳〵！儲かつて爲方が無いほどに唯儲かる。如何して恁う商賣と云ふものは儲かるものかと主人も怪んで、更に家内の會議を開いて、その理由を探究して見ると、儲かる理哉、團子でも汁粉でも雜煮でも、その肝腎の餅たり米粉なりの代が入つてゐない。それは皆知行所から無錢で來てゐる物だから皆無代にして、薪炭も同じく無代にして、新たに買入れた小豆と砂糖の代だけで算盤を取つたのだからそれで利殖つたと初めて知れて、さすがに主人公、これでは叶はぬ、それにしても米の値段は幾許だらう。と衆皆に聞いたが、その席にゐた者は誰一人、一升幾許だか知つてる者はなかつたといふ笑話がある。また或人は錢勘定をするに、五十(四十八文)と百(九十六文)だけは漸く分つたが、其間の二十四文、三十二文、六十四文の、七十二〇のと云ふのに爲るとさア滅茶苦茶で、釣になると好い程に錢を攫むで、お客に勘定して貰つたと云ふ奇談もある。其外酒屋は主人から先に飮みつぶれ、古着屋は奥樣からべんべらを引張りたがると云ふ。兎に角こんな光景だから到底永續のしやうがなくて、早いのは三月か四月、善く持續つたのでも一年と辛抱したのは稀れで、悉皆閉店れて、茲に「士族の商法」てふ奢諺の濫觴を開きました云々』とあり、よくその眞相を窺ふに足るが、また藤澤衛彦著明治風俗史、士族の商法に『士族の商法は山の手で麴町・番町・四谷御門外・牛込神樂坂・加賀町屋敷・柳町・小石川小日向など、下町では神田小川町・神保小路・和泉橋通・下谷お組屋敷・西町界隈・淺草三筋町・深川森下の小屋敷・本所緑町・林町・御竹藏・石原邊など武家地の商店は忽ちの流行物となつた。その商賣にもいろ〳〵あつたが、先づ先づ取つゝき易いものが主であつたらしく、慶應四年七月の歌川芳盛の「流行武家地のしんみせ」によると、次の傾向が見られる。

下谷藁店　女髪結所

下谷和泉橋通　道中立場居酒とろゝ汁

四谷左門町	手打蕎麥
飯田町もちの木坂下	茶卸小うり
下谷和泉橋通	風流辨當茶漬
下谷中御徒町角	麥のお茶碗壽司（かつらや）
下谷御徒町	太平あんころ汁粉（福壽庵）
牛込おほ坂上	甘酒大安賣
表六番町	お茶漬（ひらの亭）
くらやみ坂下	名代大團子
ねごろ組	八百屋の安うり
本郷お弓町三丁目とみ坂上	ぼたん餅
麻布谷町	宇治茶をろし（植木亭）
小石川水道端	名代紅梅燒
尾州樣お長屋下	稲荷ずし
永戸樣前	御待合（竹田亭）
湯島手代町	寄席（富貴亭）
飯田町二合半坂	五色茶漬
小日向小川町	干物鹽物
本郷弓町	鳴やき娘のお酌
本郷弓町	東おこし

下谷練塀小路	占ひ（鶯津）
牛込築土	舟ばしや漬物
お玉ヶ池	小はし茶店
下谷御徒	猩々酒屋
御府內大勢	新古道具屋
三番町角	松の壽司
牛込藁店	盲人茶を立てる茶屋
下谷御徒町	名代竹のやすし
下谷御徒町	白米安賣
下谷練塀小路	板木屋
六番町	炭安賣
下谷練塀小路	薄茶汁粉
牛込御門內	もろみ卸し
四谷傳馬横町	料理
龍慶橋角	鰹魚節卸
天神下同朋町	小松亭
小日向水道町	石切橋横蓬萊ずし
小川町神保小路	酒の安賣
四谷左門町	岩おこし

市ヶ谷木村	水油
九段坂	さくら餅
下谷御徒町	蒲焼三百文の丼めし
加賀屋敷馬場	會津御料理
裏六番町	强飯汁粉あんころ
やげん堀角	生蕎麥
飯田町二合半坂角	どぜう汁（娘のお給仕）
四谷中ぞの町	煑豆
上野廣小路	お屋敷ものゝ麥湯
表六番町	てんぷら茶漬
下谷御徒町	蟲齒の藥
下谷練塀小路	汁粉
神樂坂下	水菓子
下谷御徒町	料理すし

これら、もとより其一部で、やはり其年七月頃市中の店にぶら下つた武家地商人のビラには、段々と又其商賣振が發揮されたものであつた。そして、それらのうちには、例へば本所石原の薪炭問屋向井の如き、同業を後方に瞠若たらしめたものもあり、又、五十人の一人は商賣も物になつたであらうかなれど、元來格式といふものはえて捨て難いところから、往々素町人を下目に見るやうなこともあり、身は露店の古道具とまでなり下つても、買手を客と立てる商法はなか〳〵むづかしく、あるうちは行裝にも心をうつして、諸事倹

約のうちにも虛榮は殘る。これが內政にも打擊して、早きは三月、よく持つて一年堪へたものは數ふる程しかないといふ有樣だつたさうで云々』とあり、武士の士族が僅かばかりの秩祿公債を賣つて馴れぬ商賣に手を出し、忽ち破產して元の木阿彌と化した革命の副產物的悲劇が到處に演ぜられたことは、これを以て見てもその一斑を想像するに難くないのであるが、これ等の失業士族は全國を通じて數十萬人の多きに達し、それが殆ど全部云ひ合したやうに今にどうにかなるだらうと相變らずの太平樂を並べ、時勢の變化をよそに武士は食はねど高楊枝的氣質を發揮し、父親傳來の所有品を賣拂つて居食ひするものが多かつたので、政府はこれを重大視し、政治的にも思想的にも放置することの危險なるを痛感し、種々その救濟策を講ずると共に北海道を始め盛んに開墾事業を起し、移民政策を樹立したが、當時政府自體がすでに財政的に瀕死の危局に直面してゐたので、充分にその效果を擧ぐるに至らなかつた。維新革命はひとり士族のみならず、精神的にも一般大衆に及ぼした影響は非常なもので、この影響が失業士族を驅つて自放自棄に陷らしめたことも亦見逃すことが出來ない。藤岡作太郎著近世繪畫史にも『維新の事變は一は國學の勝利ともいふべし、朝に立ちて政を行ふものには、日本固有の神道を唱へ、佛教習合の弊を慨するものあり、神佛混合を禁じて、社寺の別を明かにし、一時、神祇官を設けて太政官の上に置き、なるべくは佛教を撲滅せんとさへ計れり。かくて千年以上よく混化し來れる兩部習合の制は、こゝに打破せられて、神社は佛教に關するものを斥け、佛寺は神道に關するものを除かんとしたれば、古來著名なる殿堂・彫像・圖畫・典籍等の惜しげもなく摧毀せらるゝあり、灰燼に附せらるゝあり、崇奉措かざりし寶器珍什空しく塵埃に歸し、今日に至りては、これを回復せんとするも終に及ばず。やうやくこの一時の破壞を免れたるものも、社寺ともに從來の料地を奉還して、自家の維持に苦み、累代傳來の千金にも替へがたきを、些少の價に沽りて、却つて策の得たるものとす。士人もまた家祿を奉還して、馴れぬ產業に失敗し、資材を蕩盡するもの多し。さらでも怪しげなる洋風の家屋を

造り、室内には描き油繪、石版畫などを飾りて、雪舟・古法眼もまた惜しからずとす。社會の風潮およそかくの如く、急激なる變動に血迷ひこ、歴史を忘れ、好尚を下し、こゝに乾枯無趣味なる時代を現出せり』とあるが、失業士族が路頭に困迷せるは、一は斯る社會的影響にも刺戟されたことは勿論で、獨りその罪を士族の無能にのみ歸する譯には行かぬ、要は革命直後の過渡期にあつては如何なる商法も旨く行かぬのが原則であるから、無經驗な武士あがりの士族が俄商人として失敗したことは寧ろ當然で、落付く所に落付いたものと云ふべきであらう。武士をやめて商人になる事それ自體が既に根本的誤謬であつたし、亦政府に於ても歸農歸商を奬勵するにしても授産所といふやうなものを設けて失業士族を指導すべきであつたが、當時は今日の如く其處に未だ考へ及ばなかつたので、政府の係した施設も要するに失敗に了はり、ために士族も思はぬ慘苦を嘗めたのであるが、いづれにしても封建機構を破壊する爲めには何時か一度は斯る過程を經ねばならないのであり、武士階級がその犠牲とならねばならないのであるから、維新直後に於て政府が廢藩置縣を斷行したことは、頗る大英斷であつたのである。併し失業士族の係した悲劇は東京・大阪の如き大都會特有の現象で、地方の士族は大抵都會地の無能遊惰な士族と異なり、平素艱苦に馴れてゐたし、それに大抵は農業に親んでゐたので、家祿奉還後は直ちに自ら進んで歸農したものが多く、且つ日常農業に親んでゐた爲めに、その歸農に際しても漸次勞苦に馴れ、一二年後には大抵立派な百姓になり、自作農民として一家をなした許りでなく、生來の百姓と異なり、多少學問があつたので、後には却て村内に於て種々樞要な地位に立ち生來の百姓を指導するに至り、大いに農村發展のために貢獻したものが多かつた。この意味に於て政府の士族歸農政策は大いに成功したのである、

三　明治初期の燈火

維新後國民の日常生活に最も著しい變化を與へたものは枚擧に遑がないほど澤山あるが、その中で國民に至大な便益を與へたものはランプの輸入であらう。

ランプの輸入

ランプ(洋燈)の輸入前に於ける我が國民の日常生活は提燈や行燈と同じやうに、殆ど夜間の仕事は覺束ないものであつた。然らばランプの輸入前我が國民はどんな燈火を用ひてゐたかと云ふに、蠟燭と行燈の二種に限られてゐたことは事實で、蠟燭は燭臺に立てゝとぼした。

燭臺

燭臺は木製と金屬製の二種あつて、生活程度に準じて或者は金屬製の燭臺を使用し、或者は木製の燭臺を用ひたものであるが、夜間の外出には各階級を通じて提燈を用ひてゐた。明治十年頃から同二十年頃までの間に刊行された所謂明治草双紙(小說)などの挿繪を見ると、明治六七年頃まで料理屋または遊廓、待合等に於ける酒宴の席では多く燭臺で蠟燭をとぼしたもので、この習慣は明治十年の西南役前後まで續いたらしい。蠟燭は家庭によつて、譬へば大商店などでは二百目・三百目などゝ云ふ太い大きなものを用ひ、各個人の家庭では細いものを使用したことは想像に難くない。もつとも何事も派手と見榮えと大袈裟を唯一の誇りとする女郎部屋などでは番外と稱して、圖抜けて太い蠟燭を用ひたと傳へられる。

行燈

併し當時各家庭の座敷用としては主に行燈が用ひられた、行燈はよほど早くから發達したもので、江戸時代には盛んに用ひられたが、明治になつてからも各階級から頗る歡迎され、殊に移動に便利なのと危險性が尠ないので多く書見または寢室などに用ひられた。行燈は周圍に紙を張り、中央に油皿を据え、その皿へ燈火と種油を注いで用ひるもので、火力はあまり強くないが、蠟燭よりも明るい。行燈は都會はもちろんのこと、經濟的なので農家でも盛んに用ひた。然れども燭臺や行燈は都會地または農村でも比較的富裕な家庭に限られたもので、殊に東北地方の如き生活程度の低い、文化程度の低位にある地方の山間などでは全く原始的なものを燈火としたもので、斯る地方では夜間は殆ど仕事をせず、暮れ方に夕食を認め、食後薄暗いところで小一時間ばかり休息すると一同寢たものである。當時斯る地方では松樹

松樹や松脂を焚いて燈火とす

を焚いて燈火としてゐた。松樹を長さ五寸位に切つてこれを徑七分位に割り、高さ一尺二寸位の恰も碾臼の如き形をした石製または素燒の臺の上で焚くのであるが、家の燻ることは申すに及ばず、實に煙むくて仕方のないものである。燈火の代用とは名ばかりで、殆ど燈火の用をなさぬ暗いものだ。明治初年東北地方の山間に行くとよくこの松樹の燈火を見たものだが、或地方では明治二十年頃までこの燈火で夕食をしてゐた山間には山間的な發明があるものと見えて、當時松樹燈火地方ではこの燈火の外に松脂を直徑一寸二分位、長さ一尺位の圓い棒にし、表面を竹の皮で包み、それを眞竹の臺に挿してとぼしでゐたが、これは松樹に比しよほど文化的で、而も明るく、殆ど蠟燭と匹敵するほどの明るさであつた。今も東北地方の酒造家中には之れをデッチと稱して、夜間酒造の際用ひてゐると傳へられる。脂を採るには赤松に限るやうで、春四月頃――新芽の二寸位のびた頃――鋭利な刄物で松樹の皮を剝がし、剝がした皮の上部を幹に殘して、皮を取り去らずに剝がしただけで殘して置くと、秋までには幹と皮の間に黃白色の恰も硫黃華の如き松脂が溜るから秋季に樹皮を鎌で剝して脂を採集し、樹皮は焚付に供するが松脂は鍋に入れて熱を加へ、柔かになつた時之れを臼に入れて搗くと、黃白色の松脂は薄いセピア色に變化する。之れを適當な棒に延べて貯へ、必要に應じデッチに製して燈火に供するのである。隨つて明治初年東北の山間地方では內職に松脂を採集してデッチを製造し、之れを盛んに他地方に移出したもので、こんな關係で東北地方へ行くと滿足な松樹は一本もなく殆ど全部皮を剝がしてあるので、建築用としては不適當だと稱せられる。

ランプの流行

安政の開港當時すでに橫濱在留の外國人間にランプの使用された事は論を要せぬが、我が國に盛んにランプが輸入され、それが橫濱から東京に廣まつたのは明治七年頃である。以前にも勿論ランプは用ひられたがそれは極めて狹い範圍內に行はれたに過ぎざるもの丶如く、明治時代の風俗を如實に反影し、殆どその實寫だと稱せられてゐる明治の木版草双紙並に明治時代の探偵實話物などに依ると、東京市內でランプを用ひた

瓦斯燈

のは明治七八年頃からで、その以前は大抵燭臺で蠟燭をとぼし、行燈で種油をとぼして燈火とし、夜間の外出には提燈を用ひてゐた。地方の農村に石油ランプの入つたのは勿論地方によつて多少の相違はあるが、明治十五六年頃からであると云はれる。

理論上から云ふとランプは瓦斯などよりもつと早く流行すべき性質のものであるが、我が國では瓦斯燈が先きで、ランプの行はれたのは瓦斯燈よりもよほど遲れたのである。すべてが輸入品だけに恁した珍現象は輸出入商の都合に依つたものらしく、交通機關にもこの珍現象が現はれてゐる。譬へば人力車が遲れて馬車が之れに先んじたるが如きもその一例で、もつとも人力車は舶來の馬車からヒントを得て考案されたものらしく、馬車の早く我が交通界に現れたのは當然であるが、進化論から云ふと人力時代から機械時代に移るのが順序ではなからうか。何しろ汽車と人力車が殆ど同じ頃に行はれ、郵便と電信が同時代に行はれるなどは新興國でないと見られぬ珍現象であらう。さてランプであるが、このランプには凡そ四種ある、即ち臺ランプ・吊ランプ・ランプ行燈・豆ランプ等であるが、臺ランプは燭臺に類したもの、吊ランプは天井から鈎をつるしてそれに引掛けて用ふるもの、ランプ行燈は行燈へランプを應用したもので一寸優雅なもの、豆ランプは多く神前に供へるもので之れ亦蠟燭の代用に考案されたものらしい。

我が國で瓦斯を燈用に供したのは横濱が濫觴で、明治五年九月二十九日神奈川縣裁判所玄關及び本町通に點火したのがその嚆矢だと云はれる。次いで東京を始め各地に瓦斯事業が勃興したが、瓦斯の廣く使用せらるゝに至つたのはよほど後世で、東京に於ては明治三十年頃からであらう。瓦斯の普及と共にランプは次第に地方へ驅逐せられたが、この瓦斯燈も電燈の普及するに及び、ランプと同じ運命に陷り、いまは之れを燈用に供するものなく、家庭に於ては薪炭の代用燃料として調理に風呂に煖爐等に應用せらるゝ外、各種の製造工業に燃料として使用せらるゝに至つた。但し茲に注意すべきは瓦斯燈と云ふ名稱は勿論氣體瓦斯燈　點

火後起つた名稱であるが、ランプの渡來後經濟上から一時之れを軒燈または街燈に應用するものを生じ、その燈形が略ぼ氣體瓦斯燈に類似するので等しく之れを瓦斯燈と呼んだ。ために種々の記錄に、例へば小說や雜誌・新聞などに瓦斯燈とあつてもそれを文字通り氣體瓦斯燈と解する譯には行かないのである。瓦斯はその施設に巨費を要するので大都會でないと算盤が採れぬ所から、就中明治十年以前にあつては東京・横濱ぐらゐのもので、他の都會には未だ瓦斯燈はなかつた。隨つて地方の新聞等に瓦斯燈とあつても、それは石油燈の意味で眞の瓦斯燈ではないのである。

電燈の行はれたのは西南役後の明治十五年が初めであつて、銀座の大倉組前に點じたのが濫觴だと云はれてゐる。隨つて明治十年前にあつてはランプと瓦斯燈は我が燈火界の花形であつた。然るに當時瓦斯燈はランプに比し、その料金が著しく高價なのと、その點火區域が東京や横濱に限られてゐたので、自然ランプは我が國の燈火界を獨占してゐたことは想像に難くない。これを東京に就いて見るに、電氣の廣く行はれたのは明治三十年頃で、それ以前は東京もランプが約五割位を占めてゐたと云はれ、當時電燈よりも瓦斯燈を用ひてゐるものが多かつたと云ふものがあるが、恐らく事實であらう。それは勿論職業や營業の種類にも依るであらうが、明治三十七八年頃、即ち日露戰爭當時神田の下宿屋では大抵臺ランプを使用してゐたし、當時市內の到處でランプと石油を販賣してゐたものだ。市內の到處にランプ屋や石油を賣る店があつたといふことは、ランプの盛んに行はれてゐた證據であらう。東京市內にして尙且然り、地方の農家などには未だランプの行渡らぬ所があつたかも知れぬ。瓦斯燈が亡びて電燈の廣く行はれるに至つたのは日露戰爭後で、實見者の談によると瓦斯燈とランプは殆ど同じ頃に東京からその姿を消したと云ふ。

四　維新後新に發達した服裝

洋服・トンビ・マント・シャツボ・ショール・シャツ

明治四年刊の假名垣魯文著安愚樂鍋などを見ると丁髷男が牛肉屋にあがつて蝙蝠傘を側に置き、牛鍋をつつきながら懐中時計を出して時間を見てゐる挿繪があるが、この挿繪ほど明治初期の風俗を雄辯に物語るものはあるまい。維新後新に發達した我が服裝は洋服・靴・トンビ・マント・シャツボ・ショール・シャツ等で、その附屬品、則ち今日の裝身具中維新後新たに行はれたものは懐中時計・指輪・蝙蝠傘・カバン・ステッキ等はその主なるものであらう。

洋服

洋服の渡來したのはよほど古いことであるが、維新前は我が國人中絶えて之れを用ひるものがなく、廣く行はれたのは明治維新後である。併し明治初期に於てはまだ一般大衆間には行はれず、主として軍人・官公吏・學校教師・學生等に限られてゐた。それもその筈で當時横濱や東京に於てすら、洋服屋は三四軒に過ぎなかつた。隨つて外國留學に出掛ける人々なども非常に苦心をして洋服を新調したものだと云はれる。洋服の一般に行はれたのは矢張り明治十年後で、いはゆる鹿鳴館時代からである。

靴

西村勝藏

洋服に靴はつき物であるが、これ又その發達が洋服と同じい經路を踏んでゐることは明かで、最初は洋服と同じく輸入された。のち西村勝藏が靴製造を始むるに及び漸次各地に同業が勃興した。いろ〳〵な記錄によつて見ると、靴は洋服よりも廣く用ひられたことは事實で、これは靴が洋服よりも安價で便利だからであつたらう。明治初期の錦繪を見ても、木版草双紙などを見ても、洋服よりも靴は廣く用ひられ、和裝に靴をはいた人が多いのである。譬へば錦繪や草双紙等に描かれてゐる明治初期の紳士の服裝は、大抵黑の五ツ紋をつけた羽織に仙臺平の襠高袴をはいて深ゴムの靴をはき、山高帽といふ扮裝である。その他和服に靴を用ひた例は到處に描いてあるが洋服を着たものは大抵官公吏・軍人・學校教員であるのを以て見ても、當時に於ける風俗の一斑を推知し得るであらう。

トンビ・マント

トンビとマントも矢張り舶來服裝の一つで、兩者は略ぼ同じ頃に輸入せられたものであらうが、之れを用

ひるものには自ら區別があつた。トンビは形共物が活動に不向きで、且つ比較的中年以上の人に似合ふので我が國でも軍人や學生で之れを着用するものは殆どなく、いづれも中年以上の官公吏または和服の上に之れを用ひる商人が多かつた。之れに反して軍人や學生は大抵マントを着用した、マントはマンテル(獨逸語)またマントル(英語)などの轉訛した名稱で、その形は今日のマントと同一であるが、短かつた。殊に軍人や巡査の用ひたマントは非常に短かつた。明治初期の風俗は今日と多少その趣を異にし、今日はトンビは和服の上に着用するもの丶如く大體一定されてゐるが、明治初期には洋服の上にトンビを着たもので、如何にも不似合な、不恰好なものであつた。官吏や紳士が和裝する場合は黑の五ツ紋附の羽織を着し、仙臺平の襠高袴をつけ、それに深ゴムの靴を穿くのが定例で、今日の如く和裝には桐の駒下駄・白足袋・インバネスまたはトンビといふやうな瀟洒たる扮裝をするものは殆どなく、袴に靴をはくこと共事が非常に文明開化的で、粋な姿だつたのである。

シャッポ

シャッポは別にシャップとも云ひ、之れも舶來物の一つで、明治以前には我が國人で之れを用ひるものは一人もなかつたが、維新後歐米文化の輸入せらる丶に及び、頓に之れを用ひるものが增加し、所謂當時紳士を以て自ら任ずるほどの人でシャッポを用ひぬものは殆どないと斷言し得るほど、明治になつてからは盛んに各階級で之れを用ひるに至つた。シャッポにはいろ〱の種類があるが、普通紳士の用ひたものは高シャッポ(今日の高帽)で、これは官吏・商社員・商人といふやうに用ひられたので、當時シャッポと云へばこの高シャッポを指したものである。一般的に云ふと、明治七八年頃までは未だ散切頭も尠なかつたのと、維新後日が尙ほ淺かつたので、官公吏や歐米カブレのハイカラを除く外は、一體に帽子を用ひるものがなく、大抵の人々は江戸時代その儘の習慣で無帽主義であつたし、それに前記の如く當時はまだ丁髷が多く、散切頭が少なかつたので、自然帽子を冠るものは尠なかつた譯である。

ショール

ショールの用ひられたのは明治もよほど後のことで、西南戰爭前後であるが、當時のショールは今日のとは異なり、裝飾的エレメントは殆どない、徹頭徹尾實用的であつた。つまり明治初期時代のショールは冬から初春の寒い頃に掛けたもので、婦人防寒具の一種であつた。隨つて今日のショールの如く四季を通じて、春はパツと明るいものを用ひ、夏は透通るやうな如何にも涼しさうなものを掛けて、秋は四圍の荒涼たる光景に應しい稍々溫味を與へるやうなものを使用し、冬は保溫的なものよりも寧ろ裝飾たつぷりな物をかけるが、明治初期のショールは前記の如く徹頭徹尾防寒具であつたので、形も大きく、恰も今日の小形な毛布の如き恰好のもので、婦人はこれを以て上半身を完全に覆うて歩いたのであるが、紫縮緬の御高祖頭巾で頭をつゝみ、大形格子縞のショールをかけた姿はなか〳〵粹なもので、亦これが明治婦人風俗の特色でもあつたのである。

シャツ

シャツは洋服につき物であるが、これも矢張り舶來服裝の一つで、明治後發達したものである。長崎市役所編、長崎と海外文化によるとメリヤスは南蠻渡來のものとして、其挿繪を掲載してゐるが、この挿繪によつて見ると、長崎時代に渡來したメリヤスは現今のメリヤスとは大いに異なり、寧ろ今日行はれてゐる毛絲の編物に酷似したもので、手編であつた。明治初期には洋服を着る人以外にシャツは餘り用ひられなかつたが、併し軍人や書生中に之れを着るものの多かつた事は當時發行された錦繪や新聞の挿繪を見ても斷言し得られるが、それも現今のシャツと異なり、大抵は普通の綿布を舶來のシャツに似せて仕立てたもので、胸の合せ目と袖口をボタンで止めたものが多かつた。

また衣服の附屬品のやうな、謂ば今日の裝身具中明治後に輸入されて漸次日本化したものは澤山あるが、その中で今日盛んに用ひられてゐる主なるものは懷中時計・指輪・蝙蝠傘・カバン・ステッキ等で、これ等の裝身具は時代によつてその形狀を異にするも、大體に於て昔も今も殆ど變りがない。

袖時計
腰時計
袂時計
懷中時計
根付時計

懷中時計は本篇第一節の舶來風俗資料にもある通り、安政の開國當時は根付時計または袂時計・袖時計など〻呼んでゐた。つまり當時外國人はこの時計を腰のポケットに入れたり、ズボンの釣皮へぶら下げたり、或は外國商館に勤めてゐる番頭などが普段袂の中に入れて置いて、必要な時袂から出して見るので、根付時計や袂時計などの名稱を生じたのだが。また袖時計といふのは地方の人が袂のことを普通袖とも呼ぶので袖時計といふ名稱を生じたのであらう。明治初期に渡來した時計は懷中時計も柱時計も共に鍵卷で、今日のに較べると殆ど倍ほども厚く、殊に柱時計は小形で八角のものが多かつた。併し時計の地方に普及したのは明治二十年以後で、その前は江戸時代式に、雞鳴と太陽を以て時刻を判斷してゐたのである。

指輪

指輪も舶來裝身具の一つで、矢張り明治後新に使用されたものである。指輪で思ひ出すのは耳輪であるが明治初期には耳輪を描いた文献は一寸見當らぬ。指輪の傳來系統は一切不明であるが、之れも他の多くの裝身具と同じやうに當時外國婦人の嵌めてゐたものが外國商館出入の雇女などに傳はり、それを眞似て製造したのが濫觴であらう。編者の祖母は明治十年の夏横濱で買つたと云ふ純金の指輪を所有してゐるが、純金の臺に蟹を彫刻したもので、その彫刻の具合からどうも日本製らしく想はれる。現今ならば型に入れて鑄造すべきであらうが、鑄物ではない、純然たる立派な彫刻である。もつとも指輪の彫刻は刀劍の目拔や緣頭や小柄の柄や帶留等と大體同種類のものであるから、當時指輪を彫刻することなどは易々たるものであつたらう。

蝙蝠傘

蝙蝠傘は日常の必需品だけに流行は最も早く、明治初期に出版された繁昌記・花街物・風俗物・稗史小說の挿繪中、蝙蝠傘を紹介せぬものは殆どなく、殊に名所舊蹟を描いた明始初期の錦繪は殆ど全部蝙蝠傘の行列と云ふも敢て過言ではない。一般に知られてゐるものでは明治二年十月刊行東京繁華一覽日本橋御高札圖・高輪應接所圖・築地商社圖・箱崎景趣圖等にはいづれも蝙蝠傘を描いてあるが、その中最も珍なのは箱崎景趣圖で、丁髷に未練たつぷりの侍が洋服まがひの筒袖着物に竪縞の袴をはき、腰間には怖しく長い大小をたば

さみ、とても大きな蝙蝠傘をさしてゐるが、この圖などは明治初期の風俗を代表する絶好の資料であらう。また明治十四年刊の松村櫻雨著(昇平鼓腹)三府膝栗毛には松齋吟光が千金丹賣の白い蝙蝠傘を描いてゐるが實によい參考であらう。明治も十年頃になると蝙蝠傘は大分全國に行渡つて、雨の日は勿論のこと、帽子を持たぬ人は蝙蝠傘を日除に使用した。いづれかと云へば當時帽子は特殊階級の人々に限られて未だ充分流行するに至らなかつたので、蝙蝠傘は旅行・散歩・遠足等に際し雨具として役立つ外に絶好の日除具として調法がられてゐた。今は男女共に蝙蝠傘を用ひるが、昔は男は蝙蝠傘、女は傘と云ふ風に別れてゐたものだ。即ち男は雨除け日除けとして蝙蝠傘を用ひたが、女は日除けとして日傘、雨除けとして傘をさしたものだ。所が近頃はこれと正反對で、男の方には異變がないが、女は一體に贅澤になり、雨の日は蛇の目の傘をさし、陽のかん〳〵照付ける日には日除けとして蝙蝠傘を用ひるやうになつて、明治初期のやうに日傘をさすものは殆どなく、たゞ僅かに夏期相州鎌倉逗子等の海水浴場に散見する位に過ぎないが、この點に於て日本は完全に外來風俗のために征服されたとも斷言し得るであらう。

カバン

　カバンも必要品だけによほど早くから流行したと見えて、明治十四年四月刊行の松村春輔(櫻雨)著、開多風流西洋床には床屋の親方が鋏や剃刀をカバンに入れて提げて行く圖があり、同年六月刊の松村櫻雨著、三府膝栗毛には千金丹賣が藥を入れたカバンを提げ、また同十五年二月刊の彩霞園柳香著、川衛天網結、第二編中卷の表紙等にもカバンが描いてあり、同十五年二月刊の岡本起泉著、花岡奇緣譚、第三編下卷第一枚裏第二枚裏等にもカバンを描いてあるが、また當時郵便配達夫や乘合馬車の馭者などがいづれもカバンを使用したのを以て見ても、明治初期に於てカバンを使用したことを想像するに難くない。

ステッキ

　ステッキと云ふ名稱は勿論舶來語であるが、我が國に於ては昔から老人や病人が杖を使用した實例は少なくない。然れどもこれをステッキと唱へて老人・病者にあらざるものが、一種の裝飾または護身用として携

米人ショーヤー

帶するやうになつたのは、矢張り外國人から傳染したもので、明治初期から始まるのである。このステッキに就いて横濱社會辭彙、横濱の古い寫眞の條に『日本で寫眞術を習つた元祖は下岡蓮杖ですが、併し横濱の寫眞を始めて寫した人は米國人のショーヤーと云ふ人です。ショーヤーは雜貨商で種々の物を賣つて居たが重に塗物を取扱つて居たと記憶します。日本人はまだステッキと云ふものを知らなかつたから、それを山椒の木で出來たステッキを携へて居ました。（中略）其ショーヤーと云ふ人は面白い人で、始終山椒の木で出來たステッキを携へて居ました。日本人はまだステッキと云ふものを知らなかつたから、それを山椒の擂木に見立てゝショーヤーのことを山椒の擂木と云つて居ました。其頃は互ひに言葉が分らないから人足などが云ふ事を聞かないと、ショーヤー先生直樣山椒のステッキを振り上げて人足共を打撲る、人足共は之れに恐れてショーヤーの影が見へると、そら山椒の擂木が來たと云つて精出して仕事をして居ました』（鈴木隣松翁談）とあるを以て見ると、當時横濱でさへステッキと云ふ名稱は一般大衆に知られてゐなかつた事を推知するに難くないと同時に、ステッキを携帶し始めたのは明治以後であることがわかる。

明治初期に新に發達した家具

五　明治初期に新に發達した家具

明治になつてから新に出來た家具中、その主要なものはテーブル・デスク・椅子・硝子戸棚・硝子鏡・ストーヴ・ベッド等である。

テーブル・椅子・デスク

テーブル・椅子・デスクは略ぼ同一性質のもので、その中テーブルと椅子は安政開港當時すでに輸入せられたが、當時輸入されたテーブルや椅子の模造品が盛んに製造されて、それが諸所で使用されたことも想像に難くない。我が國のデスクはテーブルから思ひついて考案されたものであるが、我が國にも古代から机と唱へて略ぼデスクに似たものがあつた。唯我が國では昔からの習慣で書見をするのに机に倚らずして見臺に書籍を載せて播讀したので、机は毫も發達せず、たゞ僅かに經机とこれに類した抽斗のない机などがあるに過

ぎなかつたが、維新後學制の頒布と共に小學校・中學校・女學校・師範學校・高等中學校・大學校等を始め、諸種の專門學校が設立せらるゝに及び、授業用のデスク・テーブル・椅子等の製造が始まり、之れが漸次各家庭に廣まつた。就中テーブルや椅子は事務を執る上に於て頗る便利なので、これが各種事業の事務所・官公署等に採用された事は想像に難くない。

硝子戸棚

硝子戸は安政の開國と共に横濱在留の外國人がその居室の窓に用ひたことは、當時刊行された横濱開港見聞誌や横濱奇談や横濱ばなし等に出てゐるが、當時硝子はギヤマン或はビイドロと唱へて、我が國民がこれを珍重してゐたので、いまだ建築等に應用するまでには行かなかつたが、維新後築地ホテルを濫觴として各地に續々西洋館が建築せられると共に、盛んに板硝子を輸入して硝子戸の製造に當てたので、價格は高いが珍らしい、透明で便利であり、文明開化的であると云ふので、この板硝子を戸棚の戸に應用するに至つた。當時は硝子戸を立てた戸棚をすべて硝子戸棚と總稱したが、この硝子戸棚には今日枚擧に遑がないほど澤山に種類があつて、一々玆にその實物の名稱を列擧することは繁雜に堪へないから省略するが、硝子戸棚の中最も普通なものは商店の商品陳列棚である。板硝子の輸入前は商店の商品陳列棚はすべて戸のない棚か又は板戸をたてた戸棚であつたが、一たび板硝子が輸入せらるゝに及び、戸棚は殆ど全部板硝子戸棚となつた。當時我が國にも品川硝子製造所などがあつて硝子の製造が行はれたが、當時は未だその製法が頗る幼稚で、僅かに食器等を製造するに過ぎず、未だ板硝子を製造するに至らなかつた。我が國で板硝子の製造を開始したのは日露戰爭ころで、それまでは食器・ランプ等を製造してゐるに過ぎなかつた。然るに近頃は板硝子を内地で製造し、之れをあらゆる方面に利用して殆ど國民生活を硝子化したのみならず、盛んに之れを海外に輸出し、日本を世界一の工業國たらしむるに至つた。現代の日本人は全く硝子の中に住んでゐる、障子・電燈・インキ瓶・藥瓶・食器・時計・書籍戸棚・扁額・寫眞機・眼鏡・陳列棚・姿見・窓戸・望遠鏡・顯微鏡

酒徳利等を始め、玩具箱、紙芝居に至るまで總て硝子を應用せぬものはない。實に現代は硝子の濫費時代であるが、今から七十年前の安政開國當時はビイドロやギヤマンなどと稱して一個の硝子盃をさへ珍重した時代に比すると、全く隔世の感がある。

硝子鏡

硝子鏡は一名姿見とも稱するが、これも元は舶來品で、渡來當時は見ることさへ容易でなかつたと云はれる。硝子鏡の渡來前に於ける我が國の鏡は金屬を以つて製造したもので、曇るごとに之れを研ぎにかけて使用したと云ふ。殊に維新前には鏡は婦人の生命で、男子の刀に比すべき性質のものであつた丈けに、婦人が嫁入れする場合には必ず鏡を持參したものであつた。現代婦人は散歩にまで鏡を懷中し出掛けるが、昔の婦人も鏡だけは大切にしたものらしく、所有の鏡はいづれも漆塗りの箱入れであつた。所が一度海外から硝子鏡、即ち姿見が輸入せらるゝや、超スピードで流行し、金屬鏡は全く廢つてしまつた。金屬鏡は形も頗る小さく、直徑七寸などと云ふ鏡は極大と稱せられたが、硝子鏡の姿見は頗る大きく、普通民間で使用するものは竪三尺、横一尺二寸位を以て最大とするが、理髪屋の姿見の如きは竪五尺、幅六尺などと云ふ圖拔けて巨大きなものもあつて、一定してゐない。また婦人などは常に化粧用として懷中鏡と唱へるものを携帶するが、これは亦理髪屋の姿見と反對に極めて小さく、直徑一寸乃至六分などと云ふのがある。然れども明治初期にあつては硝子鏡も都會人や理髪屋等が用ひたのみで、一般には未だ普及せず、地方に硝子鏡の行はれたのは、恐らく明治二十年頃からであらう。いま明治十四年刊の松村櫻雨著、開多風流西洋床、初編上第九枚目の挿繪によつて明治初期に西洋床（散髪屋）の用ひた姿見を按ずるに、當時の姿見は今日百姓家で使用する鏡に似たもので、竪一尺五寸位幅八寸位の小形な、木の緣を取つた粗末なものであつた。理髪屋で大きな硝子の姿見を設備したのはよほど後世の事で、木緣の小さな硝子鏡でも備へてあれば、當時その散髪屋は比較的完備した方で、甚いのになると、姿見も設備せぬ極めて不衞生的な床屋が多かつたと云ふ。横濱社會辭

小谷虎吉
自惚鏡

業、横濱散髪營業者の元祖の條に「明治元年の頃、今の山下町百四十八番館卽ち俗稱支那屋敷に散髪店を開きたるは小谷虎吉氏にて、神奈川縣廳に出願して鑑札四十八枚を受け、松本・竹原の兩氏等と共に敏腕を揮つて專ら西洋風の散髪を修めたるが、之れが横濱での日本散髪の元祖である。當時來客の多くは西洋人にて月極め一人前銀十五枚を以て定む。店の飾付は大きさ四五寸の自惚鏡と毛拔等の外碌々の器械もなく、甚だ不潔であつた。夫れ故西洋人の足も自然遠ざかるやうになつたが、虎吉氏等も追々技倆も上達して、遂に西洋人の氣受けもよく、又我國の人々にも散髪となるものの殖へて來たのである。松本貞吉氏は明治四十年に死亡されたが、是等の人が横濱散髪屋の元祖であつた（横濱男女理髪明鑑）」とあるが、明治初年の我が西洋床には本書の記するが如く、恐らく四五寸の自惚鏡しかなかつたらしい。

ストーヴ

ストーヴも亦安政の開國と共に渡來した暖房裝置の一つで、本篇第一節舶來風俗資料の條にもその文獻を列擧せるが如く、開港當時から外人は室內にストーヴを裝置し、石炭を焚いて暖を採つたが、煙は煙突を通じて室外に排除してゐたと云はれる。當時用ひられたストーヴの形を知るために、貞秀の錦繪や横濱市史稿や百餘種の明治草双紙等を調査したが、どうも當時のストーヴは一切分らない。越えて明治維新後、諸所に洋館が建築せらるゝに及び、ストーヴは横濱の外人居留地から我が國の官公署を始め、銀行・會社の事務室にその流行を見たことは敢て想像に難くないが、これ亦その形狀は文獻がないから一切不明であるが、當時石炭は相當に高價であり、またその產額が極めて少なかつた點から考へて見るに、或役所などでは石炭の代りに松薪などを焚いたと云はれるから、現代流行してゐる無煙炭や煉炭などを焚く小形のものではない、今日よく地方の農村の小學校や木挽小舍などで用ひてゐる薪や石炭を焚く鐵板細工の大形なものでなかつたかと想はれる。近頃のストーヴは大概は鑄物で、形も頗る小さいが、當時のストーヴは鑄物ではなく、殆ど全部鐵板を曲げて造つた大形のもので、石炭と薪兼用のストーヴであつたと傳へられる。

ベッド

古いことは暫く措き、安政の開港當時横濱の外人居留地でベッドの用ひられたことは想像に難くないが、このベッドは我が國人に餘り適しないと見えて、他の船來品に比し、その發達は實に遲々たるもので、今日でさへ病院を除いては餘り行はれてゐない。理由は種々あるらしいが、第一我が國の蒲團はベッドに適しない、第二にベッドを用ひるには毛布を要するが日本人はこの毛布を餘り好まない、第三にベッド其物が餘り高價で一般の家庭に向かない、第四に日本家屋の構造は根本的にベッドを裝置すべく適しない、第五に日本人は永く疊の上に起居しそれが殆ど習ひ性となつてゐる等の理由で、日常これを用ひることを好まぬが、病院や軍隊では衞生上早くから之れを採用してゐたことは、田島象二(醉多道士)著花柳事情(明治十三年)の檢黴圖によつても立證し得るが、蘇武綠郎編花街風俗叢書、第五卷、諸國遊里風俗篇上、長崎丸山遊廓の發達と檢黴(醫學博士黑澤潤三)によると、丸山遊女の檢黴は萬延元年だとあるから、檢黴其物の性質から當時ベッドを用ひたことは想像に難くない、殊に同年長崎には既に長崎養成所といふ病院が設立せられ、洋醫術の大家松本良順なども ゐたのであるから、この病院にベッドのあつた事は明かである。前にも一寸述べたが他の物に比しベッドは餘り民間では用ひられず、今も尙ほ兵營・病院・公營無料宿泊所等に行はれてゐるに過ぎないが、之れはベッドの疊を敷詰めた日本間に調和しない爲めであらう。

六　明治初期に於ける花柳界の革新

明治初期に於ける花柳界の革新

維新後階級制度の撤廢につれ、從來重壓下にあつた農工商層の風俗は反動的に奢侈に流れたが、就中花柳界の風俗は職業柄著しく華美輕佻に流れ、識者をして傷く顰蹙せしめたものである。維新前藝妓はその風俗に種々の制限が加へられてゐたので、內緒はどうあらうとも、表面上は徹頭徹尾女藝人の域を出なかつた。例へば文藝倶樂部定期增刊、第九卷第二號、諸國年中行事、舊江戸年中行事の一斑に『江戸藝者は常に町奉

江戸時代の藝妓

行所の監督下に在りて風俗を嚴に制限せられ、又芳原が江戸藝者を常に仇視して動もすれは町奉行所に其違令を告訴し、その私行を摘發するに會ひて禍害を蒙ることも罕ならざりき。其粧ひといへば先づ髪飾とては笄及び前差を禁じ、鼈甲物は後差か櫛かの一種に限りて、兩ながら同時に用ふるを許さず、銀簪とても唯一本に止まれり。次に衣服は長襦袢が無地の縮緬にて友禪は勿論その他の染模樣も相成らず、衣服は縮緬の紋付は許せども聊かの模樣たりとも染出させず、裏は引返しも替り裏も相成らずとて花色絹に限り、下着も同樣なり。帶は博多・小柳・琥珀の類にて朱珍唐織等の如き模樣を織出せる品を禁じ、襦袢の半襟の如きも白襟ならば羽二重か精好に止め、綸子紗綾の如き地紋を許さず。色襟ならば染模樣は許せども縫模樣は相成らずと制限し、着替は縞ものに黒の半襟を掛け、客の招きに應じて酒樓・船宿・待合に赴く藝妓と見えざるやうに纖棹の三味線を二ツに放して風呂敷に包みて供の男に持たせ(この風だけは今日も存したり)、時として町奉行が風紀嚴肅の令を出すに會へば、紋付の出を着て褄を取りて歩くことも成らず、途中は縞ものゝ着替を端折つて往來せねばならぬ事もありたりき。昔の深川の藝妓は色藝を賣る身からとて遙かに通常の婦人よりも花やかなる裝束にて客の座敷に出たりしに、改革以後の町藝者は素人よりも尙ほ劣れる質素な風を粧はねばならぬことに制限せられたれば、その裝束と營業とは全く反對の狀勢をなし、藝妓としては非常の逆境に沈淪せる三十年、その苦痛も亦察知すべきなり。然れども彼藝妓輩はこの非常の逆境に立つと倶に、非常の勇氣を以て其苦痛を排除して目的を達するの望を懷き、少くともその制限の範圍内に於てその美を發展せんと相繼いで幾多の工夫を凝し、實驗に實驗を重ねたる結果は眞の瀟洒淡白なる柳橋風を成就し、粉粧繡染を假らず天然の美を以てあらゆる障碍に打勝ち、以て美人の標本を示し、所謂江戸の藝者は山櫻との評言は天保以前の深川藝者にあらずして、弘化以後の江戸藝者にあるの實を示したり云々」とあるを以て見ても、略ぼ當時に於ける藝妓の風俗の一斑を推知するに難くない。然るに維新後、町藝者に對する服飾の制限が撤廢されて俄

明治初期の町藝妓

ベッド

古いことは暫く措き、安政の開港當時横濱の外人居留地でベッドの用ひられたことは想像に難くないが、このベッドは我が國人に餘り適しないと見えて、他の舶來品に比し、その發達は實に遲々たるもので、今日でさへ病院を除いては餘り行はれてゐない。理由は種々あるらしいが、第一我が國の蒲團はベッドに適しない、第二にベッドを用ひるには毛布を要するが日本人はこの毛布を餘り好まない、第三にベッド其物が餘り高價で一般の家庭に向かない、第四に日本家屋の構造は根本的にベッドを裝置すべく適しない、第五に日本人は永く疊の上に起居しそれが殆ど習ひ性となつてゐる等の理由で、日常これを用ひることを好まぬが、病院や軍隊では衞生上早くから之れを採用してゐたことは、田島象二(醉多道士)著花柳事情(明治十三年)の檢黴圖によつても立證し得るが、蘇武綠郎編花街風俗叢書、第五卷、諸國遊里風俗篇上、長崎丸山遊廓の發達と檢黴(醫學博士黑澤潤三)によると、丸山遊女の檢黴は萬延元年だとあるから、檢黴其物の性質から當時ベッドを用ひたことは想像に難くない、殊に同年長崎には既に長崎養成所といふ病院が設立せられ、洋醫術の大家松本良順などもゐたのであるから、この病院にベッドのあつた事は明かである。前にも一寸述べたが他の物に比しベッドは餘り民間では用ひられず、今も尙ほ兵營・病院・公營無料宿泊所等に行はれてゐるに過ぎないが、之れはベッドの疊を敷詰めた日本間に調和しない爲めであらう。

六　明治初期に於ける花柳界の革新

明治初期に於ける花柳界の革新

維新後階級制度の撤廢につれ、從來重壓下にあつた農工商層の風俗は反動的に奢侈に流れたが、就中花柳界の風俗は職業柄著しく華美輕佻に流れ、識者をして傷く顰蹙せしめたものである。維新前藝妓はその風俗に種々の制限が加へられてゐたので、內緒はどうあらうとも、表面上は徹頭徹尾女藝人の域を出なかつた。例へば文藝倶樂部定期增刊、第九卷第二號、諸國年中行事、舊江戶年中行事の一斑に『江戶藝者は常に町奉

江戸時代の藝妓

明治初期の町藝妓

行所の監督下に在りて風俗を嚴に制限せられ、又芳原が江戸藝者を常に仇視して動もすれば町奉行所に其違令を告訴し、その私行を摘發するに會ひて禍害を蒙ることも罕ならざりき。其粧ひといへば先づ髮飾とては笄及び前差を禁じ、鼈甲物は後差か櫛かの一種に限りて、兩ながら同時に用ふるを許さず、銀簪とても唯一本に止まれり。次に衣服は長襦袢が無地の縮緬にて友禪は勿論その他の染模樣も相成らず、衣服は縮緬の紋付は許せども聊かの模樣たりとも染出させず、裏は引返しも替り裏も相成らずとて花色絹に限り、下着も同樣なり。帶は博多・小柳・琥珀の類にて朱珍唐織等の如き模樣を織出せる品を禁じ、襦袢の半襟の如きも白襟ならば羽二重か精好に止め、綸子紗綾の如き地紋を許さず。色襟ならば染模樣は許せども縫模樣は相成らずと制限し、着替は縞ものに黑の半襟を掛け、客の招きに應じて酒樓・船宿・待合に赴く藝妓と見えざるやうに繼棹の三味線を二ツに放して風呂敷に包みて供の男に持たせ(この風だけは今日も存したり)、時として町奉行が風紀嚴肅の令を出すに會へば、紋付の出を着て褄を取りて歩くことも成らず、途中は縞ものゝ着替を端折つて往來せねばならぬ事もありたりき。昔の深川の藝妓は色藝を賣る身からとて遙かに通常の婦人よりも花やかなる裝束にて客の座敷に出たりしに、改革以後の町藝者は素人よりも尙ほ劣れる質素な風を粧はねばならぬことに制限せられたれば、その裝束と營業とは全く反對の狀勢をなし、藝妓としては非常の逆境に沈淪せる三十年、その苦痛も亦察知すべきなり。然れども彼藝妓輩はこの非常の逆境に立つと俱に、非常の勇氣を以て其苦痛を排除して目的を達するの望を懷き、少くともその制限の範圍內に於てその美を發展せんと相繼いで幾多の工夫を凝し、實驗に實驗を重ねたる結果は眞の瀟洒淡白なる柳橋風を成就し、粉粧繡染を假らず天然の美を以てあらゆる障碍に打勝ち、以て美人の標本を示し、所謂江戸の藝者は山櫻との評言は天保以前の深川藝者にあらずして、弘化以後の江戸藝者にあるの實を示したり云々」とあるを以て見ても、略ぼ當時に於ける藝妓の風俗の一斑を推知するに難くない。然るに維新後、町藝者に對する服飾の制限が撤廢されて較

に自由を得た爲に、その反動として從來の淡白は一躍して濃厚の極點に變じ、遂に未曾有の華奢艶美を究むるに至つたのである。

然れどもそは綿服を絹物に替へたに過ぎず、その服飾は明治に入つて明治的意匠を表現したものではなかつた。いはゞ明治初期の花柳界は幕末の延長に裾模様や緋縮緬の長襦袢を着せた如きもので、この社會には洋裝も入らず、唯彼等の虛榮を唆つたものは懷中時計・指輪・硝子製の自惚鏡ぐらゐのものだつた。女郎亦この埒外に出でず、格子から吸付煙草を出して出鱈目な呼名で嫖客を勸誘したり、代筆の長い手紙で初心な馬鹿息子を誘拐したり、頭髮に贋造の鼈甲細工を飾る等の習慣は、明治になつても矢張り行はれてゐたから、恁した風俗習慣は明治初期の花柳界に於ける風俗として列擧することは全く無意味である。されば花柳界の風習中特に新に現はれたものは女郎に對する檢黴制度の設定と、人身を抵當に金錢を貸借することを禁止された事と、女郎の解放等は重なるもので、之れこそ眞に世界的に躍進した明治日本の如何にも文明開化的た新施設と言はねばならめ。

檢黴制度の創設

黴毒（また梅毒とも書く）に就ては西曆一九一三年刊行の醫學博士土井慶藏著 Beitrage zur Geschichte der Syphilis（黴毒史）に詳しいが、我が國に於ける女郎の黴毒檢査は從來慶應二年を以てその濫觴としてゐたが、蘇武綠郎編花街風俗叢書、第五卷、諸國遊里風俗篇の總說によると、萬延元年六月長崎奉行岡部駿河守が露國提督ビリレフの建言を容れ、長崎養生所の松本良順及びポンペ等をして丸山女郎の檢黴を執行せしめたのが嚆矢である。然るに維新後政府は夙に該病の撲滅に留意し、横濱沿革誌、明治元年の條に『六月吉原町（横濱）へ黴毒病院ヲ新築ス、英國醫師ニウトン裁判所雇醫松山不苦庵及病院掛二名出張、娼妓黴毒ヲ檢査ス（本邦黴毒病院ハ之ヲ嚆矢トス）』とあるが如く、當時外人在留の最も多い横濱を始め、東京の吉原・根津・築地新島原及び全國の遊廓所在地に黴毒病院または驅黴院を設立せしめて、鋭意該病の撲滅を圖る所があつた。

黴毒病院の始め

尙ほ當時の檢黴に就いては田島象二（醉多道士）著花柳事情（明治十四年十

二月二十六日刊)上巻、送娼妓之病院序の條に『明治戊寅夏六月廿八日。道士為避債鬼飛出家門。賞石蟬花於墨水側堀切村。歸途狂入芳原。醉餘乘氣動。不意無一文。傲登青樓。沈鈍錚之果。遂為居殘。後朝當土曜日。娼妓等將往病院。於是愚弄半分為序書悪紙以送之。其辭曰。猿之尻雖眞赤不自知之。反笑他尻之赤。牛之臀雖塗糞不自厭之。反厭他臀之塗糞。蓋臭者身不知之謂也。詢以上自七十五錢之契情。下迄二十錢踏張。皆不厭朋輩之摘草。反厭係醫者手。小言八百至病院有不滿之色。就中鐵面厭鍛冶屋之金床者。施諸諱於○○○頭。把池塘春草結鬢或描眉目以愚弄醫者。其所為皆過矣。寢倒惟。昔々唐聖人之治國也。德化及禽獸豺狼垂耳。後世飛揚者讃之叩之。銘鐵瓶書鼻涕紙。傳以為自慢鑑焉。今也大賢明政府施新政。其德化不啻及禽獸而已。盛々及卿等之○○。保護之猶阿嬶之於子供。二階御伯母於卿等。可噂反覆不避奥不辭醜。不使有么麼梅々好。如洗尻於大川一般。清潔可思。是獨不卿等之幸福。亦我輩顆碌玉之幸福也。若夫無政府大御世話及于此。何知天下風雅連日肌。而恐之陰嚢。及卿等之玉高乎。卿等思此察彼。則不笑他臀愧自臀以無着政府恩波之滅法雖有轉手古舞而喜領醫者受檢査焉。余之敵娼。執煙管捻煙管燃之。一吹與余曰。唯於是習慣別。觸入暗燈部屋為不景氣的面是為序。二三年以前娼妓の檢査を忌嫌ひしは此文にて知るべし。然るに慣るゝの久しき今は、腐敗た饅頭でも投り出すが如く、錢のない巾着でも見せるが如く、面蔽ひも用ひず、平氣のお平さんにて絶えて赧面の狀ある事なし。偖檢査日は芳原はもと土曜日なりしが今は月曜日、根津が火曜日、他の四宿(品川・新宿・千住・板橋)は之に順じて他の日を用ゆ。(中略)病院の創めて設けられし頃は醫員も甚だ不慣の事なれば眞正直に機械を用ひ、娼妓も亦た愧て面蔽ひをなしたりしが、今は主客ともに慣れ、醫員は器械を用ひず(中略)其梅毒の有無を檢し、若し少しの瘡と雖も有るときは決して歸さず、直ちに本郷の大學醫學部の病室に送り、治療せしむ。其の費は常に娼妓の玉(揚代を玉といふ)一本に付(一本

とは大中並小見世を論ぜず總て金二十五錢と定む）七厘づゝ反除たる税のうちにて總費に宛つ、故に幾月間居るも治療費は勿論飲食費と雖も一錢も要せず。今試みに芳原と根津との其税高は日に幾干づゝ集まるかと馬鹿げた算當を爲せば左の如し。但しお茶を挽く挽かざると、又大小店を論ぜず一妓一晝夜三本を以て平均す。

芳原　娼妓の數七百八十人、一名より七厘づゝ三ツ即ち二錢一厘、總計金十七圓七十五錢八厘

根津　娼妓の數五百六十人、同金十一圓七十六錢

宜なる哉、日に斯の如く巨額の税金を拂ふが故に數名の梅毒つ病娼妓を病室に養ふも差支へざるを、獨り奈何せん娼妓の病院に入るや、其嘗て青樓に在りし日に比すれば、恰も囹圄に投ぜられたるが如く氣儘の鬼語を吐くあたはず。啻それ是のみならず其欲する物あるも、金なければ徒らに涎を流して全癒の日を算ふるのみ云々』とあれば、明治初期に於ける女郎の梅毒檢査なるものゝ一斑を推知するに難くないが、當時は尙ほ東京市内は勿論のこと、各地に私娼の跋扈が甚しく、剩へ當時は今日と異なり、檢黴は未だ藝妓・私娼・料亭の女中等に及ばなかつたので、女郎の驅黴は著しく改善せられたが、却て花柳病患者の增加を見ると云ふ奇現象を呈するに至つた。

娼妓の檢黴實施は著しく廓內生活を改善したが、身體の自由束縛は依然として江戸時代の舊弊を脫せず、ために娼妓は矢張り籠の鳥であり、金錢を以て自由に娘を賣買し又は一定期間抵當の對照物たるを免れぬ點に於て、一種の商品であつた。然るに明治五年十月二日布達第二九五號を以て人身賣買を禁じ、諸奉公人の年限を定めて藝娼妓を解放し、之れに就ての貸借訴訟は一切取上げぬ旨を發布せらるゝに及び、藝娼妓は初めて玆に解放せらるゝに至つた。參考のために該布達の要旨を記せば左の如きものである。即ち、

一　人心賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ、其主人ノ存意ニ任セ、虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マジキ事ニ付、

古來禁制ノ所、從來年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ奉公住致、其實賣買同樣ノ所業ニ至リ次ノ外ノ事ニ付

自今自今可爲嚴禁ノ事

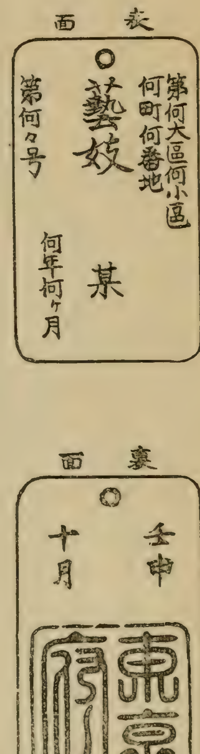
一 農工商ノ諸業習就ノ爲弟子奉公爲致候儀勝手ニ候得共、年限滿七年ニ過グ可カラザル事、但双方和談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルベキ事

一 平常ノ奉公人ハ一ヶ年宛タルベシ、尤奉公人取續候者ハ證文可相改事

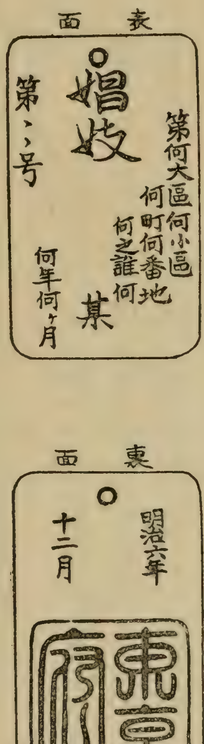
一 娼妓藝妓等年期奉公人一切解放可致、右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事

右之通被定候條屹度可相守事

尚ほ娼妓の解放に就ては明治七年三月刊の萩原乙彥著（東京）開化繁昌誌、娼妓解放の條に『西洋にいふ自由の權を、廣く衆庶に布せたまふ、文明の御德政普天の下卒土の濱、屆かざる隈もなく、既に壬申の冬に至りて、諸國各地の妓院驛舍に抱置たる年期の遊女、併に藝妓の徒を、咸解の御沙汰あり。桂玉の地は猶さらに、籠の鳥かや恨めしと、喞てる長少數十萬口。一時に自由の飛揚を得たれば、東西南北四里四方、朱引內外地として、新道裏家の隅々まで、緣し无き者在ざりけん、迎ひに出る親あれば、歸り來にける娘あり、或は姉妹或は姪、或は遠緣未見にして、鬧煮た鍋道端の狗の糞を摂むに及ばず、彼の陽炎の有か無き緣しに擦む小雄鹿の、緣によるあり曳るゝありて、雜襍湧が如くなり。之が爲に場末なる錢湯迄も囂々とし、斬散店もたう〳〵たり。呼籠鳥の女子、此聖代に在ずして、得難しとも又得難かるべき。其身は元來其親兄弟の歡喜怎生ばかりなりけんかし、所謂手の舞足の蹈む所を知らぬも理りなり。然もまた借錢の淵に沈み、厄介の山を爲す者は、新たに鑑札を請て、貸坐敷たる屋に赴き、猶を媱を鬻ぐことを免許さるゝと聞えたり。其恩澤壟せり極めり。藝妓も亦一般、晋異なる所は公然を閨房に入らず、情を賣らず、三絃の緑、線香の煙、細き活計に親子糊口し、際よくば玉輿に乘らんことを冀ふのみ其鑑札左に抄出する。



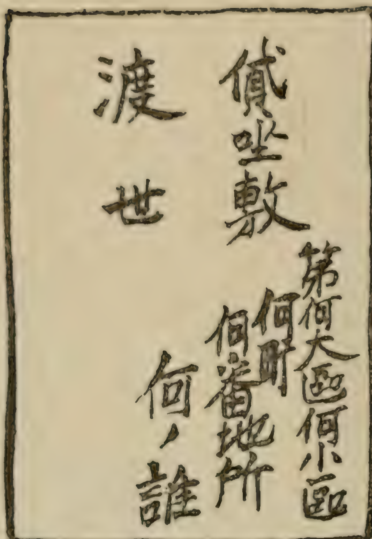
巾一ッ寸八分長さ二寸五分、板の厚み二分ばかりなり。是藝妓に遞與る所のもの、一ヶ月税額金　圓の定則なり。各札御府印は燒字也。



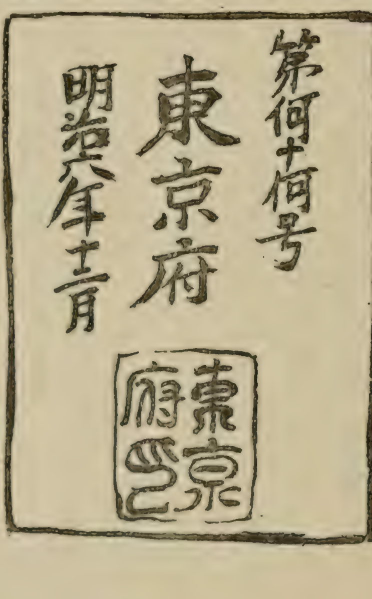
是遊女に遞與る所のもの、寸法藝妓の札に同じ、一ヶ月税額金二圓の定則也。這制支那には古くあり、宋末に膩粉錢といふ是なり。件の鑑札を受る者、各自に是を甘んずるには有べからず、自ら顧みて野卑と思ひ貧賤を諦るものなる歟、其實情は知覺し難し。蓋抱の窮屈を脫れし娼妓藝妓の輩が、雀躍怡悦に地を巽て、其主人們は譬にいふ、鳶に油揚攫はれし心地せられて當惑ならん。就中春夏秋冬有㆓別天㆒と吟みたる北郭不夜城も、其後は空郭寂靜たる光景にて、名だたる金瓶伊勢六の五階造は依然たれども、遠見すれば佃島の灰小

屋に異ならず。爾れども又勉强して新たに趣向を思ひ起し、件の兩閣のみならず、各樓西洋燈（らんぷ）の照版（かゞみ）付に、光輝四方を燦爛し、或は浴室の淸潔なるに、割烹の手を盡して客を招かんことを計る。是卽ち貸坐敷の免許を蒙り奉ればなり。其鑑札左の如し。

表面



裏面



是貸坐敷渡世の者へ、渡與る所のものにして、巾二寸三分、長さ四寸、板の厚み三分五厘ばかり也。一ケ月税額金五圓の定則、是以て公然たる御免の女郎屋同樣なれども、抱えの娼妓に有ざれば、嫖客の目的たる鑑札免許の出稼遊女は、其身の客に等輩たる、那靑柳の彼此と、尻の居らぬ隨意なれば、今宵は此方の花たりしも、翌日は彼方の樓上に咲く花に異ならで、所定めぬ景色なるにぞ、貸坐敷の暖簾を掛たる、業體も又

定め難し。別に商法を兼開き、兎も角もして活計の便宜を得んと願ふにこそ。是時舊く御免の場所と、稱へ來りし妓院の主人們、各家業の起本を忘れて、賤しき營生を顧みず、奢侈驕慢に增長し、朝夕の動止、專貴人の所致ありて、滿れば缺る十五夜の、月夜ばかりと思ひし故に、前代未曾有の大變事、維新以還第一ちたる、開化の時に遭るなるべし。(中略)維新の際に至りて、高貴の館にも未だ莚さる歐羅巴製の大厦重閣を築造し、娼妓も亦綾羅の上に、七寶を裝飾しるたは、世をも恐れず、世をも憚らず、實に亡八顯然なるを、天豈憎み給はざらんや。自ら獨の自由の權を一夕に奪はれて、抱へ置たる遊女どもは、證文ともろともに、俄然天へ颺げられしは、所謂盈虚の理にて、亢龍の悔とも甲斐なし。又遊女どもは思ひ設けぬ自由の權を授られて、結局貧家に立戻り、初めて世間をみつ蒲團の、みつればかけるに引足らぬ、損料蒲團の柏餅に、辛く霜夜を凌ぐも有るべし。其數總て三ンチン餘り、四方隅へ散亂し、此處に出現、彼所に陰淪て、竊に信宛の蒙汗藥を用ゐ、或は肉饅頭を强る形勢、水滸の天罡垄煞星、魔碣を奔て人間に、再生したるごとくにて、十一大區に蔓漫たる、手のある上に阿紫不來、由斷大敵おそろ肝心。世の少年輩この時に、眉に唾を塗る呪を怠らば浮雲きことなり。爾れども名妓と稱へられたる、金瓶樓の四天王・平泉の若綠・稻本の小稻・久喜卍の唐土・角海老の大井、其它何樓の某、彼樓の誰が如き、高評ありし名妓は、解放の御仁諭を克辨解奉戴して有繋に其身の獨を愼み、彼神龍の尾を見せぬ歟、其後何處に在やらん、問ども之を知者尠し』とあれば、これによつてその一斑を想像するに難くないが、要するに當時の解放は在來の制度を鑑札制度に改めて稅を課せしに過ぎざるべく、女郎と樓主間の貸借を棒引きにして名實共に解放せぬ以上、解放とは名ばかりにて、却て女郎や藝妓は雇主に對する借金の外に相當高價な月稅を課せられ、辛勞を二倍化した感がある。

昭和十一年三月八日印刷
昭和十一年三月十五日發行

明治史總覽

定價金五圓五拾錢

著者　蘇武緑郎
東京市瀧野川區中里町三七五番地

發行者　鹽見眞平
東京市小石川區音羽町八丁目十一番地

印刷者　野島新之丞
東京市小石川區音羽町八丁目十一番地

印刷所　野島好文堂

發行所　明治史刊行會
東京市瀧野川區中里町三三六番地
電話小石川三九三四番
振替東京六六三八四番